

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月6日
【会社名】	AIAグループ・リミテッド (AIA Group Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 (Director) マーク・タッカー (Mark Tucker)
【本店の所在の場所】	香港、コンノート・ロード・セントラル1、 AIAセントラル、35/F (35/F, AIA Central, 1 Connaught Road Central, Hong Kong)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三原 秀 哲
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-3511-6125
【事務連絡者氏名】	弁護士 佐藤 寿彦
【連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-3511-6279
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	111,466,584,614香港ドル（約1,207,183百万円） 上記の金額は、一株当たりの売出価格を19.03香港ドルと仮定して計算された見込金額であり、上記の円金額は1香港ドル=10.83円の換算率（平成22年9月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売相場と買相場の仲値）によって換算されている。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし（本邦以外の地域における安定操作取引については「第一部 証券情報 第4-1-(3) 安定操作」を参照）
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

注

1. 本書に別段の記載のある場合を除き、本書における「香港ドル」及び「HK\$」とは、香港の法定通貨を意味し、また、本書における「US\$」又は「米ドル」とは、アメリカ合衆国、その領土、米国の一切の州並びにコロンビア特別区の法定通貨を意味する。読者の便宜のため、香港ドルによる金額は、本書に別段の記載のある場合を除き、1香港ドル=10.83円（株式会社三菱東京UFJ銀行が提示した2010年9月1日現在の東京の対顧客直物電信売買相場の仲値）の換算レートで日本円に換算されている。読者の便宜のため、米ドルによる金額は、本書に別段の記載のある場合を除き、1米ドル=84.27円（株式会社三菱東京UFJ銀行が提示した2010年9月1日現在の東京の対顧客直物電信売買相場の仲値）の換算レートで日本円に換算されている。
2. 当社の事業年度は、各年の11月30日に終了する。
3. 一切の表における合計と当該表に記載された金額の総和との間の一切の不一致は、四捨五入によるものである。

4. 本書に含まれる将来予想に関する記述は、重大なリスク及び不確実性の影響を受ける。

本書には、当社経営陣の考えのみならず、香港目論見書の日付現在における当社経営陣による推測及び当社経営陣が現在入手可能な情報に基づいた、当社に関する一定の将来予想に関する記述が含まれている。こうした将来予想に関する記述は、その性質上、重大なリスク及び不確実性の影響を受ける。これらの将来予想に関する記述は、下記に関連する記述（下記に限定されない。）を含む。

- ・当社事業の見通し
- ・業界及び当社が運営する地域別市場における将来の発展、動向及び条件
- ・当社の戦略、計画、目的及び目標
- ・業界及び当社が運営する地域別市場における規制及び運営状況の変化
- ・当社のコスト管理能力
- ・当社の配当政策
- ・当社事業の将来の発展の程度及び内容並びに可能性
- ・価格、出来高、運営状況、利鞘、全体的な市場動向、リスク管理及び為替レートに関する、「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (1) 財務情報」における一定の記述

本書において、「予想する」、「信じる」、「あり得る (could)」、「見積もる」、「期待する」、「進行する」、「意図する」、「可能性がある (may)」、「しなければならない (ought to)」、「計画する」、「予測する」、「求める」、「すべきである (should)」、「予定である (will)」、「～だろう (would)」などの用語及び同様の表現が使用される場合、当該用語及び同様の表現は、当社又は当社の経営に関連するときは、将来予想に関する記述の識別を目的としている。

これらの将来予想に関する記述は、香港目論見書の日付現在における将来の事象に関する当社の見解を反映しているものであって、将来の業績又は発展を保証するものではない。将来予想に関する記述に依拠することにより既知及び未知のリスク並びに不確実性を伴うことに強く注意されたい。実際の業績及び事象は、下記を含む多くの要因により、将来予想に関する記述における情報とは大幅に異なることがある。

- ・当社の事業運営のあらゆる側面に関する法、規則及び規制の変更
- ・経済一般、市場及び事業状況（資本市場の展開を含む。）
- ・利率、外国為替レート、株価又はその他のレート若しくは価格についての変化又はボラティリティ
- ・当社の競合他社の行為及び発展並びに当社商品及びサービスの需要及び価格に関する保険業界における競争の影響
- ・当社が追求する又は追求しない様々な事業機会
- ・人口増加及びその他の人口動向の変化（死亡率、疾病率及び長寿率を含む。）
- ・継続率
- ・当社事業のリスクを識別、測定、監視及び管理する当社の能力（当社のリスク・プロファイル及びリスク管理の実務を全般的に管理及び採択する当社の能力を含む。）
- ・当社商品及びサービスに適切な価格設定をし、将来の給付金及び保険金のための準備金を積み立てる当社の能力
- ・季節変動
- ・本書において記載されたリスク要因及び当社が制御できないその他の要因

香港上場規則の要件に従い、新規情報、将来の事象又はその他の理由の有無に関わらず、当社は、本書の将来予想に関する記述を更新又はその他改訂する意図はない。ここに記載されるリスク及びその他のリスクの結果、不確実性及び推定、見込まれた事象並びに本書に記載された事象は、当社が予期する形で生じない又は全く生じない可能性がある。したがって、将来予想に関する情報又は記述に過度に依拠すべきではない。本書の将来予想に関する全ての記述は、本項に定められる注意書きを参照することにより有効となる。

5. 本書において以下の表現は、文脈上別の解釈を必要とする場合を除き、以下に記載する意味を有する。

(1) 定義

「**当社**」とは、2009年8月24日に香港会社条例に基づいて設立された会社であるAIAグループ・リミテッド（AIA Group Limited）のことであり、AIAグループの親会社である。「**AIAグループ**」とは、AIAグループ・リミテッド、並びに、文脈上別の解釈を必要とする場合を除き、その全ての子会社並びにそれぞれの各支店及び事業所又は（文脈上、AIAグループ・リミテッドの設立より前の時点が言及される場合には）AIAグループ・リミテッドの現在の子会社並びにそれぞれの各支店及び事業所が従事しており、且つ、後にAIAグループ・リミテッドにより継承された事業のことであり、また、文脈上別の解釈を必要とする場合を除き、本書において「**当社の**」、「**当社は**」及び「**当社に**」と言及する場合、「**当社**」とは、AIAグループを指す。

「関連会社」、「関係者」、「関連取引」、「子会社」及び「実質株主」とは、文脈上別の解釈を必要とする場合を除き、香港上場規則においてそれらの用語に与えられる意味を有する。

文脈上別の解釈を必要とする場合を除き、当社の株式保有に関するあらゆる言及は、売出規模調整オプション又はオーバーアロットメント・オプションが行使されないことを前提としている。

追加の定義は以下のとおりである。

「稼働中代理店」	月に少なくとも1つ以上の生命保険商品を販売する代理店
「代理店優先売出し」	保証付且つ優先的な条件での代理店留保株式の購入に係る適格代理店に対して香港目論見書に基づき日本国外で実施される優先売出し（「第一部 証券情報 - 第4 - 1 - (1) グローバル・オフリングの構造」において、より詳細に説明されている。）
「代理店留保株式」	代理店優先売出しに従って香港目論見書に基づき売り出され、国際売出株式から割当てられる、売出株式
「AIA」	AIAグループ・リミテッド（AIA Group Limited）の子会社である、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（American International Assurance Company Limited）
「AIAバミューダ」	AIAの子会社である、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（バミューダ）リミテッド（American International Assurance Company (Bermuda) Limited）
「AIAコーポレート・マーケティング」	AIAの子会社である、AIAコーポレート・マーケティング・カンパニー・リミテッド（AIA Corporate Marketing Co. Limited）
「AIAペンション・トラスティ」	AIAの子会社である、AIAペンション・アンド・トラスティ・カンパニー・リミテッド（AIA Pension and Trustee Co. Ltd.）
「AIAトラスティ」	AIAの子会社である、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（トラスティ）リミテッド（American International Assurance Company (Trustee) Limited）
「AIAオーストラリア」	AIAの子会社である、AIAオーストラリア・リミテッド（AIA Australia Limited）
「AIAブルネイ」	AIAのブルネイ支店の事業及び業務
「AIAセントラル」	香港、コンノート・ロード・セントラル1に所在する建物
「AIA中国」	AIAの中国支店及び出張所の事業及び業務
「AIA香港」	AIAの香港における事業及び業務並びにAIAバミューダの香港支店の事業及び業務

「AIAインド」	タタ・サンズ・リミテッド(Tata Sons Limited)とAIAとの間のジョイント・ベンチャーである、タタ・AIG・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド(Tata AIG Life Insurance Company Limited)
「AIAインドネシア」	AIAの子会社である、PT・AIA・ファイナンシャル(PT. AIA FINANCIAL)
「AIA韓国」	AIAバミューダの韓国支店の事業及び業務
「AIAマカオ」	AIAバミューダのマカオ支店の事業及び業務
「AIAマレーシア」	AIAの子会社であるアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・Bhd.(American International Assurance Bhd.)
「AIAニュージーランド」	AIAバミューダのニュージーランド支店の事業及び業務
「AIAペンション」	AIAトラスティ及びAIAペンション・トラスティの総称
「AIAシンガポール」	AIAのシンガポール支店の事業及び業務
「AIA台湾」	AIAバミューダの台湾支店の事業及び業務
「AIAタイ」	AIAのタイ支店の事業及び業務
「AIAベトナム」	AIAの子会社である、AIA(ベトナム)ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド(AIA(Vietnam) Life Insurance Company Limited)
「AIG」	アメリカン・インターナショナル・グループ・インク(American International Group, Inc.)
「AIG-AMG」	AIGの子会社である、AIGアセット・マネージメント(アジア)リミテッド(AIG Asset Management(Asia) Limited)
「AIG事由」	「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成 - 後にAIGとなるグローバル・グループの成長」に記載の事由
「AIGエジソン」	AIGエジソン生命保険株式会社
「AIG枠組契約」	「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - AIG枠組契約」に記載の当社とAIGとの間の契約
「AIGグループ」	AIAグループを除く、AIG及びその時々々のAIGの子会社
「AIGGIC」	AIGGICアジア及びその特定の資産運用会社である関係会社
「AIGGICアジア」	AIGグローバル・インベストメント・コーポレーション(アジア)リミテッド(AIG Global Investment Corporation(Asia) Ltd.)

「AIG保険関係会社」	AIAグループ外のAIGグループ保険子会社
「AIGの資本強化」	「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - AIGの資本強化」に記載の意味
「AIGスター」	エイアイジー・スター生命保険株式会社
「AIRCO」	アメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド (American International Reinsurance Company, Ltd.)
「ALICO」又は「アリコ」	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (American Life Insurance Company)
「当社定款」	条件付きで承認及び採択された当社の附属定款（随時改訂されるものを含む。）
「アジア・パシフィック」	オーストラリア、ブルネイ、中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マカオ、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ及びベトナムから構成される。疑義を回避するために付言すると、「アジア・パシフィック」に日本は含まれない。
「バミューダ金融庁」	バミューダ諸島の金融庁
「BPI」	バンク・オブ・ザ・フィリピン・アイランド (Bank of the Philippine Islands)
「BPI-Philam」	BPIとAIAのジョイント・ベンチャーであるBPI-Philamライフ・アシュアランス・コーポレーション (BPI-Philam Life Assurance Corporation)
「営業日」	土曜日、日曜日又は香港における公休日を除いた日
「CCASS」	HKSCCにより設立及び運営される香港中央決済システム (Central Clearing and Settlement System)
「CCASS決済参加者」	直接参加者又は一般決済参加者としてCCASSへの参加を認められた者
「CCASSカストディアン参加者」	カストディアン参加者としてCCASSへの参加を認められた者
「CCASSインターネット・システム」	参加者が、インターネットを通じて、とりわけ、口座を管理し、指示を与え、問い合わせを行うことのできるCCASSが提供するオンライン・サービス
「CCASS投資家参加者」	一個人、共有者である個人又は会社で投資家参加者としてCCASSへの参加を認められた者

「CCASS業務手続書」	CCASS一般規則の一部を構成し、CCASSの業務、CCASSのもとで利用可能なサービス及び設備並びに参加者が従うべき手続きを規定する文書(随時改正されるものを含む。)
「CCASS参加者」	CCASS決済参加者、CCASSカスタディアン参加者又はCCASS投資家参加者
「CCASS電話システム」	参加者が、プッシュ・ホンを利用することにより、とりわけ、指示を与え、問い合わせを行うことのできるCCASSが提供する電話サービス
「CIRC」	中華人民共和国の保険業を監督及び規制する責任を負う規制機関である、中国保険業監督管理委員会(China Insurance Regulatory Commission)
「中央積立基金」	シンガポールにおいて従業員、雇用者及び政府によって共同して維持されるシンガポールの社会保障制度
「チャーティス社」	AIGの子会社である、チャーティス・インク(Chartis Inc.)
「中国」又は「中華人民共和国」	本書の目的上でのみ(別途示される場合を除き)、台湾、香港及びマカオを除く中華人民共和国
「コマーシャル・ペーパー買取制度」	2008年10月27日より運用が開始された、FRBNYにより設立されたコマーシャル・ペーパー買取制度
「処分要求」	「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係 - 特定の株主の取決め」に記載された意味
「処分株式」	「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係 - 特定の株主の取決め」に記載された意味
「分配要求」	「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係 - 特定の株主の取決め」に記載された意味
「分配証券」	「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係 - 特定の株主の取決め」に記載された意味
「ドラッグ・アロング・セール」	「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係 - 特定の株主の取決め」に記載された意味
「適格代理店」	第1種代理店及び第2種代理店
「適格従業員」	主要な就業地が香港であり、且つ香港の居住者である、2010年8月31日現在の当社又はその子会社若しくは支店の香港目論見書の日付現在引き続き従業員であり、且つ試用期間中ではない常勤従業員(当社若しくはその子会社若しくは支店の取締役及び最高執行役員、又は当社普通株式若しくは当社の子会社若しくはそれぞれの関連会社の株式の既存の実質的保有者を除く。)

「従業員優先売出し」	保証付且つ優先的な条件での従業員留保株式の購入に係る適格従業員に対して香港目論見書に基づき日本国外で実施される優先売出し（「第一部 証券情報 - 第4 - 1 - (1) グローバル・オフリングの構造」において、より詳細に説明されている。）
「従業員留保株式」	従業員優先売出しに従い香港目論見書に基づき売り出され、国際売出株式から割当てられる、売出株式
「FCPA」	1977年連邦海外腐敗行為防止法（The U.S. Foreign Corrupt Practices Act of 1977）（その後の改正を含む。）
「当初6ヶ月間」	「第一部 証券情報 - 第4 - 2 ロックアップ」に記載された意味
「FRBNY」	ニューヨーク連邦準備銀行（The Federal Reserve Bank of New York）
「FRBNY融資契約」	「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成」に記載のAIGとFRBNYとの間の2008年9月22日付リボルビング・クレジット契約（随時変更されるものを含む。）
「FRBNY枠組契約」	「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係 - FRBNY枠組契約」に記載の当社とFRBNYとの間の契約
「FRBNY買取契約」	AIG、AIRCO及びFRBNYの間の2009年6月25日付の買取契約
「FRBNY取引」	「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成」に記載のFRBNYが関与する取引
「韓国金融監督院」	韓国金融監督院（Financial Supervisory Service of Korea）
「事業年度」	言及される年度の11月30日に終了するAIAグループ・リミテッドの事業年度
「CCASSの一般規則」	CCASSの一般規則（随時改正されるものを含む。）。CCASSの利用に関する要項を規定し、香港証券取引所のウェブサイトに公表されている。
「グローバル・オフリング」	香港売出し、代理店優先売出し、従業員優先売出し及び国際売出し
「香港保険会社連合」	保険代理店の管理並びに保険商品及び保険サービスの提供等に関して会員を拘束する行動規範・指針を公表する香港における自主規制業界団体
「香港財務報告基準」	HKICPAにより公表された香港財務報告基準（Hong Kong Financial Reporting Standards）
「HKICPA」	香港公認会計士協会（Hong Kong Institute of Certified Public Accountants）

「HKSCC」	香港証券クリアリング有限公司（Hong Kong Securities Clearing Company Limited）
「HKSCCノミニーズ」	HKSCCの完全子会社であるHKSCCノミニーズ・リミテッド（HKSCC Nominees Limited）
「香港」又は「HK」	中華人民共和国の香港特別行政区。当社主要市場との関連では、香港にはマカオが含まれる。
「香港銀行条例」	香港銀行条例（香港法第155章）
「香港ドル」、「HKドル」又は「HK\$」	香港の法定通貨である香港ドル
「香港会社条例」	香港会社条例（香港法第32章）（随時改正されるものを含む。）
「香港売出し」	香港の一般投資家を対象とする香港売出株式の売出し。詳細は香港目論見書に記載される。
「香港売出株式」	香港売出しに従って売出株主により当初売り出される当社普通株式（但し、調整されることがあり、売出規模調整オプションにより制約される。）
「香港証券取引所」	香港証券取引所（The Stock Exchange of Hong Kong Limited）
「IAS」	IASBにより公表された国際会計基準（The International Accounting Standards）
「IASB」	国際会計基準審議会（The International Accounting Standards Board）
「ICO」	保険会社条例（The Insurance Companies Ordinance）（香港法第41章）（随時改正されるものを含む。）
「IFRS」	国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board）により採択された基準及び解釈で、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）、国際会計基準（International Accounting Standards）及び国際財務報告基準解釈指針委員会（International Financial Reporting Interpretations Committee）又は前解釈指針委員会（former Standing Interpretations Committee）が作成した解釈により構成される。
「支配権の徴憑」	「第二部 - 第 2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - 特定の株主の取決め」において記載された意味
「保険局」	香港保険業監理処は、ICOを運営する保険局として任命された保険長官に統括される。
「IT」	情報技術

「国際売出し」	国際引受人により行われる国際売出株式(代理店留保株式及び従業員留保株式を除く。)の条件付きの売出し
「国際売出株式」	()代理店留保株式、()従業員留保株式、並びに()調整、売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションを条件として国際売出しに従って売出株主が当初提供する当社普通株式
「本投資関連契約に帰属する運用資産」	投資関連事業に関する運用資産
「ジョイント・スポンサー」	シティグループ・グローバル・マーケッツ・アジア・リミテッド、ドイチェ・バンク・アーゲー香港支店、ゴールドマン・サックス(アジア)エル・エル・シー及びモルガン・スタンレー・アジア・リミテッド
「当社主要地域別市場」	香港、タイ、シンガポール、マレーシア、中国及び韓国
「当社主要市場」	香港(マカオを含む。)、タイ、シンガポール(ブルネイを含む。)、マレーシア中国及び韓国
「最新情報確認日」	香港目論見書に記載の一定の情報を確認するための、香港目論見書の印刷に先立つ最新の情報確認日である2010年9月30日
「上場日」	2010年10月29日(予定)。当該日において当社普通株式の取引が香港証券取引所で初めて開始される。
「香港上場規則」	香港証券取引所の有価証券上場規則(the Rules Governing the Listing of Securities on The Stock Exchange of Hong Kong Limited)(随時改正されるものを含む。)
「残余財産分配優先権」	「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係 - 特定の株主の取決め」に記載の意味
「LLC契約」	「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係」に記載のAIAオーロラLLCの運営上の契約
「ロックアップ」	「第一部 証券情報 - 第4 - 2 ロックアップ」に記載の、香港上場規則及び香港引受契約に従ってAIG及びAIAオーロラLLCにより表明される約束
「マカオ」	中華人民共和国澳門特別行政区
「過半数優先投資主」	その時点の残余財産分配優先権合計の50パーセント超を表章するAIAオーロラLLCの優先投資持分の保有者(FRBNYを除く。)。香港目論見書の日付現在、FRBNYはAIAオーロラLLCの優先持分の100パーセントを保有しており、過半数優先投資主は存在しない。
「シンガポール通貨監督庁」	シンガポールの通貨監督庁

「ミリオン・ダラー・ラウンド・テーブル」	保険代理店及びファイナンシャル・アドバイザーの売り上げでの著しい業績を評価するほか、専門的且つ倫理的な販売慣行の確立に取り組んでいる、生命保険及び金融サービスの専門家から構成される世界規模の専門的な業界団体
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスターズ・サービス
「MPFSO」	強制退職積立金制度条例（Mandatory Provident Fund Schemes Ordinance）（香港法第485章）（随時改正されるものを含む。）
「ナンシャン」	ナンシャン・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド（Nan Shan Life Insurance Company Ltd.）
「新台幣ドル」	台湾の法定通貨である新台幣ドル
「NYSE」	ニューヨーク証券取引所（The New York Stock Exchange）
「保険業監理処」	香港の保険業の監督及び規制に責任を有する規制機関である保険業監理処（the Office of the Commissioner of Insurance）
「OFAC」	米国財務省海外資産管理局（The Office of Foreign Assets Control of the U.S. Treasury Department）。一定の個人、事業体及び法域に対する一定の経済及び貿易制裁を監理及び実施する。
「売出価格」	売出株式1株当たりの香港ドル建ての最終価格（仲介手数料、香港証券取引所取引手数料及びSFC賦課金を除く。）、
「売出株式」	香港売出株式及び国際売出株式。該当する場合は、売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションの行使により売り出される追加の当社普通株式を合わせていう。
「売出規模調整オプション」	香港引受契約に基づき香港引受人に対して売出株主により付与される見込みのオプションであり、香港引受人に代わってジョイント・グローバル・コーディネーターが条件決定日までに行使することができる。これに基づき、売出株主は、「第一部 証券情報 - 第4 - 1 - (2) 売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション - 売出規模調整オプション」に記載の通り、市場における追加需要（もしあれば）を補填するために、追加の当社普通株式を売出価格で売却することを要求される可能性がある。
「タイ保険事業奨励管理委員会」	タイの保険事業奨励管理委員会
「オプション」	株式オプション制度に基づき参加者に付与されるオプション
「その他の地域別市場」	オーストラリア、フィリピン、インドネシア、ベトナム、台湾、ニュージーランド、マカオ、ブルネイ、及びインドにおける当社のジョイント・ベンチャーに係る当社の持分

「その他の市場」	オーストラリア、フィリピン、インドネシア、ベトナム、台湾、ニュージーランド、及びインドにおける当社のジョイント・ベンチャーに係る当社の持分
「ORSO」	退職給付制度条例（Occupational Retirement Schemes Ordinance）（香港法第426章）
「オーバーアロットメント・オプション」	国際引受契約に基づき国際引受人に対して売出株主により付与される見込みのオプションであり、国際引受人に代わってジョイント・グローバル・コーディネーターが行使することができる。これに基づき、売出株主は、「第一部 証券情報 - 第4 - 1 - (2) 売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション - オーバーアロットメント・オプション」に記載の通り、とりわけ国際売出しにおける超過割当分（もしあれば）を補填するために、追加の当社普通株式を売出価格で売却することを要求される可能性がある。
「海外代理店」	当社又はその子会社若しくは支店の代理店で、香港の居住者でない者
「海外従業員」	当社又はその子会社若しくは支店の従業員で、香港の居住者でない者
「フィラムライフ」	AIAの子会社であるフィリピン・アメリカン・ライフ・アンド・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー（The Philippine American Life and General Insurance Company）
「パインブリッジ」	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド（PineBridge Investments Asia Limited）
「本保険契約者及び株主運用資産」	本投資関連契約に帰属する運用資産を除く当社の総投資ポートフォリオ
「プライマス」	プライマス・ナンシャン・ホールディングス・カンパニー・リミテッド（Primus - Nan Shan Holding Company Ltd.）
「香港目論見書」	香港売出しのための目論見書
「ブルーデンシャル取引」	「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成 - 当社の再編成 - グローバル・オファリング」に記載された意味
「中国保証」	「第二部 - 第3 - 5 経営上の重要な契約等 - 関連取引 - 免除される継続的関連取引 - AIGによる中国保証」に記載された意味
「適格機関投資家」	ルール144Aに定義された適格機関投資家
「復興法」	2009年アメリカ復興・再投資法
「レギュレーションS」	米国証券法に基づくレギュレーションS

「本件再編成」	「第二部 - 第 2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成 - 」に記載のAIAグループの再編成
「RSU報奨」	RSU制度に基づき参加者に付与された制限付の株式ユニット報奨
「RSU制度」	当社の唯一の株主による2010年9月28日付の決議に基づき条件付きで採択された制限付の株式ユニット制度であり、その主要な条件は「第二部 - 第 1 - 1 会社制度等の概要 - (3) 当社株式資本及びオプション - 制限付の株式ユニット制度」に要約されている。
「ルール144A」	米国証券法に基づくルール144A
「スタンダード・アンド・プアーズ」	スタンダード&プアーズ・レーティング・サービス(Standard & Poor's Rating Services)
「本件売却要求」	「第二部 - 第 2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係 - 特定の株主の取決め」に記載された意味
「第35条命令」	「第二部 - 第 2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制 - 規制体系 香港 - 第35条命令」に記載された意味
「シンガポール証券先物法」	シンガポールの証券先物法
「株式オプション制度」	当社の唯一の株主による2010年9月28日付の決議に基づき条件付きで採択された当社の株式オプション制度であり、その主要な条件は「第二部 - 第 1 - 1 会社制度等の概要 - (3) 当社株式資本及びオプション - 株式オプション制度」に要約されている。
「シンガポール」	シンガポール共和国。当社主要市場との関連では、シンガポールにはブルネイが含まれる。
「次の6ヶ月間」	「第一部 証券情報 - 第 4 - 2 ロックアップ」に記載の意味
「香港証券先物委員会」又は「SFC」	香港証券先物委員会 (the Securities and Futures Commission)
「売出株主」	「第一部 証券情報」を参照のこと。
「シリーズC優先株式」	AIGクレジット・ファシリティ・トラストが保有するAIGのシリーズC優先株式
「シリーズE優先株式」	「第二部 - 第 2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係」に記載の通り、米国財務省が保有するAIGのシリーズE優先株式
「シリーズF優先株式」	「第二部 - 第 2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係」に記載の通り、米国財務省が保有するAIGのシリーズF優先株式
「シリーズG優先株式」	「第二部 - 第 2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係 - AIGの資本強化」に記載の通り、米国財務省が保有することになるAIGのシリーズG優先株式

「SF0」	香港証券先物条例(the Securities and Future Ordinance)(香港法第571章)(随時改正されるものを含む。)
「特別監査委員会」	TARP報酬特別監査委員会
「株式借入契約」	条件決定日前後に安定操作取引実施者、AIAオーロラLLC及びAIGの間で締結される予定の株式借入契約。当該契約に従って、AIAオーロラLLCは当該契約に規定される条件に基づき当社普通株式を安定操作取引実施者に対して貸し付けることに同意する。詳細は「第一部 証券情報 - 第4 - 1 - (3)安定操作 - 株式借入契約」に記載される。
「ソルベンシー」	保険事業及び再保険事業の開始及び実行に関する欧州議会及び理事会の指令2009/138/EC
「TARP」	米国不良資産救済プログラム(The U.S. Troubled Asset Relief Program)
「第1種代理店」	主要な就業地が香港であり、且つ香港の居住者であり、2010年8月31日現在の当社又はその子会社若しくは支店の契約代理店で、それらに10年以上業務を提供しているか、又は地域ディレクター、シニア地域ディレクター若しくはエグゼクティブ地域ディレクターの地位にあり、且つ香港目論見書の日付現在引き続き代理店である契約代理店(当社若しくは当社の子会社若しくは支店の取締役及び最高執行役員、又は当社普通株式若しくはその子会社若しくはそれぞれの関連会社の株式の既存の実質的保有者を除く。)
「第2種代理店」	主要な就業地が香港であり、且つ香港の居住者である2010年8月31日現在の当社又はその子会社若しくは支店の契約代理店で、第1種代理店ではなく、且つ香港目論見書の日付現在引き続き代理店である契約代理店(当社若しくは当社の子会社若しくは支店の取締役及び最高執行役員、又は当社普通株式若しくはその子会社若しくはそれぞれの関連会社の株式の既存の実質的保有者を除く。)
「タワーズワトソン」	「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (3) 保険数理コンサルタント報告書」に詳述されているタワーズワトソン・ペンシルベニア・インク(Towers Watson Pennsylvania Inc.)であり、一定の審査業務を行い、当社の保険事業に関する一定の事項について意見書を提供する保険数理コンサルタント
「業績記録期間」	2007年、2008年及び2009年11月30日に終了した3事業年度の各年度並びに2010年5月31日に終了した6ヶ月間から構成される期間
「米国」	アメリカ合衆国、その準州、属領及びその管轄に服する全ての地域
「米ドル」又は「US\$」	アメリカ合衆国の法定通貨である米ドル
「米国取引所法」	1934年米国取引所法(その後の改正を含む。)並びにこれに基づき公布された規則及び規制

「米国GAAP」	米国において一般に公正妥当と認められた会計原則
「米国証券法」	1933年米国証券法（その後の改正を含む。）並びにこれに基づき公布された規則及び規制
「米国内庫」	米国政府の国庫（一般会計、本質的には米国の納税者の銀行口座）
「米国財務省」	米国の財務省は、米国の経済的な繁栄を促進し、金融の安定性を確保することについて責任を負う行政機関である。米国財務省は、とりわけ連邦金融の管理、徴税並びに政府勘定及び公的債務の管理につき責任を負っている。

（２）用語集

この用語集は、AIAグループ及びその事業に関して本書において使用される一定の用語の説明を含んでいる。用語及びその意味は、これらの用語の業界における標準的意味又は使用法に必ずしも一致しない場合がある。

「傷害・疾病保険」	疾病給付金及び療養給付金を提供し、疾病、障害、重病及び傷害に対する補償を含む傷害・疾病保険商品。傷害・疾病保険商品は、当社の独立型保険契約及び個人向け生命保険契約に付属する特約として販売することが可能である。傷害・疾病特約は、財務情報の開示上、通常の個人向け生命保険商品とともに計上される。独立型傷害・疾病保険には付属する特約が含まれている。年換算新規契約保険料、新規契約高及び新規契約利益率の開示においては、従来型の生命保険商品に付属する傷害・疾病保険特約並びに投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品は個別に開示されている。
「アフィニティ顧客」	共通の目的又は社会的な類似性若しくは関係を共有する顧客集団
「代理店リーダー」	代理店のグループを管理する代理店
「広告浸透率」	広告調査において、過去30日の間に特定の商品又はブランドの広告を認識した回答者の割合
「配分持分」	その他の包括利益に反映されている金額を控除した、公正価値準備金及び為替換算準備金から構成されるAIAグループ・リミテッドの株主に帰属する持分
「配分セグメント持分」	各報告セグメントに関してセグメント資産からセグメント負債と公正価値準備金及び為替換算準備金を控除し、関係会社間劣後債務についての調整を行ったもの
「年換算新規契約保険料」	期間中に計上された年換算初年度保険料の100%に一時払い保険料の10%を加えた合計（再保険される前）として計算される新規契約活動の尺度
「年金保険」	積立金を様々な収益源を用いて顧客に支払うことができる貯蓄商品
「（保険）銀行窓販」	銀行又はその他金融機関を通じた保険商品の販売

「解約返戻金」	生命保険契約又は年金保険契約の解約又は脱退により保険契約者に支払われる現金額
「出再」	保険会社が引き受けたリスクの全て又は一部を再保険会社に移転すること。
「保険金請求」	保険契約に基づく給付金の提示及び／又は支払の根拠となる出来事、保険契約の条件に基づき、保険金請求は、保障（補償）、減額され又は保障（補償）対象から排除される。
「手数料」	保険商品の販売又は維持に関して提供されたサービスについて保険会社より代理店又はブローカーに支払われる手数料
「支配株主」	発行者の株主総会の議決権の30%（又は強制買付が必要となる基準として香港買付け及び吸収合併法がその時点で定めるその他の割合）以上を行使する若しくは行使を支配する権利のある者又はかかる議決権を合同で行使する若しくは支配する者の一団、又は発行者の取締役会の過半数の構成を支配する者。当社の支配株主は、AIAオーロラ・エルエルシー及びAIGである。
「信用リスク」	金融商品の一方の当事者が債務不履行により他方当事者に対して財務上の損失を負わせるリスク
「為替変動リスク」	資産又は負債の金額、キャッシュ・フロー、損益が為替レートの変動により影響を受けるリスク
「繰延獲得費用」	繰延獲得費用は、新規保険契約の獲得又は既存の保険契約の更新に関して発生する保険会社の費用である。当該費用には、手数料及びその他変動販売促進費並びに引受査定その他保険契約発行費用などの保険契約発行の直接的な費用が含まれる。
「保険密度」	一人当たり生命保険料
「裁量的な配当」	保証給付金に加えて以下の特徴を有する追加給付金を受領する契約上の権利 ・契約上の給付金の全体の大部分を占める可能性が高い給付金 ・支払金額又は支払時期が、契約上、保険会社の裁量に委ねられている給付金 ・契約上において、契約の特定プール若しくは特定の契約、資産の特定プール、又はIFRS 4における議論に従って保険契約を発行する当社、ファンド若しくはその他の法人の業績に基づく給付金
「デュレーション」	金利の変動から生じる債券価格のボラティリティの指標として使用されることが多い、将来キャッシュ・フロー流列の現在価値を算出するために必要な年数
「エンベディッド・バリュー」	将来の統計データについての前提条件の特定の組み合わせに基づく生命保険事業の経済的価値の保険数理上決定される見積（将来の新規契約に属する経済的価値を含まない。）

「養老保険商品」	被保険者が保険契約記載の特定の満期日又は期間に生存している場合に被保険者に対して様々な保証給付金を提供する従来型の生命保険商品。保障期間中に被保険者が死亡した場合には、指定された受取人が保険契約の額面金額を受領する。
「株式及びオルタナティブ投資」	株式（未公開株式及び公開株式、AIGが運用する複合型ミューチュアルファンドにより保有される証券、投資ファンドの持分並びにAIAグループの保有するAIG株を含む。）及び投資不動産
「費用率」	営業費用を総加重保険料収入に占める割合で示した比率
「金融商品」	株式及び確定利付証券並びに債権及び資産に分類されるデリバティブ金融商品をいい、現金及び現金同等物を除く。
「初年度保険料」	保険料分割払保険契約における初年度に受領する保険料。そのため、初年度保険料は、販売された新規保険契約の販売額の目安となっている。
「確定利付証券」	債務証券（国債、政府機関債、社債及び仕組債から構成される。）並びに契約者貸付、住居又は商業用不動産のモーゲージ・ローン、AIGの兄弟会社に対する関係会社間貸付及びその他貸付（貸倒引当金を控除する。）並びに定期預金及び現金及び現金同等物
「GDP」	国内総生産
「富裕層の個人」	百万米ドル以上の投資可能資産を保有する個人
「個人向け生命保険」	従来型の生命保険、投資関連保険及びユニバーサル生命保険並びに独立型傷害・疾病保険などの個人に対して提供される保険契約から構成される。
「IFA」	独立したファイナンシャル・アドバイザー
「有効契約」	失効しておらず、満期が到来しておらず、又はその他の理由で解約若しくは解除されていない記録に反映されている保険契約
「投資実績」	損益計算書において認識される実現投資損益及び未実現投資損益
「投資ファンド」	集団投資目的で保有される資金をプールしたもの
「投資適格」	S&Pについては、BBB-以上、ムーディーズについては、Baa3以上の格付
「投資収入」	投資収入は、受取利息、配当金及び賃料収入から構成されている。
「投資関連契約に帰属する金融運用資産」	投資関連契約を裏付けるために保有される金融商品

「投資関連商品」、「投資関連契約」又は「投資関連保険商品」	投資関連商品は、保険契約の解約返戻金が原投資（集団投資スキーム、内部投資プール又はその他の資産等）の価値にリンクし、又は原投資若しくは対象指数の価値の変動に連動する保険商品である。一般的に、これらの商品に伴う投資リスクは、保険契約者が負担している。保険による保障、運用及び事務管理サービスは、手数料が投資ファンド資産から控除されることにより提供される。支払われる給付金は、保険契約の解約、消滅又は満期時のユニット時価によるが、解約手数料が課される。投資関連商品は、財務情報の開示上、年金商品とともに計上されている。
「投資不動産」	AIAグループによる使用目的ではなく賃料収入を得るため若しくは値上がり益を見越して又はその両方の目的で保有される不動産（土地及び/又は建物若しくは建物の一部）
「投資商品」	確定利付証券並びに株式及びオルタナティブ投資。さらに、投資商品は、金融商品から債権を控除し、投資不動産並びに現金及び現金同等物を加えたものとも定義することができる。
「失効リスク」	AIAグループから保険契約を購入したものの、顧客が当該保険契約を解約するか、その保険料の支払を停止したため、将来予想される保険料の継続的な収入が停止するというリスク。失効リスクは、負債十分性及び繰延獲得費用の回収可能性のテスト時など将来の保険料収益の予想を行う際に考慮される。
「生命保険料」	保険会社が発行又は再発行した生命保険契約に関して受領する対価
「貸付」	契約者貸付、住居又は商業用不動産のモーゲージ・ローン、AIGの子会社に対する関係会社間貸付及びその他貸付
「疾病率」	傷害医療保険の価格決定及びその債務の計算に用いられる、年齢、性別及び障害発生以降の期間等の変数により変動する発生率及び障害期間
「死亡率」	死亡リスクが存在する生命保険商品及び年金保険商品の価格決定及び債務の計算に用いられる、年齢、性別及び健康状態等の変数により変動する死亡率
「保険契約及び投資契約給付金純額」	生命保険投資契約給付金、保険金請求額及び契約負債の変動（第三者再保険会社に出再した金額を控除し、投資関連契約及び有配当型ファンドについて投資実績から生じる保険契約及び投資契約負債の対応する変動額並びに投資関連契約に関する投資収入を除く。）
「保険料純額」	生命保険料（第三者再保険会社に出再した再保険手数料を控除する。）
「AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益」	AIAグループの株主に帰属する税引後・非支配持分控除後当期利益

「持分純収益率」	持分純収益率は当社の株主のために当社が利益を生み出す能力を測定するものである。持分純収益率は、AIAグループ・リミテッドの株主に帰属する純利益がAIAグループ・リミテッドの株主に帰属する資本合計の平均（期首残高及び期末残高の単純平均）に占める割合として計算される。
「新規契約利益率」	新規契約利益率は、新規契約高が年換算新規契約保険料に占める割合として計算される。当社の報告セグメントである香港の新規契約利益率、及びAIAグループの合計の新規契約利益率の計算においては、分母と分子が一貫した基準で表示されるために新規契約高から企業年金事業からの新規契約高が控除される。
「新規契約保険料」	期間中に計上された新規契約の（年換算されていない）初年度保険料に一時払い保険料の10%を加えた合計（再保険される前）として計算される新規契約活動の尺度
「新規拠出金」	期間中に受領した初年度拠出金及び一括拠出金の合計として計算される当社の企業年金事業に関する新規契約活動の尺度
「営業費用」	営業費用（事業再編及び分離費用を除く。）
「営業利益率」	営業利益率は、当社が生み出した契約高と比例する当社の事業の収益性を測定するものである。営業利益率は、その年の税引前営業利益が総加重保険料収入に占める割合として計算される。
「営業利益」	税引前利益（投資実績、投資関連契約に関する投資収入、投資関連契約に関する投資運用費用、投資関連契約に関する保険契約負債及び投資契約負債並びに有配当型ファンドにおける各変動、上記から生じた連結投資ファンドの第三者持分の変動、保険契約負債及び投資契約負債の変動に係る税金の保険契約者の持分並びに経営陣が営業外収益及び費用と判断するその他の重要な項目を除外する。）
「配分持分営業収益率」	当社の業務における資本の利用の効率性を測定するものである。配分持分営業収益率は、AIAグループ・リミテッドの株主に帰属する税引後営業利益（AIAグループ・リミテッドの株主に帰属する資本合計の期首及び期末の単純平均から公正価値準備金及び為替換算準備金を控除し、関係会社間劣後債務についての調整を行ったものである）として計算される。
「有配当型ファンド」	独立したポートフォリオであり、当該ポートフォリオにおいて、保険契約者は、保証給付金に加えて、保険会社の裁量によりファンド内で保有する資産のプールの業績等の要因に基づく追加給付金を受領する契約上の権利を有する。保険会社は、有配当型保険契約者に対する当該給付金の給付時期又は追加給付金の時期及び金額のいずれかにつき裁量を有する。
「有配当型保険契約」	保険契約者が保険会社の裁量により、保証給付金に加えて、運用成績などの要因に基づく追加給付金を受領する契約上の権利を有する保険契約

「普及率」	生命保険料がGDPに占める割合
「継続率」	有効契約として継続した月毎の保険契約の割合（保険料により測定される）。本書で議論される継続率に関するデータには、2010年上半期を除き、2009年11月にAIAグループに参加したばかりのフィラムライフは含まれない。
「契約手数料」	保険契約の事務管理費用及び一定のその他の費用を賄うために保険契約者に課される年次手数料を意味し、保険料に加えて徴収される。
「保険契約者及び株主運用資産」	投資関連契約を裏付けるために保有する投資商品以外の投資商品
「未公開株」	証券取引所において公開取引されていない会社の普通株式
「公開株」	取引所において公開取引されている会社の普通株式
「リキャプチャー」	従前に再保険会社に出再され、再保険されたリスクを出再した会社が取り戻すこと
「定期払い商品」	保険料が定期払いされる生命保険商品
「再保険」	再保険会社が自らに支払われる再保険料を対価として出再保険会社が発行した保険契約に基づき出再保険会社が負担する債務の一部又は全部について相手方を補償することを合意する実務
「継続保険料」	複数年保険契約の2年度目以降において受領する保険料
「買戻契約」	AIAグループから相手方に対する金融商品の売却を伴い、かつ、後日合意した価格で当該証券を買い戻す合意が付された買戻取引
「保険契約準備金」	将来の保険契約者に対する保険金又は給付金の支払に備えて計上された負債（再保険会社に出再された負債を控除する。）
「事業再編及び分離費用」	事業再編費用は、事業再編計画に関する費用に当たるものであり、主に整理解雇及び契約解除に関する費用から構成されている。分離費用は、AIAグループのAIGからの分離に関する重要かつ特定可能な費用である。事業再編及び分離費用は営業費用の一部を構成しない。
「リテールアシュアランス」	リテール店舗を通じてプレパッケージ保険商品を販売すること
「再タカフル」	イスラムの教義に則ったタカフル取引の再保険
「売戻契約」	金融商品の買取を伴い、かつ、後日合意した価格で当該資産を売り戻す義務が付された売戻取引

「特約」	通常、追加の保険料を支払うことにより基本保険契約に付すことが可能な追加のプラン。別途示される場合を除き、特約には保険料が受領されない持分控除特約が含まれる。持分控除特約によって提供される保障は、かかる特約が付属している投資関連保険契約及びユニバーサル生命保険契約の勘定残高から持分を控除することによりその資金を得ている。
「貸付有価証券」	貸付有価証券は、AIAグループが保有するグループ外会社の金融商品の一部の短期貸付から構成される。追加の情報については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 投資商品 - 貸付有価証券」を参照のこと。「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (1) 財務情報」における貸付有価証券の効果に対する言及は、投資収入、投資運用費用及び財務費用並びに貸付有価証券から直接生じる営業外投資収益並びにそれらが営業利益、税引後営業利益及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益に及ぼす影響に係るものである。
「一時払い保険」	一時払いの保険契約は、保険契約者からの一括払いのみを要求する保険契約である。
「支払能力」	保険給付者への給付金及び保険金の支払債務を充足する保険会社の能力
「ソルベンシー・マージン」	保険会社の支払能力の尺度
「戦略的イニシアチブ費用」	戦略的イニシアチブ費用は、AIAグループの戦略的イニシアチブ室が管理する費用を意味し、主に販売チャネル開発及び業務効率における投資に関する費用から構成される。
「解約」	保険契約者の要求により生命保険契約又は年金契約を解除すること。保険契約者は、その後、契約の解約返戻金（もしあれば）を受領する。
「解約手数料」	生命保険契約又は年金契約が解約手数料期間の終了に先立ち、その解約返戻金のために解約されたときに保険契約者に課される手数料
「タカフル」	イスラムの教義に則った保険
「専属代理店」	1社の商品のみを販売する営業担当者を雇用する代理店モデル又は1社の商品のみを販売する営業担当者
「総投資ポートフォリオ」	現金及び現金同等物、投資不動産及び金融商品から構成される投資ポートフォリオから債権（保険契約者及び投資契約者から支払われる金額、代理人、ブローカー及び仲介業者から支払われる金額並びに保険金債権、関係会社間債権、投資商品の売却による債権及びその他債権）を控除した投資ポートフォリオ
「総保険料」	有効な保険契約及びその年に販売された保険契約両方の生命保険料

「総加重保険料収入」	総加重保険料収入は、継続保険料の100%、初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%(当社はこれを加重一時払い保険料としている。)から構成される。総加重保険料収入は、一時払い保険料の浮き沈みを平準化するため、AIAグループのより長期的な契約高の目安となる。
「引受査定」	保険リスクの審査、受諾又は拒絶、及び各受諾済みリスクに適切な保険料を課すための受諾済みリスクの分類の過程
「ユニバーサル生命保険」	顧客が定められた制限に基づきフレキシブルな保険料を支払う保険商品。当該保険料は、口座に蓄積され、投資収益が付く。顧客は死亡給付金を変更することができ、また、契約上、顧客は口座の残高を引き出すことができるが、通常、解約手数料が課される。
「新規契約高」	期間中に販売された新規契約から将来生じる予測税引後法定利益の現在価値(販売時に計算)から当該契約を維持するための規制上の準備金を上回る必要資本の維持費を控除したもの
「加重一時払い保険料」	一時払い保険料の10%。加重一時払い保険料は、定期払い及び一時払い保険料の取引の構成の変動を考慮した、より長期的な契約高の目安となる。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

売出株式

記名・無記名の別、 額面・無額面の別及び種類	売出数	売出価額の総額	売出しに係る株式の 所有者の住所及び名称
記名式、1株の額面金額 1.00米ドル、普通株式 (以下「当社普通株式」と いう。)	5,857,413,800株式 (注1)	111,466,584,614香港ドル (約1,207,183百万円) (注2)	AIAオーロラLLC アメリカ合衆国10270 ニュー ヨーク州ニューヨーク市バイ ン・ストリート70

(注1) 本書により企図されている日本における当社普通株式の売出し(以下「日本売出し」という。)は国際売出しの一部を構成し、国際売出しはグローバル・オフリングの一部を構成する。詳細については、下記「第4 - 1 グローバル・オフリング - (1) グローバル・オフリングの構造」を参照のこと。上記売出数は、グローバル・オフリングにおいて売り出される株式数であり、かかる売出数には、香港引受契約(以下に定義される。)に基づいて売出株主(以下に定義される。)が香港引受人(以下に定義される。)に付与する売出規模調整オプションの行使及び国際引受契約(以下に定義される。)に基づいて売出株主が国際引受人(以下に定義される。)に付与するオーバーアロットメント・オプションの行使により売却されることのある株式数は含まれていない(売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションの詳細については、下記「第4 - 1 グローバル・オフリング - (2) 売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション」を参照のこと。)

日本売出しにおいて売り出される当社普通株式の数は、条件決定日(以下に定義される。)の前まで続けられる国際売出しにおける当社普通株式の取得に対する投資家の需要状況を募るブックビルディング(以下「ブックビルディング」という。)の結果を勘案し、条件決定日の直後に決定される予定である。したがって、日本売出しにおいて売り出される当社普通株式数は、上記売出数と大幅に異なる。

(注2) 上記の売出価額の総額は、下記「2 売出しの条件 - 売出価格」に記載の仮条件の中間値(1株当たり19.03香港ドル)に等しいと仮定して計算された暫定額である。

摘要

1. グローバル・オフリング以前には、当社普通株式のための公開取引市場は存在していないが、当社は、グローバル・オフリングで売り出される当社普通株式を香港証券取引所に上場させる予定である。当社普通株式は、日本のいずれの金融商品取引所にも上場される予定はない。
2. 香港において2010年10月29日午前8時(香港時間)以前に香港売出しの前提条件が充足されることを条件に、香港証券取引所における当社普通株式の取引は2010年10月29日午前9時30分(香港時間)に開始される予定である。当社普通株式の取引単位は200株となり、その証券コードは1299となる予定である。

「ジョイント・グローバル・コーディネーター」とは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・アジア・リミテッド(Citigroup Global Markets Asia Limited)、ドイチェ・バンク・アーゲー香港支店(Deutsche Bank AG, Hong Kong Branch)、ゴールドマン・サックス(アジア)エル・エル・シー(Goldman Sachs (Asia) L.L.C.)及びモルガン・スタンレー・アジア・リミテッド(Morgan Stanley Asia Limited)を意味する。

「ジョイント・ブックランナー」又は「ジョイント・リード・マネジャー」とは、香港売出しにおけるシティグループ・グローバル・マーケッツ・アジア・リミテッド、ドイチェ・バンク・アーゲー香港支店、ゴールドマン・サックス（アジア）エル・エル・シー、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド、パークレイズ・キャピタル・アジア・リミテッド（Barclays Capital Asia Limited）、メリルリンチ・ファーイースト・リミテッド（Merrill Lynch Far East Limited）、C I M B セキュリティーズ（香港）リミテッド（CIMB Securities (HK) Ltd.）、クレディ・スイス（香港）リミテッド（Credit Suisse (Hong Kong) Limited）、I C B C インターナショナル・セキュリティーズ・リミテッド（ICBC International Securities Limited）、J.P.モルガン・セキュリティーズ（アジア・パシフィック）リミテッド（J.P. Morgan Securities (Asia Pacific) Limited）、及びU B S エイ・ジー香港支店（UBS AG, Hong Kong Branch）、並びに、国際売出し、代理店優先売出し及び従業員優先売出しにおけるシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド（Citigroup Global Markets Limited）、ドイチェ・バンク・アーゲー香港支店、ゴールドマン・サックス（アジア）エル・エル・シー、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（Morgan Stanley & Co. International plc）、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank PLC）、メリルリンチ・インターナショナル（Merrill Lynch International）、C I M B セキュリティーズ（香港）リミテッド、クレディ・スイス（香港）リミテッド、I C B C インターナショナル・キャピタル・リミテッド（ICBC International Capital Limited）、J.P.モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（J.P. Morgan Securities Ltd.）及びU B S エイ・ジー香港支店を意味する。

「国際引受人」とは、国際売出しの引受人を意味する。

「香港引受人」とは、香港売出しの引受人を意味する。

「引受人」とは、香港引受人及び国際引受人を意味する。

「国際引受契約」とは、当社、売出株主、同契約に記載される国際引受人の代表者及びジョイント・グローバル・コーディネーターの間の国際売出しに係る国際引受契約を意味する。

「香港引受契約」とは、当社、売出株主、香港引受人及びジョイント・グローバル・コーディネーターの間の香港売出しに係る引受契約を意味する。

「引受契約」とは、香港引受契約及び国際引受契約を意味する。

「条件決定日」とは、2010年10月22日頃（香港時間）のグローバル・オフリングのための売出価格が決定される日を意味する。

「安定操作取引実施者」とは、ゴールドマン・サックス（アジア）エル・エル・シー又はその関係会社を意味する。

「売出株主」とは、完全所有子会社であるAIAオーロラLLCを通じて当社の株式を売り出すことに同意した、アメリカ合衆国10270ニューヨーク州ニューヨーク市パイン・ストリート70に登録上の事務所を有するデラウェアにおいて設立された会社であるAIGを意味する。

2【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び名称	売出しの委託契約の内容
(未定)香港ドル (1株当たり 18.38香港ドルか ら19.68香港ドル を仮条件とす る。) (注1) (注2) (注3)	2010年10月26日 から 2010年10月27日 まで (注4)	2,000株以上 200株単位 (注5)	不要	下記「国内販売 会社」に記載の 金融商品取引業 者の日本国内に ある本支店。	下記「国内販売 会社」を参照の こと。	下記「引受 の条件」を 参照のこと。

(注1) 上記売出価格は、引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーター、売出株主及び当社との間の合意によって、上記仮条件に基づき行われるブックビルディングの結果を勘案して、条件決定日において香港ドル建てで決定される予定である。条件決定日は、市場状況を勘案した上で、1週間を超えない範囲で繰り上げ又は繰り下げられることがある。

(注2) 当社普通株式の申込人は、上記売出価格に加えて、上記売出価格の1%の仲介手数料、0.003%のSFC取引賦課金及び0.005%の香港証券取引所取引手数料を支払わなければならない。

(注3) 今後、上記売出価格及び売出価格の決定に連動して訂正される事項、すなわち条件決定日、日本売出しにおける売出数、日本売出しにおける売出価額の総額、グローバル・オファリングにおける売出数及び国際引受人の引受手数料（売出価格と併せて、これらを以下「売出価格等」と総称する。）は、売出価格等に関する有価証券届出書の訂正届出書の提出後、上記申込期間の最終日まで、野村證券株式会社のウェブサイト（<http://www.nomura.co.jp>）及び大和証券株式会社のウェブサイト（<http://www.daiwa.jp>）（以下「ウェブサイト」と総称する。）において、且つ申込期間の初日付の日本経済新聞（ウェブサイトとともに、以下「新聞等」と総称する。）において、公表される。この場合、売出価格等に関する目論見書訂正事項分の交付は省略する。但し、条件決定日後に提出される有価証券届出書の訂正届出書において売出価格等以外の事項の記載が訂正される場合には、目論見書訂正事項分が交付され、新聞等における公表は行わない。

(注4) 上記申込期間は、条件決定日の変更に応じて、1週間を超えない範囲で繰り上げ又は繰り下げられることがある。

(注5) 日本売出しにおける当社普通株式の申込みは2,000株以上200株単位で行うものとするが、実際に投資家ごとに割り当てられる株式数は、日本売出しのために配分される当社普通株式の株式数により、2,000株未満となることがある。但し、いずれも200株を販売単位とする。

摘 要

1. 当社普通株式の株券は、グローバル・オファリングの前提条件が全て充足され、且つ、いずれの引受契約に基づく解除権も定められた時期まで行使されない場合にのみ有効な権原証券となる。なお、当該時期とは2010年10月29日金曜日の午前8時頃（香港時間）である。
2. 日本売出しを通じて当社普通株式を申し込む者は、申込みを行った下記「国内販売会社」に記載の各金融商品取引業者の指定する日までに払い込まなければならない。
受渡期日は2010年10月29日であるが、申込期間の変更に応じて、1週間を超えない範囲で繰り上げ又は繰り下げられることがある。
3. 下記「国内販売会社」に記載の金融商品取引業者における外国証券取引口座を通じて当社普通株式を申し込む者に対して、当該金融商品取引業者が、かかる当社普通株式に係る支払額の通知をする。各申込人による当社普通株式の取引は、当該申込人が当該金融商品取引業者との間で締結した外国証券取引口座約款の規定に従ってなされる。かかる外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。

引受の条件

日本売出しに関連して、日本において引受けは行われない。日本売出しは、国際引受契約に基づき行われる国際売出しの一部として行われる。国際引受契約において、ノムラ・インターナショナル（香港）リミテッド（Nomura International (Hong Kong) Limited）及び大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッド（Daiwa Capital Markets Hong Kong Limited）を含む国際引受人は、一定数の国際売出株式を売出株主から個別に購入することに同意し、その一部が日本売出しにおいて売り出される。野村證券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、日本売出しの共同事務幹事会社（以下「日本売出しの共同事務幹事会社」という。）として、当社、売出株主及びジョイント・グローバル・コーディネーターの承認に従って、国内販売会社の組成を含めた日本売出しの調整及び実行を請け負っている。各国内販売会社は、その関係する国際引受人（大和証券株式会社の場合は大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社）の販売代理人として、当社普通株式の勧誘及び申込みの取扱いを行う。

各国内販売会社の名称及び所在地は下記の表を参照のこと。

国内販売会社

名 称	所 在 地
野村證券株式会社 （日本売出しの共同事務幹事会社）	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社 （日本売出しの共同事務幹事会社）	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

国際売出しに関連して、国際引受人は、国際売出しにおいて当初売り出される国際売出株式に係る売出価格の総額の（未定）％を引受手数料として受け取る。各国内販売会社の手数料は、各国内販売会社とその関係する国際引受人（大和証券株式会社の場合は同社と大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社）との間で個別に決定される。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

当社の名称及びロゴ並びにジョイント・グローバル・コーディネーター及び日本売出しの共同事務幹事会社の名称が株式売出届出目論見書の表紙に記載される。

以下の文言が、株式売出届出目論見書の表紙裏に記載される。

「本書に基づき当社普通株式を購入する投資家は、自己の名義で購入するか又は名義人を通じて購入するかを問わず、当社から独立した第三者でなければならず、当社の「関係者(connected person)」若しくは「関連会社(associate)」(いずれも香港上市規則に定義されます。)、当社の既存株主、又は香港上市規則の別紙6に定義されるリード・ブローカー若しくは販売会社の「利害関係人(connected client)」(香港上市規則に定義されます。)に該当してはならないことにご留意ください。香港上市規則における「関係者(connected person)」、「関連会社(associate)」及び「利害関係人(connected client)」の定義については「第4 - 4 香港上市規則に基づく申込みの条件等」を参照のこと。」

以下の情報が、株式売出届出目論見書の「第3 第三者割当の場合の特記事項」の後に「第4 募集又は売出に関する特記事項」の見出しの下で記載される。

1 グローバル・オファリング

(1) グローバル・オファリングの構造

グローバル・オフリングは、以下により構成される。

- () 香港における当社普通株式（未定）株（下記の調整及び売出規模調整オプションによる変更を受ける可能性がある。）の香港売出し。
- () 適格代理店に対して行われる当社普通株式（未定）株の代理店優先売出し。（下記「代理店優先売出し」を参照のこと。）代理店留保株式は国際売出株式の中から売り出される。
- () 適格従業員に対する当社普通株式（未定）株の従業員優先売出し。（下記「従業員優先売出し」を参照のこと。）従業員留保株式は国際売出株式の中から売り出される。
- () レギュレーションSに依拠して海外取引（日本売出しを含む。）として米国外において（香港における専門的投資家及び機関投資家向けを含めて）行われる、並びに米国内でルール144Aに定義される適格機関投資家（qualified institutional buyers）に対して行われる当社普通株式合計（未定）株（但し、下記の調整、売出規模調整オプションによる変更及びオーバーアロットメント・オプションによる変更を受ける可能性がある。かかる株式数は、代理店留保株式数の合計及び従業員留保株式数の合計を差し引いた国際売出株式数の合計である。代理店留保株式及び従業員留保株式はそれぞれ国際売出株式の中から売り出される。）の国際売出し。

下記「(2) 売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション - 売出規模調整オプション」に記載のとおり、売出規模調整オプションの行使に基づき（未定）株を上限とする当社普通株式が追加的に売り出されることがある。さらに、下記「(2) 売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション - オーバーアロットメント・オプション」に記載のとおり、オーバーアロットメント・オプションの行使に基づき（未定）株を上限とする当社普通株式が追加的に売り出されることがある。

再配分

香港売出しと国際売出しの間の売出株式の配分は、香港上場規則に基づく調整を受ける可能性がある。当社は、下記を基準に香港上場規則の実務指針の注18の第4.2項に規定されるクローバック義務の厳格な遵守からの免除を申請しており、香港証券取引所からその免除を取得している。香港売出しにおいて有効に申し込まれた売出株式の数が、香港売出しにおいて当初売り出される売出株式の数の()15倍以上50倍未満、()50倍以上100倍未満、及び()100倍以上である場合には、売出株式が国際売出しから香港売出しに再配分される。かかる再配分の結果、香港売出しにおける売出株式の合計数は、()の場合には（未定）株に、()の場合には（未定）株に、()の場合には（未定）株に増加され、それぞれ、グローバル・オフリングにおいて当初売り出される株式数の約15%、約20%及び約25%（売出規模調整オプション又はオーバーアロットメント・オプションの行使前）に相当する。いずれの場合も、国際売出しに配分される売出株式の数は、ジョイント・グローバル・コーディネーターが適切と考える方法でその相当分が減少される。さらに、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、香港売出しにおいて行われた有効な申し込みに応じるために、国際売出しから香港売出しに売出株式を再配分することができる。

香港売出しにおいて売り出される売出株式の全部が申し込まれなかった場合には、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、売り出されなかった香港売出株式の全部又は一部を、ジョイント・グローバル・コーディネーターが適切と考える割合で、国際売出しに再配分する権限を有する。

適格代理店に対する代理店留保株式又は適格従業員に対する従業員留保株式は、いずれも、上記の国際売出しと香港売出しとの間のクローバック・アレンジメントの対象とはならない。

代理店優先売出し

当社の適格代理店がグローバル・オフリングに割当についてのみ優先的に参加できるよう、適格代理店に対し、合計（未定）株の代理店留保株式への申込みの勧誘が行われる。代理店留保株式は国際売出株式の中から売り出されるが、上記「再配分」に記載の通りクローバック・メカニズムの対象とはならない。

代理店優先売出しの下で代理店留保株式を申し込む資格を有する適格代理店は、2010年8月31日現在、7,535店であり、そのうち第1種代理店は2,625店、第2種代理店が4,910店であった。

適格代理店は、代理店優先売出しの下で代理店の保証された参加権を上回るか、下回るか又はそれに等しい数の代理店留保株式の申込みをすることが許されるが、代理店優先売出しに当初割り当てられる代理店留保株式（未定）株を超え

る申込みは退けられる。代理店の保証された参加権とは、代理店優先売出しに基づき代理店留保株式に申し込むことができる適格代理店の権利を意味し、第1種代理店については売出価格の上限を基準に計算された10,000米ドルに相当する取引単位（未定）個、第2種代理店については売出価格の上限を基準に計算された5,000米ドルに相当する取引単位（未定）個の権利がそれぞれ保証される。

適格代理店の代理店留保株式に対する代理店の保証された参加権は譲渡することができず、払込未了の参加権は香港証券取引所において取引されない。

従業員優先売出し

当社の適格従業員がグローバル・オファリングに割当てについてのみ優先的に参加できるよう、適格従業員に対し、合計（未定）株の従業員留保株式への申込みの勧誘が行われる。従業員留保株式は、国際売出株式の中から売り出されるが、上記「再配分」に記載の通りクローバック・メカニズムの対象とはならない。

従業員優先売出しの下で従業員留保株式を申し込む資格を有する適格従業員の数は、2010年8月31日現在、1,831名であった。

適格従業員は、従業員優先売出しの下で従業員の保証された参加権を下回るか又はそれに等しい数の従業員留保株式の申込みをすることのみが許され、従業員の保証された参加権を超える申込みは退けられる。従業員の保証された参加権とは、従業員優先売出しに基づき従業員留保株式に申し込むことができる適格従業員の権利を意味し、各適格従業員について売出価格の上限を基準に計算された10,000米ドルに相当する取引単位（未定）個の権利が保証される。

適格従業員の従業員留保株式に対する従業員の保証された参加権は譲渡することができず、払込未了の参加権は香港証券取引所において取引されない。

売出価格

香港売出し、代理店優先売出し及び従業員優先売出しにおける売出価格（売出価格の1%の仲介手数料、0.003%のSFC取引賦課金及び0.005%の香港証券取引所取引手数料を含まない。）は香港ドル建てでそれぞれ同額であり、また、国際売出しにおける売出株式1株当たりの売出価格及び上記「第2-2 売出しの条件 - 売出価格」に記載の売出価格と同額となる。

法人売出し

国際売出しの一部として、当社及びジョイント・グローバル・コーディネーターは、以下の各投資家（以下「法人投資家」という。）との間で、法人投資家が、総額約1,920百万米ドルで買取可能な売出株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けること（以下「法人売出し」という。）を合意するコーナーストーン投資契約を締結した。売出価格を香港目録見書に記載される売出価格の仮条件の中間値である（未定）香港ドルと仮定した場合、法人投資家により引き受けられる当社普通株式数の合計は（未定）株となり、グローバル・オファリングの完了時点における当社発行済普通株式の約（未定）%に相当する。

法人投資家は、独立した第三者であり、当社の関係者ではない。

法人売出しは、国際売出しの一部を構成する。グオコキャピタル・リミテッド（GuocoCapital Limited）は、香港売出しの香港引受人であり、グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッド（Guoco Management Co. Ltd）、グオライン・キャピタル・リミテッド（Guoline Capital Limited）、ホンレオン・アシュアランス・ブルハド（Hong Leong Assurance Berhad）及びウィング・トレード・インベストメンツ・リミテッド（Wing Trade Investments Limited）の法人投資家4社それぞれの関連会社である。これら以外には、いかなる法人投資家又はその関連会社も、各法人投資家との間に締結された各コーナーストーン投資契約に従うか又は法人投資家若しくはその関連会社はその顧客の名義人として行動する場合を除いて、国際売出しにおける売出株式を引き受けることはない。法人投資家により引き受けられる売出株式は、その他の全額払込済株式と全ての点において同順位であり、当社の浮動株として扱われる。グローバル・オファリングの完了直後は、法人投資家が当社取締役会にその代表を置くことはなく、当社の主要株主となることもない。

法人投資家により引き受けられる売出株式は、上記「再配分」に記載される国際売出しと香港売出しとの間の売出株式の再配分の影響を受けない。

法人投資家

当社及びジョイント・グローバル・コーディネーターは、法人売出しについて、コーナーストーン投資契約を以下の法人投資家と締結した。当社の法人投資家の情報は、法人売出しに関連して当該各法人投資家により提供された。

チャウ・タイ・フック・ノミニー・リミテッド (Chow Tai Fook Nominee Limited)

チャウ・タイ・フック・ノミニー・リミテッド（以下「CTF」という。）は、総額388,000,000香港ドルで買取可能な当社普通株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けることに合意した。

CTFは、香港で設立された会社であり、主に保有目的の投資事業を行っている。CTFは、そのすべてが実質的に、チェン・ユータン博士 (Dr.Cheng Yu-Tung) に所有されている。

グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、グオライン・キャピタル・リミテッド及びホンレオン・アシュアランス・ブルハド

グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下「グオコ」という。）、グオライン・キャピタル・リミテッド（以下「グオライン」という。）及びホンレオン・アシュアランス・ブルハド（以下「ホンレオン」という。）は、それぞれ250,000,000米ドル、100,000,000米ドル及び20,000,000米ドルに相当する香港ドルで買取可能な当社普通株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けることに合意した。

グオコは投資管理を行う香港で設立された会社であり、ホンレオン・カンパニー（マレーシア）ブルハド (Hong Leong Company (Malaysia) Berhad) の間接子会社であるグオコ・グループ・リミテッド (Guoco Group Limited)（香港証券取引所のメインボードに証券コード53で上場している。）の完全子会社である。グオコ・グループ・リミテッドは4つの中核的事業を有しており、それらは、プリンシパル投資、不動産開発・投資、ホスピタリティ・レジャー事業及び金融サービスである。グオラインはパミュダで設立された投資持株会社であり、ホンレオンの間接子会社である。ホンレオンは、マレーシアで設立された会社であり、主に、マレーシアの生命保険契約の引受けを行っており、クアラルンプール証券取引所に上場するホンレオン・フィナンシャル・グループ・ブルハド (Hong Leong Financial Group Berhad) の間接子会社である。

クンプラン・ワン・ペルサラン (ディペルバダカン) (Kumpulan Wang Persaraan (Diperbadankan))

クンプラン・ワン・ペルサラン (ディペルバダカン)（以下「KWAP」という。）は、200,000,000米ドルに相当する香港ドルで買取可能な当社普通株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けることに合意した。

KWAPは、マレーシア財務大臣に授権された現地当局及び法定団体の従業員並びにマレーシアの公務員からの年金掛金を運用している。KWAPは2007年退職基金設立法に基づいて設立された法定団体である。

クウェート投資庁 (Kuwait Investment Authority)

クウェート投資庁（以下「KIA」という。）は1,000,000,000米ドルに相当する香港ドルで買取可能な当社普通株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けることに合意した。

KIAは自律的な政府機関であり、クウェート国のために又はクウェート国に代わり財務大臣によって委託される他のファンドとともに、ゼネラル・リザーブ・ファンド及びフューチャー・ジェネレーションズ・ファンドの資産を運用し管理する責任を有する。KIAは、様々な種類の資産及びグローバルな市場にわたって投資を行い、メイン・オフィスをクウェートシティに置き、支所をイギリスのロンドンに置いている。

ロリータ・インベストメンツ・リミテッド (Lorita Investments Limited)

ロリータ・インベストメンツ・リミテッド（以下「Lorita Investments」という。）は、200,000,000米ドルに相当する香港ドルで買取可能な当社普通株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けることに合意した。

ロリータ・インベストメンツは、英国バージン諸島で設立された会社であり、ともに香港における上場投資会社であるウィーロック・アンド・カンパニー・リミテッド (Wheelock and Company Limited) 及びザ・ワarf・ホールディングス・リミテッド (The Wharf (Holdings) Limited) の会長であるピーター・ウー・クワン・チン (Peter Woo Kwong Ching) 氏によって、究極的には支配されている。

NWSフィナンシャル・マネジメント・サービス・リミテッド（NWS Financial Management Services Limited）

NWSフィナンシャル・マネジメント・サービス・リミテッド（以下「NWS」という。）は、388,000,000香港ドルで買取可能な当社普通株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けることに合意した。

NWSは、バミューダにおいて有限責任で設立された会社でその株式は香港証券取引所のメインボードに上場されているNWSホールディングス・リミテッド（NWS Holdings Limited）（証券コード：00659）の間接的な完全子会社である。NWSホールディングス・リミテッドは、ニュー・ワールド・ディベロップメント・カンパニー・リミテッド（New World Development Company Limited）（証券コード：00017）のインフラとサービスのフラッグシップであり、香港、中国本土及びマカオにおいて多様な種類の事業を行っている。そのインフラのポートフォリオは、道路、エネルギー、水道及び港湾ロジスティクスプロジェクトを含み、そのサービス部門は施設運営（たとえば、香港コンベンション・アンド・エキシビション・センター及びフリー・デューティーの運営。）、建築と輸送（たとえば、共興建築並びにバス及びフェリーサービス。）から構成される。

ウィング・トレード・インベストメンツ・リミテッド

ウィング・トレード・インベストメンツ・リミテッド（以下「Wing Trade」という。）は、50,000,000米ドルに相当する香港ドルで買取可能な当社普通株式数（200株の取引単位未満は切捨て）を売出価格で引き受けることに合意した。

Wing Tradeは、英国バージン諸島において設立された投資持株会社であり、クアラルンプール証券取引所に上場するホンレオン・フィナンシャル・グループ・ブルハドの子会社である。

前提条件

法人投資家の引受義務は、とりわけ以下の前提条件に服する。

- (a) 香港売出しのための香港引受契約及び国際売出しのための国際引受契約が、それらの引受契約において特定された日時又は後に契約当事者の合意によって免除若しくは変更された日時までに、締結され、（それぞれの当初の条件又は後に契約当事者の合意によって免除若しくは変更された条件に従って）無条件となっていること。
- (b) 上記の引受契約のいずれも解除されていないこと。
- (c) 香港証券取引所の上場委員会が、当社普通株式の上場承認及び取引を許可し、その承認又は許可が撤回されていないこと。
- (d) 香港売出し、国際売出し又は該当するコーナーストーン投資契約において意図された取引の完了を禁ずるいかなる法律も成立又は公布されていないこと、及び有効な管轄権を有する裁判所の、当該取引の完了を妨げ又は禁ずるいかなる有効な命令又は差止命令も存在しないこと。

（２）売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプション

売出規模調整オプション

グローバル・オフリングに関連して、売出株主は、香港引受契約に基づき香港引受人に対して、売出規模調整オプションを付与する。売出規模調整オプションにより、グローバル・オフリングにおいて販売の対象とする売出株式の数を市場の追加的な需要（もしあれば）に応じて増加させることができる。売出規模調整オプションは、条件決定日以前に限り、引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーターにより行使可能であり、その後直ちに失効する。

売出規模調整オプションに基づき、売出株主は、（未定）株を上限とする追加的な当社普通株式を売出価格で売却しなければならない。かかる追加的な当社普通株式（もしあれば）は、香港売出しと国際売出しの間で、上記「（１）グローバル・オフリングの構造 - 再配分」に記載のクローバック・アレンジメントの適用後における両者間の比率が維持されるよう割り当てられる。売出規模調整オプションは価格の安定化の目的には使用されず、SF0の証券先物（安定操作価格）規則の規定の対象にはならない。売出規模調整オプションはオーバーアロットメント・オプションとは別個のものである。すべての売出株式は既発行株式であり、売出規模調整オプションに基づいて新たな当社普通株式が発行されないため、投資家の潜在的持分に対して希薄化の効果は生じず、また当社が追加的に手取金を得るものでもない。

オーバーアロットメント・オプション

グローバル・オファリングに関連して、売出株主は、国際引受人に対して、国際引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーターにより行使されるオーバーアロットメント・オプションを付与する。オーバーアロットメント・オプションに基づき、国際引受人は、とりわけ国際売出しにおける超過割当（もしあれば）を補填するため、売出株主に対して、香港売出しにおける申込期間の最終日から30日間いつでも、合計（未定）株を上限とする追加の売出株式を国際売出しにおける売出価格で売却しよう要求することができる権利を有しており、かかる権利は、国際引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーターにより行使される。

（3）安定操作

安定操作とは、引受会社が有価証券の販売を促進するために、一部の市場において利用されている慣行である。価格の安定化を図ることを目的として、引受人は、有価証券の上場直後の市場価格が売出価格を下回ることを遅らせ、若しくは可能な場合にはこれを防ぐために、一定期間中、流通市場において有価証券のビッド（買い呼び値）を提示し、又は買入れを行う場合がある。かかる取引はそれが許容されている全ての法域において実施される可能性があり、いずれの場合も全ての適用ある法令及び規制（香港の法令及び規制を含む。）を遵守する。香港では、安定操作を実施する価格は、売出価格を上回ることが許容されない。

グローバル・オファリングに関連して、安定操作取引実施者又はそれに代わって行為する者は、引受人を代表して、当社普通株式の市場価格を、上場日後の一定期間、本来の価格よりも高い水準に安定させ又は支えることを目的に、超過割当又は取引を行うことがある。しかしながら、安定操作取引実施者又はそれに代わって行為する者は当該安定操作取引を行う義務を負わない。かかる安定操作取引は、安定操作取引実施者又はそれに代わって行為する者の完全な裁量で実施され、またいつでも終了することができ、香港売出し、代理店優先売出し及び従業員優先売出しにおける申込期間の最終日から30日後までに終了しなければならない。

香港において、SF0の証券先物（安定操作価格）規則に基づいて認められている安定操作取引には以下のものが含まれる。

- （ ）当社普通株式の市場価格の下落を防止するか又は最小限にとどめるための超過割当
- （ ）当社普通株式の市場価格の下落を防止するか又は最小限にとどめるためにショート・ポジションを形成する目的で行われる当社普通株式の売却又は売却の合意
- （ ）上記（ ）又は（ ）に基づいて形成されたポジションを解消することを目的とした、オーバーアロットメント・オプションに基づく当社普通株式の購入又は購入の合意
- （ ）当社普通株式の市場価格の下落を防止するか又は最小限にとどめることを唯一の目的とする当社普通株式の購入又は購入の合意
- （ ）かかる購入により形成されたポジションを解消するための株式の売却又は売却の合意
- （ ）上記（ ）、（ ）、（ ）又は（ ）に記載された行為の申込み又は試み

とりわけ、売出株式の申込人になる可能性がある者及び投資家は、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 安定操作取引実施者又はそれに代わって行為する者は、安定操作取引に関連して、当社普通株式におけるロング・ポジションを維持することがある。
- ・ 安定操作取引実施者又はそれに代わって行為する者がかかるロング・ポジションを維持する規模及び時期又は期間については不確定である。
- ・ 安定操作取引実施者又はそれに代わって行為する者によるかかるロング・ポジションの解消及び公開市場での売却は、当社普通株式の市場価格に悪影響を及ぼすことがある。
- ・ 上場日に開始し、香港売出し、代理人優先売出し及び従業員優先売出しにおける申込期間の最終日から30日後である2010年11月20日に終了する安定操作期間を超えて、当社普通株式の価格を支えるために安定操作を行うことはできない。当該日の後は安定操作が行われず、当社普通株式に対する需要が減少し、その結果当社普通株式の価格が下落する可能性がある。

- ・ いかなる安定操作の実施によっても、当社普通株式の価格が売出価格以上となることを確実にすることはできない。
- ・ 安定操作によるビッド又は安定操作の一環として行われる取引は売出価格以下の価格で行われることがあり、そのため安定操作によるビッド又は取引が当社普通株式の申込人又は投資家が支払った価格を下回る価格で行われる可能性がある。

超過割当

グローバル・オファリングに関する当社普通株式の超過割当後、安定操作取引実施者又はそれに代わって行為する者は、（とりわけ）オーバーアロットメント・オプションの全部若しくは一部を行使することによって、安定操作取引実施者若しくはそれに代わって行為する者が流通市場で売出価格を上回らない価格で購入した当社普通株式を用いて、若しくは以下に詳述する株式借入契約を通じて又はそれらの手段を組み合わせることによって超過割当分を調達することがある。

株式借入契約

グローバル・オファリングに関する超過割当の決済を容易にするために、安定操作取引実施者又はそれに代わって行為する者は、安定操作取引実施者又はそれに代わって行為する者並びにAIG及びAIAオーロラLLCとの間で（未定）頃に締結される株式借入契約に基づき上限（未定）株の当社普通株式（オーバーアロットメント・オプションにより売却される当社普通株式の最大数）をAIAオーロラLLCから借り入れることを選択してもよいし、当社普通株式をオーバーアロットメント・オプションの行使又は流通市場で売出価格を上回らない価格による購入を含むその他の方法により調達してもよい。

AIG及びAIAオーロラLLCとの間で株式借入契約が締結された場合、当該契約は安定操作取引実施者又はそれに代わって行為する者により国際売出しにおける超過割当の決済のためにのみ実施され、香港上場規則のルール10.07(3)の要件（すなわち、株式借入契約は、国際売出しに関するオーバーアロットメント・オプションの行使前のショート・ポジションの補填のみを目的とすること。）を遵守する限り、香港上場規則のルール10.07(1)(a)の制限の対象とはならない。借り入れられた当社普通株式と同数の株式は、（ ）オーバーアロットメント・オプションの行使期間の最終日、又は（ ）オーバーアロットメント・オプションが全部行使された日のいずれか早い日の3営業日後までに、AIAオーロラLLC又は（場合により）その名義人に返却されなければならない。株式借入契約は全ての適用ある法令、規則及び規制上の要件に従って実施される。当該株式借入契約に関連して、安定操作取引実施者又はそれに代わって行為する者からAIG及びAIAオーロラLLCに対して支払はなされない。

2 ロックアップ

香港上場規則に基づく香港証券取引所に対する誓約

当社による誓約

香港上場規則のルール10.08に基づき、当社は、上場日から6ヶ月間は、当社普通株式又は当社の持分証券に転換可能な有価証券を発行せず、またかかる株式又は有価証券を発行する契約を締結せず又は合意しない（株式又は有価証券の発行が上場日から6ヶ月以内に完了するか否かを問わない。）。但し、グローバル・オファリングに基づく場合又は香港上場規則のルール10.08に定める一定の場合は除く。

AIG及びAIAオーロラLLCによる誓約

香港上場規則のルール10.07に基づいて、AIG及びAIAオーロラLLCはそれぞれ、当社及び香港証券取引所に対して、香港証券取引所により与えられたロックアップの免除（以下「ロックアップ免除」という。）を除き、以下の事項を誓約し、またAIG及びAIAオーロラLLCが支配する当社普通株式の登録された所有者に、以下の事項を遵守させることを取消不能の形で誓約する。

- (a) 上場日から上場日の6ヶ月目の日（以下「終了日」という。）まで（以下「当初6ヶ月間」という。）は、香港目論見書において実質所有者であるとされている当社普通株式（以下「関連有価証券」という。）について、処分せず、又は処分を約するか若しくはその他オプション、権利、持分若しくは担保を設定する契約を締結しないこと（但し、公認機関（香港銀行条例に定義される。）による誠実な商業貸付のために担

保として設定された質権又は担保権に基づくものを除く。)。

- (b) 終了日から開始する6ヶ月間（以下「次の6ヶ月間」という。）中のいかなるときも、関連有価証券について処分又はオプション、権利、持分若しくは担保の行使若しくは実行がされた場合にその直後においてAIG及びAIAオーロラLLCが当社の支配株主（香港上場規則に定義される。）でなくなる場合には、かかる処分又は処分を約するか若しくはその他オプション、権利、持分若しくは担保を設定する契約の締結をしないこと（但し、公認機関（香港銀行条例に定義される。）による誠実な商業貸付のために担保として設定された質権又は担保権に基づくものを除く。）。当初6ヶ月間と次の6ヶ月間を合わせて以下「ロックアップ期間」と総称する。

香港上場規則のルール10.07(2)の注3に従い、AIG及びAIAオーロラLLCはそれぞれ、当社及び香港証券取引所に対して、ロックアップ免除を除き、上場日から上場日の12ヶ月目の日まで、以下の事項を行うことを取消不能の形で誓約する。

- (a) AIG、AIAオーロラLLC又はこれらが支配する当社普通株式の登録された所有者が、それらが実質的に所有する当社の有価証券に対して、公認機関（香港銀行条例に定義される。）により質権又は担保権を設定した場合には、質権又は担保権が設定されたこと及び当該質権又は担保権が設定された当社の有価証券の数を直ちに書面にて当社に報告すること。
- (b) AIG、AIAオーロラLLC又はこれらが支配する当社普通株式の登録された所有者が、質権者又は担保権者から、質権又は担保権が設定された当社の有価証券を処分する旨の通知（口頭であるか書面であるかを問わない。）を受領した場合には、直ちに当該通知を書面にて当社に報告すること。

AIGにより直接又は間接を問わず実質的に保有される当社普通株式及び当社に対する持分を保有する全ての中間持株会社の株式（但し、FRBNY又は場合により米国財務省が保有するAIAオーロラLLCの優先投資持分を除く。）（かかるAIAオーロラLLCの優先投資持分を含めて以下「中間株式」と総称する。）を保有する中間持株会社の全ての株式は、ロックアップ免除により認められている場合を除き、ロックアップ期間においてはロックアップの対象となる。

ロックアップ免除は、() 中間株式の一切の譲渡、交換、販売及び購入、並びに() さらにFRBNYが受け取ったAIAオーロラLLCの優先投資持分のみについて、AIGグループのメンバーの間での（ここでの目的のためには現在は存在せず上場日より後に設立されたメンバーも含む。）、及び、一方をAIGグループのメンバーとし他方をFRBNY、米国政府（米国財務省も含む。）、AIGクレジット・ファシリティ・トラスト、及び/又は現在は存在しない上場日より後に設立され米国納税者一般のために中間株式を保有する1つ以上の法人（以下「AIG出資者」と総称する。）（1つ以上の他のAIG出資者により直接又は間接に保有されるもの）とする、一切の償還（以下「再構築譲渡」という。）に関して、ルール10.07からの免除を付与するものである。

香港証券取引所により与えられたロックアップ免除は、以下を条件とする。

- () AIG出資者は、AIGグループのメンバーからAIG出資者に対する当初6ヶ月間におけるいかなる再構築譲渡にも先立ち、かかる再構築譲渡により取得した中間株式をロックアップ期間の当初6ヶ月間の残りの期間においては処分しないことを香港証券取引所に対して誓約すること。
- () AIGグループは、引き続き直接又は間接に、ロックアップ期間においては当社の株式持分の少なくとも30%を保持すること。
- () 再構築譲渡を除き、AIGグループ又はAIG出資者のいずれもロックアップ期間の当初6ヶ月間において、当社の持分を処分しないこと。

香港引受契約に基づく誓約

当社による誓約

香港引受契約の締結日以降、当初6ヶ月間の終了までの間、グローバル・オフリング（RSU制度に基づくRSU報奨の付与及び株式オプション制度に基づくオプションの付与を含む。）による場合を除き、当社は、香港引受契約に従い、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び香港引受人に対して（また国際引受人に対して）以下の事項を誓約し、また、AIG及びAIAオーロラLLCは、（国際引受人に対しても）以下の事項を遵守させることを誓約する。但し、香港引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーターの書面による事前の同意を得る場合、且つ、香港上場規則を遵守する場

合を除く。

- () 当社の株式資本又は株式資本に対する持分（株式資本若しくは株式資本に対する持分に転換、行使可能若しくは交換可能な有価証券又は株式資本若しくは有価証券若しくはそれらに株式資本に対する持分を受領する権利を表章する有価証券を含むが、これらに限定されない。）について、（直接又は間接を問わず）これらの募集、質権設定、担保権設定、割当、発行若しくは売却を行わず、これらの割当、発行若しくは売却の契約を締結せず、これらを購入するためのオプション若しくは契約を売却せず、これらを売却するためのオプション若しくは契約を購入せず、これらを購入若しくは引き受けるためのオプション、権利若しくはワラントの付与若しくは付与の合意を行わず、これらの貸出、その他譲渡又は処分を行わず、また買戻しを行わないこと。
- () 当該株式資本の保有に伴う経済的効果の全部又は一部を他者に譲渡するスワップ又はその他の取引を行わないこと（上記の取引の全てについて、決済が株式資本若しくは他の有価証券の引渡し、現金支払又はその他の方法のいずれによるかを問わない。）。
- () 上記()若しくは()の実行を勧誘せず、若しくは合意せず、又はかかる取引を行う意図を公表しないこと。

上記()及び()の取引の全てについて、決済が当社普通株式若しくは他の有価証券の引渡し、現金支払又はその他の方法のいずれによるかを問わない。また、当社は、上場日から180日後に開始する6ヶ月間において、上述した当社普通株式又はそれらに対する持分について発行又は処分が行われる場合には、当社は、かかる発行又は処分により当社の株式について混乱した又は誤った市場が発生しないようあらゆる合理的な措置を講じることにつき同意している。

AIG及びAIAオーロラLLCの誓約事項

AIG及びAIAオーロラLLCは、当社、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び香港引受人に対して（また国際引受人に対して）、グローバル・オフアリング、売出規模調整オプション、オーバーアロットメント・オプション又は（適用ある場合は）安定操作取引実施者若しくはそれに代わって行為をする者との間で締結される株式借入契約による場合を除き、また本「AIG及びAIAオーロラLLCの誓約事項」の最終段落の除外に服するものとして、以下の事項を誓約する。但し、香港引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意を得る場合、且つ、香港上場規則を遵守する場合を除く。

- () AIG及びAIA Aurora LLCは、香港引受契約の締結日以降、香港目論見書の日付から12ヶ月目の日（その日を含む。）まで、以下の事項を行わないこと。
 - (a) 当社の株式資本若しくはその他の有価証券又はそれらに対する持分（当該株式資本若しくは有価証券若しくはそれらに対する持分に転換、行使可能若しくは交換可能な有価証券又は当該株式資本若しくは有価証券若しくはそれらに対する持分を受領する権利を表章する有価証券を含むが、これらに限定されない。）について、（直接又は間接を問わず）これらの募集、質権設定、担保権設定若しくは売却を行わず、これらの売却の契約を締結せず、これらを購入するためのオプション若しくは契約を売却せず、これらを売却するためのオプション若しくは契約を購入せず、これらを購入若しくは引き受けるためのオプション、権利若しくはワラントの付与若しくは付与の合意を行わず、これらの貸出、その他譲渡又は処分を行わないこと。
 - (b) 当該株式資本若しくは有価証券又はそれらに対する持分の保有に伴う経済的効果の全部又は一部を他者に譲渡するスワップ又はその他の取引を行わないこと。
 - (c) 上記(a)又は(b)のいずれかを行うことを勧誘せず、若しくは合意せず、又はかかる取引を行う意図を公表しないこと。

上記(a)及び(b)の取引の全てについて、決済が当社普通株式若しくは他の有価証券の引渡し、現金支払又はその他の方法のいずれによるかを問わない。

- () その後、香港目論見書の日付から18ヶ月目の日（その日を含む。）まで、グローバル・オフアリングの直後（売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションの行使（もしあれば）を含む。）にAIGグループが保有する当社普通株式の50%未満となる場合には、上記(i)(a)若しくは(i)(b)のいずれかの取引を行わず、かかる取引を行うことを勧誘せず、若しくは合意せず、又はかかる取引を行う意図を公表しないこと。

ジョイント・グローバル・コーディネーター及び香港引受人（また適用ある場合は国際引受人）に対するAIG及びAIAオーロラLLCの上記誓約事項は、いかなる態様においても、（a）ロックアップ免除に基づき行われる再構築譲渡又は（b）当社普通株式に関する私的及び戦略的取引の締結及び実行を制限又は妨げないものとする。但し、当該取引に基づく当社普通株式の各譲受人は、本「AIG及びAIAオーロラLLCの誓約事項」（ ）に定める制約を、香港目論見書の日付から18ヶ月目の日（その日を含む。）までの期間遵守することに合意するものとする。疑義を避けるために付言すると、当該取引は、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び香港引受人（また適用ある場合は国際引受人）の書面による事前の同意を得ることを要さない。

法人投資家による処分の規制

各法人投資家は、当社及びジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾なしに、直接又は間接を問わず、当初6ヶ月間はいかなる時点においても、当社普通株式又は法人売出しによって引き受けられ取得された当社普通株式を保有する会社若しくは団体のいかなる持分をも処分してはならない旨、合意している。

3 グローバル・オファリングに関するリスク

売出株式の取引価格は変動する可能性があり、その結果投資家に多額の損失が生じる可能性がある。

売出株式の取引価格は変動する可能性があり、香港、アジア・パシフィック地域、米国その他世界各国の一般的な市場環境等、当社の支配の及ばない要因により大幅に変動する可能性がある。特に、他の保険会社及び金融機関の市場価格のパフォーマンス及び変動は、売出株式の価格のボラティリティ及び出来高に影響を及ぼす可能性がある。市場及び業界の広範な要因により、当社の業績に関係なく売出株式の市場価格が著しく下落する可能性がある。グローバル・オファリングの後、売出株式の価格が変動する場合には、投資家は投資額の全て又は相当部分を失う可能性もある。市場及び業界の要因に加えて、売出株式の価格及び出来高は特定の事業上の理由により大幅に変動する可能性がある。特に、当社の収益、利益及びキャッシュ・フローの変動などの要因により、売出株式の市場価格は大きく変動する可能性がある。これらの要因により、売出株式の出来高及び取引価格に大幅な突然の変動を招く可能性がある。

当社は、当社普通株式に対する配当金を支払うことができない可能性がある。

当社が、将来において当社普通株式に対する配当金の支払の決定を行うという保証はない。将来の配当金（もしあれば）は、当社取締役会の裁量によるものであり、当社の将来の経営成績、一般的な財政状態、資本要件、当社によるAIAグループの子会社及び支店からの配当金その他の分配金及び支払の受領可能性、為替レート、法令上、規制上及び契約上の制限、並びに当社取締役会が関連あると考えるその他の要因に依存している。さらに、将来において当社が当社普通株式につき支払を決定する配当金（もしあれば）の通貨、及び当社の株主のために当該通貨から他の通貨に換算するメカニズムは、当社取締役会の裁量により定められる。

売出株式につき既存の公開市場は存在せず、売出株式の活発な取引市場が形成されない可能性がある。

グローバル・オファリングの前には売出株式につき公開市場は存在していない。当社は香港証券取引所への売出株式の上場を申請しているものの、当社は、売出株式について活発な公開市場が形成されると保証することはできず、又は形成されたとしても、グローバル・オファリングの完了後に持続すると保証することはできない。売出株式の売出価格は、引受人を代表するジョイント・グローバル・コーディネーター、売出株主/AIG及び当社との合意により決定される。売出価格は将来の売出株式のパフォーマンスを反映するとは限らず、グローバル・オファリング完了後における売出株式の市場価格とは著しく異なる可能性がある。グローバル・オファリングの後、売出株式について活発な取引市場が形成されず又はそれが持続しなければ、売出株式の市場価格及び流動性に重大な悪影響が及び可能性がある。

RSU制度に基づくRSU報奨及び株式オプション制度に基づくオプションの付与は、株主に対して希薄化をもたらす可能性がある。

当社は、当社のRSU制度に基づくRSU報奨及び当社の株式オプション制度に基づくオプションを付与する予定である。当該報奨制度は、その参加者に、一定の場合において当社普通株式を取得する権利を与える。当該報奨制度に関する詳細は、「第二部 - 第1 - 1 会社制度等の概要 - (3) 当社株式資本及びオプション」を参照のこと。RSU報奨の付与及びオプションの行使により当社

の発行済株式資本が増加する可能性があり、これにより、当社の既存株主のエクイティ持分が希薄化し、当社普通株式の1株当たり利益が減少する可能性がある。

投資家は、当社普通株式に関する投資決定を行う前に本書の内容全部を熟読すべきであり、本書に記載されたリスク及びその他の情報を慎重に検討することなく、他の出所からの情報又は本書中の特定の記述に依拠すべきではない。特に、公表されたメディア報道においては、正確又は完全でない可能性のある財務情報が引用されており、またAIGの財務報告においては、当社のIFRS財務情報と直接に比較しえない当社の事業に関する財務情報が含まれるため、潜在的に混同し易いものである。

グローバル・オファリング及び当社の業務についてメディア報道がなされている。当社は、かかる財務情報の正確性又は完全性についていかなる責任も負うことができず、メディアにおいて流布された情報の適切性、正確性、完全性又は信頼性について何らの保証も行わない。メディアにおいて流布された情報が本書に記載される情報と合致せず又は矛盾する限りにおいて、当社はかかる情報について責任を否定する。また、グローバル・オファリングの後、AIGは、その米国GAAPによる財務情報において、「外国生命保険及び退職貯蓄」のセグメントの一部に、当社の財務成績を一定のAIG保険関係会社と合わせて引き続き連結するものと予想される。適用される米国連邦証券法に基づく報告義務に従って、AIGは四半期毎にかかる財務情報を公表する予定である。しかし、このセグメントにおけるAIGの連結財務情報は、()異なった会計基準(すなわちIFRSではなく米国GAAP)に従って作成されたものであり、()異なる会計期間に基づき、また()AIAグループ外のAIGの事業に関する財務情報を含むものであるため、その項におけるAIGの財務情報は当社の財務報告と直接に比較しうるものではない。

上記に鑑み、メディア報道及びAIGの財務報告は、当社の投資家にとって潜在的に混同し易いものであり、当社は、投資家に対して、当社普通株式に関する投資決定を行うにあたり、かかる情報に依拠しないことを強く推奨する。当社がAIGグループの連結子会社である限り、又はAIGグループの公表する業績に当社の財務実績の重要な点の憶測に使用される可能性のあるデータが含まれている場合、当社は、AIGが第1四半期及び第3四半期の業績を公表した後、実務上可能な限り速やかに、投資家に対し、AIGとAIAグループは異なる会計基準を使用し、その会計年度の末日も異なり、またAIGの財務実績にはAIAグループ以外の事業をも連結していることから、AIAグループの財務実績の評価にあたってはAIGにより公表された四半期実績に依拠すべきでない旨の価格注意情報を発表する最大限の努力を行う予定である。

4 香港上場規則に基づく申込みの条件等

本書に基づき当社普通株式を購入する投資家は、自己の名義で購入するか又は名義人を通じて購入するかを問わず、当社から独立した第三者でなければならず、当社の「関係者(connected person)」若しくは「関連会社(associate)」、当社の既存株主、又は香港上場規則の別紙6に定義されるリード・ブローカー若しくは販売会社の「利害関係人(connected client)」に該当してはならない。

香港上場規則において、以下の用語は以下のとおり定義される。

「関係者(connected person)」とは、(a)中国の発行者及び中国の発行者の子会社以外の会社にあつては、当該会社若しくは当該会社の子会社の取締役、最高執行役員若しくは主要株主、又はそれらの関連会社(associate)を意味し、(b)中国の発行者にあつては、当該中国の発行者若しくは当該会社の子会社の取締役、監査役、最高執行役員若しくは主要株主、又はそれらの関連会社(associate)を意味する。

「関連会社(associate)」とは、(a)個人にあつては、()当該個人の配偶者、()当該個人又はその配偶者の18歳未満の实质子又は養子である子又は継子(上記(a)()と併せて、以下「親族」と総称する。)、()当該個人又はその親族が受益者である信託(又は裁量信託の場合は、当該個人又はその親族が(その者の知る限りにおいて)裁量権者である信託)の受託者(但しかかる資格において行為する場合に限る。)、() (2010年6月3日廃止)、並びに()当該個人、その親族及び/又は上記(a)()のいずれかにかかる資格において行為する受託者が、全体として、直接又は間接を問わず、株主総会において議決権の30%(又は強制買付が必要となる基準として香港買付け及び吸収合併法がその時点で定めるその他の割合)以上を行使するか若しくはかかる行使につき支配力を有する程度又は取締役会の構成員の過半数を支配する程度に資本を保有する会社並びにその子会社である他の会社を意味し、(b)会社にあつては、()当該会社の子会社若しくは持株会社又は当該持株会社の子会社である他の会社、()当該会社が受益者である信託(又は裁量信託の場合は、当該会社が(かかる会社の知る限りにおいて)裁量権者である信託)の受託者(但しかかる資格において行為する場合に限る。)、() (2010年6月3日廃止)並びに

() 当該会社、上記(b) () の他の会社及び/又は上記(b) () のいずれかのかかる資格において行為する受託者が、全体として、直接又は間接を問わず、株主総会において議決権の30% (又は強制買付が必要となる基準として香港買付け及び吸収合併法がその時点で定めるその他の割合) 以上を行使するか若しくはかかる行使につき支配力を有する程度又は取締役会の構成員の過半数を支配する程度に資本を保有する会社並びにその子会社である他の会社を意味する。(c) 但し、(a) 及び(b) の適用上、預託機関が預託証券に係る預託機関としての資格において行為する限りにおいて、預託証券の保有者のために発行者の株式を保有するという事実のみを理由として、預託証券の保有者の関連会社として扱われることはないものとする。

「利害関係人(connected client)」とは、取引所参加者に関連して、次の関係人を意味する。(1)取引所参加者のパートナー、(2)取引所参加者の従業員、(3)取引所参加者が会社の場合、取引所参加者の(a)主要株主若しくは(b)取締役、(4)上記(1)から(3)の個人の配偶者若しくは未成年の子若しくは継子、(5)受益者に上記(1)から(4)の者が含まれる個人信託若しくは家族信託(年金制度を除く。)の受託者として行為する者、(6)上記(1)から(4)に該当する取引所参加者の近親者であって、その口座が、一任管理ポートフォリオ契約に従って、当該取引所参加者によって管理されている者、又は(7)取引所参加者としての会社の同一グループのメンバーである会社を意味し、「取引所参加者(Exchange Participant)」とは、(a) 香港証券取引所の規則に従って、香港証券取引所において又は香港証券取引所を通じて取引を行うことができる者及び(b) 香港証券取引所において又は香港証券取引所を通じて取引を行うことができる者として、香港証券取引所が保管するリスト、登録簿又は名簿にその名称が記載されている者を意味する。

第二部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

香港会社法

香港において設立又は登記された会社に適用される制定法は主に香港会社条例（香港法第32章）（以下「香港会社条例」という。）に規定がある。会社は株式有限責任会社、保証有限責任会社又は無限責任会社として設立される。最も一般的な会社の形態は株式有限責任会社であり、株主の責任は一般的にその株式について未払の額面金額（もしあれば）に限定されている。以下の記述は、別段の断りがない限り、株式有限責任会社に適用される香港会社条例の概要である。

会社は香港の会社登記所（以下「登記所」という。）に次の書類を提出することによって初めて設立することができる。すなわち、基本定款の証明付写し、附属定款の証明付写し、及び会社の発起人、取締役、秘書役又は署名権者のいずれかによる、当該会社が登記に関する香港会社条例に基づく全ての要件を満たしていることを証する宣言を含む設立申請書である。

有限責任会社の基本定款は、会社の商号（会社登記所により免除が付与されていない限り、商号の末尾に「リミテッド」（英語の商号の場合）又はこれに相当する中国語の語句（「有限公司」：中国語の商号の場合）を付さなければならない。）、株主の責任が有限である（該当する場合）旨の記載、会社の登記上の事務所が香港内にある旨の記載並びに株式有限責任会社の場合、会社が登記しようとしている株式資本（授權資本）の額及び固定額面金額の株式へのその分割に係る記載を含まなければならない。附属定款は会社内部の経営管理についての規則であり、特に株式の発行及び譲渡、株主総会の招集通知及び手続並びに取締役の選任、退任及び解任等に関する重要な事項を規定する。

会社の登記上の事務所の所在地の通知並びに最初の取締役及びその就任承諾の通知を含むその他の情報は、後日登記所に提出されなければならない。登記所は、形式、内容共に満足できる必要書類を受理した時点で、会社の基本定款及び附属定款を登記し、会社の設立証明書を発行する。

会社の機関

会社は、取締役会及び株主総会における構成員（株主）という2つの構成部分すなわち機関から構成されている。公開会社は少なくとも2名の取締役を設置しなければならない。非公開会社は1名の取締役のみから設置することができる。取締役は、集合体として取締役会と称され、日々の経営機能を委任される。株主総会は、その選任権及び附属定款の変更を通じて間接的に取締役会の権限行使を規制することができる。会社の目的及び商号の変更、株式資本構成の変更、解散並びに非公開会社による自己株式の取得等の一定の事項は、香港会社条例に基づき株主の承認を要する。このようにして、会社の取締役会及び株主（株主総会における議決権行使を通じて行動する。）は、香港会社条例及び取締役会についてはその会社の附属定款（適用ある法律に服する。）によって決定されるそれぞれの権限を有する会社の2つの機関となっている。

取締役の義務

取締役は、会社との取引を行い又は会社を代表して取引を行うにあたって誠実に行為し、且つ誠実にその権限を行使し職務を遂行するという、会社に対する忠実義務を負う。この忠実義務には以下の5つの基本要素がある。

- (a) 誠実且つ会社の最良の利益のために行為する義務
- (b) 取締役の職務に起因する機会を自己の利益のために利用しない義務
- (c) 利益相反にあたる行為を回避する義務
- (d) 権限をその意図された目的のために行使する義務

（e）相当な注意、技量及び勤勉さをを用いる義務

一般に、香港会社条例は、会社の経営管理の一定事項に関して会社の役員に対して様々な義務を課している。しかし、多くの状況において、役員個人は、義務不履行を認識している場合又は故意に義務不履行を承認若しくは許容している場合に限って責任を負うにすぎない。

利害関係のある取締役

香港会社条例は、会社が行った取引について直接的又は間接的に利害関係のある取締役に対して、その利害関係の内容を最も早く開催される取締役会において開示することを要求する。かかる義務に違反した取締役は、罰金を科され、且つ、当該取引によって実現した利益を会社に帰属させなければならない。さらに、香港証券取引所の上場規則も、（会社の関係者である）取締役に対して利害関係を持つ取引全てに関し開示し、また、一定の状況においては議決権行使を棄権することを要求している（但し、一定の免除が適用される。）。

取締役及び執行役員に対する補償及び責任限定

香港会社条例では、会社の役員（取締役を含む。）を、職務怠慢、義務不履行、義務違反又は背任に係る会社に対する責任から免除しようとする会社の附属定款、契約その他いかなる規定も無効である。但し、会社は、その役員のために、かかる訴訟において防御するために被った費用を補償するための保険に加入することができる。会社はまた、その役員に対して、民事訴訟又は刑事訴訟の防御に要する費用についても、最終的に当該役員の勝訴となる判決が下された場合（又は当該役員の無罪判決が下された場合）はこれを補償することができる。

株式の発行

香港会社条例では、取締役は、既存株主に対してその持分に応じた新株の発行を行う場合のみ、株主による事前の承認なしに株式を発行することができる。取締役は、この株主割当以外の方法による場合は、株主総会で株主の事前の承認がなければ新株を発行することができない。株主総会での承認は、次に掲げるいずれかの事由が発生するまで引き続き有効である。

（a）次回の定時株主総会の終結

（b）法律により次回の定時株主総会の開催が要求される期間の満了

（c）株主総会で株主の普通決議により取消又は変更された時

取締役は、株主によって課される制限の遵守を条件として、取締役が決定する時期・価格により、またその決定する発行条件に従って未発行株式の募集、割当、オプションの付与その他の処分を行うことができる。

株主総会

定時株主総会又は特別決議の採択のための株主総会の招集通知は、21日前までに書面により発するものとする。それ以外の株主総会の招集通知は、14日前までに書面により発するものとする。かかる通知には、株主総会の場所、日時及び特別の議事のある場合にはその議事の内容を明記するものとする。会社による株主への招集通知の偶発的な欠如又は株主による株主総会招集通知の不受領により、当該株主総会の手続が無効とされることはない。

議決権

株主の議決権は、会社の附属定款、及び一定の状況においては香港会社条例により規定される。附属定款は、議案決議

のための定足数、株主の権利、及び株主総会における又は取締役会による行為又は決議の承認に要する議決権割合等の事項を定める。

株主総会において株主の承認を要する一切の行為は、当該株主総会において賛成の決議がなされなければならない、決議は次のように分類される。

(a) 普通決議は、株主総会において議決権を有し、且つ自ら又は議決権行使代理人により議決権を行使する株主の過半数の賛成をもって採択される。

(b) 特別決議は、株主総会において議決権を有し、且つ自ら又は議決権行使代理人により議決権を行使する株主の4分の3以上の賛成をもって採択される。

非公開会社については、附属定款に別段の規定がない限り議決権行使は通常挙手により行われる。公開会社については、香港証券取引所の上場規則により投票が明確に義務付けられている。

議決権行使が挙手により行われるときは、各株主は、その持株数の多寡にかかわらず、1個の議決権を有する。通常、議決権行使代理人は、このような挙手による議決権行使を認められていないが、会社が選択するときは、附属定款で議決権行使代理人によるかかる議決権行使方法を認めることができる。附属定款は、投票を要求することができる状況を定める。香港会社条例は、株主総会の議長の選任又は延会以外の問題について株主総会でかかる投票を要求する権利を排斥する定款規定を無効とする。投票が行われる場合、各株主は保有1株毎に1個の議決権を有し、議決権行使代理人は議決権行使をすることができる。

一般に、株主の決議は普通決議によって採択されるが、一定の事項については特別決議によってのみ採択される。かかる事項には、以下に掲げるものが含まれる（但し、これらに限定されない。）。

(a) 目的条項の変更

(b) 附属定款の変更

(c) 商号の変更

(d) 資本の減少

(e) 任意解散

株主訴訟

香港の裁判所では集団代表訴訟及び株主代表訴訟が認められており、かかる訴訟を提起することができる。原則として、通常は、会社に対して行われた不正行為については会社が原告となって訴えを提起するが、株主代表訴訟では、特に、会社を支配している者が「少数株主に対する詐欺」を行っているとの根拠に基づいて、株主（又は少数株主）が株主代表訴訟を提起することができる。

株主提案権

香港法に基づいて設立された会社の株主は、香港法により、最低株主数又は持株数要件を満たし、且つ通知に関する条項を遵守することを条件に、定時株主総会において株主による審議及び決議の提案をすることができる。

会社事項の書面による承認

香港法は、株主が、株主総会を開催することなく、株主総会において当該事項について議決権を有する各株主により又はこれに代わって署名された全会一致の書面決議により会社に係る事項を承認することができ、且つ、かかる決議は正式に採択されたものとみなされる旨を規定する。

株主総会における手続

株主総会における手続は、通常、会社の附属定款に規定され、会社によって異なり得る。

任期別取締役会

香港会社条例には、香港の会社のために任期別取締役会の取決めを特に義務付ける制定法の規定はないが、そのような規定を会社の附属定款で定めることは有効である。

累積投票制度

香港法には、会社の取締役の選任決議に関して累積投票制度の設置を特に禁止又は制限する規定はない。

帳簿及び記録の閲覧

香港会社条例では、会社は、その株主に対しては無料で、またその他の者に対しては若干の手数料を支払うことにより、株主名簿及び名前の索引を、1日につき営業時間中の少なくとも2時間閲覧できるようにすることを義務付けられている。但し、株主名簿が閉鎖されている間についてはこの限りではない。

年次報告書

会社は、年次報告書を登記所に提出しなければならない。年次報告書は、これが提出されると公開文書となり、所定の手数料を支払えば誰でもこれを閲覧できる。

年次報告書は、定時株主総会后42日以内に完成されなければならない。情報は年次ベースで開示されなければならない。当該情報には次のものが含まれる。

- (a) 登記上の事務所の所在地
- (b) 株式資本の概要
- (c) 株主の明細
- (d) 役員の詳細
- (e) 全ての抵当・買掛金に関する会社の負債額

会社はさらに以下のものも提出しなければならない。

- (a) 貸借対照表の証明付写し（法律により貸借対照表に添付が必要とされる全ての文書を含む。）
- (b) 貸借対照表に添付される取締役報告書及び会計監査人報告書の各証明付写し

会計帳簿

会計帳簿は会社の登記上の事務所又は取締役が適切であるとみなすその他の場所において備え置かれ、いつでも取締役が自由に閲覧できるようにしておかなければならない。これらの会計帳簿は最終的になされた記載又は記録事項に係る会計年度末から少なくとも7年間保存しなければならない。株主には、制定法又は慣習法上帳簿閲覧権はない。

但し、附属定款にこれを認める旨の定めがある場合はこの限りでない。会社の株主は、登記所に提出された監査済年次報告書を閲覧することができる。また、香港証券取引所は、上場会社に対して、その年次報告書、中間報告書及び（ある場合は）四半期報告書も会社の登記上の事務所又は主要な営業所において一般人が閲覧できるようにすることを義務付けている。

損益計算書及び貸借対照表

会社の取締役は、定時株主総会において損益計算書及び貸借対照表を提出しなければならない。決算書は、株主総会の開催日の6ヶ月以内に到来する日を決算期として作成されなければならない。会社が子会社を有する場合には、親会社の取締役は、その定時株主総会において親会社自体の貸借対照表及び損益計算書と共に連結決算書類を提出しなければならない。貸借対照表は、会計年度末の会社の状況の真実且つ公正な概観を示し、また損益計算書は会計年度における会社の損益の真実且つ公正な概観を示すものでなければならない。

取締役報告書

取締役報告書には、とりわけ（a）会社の主な事業活動及びその重要な変化、（b）取締役が提案する配当金及び準備金の金額、（c）発行される株式又は債務証券（もしあれば）に関する詳細、並びに（d）会社の固定資産の重要な変化を記載する必要がある。

会計監査人

会社は、最初の会計監査人の選任後は、各定時株主総会において会計監査人を選任しなければならない。当該会計監査人は次期定時株主総会まで在職する。会計監査人を選任する義務は、会社の株主にある。もし株主が株主総会において会計監査人の選任をしなかった場合は、いずれの株主もかかる選任を裁判所に申し立てることができる。

会社の会計監査人は、自らが検査した決算書類並びに任期中の株主総会に提出される貸借対照表、損益計算書及び連結決算書類全てに関して株主に報告しなければならない。

会計監査人報告書は、会社に提出される損益計算書、貸借対照表及び全ての連結決算書類に添付されなければならない。

財務情報の開示

一般に、会社は、定時株主総会に提出されることを要する全ての決算書類及び親会社の場合は連結決算書類の写し（法律で添付が必要とされる全書類の写しを含む。）を、取締役報告書の写し及び会計監査人報告書の写しと共に、会社のあらゆる株主、会社のあらゆる債務証券所持人及びかかる受領権限を有するその他全ての者に対して、定時株主総会の開催日の21日前までに送付しなければならない。

（2）【提出会社の定款等に規定する制度】

以下の記載は、香港における上場に先立ち株主総会により採択され登記所に提出される予定の当社定款に基づくものである。

資本の変更

当社は、自己株式及び当社のワラント（償還株式を含む。）を任意の価格で買取若しくはその他の手段により取得するために、又はいずれかの者により行われ若しくは行われる予定の当社の株式若しくはワラントの買取若しくはその他の手段による取得を目的として若しくはこれに関連して貸付、保証、担保の提供若しくはその他の手段により直接的に若しくは間接的に金銭的支援を提供するために、香港会社条例又はその時点のその他の規則により付与又は許容されている全ての権限を行使することができる。当社が自己株式又は当社のワラントを買取又はその他の手段により取得するときは、当社及び当社取締役会のいずれも、同種の株式若しくはワラントの所持人の間において若しくはかかる所持人及び異なる種類の株式若しくはワラントの所持人の間において均等に若しくはその他の特定の方法によ

り、又は種類を問わず株式により付与された配当若しくは資本に関する権利に従って、買取又はその他の手段により取得されるかかる株式又はワラントを選定する義務を負わない。但し、買取若しくはその他の方法による取得又は金銭的支援は、香港証券取引所又は香港証券先物委員会が制定するその時々において有効な関連規則又は規制に従う場合のみ実施することができる。償還株式の買取の場合は、（ ）株式市場外の買取又は公開買付けによらない買取は、一般的な又は特定の買取の場合のいずれも上限価格に限定されるものとし、また（ ）買取が公開買付けによる場合は、かかる公開買付けは株主全員を等しく対象とするものとする。株主総会において、当社は、随時、普通決議により新株の設定により株式資本を増加させることができる（その時点の授権株式が全て発行済みであるか、その時点の発行済株式の全てが払込済みであるかは問わない。）。かかる増資は、当該決議が定める金額とし、また当該決議が定める額面金額の株式に分割されるものとする。

当社は、普通決議により、随時、下記の事項を行うことができる。

（ a ）株式資本の全て又はその一部を、既存株式より大きい又は小さい額面金額の株式に併合又は分割すること。

（ b ）当該決議の採択日において何人によっても引受けられていない又は引受が合意されていない株式を消却し、その株式資本の金額を消却された株式の金額だけ減額すること。

（ c ）香港会社条例の規定に従うことを条件として、株式又はその一部を、当社の基本定款に定められた額面金額より少ない額面金額の株式に分割すること。

（ d ）香港会社条例の規定に従うことを条件として、株式を複数の種類に分けること。

当社は、特別決議により随時、その株式資本、資本償還準備金又は資本剰余金勘定を法令により認められる方法且つ法令に定める条件で減少させることができる。

権利の修正

その時点で発行されている株式又は（資本が複数の種類株式から構成される場合には）いずれかの種類株式に付されている特別の権利（株式の発行条件により別途規定されている場合はこの限りでない。）の全部又はそのいずれかは、香港会社条例の規定に従い、発行済株式若しくは（資本が複数の種類株式から構成される場合には）当該種類の発行済株式の額面金額の4分の3以上の所持人の書面による承諾、又は株主総会若しくは（資本が複数の種類株式から構成される場合には）当該種類の種類株主総会において採択された特別決議による承認を得て、変更又は廃止することができる。株主総会に関する当社定款の規定は全てかかる種類株主総会に準用されるものとするが、その定足数は当該種類の発行済株式の額面金額の3分の1を保有又は議決権行使代理人により代表される2名以上の者とする。自ら出席し若しくは議決権行使代理人が出席する当該種類株式を保有する者、又は（延会においては）当該種類株式の所持人若しくはその議決権行使代理人は、投票を行うことを請求することができる。

株式の譲渡

株式の譲渡は、全て、通常の一般的な様式又は当社の取締役会（以下「当社取締役会」という。）が認めるその他の様式の書面により実施することができ、また自署のみにより実施することができる。譲渡人又は譲受人が香港証券先物条例（以下「SFO」という。）における認定決済機関（又はその名義人）である場合は、自署若しくは機械印刷署名によるか、又は当社取締役会が認めるその他の作成方法によることができる。全ての譲渡証書は、登記上の当社事務所又は当社取締役会が指定するその他の場所に存置しなければならない。いかなる株式の譲渡証書も譲渡人又はその代理人及び譲受人又はその代理人により作成されるものとする。譲渡人は、譲受人の氏名が当該株式につき株主名簿に記載されるまではなおその所持人ととどまるものとみなす。

当社取締役会は、その完全な自由裁量により、且つ一切その理由を述べることなく、当社取締役会が承認しない者に対する株式（全額払込済株式は除く。）の名義書換を拒否することができる。当社取締役会はまた、4名を超える共有者に対する名義書換又は当社が先取特権を有する株式（全額払込済株式は除く。）の名義書換を拒否することができる。さらに、当社取締役会は、以下に該当しない場合には、譲渡証書を拒絶することができる。

（ a ）2.50香港ドル（又は香港証券取引所が定める規則に基づきその時点で認められるそれを

上回る金額)又は当社取締役会が随時要求するそれよりも少額の手数料が、名義書換につき当社に支払われる場合

(b) 譲渡に関する株券、及び当社取締役会が合理的に要求する当該譲渡を行う譲渡人の権利を証明するその他の証拠が譲渡証書に付されている場合

(c) 譲渡証書が1つの種類株式のみに関するものである場合

(d) 当該株式が当社のためのいかなる先取特権にも服していない場合

(e) 譲渡証書に適式に印紙が貼付されている場合

いかなる株式(全額払込済株式は除く。)の譲渡も幼児、精神障害者又はその他の法的無能力者に対しては行うことができない。

株主総会

当社は、毎年、その年のその他の株主総会のほか、定時株主総会として株主総会を開催するものとする。定時株主総会は当社取締役が定める時期(直前の定時株主総会の開催から15ヶ月以内又は登記所が書面により承認するこれより長い期間以内とされる。)及び場所において開催されるものとする。その他の全ての株主総会は臨時株主総会と称されるものとする。当社取締役は、適切と判断するときはいつでも、臨時株主総会招集の手続をとることができ、また、香港会社条例に基づく要請があるときは、その手続をとるものとする。

株主総会の招集通知

香港会社条例第116C条に従い、定時株主総会及び特別決議採択のために招集される株主総会は、開催日の21日前までに書面による通知を發して招集されるものとし、その他の株主総会は開催日の14日前までに書面による通知を發して招集されるものとする。招集通知は、その株主総会の場所及び日時、並びに特別議案については、その議案の要領を記載するものとする。定時株主総会の招集通知は定時株主総会である旨を記載し、特別決議採択のための株主総会の招集通知は特別決議として決議案を提案する旨を記載するものとする。各招集通知には、出席し議決権を行使することができる株主は自己に代わり出席し議決権を行使する議決権行使代理人1名以上を選任することができ、且つかかる議決権行使代理人は株主であることを要しない旨の記載を合理的に目立つ形で行うものとする。

当社の株主総会は、当社定款に指定された又は香港会社条例により要求された期間より短期の通知により招集された場合であっても、以下の者により承認された場合は適式に招集されたものとみなされるものとする。

(a) 定時株主総会として招集された株主総会については、これに出席し議決権を行使することができる株主全員

(b) それ以外の株主総会については、これに出席し議決権を行使することができる株主の過半数(但し、その過半数は、かかる権利を付与する株式の額面金額の95%以上を合計して保有することを要する。)

招集通知を受けることができる者に対する招集通知の偶発的な欠如若しくは(議決権代理行使証書が招集通知とともに送付される場合は)かかる議決権代理行使証書の偶発的な欠如、又はかかる者による招集通知若しくはかかる議決権代理行使証書の不受領は、当該株主総会における手続を無効とするものではないものとする。

株主総会における議決権行使

その時々議決権について任意の種類株式に付された特別の権利、特権又は制限に従い、株主総会に(個人の場合は)本人自ら又は(法人の場合は)香港会社条例第115条のもと適式に授權された代表者により出席した株主は全て、挙手の場合は株主総会において1票のみ有し、投票の場合は、本人若しくは議決権行使代理人又は(法人の場合は)適式に授權された代表者により出席した株主は全て、その所持する全額払込済み又は全額払込済みと計上された

株式1株について1票を有する。但し、かかる目的において、払込請求又は分割払請求に先立ち株式につき払込がなされた金額は、当該株式につき払込済みであるとはみなさないものとする。

SFOにおける認定決済機関である株主は、その適当と思料する者を当社の株主総会又は種類株主総会でその代表者として行為することを授權することができる。但し、指名された者が2名以上いる場合には、授權証書は、各人に授權された株式の数及び種類を特定するものとする。授權された者は、かかる決済機関（又はその名義人）が個人株主であれば行使し得た権限と同じ権限をその代表する認定決済機関に代わって行使することができる。

香港証券取引所の上場規則のもとで、株主がいずれかの特定の決議案に対する議決権行使を棄権することを義務付けられている場合、又はいずれかの特定の決議案について賛成若しくは反対のいずれかの議決権行使をするよう制限されている場合、これらの要件又は制限に違反してかかる株主により又はかかる株主に代わって投じられた票は、算入されない。

投票による議決権行使を要求する手続

株主総会においては、当該株主総会の採決に付された決議は挙手により決するものとする。但し、（挙手の結果の宣言又はその他一切の投票の要求の撤回以前に）以下のいずれかの者により投票が要求された場合はこの限りでない、

（a）当該株主総会の議長

（b）自ら又は議決権行使代理人により出席し、且つ当該株主総会においてその時点で議決権を有する3名以上の株主

（c）自ら又は議決権行使代理人により出席し、且つ当該株主総会において議決権を有する総株主の議決権総数の10分の1以上を有する株主

（d）自ら又は議決権行使代理人により出席し、且つ当該株主総会において議決権を付与する総株式の払込済金額総額の10分の1以上に相当する金額が払込済みである当社株式を保有する株主

取締役の資格

いかなる者も、ある特定の年齢に達しているという理由のみで、当社取締役を辞任することを求められたり、その再選又は再任を妨げられたり、また当社取締役に選任される資格を否定されることはない。いずれの当社取締役も取締役の資格を得るために当社株式を保有することは要求されない。

借入権限

当社取締役会は、随時その裁量により、当社の目的のために支払資金を調達若しくは借入れ又はそれを保証し、また当社の事業、財産及び払込未請求の資本又はその一部に抵当権又は担保権を設定するための当社の全ての権限を行使することができる。当社取締役会は、その適切と判断する方法及び条件にて支払又は返済資金を調達又は保証することができ、特に当社の債務証券、ディベンチャー・ストック、社債又はその他の有価証券をそれ自身単独で又は当社若しくは第三者の債務、負債及び義務の担保として発行することによりこれを行うことができる。

株券

株券は、当社社印（かかる目的において、香港会社条例第73A条の規定により認められる公印で足りる。）を捺印の上発行されるものとし、当該株券に係る株式の数及び種類、並びにその識別番号（必要な場合）、並びにその払込金額を明記するものとするが、その他、当社取締役会が随時定める様式によることができる。

当社取締役会は、株主総会において株主の承諾を得て、当社取締役会が随時定める条件により、当社のいずれかの種類株式又は有価証券を引き受けることができるワラントを発行することができる。ワラントが無記名式で発行される

場合、ワラント証書は喪失した証書の代替証書として発行されないものとする。但し、当社取締役会がその原証書が滅失したことについて合理的な疑いなく納得した場合はこの限りでない。

取締役

当社取締役は、当社株式を保有することを要求されない。いかなる者も、満75歳に達するか、又は75歳を上回っていることにより、当社取締役に在職し、又は当社取締役として承認若しくは指名される資格を失う場合がある。

当社は、当社取締役と当社間の契約の規定にかかわらず、普通決議により当社取締役を解任することができる。但し、当該契約の解除に対する損害賠償請求権を行使することは妨げられない。

当社取締役は、不定期の欠員を補充するため、又は当社取締役会の増員のため、任意の他の者を当社取締役に選任する権限を有するものとする。これにより選任される当社取締役の総数は株主総会において株主により随時定められる上限の員数（もしあれば）以下とし、これにより選任された当社取締役は当社の次期定時株主総会までに限り在任し、再任資格を有するものとする。

株主総会において退任する当社取締役以外の者は、当社取締役から選任の推薦を受けない限り、いかなる株主総会においても当社取締役として選任される資格を有さないものとする。但し、株主総会に正当に出席し、議決権を行使する権利のある株主（当社取締役に選任されることを提案される者を除く。）により署名がなされた通知により、かかる者の選任を提案する意思があることが知らされ、またかかる者が選任される意思があることを通知している場合はこの限りでない。かかる通知は、当該株主総会の招集通知の発送の翌日以降に開始し、当該株主総会の開催日の7日前までに終了する7日以上期間内に発送されるものとする。

取締役報酬

当社取締役は、その役務に対する報酬として、当社がその時々株主総会で決定する金額を受け取ることができる。かかる金額は、報酬について決議により別段に指示されない限り、当社取締役会が合意する比率及び方法で、又は合意が成立しない場合は、均等に、当社取締役の間で分配される。但し、後者の場合、その在任期間が報酬の支払われる期間全体に満たない当社取締役は、かかる者が在職していた期間に応じた金額のみ受領することができる。当社取締役の報酬として支払われる金額の場合を除き、上記は、当社の俸給従業員又は役員である当社取締役には適用されない。当社取締役はまた、当社取締役としての職務執行の過程でそれぞれ合理的に負担した旅費、宿泊費及びその他の経費（取締役会、委員会又は株主総会に出席するための往復の旅費、又はその他当社の事業に従事するに際して若しくは当社取締役としての職務を遂行するに際して要した旅費を含む。）につき払戻しを受けることができる。当社取締役会は、当社に対して又は当社の請求により特別な又は追加の役務を課された当社取締役に対して特別報酬を付与することができる。かかる特別報酬は、当社取締役としての通常の報酬に加えて又はその代わりにかかる当社取締役に支払うことができ、支払は給与、手数料、利益参加又はその他手配可能な手段により行うことができる。

前述にかかわらず、マネージング・ディレクター、共同マネージング・ディレクター、副マネージング・ディレクターその他執行取締役又は当社の他の経営部門の役職に任命された取締役の報酬は、当社取締役会が随時決定することができ、給与、手数料若しくは利益参加その他の方法により又はこれらの方法全て若しくはいずれかにより、当社取締役会が随時決定するその他の給付金（年金、慰労金その他退職給付金を含む。）及び諸手当と共に支給することができる。これらの報酬は当社取締役としての報酬に加えて支払われる。

取締役の利害関係

香港会社条例に従い、当社取締役又は当社取締役に選任若しくは就任予定のいかなる者も、その役職を理由として、いかなる役職若しくは利益を得る立場の在任期間に関しても、又は仕入業者若しくは購入者として若しくはそれ以外の何らかの形態によるものとしても、当社と契約する資格を失うものではない。かかる契約又は当社取締役が何らかの点で利害関係を有するその他の契約若しくは取決めが無効とされることはなく、またかかる契約を結んだ又はかかる利害関係を有している当社取締役は、当該取締役がその役職にあること又はその役職から生じた信認関係を理由として、当社又は株主に対してかかる契約又は取決めにより実現した報酬、利益、又はその他の便益について報告することを要しない。但し、かかる当社取締役は、その時に直接的であれ間接的であれ自身が利害関係を有することを知らなかった場合は、かかる者が利害関係を有する契約若しくは取決めの締結の是非を最初に審議する当社取締役会において、又はそれ以外の場合は、自身が利害関係を有すること若しくは利害関係を有することとなったことを認識してから最

初の当社取締役会において、当該契約又は取決めの内容を開示しなければならない。

当社取締役は、自身又はその関係者が重要な利害関係を有する契約又は取決め又は提案に関する当社取締役会において議決権行使してはならず、また出席者として定足数に算入されてはならない。かかる当社取締役が議決権行使してもその票は算入されない。但し、かかる禁止規定は、下記事項には適用されないものとする。

() (a) 当社若しくはその子会社の要請で若しくは当社若しくはその子会社のために当社取締役若しくはその関係者が貸し付けた金銭若しくは負担した若しくは引き受けた債務について、当該取締役若しくはその関係者に担保を提供し若しくは補償を付与すること、又は (b) 保証若しくは補償に基づいて若しくは担保を提供することによって当社若しくはその子会社の債務の全部又は一部について当社取締役若しくはその関係者が単独若しくは共同で責任を負っている債務について第三者に担保を提供し若しくは補償を付与すること

() 当社取締役又はその関係者が募集・売出しの元引受又は下引受の参加者として利害関係を有するか又は有することになる引受又は買取による、当社若しくは当社が発起人となるか若しくは当社が利害関係を有する其他会社の株式、債務証券若しくはその他の有価証券の募集・売出し、又はそれらによる株式、債務証券若しくはその他の有価証券の募集・売出しに関する提案

() 当社取締役又はその関係者が単に役員若しくは執行役若しくは株主としてのみ直接的若しくは間接的にかかわらず利害関係を有するか、又は当該会社の株式に実質的持分を有している会社に関する提案。但し、かかる当社取締役又はその関係者が当該会社（又はかかる当社取締役若しくはその関係者の持分が別の会社を介して保有されている場合はかかる別の会社）のいずれかの種類の発行済株式又は議決権の総計 5 % 以上の実質的持分を有していないことを条件とする。

() 当社又はその子会社の従業員の手当に関する提案又は取決め（ (a) 当社取締役若しくはその関係者が利益を得ることができる従業員持株制度若しくは株式インセンティブ制度若しくはストックオプション制度の採択、修正若しくは運営、又は (b) 当社取締役、その関係者及び当社若しくはその子会社の従業員に関係する、年金基金、若しくは退職、死亡若しくは疾病給付制度の採択、修正若しくは運営を含む。 ）で、当該基金又は制度の対象者には通常付与されない特権又は優位をかかると当社取締役又はその関係者に付与しないもの

() 当社取締役又はその関係者のいずれかが、単に当社の株式、社債又はその他の有価証券に持分を有していることのみにより、当社の株式、債務証券又はその他の有価証券の他の所持人と同じ態様で利害関係を有する契約又は取決め

当社取締役は、当社取締役会が定める期間、その定める条件で、（会計監査人以外の）当社の他の役職又は利益を得る立場を兼任することができ、かかる当社取締役には当社取締役会が定める追加報酬を支払うことができる（給与、手数料、利益参加等支払方法は問わない。）。当社取締役はまた、当社が発起人となった会社若しくは当社が利害関係を有するその他の会社の取締役若しくはその他の役員に在任し若しくは就任することができ、又はそれ以外の理由によりかかる会社と利害関係を有することができる。当社取締役はまた、当社又は株主に対してかかる会社の取締役若しくはその他の役員として又はかかる会社との利害関係により受領した報酬、利益又はその他の便益について説明する責任を負わない。当社取締役会は、当社が保有又は所有する当該会社の株式により付与された議決権を、全ての点で自らが適当とみなす方法で行使することができる。かかる行使には、当社取締役のいずれかがかかる他の会社の取締役若しくは役員に任命し、又はかかる会社の取締役若しくは役員の報酬支払について議決権を行使し、その定めを行い決議案に対して賛成票を投ずることを含む。

当社取締役は、自らを当社又は当社が利害関係を有するその他の会社の役員又は利益を得る立場に任命すること（その任期の設定若しくは変更、又は解任を含む。）に関する当社取締役会の決議において議決権行使することはできず、かかる決議における定足数に算入されることはできないものとする。

配当

当社の利益以外からはいかなる配当も支払われないものとし、配当には利息は付されないものとする。

配当に関する特別な権利を有する者の権利に服することを条件として、全ての配当は、配当が支払われる株式について当該株式に払込がなされた金額又は払込済みであると計上された金額に応じて宣言され、支払われるが、払込請求

に先立って払込がなされた金額又は払込済みであると計上された金額はかかる目的においては当該株式について払込済みであるとはみなさないものとする。当社取締役会は、当社が先取特権を有する株式に対して又はこれに関して支払われる配当又はその他の金銭を留保することができ、これを当該先取特権に係る債務、負債又は約定の弁済に充当することができる。当社取締役会は、株主に対して支払われる配当又は特別配当から、当該株主が当社に対して払込請求額、分割払金等として現在支払うべき金銭（もしあれば）全額を控除することができる。

当社取締役会又は株主総会において当社が支払又は宣言することを決議した配当について、当社取締役会は、（a）かかる配当の全て又は一部が、全額払込済として計上された株式を割り当てることにより履行されるか（割当株式は被割当者が既に保有する株式と同一の種類株式とし、割当を受ける権利を有する株主がかかる割当に代えて現金による配当（又はその一部）を受領することを選択する権利を有することを条件とする。）、又は（b）かかる配当を受領する権利を有する株主が当該配当の全額若しくは当社取締役会が適切と判断する一部の代わりに全額払込済として計上された株式の割当を受ける（割当株式は被割当者が既に保有する株式と同一の種類株式とする。）ことを選択することができる旨を追加して決議することできる。当社は、当社取締役会の勧告に基づき、特別決議により、当社の特定の配当につき、株式の割当に代えて現金による配当を受取ることを選択することができる権利を株主に付与することなく、配当が全額払込済みとして計上される株式を割り当てることにより全て履行することができる旨、決議することができる。

当社取締役会又は株主総会において当社が配当の支払又は宣言を決議する場合にはいつでも、当社取締役会は、現金による配当を受取ることを選択することができる権利を株主に付与するにかかわらず、かかる配当の全額又は一部がいずれかの種類の特定の資産の分配により（特に当社若しくはその他の会社の払込済株式、債務証券若しくは有価証券の引受権が付されたワラントにより、又はその1つ若しくは複数の組み合わせにより）履行される旨を追加して決議することができる。

配当又は特別配当の宣言日から1年が経過した後においても請求がない配当又は特別配当の全ては、請求があるまでは、当社の利益のために当社取締役会が投資し又はその他の方法により利用することができる。当社はそれに関する受託者にはならないものとする。配当又は特別配当の宣言日から6年が経過した後においても請求がない配当又は特別配当は全て当社取締役会により没収することができ、当社に帰属するものとする。

解散

特別な条項又は条件で発行された株式の所持人の権利に従うことを条件として、当社が解散する場合、全ての債権者に対する支払後の残余財産は、各株主が保有している株式について払込済みの資本金額に応じて株主の間で分割されるものとする。かかる残余財産が払込済資本の全てを返還するのに充分ではない場合、残余財産は、可能な限り、株主が負担する損失が各株主の保有株式について払込済みの資本に比例するようにそれぞれ分配される。

当社が解散する場合、清算人（任意清算人又は公的清算人の別を問わない。）は、特別決議による承認を得て、当社の財産の全部若しくは一部を現金若しくは現物により株主の間で分割するか、又は当社の資産の一部を決議に定める方法で株主若しくはそのいずれかを受益者として信託に付することができる。かかる決議は、特定の資産を、異なる株主の間でそれぞれの既存の権利に従う以外の方法で分配することを定め又は承認することができる。但し、その場合、各株主は、あたかも当該決議が香港会社条例の第237条に従い可決された特別決議である場合と同様に異議を申し立てる権利又はその他これに準ずる権利を有するものとする。

当社が香港で解散する場合、その時点で香港にいない当社の株主は全て、当社を任意解散する有効な決議が採択された後14日以内、又は当社の解散命令が下されてから14日以内に、香港に居住する者で当社の解散に関するか又はこれに基づく召還状、通知、訴状、命令及び判決を送達し得る者を指名する書面通知を当社に送付しなければならない。かかる指名を行わない場合、当社の清算人は任意に、当該株主に代わりかかる者を指名することができ、かかる被指名者に対する送達は、全ての目的において当該株主本人に有効になされた送達とみなされる。清算人がかかる指名を行った場合、清算人は、できる限り速やかに、当該清算人が適当とみなす香港において流通している英語の日報に公告するか、又は株主名簿に登録された当該株主の住所に充てて書留で郵送することにより、その旨を通知しなければならない。その場合、かかる通知は、公告が掲載された日又は郵便が投函された日に送達されたものとみなされる。

所在不明株主

当社の権利を損なうことなく、当社は、配当支払のための小切手又は証書が2回連続して現金化されないまま放置されている場合には、かかる小切手又は証書の郵送での送付を中止することができる。但し、当社は、かかる配当支払のための小切手又は証書が受取人不在として差し戻される事態が生じて初めて、配当支払のための小切手又は証書の送

付を中止する権利を行使することができる。

当社は、当社取締役会が適当と考える方法で、所在不明株主の株式を売却することができる。但し、かかる売却は、下記条件が充足されない場合は行ってはならない。

() 当社定款により授権された方法で関連期間中に送付された小切手又は証書に関する当該株式の所持人に現金で支払うべき金額に係る小切手又は証書の全てが、合計3回以上現金化されないままとなっていること。

() 関連期間の期末現在において当社の知る限り、当社は、関連期間中のいかなる時点においても、当該株式の所持人である株主の存在又は死亡、破産若しくは法律の適用により当該株式に対する権利を取得した者の存在を示唆するものを受け取っていないこと。

() 当社がかかる株式を売却する意向である旨を当社が英語の日刊紙1紙に英語で及び中国語の日刊紙1紙に中国語で公告し、かかる公告の掲載日から3ヶ月が経過していること。

() 当社が、関連する区域の証券取引所に対し、かかる売却を行う旨を通知していること。

上記規定の適用に当たり、「関連期間」とは、上記()項に記載の公告の掲載日の12年前に始まり、同項に記載の期間の満了日に終了する期間をいう。

かかる売却を実行するために、当社取締役会は、任意の者を指名して当該株式を譲渡せしめることができ、かかる者により又はかかる者のために署名又はその他により作成された譲渡証書は、あたかもこれが登録所持人又は当該株式の移転によりその権利を取得した者が作成した場合と同様の効力を有するものとする。購入者は、購入代金の用途について留意する義務を負わず、当該株式に対するかかる購入者の権原は、売却に係る手続の不備又は無効により影響されない。株式売却の手取金は当社に帰属し、当社はかかる手取金を受領したとき、これに係る全ての金銭を別段勘定に計上することにより、かかる売却の手取金に等しい額につき元株主に対し債務を負うこととなる。かかる債務について信託は創設されず、これについて利息は支払われない。当社は、かかる売却の手取金から得た金銭について報告する義務を負わず、当社はかかる手取金を当社の事業に又はその適当とみなす方法で使用することができる。

会計

当社取締役は、随時、香港会社条例に基づき、同条例により要求される関連財務書類を定時株主総会に提出するものとする。関連財務書類の写しは、当該株主総会の開催日の21日前までに当社株主及び債務証券所持人の全員の登録住所に宛てて交付又は郵送されなければならない。

(3) 【当社株式資本及びオプション】

株式資本

グローバル・オファリング前の株式資本

香港目論見書の日付において、当社の授権株式資本は20,000,000,000米ドルで、当社普通株式20,000,000,000株に分割され、当社の発行済株式資本は12,044,000,001米ドルで、発行済当社普通株式12,044,000,001株からなる。

グローバル・オファリング完了時の株式資本

当社の株式資本は、グローバル・オファリング完了直後においては、香港目論見書の日付現在の株式資本と同じである。

前提

上記の株式資本情報は、(a) 下記「株式インセンティブ制度」に記載されるRSU制度に基づき授与されるRSU報奨による付与に基づき発行される可能性がある当社普通株式、(b) 下記「株式インセンティブ制度」に記載される株式オプション制度に基づき授与されるオプションの行使に基づき発行される可能性がある当社普通株式、(c) 本項の「当社普通株式発行の一般的委任」に記載の一般的委任に基づき発行される可能性がある当社普通株式又は(d) 本項の「当社普通株式買戻の一般的委任」に記載の買戻委任に基づき買い戻すことのできる当社普通株式を考慮に入れていない。

順位

売出株式は、当社の株式資本を構成する普通株式であり、現在発行されている又は発行される予定の全ての当社普通株式と同順位であり、特に、香港目論見書の日付以降に当社普通株式について実施され若しくは支払が行われると宣言された配当若しくはその他の分配について、又は当社普通株式に附属する若しくは当社普通株式から生じるその他の権利及び利益について、その全額を受ける地位にある。

当社普通株式発行の一般的委任

グローバル・オフリングの前提条件が充足される場合、当社の取締役は、以下の金額の合計を超えない額面金額の総額において、当社普通株式を割り当て、発行し及び取扱を行う無条件の一般的委任（但し、ライツ・イシュー、RSU制度に従い授与されるいかなるRSU報奨による付与、株式オプション制度に基づき授与されるいかなるオプションの行使、株式配当若しくは類似の取り決めによって認められている新株引受権の行使、又は当社の株主により授与された特別の権限に基づく場合又はその結果による場合を除く。）を受けている。

- ・グローバル・オフリング完了直後において発行されている当社の株式資本の額面金額の総額の20%
- ・本項の「当社普通株式買戻の一般的委任」に記載される、当社が買い戻した当社普通株式資本（もしあれば）の額面金額の総額

かかる当社普通株式発行の一般的委任は以下の時点のうち最も早い時点で失効する。

- ・次回の定時株主総会終結
- ・当社が適用ある法律又は当社定款により次回の定時株主総会の開催を要求される期間の満了
- ・株主総会で当社株主の普通決議により変更又は取り消された時

当社普通株式を発行する又は当社普通株式の一定の取引を実施する能力は、「第一部 証券情報 - 第4 - 2 ロックアップ」に詳述される通り、ロックアップの対象となる。

当社普通株式買戻の一般的委任

グローバル・オフリングが無条件となる場合、当社取締役は、グローバル・オフリング完了直後において発行されている当社の株式資本の額面金額の総額の10%を超えない額面金額の総額で当社普通株式を買い戻す当社の全権限を行使する無条件の一般的委任を付与されていることとなる。

この一般的委任は、香港証券取引所及び当社普通株式が上場している（且つこの目的においてSFC及び香港証券取引所に認められている）その他の証券取引所において行われる買戻しに関するのみであり、かかる買戻しは全ての適用規則及び香港上場規則に基づくものである。

かかる当社普通株式の買戻しの一般的委任は以下の時点のうち最も早い時点で失効する。

- ・ 次回の定時株主総会終結
- ・ 当社が適用ある法律又は当社定款により次回の定時株主総会の開催を要求される期間の満了
- ・ 株主総会で当社株主の普通決議により変更又は取消された時

株式インセンティブ制度

RSU制度

当社は条件付きでRSU制度を採用している。RSU制度の主要な条件は下記「制限付の株式ユニット制度」に要約されている。

株式オプション制度

当社は条件付きで株式オプション制度を採用している。株式オプション制度の主要な条件は下記「株式オプション制度」に要約されている。

これまでの制度

従来より、AIAグループの従業員はAIGが運営する様々な株式に基づく報酬の取り決め/インセンティブ制度に加入している。これらの制度に関する財務情報については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の注記39を参照のこと。

制限付の株式ユニット制度

以下では、2010年9月28日に当社の唯一の株主によって条件付きで承認され、採択されたRSU制度の主な条件の概要を説明する。このRSU制度は、香港上場規則第17章の規定の適用は受けない。

RSU制度の目的

RSU制度の目的は、当社普通株式の所有及び/又は当社普通株式の価値増大を通じて、参加者の利益と当社及びその子会社の利益を一致させ、また当社及びその子会社の価値増大という目的の達成を図る目的で、参加者に当社及びその子会社の長期的な成長と利益のために貢献することを奨励し、且つ参加者を引き留めることである。

RSU報奨

RSU報奨により、RSU制度参加者（以下「RSU参加者」という。）には、RSU報奨の権利が確定した時点で、当社取締役会の完全な裁量による決定に基づき、当社普通株式又は権利確定の当日若しくはその前後の当社普通株式の時価を基準とした当社普通株式の価額と同等の現金のいずれかを取得できる制限付権利が与えられる。RSU報奨には、当社取締役会がその単独の裁量にて明記した場合には、RSU報奨付与日から権利確定日までの期間のその当社普通株式に係る現金及び非現金収入、配当金若しくは分配金、並びに／又は非現金分配及び非株式分配の売却代金も含まれる可能性がある。

RSU制度への参加者

RSU制度に基づくRSU報奨の受領資格のある者は、当社又はその子会社の既存の従業員、取締役（執行取締役であるか又は非執行取締役であるかを問わないが、独立非執行取締役は含まない。）、又は役員（以下「RSU付与適格者」という。）である。当社取締役会は、RSU制度に基づいてRSU報奨を受領するRSU報奨付与適格者を、その裁量によって選定する。

RSU制度の現況

RSU制度の条件

RSU制度は、次の各事項（以下「RSU制度条件」という。）が満たされることを条件とする。

（ ）RSU制度の採択を承認し、また当社取締役会に対して、RSU制度に基づくRSU報奨の付与並びにRSU制度に関連する当社普通株式の割当て並びに発行、移転及びその他の取引の権限を与えることが、当社の唯一の株主によって決議されること（これは2010年9月28日に決議済み）。

（ ）香港証券取引所の上場委員会が、RSU制度に従って付与されるRSU報奨に係る当社普通株式の上場とその取引を許可すること。

（ ）当社普通株式の香港証券取引所における売買が開始されること。

RSU制度の存続期間

RSU制度条件が満たされると、RSU制度は、当社の唯一の株主によるRSU制度の採択の日から10年間（以下「RSU制度期間」という。）（当該制度の条件に従って期前終了しない限り）効力を有する。期間満了後は新たなRSU報奨の付与又は受諾は行われないが、RSU制度期間満了前に付与され、受諾されたRSU報奨の権利が確定されるように、RSU制度の規定はなお有効に存続する。

付与と受諾

付与の申し出

RSU報奨付与の申し出は、当社取締役会が選定したRSU付与適格者（以下「RSU被選定者」という。）宛に取締役会が定める様式による書簡（以下「RSU付与状」という。）を送付することによって行われる。RSU付与状は、RSU報奨を構成する当社普通株式の価値及び株式数（又は、当社普通株式の価値及び／又は株式数が明示できない場合には、その算定方法）、権利確定の基準及び条件、権利確定スケジュール、並びに当社取締役会が必要と判断するその他の詳細を定めるとともに、RSU被選定者に対してRSU報奨をその付与条件に従って保有し、RSU制度の規定を遵守することも求める。

申し出の受諾

RSU被選定者は、RSU付与状に指定された期日までに、指定された方法によって受諾の通知（以下「RSU受諾通知」という。）を返送することによって、RSU報奨の付与を受諾する。受諾された場合には、RSU報奨は、RSU被選定者にその申し出がなされた日から付与されたことになる（以下「RSU付与日」という。）。RSU被選定者は、受諾と同時にRSU制度におけるRSU参加者となる。RSU被選定者が、指定された期日までに、指定された方法によってRSU受諾通知を返送しなければ、当該RSU報奨は失効する。

付与の制限

当社取締役会は、以下のいずれかの状況においてはRSU被選定者に対してRSU報奨を付与しないことがある。

- 当該付与に関して必要とされる関係規制当局の承認が得られていない場合。
- RSU報奨の付与又はRSU制度に関して、証券関連の法令又は規制により目論見書又はその他の募集書類の発行が求められている場合。但し、当社取締役会が別段の決定をした場合にはこの限りではない。
- RSU報奨の付与をすることによって、当社、その子会社、又は当社若しくはその子会社の取締役が、適用ある証券関連法令、規則又は規制に違反することになる場合。
- 当社の有価証券の価格に影響を及ぼす事象が発生したか、又は当社の有価証券の価格に影響を及ぼす事項が決定対象となった場合には、価格に影響を及ぼす当該情報が香港上場規則に則って正式に公表された旨の告知がなされるまでの間。
- (1) 当社の年次、半期、四半期又はその他の中間期間（香港上場規則で必要とされているものか否かにかかわらず。）に係る当社決算を承認するための当社取締役会の開催日（香港上場規則に則って香港証券取引所に最初に通知された日）と(2) 香港上場規則に基づく年次若しくは半期、又は四半期若しくはその他の中間期間（香港上場規則で必要とされているものか否か

にかかわらない。)の当社決算の発表を行う最終期限とのうち、いずれか早い方から起算してその1ヶ月前から、当該決算の発表日までの期間中。

()当該RSU報奨の付与がRSU制度の限度枠(下記「RSU報奨の下での株式の上限数」に記載される。)の違反となる場合。

当社取締役への付与

当社取締役に対するRSU報奨の付与が提案された場合、当社の財務成績の発表日及び次のいずれかに掲げる期間においては、当該付与は行われぬものとする。

()当社の年次決算発表日直前の60日間と当該会計年度の終了時点から当社決算発表日までの期間とのうちいずれか短い方

()当社の四半期決算(該当ある場合)及び半期決算の発表日直前の30日間と当該四半期又は半期終了時点から当社の決算発表日までの期間とのうちいずれか短い方。

関係者への付与

当社の取締役、最高執行役員若しくは実質株主、又はそれらの者の関連会社に対して付与が行われる場合には、それに先立ち、当社の全ての独立非執行取締役が当該RSU報奨の付与につき承認しなければならず、また、かかる付与は同時に香港上場規則にも則ったものでなければならない。

RSU報奨の下での株式の上限数

RSU制度の限度枠

下記「RSU制度限度枠の更新」に服することを条件として、RSU制度に基づくRSU報奨の付与は、当該付与(それが受諾されたものと仮定して)の結果、RSU制度の下で行われる全ての付与に係る当社普通株式(又は、当社普通株式の代わりに現金が付与される場合には、付与される現金の金額と同等の価額の当社普通株式(以下「株式同等物」という。))の総数(RSU報奨のうち、RSU制度の規則に従って失効したもの又は取り消されたものは除く。)が、合計で上場日時点における当社の発行済当社普通株式数の2.5%(以下「RSU制度限度枠」という。)に相当する301,100,000株を超えるときには、行わない。

RSU制度限度枠の更新

このRSU制度限度枠については、当社株主の事前承認を得て随時更新することはできるが、更新限度枠の承認日(以下「新規承認日」という。)以後に随時更新される限度枠の下で付与されるRSU報奨に係る当社普通株式及び株式同等物の合計数は、いかなる場合にも関連ある新規承認日現在の当社普通株式発行数の2.5%を超えることはできない。新規承認日前にRSU制度に基づき付与されるRSU報奨に係る当社普通株式又は株式同等物(権利未確定、取消し済み、若しくは権利確定済みのRSU報奨を含む。)は、当該新規承認日以後に付与されるRSU報奨に係る原資産たり得る当社普通株式又は株式同等物の総数上限の算定にあたっては、算入されない。

毎年の委任

RSU報奨の受給権確定に伴い、新株を割当て及び発行する当社によってRSU報奨の条件が充足されるRSU制度に基づき、関連期間（以下に定義される。）中に、当社がRSU報奨を付与する限りにおいて、当社は、下記の事項を特定した委任を承認する普通決議を審議し、適切とみなされれば採択することを、年次株主総会で当社株主に提案する。

（ a ）関連期間中にRSU制度に基づいて付与されるRSU報奨に係る当社新規普通株式の最大数。

（ b ）当社取締役会が、関連期間中にRSU制度の下に付与されたRSU報奨の受給権確定に従い、受給権が確定したときに、当社普通株式の当社普通株式の割当て及び発行を行い、当社普通株式を移転させ、その他の取引を行う権利を有すること。

上記の委任は、委任を決定する普通決議の可決から下記のうち最も早いときまでの期間中有効に存続する。

（ A ）当社の次回の年次株主総会の終結。

（ B ）適用される法律又は当社定款によって次回の年次株主総会の開催が義務付けられた期間の終了。

（ C ）株主総会において当社株主の普通決議によってかかる委任が変更され又は取り消された日（以下「関連期間」という。）。

当社は年次報告書において、前事業年度を対象に付与されたRSU報奨の公正価値及びかかる付与から生じる従業員費用の分析又は参照情報を開示する。

RSU報奨に付随する権利

当該当社普通株式がRSU参加者に実際に移転されない限り、また実際に移転されるまで、RSU参加者は、RSU報奨に係る当社普通株式についていかなる偶発利益をも有しない。また、RSU参加者は、RSU報奨に係る当社普通株式に関して議決権を行使することはできず、また、当社取締役会が、その単独の裁量により、RSU参加者に対するRSU付与状において別段の定めをしない限り、RSU報奨に係る当社普通株式からもたらされる現金若しくは非現金収入、配当金若しくは分配金、及び/又は非現金分配及び非株式分配の売却代金に対しても、権利を有しない。

当社普通株式に付随する権利

RSU報奨に関してRSU参加者に移転される当社普通株式は、当社定款の全ての規定に服するものであって、移転のなされた日か、又は当日が当社の株主名簿が閉鎖されている日に当たる場合には株主名簿が再開された最初の日において発行されている全額払込済みの当社普通株式と同じ単一のクラスを構成する。したがって、当該株式の保有者には、移転のなされた日か、又は当日が当社の株主名簿が閉鎖されている日に当たる場合には、株主名簿が再開された最初の日以降に、支払又は実施がなされる全ての配当又はその他分配に参加する権利が認められる。

RSU報奨の譲渡

RSU制度に基づいて付与されるRSU報奨は、RSU参加者各個人に対して与えられるものであり、譲渡することはできない。RSU参加者は、トラスティがRSU参加者のために信託されて保有する財産（以下に定義される。）、RSU報奨、RSU報奨に係る当社普通株式につき又はRSU報奨の持分若しくはそれに基づく便益につき、売却、移転、譲渡、担保権設定、抵当権設定、負担を課すること、ヘッジすること又は他者のために何らかの権益を設定することを禁じられている。

RSU報奨の権利の確定

総則

当社取締役会は、権利確定の基準、条件、及びRSU報奨の権利確定時期を定めることができるが、RSU受諾通知のなされた日から権利確定日まで少なくとも6ヶ月を置かねばならない。

権利確定の基準及び条件につきその充足又は免除がなされた後合理的な期間内に、当社取締役会は権利確定の通知（以下「権利確定通知」という。）を該当するRSU参加者宛に送付する。同通知は、権利確定の基準及び条件が充足又は免除された範囲、及び当該RSU参加者が受領する当社普通株式の株式数（及び、該当する場合には、それら当社普通株式に対する現金及び非現金収入、配当金及び分配金並びに/又は非現金分配及び非株式分配の売却代金）又は現金の金額を確認するものである。

トラスティの任命

当社は、RSU参加者に対して付与されたRSU報奨に係る当社普通株式を、RSU報奨に対する権利が確定するまでの間保有する、専門トラスティ（以下「本件トラスティ」という。）を任命することを予定している。本件トラスティは、新規発行される当社普通株式を引き受けるか、又は発行済みの当社普通株式を市場で買い付ける。当社又はその子会社は本件トラスティに対して、当社普通株式の引受け又は市場買付けを行うための資金を提供する。

現金又は株式による報奨

当社取締役会が権利を確定させる上で必要であると判断する全ての書類（RSU制度の規則及びRSU付与状に記載の条件の全てを当該参加者が満たした旨の当社又は当社の子会社宛の証明書を含むが、これに限らない。）にRSU参加者が署名することを条件として、当社取締役は、その完全な裁量によって、次のいずれかを決定することができる。

（ ）本件トラスティに指示し、本件トラスティが市場で当社普通株式を買い付けることによって取得したか、又は当社が全額払込済みの当社普通株式として本件トラスティに割り当てて発行した、当該RSU報奨（及び、該当する場合には、それらの当社普通株式に対する現金及び非現金収入、配当金及び分配金並びに/又は非現金分配及び非株式分配の売却代金）に係る当社普通株式を当該RSU参加者に対して移転させる。

（ ）上記「現金又は株式による報奨」第（ ）号に記載した当社普通株式（及び、該当する場合には、それらの当社普通株式に対する現金及び非現金収入、配当金及び分配金並びに/又は非現金分配及び非株式分配の売却代金）の価額に相当する金額の現金を当該RSU参加者に支払うか、又は本件トラスティに指図して支払わせる。

RSU参加者が権利確定通知に従って必要な書類への署名をしない場合には、当該RSU参加者に対するRSU報奨は失効する。

買収の場合の権利

当社普通株式を対象とした公開買付け（企業買収、合併、又はその他同様な方法などその形態を問わない。）が、当社の全ての株主（又は公開買付提案者以外の株主、及び/又は当該提案者により支配されている者、及び/又はその他当該提案者と共同して行為する者）を対象として行われ

る場合であって、当該当社普通株式公開買付けが承認され、且つ全ての点において無条件となるか又は無条件と宣言される場合、RSU参加者のRSU報奨は、権利確定期間がまだ開始していなくても、当社からのRSU参加者宛通知に定める範囲で、直ちに権利が確定する。

和解又は債務整理の場合の権利

当社の再建又は他社との合併に関連して、当社と当社株主又は債権者との間での和解又は債務整理が提案され、当該和解又は債務整理につき審議し、(適切と認められた場合)承認をするための株主総会の招集通知が当社から当社各株主に対して発せられた場合には、RSU参加者のRSU報奨は、権利確定期間がまだ開始していなくても、当社からのRSU参加者宛通知に定める範囲で、直ちに権利が確定する。

自発的清算の場合の権利

RSU制度期間中に、当社が自発的清算をする(再建、合併又は債務整理計画を目的とする場合を除く。)決議が有効に可決された場合には、全ての残存するRSU報奨は、(A)RSU付与日から当該決議可決までの期間が、(B)RSU付与状に定められた権利確定期間全体に対して占める割合分だけ、当該決議が可決される直前に権利が確定したのものとして取り扱われるものとする。当該RSU参加者には、当社普通株式は移転されず、代わりに現金も支払われないが、RSU報奨によって受領することができたはずの金額と同じ金額につき、当社株主と同順位にて、清算時の残余財産の分与を受けることができる。

RSU報奨の失効

RSU報奨の全面的失効

次のいずれかの場合にはRSU報奨は直ちに自動的に失効する。

()RSU参加者の雇用又は役務提供が、何らかの理由により終了した場合、但し(A)雇用又は役務提供が、死亡、退職又は障害により終了した場合、(B)雇用が理由なくして非自発的に終了した場合、(C)当該RSU参加者を雇用している会社が当社の子会社ではなくなった場合、又は(D)当社取締役会がその裁量によって指定するその他の事象が生じた場合は、この限りでない。

()RSU参加者が、RSU報奨に係る当社普通株式につき又はRSU報奨に基づく何らかの持分若しくは便益につき、売却、移転、譲渡、担保権設定、抵当権設定、負担を課すること、ヘッジすること又は他者のために何らかの権益を創出することを企てるか又はそのような行動に出た場合。

RSU報奨の一部失効

RSU参加者のRSU報奨は、次のいずれかに掲げる場合には、RSU付与日から該当事象発生までの期間が、当該RSU参加者宛のRSU付与状に定められた権利確定期間全体に対して占める割合をもとに、これに比例して失効する。

()RSU参加者の雇用又は役務提供が、当該RSU参加者の死亡、退職又は障害により終了した場合。

()RSU参加者の雇用又は役務提供が、理由なくして非自発的に終了した場合。

() RSU参加者が雇用されている会社が、当社の子会社ではなくなった場合。

() 当社取締役会がその裁量によって指定するその他の事象が生じた場合。但し、RSU付与状に記載された業績基準が達成可能な状況にある場合には、当該事象の発生日において、当該基準が（適用可能であれば、年率ベースにて）完全に達成されていることを条件とする。

RSU報奨の取消し

当社取締役会は、権利がまだ確定していないか、又はまだ失効していないRSU報奨を取り消すことができる。但し、以下のいずれかを条件とする。

() 当社又はその子会社がRSU参加者に対し、当社取締役会が当社監査人又は当社取締役会が任命する独立したファイナンシャル・アドバイザーとの協議の上決定する、取消日における当該RSU報奨の公正価額に相当する金額を支払うこと。

() 当社又はその該当する子会社がRSU参加者に対し、取り消されるRSU報奨と同等の価額を有する代替RSU報奨（他の制限付の株式ユニット制度、株式オプション制度又は株式関連インセンティブ制度の付与又はオプション）を提供すること。

() RSU報奨取消しの補償としてRSU参加者が同意する措置を当社取締役会が取ること。

資本構成の変更

当社が新株発行、ライツ・イシュー、株式併合、株式分割、又は株式資本の減少を行う場合には、当社取締役会は、RSU参加者の利益を保護するために、権利未確定のRSU報奨に係る当社普通株式の株式数、又はそれと同等の金額につき、取締役会の完全な裁量により適正と考える公平な調整を行うことができる。

RSU制度の変更

RSU制度において定められる通り、当社取締役会はいつでもRSU制度のいかなる条項も改変することができる。RSU制度を変更する際には、RSU参加者全員に対してその旨を書面により通知しなければならない。

RSU制度の条項の改変に関する当社取締役会の権限の変更は、株主総会における当社株主からの事前の承認なしに行うことはできない。

重要な性質をもつRSU制度の条項及び条件の改変又は付与されたRSU報奨の条項の変更は、当該改変又は変更が、RSU制度の既存条項に基づいて自動的に効力を生じる場合を除き、株主総会において当社株主の承認を受けなければならない。RSU制度の条項及び条件の改変提案が重要であるかについての当社取締役の判断は、確定的なものとする。

RSU制度の終了

当社取締役会は、RSU制度を、RSU制度期間の満了前にいつでも終了させることができ、その場合にはさらなるRSU報奨は付与されないものとする。かかる終了の場合には、当社及びその該当する子会社は、本件トラスティと全てのRSU参加者に対してその旨を通知するとともに、RSU参

加者のために本件トラスティに信託されている財産(保有されている当社普通株式を含むが、これに限らない。)及び残存するRSU報奨の処分方法についても通知する。

RSU制度の管理

当社取締役会は、RSU制度の管理権限を有する。この権限には、RSU制度の規則及びRSU制度に基づいて付与されるRSU報奨の条件の解釈も含まれる。当社取締役会は、RSU制度の管理権限を、当社取締役会の委員会に委譲することができる。また当社取締役会は、RSU制度の管理を支援する独立の第三者の受託業者1又は2社以上を任命し、当社取締役会が適切と判断するRSU制度の管理に係る権限及び/又は機能を委嘱することができる。

RSU制度の下で当社取締役会が行う決定は均一であることを要せず、RSU制度に基づくRSU報奨の受給者又は受給適格者に関して選択的に決定を行うことができる。ある当社取締役がRSU参加者である場合でも、同取締役は、自身の利害関係にもかかわらず、当社定款に従ってRSU制度に関する全ての当社取締役会決議(但し自身の本制度への参加に関する決議は除く。)に加わり、同制度に基づくRSU報奨を受け続けることができる。

各RSU参加者は、RSU報奨に係る当社普通株式の価値及び株式数又はそれと同等価値の現金、並びに当社取締役会によるRSU制度の管理等に関して異議を申し立てる権利を放棄する。

クローバック及び「不良資産救済プログラム」による制限

RSU報酬の権利が確定した後に、当社取締役会が、RSU制度の規則又はRSU付与状の条件が充足されていないと判断した場合には、当社は、当該RSU参加者に本項に後述する要件に則った通知に定めた金額を当社又はその該当する子会社に対して支払うよう求めることができ、RSU参加者はその要求に応じて支払わなければならない。

あるRSU報奨の付与又はその権利確定が著しく不正確な財務諸表に基づいて行われたものであったと当社取締役会が判断した場合には、当該RSU報奨の権利がまだ確定していない範囲内で、当該RSU報奨は失効し、また、当該RSU報奨の権利が既に確定しているときには、当社は、当該RSU参加者に本項に後述する要件に則った通知に定められた金額を当社又はその該当する子会社に対してその要求に応じて支払うよう求めることができる。

RSU制度及びRSU制度に基づき付与されるRSU報奨は、米国財務省が発表した適用ある規制の対象であり、且つAIGと米国政府(又はその機関若しくは代行機関)又はAIGクレジット・ファシリティ・トラストとの間の合意に基づくその時点で有効な適用要件の対象である。RSU制度に従いRSU参加者が受けることのできる補償は、これら規制及び要件に従った範囲内に限られる。

全般

香港証券取引所の上場委員会に対して、RSU制度に基づいて付与されるRSU報奨に係る当社新規普通株式の上場及びその取引についての許可を現在申請中である。

株式オプション制度

以下では、2010年9月28日に当社の唯一の株主によって条件付きで承認され、採択された株式オプション制度の主な条件の概要を説明する。この株式オプション制度の条件は、香港上場規則第17章の規定に従ったものである。

株式オプション制度の目的

株式オプション制度の目的は、当社普通株式の所有及び／又は当社普通株式の価値増大を通じて、参加者の利益と当社及びその子会社の利益を一致させ、また当社及びその子会社の価値増大という目的の達成を図る目的で、参加者に当社及びその子会社の長期的な成長と利益のために貢献することを奨励し、且つ参加者を引き留めることである。

株式オプション制度への参加者

株式オプション制度に基づくオプションの受領資格のある者は、当社又はその子会社の既存の従業員、取締役（執行取締役であるか又は非執行取締役であるかを問わないが、独立非執行取締役は含まない。）、又は役員（以下「株式オプション付与適格者」という。）である。当社取締役会は、株式オプション制度に基づく株式オプション付与適格者を、その裁量によって選定する。

株式オプション制度の現況

株式オプション制度の条件

株式オプション制度は、次の各事項（以下「株式オプション制度条件」という。）が満たされることを条件に成立する。

（ ）株式オプション制度の採択を承認し、また当社取締役会に対して、株式オプション制度の下でオプションを付与し、株式オプション制度に関連する当社普通株式の割当て、発行、移転並びにその他の取引の権限を与えることが当社の唯一の株主によって決議されること（これは2010年9月28日に決議済み）。

（ ）香港証券取引所の上場委員会が、株式オプション制度に基づくオプションの行使に従って発行される当社普通株式の上場とその取引を許可すること。

（ ）当社普通株式の香港証券取引所における売買が開始されること。

株式オプション制度の存続期間

株式オプション制度条件が満たされると、株式オプション制度は、当社の唯一の株主による株式オプション制度の採択の日から10年間（以下「株式オプション制度期間」という。）（当該制度の条件に従って早期終了しない限り）効力を有する。期間満了後は新たなオプションの付与又は受諾は行われませんが、株式オプション制度期間満了前に付与され、受諾されたオプションを行使できるように、株式オプション制度の規定はなお有効に存続する。

付与と受諾

付与の申し出

オプション付与の申し出は、当社取締役会が選定した株式オプション付与適格者（以下「株式オプション被選定者」という。）宛に取締役会が随時定める様式による書簡（以下「株式オプション付与状」という。）を送付することによって行われる。株式オプション付与状は、特に、オ

プション対象となる当社普通株式の株式数、オプションの行使期間、引受価格及びオプション行使の基準とその条件等を定めるとともに、株式オプション被選定者に対してオプションをその付与条件に従って保有し、株式オプション制度の規定を遵守することも求める。

申し出の受諾

選定された株式オプション被選定者は、株式オプション付与状に指定された期日までに、指定された方法によって受諾の通知(以下「株式オプション受諾通知」という。)を当社取締役会へ返送することによって、オプションの付与を受諾する。株式オプション被選定者は、株式オプションの受諾にあたって金銭の支払の必要はない。受諾された場合には、オプションは、株式オプション被選定者にその申し出がなされた日から付与されたことになる(以下「株式オプション付与日」という。)。株式オプション被選定者は、この受諾をすることによって「株式オプション参加者」となる。選定された株式オプション被選定者が、指定された期日までに、指定された方法によって株式オプション受諾通知を返送しなければ、オプションは失効する。

付与の制限

当社取締役会は、以下のいずれかの状況においては、株式オプション被選定者に対してオプションを付与しないことがある。

() 当該付与に関して必要とされる関係規制当局の承認が得られていない場合。

() オプションの付与又は株式オプション制度に関して、証券関連の法令又は規制により目論見書又はその他の募集書類の発行が求められている場合。但し、当社取締役会が別段の決定をした場合にはこの限りではない。

() オプションの付与をすることによって、当社、その子会社又は当社若しくはその子会社の取締役が適用ある証券関連法令、規則又は規制に違反することになる場合。

() 当社の有価証券の価格に影響を及ぼす事象が発生したか、又は当社の有価証券の価格に影響を及ぼす事項が決定対象となった場合には、価格に影響を及ぼす当該情報が香港上場規則に則って正式に公表された旨の告知がなされるまでの間。

() (1) 当社の年次、半期、四半期又はその他の中間期間(香港上場規則で必要とされているものか否かにかかわらず。)に係る当社決算を承認するための当社取締役会の開催日(香港上場規則に則って香港証券取引所に最初に通知された日)と(2) 香港上場規則に基づく年次若しくは半期、又は四半期若しくはその他の中間期間(香港上場規則で必要とされているものか否かにかかわらず。)の当社決算の発表を行う最終期限とのうちいずれか早い方から起算してその1ヶ月前から、当該決算の発表日までの期間中。

() 当該付与が株式オプション制度の限度枠(下記「引受可能な当社普通株式の上限株式数」に記載される。)の違反となる場合。

当社取締役への付与

当社取締役に対するオプションの付与が提案された場合、当社の財務成績の発表日及び次のいずれかに掲げる期間においては、当該付与は行われたいものとする。

() 当社の年次決算発表日直前の60日間と当該会計年度の終了時点から当社決算発表日までの期間とのうちいずれか短い方。

() 当社の四半期決算（該当ある場合）及び半期決算の発表日直前の30日間と当該四半期又は半期終了時点から当社の決算発表日までの期間とのうちいずれか短い方。

関係者への付与

当社の取締役、最高執行役員若しくは実質株主、又はそれらの者の関連会社に対する付与は、まず当社の全ての独立非執行取締役により承認されなければならない。

実質株主への付与

当社又はその関連会社の実質株主である株式オプション被選定者に対する付与については、株式オプション制度に基づいて当該者に既に付与されているか又は付与が提案されている全てのオプション並びに当社及び/又はその子会社のその他の株式オプション制度に基づいて付与されたか又は付与されるべきオプション（行使済み、取消し済み又は未行使のいずれであるかを問わない。）の行使によって、当該オプションの付与予定日（当日を含む。）までの12ヶ月の間に発行されたか又は発行される予定の当社普通株式について、() その合計数が、当該時点における当社普通株式発行数の0.1%を超えることになり、且つ() その総価額が、オプション付与日における香港証券取引所の日次相場表示板に記載される当社普通株式の終値に基づいて、5百万香港ドルを超えることになる場合には、株主総会において当社の株主の承認を得なければならない。

当社又はその関連会社の実質株主である株式オプション参加者に付与されるオプションの条項の変更提案は、株主総会において当社の株主の承認を得なければならない。

本項に記載される通り、オプション付与又は以前付与されたオプションの条項変更の提案を承認する総会においては、香港市場規則の関連規定に従って、票決によって当該オプション付与又は当該オプションの条項変更の承認をしなければならない。

当社の関係者は、総会での当該決議に際しては棄権するか又は反対の議決権を行使することができる。関係者が決議に反対の議決権を行使する場合は、その意向を、香港市場規則に従って発行することが求められる回状に記載しなければならない。

引受価格

株式オプション参加者がオプションを行使して当社普通株式を買い取ることができる1株当たりの価格（以下「引受価格」という。）は、株式オプション制度の条件に従った調整（下記「資本構成の変更」に詳しく記載される。）に服することを条件として、当社取締役会が決定し、株式オプション付与状に定める価格とするが、いかなる場合にも、次の各価格のうち最も高い価格を下回ることはない。

() 株式オプション付与日の香港証券取引所日次相場表示板に記載される、株式オプション付与日の直前の営業日の当社普通株式の終値

() 香港証券取引所日次相場表示板に記載される、株式オプション付与日直前の5営業日の当社普通株式の平均終値

() 当社普通株式の額面金額。

引受可能な当社普通株式の上限株式数

株式オプション制度限度枠

下記「株式オプション制度限度枠の更新」及び「株式オプション制度限度枠を超えるオプションの付与」に服することを条件として、株式オプション制度の下で付与し得る株式オプションに、当社及び／又はその子会社の行うその他の株式オプション制度の下で付与されることになる全てのオプションを加えたものに係る当社普通株式の上限株式数は、株式オプション制度並びに当社及び／又はその子会社のその他の株式オプション制度に係る当社普通株式の総数（株式オプション制度及びその他の制度の規則に従って失効したオプションは含まない。）が、上場日現在の発行済当社普通株式数の2.5%に相当する301,100,000株を超えない数であるようにする（以下「株式オプション制度限度枠」という。）。

株式オプション制度限度枠の更新

下記「オプションに基づき発行される当社普通株式の上限株式数」に服することを条件として、当社は株式オプション制度限度枠を更新することにつき当社株主総会において当社株主の承認を求めることができる。但し、株式オプション制度の下で付与されるオプションに係る当社普通株式と、当社及び／又はその子会社のその他の株式オプション制度の下で付与されるオプションに係る当社普通株式との合計数が、当該株主承認の日現在の当社普通株式発行数の2.5%を超えてはならない。株式オプション制度及び当社又はその子会社のその他の制度の下で従前に付与された各オプションについては、それらが未行使か、取消し済みか、適用ある規則に従って失効しているか、又は行使済みのいずれであるかを問わず、更新後の限度枠の算定にあたっては、算入しない。

本項に基づく株主承認を得るためには、当社は香港上場規則の該当規定に従わなければならない。現行規定では、当社には、香港上場規則のルール17.02(2)(d)に基づき要求される情報と、香港上場規則のルール17.02(4)に基づき要求される免責条項とを記載した回状を作成して、当社株主宛に送付することが求められている。

株式オプション制度限度枠を超えるオプションの付与

当社は、株式オプション制度限度枠を超えるオプションの付与につき、株主総会の別途の承認を求めることができる。但し、かかる株式オプション制度限度枠を超えたオプションの付与は、その承認を求める前に個別に特定された株式オプション被選定者についてのみ認められる。

本項に定める株主承認を得るためには、当社は香港上場規則の該当規定に従わなければならない。現行規定では、当社には、当該オプションの付与対象として特定された株式オプション被選定者に関しての一般的な説明、付与されるオプションの株式数と条件、それら株式オプション被選定者に当該オプションを付与する目的と当該オプションの条件がいかにかにその記載された目的のために役立つのかについての説明、並びに香港上場規則のルール17.02(2)(d)に基づき要求される情報及び香港上場規則のルール17.02(4)に基づき要求される免責条項を記載した回状を当社株主宛に送付することが求められている。

オプション行使に基づき発行される当社普通株式の上限株式数

株式オプション制度に基づいて付与済みで且つ未行使の全ての残存するオプション、及び当社又はその子会社のその他の株式オプション制度に基づく付与済みで且つ未行使の全ての残存するオプションの行使によって発行される当社普通株式の合計数の上限は、当該時点における当社の発行済普通株式数の5%を超えてはならない。この限度枠を超えた場合にはオプションの付与

はできない。株式オプション制度又は当社及び/又はその子会社のその他の株式オプション制度の条件に従って失効したか又は取り消されたオプションは、この5%の限度枠の算定にあたっては、算入しない。

株式オプション参加者の保有数上限

香港上場規則の該当する手続要件に従って株主承認が得られている場合を除き、ある株式オプション被選定者に対してあるオプションが受諾され、その全てが行使されたときには、当該オプションの付与予定日(当日を含む。)までの12ヶ月の間に当該被選定者に対して、株式オプション制度に基づいて又は当社若しくはその子会社のその他の株式オプション制度に基づいて発行されたか又は発行される予定の当社普通株式の合計数(株式オプション制度並びに当社及び/又はその子会社のその他の株式オプション制度の下での行使済み、取消し済み、及び未行使のオプションを含む。)が付与予定日における当社発行済普通株式総数の0.25%を超える場合には、当社取締役会は当該オプションを付与してはならない。

香港上場規則の現行の関連規定では、当社には、株式オプション被選定者の身元の開示、付与予定の株式数とその条件、当該株式オプション被選定者に対してこれまでに付与されたオプションの内容、及び香港上場規則に基づき要求される情報を記載した回状を当社株主宛に送付することが求められている。また、香港上場規則では、株主の承認を求める総会においては、株式オプション被選定者及びその関連会社は議決権を放棄しなければならないとされている。

オプションに付随する権利

適用ある法令により別段の定めがある場合を除き、株式オプション参加者は、該当する株式オプションを行使する前には、当該オプションに係る当社普通株式に関して株主としての権利を有しない。

当社普通株式に付随する権利

オプションの行使によって割り当てられる当社普通株式は、当社定款の全ての規定に服するものであって、割当てのなされた日か、又は当日が当社の株主名簿が閉鎖されている日に当たる場合には株主名簿が再開された最初の日(以下「株主登録日」という。)において発行されている全額払込済みの当社普通株式と同じ単一のクラスを構成する。したがって、当該株式の所有者には、株主登録日以降に支払又は実施がなされる全ての配当又はその他分配に参加する権利が認められる。但し、株主登録日より前を基準日として支払又は実施をなすことが、過去に宣言、提案又は決議された配当又はその他分配については、この限りではない。

オプションの行使によって発行された当社普通株式には、株式オプション参加者又はその指名する者が、当社の株主名簿に当社普通株式の所有者として登録されるまでは、議決権、配当受領権、名義書換請求権、又はその他の権利(当社の清算に際して生じる権利を含む。)はない。

オプションの譲渡

株式オプション制度に基づいて付与されるオプションは、株式オプション参加者各個人に対して与えられるものであり、譲渡することはできない。株式オプション参加者は、オプションにつき、売却、移転、譲渡、担保権設定、抵当権設定、負担を課すること、ヘッジすること又は第三者のために何らかの権益を設定することを禁じられている。

オプションの行使

総則

株式オプション制度の条件に従ってオプションを行使することができる期間（以下「オプション期間」という。）は、株式オプション付与状によって当社取締役会から株式オプション被選定者に対して通知される。当社取締役会は、オプション期間を決定する完全な裁量を有するが、オプション期間は株式オプション付与日から10年間を超えることはできない。さらに、受諾通知の日からオプション期間の開始までは6ヶ月以上でなくてはならない。

当社取締役会は、オプションの行使を、当該株式オプション参加者が一定の業績目標を達成することを条件とすることができる。かかる業績目標の内容及び条件は、当社取締役会がその裁量により決定する。

現金又は株式による報奨

当社が株式オプション参加者から行使の通知を受領した後、合理的な期間内に、株式オプション参加者は、当社取締役会の裁量によって、当社普通株式（当該株式に関して必要な引受価格を当社が受領することを条件とする。）又はそれと等価の現金（取締役会が決定する、引受価格と当該オプション行使当日若しくはその前後の当社普通株式の時価との差額に等しい金額）のいずれかを受領する。

買収の場合の権利

当社普通株式を対象とした公開買付け（企業買収、合併、又はその他同様な方法などその形態を問わない。）が、当社の全ての株主（又は公開買付け提案者以外の株主、及び/又は当該提案者により支配されている者、及び/又はその他当該提案者と共同して行為する者）を対象として行われる場合であって、当該当社普通株式公開買付けが承認され、且つ全ての点において無条件となるか又は無条件と宣言される場合、株式オプション参加者は、オプション期間がまだ開始していなくても、当社からの株式オプション参加者宛の公開買付けの通知を受領してから1ヶ月の間に、当社宛に書面による通知をなすとともに、当該オプションの対象が当社普通株式の場合には引受価格の全額を送金することによって、自己のオプションの全部又は一部を行使することができる。その他のオプションで、未行使のものについては、上記の1ヶ月間の選択期間経過後、全て失効する。

和解又は債務整理の場合の権利

当社の再建又は他社との合併に関連して、当社と当社株主又は債権者との間での和解又は債務整理が提案され、当該和解又は債務整理につき審議し、（適切と認められた場合）承認をするための株主総会の招集通知が当社から当社各株主に対して発せられた場合には、当社は株式オプション参加者に通知し、株式オプション参加者は、オプション期間がまだ開始していなくても、予定される株主総会に出席して議決権行使できる権利を確定するための基準日の5営業日以前に当社宛に通知をなすとともに、当該オプションの対象が当社普通株式の場合には引受価格の総額を全額送金することによって、自己のオプションの全部又は一部を行使することができる。その他のオプションで、未行使のものについては、上記の選択期間経過後、全て失効する。

自発的清算の場合の権利

株式オプション制度期間中に、当社が自発的清算をする（再建、合併又は債務整理計画を目的とする場合を除く。）決議が有効に可決された場合には、株式オプション参加者は、当該決議から21日以内に当社宛に通知をなすことによって、自己のオプション（未行使である場合）が当該決議の可決の直前に行使されたものとして取り扱われることを選択することができる。この通知と同時に、当該通知の対象の当社普通株式の引受価格の総額の全額が送金されなければならない。当該株式オプション参加者には、株式は割り当てられず、代わりに現金も支払われないが、当該参加者が決議の時点でこれら当社普通株式を有していたら受領することができたはずの金額と同じ金額につき、当社株主と同順位にて、清算時の残余財産の分与を受けることができる。その他のオプションで、未行使のものについては、当社の清算開始日に全て失効する。

オプションの失効

オプション（未行使である場合）は次のいずれかの事象が最初に発生した時点で、直ちに自動的に失効する。

（ ）株式オプション参加者の雇用又は役務提供が、何らかの理由により終了した場合、但し（ A ）雇用又は役務提供が、死亡、退職又は障害により終了した場合、（ B ）雇用が理由なくして非自発的に終了した場合、（ C ）当該参加者を雇用している会社が当社の子会社ではなくなった場合、又は（ D ）当社取締役会がその裁量によって指定するその他の事象が生じた場合は、この限りでない。

（ ）オプション期間の満了。

（ ）オプションにつき売却、移転、譲渡、担保権設定、抵当権設定、負担を課すこと、ヘッジすること又は第三者のために何らかの権益を設定することが禁じられているにもかかわらず、株式オプション参加者がそれに違反した場合。

株式オプション参加者の当社又はその子会社における雇用、取締役の地位、又は職務が、（ 1 ）当該参加者の死亡、退職若しくは障害、又は当該参加者が従業員又は取締役を務めていた会社が当社の子会社ではなくなったこと、（ 2 ）当該参加者の当社又はその子会社における雇用又は取締役の地位が理由なくして非自発的に終了したこと、又は（ 3 ）当社取締役会がその裁量によって指定するその他の理由のいずれかの事由により終了した場合で、オプションの行使が可能であるときには、オプション期間の満了日か、又は当該事象の発生から3ヶ月目に当たる日のいずれか早い方の日まで、オプションを行使することができる。

オプション期間が開始していない場合、残存するオプションを行使し得る対象となる当社普通株式の株式数は、（必要であれば）（ A ）関連ある事象の発生日からオプション期間の開始までの期間が、（ B ）付与日からオプション期間の開始までの期間全体に対して占める割合に等しい当社普通株式数にまで減少する。但し、株式オプション付与状に記載された業績基準が達成可能な状況にある場合には、当該事象の発生日において、当該基準が（適用可能であれば、年率ベースにて）完全に達成されていることを条件とする。その他のオプションで、未行使のものについては、上記の3ヶ月間の経過後、全て失効する。

オプションの取消し

当社取締役会は、付与済みであるが、株式オプション参加者によってまだ行使されていないオプションにつき、株式オプション参加者との間で合意する条件に基づいて、取り消すことができる。この取消しは、当社取締役会が適切と判断し、且つかかる取消しのための法的要件を満たした方法によって行うものとする。

当社取締役会は、当該株式オプション参加者に対して、随時更新される株式オプション制度限度枠の範囲内で、利用可能な未発行のオプション（取り消された株式オプションは除く。）がある場合には、新たなオプションを付与することができる。

資本構成の変更

新株発行、ライツ・イシュー、株式併合、株式分割、又は株式資本の減少（取引に関する対価としての当社普通株式の発行は除く。）によって当社の資本構成に変更が生じた場合には、付与済みで未行使の（且つ失効又は取消しがなされていない）全ての残存するオプションにつき、次に掲げる調整のうち1つ又は2つ以上を行う。

- () 株式オプション制度の対象となる当社普通株式の株式数
- () 残存するオプションの対象となる当社普通株式の株式数
- () 残存するオプションに関する引受価格

但し、この調整は次の2つの基準を満たすものであることを要する。

(1) 当該調整の後にオプションにより株式オプション参加者が引き受けることができる当社の発行済株式資本の割合は、当社取締役会による別段の決定がなされない限り、当該調整の直前に当該参加者にオプションにより引き受けることができたオプションの割合と同一であること。

(2) 当該調整によって当社普通株式がその額面価格を下回る価格で発行されることにはならないこと。

かかる調整に関しては、独立したファイナンシャル・アドバイザー又は当社監査人は、当該調整が上記の要件を満たすものであると判断していることの書面による確認を当社取締役会に対して行わなければならない。当社は、この確認書の受領後28日以内に、株式オプション参加者に対して、当該変更につき通知しなければならない。この場合、当該変更につき、当社監査人又は独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言に基づいて調整が行われた場合には、その旨も通知する。

独立したファイナンシャル・アドバイザー又は当社監査人に要する費用は当社が負担する。

株式オプション制度の変更

株式オプション制度中に定めある場合を除き、当社取締役会は株式オプション制度の条件をいつでも変更することができる。

香港上市規則ルール17.03に定める事項に関わる株式オプション制度の個別規定及び下記「クローバック及び「不良資産救済プログラム」の制限」に定める規定を株式オプション参加者にとって有利になるように変更すること、及び株式オプション制度の条件の変更に関する当社取締役会の権限を変更することは、いずれも株主総会における事前の承認なくしては行ってはならない。株式オプション制度の規定の重大な変更又は付与されたオプションの条件の変更は、それらの変更が効力を得るには、株主総会において承認されなければならない。但し、株式オプション制度の既存の規定により自動的に効力が生じる場合はこの限りではない。既に付与されたオプションの条件に悪影響を与える変更も、株式オプション参加者の同意を要する。株式オプション制度の変更後の条件は、香港上市規則第17章に則ったものでなければならない。

株式オプション制度の終了

当社は、当社株主総会又は当社取締役会による決議によって、いつでも株式オプション制度の運営を終了することができ、その場合には、新たなオプションの付与又は受諾は行われませんが、その他の株式オプション制度の全ての規定はなお有効に存続する。株式オプション制度が終了する前に付与され且つ受諾された全てのオプションで、未行使であったものは、引き続き効力を有し、株式オプション制度の規定に従って行使することができる。

株式オプション制度の管理

当社取締役会は、株式オプション制度の管理権限を有する。この権限には、株式オプション制度の規則及び株式オプション制度に基づいて付与されるオプションの条件の解釈も含まれる。当社取締役会は、株式オプション制度の管理の権限を、当社取締役会の委員会に委譲することができる。また当社取締役会は、株式オプション制度の管理を支援する独立の1又は2以上の第三者の受託業者を任命し、当社取締役会が適切と判断する株式オプション制度の管理に係る権限及び/又は機能を委嘱することができる。さらに、当社取締役会は、オプションの付与、管理、行使の過程において1又は2社以上のトラスティを起用することができるものとし、当社又はその子会社は、各信託のトラスティ又はその他の者に対して株式オプション制度の目的のために資金を随時提供することができるものとする。

株式オプション制度の下で当社取締役会が行う決定は均一であることを要せず、株式オプション制度に基づくオプション受給者又は受給適格者に関して選択的に決定を行うことができる。ある当社取締役が株式オプション参加者である場合でも、同取締役は、自身の利害関係にもかかわらず、当社定款に従って株式オプション制度に関する全ての当社取締役会決議（但し自身の本制度への参加に関する決議は除く。）に加わり、同制度に基づくオプションを維持することができる。

各株式オプション参加者は、とりわけオプションの対象である当社普通株式の株式数（又はそれと同等価値の現金）、引受価格及び当社取締役会による株式オプション制度の管理等に関して異議を申し立てる権利を放棄する。

クローバック及び「不良資産救済プログラム」の制限

オプションが行使された後に、当社取締役会が、株式オプション制度の規則又は株式オプション付与状の条件が充足されていないと判断した場合には、当社は、当該株式オプション参加者に本項に後述する要件に則った通知に定めた金額を当社又はその該当する子会社に対して支払うよう求めることができ、株式オプション参加者はその要求に応じて支払わなければならない。

オプションの付与又は行使が著しく不正確な財務諸表に基づいて行われたものであったと当社取締役会が判断した場合には、当該オプションの権利がまだ確定していない又は当該オプションの権利は確定しているが行使はされていない範囲内で、当該オプションは失効し、また、当該オプションが既に行使されているときには、当社は、当該株式オプション参加者に本項に後述する要件に則った通知に定められた金額を当社又はその該当する子会社に対してその要求に応じて支払うよう求めることができる。

株式オプション制度及び同制度に基づき付与されるオプションは、米国財務省が発表した適用ある規制の対象であり、且つAIGと米国政府（又はその機関若しくは代行機関）又はAIGクレジット・ファシリティ・トラストとの間の合意に基づくその時点で有効な適用要件の対象である。株式オプション制度に従い株式オプション参加者が受けることのできる補償は、これら規制及び要件に従った範囲内に限られる。

全般

香港証券取引所の上場委員会に対して、株式オプション制度に基づいて付与される株式オプションの行使に基づき発行される当社普通株式の上場及びその取引についての許可を現在申請中である。

2【外国為替管理制度】

香港には、対内又は対外投資及び香港からの資金の送金又は還流について、外国為替管理規制はない。

3【課税上の取扱い】

（１）香港における租税

配当課税

香港税務局の現在の実務においては、香港では、当社により支払われた配当金についていかなる税金も課されない。

利益税

株式のような財産の売却により生じたキャピタル・ゲインに関して香港では課税されないが、香港で取引、専門的職業又は事業を行う者が財産の売却によって稼得した利得は、当該利益が香港における取引、専門的職業又は事業から生じた場合には、香港利益税の課税対象となり、現在、法人に対しては16.5%の税率、個人に対しては最高で17%となる累進税率又は15%の標準税率のいずれか低い方の税率が課される。香港証券取引所で実行された株式売却による利得は、香港から生じたとみなされる。したがって、香港利益税の税負担は、香港で有価証券の取引又は売買の事業を行う者により実現された株式売却による取引利益に関して発生することになる。

印紙税

香港の印紙税は、あらゆる株式の売買について売り手及び買い手の双方に納税義務があり、売り手及び買い手それぞれに対して、譲渡株式の対価又は公正価値のうち高い方の金額に対して0.1%の従価税率が課される。すなわち、現在、一般的な株式売買取引には合計で税率0.2%の印紙税が課される。このほか、株式の譲渡証書（要求される場合）1枚につき、5香港ドルの固定印紙税が課される。香港の株主名簿に登録されている株式の売買当事者の一方が香港の非居住者で、契約書に対する印紙税が納付されない場合には、（本来譲渡証書について課税される印紙税に加えて）かかる納付されない税額が譲渡証書（もしあれば）に課され、譲渡を受けた者が、かかる税額の支払義務を負う。香港外の株主名簿に登録されている株式の譲渡については、香港の印紙税は課されない。

遺産税

香港では、2005年歳入（遺産税廃止）条例が2006年2月11日に発効した。これにより、香港では、同日以降に死亡した故人の遺産につき相続税は課されなくなった。2006年2月11日以降に死亡した株主に関しては、香港の遺産税は課されず、また、代理権の付与を申請するための相続税清算書も不要である。

（２）日本における課税上の取扱い

適用ある租税条約、所得税法、法人税法及び相続税法その他の日本の現行の関連法令に従い、且つこれらの法令上の制限内において、日本国の居住者である個人又は内国法人の所得（及び、日本国の居住者である個人に関しては相続財産）につき上記の香港税制に関する記述にある香港の租税が課される場合においては、かかる香港の租税は、当該日本国の居住者である個人又は内国法人が日本において納付することとなる租税の計算上税額控除の対象となる場合がある。なお、日本の租税に関する詳細については、下記「第二部 - 第8 - 2 日本における実質株主の権利行使方法 - （５）本邦における配当等に関する課税上の取扱い」を参照のこと。

4【法律意見】

当社の香港における法律顧問であるフレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所より、大要、下記の趣旨の法律意見書が出されている。

（イ）当社は、香港の法律に基づき適式に設立され、且つ有効に存続している株式有限責任会社である。

（ロ）本書の下で意図されている日本における当社株式の売出しは、いかなる香港の適用ある法令にも違反していない。

（ハ）「第二部 - 第1 本国における法制等の概要」との標題における記載は、当該記載が香港の法律的事項（香港における租税を含む。）の概要について言及している限りにおいて、全ての主要な点において真実且つ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

過去の財務情報の概要

以下に記載する経営成績の概要は、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書に記載される当社の連結財務情報と併せて読まれるべきである。

以下の表は、2007年、2008年及び2009年の11月30日に終了した3事業年度並びに2009年及び2010年の5月31日に終了した6ヶ月間における一貫した基準によるAIAグループの経営成績の概要を示している。AIAグループは、当社の最も重要な事業子会社であるAIAの支店及び子会社とAIGグループのアジア・パシフィックにおける特定の生命保険事業との結合に伴い形成された。より詳細な情報については、「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成」を参照のこと。当該財務情報に表示される全期間を通してAIGの共通支配下にある事業体の持分を譲渡することにより生じるAIAグループの再編及び企業結合は、表示される最も早い期間の期首に生じたかのように会計処理されている。したがって、当該財務情報は、AIAグループが2006年12月1日から現在にいたるまで常に存在していたかのように、AIAグループの経営成績を表示する。2007年、2008年及び2009年の11月30日に終了した3事業年度並びに2009年及び2010年の5月31日に終了した6ヶ月間におけるAIAグループの当該財務情報は、() IASBが公表したIFRS及び() HKICPAが公表した香港財務報告基準に準拠して作成されている。「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記1を参照のこと。インドにおける当社のジョイント・ベンチャー持分に帰属する業績は、当社が当該持分を持分法により会計処理しているために、当社のその他の市場報告セグメントの総加重保険料収入、年換算新既契約保険料又は新規契約高には反映されていない。かかる業績は、当社の経営成績の抜粋の「関連会社による持分損失」に反映されている。さらなる詳細については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記2.4及び注記15を参照のこと。

経営成績の抜粋

	2007年11月30 日に終了した 事業年度	2008年11月30 日に終了した 事業年度	2009年11月30 日に終了した 事業年度	2009年5月31 日に終了した 6ヶ月間	2010年5月31 日に終了した 6ヶ月間
未監査					
(単位:百万米ドル)					
総加重保険料収入	11,358	12,203	11,632	5,330	6,022
新規契約 - 年換算新規契約保険料(注1)(注3)	N/A	N/A	1,878	773	887
新規契約 - 新規契約保険料(注2)(注3)	2,456	2,347	1,841	N/A	N/A
保険料、手数料収入及びその他の営業収益純額 (出再保険料控除後)	8,817	10,361	10,173	4,762	5,150
投資収入(注4)	2,706	3,144	3,059	1,496	1,718
収益合計(注4)	11,523	13,505	13,232	6,258	6,868
保険契約及び投資契約給付金純額(注5)	7,636	8,704	8,678	4,059	4,496
手数料及びその他の獲得費用	947	1,563	1,648	731	660
営業費用	962	1,089	981	467	525
投資運用費用及び財務費用(注6)	286	252	123	65	45
費用合計(注5)(注6)	9,831	11,608	11,430	5,322	5,726
関連会社による持分損失	-	(28)	(21)	(13)	(8)
営業利益	1,692	1,869	1,781	923	1,134
営業利益に係る税金	(411)	(274)	(338)	(175)	(230)
税引後営業利益	1,281	1,595	1,443	748	904
控除: 非支配持分に帰属する金額	(11)	(7)	(5)	(1)	(5)
AIAグループ・リミテッド株主に帰属する 税引後営業利益	1,270	1,588	1,438	747	899

営業利益は、以下の通りAIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益に対して調整される。

営業利益	1,692	1,869	1,781	923	1,134
営業外投資収益(注7)	837	(2,412)	665	345	265
営業利益に係る保険契約者の税金に関する保険 契約及び投資契約負債の変動	50	74	54	25	57
旧親会社からの再保険リキャプチャーに係る利 益	-	447	-	-	-
事業再編及び分離費用	-	(10)	(89)	(25)	(18)
税引前当期利益/(損失)	2,579	(32)	2,411	1,268	1,438
営業利益に係る税金	(411)	(274)	(338)	(175)	(230)
営業外項目に係る税金	(190)	518	(262)	(105)	(89)
その他の営業外税金項目	(50)	201	(54)	(25)	(57)
税金(費用)/還付金等収入	(651)	445	(654)	(305)	(376)
当期純利益	1,928	413	1,757	963	1,062
控除: 非支配持分に帰属する金額	(14)	(5)	(3)	3	(5)
AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益	1,914	408	1,754	966	1,057

(注1) 2009年度以降、当社は、年換算初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%(出再前)からなる年換算新規契約保険料を用いて、新規契約の評価を行っている。年換算新規契約保険料は、当社の企業年金契約、個人保険及び自動車保険に係る新規契約並びに当社が2009年10月に処分したPT・アスランシAIAインドネシアによる新規契約を除いて計上されている。保険料が年間ベースで徴収される当社の市場の多くにおいて年換算新規契約保険料と新規契約保険料との間に強い相互関係が見られるため、AIAグループにおいては、年換算新規契約保険料は新規契約保険料に類似する指標であると当社は考えている。年換算新規契約保険料と新規契約保険料は、定期払い月額保険料の比率増大が生じることに応じて、乖離が発生し始める。なお、当該定期払い月額保険料は、香港、シンガポール及び韓国といった当社の先進国市場において、より普及するとの傾向がある。

(注2) 2009年度より前は、当社は、(年換算されていない)初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%(出再前)からなる新規契約保険料を用いて、新規契約の評価を行っていた。新規契約保険料は、当社が2009年10月に処分したPT・アスランシAIAインドネシアに係る新規契約保険料を除いて計上されている。PT・アスランシAIAインドネシアの新規契約を含めた場合は、2007年度の新規契約保険料は、2,484百万米ドル、2008年度の新規契約保険料は、2,377百万米ドル、2009年度の新規契約保険料は、1,852百万米ドルとなる。

- (注3) 2009年以降当社は、新規契約の指標として、新規契約保険料にかわり年換算新規契約保険料の使用を採用している。これは()販売活動の行われた月より前の11ヶ月間における販売活動の影響を受けてしまう新規契約保険料と比較して、年換算新規契約保険料が新規契約活動に係るより直近の指標をもたらす、そのため年換算新規契約保険料の方が特定の期間における販売活動をより顕著に反映しており、また、()新規契約高の価値創成の比較においては、年換算新規契約保険料の方がより正確な指標を提供し、また、()当社の同業他社が年換算新規契約保険料に類似する基準を公表しており、そのため年換算新規契約保険料が業界アナリストにとって既知の指標となっているとの見解を当社が有していることによる。
- (注4) 投資関連契約に関する投資収入を除く。
- (注5) 投資関連契約及び有配当型ファンドの投資実績から生じる保険契約及び投資契約負債の対応する変動並びに投資関連契約に関連する保険契約者の税金及び投資収入の変動を除く。
- (注6) 投資関連契約に関連する投資運用費用を除く。
- (注7) 営業外投資収益は、投資実績、投資関連契約に関連する投資収入、投資関連契約に関連する投資運用費用、投資関連契約及び有配当型ファンドに関する保険契約及び投資契約負債の対応する変動並びに連結投資ファンドにおける第三者持分の変動により構成される。

貸借対照表情報の抜粋

	2007年11月30日 現在	2008年11月30日 現在	2009年11月30日 現在	2010年5月31日 現在
	(単位:百万米ドル)			
資産				
金融投資	70,630	55,324	73,480	78,313
繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用	10,044	10,047	10,976	11,227
資産 - 上記以外	7,518	6,638	6,203	6,198
資産合計	88,192	72,009	90,659	95,738
負債				
保険契約負債及び投資契約負債	63,666	57,056	71,035	73,793
借入金	1,461	661	688	682
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	5,395	2,718	284	670
負債 - 上記以外	4,179	2,656	3,693	3,986
負債合計	74,701	63,091	75,700	79,131
資本				
発行済株式資本及び発行予定株式、資本剰余金並びにその他の準備金	699	1,434	1,848	1,847
利益剰余金	9,431	9,494	11,223	12,280
配分持分	10,130	10,928	13,071	14,127
その他の包括利益に反映されている金額	3,310	(2,020)	1,837	2,420
AIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本合計	13,440	8,908	14,908	16,547
非支配持分	51	10	51	60
資本合計	13,491	8,918	14,959	16,607
負債及び資本合計	88,192	72,009	90,659	95,738

最近の動向

本項は、2009年8月31日及び2010年8月31日に終了した9ヶ月間及び3ヶ月間の財務情報の抜粋を記載したものである。この情報は、香港目論見書の日付現在、監査されておらず、変更される場合がある。

新規契約高は、期中に販売された新規契約から将来生じる予想税引後法定利益の現在価値（販売時点で測定される。）から、当該契約を支えるために規制上の準備金を超えて必要資本を保有するための費用を差し引いたものと定義される。新規契約高を決定するための基礎は、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書に記載された当社の連結財務情報の作成に際して用いられた財務報告基準とは異なっており、また重要な点において異なる可能性がある。新規契約高の決定に使用される手法の詳細については、「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (3) 保険数理コンサルタント報告書」を参照のこと。

各報告セグメントの新規契約高は、現地の法定準備金及び自己資本要件を反映しているが、合計は、AIA及びAIAバミューダに適用される全般的な香港の法定準備金及び自己資本要件を反映している。

事業規模（総加重保険料収入）

次の表は、表示された期間における報告セグメント別の総加重保険料収入を示したものである。

	8月31日に終了した9ヶ月間		8月31日に終了した3ヶ月間	
	2009年	2010年	2009年	2010年
	（単位：百万米ドル）			
香港	2,040	2,105	755	765
タイ	1,668	1,905	596	683
シンガポール	1,120	1,236	403	440
マレーシア	520	595	178	205
中国	731	808	262	289
韓国	1,279	1,460	452	471
その他の市場	1,019	1,218	401	452
合計	8,377	9,327	3,047	3,305

総加重保険料収入は、2009年8月31日に終了した9ヶ月間の8,377百万米ドルから、2010年8月31日に終了した9ヶ月間の9,327百万米ドルまで、950百万米ドル（11.3%）増加した。これは恒常為替レート・ベースで4.4%の増加に相当する。この期間中、総加重保険料収入は当社の全ての商品分野及び報告セグメントで増加した。

当社の報告セグメントのうち総加重保険料収入の増加を牽引したのは、237百万米ドル（14.2%）増となったタイ、199百万米ドル（19.5%）増となったその他の市場及び181百万米ドル（14.2%）増となった韓国であった。

商品の中では、団体保険商品の総加重保険料収入が、最も高い27.5%の成長率を記録した。独立型傷害・疾病保険商品、従来型の生命保険商品並びに投資関連保険及びユニバーサル生命保険の総加重保険料収入の成長率は、それぞれの特約を含み、それぞれ15.8%、10.0%及び6.4%であった。

継続率の安定と改善を反映して、継続保険料は、2009年8月31日に終了した9ヶ月間の7,065百万米ドル（総加重保険料収入の84.3%）から、2010年8月31日に終了した9ヶ月間の7,946百万米ドル（総加重保険料収入の85.2%）まで、12.5%増加した。

新規契約（新規契約高及び年換算新規契約保険料）

次の表は、表示された期間中の新規契約高、年換算新規契約保険料及び新規契約利益率によって測定される当社の新規契約の分析を示したものである。

	8月31日に終了した9ヶ月間		8月31日に終了した3ヶ月間	
	2009年	2010年	2009年	2010年
	（単位：百万米ドル）			
新規契約高（注1）	375	463	144	160
年換算新規契約保険料（注2）	1,325	1,390	552	503
新規契約利益率（注3）	27%	33%	26%	32%

（注1）新規契約高は、香港の準備金及び自己資本要件に係る調整を行い、税引後グループ事務費を控除して表示されており、且つ当社が2009年10月に処分したPT・アスランシAIAインドネシアの拠出金を除いて計上されている。

（注2）年換算新規契約保険料は、当社の企業年金契約、個人保険及び自動車保険並びに当社が2009年10月に処分したPT・アスランシAIAインドネシアに係る新規契約を除いて計上されている。

（注3）新規契約利益率は、当社の企業年金契約による拠出金を除いた新規契約高として計

算され、年換算新規契約保険料に対する百分率として表示されている。

新規契約高は、2009年8月31日に終了した9ヶ月間の375百万米ドルから、2010年8月31日に終了した9ヶ月間の463百万米ドルまで、88百万米ドル（23.5%）増加した。同期間中、新規契約利益率は、収益性ある新規契約高を増加させることに対する当社の重点的取組を反映して、27%から33%まで上昇した。年換算新規契約保険料は、2009年8月31日に終了した9ヶ月間の1,325百万米ドルから、2010年8月31日に終了した9ヶ月間の1,390百万米ドルまで、65百万米ドル（4.9%）増加した。

次の表は、表示された期間における報告セグメント別の新規契約高を示したものである。

	8月31日に終了した9ヶ月間		8月31日に終了した3ヶ月間	
	2009年	2010年	2009年	2010年
	（単位：百万米ドル）			
香港（注1）	139	140	48	45
タイ	85	115	33	48
シンガポール	70	74	25	25
マレーシア	21	28	8	10
中国	33	48	14	18
韓国	37	51	20	12
その他の市場	54	70	20	24
グループ事務費計上前新規契約高（現地の法定基準）	439	526	168	182
香港の準備金及び自己資本要件	(36)	(32)	(14)	(12)
税引後グループ事務費	(28)	(31)	(10)	(10)
グループ事務費計上後新規契約高（香港の準備金及び自己資本要件反映後）	375	463	144	160

（注1）当社の企業年金契約からの新規契約高（2009年8月31日に終了した9ヶ月間は12百万米ドル、2010年8月31日に終了した9ヶ月間は5百万米ドル、2009年8月31日に終了した3ヶ月間は2百万米ドル、2010年8月31日に終了した3ヶ月間は1百万米ドル）を含む。

2010年8月31日に終了した9ヶ月間の新規契約高は、2009年8月31日に終了した9ヶ月間と比較して、全ての報告セグメントにおいて増加した。これは主に、新規契約高がタイにおいて30百万米ドル（35.3%）、その他の市場報告セグメントにおいて16百万米ドル（29.6%）、中国において15百万米ドル（45.6%）、韓国において14百万米ドル（37.8%）増加したことを反映している。新規契約高の増加は、新規契約高の源泉として当社で2番目に大きな個人向け生命保険商品に付加される特約を含む、従来型の生命保険商品によって牽引された。

次の表は、表示された期間における報告セグメント別の年換算新規契約保険料を示したものである。

	8月31日に終了した9ヶ月間		8月31日に終了した3ヶ月間	
	2009年	2010年	2009年	2010年
	(単位：百万米ドル)			
香港	261	266	131	100
タイ	258	288	102	107
シンガポール	112	154	52	72
マレーシア	81	89	27	29
中国	136	141	57	49
韓国	244	209	98	63
その他の市場	233	243	85	83
合計	1,325	1,390	552	503

年換算新規契約保険料によって測定される2010年8月31日に終了した9ヶ月間の新規契約は、2009年8月31日に終了した9ヶ月間と比較して、韓国を除く全ての報告単位において増加した。新規契約の増加は、投資関連商品に対する顧客からの需要が期中に増加したことを反映して、投資関連保険及びユニバーサル生命保険によって牽引された。シンガポールにおいて37.5%増となったのは、主に、将来におけるより利益率の高い商品のクロスセリング及びアップセリングの機会を生むために設計された、利益率の低い貯蓄商品の限定的な販売キャンペーンに成功したためであった。タイでは、2010年第2四半期にバンコクを中心として政情が不安定となったにもかかわらず、11.8%増を達成した。これらの増加は、韓国においてより利益率の高い商品への重点的取組のために事業を再配置したことに伴う14.5%の減少を相殺し、これを上回った。香港の2009年8月31日に終了した9ヶ月間の年換算新規契約保険料は、貯蓄プランに関する販売キャンペーン（当該期間中、57百万米ドルを計上した。）により増加した。

次の表は、表示された期間における報告セグメント別の新規契約利益率を示したものである。

	8月31日に終了した9ヶ月間		8月31日に終了した3ヶ月間	
	2009年	2010年	2009年	2010年
香港	48%	50%	35%	44%
タイ	33%	40%	32%	45%
シンガポール	63%	48%	49%	35%
マレーシア	26%	32%	29%	36%
中国	24%	34%	24%	36%
韓国	15%	25%	21%	19%
その他の市場	23%	29%	24%	28%
グループ事務費控除後合計（香港の準備金及び自己資本要件反映後）	27%	33%	26%	32%

2010年8月31日に終了した9ヶ月間の新規契約利益率は、収益性ある新規契約高を増加させることに対する当社の重点的取組を反映して、2009年8月31日に終了した9ヶ月間と比較して、シンガポールを除く全ての事業部門において増加した。最も大きな変動があったのは、新規契約利益率が24%から34%まで上昇した中国であり、その次は新規契約利益率が15%から25%まで上昇した韓国であった。シンガポールの新規契約利益率は、上記の限定的な販売キャンペーンを反映して、63%から48%まで低下したが、同報告セグメントの新規契約利益率は、2010年8月31日に終了した9ヶ月間において、当社の全ての報告セグメント中2番目に高い水準を維持した。

2010年8月31日に終了した3ヶ月間には、2010年5月31日に終了した3ヶ月間と比較して、新規契約高は8百万米ドル（5.3%）増加し、年換算新規契約保険料は53百万米ドル（11.8%）増加し、新規契約利益率は34%から32%まで低下した。未監査財務情報の抜粋に内在する様々なリスク及び不確実性の追加情報については、本書表紙の注4の「将来予想に関する記述」を参照のこと。当社は、2010年8月31日に終了した3ヶ月間の総加重保険料収入、年換算新規契約保険料、新規契約高及び新規契約利益率が、2010年11月30日に終了する通年及び将来の四半期における財務成績の指標となるという保証はできない。当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性がある傾向及びその他の要因については、「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因」及び「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (1) 財務情報」を参照のこと。

2【沿革】

当社の歴史及び再編成

当社の歴史

序論

当社のアジアにおけるルーツは、若きアメリカ人の起業家、コーネリアス・バンダー・スターが、当時その地域の主要な商業中心地であった上海において火災海上保険代理店を設立した1919年に遡る。この始まりから、今日当社の事業の中核を成すアジア・パシフィック地域における生命保険事業の多くに加え、後に世界中に広がり世界的な保険・金融サービスグループであるAIGに成長する生命保険、損害保険、金融サービス及び資産運用事業のネットワークのために複数の基金が整備された。

地域における当社の伝統を活用し、当社はアジア・パシフィック全域に広がる主要な生命保険会社に成長してきた。当社の将来の成長及び展望は、依然としてかかる地域の将来的な成長及び活力に本質的に関連している。当社の歴史はまた、本項の「後にAIGとなるグローバル・グループの成長」に記載される2008年の一連の出来事（これによりAIGは広範囲にわたる世界的な子会社売却及び事業再編計画に着手しなければならなかった。）を経験するまでのAIGが保険及び金融サービスの分野における世界的リーダーとなる成長及び発展の歴史と関連している。この再編の一環として、AIGは、AIAグループを独立事業体且つ株式公開企業として位置づけることを決定した。

AIAグループの設立

1931年、当社の主要な事業子会社であるAIAは、スター氏の上海に拠点を置く発展中の保険事業グループの一部として生命保険を販売するために、インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（以下「INTASCO」という。）の名称で当初上海において、香港の会社として登記された。INTASCOの事業は、7年のうちに、シンガポール（1931年）、香港（1931年）、タイ（1938年（生命保険事業について））及びマレーシア（1948年）における支店設立を通して、アジア・パシフィック地域の他の複数の市場に広がっていた。その全ては今日においても引き続き当社にとって主要な市場である。

多くのアジア・パシフィックの市場において、当社は生命保険の販売を始めた最初の会社の1つであり、これらの市場に早期に参加したことにより、当社の競合他社が複製するのが難しいと思われる所有構造及び事業インフラの確立において歴史的優位性を得た。当社はその地域の生命保険業界のパイオニアとして、非常に貴重な経験を積み、当社の市場の多くにおいて保険業界の発展に貢献してきた。例えば、当社は今日においても引き続きその地域における重要な販売チャネルである専属代理店のモデルをいち早く発展・実現させたと考えている。

1939年、アジアにおいて政情不安が高まったため、スター氏は彼のグループ本部をニューヨークに移転した。2年後、アジア・パシフィック地域における事業活動は太平洋戦争により著しく打撃を受けた。太平洋戦争の終わりに、スター氏のグループはアジアに戻って中国における事業を再開するために迅速な行動を取った。

1940年代後半、スター氏のグループの保険事業拡大のための大規模な再編成が開始され、企業ネットワークは事業及び地理的範囲に基づいて別個のグループに分けられた。これにより、INTASCOにおいては名称がAIAに変更され、東南アジアにおける生命保険販売というグループ内において指定された機能が割り当てられることとなった。1940年代後半には中国における事象がAIA営業所の香港への移転をもたらした。また、1950年には中華人民共和国における営業停止をもたらした。

当社の新しい香港拠点は戦後の拡大計画の基盤となり、AIAグループの地理的範囲は、ブルネイ（1957年）、オーストラリア（1972年（生命保険事業について））、ニュージーランド（1981年）、マカオ（1982年）、インドネシア（1984年）、韓国（1987年）、台湾（1990年）、ベトナム（2000年）及びインド（2001年）を含むまでに拡大した。香港はまた、当社が外国保険会社として初めて中華人民共和国における生命保険販売の認可を取得し上海に支店を開いた1992年に、当社の中国本土におけるルーツに戻る入口でもあった。CIRCが分類及び公表したデータによれば、2009年において、当社は生命保険料ベースで中華人民共和国で営業する最大の外資系生命保険会社であり、2つの省（広東及び江蘇）並びに3つの都市（上海、北京及び深セン）に認可営業所を持っていた。この地域別市場の拡大期に引き続き、当該地域におけるAIAグループの事業は成長を続けた。例えば、当社は、当社の総加重保険料収入が、2000年度から2007年度の間年間複合成長率で約15%成長したと推定している。2000年度から2007年度の期間におけるこの年間複合成長率は、当社の一定の先進国市場（すなわちオーストラリア、香港、ニュージーランド、シンガポール及び台湾）においては当社の総加重保険料収入が総額で2倍となり、当社の一定の発展途上市場（すなわち中国、マレーシア及びタイ）においては当社の総加重保険料収入が総額で2倍超の増加となり、また当社の一定の新興市場（すなわちインドネシア、フィリピン及びベトナム）においては当社の総加重保険料収入が総額で3倍超の増加となったことを表している。また、2000年度から2007年度の間における、資本拠出及び支払済み配

当金を考慮した上、当社の保有するAIG株式を除いて調整された当社の超過資本は、年間複合成長率で約18.7%成長した。

（注）

今日、当社の香港拠点は以下の15の地域別市場に広がる保険ネットワークの中心となっている。

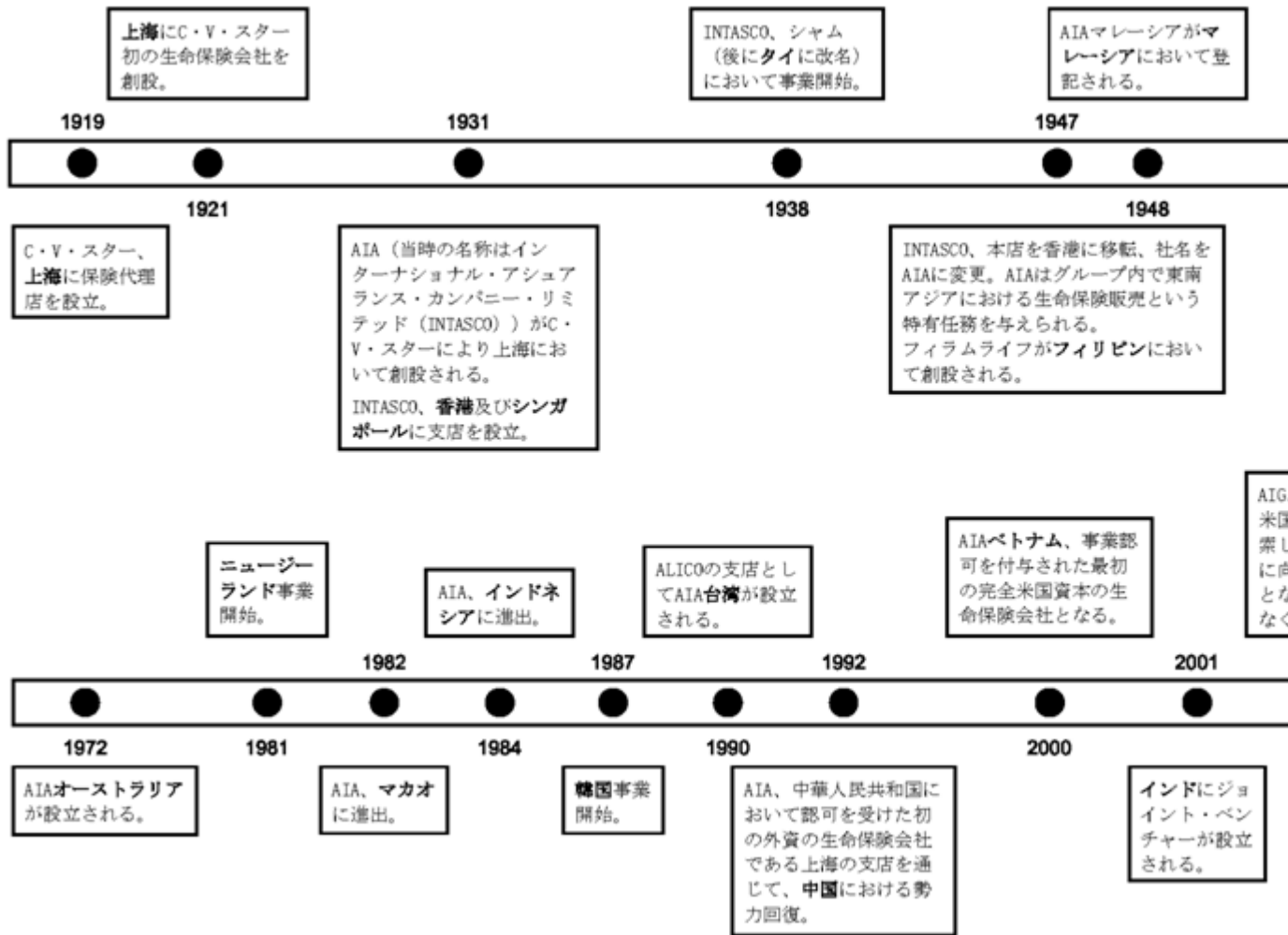
地域別市場	事業開始	現在の所有構造
シンガポール	1931年	支店
香港	1931年	支店
タイ	1938年	支店
フィリピン	1947年	子会社（99.78%所有）
マレーシア	1948年	完全子会社
ブルネイ	1957年	支店
オーストラリア	1972年	完全子会社
ニュージーランド	1981年	支店
マカオ	1982年	支店
インドネシア	1984年	合弁会社（注1）
韓国	1987年	支店
台湾	1990年	支店
中華人民共和国	1992年	支店（複数）
ベトナム	2000年	完全子会社
インド	2001年	ジョイント・ベンチャー

（注1）最初の事業は2009年10月22日に売却されたジョイント・ベンチャーを通して行われた。当社の現在のインドネシア事業はPT・AIA・ファイナンシャルを通して行われている。PT・AIA・ファイナンシャルは、2つのAIAグループ会社によって所有され、運用されている。「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 当社の主要な事業部門」を参照のこと。

（注）上記の総加重保険料収入及び調整後超過資本の年間複合成長率の計算に用いた2000年度から2006年度までの期間の財務データは監査されておらず、またIFRS又は「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書に記載する会計基準に従って作成されたものではない。したがって、2000年度から2006年度までの期間の財務データは、本書の他の箇所に記載された財務情報と比較することは不可能であり、またかかる財務情報と大幅に異なる可能性がある。

[次へ](#)

アジアにおけるAIA



[次へ](#)

後にAIGとなるグローバル・グループの成長

第二次世界大戦後、世界中で展開される事業の全体的な再編成の一環として、スター氏の米国事業はニューヨークから管理・提供され、米国外事業はパミュダから管理されることが決定された。

1950年代及び1960年代を通して、スター氏の企業グループは急速に成長し続けた。1969年、モーリス・R・グリーンバーグ率いる新世代の経営陣の主導により、後に現在のAIGとなるこのグループの株式は米国の店頭市場において取引されるようになった。1984年、AIG株式はニューヨーク証券取引所に上場された。

21世紀の始まりはAIGの著しい成長の新時代となり、多くの主要な買収が行われた。2007年までに、AIGは、約1兆米ドルの資産を持ち、年間収益は1,100億米ドル、130の国及び法域に116,000人の従業員を擁する世界最大の金融サービスグループの1つに成長した。

長年にわたって、AIGは様々な金融サービス事業に進出することにより、生命保険及び損害保険の分野における主要な国際加盟店を増やした。その中には主に世界中の顧客のために多様な金融取引を行う会社であるAIGフィナンシャル・プロダクツ・コープがあった。2008年後半において、AIGは前例のない流動性に対する圧力を経験した。この圧力はFRBNY及び米国財務省との間の一連の取引をもたらした。かかる流動性に対する圧力の2つの主な原因は、AIGの米国有価証券貸付プログラムに基づく現金担保の返還要求及びAIGフィナンシャル・プロダクツ・コープのスーパー・シニア・マルチセクターCDO・クレジット・デフォルト・スワップ・ポートフォリオに関する担保請求であった。

これらの流動性に対する圧力は、いずれも2008年9月15日のスタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ及びフィッチによるAIGの長期債務格付の格下げにより著しく悪化した。

AIG事由及びAIGが流動性問題に対して実現性のある民間セクターによる解決策を見出せなかったことの結果として、AIGは、2008年9月22日、FRBNYとの間でFRBNY融資契約を締結した。2008年以降、FRBNY及び米国財務省はAIGグループに対し、デット及びエクイティ株式投資の形による重要な経済支援を提供している。

FRBNY融資契約が実行されると、AIGの経営陣はFRBNYに対する借入金返済のためAIA及びその子会社を含むAIGの主要な事業の多くを売却又は分割する計画を展開した。

2009年3月、AIGは既存の事業再編計画に対する修正及びいくつかの新たな取組みを発表した。その際、AIGはFRBNY融資契約に基づきAIGに返済義務のある借入金の減額と引換えに、AIGのAIAに対する株式持分を特別目的会社に譲渡することに合意したことを発表した。この再編成が当社の所有構造に及ぼした影響についてのさらなる情報については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係」を参照のこと。

2009年5月、AIGはAIAグループを独立事業体として位置づけるためのさらなる行動をとること及びAIAグループの株式公開又は売却に努めることを発表した。

AIG事由がAIAグループに与えた影響

AIG事由がAIAに与えた影響には、主に信用失墜、新規事業の価値の低下、保険契約の解約の増加及びAIAが保有するAIG株の価格低下による当社の資本総額への悪影響がある。この期間を通して、AIAは保険契約者がAIG事由により悪影響を受けないことを確実にし、規制上の要件（当社の複数の地域別市場におけるAIAグループの資産保護のために立案された規制上の命令を含む。）を遵守するために監督機関と緊密に協力した。AIG事由発生後、AIA経営陣はAIGグループとの間の特定の取り決めを緩めることにより、AIAグループの自己資本比率を高める方向へ進んだ。この期間の当社の財務業績に関するさらなる情報については、「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (1) 財務情報」を参照のこと。

AIAグループの次なる時代

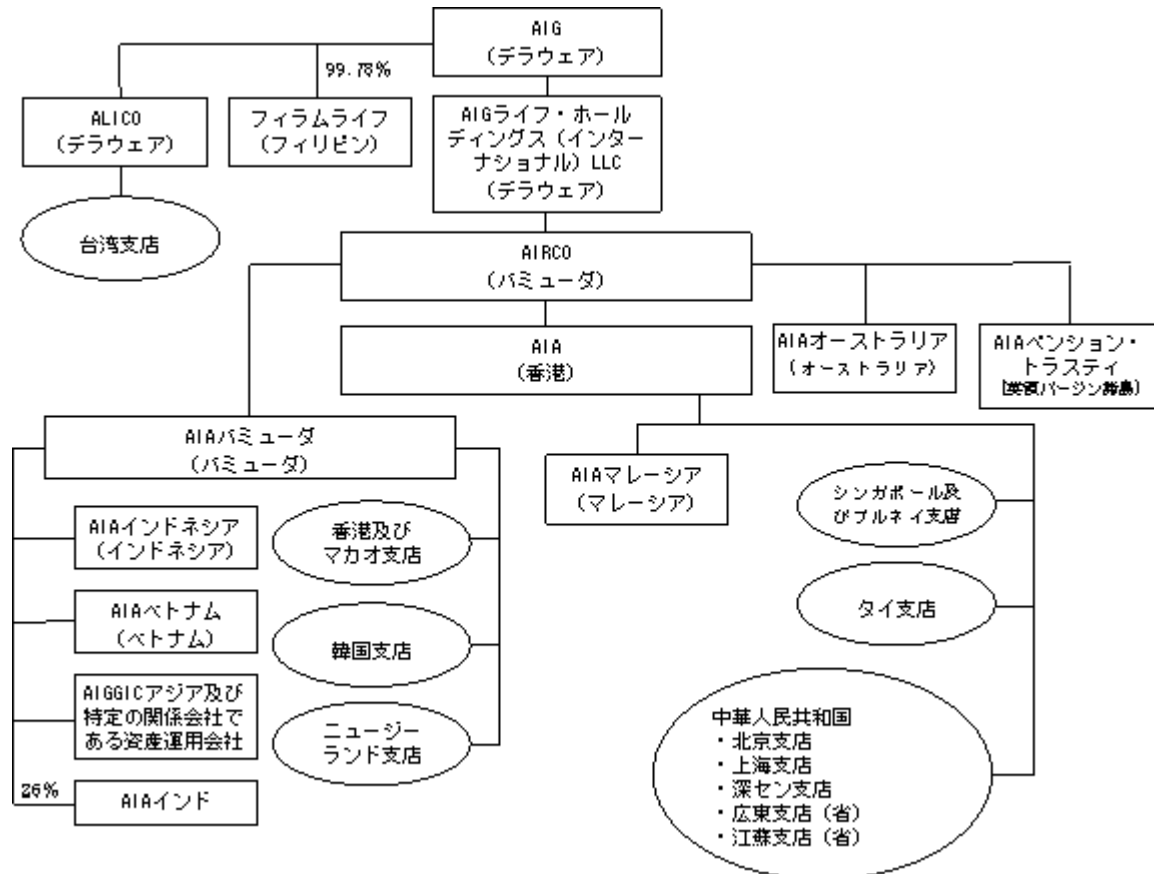
AIAグループのアジア・パシフィック地域における中核的な事業は（他の部分はAIGの全社的な管理体制によっているが）90年の伝統に基づき歴史的に現地でも運営されている。AIAグループの収益性の高い事業のおかげで、AIAグループはかかる地域において概して独立した経営インフラに出資し、かかるインフラを構築することが可能となっている。AIAグループは、2007年以来、一連の分割への取組みに従事している。AIAグループのAIGグループとの関係及びAIAグループ及びAIGグループの重要な継続中の相互関係に関するさらなる情報については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係」及び「第二部 - 第3 - 5 経営上の重要な契約等 - 関連取引」を参照のこと。

2009年、歴史的にAIGブランドを使用している特定の市場において新しい独自性を伝え、ブランドを変化させるため、AIAグループはアジア・パシフィック地域全域においてブランド確立のための新しい取組みに着手した。

当社の再編成

2009年、当社は、経営効率及び財務効率の改善、AIG事由への対応及び公募又は売却についてAIAグループによりよい位置を与える目的で、AIAグループの再編成を実行した（以下「本件再編成」と総称する。）。本件再編成は3つの段階（フェーズ）、すなわち、（1）AIAグループ構造の合理化、（2）AIG事由により引き起こされた再編成、及び（3）公募又は売却に向けた準備から構成される。

下図は、本件再編成前の当社の主要な事業子会社及び支店を簡略に表したものである。全ての子会社は別段の記載がない限り完全子会社である。



フェーズ - AIAグループ構造の合理化

内部再編

2009年の前半の6ヶ月において、当社は2007年以来進行していた内部再編を実行した。歴史的理由により、かつてAIAと緊密に協調し現在はAIAグループの一部を構成している多くの生命保険事業は、AIAの子会社としてではなく、当社の主要な事業子会社であるAIRCOにより直接的に保有されていた。当社の構造を合理化し、当社のコーポレート・ガバナンス、規制管理、税務計画並びに法務及びコンプライアンス機能を簡略化する目的で、AIAグループ創設のためにこれらの企業及びアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー（以下「ALICO」という。）の台湾支店の法律上の所有権を移転するための内部再編が開始された。2009年2月28日、一連の株式交換契約の条項に従ってこの内部再編が完了され、AIAバミューダ、AIAオーストラリア及びAIAペンション・トラスティがAIRCOによりAIAに譲渡された。結果として、これらの企業はAIAの完全連結子会社となった。2009年6月1日、当社の完全子会社であるAIAバミューダが、AIAによる取得する事業の正味帳簿価額の支払と引換に、ALICOの台湾支店（現在のアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（バミューダ）リミテッド - 台湾支店）の事業を取得した。

再編の最初のフェーズにより、当社は歴史的に香港の地域営業所からあわせて管理されてきたアジア・パシフィックの事業を1つの企業グループに連結することができるようになった。この中核的な企業グループ（主に1930年代及び1940年代に東南アジアにおいて設立された事業から発生した。）は、AIG事由発生よりずっと前は法律上及び運営上の両面においてその地域の他のAIGの関係会社から切り離されていた。例えば、この中核グループはAIGの日本における生命保険事業を含んでいなかった。AIAグループ及びAIGの日本の生命保険子会社は、1つには日本市場がアジア市場とは異なる性質を備えていることから、歴史的に別の経営グループを通じて運営されており、運営上の共通部分はほとんどない。

フェーズ - AIG事由により引き起こされた再編成

AIG事由の結果として、2009年3月2日、AIG及びFRBNYはFRBNY融資契約に基づくAIGの債務を減額し、より明確に、AIAグループを公募又は売却に向けて位置づけるためにAIAグループをAIGグループから切り離す特定の取引を締結する意図があることを発表した。

2009年6月25日、AIG、AIRCO及びFRBNYは、AIA及びフィラムライフに関連して、買取契約（以下「FRBNY買取契約」という。）を締結した。FRBNY買取契約に従い、AIGは特別目的会社であるAIAオーロラLLCに、AIAオーロラLLCの普通投資持分と引換にAIAの株式を提供することに同意し、FRBNYはAIAオーロラLLCの優先投資持分を受け取ることに同意した。当該契約は、本項の「フィラムライフの譲渡」においてさらに詳しく記載する通り、フィラムライフのAIAへの譲渡についても規定している。

FRBNY買取契約により企図される取引（以下「FRBNY取引」という。）に関連して、且つかかる取引の結果として、

- ・2009年8月11日、AIGライフ・ホールディングス（インターナショナル）LLCはAIAオーロラLLCを組成した。
- ・2009年8月24日、AIAオーロラLLCはAIAグループ・リミテッドを設立した。
- ・2009年10月8日、AIGライフ・ホールディングス（インターナショナル）LLCはAIAオーロラLLCをAIRCOに譲渡した。
- ・2009年11月30日、AIRCOはAIAの普通株式100%をAIAグループ・リミテッドに譲渡した。
- ・AIGは、AIAオーロラLLCの普通投資持分100%を（1%は直接的に、99%はAIRCOを通して間接的に）保持した。
- ・2009年12月1日、FRBNYはAIAオーロラLLCの優先投資持分100%を受け取った。
- ・FRBNYが受け取ったAIAオーロラLLCの優先投資持分の対価として、FRBNY融資契約に基づくAIGの債務残高は160億米ドル減額された。
- ・AIRCOは、そのAIAオーロラLLCの普通投資持分99%の保有をAIGライフ・ホールディングス（インターナショナル）LLCに譲渡し、AIGライフ・ホールディングス（インターナショナル）LLCは、かかる投資持分を2010年6月18日にAIGに譲渡し、AIGがAIAオーロラLLCの普通投資持分の100%を直接的に所有することとなった。

FRBNY取引の結果としての当社の所有構造に関するさらなる情報については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係」を参照のこと。

フェーズ - 公募又は売却に向けた準備

FRBNY取引の発表後、AIGによるAIAの中核的な生命保険グループにまだ参加していないアジア・パシフィックにおける他のAIG事業に関する戦略的オプションについての慎重な検討を踏まえて、当社は、AIAグループの公募又は売却に向けて、他のAIG子会社との間で多くの追加的な企業間取引を締結した。これらの取引には、AIAグループによる、かつてAIAと緊密に協調していた特定のAIGの生命保険事業の取得並びに歴史的理由によりAIAグループのメンバーにより所有されているがAIGグループの他の企業及び事業分野とより緊密に提携している特定の事業の売却も含まれていた。この再編成から生じた主要な取引は以下の通りである。

フィラムライフの譲渡

フィラムライフ（当時AIG及びALICOがほぼ完全に（99.78%）所有していた。）については、当初第三者への売却を検討していたが、AIGは、フィラムライフをAIAグループに連結することで、アジア・パシフィック地域におけるAIAグループの範囲及び商品供給が拡大され、一方ではフィラムライフがその地域におけるAIAのより幅広い資源、専門的知識、最高レベルの実務及び経験を引き出すことが可能となり、両組織に利益をもたらすであろうと判断した。その結果、2009年8月24日、ALICO及びAIGは、AIAとの間でフィラムライフに対する法的及び実質的持分の全てをフィラムライフの正味帳簿価額に等しいAIAの約束手形と引換にAIAに譲渡する契約を締結した。FRBNY取引に関連して、この約束手形はAIGによりAIAに提供され、抹消された。かかる買取契約には、譲渡される事業に関する標準的な表明及び保証並びに保証違反から生じる損失に対するAIGによる補償が含まれている。所有権、租税及び他の特定の事項に関する保証違反の場合を除き、AIGが支払うべき補償額は、（ ）買取金額の75%に相当する控除免責条項が適用され、（ ）買取金額の20%を超えないものとし、且つ（ ）実質的所有権の譲渡（2009年11月3日に発生）から18ヶ月以内にAIGに通知された請求に関してのみ支払われる。法的所有権の譲渡はフィリピン内国歳入局による承認待ちである。顧問弁護士のアドバイスに基づいて判断すると、かかる法的所有権の譲渡に対し何らかの法的な障害があると考えられる根拠はない。実質的所有権の譲渡の結果、フィラムライフは現在AIAの事業子会社である。フィリピン保険委員会により分類及び発行されたデータによると、2009年におけるフィラムライフの保険料総収入の市場シェアは19%で、フィラムライフはフィリピンの生命保険市場において主要な地位を占めていた。

フィラムライフの事業に関するさらなる情報については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 当社の主要な事業部門 - その他の地域別市場 - フィリピン」を参照のこと。

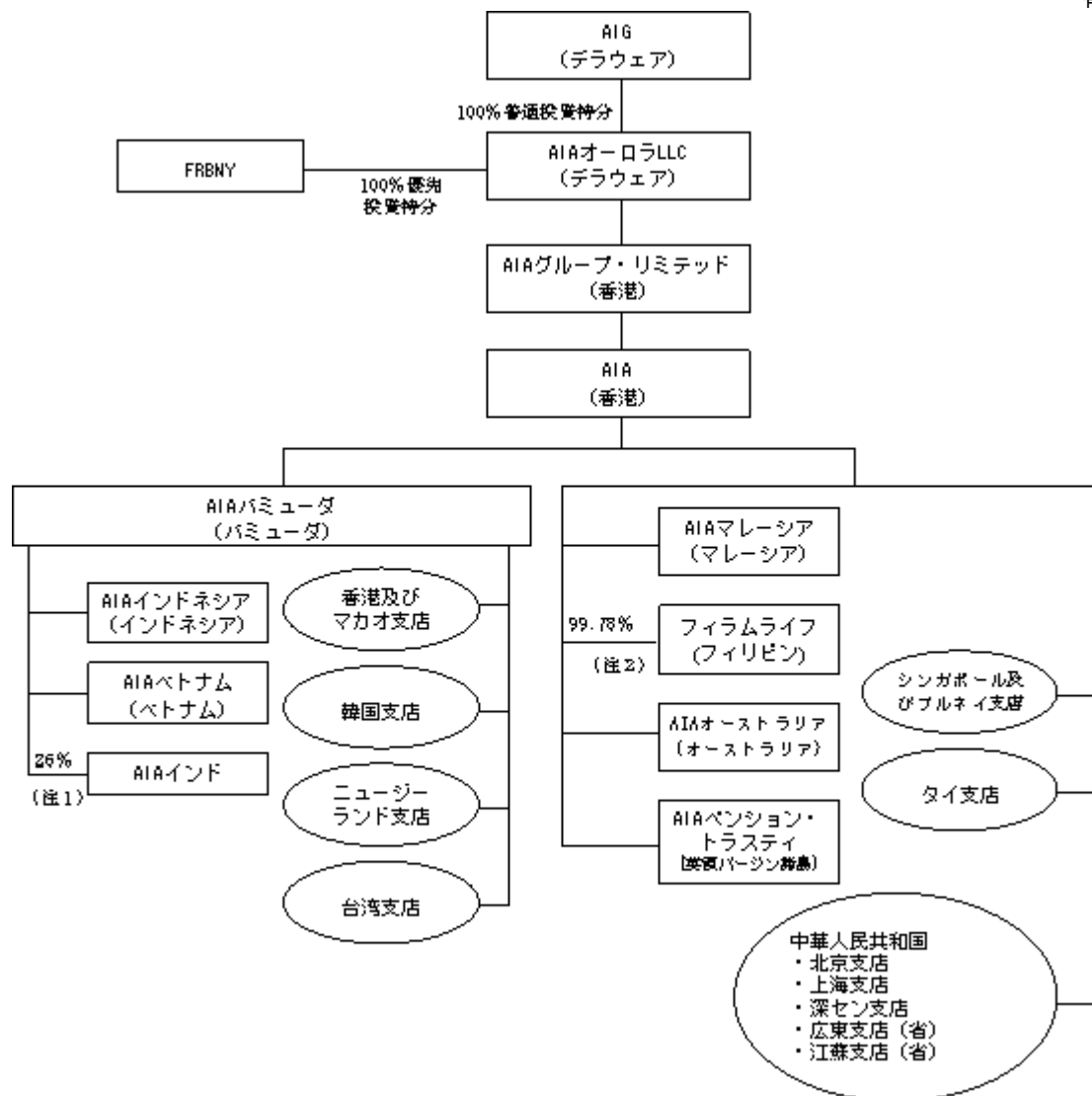
AIGGICアジアの売却

AIGは、AIAバミューダにより所有される資産運用事業（AIAバミューダの生命保険事業と切り離してAIGグループにより管理されている。）であるAIGグローバル・インベストメント・コーポレーション（アジア）リミテッド（以下「AIGGICアジア」という。）を、AIGのグローバルな再編の一環として第三者に対する売却過程にあったAIGの国際的な資産運用事業に連結することを決定した。その結果、2009年8月13日、AIG及びAIAバミューダは、資産運用会社及び関連企業からなるAIGGICアジア及びその子会社を、AIGがAIAバミューダに対して発行した額面金額86,600,000米ドルの約束手形と引換にAIAバミューダからAIGに譲渡する買取契約を締結した。株式の所有権及び正当な授権に関する標準的な保証を除き、AIAバミューダは、AIGに対し、AIGへのAIGGICアジアの譲渡に関連していかなる実質的な表明、保証及び補償をも提供しなかった。この取引のクロージング日（2009年11月25日）において、一方ではAIGGICアジア及びその関係会社である資産運用会社のうち特定の会社（以下「AIGGIC」と総称する。）が、他方ではAIAが、AIGGICからAIAグループに対する投資運用サービスの提供を含む特定のサービス及び過渡的な取り決めを規定する複数の契約を締結した。2010年3月29日、AIGは、AIGGICの事業の一部が、AIGにより、クロージング時における約300百万米ドルの現金による支払並びにパフォーマンス・ノート及びキャリート・インタレストに係る継続持分を含む追加的な将来対価からなる約500百万米ドルの買取価格で、パシフィック・センチュリー・グループと関係がある事業体であるブリッジ・パートナーズ・エルピーに売却されたことを発表した。AIGによってブリッジ・パートナーズ・エルピーに売却された事業は、パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッドに名称変更された。

当社のAIGGICとの関係に関するさらなる情報については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 投資商品」を参照のこと。

本件再編成後、グローバル・オフリング前のグループ構造

下図は、本件再編成後のAIAグループの主要な事業子会社及び支店を簡略に表したものである。全ての子会社は別段の記載がない限り完全子会社である。



(注1) AIAインドに対する持分の残りは、当社のジョイント・ベンチャーのパートナーであるタタ・サンズ・リミテッドにより保有されている。

(注2) フィラムライフ株式の約0.22%は3つの分離独立した第三者（1名の自然人及び2名の自然人の遺産）により所有されている。

グローバル・オフリング

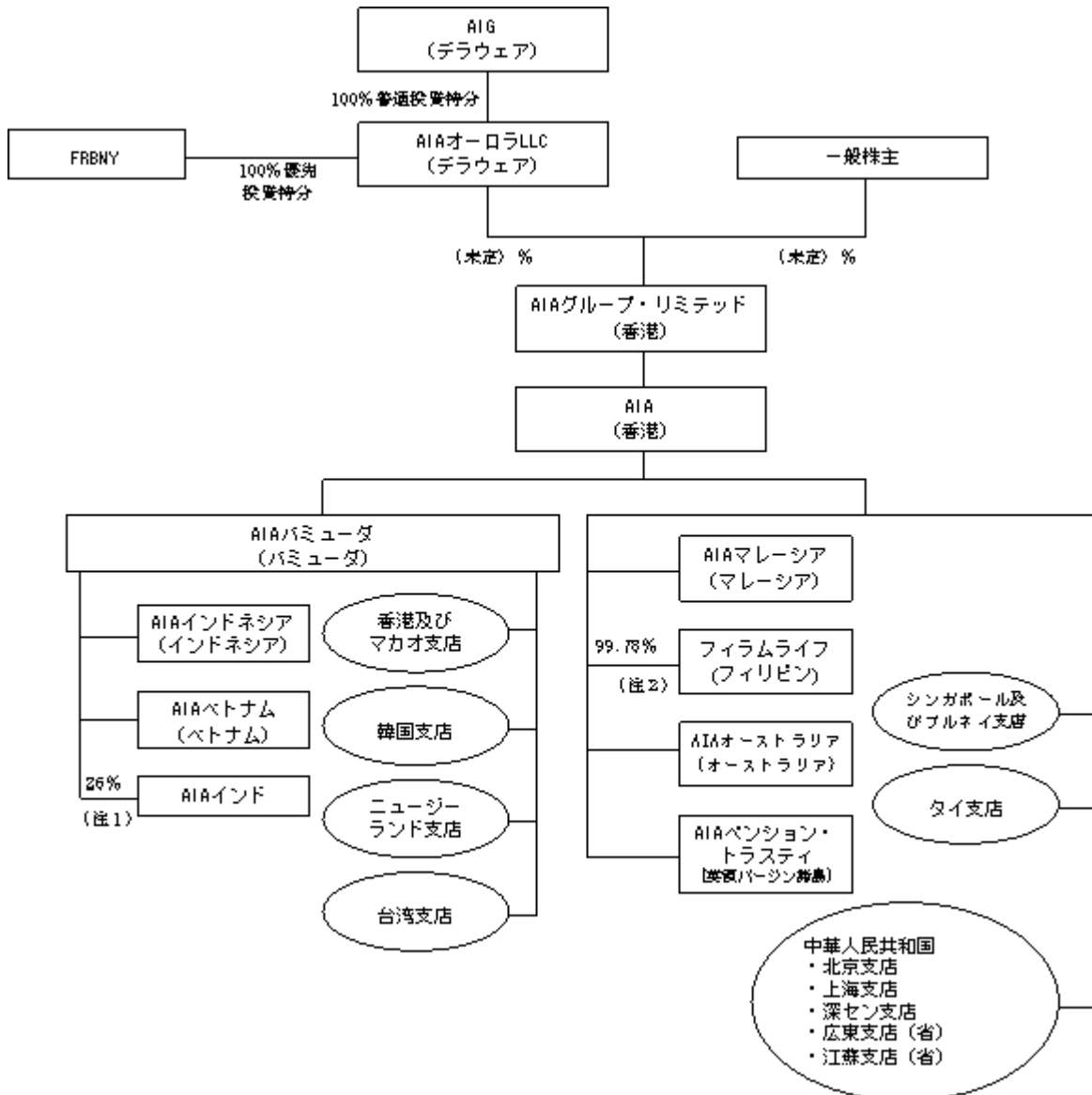
2010年7月19日、AIGは、規制当局の承認及び市況に従い、香港証券取引所へのAIAグループ・リミテッドの上場を目指し、グローバル・オフリングを実施する計画を可及的速やかに進めることを発表した。

グローバル・オフリング以前の2010年3月1日に、AIG及びAIAオーロラLLCは、ブルーデンシャル・ピーエルシー（以下「ブルーデンシャル」という。）及びペトロウェ（UK）・インベストメンツ・リミテッド（以下「ペトロウェ」という。）との間で、AIAオーロラLLCがAIAグループ・リミテッドをペトロウェへ355億米ドル（クロージング時に調整され得る）で売却（以下「ブルーデンシャル取引」という。）するための正式契約（2010年3月16日に修正された。以下「ブルーデンシャル株式購入契約」という。）を締結した。ブルーデンシャルは、アジア、米国及び英国で営業する国際金融サービスグループである。ブルーデンシャル取引の完了は、株主及び規制当局の承認を含む一定の条件を前提としていた。

2010年6月2日、AIG、AIAオーロラLLC、ブルーデンシャル及びブルーデンシャル・グループ・ピーエルシー（旧ペトロウェ）は、ブルーデンシャル株式購入契約を解除するための契約（以下「解除契約」という。）を締結した。解除契約は、ブルーデンシャル株式購入契約に基づく全ての権利及び義務が終了することを規定している（但し、当事者間の秘密保持契約及びブルーデンシャル株式購入契約の特定の手續に関する条項は引続き有効である。）。2010年7月1日、AIGはブルーデンシャルより、152,569,000ポンドに相当する契約解除金を受領した。

グローバル・オフリング直後のグループ構造

下図は、売出規模調整オプション又はオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定した場合のグローバル・オフリング完了直後のAIAグループの主要な事業子会社及び支店を簡略に表したものである。下図はAIGの資本強化完了後のAIGの構造を反映していない。AIGの資本強化に関する情報については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係」を参照のこと。全ての子会社は別段の記載がない限り完全子会社である。



(注1) AIAインドに対する持分の残りは、当社のジョイント・ベンチャーのパートナーであるタタ・サンズ・リミテッドにより保有されている。

(注2) フィラムライフ株式の約0.22%は3つの分離独立した第三者(1名の自然人及び2名の自然人の遺産)により所有されている。

3【事業の内容】

(1) 業界概況

本項に記載されている一定の情報及び統計は、政府刊行物を含め公表されている様々な情報源から抜粋又は引用されている。これらの公表されている情報源に含まれる情報及び統計に関し、独立した検証は一切行われていない。これらの情報及び統計の抜粋及び複製を行う際には合理的な注意が払われているが、当社、売出株主、ジョイント・グローバル・コーディネーター、ジョイント・ブックランナー、ジョイント・スポンサー、ジョイント・リード・マネージャー、引受人、これらの取締役、代理人、従業員及びアドバイザー、又はグローバル・オファリングに関与するその他何らかの当事者の何れも、これらの情報及び統計の正確性につき表明を行っていない。さらに、より最新の又は完全な情報又は統計が作成又は発表されていないと保証することはできない。本項に記載されているこれらの何らかの情報及び統計に過度に依拠すべきではない。

本項において「アジア・パシフィック」の生命保険市場に関し提供されている情報及び統計には、マカオ及びブルネイのデータは含まれておらず、これらの市場は本項では論じられていない。別段の表示がある場合を除き、下記で使用される「ヨーロッパ」という用語には、以下の国々を含む。即ち、オーストリア、ベルギー、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ及び英国である。別段の表示がある場合を除き、下記で使用される「北米」という用語は、スイス・リインシュアランス・カンパニーが発行したシグマ・レポートに分類される通りであり、米国及びカナダを含む。

本項においては、シグマ・レポートから得られたものとして表示される「生命保険料」に関するデータは、主に、シグマ・レポートに記載された以下の指標、即ち「保険料収入」、「保険契約規模」、「保険料」及び「生命保険料」に基づくものである。「生命保険料」又は「総保険料」に基づく市場シェア・データは、一般的に、表示された業界筋により公表されたデータに基づくものである。

以下に記載されるのは、本項において提供される一定の情報及び統計を計算する際に使用された重要な情報源及び計算方法の一部である。以下の記載事項は、本項に定められた情報及び統計を示すために利用された情報源及び方法の包括的なリストでないことを留意されたい。

シグマ・レポートでは、表示年に関する現地通貨の米ドルに対する平均為替レートを利用して米ドルに換算した現地通貨ベースの生命保険料データを示している。数値は額面ベースで示されており、インフレ調整は行なわれていない。生命保険料に関する単純平均及び複合平均の増加率の算定においては、シグマ・レポートに公表されている米ドル換算後の数値を使用している。このデータは各年の年平均換算レートで換算されており、額面で表示されているため、為替レート及びインフレの変動により本書に記載される増加率が影響を受ける可能性がある。

シグマ・レポートは、表示年に関する現地通貨の米ドルに対する平均為替レートを利用して米ドルに換算した現地通貨ベースのGDPデータを示している。シグマ・レポートのGDPデータは、額面ベースで示されており、インフレ調整は行なわれていない。GDPに関する単純平均及び複合平均の増加率の算定においては、シグマ・レポートに公表されている米ドル換算後の数値を使用している。このデータは各年の年平均換算レートで換算されており、額面で表示されているため、為替レート及びインフレの変動により本書に記載される増加率が影響を受ける可能性がある。

さらに本項には、シグマ・レポートからの普及率、保険密度及び総人口のデータも含まれている。普及率は、市場における生命保険料がそのGDPに占める割合である。保険密度は、市場の一人当たり生命保険料である。

家計貯蓄率データ及び65歳以上の人口に関するデータは、業界、国及び消費者にビジネス情報を提供する独立の市場調査会社であるユーロモニター・インターナショナルで公表されているデータに基づいている。貯蓄率は、年間可処分所得に対する年間貯蓄の割合と定義されている。65歳以上の人口に関する単純平均及び複合平均の増加率及び65歳以上の人口の割合の算定に際し、当社はユーロモニター・インターナショナルが公表したデータを利用している。

GDP予測及び総人口増加率予測は、計画及び意思決定を支援するために経済的、財務的及び政治的な報道を提供する独立の市場調査会社であるグローバル・インサイトが公表するデータに基づいている。

アジア・パシフィックの生命保険市場

アジア・パシフィックの生命保険市場は、世界最大の市場の1つであり、2009年には世界の総生命保険料の15.4%を占める3,580億米ドルの生命保険料となった。同期間のGDP成長率がヨーロッパでマイナス10.2%及び北米でマイナス2.2%であったのに比べ、アジア・パシフィック地域のGDPは2009年に5.0%のプラス成長を記録した。アジア・パシフィック地域の生命保険料は、主に、地域経済の好調な成長、望ましい人口動態の変化、社会保障改革、医療制度改革及び保険市場改革により2004年から2009年までの年間複合成長率で13.5%成長した。

アジア・パシフィックの生命保険市場は、成長を続ける魅力的な市場であり、今後もそのような市場であり続け、ま

たAIAグループは独自に将来の潜在的な市場成長から利益を得る位置付けにあると当社は考えている。

業界概況及び動向

下記の動向はアジア・パシフィックの生命保険市場及び生命保険業界を特徴づけるものであると当社は考えている。

好調な経済成長

近年、アジア・パシフィック地域の経済成長は好調であり、1人当たりの所得も増加している。アジア・パシフィック地域のGDPは、2004年から2009年の年間複合成長率において14.7%成長し、2009年には5.0%のGDPのプラス成長を遂げた。この成長は、ヨーロッパ及び北米における成長（2004年から2009年の年間複合成長率は、それぞれ4.9%及び4.2%であり、2009年のGDP成長率は、それぞれマイナス10.2%及びマイナス2.2%であった。）より著しく高いものである。さらに、アジア・パシフィック地域に関し、GDPは2009年から2014年の年間複合成長率が10.2%で成長すると予測されており、同期間の北米及びヨーロッパの予測年間複合成長率が4.4%及び2.5%であるのと比べて好調な経済成長が見込まれている。当社は、この好調な予測される経済成長はアジア・パシフィックの生命保険業界の今後の成長を後押しするものであると考えている。

下記の表は、表示期間に関するアジア・パシフィック地域の重要な過去のマクロ経済データを示している。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	年間複合成長率 2004 - 2009年
GDP（十億米ドル）	5,018	6,028	6,886	8,251	9,478	9,956	14.7%
名目GDP成長率（%）	16.1	20.1	14.2	19.8	14.9	5.0	
一人当たりGDP（米ドル）	1,699	2,006	2,241	2,660	3,032	3,152	

出典：スイス・リインシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

下記の表は、表示期間に関するアジア・パシフィック地域における国別の過去の名目GDP成長及び名目GDP成長予測、並びにヨーロッパ、北米及び日本の地域別GDP成長を示している。

	年間複合成長率 2004 - 2009年（％）	年間複合成長率 2009 - 2014年E（％）
香港	4.9	5.2
タイ	10.1	8.5
シンガポール	10.6	6.2
マレーシア	10.5	8.6
中国	23.4	11.4
韓国	4.5	9.1
フィリピン	13.4	8.1
インドネシア	16.0	14.4
ベトナム	15.4	11.6
台湾	4.4	8.9
インド	12.6	10.0
オーストラリア	8.9	6.6
ニュージーランド	3.6	5.2
アジア・パシフィック	14.7	10.2
ヨーロッパ	4.9	2.5
北米	4.2	4.4
日本	1.6	3.3

出典：スイス・リインシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート、国際通貨基金ワールド・エコノミック・アウトルック・データベース2010

高い生命保険料増加率実績

アジア・パシフィックの生命保険料は、近年著しく増加し、2004年から2009年の年間複合成長率で13.5%増加している（生命保険料は、2004年の1,899億米ドルから2009年の3,580億米ドルに増加した。）。中国、インド及びインドネシア等のアジア・パシフィック地域内の新興経済国は、それぞれ2004年から2009年に20.0%を超える生命保険料の年間複合成長率を達成した。香港、台湾及びシンガポール等の相対的により経済が発達したアジア・パシフィック地域における経済は、同時期にそれぞれ9.9%、9.4%及び6.2%の生命保険料年間複合成長率を記録した。その上、シグマ・スイス・リインシュアランス・カンパニーの予測によれば、その地域における生命保険料は2009年から2014年の間、約12.3%の年間複合成長率で増加すると見積もっている。

引き続き低い普及率及び保険密度

中国、タイ、フィリピン、インドネシア、ベトナム及びインド等の市場は全て、100米ドルを下回る保険密度及び5%を下回る普及率を計上した。これらの国の経済が成長し、生活水準が改善されれば、これらの市場における低い普及率及び保険密度は、アジア・パシフィックの生命保険業界が著しく成長する可能性を示していると当社は考えている。

下記の表は、表示期間に関するアジア・パシフィック地域、日本、北米及びヨーロッパの生命保険料及びマクロ経済データを示している。

	生命保険料		GDP	普及率	保険密度
	2009年 (十億米ドル)	年間複合成長率 2004-2009年 (%)			
香港	20.3	9.9	211	9.6	2,887
タイ	6.2	15.0	264	2.4	92
シンガポール	9.1	6.2	177	5.1	1,912
マレーシア（注1）	5.7	6.2	199	2.9	207
中国	109.2	26.0	4,736	2.3	81
韓国（注1）	57.4	3.4	882	6.5	1,181
AIAグループの主要地域別市場合計	207.8	13.7	6,469	3.2	138
フィリピン	1.6	15.5	161	1.0	17
インドネシア	5.1	21.0	541	0.9	22
ベトナム	0.7	6.7	92	0.7	8
台湾	52.2	9.4	379	13.8	2,257
インド	57.1	26.7	1,255	4.6	48
オーストラリア	32.5	4.8	943	3.4	1,525
ニュージーランド	1.1	8.1	116	0.9	249
AIAグループのその他の地域別市場合計 （注2）	150.2	13.3	3,487	4.3	91
アジア・パシフィック合計	358.0	13.5	9,956	3.6	113
日本	399.1	0.4	5,099	7.8	3,139
北米	536.0	0.2	15,597	3.4	1,573
ヨーロッパ	927.7	5.9	16,769	5.5	1,911

出典： スイス・リインシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

（注1）生命保険業界のデータは、表示された年の翌年の3月31日に終了する12ヶ月間についてのものである。

（注2）マカオ及びブルネイを除く。

望ましい人口動態の変化

アジア・パシフィック地域は、2009年に約32億人の人口、つまり世界の総人口の46%を有していた。アジア・パシフィック地域は、歴史的にも高い人口増加率を有しており、当該地域の人口は2019年までに約295百万人増加する見込みである。さらに2004年から2009年までに、この地域の65歳以上の人口は、年間複合成長率で（ヨーロッパの1.5%及び北米の1.8%と比べて）2.9%増加した。特に、韓国及びシンガポールの65歳以上の人口の割合は、2004年から2009年に著しく増加し、年間複合成長率でそれぞれ4.5%及び4.8%であった。アジア・パシフィック市場もまた、40歳から65歳までの年齢層の大幅な増加が起こることを見込んでいる。米国国勢調査局インターナショナル・データベース2010のデータによれば、フィリピン及びベトナムにおける40歳から65歳までの年齢層は2009年から2020年の間に40%増加すると予測されている。それに対して、同様の資料によれば、同様の期間における米国の同年齢層は5%、英国では3%増加すると予測されている。さらに、アジアの新興及び発展途上の市場に見られる都市化傾向も順調である。特に、ユーロモニター・インターナショナルにより公表されたデータによれば、都市部に住んでいるこれらの市場の総人口における割合は、2000年の33.8%に比べ、2020年には47.5%にまで増加すると予測されている。人口がますます都市部に移動するにつれて、人々は販売業者によりアクセスしやすくなる。アジア・パシフィック地域の人口規模の増加、一定の高齢化及び都市化傾向及び地域内の人口の混合によって、将来の保険商品に関する需要を増加させると当社は考えている。

下記の表は、表示期間に関するアジア・パシフィック地域、北米及びヨーロッパの一定の年齢層データを示している。

	人口（百万人）		65歳以上の人口	
	2009年	年間複合成長率 2004 - 2009年 （%）	2009年の人口 （%）	年間複合成長率 2004 - 2009年 （%）
アジア・パシフィック	3,158.3	1.3	7.3	2.9
北米	340.8	1.0	13.0	1.8
ヨーロッパ	485.5	0.9	16.2	1.5

出典：65歳以上の人口についてはユーロモニター、総人口に関してはスイス・リインシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

高い家計貯蓄率

中国（2009年に36.7%）、香港（2009年に24.9%）、シンガポール（2009年に32.2%）、韓国（2009年に19.4%）、タイ（2009年に18.0%）及びマレーシア（2009年に15.8%）における家計貯蓄率は、2004年から2009年まで10%超を維持しており、これは米国の家計貯蓄率（2009年に2.8%）及び英国の家計貯蓄率（2009年でマイナス0.5%）よりも相対的に高くなっている。アジア・パシフィック地域内の多くの市場において家計貯蓄率が高いことにより、顧客がその貯蓄を、保険会社が提供する商品を含む一連の金融商品への投資を拡大させることができるので、保険業界にとって好機であることを示していると当社は考えている。

増加する商業的に魅力的な人口、多数の富裕層及び金融の高度化の増加

アジア・パシフィック地域には、増加する商業的に魅力的な人口及び多数の富裕層が存在する。特に、香港及びシンガポール等の市場には既に定着した商業的に魅力的な人口が存在しており、アジア・パシフィック地域のその他多くの市場においても、商業的に魅力的な人口が現われている。ユーロモニター・インターナショナルによれば、新興及び発展途上のアジアにおいて10,000米ドルから25,000米ドルの間の年間可処分所得を有する世帯数は、2009年には81百万世帯から2014年には182百万世帯に増加すると予測されている。これは、ユーロモニター・インターナショナルによれば、これらの市場における可処分所得が2009年の28,040億米ドルから2014年には51,320億米ドルまで成長することが予測されることを表している。10,000米ドル以上の可処分所得を有する商業的に魅力的な人口の増加は、アジア・パシフィック地域における生命保険会社にとって好機の増加を表していると当社は考えている。2009年において、アジア・パシフィック地域（カザフスタン、ミャンマー、パキスタン及びスリランカを含む。）には、業界調査を公表しているコンサルティング会社であるキャップジェミニによれば、約1.4百万人の富裕層の個人（HNWI）が存在する。富裕層の個人は、主な住居、収集品、消耗品及びその他の消費財を除き、百万米ドル以上の資産を有する個人として定義されている。日本、カザフスタン、ミャンマー、パキスタン及びスリランカを含めたアジア・パシフィック地域には、2009年12月31日付で合計3.0百万人の富裕層の個人及び9.7兆米ドルの財産が存在しており、2008年から30.9%の増加であり、初めてヨーロッパを上回った。さらに、中国の富裕層は現在、米国、日本及びドイツに次いで世界で4番目に多数となっている。アジア・パシフィック地域で増加している商業的に魅力的な人口及び多数の富裕層は、ますます金融についての教養が増え、保険商品を認知するようになり、したがってこれらのグループはアジア・パシフィックの生命保険市場における今後の成長に貢献する可能性がある」と当社は考えている。

傷害・疾病保険商品の成長を促進する傷害・疾病保険範囲の差

アジア・パシフィック地域の各地で、幅広い公的及び私的な医療制度がある。多くの市場が公的医療制度を有しているが、このような医療制度は適用範囲及び保障範囲の品質に関するものを含め、制限を受けることが多数ある。さらに、個々の自己負担医療費はアジア・パシフィック地域において医療費のかなりの割合を占めている。居住者のための幅広い医療保障範囲を提供する香港や韓国のような市場においてさえ、個々の自己負担医療費は、世界保健機関の公表したデータに基づく（日本の16%、米国の18%及びヨーロッパの16%に比べ）医療費合計の30%超を占める。個々の自己負担医療費は、多くのアジア・パシフィック市場において引き続き医療費のかなりの割合を占めると予測されている。世界的な医薬部門を中心にビジネス情報サービスを提供している独立の市場調査会社であるエプシコムが刊行したワールド・ファーマシューティカルズ・ファクト・ブック2009年版によれば、自己負担医療費の割合は、2014年までにシンガポールで66%、香港で60%、マレーシアで55%、中国で54%、韓国で45%及びタイで36%と予測されている。これに比べて米国では43%、ヨーロッパでは25%及び日本では14%である。東アジア（世界保健機関の分類

による。)における退職者の一人当たりの支出は、2015年までに3倍になると予測されている。この地域の多くの市場は、傷害・疾病保険範囲の差に取り組み、個々の自己負担医療費を減らす民間の解決法に受容的である。

アジア・パシフィック地域においては傷害・疾病保険範囲の差が広がっており、且つ傷害・疾病保険の需要及び保険商品についての消費者の認知度は高まっていると当社は考える。これらの傾向は、(その従業員に傷害・疾病保険給付金を支給する雇用者を取り扱う)団体健康保険セグメント及び(特に、より包括的な医療保障を求める富裕層の個人に対する)個人セグメントの双方においての好機を示すものであると当社は考えている。

発展中の年金市場

2009年に、アジア・パシフィック地域は、世界人口の約46%を占めたが、世界における年金資産のごく一部を占めたにすぎなかった。特に、2009年には、中国、韓国、インド、香港、台湾及びシンガポールは、総計で世界人口の約39%に相当する人口であり、グローバルGDPの13%を占めたが、資産管理及び資産配分の世界的な傾向を専門とする調査会社であるセルリ・アソシエイツによれば約5,700億米ドルの民間年金資産のみを有していた。この金額は、(合計で約30兆米ドルになる)全世界の民間年金資産の1.9%にしかならない。さらに、シンガポールや香港のようなアジア・パシフィック地域における先進国の国営年金制度は、民間セクターの好機を生み出し、その地域の保険会社に利益をもたらしている。例えば、シンガポールの年金資産のかなりの部分が中央積立基金により保有されており、保険商品は、2009年度上半期で中央積立基金の年金資産の約67.3%を占めた。年金資産の割合が比較的低いことは、アジア・パシフィック保険業界の持続的な成長の機会を示すものであると当社は考える。さらに、この地域において政府主導の年金制度が民間部門の好機を生み出すとすれば、この地域の保険会社は年金市場規模の拡大から利益を得ることができると当社は考えている。

多チャネル販売への移行

アジア・パシフィック地域の生命保険会社は、歴史的に伝統的な代理店販売に焦点をあてているが、多くはその販売ネットワークを(保険)銀行窓販、ダイレクト・マーケティング及びファイナンシャル・アドバイザー/委託等の他のチャネルを含むように拡大している。アジア・パシフィック地域内の特定の市場においては、(保険)銀行窓販は重要な販売チャネルとなっており、特定の市場の大規模な銀行ネットワークの結果もあって保険会社がより広い顧客基盤に到達することができるようにしている。多くのアジア・パシフィック市場における伝統的な代理店から多チャネル販売への移行は今後も継続していくと当社は考えている。

AIAグループの主要地域別市場

下記の項目では、AIAグループの主要地域別市場のそれぞれに関する生命保険業界及び主な傾向について論じることとする。

香港

業界概況

香港の生命保険市場は2009年の生命保険料が約203億米ドルであり、アジア・パシフィック地域において6番目に大きな市場である。下記の表は、表示期間に関する主要なマクロ経済及び生命保険業界のデータの概要を示すものである。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	
マクロ経済データ							
GDP（十億米ドル）	166	178	190	207	215	211	4.9%
GDP成長率（%）	5.7	7.2	6.7	8.9	3.9	(1.9)	
人口（百万人）	6.9	7.0	7.1	7.2	7.0	7.0	0.3%
一人当たりGDP（米ドル）	24,058	25,429	26,761	28,750	30,714	30,143	
生命保険業界データ							
生命保険料（十億米ドル）	12.6	14.8	17.1	22.2	21.3	20.3	9.9%
生命保険料増加率（%）	27.4	16.8	16.1	29.4	(3.9)	(4.9)	
普及率（%）	7.6	8.3	9.2	10.7	9.7	9.6	
貯蓄率（%）	27.3	27.4	27.0	26.0	25.4	24.9	
保険密度（米ドル）	1,835.9	2,096.8	2,451.2	3,077.6	2,978.7	2,886.6	

出典：貯蓄率データについてはユーロモニター、その他全てのデータについてはスイス・リインシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

香港の生命保険市場には、2010年6月30日付で約46社の生命保険会社及び19社の複合保険会社がある。下記の表は、保険業管理処により分類及び公表されているデータに基づき、2009年に直接に継続中の個人及び団体保険保険料の市場シェアで香港において上位5社の生命保険会社を示したものである。

会 社	2009年市場シェア（%）（注1）
AIAグループ	15.9
HSBC	11.7
ブルーデンシャル・ピーエルシー	9.1
マニユライフ	8.8
アクサ・アジア・パシフィック	8.7

（注1）市場シェアのデータは、OCIにより分類される退職金制度関連グループ事業、クラスG・クラスHを含まない。

業界動向

大きな資産運用市場

香港は、その多数の富裕層のためにアジア・パシフィック地域最大の資産運用市場の1つである。香港には、2009年12月31日付で約76,000人の富裕層の個人が存在しており、これは2008年から104%増加しており、2008年12月31日付で1,810億米ドルの金融資産を保有していた。香港はまた、アジア・パシフィック地域において最も高い富裕層の個人1人当たりの平均金融資産（2008年に約4.9百万米ドル）を有している。

珠江デルタとの積極的な経済統合及び地域の金融中心地

香港は、アジア・パシフィック地域の金融中心地であり、歴史的に中国、特に、2008年の中国のGDPの9.9%を生み出した珠江デルタへの玄関口としての役割を果たしている。巨大且つ増加する人口及び好調な経済成長などの中国の好ましい人口統計学的及び経済的傾向は、香港の経済成長に貢献しており、香港の経済及び生命保険業界の成長の大きな将来性を生み出していると当社は考えている。

医療改革及び傷害・疾病保険の成長を促進する変化する人口動態

香港政府はその居住者向けの公的医療を提供しているが、個人医療費に対する自己負担医療費の割合が大きいことから非公的医療サービスへの需要が高まっている。ワールド・ファーマシューティカルズ・ファクト・ブック2009年版によれば、香港の自己負担の医療費は2014年には総医療費の60%を占めることが予測されている。香港の65歳以上

の人口は、2009年末付の総人口の約12.5%であった。この年齢層は、香港の強制退職積立金制度管理局が公表したデータによると、2039年までに香港の総人口の約28%に増加する見込みである。このように予測される香港の65歳以上の人口の増加は、傷害・疾病保険のニーズ及び商品の消費者による認知度が増える可能性があることと同様に、結果として医療費の莫大な増加をもたらす可能性がある」と社は考えている。

さらに、香港政府は、医療提供における政府の役割を減らすような改革を検討している。医療改革は終了していないが、香港政府は保険会社が提供する傷害・疾病保険商品への需要を増加させるであろう選択肢を出している。強制退職積立金制度条例（以下「MPFSO」という。）に基づく制度が退職商品の成長を促進したのとほぼ同じ要領で、今後行われる可能性がある医療改革が傷害・疾病保険商品の需要を増加する可能性がある」と社は考えている。

退職金保護の好機

香港は、65歳以上の人口が多く、この年齢層は今後増加すると見込まれている。現在、香港の人口は、MPFSO制度に投資された莫大な資産（香港の強制退職積立金制度管理局が公表したデータによれば、2010年3月31日付で約3,170億香港ドル）を有している。MPFSO制度は、退職後の貯蓄及び計画の重要性についての認識を高めており、香港の増加及び高齢化する人口は、MPFSO制度資産の増加をもたらす、これにより、保険会社が提供する退職商品及び年金商品への需要が高まれば、今度は保険会社に利益をもたらす可能性がある」と社は考えている。

多チャネル販売への移行

代理店販売は依然として重要な販売チャネルであるが、（保険）銀行窓販及びその他の代替販売チャネルも増加している。（保険）銀行窓販は重要なチャネルとなっており、また比較的まだ小規模ではあるが、ダイレクト・マーケティングも重要な販売チャネルとして浮上してきている。IFA/委託チャネルも、富裕層顧客セグメントにおいてますます重要となっている。市場は引き続き多数の販売チャネルを取り入れていくと社は考えている。

タイ

業界概況

タイの生命保険市場は2009年の生命保険料が約62億米ドルであり、アジア・パシフィック地域において8番目に大きな市場である。下記の表は、表示期間に関する主要なマクロ経済及び生命保険業界のデータの概要を示すものである。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	年間複合成長率 2004 - 2009年
マクロ経済データ							
GDP（十億米ドル）	163	177	206	246	273	264	10.1%
GDP成長率（%）	14.0	8.6	16.4	19.4	11.0	(3.3)	
人口（百万人）	62.4	64.2	63.4	63.9	67.4	67.8	1.7%
一人当たりGDP（米ドル）	2,612	2,757	3,249	3,850	4,050	3,894	
生命保険業界データ							
生命保険料（十億米ドル）	3.1	3.5	3.9	4.9	5.7	6.2	15.0%
生命保険料増加率（%）	19.9	13.7	10.5	26.3	15.6	9.4	
普及率（%）	1.9	2.0	1.9	1.8	2.1	2.4	
貯蓄率（%）	15.3	14.8	16.0	20.0	19.1	17.9	
保険密度（米ドル）	50.7	54.7	61.3	70.8	83.4	91.7	

出典：貯蓄率データについてはユーロモニター、その他全てのデータについてはスイス・リインシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

タイの生命保険市場には、2009年12月31日付で24社の生命保険会社があった。下記の表は、タイ生命保険協会により分類及び公表されているデータに基づき、2009年の総加重保険料の市場シェアでタイにおいて上位5社の生命保険会

社を示したものである。

会 社	2009年市場シェア（％）
AIAグループ	35.6
タイ・ライフ	13.6
ムアン・タイ・ライフ	8.0
バンコク・ライフ	8.0
シャム・コマーシャル・ニューヨーク・ライフ	8.0

業界動向

望ましい人口動態の変化

タイの65歳以上の人口は、1999年の6.0％から増加し、2009年には総人口の8.0％に増加した。この年齢層は、保険や年金商品についてますます認知度を高めており、将来退職後の計画に関しこのような商品をより多く利用する可能性がある。と当社は考えている。さらに、強力で幅広い代理店ネットワークと個別のアドバイスを提供できる能力がある保険会社は、将来の好機から利益を得るのに良い位置につけると当社は考えている。

サービスが不十分な農村地域

タイの総人口の16.1％にしか相当しないという事実にかかわらず、ほとんどの生命保険会社は、主にバンコクの都市部に焦点を当てていると当社は考えている。タイは、2009年に2.4％の生命保険普及率を有しており、農村地域にはバンコクの都市部ほど普及していないと当社は考えている。農村地域への普及率の低さは、特に、様々な商品を届けることができるAIAグループの幅広い代理店部隊及び地方における保険契約を効率的に引受査定できるAIAグループの運営規模から、今後の大きな潜在的成長の機会を示すものである。

（保険）銀行窓販により補完される代理店主導販売

代理店チャンネルは歴史的に、タイにおける保険商品の主要な販売チャンネルとなっている。しかし、（保険）銀行窓販が生命保険会社にとって良好な販売チャンネルとして台頭してきている。（保険）銀行窓販チャンネルを通じて販売された商品は、主に従来の貯蓄商品及び一時払い保険商品であるが、今後このチャンネルを通じて販売される予定の投資関連商品及び年金保険商品のようなより幅広い保険商品の販売可能性があると当社は考えている。

潜在的成長を促進する規制改革

タイの生命保険業界は、（タイ国）生命保険法の下で運営しており、タイ保険事業奨励管理委員会による規制を受けている。2008年12月、タイ政府は、保険保障型商品の利用を促すために生命保険料の対人課税の控除拡大を承認した。さらに、タイ政府は、タイ保険事業奨励管理委員会の支持を受けて、一定の貯蓄、退職金、年金保険及び投資関連商品に関する税制上の優遇措置を現在検討しており、また保険会社の役割を含み得る中央集権年金制度を設立する目標に近づいている。これらの可能性がある規制改革はさらに保険商品の好機を生み出し、生命保険会社の投資の選択肢を広げ、且つタイの保険会社の持続的な成長機会を提供する可能性がある。と当社は考えている。

シンガポール

業界概況

シンガポールの生命保険市場は2009年の生命保険料が約91億米ドルであり、アジア・パシフィック地域において7番目に大きな市場である。下記の表は、表示期間に関する主要なマクロ経済及び生命保険業界のデータの概要を示すものである。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	
マクロ経済データ							
GDP（十億米ドル）	107	117	132	161	182	177	10.6%
GDP成長率（%）	17.6	9.3	12.8	22.0	13.0	(2.7)	
人口（百万人）	4.3	4.3	4.4	4.4	4.6	4.7	1.8%
一人当たりGDP（米ドル）	24,884	27,209	30,000	36,591	39,565	37,660	
生命保険業界データ							
生命保険料（十億米ドル）	6.7	6.6	8.0	10.0	10.1	9.1	6.2%
生命保険料増加率（%）	20.2	(2.2)	22.3	25.1	0.8	(10.5)	
普及率（%）	6.0	6.0	5.4	6.2	5.6	5.1	
貯蓄率（%）	33.0	33.5	33.4	33.2	32.5	32.2	
保険密度（米ドル）	1,483.9	1,619.1	1,616.5	2,263.5	2,193.1	1,912.0	

出典：貯蓄率データについてはユーロモニター、その他全てのデータについてはスイス・リインシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

2009年12月31日付で、シンガポール生命保険市場において生命保険会社が約16社あった。下記の表は、シンガポール通貨監督庁が公表したデータに基づき、2009年に総加重保険料の市場シェアでシンガポールにおいて上位5社の生命保険会社を示したものである。

会 社	2009年市場シェア（%）
AIAグループ	24.9
グレート・イースタン	18.3
ブルーデンシャル・ピーエルシー	17.3
マニユライフ	16.1
アヴィヴァ	5.9

業界動向

資産運用の中心

シンガポールは、1つにはその位置、発達した法律及び教育のシステム、相対的な政治的安定及び発達したインフラを理由として、地域の金融の中心地としての地位を築いている。シンガポールの海外の運用資産（AUM）は、2008年に5,000億米ドルと見積もられた。シンガポールは高密度の富裕層世帯（2008年12月31日付で富裕層部門の8.5%）を有しており、その富裕層人口は、2003年から2008年の年間複合成長率で（同期間の米国の1.6%及びヨーロッパの0.8%に比べ）8.8%増加した。

進歩した多チャネル販売モデル

シンガポールにおいて、生命保険商品は、販売チャネルの幅広い組み合わせを通じて販売されている。代理店販売は引き続き中核となる販売チャネルではあるが、（保険）銀行窓販は重要な販売チャネルである。さらに、ダイレクト・マーケティング及びファイナンシャル・アドバイザー / 委託チャネルもますます重要になってきている。シンガポール生命保険協会が公表したデータに基づくと、許認可を受けたファイナンシャル・アドバイザーを通じて販売された新たな保険契約の割合は、2008年の8.0%から2010年度上半期には14.0%に増加している。

中央積立基金規則の変更により促進される販売

シンガポール政府は、1955年に強制的貯蓄制度、中央積立基金を採用した。雇用者及び従業員は、住宅、退職及び医療のような金融及び保険ニーズのための資金を毎日拠出しなければならない。中央積立基金の統計に基づくと、2010年3月31日付で、中央積立基金メンバーの合計積立金は、約1,721億シンガポール・ドルに上った。2008年4月に採択さ

れた中央積立基金の規則は、個人が投資又は購入できる一時払い商品の金額を制限する。シンガポール生命保険協会が公表したデータによれば、これらの規則の実施後、一時払い保険料の生命保険商品の販売は減少し、定額払い商品の販売が増加した。この変化は、定額払い商品の方が、一般的に一時払い商品よりも高い利益を伴う商品であるため、保険業界にとって都合が良いと当社は考えている。

マレーシア

業界概況

マレーシアの生命保険市場は2010年3月31日に終了した12ヶ月間において、約57億米ドルの生命保険料を有し、アジア・パシフィック地域において9番目に大きな市場である。下記の表は、表示期間に関する主要なマクロ経済及び生命保険業界のデータ(生命保険業界のデータは、表示された年の翌年の3月31日に終了した12ヶ月間に関するものである。)の概要を示すものである。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	年間複合成長率 2004 - 2009年
マクロ経済データ							
GDP(十億米ドル)	121	135	154	192	209	199	10.5%
GDP成長率(%)	14.2	11.6	14.1	24.7	8.9	(4.8)	
人口(百万人)	25.2	25.3	26.1	26.6	27.0	27.5	1.8%
一人当たりGDP(米ドル)	4,802	5,336	5,900	7,218	7,741	7,236	
生命保険業界データ							
生命保険料(十億米ドル)	4.2	4.5	5.2	5.7	5.9	5.7	6.2%
生命保険料増加率(%)	21.8	6.6	15.1	9.5	3.8	(3.2)	
普及率(%)	3.5	3.3	3.2	2.9	2.8	2.9	
貯蓄率(%)	13.9	14.6	15.2	15.4	15.6	15.8	
保険密度(米ドル)	167.3	177.0	189.0	209.7	217.2	206.9	

出典：貯蓄率データについてはユーロモニター、その他全てのデータについてはスイス・リインシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

2009年12月31日付でマレーシアの生命保険市場において登録済み生命保険会社が約16社存在する。下記の表は、マレーシア生命保険協会が分類及び公表したデータに基づき、2009年に継続中の年間保険料総額の市場シェアで、マレーシアの上位5社の生命保険会社を示すものである。

会 社	2009年市場シェア(%)
グレート・イースタン	28.3
ブルーデンシャル・ピーエルシー	19.2
AIAグループ	12.6
アイエヌジー	11.2
ホン・リヨン	6.0

業界動向

タカフル保険の継続的な成長

タカフル保険市場は、近年著しく拡大し、保険業界全体の成長の重要な推進力になると予測されている。タカフル拠出保険料の総額は、2004年から2008年の年間複合成長率で約40%と世界的に成長し、2010年までに89億米ドルに達すると予測されている。マレーシアは、2008年にはアジア・パシフィック地域において最大のタカフル市場であり、世界で2番目に大きいタカフル市場であった。マレーシアのタカフル拠出保険料は、マレーシア中央銀行が公表したデータによれば、2009年に16%成長した。さらに、2010年版ワールド・タカフル・レポートによれば、タカフル生命保険拠出保険料及びタカフル損害保険拠出保険料は2005年から2008年の間に年間複合成長率で29%成長した。マレーシアの

多数のイスラム教徒人口（人口の約60%であり、およそ16百万人）、現在のタカフル保険商品の低い普及率（マレーシア中央銀行が公表したデータに基づく2009年にわずか0.5%）及び保険密度の低さはこの市場における今後の成長を後押しすると当社は考えている。

多くの国際保険会社は、この潜在的に高成長が見込まれる市場に参入するために、タカフル保険商品を販売する免許を入手しようと積極的に努力している。AIAグループは、2008年にマレーシアで国際タカフル運用者免許を受けた最初の外資系生命保険会社であり、現在は、国際通貨でタカフル商品を提供しているマレーシアにおける数少ない生命保険会社の1つである。マレーシア中央銀行は、限られた数しかタカフル運用者免許を発行しないと発表している。2010年9月1日、マレーシア中央銀行は、4つの新しい家族タカフル運用者免許の発行を発表した。AIAマレーシアは、そのジョイント・ベンチャー・パートナーであるアライアンス・バンク・マレーシア・ブルハドとともに、当該免許の受領者の1つであった。当社のアライアンス・バンク・マレーシア・ブルハドとのジョイント・ベンチャーの詳細については、本項の「(2) 事業 - 当社の主要な事業部門 - マレーシア」を参照のこと。

拡大する市場自由化

マレーシア中央銀行は、保険業界及び金融部門全体を規制している。2001年に、マレーシア中央銀行は、国内保険会社向けにその財務実績及び業績を改善し、一連の段階を踏んで市場の自由化を達成するための青写真を明らかにした10ヶ年金融部門基本計画を発表した。マレーシア中央銀行は、一定の投資制限を緩和し、リスクに基づいた資本規制及び動的支払能力検査のガイドラインを採用し、且つ商業銀行を除く全ての金融機関に関し、外国資本上限を49%から70%に引き上げた。

多チャネル販売への移行

マレーシアの生命保険市場には、多チャネル販売ネットワークが存在している。マレーシアの（保険）銀行窓販チャネルは、その導入以降著しく増加しており、現在では市場において重要な販売チャネルである。近年マレーシア中央銀行が行った（保険）銀行窓販チャネルの自由化は、このチャネルを通じた今後の販売を後押しすると当社は考えている。さらに、顧客が保険商品に関する個別のアドバイスを求める時に、IFAを通じた販売が将来増加する可能性がある」と当社は考えている。

中国

業界概況

中国の生命保険市場は2009年に約1,092億米ドルの生命保険料を有し、アジア・パシフィック地域において最大であり、世界では6番目に大きな市場である。下記の表は、表示期間に関する重要なマクロ経済及び生命保険業界のデータの概要を示している。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	年間複合成長率 2004 - 2009年
マクロ経済データ							
GDP（十億米ドル）	1,654	2,225	2,626	3,214	4,323	4,736	23.4%
GDP成長率（%）	16.7	34.5	18.0	22.4	34.5	9.6	
人口（百万人）	1,297.2	1,315.8	1,323.6	1,328.3	1,337.4	1,345.8	0.7%
一人当たりGDP（米ドル）	1,275	1,691	1,984	2,420	3,232	3,519	
生命保険業界データ							
生命保険料（十億米ドル）	34.4	39.6	45.0	58.7	95.8	109.2	26.0%
生命保険料増加率（%）	3.9	15.2	13.7	30.3	63.3	13.9	
普及率（%）	2.1	1.8	1.7	1.8	2.2	2.3	
貯蓄率（%）	31.6	35.6	36.4	36.6	36.6	36.7	
保険密度（米ドル）	27.3	30.1	34.0	44.2	71.7	81.1	

出典：貯蓄率データについてはユーロモニター、その他全てのデータについてはスイス・リインシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

ト

現在、中国の生命保険市場は、2009年の保険料合計のほぼ86%の合計市場シェアを合わせて保有している6社の中国国内系生命保険会社により支配されている。CIRCが分類及び公表したデータによれば、外資系生命保険会社は、2009年の合計保険料の約6%の合計市場シェアを保有していた。下記の表は、CIRCが分類及び公表したデータに基づき、2009年の生命保険料の市場シェアで上位5社の外資及び外資とのジョイント・ベンチャーの生命保険会社を示したものである。

会 社	2009年市場シェア（%）
AIAグループ	1.0
ジェネラル・チャイナ	0.6
華泰ライフ	0.5
Aviva-COFCO	0.5
CITICプルデンシャル	0.5

業界動向

好調なマクロ経済動向

中国のGDPは、2004年から2009年に年間複合成長率で23.4%成長し、2009年に47,360億米ドルに増加した。GDPが2009年から2014年の年間複合成長率で9.1%成長すると予測されていることから、この堅調な成長が継続すると予測されている。さらに、中国の生命保険普及率は、2009年にわずか2.3%であった。この普及率の低さは、一部には、中国でその時点で最大の国有保険会社であったピープルズ・インシュアランス・カンパニー・オブ・チャイナが再建された1996年に行われた相対的に遅い保険業界の自由化によるものである。中国のマクロ経済動向及び低い普及率により、増加している一人当たりの所得及び高い家計貯蓄率等のその他の関連する要因と相まって、保険市場が今後成長する結果となる可能性があると考えられている。

年齢層の基盤が退職金及び年金商品の成長を後押しする

中国の65歳以上の人口は、2009年に約2.8百万人に増加し、人口の9.6%に相当した。出生率が低下した結果、平均寿命の延長と相まって、今後、中国の総人口に占める中国の高齢者層の割合が増加し続けると予測されている。この結果、増加する退職者群を支える労働力人口の割合が低くなるだろう。さらに、英国を拠点とした金融サービス業界のための新しい宣伝機関であるザ・シティ・ユークーに加わっている英国の金融サービス業界の独立した宣伝機関であるロンドン国際金融サービス協会（旧IFSL）によれば、60歳以上の個人の20%だけが年金制度により補償されている。中国の65歳以上の人口の増加は、年齢層及び年金制度が直面する課題（保険範囲の狭さを含む。）をシフトさせ、民間部門の保険会社が提案する退職年金保険に対する需要が増加する結果となる可能性があると考えられている。

医療の必要性が傷害・疾病保険の好機を生む

世界保健機関は、医療費合計に対する政府による財政的支援の割合が（1978年の約32%から2007年には20%に）減少し、自己負担医療費の割合が増加し（1978年の約20%から2007年には45%を超えた。）、（2014年には54%まで）増加を続けることが予測される一方で、中国における医療費合計が1978年のGDPの3%から2007年にはGDPの4.5%に増加したと示している。1つにはこれらの傾向の結果として、医療費は個人負担に移行しているようである。増加する一人当たりの所得及び高い家計貯蓄率は、個人もこれらの費用の一部を負担することができるであろうことを示しており、貯蓄商品及び傷害・疾病保険商品は中国の人々の医療需要を満たす上で重要な役割を果たすと当社は考える。

（保険）銀行窓販による成長の可能性

（保険）銀行窓販チャネルは、中国の保険業界における近年の成長の主な推進力の1つとなっている。（保険）銀行窓販チャネルを通じて販売される商品は制限されており、このチャネルを通じて販売可能となる商品が拡大する可能

性がある。中国の地理的規模の大きさ及び多数の顧客ベースを有する銀行支店ネットワークの広がり、(保険)銀行窓販チャネルの成長の好機をもたらすと当社は考えている。

投資規制の自由化が、より高い投資収益の機会及び改善された資産負債管理をもたらす

中国の規制の制限により、保険会社が投資することが許されている資産の種類は依然として制限されており、投資の最大の部分は中国の政府及び金融機関により発行された確定利付証券であることが要求されている。2009年4月に発表された規制上の制約の緩和により、生命保険会社はより幅広い債券に投資できるようになり、インフラ計画により裏付けられた債券に資産の6%まで投資できるようになった。CIRCも、今後の自由化の可能性を検討している。これらの規制の変更により、保険会社がよりよい投資の多様性、より高い投資収益及びより良い資産負債管理を達成することが可能になる可能性がある。

韓国

業界概況

韓国の生命保険市場は2010年3月31日に終了する12ヶ月間で生命保険料で約574億米ドルを有し、アジア・パシフィック地域において2番目に大きく、世界において8番目に大きい市場である。下記の表は、表示期間に関する重要なマクロ経済及び生命保険業界のデータ(生命保険業界のデータは、表示された年の翌年の3月31日に終了した12ヶ月間に関するものである。)の概要を示している。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	年間複合成長率 2004 - 2009年
マクロ経済データ							
GDP(十億米ドル)	707	805	913	995	840	882	4.5%
GDP成長率(%)	13.8	13.9	13.4	9.0	(15.6)	5.0	
人口(百万人)	48.4	48.6	48.8	49.1	48.6	48.7	0.1%
一人当たりGDP(米ドル)	14,607	16,564	18,709	20,265	17,284	18,111	
生命保険業界データ							
生命保険料(十億米ドル)	48.5	60.7	70.3	80.4	60.6	57.4	3.4%
生命保険料増加率(%)	14.0	25.2	15.8	14.5	(24.7)	(5.2)	
普及率(%)	6.9	7.5	7.7	8.2	7.2	6.5	
貯蓄率(%)	19.2	19.1	19.5	19.4	19.4	19.4	
保険密度(米ドル)	1,007.3	1,248.2	1,438.5	1,652.3	1,247.6	1,180.6	

出典：貯蓄率データについてはユーロモニター、その他全てのデータについてはスイス・リインシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

韓国の生命保険市場には、2010年3月31日付で生命保険会社が約22社あった。下記の表は、韓国生命保険協会が分類及び公表したデータに基づき、2009年の合計保険料収入の市場シェアで、韓国で上位5社の生命保険会社を示している。

会社	2009年市場シェア(%)
サムスン・ライフ	27.4
コリア・ライフ	13.7
キョウボウ・ライフ	13.0
アイエヌジー	5.7
ミラエ・アセット	4.5

業界動向

年金制度改革及び人口の高齢化による退職保障市場の成長

2005年に韓国政府は、第三者金融機関を通じて雇用者による従業員の年金制度の管理の柔軟性を高める年金制度を実施した。その結果、年金商品市場の規模は、2005年以来著しく成長し、韓国金融監督院が公表したデータに基づくと、制度上の資産は2005年12月31日付で約163億韓国ウォンから2009年12月31日付で約140,248億韓国ウォンに成長した。生命保険会社は、韓国金融監督院が公表したデータに基づくと、2009年12月31日付で制度内の資産の約33.4%を管理しており、2005年年金制度から大幅な利益を得た。保険会社が提案する年金商品をより魅力的にする税制変更、並びに企業年金商品市場及び高齢化人口の変動（韓国の65歳以上の人口は1999年の6.9%から2009年の10.7%に増加した。）を含む、市場に影響を与えるその他の要因及び動向は、年金商品市場における今後の成長に寄与する可能性がある」と当社は考える。

追加的な傷害・疾病保険の成長

韓国の監督機関は、韓国の人々の医療の需要に合致した民間健康保険及びその他の商品には安定した需要があるとコメントしている。韓国の人口が高齢化し、且つ一人当たりの所得及び傷害・疾病保険商品の顧客による認知度が潜在的に増加するにつれて、この需要が増す可能性がある」と当社は考えている。この需要が増すことによって、将来、保険会社による傷害・疾病保険商品の販売増加をもたらす可能性がある。さらに、歴史的に損害保険会社により支配されていた市場区分において医療費払戻商品の標準保険条件を導入した結果、生命保険会社はこの区分において市場シェアを増加することができると当社は考えている。

多チャネル販売への移行

市場は、多チャネル販売ネットワークへと移行してきている。韓国の規制当局は、2003年に貯蓄保険商品及び2005年には一定の種類の商品を、制限された方式で銀行を通じて販売することを承認し、（保険）銀行窓販は重要な販売チャネルへと発展した。対面販売及び電話販売の両方において訓練された代理店に依拠するチャネルであるダイレクト・マーケティング及びハイブリッド・マーケティングは、販売チャネルとして台頭しており、これらは保険会社の今後の成長機会を示す可能性がある」と当社は考えている。

その他の地域別市場

下記の項目において、フィリピン、オーストラリア、インドネシア、ベトナム、台湾、ニュージーランド及びインドに関する重要なマクロ経済及び生命保険業界のデータを示している。マカオ及びブルネイに関するデータは示されていない。これらの市場に関する追加情報は、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 当社の主要な事業部門 - その他の地域別市場」及び「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 当社の主要な事業部門 - ジョイント・ベンチャー」に記載されている。

フィリピン

下記の表は、フィリピンに関する一定の主要なマクロ経済及び生命保険業界のデータが示されている。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
GDP（十億米ドル）	86	98	117	144	167	161
GDP成長率（％）	8.9	14.0	19.4	23.1	16.0	(3.6)
生命保険料（十億米ドル）	0.8	0.9	1.1	1.3	1.5	1.6
生命保険料増加率（％）	5.7	19.1	22.7	19.9	11.9	5.0
普及率（％）	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9	1.0
保険密度（米ドル）	9.4	10.9	12.9	15.1	16.5	17.0

出典：スイス・リアシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

オーストラリア

下記の表は、オーストラリアに関する一定の主要なマクロ経済及び生命保険業界のデータを示している。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
GDP（十億米ドル）	616	707	753	910	988	943
GDP成長率（％）	21.0	14.8	6.5	20.8	8.6	(4.6)
生命保険料（十億米ドル）	25.7	26.0	28.3	34.7	42.7	32.5
生命保険料増加率（％）	23.3	1.2	8.7	22.8	23.0	(24.0)
普及率（％）	4.2	3.7	3.8	3.8	4.3	3.4
保険密度（米ドル）	1,286.5	1,287.5	1,377.9	1,674.1	2,026.1	1,524.8

出典：スイス・リアシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

インドネシア

下記の表は、インドネシアに関する一定の主要なマクロ経済及び生命保険業界のデータを示している。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
GDP（十億米ドル）	258	281	364	433	514	541
GDP成長率（％）	6.2	8.9	29.5	19.0	18.7	5.3
生命保険料（十億米ドル）	2.0	2.1	3.3	4.7	4.7	5.1
生命保険料増加率（％）	29.8	9.0	53.3	44.8	(0.5)	7.7
普及率（％）	0.6	0.8	0.8	1.1	0.9	0.9
保険密度（米ドル）	7.5	9.6	12.3	20.4	20.7	22.0

出典：スイス・リアシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

ベトナム

下記の表は、ベトナムに関する一定の主要なマクロ経済及び生命保険業界のデータを示している。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
GDP（十億米ドル）	45	53	61	71	91	92
GDP成長率（％）	15.4	17.8	15.1	16.4	28.2	1.1
生命保険料（十億米ドル）	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7
生命保険料増加率（％）	15.8	4.5	1.6	13.8	7.8	6.2
普及率（％）	1.4	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7
保険密度（米ドル）	7.2	6.0	6.0	6.5	7.3	7.6

出典：スイス・リアシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

台湾

下記の表は、台湾に関する一定の主要なマクロ経済及び生命保険業界のデータを示している。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
GDP（十億米ドル）	306	346	355	385	391	379
GDP成長率（％）	6.6	13.1	2.6	8.5	1.6	(3.1)
生命保険料（十億米ドル）	33.3	38.8	41.3	49.8	52.7	52.2
生命保険料増加率（％）	21.0	16.6	6.4	20.8	5.9	(1.0)
普及率（％）	11.1	11.2	11.6	12.9	13.5	13.8
保険密度（米ドル）	1,494.6	1,702.5	1,800.3	2,165.7	2,288.1	2,257.3

出典：スイス・リアシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

ニュージーランド

下記の表は、ニュージーランドに関する一定の主要なマクロ経済及び生命保険業界のデータを示している。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
GDP（十億米ドル）	97	108	105	126	126	116
GDP成長率（％）	21.3	11.3	(2.8)	20.0	0.0	(7.9)
生命保険料（十億米ドル）	0.7	0.8	0.8	1.1	1.1	1.1
生命保険料増加率（％）	(31.8)	15.8	0.0	33.1	1.3	(5.7)
普及率（％）	1.3	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9
保険密度（米ドル）	321.9	204.7	201.9	244.7	266.6	249.3

出典：スイス・リアシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

インド

下記の表は、インドに関する一定の主要なマクロ経済及び生命保険業界のデータを示したものである。生命保険業界のデータは、表示された年の翌年の3月31日に終了する12ヶ月間に関するものである。

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
GDP（十億米ドル）	692	798	910	1,167	1,159	1,255
GDP成長率（％）	26.0	15.3	14.0	28.2	(0.7)	8.3
生命保険料（十億米ドル）	17.5	24.0	34.6	50.2	48.2	57.1
生命保険料増加率（％）	21.3	36.9	44.3	45.1	(3.9)	18.4
普及率（％）	2.5	2.8	3.9	4.4	4.2	4.6
保険密度（米ドル）	15.7	20.4	31.2	43.9	40.9	47.7

出典：スイス・リアシュアランス・カンパニーのシグマ・レポート

（2）事業

概要

当社は、アジア・パシフィック地域において90年以上の歴史を持つ大手生命保険組織である。当社は、当該地域内の15の地域別市場（香港、韓国、タイ、シンガポール、中国、マレーシア、フィリピン、オーストラリア、インドネシア、ベトナム、台湾、ニュージーランド、インド、マカオ及びブルネイ）で個人及び企業向けに保険、保障、貯蓄、投資及び退職に関する新たなニーズに対する商品及びサービスを提供している。当社の総加重保険料収入は、2009年度では11,632百万米ドル、2010年度上半期では6,022百万米ドルであった。年換算新規契約保険料に見る当社の新規事業は、2009年度では1,878百万米ドル、2010年度上半期では887百万米ドルであった。新規契約高は、2009年度では545百万米ドル、2010年度上半期では303百万米ドルであった。2010年5月31日現在、当社は、合計95,738百万米ドルの資産、合計16,547百万米ドルのAIAグループ・リミテッドの株主に帰属する資本及び21,978百万米ドルのエンベディッド・バリューを所有している。

当社は、アジア・パシフィック地域において規模及び範囲を有している為、競合他社が、特に先進国市場において当社の事業を模倣することは困難な可能性があると考えている。2010年5月31日現在、当社は、約24,500人の従業員を雇用しており、23百万超の有効な保険契約の保有者並びに当社の団体生命保険、医療保険、信用生命保険及び年金商品に加入している10百万人超の保険加入者にサービスを提供している。

当社は、アジア・パシフィック地域における15の地域別市場から実質全ての総加重保険料収入を得ている。当社の各現地事業部門は、個々として重要な事業であり、2009年度における香港、シンガポール及びタイの営業利益は、それぞれ300百万米ドル超に上った。一方、2008年度又は2009年度における単一の地域別市場からの総加重保険料収入は、

25%以下であった。

当社の大規模な既存事業は、高い継続保険料により安定した営業利益の基盤を構築している。例えば、2009年度における当社の総加重保険料収入の84.1%は、継続保険料であった。2009年度における当社の営業利益は、1,781百万米ドルであり、営業利益率は、15.3%であった。2010年5月31日に終了した6ヶ月間における当社の営業利益は、1,134百万米ドルであり、営業利益率は、18.8%であった。2010年5月31日現在、当社の資本金は、適用される香港保険監督指導に基づく基準を上回っており、各地域別市場における自己資本金基準を満たしている。

当社は、2009年の生命保険料の基準で、アジア・パシフィック地域における生命保険市場の最大手であり、関連ある行政及び業界を出典とする区分・公表された情報によると、15の地域別市場のうち6市場でナンバーワンの地位を獲得した。当社はまた、同期間中の生命保険料の基準で、中国における最大手の外資系保険会社であった。多くの多国籍保険会社が、一般的に現地会社とのジョイント・ベンチャー及びパートナーシップを通して事業を行っているのに対して、当社は、当社のアジア・パシフィック地域における歴史的ルーツにより、ほぼ完全出資の支店又は子会社のみによって構成されるネットワークを構築している。また、当社は、当社が事業を展開している市場で高いブランド名及びブランド認知度を保持し、業界大手としてその質と一流のサービスに関して高い評価を得ていると考えている。

当社の専属代理店販売網は、2010年5月31日現在、309,000超の代理店によって構成され、かかる販売網は発展都市から農村地域にわたるアジア・パシフィック地域全域に及んでいる。当社の専属代理店販売網は、2009年の香港及びシンガポールの保険市場における代理店総数の25%超、2008年のフィリピンの保険市場における通常の生命保険代理店総数の20%超並びに2008年のタイの保険市場における代理店総数の15%超をそれぞれ占めた（期間は、それぞれ利用可能な最新の公表済の市場データのもの。）。)

当社は、当社の専属代理店販売網の構築に加え、当社の地域別市場の特性に応じた複数の販売チャネル基盤を創設するために、（保険）銀行窓販及びダイレクト・マーケティングといったその他の販売チャネルの開発を継続的に行っている。かかる複数の販売チャネル基盤創設に注力したことにより、当社の15の地域別市場における当社の知名度は飛躍的に広がった。例えば、120超の当社の（保険）銀行窓販の関係は、13,000超の当社のパートナーの支店銀行への潜在的なアクセスを当社にもたらした。

当社は、アジア・パシフィック地域における当社の長期にわたる実績により、多様な地域別市場における大衆市場から富裕層といった全ての消費者層に保険商品及びサービスを提供するための貴重な経験及びノウハウが当社にもたらされたものと考えている。

当社の競争力

アジア・パシフィック地域の生命保険市場は、世界最大の市場の1つであり、かかる市場は、歴史的に高いGDPの成長（GDPは、2004年から2009年の間に年間複合成長率ベースで14.7%成長した。）及び歴史的に高い生命保険料の成長（生命保険料は、2004年から2009年の間に年間複合成長率ベースで13.5%成長した。）によって支えられている。アジア・パシフィック地域の多くの市場における普及率及び保険密度は、依然として低いままであり、保険会社による進出が果たされていない状態にある。一方で、多くの市場において高い家計貯蓄率が見られ、都市化や商業的に魅力のある年齢層の拡大などの好ましい年齢層上の傾向は、傷害・疾病保険商品、退職商品及び年金商品などの分野において、保険会社にさらなる商機を提供している。

当社は、アジア・パシフィック地域の生命保険市場が、現在及び将来にわたり、成長を続ける魅力的な市場であり続けると考えている。アジア・パシフィック地域の深い知識、多くの市場における主導的地位、巨大な市場規模、有数のブランド認知度、大規模な販売及び商品のマーケティングに関するノウハウ並びに財務力を有するアジア・パシフィック地域の大手生命保険会社として、当社は、当該市場の将来の成長可能性を生かす好位置にいると考えている。当社の競争力は、以下を含む。

アジア・パシフィック地域における深い歴史的ルーツ

当社のアジア・パシフィック地域におけるルーツは、90年以上前に遡る。当社は、当社主要地域別市場の多くに初めて進出した保険会社のうちの1つであり、時にこれらの市場における生命保険業の発展を担った。当社は、1930年代以来、香港、シンガポール及びタイで生命保険商品を販売している。当社はまた、中国に進出した初の免許取得外資系生命保険会社である。当社は、地域別市場の多くへ早期に参入したことにより、ほとんどの多国籍保険会社が、一般的に当該地域で現地会社とのジョイント・ベンチャー及びパートナーシップを通して事業を行っている中、ほぼ完全出資の支店又は子会社のみによって構成されるネットワークを構築する上で歴史的に優位な立場を得た。これにより当社は、当社が当社の事業及び戦略をコントロールし、また、第三者への価値の流出を最小限に抑えることが可能になった

と考えている。

当社のアジア・パシフィック地域における顧客サービス提供の長い歴史は、当社が、当社の地域別市場の発展過程において、当該市場に対する理解を深めることを可能にし、また数十年前に特定の市場で学んだ当社の事業を他の市場で成長させるための教訓を強化することにつながった。さらに、当社が積んだ経験及び収集した独自のデータは、当社が、多くの経済及び市場の状況下で利益が見込めると考える商品の開発を支えてきた。

当社は長年の間、アジア・パシフィック地域の様々な危機を経験する中で、何世代にもわたる顧客にサービス及び経済的保障を提供してきた。アジア・パシフィック地域におけるAIAグループの評価は、当社の多くの顧客及び専属代理店との長期にわたる関係の構築を支えた。当社の専属代理店は時に、そのほとんどのキャリアを当社と共にし、次の世代へと取引関係を継承している。

アジア・パシフィック地域における市場有数のブランド

当社は数世代にわたり、アジア・パシフィック地域の様々な経済的、社会的及び政治的变化を経験する中で、経済的保障を顧客に提供することで、当社の事業への信頼を築いてきた。世界的な独立の市場調査会社であるシノベイト・リミテッドの実施した消費者調査によれば、AIAグループは現在、アジア・パシフィック地域において高いブランド認知度を有しており、ブランド認知度に関しては、香港、マレーシア、シンガポール及びタイの大手生命保険会社の中では第1位の地位、中国の大手生命保険会社の中では第3位の地位にある。

2009年、当社は、当社の現地事業部門（過去にAIGブランドを併用したことのある一部の事業部門を含む。）に当社の新たなアイデンティティを伝え、また、当該現地事業部門における一貫したブランド構築を強固なものにするために、「We are ASIA」というアジア・パシフィック地域における明確なブランドを構築する取り組みに着手した。かかる取り組みに続き、2010年には、当社は、当社が当社の各顧客の需要に引き続き応えていくことに注力することを強調した「The Power of We」という顧客向けの取り組みに着手した。今日、フィラムライフ及びAIAインドを除く当社の全ての現地事業部門は、当社の中核AIAブランド及びロゴマークの下に統合されている。

AIG事由及び近年における金融市場の混乱を通じたAIAブランドの財務力及び回復力は、近年における多数のブランド関連の賞によって裏付けされている。ウォール・ストリート・ジャーナル（アジア）の提供によるメディア・マガジンの「トップ1000アジア・パシフィック・ブランド2010」のレポートでは、当該地域内の市場における消費者調査に基づき、保険部門有数のブランドとしてAIAの社名が挙げられた。当社はまた、アジア・パシフィック地域全域の消費者を対象に、信頼性及び信用性、品質、価値、顧客需要に対する理解、革新性及び社会的責任などの質的基準について調査したリーダーズ・ダイジェスト・トラステッド・ブランド・アワード2010において、アジア部門ゴールド・トラスト・アワードを受賞した。香港においては、当社は、2008年におけるエコノミック・ダイジェストのアウトスタンディング・ブランド・アワードの発足以来、当社の戦略的なブランド構築の成功を認められ、同賞を毎年受賞している唯一の保険会社でもある。

アジア・パシフィック地域における広い足跡及び市場でのリーダーシップ

当社は、アジア・パシフィック地域に幅広い地理的拠点を有しており、その事業ネットワークは、15の地域別市場にまたがっている。グローバル・オファリングの完了をもって、当社は、アジア・パシフィック地域に拠点を置き、当該地域全域に展開し、且つ専ら当該地域に焦点をあてる唯一の株式公開された保険会社グループとなる予定である。2010年5月31日現在、309,000超の代理店及び約24,500人の従業員が、23百万超の有効な保険契約の保有者並びに当社の団体生命保険、医療保険、信用生命保険及び年金商品に加入している10百万人超の保険加入者にサービスを提供している。

当社は、2009年の生命保険料の基準で、アジア・パシフィック地域市場における大手生命保険会社であり、15の地域別市場のうち6市場でナンバーワンの地位を獲得した。当社は、当該地域における当社の主導的な地位が、当社が発展段階の異なる様々な地域別市場で顧客中心のビジネスモデルをうまく実施する能力を有しているという証であると考えている。当社はまた、2009年の生命保険料につき、中国における最大手の外資系生命保険会社である。以下の表は、特段の記載がない限り、2009年の当社の各地域別市場における市場での地位及び市場シェアを示している。

市場	市場での地位*	市場シェア(%)*
当社の当社主要地域別市場		
香港（注1）	1	15.9
シンガポール（注2）	1	24.9

タイ(注3)	1	35.6
韓国(国内及び海外)(注4)	12	3.1
韓国(外資系生命保険会社)(注4)	4	14.5
中国(国内及び海外)(注5)	8	1.0
中国(外資系生命保険会社)(注5)	1	18.9
マレーシア(注6)	3	12.6
当社のその他の地域別市場		
フィリピン(注7)	1	25.3
オーストラリア(注8)	6	8.5
インドネシア(注9)	3	9.4
台湾(注10)	25	0.3
ベトナム(注11)	4	6.7
ニュージーランド(注12)	7	5.2
マカオ(注13)	1	42.1
ブルネイ(注14)	1	70
インド(注15)	9	1.2

* 個々の地域別市場における当社の市場での地位及び市場シェアに関する情報は、本項の「当社の主要な事業部門」を参照のこと。

(注1) 直接に継続中の個別及び集団事業保険料(保険業監理処により区分・公表される。)に基づく。データは、退職制度関連グループビジネスクラスG及びH(保険業監理処により区分される。)を除く。

(注2) 総加重保険料収入(シンガポール通貨監督庁により公表される。)に基づく。

(注3) 総加重保険料(タイ生命保険協会により区分・公表される。)に基づく。

(注4) 2010年3月31日に終了した12ヶ月間における総保険料収入(韓国生命保険協会により区分・公表される。)に基づく。

(注5) 総保険料(CIRCにより区分・公表される。)に基づく。

(注6) 継続中の年間保険料総額(マレーシア生命保険協会により区分・公表される。)に基づく。

(注7) 総保険料収入(フィリピン保険委員会により区分・公表される。)に基づく。BPI-Philamを含む。

(注8) 危険保険料合計(オーストラリアのブラン・フォー・ライフ・アクチュアリーズ・アンド・リサーチャーズにより区分・公表される。)に基づく。

(注9) 総加重保険料(インドネシア生命保険協会により区分・公表される。)に基づく。

(注10) 総保険料(台湾保険事業発展中心により区分・公表される。)に基づく。

(注11) 総保険料(ベトナム保険協会により区分・公表される。)に基づく。

(注12) 2010年6月30日に終了した12ヶ月間における総保険料(ニュージーランドの投資・預金・保険協会により区分・公表される。)に基づく。

(注13) 保険料総額(マカオ金融管理局により区分・公表される。)に基づく。

(注14) 2008年の従来型の生命保険市場における推定シェア(Axcoインシュランス・インフォメーション・サービスにより区分・公表される。)に基づく。

(注15) 2009年3月31日に終了した12ヶ月間における総保険料(インドの生命保険協議会により区分・公表される。)に基づく。

広範囲な専属代理店ネットワーク及び拡大する複数の販売チャネル基盤

当社は、2010年5月31日現在、当社の複数の販売チャネル基盤及び品揃えの要である309,000超の代理店からなる大規模且つ長年の専属代理店販売網を有している。当社の代理店販売チャネルは、2010年度上半期における当社の年換算新規契約保険料の69.3%に寄与し、また、2010年度上半期における当社の新規契約高の72.2%に寄与した。当社の代理店は、長年にわたり、幅広い事業範囲並びに対面型顧客ターゲティング及びサービス能力を提供することにより、当社が顧客との長期的関係を構築し、維持することを可能にしてきた。当社の専属代理店販売網は、発展都市中心部から農村地域にわたるアジア・パシフィック地域全域におよび、当社は、当該確立された基盤及び当社の代理店販売網の規模を、競合他社が模倣することは困難であろうと考えている。

当社の代理店販売網は、2009年の香港及びシンガポールの保険市場における代理店総数の25%超、2008年のフィリピンの保険市場における代理店総数の20%超並びに2008年のタイの保険市場における代理店総数の15%超をそれぞれ占めた(期間は、それぞれ利用可能な最新の公表済の市場データのもの)。さらに、2009年には、1,300超の当社の専属代理店が、専門的及び倫理的販売実務の発展に努めると同時に保険代理店及びファイナンシャル・アドバイザーの

顕著な販売業績を認証する生命保険及び金融サービスの専門家により構成される国際的専門取引協会であるミリオン・ダラー・ラウンド・テーブルの登録会員であった。当社のミリオン・ダラー・ラウンド・テーブル会員は、AIAグループの代理店販売網の中でも最も生産性の高い専属代理店である。当社は、忠実な代理店販売網を備えている。2010年5月31日現在、当社主要地域別市場における当社の代理店リーダーの約42%及び専属代理店販売網（当社の代理店リーダーを含む。）の約16%が、10年超にわたりAIAの代理店を務めている。当社の代理店販売チャンネルに関する追加情報は、本項の「販売 - 代理店チャンネル」を参照のこと。

当社は、市場への普及を推進し、潜在顧客へのアクセスを拡大し、また当社の既存顧客の変化する嗜好に対応するために、当社の多くの地域別市場において他の販売チャンネルを構築し、その開発を継続的に行っている。例えば、2010年5月31日現在、当社は、120以上の銀行と関係を築いており、かかる関係により、13,000超の当社のパートナーの支店銀行への潜在的なアクセスがもたらされた。当社はまた、新たなダイレクト・マーケティング及びIFAの機会を生かすために、当社の主要市場のいくつかにおいて洗練されたモデルを敷くことにより、ダイレクト・マーケティング及びIFA販売チャンネルを当該地域全域に展開している。当社の（保険）銀行窓販、ダイレクト・マーケティング及びIFA/委託チャンネルに関する追加情報は、本項の「販売」を参照のこと。

多様な商品及び革新的商品性能

当社は、従来型商品から投資重点型商品にいたるまで多様且つ幅広い一連の商品を有しており、これら商品は、顧客の異なるライフステージにおけるニーズに対応するためにデザインされている。当社は、当社の多様な一連の商品により、顧客の需要の変化を捉え、また、当社の地域別市場における生命保険業界の様々な成長段階において当社の商品を提供する地位を確立していると考えている。当社は、当該地域における当社の長期にわたる実績が、多様な地域別市場における大衆市場から富裕層といった全ての消費者層に保険商品及びサービスを提供するための貴重な経験及びノウハウを当社にもたらしたと考えている。当社はさらに、当社が獲得した経験及び当社が集積した独自の情報が、当社による異なる経済及び市場の状況に適した商品の開発に資するものと考えている。

当社は、市場動向を迅速に捉え且つ反応し、また安定したビジネスチャンスをターゲットにした差別化された商品を提供する市場のリーダーであるために最善の努力をする。当社の専属代理店は、当社のあらゆる商品ラインを販売できるように教育されており、かかる教育により、当社の専属代理店は、変動する市況に迅速に反応し、変化する消費者の需要に応えることができる。当社は、当社の商品ポートフォリオ管理能力は、進化していく顧客のニーズに対応し、また、当社が、顧客中心の組織であるという認識を強固にすると考えている。例えば、当社は、当社の収益力の主要な原動力である傷害・疾病商品の開発に継続的に取り組んでいる。

当社は、商品開発に関して市場のリーダーであると考えており、また、当社の強固な商品性能は、以下の要因を含む様々な要因に基づいていると考えている。

- ・ 現地事業のノウハウによって支えられる集権的地域基盤、
- ・ 統制された引受査定基準及びアジア・パシフィック地域における長い歴史を通して培った広範囲にわたる経験値、
- ・ リスク管理に対応した商品特性及び長期的な収益力に焦点をあてた商品特性を保證する厳格な商品開発プロセス、並びに
- ・ 商品構成の最適化及び統合化による収益力の向上能力

地域別市場及び商品の多様な基盤並びに大規模業務のメリットからの安定した収益力及び高い財務力

当社は、安定した収益性実績を有しており、当該実績は、当社のビジネスモデルの成功及び市場におけるリーダーシップの証とみなしている。当社の大規模な既存事業は、高い継続保険料により安定した収益基盤を構築している。例えば、当社の2009年度における総加重保険料収入の84.1%は、継続保険料であった。2009年度における当社の営業利益は、1,781百万米ドルであり、営業利益率は、15.3%であった。2010年5月31日に終了した6ヶ月間における当社の営業利益は、1,134百万米ドルであり、営業利益率は、18.8%であった。

当社は、当社の地域別市場全域の様々な収益源から収入を得ており、単一の事業又は地域別市場に依存していないことから、当社の高い財務力及び収益力を維持することができると考えている。香港、シンガポール及びタイが、当社の3つの主要市場であり、2009年度においてマレーシア、中国、韓国及び当社のその他の市場がそれぞれ138百万米ドル、89百万米ドル、81百万米ドル及び189百万米ドルの営業利益をもたらしたのに対し、2009年度において当該主要市場は、それぞれ300百万米ドル超の営業収益をもたらした。一方、2008年度、2009年度又は2010年度上半期における単一の地域別市場からの当社の総加重保険料収入は、25%以下であり、これは、当社が地理的に多様化していることを示唆している。

当社は、当社の地域レベル及び当社の多くの地域別市場での事業規模及び効率性は、当社商品の価格決定及び基盤や情報技術といった戦略的イニシアチブに投資をする上で強い競争力をもたらしめていると考えている。特に、当社の事業規模は、当社のより効率的なコスト・ベースの管理を可能にしている。2010年度上半期における当社のグループ規模の（総加重保険料収入に対する）費用率は8.7%であり、当社は、当該費用率が当社の多くの同業他社の費用率よりも低いと考えている。当社はまた、当社の最大の事業部門が最も低い費用率を有するという事実が示す通り、当社が成長するにつれ、より高い効率性を実現する機会がもたらされるものと考えている。例えば、2010年度上半期におけるAIA香港及びAIAタイの費用率は、それぞれ6.2%及び5.8%であった。

さらに当社は、安定した支払能力を有している。2010年5月31日現在、当社の資本金は、適用される香港保険監督指導に基づく基準を大幅に上回っており、各地域別市場における自己資本金基準を満たしている。

包括的事業成長戦略を主導する経験豊富な経営陣

当社は、アジア・パシフィックにおける生命保険業界に関する幅広い経験及びノウハウを有し保険業界のリーダーによる新たな管理力を備えた層の厚い経営陣を有する。近年当社に参加したマーク・タッカー氏は、2005年から2009年の間、ブルーデンシャル・ピーエルシーのグループ最高執行役員を務め、また、同氏は長期にわたり、アジアでブルーデンシャルのアジア事業を立ち上げてきた。その他の国際的経営陣及び各当社主要市場における現地経営陣の構成員は、平均して20年を超える保険業界及び金融サービス業界における経験を有する。AIAグループ内及び当社の競合他社の双方において活躍することで得られた当該経験が組み合わせることにより、当社は、業界に関する幅広い視野を獲得し、また、かかる視野は、当社が当社の事業戦略を推進し、アジア・パシフィック地域の市場における変化に迅速に反応するための一助となると考えている。

当社の戦略

当社のゴールは、当該地域に関する深い知識、多くの市場における主導的地位、巨大な規模、広範囲にわたる販売及び商品のマーケティングに関するノウハウ並びに財務力を高めることにより、アジア・パシフィックの生命保険市場における随一の保険会社となることである。当社は、当社の競争力により、当該地域における成長の可能性を捉えることができると考えている。当社の企業戦略の概要は、早期の成長段階から成熟段階までの生命保険市場におけるニーズ及び運営上の課題に最善の対応をするために、当社のビジネスモデル及び基盤を継続的に発展させることである。

当社は、以下の戦略に焦点をあてる予定である。

専属代理店販売力の継続的な成長

当社は、当社の専属代理店チャンネルの継続的な拡大及び強化を目指しており、かかる取り組みは、当社の販売基盤及び品揃えの要である。当社は、当社の（特に中国、インドネシア及びベトナムなどの発展途上且つ新興の市場における）代理店販売網の規模拡大及び代理店の生産性向上に焦点をあてている。当社の代理店拡大戦略は、新たな専属代理店の獲得及び既存の生産性の高い専属代理店の維持の双方を目指している。新たな代理店の拡大を目指す当社の戦略は、一貫性のある秩序立った採用サイクルの利用、創業間もない代理店の採用を目的としたプログラム及び高いブランド力を誇る当社の社名を活用したプログラム、並びに新たな専属代理店の採用を伴う管理者の報酬体制を含む高度な報酬体系などの採用戦略によって支えられた地域別事業所及び営業所の拡大に焦点をあてている。

代理店の保持率向上のため、当社は、当社の代理店のトレーニング・プログラム及びサポート・プログラムの強化並びに昇進の機会及び代理店認知プログラムを通じたキャリア開発の促進に注力している。当社は、当社の代理店保持率が、当社の代理店のAIAグループに対する定着の証であると考えている。当社の年間の代理店保持率は、2008年度に約52.1%だったのが、2009年度には約57.6%にまで増加し、2010年度上半期においてさらに増大した。2010年度第1四

半期及び第2四半期における当社の年間の代理店保持率は、それぞれ約58%及び約60%にまで増加した。当社は、当社の高い実績、ブランド認知度及び既存の代理店との関係が、高レベル且つ生産性に優れた専属代理店販売網の獲得及び維持を可能にすると考えている。

当社はまた、（特に先進国市場における）代理店の生産性にも焦点をあてている。生産性向上を図る当社の戦略には、関連商品に関する顧客のニーズを先取りし、反応するニーズに基づいた販売の継続的な採用が含まれる。当社はまた、専用の育成資源、代理店販売活動の管理、効率性及びサービス水準の向上ための自動化並びにインセンティブ及びサービス水準を生産性とマッチさせる細分化された代理店の管理につき、当社の代理店を支援する。当社はさらに、当社の代理店をミリオン・ダラー・ラウンド・テーブルの会員にし、当社の各地域別市場において最も専門的且つ収益性の高い代理店販売網を構築するという当社のゴールを追求することに焦点をあてている。

[次へ](#)

当社の複数の販売チャネル基盤の拡大及び拡張

当社は、当社の専属代理店販売チャネルに加えて、当社の地域別市場における普及率推進、潜在顧客へのアクセスの拡大及び当社の既存顧客の傾向の変化に対応するために、その他の販売チャネルを継続的に開拓していく。当社は、当社の保険料に大いに資することを目的に、（保険）銀行窓販、ダイレクト・マーケティング、IFA及び委託チャネルを継続的に拡大していく。

（保険）銀行窓販は、当社の販売チャネル多様化戦略の重要な役割を担っているため、銀行関係及び当該チャネルの拡大に焦点をあてた献身的なAIAグループ・レベル及び現地事業部門レベルのチームを確立している。当社の（保険）銀行窓販の戦略は、当社の提携銀行の需要に応じてカスタマイズ可能な幅広い（保険）銀行窓販モデルの提供、高度なサービスを提供するための支店銀行制及び顧客区分制の導入、顧客層に特化した品揃えの開発並びにより幅広いサービス及びサポートを提供するための当社の（保険）銀行窓販の基盤の向上を含む。当社は、高いAIAブランド認知度、当社のパートナーの顧客層に特化した品揃え、商品開発力、基盤及び事業範囲を誇っており、当社の多くの競合他社に比べてより広範囲のサービス及びサポートの提供が可能である。当社また、当社の専属代理店販売網の販売力が、金融機関によるサービスが十分でない地域に進出している当社の大規模な専属代理店ネットワークを通じた銀行サービスの提供を模索している（保険）銀行窓販パートナーにとって大きな利点であると考えている。本項の「販売 - （保険）銀行窓販チャネル」を参照のこと。

当社は、当社がダイレクト・マーケティング・チャネルに適すると考える市場における当社の立場の強化及びいくつかのダイレクト・マーケティング・サブ・チャネルの採用などにより、当社のダイレクト・マーケティング・チャネルを拡大することを模索している。例えば、当社は、2010年5月31日現在、14の専用顧客電話窓口及び合計470人超の電話販売員を利用しているAIA韓国が、韓国のダイレクト・マーケティングの販売チャネルにおけるマーケット・リーダーであると考えている。AIA韓国は、電話による勧誘の後に対面して商談を行う段階的な販売手段を重視する販売チャネルであるハイブリッド・マーケティングなど、ダイレクト・マーケティング・チャネル内の様々なサブ・チャネルを利用している。当社は、当社のその他の地域別市場において、幅広いメディア広告、データベース・マーケティング、アフィニティ顧客へのアウトバウンド・コール及びダイレクト・マーケティング会社といったその他のいくつかのダイレクト・マーケティング・サブ・チャネルを使用している。当社はさらに、インターネット及び携帯電話を通して、デジタル・マーケティングを導入しており、また当社は、リテールアシュアランスといった新たなチャネルへの参入を図っている。当社は、韓国などの地域別市場で獲得した技術及び経験をその他の地域別市場に転用することができると考えている。

当社は、当社の（保険）銀行窓販パートナーとの関係向上のために、当社のダイレクト・マーケティング技術を高めている。当社は、その規制環境及び/又は消費者環境が当該チャネルに適していると当社が考えるタイ、オーストラリア、インドネシア、マレーシア、中国及びインドにおいてさらなるダイレクト・マーケティング・センターを開拓し、当社のダイレクト・マーケティングへの投資を拡大しようと模索している。当社はまた、顧客サービス並びに販売及びマーケティングの効率の向上に最善の努力をつくしている。本項の「販売 - ダイレクト・マーケティング・チャネル」を参照のこと。当社はまた、当社の地域別市場（主に、アドバイザーが洗練された顧客（特に富裕層の個人）から個別の助言を求められることの多い香港、シンガポール及びオーストラリア）におけるIFA/委託販売チャネルの拡大を模索している。当社は、持続可能で長期且つ生産的な顧客関係の構築のために「パートナーシップ・モデル」を推進すべく、IFA/委託販売チャネルの専門家による専用のチームをAIAグループ・レベルで確立している。

金融サービス基盤構築のための、当社の幅広い顧客ベース及び多様な品揃えの活用によるクロス・セリングの機会の最大化

当社は、23百万超の有効な保険契約の保有者を含む大規模な顧客ベースを築いてきた。当社は、当社の広範且つ多様な顧客ベースが、多大なクロス・セリング販売の機会をもたらすと考えている。当社は、当該機会を、自社ブランドにおいて資産管理、資産運用及び年金商品といった幅広い補完的な保険及び金融の商品及びサービスを顧客に提供することにより継続的に活用していく。当社はまた、当社のその他の保険商品に効果的に付与することができる特約を含む商品範囲の継続的な提供に焦点をあてている。

通常、企業、政府機関及び団体向けに売り出される団体保険は、当社の契約量及び収益力双方の成長の原動力である。当社の当該分野における主要な戦略の1つは、2010年5月31日現在約100,000に及び当社の法人顧客へのアクセス並びに当社の団体生命保険、医療保険、信用生命保険及び年金商品に加入している10百万人超の保険加入者へのアクセスを、雇用者が提供する保険の保障範囲を向上するために設計されたさらなる個人生命保険及び傷害・疾病保険商品の販売のために利用することである。当社は、当社がアジア・パシフィック地域における団体保険の主導的な提供者

であると考えており、当社は、当社がオーストラリア及び香港などの一定の地域別市場において経験した成功を、アジア・パシフィック地域内のその他の地域別市場へと拡大することを目指している。当社は、販売増進及び代理店販売網の生産性の向上のために、団体保険商品に関する代理店への教育を強化している。当社はまた、新たな販売モデルを開拓しており、当社は、当社が当社の実績データベースを活用し、また、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (1) 業界概況」に記載される規制改革により利益を獲得できると考えている。

当社は、クロス・セリングの拡大により、著しい成長の機会がもたらされ则认为している。地域別市場における当社の商品普及率は、地域によって様々である。2010年5月31日現在、当社の地域別市場における既存の顧客1人当たりの特約を除く有効な保険契約数（オーストラリアの地域別市場における当社の事業からの有効な保険契約数は、かかる地域別市場における団体事業の優位性を考慮し除外する。）のAIAグループ平均は、約1.61件であった。一般的に当該比率は、当社の先進国市場（当社主要市場であるシンガポール及び香港では、それぞれ2.33及び2.11）の方が、当社の新興市場（インド及びベトナムでは、それぞれ1.00及び1.18）と比較して高い。当社は、新興市場におけるこのような低い比率が、とりわけ当該新興市場が成熟したならば、クロス・セリングを通じた著しい成長の機会を当社に提供するものと考えている。

当社は、当社の高いブランド認知度、商品開発力、長期にわたる顧客関係を有する大規模な代理店販売網並びに拡大する複数の販売ネットワーク・チャンネル及びビジネスの基盤を有していることから、保険以外の関連した金融サービスにおける新たな成長の機会を掴んでいくことができると考えている。

高利幅な商品の占める割合の拡大

当社は、当社の新たな事業の生産性を最大化することに焦点をあてている。当社は、商品販売をより利幅の大きい保険商品へと転換させるために、当社の中核的販売チャンネルとして代理店販売に引き続き注力する意向である。当社の専属代理店は、当社のあらゆる商品ラインを販売できるように教育されており、かかる教育により、当該代理店は、変動する市況に迅速に反応し、また、変化する消費者の需要に対し適切な商品で応えることができる。当社は、当社の幅広い品揃えが当社のあらゆる商品ラインを販売できるように教育された販売力の高い専属代理店販売網と組み合わせることにより、当社が販売する利益率の高い保険商品の占める割合を拡大する当社の戦略を追求するための強固な販売基盤がもたらされるものと考えている。当社はまた、かかる戦略を支援するため、当社の商品構成を市況に適應するよう予見的に最適化し、当社のその他の保険商品に対する特約付与を継続して促進し、収益性の低い商品を利益率の高い商品と交換し、また、富裕層の個人を対象とすることに焦点をあてている。

当社はまた、様々な商品ライン及び地域別市場によりもたらされる商機を活用することを目指している。一定の市場においては、医療費の負担が政府から市民へと移転するのに伴い、傷害・疾病保険商品の市場が拡大することが見込まれる。傷害・疾病保険商品は、当社の大規模な保険金請求データベース、継続的な実績の追求、積極的な救済措置及び大規模業務のメリットを背景に、当社の収益力の大きな原動力となっている。当社は、傷害・疾病特約の品揃えを含む傷害・疾病保険商品の品揃えの強化に注力している。例えば、2010年5月31日現在、フィリピン及びインド並びに有効な保険契約に付属して販売された新規の特約を除き、当社の専属代理店により販売された当社の定期払いの従来型の生命保険商品並びに投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品の73%が、1つ以上の特約を付与して販売された。当社はまた、現地事業部門が実行を担当する中央集権的な傷害・疾病保険商品戦略の策定及び傷害・疾病保険商品の販売チャンネルの拡大に注力している。関連する業界の出典により区分・公表されたデータによると、2009年には、当社は、香港（33%）、シンガポール（27%）、マレーシア（17%）及びタイ（73%）の傷害・疾病保険における最大の市場シェアを有しており、また、当社は、引き続き傷害・疾病保険商品に焦点をあてる意向である。傷害・疾病保険商品等の当社の商品ラインの生産性の拡大への注力に加え、当社は、当社の地域別市場の多くが、将来的にAIAグループが成長するための機会を提供するものと考えている。例えば、当社は、マレーシアやインドネシアには、タカフル/シャリア市場の需要に応える大きな市場機会が存在すると考えている。

中国及びインドにおける機会の最大化

AIA中国は現在、人口219百万人超である2省（広東及び江蘇）並びに3都市（上海、北京及び深セン）で事業を行っている。AIA中国は、2009年においては、中国のGDP並びに生命保険商品及び傷害・疾病保険商品を合わせた保険料の約3分の1に相当する市場にアクセスすることができた。当社は、中国の経済的特性及び年齢層上の特性が、当該国内における低い普及率（2009年では2.3%）及び保険密度（2009年では約81米ドル）と組み合わせられることにより、AIA中国の著しい成長の機会を示唆しているものと考えている。当社は、中国において第2位及び第3位の規模を誇る都市へ事業を拡大するなどAIA中国の地理的事業範囲を広げ、また、中国の富裕層の個人顧客層に焦点をあてることによ

り、中国における当社の市場シェアを拡大することができると考えている。当社はさらに、代理店管理の基礎に焦点をあてることにより、当社の代理店採用戦略を一新している。当社は、当社の既存の基盤がさらなる専属代理店を誘致し、代理店の生産性を増大させ、また、代理店保持率を向上させることから、当社が代理店の新規採用の機会を最大化する上で優位な立場にあると考えている。当社はさらに、当社の（保険）銀行窓販チャネル及びダイレクト・マーケティング・チャネルを強化し、また、当社の品揃えを多様化させてより利益率の高い商品を盛り込む意向である。

当社は、インドにおける当社のジョイント・ベンチャーもまた、当社にとって貴重な商機であると考えている。当社は、インドにタタという力強いベンチャー・パートナーを有し、また巨大な事業を展開しており、2010年5月31日現在の代理店の数は、約148,100店舗、2010年3月31日現在の営業所の数は、インド国内の270の市町村に430店舗以上に及んでいる。インドにおける機会を最大限に利用するため、当社は、当社の代理店販売網の拡大及び代理店の生産性の向上を計画している。当社はまた、銀行支店を通じて売上を拡大するために、継続してユナイテッド・バンク・オブ・インディアとの良好な（保険）銀行窓販の取引関係を利用し、また、さらなる（保険）銀行窓販パートナーを追求する。発展する生命保険業界の展望及び新たな規制の導入により変動する市場ニーズを捕らえるため、当社は、インドにおける当社の品揃えの多様化も模索している。

さらなる事業の合理化及び経費削減のための業務の効率化の促進

当社は、営業費用の削減及び継続的な業務効率化の促進により、収益力の向上に努めている。このために、当社は、当該地域全域において経費を削減し、且つ、大きな利益を実現することを目的とした多数の戦略的イニシアチブを実施している。かかるイニシアチブには、共有サービス・センターのさらなる改善、現地事業部門及び現地営業条件に合わせて調整されたシステム及びプロセスの標準化、非中核事業の戦略的外注、現地事業部門の強化並びに業務の合理化等が含まれる。テクノロジーの活用もまた、当社が、差別化された商品及びサービス戦略を市場に提供するまでの時間を削減すると同時に、より効果的に当社の顧客をターゲットにしてサービスを提供することを可能にしている。当社は、企業構造の簡素化及びアジア・パシフィック地域全域にわたる業務の統合が、当社の投資及び事業のさらなる成長をもたらすと考えている。

選ばれる雇用者

当社の雇用面での目標は、「選ばれる雇用者」になることである。この目標を達成するために、当社は5つの主要な戦略を採用している。かかる戦略とは、すなわち、画期的な報酬制度による業績主義文化の促進、目に見える営業成果に焦点をあてた人材の調達及び開発イニシアチブの実施に加え、成績の評価を通じた優秀な人材の管理及び指導者の育成、ウィー・カルチャー（“We” culture）を重視するテーマ・プログラムを通じた団結且つ結束した労働力の管理、重要な機能を果たすための組織の能力及び技術の強化、並びに経営者及び人事部職員を日々の管理業務から解放し且つ人的資本の開発に注力することができるようにする、人材及び管理報告手続の標準化を通じた組織管理の強化である。

当社の商品

顧客のニーズの変化に対応するために、当社は、顧客の様々なライフステージにおけるニーズに対応する多様且つ幅広い商品を継続的に開発、拡大している。当社は毎年、当社の複数の販売チャネル基盤全体を通して数々の新商品を開発及び発売している。

当社は、当社のアジア・パシフィック地域における長い歴史、幅広い品揃え及び商品開発のノウハウが、以下の利益をもたらしていると考えている。

- ・ 商品に対する顧客の嗜好の変化への迅速な対応及びそれに応じた商品の提供
- ・ 市場環境の変化への素早い適応
- ・ 異なる市場及び景気サイクルにおける機会の獲得

商品戦略及び商品開発

当社の商品戦略及び商品開発グループのミッション・ステートメントは、「顧客にとって実質的付加価値を持つ革新的且つ関連性のある商品の開発及びマーケティングにおける個々に適したソリューション及び専門知識を用いた当社の事業に対するサポートの積極的な提供」である。当社の商品開発戦略の主要な要素は、当社の顧客の保障、保障、貯蓄、投資及び退職に関するニーズの変化に対応した適切な商品ソリューションを提供することである。当社は、さらに、異なる経済及び規制発展段階並びにその市場に特有の市場動向に対応するために、地域別市場毎に多様な品揃えを有している。

当社グループの香港事務所は、ビジネス・インテリジェンス、顧客価値管理及び商品管理の3つの代表的なチームから構成される商品開発グループを監督している。当社は、動向を特定し、新たな商品の隙間市場を埋めるために、高度な消費者調査及び分析ツールの活用を増している。

当社は、当社の長期にわたる実績及び豊富な経験が、地域別市場の多くで商品の価格を設定する上で、競争上優位な立場をもたらすと考えている。特に当社は、アジア・パシフィック地域における当社の長い歴史の中で、大規模な独自情報データベースを培ってきた。当社はさらに、当社の商品の特性がリスク管理に適しているか見極めるためテストを行っている。全ての商品の価格は、当社の保険数理グループの監督の下、全ての新商品が、収益性、資本効率及び持続力（すなわち、新商品が異なる経済及び市場状況にも適する特性）を有しているかを調査するための特定の基準を適用した上で決定されている。既存の商品についても、収益性、資本効率性及び持続性の要件を継続して満たしていることを徹底するために毎年見直しが行われている。

当社の商品開発プロセスの目標の1つは、下記の商品に示されるように、革新的且つ収益性の高い商品を提供することで市場のリーダーになることである。

- ・ 2008年10月、当社は、当社がダイレクト・マーケティングを通じて終身保障生命保険商品を試験的に導入したタイにおいて初の保険会社となり、専属代理店販売が進出していない市場区分を開拓することに成功したと考えている。この有望な試験結果を受け、当社は、2010年度上半期に、より改良された終身保障生命保険商品を販売した。
- ・ 2009年5月、当社は、当社が構成ファンドの純資産価値にハイ・ウォーターマークが設定された投資関連商品の販売に成功したフィリピンにおいて初の保険会社となったと考えている。
- ・ 2009年7月、当社は、当社が重病疾患に対する給付金を有配当型有限払込終身保険プランに組み込んだ革新的な商品を香港において発売した初の保険会社の1つとなったと考えている。当社は、世界的景気後退により、顧客が、ファイナンシャル・プランニングに係るニーズの一環としてさらなる保障要素を求めていると考え、当社の既存の成功している普通終身保険プランに重要疾患に対する給付金を盛り込むことを決定した。
- ・ 2009年12月、当社は、当社が顧客がその契約期間中に、合計で保障金額の200%に相当する保険金を複数回にわたり請求することのできる完全重病保障の傷害・疾病保険商品を提供するシンガポールにおいて初の保険会社となったと考えている。

当社の主要商品ライン

以下の表は、表示期間における当社の主要商品ラインの総加重保険料収入を示している。

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した6ヶ月間	
	2007	2008	2009	2009	2010
				未監査	
	(単位：百万米ドル)				
総加重保険料収入の内訳：					
従来型生命保険（注1）	6,789	7,073	6,983	3,183	3,502
投資関連保険及びユニバーサル生命保険	2,763	3,000	2,423	1,114	1,231
独立型傷害・疾病保険	1,304	1,426	1,349	624	743
個人生命保険（特約を含む。）（注2）	10,856	11,499	10,755	4,921	5,476
団体保険（注3）	502	704	877	409	546
合計	11,358	12,203	11,632	5,330	6,022

（注1）付随的個人保険及び自動車保険に係る総加重保険料収入を含む。かかる総加重保険料収入は、2007年度は23百万米ドル、2008年度は29百万米ドル、2009年度は27百万米ドル（内、2009年度上半期は12百万米ドル）、2010年度上半期は15百万米ドルであった。

（注2）保険料が受領されなかった持分控除特約を除く。

（注3）被保険企業年金制度を含む。

2009年度以降、当社は、年換算初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%（出再前）からなる年換算新規契約保険料を用いて、新規契約の評価を行っている。2009年度より前は、（年換算されていない）初年度保険料及び一時払い保険料の10%（出再前）からなる新規契約保険料を用いて、新規契約の評価を行っていた。当社の主要商品ラインに係る新規契約保険料及び年換算新規契約保険料は、以下の表に示す通りである。

	11月30日に終了した事業年度				5月31日に終了した6ヶ月間	
	2007	2008	2009	2009	2009	2010
					未監査	
				年換算	年換算	
	新規契約	新規契約	新規契約	新規契約	新規契約	新規契約
	(注1)	(注1)	(注1)	(注2)	(注2)	(注2)
	(単位：百万米ドル)					
新規契約の内訳：						
従来型生命保険（注3）（注4）	672	698	824	716	267	307
投資関連保険及びユニバーサル生命保険（注3）	1,287	1,129	456	429	141	261
独立型傷害・疾病保険（注5）	397	349	261	281	136	116
特約	N/A	N/A	N/A	163	74	73
個人生命保険（特約を含む。）（注6）	2,356	2,176	1,541	1,589	618	757
団体保険（注7）	100	171	300	289	155	130
合計	2,456	2,347	1,841	1,878	773	887

（注1）新規契約保険料は、当社が2009年10月に処分したPT・アスランシAIAインドネシアに係る新規契約保険料を除いて計上されている。PT・アスランシAIAインドネシアの新規契約を含めた場合は、2007年度の新規契約保険料は、2,484百万米ドル、2008年度の新規契約保険料は、2,377百万米ドル、2009年度の新規契約保険料は、1,852百万米ドルとなる。

（注2）年換算新規契約保険料は、当社の企業年金契約、個人保険及び自動車保険に係る新規契約並びに当社が2009年10月に処分したPT・アスランシAIAインドネシアによる新規契約を除いて計上されている。

（注3）2007年度、2008年度及び2009年度における従来型生命保険並びに投資関連保険及びユニバーサル生命保険に係る新規契約保険料は、それぞれの特約を含めて計上されている。

（注4）2007年度、2008年度及び2009年度における付随的個人保険及び自動車保険に係る新規契約保険料を含む。

（注5）独立型傷害・疾病保険の新規契約保険料及び年換算新規契約保険料には、特約が含まれる。

（注6）保険料が受領されなかった持分控除特約を除く。

（注7）2007年度、2008年度及び2009年度における新規契約保険料には、当社の被保険企業年金制度に係る新規契約が含まれる。2009年度及び2010年度上半期における年換算新規契約保険料には、当社の企業年金事業に係る新規契約が含まれない。

以下に記載された年度における当社の年換算新規契約保険料及び新規契約高並びにそれらの新規契約利益率に対する下記の商品の拠出金は、以下に記載の通りである。

	2009年5月31日に終了した 6ヶ月間			2009年11月30日に終了した 6ヶ月間			2010年5月31日に終了した 6ヶ月間		
	年換算 新規契約 保険料 (注1)	新規 契約高 (注2)	新規 契約 利益率 (注3) (%)	年換算 新規契約 保険料 (注1)	新規 契約高 (注2)	新規 契約 利益率 (注3) (%)	年換算 新規契約 保険料 (注1)	新規 契約高 (注2)	新規 契約 利益率 (注3) (%)
	(新規契約利益率以外は百万米ドル)								
従来型生命保険(注4)	267	49	18	449	100	22	307	99	32
投資関連保険及びユニバーサル生命保険(注4)	141	11	8	288	31	11	261	35	13
独立型傷害・疾病保険(注5)	136	46	34	145	71	49	116	68	58
特約	74	100	135	89	118	132	73	93	127
個人生命保険 (特約を含む。)(注6)	618	206	33	971	320	33	757	295	39
団体保険	155	55	35	134	41	30	130	46	36
合計	773	261	34	1,105	361	33	887	341	38

(注1) 年換算新規契約保険料は、当社の企業年金契約、個人保険及び自動車保険に係る新規契約並びに当社が2009年10月に処分したPT・アスランシAIAインドネシアによる新規契約を除いて計上されている。

(注2) 新規契約高は、グループ事務費の計上前に現地の法定基準に基づき且つ当社の企業年金契約及び当社が2009年10月に処分したPT・アスランシAIAインドネシアに係る拠出金を除いて計上されている。新規契約高を決定するための基礎は、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書に記載された当社の監査済連結財務情報の作成に際して用いられた財務報告基準とは異なっており、また重要な点において異なる可能性がある。

(注3) 新規契約利益率は、グループ事務費の計上前に現地の法定基準に基づき且つ当社の企業年金契約及びPT・アスランシAIAインドネシアに係る拠出金を除いて、新規契約高として計算され、年換算新規契約保険料に対する割合として表示される。

(注4) 従来型の生命保険並びに投資関連保険及びユニバーサル生命保険の年換算新規契約保険料、新規契約高及び新規契約利益率は、各特約を除外して表示されている。

(注5) 独立型傷害・疾病保険商品の年換算新規契約保険料、新規契約高及び新規契約利益率は、各特約を除いて表示されている。

(注6) 保険料を受領しない持分控除特約を除く。

従来型の生命保険商品は、当社の最大の業種であり、2009年度上半期における年換算新規契約保険料の34.5%、2010年度上半期における年換算新規契約保険料の34.6%を占めている。当社の利益率向上に対する取り組みを反映し、従来型の生命保険商品に起因する2010年度上半期の新規契約高は、2009年度上半期の49百万米ドルから2倍超に増大し、99百万米ドルとなった。当社の新規契約利益率は、当社が収益の創出に一層焦点をあてたことを反映し、2009年度上半期の18%から2010年度上半期の32%にまで増大した。

年換算新規契約保険料に見る2010年度上半期の投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品に係る新規契約は、2009年度上半期の141百万米ドルから85.1%増大し、261百万米ドルとなった。当社は、当社の投資関連保険及びユニバーサル生命保険の売上は、長期間又は短期間における株式市況の下落期においては一般的に減少するものであり、これらの商品に係る新規契約が増大したのは、2009年度下半期及び2010年度上半期におけるより良好な経済的見通しを反映してのことであったと考えている。当社の投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品に起因する新規契約高は、2009年度上半期の11百万米ドルから2010年度上半期の35百万米ドルに増大し、新規契約利益率は、2009年度上半期の8%から2010年度上半期の13%に増大した。

年換算新規契約保険料に見る2010年度上半期の独立型傷害・疾病保険商品(特約を含む。)に係る新規契約は、2009年度上半期の136百万米ドルと比較して、116百万米ドルであった。かかる減少は、主に、当社が特定の商品の価格を改定し、契約高よりも価格と利益率の強化に注力した結果、(特に韓国において)定期払い商品の売上が減少したことによって起きている。とりわけ韓国においては、より適切な価格の様々な商品を再設計したため、当社は、2009年度下半期に新規の顧客に対する長期がん保険商品から一時的に撤退した。さらに、韓国の年換算新規契約保険料は、韓国におけるダイレクト・マーケティング・チャネルに対する規制の変更による悪影響を受けた。

特約は、主に当社の従来型の生命保険商品並びに投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品に付属する傷害・疾病保険特約により構成される。特約に係る2010年度上半期の年換算新規契約保険料は、2009年度上半期の74百万米ドルと比較して73百万米ドルと一定を保った。年換算新規契約保険料には、保険料を受領されなかった持分控除特約の売上は含まれない。特約は、保障型保険商品における顧客需要に応えるために重要な役割を担っている。特約の付与は、当社の個人向け生命保険商品に係る利益率を拡大させる。当社の個人向け生命保険商品に係る新規契約利益率は、2009年度上半期の33%から2010年度上半期の39%に増大した。

2010年度上半期の団体保険商品に係る新規契約高は、2009年度上半期の54百万米ドルから46百万米ドルに減少したが、その一方で、年換算新規契約保険料に見る2010年度上半期の新規契約は、2009年度上半期の155百万米ドルと比較して、130百万米ドルとなった。2009年度上半期の当社の年換算新規契約保険料及び新規契約高は、2009年度上半期に当社のオーストラリアにおける事業で大口の顧客2口を獲得したことにより、プラスの影響を受けた。2010年度上半期の新規契約利益率は、2009年度上半期の35%から36%に増大した。

上記の結果、2010年度上半期の年換算新規契約保険料が、2009年度上半期の773百万米ドルから887百万米ドルに増大した一方で、当社によってもたらされた2010年度上半期の新規契約高の合計は、2009年度上半期の261百万米ドルから30.6%増加し、341百万米ドルとなった。その結果、2010年度上半期の新規契約利益率は、2009年度上半期の34%から増大し、38%となった。

さらに、当社の企業年金事業は、以下に記載の通り、新規拠出金が報告された。

	2009年5月31日に 終了した6ヶ月間	2009年11月30日に 終了した6ヶ月間	2010年5月31日に 終了した6ヶ月間
	(単位：百万米ドル)		
企業年金 - 新規拠出金	430	127	162

当社は香港、タイ及びインドネシアにおいて、またインドのジョイント・ベンチャーを通じて、顧客に企業年金商品を提供している。企業年金事業にかかる新規契約は、新規拠出金の観点から測定される。企業年金事業への新規拠出金は、2009年度に大規模な制度の資産を買収したことを反映して、インドのジョイント・ベンチャーに関する拠出を除き、2009年度上半期は430百万米ドル、2010年度上半期は162百万米ドルであった。

主要商品ラインについては、以下に記載の通りである。以下の各主要商品ラインは、各当社主要市場で提供されている。

従来型生命保険

当社は、定期生命保険商品、従来型基本有配当型商品、従来型基本無配当型商品及び個人損害保険商品の4つに分類される豊富な種類の個人向けの従来型の生命保険商品を提供している。これらの商品は、継続的に当社の総加重保険料収入に大きく貢献しており、その割合は、2007年度、2008年度及び2009年度においてそれぞれ63.5%、61.0%及び62.6%であった。これらの商品は、定期払い保険業の大部分をカバーしており、長期にわたり安定した利益をもたらしている。一般的に当社の従来型の生命保険商品は、個人損害保険商品を除き、基本契約に傷害・疾病保険及びその他の保障型特約を付与することができるよう設計されている。

定期生命保険

定期生命保険は、一定期間、生命保険保障を提供する商品である。保険適用期間中に死亡した場合、契約に基づく保障総額が、受取人に支払われる。

従来型基本有配当型生命保険

有配当型保険契約は、保険契約者が、保証給付金に加えて、投資収益及び/又はその他の要因に基づく追加給付金を受領する契約上の権利を有する保険契約である。いくつかの市場では、有配当型保険契約は、その保険会社の有するその他の資産とは区別される有配当型ファンドに計上される。これらの市場においては、当該区別される有配当型ファンド内で保有する資産からの有配当型保険契約者に対する給付金の配分は、通常、適用規制の最低水準又はその他制度の対象となる。有配当型保険契約が、区別されるファンドに計上されない市場では、有配当型保険契約者に対する配分は、保険会社の裁量により、資産の運用実績又は契約及びその他の要因に基づいて行われる。有配当型保険契約が、区別される有配当型ファンドに計上されるかどうかは、現地の実務及び規制に大きく左右される。契約配当金の程度は、変化する可能性がある。

従来型基本無配当型生命保険

従来型基本無配当型生命保険商品は、保険契約者の給付金に対する権利が保証され保険会社の契約上の裁量が及ばないとされる保険契約である。

個人損害保険商品

当社の個人保険業は、自動車保険、住宅・家財保険、傷害・疾病保険、ペット保険、旅行保険及び家計保険から成っている。当社は、香港、シンガポール及びマレーシアにおける特定の個人保険を引き受けている。主要商品には、旅行保険、家財保険、自動車保険、家計保険及び個人賠償責任保険が含まれる。

投資関連保険及びユニバーサル生命保険

この商品には、ユニバーサル生命保険商品及びその他の投資関連商品が含まれる。一般的に当社の投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品は、基本契約に傷害・疾病保険及びその他の保障型特約を付与することができるよう設計されている。

ユニバーサル生命保険商品

ユニバーサル生命保険商品は、顧客による変額保険料の支払が口座に積み立てられ、これに投資収益が付く保険商品である。顧客は、死亡保険金の変更をすることができ、また、通常、解約手数料を支払えば、勘定残高を引き出すことができる。当社のユニバーサル生命保険商品は、2つの大まかなグループに分類される。すなわち、当社が勘定残高に付される利率を決定する定額ユニバーサル生命保険、又は、顧客の勘定残高に付される収益が原投資の価値にリンクし、又は原投資若しくは対象指数の価値の変動に連動する変額ユニバーサル生命保険のいずれかに分類される。当社は、変額ユニバーサル生命保険商品を投資関連商品に含めている。

投資関連商品

投資関連商品は、保険契約の解約価格が原投資（集団投資スキーム、内部投資プール又はその他の資産等）の価値にリンクし、若しくは原投資若しくは対象指数の価値の変動に連動する保険商品である。投資関連商品には、変額生命保険商品、変額ユニバーサル生命保険商品、株式関連商品及び持分関連商品（かかる分類は、現地の法的規制により異なる。）が含まれる。かかる商品に伴う投資リスクは、通常、保険契約者が負担している。投資関連商品には、保険契約者の勘定残高に付される収益が原投資の価値にリンクし、又は原投資若しくは対象指数の価値の変動に連動する変額ユニバーサル生命保険商品が含まれる。保険による保障、運用及び事務管理サービスは、手数料が投資ファンド資産から控除されることにより提供される。支払われる給付金は、保険契約の解約、消滅又は満期時のユニット時価によるが、解約手数料が課される。

年金保険商品

当社の年金保険商品は、積立金を様々な収益源を用いて顧客に支払うことができる貯蓄商品である。これらの商品の目的は、個人向けの退職資金を蓄えることである。当社は、顧客が一括払いにより据置年金に投資することができる一時払い商品又は顧客がある一定の期間にわたって投資することができる変額保険料商品の2つの主要な年金保険商品を有している。顧客はまた、一般的に、年金の支払が年金受給者の生涯にわたって又は一定期間継続的に支払われる一時払い保険の即時年金保険商品を購入することができる。

傷害・疾病保険

当社は、疾病給付金及び療養給付金を提供し、疾病、障害、重病及び傷害に対する補償を含む傷害・疾病保険商品を提供している。傷害・疾病保険商品は、単独の保険契約及び当社の個人向け生命保険商品に付与することのできる特約として販売されている。従来型の生命保険商品並びに投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品に付属する傷

害・疾病保険特約は、総加重保険料収入及び新規契約保険料の開示上、それぞれその商品カテゴリーに含めて計上されるが、年換算新規保険料、新規契約高及び新規契約利益率の開示上では、「特約」として個別に開示される。独立型傷害・疾病保険商品は、総加重保険料収入、新規契約保険料、年換算新規契約保険料、新規契約高及び新規契約利益率の開示上、それぞれの特約を含めて表示されている。さらに当社は、投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品に付随する持分控除傷害・疾病保険特約（当該特約に係る保険料は受領していない。）も提供している。当該特約によって提供される保障は、かかる特約に付随する投資関連保険契約及びユニバーサル生命保険契約の勘定残高から持分を控除することによりその資金を得ている。

傷害・疾病保険商品市場は、特定の市場において医療費負担が政府から市民に移行していることから、成長が見込まれている。傷害・疾病保険商品は、当社の大規模な保険金請求データベース、継続的な経験の追求、積極的な救済措置及び業務における規模のメリットを背景に、当社の収益力の重要な原動力となっている。関連ある規制当局筋及び業界筋により公表されたデータによると、2009年、当社は、香港（33%）、シンガポール（27%）、マレーシア（17%）及びタイ（73%）の傷害・疾病保険において、それぞれかつこ内に示す最大の市場シェアを占めた。

団体保険

当社の団体保険業は、アジア・パシフィック地域において福利厚生、信用保険並びに年金商品及びサービスを提供している当社のグループ・コーポレート・ソリューション部門（以下「AIAグループ・コーポレート・ソリューション」という。）を通じて運営されており、2010年5月31日現在、約100,000社の企業顧客を有し、10百万人以上の保険加入者にサービスを提供している。当社は、通常、当社の複数の販売チャネル・ネットワークを利用して当社の15の地域別市場全てでこれら商品を販売している。これらの商品及びサービスに係る当社の最も重要な地域別市場は、オーストラリア、香港、マレーシア、シンガポール及びタイである。これらのサービスに関しては、当社は、アジア・パシフィック地域においてトップ企業であると考えている。関連ある規制当局筋及び業界筋により公表されたデータによると、AIAグループは、オーストラリア（2010年3月現在の団体生命保険業界において21.8%の市場シェア）においてトップの座を占め、また、香港（2009年の団体医療保険業界において16.7%の市場シェア）及びシンガポール（2010年3月現在の団体生命保険業界において29.0%の市場シェア）において第2位の座を占めた。

当該分野における当社の主要な戦略の1つは、当社の保険加入者へのアクセスを利用し、彼らの雇用者が提供する保障を向上させるために設計されたさらなる個人生命保険商品及び傷害・疾病保険商品を販売することである。当社は、販売増進、代理店販売網の生産性の向上及び新たな販売モデルの開拓のために、AIAグループ・コーポレート・ソリューション商品に関する代理店のトレーニングを強化している。例えば、当社は、現地の中小企業に対する企業向け商品のIFA売上の増加に取り組んでいる。さらに、当社は、AIAグループ・コーポレート・ソリューション事業が、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (1) 業界概況」に記載される一定の行政改革により利益を獲得できると考えている。

通常、企業、政府機関及び団体向けに売り出される団体保険は、当社の契約量及び収益力の成長の原動力である。団体保険保障範囲は、通常、企業又は政府機関の従業員に代わって雇用者がアレンジする。雇用者は通常、団体定期生命保険や団体医療保険といった基本契約の保険料を支払う。団体信用生命保険商品は通常、金融貸付機関の顧客（債務者）に対して生命保険による保障を提供する。保険料は通常、貸付費用に織り込まれており、モーゲージ・ローン、クレジットカード及び自動車ローンが保障範囲となる。当社は、2010年5月31日現在、団体生命保険商品について、約62,000の企業保険契約者及び約7百万人の被保険従業員/加入者、並びに団体信用生命保険商品について、約1,500の企業保険契約者及び約2.6百万人の被保険者との間で有効な団体保険契約の有効契約のポートフォリオを有している。当社はさらに、韓国、中国及びベトナムにおける、このような種類の保険商品の市場は未開拓であると考えている。

企業年金商品

当社の企業年金商品事業は、主に、AIAペンション・トラスティ及びAIAトラスティによって運営されている。AIAペンション・トラスティ及びAIAトラスティは、任意企業年金に関するORSO及び確定拠出制度に関するMPFSOに基づき、50超のファンド銘柄を提供する複数投資運用会社基盤のトラスティである。これらの商品は、幅広い販売チャネルにまたがって販売されている。AIAペンションは、その他の集団投資スキームのトラスティとしての役割も果たしている。

2000年以来、香港政府が従業員に対して強制退職積立金を義務づけたことにより、当社の年金事業は飛躍的に増加した。2010年5月31日現在、AIAペンションは、香港における約37,000人のORSO及びMPFSOの企業顧客の700,000人超の従業員をカバーした年金管理事業のために総額57億米ドルの運用資産を有している。

AIAグループは主に、専属代理店、委託及びダイレクト・マーケティング・チャネルにより年金商品を販売しており、当社の業務は、当社独自の地域年金管理システムその他の運営サポート・プログラムによって支えられている。当社

は、自社運用ファンド及び第三者運用ファンドを混合して活用している。かかるファンドは、通常AIAグループの貸借対照表には計上されないため、企業年金商品に係る新規契約活動は、当社の生命保険事業に係る新規契約評価基準（年換算新規契約保険料及び新規契約保険料）又は総加重保険料収入には含まれない。

販売

当社は、専属代理店、銀行、ダイレクト・マーケティング、IFA及びブローカー等、全ての主要な販売チャネルを通じ、幅広い商品を販売している。経済発展の段階が異なる多くの地域別市場において幅広い販売モデルを利用した経験により、当社は市場動向に対応し、優れた販売戦略を市場全体に効果的に伝えるのにふさわしい立場にあると当社は考えている。

アジア・パシフィック地域で事業を開始して以来、当社は、発展都市から農村地域まで、当該地域全域にわたる専属代理店販売網を築いてきた。2010年5月31日現在、当社の専属代理店販売網は309,000超の代理店からなる。

当社は、当社の知名度及び事業範囲を広げるため、その他の販売チャネルを拡大中であり、特に、アジア・パシフィック地域全域の銀行及び金融サービス会社の優先的パートナーとなれるよう努力している。2010年5月31日現在、当社はアジア・パシフィック地域全域において、銀行及び金融機関との間に120超の取引関係を有している。また、特定の市場のニーズに対応し、且つ、当社販売チャネルを拡大することを目的として、（保険）銀行窓販プログラムを調整するために各種パートナーシップ・モデルを利用している。

当社は、韓国及び台湾において、（データベース・マーケティング等の）洗練されたダイレクト・マーケティングによる販売を行い、販売基盤を拡大してきた。また、当社商品は、特に香港、シンガポール及びオーストラリア等のより発展した市場において、IFA及びブローカーによる非独占ベースでの販売が増加している。

以下に記載された期間における当社の年換算新規契約保険料及び新規契約高並びにそれぞれの新規契約利益率に対する当社の5つの主要販売チャネルの拠出金は、以下に記載の通りである。

	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間	合計に 占める 割合 (%)	2009年 11月30日に 終了した 6ヶ月間	合計に 占める 割合 (%)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間	合計に 占める 割合 (%)
(新規契約利益率以外は、百万米ドル)						
代理店						
年換算新規契約保険料（注1）	506	65.5	801	72.5	614	69.3
新規契約高（注2）	201	77.0	279	77.2	246	72.2
新規契約利益率（注3）（%）	39.7	N/A	34.8	N/A	40.0	N/A
(保険)銀行窓販						
年換算新規契約保険料（注1）	44	5.7	64	5.8	71	8.0
新規契約高（注2）	5	1.9	14	3.9	17	5.1
新規契約利益率（注3）（%）	11.1	N/A	22.0	N/A	24.3	N/A
ダイレクト・マーケティング						
年換算新規契約保険料（注1）	94	12.2	109	9.9	87	9.8
新規契約高（注2）	12	4.5	30	8.4	36	10.5
新規契約利益率（注3）（%）	12.5	N/A	27.7	N/A	41.1	N/A
その他						
年換算新規契約保険料（注1）	129	16.6	131	11.9	115	12.9
新規契約高（注2）	43	16.6	38	10.5	42	12.2
新規契約利益率（注3）（%）	33.7	N/A	29.0	N/A	36.3	N/A
合計						
年換算新規契約保険料（注1）	773	100.0	1,105	100.0	887	100.0
新規契約高（注2）	261	100.0	361	100.0	341	100.0
新規契約利益率（注3）（%）	33.8	N/A	32.6	N/A	38.4	N/A

（注1）年換算新規契約保険料は、当社の企業年金契約、個人保険及び自動車保険に係る新規契約並びに当社が2009年10月に処分したPT・アスランシAIAインドネシアによる新規契約を除いて計上されている。

（注2）新規契約高は、グループ事務費の計上前に現地の法定基準に基づき且つ当社の企業年金契約及び当社が2009年10月に処分したPT・アスランシAIAインドネシアに係る拠出金を除いて計上されている。

（注3）新規契約利益率は、グループ事務費の計上前に現地の法定基準に基づき且つ当社の企業年金契約及びPT・アスランシAIAインドネシアに係る拠出金を除いて、新規契約高として計算され、年換算新規契約保険料に対する割合として表示される。

代理店は、年換算新規契約保険料上、引き続き当社の最も重要な販売チャネルであり、2010年度上半期の当社の年換算新規契約保険料合計の69.3%、2010年度上半期の新規契約高合計の72.2%を占めた。特に、当社の代理店販売網は、各当社主要市場によりもたらされた年換算新規契約保険料の70%超を占めた（2010年度上半期の年換算新規契約保険料の58.0%が代理店販売に起因した韓国での事業を除く。）。当社のその他の市場の報告セグメントにおける販売チャネルは、より多様化しており、当社の代理店販売網は、2010年度上半期の当社の年換算新規契約保険料の23.0%に寄与した。代理店は、引き続き当社の最も収益性の高いチャネルであり、2009年度上半期の新規契約高合計の77.0%、2010年度上半期の新規契約高合計の72.2%に寄与している。当社の代理店チャネルを通じた売上に係る新規契約利益率は、2009年度上半期には39.7%、2010年度上半期には40.0%であった。

ダイレクト・マーケティングは、2010年度上半期の年換算新規契約保険料合計の9.8%、2010年度上半期の新規契約高合計の10.5%にそれぞれ寄与した。韓国における当社の事業は、当社の事業部門の中で年換算新規契約保険料に対するダイレクト・マーケティングの拠出金が最も高く、2010年度上半期の年換算新規契約保険料に占める割合は、2009年度上半期の47.6%と比較して36.3%、2010年度上半期の新規契約高に占める割合は、2009年度上半期の53.2%と比較して75.3%であった。韓国が寄与した年換算新規契約保険料の占める割合の減少は、韓国市場におけるより強化されたダイレクト・マーケティング・チャネルに対する規制を反映しており、かかる減少は、当社が新規契約の収益性の最大化に焦点をあてたことを反映し、2009年度上半期の13.0%から2010年度上半期の55.8%に増加した新規契約利益率によりもたらされた新規契約高の拠出金の増大により十分相殺された。

（保険）銀行窓販は、2010年度上半期における年換算新規契約保険料上、最も成長速度の速い販売チャネルであり、2010年度上半期の年換算新規契約保険料合計の8.0%、2010年度上半期の新規契約高合計の5.1%を占めた。今日当社は、120超の（保険）銀行窓販の取引関係をアジア・パシフィック地域の全域に有している。当社の報告セグメントのうち、当社の（保険）銀行窓販チャネルによりもたらされた年換算新規契約保険料は、当社のその他の市場の報告セグメント（特にインドネシア、次いでタイ及び中国の報告セグメント）において最も著しかった。インドネシアでは、（保険）銀行窓販による年換算新規契約保険料は、当社が継続的に当該市場における（保険）銀行窓販パートナーと

の関係を構築した結果、2009年度上半期から2010年度上半期の間に2倍超に拡大した。タイ及び中国における当該販売チャンネルからの年換算新規契約保険料の拠出金は、当社がさらなる（保険）銀行窓販パートナーを継続的に追求した結果、2009年度上半期から2010年度上半期の間にそれぞれ5.1%及び31.3%増大した。上記の結果、（保険）銀行窓販チャンネルによりもたらされた新規契約高は、2009年度上半期の5百万米ドルから2010年度上半期の17百万米ドルに増大し、これにより、2010年度上半期の当社の新規契約利益率は、2009年度上半期の11.1%から2倍超に拡大し、24.3%となった。

当社のその他のチャンネルには、IFA/委託チャンネル及び当社の企業販売センターが含まれ、当該チャンネルが2010年度上半期の年換算新規契約保険料合計に占める割合の合計は、2009年度上半期の16.6%と比較して12.9%、2010年度上半期の新規契約高合計に占める割合は、2009年度上半期の16.6%と比較して12.2%であった。IFA/委託チャンネルは、主に香港、シンガポール及びオーストラリアで利用されており、企業販売センターは、主に香港、シンガポール及びインドネシアにおける当社の事業で利用されている。

代理店チャンネル

当社はアジア・パシフィック地域における最強の専属代理店のフランチャイズの1つを有していると考えている。最新の各期間の公表市場データによると、当社の代理店販売網は、2009年の香港及びシンガポールの保険市場における代理店総数の25%超を占め、2008年のフィリピンの保険市場においては通常生命保険代理店総数の20%超を占め、さらに、タイの保険市場における代理店総数では15%超を占めた。当社の専属代理店は、当社のほぼ全ての保険商品を販売しているが、ユニバーサル生命保険商品等のより複雑で、総じてより有益な保険商品の多くについて優先的な販売チャンネルとして活動している。代理店チャンネルの獲得規模及びその範囲は、特に発展市場において競合他社が再現しがたいコスト効率をもたらすと当社は考えている。

当社の代理店モデルの専属的性質並びに代理店販売網の管理、教育及び意欲を高める当社の役割により、当社は販売チャンネルに対する重要な支配権を有し、当社が、（ ）商品戦略及び開発過程を特定の顧客層及びその要望に応えるものにする、（ ）当社の顧客及び潜在的新規顧客のニーズを予測すること、並びに（ ）これらのニーズに基づき、新商品を生み出しベスト・プラクティスを普及させることが可能となる。

当社は生産性の高い代理店販売網を有していると考えている。2008年度及び2009年度における当社の稼働中代理店（すなわち、月に少なくとも1つ以上の生命保険商品を販売する代理店）ごとの初年度保険料は、当社が代理店販売を利用している当社の12の地域別市場において年22,000米ドル超、又は月1,800米ドル超であった。2008年度及び2009年度中、各稼働中代理店は平均して年に42超の生命保険商品を販売した。当社の専属代理店販売網を通じて販売された保険商品の2009年度の継続率は、当社市場の大部分においては約80%であったが、一部の発展市場においては約95%に上った。

当社は、（特に、ブルーデンシャル取引の終了に一部起因して、2010年度上半期に代理店の生産性が2008年度及び2009年度の水準を下回った先進国市場における）当社の代理店販売網の生産性拡大に注力している。例えば、香港、シンガポール及び韓国の当社主要市場においては、2008年度上半期、2008年度下半期、2009年度上半期、2009年度下半期及び2010年度上半期の1ヶ月ごとの専属代理店当たりの初年度保険料は、それぞれ約5,000米ドル、約4,300米ドル、約2,500米ドル、約3,700米ドル及び約3,000米ドルであった。当社は、これらの市場における代理店の生産性を過去の水準まで回復する大きな機会が存在すると考えている。当社はまた、発展途上の生命保険市場及び新興の生命保険市場における代理店の生産性のさらなる拡大に注力しており、かかる市場の一部においては、専属代理店の生産性がより安定化した。例えば、タイ、マレーシア及び中国の当社主要市場においては、2008年度上半期、2008年度下半期、2009年度上半期、2009年度下半期及び2010年度上半期の1ヶ月ごとの専属代理店当たりの初年度保険料は、それぞれ約380米ドル、約360米ドル、約330米ドル、約440米ドル及び約380米ドルであった。

当社はまた、当社の専属代理店をミリオン・ダラー・ラウンド・テーブルの会員にすることにも注力している。2009年には、1,300人超の当社の専属代理店がミリオン・ダラー・ラウンド・テーブル（これは生命保険業界における重要な成功基準である。）の会員によりその生産性について報酬を受けた。生命保険代理店業界全体のうち、ミリオン・ダラー・ラウンド・テーブルに会員登録されている代理人は1%に満たない。2009年において、AIAグループは、ミリオン・ダラー・ラウンド・テーブルの登録会員という観点から生命保険会社の世界上位第5位以内に位置しており、また、米国以外のミリオン・ダラー・ラウンド・テーブル会員という観点からは、2009年において保険会社全体で第3位となった。

以下の表は、2010年5月31日現在の各当社主要地域別市場及びその他の地域別市場における、当社の専属代理店販売網の大まかな規模を示している。

代理店規模

地域別市場	専属代理店の数
香港（注1）	8,195
タイ	81,670
シンガポール	3,555
韓国	3,940
中国	23,115
マレーシア	10,200
その他の地域別市場（注2）	178,610
合計	309,285

（注1）数値にはマカオが含まれる。

（注2）数値にはAIAインドの約148,100の代理店が全て含まれる。

当社は、アジア・パシフィック地域において事業を展開し専属代理店モデルを開拓した最初の生命保険会社の1つであったと考えている。専属代理店モデルは、アジア・パシフィック地域における当社の長年のルーツの最も重要な財産のうちの1つである。とりわけ、当社の代理店ネットワークの歴史と実績により、特に代理店リーダー間において安定性と代理店保持力が培われると当社は考えている。2010年5月31日現在、当社の代理店リーダー全体の19.5%が、10年超にわたりAIAの代理店であり、専属代理店販売網（代理店リーダーを含む。）全体の7.3%が10年超にわたりAIAの代理店である。2010年5月31日現在、当社主要地域別市場において、当社の代理店リーダーの約42%が、また当社の専属代理店販売網（代理店リーダーを含む。）全体の約16%が、10年超にわたりAIAの代理店である。2009年度下半期の新たな代理店リーダーの数は、2009年度上半期の5,471から10,106に増大した。2010年度上半期の新たな代理店リーダーの数は、10,284であった。

当社の代理店の12ヶ月間の保持率は、2008年度の約52%から2009年度は約58%まで増加し、2010年度上半期には約58%で安定した状態を維持した。当社は、この保持率は、当社の代理店のAIAグループに対する定着の証だと考えている。一部の場においては、当社の専属代理店は、そのほとんどのキャリアを当社と共にし、その代理店業務を次の世代に引き継いだ。当社の代理店販売網が安定していたおかげで、当社の代理店はその多くが提供する対面接客及び24時間・年中無休の営業という利便性によって強化された、長年にわたる顧客との関係を築くことが可能となったと考えている。

当社は、一貫性のある秩序立った採用サイクルの利用、創業間もない代理店の採用を目的としたプログラム及び高いブランド力を誇る当社の社名を活用したプログラム、並びに新たな専属代理店の採用を伴う管理者の報酬体制を含む高度な代理店報酬体系などの採用戦略によって支えられた地域別事業所及び営業所の拡大を通じた新たな専属代理店数の増強に注力している。当社は、当社が獲得した新たな専属代理店の数が、当社の採用戦略の成功を反映しているものと考えている。特に、当社は、2008年度には167,637、2009年度には143,766の新たな専属代理店を獲得し、また当社は、専属代理店の新規採用に対するプルーデント取引を終了したことによるマイナスの影響にもかかわらず、2010年度上半期には52,596、2010年度第3四半期には33,446の新たな専属代理店を獲得した。

代理店管理

当社は、当社の専属代理店販売網を効果的に機能させるために、包括的な代理店指導、コンプライアンス及び報酬体系を確立している。当社の専属代理店販売網は、最高代理店責任者並びに代理店の取締役及び経営陣のチームにより主導される。各現地事業部門は、代理店販売網を最適化することを専門とする従業員のチームを設け、当該チームは、業績が優秀な者が他の代理人の監督及び管理に進む階層構造になっている。代理店の経営陣が代理店リーダーを監督し、同様に、代理店リーダーは専属代理店を監督する。代理店スタッフは、当社の専属代理店販売網の行動を監視及び監督する。代理店を監督し、代理店の意欲を高めるために、現地の各代理店チームは以下の広範な責任を負っている。

- ・代理店の拡大のために戦略的な計画を策定し、実施すること。
- ・代理店のより良い管理方法について代理店リーダーに助言を行うこと。
- ・年間の戦略的な計画及び生産性の目標を策定するためにAIAグループ代理店と協力すること。
- ・代理店のインセンティブ・コンテスト及び表彰制度を設置するために開発チームと協力すること。

・様々なレベルの代理店のために指導及び開発プログラムを監督すること。

当社は、代理店との密接な関係により、顧客のニーズを的確にとらえるのに役立つ重要なフィードバックを得られることを発見した。例えば、当社の代理店は顧客に対し独自の「財務の健全性チェック」質問票を利用しており、当社はこれを顧客の保険の適用範囲及びその他の特定のニーズにおけるギャップを確認し、そのギャップを当社の他の商品の1つと合致させるか、新しい商品の開発のために利用できる価値のある手段であると考えている。

当社は、当社が営業を行う市場状況の変化を反映する代理店事業戦略を開発してきた。香港及びシンガポールなどのより発展した市場においては、富裕層人口に対してより良いサービスを提供するための市場拡大並びに代理店の細分化、収益性の高い商品の販売を奨励するための代理店の報酬体系の改善、「ニーズに基づく」販売方法の開発に焦点をあてている。さらに当社は、代理店契約に基づくAIAグループの生産性要件を満たさなかった専属代理店を合理化する措置を講じた。中国などの高度成長市場においては、マネージャーの報酬を採用における成功と結びつけることにより代理店販売網を拡大することを重視している。

報酬

専属代理店に対する当社の報酬制度は、専属代理店のインセンティブを収益性の高い商品の販売、売上高及び保険契約の継続率などの主要目的に密接に連携させている。当社の代理店に対する報酬制度の主要な構成要素は、手数料、売上ボーナス及び継続率ボーナスである。アジア・パシフィック地域における異なる営業環境を反映し、代理店に対する報酬に関する当社の条件は市場ごとに異なる。例えば、比較的最近AIAグループが参入した市場の多くでは、報酬は代理店の採用の促進及び代理店販売網の成長を目的としているが、既存の市場における取り決めでは、より複雑且つ収益性の高い商品の販売を重視している。当社は、業界の発展を踏まえて常に報酬に関する取り決めを見直しており、当社の報酬制度を修正するために明確な内部承認過程を設けている。

当社の専属代理店は、AIAグループの従業員ではない。専属代理店との間で締結した契約は、当社事業におけるかかる契約について、通例的で他に劣らない条件及び報酬体系を提供していると当社は考えている。当社の専属代理店との契約は、全ての重要点について適用法令の要件を確実に遵守するため、法務部及びコンプライアンス部により再検討される。

2010年初頭、最も優れた業績を有する代理店の奨励策が、ブルネイ、香港、インドネシア、マカオ、フィリピン、中国、シンガポール、韓国、タイ及びベトナムにおける代理店に対し導入された（以下「代理店奨励策」という。）。代理店奨励策の報償は、参加者に対し現金で、又は、AIAグループの完全なる裁量により、参加者に対し支払われるはずであった報償金額に相当する価値を有するとAIAグループが判断する代替的資産によって現物で支払われる。報償は、2010年6月1日から2011年11月30日までの各適格代理店の業績に基づいており、2013年3月31日までに最後の報償が支払われるように、支払が調整されている。適格代理店の実際の業績及び離職率によっては、将来の期間において認識された時点における代理店奨励策の費用は、営業利益、エンベディッド・バリューの変動及び新規契約高に反映されている獲得費用に対する獲得費用超過額に重大な影響を及ぼす可能性がある。AIAグループは、代理店奨励策を代理店活動及びその生産性を向上させるための1度限りの戦略として考えているため、新規契約高に対しいかなる影響も及ぶものとは想定していない。

指導及び開発

代理店の生産性及び保持力を強化するために、当社は、新規の代理店、経験を積んだ代理店、新規の代理店リーダー及び経験を積んだ代理店リーダーそれぞれにデザインされた指導プログラムを開発してきた。全てのレベルにおいて、指導は、地域のライセンスの適格要件及び当社の行動ガイドラインの遵守、生産性並びに収益性を重視しており、当社の代理店が関連する商品ソリューションをもって顧客のニーズに対応できるよう、当社の商品一式についての理解に重点的に取り組んでいる。2010年5月31日現在当社は、当社の専属代理店販売網の指導を担当している600名超の指導者を有している。

（保険）銀行窓販チャネル

当社は、（保険）銀行窓販における存在感を拡大することに重点的に取り組んでいる。当社は、（保険）銀行窓販を通して当社の全てのカテゴリーの保険商品を販売しており、従来型の生命保険及び傷害・疾病保険商品においてますます重要な販売チャネルとなっている。当社は、ニュージーランドを除く当社の全ての地域別市場において（保険）銀行窓販を利用し、2010年5月31日現在、120を超える（保険）銀行窓販の取引関係を有しており、その過半数は、正式且つ独立の販売契約に服している。当社の（保険）銀行窓販の取引関係は、通常5年以上の期間を有する独占的契約からオープン構造契約まで多岐にわたっている。オープン構造契約は、非独占的であり、一般的に当社のパートナーが2社から4社までの保険会社の保険商品を販売することを許可しており、無制限又は1年毎に更新可能な期間を有している。当社の（保険）銀行窓販の取引関係には、通常、手数料に基づく支払期間が含まれる。当社の（保険）銀行窓販のパートナーは、13,000を超える銀行支店のネットワークを有しており、当社の（保険）銀行窓販パートナーの顧客を拡大し、アクセスする機会を提供してくれるだろうと考えている。当社は、2009年度に10の（保険）銀行窓販の取引関係を締結した。その中には、フィリピン有数の銀行であるバンク・オブ・ザ・フィリピン・アイランド（以下「BPI」という。）の800超の支店からなる販売ネットワークへのアクセスをフィラムライフに提供するフィリピンにおける独占的且つ戦略的なジョイント・ベンチャーが含まれる。2010年5月31日に終了した6ヶ月間に当社は、新たに11の（保険）銀行窓販の取引関係を締結した。さらに2010年9月9日、当社は中国工商銀行と長期戦略的パートナーシップ契約を締結した。当該契約に基づき、AIAグループと中国工商銀行は、中国における（保険）銀行窓販業務を共同開発し、また銀行預金、資産管理、現金管理、投資銀行業務、電子銀行業務、クレジット・カード、顧客サービス、資金調達業務、信用供与及び職員研修を含む広範な銀行業務分野において緊密に協力する意向である。

（保険）銀行窓販は、当社のパートナーの顧客基盤及び支店網へのアクセスを提供し、当社の市場範囲並びにエクスポージャーを拡大するため魅力的である。（保険）銀行窓販による販売は、銀行、保険その他の金融サービスへの加入が1ヶ所のできることを好む顧客のニーズの変化を敏感に察知する。

当社は、引き続き新たな（保険）銀行窓販の機会を追求しており、次に記載する多数の独自の特性により、当社が銀行及び金融サービス会社にとって魅力的なパートナーであると考えている。

- ・当社は、ジョイント・ベンチャー及び戦略的提携から、特定の商品又はサービスの供給の非独占的な販売関係まで当社のパートナーのニーズに合うようカスタマイズすることができる幅広い（保険）銀行窓販モデルを受け付けており、これらのモデルにおける重要な経験を有していること。
- ・AIAブランドが、当社の市場の大部分において広く認識されていること。
- ・当社は、当社のパートナー特有の顧客セグメントに合わせた広範囲な品揃え及び地域における長期にわたる実績により得た関連する専門的知識を有していること。
- ・当社の基盤及び規模により、当社の競合企業の多くと比べてより幅広いサービス及びサポートを提供できること。
- ・当社の広範囲な代理店販売網が、クレジット・カード及びその他の銀行サービスに対してクロス・セリングの重要な機会をもたらすこと。

ダイレクト・マーケティング・チャネル

ダイレクト・マーケティングは、当社にとってますます重要になった販売チャネルである。当社は台湾において、消費者への直販及び消費者金融のパートナーの顧客に商品を販売するスポンサー協定の両方において、ダイレクト・マーケティング・チームを採用している。韓国においては、当社は、電話による勧誘販売の後に対面して商談を行う段階的な販売手段に依拠する販売チャネルであるハイブリッド・マーケティングを利用している。当社は一般的に、市場単位ベースでスポンサー・パートナーシップを構築している。当社のダイレクト・マーケティングへの取り組みは様々であり、ブロード・メディア広告、データベース・マーケティング、アフィニティ顧客へのアウトバウンド・コール及び当社の商品を販売する外部のコール・センターであるダイレクト・マーケティング代理店などのいくつかのサブ・チャネルを活用している。当社は、タイ、オーストラリア及びインドネシアにおいてさらなるダイレクト・マーケティング・センターを開発しているが、当該国における規制及び消費者の環境は本チャネルに良く適していると考えている。タイでは、2008年度及び2009年度に5つの新規スポンサー・パートナーと契約を交わし、また当社は、2008年第4四半期にタイで、高齢者層向けの終身保険商品のために広範囲なマーケティング・キャンペーンを実施した。

インドネシアでは、2008年にコール・センターを設置し、2009年には、多くの（保険）銀行窓販の取引関係を拡大することでダイレクト・マーケティングの要素を取り込んだ。当社が通常、コール・センター及びダイレクト・マーケティング・センターの管理運営責任を負う一方、当社のスポンサー・パートナーは、事務所スペース等の一定のインフラを提供する。これらのセンターの管理における当社の役割により、当社は、AIAグループ及びスポンサー・パートナーの販売員による関連する登録及び認可の取得を確保することができる。当社のスポンサー・パートナーとの契約は通常、販売員の売上目標、1年から3年の当初期間及び販売員の販売業績ベースの手数料に係る支払期間並びにワークステーションの使用料を盛り込んでいる。当社は通常、生産目標を達成できるよう、販売手を管理している。当社は、コール・センター及びダイレクト・マーケティング・センターで販売員の勧誘を受けた顧客に対し、アフター・サービスを提供する責任を負う。

その他の販売チャネル

当社は、主に香港、シンガポール及びオーストラリアにおいて、小売保険商品のためにIFA及び委託販売チャネルを利用している。2010年5月31日現在、オーストラリアにおける280超の委託関係を含む、本チャネルにおけるビジネス・パートナーと約480の進行中の関係を有していた。AIAグループとそのIFA及び委託パートナーとの間に締結された協定は、通常非独占的であり、歩合制の支払条件を含む。

当社は、顧客がアドバイザーからの独自の助言を求める限り、IFAチャネルが先進国市場においてますます重要になってくると予想している。当社は、AIAグループにチャネルのスペシャリストの専用チームを設置し、当社の地域別市場において、長期で維持可能且つ生産的な関係に発展させるために「パートナーシップ・モデル」を推進している。

当社は、顧客企業に従業員給付商品、信用保険商品及び年金商品を提供する団体保険契約を販売するため、仲介業者及び企業向け直接販売チームも利用している。団体商品販売チームは積極的で規律があり、且つ顧客中心のビジネスモデルを展開しており、それによって当社は定期的に顧客セミナーを開催して業務拡大のためのフィードバックを受けている。これは特殊な事業であり、当社はAIAグループが顧客に差別化された価値を提案するための高い能力と独自の技術ソリューションを開発してきたと考えている。当社の団体商品事業は、AIAグループが新規の（保険）銀行窓販パートナーを引き付けるよう支援することにより、またグループのメンバーに対する追加の商品及びサービスの相互販売及びより高額な商品の販売を行う機会をAIAグループに提供することにより、当社のその他のチャネルにも貢献している。

当社の主要な事業部門

当社は、15の地域別市場において現地事業部門を有しており、これにより当社は、アジア・パシフィック地域における広範の地域別の足がかりを入手した。当社は、香港、韓国、タイ、シンガポール、中国及びマレーシアが当社主要地域別市場であると考えている。フィリピン、オーストラリア、インドネシア、ベトナム、台湾、ニュージーランド、インド、マカオ及びブルネイの現地事業部門を、その他の地域別市場と呼んでいる。

アジア・パシフィック地域内においては、当社は、香港（マカオを含む。）、シンガポール（ブルネイを含む。）、台湾、韓国、オーストラリア及びニュージーランドを発展した生命保険市場として、タイ、マレーシア及び中国を発展途上の生命保険市場として、並びにインドネシア、ベトナム、フィリピン及びインドを新興の生命保険市場として考えている。

当社主要地域別市場

香港

市場概況

香港の生命保険市場は、アジア・パシフィック地域において6番目に大きな市場であり、2009年の生命保険料は約203億米ドルであった。当社は、アジア・パシフィック地域において、香港は高度且つ成熟した保険市場であると考えている。香港の生命保険業界は、2004年から2009年にかけて生命保険料が2桁台の成長を記録し、年間複合成長率で約9.9%増加した。当社は、最近の保険料の成長と香港の最近の経済成長（GDPは2004年から2009年にかけて年間複合成

長率で約4.9%増加)は、普及率(2009年は9.6%)及び保険密度(2009年は2,800米ドル超)と相まって、保険商品に対する顧客の需要が実証されているアジア・パシフィック地域において成熟した生命保険市場が存在することを示していると考えている。

事業内容

当社は、AIAが香港に支店を開設した1931年に事業を開始した。当社は、限定的に中断した期間を除けば、香港において70年超にわたり地位を維持している。香港は、当社のグループオフィスの所在地である。保険業監理処によって区分・公表されたデータによると、AIAグループは、香港の生命保険市場で業界トップであり、直接に継続中の個別及び集団事業保険料における2009年のAIAグループの市場シェアは15.9%であった。2010年5月31日現在、AIA香港は、1百万超の個人顧客にサービスを提供している。

AIA香港は、多チャンネルの販売ネットワークを維持している。AIA香港の主要な販売チャンネルは、その代理店販売網である。AIA香港は、2010年5月31日現在、約8,195の代理店を有している。当社は、香港の保険市場において当社が最大の代理店販売網を有していると考えており、AIA香港の代理店販売網は、安定性(2010年5月31日現在、2,700を超える代理店がAIA香港において10年を超える勤務年数を有していた。)及びその専門性並びに生産性(2009年に香港市場における最多の数である600超の代理店がミリオン・ダラー・ラウンド・テーブルの登録メンバーであった。)に特徴付けられる。IFA/委託販売チャンネルを通して、AIA香港は、2010年5月31日現在、約520のブローカー・ファームと提携し、約35の重要な事業関係を構築している。AIA香港とそのブローカー・パートナーとの関係は、書面による契約に服し、また通常非独占的であり、手数料に基づく支払期間を含み、且つ年間ベースで自動的に更新される。さらに、AIA香港は、2010年2月に主要なリテール・バンクと(保険)銀行窓販の取引関係を締結した。

AIA香港は、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

- ・代理店販売網の生産性の拡大及び向上を継続し、顧客価値管理ツールの使用を通して代理店販売網の生産性をさらに高め、且つ代理店販売網を成長させるために、顧客中心の代理店展開モデルを実施すること。
- ・リテール及び富裕層顧客向け(保険)銀行窓販チャンネルのさらなる発展並びにIFA/委託チャンネルの富裕層顧客へのさらなるアクセスを含む代替販売チャンネルを拡大し、構築すること。
- ・様々な金融及び資産計画ソリューションを提供するための富裕層の個人向けの保険料助言能力を構築すること。

タイ

市場概況

タイの生命保険市場は、2009年においてアジア・パシフィック地域で8番目に大きな市場であり、生命保険料は約62億米ドルであった。2004年から2009年において生命保険料は年間複合成長率で15.0%増加した。当社は、生命保険市場の規模が比較的小さいこと並びに普及率(2009年は2.4%)及び保険密度(2009年は約92米ドル)が比較的低いことが、この地域においてかなりの成長機会が期待できる発展途上の生命保険市場が存在することを示していると考えている。

事業内容

当社は、AIAがタイに支店を開設した1938年に事業を開始した。当社は、タイにおいて最初に営業を開始した国際的な生命保険会社の1社である。AIAタイがタイ市場で営業する外資系生命保険会社のうち唯一の完全所有支店であることは、当社が長期にわたり現地で事業を行っていることも理由の1つである。タイ生命保険協会が区分・公表したデータによると、AIAグループは、タイの生命保険市場において業界トップであり、2009年の総加重保険料収入におけるAIAグループの市場シェアは35.6%であった。AIAタイが有する生命保険商品及び個人傷害保険商品における有効な

保険契約数は、2009年11月30日現在のタイの生命保険会社の中で最大（タイ生命保険協会が公表したデータによると約6.6百万）であった。

AIAタイの販売戦略の要となるものは、2010年5月31日現在において約81,670の代理店を有する大規模なネットワークである。この販売チャネルは、これまでAIAタイの事業において高い比率を占めてきた。当社は、その代理店販売網がタイの保険市場において最大規模であると考えている。さらに、AIAタイは、2010年5月31日現在、6つの（保険）銀行窓販の取引関係を有しており、これにより1,200を超える銀行支店のアクセスが可能になっている。AIAタイはまた、2010年5月31日現在、11のダイレクト・マーケティングの取引関係を有している。ダイレクト・マーケティング・チャネルにおいて、当社は、AIAタイはダイレクト・レスポンス販売におけるマーケット・リーダーであると考えている。ダイレクト・レスポンス販売とは、顧客データベースに頼らずに、AIAタイの新聞、テレビその他の類似の広告に対して反応のあった顧客に商品を販売することである。

AIAタイは、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

- ・（ ）代理店の細分化、（ ）改善された顧客サービス、（ ）クロス・セリング及び満期を迎える契約者の再獲得プログラム、（ ）AIAタイの広範囲にわたる顧客データベース及び信憑性のある実績データの活用、並びに（ ）より多くの代理店を育成するために特化した採用プログラムの実行を通して代理店販売網の生産性を改善すること。
- ・ 拡大する地方市場において業界トップの地位を築くために商品及び顧客の細分化並びに代理店指導戦略をさらに強化すること。
- ・ 革新的な健康・健康増進商品によるソリューションを提供することにより健康分野における優勢な地位を活用すること。
- ・ 当社の金融サービスの業務範囲を拡大し、投資、資産計画及び退職ソリューションも業務範囲にすること。

シンガポール

市場概況

シンガポールの生命保険市場は、アジア・パシフィック地域で7番目に大きな市場であり、2009年において生命保険料は約91億米ドルであった。2004年から2009年において生命保険料は年間複合成長率で6.2%増加した。当社は、シンガポールはアジア・パシフィック地域において魅力的で成熟した生命保険市場であると考えている。その理由として、シンガポールの当該地域内の金融センターとしての地位、強制的社会保障貯蓄制度（中央積立基金）、普及率（2009年は5.1%）及び保険密度（2009年は約1,912米ドル）があげられる。当社は、シンガポールの人口が少ないことや同国が莫大な富を有することから、生命保険会社にとって他にない成長機会をもたらす市場が成立したと考えている。

事業内容

当社は、1931年にAIAがシンガポールに支店を設立したときにシンガポールでの事業を開始した。当社は限定的に中断した期間を除けば、80年近くもの間シンガポールでの存在を維持しており、シンガポールで業務を行った最初の国際的な保険会社の1社である。当社は、AIAシンガポールのAIAの子会社化に向けて準備を進めている。シンガポール通貨監督庁が公表したデータによれば、AIAグループは、シンガポールの生命保険市場で業界トップであり、2009年の総加重保険料収入におけるAIAグループの市場シェアは24.9%であった。AIAシンガポールは、2010年5月31日現在、900,000超の個人顧客にサービスを提供している。

AIAシンガポールにとって（保険）銀行窓販が成長中の販売チャネルであるが、以前から代理店チャネルがAIAシンガポールの売上高に大きく貢献してきた。AIAシンガポールは、2010年5月31日現在、約3,555の代理店と約6つの（保険）銀行窓販の取引関係を有している。とりわけ、AIAシンガポールの（保険）銀行窓販チャネルは、シンガポールの富裕層の顧客へのアクセスや投資商品の販売に使用されている。

AIAシンガポールは、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

- ・（ ）代理店販売網及び生産性の強化及び満期保険契約リキャプチャー・プログラムの導入、（ ）（保険）銀行窓販の取引関係の比較評価、並びに（ ）当社の既存のデータベース及びビジネス・パートナーを活用するダイレクト・マーケティング・モデルの導入により販売チャネルの拡大を継続すること。
- ・顧客の細分化に特化したマーケティング・イニシアチブを開発すること。
- ・「ビジネスを円滑にする」ために業務能力を高めること。

マレーシア

市場概況

マレーシアの生命保険市場は、アジア・パシフィック地域で9番目に大きな市場であり、2010年3月31日に終了した12ヶ月間の生命保険料は約57億米ドルであった。2005年3月31日に終了した12ヶ月間から2010年3月31日に終了した12ヶ月間において、生命保険料は年間複合成長率で6.2%増加した。当社は、マレーシアの最近の経済成長（GDPは2004年から2009年において年間複合成長率で約10.5%増加）、普及率（2009年は2.9%）及び保険密度（2009年は約206米ドル）は、アジア・パシフィック地域において力強い成長機会が見込まれる発展途上の生命保険市場が存在することを示していると考えている。

事業内容

当社は、1948年にマレーシアで事業を開始した。2008年、当社のマレーシア支店の業務は現地法人に転換された。2008年にAIAマレーシアは、国際タカフル運用者免許を取得したマレーシアで最初の生命保険会社となり、同社は、国際通貨でタカフルの商品を提供しているマレーシアの数少ない生命保険会社のうちの1社である。AIAタカフル・インターナショナルBhd.は、外貨建てのタカフル保険及び再タカフル事業に特化するために設立された。2010年9月1日、マレーシア中央銀行は、AIAマレーシアが、そのジョイント・ベンチャー・パートナーであるアライアンス・バンク・マレーシア・ブルハドとともに、新たな家族タカフル運用者免許を受けたと発表した。AIAマレーシアはアライアンス・バンク・マレーシア・ブルハドとジョイント・ベンチャーを設立する意向であり、それによってAIAマレーシアは当該ジョイント・ベンチャーの70%持分を保有し、アライアンス・バンク・マレーシア・ブルハドは残りの30%を保有することとなる。このジョイント・ベンチャーは家族タカフルの免許を運営し、マレーシア市場においてマレーシア・リングgit建ての家族タカフル商品を提供することとなる。マレーシア生命保険協会が区分・公表したデータによれば、AIAグループは、マレーシアの生命保険市場で第3位であり、2009年の継続中の年間保険料総額におけるAIAグループの市場シェアは12.6%であった。AIAマレーシアは、2010年5月31日現在、百万超の個人顧客を有している。

AIAマレーシアの販売ネットワークの多くのチャネルは、売上高に貢献しており、中でも代理店網が売上高の大部分を占めている。AIAマレーシアは、2010年5月31日現在、約10,200の代理店と4つの（保険）銀行窓販の取引関係を有している。当社は、AIAマレーシアの成長中のダイレクト・マーケティング販売チャネルは、2010年5月31日現在20を超えるダイレクト・マーケティングの取引関係を有しており、当該チャネルにおけるマーケット・リーダーの1つであると考えられる。

AIAマレーシアは、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

- ・商品網を拡大し、タカフルである年金及び投資信託商品も対象にすること。
- ・マレーシア中央銀行の金融部門基本計画による産業自由化イニシアチブ及び外部的な成長機会を活かして金融サービス能力を高めること。
- ・代理店販売網の拡大、及びその他の販売チャネルも加えることを目的としたダイレクト・マーケティング・チャネル及び（保険）銀行窓販の活用により多チャネルの販売ネットワークをさらに拡大すること。

中国

市場概況

中国の生命保険市場は、アジア・パシフィック地域で最大、世界で7番目に大きな市場であり、2009年の生命保険料は約1,092億米ドルであった。中国の生命保険市場は、近年著しい成長を記録しており、2004年から2009年において総保険料は年間複合成長率で26.0%増加した。当社は、中国の経済規模が大きいこと（GDPは世界第2位）、最近の経済成長（GDPは2004年から2009年において年間複合成長率で約23.4%増加）及び人口が多いこと（2009年12月31日現在、世界総人口の20.5%）が、最近の生命保険市場の保険料の増加、普及率（2009年は2.3%）及び保険密度（2009年は約81米ドル）と相まって、かなりの成長機会が見込まれる大きな発展途上の生命保険市場が存在することを示していると考えている。

事業内容

当社は上海支店を開いた1992年に中華人民共和国で事業を再開したが、AIAグループの中国におけるルーツは1919年まで遡る。当社の中国における業務沿革の詳細は、「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成」を参照のこと。AIA中国は現在、人口219百万人を上回る2省（広東及び江蘇）及び3都市（上海、北京及び深セン）で事業を行っている。AIA中国がアクセス可能な市場は、2008年における中国全体の生命保険商品及び傷害・疾病保険商品を合わせた保険料の約32.0%及び2009年における中国全体のGDPの約31.7%に相当した。当社の香港拠点の子会社であるAIAの支店及び出張所を通じて業務を行っているAIA中国は、中国で営業許可を取得した最初の外資系生命保険会社であり、現在中国で営業している唯一の完全外資系生命保険会社である。

CIRCが区別・公表したデータによれば、AIAグループは、外資系生命保険会社の中で業界トップであり、2009年に外資系生命保険会社が獲得した総保険料におけるAIAグループの市場シェアは約18.9%であった。CIRCが区分・公表したデータによれば、2009年に内国及び外資系生命保険会社が獲得した総保険料におけるAIAグループの市場シェアは1.0%であった。AIA中国は、2010年5月31日現在、約1.8百万の個人顧客を有している。

AIA中国は、多チャンネルの販売ネットワークを維持している。代理店は核となる販売チャンネルであり、AIA中国は、2010年5月31日現在、約23,115の代理店を有している。（保険）銀行窓販及びダイレクト・マーケティング・チャンネルの両方においてAIA中国の存在感が拡大している。AIA中国は、2010年5月31日現在、17の（保険）銀行窓販の取引関係を有し、それにより420を超える銀行支店へのアクセスが提供されている。さらに2010年9月9日、当社は中国工商銀行と長期戦略的パートナーシップ契約を締結した。当該契約に基づき、AIAグループと中国工商銀行は、中国における（保険）銀行窓販業務を共同開発し、また銀行預金、資産管理、現金管理、投資銀行業務、電子銀行業務、クレジット・カード、顧客サービス、資金調達業務、信用供与及び職員研修を含む広範な銀行業務分野において緊密に協力する意向である。AIA中国のダイレクト・マーケティング・チャンネルは、2010年5月31日現在、約680名の資格を有する電話営業担当者の販売力に支えられている。これらの電話営業担当者は、通常、第三者の人材会社の契約スタッフである。AIA中国の第三者の人材会社との契約は、通常、AIA中国による資格を有する電話営業担当者の採用費及び管理費の支払を盛り込んでおり、また、しばしば当初の期間を1年間から3年間に設定している。

AIA中国は、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

- ・新たな都市への進出を含め、継続的に地域拡大の機会を求めること。
- ・系統的な採用及び生産性の改善によって代理店販売網の規模及び質を高めること。
- ・新興の富裕顧客層を対象とした新商品の開発を含め、（保険）銀行窓販を増加し、ダイレクト・マーケティング・チャンネルを拡大すること。

韓国

市場概況

韓国の生命保険市場は、世界で8番目に大きく、アジア・パシフィック地域においては2番目に大きな市場であり、2010年3月31日に終了した12ヶ月間における生命保険料は約574億米ドルであった。生命保険料は、2004年から2009年にかけて年間複合成長率で約3.4%増加した。当社は、韓国市場の規模並びに普及率（2009年は6.5%）及び保険密度（2009年は1,180米ドル超）は、この地域において保険商品に対する顧客の需要が実証されている成熟した生命保険市場が存在することを示していると考えている。

事業内容

AIA韓国は、1987年に当初はALICOの支店として営業を開始した。AIA韓国は、1997年にAIAパミュダの支店として再編されたが、2008年まではALICOが引き続きAIA韓国の一部の管理及び報告監視を行っていた。2000年に、AIA韓国は「AIGライフ・コリア」の名義で営業を開始した。2009年6月、AIA韓国は、当社は成功したと考えている包括的な再ブランド設定キャンペーンを開始し、現在では「AIAライフ」の名義で営業している。韓国生命保険協会が区分・公表したデータによると、AIAグループは、外資系生命保険会社（ジョイント・ベンチャーの形態で営業する会社を除く。）で第4位であり、2010年3月31日に終了した事業年度において外資系生命保険会社が獲得した総保険料収入におけるAIAグループの市場シェアは約14.5%であった。さらに、2009年に韓国の外資系生命保険会社が計上した法定純利益におけるAIAグループの市場シェアは8.2%であった。韓国生命保険協会が区分・公表したデータによると、2009年の内国及び外資系生命保険会社が獲得した生命保険料におけるAIAグループの市場シェアは3.1%であった。AIA韓国は、2010年5月31日現在、2百万超の個人顧客及び約3.1百万の有効な保険契約を有していた。

AIA韓国の多チャンネル販売ネットワークのうち多くは、その売上に貢献している。2010年度上半期には、代理店、ダイレクト・マーケティング及び（保険）銀行窓販は、それぞれAIA韓国の年換算新規契約保険料合計の58.0%、36.3%及び5.3%を占めていた。AIA韓国の代理店販売網は、2010年5月31日現在約3,940の代理店を有し、AIAグループのうち最も生産性の高い代理店網の1つであり、2010年度上半期の各代理店の初年度保険料は約36百万韓国ウォンであった。当社は、AIA韓国はダイレクト・マーケティング・チャンネルの好調な参加者であると考えており、2010年5月31日現在、14の専用コール・センター及び470名超の電話販売員を活用している。2006年9月、AIA韓国は、電話による勧誘販売の後に対面して商談を行う段階的な販売手段を重視する販売チャンネルであるハイブリッド・マーケティングを開始した。2010年5月31日現在、このチャンネルは、360超のマスター・プランナー（つまり、ハイブリッド・マーケティング・チャンネルで働く従業員）を有しており、重要な販売チャンネルである。（保険）銀行窓販もまた重要な販売チャンネルであり、AIA韓国は、2010年5月31日現在17の銀行及び7の証券会社との間で（保険）銀行窓販の取引関係を有している。AIA韓国は、その代理店、（保険）銀行窓販、ダイレクト及びハイブリッド・マーケティング・チャンネルのそれぞれに、AIA韓国が提供する全ての保険商品を備えることを目標としている。

AIA韓国は、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

- ・ 専属及び非専属代理店の代理店販売網の規模拡大により代理店事業の成長を図り、支店管理モデルを強化し、また優れた財務助言能力を構築すること。
- ・ （保険）銀行窓販及びダイレクト・マーケティング業務をさらに強化し、新規販売チャンネルの開発における記録を継続すること。
- ・ 顧客の細分化の戦略と結びついた多様な商品の品揃えの一環として、当社の傷害・疾病保険商品を再設計及び再配置すること。
- ・ 再ブランド設定活動を通してAIAのブランド認知度を高め、資本及びリスクの管理能力を強化すること。

その他の地域別市場

フィリピン

市場概況

フィリピンの生命保険市場は、アジア・パシフィック地域で11番目に大きな市場であり、2009年の生命保険料は約16億米ドルであった。2004年から2009年において生命保険料は年間複合成長率で15.5%増加した。当社は、市場において普及率（2009年は1.0%）及び保険密度（2009年は約17米ドル）が低いことは、かかる市場が、かなりの成長機会が見込まれる新興の生命保険市場であることを示していると考え。

事業内容

フィラムライフは、1947年に設立され、フィリピンで3社しかない複合保険会社のライセンスを持つ生命保険会社のうちの1社である。「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成」に詳述の通り、フィラムライフは、最近AIAグループに加わった。フィリピン保険委員会が区分・公表したデータによれば、フィラムライフは、フィリピンの生命保険市場で業界トップであり、2009年の総保険料収入におけるフィラムライフの市場シェアは25.3%であった。フィラムライフは、2010年5月31日現在、個人向け保険契約及び団体保険契約に基づく700,000超の個人顧客及び法人顧客にサービスを提供している。フィラムライフは、AIAグループの一部ではあるが、引き続きフィリピンの生命保険市場で最も知名度のある生命保険ブランドである「フィラムライフ」ブランドを使用する予定である。

フィラム・アセット・マネジメント・インク（以下「PAMI」という。）は、1992年に設立され、資産運用サービスを提供している。フィリピン投資会社協会が公表したデータによれば、PAMIは、2010年6月現在、フィリピンの資産運用業界の運用資産の約22%（業界第2位）の金額である348百万米ドル超の運用資産を有している。PAMIは、2010年6月30日現在PAMIが管理する7つのミューチュアル・ファンドを含め、幅広い投資商品を販売するためにフィラムライフの代理店、第三者銀行及びブローカー並びに当社の資産管理部門の販売基盤を活用している。

フィラムライフの売上高の大部分は、フィラムライフの代理店販売網及び（保険）銀行窓販の取引関係によるものである。利用可能な最新の公表済の市場データによれば、フィラムライフは、2010年5月31日現在、7,600超の代理店を有しており、これはフィリピンの生命保険市場における通常の生命保険代理店総数の20%超を占めている。2009年11月27日、AIAグループは、フィリピンにおいて生命保険事業を営むアヤラライフ・アシュアランス・インコーポレーテッド（その後、BPI-Philamライフ・アシュアランス・コーポレーション（以下「BPI-Philam」という。）に商号を変更）の株式資本の51%を50百万米ドル（2010年5月に最終的に決定された買収価格調整、及び獲得費用を含む。）の対価で取得し、またBPI-Philamは、BPI-Philamの商品を販売するためにBPIと販売契約を締結した。とりわけ、この戦略的な（保険）銀行窓販のジョイント・ベンチャーによって、フィラムライフはBPIの800超の銀行支店ネットワークへのアクセスが提供されている。この戦略的で独占的な（保険）銀行窓販のジョイント・ベンチャーの詳細については、「第二部 - 第3 - 5 経営上の重要な契約等 - 関連取引 - 免除される継続的関連取引 - BPI-Philam及びBPI間の取引」を参照のこと。

フィラムライフは、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

- ・ 行動的な代理店及び代理店リーダーの採用、並びに生産性の向上及び代理店販売網の地域範囲の改善により引き続き業界をリードする代理店販売網を構築すること。
- ・ （保険）銀行窓販及びダイレクト・マーケティング・チャネルの成長を加速させながら、新たな販売チャネルの拡大を継続すること。
- ・ 海外フィリピン人労働者事業プログラムのような市場に応じたプログラムを通じて主要顧客層に着目すること。

オーストラリア

市場概況

オーストラリアの生命保険市場は、アジア・パシフィック地域で5番目に大きな市場であり、2009年の生命保険料は約325億米ドルであった。2004年から2009年において生命保険料は年間複合成長率で4.8%増加した。2009年において、オーストラリアの普及率は3.4%で、保険密度は約1,525米ドルであった。AIAオーストラリアは、ライフリスク保険セグメントに焦点をあてている。当該セグメントは、（資産、投資及び退職年金商品とは対照的に）主に保障型商品から構成されており、2009年の総保険料は約82億オーストラリア・ドルであった。当社は、オーストラリア生命保険市場を、強固な経済及び規制の枠組み、オーストラリアの退職年金制度（年金制度）に対する強制的な企業拠出並びに退

職年金制度（団体保険）を通して生命保険商品を購入する個人に対する税法上の優遇措置によって支えられているアジア・パシフィック地域における成熟した市場であるとみなしている。さらに業界の出典によれば、当該市場は退職年金生命保険に依存しているため保険事業が十分に行き渡っていないと評価されており、かかる事実は大きな成長機会を示唆しているものと当社は考えている。

事業内容

AIAの完全子会社であるAIAオーストラリアは1970年に設立され、1972年に関連するオーストラリアの生命保険業法に基づき登録を受けた。AIAオーストラリアは、以前から「AIA」ブランドで業務を行っているが、2004年から2009年6月までは「AIG」ブランド及び関連あるブランドで業務を行った。2009年6月、AIAオーストラリアはブランド名を「AIA」に戻した。

オーストラリアのブラン・フォー・ライフ、アクチュアリーズ・アンド・リサーチャーズが区分・公表したデータによれば、AIAオーストラリアは、（ ）オーストラリアのライフリスク保険セグメントで第6位であり、2009年12月31日に終了した12ヶ月間の危険保険料合計におけるAIAオーストラリアの市場シェアは8.5%であり、（ ）新規売上高合計の観点からみるとオーストラリアのライフリスク保険セグメントで第5位であり、2009年12月31日に終了した12ヶ月間の市場シェアは11.7%であり、（ ）団体ライフリスク保険セグメントにおいては業界トップであり、2009年12月31日に終了した12ヶ月間の総保険料におけるAIAオーストラリアの市場シェアは20.4%であった。

団体ライフリスク保険チャンネル及びIFAチャンネルは、これまでAIAオーストラリアの売上高にとって最も重要であった。AIAオーストラリアの団体ライフリスク保険チャンネルは、2009年12月31日現在規制された退職基金との間の契約を通じて商品を販売している。AIAオーストラリアは、2010年7月31日現在、2,150超のIFAとの間で取引関係を有している。AIAオーストラリアは、2010年5月31日現在、2百万超の顧客にサービスを提供している。さらに、AIAオーストラリアは最近、5年にわたる協定に関するシティグループとの契約を含む一連のダイレクト・マーケティング・パートナーシップ契約及びプライスラインとの5年にわたる独占的協定を締結した。

AIAオーストラリアは、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

- ・退職年金市場への高いビジネスサービス対応能力によって業界をリードする団体ライフリスク保険の供給業者としての市場での地位を強固なものにすること。
- ・IFA/証券会社チャンネルにおいて市場の成長を上回る成長を実現し、高いブランド認知度を有し、顧客に親しみのあるオーストラリア企業との提携によりダイレクト・マーケティング及び（保険）銀行窓販販売チャンネルを拡大すること。
- ・ライフリスク保険市場で外部的な成長機会を求めることによって事業を拡大すること。

インドネシア

市場概況

インドネシアの生命保険市場は、アジア・パシフィック地域で10番目に大きな市場であり、2009年の生命保険料は約51億米ドルであった。インドネシアの生命保険市場は近年著しい成長を記録しており、2004年から2009年において生命保険料は年間複合成長率で21%増加した。当社は、この最近の保険料の伸びは、インドネシアの人口が多いこと（2009年は約243百万人、世界第4位）、普及率（2009年は0.9%）及び保険密度（2009年は約22米ドル）が低いことと相まって、力強い成長機会が見込まれる新興の生命保険市場が存在することを示していると考えている。

事業内容

AIAグループは、ジョイント・ベンチャーであるPT・アスランシAIAインドネシアを通して1984年にインドネシアに進出した。当社のインドネシアにおける業務を簡素化し、AIAグループがインドネシアでAIAブランドに基づく完全子会社である多チャンネルの生命保険会社を1つの中核として重点的に業務を行えるように、当社は、2009年10月22日に

ジョイント・ベンチャーのパートナーに当社の持分の60%を売却してジョイント・ベンチャーから撤退した。インドネシア生命保険協会が区分・公表したデータによれば、PT・アスランシAIAインドネシアの2007年、2008年及び2009年の総保険料は、それぞれ約101百万米ドル、約94百万米ドル及び約109百万米ドルであった。当社の現在のインドネシアにおける事業は、当社が1999年に買収した別会社のペンション・トラスティ・アスランシ・ジワ・リッポ・ウタマの承継人であるPT・AIA・ファイナンシャルを通して事業を行っており、以前のジョイント・ベンチャーとは関連していない。PT・AIA・ファイナンシャルは、AIAグループ会社であるAIAバミュダ及びPT・アスタ・インパディの2社により所有及び運営されている。当社の子会社であるAIAバミュダは、PT・AIA・ファイナンシャルの株式資本の80%を保有している。もう1つのAIAグループの子会社であるPT・アスタ・インパディは、PT・AIA・ファイナンシャルの株式資本の残りの20%を保有している。インドネシア生命保険協会が区分・公表したデータによれば、PT・AIAファイナンシャルの2007年、2008年及び2009年の総保険料は、それぞれ約285百万米ドル、約311百万米ドル及び約322百万米ドルであった。インドネシア生命保険協会が区分・公表したデータによれば、AIAインドネシアは、インドネシアの生命保険市場で第3位であり、2009年の総加重保険料におけるAIAインドネシアの市場シェアは約9.4%であった。

AIAインドネシアは、多チャネルの販売ネットワークを維持している。AIAインドネシアは、2010年5月31日現在、11,000超の代理店を有している。AIAインドネシアは、2010年5月31日現在、1,000超の銀行支店へのアクセスが提供される7の（保険）銀行窓販の取引関係を有している。AIAインドネシアは、2010年5月31日現在、660,600超の有効な保険契約を有していた。さらに、AIAインドネシアは、ダイレクト・マーケティング及び団体販売チャネルを利用している。2009年8月、AIAインドネシアは、シャリア生命保険ライセンスを取得した。この新たなライセンスにより、AIAインドネシアはインドネシアにおいて相当な人口を占めるイスラム教徒を対象とするシャリア商品を開発し、最近になって発売することができた。

AIAインドネシアは、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

・代理店販売網の数を増やすこと、（保険）銀行窓販、ダイレクト・マーケティング及び団体販売チャネルに引き続き焦点をあてること。

・シャリア事業をさらに発展させ、革新的な生命保険商品、傷害・疾病保険商品、団体商品及び年金商品を提供すること。

台湾

市場概況

台湾の生命保険市場は、アジア・パシフィック地域で4番目、世界で10番目に大きな市場であり、2009年の生命保険は約522億米ドルであった。2004年から2009年において生命保険料は年間複合成長率で9.4%増加した。当社は、台湾市場の普及率（2009年は13.8%）及び保険密度（2009年は2,250米ドル超）が、台湾の生命保険市場が生命保険商品に対する需要があることが実証されたアジア・パシフィック地域における成熟市場であることを示していると考えている。

事業内容

当社の台湾支店は1990年に事業を開始した。「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成」に記載される通り、2009年6月1日にAIAバミュダがALICOの台湾支店事業を買収し、事業の正式名称をアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（バミュダ）・リミテッド台湾支店に変更した。AIA台湾は、2010年5月31日現在、110,000超の個人顧客にサービスを提供している。

AIA台湾の多チャネルの販売ネットワークは、（保険）銀行窓販、ダイレクト・マーケティング並びにテレビ、新聞及びインターネットを通じたマスマーケティングを利用するチャネルであるブロード・マーケティングで構成されている。AIA台湾は、2010年5月31日現在、9つの（保険）銀行窓販の取引関係があり、電話で当社の商品を販売する350名超の資格を有するダイレクト・マーケティング担当者を雇用している。ダイレクト・マーケティングは、AIA台湾にとって重要な販売チャネルであり、2010年度上半期のAIA台湾の年換算新規契約保険料合計の88.7%を占めていた（（保険）銀行窓販が2010年度上半期のAIA台湾の年換算新規契約保険料合計に占める割合は、11.3%であった。）。当社は、AIA台湾は現在ブロード・マーケティング販売チャネルで業界トップとなっていると考えている。

AIA台湾は、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

- ・ダイレクト・マーケティング・チャンネルにおいて業界トップになること。
- ・ブロード・マーケティング・キャンペーン及びサービスが提供されていない顧客層に対する代替販売チャンネルのさらなる発展によりAIA台湾の顧客データベースを増加させること。

ベトナム

市場概況

ベトナムの生命保険市場における2009年の生命保険料は約7億米ドルであった。2004年から2009年において生命保険料は年間複合成長率で6.7%増加した。当社は、都市化人口の割合が29.6%にとどまる市場で保険商品を販売することが困難であるにもかかわらず、ベトナムの経済成長（GDPは2004年から2009年において年間複合成長率で約15.4%増加）と人口の大部分が保険未加入（2009年の普及率は0.7%）であることから、新興の生命保険市場において力強い成長機会が存在すると考えている。

事業内容

AIAの完全子会社であるAIAベトナムは、2000年に設立され、ベトナムで業務を行った最初の外国資本の生命保険会社の1社である。AIAベトナムは、以前から「AIA」ブランドで業務を行っているが、2008年7月から2009年6月までの期間に限り「AIG」ブランドで業務を行った。2009年6月、AIAベトナムは、ブランド名を「AIA」に戻した。ベトナム保険協会が区分・公表したデータによれば、AIAベトナムは、ベトナムの生命保険市場で第4位であり、2009年の総保険料におけるAIAベトナムの市場シェアは6.7%であった。AIAベトナムは、2010年6月30日現在で240,000超の有効な保険契約を有している。

AIAベトナムの代理店チャンネルは、従来から売上高の中心であった。ベトナム保険協会が公表したデータによれば、AIAベトナムは、2009年12月31日現在、ベトナムの生命保険市場で第3位の規模の個人代理店販売網を有しており、また、同出典が公表したデータによれば、AIAベトナムは、2010年5月31日現在、11,330超の代理店を有している。AIAベトナムは、多チャンネルの販売能力を確立することに焦点をあて、2010年5月31日現在、提携銀行5行と販売契約、ブローカー3社と商業契約を締結している。

AIAベトナムは、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

- ・経験豊富な代理店リーダーを採用するプログラムの実施並びに代理店の活動比率、代理店の生産性及び販売における質と量の改善により代理店の販売チャンネルを発展させること。
- ・主要銀行との間の長期的又は排他的業務提携契約の締結及び小規模銀行との業務提携を通じた市場への普及度の拡大による（保険）銀行窓販チャンネルを含む代替販売チャンネルの開発により、販売範囲を拡大すること。

ニュージーランド

市場概況

ニュージーランドの生命保険市場における2009年の生命保険料は約11億米ドルであった。当社は、当該市場が比較的発展した経済的な枠組みにより支えられており、また当該市場での普及率が低い（2009年は0.9%）と考えている。

事業内容

AIAニュージーランドは、1981年に当初はALICOの支店として事業を開始した。1993年から1996年にかけて、当該事業はAIAバミューダに譲渡され、「AIAニュージーランド」のブランドで業務を開始した。ニュージーランドの投資・預金・保険協会が区分・公表したデータによれば、AIAニュージーランドは、ニュージーランドの生命保険市場で第7位であり、2010年6月30日現在の総保険料におけるAIAニュージーランドの市場シェアは5.2%であった。2010年5月31日現在、AIAニュージーランドは、46,000超の個人顧客及び法人顧客にサービスを提供している。AIAニュージーランドは、団体保険市場に積極的に参入している。

AIAニュージーランドのIFAチャンネルは、従来からAIAニュージーランドの売上高の中心であった。2010年5月31日現在、AIAニュージーランドは、2,000超のIFAと関係を有している。この販売チャンネルは、少数の（保険）銀行窓販チャンネルにより補われてきた。

AIAニュージーランドは、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

- ・ IFA、（保険）銀行窓販及び団体販売チャンネル内の成長を支える新商品や新規サービスの開発。
- ・ ダイレクト・マーケティング販売チャンネルの開発。

マカオ

AIAマカオは1982年に事業を開始した。AIAマカオは、AIA香港が管理及び支援しており、AIAバミューダの支店である。マカオ金融管理局が区分・公表したデータによれば、AIAマカオは、マカオの生命保険市場で業界トップであり、2009年の総保険料におけるAIAマカオの市場シェアは42.1%であった。

マカオ金融管理局が公表したデータによれば、AIAマカオは、2009年12月31日現在、市場の個人代理店合計数の35%超を占める780超の代理店を有し、マカオの生命保険市場において最大の代理店販売網を有している。AIAマカオは、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる

- ・ 2011年までに代理店販売網を1,000店まで増加させること
- ・ （保険）銀行窓販を含む代替販売チャンネルを構築すること。

ブルネイ

AIAブルネイは1957年に事業登録を行い、当社はブルネイで業務を行った最初の国際的な生命保険会社の1社である。AIAブルネイは、AIAシンガポールが管理及び支援しており、AIAの支店である。Axcoインシュランス・インフォメーション・サービスズが区分・公表したデータによれば、AIAブルネイは、ブルネイの生命保険市場で首位であり、2008年の通常の生命保険市場における市場シェアは70%と見積もられている。

AIAブルネイの主要な販売チャンネルは、2010年5月31日現在、約205の代理店によるネットワークである。（保険）銀行窓販は、AIAブルネイにとって成長中の販売チャンネルであり、2010年5月31日現在、主要金融機関と2つの販売関係を有している。

AIAブルネイは、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

- ・ ブルネイ労働省との雇用プロジェクトを含むイニシアチブを通じて代理店販売網を育成すること。
- ・ 顧客のニーズに応える団体商品、生命保険商品その他の商品の品揃えを拡大することで、（保険）銀行窓販チャンネルを拡大すること。
- ・ 顧客が自身の保険契約について照会することができるオンライン上の保険契約サービス・システムである「e-Care」等のイニシアチブを導入することによって、顧客サービスを向上すること。

AIAペンション

AIAトラスティは1987年に設立され、AIAペンション・トラスティは1992年に設立された。AIAペンション・トラスティ及びAIAトラスティは、2010年5月31日現在、任意の企業年金については香港のORSO及び確定拠出制度についてはMPFSOに基づいて50超の構成ファンドを提供する複数投資運用会社年金基盤のトラスティとしての役割を果たしている。また、AIAペンションは、その他の集合的投資スキームのトラスティとしても行為している。AIAペンションは、個別の加入者のリスク選好度の範囲内で、且つ、投資運用上のニーズを満たす包括的なインベストメント・プラットフォームを提供するように努めている。

香港MPFSO市場では承認を受けたトラスティが19存在し、ガドベリー・グループが公表したデータによれば、AIAペンションは（1999年に戦略的な提携関係を結んだJF Asset Managementとともに）、MPFSO市場で第3位であり、2010年3月31日現在の運用資産の市場シェアは約10%であった。2010年5月31日現在、AIAペンションは、約37,000のORSO及びMPFSO顧客に係る700,000超の加入者を対象とする年金管理事業について総額57億米ドルの運用資産を有している。AIAペンションの商品は、AIA香港の専属代理店販売網における登録強制退職積立金仲介者並びにブローカー、IFA、コンサルタント及び提携銀行を含む販売チャネルを通じて販売される。AIAペンションは、その商品とサービスの功績により、第三者から数多くの賞を授与されている。

AIAペンションは、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

- ・ 法人顧客に対して自社商品の販売促進を継続すること。
- ・ 規制改正によってMPFSO市場が純粋な企業年金市場からリテール年金市場に変更された場合、MPFSO市場でのリテール・セグメントのニーズを満たすための戦略を実施すること。
- ・ MPFSO認可代理店販売網及び代替販売チャネルの拡大及び強化。
- ・ 顧客が年金情報にアクセスしやすくなるサービスをさらに発展させること。

ジョイント・ベンチャー

インド

市場概要

インドの生命保険市場は、アジア・パシフィック地域で3番目に大きな市場であり、2009年3月31日に終了した12ヶ月間の生命保険料は約571億米ドルであった。当該市場は近年において大幅な成長を遂げ、2004年3月31日に終了した12ヶ月間から2009年3月31日に終了した12ヶ月間において総保険料は年間複合成長率で約26.7%増加した。当社は、最近の保険料の増加、インドの人口が多いこと（約12億人）及び非国有の保険会社が市場シェアの拡大に成功したことから、当該市場がかなりの成長機会が見込まれる巨大で成長中の生命保険市場であると考えている。

事業内容

当社は、タタ・AIG・ライフ・インシュランス・カンパニー・リミテッドの名称でタタ・サンズ・リミテッドと設立したジョイント・ベンチャーを通じて、2001年にインドで事業を開始した。AIAグループは、AIAインドのエクイティ持分の26%を保有している。タタのインターネット・ウェブ・サイト（www.tata.com）に掲載されている通り、タタ・グループの企業は、情報通信技術、エンジニアリング、資源、サービス、エネルギー、消費財及び化学薬品の7事業部門で業務を行っている。タタ・グループの企業は、ほとんどがインドを本拠地としており、多くの国際事業を行っている。タタ・サンズ・リミテッドは1917年に会社として設立された。タタ・サンズ・リミテッドは、主要なタタ・グループの企業全ての会社設立発起人であり、かかる企業の株式の大部分を保有している。タタ・サンズ・リミテッドの株式は証券取引所に上場されておらず、タタ・サンズ・リミテッドの株主資本の約3分の2はタター族が寄付した慈善ファンドにより保有されている。

インドの生命保険協議会が区分・公表したデータによれば、非国有の保険会社から生じた総保険料におけるAIAインドの市場シェアは、2009年3月31日に終了した12ヶ月間で約4.4%であった。生命保険協議会が区分・公表したデータによれば、全ての生命保険会社から生じた総保険料におけるAIAインドの市場シェアは、2009年3月31日に終了した12ヶ月間で約1.2%であった。

AIAインドは多様なチャネルの販売ネットワークを開発しており、2010年5月31日現在で約148,100店にのぼる代理店販売網が売上高の中心となっている。AIAインドは、2010年3月31日現在、インドの270の都市に430店舗超の販売店を有している。

AIAインドは、以下の主要戦略に重点的に取り組んでいる。

- ・金融サービス業の展望、決算規模、生産性、費用及び自己資本要件の変化に合わせた成長を実現すること。
- ・代理店による販売を強化しつつ、代替販売チャネル及び商品群を拡大すること。
- ・成功を収めているユナイテッド・バンク・オブ・インディアとの（保険）銀行窓販売関係を継続しつつもインドにおける新たな提携銀行を模索すること。

投資商品

概要

総投資ポートフォリオの帳簿価額は、2010年5月31日現在で800億米ドルであり、そのうちの83%が保険契約者及び株主運用資産（本投資関連契約に帰属する運用資産を除く。）（以下「本保険契約者及び株主運用資産」という。）であり、17%が投資関連事業に関する投資商品（以下「本投資関連契約に帰属する運用資産」という。）であった。当社の投資運用機能は当社事業の主要な側面であり、当社顧客及び株主に大きな価値を生み出すことが可能である。当社の財務力と保険業で利益を生み出す能力は、当社の投資ポートフォリオの質とパフォーマンスに大きく左右される。当社は、当社が引き受ける保険商品に係る将来の負債を支払うことを目的として、また当社事業においてリターンを生み出すために、保険料及び保険業から生じるその他の収益を用いて投資している。投資運用における成功は、当社商品の競争力、当社の財務力及び業界内での評判を高める一助となる。

当社は、規則に従った投資活動、投資商品の積極的な運用及びリスク管理を確立しているため、世界的な不況等の様々な景気循環において財務的安定性を維持することができた。当社は、あらゆる地域別市場において当社のポートフォリオを管理する豊富な投資実績を有していると自負しており、香港に一元化された投資運用機能及び当社の現地事業部門の投資チームを活用している。2008年（暦年）下半期及び2009年（暦年）当初の市場に影響を及ぼした大幅なボラティリティ及び不確実性が生じていた時期において、当社は、よりリスクの高い資産のエクスポージャーを低減させ、確定利付証券と現金残高を増加させることで、当社の資本及び投資商品の価値を維持した。当社は、当社の投資ポートフォリオの規模が、当社ポートフォリオを慎重に管理しつつも、ポートフォリオのリターンを増加させるために適度なリスクをとることを目的とした様々な資産配分と投資戦略を実行するのに適切な状態にあると考えている。このことは、2009年度第2四半期以降当社の投資ポートフォリオにおいてよりリスクの高い資産、主に新規発行株式に対する資産配分が増加していることから明らかである。

当社の投資目的及び運用プロセス

本保険契約者及び株主運用資産

本保険契約者及び株主運用資産における当社の主たる投資原則は、（ ）資本を維持し、（ ）適切な支払能力及び流動性を維持し、（ ）当社のリスク管理及び資産負債管理の目的に従い、並びに（ ）適用ある規制及び社内方針を完全に遵守しながら、長期的に保険契約者及び株主に対して最適ナリスク調整後収益を達成することである。当社の投資目的は、長期の確定利付商品への投資を主要な手段として、安定的且つ堅実な収益及びリターンを生み出すことである。また、当社は、より多くのリターンを生み出すために、当社の戦略的資産配分（以下に定義される。）ガイドラインに従い、当社ポートフォリオの一部を公開株、未公開株及び不動産等のその他の資産区分に投資する。

かかる目的を達成するため、当社は、以下の要素により構成される投資運用体制の仕組みを構築した。すなわち、（ ）5年間で執行予定に加え、長期の負債要件を満たすべく設計された戦略的資産配分（以下「戦略的資産配分」という。）の枠組み、（ ）短期間に生じるリスクを低減させ、及び/又は市場機会から利益を得るべく設計された戦術的資産配分（以下「戦術的資産配分」という。）のオーバーレイ並びに（ ）運用実績及びリスク特性の改善に適切な個々の資産区分に係る社内及び社外における投資運用の組み合わせである。

戦略的資産配分の枠組みは、向こう5年間における当社の戦略的な資産配分の目標を設定しており、戦術的資産配分は、戦略的資産配分の目標に基づき且つその範囲内で投資マネージャーが市場の状況に応じて運用することができるような幅を定める。戦略的資産配分及び戦術的資産配分は、負債の性質、長期投資収益予測及び長期投資リスク予測、資本市場の相互関係及び状態、市場供給予測、資本及び支払能力によって定義されるリスク選好度、AIAグループ及び現地事業部門両方でのレベルにおける規制要件及び流動性要件、並びに当社の資本及び支払能力要件が不調な状況下においても遵守されるよう確保するための、ストレス・テストによる数量モデルの使用を通じた最適化されたリスクリターン分析に配慮して設定される。

戦略的資産配分及び戦術的資産配分は、AIAグループ及び現地事業部門両方でのレベルにおいて、投資、保険数理、資本及びリスク管理を含む様々な機能との密接な協力のもと設計されており、当社の資産負債管理委員会又はそれに相当する組織により管理されている。

また、当社は、主要な確定利付証券ポートフォリオの戦略的なデュレーション目標を設定し、可能な限り、負債のデュレーションとより一致するように当社の資産のデュレーションを延長させている。

投資関連契約に帰属する運用資産

投資関連商品は、保険契約の解約価格が原投資（集団投資スキーム、内部投資プール又はその他の投資商品）の価値に連動する保険商品である。これらの商品に伴う投資収益は、通常は保険契約者に分配される。

当社の年金事業は、主に雇用者が提供する確定拠出制度から構成される。雇用者は、AIAグループをサービス提供者として利用し、且つ、投資する特定のファンドを選定するか又は加入従業員にファンドを選択させる。当社の年金事業では、選定された第三者のファンド・マネージャーから取得したファンド分析、リスクプロファイリング及び一般的な市場展望を提供する。

投資の枠組み及び管理

当社は、AIAグループの投資商品の適切な授権、監視及び管理を確実にするために、包括的且つ統合的な投資の枠組みを設定し、当社の投資商品は、各現地事業部門の事業ニーズ及び各現地事業部門に適用ある規制要件に合わせた投資戦略により、AIAグループ及び現地事業部門の両方で管理される。

当社取締役会は、AIAグループの投資委員会及び当社の各現地事業部門の投資委員会に対し、投資の審査と承認の権限を委任している。これらの投資委員会及びAIAグループの投資責任者は、本保険契約者及び株主運用資産に含まれる資産の管理を維持及び監視する責任に加えて、各現地事業部門における戦略的資産配分の目標及び戦術的資産配分の幅を含むAIAグループの投資戦略を決定する。また、かかる戦略的資産配分の目標及び戦術的資産配分の幅の設定は、関連ある現地事業部門の資産負債管理委員会の承認を必要とする。

当社の現地事業部門では、戦略的資産配分の目標及び戦術的資産配分の幅に基づき設定された投資目的及びガイドラインに沿って、投資チームにより投資取引が実施される。各現地事業部門の投資委員会は、投資取引を審査し、権限の範囲内で承認を行う。

当社は、設定された基準に基づき選出され、当社の事業部門の投資委員会が承認した内外のマネージャーを組み合わせることで当社の投資ポートフォリオを運用している。2010年5月31日現在、当社の本保険契約者及び株主運用資産の約80%は、内部で運用され、約20%は外部で運用されており、また当社の本投資関連契約に帰属する運用資産の約17%は内部で運用され、約83%は外部で運用されていた。当社は、当社が有するアジアの確定利付証券及び株式の運用能力を活用するために内部で運用する資産の割合を拡大することを計画している。外部のマネージャーは、当社が有するこの中核的な運用能力を補完し、当社の顧客の様々なニーズに応えるために利用される。

従前、AIGGICは、一部の確定利付証券、株式及び不動産の投資において当社の主たる投資マネージャーを務め、バック・オフィス及びフロント・オフィスの両方の機能を提供していた。2010年3月29日、AIGは、AIGGICの事業の一部がパシフィック・センチュリー・グループの関係会社であるブリッジ・パートナーズ・エルピーに売却されたと公表した。かかる事業はパインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッドに名称を変更した。AIGは、AIGGICの事業の一部を自身の子会社であるAIGアセット・マネジメント（アジア）リミテッド（以下「AIG-AMG」という。）を通じ

て引き続き保持している。グローバル・オファリング後も、フロント・オフィス及びバック・オフィスの業務の一部は、パインブリッジ及びAIG-AMGが継続してAIAグループに提供する予定である。パインブリッジは、確定利付証券、公開株及び未公開株に係る2010年5月31日現在の当社の総投資ポートフォリオの約11%を運用していた。AIG-AMGは、2010年5月31日現在、主に非アジア系の確定利付証券に係る当社の総投資ポートフォリオの約11%を運用していた。当社とAIG-AMGとの投資運用に関する取り決めに関する詳細については、「第二部 - 第3 - 5 経営上の重要な契約等 - 関連取引 - AIGの資産運用グループとの投資運用契約」を参照のこと。

当社の投資関連商品を構成する第三者ファンドの質を確保するために、当社は、量的及び質的基準を設定し、継続的に構成投資ファンドの選定及び監視ができるようにしている。当社は、パフォーマンスの悪いファンドを嚴重監視対象リストに載せ、明確な改善の兆しを示さないファンドを入れ替えている。

当社の年金プラットフォームでは、評価が構成ファンドの受益証券の価格と連動する、第三者が運用する幅広い種類のファンドを提供している。資産運用会社及び構成ファンドを選定する際には、厳格な選定手続に従うものとし、設定されたベンチマークと関連ある同業他社と比較して検討される。

当社は、金融資産における減損が限定的であることが当社の投資能力を示しているものと考えている。例えば、当社の売却可能負債証券合計は、2007年11月30日、2008年11月30日、2009年11月30日及び2010年5月31日現在、それぞれ30,955百万米ドル、29,934百万米ドル、37,722百万米ドル及び40,853百万米ドルであり、当社が認識した減損は、2007年事業年度においてはゼロ、2008年事業年度においては142百万米ドル、2009年事業年度においては67百万米ドル（そのうち31百万米ドルは2009年度上半期に認識した。）、2010年度上半期においては1百万米ドルであった。

当社の投資ポートフォリオ

概要

AIAグループは、本投資関連契約に帰属する運用資産並びに本保険契約者及び株主運用資産という2つの全く異なった区分で金融商品を管理している。本投資関連契約に帰属する運用資産に係る投資リスクは、通常は当社の投資関連保険商品の契約者が負担する。また、投資関連契約の所有者は、AIAグループが提供する投資オプションのうちの自身の解約返戻金の配分に責任を負う。本保険契約者及び株主運用資産には、本投資関連契約に帰属する運用資産を除く金融商品が含まれる。本保険契約者及び株主運用資産に係る投資リスクは、AIAグループがその一部又は全てを負担する。本保険契約者及び株主運用資産は、適用される法律、規則又は規制により別途義務付けられない限り、一般的に、互いに分離されない。種類の異なる本保険契約者及び株主運用資産の管理は、同じ投資管理及び手続に従う。

当社の投資ポートフォリオは、() 確定利付証券並びに() 株式及びオルタナティブ投資の2つの主要な資産区分から構成される。以下の表は、記載された日付現在の当社の投資ポートフォリオにおける主要な資産区分の帳簿価額を示している。

	2007年11月30日現在				合計
	本保険契約者及び株主運用資産	(%)	本投資関連契約に帰属する運用資産	(%)	
	(単位: 百万米ドル)				
確定利付証券	49,184	84	2,202	17	51,386
株式及びオルタナティブ投資	9,289	16	11,040	83	20,329
合計	58,473	100	13,242	100	71,715

	2008年11月30日現在				合計
	本保険契約者及び株主運用資産	(%)	本投資関連契約に帰属する運用資産	(%)	
	(単位: 百万米ドル)				
確定利付証券	46,845	93	2,691	32	49,536
株式及びオルタナティブ投資	3,282	7	5,682	68	8,964
合計	50,127	100	8,373	100	58,500

	2009年11月30日現在				合計
	本保険契約者及び株主運用資産	(%)	本投資関連契約に帰属する運用資産	(%)	
	(単位: 百万米ドル)				
確定利付証券	56,640	91	2,598	19	59,238
株式及びオルタナティブ投資	5,342	9	11,080	81	16,422
合計	61,982	100	13,678	100	75,660

	2010年5月31日現在				
	本保険契約者及び 株主運用資産	(%)	本投資関連契約に 帰属する運用資産	(%)	合計
	(単位：百万米ドル)				
確定利付証券	60,051	90	2,562	19	62,613
株式及びオルタナティブ投資	6,536	10	11,105	81	17,641
合計	66,587	100	13,667	100	80,254

通常、当社は当社の投資ポートフォリオの大部分を確定利付証券に割り当てており、確定利付証券が本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める割合は、2007年11月30日現在で84%、2008年11月30日現在で93%、2009年11月30日現在で91%、2010年5月31日現在で90%であった。株式及びオルタナティブ投資が本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める割合は、2007年11月30日現在で16%、2008年11月30日現在で7%、2009年11月30日現在で9%、2010年5月31日現在で10%であり、2008年度に減少したが、これはAIAグループが世界的な不況とAIG事由を受けて投資ポートフォリオのリスクを低減したことと、2007年11月30日現在で2,520百万米ドルの帳簿価額を有していたAIG株式の公正価値が下落したことが主因であった。2010年8月27日、当社の投資ポートフォリオにおける全てのAIG株式が処分された。

確定利付投資ポートフォリオ

概要

以下の表は、記載された日付現在の当社の投資ポートフォリオにおける確定利付証券の下位区分の帳簿価額を示している。

	2007年11月30日現在				合計
	本保険契約者及び株主運用資産	本保険契約者及び株主運用資産の合計に占める割合 (%)	本投資関連契約に帰属する運用資産	本投資関連契約に帰属する運用資産の合計に占める割合 (%)	
	(単位：百万米ドル)				
負債証券:					
国債	15,811	27	286	2	16,097
政府機関債	6,862	12	164	1	7,026
社債	18,210	31	1,020	8	19,230
仕組債	2,033	4	18	—	2,051
小計	42,916	74	1,488	11	44,404
貸付:					
契約者貸付	1,327	2	—	—	1,327
住宅用不動産モーゲージ・ローン	609	1	—	—	609
商業用不動産モーゲージ・ローン	112	—	—	—	112
AIGの子会社に対する関係会社間貸付	1,589	3	—	—	1,589
その他貸付	120	—	62	1	182
貸倒引当金	(15)	—	—	—	(15)
小計	3,742	6	62	1	3,804
定期預金	557	1	38	—	595
現金及び現金同等物	1,969	3	614	5	2,583
確定利付証券合計	49,184	84	2,202	17	51,386

2008年11月30日現在

本保険契約者及び株主運用資産	本保険契約者及び株主運用資産の合計に占める割合 (%)	本投資関連契約に帰属する運用資産		本投資関連契約に帰属する運用資産の合計に占める割合 (%)	合計
		本投資関連契約に帰属する運用資産	(%)		
(単位：百万米ドル)					
負債証券:					
国債	14,663	29	261	3	14,924
政府機関債	7,295	14	220	3	7,515
社債	17,956	36	971	12	18,927
仕組債	942	2	15	—	957
小計	40,856	81	1,467	18	42,323
貸付:					
契約者貸付	1,437	3	—	—	1,437
住宅用不動産モーゲージ・ローン	587	1	—	—	587
商業用不動産モーゲージ・ローン	105	—	—	—	105
AIGの子会社に対する関係会社間貸付	29	—	—	—	29
その他貸付	182	1	60	—	242
貸倒引当金	(7)	—	—	—	(7)
小計	2,333	5	60	—	2,393
定期預金	608	1	48	1	656
現金及び現金同等物	3,048	6	1,116	13	4,164
確定利付証券合計	46,845	93	2,691	32	49,536

2009年11月30日現在

本保険契約者及び株主運用資産	本保険契約者及び株主運用資産の合計に占める割合 (%)	本投資関連契約に帰属する運用資産		本投資関連契約に帰属する運用資産の合計に占める割合 (%)	合計
		本投資関連契約に帰属する運用資産	(%)		
(単位：百万米ドル)					
負債証券:					
国債	17,690	28	280	2	17,970
政府機関債	7,641	12	256	2	7,897
社債	24,147	39	1,170	9	25,317
仕組債	997	2	20	—	1,017
小計	50,475	81	1,726	13	52,201
貸付:					
契約者貸付	1,644	3	—	—	1,644
住宅用不動産モーゲージ・ローン	527	1	—	—	527
商業用不動産モーゲージ・ローン	48	—	—	—	48
AIGの子会社に対する関係会社間貸付	87	—	—	—	87
その他貸付	371	1	75	—	446
貸倒引当金	(12)	—	—	—	(12)
小計	2,665	5	75	—	2,740
定期預金	859	1	33	—	892
現金及び現金同等物	2,641	4	764	6	3,405
確定利付証券合計	56,640	91	2,598	19	59,238

2010年5月31日現在

	本保険契約者及び株主運用資産	本保険契約者及び株主運用資産の合計に占める割合 (%)	本投資関連契約に帰属する運用資産	本投資関連契約に帰属する運用資産の合計に占める割合 (%)	合計
(単位: 百万米ドル)					
負債証券:					
国債	19,742	30	318	3	20,060
政府機関債	7,932	12	269	2	8,201
社債	25,243	38	1,245	9	26,488
仕組債	1,064	1	21	—	1,085
小計	53,981	81	1,853	14	55,834
貸付:					
契約者貸付	1,670	2	—	—	1,670
住宅用不動産モーゲージ・ローン	476	1	—	—	476
商業用不動産モーゲージ・ローン	49	—	—	—	49
AIGの子会社に対する関係会社間貸付	—	—	—	—	—
その他貸付	508	1	46	—	554
貸倒引当金	(24)	—	—	—	(24)
小計	2,679	4	46	—	2,725
定期預金	804	1	28	—	832
現金及び現金同等物	2,587	4	635	5	3,222
確定利付証券合計	60,051	90	2,562	19	62,613

負債証券は、当社の本保険契約者及び株主運用資産の最大の資産クラスであり、本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める割合は、2007年11月30日現在で74%、2008年11月30日現在で81%、2009年11月30日現在で81%、2010年5月31日現在で81%であった。当社の投資ポートフォリオの確定利付証券内にあるその他の資産クラスには、貸付、定期預金並びに現金及び現金同等物が含まれている。

当社の負債証券への投資の大部分は、国債及び政府機関債という形式で行われる。政府機関債は、国営企業、地方及び市当局並びにアジア開発銀行などの国際金融機関など、政府系機関によって発行された債券からなる。資産負債管理及び資本管理を目的としたことにより、こうした配分となっているが、これらの資産は傾向として資産効率が良く、より長期の満期が当社の負債プロフィールへのより優れた適合を可能にしている。当社は、資産と負債との通貨マッチングの原則を維持している。当社の保有する社債ポートフォリオも大きな割合を占めており、本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める割合は、2007年11月30日現在で31%、2008年11月30日現在で36%、2009年11月30日現在で39%、2010年5月31日現在で38%であった。当社の投資対象となる社債は、グローバル・プールから相対的な価額に基づき選定されており、また、主として、投資適格を有する銘柄によって構成されている。当社は、これらの社債が当社の負債へのデュレーション・マッチングを提供する一方で、一般的に国債より高い利回りを提供すると考えている。

潜在的な投資機会について当社の信用リスクを評価する際、当社は、ムーディーズやスタンダード・アンド・プアーズのような外部の信用格付機関が使用するシステムと概念上類似した内部のリスク格付システムを使用する。

当社が投資する確定利付証券の一部は、国際信用格付機関による投資適格の格付に満たない又は格付のない政府機関債、社債及び仕組債で構成される。これらの投資対象証券及び当該証券への当社の投資理由の主たるものは、以下の通りである。

- ・ 格付機関及び当社の内部格付システムにより設定されたソブリン債格付を上限の格付とする国債及び政府機関債。これらの確定利付証券は、投資適格の格付に満たない国々で、主として資産負債管理目的のために保有されている。
- ・ 国際信用格付機関からの信用格付を求めない発行体により現地市場で発行された債券及び仕組債。これらの確定利付証券は、当社のポートフォリオの利回りを向上させる信用スプレッドのために保有される。
- ・ 購入時に投資適格と格付けされていたが、その後格下げされた債券。当社は、格下げ

の際に、当該有価証券の保有について再検討する。

- ・利回り向上の機会をもたらす、一定の投資適格未満の又は格付のない新興市場債券。

投資適格未満の又は格付のない証券は、概して、リスクを伴っている。上記「当社の投資目的及び運用プロセス」に記載された当社の投資のフレームワーク及び、当社の内部リスク格付システムなど、当社の投資プロセスに関連して使用されるツールの補完、当社のリスク管理体制の一定部分は当社が当該投資に関連したリスクを管理するのに役立つ。これらの措置には、当社の信用リスク委員会が関与し、本項の「リスク管理」の「信用リスク」及び「市場リスク」下で記載された方針及び手続が適用されている。

国債

本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める国債の割合は、2007年11月30日現在で27%、2008年11月30日現在で29%、2009年11月30日現在で29%、2010年5月31日現在で30%であった。

以下の表は、現地通貨及び外国通貨で発行された国債の国別の内訳を示している。当社は、投資収益を向上させ、また、当社の投資リスクを分散するために、以下に記載する当社の地域別市場外の様々な国から発行された外国通貨建て国債のポートフォリオ（新興市場負債証券の小規模なポートフォリオを含む。）を維持している。

2007年11月30日現在						
格付	本保険契約者 及び株主 運用資産	(%)	本投資関連 契約に帰属 する運用資産	(%)	合計	
(単位:百万米ドル)						
国債—政府により現地通貨で発行されたもの						
シンガポール	AAA	1,846	14	51	24	1,897
タイ	A	5,826	44	—	—	5,826
フィリピン	BB	1,200	9	30	14	1,230
マレーシア	A	1,374	10	1	—	1,375
中国	A	895	7	30	14	925
インドネシア	BB	514	4	86	40	600
韓国	A	1,399	10	16	8	1,415
その他		313	2	—	—	313
合計		13,367	100	214	100	13,581
2008年11月30日現在						
格付	本保険契約者 及び株主 運用資産	(%)	本投資関連 契約に帰属 する運用資産	(%)	合計	
(単位:百万米ドル)						
国債—政府により現地通貨で発行されたもの						
シンガポール	AAA	1,713	13	69	32	1,782
タイ	A	6,377	50	—	—	6,377
フィリピン	BB	862	7	12	5	874
マレーシア	A	1,482	12	3	1	1,485
中国	A	967	7	70	32	1,037
インドネシア	BB	315	2	59	27	374
韓国	A	857	7	6	3	863
その他		244	2	—	—	244
合計		12,817	100	219	100	13,036

2009年11月30日現在

格付	本保険契約者 及び株主 運用資産		本投資関連 契約に帰属 する運用資産		合計	
	(%)	(%)	(%)	(%)		
(単位:百万米ドル)						
国債—政府により現地通貨で発行されたもの						
シンガポール	AAA	2,255	15	70	33	2,325
タイ	A	7,374	48	—	—	7,374
フィリピン	BB	1,309	8	22	10	1,331
マレーシア	A	1,149	7	1	—	1,150
中国	A	1,107	7	3	1	1,110
インドネシア	BB	494	3	115	54	609
韓国	A	1,539	10	4	2	1,543
その他		317	2	—	—	317
合計		15,544	100	215	100	15,759

2010年5月31日現在

格付	本保険契約者 及び株主 運用資産		本投資関連 契約に帰属 する運用資産		合計	
	(%)	(%)	(%)	(%)		
(単位:百万米ドル)						
国債—政府により現地通貨で発行されたもの						
シンガポール	AAA	2,305	13	77	32	2,382
タイ	A	8,714	49	—	—	8,714
フィリピン	BB	1,551	9	26	11	1,577
マレーシア	A	1,199	7	6	2	1,205
中国	A	1,163	6	8	3	1,171
インドネシア	BB	571	3	121	50	692
韓国	A	1,873	11	6	2	1,879
その他		285	2	—	—	285
合計		17,661	100	244	100	17,905

2007年11月30日現在

格付	本保険契約者 及び株主 運用資産		本投資関連 契約に帰属 する運用資産		合計	
	(%)	(%)	(%)	(%)		
(単位:百万米ドル)						
国債—政府により外国通貨で発行されたもの						
メキシコ	BBB	168	7	—	—	168
南アフリカ	BBB	103	4	1	1	104
フィリピン	BB	632	26	39	55	671
マレーシア	A	307	12	1	1	308
インドネシア	BB	360	15	17	24	377
韓国	A	365	15	1	1	366
中国	A	53	2	1	1	54
その他		456	19	12	17	468
合計		2,444	100	72	100	2,516

2008年11月30日現在

格付	本保険契約者 及び株主 運用資産		本投資関連 契約に帰属 する運用資産		合計	
	(%)	(%)	(%)	(%)		
(単位:百万米ドル)						
国債—政府により外国通貨で発行されたもの						
メキシコ	BBB	167	9	3	7	170
南アフリカ	BBB	116	6	2	5	118
フィリピン	BB	465	25	18	43	483
マレーシア	A	266	14	2	5	268
インドネシア	BB	252	14	5	12	257
韓国	A	67	4	2	5	69
中国	A	59	3	2	5	61
その他		454	25	8	18	462
合計		1,846	100	42	100	1,888

2009年11月30日現在

格付	本保険契約者 及び株主 運用資産		本投資関連 契約に帰属 する運用資産		合計	
	(%)	(%)	(%)	(%)		
(単位:百万米ドル)						
国債—政府により外国通貨で発行されたもの						
メキシコ	BBB	159	7	2	3	161
南アフリカ	BBB	166	8	2	3	168
フィリピン	BB	761	36	46	71	807
マレーシア	A	88	4	1	2	89
インドネシア	BB	268	13	—	—	268
韓国	A	222	10	2	3	224
中国	A	46	2	2	3	48
その他		436	20	10	15	446
合計		2,146	100	65	100	2,211

2010年5月31日現在

格付	本保険契約者 及び株主 運用資産		本投資関連 契約に帰属 する運用資産		合計	
	(%)	(%)	(%)	(%)		
(単位:百万米ドル)						
国債—政府により外国通貨で発行されたもの						
メキシコ	BBB	162	8	2	3	164
南アフリカ	BBB	197	9	2	3	199
フィリピン	BB	577	28	51	69	628
マレーシア	A	86	4	1	1	87
インドネシア	BB	276	13	2	3	278
韓国	A	257	12	4	5	261
中国	A	31	2	2	3	33
その他		495	24	10	13	505
合計		2,081	100	74	100	2,155

[次へ](#)

政府機関債

本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める政府機関債の割合は、2007年11月30日現在で12%、2008年11月30日現在で14%、2009年11月30日現在で12%、2010年5月31日現在で12%であった。これらの有価証券は、当社が業務を行っている地域別市場において、大部分が政府系機関によって主に発行されている。

当社は、国債に関する上記の表並びに（ ）政府機関債、（ ）社債及び（ ）仕組債に関する信用格付別の下記内訳に記載の各国の信用格付について、以下の基準を使用している。当社は、参照の便宜上、入手可能な場合には、スタンダード・アンド・プアーズの格付を使用する。スタンダード・アンド・プアーズの格付が直ちに入手できない有価証券については、もう1つの選択肢として、ムーディーズの格付を使用する。スタンダード・アンド・プアーズ及びムーディーズの格付を速やかに入手できない場合には、当社の内部格付システムが使用される。様々な格付の基準を統一するために、以下の基準が採用されている。

報告上の格付:	スタンダード・アンド・プアーズ	ムーディーズ	内部格付
AAA	AAA	Aaa	1
AA	AA+ないしAA-	Aa1ないしAa3-	2+ないし2-
A	A+ないしA-	A1ないしA3	3+ないし3-
BBB	BBB+ないしBBB-	Baa1ないしBaa3	4+ないし4-
投資適格未満	BB+以下	Ba1以下	5+以下

以下の表は、信用格付別の当社保有政府機関債の内訳を示している。政府機関債合計に占めるBBB又はそれ以上の格付は、2007年11月30日現在で98%、2008年11月30日現在で96%、2009年11月30日現在で96%、2010年5月31日現在で97%であった。政府機関債の信用格付は、個々の国のソブリン債格付で上限が設けられており、投資適格に満たない格付のものもある。

	2007年11月30日現在				合計
	本保険契約者及び株主運用資産	(%)	本投資関連契約に帰属する運用資産	(%)	
	(単位:百万米ドル)				
政府機関債:					
AAA	1,336	20	31	19	1,367
AA	290	4	35	21	325
A	3,165	46	63	38	3,228
BBB	1,884	28	16	10	1,900
投資適格未満	85	1	3	2	88
格付無し	102	1	16	10	118
政府機関債合計	6,862	100	164	100	7,026

	2008年11月30日現在				合計
	本保険契約者及び株主運用資産	(%)	本投資関連契約に帰属する運用資産	(%)	
	(単位:百万米ドル)				
政府機関債:					
AAA	1,190	16	15	7	1,205
AA	395	5	65	30	460
A	3,069	42	100	45	3,169
BBB	2,377	33	6	3	2,383
投資適格未満	264	4	1	—	265
格付無し	—	—	33	15	33
政府機関債合計	7,295	100	220	100	7,515

2009年11月30日現在

	本保険契約者及び株主運用資産		本投資関連契約に 帰属する運用資産		合計
	(%)		(%)		
(単位：百万米ドル)					
政府機関債：					
AAA	1,236	16	64	25	1,300
AA	195	3	64	25	259
A	3,408	45	116	45	3,524
BBB	2,456	32	4	2	2,460
投資適格未満	346	4	—	—	346
格付無し	—	—	8	3	8
政府機関債合計	7,641	100	256	100	7,897

2010年5月31日現在

	本保険契約者及び株主運用資産		本投資関連契約に 帰属する運用資産		合計
	(%)		(%)		
(単位：百万米ドル)					
政府機関債：					
AAA	1,239	16	56	21	1,295
AA	186	2	65	24	251
A	3,513	44	123	46	3,636
BBB	2,799	35	9	3	2,808
投資適格未満	195	3	—	—	195
格付無し	—	—	16	6	16
政府機関債合計	7,932	100	269	100	8,201

社債

本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める社債の割合は、2007年11月30日現在で31%、2008年11月30日現在で36%、2009年11月30日現在で39%、2010年5月31日現在で38%であった。当社の各地域別市場において、当社の投資対象社債は現地通貨建て及び外国通貨建て社債の双方を含んでいる。当社は、主として、AIA香港など一定の事業部門の米ドル建て債務を補填するため、また、AIAシンガポール及びAIAタイなど、業務を行っている現地の地域別市場で社債の供給が制限されている一定の事業部門の投資ポートフォリオの信用エクスポージャーを分散させるために、米ドル建て社債に投資する。AIAシンガポール及びAIAタイは、米ドルのエクスポージャーをヘッジするために、現地通貨との通貨スワップを利用する。

当社の社債投資は、複数の市場、業界及び発行体又は債務者に分散されている。リーマン・ブラザーズより発行された社債に関連して、当社は、2008年度に67百万米ドル、2009年度に3百万米ドル、2010年度上半期に1百万米ドルの減損損失を計上した。2009年にデフォルト債を売却した結果、同年度には19百万米ドルの売却益が計上された。2010年5月31日現在のこれらの社債の簿価は、独立した外部価格ベンダーから入手した適切な価格相場に基づき、0.4百万米ドルであった。

以下の表は、表示された日付現在における、様々な業種に投資された当社の社債の帳簿価額を示している。

	11月30日現在				5月31日現在			
	2007年		2008年		2009年		2010年	
	本保険 契約者 及び株主 運用資産	(%)	本保険 契約者 及び株主 運用資産	(%)	本保険 契約者 及び株主 運用資産	(%)	本保険 契約者 及び株主 運用資産	(%)
	(単位：百万米ドル)							
銀行	5,470	30	6,090	34	6,864	28	6,752	27
石油及びガス	1,859	10	2,168	12	3,089	13	3,281	13
電気通信	2,496	14	1,730	10	2,293	9	2,465	10
多角的な金融サービス	1,950	11	1,601	9	2,079	9	2,399	9
電力及びガス	1,288	7	1,329	7	2,359	10	2,587	10
コングロマリット	635	3	696	4	924	4	928	4
不動産	514	3	556	3	760	3	775	3
保険	580	3	440	3	543	2	561	2
海運	407	2	358	2	612	3	667	3
鉱業	149	1	232	1	257	1	276	1
その他	2,862	16	2,756	15	4,367	18	4,552	18
合計	18,210	100	17,956	100	24,147	100	25,243	100

銀行部門は、2010年5月31日現在、当社の本保険契約者及び株主運用資産の社債ポートフォリオにおいて当社の最大のエクスポージャー（銀行ハイブリッド資本証券を含む。）部門であった。銀行ハイブリッド資本証券は、一般的に、上位負債証券より優れた信用スプレッドを提供し、一般的に当社の投資ポートフォリオの収益を向上させるものと見込まれている。当社の保有高の相当な部分は、アジア・パシフィックの銀行及び主にアジアに焦点をあてて事業を行っている国際的な銀行によって発行された有価証券が占めている。「その他」の項目は、様々な業界に対するエクスポージャーによって構成され、また、かかる個々の業界が単独で投資対象社債の合計に占める割合は、いずれも2%を超過しない。

以下の表は、社債合計に占めるBBB又はそれ以上の格付を有する社債の割合が、2007年11月30日現在で93%、2008年11月30日現在で93%、2009年11月30日現在で94%、2010年5月31日現在で95%であったことを示している。

社債の信用格付もまた、個々の国のソブリン債格付で上限が設けられており、投資適格に満たない格付のものもある。

	2007年11月30日現在				合計
	本保険契約者及 株主運用資産	(%)	本投資関連契約に 帰属する運用資産	(%)	
	(単位：百万米ドル)				
社債：					
AAA	301	2	59	6	360
AA	3,496	19	281	28	3,777
A	8,096	44	292	28	8,388
BBB	5,064	28	200	20	5,264
投資適格未満	1,171	6	151	15	1,322
格付無し	82	1	37	3	119
社債合計	18,210	100	1,020	100	19,230

2008年11月30日現在

	本保険契約者及び株主運用資産		本投資関連契約に 帰属する運用資産		合計
	(%)	(%)	(%)	(%)	
	(単位：百万米ドル)				
社債：					
AAA	225	1	78	8	303
AA	3,271	18	298	30	3,569
A	7,981	44	292	30	8,273
BBB	5,397	30	211	22	5,608
投資適格未満	997	6	45	5	1,042
格付無し	85	1	47	5	132
社債合計	17,956	100	971	100	18,927

2009年11月30日現在

	本保険契約者及び株主運用資産		本投資関連契約に 帰属する運用資産		合計
	(%)	(%)	(%)	(%)	
	(単位：百万米ドル)				
社債：					
AAA	533	2	34	3	567
AA	3,233	13	253	22	3,486
A	11,297	47	454	39	11,751
BBB	7,730	32	198	17	7,928
投資適格未満	1,106	5	41	3	1,147
格付無し	248	1	190	16	438
社債合計	24,147	100	1,170	100	25,317

2010年5月31日現在

	本保険契約者及び株主運用資産		本投資関連契約に 帰属する運用資産		合計
	(%)	(%)	(%)	(%)	
	(単位：百万米ドル)				
社債：					
AAA	912	4	41	3	953
AA	3,134	12	282	23	3,416
A	11,794	47	501	40	12,295
BBB	8,043	32	236	19	8,279
投資適格未満	1,254	5	50	4	1,304
格付無し	106	—	135	11	241
社債合計	25,243	100	1,245	100	26,488

仕組債

当社の確定利付投資資産クラスは、アセット・バック証券、不動産担保証券及び債務担保証券で構成される仕組債を含んでおり、本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める仕組債の割合は、2007年11月30日現在で4%、2008年11月30日現在で2%、2009年11月30日現在で2%、2010年5月31日現在で1%であった。仕組債の帳簿価額合計に占める、アジア・パシフィックの各事業体により発行された仕組債の割合は、2007年11月30日現在で30%、2008年11月30日現在で38%、2009年11月30日現在で75%、2010年5月31日現在で73%であった。

当社は、債務担保証券に関して、2008年度に52百万米ドル、2009年度に9百万米ドル、2010年度上半期に0米ドルの評価損を計上した。

以下の表は、当社の仕組債合計に占めるBBB又はそれ以上の格付を有する仕組債の割合が、2007年11月30日現在で94%、2008年11月30日現在で89%、2009年11月30日現在で84%、2010年5月31日現在で77%であったことを示している。

2007年11月30日現在

	本保険契約者及び株主運用資産		本投資関連契約に 帰属する運用資産		合計
	(%)	(%)	(%)	(%)	
(単位：百万米ドル)					
仕組債：					
AAA	998	49	—	—	998
AA	268	13	—	—	268
A	440	22	—	—	440
BBB	220	11	3	17	223
投資適格未満	71	3	15	83	86
格付無し	36	2	—	—	36
仕組債合計	2,033	100	18	100	2,051

2008年11月30日現在

	本保険契約者及び株主運用資産		本投資関連契約に 帰属する運用資産		合計
	(%)	(%)	(%)	(%)	
(単位：百万米ドル)					
仕組債：					
AAA	479	51	—	—	479
AA	72	8	—	—	72
A	78	8	—	—	78
BBB	218	23	1	7	219
投資適格未満	95	10	14	93	109
格付無し	—	—	—	—	—
仕組債合計	942	100	15	100	957

2009年11月30日現在

	本保険契約者及び株主運用資産		本投資関連契約に 帰属する運用資産		合計
	(%)	(%)	(%)	(%)	
(単位：百万米ドル)					
仕組債：					
AAA	29	3	—	—	29
AA	—	—	—	—	—
A	463	46	—	—	463
BBB	357	36	5	25	362
投資適格未満	143	14	15	75	158
格付無し	5	1	—	—	5
仕組債合計	997	100	20	100	1,017

2010年5月31日現在

	本保険契約者及び株主運用資産		本投資関連契約に 帰属する運用資産		合計
	(%)	(%)	(%)	(%)	
(単位：百万米ドル)					
仕組債：					
AAA	31	3	—	—	31
AA	—	—	—	—	—
A	442	41	—	—	442
BBB	357	34	6	29	363
投資適格未満	224	21	15	71	239
格付無し	10	1	—	—	10
仕組債合計	1,064	100	21	100	1,085

貸付

当社は、当社の確定利付投資資産クラスの利回りを向上させることを目的として貸付を行う。本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める貸付の割合は、2007年11月30日現在で6%、2008年11月30日現在で5%、2009年11月30日現在で5%、2010年5月31日現在で4%であった。これらの貸付は、主として、契約者貸付、住居及び商業用不動産モーゲージ・ローン並びにAIGの子会社に対する関係会社間貸付で構成された。2008年度の貸付額の減少は、AIGの子会社に対する関係会社間貸付の返済を主因とする。

当社は、市況、業界特有の状況、会社のキャッシュ・フロー及び担保の質を含む様々な要素を考慮した信用分析プロセス及び引受ガイドラインに基づく貸付方針を有している。当社は、また、信用上の問題を予測するために、当社の信

用チームが債務者の状態を定期的に確認する監視プログラムを導入している。契約者貸付額は、保険契約の解約返戻金の額に制限されるため、当社が契約者貸付の信用リスクにさらされることはない。住宅不動産モーゲージ・ローン及びその他貸付の損失は、2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期の各期間において僅かであった。

定期預金並びに現金及び現金同等物

本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める当社の定期預金並びに現金及び現金同等物の割合は、2007年11月30日現在で4%、2008年11月30日現在で7%、2009年11月30日現在で5%、2010年5月31日現在で5%であった。2008年度における現金及び現金同等物の増加は、現金への移行によるAIAグループの投資ポートフォリオのリスクの減少及び流動性管理イニシアチブ、当社の経営成績並びにAIGからの資本拠出によるものである。

株式及びオルタナティブ投資

当社は、利回りの向上及びリスク・リターン最適化のために、当社の投資商品のごく一部を株式及びオルタナティブ投資に配分する。当社の持分証券の大部分は、AIAと保険契約者との間で投資収益を分配する投資関連商品及び配当型の特徴を有する商品へのマッチングのために保有される。これらの商品へのマッチングのために使用される資産配分戦略は、通常、当該商品の性質に沿うものである。

当社は、他の商品及び株主ファンドを裏付けとする他の一定の本保険契約者及び株主運用資産において、投資ポートフォリオの全体的な収益を高めるために持分証券に投資をする。これらの投資は、当該ポートフォリオのリスク及びリターン最適化を追求する戦略的資産配分及び戦術的資産配分に従っている。

以下の表は、表示された日付現在における当社の投資ポートフォリオ内の当社の株式及びオルタナティブ投資の低位区分の帳簿価額を示している。

	2007年11月30日現在				合計
	本保険契約者及び株主運用資産	本保険契約者及び株主運用資産の合計に占める割合 (%)	本投資関連契約に帰属する運用資産 (単位：百万米ドル)	本投資関連契約に帰属する運用資産の合計に占める割合 (%)	
持分証券:					
未公開株	191	—	—	—	191
公開株	4,255	8	2,268	17	6,523
普通株式 (1)	4,446	8	2,268	17	6,714
AIGが運用する複合型ミューチュアル・ファンドにより保有される有価証券	1,154	2	1,558	12	2,712
投資ファンド持分:					
未公開株式及び代替的資産クラス	288	1	—	—	288
その他	691	1	7,214	54	7,905
小計	979	2	7,214	54	8,193
AIG株式	2,520	4	—	—	2,520
持分証券-合計	9,099	16	11,040	83	20,139
投資不動産	190	0	—	—	190
株式及びオルタナティブ投資合計	9,289	16	11,040	83	20,329

(1)AIG株式以外。

2008年11月30日現在

	本保険契約者及び株主運用資産	本保険契約者及び株主運用資産の合計に占める割合 (%)	本投資関連契約に帰属する運用資産		合計
			本投資関連契約に帰属する運用資産	本投資関連契約に帰属する運用資産の合計に占める割合 (%)	
(単位：百万米ドル)					
持分証券:					
未公開株	86	—	—	—	86
公開株	1,619	4	1,211	14	2,830
普通株式 (1)	1,705	4	1,211	14	2,916
AIGが運用する複合型ミューチュアル・ファンドにより保有される有価証券	728	2	805	10	1,533
投資ファンド持分:					
未公開株式及び代替的資産クラス	287	1	—	—	287
その他	258	—	3,666	44	3,924
小計	545	1	3,666	44	4,211
AIG株式	87	—	—	—	87
持分証券・合計	3,065	7	5,682	68	8,747
投資不動産	217	—	—	—	217
株式及びオルタナティブ投資合計	3,282	7	5,682	68	8,964

(1)AIG株式以外。

2009年11月30日現在

	本保険契約者及び株主運用資産	本保険契約者及び株主運用資産の合計に占める割合 (%)	本投資関連契約に帰属する運用資産		合計
			本投資関連契約に帰属する運用資産	本投資関連契約に帰属する運用資産の合計に占める割合 (%)	
(単位：百万米ドル)					
持分証券:					
未公開株	69	—	—	—	69
公開株	3,624	6	2,738	20	6,362
普通株式 (1)	3,693	6	2,738	20	6,431
複合型ミューチュアル・ファンドにより保有される有価証券	661	1	1,333	10	1,994
投資ファンド持分:					
未公開株式及び代替的資産クラス	151	—	—	—	151
その他	531	1	7,009	51	7,540
小計	682	1	7,009	51	7,691
AIG株式	62	—	—	—	62
小計	5,098	8	11,080	81	16,178
投資不動産	244	1	—	—	244
株式及びオルタナティブ投資合計	5,342	9	11,080	81	16,422

(1)AIG株式以外。

2010年5月31日現在

	本保険契約者及び株主運用資産	本保険契約者及び株主運用資産の合計に占める割合 (%)	本投資関連契約に帰属する運用資産	本投資関連契約に帰属する運用資産の合計に占める割合 (%)	合計
(単位：百万米ドル)					
持分証券:					
未公開株	85	—	—	—	85
公開株	4,332	7	2,914	21	7,246
普通株式 (1)	4,417	7	2,914	21	7,331
複合型ミューチュアル・ファンドにより保有される有価証券	691	1	1,238	9	1,929
投資ファンド持分:					
未公開株式及び代替的資産クラス	138	—	—	—	138
その他	966	2	6,953	51	7,919
小計	1,104	2	6,953	51	8,057
AIG株式	77	—	—	—	77
小計	6,289	10	11,105	81	17,394
投資不動産	247	—	—	—	247
株式及びオルタナティブ投資合計	6,536	10	11,105	81	17,641

(1)AIG株式以外。

当社の株式及びオルタナティブ投資ポートフォリオには、公開株、未公開株及び未公開株及びその他代替的な資産クラスに投資する投資ファンドへの投資並びに投資不動産が含まれる。本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める当社の株式及びオルタナティブ投資の割合は、2007年11月30日現在で16%、2008年11月30日現在で7%、2009年11月30日現在で9%、2010年5月31日現在で10%であった。2008年度の持分証券の大幅な減少は、主にリスク回避戦略の実施及びAIG株式の帳簿価額の減少によるものであった。

当社の未公開株のポートフォリオは比較的少量で、本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める割合は、2007年11月30日現在で0.2%、2008年11月30日現在で0.2%、2009年11月30日現在で0.1%、2010年5月31日現在で0.1%であった。当社は、中国やインドなど高度経済成長国、並びに、製造、サービス、小売及びインフラストラクチャーを含む様々な部門の未公開株に投資を行ってきた。

本保険契約者及び株主運用資産合計の帳簿価額に占める当社の投資ファンドのポートフォリオの割合は、2007年11月30日現在で2%、2008年11月30日現在で1%、2009年11月30日現在で1%、2010年5月31日現在で2%であった。当社は、厳密に投資目的のために使用される投資不動産ポートフォリオを所有している。当社は、また、業務上使用するための不動産を所有しているが、これらは当社の投資ポートフォリオに反映されていない。当社の投資不動産ポートフォリオの正味簿価は、長期賃貸借契約に係る賃借地のオペレーティング・リースの帳簿価額を除き、2007年11月30日現在で190百万米ドル、2008年11月30日現在で217百万米ドル、2009年11月30日現在で244百万米ドル、2010年5月31日現在で247百万米ドルであった。より詳細な情報については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書を参照のこと。

貸付有価証券

2002年、AIAバミューダ、AIA香港及びAIAブルネイは、ポートフォリオの収益を高めるために、AIGによるグローバルな貸付有価証券プログラムに加入した。AIGグローバル・セキュリティーズ・レンディング（アイルランド）リミテッドは、本プログラムにおいて、AIG子会社のエージェントを務めた。本プログラムに加入した事業部門は、借入人から現金を担保として受け取るのと引き換えに、AIAグループの本保険契約者及び株主運用資産の中から資産を貸し付けた。現金担保は、通常、購入日に投資適格として格付けされた有価証券に再投資するために使用された。市況の悪化及びAIGにおける貸付有価証券プログラムの流動性の問題により、当社は本プログラムの加入の再検討及び段階的撤退に着手し、2010年5月31日現在、当社はもはや本プログラムに参加していない。

リスク管理

概要

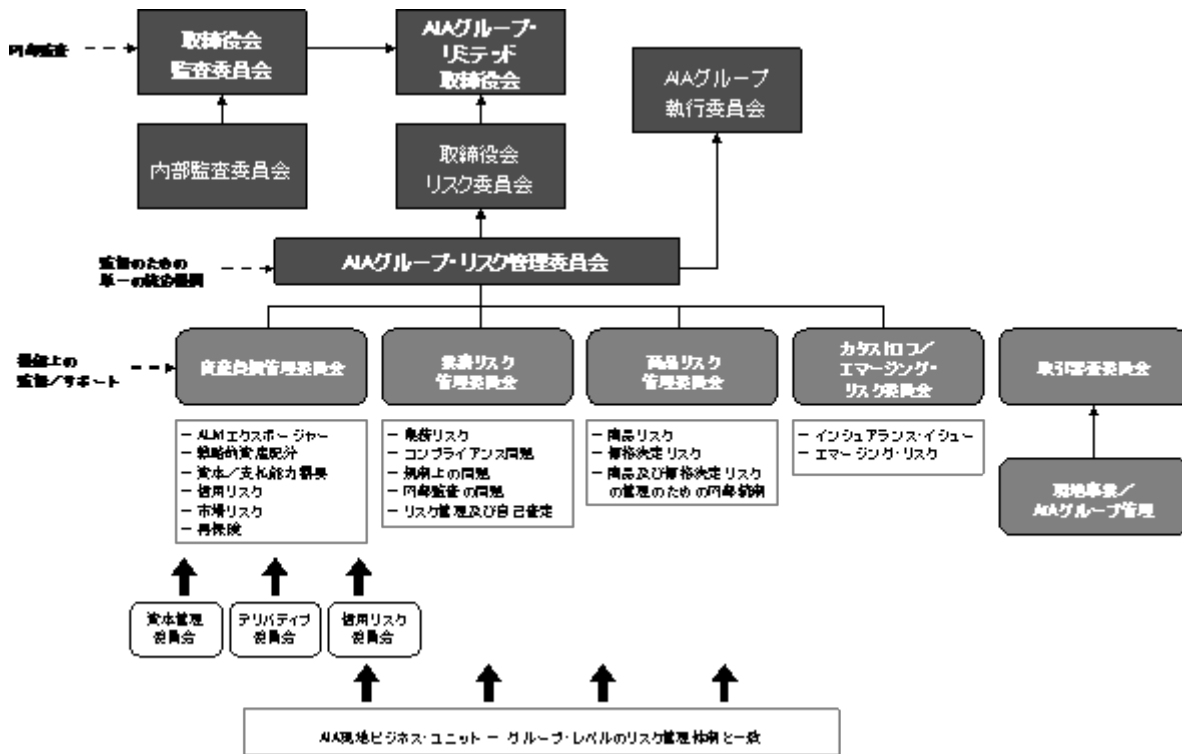
リスク管理は、AIAグループの事業及びその長期的成長の基礎である。当社のリスク管理体制は、AIAグループ・レベル及び現地事業部門レベルの両レベルにおける確立されたリスク管理委員会構造及びリスク管理手続を備えたエンタープライズ・リスク管理専門チームにより管理される。当社のリスク管理体制は、下記の事項の実現を模索している。

- ・ リスク監視体制の確立
- ・ エンタープライズ・リスク管理の機能的側面のレポートラインの強化
- ・ 当社現地事業部門でのリスク管理能力の強化
- ・ 効果的な監視及び内部統制の促進
- ・ 効率的な資源の配分

この体制により、当社は、当社のリスク管理に対する全体的な監視、集団ベースでのリスク管理戦略の策定、当社のリスク選好度決定のための管理基盤の形成、AIAグループの事業目的を支援するためのリスク管理の成果物及び資源の優先順位の決定、並びにリスク調整後収益を最大化するための管理責任及び組織的行動の推進を行うことが可能となる。

当社のリスク管理体制

当社の日々のエンタープライズ・リスク管理チームは、AIAグループ・レベルにおける総合的なリスク管理及び監視に焦点をあてるリスクの専門家グループと現地事業部門でのリスク管理事項に焦点をあてるもう1つのリスクの専門家グループからなる。これらのリスクの専門家は、当社のエンタープライズ・リスク管理のトップを通じて、当社のグループ最高リスク担当役員に報告を行う。当社のエンタープライズ・リスク管理チームはまた、AIAグループ・レベル及び現地事業部門レベルの両レベルにおいて、様々なリスク管理委員会を支援し、また、リスク管理方針及び管理手続を維持している。下記の図は、最新情報確認日におけるAIAグループの主要なリスク管理委員会の概要である。



当社の第一のリスク管理委員会は、AIAグループのリスク管理委員会である（以下「リスク管理委員会」という。）。AIAグループ管理のこの委員会は、4つの主要な補足小委員会を監督している。4つの小委員会とは、資産負債管理委員会（以下「ALM委員会」という。）、業務リスク管理委員会（以下「ORM委員会」という。）、商品リスク管理委員会（以下「PRM委員会」という。）及びカタストロフ/エマージング・リスク委員会（以下「CERC委員会」という。）である。これらの主要なリスク管理委員会を補完するのが当社の取引審査委員会（以下「TR委員会」という。）である。

上記で概要を説明したAIAグループ・レベルのリスク管理委員会に加え、当社の各現地事業部門では、地区別AIAグループ・レベルのリスク管理体制と一致した独自の現地リスク管理体制を有している。当社の大規模市場における事業部門（当社の当社主要地域別市場の各市場における事業部門を含む。）においては、現地の資産負債管理小委員会、事業リスク管理小委員会及び商品リスク管理小委員会を監督する独自の現地リスク管理委員会を有している。当社の小規模市場における事業部門の中には、専門小委員会を必要とせず、そのため単独のリスク管理委員会を有しているものもある。現地のリスク管理委員会及び小委員会は、それぞれのAIAグループ・レベルのリスク管理委員会に報告し、また、かかる現地のリスク管理委員会及び小委員会に相当する下記の地区別AIAグループ委員会と同様の機能を果たすが、その範囲及び業務は、特定の地域別市場に適切に応じたものとなっている。リスク管理手続は、AIAグループ全体にわたり明白且つ一貫した方針及び統制手続によって規定された枠組の中で管理されている。

当社の各委員会は、AIAグループ・レベル及び現地事業部門レベルの両レベルにおいて、2ヶ月に1度のみならず必要に応じて開かれている。

リスク管理委員会

リスク管理委員会は、当社の第一リスク管理組織であり、AIAグループの全般的なリスク・エクスポージャーの管理及び下記の当社の4つの主要小委員会の監督に焦点をあてている。リスク管理委員会は、当社取締役会のリスク委員会及びAIAグループ執行委員会に直接報告を行う。

委員会はAIAグループ経営陣9名のメンバーを有し、当社のグループ最高経営責任者、グループ最高財務責任者、グループ主任保険数理人、グループ最高投資責任者、グループ最高総務責任者、グループ最高リスク担当役員、グループ・チーフ・コンプライアンス・オフィサー、グループ・ジェネラル・カウンセル並びに商品開発、法務コンプライアンス及びエンタープライズ・リスク管理の専門知識を有するメンバーが含まれる。

ALM委員会

ALM委員会は、資産負債管理エクスポージャー、資産負債に関する主要な提案、支払能力及び資本管理、戦略的資産配分、信用リスク管理、市場リスク管理、金融リスク緩和プログラム並びに再保険戦略に焦点をあてている。当社の資産負債管理の目的は、当社の資産及び負債へのリスク・エクスポージャーを管理すること及び当社の負債に起因する当社の義務が果たされていることを確認することである。当社は、当社のポートフォリオの定期的なストレス・テストを通じて重大な資産負債管理リスクを特定する。当社は当社のリスク・エクスポージャーのレベルを測定し、特定のリスク・エクスポージャーに伴う予想報酬及び費用（例えば資本に対して）を査定するように努める。リスク・エクスポージャーは、AIAグループ及び現地事業部門のリスク管理体制内で定期的に監視及び報告される。当社はまた、適切なリスク管理・緩和計画を策定及び実施し、定期的に資産負債管理戦略を見直すように努める。当社の資産負債管理の1つの目的は、デュレーション・ベースで負債とともに当社の資産を管理することに焦点をあてることである。ALM委員会を通じて取り扱われる財務リスク事項は広範囲に及ぶので、当社は、有効な財務リスク管理を実現するために、ALM委員会の監督を支援する3つの小委員会を設立した。かかる3つの小委員会とは、資本管理委員会、デリバティブ委員会及び信用リスク委員会である。

委員会は10名のメンバーを有し、当社のグループ主任保険数理人、グループ最高投資責任者並びに金融、保険数理、投資、財務、エンタープライズ・リスク管理及び市場リスク管理の経験を有するメンバーが含まれる。

資本管理委員会

資本管理委員会は、ALM委員会によるAIAグループの資本及び流動性のニーズの管理を支援している。資本管理委員会は、戦略的資本及び支払能力管理、ストレス・テスト及び資本予算作成に責任を負う。AIAグループの資本管理機能は、香港にある当社の地区別AIAグループ営業所の範囲外で扱われており、当社もまた、当社が運営する地域別の各市場において当社の資本管理機能に精通した専門家を有している。

デリバティブ委員会

デリバティブ委員会は、AIAグループによるデリバティブ商品の利用の監督及び監視に協力することによりALM委員会を支援する。デリバティブ委員会は、AIAグループによるデリバティブ商品の利用に関する方針及び手順を展開し、デリバティブ商品事業を実施するにあたり利用する従業員、プロセス及びシステムを監視する。また、デリバティブ委員会は、デリバティブ商品取引文書の精査及びデリバティブ商品取引の実施の監督（取引先企業がAIAグループの信用リスク及び関連ガイドラインの範囲に入ることの確認を含む。）にも責任を有している。さらに、デリバティブ委員会は、デリバティブ商品の利用によるヘッジの有効性の測定及び監督、デリバティブ商品の適正な会計の確認並びにデリバティブ商品の報告（適切な場合、法定報告を含む。）について責任を有する。

信用リスク委員会

信用リスク委員会は、信用を監督する委員会であり、信用関連の方針決定及びAIAグループが引き受ける信用リスクの監督について責任を負う。信用リスク委員会は、AIAグループの信用リスク体制の開発、ALM委員会によるAIAグループの信用リスク許容度の決定に対する支援及び全体的な信用リスクをAIAグループのリスク選好度の限度内に収めることについて責任を負う。

ORM委員会

ORM委員会の目的は、AIAグループ内における業務リスク管理事業の監督を行い、関連する業務リスク管理方針及びプログラムが当社の現地事業部門内で適切に且つ一貫して実施されていることを確認することである。ORM委員会は、AIAグループの機能上の業務リスク管理事業において優先順位の決定及び調整を行い、業務リスク・エクスポージャー及び行動計画の状況を監視し、重要な業務リスク、重要なリスク管理指標及びリスク事象のデータ収集に関する報告のガイドラインを作成することに責任を有する。また、ORM委員会は、適切な管理の焦点がリスク緩和活動及び改善対策の実施の成功に向けられていることを確認するために、AIAグループの内部監査及びコンプライアンス機能により又は自己査定を通じて特定される最も深刻な業務上の欠陥を精査及び監視する責任を有する。管理報告書は、情報共有及び上層部経営陣にとっての重要リスクの集計のために、ORM委員会により2ヶ月に1度作成される。

委員会は9名のメンバーを有し、当社のグループ最高総務責任者、グループ最高人事担当役員並びに人事、情報技術、金融、法務、事業、コンプライアンス、投資事業及びエンタープライズ・リスク管理の経験を有するメンバーが含まれる。

PRM委員会

PRM委員会は、商品リスクを管理するために、保険商品リスクの価格決定、既存及び新規の商品のリスク・エクスポージャー並びに内部統制指導に焦点をあてている。PRM委員会の目的は、AIAグループ内における商品リスク管理事業の監督を行い、関連する商品リスク管理方針及びプログラムが適切に且つ一貫して実施されていることを確認することである。PRM委員会は、商品の価格決定方針及びガイドラインを精査及び承認し、商品リスクを監視し、また商品承認権限の制限を設定する。

委員会は5名のメンバーを有し、当社のグループ主任保険数理人並びに保険数理、商品管理、投資及びエンタープライズ・リスク管理の経験を有するメンバーが含まれる。

CERC委員会

CERC委員会は、カタストロフ/エマージング・リスク及びかかるリスクのAIAグループに対する潜在的影響について監督及び指導を行う。かかるリスクは、金融、業務及び保険関連のリスクを含み、CERC委員会は、カタストロフ/エマージング・リスクの査定及び関連リスクの緩和に向けたイニシアチブについて責任を有する。

CERC委員会は7名のメンバーを有し、当社のグループ主任保険引受人並びに保険数理、商品管理、投資及びエンタープライズ・リスク管理の経験を有するメンバーが含まれる。

TR委員会

TR委員会は、当社のリスク管理体制を補完し、特定の事業取引の当社のデュー・デリジェンスにおいて重要な役割を果たしている。TR委員会は、当社を法律、規制、会計又は評判に関して高まるリスクにさらす可能性のある当社の商品及びビジネス・パートナーとの又はAIAグループのメンバー間での取引を精査する。当該ビジネス・パートナーには、当社の顧客、ブローカー、従業員、代理人、政府当局者、コンサルタント、財務顧問又はその他の当事者が含まれる場合があり、当該取引には、特定の当社の商品、販売戦略、再保険プログラム、合併及び買収事業、投資並びに金融の取り決めに関連する取引が含まれる場合がある。TR委員会は、提示される商品又は取引に伴う全てのリスクについて効果的な査定を行う責任を有し、適切な場合、法律、会計、規制又はそれらに関連する問題に関して外部の専門家に相談する。TR委員会は、地区別AIAグループ香港営業所に拠点を置いている。

委員会は6名のメンバーを有し、当社のグループ最高財務責任者、グループ最高リスク担当役員、グループ・チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びグループ・ジェネラル・カウンセルが含まれる。

当社の主なリスク・エクスポージャー

保険リスク

当社は、生命保険リスクとは、（ ）不十分又は不適當な商品設計、（ ）不適當な引受基準又は価格決定基準、（ ）失効リスク、及び（ ）保険金請求実績の変動性からなる個々のリスクの組合せであると考えている。当社は、保険リスクへのエクスポージャーに対して様々な手段を講じて管理している。当社は、相当の引受査定及び保険数理の人材を保有し、明確な引受査定及び保険数理ガイドラインとその実行を実施している。当社は、当社商品の評価、価格決定及び引受査定の一助となる相当量の実績とデータを蓄積している。さらに、保険リスクを限定するため、PRM委員会のような包括的リスク管理体制に財源を割り当てている。また、当社の保険リスク・エクスポージャーもALM委員会が戦略的資産配分計画及び資産負債管理戦略を検討する際に考慮される。

商品設計リスク

商品設計リスクとは、特定の保険商品の開発に潜む欠陥を指す。商品の開発プロセスは、価格決定ガイドラインの方向性を規定するPRM委員会や、独立した委員会である商品開発委員会に監督される。当社は、商品開発及び承認部門、保険数理部門、法務部並びに引受査定部門を含む地区別AIAグループ及び現地事業部門単位機能部門による新商品の事前調査を完了させることにより、このリスクを管理するよう努めている。これらの部門には十分な実績があり、当社のリスク選好と一致しないリスクにAIAグループをさらすおそれのある商品開発上の潜在的な欠陥を発見する点において、高度な専門的知識を深めてきた。当社は、新商品の業績を注意深く監視し、既存商品及び新商品両方のリスクを最小限にするため、保険数理制御サイクルの1つ1つの部分を積極的に管理することに重点的に取り組んでいる。

価格決定及び引受リスク

価格決定及び引受リスクとは、商品関連収益が商品から生じる将来的な債務を支えるのに不十分である可能性を指す。当社は、地区別AIAグループ引受ガイドラインを遵守することにより価格決定及び引受リスクを管理するよう努めている。それぞれの現地事業部門は、プロの保険引受人のチームを組織し、そのチームがAIAグループのリスク選好及び引受戦略と一致するリスクを検討し、選択する。複雑且つ広範なリスクについては、地区別AIAグループにおいて第2段階の引受査定が行われる。

ある特定の場合、例えば新たな業務、商品又は市場に参入し十分な実績データがない場合、当社は商品価格決定の専門的知識を得るため、再保険を利用する。再保険の利用により、当社は、当社の再保険会社が支払不能になる又は支払期限に当社に対する支払ができなくなるというリスクにさらされる。ALM委員会は、当社の再保険戦略を監督し、当社は限定された対外再保険に加入する。2009年度に第三者再保険会社（すなわち、AIAグループでもAIAグループのメンバーでもない。）に支払われた再保険料は316百万米ドルであった。また、当社の再保険パートナーは、高格付会社である。最新情報確認日現在、2009年度の対外再保険料のうち集合的に93%を占める第三者再保険会社上位5社は、スタンダード・アンド・プアーズにより、全てA+又はそれ以上の格付を得ている。本項「業務 - 再保険」を参照のこと。

請求リスク

請求リスクとは、保険商品から生じる請求の頻度又は重大性が、当該商品の価格が決定された際に当社が想定したレベルを超える可能性を指す。当社は、経験死亡率及び経験罹患率の検討を含む定期的な実績研究を行い、内部及び外部データの検討を実施し、また、そのような情報が再保険ニーズ、商品設計及び価格決定に与える影響力を考慮することにより、請求リスクを軽減するよう努める。当社はまた、本項の「引受査定及び新規事業」及び「保険金請求管理」に記載される引受及び請求管理約款並びにその手続を遵守することにより、請求リスクを軽減するよう努める。

請求リスクには、AIAグループによって保険を引き受けたリスクのうち、地理的多様性又は商品タイプの多様性の欠如により生じる重大な財務上の損失の可能性に関連するリスクも含まれる。当社はアジア・パシフィック地域の広範囲にわたって活動しているため、請求リスク及びその他のリスクの自然な地理的分散をもたらしている。また、当社の幅広い品揃え及び既存商品ポートフォリオが、請求集中リスク関連のリスクに対するエクスポージャーを減少させている。さらに、集中リスクを最小限にするため、当社は異常災害保険に加入している。

失効リスク

失効リスクとは、当社が価格決定及び財産的損失（将来の収益から取得費用が回収できなくなるおそれを生じさせる約款又は契約の期限前解除による損失）を査定した際に予想した結果とは異なる、実際の失効経験の可能性を指す。当社は、定期的に経験継続率の研究を実施しており、その結果は新商品及び既存商品の管理に取り入れられている。また、当社の商品の多くは、保険契約者による早期解約の際に当社が追加手数料を受領することのできる解約手数料を含んでいるため、失効リスクに対する当社のエクスポージャーは減少する。

保険リスクの集中

保険リスクの集中とは、AIAグループのポートフォリオにおける地理的多様性又は商品タイプの多様性の欠如により生じる重大な財政的損失の可能性を指す。一定の事由、例えばウイルス性の全国的疾病は、より高い経験死亡率又は経験罹患率を引き起こし、地理的集中をもたらす可能性がある。AIAグループは、アジア・パシフィック地域の広範囲に

わたって活動しており、結果として、いずれの地域別市場にも実質上依存していない。この広がり、保険リスク及びその他の（例えば政治的な）リスクの地理的分散をもたらしている。しかし、AIAグループのアジアにおけるエクスポージャーを考慮すると、全世界で活動している保険グループに比べて、相対的にアジアに局在化する疾病によるリスクに、より大きくさらされている可能性がある。

AIAグループの品揃えにはリスク担保の範囲と性質に様々なものがあるため、死亡率リスク又は罹患率リスクの集中に対するエクスポージャーが減少する。AIAグループの歴史とその事業規模により、保険リスクの評価及び価格決定の助けとなる相当量の経験データを蓄積している。AIAグループの資本基盤は、その幅広い商品ポートフォリオと相まって、引き受けた保険リスクの多くを（再保険をかけるよりも）保持するという経営陣の決定の要因である。リスクの集中度は、商品売上及び商品グループ別の既存契約数の監視によってそれぞれの地域別市場内で管理される。また、財務報告、価格決定及びAIAグループの再保険ニーズの査定で使用する経験死亡率及び経験罹患率の変動による影響力を確定するために、保険統計解析が実施されている。

信用リスク

信用リスクは、借入人及び取引相手方のデフォルト及び信用の質の低下による金融商品の価値の減少から生じる財務上の損失の可能性により発生する。当社が信用リスクにさらされる主な分野には、現金及び現金同等物に関する返済、負債証券への投資、貸付及び債権（保険金受取勘定を含む。）並びに再保険債権が含まれる。

当社は、基礎研究に基づくボトム・アップ方式を用いて信用リスクを管理する。当社は、それぞれの債務者の財政状態及びその競争力について包括的な分析を行うため、信頼できるアナリストで構成されるチームを組織している。分析の手順は通常、マクロ経済の展望の検討、業界の動向及び財務情報、発行体の信用のファンダメンタルズの分析、発行体とのやりとり、第三者調査並びに確定利付証券及び株価の継続的監視を含む。内部信用格付及び信用枠は、信用リスク管理グループにより定期的に検討され、承認される。各アナリストは、それぞれに割り当てられたクレジットのポートフォリオにおける内部格付を検討及び修正する責任を負う。

市場リスク

市場リスクは、金利、外国為替レート、株式市場価格及び不動産市場価格を含む主要な変数が変動し、金融商品の公正価値又は将来のキャッシュ・フローが変化したときに引き起こされる財務上の損失の可能性により発生する。当社は、市場リスクに対するエクスポージャーを様々な手段で管理している。ALM委員会は、市場リスクに対するエクスポージャーを評価するために行動を監督しており、戦略的資産配分を考案する際に市場リスクのそれぞれの構成要素を考慮にいれている。AIAグループ・エンタープライズ・リスク・マネジメントは、市場リスクを査定するため、様々な量的モデルを使用している。これらのモデルには、感度分析、バリュー・アット・リスク・モデル及びストレステスト・シナリオが含まれ、これらは投資業界及び保険業界では一般的なツールである。当社は、金利又は株価指数の主要な動きに対する当社のエクスポージャーを算定するため、確定利付証券及び株式ポートフォリオに対して定期的に様々な感応度分析を行う。当社はまた、資本管理委員会によって支払能力、キャピタル・リスク選好度及び目標信用格付の内部目標遵守の実施状況を監視するために使用されるストレステスト・シナリオを行う。

金利リスク

当社の金利リスクに対するエクスポージャーは、長期確定利付負債証券への投資により発生し、長期確定利付負債証券は金利の変動にさらされる。

当社は、主として、負債と同じ通貨をもって確定利付資産に投資すること、及び当社の負債のデュレーションに大まかに一致する金融商品に投資することによって、金利リスクを管理する。当社はまた、全体的な商品戦略における金利リスクの影響を考慮している。

為替変動リスク

AIAグループ・レベルにおいて、為替変動リスクは、主にアジア・パシフィック地域の多くの地域別市場における当社業務により、また、財務報告のために各種通貨を米ドルへ換算することにより発生する。

現地事業部門レベルにおいて、当社は可能且つ適切な範囲内で、通貨の不整合を防ぐため、関連する負債に整合する通貨建ての資産に投資した。一定のポートフォリオにおいて、分散効果に加え利回りも達成するため、当社は元となる負債とは異なる通貨で投下資本を保有している。当社は、スワップ、先物及び先渡し等のデリバティブを通して、当該為替変動リスクをヘッジしている。

株式リスク

株式リスクは、株式及びエクイティ・ファンドの市場価格が変動することにより発生する。株式は、当社の投資ポートフォリオ及び戦略的資産配分のごく一部をなしているにすぎず、そのため、当社の株式リスクに対するエクスポージャーは比較的制限されている。

不動産価格リスク

不動産価格リスクは、当社の投資ポートフォリオの一部をなす不動産資産の当社持分から発生し、市場価格の変動に左右される。当社の不動産投資小委員会は、全ての主要な不動産投資活動を調査及び監督する。不動産資産は、当社の投資ポートフォリオ及び戦略的資産配分のごく一部を形成しているにすぎず、結果的に、当社の不動産価格リスクに対するエクスポージャーは相対的に限られている。

流動性リスク

流動性リスクとは、支払義務の期日が到来した際に、相手方に対する支払義務を果たすために当社が利用できる現金が不足する可能性を主に指している。当社は、解約返戻金と引き換えに解約、脱退又はその他の形式による早期終了を認める保険商品について、流動性リスクにさらされている。

当社は、保険商品の柔軟な設計を重視し、可能且つ適切な範囲内で、当社の投資資産のデュレーションを当社の保険契約のデュレーションと合わせることで流動性リスクを管理するように努めている。当社の資産の大部分は市場性のある有価証券であり、仮に当社に現金による予想外の支払義務が発生した場合にも、一般に現金に転換できるものである。当社は、現金による予想外の債務が発生するリスクを最小限にするため、流動性需要を数値化し監視するキャッシュ・フロー予測及び満期ギャップ分析を開発している。

流動性リスク分析の詳細については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記37を参照のこと。

業務リスク

業務リスクとは、不十分若しくは機能不全の社内手続、人材及びシステム、又は外的要因から発生する直接的又は間接的な損失のリスクである。

業務リスクを管理するための主要な手段は、リスク・セルフ・アセスメント及びコントロール・セルフ・アセスメントである。リスク・セルフ・アセスメント及びコントロール・セルフ・アセスメントの目的は、業務リスクの識別、評価、測定及び監視である。このアセスメントはAIAグループの各メンバーによって行われ、各現地ビジネス・ユニットの業務リスク管理小委員会及びORM委員会による監視を受ける。業務リスクの管理を目的として利用されるその他の手段には、リスク事象のデータ収集及び分析並びに主要リスク指標がある。ORM委員会及びその他の業務リスク管理従業員は、AIAグループのリスク認識を全体的に高め、当社の管理環境を積極的に強化するため、業務上の事故、損失、不正及び全ての現地事業部門に関する内部監査報告事項から得た知恵を共有する。

ORM委員会及び業務リスク管理従業員は、リスク管理プログラム及び継続中のリスク管理を行うにあたり、当社の現地事業部門に指導、教育及び援助を与える。

競争

外部との競争

アジア・パシフィック地域全域にわたる市場勢力図は、地域別市場ごとに著しく異なっている。主導的な市場参加者は、主に、大手の世界的生命保険会社の子会社又は現地の国内事業者（国有のものを含む。）のいずれかである。アジア・パシフィック地域で事業を営む欧州及び北米の生命保険グループの子会社は、アジア・パシフィック地域における全て又はほぼ全ての主要市場において事業を営んでいる場合が多く、現在、上位10位以内の市場シェアをいくつかの主要市場において占めている会社もある。アジア・パシフィック地域における現地の国内生命保険会社は、ほぼ全て、依然としてその本国市場にその事業を集中している。香港及びシンガポール等の自由化された先進国市場は、外資系生命保険グループの子会社及び支店により支配されている。引き続き外国資本の所有規制を維持する一定の国々（中華人民共和国及びマレーシア等）においては、生命保険市場は、現地国内の保険会社又は現地コングロマリットとの合併事業者により支配されている。アジア・パシフィック地域における当社の主要な競争相手は、アリアンツ、アヴィヴァ、アクサ・アジア・パシフィック、アイエヌジー、マニユライフ及びブルーデンシャルを含む。その他、当社の1つ又は2つの当社主要地域別市場において関連する競争相手は、香港のエイチエスピーシー・ライフ、韓国のコリア・ライフ、キョウボウ・ライフ及びサムスン・ライフ、タイのタイ・ライフ、シンガポール及びマレーシアのグレート・イースタン並びに中国のチャイナ・ライフ、チャイナ・パシフィック及びピンアンを含む。

当社は、市場の規制緩和が進んだ場合には、外国との競争の激化がもたらされ、世界的な生命保険グループのプレゼンスがアジア・パシフィック地域において拡大し、現地の国内保険会社が本国市場の外で事業を多角化するにつれ、アジア・パシフィック地域における競争が激化する可能性があるかと予想している。

AIGグループ会社及び関連会社との競争

AIAグループ及びAIGグループは、両グループ又はそれぞれの関連会社が相互に競争しないよう要求する約束を一切していない。したがって、AIAグループ及びAIGグループのいずれも、他方が事業を営む地域別市場において競合する事業を設立することを制限されていない。

当社は、歴史的に、AIG保険関係会社からの実質的な競争圧力にさらされておらず、AIG保険関係会社は、ナンシャンを除いては、当社の地域別市場における生命保険事業を重視していない。ナンシャンは、特に団体保険及び住宅ローン保険商品に関して、台湾においてAIA台湾と競合しており、また将来、当社のその他の地域別市場への参入を試みる可能性がある。

現在台湾において2つの事業が競合しているが、ナンシャンの営業規模はAIA台湾を大幅に上回っている。台湾保険事業発展センターが発表したデータによれば、ナンシャンの総保険料は、2007年は約2,570億新台幣ドル（81億米ドル）、2008年は約2,190億新台幣ドル（69億米ドル）、2009年は約2,059億新台幣ドル（65億米ドル）であった。同情報源によれば、これらの金額が台湾生命保険市場の総保険料に占める市場シェアは、2007年は約13.7%（市場第2位）、2008年は約11.4%（市場第3位）、2009年は約10.3%（市場第3位）である。これに対し、同情報源からのデータによれば、AIA台湾の総保険料は、2007年は約49億新台幣ドル（154.5百万米ドル）、2008年は約51億新台幣ドル（160.8百万米ドル）、2009年は約50億新台幣ドル（158.0百万米ドル）であった。これらの金額が台湾生命保険市場の総保険料に占める市場シェアは、2007年は約0.3%、2008年は約0.3%、2009年は約0.3%であり、また当社の総加重保険料収入に占める割合は、2007年は約1.4%、2008年は約1.3%、2009年は約1.4%である。公表されている情報によれば、ナンシャンは2007年に約12,759百万新台幣ドル、2009年に約10,571百万新台幣ドルの純利益を計上し、2008年には約46,667百万新台幣ドル、2010年度上半期には約12,742百万新台幣ドルの純損失を計上した。公表されている情報によれば、AIA台湾は2007年に約57百万新台幣ドルの純利益を計上し、2008年には約126百万新台幣ドル、2009年には約46百万新台幣ドル、2010年度上半期には約36百万新台幣ドルの純損失を計上した。この段落において、新台幣ドル建ての金額は、1.00米ドル＝31.75新台幣ドルの換算率で米ドルに換算されている。

また、ナンシャンとAIA台湾は若干異なるビジネスモデルで事業を行っている。例えば、ナンシャンとAIA台湾は異なる販売チャネルを利用している。ナンシャンの販売チャネルにおいては代理店が重要な要素であるのに対し、AIA台湾はダイレクト・マーケティング及び（保険）銀行窓販による販売チャネルに依存している。さらに、ナンシャンは台湾においてAIA台湾より広範な保険商品を提供している。市場におけるナンシャンの地位、ナンシャンの営業規模がAIA台湾（実績期間中、AIAグループ全体と比較して重要ではなかった。）に比べて大規模であること及びナンシャンとAIA台湾のビジネスモデルが異なることに基づき、ナンシャンとAIA台湾の間の競合は限られたものであると当社は考えている。

ナンシャンは、歴史的に相当程度AIAグループから独立して事業を行ってきた。AIGは、慎重な検討の結果、ナンシャンがAIAグループの本件再編成の一部としてAIAグループに編入されないことが、AIAグループ及びナンシャンの双方の最善の利益であると判断した。AIGは、ナンシャンの発行済株式の約97.57%を表章するAIGのナンシャンに対する持分をプライマスが率いるコンソーシアムに売却するため、2009年10月13日付株式購入契約（適時、改正を含む。）を締結した。当該株式購入契約は、2010年9月20日に終了している。AIGは現在、そのナンシャン事業について様々な選択肢及び代替案を検討している。

上記の開示情報を除き、最新情報確認日現在、AIG及びAIAグループのいずれも、いずれかのAIG保険関係会社がAIAグループのいずれかの地域別市場において生命保険商品を販売する旨の最終的な計画があるとは認識していない。(とりわけ)これらの理由により、AIG保険関係会社はいずれも、本件再編成の一部としてAIAグループに編入されず、将来的にAIG保険関係会社をAIAグループに編入することは現時点では意図していない。一定のAIG保険関係会社が将来、当社のいくつかの地域別市場において生命保険商品を販売しようとし、当社の生命保険事業と競合する可能性がある。特に、AIGスター及びAIGエジソンは日本において大きなプレゼンスを有し、当社と同様の幅広い保険及び貯蓄商品を提供し、当社の地域別市場の1つに参入しようとする可能性がある。2010年9月30日、AIGは、AIGスター及びAIGエジソンを、買取総額48億米ドル(うち42億米ドルが金銭の払込み、6億米ドルが第三者債の引受により構成される。)でブルーデンシャル・ファイナンシャル・インクに売却する旨の最終的な契約を発表した。当該取引は、規制認可の受領を含む慣例的なクロージングの条件を満たすことを要するので、当該取引がクロージングするという保証はない。米国、アジア、ヨーロッパ及びラテン・アメリカで事業を展開する金融サービス会社であるブルーデンシャル・ファイナンシャル・インクは、ブルーデンシャル・ピーエルシーの系列傘下ではない。同様に、ALICOは日本において大きなプレゼンスを有しており、AIG及びメットライフ・インクは、2010年3月7日付で、AIGからメットライフへALICO及びデラウェア・アメリカン・ライフ・インシュランス・カンパニーを約155億米ドルで売却する正式契約を締結した。当該取引は、2010年度第4四半期にクロージングの予定である。ただし、当該取引は慣例的なクロージングの条件の適用を受けるので、当該取引が予定通りにクロージングするという保証はなく、またそもそも当該取引がクロージングするという保証もない。これらの取引の終了後、ALICO、AIGスター及びAIGエジソンはAIAグループのメンバーではなくなり、当該会社が将来、当社のいくつかの地域別市場において生命保険商品を販売しようとし、当社の生命保険事業と競合する可能性がある。

当社は、そのいくつかの地域別市場において、損害保険商品の販売を認可するライセンスを保有している。当社の損害保険事業が当社の事業に占める割合は比較的小さい。2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期の当社の損害保険事業から得られた保険料純額(一定の傷害・疾病(保険)、自動車損害賠償責任保険及び対物賠償保険並びに一般的な賠償責任保険を含む。)は、それぞれ約23百万米ドル、約25百万米ドル、約26百万米ドル及び約15百万米ドルであった。比較的小さいかかる事業の規模に鑑みて、当社は、AIAグループとAIG保険関係会社との間の競争の度合いは当社の事業にとって重要ではないと考えている。当社は、これら又はその他の地域別市場において損害保険商品の販売を拡大しようとする場合、これらの市場において損害保険事業を提供しているAIG保険関係会社からの競争圧力に直面する可能性がある。さらに、傷害・疾病保険商品は、当社のいくつかの市場において、生命保険会社(単独ベース及び付加条項)及び損害保険会社(単独ベースのみ)の両者により販売されている。したがって、当社は、傷害・疾病保険商品の販売に関連して、AIG保険関係会社からの競争圧力を受ける可能性がある。特に、チャーティス社は、個人向け、中小企業向け及び多国籍企業向けの幅広い損害保険商品を当社の多くの地域別市場において販売しており、その品揃えは、傷害・疾病保険商品及び福利厚生商品である。「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社とAIGグループとの関係に関するリスク - 当社は、AIGグループとの競争に直面する可能性がある。」を参照のこと。

当社の非執行取締役であるエドモンド・ツェ氏は、ナンシャンの会長でもあり、上記会社は台湾のAIA台湾と競合し、将来当社の他の1つ又はそれ以上の地域別市場に参入しようとする可能性のある会社である。エドモンド・ツェ氏は、ナンシャンにおけるその地位にかかわらず、ナンシャン株式の実質的持分を一切有さず、ナンシャンの会長としてのみ職務を行う。

当社の非執行取締役であるジェフリー・ハード氏は、AIGの従業員、AIGライフ・ホールディングス(米国)インクの取締役及びAIGのシニア・バイス・プレジデントである。AIGの子会社であるAIGライフ・ホールディングス(米国)インクは、米国で法人顧客、機関顧客及び個人顧客に対し生命保険事業及び退職サービス事業を提供する米国の損害保険会社及び生命保険会社の持株会社及び親会社である。将来的にAIGライフ・ホールディングス(米国)インクの子会社が当社の地域別市場のいずれかへの参入を模索する限りにおいて、かかる地域別市場で当該会社とAIAグループが競合する可能性がある。ハード氏は、AIGグループの執行役員としての報酬の一部としてAIG株式を受領しているが、AIGライフ・ホールディングス(米国)インクにおけるその地位にかかわらず、AIGライフ・ホールディングス(米国)インクの直接的なエクイティ持分は一切有していない。

当社の非執行取締役であるジェイ・ウイントロブ氏は、AIGの従業員、AIGのエグゼクティブ・バイス・プレジデント及びサンアメリカ・フィナンシャル・グループの社長兼最高経営責任者である。ウイントロブ氏は、AIGの上席執行役員であり、AIGグループの生命保険事業及び退職サービス事業(サンアメリカ・フィナンシャル・グループ、AIGスター・ライフ・インシュランス・カンパニー及びAIGエジソン・ライフ・インシュランス・カンパニーが運営するものを含む。)に関して管理責任を負う。同氏は、これらの事業にかかわる多数のAIG子会社の役員及び/又は取締役を務めている。AIGスター・ライフ・インシュランス・カンパニー及びAIGエジソン・ライフ・インシュランス・カンパニーが、日本においてのみ生命保険事業及び退職サービス事業を運営している一方で、サンアメリカ・フィナンシャル・グループは、現在のところ米国においてのみ生命保険事業及び退職サービス事業を運営する免許を受けている。将来的にサンアメリカ・フィナンシャル・グループ、AIGスター・ライフ・インシュランス・カンパニー及びAIGエジ

ソン・ライフ・インシュランス・カンパニー並びにそれぞれの子会社が当社の地域別市場のいずれかへの参入を模索する限りにおいて、かかる地域別市場でこれらの会社とAIAグループが競合する可能性がある。ウィントロブ氏は、AIGグループの執行役員としての報酬の一部としてAIG株式を受領しているが、サンアメリカ・フィナンシャル・グループ、AIGスター・ライフ・インシュランス・カンパニー及びAIGエジソン・ライフ・インシュランス・カンパニーの事業におけるその役割にかかわらず、サンアメリカ・フィナンシャル・グループ、AIGスター・ライフ・インシュランス・カンパニー及びAIGエジソン・ライフ・インシュランス・カンパニー又はそれぞれの子会社の直接的なエクイティ持分は一切有していない。

当社定款の定めにより、当社取締役（ツェ氏、ハード氏及びウィントロブ氏を含む。）は、自身又はその関係者が重要な利害関係を有する一切の提案について、その出席する会議における投票権を行使することができず、又は定足数に含まれることも許されない。本項において開示される場合を除き、最新情報確認日現在の当社取締役は、直接的か若しくは間接的かを問わず、当社の事業と競合するか又は競合する可能性のある一切の利益を有していなかった。

業務

当社の事業部門は、AIAグループ全体にわたる新規事業の処理並びに保険契約及び保険契約者に係るサービスに焦点をあてている。

現在、業務は独立した3つの部門で構成されており、様々な機能別の職責を担っている。

- ・ 引受及び新規事業
- ・ 保険金請求管理
- ・ 顧客サービス

事業部門は、現在、当社のインフラを合理化し業務効率改善を達成するための継続的な戦略的イニシアチブの一部として、先進国市場の顧客に提供し得る、自動化の推進、紙ベースでの処理件数削減及びインターネット・ベースのセルフ・サービス機能の強化を含む、複数の主要な戦略的イニシアチブに取り組んでいる。

AIAグループは、運用費用がより高くつく市場のための安価な共用サービス・センターをマレーシアに建設した。センターは、情報技術、人材、財務及び管理支援サービスを提供する。

当社の営業費用に関する議論については、「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (1) 財務情報」を参照のこと。

引受査定及び新規事業

当社の引受業務には、保険引受人及び保険数理人の専門スタッフによる当社の保険商品の評価業務が含まれ、彼らは当社が引き受ける意思のあるリスクの種類及び量を決定する。当社は、当社の引受専門家向けに、厳密な従業員適格要件及び審査手続を規定している。また、当社は、医療保険及び非医療保険の引受において、一定水準の自動ルールに基づくシステムを採用しており、このシステムについては、当社の地区別AIAグループ営業所が中央集権的に管理する。引受査定は、適格な顧客に保険証券又は契約を発行する前に当社の保険引受人が行うリスクの査定及び定量化を支援するために、詳細な保険契約、指針及び手続に中央集権的に準拠する。当社が事業を営む各地域別市場におけるビジネス・ユニットの現地の従業員及び保険引受人は、地区別の承認に基づき、それぞれの現地市場に供給する引受システムをカスタマイズする。また、当社の地域的勢力範囲のお陰で、市場において最善の慣行として確立された引受原則を共有することにより、より発展した市場から当社の引受実績を利用し、過去の引受データの少ない発展途上国市場に適用することも可能となっている。このようにして、当社は、タイのような市場における自らの長い歴史及び経験を活用し、ベトナム市場のように限られた統計データに基づき、地域別市場におけるリスクを査定することができるのである。

当社の保険引受人は、予想される被保険リスクにおけるそれぞれのリスク特徴を評価しており、引受判断は、グループ全体のモデルに基づき下される。保険範囲の要求は、その利点に基づき審査される。保険証券又は契約は、特定のリスクが精査された上で引受が承認されない限り、あるいは当該リスクが予め決定された一定の基準に該当しない限り、発行されない。当社は、保険又は契約の規模に応じて認可制限及び手続を定めており、当社の引受従業員には、その適格水準に応じて予め決定された認可制限がある。

当社は、引受査定の一貫性を高水準に保つため、継続的に複数の水準からなる一連の内部的な引受監査を行っている。当社の商品価格決定の原理は、当社の引受基準を反映しており、死亡率、罹患率、持続性、費用及び投資利回り並びにインフレ等の一定のマクロ経済要因の仮定を利用して計算された、予想される利益の支出に基づいている。これらの仮定は、予想される収益性の幅及び実際の実績が予想された実績を逸脱する可能性を含んでおり、当社の広範囲な実績及び内部データ並びに当社が事業を営む各地域別市場における外部出典により公表されたデータに基づいている。

当社の商品の規制に関する詳細については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制」を参照のこと。

保険金請求管理

当社の商品について当社が受領する保険金請求については、当社が事業を営む各地域別市場の保険金請求チームが体系的な方法により処理及び調査を行う。保険金請求については、一般的に、保険金請求の提出に関して保険契約者を支援する当社の従業員又は代理店がこれを受領し、これらの者はさらなる検討及び検証のためにそれらを当社の保険金請求チームに転送する。早期死亡保険金請求等の大規模且つ特別な保険金請求の案件は、上級査定官に上げられるが、当社の地区別AIAグループ営業所に付託される場合もある。保険金請求が確認されると未払金額が計算され、かかる金額は、承認された場合は顧客に分配され又はサービス提供者との間で直接清算される。保険金請求の方針、手続及び制御方法は、当社の地区別AIAグループ営業所が決定する。当社は、保険金請求管理のリスクを、組織的制御及びコンピューター・システム制御により管理している。当社の組織的制御には、様々な運営レベル向けに予め決定された手続、指針及び承認制限並びに当社が事業を営む各地域別市場における現地事業部門の定期及び臨時の検査が含まれる。日常の品質保証管理は、保険金請求査定の一貫性及び正確性が当社の予想損害率と一致することを確保するための、当社の標準的な業務手順の一部である。また、当社は、当社の保険金請求スタッフの適格性及び雇用に特定の要件を課している。当社は、保険金請求処理についてサービス基準を設け、適時に且つ体系的な方法により、適切な注意をもって、保険金請求を解決するべく努力している。

当社は、健康保険及び医療保険を含む、提出された保険金請求の信頼性及び質を確保するため、保険金請求査定手順を定めている。当社のスタッフは、詳細な内部的指針及びチェックリストに従って、提出された保険金請求を査定する。この査定にあたっては、主要な書類及び出来事に関する包括的な検討及び検証が要求され、保険金請求者には詳細な証拠書類の提出が要求される。例えば、典型的な遺付請求には、適時に署名された保険金請求書、各種領収書及び（適用ある場合）病院の診断書の原本一揃いが必要となる。当社のスタッフは、文書の真正を確認するにあたり、とりわけ当該書類に付された署名の検査、提出された書類が管轄当局の発行する通常の様式によることの確認及び関連するクリニック、病院又は当局の正式な刻印の検査を行う。当社のスタッフは、提出された保険金請求の適切性を査定するにあたり、関連する保険契約と給付の状況の検査並びに特例、既存の条件及び不作為期間等の関連する保険契約に規定された制限の検査を行う。当社は、保険金請求者又は保険をかけられた受益者の身元を確認し、当該保険金請求の根拠となる出来事に関連する証拠書類を回収し検査する。これらに加えて、当社のスタッフは、保険金請求において言及された病院及び医師又はその他の医療サービス提供者の履歴調査を行い、それらの者が必要な認可及び適切な医師免許状を有することを確保する。また、当社の保険金請求査定手順においては、提出された保険金請求を適切に査定するために当社のスタッフに柔軟性を持たせている。例えば、当社のスタッフは、遅延の理由が合理的である場合には遅れて提出された保険金請求を受領することができ、また、提出された保険金請求が決定的な情報を欠くか若しくは不正と思われる場合には、追加の調査及び事実認定を行うことができる。

顧客サービス及び顧客窓口センター

当社は、保険証券又は契約の発行の前後を問わず、大規模な顧客サービス・ネットワークにより、当社の顧客及び潜在的顧客に質の高いサービスを提供し、そのニーズに敏感であろうと努力している。当社は、主に、AIAグループの業務運営により確立された指針に基づき、当社の顧客窓口センター及び事務所、代理店スタッフ、インターネット・プラットフォーム並びに電話サービスを通じて、当社の各現地事業部門の顧客サービス部により顧客サービスを行っている。当社は、双方向の音声応答その他のデジタル・サービスを利用した顧客のセルフ・サービスに向けた革新等、技術及び革新を通じて顧客サービスを拡大し続けており、その目標は、全ての双方向サイトにおいて顧客及び販売チャネルにとって有効なプラットフォームへ移行することである。また、当社の顧客サービスは、地域別市場のニーズに応じて改良される。例えば、シンガポールの事業が、重要度の高い顧客に焦点をあてた試験的プログラムの検査を行っている一方で、当社の韓国の事業の焦点は、インターネット及びウェブサイトを利用した顧客サービスにあてられている。

当社の顧客サービス・ネットワークは、当社の各現地事業部門の専門の顧客サービス部門によって管理されている。地区別AIAグループ営業所は、商品関連のサービスを顧客に提供し、顧客からの問い合わせ及び苦情に対応し、顧客サービス従業員を教育する一律のサービス基準及び手続を定める責任を負う。当社の顧客サービスは、当社が参入している市場において堅実であり且つ良い評価を得ている。当社は、下記を含む様々な最優秀生命保険会社賞を頻繁に受賞している。

- ・リーダーズ・ダイジェスト誌 最も信頼できるブランド賞 保険部門（Readers Digest Trust Brand Award for Insurance）（香港2004年 - 2009年、シンガポール2004年 - 2009年、タイ2004年 - 2009年、オーストラリア2007年 - 2009年、マレーシア2006年 - 2008年）、及び
- ・2008年に最も好まれた保険ベンダー賞（Preferred Insurance Vendor of the Year 2008） - シンガポール

再保険

当社は、その損失エクスポージャーを低減し資本資源を保護するために、当社の保険商品において想定されるリスクの一部に再保険をかける。また、当社は、新規の業種、商品又は市場に参入する際に、商品価格決定の専門知識を得るために再保険を利用する。当社の再保険には、AIAグループと関係のない第三者再保険会社への付保（すなわち、外部再保険）及び完全にAIAグループ内の事業間での付保（すなわち、内部再保険）が含まれる。2007年まで、AIAグループの再保険の大部分は、AIGグループ、主にAIRCOに出再してきた。2007年、当社は、AIGグループへの再保険付保をリキャプチャーし、又はAIAグループ会社に更改する準備を開始した。これらの取戻作業の大多数は2008年の最初の3四半期中に実施され、リキャプチャーされた事業は主としてグループ内部で保持された。当社の再保険戦略の中心的構成要素は、適用ある現地の規制が許容する内部再保険を利用することである。当社は、歴史及び規模を有したことによって、当社の再保険戦略の助けとなる十分な量の経験及びデータを蓄積してきた。新たな種類のリスクに保険をかける場合等、十分なデータがない場合、当社はかかるリスクの大部分又は全てに再保険をかける可能性がある。当社は、かかる新たなリスクに関する経験及びデータを発展させるにつれて、時間とともに次第により多くのリスクを留保できるようになり、関連する外部再保険の利用を減らすことができるだろう。

当社は、再保険を利用する際、当社の保険商品において想定するリスクの一部を、これらの商品に関して当社が受け取る保険料の一部と引き換えに再保険会社に譲渡する。

第三者再保険会社を選択する際の当社の基準は、財務力、サービス、保障条件、保険金請求の清算効率及び価格を含む。当社は、その第三者再保険会社の財政状態を継続的に監視し、当社の再保険協定を定期的に見直す。当社は、再保険集中のリスクを低減するため、様々な主導的な国際的第三者再保険会社と共に再保険プログラムを設定し、いずれか1つの第三者再保険会社における当社のエクスポージャーを制限している。当社が事業を営むいくつかの地域別市場においては、現地の保険規制により、当社の再保険の一部について現地の第三者再保険会社を使用しなければならない場合がある。当社は、内部保険及び外部再保険の両者に関連して、当社の商品及び当社が事業を営む地域別市場に合わせて調整したリスクの上限を明確に定めている。

当社が内部再保険を利用する際、当社の事業子会社又は支店の1つは、AIAグループの別のメンバー、概してAIAバミューダに対し、かかる事業子会社又は支店が当社の保険商品において想定するリスクの一部を譲渡する。当社の内部再保険戦略の下で、再保険会社となるAIAグループのメンバーは、典型的には、定められた一定の上限を超えるリスクを第三者再保険会社に譲渡するために外部再保険を取得する。当社は、当社の内部再保険協定は、全ての重要な点において、適用ある法律の要件を遵守していると考えている。

当社が行う外部再保険はわずかであり、2007年度、2008年度及び2009年度に第三者再保険会社（すなわち、AIGグループ及びAIAグループのメンバーのいずれでもない会社。）に支払われた当社の保険料は、それぞれ、199百万米ドル、219百万米ドル及び316百万米ドルであった。再保険会社に支払われた保険料に関する追加の情報については、「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (1) 財務情報」を参照のこと。当社の第三者再保険パートナーは、当社の上位5位の第三者再保険会社を含めて高格付会社であり、これらの5社は合計で、当社の2009年度の外部再保険保険料の93%を占め、その全てが、最新情報確認日現在、スタンダード・アンド・プアーズによりA+又はそれ以上の格付を得ている。2007年度から2009年度まで、当社は、第三者再保険会社又はブローカーによる債務不履行を一切経験していない。

情報技術

当社の情報技術グループは、当社の事業の成長を支え、当社の顧客、代理店及びビジネス・パートナーに対して信頼できるサービスを提供する上で、重要な役割を果たしている。当社は共有サービス戦略を採用しており、最近では3つの共有サービス・センターを有して、質、サービス及びコスト効率を向上させている。当社の中核的なアプリケーション開発及びサポートの大部分は、これらの共有サービス・センターを通じて遂行されている。

当社のシステムは、eビジネス・プロセス、販売及び経営サポート、商品説明、引受査定、イメージング及びワークフロー、政策管理、保険数理、財務管理及び分析並びに人事に関連するアプリケーションを含む。当社は、新規事業引受プロセスの促進と、制御、ターンアラウンド・タイム並びに顧客及びビジネス・パートナーの満足の大幅な改善のために、AIAグループ全体にわたって当社の「ストレート・スルー」プロセスという機能の配備を拡大している。また、当社は、当社のファイナンシャル・トランスフォーメーション・プログラムを通じて、サービス会社と共にグループ全体の統一金融システムを実施しているところである。

当社のデジタル戦略は、当社の顧客、代理店及びビジネス・パートナーにさらなる利便性を提供するセルフ・サービス機能の拡大を含む。当社はまた、より多くのオンライン機能を提供するために、インターネット及びその他のデジタル・プラットフォーム（例：携帯電話、PDA等）の利用を拡大させている。

当社はこれまでに、当社の情報技術グループを集中させ、有効性、質及び単位原価の低減について改善する戦略を拡大させてきており、今後も継続して拡大させていく予定である。現地の規制で認められた場合、当社は当社の既存のインフラ及びデータ・センターを統合し、それらを第三者ベンダーに委託することを予定している。

当社の情報技術又はコミュニケーション・システムのいずれかの部分的又は完全な故障による影響を最小限に留めるため、当社は、当該故障の場合に適用される詳細なプロセス及び手続を提供する2つのプログラム（事業継続計画及び災害復旧計画）を実施してきた。さらに当社は、故障の場合に当社の主要施設で起動するように設計された災害復旧設備のネットワークを保持しており、また当社は、システム障害に起因するデータの潜在的喪失を制限するために遠隔バックアップ管理システムを構築してきた。

法律及びコンプライアンス

コンプライアンス

当社は、法的及びコンプライアンスリスクを管理するため並びに規制要件に対応するための方針及び手続を有する。当社は、中央管理型のAIAグループ法務部を有し、当該法務部は、AIAグループの法的方針を定め、AIAグループ全体の法的機能を監視し、取締役会に法的管理に関する報告を行う。当社には、適用される規制、投資、年金及び資産運用、情報技術及び知的財産、証券規制、コーポレート・セクレタリー及び人事を含めた法律分野を主に取り扱う専門の社員がいる。また、当社は通常、現地事業部門で現地の法務部を有しており、現地の法務部は、AIAグループの中央管理をしている法務部に報告を行っている。

当社には、AIAグループのコンプライアンス方針を定めるAIAグループコンプライアンス部があり、AIAグループ全体のコンプライアンス機能を監視する。当社には、当社の商品、投資、資産運用及び会社業務に関連するコンプライアンス事項を主に取り扱う社員がいる。当社の各現地事業部門で、適用ある規制要件に対応するコンプライアンス専門の社員を有する。現地のコンプライアンス専門の社員及びAIAグループコンプライアンス部は直接AIAのチーフ・コンプライアンス・オフィサーに報告を行う。

AIAグループの法務及びコンプライアンス部は、企業リスクマネジメントの枠組みと併せて、AIAグループが法的及び規制事項に関し、グループ全体の責任の状態（AIAグループの過去の活動に関連するであろう責任を含む。）を監視する際のサポートをしている。

法律及び規制手続

当社は、多くの地域別市場において、当社の通常業務から生じる訴訟及び行政手続の当事者（争いのある保険金請求に関する仲裁及び訴訟における原告及び被告としての当事者となる場合を含む。）である。当社は、係争中若しくは将来のいかなる仲裁、訴訟若しくは行政手続の結果若しくは影響も予測することはできないが、いかなる係争中の仲裁、訴訟若しくは行政手続も当社の事業、財政状態若しくは経営成績に重大な悪影響を与えとは考えていない。当社取締役のうちの2人であるツェ氏及びウィントロブ氏は、特定のAIGグループの事業体の上席執行役員又は取締役の

立場において、AIGグループの通常の業務過程から生じた特定の訴訟の当事者となっている。当社及び当社取締役は、当該訴訟がAIGグループの業務又は財政状態に重大な影響を及ぼすことはないと考えている。

2010年5月31日現在、AIAグループに対する未払保険金請求総額は、約14.8百万米ドルであり、一件当たりの保険金請求額は約1百万米ドルを超過し、未払保険金請求総額のうち約1.4百万米ドルは保険金請求訴訟に関連し、また約13.4百万米ドルはその他全ての訴訟と関連していた。

当社は、法的及び行政手続並びに事件及び訴訟のための準備金を計上しており、これらは「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記32に記載される当社の「その他の引当金」の一部である。2010年5月31日付で、当該その他準備金（規制事項及び訴訟と関係のない特定の再編成及び再構築の負債のための準備金を含む。）の総額は、115百万米ドルであった。当社は、既知の法的及び規制手続並びに事件に関して十分な準備金を計上していると考えている。

訴訟及び規制に関連するリスクについての詳細な情報は、「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 訴訟及び規制当局の調査により、多額の財務上の損失が生じ、当社の評判が毀損される可能性がある。」を参照のこと。

規制関連

当社の事業は、厳しく規制されている。当社が事業を運営するにあたり従う規制の枠組みに関する詳細は、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制」を参照のこと。当社が事業を行う多くの市場では、当社がそこで事業を行っている間、当社の事業に関連する法令に大きな変更があり、また法令遵守及び施行慣行は地域及び時期により大きく異なる。加えて、当社が服する法律、規則及び規制のいくつかは比較的新しく、それらの解釈及び適用に関しては不明瞭である。当社取締役は、最新情報確認日現在、全体的に当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を与える結果となる可能性がある当社に適用される法令（当社に適用される再保険に関する法律又は規則を含む。）の違反のいずれもないことを確認している。最新情報確認日現在、AIAグループは本件再編成に関して若しくは当社の事業を実施するにあたり要求される全ての重要な許可、免許及び規制認可を取得している。当社は、全ての地域別市場においてある特定の法令を完全に遵守できるようになるまでに十分な時間を必要とする可能性があるが、検討を行っている間、当社はより包括的なコンプライアンスシステムを実施し、適用される法令の違反を防止するために数々の対策（当社の地域別市場で幅広いコンプライアンスチームを構築することを含む。）を講じている。

不動産

所有する不動産

2010年8月31日現在、AIAグループは中華人民共和国の3件の不動産、香港の4件の不動産、インドネシアの2件の不動産、マレーシアの21件の不動産、フィリピンの89件の不動産、シンガポールの5件の不動産及びタイの9件の不動産で構成される133件の不動産を保有している。

完成済不動産

2010年8月31日現在、AIAグループは合計103件の完成済不動産を保有している。総建築面積は、約444,651平方メートルであり、その内訳は中華人民共和国で3,429平方メートル、香港で69,733平方メートル、インドネシアで2,164平方メートル、マレーシアで53,546平方メートル、フィリピンで173,712平方メートル、シンガポールで58,392平方メートル及びタイで83,675平方メートルとなった。2010年8月31日現在、AIAグループは、土地を合計で29区画（延床総面積約214,997平方メートル）を保有している。その内訳は、マレーシアで6,897平方メートル、フィリピンで185,644平方メートル及びタイで22,456平方メートルとなっている。

建設中不動産

2010年8月31日現在、中華人民共和国で1件の不動産の建設工事が進行中且つ完成予定であり、その延床面積は、35,000平方メートル、地上の最大延床面積は約138,070平方メートルである。当該敷地の土地使用権は、2058年5月4日に失効する。

賃貸不動産

2010年8月31日現在、AIAグループは、オーストラリア、ブルネイ、香港、インドネシア、韓国、マカオ、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、中華人民共和国、シンガポール、台湾、タイ及びベトナムにある547件の不動産物件を賃貸している。

オーストラリアで、AIAグループは5件の不動産物件（延床面積約5,321平方メートル）を賃貸している。当該不動産は、様々な賃借人に事務所その他の用途で多様な期間にわたって賃貸されている。

ブルネイで、AIAグループは2件の不動産物件（延床面積約1,086平方メートル）を賃貸している。当該不動産は、様々な賃借人に事務所その他の用途で多様な期間にわたって賃貸されている。

香港で、AIAグループは76件の不動産物件（延床面積約82,654平方メートル）を賃貸している。当該不動産は、様々な賃借人に事務所その他の用途で多様な期間にわたって賃貸されている。

インドネシアで、AIAグループは56件の不動産物件（延床面積約28,617平方メートル）を賃貸している。当該不動産は、様々な賃借人に事務所、住宅その他の用途で多様な期間にわたって賃貸されている。

大韓民国で、AIAグループは70件の不動産物件（延床面積約91,585平方メートル）を賃貸している。当該不動産は、様々な賃借人に事務所、住宅その他の用途で多様な期間にわたって賃貸している。

マカオで、AIAグループは6件の不動産物件（延床面積約6,001平方メートル）を賃貸している。当該不動産は、様々な賃借人に事務所、住宅その他の用途で多様な期間にわたって賃貸されている。

マレーシアで、AIAグループは10件の不動産物件（延床面積約7,715平方メートル）を賃貸している。当該不動産は、様々な賃借人に事務所、住宅その他の用途で多様な期間にわたって賃貸されている。

ニュージーランドで、AIAグループは7件の不動産物件（延床面積約1,753平方メートル）を賃貸している。当該不動産は、様々な賃借人に事務所、住宅その他の用途で多様な期間にわたって賃貸されている。

フィリピンで、AIAグループは64件の不動産物件（延床面積約9,908平方メートル）を賃貸している。当該不動産は、様々な賃借人に事務所、住宅その他の用途で多様な期間にわたって賃貸されている。

中華人民共和国で、AIAグループは北京、常州、东莞、仏山、広州、惠州、江門、茂名、南京、江蘇、清苑、上海、汕頭、深川、蘇州、泰州、無錫、徐州、揚州、湛江、肇慶、中山及び珠海にある157件の不動産物件（延床面積約151,334平方メートル）を賃貸している。当該不動産は、様々な賃借人から事務所、サービス・センター、住宅その他用途に多様な期間賃貸されている。34件の商業不動産物件に及び2件の住宅用不動産物件に関して、不動産所有証又は賃借人が借家人に賃貸する権利を証する証書若しくは文書が、当社の不動産評価アドバイザーであるシービー・リチャードエリスに提示されていなかった。これらの不動産の床面積は、中華人民共和国における賃貸用不動産の延床面積のうち約24%というわずかな割合を占めるのみであり、住宅用として使用されているものを含めた当該不動産は、中華人民共和国における事業にとって重要な目的のために使用されておらず、当該賃貸はシービー・リチャードエリスから商業的価値があるとの評価も受けていない。

シンガポールで、AIAグループは10件の不動産物件（延床面積約4,292平方メートル）を賃貸している。当該不動産は、様々な賃借人に事務所、住宅その他の用途で多様な期間にわたって賃貸されている。

台湾で、AIAグループは3件の不動産物件（延床面積約6,418平方メートル）を賃貸している。当該不動産は、様々な賃借人に台北及び高雄での事務所及びその他の用途で多様な期間にわたって賃貸されている。

タイで、AIAグループは55件の不動産物件（延床面積約80,676平方メートル）を賃貸している。当該不動産は、様々な賃借人に事務所及びその他の用途で多様な期間にわたって賃貸されている。

ベトナムで、AIAグループは26件の不動産物件（延床面積約15,300平方メートル）を賃貸している。当該不動産は、様々な賃借人に事務所、住宅その他の用途で多様な期間にわたって賃貸されている。

不動産評価

独立の不動産評価人であるシービー・リチャードエリスは、2010年8月31日現在の当社所有の、商業的価値にして2,634,338,500米ドル相当の不動産利権を評価した。

いかなる評価済の商業的価値も、市場家賃をベースとする一切の賃貸不動産に依拠するものではない。

知的財産

当社の支店及び完全子会社は、主として「フィラムライフ」のブランド名の下で事業を継続するであろうフィラムライフの明らかな例外を除き、主に「AIA」というブランド名及びそれに類似したブランド名により事業を行っている。結果、当社は、当社の子会社及び支店の営業する地域別市場における事業に関連するドメイン名及び商標の幅広いポートフォリオを保有している。しかし、近年までは、特定の当社の子会社及び支店（AIAオーストラリア、AIAインドネシア、AIA韓国、AIAニュージーランド、AIA台湾、AIAベトナムを含む。）は、事業ではAIGからの派生商標を主に使用しており、当社の事業の多くは、特定の商品及び目的に関してはAIG商標及びドメイン名を使用していた。

2009年11月30日、AIGは、AIA及びその子会社の事業及び運営で主に使用されていたAIGが保有する全ての商標及びドメイン名（当社の地域別市場で登録されたAIA及びAIAに関連する商標を含むがそれに限定されない。）をAIAグループに譲渡及び引渡した。また当社は、当社の特定の事業を再ブランディングし、概してAIAは、AIG商標を含む商標及びドメイン名の使用から「AIA」の商標のみから派生する商標及びドメイン名の使用に全体的に移行した。かかる譲渡契約には、AIAブランド及びAIGブランドの共存に関する規定も盛り込まれている。当社は、必ずしも様々ある「AIA」の略称及び名称を採用し、またAIGの名称及び「AIA」の略称に基づく特定のその他の名称を廃止することができるとは限らない。また、特定の限られた範囲を除き、当社は、「AIA」の略称又は「アメリカン・インターナショナル・アシュアランス」の名称を北米又は米国海外領（グアムを除く。）で使用することはできない。当社は、AIAグループによるAIGの商標並びに特定の派生商標及びドメイン名の使用からの移行を促進するため、2009年11月30日付でAIGとライセンス契約を締結した。特定の例外を除き、（ ）2011年11月30日若しくは（ ）AIGグループが、（ a ）AIAの発行済普通株式に付された議決権総数の50%を直接的若しくは間接的に実質的に保有しなくなるか、又は（ b ）AIAの経営若しくは方針について指示する若しくは指示させる権利を直接的若しくは間接的に有しなくなった日の一年後のどちらか遅い日に、当該ライセンスに関する暫定契約は失効する。当該ライセンス期間中に経営権の変更が発生した場合で、治癒できない重大な違反又は特定の支払不能事由が発生したときは、AIGは、契約終了に関する追加的な権利を有する。本ライセンスの暫定性、AIA及びその子会社に課された当該ライセンスに基づく制限に関連する例外、並びに当社の事業においてAIG商標及びドメイン名を使用しないように移行している事実を踏まえ、当社取締役及び出資者は、当該ライセンス移行契約の期間で十分であるとみなしている。この基本となる当該ライセンス契約の適用対象範囲内のAIG商標は、AIAグループにより主に使用されていないため、AIAグループに引き渡されていない。当該ライセンス契約は、AIAによる治癒できない重大な違反及び特定の支払不能事由が発生した際の経営権の変更の発生後、AIGのみにより一方的に終了させることができる。本ライセンスの移行期間並びにAIAグループがAIG商標を継続して使用することが制限されていることを踏まえ、当社は、当該終了がAIAグループに悪影響を与えとは考えていない。

当社は、2009年11月30日及び2010年8月18日、AIAグループ又はその子会社がAIAグループの経営権の変更より前に全世界において無償で使用していた（商標以外の）特定の知的財産を継続的に使用するための特定の恒久的権利を当社に付与するライセンス契約を、AIGとの間で締結した。これらのライセンスは、特定の知的財産権に関して、治癒できない重大な違反が生じた場合には終了させることができる。これらのライセンスの詳細は、「第二部 - 第3 - 5 経営上の重要な契約等 - 関連取引 - AIGとの知的財産ライセンス取引」を参照のこと。

また、「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社のブランド名及び知的財産は当社にとって重要であり、当社がこれらを保護できない可能性がある。」及び「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 本グループのロゴの商標としての登録は審査中である。」も参照のこと。

最新情報確認日現在、当社は、当社の事業に係る下記の重要な知的財産権を登録済みであるか、又は登録申請を行っている。

商標

最新情報確認日における、当社の事業全般に係る主要な商標は下記の通りである。

- AIAの新規ロゴ
- パワー・オブ・ウィーのロゴ
- ヤオ・バンの漢字表記、及び
- フィラムライフのロゴ

当社は、現在当社が業務を行っている関係各国において、AIAグループ、パワー・オブ・ウィー、ヤオ・バン及び/若しくはフィラムライフの名称、並びに/又はそれぞれのロゴ及び/若しくはAIAグループのその他の名称及び/若しくはロゴに関して、約350の商標登録申請及び登録を行っている。これらの商標は、AIAグループの会社名にて、現在登録済み若しくは登録申請されているか、又はAIGグループからAIAグループに対して譲渡されている。

ドメイン名

下記は、最新情報確認日におけるAIAグループの主要な登録ドメイン名である。

www.aia.com
www.agentsaia.com
www.philamlife.com
www.ephilam.com
www.aiafhc.com
www.aiafinancialhealthcheck.com
www.aiprovidentfunds.com
www.mpf-aiajf.com
www.simplylifedirect.com
www.aia.com.au
www.aia.com.cn
www.aia.com.hk
www.aia-pt.com.hk
www.aia-financial.co.id
www.aiadirect.co.kr
www.aia.co.kr
www.aia.com.my
www.aia.co.nz
www.aia.com.sg
www.aiaco.com.tw
www.aia.co.th
www.aia.com.vn

当社は、また、当社が業務を行っている全ての国を含む世界中の国において、300を超えるドメイン名を登録している。

顧客

当社の上位5位までの顧客が、2007年度、2008年度及び2009年度の当社の総売上のうち全体の30%未満を占めた。

準備金

適用される会計及び規制基準により要求される適切な方法に従って、当社の保険商品に基づく当社の債務を支払うために算出され、保険数理上決定される額の準備金が設定され、負債として計上される。

IFRS準備金

IFRSに従い、AIAグループの財務報告を目的とする当社の準備金は、将来の福利厚生及び保険金請求を予測するための保険数理計算認識方法を基礎としている。

当社は、経験及び経済変数を参考に構築された想定を基礎として、将来の福利厚生債務及び当社商品に対する保険金請求債務を負債として計上している。当社の想定には、マクロ経済の要因と併せて死亡率、疾病率、継続率、費用及び投資収益に関する想定が含まれる。実際には、これらの想定が外れる可能性もあり、その結果、当社は、当社の商品の債務を決済するために最終的に支払う金額又は当社にこれらの支払の必要が生じた場合の金額を正確に決定することはできない。「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社の事業全体に関するリスク - 保険金・給付金の実績と引受査定及び準備金の設定における仮定との差異、並びに当社商品の価格設定において用いられた仮定からの乖離が、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。実際の金額は、特に支払が近い将来に生じなかった場合、見積額と異なる可能性がある。当社は、当社の実際の福利厚生給付及び保険金請求の経験に基づくとともに、負債を設定するために使用される想定に基づき、当社の負債を定期的に評価している。当社は、負債が設定又は再評価される際、当社の負債の変動額を費用として扱う。実際の経験及び動向が、これらの準備金を設定した際の想定よりも好ましくない場合、当社は当該負債に対する準備金を増加するよう要求されることがあ

る。

当社の準備金及び支払準備金に関する情報は、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記34を参照のこと。

法定準備金

当社は、当社が事業を行う多くの地域別市場で、規制目的のために現地事業部門で準備金を報告するよう要求されている。これらの準備金は、各地域別市場で適用される法定準備金基準に従って報告されている。

信用格付

財務力の指標は、当社の事業及び商品における格付に影響を与える重要な要素である。その評価基準の1つが、周知の格付機関により割り当てられた財務力の格付である。AIA及びAIAバミューダは、S&PからA+の財務力の格付を、また、AIAバミューダは、ムーディーズからAa3の財務力の格付を発行されている。これらの格付は、各格付機関で各々強い（strong）及び優秀な（excellent）を意味する。

当社の目標は、当社の信用格付を維持又は改善することである。この目標を達成するために、AIAグループは、厳格な商品価格決定方針を導入し、且つ全ての新しい商品がその収益性、持続性及び資本効率について入念に審査されるよう特別な基準を設定した。本項の「商品戦略及び商品開発」を参照のこと。

上記の格付は、当社の財務力、業績及び保険契約者への債務支払能力に関する各格付機関の独立した意見を反映したもので、当社の株主に直接向けられた評価ではなく、また当社の株式の安全性の評価を反映するものではない。当社の株式に関する投資判断をする場合、これらの格付は依拠されるものではない。上記に記載された格付は、随時格付を行った格付機関による修正又は取消の対象となる。「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社の事業全体に関するリスク - 当社の財務力の実際の若しくは認識上の低下、又は当社の信用格付の格下げが、契約の解約及び解除を増加させ、当社の取引関係に損害を与え、当社商品の新規販売に悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

（3）監督及び規制

AIAグループの規制

当社は、事業を営む各地域市場において、当該地域の行政監督の対象となる。保険業監理処は、AIA及びAIAバミューダを規制し、また、これらの事業体は保険業監理処の規制及びICOの要件の対象となる。したがって、香港における規制体系は、当社が香港で営む事業だけに関係するのではなく、AIA又はAIAバミューダの支店にあたる当社の数多くの現地事業部門にも適用される。AIAグループの受ける規制の詳細については、本項の「規制体系 香港」を参照のこと。バミューダ金融庁は、バミューダにおけるAIAバミューダの事業のほかに、AIAバミューダの支店の事業活動も規制する。バミューダにおける規制の詳細については、本項の「規制体系 バミューダ」を参照のこと。AIA及びAIAバミューダの子会社（オーストラリア、ベトナム、インドネシア、マレーシア、シンガポール及びフィリピンの子会社並びに香港で非保険業を営む一部の子会社を含む。）は、保険業監理処又はバミューダ金融庁の監督及び規制の対象とならない。各当社主要地域別市場におけるAIAグループの業務に適用される各当社主要地域別市場（香港を除く。）の規制体系の概要については、本項の「規制体系 韓国」「規制体系 タイ」「規制体系 シンガポール」「規制体系 中国」「規制体系 マレーシア」を参照のこと。当社のその他の地域別市場における行政監督の概要については、本項の「その他の地域別市場の監督及び規制の概要」を参照のこと。

規制体系 香港

概要

上記の通り、香港において、AIAグループは、主にAIA及びAIAバミューダを通じて規制を受ける。香港の保険市場及び保険業に適用される主な法規制は、ICO及び同条例に基づく下位規則であり、これらは、保険会社及び保険仲介業者の認可、継続的な法令遵守及び届出義務に関する要件を定める。保険業監理処は、ICOの運営を目的に設立された規制機関である。保険業監理処は、ICOを運営する保険局として任命された保険長官に統括される。保険局の主な役割は、保険

契約者又は潜在的保険契約者の利益の保護を図り、保険業界全体の安定を促進することである。保険局は、主に以下に掲げる義務を負い、権能を有する。すなわち、（ ）香港で保険業を営む保険会社を認可すること、（ ）主に保険会社が提出する監査済年次財務諸表及び法人納税申告書の調査を通じて保険会社の財政状態を規制すること、並びに（ ）保険業の監督に関する法律及び指針を策定することである。

保険業監理処による規制に加えて、AIA及びAIAバミューダは、保険代理店の運営並びに保険商品及びサービスの提供その他に関してそのメンバーを拘束する行動規範及び指針を発行する自主規制業界団体である香港保険会社連合のメンバーである。香港保険会社連合は、保険会社及び保険仲介業者の行為、クーリング・オフ制度活用推進並びに保険の変更及びニーズの分析に基づく取り組み等に関する自主規制体制を積極的に推進している。香港保険会社連合の保険代理店登録委員会は、保険代理店の保険仲介業者、その担当役員及び専門事項の代表者の登録及び承認を管理し、これらの者に対する苦情を処理し、一般消費者に保険代理店に関する問い合わせサービスを提供し、一般消費者から保険代理店に関して受ける苦情を処理する責務を担う。本項の「保険会社の行動規範」、「保険金請求苦情処理局」、及び「保険仲介業者の規制」を参照のこと。

2010年7月、香港金融財務局は、「独立保険局の設立案」に関する検討課題書（以下「本検討課題書」という。）を発表し、かかる独立の保険局に従前よりも大きな活動の自由を認め、香港においてリスクに基づく資本規制体制を導入できるようにするために、独立の保険局を設立する可能性について、2010年10月11日を期限として意見を求めている。また、保険業監理処は、香港保険会社連合と共同で、保険会社が支払不能に陥った場合に活用される保険契約者保護基金を設立する可能性についても検討中である。

AIAグループが香港で提供する一定の種類の商品及びサービスは、ICO及び保険業監理処以外の規制機関による別の法制度の規制を受ける。これらの法制度には、MPFSO及びORSOが含まれ、これらの条例はいずれも、AIAトラスティ及びAIAペンション・トラスティが各々提供する義務的なMPFSO退職制度及び任意のORSO退職制度を対象として強制退職積立金制度管理局により運用される。また、上記法制度には、一定の投資関連商品、MPFSO退職制度及びORSO退職制度、証券取引並びに投資顧問サービスを対象としてSFCが運用するSFOも含まれる。本項の「規制体系 香港 MPFSO及びORSOに基づく規制」及び「規制体系 香港 SFOに基づく規制」を参照のこと。

AIAが香港で有する免許

AIAグループは、香港において、子会社であるAIA及びAIAバミューダを通じて保険業を営むことが許可されている。AIAは、全ての種類の損害保険事業及び長期保険事業（ICOに基づき定義し、以下に詳記する。）につき複合保険会社の免許を付与されている。AIAバミューダは、全ての種類の長期保険事業並びに（傷害・疾病保険に関する）クラス1及び2の損害保険事業に関する免許を付与されている。香港におけるAIAグループのMPFSO退職制度事業に関して、AIAバミューダは、ICOに基づき認可された保険会社であるだけでなく、登録されたMPFSOの法人仲介業者であり、AIAトラスティは、MPFSOに基づき承認されたトラスティである。AIAウェルス・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、証券の取引及び助言を行う目的で、SFOに基づき認可された会社である。AIAペンション・トラスティ及びAIAコーポレート・マーケティングは、それぞれが法人のMPFSO仲介業者として強制退職積立金制度管理局に登録しており、AIAトラスティが承認されたスポンサーMPFSOトラスティを務める。また、AIAペンション・トラスティ及びAIAコーポレート・マーケティングは、登録された法人保険代理店でもあり、AIAバミューダがスポンサー保険会社を務める。AIAペンション・トラスティは、ORSOトラスティとして、強制退職積立金制度管理局に登録されている特定の積立退職金制度のトラスティとしての役割も行う。

ICOに基づく認可

香港において又は香港から保険業を行う会社は、保険業監理処から認可を得なければならない。認可は、ICOの第8条に定める一定の要件を満たす保険会社にのみ付与される。同条は、特に下記の事項に焦点を置いている。

- ・ 払込資本金
- ・ ソルベンシー・マージン
- ・ 取締役及び統括者の適切性及び相当性
- ・ 再保険協定の適切性

その他に、保険会社は、保険業監理処が発行する認可に関する指針に定められる特定のその他の基準を満たさなければならぬ。かかる指針は、保険会社に健全な財政状態を維持させ、適切な水準のサービスを提供させることを目的とする。なお、かかる条件は、保険会社が認可を受けた後も、引き続き適用される。

ICOに基づく保険業の種類

ICOの要件は、保険会社が営む保険業の種類によって変わる。ICOは、以下の通り、主に2種類の事業を定めている。

- ・長期保険事業は、典型的に保険契約が長期間保持される種類の保険業を包括し、生命保険及び年金保険、関連長期保険、終身医療保険並びに退職制度管理保険を含む。
- ・損害保険事業は、長期保険事業以外の全ての保険業を包括し、傷害疾病、火災、財物、自動車、賠償責任、金銭的損失及び訴訟費用を補償する保険を含む。

ICOが定める上記いずれの種類の保険業も、元受保険業だけでなく再保険業も含む。認可基準は、元受保険業を営まず再保険業のみを行う保険会社の場合には、特定の自己資本要件を除き、元受保険会社及び再保険会社と同様である。長期保険事業及び損害保険事業の両方を扱う保険会社は、保険業監理処では、複合保険会社といわれる。上記の主な保険業の種類に加えて、ICOは、法律に基づき付保することが求められる責任又はリスクに関する保険業（以下「法定事業」という。）（被用者の補償保険及び自動車に関する第三者保険を含む。）を営む保険会社に、追加要件を課す。

最低払込資本金要件

ICO第8条(3)(b)は、保険会社が営もうとする保険業の種類に応じて、下記の通り保険会社の最低払込資本金要件を定める。

- ・法定事業を除く損害保険事業の場合は、10百万香港ドル
- ・法定事業を含む損害保険事業の場合は、20百万香港ドル
- ・長期保険事業の場合は、10百万香港ドル
- ・複合保険事業の場合は（法定事業を含むか否かにかかわらず）、20百万香港ドル

ソルベンシー・マージン

ICO第8条(3)(a)及び第35AA条に従って、保険会社は、いかなる時も要求されるソルベンシー・マージンを下回らず、負債を超過する資産を保持しなければならない。その目的は、経営成績又は資産額及び負債額における好ましくない変動のような予測不能な事由から生じた負債に対処するには保険会社の資産が不十分となる危険に備えて、相当な予防措置を講ずることにある。

長期保険事業を営む保険会社について、ICOは、最低ソルベンシー・マージンを2百万香港ドルと定める。ソルベンシー・マージンは、1995年保険会社（ソルベンシー・マージン）規則（香港法第41F章）に従って決定される。同規則は、最低ソルベンシー・マージンを2百万香港ドルとすることを条件に、対象となる長期保険事業の個々の種類に応じて使用される一連の計算方法を定める。

長期保険事業を営む保険会社がソルベンシー・マージンの要件を満たしているか否かを判断するために、保険会社（長期負債の算定）規則（香港法第41E章）に従って、当該保険会社の資産及び負債が評価される。同規則は、長期保険事業の負債を算定する基準を定める。保険会社は、長期保険事業の負債額の算定に際し、特に金利等について慎重な条件及び前提に基づき算定しなければならない。特に、資産から得られる利益及び保険契約に基づき将来支払われる保険料の金額を算定するための評価方法が定められている。

損害保険事業を営む保険会社について、IC0は、絶対的な最低ソルベンシー・マージンを100万香港ドルとし、法定事業を営む保険会社の場合は200万香港ドルと定めている。ソルベンシー・マージンは、保険会社に関連する保険料収入（再保険の保険料支払分を差し引いた残りの保険料収入総額又は保険料収入総額の50%のうち高い額と定義される。）又は保険会社に関連する保険金請求額（保険期間が未経過のリスクの金額に、再保険会社から回収可能な金額を差し引いていない未払保険金請求額の50%又は再保険会社から回収可能な金額を差し引いた残りの未払保険金請求額のうち高額な方を合わせた額と定義される。）のうち高額な方を基準に、場合に応じて最低ソルベンシー・マージンを100万香港ドル又は200万香港ドルとすることを条件に、以下の通り算定される。

- ・ 200万香港ドルを超えない部分については、未払保険料収入 / 保険金請求額の20%
- ・ 200万香港ドルを超える部分については、保険料収入 / 未払保険金請求額の10%

損害保険事業を営む保険会社がソルベンシー・マージンの要件を満たしているかどうかを判断するために、保険会社（損害保険事業）（評価）規則（香港法第416章）（以下「評価規則」という。）に従って、当該保険会社の資産額が評価される。評価規則は、保険会社の貸借対照表に通常記載される異なる種類の資産ごとに評価方法を定めている。また、評価規則は、賢明な投資の分散を実現させるために、異なる種類の資産についての許容範囲も定める。但し、この許容範囲は、以下に記載の通り、IC0の第25A条により、香港で管理される資産には適用されない。

複合保険会社について、IC0は、保険会社の損害保険事業及び長期保険事業に関して上記の通り算定された要求されるソルベンシー・マージンの総額を基準に、最低ソルベンシー・マージンを定める。

適切且つ相当な取締役及び統括者

IC0第8条(2)は、保険会社の全ての取締役及び統括者が、当該役職を務めるに「適切且つ相当」な者でなければならぬと定める。IC0第9条は、保険会社の統括者には、当該保険会社若しくはその親会社のマネージング・ディレクター、当該保険会社若しくはその親会社（当該親会社も保険会社である場合に限る。）の最高経営責任者、当該保険会社若しくはその親会社の取締役が通常行為する際に従う指図若しくは指示を出す者、又は単独で若しくは同等の役職を務める者と一緒に若しくは指名する者を通じて当該保険会社若しくはその親会社の株主総会において議決権の15%以上を行使し若しくは行使を支配する権利を有する者等を含むものと定義する。また、IC0第13A条、第13B条及び第14条は、認可された保険会社の取締役又は統括者に変更があった場合には、その旨を保険業監理処に届け出ること及び保険会社の特定の統括者（最高執行役員を含む。）の任命に当たって保険業監理処による事前の承認 / 異議のないことを要求する。

「適切且つ相当」という語は、IC0において詳細な定義が定められていないが、保険業監理処は、保険会社の取締役又は統括者に「適切且つ相当」かどうかを確認する審査の実施に当たって検討する事項を定めたガイダンス・ノートを発行している。かかる検討事項は、取締役又は統括者の財政状態、人格、評判、誠実さ、信頼性、当該取締役又は統括者が遂行する職務に関する技能及び経験並びに当該職務を効率的に、真摯に且つ公正に遂行する能力を含む。

金融グループに所属する認可された保険会社の場合、保険局は、統括親会社の財務の健全性を評価し、IC0の「適切且つ相当」要件を管理するために当該グループ全体を監督するに当たり、グループ監督手法を採用する。その他にも、当社は、保険業監理処がAIA及びAIAバミューダの持株会社であるAIAグループ・リミテッドについて「適切且つ相当」かどうかを確認する審査の実施に当たって検討する可能性のある一定の追加事項に関するガイダンスを、2010年（未定）月（未定）日付の書簡により、保険業監理処から受け取っている。かかる追加検討事項には、以下のものが含まれる。

- ・ 持株会社が自ら管理する保険会社に継続的な財務支援を提供できるだけの持株会社の財源の十分性
- ・ 持株会社が自ら管理する保険会社を対象とした事業計画の実現可能性
- ・ グループの法律上、経営上及び運営上の構造の明瞭性
- ・ 他の持株会社又は管理する主要子会社の詳細

- ・ 持株会社、その取締役又は統括者が、管財人の管理下、行政管理下、清算中又はその他同様の手続中であるか否か
- ・ グループのコーポレート・ガバナンス（上級経営陣及び取締役会の構造及び経験、関係者との重要な取引の監督、取締役会委員会の存在並びに内部統制の安定性を含む。）の健全性
- ・ グループのリスク管理の枠組（グループのリスク管理方針及び機能、グループのリスク特性及び関係会社がもたらす潜在的リスクの存在、グループの資本管理手続、並びにグループの流動性管理手続を含む。）の健全性
- ・ 自ら管理する保険会社が適用ある法律、規則及び規制を遵守して運営されることを確保するための、当該保険会社からの情報の受領
- ・ 自ら管理する保険会社の業務を監督、管理するに当たってのグループの役割

AIAグループ・リミテッドは、ICOに基づくAIA及びAIAパミュダの統括者であるから、当社は、当社の組織構造、コーポレート・ガバナンス及びリスク管理構造に関する最新の年次報告書（ある場合）並びに当社の監査済年次財務諸表及びグローバル・オフリングが完了している場合には半期中間財務報告書を保険業監理処に提出する予定である。また、当社は、当社の事業に関する一定の重大な事由について、保険業監理処に報告することが想定される。

適切な再保険協定

ICO第8条(3)(c)は、全ての保険会社に、自らが営む保険業の種類に応じたリスク別に適切な再保険協定を締結し、又はかかる協定が不要であればその理由を説明するよう義務付ける。保険会社の再保険協定が適切かどうかを検討するに当たって、保険業監理処は、下記の事項を考慮する。

- ・ 保険会社が締結した再保険協定の種類
- ・ 保険会社が保有するリスクの上限
- ・ 再保険会社の安全性
- ・ 協定に加わる再保険会社間のリスクの分散

再保険会社間のリスクの分散については、保険業監理処は、再保険会社が保険会社の関連会社である場合には、さらなるリスクが発生すると考える。この問題に対処するため、保険業監理処は、2003年に関連会社への再保険に関するガイドランス・ノートを発行した。同ガイドランス・ノートは、かかる再保険協定が適切なものかどうかを判断するに当たって使用する基準を定める。保険業監理処は、下記要件のいずれかが満たされる場合には、対象となる再保険会社が十分な安全性を提供しているものとみなす。

- ・ 当該再保険会社自体がICOに基づく認可を受けていること。
- ・ 当該再保険会社又はこれを直接的若しくは間接的に保有する持株会社のいずれかが、信用格付機関から適切な格付（現在保険業監理処は、スタンダード・アンド・プアーズの場合はAA-以上、ムーディーズの場合はAa3以上若しくはA.M.ベストの場合はA+以上の保険会社財務力格付又はこれらに相当する格付と定めている。）を受けていること。
- ・ その他、当該再保険会社又はこれを直接若しくは間接に保有する持株会社のいずれかが、上記と同等の地位を有すると保険業監理処によって認められること。

再保険会社が上記要件のいずれにも該当しない場合には、保険業監理処は、出再保険者の財務力を評価するに当たって、当該再保険会社から回収可能とみなされる再保険金純額を制限する。但し、保険業監理処が、当該再保険会社との間で交わされる協定について、取消不能且つ永続的に更新可能な信用状等の容認可能な担保が設定されていると考える場合にはこの限りでない。

資産の保有

IC0第22条から第23条は、長期保険事業を営む保険会社に対し、長期保険事業の異なる業種別に帳簿を付け、当該特定の業種にのみ利用される資金として業種別のソルベンシー・マージンを基準にして算定された一定額の資産を保持することを要求している。

IC0第25A条は、損害保険事業を営む保険会社に、香港における事業から発生する負債に関して、資産を香港で保持するよう要求している。保持すべき資産の最低額は、負債に関して保険会社が締結した再保険額を考慮して、保険会社の香港における損害保険事業に起因する正味負債額及び要求されるソルベンシー・マージンの割合に基づき、算定された。

保険業監理処は、クラスGの事業のための引当金に関して要求される基準を強化し、高めるために、クラスGの長期保険事業（IC0では、保証された資金又は収益を与える退職制度契約を含む長期保険事業と定義する。）のための準備金引当に関するガイダンス・ノートを発行している。クラスG長期保険事業に区分される保険は、主にMPFS0退職制度又はORSO退職制度に基づく退職制度契約として提供される。長期保険事業を営む認可を受けた保険会社は、香港において又は香港を拠点として営むクラスG保険事業のために、長期保険事業資金を別途維持することが特に要求されている。クラスG保険事業資金については、保険業監理処は、資金に含まれる資産の額の総額が少なくともクラスG保険事業に起因する負債額を超えていることを要求している。

会計及び届出義務

IC0は、保険会社に、事業の過程で行った全ての取引を明示し説明する適切な会計帳簿を備え置くよう要求する。保険会社は、監査済財務諸表、自社の保険業の評価額及び保険金請求額に関する取締役の報告及び統計データを含む資料を、毎年1回保険業監理処に提出しなければならない。

また、長期保険事業を営む保険会社は、長期保険事業の財政状態について、保険数理調査を毎年行い、報告書を保険業監理処に提出する保険数理人を任命しなければならない。任命された保険数理人は、適切な保険料の設定、準備金に関する賢明な方針、適切な投資の配分、適切な再保険協定、及び違反を適切に保険業監理処に報告することを含む、保険会社の長期保険事業の財務管理における保険数理に関するあらゆる事項について助言を行う責任を負う。

認可された保険会社のコーポレート・ガバナンス

保険業監理処は、認可された保険会社のコーポレート・ガバナンスに関するガイダンス・ノートを発行している。同ガイダンス・ノートは、認可された保険会社とその社内慣行及び手続を評価し確立できるよう支援することにより、保険業界の高潔性及び全体の福祉を高めることを目的とする。このガイダンス・ノートは、認可された保険会社に求められるコーポレート・ガバナンスの最低基準を定め、香港で設立され認可された保険会社及び香港域外で設立されたが年間保険料収入総額の75%以上が香港における保険業に関連性を有する認可された保険会社に適用される。但し、保険業監理処から書面による免除の許可を得た場合にはこの限りでない。このガイダンス・ノートは、下記の主要事項を含む。

- ・ 上級経営陣の構造
- ・ 取締役会の役割及び責任
- ・ 取締役会取扱事項
- ・ 取締役会委員会
- ・ 内部統制

- ・ 法令遵守
- ・ 顧客へのサービス提供

香港域外の保険会社が香港において営む保険業の割合にかかわらず、保険業監理処は、かかる保険会社に対して、母国の規制機関が発行するコーポレート・ガバナンスに関する適用ある指針を厳守するよう求めている。

資産管理

保険会社は、保険契約者に対する契約上の義務を履行するために、保険会社の責任及びリスクの内容を考慮して、保険会社の資産を堅実且つ賢明な方法で管理しなければならない。保険業監理処は、認可された保険会社が行う資産管理に関するガイダンス・ノートを発行し、これは、1999年に保険監督者国際機構が承認した「保険会社の資産管理に関する監督基準」から採用されている。このガイダンス・ノートは、香港で設立された保険会社及び香港域外で設立された保険会社の香港支店（金融資産に対する投資額が100百万香港ドルを超えるもの）に適用される。このガイダンス・ノートは、保険会社が自らの投資活動に伴うリスクをどのように管理しているか評価するための調査表を備え、下記主要事項に関する指針及び注釈を含む。

- ・ 投資の手順、方針及び手続
- ・ 総合的な資産管理戦略
- ・ 取締役会から上級経営陣に与える投資委任
- ・ 保険会社の資産管理機能に関する監査
- ・ リスク管理機能
- ・ 内部統制

保険会社が自らの投資活動に伴うリスクをどのように管理しているか評価するために、保険業監理処は、現地調査及び保険会社との協議を通じて情報を入手することを含め、定期的に保険会社に情報を要求することができる。

介入権限

保険業監理処は、ICO第5部にに基づき、下記の場合には、保険会社の事業に介入し、適切な措置を講じる権限を有する。

- ・ 保険会社が自らの負う法的責任を果たすことができなくなるか、又は既存の若しくは潜在的保険契約者の合理的期待に応じることができなくなるというリスクから、既存の若しくは潜在的保険契約者の利益を守るために、当該権限を行使することが望ましいと保険業監理処が考える場合。
- ・ 保険会社又はその親会社がICOに基づく義務のいずれかを履行しなかったと、保険業監理処がみなす場合。
- ・ ICOの趣旨に照らして誤解を招き又は誤った情報を保険会社が保険局に提供したと、保険業監理処がみなす場合。
- ・ 保険業監理処が、保険会社の再保険協定の適切性を認めない場合。
- ・ 保険業監理処が、保険会社の財政状態、又は資産と負債のバランス、準備金の額若しくは財務の保護等に関する所定の規制基準若しくは要件の遵守状況を認めない場合。

- ・ 保険会社が、保険業監理処によって課される継続的に認可を受けるための条件若しくは要件、保険会社の財務担当者の提供する財務保証、又は保険会社の取締役及び統括者に課される「適切且つ相応な」要件を遵守しない場合。

また、保険業監理処は、保険会社が認可を受けてから又は保険会社の統括者になってから5年間はいつでも、上記のいずれかの事由が存在するか否かにかかわらず、保険会社の事業に介入することができる。

保険会社による事業への介入にあたり、保険業監理処が取ることのできる措置は、下記を含む。

- ・ 新事業を実施しようとする保険会社に対する制限を課す。
- ・ 特定の種類の事業に関して、一定期間中に保険会社が受領し得る保険料収入額における上限を設ける。
- ・ 保険会社が行うことのできる投資の種類を制限し、又は保険会社が一定期間に特定の種類の投資の現金化を行うことを要求する。
- ・ 保険会社が香港における事業から発生する責任の全部又は一部の資産を香港で保持する義務、及びかかる資産を保険業監理処が承認するトラスティの管理下で保有する義務を課す。
- ・ 保険会社の管理を担う経営者を指名する。
- ・ 保険会社による情報及び書類の提出並びに届出の促進を目的として、当該保険会社は、その長期保険事業に関する特別な保険数理調査を実施しなければならないという義務を課す。

第35条命令

AIG事由の後、AIA又はAIAバミューダの各社（適当であればこれらの支店全てを含む。）に対して下記の事項を要求する2008年9月17日付の書簡（以下「第35条命令」という。）が、保険局よりAIA及びAIAバミューダ各社に対して交付された。

（1）全ての保険事業及び「特定の者」との全ての取引を、一般的な取引条件に基づいて行うこと。

（2）AIA又はAIAバミューダは、保険局から最初に書面による同意を得ずに、「特定の者」に対して預け入れ又は資産の移転を行わず（通常の保険取引の場合を除く。）、又は経済支援を提供しないこと。

（3）保険契約者又は潜在的保険契約者の利益をリスクにさらすおそれのある状況について、実務上可能な限り速やかに保険局に報告すること。

第35条命令において、「特定の者」には、保険会社の支店、取締役、統括者、株主及び関連会社又はグループ会社が含まれるが、これらに限らない。

第35条命令は、とりわけAIA及びAIAバミューダが特定の者との間で資本関連取引を行う能力を制限する。したがって、第35条命令は、AIA及びAIAバミューダが、保険局から最初に書面による同意を得ずに、親会社に配当金を支払う能力を制限し、また関係会社間サービス手数料の支払等、特定の者との間で関係会社間取引を行う能力を制限する。

さらに、保険局は、AIA及びAIAバミューダに対する2008年9月18日付の書簡により、AIA及びAIAバミューダが、保険局から最初に書面による同意を得ずに自社又は自社の親会社の株主総会において15%以上の議決権を行使する新たな統括者を就任させないように要求している。

保険局は、2010年（未定）月（未定）日付の書簡により、下記の約束を考慮して、香港証券取引所における当社普通株式の取引の初日に、第35条命令を撤回する旨を当社に通知している。

AIGは、保険局に対して、第35条命令の撤回日を効力発生日として、且つAIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの発行済株式資本の10%を超える法的又は実質的持分を保有する(又はAIGが直接的若しくは間接的にAIAグループ・リミテッドの株主総会において議決権の10%以上を行使し若しくは行使を支配する権利を有する)限り、AIGは、保険局の書面による事前の同意を得た場合を除き、確実に以下の通りを約束した。

- () AIGの支配下にあるAIGグループのメンバーであって、AIG保有のAIAグループ・リミテッド持分を保有する者は、AIAグループ・リミテッド株主への配当金の分配を承認するためのAIAグループ・リミテッドの株主投票において、投票を放棄すること。
- () AIGは、直接的若しくは間接的にも、又はAIGの支配下にあるAIGグループのメンバーを通じて、(a) AIAグループのメンバーからの預け入れを受け付けず、(b) (x) 一般的な保険取引又は約束(その更新を含む。)の日付現在有効な一般的な取引条件に基づく取決め、及び(y) AIAグループ・リミテッドのその他の株主から承認されたAIAグループ・リミテッド株主への配当金の分配を除き、AIAグループのメンバーから移転される資産の受領者とならず、又は(c) AIAグループのメンバーからの経済支援(すなわち、信用供与、融資、保証の提供又は融資保証)を受け入れないこと。

また、AIAグループ・リミテッドは、保険局に対して、下記の事項を約束した。

- () AIAグループ・リミテッドは、(a) AIA及びAIAバミュダが、個々の保険会社ベース及びAIA/AIAバミュダ連結ベースの両方において、150%以上のソルベンシー・マージン比率を常に維持すること、(b) AIAグループ・リミテッドが、AIA又はAIAバミュダのいずれから、AIA又はAIAバミュダのソルベンシー・マージンを150%未満とするような資本の引き上げ又は資金若しくは資産の移転を行わないこと(但し、いずれの場合においても、保険局の書面による事前の同意を得た場合を除く。)、及び(c) AIA又はAIAバミュダのいずれかのソルベンシー比率が150%未満となった場合、AIAグループ・リミテッドが、保険局が受諾可能な方法で、可能な限り速やかに当該ソルベンシー比率を最低150%まで回復させるための対策を講じることを保証する。
- () AIAグループ・リミテッドは、AIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの発行済株式資本のうち10%を超える法的又は実質的持分を保有する(又はAIGが直接的若しくは間接的にAIAグループ・リミテッドの株主総会において議決権の10%以上を行使し若しくは行使を支配する権利を有する)限り、AIA及びAIAバミュダが、保険局から最初に書面での同意を得ることなく、(a) AIG及び/又はAIGの支配下にあるAIGグループのメンバー(当社、その子会社及びそれらの支店を除く。)に預金しないこと、(b) 一般的な保険取引又は約束(その更新を含む。)の日付現在有効な一般的な取引条件に基づく取決めを除き、AIG及び/又はAIGの支配下にあるAIGグループのメンバー(当社、その子会社及びそれらの支店を除く。)に資産を移転しないこと、又は(c) AIG及び/又はAIGの支配下にあるAIGグループのメンバー(当社、その子会社及びそれらの支店を除く。)に経済支援を提供しないことを保証する。
- () AIAグループ・リミテッドは、AIAグループが保険局の監督に服すること及びAIAグループ・リミテッドがICO第8条(2)に基づく統括者の「適切且つ相当」な基準に関する保険局のガイダンスの継続的な遵守を義務付けられることを確認する、保険局からAIAグループ・リミテッドへの2010年(未定)月(未定)日付の書簡に述べるガイダンスを遵守する。これらの基準は、持株会社の財源の十分性；持株会社が自ら管理する保険会社を対象とした事業計画の実現可能性；持株会社の法律上、経営上及び運営上の構造の明瞭性；他の持株会社又は管理する主要子会社の詳細；持株会社、その取締役又は統括者が管財人の管理下、行政管理下、清算中又はその他同様の手続中にあるか否か；グループのコーポレート・ガバナンスの健全性；グループのリスク管理の枠組の健全性；適用ある法令、規則及び規制を遵守した管理を行うための、持株会社が自ら管理する保険会社からの情報の受領；持株会社が自ら管理する保険会社の監督及び運営管理における役割等である。
- () AIAグループ・リミテッドは、上記第()項に述べるガイダンスの全ての強化又は改善、及び保険局が随時公表する行政措置若しくは保険局がICOに従って定める可能性のある要件、ICOに基づく規制又は保険局が随時公表するガイダンス・ノートを履行する。

保険会社の行動規範

保険業界が取り組んでいる自主規制活動の一環として、香港保険会社連合は、保険会社行動規範を公表している。この規範は、保険契約の成立及び保険金の支払における適正な保険業務として求められる規準を明示し、顧客に対する適切で有用な情報の開示を促進し、保険契約に基づく権利及び義務に関する顧客教育を促進し、保険業の取引における高い職業基準を育み、保険会社について消費者が持つ業界の印象及び地位を向上し、高めるように促すことを目的とする。この規範は、香港保険会社連合に加入している全ての損害保険会社及び生命保険会社に適用され、また香港居住者である個人の保険契約者が香港において付保し、個人として加入した保険に適用される、香港保険会社連合に加

入する条件として、全ての損害保険会社及び生命保険会社は、この規範を遵守し、自社の社員及び保険代理店に当該規範の定めを遵守させるよう最善を尽くすことを約束している。

保険金請求苦情処理局

保険金請求苦情処理局は、香港居住者が付保するあらゆる種類の個人保険契約から発生する保険金請求に関する苦情の解釈及び処理における自主規制を実施する目的で、香港保険会社連合が設立したものである。保険金請求苦情処理委員会は、保険会社及びその保険契約者との間で発生した苦情について独立の立場で公正な判断をする目的で、保険金請求苦情処理局が設立したものである。保険金請求苦情処理委員会は、保険契約者自身並びにその受益者及び正当な請求権者のいずれが申し立てる保険金請求に関する苦情についても処理する責任を負う。保険金請求苦情処理委員会は、判断を下すに当たって、当該苦情に係る保険契約の条件、適正な保険業務の一般原則、適用ある法規範又は司法当局の決定並びに香港保険会社連合が随時発表する規範及び指針に従って行為しなければならない。

保険仲介業者の規制

通則

保険仲介業者は、IC0に基づき、保険代理店又は保険ブローカーをいうと定められている。2種類の保険仲介業者の主な違いは、保険代理店は保険会社の代理店又は副代理店として行為するが、保険ブローカーは保険契約者及び保険契約者となる可能性のある者の代理として行為する点にある。いずれも、IC0第 部に定める規定に基づく自主規制制度の対象となる。

IC0に基づき、正式に指定又は認可を受けていない限り、何人も自らが保険代理店又は保険ブローカーであると表示してはならない。また、何人も、自らが委託を受けた保険代理店であると同時に認可を受けた保険ブローカーであると表示してもならない。保険会社が正式に指定又は認可を受けていない保険仲介業者を通じて保険契約を締結し、又はかかる保険仲介業者から依頼を受けた保険契約を引き受けることも、IC0の下で違反行為に当たる。

委託を受けた保険代理店の登録及び運営

何人も、保険代理店として行為するには、保険会社の委託を受け、香港保険会社連合が設立した保険代理店登録委員会に登録しなければならない。IC0第66条に基づき、保険会社は、委託保険代理店の登録簿を保持し、香港における登記上の事務所（若しくは本店）又は香港保険会社連合の登記上の事務所において、当該登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。保険会社は、自社の委託保険代理店の登録又は抹消について、当該登録又は抹消から7日以内に、保険局にその詳細を届け出なければならない。

保険会社は、IC0第67条に従って香港保険会社連合が発行し保険業監理処が承認した保険代理店管理実務規範を遵守しなければならない。保険代理店管理実務規範は、保険代理店の登録及び抹消、保険代理店登録委員会が苦情を処理し保険会社にその保険代理店を対象とした懲戒処分を行うよう要求する権限、保険代理店を対象とした「適切且つ相当」の基準並びに代理店契約の最低要件を定める規則及び手続を明示する。保険会社は、自らが委託した保険代理店が保険契約書の交付及び関連する保険業務に関して顧客と取引するにあたり行う行為について責任を負う。保険業監理処は、委託保険代理店の登録抹消を命令する権限を有する。

本検討課題書に基づき、設立が検討されている独立の保険局は、免許制度の導入により、保険仲介業者（代理店を含む。）に対して、従前よりも効果的な監督当局による監視を実現しなければならない。

MPFSO及びORSOに基づく規制

香港において義務的な退職制度を運営する会社は、MPFSOに基づく規制を受ける。強制退職積立金制度管理局は、MPFSOに基づき規制機関として行為するために設立された組織で、MPFSO制度を運営したいと考えるトラスティを承認し監督する責務を担う。強制退職積立金制度管理局は、MPFSO商品を顧客に提供するMPFSO仲介業者として行為する銀行や保険会社等の金融機関を監督する責務を他の規制機関と共同で担う。MPFSOは、賢明な管理、制度の基金を使用し行うことができる投資、会計及び届出の義務並びに強制退職積立金制度管理局がトラスティによる制度の運営に介入しこれを終了させる権限に関する規則を含む。任意の退職制度は、ORSOに基づく規制の対象となる。強制退職積立金

制度管理局は、ORSO制度の監督機関も務める。ORSOは、退職制度に対し、強制退職積立金制度管理局に登録するよう義務付け、届出の義務及び当該退職制度において投資することができる資産の種類に関する規則を課す。その他、MPFSO制度商品及びORSO制度商品のマーケティング及び販売促進を行うには、これらの商品に関して有価証券に投資することになるため、SFCの承認を要する。上記の届出義務に加えて、強制退職積立金制度管理局は、2008年に、AIG事由の後、AIAトラスティ及びAIAペンション・トラスティにおける下記の種類の事由について、事前に通知を行うよう要求した。

- ・株主に対する配当の決議又は支払
- ・いずれかの当事者に対する前渡金、貸付け又は信用の供与
- ・特別な事由又は営業外の活動に起因する多額の資金流出の発生
- ・いずれかの会社についての資金の流動性又は財政状態に悪影響を及ぼすおそれのある事由の発生

SFOに基づく規制

香港で有価証券を取扱い有価証券に係る助言を行いたいと考える会社は、SFOに基づき有価証券を取扱い有価証券に係る助言を行うための免許を取得しなければならず、また、有価証券に投資する特定の金融商品及び制度のマーケティング及び販売促進は、SFO及びSFOの下位法令に基づく規制を受ける。SFCは、SFOに従って、免許の付与、監督及び執行を行う機関である。SFOに基づき免許を受けた法人は、十分な資金を保有する義務及び届出義務を負い、取締役、上級経営陣及び投資活動業務を担う個人は、適性条件を満たし、SFCの承認を受けなければならない。

投資関連商品及び制度（保険会社が行う長期保険事業制度を含む。）の運営、マーケティング及び販売促進活動を行うには、潜在的投資家に一定の情報を開示するよう義務付け、宣伝広告の内容並びに投資に伴うリスク及び見込み利益に関する文言に対して制限を課すSFO第 部並びにSFCが発行した関連規範及び指針に従って、SFCによる認可を受けなければならない。最近、2010年6月に、SFCは「ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド、投資関連保険制度及び非上場仕組商品に係るSFCハンドブック」を発行し、これにより、既存及び新規の投資関連商品及び投資関連制度に関する一定の情報開示の強化を義務付けた。

規制体系 バミューダ

概要

AIAバミューダは、バミューダにある支店及びバミューダにおける事業について、バミューダ金融庁の規制を受ける。1978年保険法及び関連規則（以下「バミューダ保険法」という。）は、バミューダにおいて又はバミューダを拠点として行う保険業の活動に適用され、バミューダ金融庁が管理する保険会社の登録制度について定める。また、バミューダ保険法は、保険会社の業務を監督し、調査し、保険会社の業務に介入する権限をバミューダ金融庁に付与する。バミューダ保険法は、バミューダの保険会社に対し、監査及び届出の義務だけでなく、支払能力及び流動性に関する基準も課す。

AIAバミューダが有する免許

AIAバミューダは、バミューダにおいて、バミューダ保険法に基づきクラス3損害保険事業及び長期保険事業を扱う保険会社として登録しており、複合保険会社として損害保険事業及び生命保険事業のいずれをも行う認可を得ている。AIAバミューダは、クラス3保険事業及び長期保険事業の免許を1996年1月1日から有している。AIAバミューダは、バミューダ保険法に基づく「第24条(6)複合保険会社」に区分される。

バミューダ保険法に基づくバミューダ金融庁による規制

パミュダ保険法は、全ての保険会社に、一定の最低支払能力及び流動性基準を維持するよう要求し、パミュダの保険会社に監査及び届出の義務を課す。また、長期保険事業を営む保険会社について、パミュダ保険法は、長期保険事業を営む保険会社による事業譲渡及びかかる保険会社の清算に対して一定の制限及び条件を課す。

パミュダ保険法は、パミュダ金融庁に対し、保険会社の業務を監督し、調査し、保険会社がパミュダ保険法の規定に違反しており又は保険会社が支払不能に陥る相当なリスクが存在するとパミュダ金融庁がみなす場合に保険会社の業務に介入する広範な権限を付与する。パミュダ金融庁は、保険会社の保険契約者又は保険契約者となる可能性のある者の利益のために調査が必要であると考えられる場合には、保険会社の業務を調査する権限を持った調査官を任命することができる。また、パミュダ金融庁は、保険会社が支払不能に陥る相当なリスクが存在するとみなす場合には、当該保険会社に、追加の保険契約を締結させず、保険会社の責任が重くなる保険契約の変更であれば変更させず、又は一定の種類の投資を行わないように命令することができる。さらに、パミュダ金融庁は、支払不能に陥る相当なリスクが存在するとみなす保険会社に対し、当該保険会社が保有する投資商品のうち一部の利益を確定させ、パミュダにおいて資産を保有させるか若しくは指定銀行の管理下に資産を移転させるか、又は当該保険会社の保険料収入を制限するよう命令することもできる。

パミュダ金融庁は、（ ）保険会社がパミュダ保険法に基づく義務を遵守しない又は（ ）保険会社が健全な保険原則に従って自らの事業活動を遂行しないことを含めたパミュダ保険法に定める理由に基づき、保険会社の登録を取り消すことができる。

パミュダ金融庁は、保険会社が（ ）債務を弁済することができない、（ ）パミュダ保険法に基づく義務を履行しない、又は（ ）法定の財務諸表を作成若しくは提出しないためパミュダ金融庁が当該保険会社の財政状態を確認することができないという理由によって、当該保険会社の清算を申し立てることができる。

主たる事務所及び主たる代表者

AIAパミュダは、パミュダに主たる事務所を置き、パミュダにおける主たる代表者を定めて維持しなければならない。保険会社は、パミュダ金融庁が許容する理由なくして、主たる代表者を解任してはならず、主たる代表者は、主たる代表者を辞してはならない。但し、主たる代表者を解任する意思を、書面をもって30日前までにパミュダ金融庁に届け出た場合には、この限りでない。主たる代表者は、（自らが代表として行為する）保険会社が支払不能に陥る可能性があり、又は主たる代表者の知る限りにおいて、報告義務のある「事由」が発生し若しくは発生したと考える場合には、直ちにパミュダ金融庁に届け出る義務を負う。かかる報告義務のある「事由」の例としては、保険会社がソルベンシー・マージン比率若しくは流動性比率又はその他の比率に関してパミュダ金融庁から課された条件を実質的に遵守しない場合が含まれる。パミュダ金融庁に対するかかる届出から14日以内に、主たる代表者は、自らが入手可能な当該事案の全詳細を記載した書面の報告書をパミュダ金融庁に提出しなければならない。

監査人

AIAパミュダは、パミュダ金融庁の承認に従って、独立の監査人を指名し維持しなければならない。

保険数理人

AIAパミュダは、パミュダ金融庁が認定する保険数理人を指名しなければならない。法定財務申告書の提出のための保険数理人による年次証明書を作成するのは、認定された保険数理人である。かかる保険数理人は、個人でなければならず、原則として生命保険に関する資格を有する保険数理人である。

損失引当金専門家

AIAパミュダは、クラス3の保険会社であるため、法定の財務申告書と併せて、認定された損失引当金専門家による損失及び損失費用にかかる引当金についての意見書を提出しなければならない。損失引当金専門家は、原則として、損害保険に関する資格を有する保険数理人で、パミュダ金融庁の認定を受けていなければならない。

自己資本要件

クラス3保険事業及び長期保険事業を扱う複合保険会社は、全額払込済株式資本として370,000米ドル以上を保持していなければならない。また、パミュダ保険法は、保険会社の法定資産が、法定負債を、規定された最低ソルベンシー・マージンを上回る金額分を超えていなければならないと定めている。

損害保険事業について、保険会社は、下記のうち最も高額な最低ソルベンシー・マージンを維持しなければならない。

- ・1,000,000米ドル
- ・収入保険料純額が6,000,000米ドル以下の場合は収入保険料純額の20%、6,000,000米ドルを超える場合は収入保険料純額の15%を加えたもの
- ・損失引当金及びその他保険準備金の15%

複合保険会社の長期保険事業の最低ソルベンシー・マージン要件について、長期保険事業の法定資産は、当該長期保険事業の法定負債を、250,000米ドル以上、上回っていないなければならない。

AIAパミュダは、第24条(6)の複合保険会社として、保有する関連資産の価値が関連ある負債額の100%を下回らないだけの最低流動性比率を維持しなければならない。関連資産は、現金及び定期預金、上場投資商品、非上場債券及び社債、不動産の第一順位担保権、満期が到来し発生した投資収益、受取勘定及び受け取る予定の保険料並びに受け取る予定の再保険に係る残額を含む。パミュダ金融庁に特別に許可されない限りは、非上場持分証券、関係会社に対する投資及び融資並びに不動産及び担保貸付等、関連資産として認められない特定の種類の資産が存在する。関連ある負債は、損害保険事業保険準備金の合計額及び他の責任の合計額から繰延法人所得税及び一定のその他債務を差し引いた残額である。

ソルベンシーに相当する要請を達成するための努力の一環として、パミュダ金融庁は、長期保険会社に関連性のあるパミュダ保険法及び関連法規制への修正案に関する検討課題書を発表した。パミュダ金融庁は、長期保険会社がそのリスク・プロファイルに見合うだけの十分な資本水準及び流動性水準を維持することが可能となるような、資本と支払能力の枠組の向上を提案するものである。AIAパミュダは長期保険会社として登録されており、修正案が正式に承認及び施行された場合、AIAパミュダは直接的な影響を受ける可能性がある。

財務報告要件

全ての保険会社は、パミュダ保険法に定める通り、自らの保険事業に関する年次財務諸表及び申告書を、所定の書式を用いた損益計算書、貸借対照表、資本及び剰余金の計算書、独立の監査人による報告書及び法定比率の申告書並びに支払能力の証明書を含めて作成し、パミュダ金融庁に提出しなければならない。また、複合保険会社は、法定の財務申告書と併せて、保険事業支払能力証明書、長期保険事業支払能力証明書、自らの保険事業に係る損失引当金及び損失費用準備金について認定損失引当金専門家から得た意見書並びに自らの長期保険事業による債務残高について認定保険数理人から得た意見書も提出しなければならない。

AIAパミュダは、パミュダ保険法第56条に基づき、毎事業年度香港の保険規制機関に提出する財務諸表及び申告書並びに香港の保険規制機関から得る優良状態要件の証明書をパミュダ金融庁に提出することを条件に、パミュダ保険法第15条から第18条までに定める要件を免除する指示書の交付を受けている。当該指示書は、AIAパミュダの2010年、2011年及び2012年の11月30日に終了する事業年度について、パミュダ保険法第56条に基づき、2010年3月26日に交付された。

配当及び分配に関する規制

AIAパミュダは、第24条(6)に該当する複合保険会社であるため、いかなる事業年度中においても、自らの保険事業最低ソルベンシー・マージン、長期保険事業最低ソルベンシー・マージン若しくは最低流動性比率に違反するか、又は配当を支払えば自らの保険事業最低ソルベンシー・マージン、長期保険事業最低ソルベンシー・マージン若しくは最低流動性比率に違反することになる場合には、配当の宣言又は支払を行ってはならない。AIAパミュダは、いかなる事業年度に関しても年度末に自らの最低ソルベンシー・マージン又は最低流動性比率を満たしていない場合には、翌事業年度において、パミュダ金融庁から承認を得ることなく配当の宣言又は支払を行ってはならない。

パミュダ保険法に基づく配当若しくは分配の宣言又は支払の制限は、パミュダの会社が拠出剰余金から配当又は分配を宣言又は支払うことを制限する1981年会社法（随時改正）に定められる支払能力に関する要件に追加して

課される。但し、配当若しくは分配を支払った後に期日が到来した負債を弁済することができると思える合理的な理由がある場合か、又は配当若しくは分配を支払った後に当該会社の資産を現金化した場合の価値がその負債、株式資本及び資本剰余金の合計額を上回ると考える合理的な理由がある場合には、この限りでない。

さらに、クラス3保険事業及び長期保険事業を扱う複合保険会社は、パミュダ金融庁の承認を得ることなく、前年の財務諸表に記載した法定資本の合計額を15%以上減少させてはならない。

新たな又は追加の統括者の要件

パミュダ保険法は、統括者になろうとする者が統括者に就任する意思を有する旨を明記した届出を最初にパミュダ金融庁に提出し、且つかかる届出の提出日から45日間の間に当該者が統括者に就任することにパミュダ金融庁が異議を唱えない旨の通知を当該統括者候補者に交付するか又はパミュダ金融庁が異議を唱えることなく提出日から45日間の経過しない限り、何人もパミュダの登録保険会社のいかなる種類の統括者にも就任することはできないと定める。届出を提出せず又はかかる義務を承知の上で所定の期間が経過しないうちにいずれかの種類の統括者に就任した者は、違法行為として犯罪となる。

統括者は、()登録保険会社又はその親会社のマネージング・ディレクター、()登録保険会社又はその親会社の最高執行役員、()パミュダの登録保険会社又はその親会社の議決権株式の少なくとも10%を保有する者、及び()登録保険会社又はその親会社の取締役が通常従う命令又は指図を出す者を含む。パミュダ金融庁は、統括者に就任しようとし又は在任している者が「適切且つ相当」ではないと判断する場合には、当該者の就任に異議を唱える通知を交付することができる。

さらに、パミュダ保険法第30J条に従って、全ての登録保険会社は、いずれかの者がその統括者又は役員に就任又は退任したときには、当該就任又は退任を知った時から45日以内に、その旨の届出をパミュダ金融庁にしなければならない。第30J条に従って実施する届出において、登録保険会社の役員には、その名称にかかわらず、取締役、秘書役、最高執行役員又は上級執行役員が含まれる。

行動規範

2010年7月1日をもって、パミュダの全ての保険会社は、パミュダ保険法に基づき遵守すべき義務及び基準を定める近年に施行された行動規範を遵守しなければならない。これらの義務を遵守しない場合には、保険会社はその事業をパミュダ保険法に基づき堅実且つ賢明な方法で営んでいるか否かをパミュダ金融庁が判断する際の考慮事項となる。

情報開示

パミュダ金融庁は、パミュダ保険法に基づき保険会社に対する調査を行う権限に加えて、保険会社（又は当該保険会社に関連のあるその他一定の者）に対し、一定の情報をパミュダ金融庁に提供するよう要請することができる。さらに、パミュダ金融庁は、他の規制機関（外国の保険業規制機関を含む。）が、パミュダの保険会社及び再保険会社に関する調査を行うのに協力する（但し、一定の制限を受ける。）権限も付与されている。例えば、パミュダ金融庁は、かかる協力要請が外国の規制機関に対する規制上の責任の免除に関するものであることを納得しなければならない。また、パミュダ金融庁は、外国の規制機関に協力することが公益に適うかどうかを検討しなければならない。パミュダ金融庁がさらなる開示を求めることのできる事由は限定されており、パミュダ保険法には、法定の秘密保持義務に違反した場合の罰則が定められている。

その他パミュダ法に係る一定の検討事項

AIAパミュダは、パミュダで設立されているが、外国為替管理上は、パミュダ金融庁によりパミュダの非居住者に区分される。AIAパミュダは、非居住者資格に基づき、パミュダ・ドル以外の通貨建て取引を行うことができ、パミュダ国内外を問わず資金を送金し（但し、パミュダ・ドル建て資金を除く。）、又はAIAパミュダの普通株式の株主に当たるパミュダの非居住者に配当を支払うに当たって、何らの制限も受けない。

バミューダ法に基づき、免除会社とは、バミューダに所在する主たる事業所からバミューダ国外で事業を行うために設立される会社をいう。AIAバミューダは、「免除」会社であるため、バミューダ議会の明示の許可なく又は財務省の付与する免許若しくは同意を得ずに、()バミューダの土地の取得若しくは保有する（賃貸借契約に基づき保有し、自社の事業に必要な土地であり、50年を超えない期間保有するもの又は自社の役員及び従業員の住居若しくは娯楽施設として使用する土地であり、バミューダ財務省の同意を得て21年を超えない期間保有するものを除く。）、()50,000米ドルを超える金額を担保するためにバミューダに所在する土地に抵当権を設定する、又は()種類の如何を問わずバミューダにおいて免許の付与を受けていない事業を営むことを含め、一定の商取引に携わってはならない。但し、バミューダ国外の事業を推進するために他の免除を受ける企業と事業を行うというような特定の状況を除く。AIAバミューダは、バミューダで免許の付与された保険会社であるため、バミューダを拠点にして保険業に関連し保険業に資する活動を行うことができる。

バミューダにおける有価証券の販売を規制するバミューダ投資事業法の定めに従う場合に限り、バミューダにおいて有価証券を売り出したり、販売したりすることができる。さらに、バミューダ金融庁は、バミューダにおける免除会社の株式の全ての発行及び移転を承認しなければならない。

バミューダ政府は、AIAバミューダのようなバミューダを本拠とするがバミューダの地元企業と競合する事業活動に従事しない「免除」事業体に対する外国からの投資を積極的に推奨している。AIAバミューダは、現在、バミューダにおいて、収益若しくは収入を対象として算定される又は資本資産、譲渡益若しくは値上がり益を対象として算定される税金、及び遺産税若しくは相続税の性質を有する税金の対象となっておらず、またいかなる外国為替管理の対象にもなっていない。

AIG事由後のバミューダ書簡契約

2008年12月18日付保証状により、アメリカン・インターナショナル・カンパニー・リミテッド（現在のチャーターズ・バミューダ・リミテッド）は、AIAバミューダの認可された保険管理会社として、バミューダ金融庁に対して一定の保証を行った。かかる保証状は、2010年8月2日、バミューダ金融庁とAIAバミューダとの間の書簡契約をもって差し替えられた。当該書簡契約において、AIAバミューダは以下の通り同意している。

- (1) 総額15,000,000米ドル以上の一括払い又は複数回払いによる通常の業務過程外の単一取引又は事項に関連するAIAバミューダからの支払又は資産の移転（以下「アウトペイメント取引」という。）を実施する前にバミューダ金融庁から事前の承認を受けるようにすること。
- (2) 総額15,000,000米ドル未満の通常の業務過程外のアウトペイメント取引を実施する前にバミューダ金融庁に通知すること（バミューダ金融庁は追加情報を要求する場合があります。バミューダ金融庁において異議のあるときは、当該追加情報の受領後72時間以内に書面により異議を申し立てる。）。
- (3) ()1取引当たり1,000,000米ドルを超える又は1日当たり総額が1,000,000米ドルを超えるファンド組成地でない法域へのAIAバミューダからの移転について（AIAバミューダ内又はAIAバミューダの支店内の異なる法域間の移転を含む。）、()15,000,000米ドルを超える流入又は流出取引について、()AIAバミューダの法定資本金及び剰余金合計の10%以上の影響を及ぼす全ての事項について、バミューダ金融庁に日報を行うこと。

書簡契約に基づくAIAバミューダの義務は、AIAバミューダの持分の過半数が第三者である購入者に売却、移転又は譲渡された場合には消滅する。当社は、グローバル・オフリングに関連しAIAバミューダを書簡契約に基づく義務から免除することについて、バミューダ金融庁と協議中である。

規制体系 タイ

概要

AIAタイの支店（「AIA（生命）タイ」及び「AIA（損害）タイ」）は、タイ保険事業奨励管理委員会、事業発展局及びタイ証券取引委員会事務局による規制を受ける。タイの保険業界を主に規制するのは、タイ保険事業奨励管理委員会である。タイの損害保険及び生命保険業界は、それぞれ、2008年損害保険法（第2号）により改正された1992年損害保険法（以下「タイ国損害保険法」という。）及び2008年生命保険法（第2号）により改正された1992年生命保険法（以下「タイ国生命保険法」という。）の適用を受ける。これら両保険業界の法制度は類似しており、保険会社及び利用者間の契約上の関係並びに保険業界全体に対する規制を扱っている。

AIAタイの支店が有する免許

AIAタイの支店が有する免許は、下記のものを含む。

AIA（生命）タイ

- ・タイにおいて外国会社としてAIAタイの主たる事業活動を行う外国会社営業免許。同免許は、2004年7月15日に付与された。
- ・タイにおいて生命保険事業を営み、生命保険向け再保険事業を営む生命保険事業免許。同免許は、1938年10月1日に付与された。
- ・退職積立金管理サービスを提供するプライベート・ファンド営業免許。同免許は、2000年12月14日に付与された。
- ・投資関連商品を販売する証券仲介業（限定的なブローカー・ディーラー及び引受者）免許。同免許は、2007年9月20日に付与された。

AIA（損害）タイ

- ・タイにおいて外国会社としてAIAタイの主たる事業活動を営む外国会社営業免許。同免許は、2004年7月21日に付与された。
- ・タイにおいて個人向け傷害・疾病保険を販売する個人向け傷害・疾病保険を目的とする損害保険事業免許。同免許は、2000年3月31日に付与された。

タイの規制機関

タイ保険事業奨励管理委員会は、タイ財務省内で運営される独立の行政機関である。タイ保険事業奨励管理委員会は、タイ市場内で営業する保険会社の財政状態、特に自己資本要件の遵守状態を調査する任務を負っている。また、タイ保険事業奨励管理委員会は、保険会社の数、商品の種類、保険会社が顧客に提供することができる保険契約の文言及び保険会社が請求することができる保険料を直接管理することにより、タイの保険業界全体の発展においても重要な役割を果たしている。

タイ証券取引委員会事務局は、有価証券を扱う会社に対する営業免許の付与並びに退職積立金制度等の有価証券に投資する商品及び制度の規制を行っている。

事業発展局は、タイ商務省の一部門で、外国会社にタイにおいて事業活動を営むことを認める外国会社事業免許を付与する責務を担っている。

自己資本要件

外国の生命保険会社又は損害保険会社の支店は、タイにおいて、適用あるタイの規則に従って定められる種類、手続及び条件に従って、必要な資本金額を上回る額の資産を保有しなければならない。それに加えて、生命保険会社は、自らの保険準備金の2%又は50百万タイ・パーツのうち高額な方の金額で資本金を保持しなければならない。損害保険会社は、前年に受け取った総保険料純額の10%又は30百万タイ・パーツのうち高額な方の金額で資本金を保持しなければならない。

準備金及び資産管理要件

タイ保険事業奨励管理委員会は、生命保険会社に、保険料収入の一部を、継続的に有効な保険についての保険準備金に割り当てるよう要求する。損害保険会社は、（ ）保険契約の残存期間に保障されるリスクの金額及び（ ）請求を受ける可能性のある補償金の見積金額に等しい金額の準備金を積み立てることが要求される。加えて、保険会社（生命保険会社及び損害保険会社）は、タイ保険事業奨励管理委員会が定めるその他の活動のための準備金を積み立てることを要求される可能性がある。保険準備金は、様々な種類の資産から構成されることがある。保険準備金の資産は、保険契約の継続期間にわたって支払義務が生じる保険会社の負債と合致していなければならない。生命保険会社が保険準備金に含めなくてはならない資産の種類並びに保険準備金に含める資産の額を評価する規則、条件及び基準は、タイ保険事業奨励管理委員会が規制する。

法定供託

タイの規則では、全ての生命保険会社に、20百万タイ・パーツ以上の担保をタイ保険事業奨励管理委員会に供託するよう要求している。かかる担保は、現金、一定の種類 of 債券、国債及びこれらに類する特定の証券を組み合わせて構成することができる。また、損害保険会社も、自らが引き受ける各種の保険事業（例えば、火災保険、海上運送保険）につき、3.5百万タイ・パーツ以上の担保をタイ保険事業奨励管理委員会に供託するよう義務付けられている。かかる担保は、現金、一定の種類 of 債券、国債及びこれらに類する特定の証券を組み合わせて構成することができる。

タイ国生命保険法、タイ国損害保険法及びタイの適用ある破産法に基づき、保険会社が破産した場合には、保険証券に基づき保険金の支払を受ける権利を有する保険契約者は、担保としてタイ保険業監理処に供託された資産に対して優先的な権利を有し、担保権を有する債権者としてかかる資産から支払を受ける権利を有する。

法定基金

生命保険会社は、保険会社が破産宣告を受けるか又は事業免許を取り消された場合に保険契約者に補償するために、中央生命保険基金に拠出金を支払わなければならない。タイ保険事業奨励管理委員会は、保険会社に、年に2回、この中央生命保険基金に拠出金を支払うよう要求している。現在の支払うべき金額は、支払日までの6ヶ月間に受け取った保険料収入の0.1%である。

また、損害保険会社も、保険会社の破産又は免許取消があった場合に保険契約者に補償するために、中央基金に拠出金を支払わなければならない。タイ保険事業奨励管理委員会は、損害保険会社に、年に2回、上記の中央生命保険基金に拠出金を支払うよう要求している。現在の支払うべき金額は、支払日までの6ヶ月間に受け取った保険料収入の0.25%である。

再保険

生命保険会社は、再保険特約を締結することにより保険契約に基づく保険債務を出再したい場合、保険契約の有効期間中の各契約応答日現在における危険保険金純額残高に関してのみ、再保険を掛けることが可能である。

タイ保険事業奨励管理委員会は、保険会社がタイにおいて引き受ける一定割合のリスクについては、タイ保険事業奨励管理委員会が免許を付与したタイの再保険会社の再保険に出再させるか又は当該保険会社が自ら当該リスクを留保することによって、タイ国内で留保しなければならないと要求している。

生命保険会社が締結する全ての再保険特約は、その写しを、締結日から30日以内にタイ保険事業奨励管理委員会に提出しなければならない。また、保険会社は、再保険特約が変更又は再保険特約が終了される場合には、タイ保険事業奨励管理委員会に届け出て、当該変更又は終了の詳細を報告しなければならない。タイ保険事業奨励管理委員会は、適切と考える場合には、生命保険会社に、再保険会社の前年の財政状態及び経営状態に関する再保険会社の年次報告書又は監査人の報告書を提出するよう要求することができる。

商品の規制

保険契約（関連する書類及び裏書も含む。）は、タイ保険事業奨励管理委員会が承認する形式でなければならない。承認されていない形式による保険証書を使用した場合、保険契約者は、当該保険を解除し、保険料の全額返還を受けるか又は保険会社が引き受けた通り（若しくはタイ保険事業奨励管理委員会の指図に従って変更した通り）の保険に

に基づき継続して給付を受けるかの選択ができる。

保険契約の保険料率についても、タイ保険事業奨励管理委員会の承認を受けなければならない。タイ保険事業奨励管理委員会が交付する通知は、タイ保険事業奨励管理委員会が保険料率の決定に当たって考慮する事項が定められている。

タイ保険事業奨励管理委員会は、全ての保険会社に、タイ・パーツ以外の通貨建てによる保険契約の引受を禁止している。

外国の保険会社に対する規制

外国の保険会社がタイにおいて支店網を拡大することは、タイ国生命保険法及びタイ国損害保険法に従い禁じられている。したがって、外国の保険会社は、現在タイにおいて支店を追加して開設することができない。

配当及び収益送金に関する規制

タイ国生命保険法に従って、生命保険会社の配当支払のための収益の計算には、タイ保険事業奨励管理委員会の事前の承認を要する。外国の生命保険会社の支店が本先に収益を送金する行為は、実務上は、配当の支払行為とはみなされないが、タイ国生命保険法は、外国の生命保険会社の支店がその本先に利益を送金する場合にも事前承認要件を課すものであるとタイ保険事業奨励管理委員会が解釈する可能性がある。また、タイ国生命保険法を厳格に解釈すれば、外国の保険会社のタイ支店が収益を送金する行為に対して正式な制限は課されていないが、タイ国外に収益を送金するには、タイ中央銀行の承認を必要とする。実務上は、タイ中央銀行は通常、外国の保険会社のタイ支店であるタイの保険会社によるタイ国外への送金を許可する前に、タイ保険事業奨励管理委員会に相談する。

財務報告要件

生命保険会社及び損害保険会社は、その支店及び事業活動全体の両方に関する四半期財務諸表及び監査済年次財務諸表を作成し、タイ保険事業奨励管理委員会に提出しなければならない。外国の生命保険会社及び外国の損害保険会社の支店は、親会社の事業年度末から5ヶ月以内に、親会社の年次報告書を提出しなければならないという追加要件を遵守しなければならない。さらに、全ての保険会社は、承認された保険数理報告書を毎年1回提出しなければならない。

規制体系 シンガポール

概要

AIAシンガポールは、保険法（シンガポール法第142章）（以下「シンガポール保険法」という。）に基づき、生命保険事業及び損害保険事業の両方について登録した元受保険会社として、シンガポール通貨監督庁の規制を受ける。シンガポール通貨監督庁は、シンガポールにおける登録保険会社の規制及び監督を担う。保険業の規制体系は、シンガポール保険法及びその関連規則並びにこれらに関連してシンガポール通貨監督庁が発行した通知、指針、通達及び実務指針からなる。シンガポール通貨監督庁は、シンガポール保険法の修正案に関する調査を含む複数の検討課題書を発表しており、それらが実施されれば本項の内容に影響を及ぼす可能性がある。本項は、登録保険会社に適用される規制体系について概観を示すものであり、保険仲介業者に適用される規制体系については、生命保険契約に関するものであるか損害保険契約に関するものであるかにかかわらず取り扱っていない。

また、AIAシンガポールは、中央積立基金管理局により、中央積立基金投資制度に基づく保険会社として認められている。中央積立基金投資制度とは、一定の条件の下に中央積立基金加入者がAIAシンガポールが提供する投資関連保険契約を購入するのに中央積立基金の基金を使用することができる（但し、かかる投資関連保険契約も中央積立基金投資制度に含まれる場合に限る。）制度である。

AIAシンガポールが有する免許

AIAシンガポールは、AIAの支店であり、シンガポール保険法に基づく登録元受保険会社である。AIAシンガポールは、生命保険事業及び損害保険事業の両方を営む複合保険事業免許を有する。中でも、AIAシンガポールは、シンガポールにおいて、生命保険及び損害保険の両方に関する下記の活動のいずれも行っている。

- (a) 保険契約申込書の受領
- (b) 保険証券の発行
- (c) 保険契約に係る保険料の回収又は受領

シンガポールの保険会社は、当該保険会社の登録が取り消されておらず、又はシンガポール通貨監督庁からその他の命令を受けていないならば、所定の年間手数料を支払うことで、免許を受けた保険事業を継続して営むことができる。

AIAシンガポールに適用される免除

免除を受けた投資顧問業者

シンガポール保険法に基づき登録した会社として、AIAシンガポールは、(a) 再保険契約以外の生命保険契約（以下「FAA生命保険」という。）に関して、直接、又は発行物若しくは書面を通じて、若しくは調査分析結果若しくは調査報告書を交付し若しくは公表することにより、他の者に助言を行い（但し、証券先物法（シンガポール法第289章）（以下「シンガポール証券先物法」という。）に定めるコーポレート・ファイナンスについて助言を行う場合を除く。）、(b) FAA生命保険契約に関する保険契約業務を行うことについて投資顧問業法（シンガポール法第110章）（以下「シンガポール投資顧問業法」という。）に基づく免除を受けた投資顧問業者である。AIAシンガポールは、免除を受けた投資顧問業者として、シンガポール投資顧問業法並びにこれに関連する規則、通知、指針、実務指針及び報告書に基づき一定の商行為その他に関して適用される要求に従わなければならない。

資本市場サービス免許を保有する義務の免除

シンガポール保険法に基づき登録した会社として、AIAシンガポールは、シンガポール証券先物法第99条(1)(d)に基づき、保険業を営む目的で資金運用を行うに当たって、資本市場サービス免許の保有義務を免除されている。2005年9月30日に、AIAシンガポールは、証券取引及び資金運用に関する事業を開始する旨を、シンガポール通貨監督庁に届け出た。しかし、AIAシンガポールは、保険業を営む目的で資金運用を行うことについてのみ第99条(1)(d)に基づく免除を受けているため、保険業を営む目的で資金運用を行う業務についてのみ同条に基づき事業を開始した。AIAシンガポールは、被免除者として、シンガポール証券先物法に基づきシンガポール通貨監督庁の監督権限に服する。シンガポール証券先物法は、同法に基づき規制される事業活動を遂行する登録保険会社に対しては、一定の届出義務を除き、特に事業遂行上の義務を課していないが、シンガポール通貨監督庁は、証券先物（免許付与及び商行為）規則の改正案を配布している。当該改正案は、証券先物（免許付与及び商行為）規則に基づく一定の規則を、かかる規則が資本市場サービス免許の保有者に適用されるように、資本市場サービス免許の保有義務を免除された登録保険会社に対しても、証券先物法に基づき規制される事業活動（すなわち、保険業を営む目的で資金運用を行うこと）について適用することを提案している。

シンガポール通貨監督庁

シンガポール保険法に基づき、シンガポール通貨監督庁は、とりわけ、登録保険会社に条件を課す権限を有し、既存の登録条件のいずれについても追加、変更又は撤回することができる。さらに、シンガポール通貨監督庁は、シンガポール保険法の目的を実現するために必要と考える命令を出すことができ、また保険会社の業務が公共の利益若しくは保険契約者の利益を損なうおそれのある方法又は保険会社の利益を損なうおそれのある方法で遂行されているという条件を満たす場合に必要と考える命令を保険会社に対して出すことができる。

自己資本要件

登録保険会社は、いつでも、払込済普通株式資本を最低基準額保持しなければならず、また、いつでも、自己資本基準を満たしていなければならない。すなわち、登録保険会社の財源は下記のうちいずれか高額な方を下回ってはならない。

(a) 下記の合計額

() シンガポール保険法に基づき保険会社が設定し維持する全ての保険勘定につき負わなければならないリスク合計額を合わせた金額

() 保険会社がシンガポールで設立されている場合には、シンガポール保険法に基づき設定し維持するいずれの保険勘定にも帰属しない保険会社の資産及び負債に起因して発生するリスク合計額（シンガポール国外に存在する保険会社の支店の資産及び負債も含む。）

(b) 最低5百万シンガポール・ドル

登録保険会社は、上記の自己資本基準を満たさず若しくは満たさないおそれがあるか、又は財源危機事由が発生し若しくは発生するおそれがあることを知ったときには、直ちにシンガポール通貨監督庁に届け出なければならない。

「財源危機事由」とは、保険会社の財源が()本項「自己資本要件」(a)の定めに従って算定する金額の120%、又は()本項「自己資本要件」(b)に定める最低金額のうちいずれか高額な方を下回ることになるような事由をいう。適用される場合には「2004年保険（評価及び資本）規則」、シンガポール通貨監督庁の損害保険契約上の債務評価に関するガイドライン、及びシンガポール通貨監督庁通知第319号「生命保険契約上の債務評価」に定める要件に従って、保険会社の「財源」及び「リスク合計額」のそれぞれは決定され、資産及び負債の価額が評価される。シンガポール通貨監督庁は、適切と考える場合には、保険会社に、シンガポール保険法の関連ある条項に基づき維持しなければならない自己資本基準以外の自己資本基準を満たすよう命令する権限を有する。

法定供託

シンガポールで保険会社として保険業を営む者は、いずれの種類保険業についても登録すると同時に、当該種類の保険業について、（シンガポール通貨監督庁が指定する性質の資産による）価額が500,000シンガポール・ドル以上の担保を、常にシンガポール通貨監督庁に供託しておかなければならない。シンガポール通貨監督庁の承認を得れば、かかる担保に代えて、当該担保相当額の銀行の保証書をシンガポール通貨監督庁に供することができる。

法定基金

シンガポール通貨監督庁は、保険契約者並びに登録保険会社が自らの交付する生命保険契約及び義務的な保険契約に基づき負う責任を果たすことができない場合に損害を被るおそれのあるその他の者について、補償、支援又は保護する目的で、保険契約者保護基金を維持する。保険契約者保護基金の資金を積み立てる目的で、シンガポール通貨監督庁は、登録保険会社に課税により積立金を支払わせることができる。とりわけ、シンガポール通貨監督庁は、保険会社の生命保険事業又はその一部を他の登録保険会社に確実に若しくは円滑に移転させ、又は既存の保険契約に代わる生命保険契約を他の登録保険会社から保険契約者に提供させるための措置を講じることができる。シンガポール通貨監督庁は、保険契約者保護基金制度の改定案について意見を求め、これらの変更を2011年に実施するつもりで保険契約者保護基金制度を改定すると発表した。

資産管理

シンガポール通貨監督庁通知第104号「保険勘定資産の投資を目的としたデリバティブの活用」は、とりわけ、保険会社がヘッジ及び効率的なポートフォリオ管理を行う目的のデリバティブ取引のみを行うことができると定める。さらに、保険会社は、デリバティブ取引においてアンカバード・ポジションを取ってはならない。

シンガポール通貨監督庁通知第105号「財産管理人及びファンド・マネージャーの任命」は、シンガポール国外の財産管理人を指名する場合に相当な注意及び配慮を払うため、当該計算期間末日に財産管理人が当該保険会社に代わっ

て権原を証する文書を保管している場合には、当該登録保険会社がシンガポール保険法に基づき設定し維持する全ての保険勘定の全資産を列挙した一覧を、又は、当該登録保険会社が当該計算期間末日にシンガポール保険法に基づく保険勘定に資産を保有しておらず若しくは未だ自らの保険契約のために保険勘定を設定及び維持していない場合にはゼロ回答書を、シンガポール通貨監督庁に提出し、ファンド・マネージャーを任命し又は任命を撤回する前にシンガポール通貨監督庁に届け出るよう登録保険会社に要求する。

シンガポール通貨監督庁通知第317号「生命保険勘定の資産管理」は、生命保険勘定の資産管理手順の監督に適用する基本原則を定める。同通知は、生命保険事業を営む保険会社の取締役会に投資委員会を設立するよう義務付け、生命保険事業を営む保険会社の投資方針に含めなければならない主要事項を定める。

シンガポール通貨監督庁通知第320号「有配当型生命保険事業の運営」は、有配当型ファンドを設立しており又は設立予定の保険会社に対して、とりわけ有配当型ファンド資産の投資に係る情報を含む、有配当型生命保険事業に関する内部統制方針を定めるよう義務付ける。

分離勘定要件

登録保険会社はいずれも、(a) 当該保険会社が営む保険業の各種類につき () シンガポールの保険契約に関する個別の保険勘定及び () シンガポール国外の保険契約に関する個別の保険勘定、(b) 生命保険事業を営む登録元受保険会社の場合は、投資関連保険契約及び非投資関連保険契約に関する個別の保険勘定、並びに (c) 生命保険事業を営む登録元受保険会社の場合で、当該保険会社が自社の無配当型保険契約に起因する負債を上回る資産が有配当型保険契約の特別配当金として分配されていないときには、当該保険会社の非投資関連保険契約に係る () 有配当型保険契約に関する個別の保険勘定及び () 無配当型保険契約をに関する個別の保険勘定を、設定し維持しなければならない。

シンガポール通貨監督庁通知第101号「保険勘定の管理」、シンガポール通貨監督庁通知第313号「有配当型保険契約及び無配当型保険契約を対象とする個別勘定の設定基準」及び「シンガポール通貨監督庁 保険勘定構想の実施に関するガイドライン」は、シンガポール保険法に基づき義務付けられた保険勘定の設定及び維持並びにシンガポールにおける登録保険会社の資産の分離に関する追加の指図及び要件を定める。

保険勘定の支払能力に関する要件は、いつでも、勘定の「財源」が勘定の「リスク合計額」下回ってはならないことである。登録保険会社は、保険勘定の支払能力に関する要件を遵守しておらず又は遵守しないおそれがあると知ったときには、直ちにシンガポール通貨監督庁に報告しなければならない。(適用される場合には)「2004年保険(評価及び資本)規則」、「シンガポール通貨監督庁 損害保険契約上の債務評価に関するガイドライン」及びシンガポール通貨監督庁通知第319号「生命保険契約上の債務評価」に定める要件に従って、保険勘定の「財源」及び「リスク合計額」のそれぞれは決定され、資産及び負債の価額は評価される。シンガポール通貨監督庁は、適切と考える場合には、保険会社に、シンガポール保険法の関連ある条項に基づき維持しなければならない勘定の支払能力に関する要件以外の勘定の支払能力に関する要件を満たすよう命令する権限を有する。

保険勘定が関連する事業に適切に帰属する保険会社の収益(当該勘定における収入を含む。)は当該保険勘定に入金され、これによる当該保険勘定の資産は、保険会社の負債及び費用のうち適切に当該勘定に帰属する部分(一定の税金を除く。)を賄うためのみ充当される。

再保険

シンガポール通貨監督庁通知第114号「再保険管理方針」は、保険会社の再保険管理手順の監督に関する基本原則を定め、保険会社が債務の弁済期が到来したときに弁済をする十分な支払能力を有するように、保険会社の取締役会及び上級経営陣が保険会社の運営に適切な再保険管理方針を策定し、実施し、維持しなければならないという原則を定める。さらに、シンガポール通貨監督庁は、「シンガポール通貨監督庁 保険業におけるリスク管理実務に関するガイドライン 主要な事業活動」を発行しており、かかるガイドラインにおいて、特に再保険管理に係るリスク管理実務全般についてさらに詳細な指針を示している。

シンガポール通貨監督庁通知第208号及び第316号「金融再保険」は、損害保険事業及び生命保険事業をそれぞれ営む登録保険会社の金融再保険について一定の要件を課す。かかる要件には、特に慎重な経営監督、情報開示及び報告義務等に関する強制的な要件並びに保険リスクの移転に関する指針が含まれる。

商品の規制

生命保険事業を営む登録元受保険会社は、保険契約に基づき請求すべき保険料が指定保険数理人の承認を得て決定された料率に従っており、又はかかる料率が決定されていない場合には、指定保険数理人が承認した保険料であるときに限って、生命保険又は長期傷害・疾病保険を提供することができる。

保険会社は、特定の新商品を提供する場合には事前に、シンガポール通貨監督庁通知第302号「商品の開発及び価格決定」に基づき、場合に応じてシンガポール通貨監督庁の承認を得るか又はシンガポール通貨監督庁に届け出なければならない。かかる承認の要求又は届出には、とりわけ、保険料率表に記載される情報を含めなければならない。さらに、シンガポール通貨監督庁は、「シンガポール通貨監督庁 保険事業におけるリスク管理実務に関するガイドライン

主要な事業活動」を発行しており、かかるガイドラインにおいて、特に商品開発及び価格設定に係るリスク管理実務全般についてさらに詳細な指針を示している。

また、シンガポール通貨監督庁通知第307号「投資関連生命保険契約」に基づき、情報開示、投資指針、借入限度額及び業務方法に関して、投資関連生命保険契約に適用される強制的な義務及び任意の基準もある。登録保険会社は、生命保険及び傷害・疾病保険について1年以上の無条件解約期間を提供しなければならない。

市場行動基準

シンガポール通貨監督庁通知第306号「投資顧問業法に基づく投資顧問サービスを提供する生命保険会社の市場行動基準」は、シンガポール資顧問業法に基づく投資顧問サービスを提供する元受生命保険会社に対して、特に研修及び資格要件、代表者に対する生命保険基金からの奨励金付きローンの禁止、コンプライアンス部の設置、不正行為を行った代表者に対する懲戒処分並びに生命保険基金への収益及び費用の分配／不分配に関する一定の要件を課している。また、シンガポール通貨監督庁通知第318号「商品提供者としての元受生命保険会社の市場行動基準」も、生命保険商品を提供する元受生命保険会社に対して、特に開示基準並びに販売手続及び生命保険契約の更新における規制を課している。

シンガポール通貨監督庁通知第211号「元受損害保険会社向け最低限及び最良の実務研修及び資格に係る基準」は、元受損害保険会社に対して、必要な登録をしており且つ最低限の試験要件を満たす（免除が適用されている場合を除く。）代理店又は職員が取り次いだ保険契約のみしか締結しないよう要求する。さらに、同基準は、元受損害保険会社に対して、当該保険会社の商品を販売し又はこれに関して販売上の助言を行う代理店の職員が適切に研修を受けていること、またフロントエンド商品の販売員が、損害保険商品に関して販売上の助言を行い若しくはこれらの販売を行い、又は保険金請求の取り扱いを行うことを許可される前に、試験要件を満たしている（免除が適用されている場合を除く。）ことを徹底するよう要求する。任意の最良の実務規準は、元受損害保険会社がフロントエンド商品の販売員のための研修及び資格計画を実施する際に適用される。「シンガポール通貨監督庁 元受損害保険会社の市場行動基準及びサービス基準に関するガイドライン」は、保険契約を商品として提供する元受損害保険会社に求められる行動基準について定めている。

疾病保険商品に関しては、元受保険会社は、とりわけ、同保険会社に雇われる者又は同保険会社の保険代理店若しくは代理人として行為する者が、シンガポール通貨監督庁通知第117号「研修及び資格要件：疾病保険編」に記載される試験要件を満たすことを徹底しなければならない（但し、免除が適用される場合を除く。）、また、同保険会社が雇う者又は同保険会社の保険代理店として行為する者でかかる要件を満たしていない者からは、いかなる疾病保険商品に関する取引も受けてはならない。

シンガポール通貨監督庁通知第120号「傷害・疾病保険商品に係る開示及び助言手続要件」は、情報開示並びに傷害・疾病保険及び傷害・疾病給付金を支給する生命保険の被保険者に対する助言の提供に関する強制的な要件及び最良の実務基準について定めている。

また、シンガポール生命保険協会及びシンガポール損害保険協会により発行された規範／指針等の業界における各種実務規範も保険会社に適用される。

リスク管理並びに適切且つ相当な者

大まかに言うと、シンガポール通貨監督庁は、特に保険会社を対象とし且つ金融機関全般を対象とするリスク管理指針を発行しており、当該指針は登録保険会社に適用されることとなる。

「シンガポール通貨監督庁 適切且つ相当の基準に関するガイドライン」に基づき、とりわけ、登録保険会社の大株主、登録保険会社の主たる役員又は取締役、登録保険会社の実際の支配権を有する者、登録保険会社を支配している者並びにシンガポール投資顧問業法及びシンガポール証券先物法に基づきシンガポール通貨監督庁により規制される

活動に関して免除を受けた金融機関及びその代表者は、「適切且つ相当」な者でなければならない。大まかに言うと、シンガポール通貨監督庁は、ある者が適切且つ相当であるかどうかを検討するに当たって、（ ）正直か、誠実か、信用できるか、（ ）適任か、有能か、且つ（ ）経済状態は良好かという規準を考慮する。また、登録保険会社の主たる役員は、かかる地位の就任に先立ってシンガポール通貨監督庁の承認を取得しなければならない。

マネーロンダリング防止

登録生命保険会社は、シンガポール通貨監督庁通知第314号「マネーロンダリング防止及びテロ資金供与撲滅 生命保険会社」及び関連法令に基づくマネーロンダリング防止及びテロ資金供与撲滅を目的とした義務を遵守しなければならない。

財務報告要件

2004年保険（会計記録及び計算書）規則は、様々な報告義務を定め、登録保険会社の申告書及び計算書を作成する書式を定める。

登録保険会社は、シンガポール通貨監督庁に対して、とりわけ（ ）各四半期及び各計算期間ごとに、シンガポール保険法に基づき設定され維持される各保険勘定の計算書、（ ）保険数理人が当該保険会社の生命保険事業に係る保険契約上の債務を調査し、及び同事業に関するシンガポール保険法に基づき設定され維持される各保険勘定の財政状態について見直し検査をした報告書、（ ）保険数理人が当該保険会社の損害保険事業に係る保険契約上の債務について調査した報告書、（ ）基金の支払能力に関する要件及び自己資本基準に関する報告書、（ ）監査人の報告書及び追補報告書（もしあれば）、並びに（ ）その他シンガポール通貨監督庁がシンガポール保険法に基づき義務を果たすために要求することができる書類を、提出しなければならない。

シンガポール国外で法人化され又は設立された会社の場合は、会計監査は、シンガポール保険法に基づき保険勘定を維持している事業以外の事業まで対象とする必要はない。シンガポール国外で設立された登録保険会社は、事業年度ごとに、当該保険会社の全世界における事業活動について当該事業年度末時点における当該保険会社の財政状態計算書を、シンガポール通貨監督庁に提出しなければならない。

その他、シンガポール通貨監督庁通知第306号「投資顧問業法に基づく投資顧問サービスを提供する生命保険会社の市場行動基準」及びシンガポール通貨監督庁通知第318号「商品提供者としての元受生命保険会社の市場行動基準」において、元受生命保険会社は、シンガポール通貨監督庁に対して毎年1回当該保険会社の事業報告書又は（シンガポール通貨監督庁通知第306号の場合には）ゼロ回答書を提出するよう義務付けられている。

保険数理人

生命保険事業及び損害保険事業を営む登録保険会社はまた、各計算期間ごとに、シンガポール通貨監督庁に承認された保険数理人による（ ）当該保険会社の生命保険事業の財政状態及び（ ）当該保険会社の損害保険事業の保険契約に関する債務についての調査も受けなければならない。元受生命保険会社の場合は、シンガポール通貨監督庁に承認された保険数理人の指定も行わなければならない。指定された保険数理人は、とりわけ、対象保険会社の生命保険事業に係る財政状態に重大な悪影響を及ぼすと考える事項を含む様々な事項について、元受生命保険会社の主たる役員に対して報告する義務を負う。元受生命保険会社が保険数理人からその主たる役員に報告のあった事項について、合理的な期間内にこれを是正するための適切な措置を講じない場合には、保険数理人は、速やかに上記報告書の写しをシンガポール通貨監督庁に送付しなければならない。

AIG事由後のシンガポール通貨監督庁の指示

2008年10月以降、シンガポール通貨監督庁は、AIAシンガポールに対し、引き上げ後の自己資本基準を遵守するよう明記した特定の指示書を発行している。また、当該指示書では、一定の資産（土地又は建物を含む。）の移転又は処分並びに資金調達及び保証の取決めを含む一定の取引について、シンガポール通貨監督庁による事前の同意を得なければならないことを定めている。また、当該指示書は、AIAシンガポールに対し、一定の追加の報告義務を課している。AIAは、規制対象の事業体として、シンガポール通貨監督庁と様々な協議を行っている。当社普通株式が上場された後の命

令の解除に関連するシンガポール通貨監督庁との協議は、AIAシンガポールが近い将来AIAの現地設立子会社となる意向を示したことでシンガポール通貨監督庁の安心感がさらに高まったため、順調に進んでいる。

規制体系 マレーシア

概要

AIAマレーシアの子会社であるアメリカン・インターナショナル・アシュアランスBhd.及びAIAタカフル・インターナショナルBhd.（アメリカン・インターナショナル・アシュアランスBhd.の完全子会社）は、マレーシア中央銀行（マレーシアの中央銀行）及び財務省による規制を受ける。アメリカン・インターナショナル・アシュアランスBhd.は、マレーシアの生命保険事業及び損害保険事業を営み、1996年保険法に基づき免許を受けている。AIAタカフル・インターナショナルBhd.は、1984年タカフル法に基づく登録会社で、リングgit以外の通貨でタカフル事業を営むタカフル運用者免許を保有している。

アメリカン・インターナショナル・アシュアランスBhd.及びAIAタカフル・インターナショナルBhd.が有する免許

アメリカン・インターナショナル・アシュアランスBhd.は、2008年5月30日に、マレーシアにおいて、生命保険事業及び損害保険事業を営むための複合保険事業免許の付与を受けた。

AIAタカフル・インターナショナルBhd.は、2008年9月15日に、リングgit以外の通貨で家族連帯保険事業及びタカフル損害保険事業を営むためのマレーシア初の国際タカフル運用者免許の付与を受けた。国際タカフル運用者免許を保有していれば、AIAタカフル・インターナショナルBhd.は、マレーシア以外の国においても、当該国において定められる要件を遵守することを条件に、タカフル事業を営むことができる。AIAマレーシアは、ジョイント・ベンチャーのパートナーであるアライアンス・バンク・マレーシア・ブルハド（資本参加比率は70対30）とともに、2010年9月1日、マレーシア中央銀行から新規の家族タカフル免許の承認を受けた。家族タカフル事業会社は、2011年第1四半期に業務を開始する予定である。

マレーシア中央銀行及び業界団体

マレーシア中央銀行は、1958年マレーシア中央銀行法に基づき設立された法的機関である。マレーシアの保険業は、従来の保険業に適用される1996年保険法及びタカフル事業に適用される1984年タカフル法の2つの主要な法律に従って規制される。マレーシア中央銀行は、1996年保険法及び1984年タカフル法の両法を管理し、従来の保険業及びタカフル業界の規制を行う責務を負っている。マレーシア中央銀行は、規制機関として、保険会社の書類、取締役、従業員及び代理人を調査し、保険業界に関する指針、通達又は通知を交付し、財務大臣の承認を得て規則を定め、保険会社又はタカフル事業者審査を受けるために新商品を提出するよう命令し、販売された商品を回収し、損失を被った消費者に補償し、販売された商品の条件を変更し、資本費用を追加して負わせ、保険会社に対して講じる是正措置の詳細を公表する等、広範な権限を有する。

アメリカン・インターナショナル・アシュアランスBhd.は、マレーシア生命保険協会及びマレーシア損害保険協会に加入している。AIAタカフル・インターナショナルBhd.は、マレーシア・タカフル協会に加入している。マレーシア生命保険協会、マレーシア損害保険協会、及びマレーシア・タカフル協会は、自主規制団体である。これらの協会が発行する決議及び回状は、加入保険会社を拘束する。

自己資本要件

マレーシア中央銀行は、保険会社のリスク管理方法を改善することを目的として、リスクを基準とする資本枠組を最近導入した。このリスクを基準とする資本枠組の下、保険会社は、自社のリスク・プロファイルに見合う自己資本水準を維持しなければならない。各保険会社は、自社の保険及び株主資本において、自社が必要とする総資本を維持するために、利用可能な資本の妥当性を決定しなければならない。これは、保険会社の財務回復力を示す主な指標の役割を果たし、マレーシア中央銀行による監督介入を決定する際に使用される。

また、リスクを基準とする資本枠組に関する指針に基づき、保険会社の取締役会及び上級経営陣は、当該枠組では十分に対処されないリスクの特定、監視及び管理するものとされている。保険会社は、会社の事業戦略が自社のリスク・プロファイル及び会社全体の財務回復力に及ぼす可能性のある影響を考慮に入れて、自社の自己資本を積極的に管理することも求められる。

リスクを基準とする資本枠組の導入により、保険会社は、現在1996年保険法に基づくソルベンシー・マージン要件の適用を免除されている。

保険契約準備金要件

リスクを基準とする資本枠組において、保険会社の指定された又は契約に基づき委託された保険数理人は、保険会社の損害保険事業に係る負債について、これを要求される水準に維持するために、当該損害保険事業に係る負債に備える保険契約準備金として必要な金額を決定するよう要求される。保険会社の生命保険事業から発生する負債については、これに備える保険契約準備金は、所定の保険数理方法に基づいて決定する。

分離勘定要件

保険会社は、自社の保険契約について個別の保険勘定を設定し維持しなければならない。保険会社は、保険勘定が関連する種類の保険契約につき受け取った全ての金員を当該保険勘定に入金し、当該保険会社の保険勘定の資産を当該保険会社の他の資産と区別して保管し、当該保険勘定の負債に等しい又はこれを超える価額の資産を保持しなければならない。保険会社は、保険勘定の資産を、適切に当該保険勘定に帰属する負債及び費用を賄うためのみ充当することができる。

保険会社は、事業年度末に負債を上回る資産がある場合には、保険勘定から引き出すことができる。生命保険勘定の場合には、指定された保険数理人が保険数理評価を行い勧告を出したときに、生命保険会社は、有配当型保険及び無配当型保険から生じた剰余資産の一部を有配当型保険に支払われる特別配当金として及び当該生命保険勘定から株主資本への移転分として割り当てることができる。

資産管理

保険会社が保険勘定を外国の資産に投資する場合には、その上限は、現在マレーシア中央銀行により、各保険勘定の10%と定められている。また、マレーシア中央銀行は、その他保険会社の資産投資に関する投資指針も課している。

再保険

免許を有する保険会社の再保険協定は、堅実な保険の原則に一致していなければならない。再保険協定において遵守すべき一般原則は、適切な保有水準、再保険会社の安全性、再保険会社の再保険料及び適切な再保険特約である。保険会社は、とりわけ自社の保険リスク・プロファイル及び事業の集中を考慮に入れて、自社のエクスポージャー及び事業内容に一致した再保険プログラムを立案し、且つ、引き受けている全ての種類の保険業について債務の弁済期が到来したときに弁済することができるように、再保険協定により十分な保護を図らなければならない。

保険会社は、損害保険を再保険に出すに当たって、外国の保険会社から再保険による支援を受ける前に、当該国内の再保険会社の保有限度額まで、当該国内の再保険会社を優先しなければならない。

商品の規制

全ての生命保険会社は、商品の仕組み、申込書、指名書、生命保険契約書、マーケティング資料、販売資料、保険内容説明書、年次報告書の中身について、マレーシア中央銀行が定める所定の最低限度の記載要件を厳守しなければならない。また、全ての保険会社は、自社の商品について透明性を確保し、商品に関する適切な情報を保険契約者に開示しなければならない。

AIAタカフル・インターナショナルBhd.に適用あるシャリア法

タカフル事業者の一般的な事業の枠組は、従来の保険会社の一般的な事業の枠組と類似している。また、タカフル事業者は、適用あるシャリア法を遵守しなければならない。つまり、タカフル事業者の事業活動は、その事業に適用されるイスラム法の原則に従うことになる。

イスラム金融におけるマレーシアのシャリア機関は、シャリア諮問委員会である。シャリア諮問委員会は、マレーシア中央銀行が設立したもので、イスラムの銀行業、金融及びタカフルに関する案件におけるシャリアに関する争点が絡む紛争において、マレーシアの裁判所及び仲裁人が解決を付託するシャリア機関である。シャリア諮問委員会がシャリアの法律及び原則の解釈に関して承認した決議は、タカフル事業者を含む全てのイスラム系金融機関に適用される。

各タカフル事業者は、シャリア委員会を設置しなければならない。シャリア委員会は、マレーシア中央銀行により承認された少なくとも3名の委員で構成しなければならない。シャリア委員会の主な義務及び責務は、下記の通りである。

- ・タカフル事業者の事業活動におけるシャリアに関する事項について、当該タカフル事業者の取締役会に助言すること。
- ・シャリア遵守手引書及び関連文書を承認すること。
- ・シャリアに関する事項について、関係者を支援し、助言すること。
- ・書面によりシャリアに関する意見を提示すること。

新商品を提供する場合には、発売前及び発売後に、有効なシャリアの遵守調査手順を実施しなければならない。

外国の保険会社に対する規制

保険会社は、保険業を営むためには、1996年保険法に基づく免許の付与を受けなければならない。マレーシアにおいては、免許を有する外国の保険会社は、負債に対して、免許を有するマレーシア国内の保険会社に課される最低払込済株式資本額である100百万リングットを上回る資産をマレーシア国内に維持しなければならない。

財務報告要件

原則として、保険会社は、所定の期限内に、以下に掲げるものを全て、マレーシア中央銀行に提出しなければならない。すなわち、(a) 監査済年次計算書、(b) 監査人の報告書及び証明書、(c) 指定された保険数理人の報告書及び証明書、(d) 監査人の報告書について取締役会の講じた措置に関する報告書、(e) 取締役会の活動に関する報告書、並びに(f) 各事業年度の四半期申告書である。また、マレーシア中央銀行は、保険会社に対して、とりわけその投資、保険金請求、再保険、支払能力及び自己資本等に関する報告書も追加して提出するよう義務付ける指針も発表している。

AIG事由後のマレーシア中央銀行要件

AIAマレーシアによるマレーシアにおけるリスク・ベースの資本体制の採用に関連して、マレーシア中央銀行は、2010年8月26日付書簡をもって、2008年9月16日付書簡に概要を示した要件を撤回した。当該要件は、AIAマレーシアに対し以下の事項についてマレーシア中央銀行の書面による事前の承認を得ることを要求した。

- (1) 株主への配当金（中間及び/又は期末）の支払。
- (2) AIGグループ内の関連当事者へのクレジット・ファシリティの供与（この目的上、AIGグループ内の関連当事者はAIAグループのメンバーを含むものと理解される。）。
- (3) AIGグループ内の関連当事者に対し又は当該当事者のために付与する保証又は約束（この目的上、AIGグループ内の関連当事者はAIAグループのメンバーを含むものと理解される。）。

- (4) その他一切の関係者との取引（AIAマレーシアが保険契約、再保険出再及び保険金請求に関して通常の業務過程で行う取引を除く。）

規制体系 中国

概要

AIAの中国における支店及び出張所は、主にCIRCの規制を受ける。CIRCは、中国における保険業界の規制及び監督を目的として、1998年に設立され、中国国務院の認可を受けた。

AIA中国の支店及び出張所が有する免許

AIAは、現在、中国各地において、9つの保険事業許可及び9つの事業免許を有する。AIAは、北京、広東省、上海、深セン及び江蘇省の各地に支店を置いている。広東省では、AIAは、仏山、江門、東莞の各地に出張所を置き、また江蘇省では、蘇州に中央出張所を置いている。

上記の支店及び出張所の保険事業免許はCIRCによって付与され、事業免許は各地の地方工商行政管理局によって付与された。これらの免許により、AIAの中国における支店及び出張所は、個人及び団体を対象とした生命保険商品（養老保険、終身生命保険又は定期生命保険を含む。）、投資関連商品、有配当型保険商品、ユニバーサル生命保険商品、傷害・疾病保険商品及び年金保険商品を提供することができる。保険会社は、外貨建て保険関連事業を営むには、CIRC及び国家外為管理局から承認を得なければならない。

CIRC及び国家工商行政管理総局

中国において保険業界を規制する主な法律は、全国人民代表大会常務委員会により可決された中華人民共和国保険法（2002年10月28日及び2009年2月28日に改正済）であり、当該保険法は、中国における保険事業活動の標準化、保険事業活動の当事者の正当な権利及び利益の保護、保険業界の監督及び管理の強化、社会経済秩序及び社会公益の維持並びに保険業の健全な発展の促進を目的としている。中華人民共和国の保険業界における変化を反映するため、改正中華人民共和国保険法には大幅な変更が行われ、かかる改正は2009年10月1日に施行された。かかる変更は、以下を含むがこれらに限定されない。

- () 保険会社による保険契約の解除に対して規制を課し、保険会社が保険金の請求及び給付金の支払を免れる能力を制限し、また、被保険者への保険金支払を迅速化するために手続及び期限を明確にするなど、保険契約者に対する保護が強化された。
- () 財産保険及び傷害保険の対象が譲渡された場合、譲受人は、財産保険契約及び傷害保険契約に記載された被保険者の権利及び義務を承継することが規定された。
- () 銀行預金、債券、株式、証券投資ファンド、不動産その他国務院が提供するチャネル等、保険基金の投資チャネルが拡大された。
- () 保険会社が再保険を求める場合において、中華人民共和国で設立された再保険会社を優先する旨の規定が削除された。

外国の保険会社に適用される主な規則には、中華人民共和国保険会社管理規程、中華人民共和国外資保険会社管理条例及び中華人民共和国外資保険会社管理条例実施細則を含む。

CIRCは、省、自治州、地方自治体及び特に国家計画によって指定された市区町村の権限を有する規制機関を通じて、直接的及び間接的に、中国の保険市場及び中国で事業活動を営む保険会社を監督する。AIAが事業活動を営む地域において、CIRCは、北京、江蘇省、上海、広東省、及び深センにある支所に権限を認めている。

自己資本要件

外資保険会社の最低登録払込済資本は、200百万人民元である。同様の規制は、外国保険会社の中国支店にも課される。外資保険会社及び外国保険会社の中国支店のいずれも、少なくとも100%の支払能力比率を維持しなければならない。適用ある中華人民共和国の規則の下では、支払能力比率は、当該規則に従って保険会社に適用される最低資本に対して実際の資本が占める割合である。最低資本は、保険会社の資産リスク及び引き受けた責任のリスクによる悪影響がソルベンシー・マージンに及んだときにこれに対応するために保険会社が維持しておかなければならない資本額をいい、実際の資本は、認可を受けた資産及び認可を受けた負債の差額をいう。CIRCは、四半期に1回、年に1回又はCIRCが要求するときに、支払能力に関する報告書を提出するよう義務付ける。保険会社のソルベンシー・マージンに著しい悪影響を及ぼすおそれのある事由が発生した場合又は保険会社が支払能力に関する要求を満たすことができない場合には、当該保険会社は、直ちにCIRCに報告しなければならない。

CIRCは、ソルベンシー・マージンを基準に、保険会社を下記の3区分に分類する。

- () 支払能力が不十分な保険会社：支払能力比率が100%未満
- () 支払能力が十分な保険会社：支払能力比率が100%以上150%以下
- () 支払能力が十分な保険会社：支払能力比率が150%超

支払能力が不十分な保険会社の区分に該当した保険会社について、CIRCは、下記のうち一又は複数の監督措置を講じることができる。すなわち、() 保険会社に資本を増額し、又は配当の分配を制限するよう命じ、() 取締役及び上級経営陣の報酬及び支出を制限し、() 宣伝広告に制限を課し、() 新しい支店の設立を制限し、事業の範囲を制限し、又は新しい事業の開始を取り止め若しくは事業を他の保険会社に譲渡し若しくは出再するよう命じ、() 保険会社の資産の競売を命じ、又は固定資産の追加購入を制限し、() 保険基金を利用するチャンネルを制限し、() 担当者及び経営陣を変更し、() 保険会社の支配権を得て、() その他CIRCが必要と判断する措置を講じることである。

CIRCは、支払能力が十分な保険会社の区分に該当する保険会社に、支払不能に陥らないための計画を提出し実施するよう要求することができる。かかる計画は、ソルベンシー・リスクを防止する機能的な仕組みを構築するための綿密な計画を含むことがある。支払能力が十分な保険会社又は支払能力が十分な保険会社の区分に該当する保険会社が、支払不能に陥る相当なリスクを負うことになった場合、CIRCは、かかる保険会社に、当該リスクを是正するよう命じることができる。かかる命令は、保険会社にソルベンシー・マージン比率を指定された水準まで高めるよう具体的な義務を課し、又はその他CIRCが必要と判断する監督措置を実施させることがある。

準備金要件

CIRCは、保険会社が設定し保持すべき準備金に関して、様々な規則及び規制を公布しており、かかる規則及び規制に従った準備金要件は、保険商品の内容及び種類に応じて異なる。CIRCが生命保険会社に保持するよう義務付ける準備金には、未経過保険料準備金、生命保険準備金、長期医療保険準備金及び保険金支払準備金並びにその他CIRCが義務付ける準備金が含まれる。準備金の額は、通常、保険数理人が予測する将来のキャッシュ・フローその他を基準に決定する。

法定その他担保の要件

外資保険会社は、登録資本金の20%をCIRCの指定銀行に預託しなければならない。外国保険会社の中国支店は、運転資本金の20%をCIRCの指定銀行に預託しなければならない。この法定担保は、保険会社が清算状態に陥った又は破産宣告を受けたときに、当該保険会社が負う債務を弁済する目的に限って、使用することができる。

生命保険会社は、CIRCにより、保有する総資産のうち、1%を上限とする金額を保険保護基金に拠出するよう義務付けられる。保険保護基金は、国営の基金管理会社が運営する非政府基金である。当該保険保護基金は、保険会社が清算状態に陥り、若しくは破産宣告を受け、又はCIRCから公益及び金融の安定に重大なリスクをもたらすとみなされた場合に、とりわけ保険契約者又はその他支払不能に陥った生命保険会社から譲渡される生命保険契約を引き受ける生命保険会社に対する支払等に活用することができる。

分離勘定要件

保険会社は、有配当型保険商品、ユニバーサル生命保険商品及び投資関連商品等、CIRCの指定する一定の種類の商品について、別勘定に資産を保持しなければならない。投資関連商品について保持する投資勘定を設け、他の勘定と合わせ、分離し、また消滅させるには、CIRCの承認を得なければならない。

資産管理

保険会社は、安定した賢明な方法で保険資金を投資しなければならない。保険会社は、銀行預金、国債、金融債券、企業債（社債）及び転換社債等の債券、株式及び証券投資基金や中華人民共和国証券取引所上場人民元建て普通株式等の有価証券、非上場商業銀行の株式、非上場中華人民共和国有限責任株式会社の株式、インフラ計画、不動産並びにその他中国国務院により指定され許可を受けた投資対象に限って、保険資金を投資することができる。また、CIRCは、保険会社の全投資のうち、特定の種類の資産を保有することのできる割合の上限を定める。CIRCは、かかる上限を随時変更することができる。保険会社が中国国外の外貨建て保険基金に投資したいと考える場合には、CIRC及び国家外為管理局の承認を必要とする。

再保険

保険会社は、保有する保険事業免許及び／又は事業免許に記載された権限の範囲内で、自らの負う責任を再保険に出すことができる。中華人民共和国保険法に基づき、単一の保険事由を原因として発生する可能性がある最大損失額に対して保険会社が負う責任は、払込資本金（運転資本金）及び保険契約準備金の合計額の10%を超えてはならない。最大損失額が当該10%の上限を超える可能性がある場合、当該10%の上限を超える部分は、再保険に出さなければならない。外資保険会社（外国保険会社の中国支店を含む。）及びその関係会社間における再保険協定はいずれも、CIRCの承認を得なければならない。保険会社は、総合的なリスク管理制度を導入し、自らの再保険協定について、毎年1回、CIRCに報告しなければならない。保険会社は、（随時指定される）CIRCの信用格付要件を満たし又は中国の国営再保険会社である再保険会社に限って、自らの負う責任を再保険に出すことができる。

商品の規制

法律上義務付けられる、新しく開発される、又は公益に関わる可能性のある商品を販売のために市場に投入するには、前にCIRCの審査及び承認を受けなければならない。その他全ての保険商品については、その条件及び保険料率を売付け完了より7日以内にCIRCに届け出なければならない。

保険代理店

保険代理店は、保険会社から委託を受け、保険会社によって権限を与えられた範囲内で、保険会社のために、保険商品を販売し、かかる販売について保険会社から手数料を受け取る法人又は個人である。保険代理店には、個人の保険代理店、保険代理業を専業とする組織の保険代理店、及び保険代理業専業ではない代理店組織を含む。保険会社は、保険代理店との間で、各当事者の権利義務を定めた代理店契約を結ばなければならない。保険会社は、代理店契約の条件に従って保険事業活動を行う保険代理店の行為について責任を負う。

マネーロンダリング防止

中華人民共和国マネーロンダリング防止法及びその他関連規則に従って、中華人民共和国で設立された金融機関は、（ ）マネーロンダリング防止を目的とする安定した内部統制制度及び顧客身元確認制度を構築し、（ ）顧客の身元確認資料並びに関連する取引情報及び文書を適切に保管し、（ ）いかなる高額取引又は疑わしい取引についても中華人民共和国マネーロンダリング防止監視分析センターに報告し、（ ）金融機関が犯罪行為の疑いを持った場合

には、中国人民銀行の管轄支店及び当該地域の公安局に書面による報告書を提出し、（ ）マネーロンダリング防止に関する報告書及び資料を中国人民銀行に提出すること等、マネーロンダリング防止に関する義務を遵守しなければならない。

財務報告要件

CIRCは、各保険会社に対して、適用ある中国の法律、規則及び規制に従って作成した月次財務計算書、監査済年次財務諸表及び監査済年次支払能力報告書を、CIRCに提出するよう要請する。

情報開示

CIRCは、2010年5月26日に保険会社の情報開示管理措置（以下「本措置」という。）を発表した。本措置は、保険会社が会社の基本情報、会計情報、そのリスク管理状況、保険商品、支払能力に関する情報、大規模な関連取引及び主要な出来事等に関する情報を開示することを要求する。本措置はまた、保険会社は、各年の4月30日までにその企業ウェブサイト及びCIRCが指定する新聞上に年次情報開示報告書を公表し、且つ、主要な出来事及び大規模な関連取引については、その発生から10営業日以内に同社の企業ウェブサイト上に公表しなければならない旨を定めている。

外国の保険会社に対する規制

中華人民共和国外資保険会社管理条例は、外資保険会社の設立（外国保険会社の中国支店の設立を含む。）には、CIRCの承認を得なければならない旨を規定している。中国支部を有する外国保険会社の本部が適用法に従って、解散し、営業を廃止し、又は破産宣告を受けた場合、CIRCは、当該外国保険会社の中国支部（複数の場合を含む。）に、新たな事業の遂行を止めるよう命令することになっている。さらに、外国保険会社の中国支店は、当該外国保険会社に関連する重大な事件が発生した場合は、当該発生から10日以内にCIRCに届け出なければならない。

AIG事由後のCIRCの通知

2008年9月19日及び2009年2月16日に通知を行い、AIAの上海支部、広東支部、江蘇支部、北京支部、深セン支部、蘇州中央出張所、東莞出張所及び江門出張所は、以下を遵守するよう命令された。

- （1） 解約の可能性及び流動性リスクに対応するための十分な資金を維持し、流動性を日次ベースで監視する。
- （2） （a）通常の業務過程外ではモーゲージや保証契約を締結せず、信用状を発行せず、また債務を負担しないこと、（b）中華人民共和国外に資産又は資金を移転しないこと、（c）再保険取引を含むAIGとの関連取引についてCIRCによる承認を得ること（資本及び資産の中華人民共和国外への流出を防ぐため）、資本の安全性を強化する。

当社は、実務上可能な限り速やかにこれらの命令の撤回のための、相互に許容可能な日程を確定するため、CIRCと協議中である。

規制体系 韓国

概要

AIAバミューダの支店であるAIA韓国は、主に韓国金融監督委員会及び韓国金融監督院による規制を受ける。韓国金融監督委員会から韓国において保険業を営む免許の付与を受けた外国保険会社の支店は、韓国保険業法に基づく保険会社に分類される。韓国の保険業には、保険契約を規制する韓国商法、並びに下位の規則及び命令と合わせて保険会社の認可、組織、活動及び資産管理に適用する一連の監督規則を課す保険業法等の、複数の法律が適用される。また、韓国金融投資業・資本市場法も、保険会社による多様な保険の販売及びかかる保険に関する資産管理を規制する。保険業法並びに金融投資業及び資本市場法の実施手続細則は、下位立法において詳しく定められる。

AIA韓国が有する免許

AIA韓国は、生命保険事業免許及び多様な保険契約に関する資産管理事業免許の2つの免許を有する。生命保険事業免許は、1997年3月25日に付与を受けた。一方、資産管理事業免許は、以前の規制体系に基づき付与を受けた2005年の免許に代わるものとして2009年2月4日に付与を受けた。AIA韓国は、生命保険事業免許に従って、保険業法に基づき、生命保険、傷害保険、医療保険、介護保険事業並びにこれらに関連する付帯事業及びサービスを営む権限を有する。金融投資業及び資本市場法に従って交付された資産管理事業免許により、AIA韓国は、多様な生命保険に関連した資産管理事業を営む権限を有する。資産管理事業免許に従って、AIA韓国は、多様な保険契約についてミューチュアル・ファンドの設定及び終了並びに投資信託資産の管理を行うことができる。

韓国金融監督委員会及び韓国金融監督院

韓国金融監督委員会は、保険会社を含む金融機関を監督する権限の付与を受けており、金融機関の適正な活動、事業活動及び運営を監督し、金融機関の提供する商品及びサービスの消費者を保護する責務等を担う。韓国金融監督院の主な役割は、金融機関を調査及び監督し、韓国金融監督委員会が韓国金融監督院に委譲した職務を遂行することである。

自己資本要件

保険会社の自己資本基準について、韓国には、以前ソルベンシー・マージン要件が課されていた。韓国では、2009年4月1日をもって、従前のソルベンシー・マージン要件に代えて、リスクを基準とする自己資本要件を導入した。この2種類の要件の適用移行期間として現在2年間で設けられており、いずれの要件も2011年3月31日まで並行して実施される。当該移行期間中は、保険会社は、2種類の要件のうちいずれを遵守するかを選択する裁量権を有する。2011年4月1日以降は、全ての保険会社が、リスクを基準とする自己資本要件に従わなければならない。

保険業法に基づくソルベンシー・マージン要件の目的は、保険会社に将来の負債に対する支払余力を確保させることにあり、同要件は、欧州連合の支払能力比率モデルを基準としている。特に、外国保険会社の支店を含む全ての保険会社は、ソルベンシー・マージン比率を100%以上に維持するために、自らが保証する債務を基準に算定する価額に等しい又はこれを上回る純資産を保持しなければならない。

リスクを基準とする自己資本要件は、保険業監督規則の改正法及び保険業法に従って同規則に関連して公布された実施規則に従って導入された。自己資本要件においては、保険会社の必要な資本に対して利用可能な資本が占める割合の算定、及び自己資本基準額を決定するのに使用する株主資本の分析を、市場リスク、信用リスク、業務リスク、保険リスク及び金利リスクまで考慮して行う。これらのうち、現在は保険リスク及び金利リスクがソルベンシー・マージン要件において考慮されている。

保険会社が適切な自己資本基準を満たさず、韓国において当該保険会社の財務の健全性が損なわれるおそれがある場合には、韓国金融監督委員会は、保険会社に対し、資本準備金を増額し、又は高リスクな証券及びその他資産への投資を制限するよう命令することができる。

準備金要件

保険会社は、引き受ける保険契約の支払義務（保険契約者に支払わなければならない保険金、賠償金及び配当金を含む。）を履行するために、保険料準備金、未経過保険料準備金、保険金支払準備金、配当準備金、利益配当準備金、配当支払による保険損失補填準備金及び再保険料準備金の各々につき、個別に責任準備金を設定し保持しなければならない。但し、保険会社が保険契約に基づく責任を再保険に出すことができ、且つ当該再保険が所定の規制条件を満たす場合には、当該保険契約に係る責任準備金は、保険会社が保持しなくてもよい。

法定基金

韓国預金者保護法に基づき、韓国預金保険公社は、金融機関が韓国国民に対して負う一定の債務（以下「KDIC保険負債」という。）を保証する。韓国預金者保護法に基づき保険会社が負うKDIC保険負債には、保険料、解約価格及び保険会社が個々の保険契約者の請求に応じて支払うべき保険金を含む。韓国預金者保護法に基づき、全ての保険会社は、同法に従って決定する料率の年間保険料を、上限を当該保険会社が当該年に負うKDIC保険負債の0.5%として、韓国預金

保険会社に拠出しなければならない。保険会社が支払わなければならない年間保険料は、現在、当該保険会社の年間保険料収入及び責任準備金の平均額の0.3%である。現行規則に基づき、韓国預金保険公社は、各保険会社に対して、保険契約者1人当たり総額50百万韓国ウォンまでしか保証しない。

資産管理規制

一定の例外規定を除き、保険業法は、特定の種類の資産について保険会社が保有することのできる投資の総額の割合の上限を定める。かかる上限は、随時韓国金融監督委員会が必要と考えるときに変更することができる。

保険業法は、リスクの高い貸付、保険会社の有価証券の取得を目的とする貸付、政治基金及び外国為替を目的とする貸付並びに韓国金融監督委員会の定める要件を満たさないデリバティブ取引を行う等、一定の資産管理取引その他を制限する。

保険会社が保険資金を使用するに当たっては、一定の制限が課される。かかる制限には、保険会社が保有する資産を担保として提供し又は他の者の債務を保証することを原則として禁じ（但し、保険業法に基づき許される場合にはこの限りでない。）、また保険会社が他の会社の議決権株式の15%超を保有することを原則として禁じる（但し、当該会社が当該保険会社の子会社である、且つ韓国金融監督委員会の承認を得た場合には、この限りでない。）等が含まれる。

再保険

保険業法に規定された保険業監督規則に従って、保険会社は、負債総額のうち最大50%について出再する再保険に限って、ソルベンシー・マージン及びリスクを基準とする自己資本要件の計算上、クレジットが与えられる。保険会社が50%を超えて出再した再保険については、当該保険会社の自己資本要件の算定に当たって、考慮されない。さらに、保険会社は、期間が1年間を超える再保険特約を交わす場合で、当該再保険特約において予想投資収益率を基準に再保険料を決定し又は再保険会社の責任限度額を定めるときは、その都度、1ヶ月以内に韓国金融監督院に届け出なければならない。

商品の規制

あらゆる新商品（当該新商品の条件、市場への投入並びに保険料率及びその算定方法を含む。）は、韓国金融監督院による事前審査又は事後審査を受けなければならない（商品に応じて、「提出手続後使用」又は「使用後提出」となる。）。さらに、保険会社は、自社のウェブサイト上に、自社商品の概要、保険条件、適用する利率及び多様な保険商品の保険料率に関して当該料率の算定方法並びに多様な保険商品別に指定された勘定に関する事項を含む一定の情報を開示しなければならない。

外国の保険会社の韓国支店に対する制限

外国保険会社の韓国支店本店が、本国における合併若しくは事業の移転により閉鎖され、違法行為若しくは不正な取引慣行を理由として外国の金融監督機関により保険事業免許の停止処分若しくは取消処分を受け、又は自らの保険業を停止し、若しくは事業活動を取り止めた場合には、当該保険会社の韓国支店の保険業免許は、取り消されることがある。

外国保険会社の支店は、韓国において引き受けた全ての保険契約を履行するに足る責任準備金相当額だけの韓国所在資産を保有しなければならない。外国保険会社の支店が保有する韓国所在資産の価額が、監査済年次計算書に基づき不足すると判断された場合には、60暦日以内に資本を投入して当該資産を補充しなければならない。韓国金融監督院が韓国金融監督委員会と協議の上決定を出した後に、保険会社が不足分を補うよう指図を受けた場合には、30暦日以内に補充措置を講じなければならない。

財務報告要件

保険会社は、毎年3月31日に決算し、3ヶ月以内に、追補計算書、監査報告書、払戻金計算書、及び資金に係る利息計算

書を含む財務諸表を韓国金融監督委員会に提出しなければならない。

その他の地域別市場の監督及び規制の概要

上記に説明した6つの当社主要地域別市場の規制体系に加えて、当社のその他の地域別市場における事業活動も行政監督を受ける。ベトナム、台湾、オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア、インド、フィリピン、マカオ及びブルネイの各地域における当社の現地事業部門の営む保険業は、それぞれベトナム財務省、台湾金融監督管理委員会保険局、オーストラリア証券投資委員会及びオーストラリア退職年金規制局、ニュージーランド経済開発省、インドネシア資本市場金融機関監督庁（Bapepam-LK）保険局、インド保険規制開発庁、フィリピン保健委員会長官、マカオ金融管理局（保険監督部局を通じて）並びにブルネイ財務省の規制を受ける。

その他の地域別市場におけるAIAグループの事業活動は、支払能力、資産管理、財務報告及び再保険に関する要件を含む各関連地域の保険規制要件の対象となる。当社は、その他の地域別市場のそれぞれにおいて、管轄規制機関から正式に免許の付与を受けている。

その他規制上の検討事項

当社は、AIGとの間に有する関係の結果、AIG枠組契約の条件に従って、下記を含む適用ある米国の法律、規則及び規制を継続的に遵守する必要がある。

- ・1977年海外汚職行為防止法（その後の改正を含む。）（以下「FCPA」という。）。同法は、米国上場親会社に当たるAIGが、取引関係を獲得し、指図し若しくは維持し、又は不正な利益を確保する目的で、外国の子会社が米国以外の国の公職者に賄賂を提供するのを認め、指図し、又は黙認することを違法と定める。また、FCPAは、財務諸表が米国上場親会社の財務諸表と連結される外国子会社の会計帳簿及び記録に関する要件を2つ課す。FCPAに基づき、AIG及びその連結子会社は（当社を含む。）、AIG及びその子会社の資産の取引及び処分を正確、公正、且つ相当程度詳細に反映させた会計帳簿、記録及び計算書を作成し保管しなければならない。また、AIG及びその連結子会社は、相当程度確実に全ての取引を経営者の許可に従って実施させ且つ一般に認められる会計原則に則って記録させるに足る内部会計統制制度を考案し維持しなければならない。
- ・米国財務省の一部門である外国資産管理室（OFAC）が運用する経済貿易制裁規則。OFAC制裁は、特定の個人、法人及び法域を対象とする。多くのOFAC制裁制度は米国の者（法人及び個人）に適用されるが、キューバ及び北朝鮮に適用されるOFAC制裁は、より広範に「アメリカ合衆国の管轄権の対象となる」全ての者に適用される。「アメリカ合衆国の管轄権の対象となる」全ての者には、米国の者が「所有し又は支配する」法人を含むものと定義されている。「所有し又は支配する」という表現については、特に定義はされていない。ビルマ、イラン及びスーダンに適用されるOFAC制裁については、米国の親会社が自社の外国子会社の活動を促し又は認めたとときに米国の親会社の責任が発生することから、かかる親会社の責任を発生させないようにするために、子会社は一定の遵守義務を負う。その他に、米国政府は、米国の会社の外国子会社が故意に取引の発生地又は目的地を隠す意図を持った方法でOFACが禁じるであろう取引を企てたときに、当該米国の会社に対し訴えを提起したことがある。
- ・輸出管理規則は、消極的か積極的かを問わず、認められていない不買運動に追従することを禁じており、かかる米国の不買運動禁止規則は、AIGの外国子会社又は事実上AIGの支配下にある関係会社に適用される。
- ・米国のマネーロンダリング防止に関する刑事法及び民事法に基づき、AIG及びその子会社は、マネーロンダリング及びテロ資金調達行為に従事してはならず、AIGは、かかる法に基づき、AIGの米国以外の国の子会社を含む子会社の違法活動について責任を負わされることがあり得る。

AIGが上記の法を遵守するために、当社は、FCPAに定める要件に従って会計帳簿及び記録を保管し、マネーロンダリング防止規則及びその他適用法令規則の遵守状況を監視するために追加手続を実施する等の措置を継続的に講じる必要がある。また、当社は、費用管理、ロビー活動、及び役員報酬に関する制限等、TARPに基づく制限をできる限り遵守する必要がある。

AIGは、米国証券取引所法及び2002年サーベンス・オクスリー法に定める定期的な報告義務の適用を受ける米国の公開会社である。また、AIGは、NYSEに上場しており、NYSEの上場規則を遵守しなければならない。AIGは保有するAIAの持合株式について公表する一定の義務を負っているため、当社は、かかる定期的な報告義務を円滑に履行できるよう、一定の報告義務に同意している。当社のかかる財務報告義務は、AIGの保有する当社の株式の割合が、基準値とされる50%、20%、10%及び5%以下に減るごとに、次第に軽くなる。

当社は、直接米国上場規則の適用を受けないが、AIGとの間に関係を有し、またAIGが上記の法律及び規則を継続的に遵守しなければならないことから、いくつかの米国連邦法及び州法の遵守状況を継続的に監視する必要がある。また、当社は、AIGが支配権の徴憑を有する限り、AIG枠組契約に従って、AIGの法令遵守方針及び手続を遵守しなければならない。事実上の（又は消極的な）支配関係の存在の有無は、AIGが保有する当社普通株式の割合、当社取締役会に対するAIGの取締役派遣、及びAIGグループ又はFRBNYを一方当事者としAIAグループを他方当事者とする関連性を有する継続的な契約上の取決め等、あらゆる関連事実及び状況を考慮した上AIGにより評価される。グローバル・オファリング後も、AIGが当社の取締役会に取締役を派遣し、また相当な持合株式を保有することから（グローバル・オファリング直後に、売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定すると、AIGの全額出資子会社AIAオーラLLCは、当社の株式及び議決権の（未定）%を保有することになると予測される。）、当社は、引き続きAIG枠組契約に定める法令遵守及び情報報告義務を守らなければならない。上記の取決めに関するその他情報については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - 特定の株主の取決め - AIG枠組契約」及び「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社とAIGグループとの関係に関するリスク - 当社とAIGとの関係に起因し、当社は、当社の競争会社が課されていない可能性のある責任、制限及び費用負担を当社に課す米国の法律を遵守する必要がある。」を参照のこと。

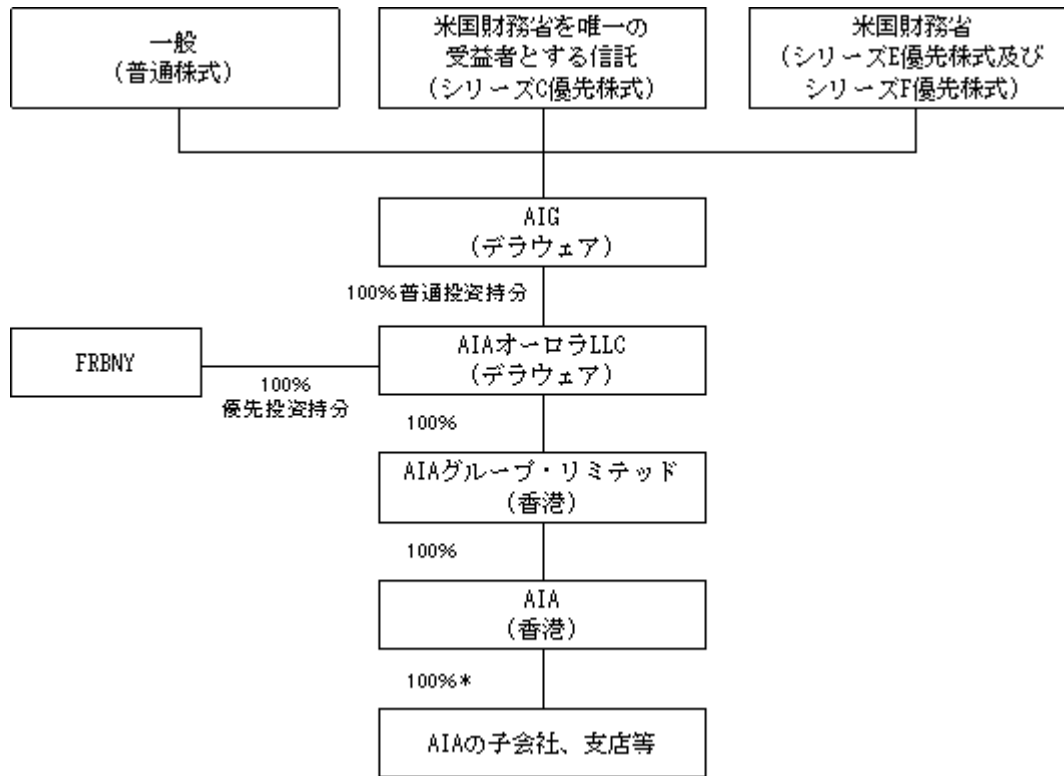
当社は、グローバル・オファリングを行うにあたり、いかなる米国監督機関からの承認も必要としない。

(4) AIGグループと当社の関係

AIGグループの所有構造

グローバル・オファリング直前

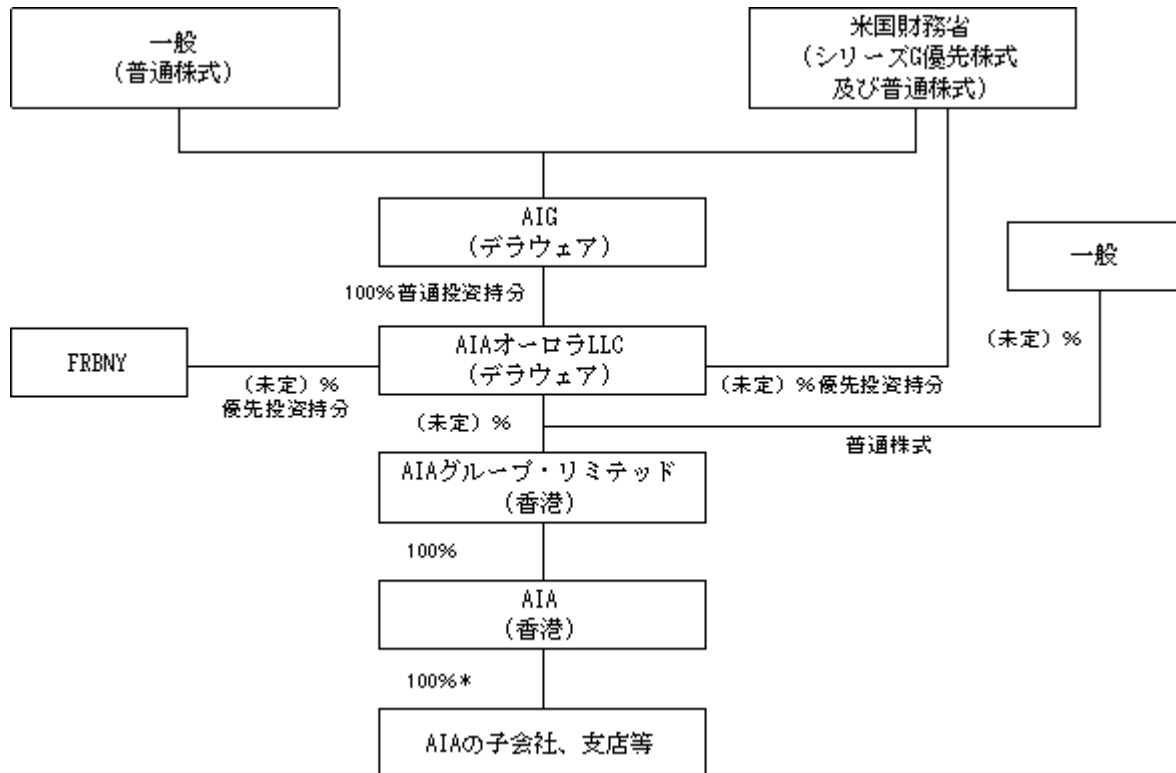
下記の図は、グローバル・オファリング直前のAIAグループにおける各々の持分に関連するAIGグループ、FRBNY及び米国財務省の関係の簡略図である。



*フィラムライフ (99.78%) 以外及びAIAインドにおける当社持分 (26%)

AIGの資本強化の完了後

下記の図は、AIGの資本強化が「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係 - AIGの資本強化」に記載の通り実行された場合、その完了（現在、2011年第1四半期に予定されている。）直後において予測されるAIAグループにおける各々の持分に関連するAIGグループ、FRBNY及び米国財務省の関係の簡略図である。



*フィラムライフ（99.78%）以外及びAIAインドにおける当社持分（26%）

AIAグループ・リミテッドの所有

グローバル・オフリングの完了前及び直後両方における当社の最大株主は、FRBNY取引に関連して2009年8月11日に設立されたデラウェアの有限責任会社であるAIAオーロラLLCとなる予定である。グローバル・オフリング直前、AIAオーロラLLCは、当社の全発行済普通株式を保有する予定である。グローバル・オフリング完了直後、AIAオーロラLLCは、約（未定）%の当社の発行済普通株式（又は売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが全て行使された場合、当社の発行済普通株式の約（未定）%）を保有する見込みである。

AIAオーロラLLCの所有

AIGは、100%のAIAオーロラLLCの議決権（取締役会全体の任命権を含む。）を有するAIAオーロラLLCの普通投資持分の100%を保有する。FRBNY買取契約により予定されている取引の終結に関連して、2009年12月1日付でAIG、AIRCO、FRBNY及びAIAオーロラLLCは、各当事者のAIAオーロラLLCの所有権及び支配権の要項を定めるAIAオーロラLLCの第4修正及び改訂版有限責任会社契約（以下「LLC契約」という。）を締結した。LLC契約に従って、FRBNYは、AIAオーロラLLC及びその子会社における特定の支配権を、AIAオーロラLLCの優先投資持分の残余財産分配優先権が完全に支払われるまで、FRBNYの利益を保護するために要求している。FRBNYは、AIAオーロラLLCの無議決権優先投資持分を100%保有している。LLC契約の条件に関する詳細は、本項の「 - 特定の株主の取決め - LLC契約」を参照のこと。

AIGの所有者

米国財務省は、AIGの2シリーズの無議決権優先株式（以下、「シリーズE優先株式」及び「シリーズF優先株式」という。）を保有している。但し、AIGの取締役会に対してさらに2名の取締役又は特定の状況においてAIG取締役メンバーの総数の20%までのいずれか多い方を選ぶことができる。また、FRBNY融資契約に従い、2009年3月4日にAIGは、2009年1月16日付のAIGクレジット・ファシリティ・トラスト契約に基づきAIGの優先株式の第3シリーズ（以下「シリーズC優先株式」という。）100,000株を、米国財務省を唯一の受益者とする信託として設立されたAIGクレジット・ファシリティ・トラストに対して発行した。AIGクレジット・ファシリティ・トラストは、3の独立した受託者により監視されており、AIGのシリーズC優先株式及び普通株式の議決権のうちの約77.9%を有するシリーズC優先株式の全発行済株式を保有する。残り22.1%の議決権は、AIGの普通株式の株主が保有する。

上記に説明し、また「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - AIGの資本強化」に記載する通り、AIGグループ、FRBNY、米国財務省及びAIAグループの関係は、AIGの資本強化が実行された場合には変化すると予測される。

事業の明確な区別

AIG事由及び本件再編成の前に、AIAグループ各社の多くの重要な事業が既に現地で運営されており、「AIA」ブランドを使い当社の事業のほとんどがブランディングされている。本件再編成の1つの目的は、一定の相互依存関係を持ちつつ個別の企業グループとして、AIAグループ及びAIGグループが運営する事業をより明確に区別することである。当社は、AIAの事業を個別の企業グループに統合し、特定の「AIG」ブランドの事業を「AIA」ブランドに再ブランディングして、且つ「第二部 - 第3 - 5 経営上の重要な契約等 - 関連取引」に記載されるトランザクションサービス契約を締結することにより、この目的を達成している。

当社のAIGグループからの独立

以下に記載される要素を考慮した場合でも、当社取締役は、FRBNY及びAIGとの契約（当社の事業運営に影響を与える可能性があり、慎重に精査しなければならない。）に従って、グローバル・オファリングの完了後、当社はAIGグループから独立して事業運営を継続できると理解している。LLC契約及びFRBNY枠組契約に従って、FRBNYは、残余財産分配優先権が償還されるまでその利益を保護するために、当社の支配権を取得している。また、当社及びAIGは、主に当社におけるAIGの所有権及び「支配」に関して適用される可能性がある米国連邦証券法その他米国の法律、規則及び規制をAIGが遵守するようにAIG枠組契約を締結した。詳細は、本項の「特定の株主の取決め」を参照のこと。

当社の本件再編成

当社は、「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成」の項に記載されるグローバル・オファリングの前に、本件再編成を完了させた。本件再編成は、AIAグループ及びAIGグループの分離をより顕著にし、この2つの企業グループの経営及び運営の分離を正式なものとする助けとなった。

AIAグループがグローバル・オファリングのために着手した本項に記載される法的構造の変更並びにAIGグループ及びAIAグループ間の運営上の相互依存の大幅な削減を除き、当社は2008年9月以降AIAグループの事業の経営、運営若しくは実施に重大な変更はないと考えている（「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社の事業全体に関するリスク - 当社は主要経営陣、並びに保険数理、情報技術、投資運用、引受査定、販売に関わるスタッフその他の従業員に依存しており、それらの者による役務提供を失い、適切な後任者を見つけることができない場合には、当社の事業に悪影響が及ぶこととなる。」に記載される経営に関する変更を除く。）。

経営上の独立性

AIGグループに経営的役割を有する取締役は、AIGグループの従業員であるジェフリー・ハード氏及びジェイ・ウィントロブ氏、並びにAIGの子会社であるナンシャンの会長、エドモンド・ツェ氏の3名のみである。当社の上級管理職は、AIGグループにおいて取締役の地位若しくは経営的役割を持たない。マーク・タッカーは、一定の米国の法律及び

規制の目的のみにおいてAIGグループの従業員及び役員とみなされるが、AIGグループにおいて経営的又は日常的な役割を負っていない。

AIGグループは、当社取締役会に最大2名の非執行取締役を派遣する予定であり（誤解を避けるために付記すると、エドモンド・ツェ及びマーク・タッカーは除く。）、当社におけるAIGグループの持分が削減されたため、当社による取締役の権利は縮小される予定である。当社取締役会又は当社の子会社の取締役会に、AIGの取締役はいない。さらに、AIGによってAIAグループ・リミテッド取締役会に指名された2名の非執行取締役がAIGの従業員であるものの、これらの取締役も、AIGグループのその他の従業員も、マーク・タッカーを除き、AIAグループ・リミテッドの子会社の取締役会にはいない。当社取締役会の8名の取締役はそれぞれ、当社の取締役を務めるための経営若しくは関連産業の経験を有する。各当社取締役の職歴は、「第二部 - 第5 - 4 役員の状況 - (1) 取締役・役員」に記載される。

また、当社は、強固なコーポレート・ガバナンス体制を有し、当社のコーポレート・ガバナンスの慣行が最終的には当社の株主利益を保護し、当社が適用される法令の遵守を促進させるために断固たる措置を実施している。以下の理由により、当社取締役は、当社はAIGグループから独立して経営されていると理解している。

() 当社定款に定められる当社取締役会の意思決定の構造及びその他の強固なコーポレート・ガバナンス措置は、当社の経営の独立を確実にするために実施されている。当社のコーポレート・ガバナンス体制に関する更なる詳細は、本項の「コーポレート・ガバナンス」を参照のこと。

() 当社の日常運営は、当社の上級管理職チームにより管理されており、当社の上級管理職うち非取締役会役員は、AIGグループから独立している。並びに、

() 当社取締役会の3分の1は、当社の独立非執行取締役として職務を行うため、且つ株主の利益を保護するためにAIGグループ及びAIAグループ間の利害の対立を管理するための措置を精査、管理及び実施できるよう幅広いコーポレート・ガバナンス及び財務経験を有する独立非執行取締役で構成されている。当社の独立非執行取締役は関連取引に関するいかなる決議も承認しなければならない。

さらに、当社は、当社の監督機関が規定するガイダンス及び発展するベスト・プラクティスを実施する目的で、当社のコーポレート・ガバナンスの慣行を随時見直し、また当社取締役会への非執行会長及び主席独立取締役職の導入などの追加的なコーポレート・ガバナンス・イニシアチブを採用する予定である。

上記に基づき、当社取締役会は、全体としての当社取締役会及び当社の上級管理職チームは、AIAグループにおける経営的役割を独立して履行することができるという理解している。

当社のコーポレート・ガバナンスの慣行の追加の詳細は、本項の「コーポレート・ガバナンス」を参照のこと。

運営上の独立性

当社は、当社の収益、技術、インフラ、商品開発、人材若しくはマーケティングのいかなる面でもAIGグループに依拠していない。本件再編成の完了以降、当社は、当社が事業の運営に使用する全ての重要な資産の所有権若しくは使用するための法的権利を有する。

当社取締役及び上級管理職は、当社の事業の履行に対する責任を有する。当社は、機能部門別で構成される独立した組織形態を有し、各々が特定分野での責任を有する。AIGグループとの取引は、当社の通常及び通例の業務過程で締結された契約に準拠し、一般的な取引条件で行われる予定である。AIGグループが合理的な条件で当社に提供しているサービスを提供することができない場合、当社は対等な条件でこれらの関係を解消し、同等の条件でサービスを提供する第三者との取引を自由にできる。当社は、AIGグループから当社に提供されているこれらサービスは、同等の条件で独立した第三者から容易に入手できると考えている。これら取引の詳細は、「第二部 - 第3 - 5 経営上の重要な契約等 - 関連取引」を参照のこと。

財務上の独立性

AIAグループは、AIGグループから財務的に独立している。当社の保険運営は、AIAグループ・リミテッド及び現地事業部門の両方のレベルで、支払能力規制及び自己資本基準の要件並びに運営上の要求を充足するために、十分な資本が提供されている。当社は、当社の資本及び流動性の要求を、主に保険料、預金、契約手数料及び当社の投資関連商品及び

年金保険販売の管理手数料で構成される当社の運営活動からの現金により自己調達している。さらなる流動性の源には、利息及び配当収益を生み、さらなる流動性が要求される場合には売却することができる当社の現金及び投資資産ポートフォリオからの収益が含まれる。加えて、当社は、資金調達を求める場合にレバレッジすることができる独自の信用格付を維持している。

本書の「関連取引 - 免除される継続的関連取引 - AIGによる中国保証」に開示の通り、AIGは、中華人民共和国にあるAIAの一定の支店に関して、中国保証を発行している。当該中国保証は上場日より前には完全には解除されない予定である。中国保証の終了は、中華人民共和国にあるAIAの関連支店の財政状態に重大な悪影響を与えない見込みである。したがって、当社及びAIGは、上場日の後可能な限り速やかに、中国保証の終了について、中国人民銀行及びCIRCの同意を求める意向である。中国保証を除き、最新情報確認日現在、AIAグループに関してAIGグループから提供されたその他の財務保証であって、当社が認識しているものはない。

2010年5月30日現在、当社の関係者（AIGグループを含む。）に対する債権残高は3百万米ドル、債務残高は76百万米ドルであった。AIGグループに対する全ての非営業債権・債務残高は上場日より前に全額決済され、また残高があっても当社の財政状態との関連上重要なものではなく、当社の財務上の独立性に影響を与えない。追加情報については、「第6 経理の状況」に記載の会計士報告書の財務情報に対する注記41を参照のこと。

コーポレート・ガバナンス

当社は、下記のコーポレート・ガバナンス措置を当社の株主の利益保護をさらに強化するために採択した。

- ・ **当社定款は、当社取締役に対し重要な利害関係を申告することを要求する。** 当社定款は、当社取締役若しくはその提携者がいかなる方法でも、直接的若しくは間接的かを問わず、当社の契約、取引若しくは取り決め（提案されているものも含む。）に利害関係を有する場合、当該取締役は、当該利害関係の本質を、当該取締役にとって実務的に可能な限り直近の当社取締役会において、当該契約、取引、取り決めを検討することができない場合でも、報告しなければならないと定める。
- ・ **当社定款は、重要な利害関係を有する当社取締役は投票しない又は定足数に加えないよう要求する。** 特定の例外を除き、当社定款は、知り得る限りで当該取締役若しくはその提携者が重要な利害関係を有する契約、取り決め若しくは提案のいずれかを承認する当社取締役会の決議に関して、投票してはならず（又は定足数に含まれず）、当該取締役が投票した場合には、当該取締役の投票は数え入れられない（又は当該取締役は、その決議の定足数には加えられない。）と定める。当社の非執行取締役であるエドモンド・ツェ氏は、台湾のAIA台湾と競合し、且つ将来1つ以上の当社のその他地域別市場に参入しようとする可能性があるナンシャンの会長である。しかし、同氏は、ナンシャンに、いかなる株式の実質的持分を有さず、ナンシャンの非執行役員として務めているだけである。加えて、ジェフリー・ハード氏及びジェイ・ウィントロブ氏（当社の非執行取締役のうちの2名である。）は、AIGグループの従業員である。当社定款は、当社取締役が利害の対立を有する場合には、当該取締役に投票を控えるよう要求する。本段落で開示されるとおり、最新情報確認日現在、当社取締役のいずれもいかなる当社の事業と直接的又は間接的に競合する又は競合する可能性がある対立する利害を有さない。
- ・ **監査、指名及び報酬委員会** 当社は、評価及び管理のため並びに当社取締役会が（とりわけ）外部監査人との関係及び内部監査機能、役員及び上級管理職の報酬並びに当社取締役会の構成に関連する事項に関して適切に助言がされるようにするために監査委員会、指名委員会及び報酬委員会を設立した。当社の監査委員会は、非執行取締役及び当社の各指名委員会で構成され、報酬委員会は、過半数の独立非執行取締役で構成されている。また、当社の監査、指名及び報酬委員会の各委員長は、独立非執行取締役である。これら委員会の構成及びその他詳細は、「第二部 - 第5 - 4 役員 の状況 - (1) 取締役・役員」を参照のこと。
- ・ **リスク委員会** 当社は、リスク管理方針、指針、戦略、リスクのレベル及び関連する資源配分を検討、精査及び承認するためにリスク委員会を設立した。この委員会の構成及びその他詳細は、「第二部 - 第5 - 4 役員 の状況 - (1) 取締役・役員」を参照のこと。

- ・ **コンプライアンス・アドバイザーの任命** 当社は、香港上場規則及び関連する適用法令の遵守に関する専門的な助言及び指導を当社に提供させるためにコンプライアンス・アドバイザーであるアングロ・チャイニーズ・コーポレート・ファイナンス・リミテッドを任命した。
- ・ **AIG枠組契約に従い提供される情報は、当社が適用される法律、規制及び香港上場規則を遵守することを条件としている**、AIG枠組契約は、当該契約に基づきAIGへ情報提供を行う当社の義務は、当社に適用される法律、規則及び証券取引所要件（香港上場規則に基づく要件を含む。）を当社が遵守することをいずれの方法でも限定若しくは制限しないことをその条件とすると特に定めている。当社は、AIG枠組契約に基づくAIGへの潜在的な選別的情報開示に関して、いかなる場合も香港上場規則ルール13.09を遵守する。
- ・ **AIG枠組契約に従い提供される情報は、厳格な秘密保持制約に従う**、重要な非公開情報が漏洩されないよう、当社は、AIG枠組契約に基づき交換されたいかなる重要な非公開情報も秘密に保持するという秘密保持契約をAIGと締結した。
- ・ **AIG枠組契約に基づき交換された重要な非公開情報は、株取引に使用されない**、当社及びAIGは、どちらの当事者も、AIG枠組契約に従って交換された重要な非公開情報に基づき他方の株式を取引しないようにする手続及び仕組みを共同で実施した。

加えて、当社は香港上場規則ルール13.09に基づく要件を遵守し、当社の株価に影響を与えやすい情報が、他の市場で公表されると同時に香港でも一般に公表されるよう下記の措置を講じる。

- ・ **コンプライアンス方針の導入** 当社は、香港上場規則ルール13.09に基づく要件を遵守する当社義務をAIAグループの取締役及び従業員に確実に認識させるため、コンプライアンス方針を導入した。これらのコンプライアンス方針には、（ ）「株価に影響を与えやすい情報の開示指針」（これに基づき、AIAグループの全ての取締役及び従業員は、特に、AIAグループの株価に影響を与えやすい全ての未公開情報を極秘に保持する義務、及び香港上場規則13.09を当社が遵守しているかを監視する責任を負うAIAグループの関連役職者に、潜在的な株価に影響を与えやすい情報を報告する義務を再確認する。）、及び（ ）「インサイダー取引及び市場における不正行為の防止方針」（これに基づき、（ a ） AIAグループに関する株価に影響を与えやすい情報を保有するAIAグループの全ての取締役及び従業員は、当社有価証券の取引を禁止され、また（ b ） 地位又は職務の性質によるものか否かを問わず、AIAグループに関する株価に影響を与えやすい情報を入手する機会を有する可能性が高い一定のAIGグループの従業員及び役員の集団は、当社有価証券の取引を行う前に事前承認を得ることを義務付けられる。）の両方が含まれる。
- ・ **当社取締役の現地訓練** 当社取締役は、特に香港上場規則ルール13.09及び株価に敏感に影響を与える情報の適時開示についての現地訓練を受ける。
- ・ **当社は、いかなる開示漏れも即座に対応することができる**、当社は、AIG枠組契約に基づきAIGより受領した情報を監視しており、香港で同様の情報を公表することで、重要な非公開情報の開示漏れについても即座に対処することができる。
- ・ **AIGとの連携** AIGは、AIG枠組契約に基づき当社が提供する機密情報は厳重に取扱い、且つ適用される法律に基づきAIGが要求される時に限り開示し、並びに、AIGの利益のため、当社と競合するため又はいかなる第三者の利益のためにも当該情報を利用しないことをAIG枠組契約に基づき同意した。AIGは、香港上場規則ルール13.09に基づく当社の義務並びに株価に敏感な影響を与える情報をその他市場で開示する場合には同時に香港でも公開することを当社が求められていることを認識しており、当社特有の情報又は当社に関する株価に敏感な影響を与えると認識できる情報を含む情報をAIGが開示する場合に、AIGと連携する。

特定の株主の取決め

AIAオーロラLLCのLLC契約

FRBNY買取契約により予定されている取引の終結に関連して、2009年12月1日付で、AIG、AIRC、FRBNY及びAIAオーロラLLCは、各当事者のAIAオーロラLLCの所有権及び支配権の要項を定めるLLC契約を締結した。LLC契約の主要な条件は、下記の通り定められている。

AIAオーロラLLCの取締役会構成

AIAオーロラLLCは、デラウェア州法に従い「マネージャーが管理する」有限責任会社として設立され、AIAオーロラLLCの取締役会は、現在、AIGがそれぞれ指名した3名のマネージャーにより構成されている。AIAオーロラLLCの普通投資持分の過半数の保有者のみが、マネージャーを指名又は解任する権利を有する。残余財産分配優先権が全て支払われるまで、及び、AIAオーロラLLCの優先投資持分を保有し続ける限り、FRBNYは、議決権を有さない参加者としてAIAオーロラLLCの取締役会に出席する2名の個人を任命する権利を有する。

議決権及びFRBNY承認権

AIAオーロラLLCの普通投資持分の保有者は、各普通投資持分につき1個の議決権を有する。AIAオーロラLLCの優先投資持分は議決権はないが、残余財産分配優先権が全て支払われるまで、及び、FRBNYがAIAオーロラLLCの優先投資持分を保有し続ける限り、多くのAIAオーロラLLC及びその子会社（AIAグループを含む。）に関係する重要な事項はFRBNYの事前の承認に服するものとする。これらのFRBNYの承認権は、FRBNY枠組契約に基づき生じる承認権に対応し、かかる承認権は本項下記「FRBNY枠組契約 - FRBNYによる事前承認を必要とする重要事項」に記載されている。

優先投資持分の残余財産分配優先権

AIAオーロラLLCの優先投資持分は、当初残余財産分配優先権合計が160億米ドルであり、これは2013年9月22日までは年率5%、その後は年率9%で利子が付され、それぞれ四半期ごとに複利計算される（いつでも、かかる利子額を「残余財産分配優先権」という。）。AIAオーロラLLCの優先投資持分には満期日が確定されていない。

残余財産分配優先権の金額から、AIAオーロラLLCの優先投資持分の保有者が、本項の「AIAオーロラLLCによるメンバーへの分配」に記載される優先分配権の結果として受領する分配の金額が減額される。残余財産分配優先権が全額支払われた後、AIAオーロラLLCは、（かかる償還の通知日の直前の取引日におけるAIAグループ・リミテッドの株式の平均最終販売価格に基づいて）AIAオーロラLLCがその時保有するAIAグループ・リミテッドの当社普通株式の100%をAIAオーロラLLCが売却することになった場合に同社が受領することになる正味手取金の1%に相当する追加の金額をFRBNYに支払うことにより、いつでも優先投資持分を全額償還することができる。かかる償還時に、AIAオーロラLLCの優先投資持分は自動的に終了し、FRBNYはもはやAIAオーロラLLCのメンバーとしてのいかなる権利（経済上又はその他を問わない。）も有さない。

FRBNY、米国財務省及びAIGは、グローバル・オファリング後の当社普通株式の売却を通じたAIAオーロラLLCの残余財産分配優先権の減額のための明確な期限を有していない。市況及び「第一部 証券情報 - 第4 - 2 ロックアップ」に記載されているロックアップを含むその他の要素に従い、所定の方法により可及的速やかに減額されるように意図されている。現在のところ、AIAグループの配当又はその他の分配が、残余財産分配優先権の支払のための資金調達に必要な財源となるとは予想されていない。

AIAオーロラLLCによるメンバーへの分配

毎事業年度、AIAオーロラLLCの普通投資持分の保有者は、AIAオーロラLLCより最高総額200,000,000米ドルを受領する権利を有する。AIAオーロラLLCのメンバーに対するその他の分配は、LLC契約に定められているウォーターフォールに従って行われることとなる。LLC契約は、AIAオーロラLLCの優先投資持分の保有者（現在は全てFRBNYが保有してい

る。)に対する残余財産分配優先権に係る支払を優先するよう定めている。また、AIAオーロラLLCは、分配ウォーターフォールに従って、(a) AIAオーロラLLC、当社又はその重要子会社により行われる株式の公募（グローバル・オフリングを含む。）、(b) AIAオーロラLLC又はそのいずれかの子会社による15,000,000米ドルを超える資産の売却、又は(c) AIAオーロラLLC又はそのいずれかの重要子会社の売却、合併、統合又はその他企業結合（一定の例外を除く。）によって得た、AIAオーロラLLCの純利益を分配するよう義務づけられている。

FRBNYによる当社普通株式を受領する権利

残余財産分配優先権に係る支払が完了するまで、FRBNYは、AIAオーロラLLC又はそのいずれかの関係会社により当時保有されている当社普通株式の同等価値分と引き換えにFRBNY保有の優先投資持分に付随する当時未払の残余財産分配優先権を削減するよう要求する権利（2010年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストの事前の同意を要し、2013年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストとの事前協議を要し、また2013年12月1日より後には、FRBNYの単独の裁量による。）（かかる要求を「分配要求」という。）を有することとなる。FRBNYは、分配要求の行使によりFRBNYに分配された当社普通株式（以下「分配証券」という。）の全てを、当該分配と同時に売却する予定である。FRBNYは、() 当初6ヶ月間が終了するまで、又は() 次の6ヶ月間中、AIG若しくはAIAオーロラLLCが、AIAグループの支配株主でなくなり若しくはその他ロックアップにかかるそれぞれの義務に違反することとなるような方法で、分配要求を行使しないことに合意している。

FRBNYによる分配要求を行う権利は、AIGの資本強化に関連してAIAオーロラLLCの優先投資持分が譲渡された後も、米国財務省によって行使可能である。

分配要求に準じたFRBNYに対する分配証券の分配を完了するにあたり、FRBNYが保有している優先投資持分に関しては、AIAオーロラLLCが償還するよう義務づけられている残余財産分配優先権の総額から、分配された当社普通株式の売買高と同等額が減額される。香港証券取引所における、かかる当社普通株式の分配要求の日から2取引日前に終わる連続10日間の平均最終売値は、当該売買高の計算に使用される。分配要求の対象となり得る当社普通株式の最大値は、当時最新の残余財産分配優先権の価格と同等となる。例示目的のみとして、グローバル・オフリングにおける売出株式の売出からの純利益の分配を受けて、(未定)米ドルの残余財産分配優先権が残ると仮定すると、最新情報確認日に分配要求の対象となり得るAIAオーロラLLCが保有する当社普通株式の最大割合は、(未定)%（AIAオーロラLLCが、グローバル・オフリング直後に当社普通株式(未定)株を保有し、売出価格を平均最終売値とすると仮定した場合。)の予定である。

「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社普通株式の所有権に関するリスク - 将来の公開市場における当社普通株式の大量売却は、当社普通株式の株価を著しく押し下げる可能性がある。」を参照のこと。

FRBNYによる当社普通株式の処分を要求する権利

FRBNYがLLC契約に基づきグローバル・オフリングに同意するための条件として、AIG、AIAオーロラLLC及びFRBNYは、残余財産分配優先権が全額支払われた後、FRBNY融資契約に基づきFRBNYに支払われるべき未払金の全額が支払われるまで、FRBNYがAIAオーロラLLCに対して当社普通株式のさらなる売却を随時要求する権利（2010年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストの事前の同意を要し、2013年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストとの事前協議を要し、また2013年12月1日より後には、FRBNYの単独の裁量による。）を有することに合意している（以下、そのような要求のそれぞれを「処分要求」という。）。処分要求の実行後、AIAオーロラLLCにより売却された全ての当社普通株式（以下「処分株式」という。）による純利益は、AIGによりFRBNY融資契約に基づくその時点で未払額を減額するために充当される。FRBNYは、AIG又はAIAオーロラLLCが「第一部 証券情報 - 第4 - 2 ロックアップ」に記載されているロックアップの義務に違反することとなるような方法で、処分要求の権利を行使しないことに合意している。

AIGの資本強化に関連してFRBNY融資契約が全額返済され終了した場合は、FRBNYにはもはや処分要求を行う権利はない。

「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社普通株式の所有権に関するリスク - 将来の公開市場における当社普通株式の大量売却は、当社普通株式の株価を著しく押し下げる可能性がある。」を参照のこと。

FRBNYによる本件売却要求を行う権利

FRBNYがAIAオーロラLLCの優先投資持分を保有し続ける限り、残余財産分配優先権に係る支払が完了するまで、FRBNYはAIAオーロラLLC又はAIAオーロラLLCの資産の全て又は実質全てを所有する団体、及びAIAオーロラLLCの子会社の売却（合併、統合、企業結合又は同様の取引いずれによるものでも。）を達成させるよう最善を尽くすことをAIAオーロラLLCに要求する権利（2010年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストの事前の同意を要し、2013年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストとの事前協議を要し、また2013年12月1日より後には、FRBNYの単独の裁量による。）（かかる要求を「本件売却要求」という。）を有することとなる。本件売却要求を行い又はドラッグ・アロング・セールを発効させるFRBNYの権利は、AIGの資本強化に関連してAIAオーロラLLCの優先投資持分が譲渡された後も、米国財務省によって行使可能である。AIAオーロラLLCは、本件売却要求に従って、当社普通株式を売却するために最善を尽くすことを要求される。

FRBNYは、AIG及びAIAオーロラLLCが「第一部 証券情報 - 第4 - 2 ロックアップ」に記載されているロックアップの対象でなくなるまで、グローバル・オフリングの後に本件売却要求を行使しないことに合意している。

「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社の企業構造に関連するリスク - FRBNYは、AIAグループの第三者への売却を開始する権利を有しており、投資家及び投資家が有する当社普通株式の価値に悪影響を及ぼす方法でかかる権利を行使する可能性がある。」を参照のこと。

FRBNYによるドラッグ・アロング・セールを強要する権利

FRBNYがAIAオーロラLLCの優先投資持分を保有し続ける限り、残余財産分配優先権に係る支払が完了するまで、FRBNYはFRBNYがその優先投資持分を売却すると同時に、AIAオーロラLLCの普通投資持分の保有者に、保有する普通投資持分を売却（以下「ドラッグ・アロング・セール」という。）するよう強要する権利（2010年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストの事前の同意を要し、2013年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストとの事前協議を要し、また2013年12月1日より後には、FRBNYの単独の裁量による。）を有することとなる。

FRBNYは、AIG及びAIAオーロラLLCが「第一部 証券情報 - 第4 - 2 ロックアップ」に記載されているロックアップの対象でなくなるまで、グローバル・オフリングの後にドラッグ・アロング・セールを行使しないことに合意している。

AIAオーロラLLCにおける持分の譲渡

残余財産分配優先権に係る支払が完了するまで、AIAオーロラLLCの優先投資持分の保有者の過半数による事前承認なしに、AIAオーロラLLCの普通投資持分の保有者は、FRBNY、AIG、AIGライフ・ホールディングス（インターナショナル）LLC、他の普通投資持分の保有者、又は普通投資持分の保有者の完全子会社以外のいかなる者にも普通投資持分を譲渡することができない。AIAオーロラLLCの優先投資持分は、FRBNYにより制限なく譲渡可能である。

FRBNY枠組契約

LLC契約に基づき生じるFRBNYの権利をAIAグループ単位で直接執行するために、当社及びFRBNYはFRBNY枠組契約をグローバル・オフリングの完了前に締結する。FRBNY枠組契約の重要な条項は、下記の通りである。

FRBNYによる事前承認を必要とする重要事項

当社及び当社の重要子会社は、FRBNYによる事前承認なしに以下の行為を行うことができない。FRBNYは、AIAオーロラLLCが同社の所有する当社普通株式の売却による正味収入総額（最低で136億米ドル相当）を受領したときに、これらの承認権が終了することに同意している。

- (a) AIAオーロラLLCの優先投資持分に係るいずれかの権利に重要な悪影響を与える形での当社定款又は当社の重要子会社規約文書の変更
- (b) 当社又はその重要子会社の普通株式に対し優先となる株式に転換可能又は行使可能若しくは交換可能な、かかる株式を発行する会社の株式の承認又は発行

- (c) 当社又はAIAグループの連結資産の全て若しくは実質的に全ての売却を伴う合併、統合、協定の計画又は同様の取引
- (d) 当社又はそのいずれかの重要子会社の株式の資本修正、再編成、組換、分割又は結合
- (e) AIAグループの連結資産の10%以上を占める又はAIAグループの連結収益の10%以上となる資産、事業又は業務の売却、譲渡、担保権設定又はその他処分（但し、以下は例外とする。）
 - () AIAグループ関係会社間での取引
 - () 過去の慣例に従った通常の業務過程に則った当社の子会社による投資資産及び現金管理
 - () 過去の慣例に従った通常の業務過程における再保険又は共同保険の協定、並びに
 - () FRBNY融資契約に基づき認められた抵当権の設定
- (f) AIAグループの連結資産の10%と同等若しくはそれ以上又はAIAグループの連結収益の10%以上となる買取総額でのAIAグループによる資産の取得（但し、上記（ e ）（ ）から（ e ）（ ）に定める場合を除く。）
- (g) 当社又はそのいずれかの重要子会社の株式の公売
- (h) AIA又はAIAの完全子会社以外の者により所有されている当社又は当社の重要子会社の株式の償還又は買戻し
- (i) AIAオーロラLLC又は毎年10百万米ドルを上回る支払を必要とする法人である当社のその他の関係会社のメンバーとの契約又はその他の取引若しくは協定への参入又は修正（但し、以下は例外とする。）
 - () 過去の慣例に従った通常の業務過程において、且つ相互に対等な条件で執り行われる行為、又は
 - () AIAグループ関係会社間での取引
- (j) 当社又はそのいずれかの重要子会社が支払不能であることを証明する任意清算、解散、倒産又は法律行為
- (k) () 通常の業務過程において保険会社である子会社により締結された契約書若しくは誓約書、() 適用ある法律、法令、指示若しくは命令により義務づけられている契約書若しくは誓約書、又は() 下記（ l ）に規定されている例外に関連する契約書又は誓約書以外の、当社のいずれかの株式に関して、当社が配当又は分配を公表、支払又は実施する能力を制限し得る規定を含む契約書、同意書又はその他の法律文書への参加、又は
- (l) 残存元本総額が500百万米ドルを上回るか、かかる債務の保証をしている当社（FRBNY取引の終結に関連して、AIAオーロラLLCに対し当社が2009年11月30日付で発行した元本金額50百万米ドルの約束手形を除く。）又は当社のいずれかの子会社による債務の負担（但し、以下は例外とする。）
 - () 既存の債務額を超えない元本額での既存の債務の借換（延期、更新又は交換を含む。）

- () 目下利用可能な信用枠における借入
- () AIAグループ関係会社間での債務
- () 上記(e)()及び(e)()に定められている事項に関連して負担するその他の負債、又はAIAグループの連結資産の10%未満若しくはAIAグループの連結収益の10%未満の買取総額でのAIAグループによる資産の取得

「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社の企業構造に関連するリスク - FRBNYは、AIAグループに関する多数の重要事項につき承認権を有しており、FRBNYは、投資家又は投資家が有する当社普通株式の価値に悪影響を及ぼす方法でかかる承認権を行使する可能性がある。」を参照のこと。

上記に要約されているFRBNY枠組契約に基づくFRBNYの承認権は、()適用ある法律若しくは規制上の要件又は関連ある政府の監督機関による指示若しくは命令を遵守するための行為、又は()AIAオーロラLLCの優先投資持分の保有者に対し全ての残余財産分配優先権を分配するにあたり生じた行為のいずれにも適用しない。FRBNY枠組契約といかなる法律、規制、指示若しくはグローバル・オフリング完了後に香港の上場会社として当社に適應されるその他命令との間でいかなる相反がある場合も、可能な限りにおいてFRBNY枠組み契約によって予定される取引を当初の予定通り完了できるように、当社は、かかる相反を解決するためFRBNYが合理的に要求する処置を講じることに同意している。

当社は、上記要約にある提案された行為について、AIAオーロラLLCが同社の保有する当社普通株式の売却による正味収入総額（最低で136億米ドル相当）を受領した結果としてかかる承認権が終了しない限り、FRBNYの事前の書面による同意を得ることを要求される。当社は、かかる提案された行為の事実及び状況に関する十分な詳細（全ての財務情報及び基本情報を含む。）を記載した同意請求書をFRBNYに交付し、FRBNYがかかる同意請求書について合理的に十分な情報を得た上で決定を下せるようにしなければならない。FRBNYは、FRBNYによって副署されたかかる提案された行為に関する請求書の写しをFRBNYが当社に交付した場合にのみ、提案された行為に対する同意書を提供したとみなされる。FRBNY枠組契約に従い、FRBNYは、提案された行為に対する同意を与えるか否かについての決定（FRBNYに対して当該行為に関する適合する請求書が交付された後、30暦日以内に行われる。）を行わせるために、合理的な努力を尽くすことに同意する。

LLC契約及びFRBNY枠組契約に基づくFRBNYの承認権は、AIGの資本強化に関連して当該権利が譲渡された後も、米国財務省によって行使可能である。

分配証券及び処分株式の販売及びマーケティングに係る協力

当社は、本項の上記「AIAオーロラLLCのLLC契約 - FRBNYによる当社普通株式を受領する権利」及び「AIAオーロラLLCの所有 - FRBNYによる当社普通株式の処分を要求する権利」に記載される分配証券及び処分株式のマーケティング及び販売に関してFRBNYと協力しなければならない。当社は、合理的に要請があった場合、FRBNYに対して、()運用についての提案の準備及び作成並びにデューディリジェンス・セッション及びその他のミーティングへの参加、()ロード・ショーへの参加及びその他のマーケティングに関する援助の提供、()財務及びその他の情報並びに当社の事業及び業務に関して見識のある役員及びその他の主要従業員へのアクセスの提供、()募集要項又は目論見書及び/又は必要な有価証券届出及び/又は目論見書の登録又はその他の書類の司法管轄への提出、並びに()当該取引完結の為に合理的に必要な文書の作成及び交付を含むがこれに限定されない援助を提供しなければならない。

本件売却要求又はドラッグ・アロング・セールに係る協力

当社は、本項の上記「AIAオーロラLLCの所有 - FRBNYによる本件売却要求を行う権利」及び「AIAオーロラLLCのLLC契約 - FRBNYによるドラッグ・アロング・セールを強要する権利」それぞれに記載される本件売却要求又はドラッグ・アロング・セールに関してFRBNYと協力しなければならない。当社は、合理的に要請があった場合、FRBNYに対して、()運用についての提案の準備及び作成並びにデューディリジェンス・セッション及びその他のミーティングへの参加、()説明文書及びエレクトロニック・データ・ルームの準備、()財務及びその他の情報並びに当社の事業及び業務に関して見識のある役員及びその他の主要従業員へのアクセスの提供、()開示書類の別表又は添付

を含む別紙取引契約書の作成の援助、() 公告又は司法管轄への提出、() かかる取引に関連して要求される案内状及び/又は株主総会通知の作成及び送達、並びに() 当該取引完結の為に合理的に必要な文書の作成及び交付を含むがこれに限定されない援助を提供しなければならない。

本件売却要求を行い又はドラッグ・アロング・セールを発効させるFRBNYの権利は、AIGの資本強化に関連して当該権利が譲渡された後も、米国財務省によって行使可能である。

FRBNYによるグローバル・コーディネーターの指名権

FRBNYは、残余財産分配優先権が完済されるまで、及び、AIAオーロラLLCの優先株式持分の過半数を保有し続ける限り、当社の証券のいかなる公募においてもグローバル・コーディネーターのうちの一社を指名する権利を有する。さらに、FRBNYは公募に伴う処分株式の処分に関連して、グローバル・コーディネーターのうちの一社を指名する権利を有する。

AIG枠組契約

AIGは、グローバル・オフアリングの後も引き続き当社の発行済株式の大部分を実質的に保有する。当社は、当社のAIGとの関係により、FCPA、2002年サーベンス・オクスリー法、OFACが管理する貿易制裁に係る法令その他の米国の法律、規則及び規定等の一定の米国の法律、規則及び規定に服するものであり、また、当社は、NYSEに上場されている米国の上場会社としてAIGの報告義務を促進しなければならない。したがって、当社はAIGとの間でグローバル・オフアリング後の当社に関連ある義務を規定するAIG枠組契約を締結した。当社は、AIG枠組契約に基づき交換されたいかなる重要な非公開情報も機密に扱われ、また、当該契約が意図した目的以外の目的に使用されることはない旨をAIGと合意した。

コンプライアンス及び関連する情報報告義務

当社は、() AIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの議決権付株式持分の50%以上を実質的に保有している場合、() AIGが、当社取締役会の過半数を選出できる場合、又は() 適用される米国領域外法に従ってAIGによって合理的に決定されるように、AIAグループに対して事実上の(若しくはネガティブな)支配権を有する場合(以下「支配権の徴憑」と総称する。)、AIG枠組契約に基づくAIGのコンプライアンス手続及び関連情報報告義務に服する。事実上の(若しくはネガティブな)支配関係の有無は、AIGが保有する当社普通株式の割合、AIGの当社取締役会への参加、及び一方当事者であるAIGグループ又はFRBNYと他方当事者であるAIAグループの間で継続的に締結されている契約合意を含む全ての関連情報並びに状況を検討した上で評価される。

AIAのAIG枠組契約に基づく主要なコンプライアンスの義務は以下の通りである。

- ・ AIGの規制及びコンプライアンスに係る方針及び手続並びに情報の報告及び教育義務を採用すること、
- ・ 米国領域外法(内部統制の構築及び実施並びに正確な帳簿及び記録の維持に関するものを含む。)を遵守すること、
- ・ 定期的に認証、コンプライアンスの見直し及びAIGへの報告を実施すること、
- ・ 当社が規制及びコンプライアンスに係る方針及び手続並びに情報の報告及び教育義務を遵守しているかに関するAIGによる監査及び調査並びに米国の政府当局によるAIGの子会社に対するその他の調査に協力すること、並びに
- ・ AIAグループに適用される範囲において、TARPに基づく規制(経費管理、ロビー活動及び役員報酬に関するものを含む。)を遵守することを含む。

AIGの継続的な当社取締役会への参加及びAIAグループ・リミテッドに対する高い持株比率により、当社は、グローバル・オフアリング後も当該コンプライアンスに係る方針及び手続に服する予定である。特定の米国の法律及び規制が

当社の事業へ及ぼす影響並びに役員報酬に係る適用あるTARP規制に関する詳細については、「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社とAIGグループとの関係に関するリスク - 当社とAIGとの関係に起因し、当社は、当社の競争会社が課されていない可能性のある責任、制限及び費用負担を当社に課す米国の法律を遵守する必要がある。」を参照のこと。

また、当社は、当社の行為が結果としてAIGによる米国反汚職法の違反となったか又は違反となることが合理的に予想されると当社が考える根拠がある場合は、AIGに通知することを合意した。さらに、当社は、当社の行為及び当社の行為が結果としてAIGによる米国反汚職法の違反となったか又は違反となることが合理的に予想されるというAIGの合理的な疑念に関する、政府によるAIGの調査に応じるためAIGに協力することを合意した。AIGが支配権の徴憑を有する場合に加え、AIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの議決権付株式持分の25%以上を実質的に保有している場合は、AIAグループ・リミテッドは米国反ボイコット法及び関連条件を遵守するものとする。

AIG枠組契約は、AIGが当社取締役会に1名の当社取締役を有する場合として、() 当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーは、当社取締役会及びAIGのチーフ・コンプライアンス・オフィサーに対して、結果としてAIG又はAIGの取締役による適用ある反汚職法の違反となったか又は違反となることが合理的に予想される、当社又はその子会社の行為に関して定期的に報告を行う旨、並びに() 当社取締役会及びAIAグループ・リミテッドのチーフ・コンプライアンス・オフィサーは、適用ある反汚職法に係る一定のさらなるコンプライアンス研修を受ける旨も規定する。

「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社とAIGグループとの関係に関するリスク - 当社とAIGとの関係に起因し、当社は、当社の競争会社が課されていない可能性のある責任、制限及び費用負担を当社に課す米国の法律を遵守する必要がある。」を参照のこと。

財務情報及び関連特約

AIGは、グローバル・オフアリングの後も引き続き、各種財務報告、会計その他の目的上、当社を「子会社」に含めることができ、また、AIGは当社普通株式を実質的に保有していることに基づく一定の報告義務を課される。その結果、AIG枠組契約により、当社は適用ある法律及び米国の報告義務に従って一定の財務情報及び関連特約を遵守することに合意した。

5%基準条項、10%基準条項及び20%基準条項(それぞれ下記に説明される。)に加えて、() AIGが直接的又は間接的に50%以上のAIAグループ・リミテッドの議決権付株式持分を実質的に保有している場合、又は() AIGグループのいずれかのメンバーが、米国GAAPに従って当社の財務諸表とAIGグループの財務諸表を連結することを要求される場合、当社は以下の事項に同意している。

- ・ AIGに当社の帳簿及び記録を閲覧させること、
- ・ AIGの会計方針に従い、当社の会計上の見積もり又は会計方針におけるいかなる重大な変更案もAIGに対して合理的な通知を行い、また、適用ある法律に要求される場合以外に、AIGの書面による事前の同意を得ることなく当社の会計原則又は方針に重大な変更を行わないこと、
- ・ 当社の財務及び会計記録の正確性及び完全性並びに当社の開示統制及び手続の有効性を証明するAIGの管理証明書を提出すること、
- ・ AIGとFRBNY又は米国財務省との契約上の要件を当社が遵守していることをAIGに合理的に保証するための内部会計統制制度を維持し、かかる遵守について証明書をAIGに提出すること、
- ・ 各四半期の終了後15暦日以内にAIGの標準的な内部財務報告一式をAIGに交付すること、
- ・ 当社のその時点で終了した事業年度又は四半期の連結財務諸表の原稿、当社の連結財政状態及び経営成績に関する経営陣の検討及び分析、AIGグループのメンバーの年次又は四半期の決算プレスリリースに含めるために必要な全ての統計情報並びに当社の年次報告書又は四半期報告書の最終稿を、適用ある場合は、適用ある法律により要求される全ての証明書及び当社の独立監査人による意見書を添えて、適時にAIGに交付すること、

- ・ 当社の監査人に指名される会社を選出する場合はあらかじめAIGと協議すること、
- ・ 年度予算及び最新の財務予測をAIGに交付し、また、合理的な通知があればAIGにかかる予算及び予測について当社の経営陣と協議する機会を提供すること、
- ・ 米国GAAPに基づく財務報告に対する内部統制の設計及びテスト結果に係る現在のドキュメンテーションを維持し、テストを実施し、また、米国GAAPに基づく財務報告に対する内部統制における重大な欠陥又は重要な不備を評価するためにAIGが合理的に要求する情報をAIGに報告すること、並びに
- ・ 税務当局から提起された重要な税務上の問題について合理的な期間内にAIGに通知すること。

かかる要求によりAIAグループがAIGに提供した全ての財務情報は、形式、内容、時期の点で一貫していなければならない。またその時点で有効な手続及び実務（AIGのGAAP及び米国証券取引委員会の会計及び財務報告要件を含み、且つ、適用ある法律並びに（該当する場合は）米国証券取引委員会の適用される規則及び規定を遵守するためにAIGが随時合理的に要求する手続及び実務の変更が行われることがある。）と一致していなければならない。

5%基準条項及び10%基準条項（下記に説明される。）に加えて、（ ）AIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの議決権付株式持分の少なくとも20%を実質的に保有している場合、又は（ ）AIGグループのいずれかのメンバーが、当該会社の当社への投資を持分法会計（米国GAAPに従って決定される。）に基づき計上することを要求される場合、当社は以下の事項に同意している。

- ・ 当社の資産の取引及び処分について正確且つ公正に反映した帳簿、記録及び勘定を維持し、また、（ ）取引は経営陣の一般的な又は特別な承認に従い実行されること、（ ）取引は適正に記録されること、（ ）資産の利用は、経営陣の一般的な又は特別な承認によってのみ許可されること並びに（ ）当社の開示統制及び手続は有効であることを合理的に保証するために、米国GAAPに基づく財務報告に対する内部統制制度を構築及び維持すること、
- ・ AIAが保険業監理処に提出した年次報告書を、AIAによるかかる報告書の提出後速やかにAIGに提供すること、
- ・ AIGグループのいずれかのメンバーが、適用ある米国GAAP及び米国証券取引委員会の会計若しくは財務報告要件又はその他の規制要件を遵守し、又は、投資家、金融アナリスト若しくは政府当局から寄せられた当社に関する要求に応えるために必要なその他の財務情報及び分析をAIGに提供すること、
- ・ 一定のリスク、経営、資本及び投資に関する情報をAIGに交付すること、
- ・ 当社の報告書、通知、委任状、情報文書、登録届出書及び目論見書の作成においてAIGに協力すること、
- ・ 当社と機関投資家団体のメンバーとの間の年次、半期及び特別の会議並びに電話の適当な時期についてAIGと協議すること（AIGは、AIGが直接的又は間接的に当社の発行済当社普通株式の50%超を実質的に保有している場合、提供された情報に意見を述べる権利を有する）、並びに
- ・ AIGグループのメンバーによる監査済年次財務諸表及び年次報告書の作成に関連して、当社の監査人に対して、AIGの監査人がAIGの年次財務諸表に対する意見書に日付を付けるまでに当社の監査済財務諸表に対する意見書に日付を付け、さらに、AIGの監査人が当社の年次監査調書及び関連調書を実行した職員に接触することができるようにするよう指示すること

AIGが常に直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの議決権付株式持分の少なくとも10%を実質的に保有している課税期間においては、当社はAIGがかかる期間の納税申告書を作成及び提出するために合理的に要求する課税

データその他の情報をAIGに交付し、過去に提供した情報の変更（とりわけ、訂正納税申告書の提出又は政府当局による調査を理由とする変更）については速やかにAIGへ通知することに同意している。さらに、当社はAIGに提供した情報を裏付けるために必要な文書を、当該要求された情報が関係する暦年から少なくとも5年間保持し、且つ、AIGに事前の通知を行うことなく、また、かかる情報を検証、複製又は保有する機会を提供することなくかかる文書を破棄又は処分することはない。

AIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの議決権付株式持分の少なくとも5%を実質的に保有している場合は、当社は、AIGが政府当局により課された要件を遵守するために合理的に必要とする情報及びAIGが司法、規制、管理、税務若しくはその他の手続のために合理的に必要とする情報をAIGに提供することに同意している。当社はAIGと全面的に協力し、AIGのプレスリリース、決算公告、四半期報告書、年次報告書、いかなる臨時報告書並びにAIGグループのメンバーが行うその他のいかなる公開書類の作成においてもAIGが合理的に要求する全ての情報を提供する。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

2010年5月31日現在、当社の全発行済普通株式はAIAオーロラLLC（本店所在地はアメリカ合衆国 10270 ニューヨーク州ニューヨーク市パイン・ストリート70）が保有しており、AIAオーロラLLCの普通投資持分の全て（払込資本金額は90億米ドル）は、アメリカン・インターナショナル・グループ・インク（本店所在地はアメリカ合衆国ニューヨーク州）が直接保有している。AIAオーロラLLC及びアメリカン・インターナショナル・グループ・インクの主要な事業の内容は、当社の株式を保有すること、並びに直接又は当社の子会社を通じて、保険及び金融サービス業に携わっている多数の企業の株式を保有することである。

「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」の会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記44も参照のこと。

(2) 子会社

以下の表は、AIAグループの主要な子会社の名称及び所在地を示したものである。

主要な子会社の名称	所在地
アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（注1）	香港
アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（バミューダ）リミテッド（注2）	バミューダ、ペンブローク
アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（オーストラリア）リミテッド	オーストラリア、メルボルン
AIAペンション・アンド・トラスティ・カンパニー・リミテッド	イギリス領バージン諸島、トルトラ島
アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・ブルハド	マレーシア、クアラルンプール
PT・AIA・ファイナンシャル（旧PT・AIG・ライフ）	インドネシア、ジャカルタ
PT・アスランシAIAインドネシア	インドネシア、ジャカルタ
フィリピン・アメリカン・ライフ・アンド・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー	フィリピン、マニラ
AIA（ベトナム）ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド（旧AIGライフ・インシュアランス（ベトナム）カンパニー・リミテッド）	ベトナム、ホーチミン市
グランド・デザイン・ディベロップメント・リミテッド	イギリス領バージン諸島、トルトラ島
ベিশョア・ディベロップメント・グループ・リミテッド	イギリス領バージン諸島、トルトラ島
BPI-Philamライフ・アシュアランス・コーポレーション（旧アヤラライフ・アシュアランス・インク）	フィリピン、マニラ

注：

1. アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドについては、2010年5月31日に終了した6ヶ月間において、AIAグループの連結売上高の合計（連結消去後）に占める割合が10%以上である。詳細は、以下の通りである。

名称	売上高 合計（注）	税引前 利益	当期 純利益	総資産額	純資産額
	（百万米ドル）				
アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	4,193	1,232	964	53,135	12,611

（注）連結消去後。

2. アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（バミューダ）リミテッドについては、2010年5月31日に終了した6ヶ月間において、AIAグループの連結売上高の合計（連結消去後）に占める割合が10%以上である。詳細は、以下の通りである。

名称	売上高 合計(注)	税引前 利益	当期 純利益	総資産額	純資産額
	(百万米ドル)				
アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー(パミューダ)リミテッド	2,249	517	479	32,361	6,658

(注) 連結消去後。

2010年5月31日現在、AIAグループの子会社総数は55社である。当社取締役の兼任状況については、「第二部 - 第5 - 4 役員の状況 - (1) 取締役・役員」を、主要な事業の内容、発行済株式資本及び各子会社の議決権に対するAIAグループの所有割合については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記43を、それぞれ参照のこと。

(3) 関連会社

以下の表は、AIAグループの主要な関連会社の名称及び所在地を示したものである。

関連会社の名称	所在地	発行済株式資本
AIGカード(タイ)カンパニー・リミテッド	タイ、バンコク	720,000,000タイ・バーツ
AIGコンサルティング・サービス・カンパニー・リミテッド	中国、上海	350,000米ドル
AIGクレジット・カード・カンパニー(エイチケー)リミテッド	香港	100,000香港ドル
ビーコン・プロパティ・ベンチャーズ・インク	フィリピン、マカティ	500,000,000フィリピン・ペソ
チェルシャイア・インベストメンツ・プライベート・リミテッド	シンガポール、シンガポール	12,242,432シンガポール・ドル
チェルビル・インベストメンツ・プライベート・リミテッド	シンガポール、シンガポール	12,159,422シンガポール・ドル
ディープトロ・プライベート・リミテッド	シンガポール、シンガポール	1,000,000シンガポール・ドル
グランジ・ディベロップメント・プライベート・リミテッド	シンガポール、シンガポール	1,000,000シンガポール・ドル
ICCPホールディングス・インク	フィリピン、マカティ	3,000,000フィリピン・ペソ
マニラ・エクスポジション・コンプレックス・インク	フィリピン、マカティ	1,650,000フィリピン・ペソ
ナイラート・パーク・ホテル・カンパニー・リミテッド	タイ、バンコク	470,000,000タイ・バーツ
バナレノ・センドリアン・ブルハド	マレーシア、クアラルンプール	591,350マレーシア・リンギット
フィラム・リアルティ	フィリピン、マニラ	1,000,000フィリピン・ペソ
サイエンス・パーク・オブ・フィリピン	フィリピン、マカティ	902,839,247フィリピン・ペソ
タタ・AIG・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	インド、ムンバイ	17,885,000,000インド・ルピー
ウィンフェイム・インベストメンツ・プライベート・リミテッド	シンガポール、シンガポール	1,000,000シンガポール・ドル
ウィンウェイブ・インベストメンツ・プライベート・リミテッド	シンガポール、シンガポール	1,000,000シンガポール・ドル

2010年5月31日現在、AIAグループの関連会社総数は17社である。当社取締役の兼任状況については、「第二部 - 第5 - 4 役員の状況 - (1) 取締役・役員」を、主要な事業の内容及び各関連会社の議決権に対するAIAグループの所有割合については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記15を、それぞれ参照のこと。

5【従業員の状況】

2010年5月31日現在、当社は、合計約24,500人の正社員、雇用販売員及び期間契約社員を有している。以下の表は、2010年5月31日現在の機能別の当社従業員のおおよその内訳を示している。

	従業員の概数	全体比(%)
営業及びマーケティング	13,350	54
保険金請求/カスタマーサービス	2,300	9
事業取得	2,250	9
一般業務	1,600	7
情報技術	1,500	6
財務会計	1,100	4
保険数理/商品開発	500	2
人事	350	2
法務/コンプライアンス/内部監査	350	2
経営管理	200	1
投資	250	1
その他	750	3
合計	24,500	100

以下の表は、2010年5月31日現在の当社従業員の内訳の概要を、市場別に示したものである。

主要市場	従業員数(概数)
香港(マカオを含む。)	1,120
タイ	2,080
シンガポール(ブルネイを含む。)	750
マレーシア	1,540
中国	4,240
韓国	700
インドネシア	1,230
フィリピン	1,620
その他の市場	10,280
その他	940
合計	24,500

当社は、給与、従業員福利厚生、秘密保持義務及び雇用の終了等に関する事項を包括する雇用契約を個々の従業員と締結している。概して、当社は、適用される規則及び規制に従い給与、手当、賞与、長期のインセンティブ並びに福利厚生のうち1つ以上を当社の従業員報酬に含めるよう定めている。当社の報酬プログラムでは、業績、役割並びに職責、技能及び能力に基づき当社の従業員に報酬を与える。また、当社は、当社の報酬プログラムに関して、市場ベンチマークを実施している。

当社の雇用面での目標は、「選ばれる雇用者」となることである。この目標を達成するために、当社は5つの重要な戦略を用いている。すなわち、業績主義文化を維持するための報酬慣習の革新、明快な商習慣を強調した、目に見える形での従業員の業績評価及び従業員の調達及び開発戦略による献身的且つ優秀な従業員の誘致、開発及び留保、ウィー・カルチャー(“We” culture)を重視するテーマ・プログラムを通じた団結及び結束した労働力の管理、業務上重要な役割における現在及び将来の能力の育成、並びに経営者及び人事部職員を日々の管理業務から解放し且つ人的資本の開発に注力することができるようにする、有効且つ効率的な人事手続の実現である。

当社は、AIG事由を受けて、当社の従業員を留保するために、定期的なマネジメント・フィードバック、職種割当機会制度及

び従業員維持に対する報償プログラムを含む一連の行動を取った。当社は、これらの措置を行ったことも一部起因して、副社長以上の地位の従業員の離職率が過去の水準と同程度（2009年度は約10%）となったと考えている。

2010年5月31日現在、AIAグループ従業員の平均年齢は約34歳であり、平均勤続年数は約5年である。また、2009年度のAIAグループの従業員一人当たりの平均年間給与（賞与及びその他の報酬を含む。）は、25,463米ドルであった（注）。2010年5月31日現在、AIAグループの契約従業員及び臨時従業員の総数は、約1,250人であった。2009年8月24日の設立以来、連結ベースでのAIAグループ従業員の人員に大幅な減少はなかった。AIAグループと従業員又は労働組合との間に、重要な問題はない。

（注） 連結ベースによる2010年5月31日に終了した事業年度に係るAIAグループの人件費の金額を、2010年5月31日現在のAIAグループの従業員総数（約24,500人）で除して計算したものである。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

2【生産、受注及び販売の状況】

「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

3【対処すべき課題】

「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - リスク管理」、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 業務」及び「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク」を参照のこと。

4【事業等のリスク】

リスク要因

本「リスク要因」に記載される将来予想に関する記述は、本書の日付現在のものである。

売出株式に投資する前に、下記のリスク及び不確実性を含む本書に記載される全ての情報を慎重に検討すべきである。当社の事業、財政状態及び経営成績は、これらのリスク及び不確実性のいずれかにより重大な悪影響を受ける可能性がある。当社普通株式の市場価格は、これらのリスク及び不確実性のいずれかにより著しく下落する可能性があり、投資の全部又は一部が失われる可能性がある。現在においてAIAグループが認識していないか又はAIAグループが現在において重要性が低いとみなすリスク及び不確実性が将来発生し又は重要となり、AIAグループに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

これらの要因は、発生する可能性も発生しない可能性もある偶発事由であり、当社は、かかる偶発事由のいずれかが発生する可能性について見解を表明する立場にない。以下の情報は本書の日付現在のものであり、本書の日付以降更新されず、また本書表紙の注記4における留保に服する。

当社の事業全体に関するリスク

当社の事業は、本質的に市場の変動及び全般的な経済状況の影響を受ける。

当社の事業は、本質的に市場の変動及び全般的な経済状況の影響を受ける。とりわけ、インフレ懸念、燃料費、地政学的な問題、信用の利用可能性及び費用、失業、消費者の信頼感、資産価値の低下、資本市場のボラティリティ並びに流動性の問題が、過去において厳しい事業環境を作り出しており、将来においても厳しい事業環境を作り出す可能性がある。2008年及び2009年上半期におけるような厳しい事業環境が、当社の商品及びサービスへの需要を減らし、当社の投資活動からの収益を減少させ、またその他当社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、これには以下の点が含まれる。

・ **当社商品の売上減少**：経済不況又はその他の有害事象が、失業水準を引き上げ、世帯所得を押し下げ、企業収益を低下させ、事業投資及び個人消費支出を減少させる可能性があり、それによって当社商品の需要を著しく低下させる可能性がある。また、当社が一定の投資金融商品を販売することができるか否かは、世界的な資本市場における過度のボラティリティにより重大な悪影響を受ける可能性がある。

・ **債券からの損失**：経済不況その他の有害事象が、当社の投資ポートフォリオにおいて保有する債券の発行体の資金難又は債務不履行を引き起こす可能性がある。また、信用スプレッド及びベンチマーク金利の変動が、これらの債券の公正価値を低下させる可能性もある。このような状況下において、当社は、これらの債券の減損を余儀なくされるか、又はその売却により損失を認識することとなる可能性がある。さらに、当社の投資ポートフォリオにおいて保有する債券の公正価値の再評価により、株主資本及び収益が影響を受ける可能性がある。

・ **貸付ポートフォリオの不履行及び延滞**：当社の投資ポートフォリオに含まれる当社の貸付に

係る延滞又は不履行により、当社が損失を被る可能性がある。

・ **株価の低下**：当社は、一定の資本市場の状況に起因して、当社の投資ポートフォリオにおいて保有する持分証券の価値が低下する可能性がある。

・ **取引相手方の債務不履行**：当社の取引相手方が当社に対する債務の弁済を怠る可能性、又は当社が取引相手方の商品若しくはサービスを確保できない可能性がある。

金利の変動が当社の収益力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は金利の変動の影響を受ける。当社の投資資産の大部分は利付投資である。例えば、2010年5月31日現在の本保険契約者及び株主運用資産の帳簿価額の90.2%を確定利付証券が占めていた。金利が低下する期間において、投資が満期となるに従い、また、低金利環境の有利性を取り込むため、債券や貸付が償還ないし返済されて、利回り及び利率の低い新規投資と入れ替わるため、当社の平均投資利回りが低下する。その結果、金利の低下により当社の投資収益が減少し、当該投資が特定の保険契約債務の裏付けとして使用されているか否かにかかわらず、当社の収益力が著しく低下する可能性がある。

当社の保険債務の一部は、当社の投資資産よりもデュレーションが長い。さらに、当社の保険料の一部は、想定される投資利回りに基づいて計算される。そのため、一定の既存商品から当社が得る保険料が変化しない一方で金利低下により当社の平均投資利回りが下がり、それによって当社の収益力が低下する。金利の低下又は低金利の長期化により、当社の資産を当社の負債と有効にマッチングさせることが困難になる可能性がある。現在の低金利環境が継続した場合、当社の収益力に対するこれらのマイナス影響が持続し、又は当社の平均投資利回りが低下するにつれて増大する可能性もある。また、当社商品の収益力の低下により当社の有配当型商品に係る契約者剰余金が減少した場合、無保証配当等の保険契約者に対する一部の支払が減少し又は支払われなくなる。このような場合、当社は、これらの商品に関して顧客の不満足、苦情、潜在的な訴訟又は解約の増加に遭遇する可能性がある。

当社商品の価格決定プロセスには、しばしば金利に関する想定を伴う。商品の価格決定プロセスにおいて当社が想定した金利より実際の金利が低い場合、当社商品の収益力に悪影響が及ぶ可能性がある。保証利率給付を伴う商品については、金利の低下により、当社の金利スプレッドが減少し、又は当社が当該商品に基づいて支払を要求される金額と当該商品に基づく債務の裏付けとされる投資において得られる利益との差額が減少する。当社は、保証利率が現在の市場金利を超過する利率保証商品をこれまでに提供してきた。これらの商品は、主に中国、フィリピン、台湾及びタイにおいて、その時点における高い実勢市場金利によって販売された。2010年5月31日現在、かかる商品に対する当社の契約負債の総額（市場金利を超過する利率の保証を伴わない積立金を除き、繰延獲得費用控除後のもの）（IFRSに従って算出）は、4,777百万米ドル、繰延獲得費用控除後の契約負債総額の7.6%であった。

金利が上昇する期間においては、投資利回りの上昇により投資ポートフォリオの収益が増加する一方で、保険契約者が認識収益のより高い投資商品を求めるため、契約の解約及び解除が増加する。このプロセスは、当社の事業からの現金流出を引き起こす可能性がある。かかる流出により、市場金利上昇のために当社の投資資産の価格が低い時期に当該資産を売却することが要求される可能性があり、それにより実現投資損失が生じる可能性がある。また、予期しない解約及び解除により、当社が繰延保険契約獲得費用の償却を加速する必要が生じ、当社の経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

金利の変更はまた、当社の支払能力水準及び資本基盤に悪影響を及ぼす可能性がある。保険会社は、一般に、適用法に基づき法定の最低基準を上回る基準の支払能力を維持することが要求され、金利の変更はこれらの基準を遵守する当社の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、当社の資産及び負債のデュレーションを密接にマッチングさせることができない可能性があり、それによって金利リスクに対する当社のエクスポージャーが増大する可能性がある。

当社の資産のデュレーションを関連債務にマッチングさせることは、金利の変動に対する当社のエクスポージャーを減少させる。当社は、当社が利用可能な投資のデュレーションと一致する期間構成を持つ品揃えに重点を置くことにより、デュレーション・ミスマッチのリスクを管理しようとしている。しかし、当社がその投資資産と保険契約債務のデュレーション及び利回りを密接にマッチングすることが可能な金融商品に投資する能力は、一定の地域別市場において適用される保険関連法、規則及び規制により制限される可能性がある。また、一定の地域別市場においては、適切な利回りを持つデュレーションの長い投資資産が提供されず、又はその利用可能性が制限される可能性がある。最後に、当社は、全ての地域別市場において金融デリバティブ商品を通じて金利リスクを効果的にヘッジすることができない可能性がある。当社が資産及び負債のデュレーションを密接にマッチングさせることができない場合、当社は金利の変動にさらされ、それにより当社の財政

状態及び経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社の財務力の実際の若しくは認識上の低下、又は当社の信用格付の格下げが、契約の解約及び解除を増加させ、当社の取引関係に損害を与え、当社商品の新規販売に悪影響を与える可能性がある。

金融サービス業界全般に対するものと同様に保険会社の財務力に対する保険契約者の信頼は、その保険会社の事業に影響を与える重要な要素である。当社の財務力の現実の若しくは認識上の低下（信用格付の格下げ、ソルベンシー・マージンの低下、当社のAIGとの関係（AIGの信用格付の格下げを含む。）又はその他の要因によるか否かを問わない。）は、特に以下の事象をもたらす可能性があり、したがって当社の事業に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

- ・ 契約の解約及び解除数の増加。
- ・ 当社の債権者、当社の顧客及び当社商品の販売業者との関係悪化。
- ・ 当社商品の新規販売に対する悪影響。
- ・ 当社の商品及びサービスの多くについての競争力を維持するための価格引下げ要請。
- ・ 受入れ可能な条件により再保険を取得する当社の能力に対する悪影響。
- ・ 当社の借入コストの増加及び当社が適時に融資を得る能力への影響。

2008年における世界的な金融危機及びAIG事由（「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成」に詳細が記載されている。）に関連し、且つその後、当社は、契約の解約及び解除の一時的な増加並びに新規事業の減少を経験した。これは、主に当社の財務力の認識上の低下に起因するものであったと当社は考えている。詳細については、「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (1) 財務情報 - 経営成績」を参照のこと。当社は、将来において、上記以外に当社の財務力（現実のものであるか認識上のものであるかを問わない。）が低下しないと保証することはできない。

再編成された新規設立公開会社として、当社は、当社の事業及び業務において追加的な不確実性に直面している。

本件再編成に関連して、当社は、最近、その事業に対するいくつかの重大な変更（一部の非中核事業の売却及び新規事業の買収を含む。）を行った。これらの変更は、「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成」及び「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記1に記載されている。当社は新規事業のAIAグループへの統合に成功しなかった場合には、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。また、当社は、当社において特定した全ての債務を認識し全ての重大な偶発債務を開示しているものの、本件再編成の一環としてAIAグループに移転された事業の一部には、特定不能な債務又は偶発債務が存在する可能性がある。これらの事業の多くは、その全部又は一部につき本件再編成前においてはAIAが経営していたため、AIGは、最近AIAグループに移転された事業の多くについて、広範な補償を提供していない。

FRBNY取引に関連し、且つグローバル・オフリングに備えて、当社は、AIGとの取引関係の多くにつき終了及び再交渉した。以前はAIGにより当社に提供されていた一定のサービスは、第三者たるサービス提供者により又は当社内部で現在履行されており、又は将来履行される予定である。しかし、AIGは、グローバル・オフリングの完了後も、当社に対して一定のサービスを提供し続ける。更なる情報については、「第二部 - 第3 - 5 経営上の重要な契約等 - 関連取引」を参照のこと。AIG及び第三者たるサービス提供者は、トランジションサービス及びその他の事業上の取決めに関連して、当社との間で締結した取決めに基づく義務を果たすことができない可能性がある。また、当社は、一定のサービスを正しく特定し移行することができない可能性、又はかかるサービスを内部で履行できず若しくは以前AIGにより提供されていた一定のサービスの第三者による履行を確保することができない可能性がある。

当社がグローバル・オフリングに備えて行ってきた行為の多くは、多大な経営資源及び会社資源を必要とした。当社は、新規の方針、手続、ビジネス・ユニット及び業務を最近確立し、また今後も確立し続ける意向である。当社は、再編成された新規設立公開会社としての当社の業務を助け、促進するために、多くの主要従業員を雇用し、且つ資産に投資した。当社は、

当社が再編成された新規設立公開会社として事業を成功させるために必要な方針、手続、ビジネス・ユニット、業務及び資産を特定、実施及び利用することができない可能性、又はかかる目的のため必要な主要従業員を雇用若しくは維持することができない可能性がある。さらに、当社の戦略の遂行及び再編成の利益の最大化のため、独立した事業体に適したコーポレート・ガバナンス及びリスク管理の企業文化を実施することが重要である。2007年以来、当社は、AIAグループ内で新たなコーポレート・ガバナンス及びリスク管理構造を展開及び実施するために重要な措置を取ってきた。しかし、当社は、この企業文化又は構造が、適時に、正確に若しくは十分に実施されること、又は当社が期待した利益をもたらすことを保証することはできない。

当社が、再編成された新規設立公開会社として経営するという目標を達成することができない場合、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社のクロスボーダー業務には、複雑な為替変動リスク、経営リスク、法務リスク、税務リスク及び経済リスクがある。

当社は、アジア・パシフィック地域全体にわたる15の地域別市場において大規模に事業を運営しており、クロスボーダー業務に関連するリスクにさらされている。かかるリスクには以下が含まれる。

- ・ 多数の管理チームを管理し人員配置することの困難。
- ・ 為替レートの変動及び為替管理。
- ・ 多様な政治制度、税制、法律及び規制上の要求を遵守する負担。

また、当社の地域別市場の一部（当社主要地域別市場の一部を含む。）は、開発途上の急成長している国及び市場であり、発達した保険市場を持たず、又は外資系の事業若しくは外国企業が経営する事業の歴史が浅い若しくはかかる事業に馴染みがない。これらの国及び市場には、以下を含む固有のリスクがある。

- ・ 政治及び経済の不安定性（政府の変更に関連する不安定性を含む。）。
- ・ 契約上若しくは法律上の権利を保護することができず、又は有効に執行することが困難であること。
- ・ 知的財産権の保護が制約され、又は保護するためにより多額の費用がかかること。
- ・ 一定の保険商品の引受査定のための統計データが限られること。
- ・ 不安定なマクロ経済動向（潜在的に大規模なインフレを含む。）。
- ・ 資本取引規制及び当該国又は市場へ流入し若しくはこれより流出する通貨の移動に対するその他の制約。
- ・ 財産又は資産の国有化又は収用。
- ・ 安定した収益力を伴う商品の価格決定及び成功する事業戦略の実施を困難にする急速な人口及び市場の変化。
- ・ 保険市場に対する不透明又は予測不能な規制、及び規制上の裁量の広範な行使。
- ・ 確立した業界慣行と抵触し、又は遵守の困難な要件を有する法制度及び規制制度の発達。

当社は、多くの開発途上で急成長している国及び市場における事業を伴う広範なクロスボーダー事業を行うことに関するリスクの全部の管理に成功すると保証することはできず、成功しなかった場合には、当社の事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社が代理店リーダー及び個人代理店を誘致し、意欲を向上させ、代理店リーダー及び個人代理店を維持することができない場合、当社の競争力、成長力及び収益力は低下する。

当社は、当社商品を販売するために、当社の代理店リーダー及び個人代理店に相当程度依存している。当社は、代理店リーダー及び個人代理店を誘致し維持するための激しい競争に直面しており、当社は、主に当社の評判、商品の範囲、報酬及び退職給付、研修、支援サービス及び財政状態に基づき、他の会社のサービスと競合している。当社は、代理店リーダー及び個人代理店を誘致することに常に成功するとは限らず、代理店リーダー及び個人代理店を維持し誘致するための当社の施策が成功すると保証することはできない。他の保険会社及び事業者との競争により、当社が代理店リーダー及び個人代理店に対する報酬を増加させることを余儀なくされ、それにより、営業費用が増加し、収益力が低下する可能性がある。当社が代理店リーダー及び個人代理店を誘致し維持することに成功しなかった場合、当社商品の効果的なマーケティング及び販売を行う能力が悪影響を受け、それにより当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は主要経営陣、並びに保険数理、情報技術、投資運用、引受査定、販売に関わるスタッフその他の従業員に依存しており、それらの者による役務提供を失い、適切な後任者を見つけることができない場合には、当社の事業に悪影響が及ぶこととなる。

当社事業の成功は、当社が事業を行う生命保険市場について精通し深い理解を有する主要な人材（幹部経営陣、保険数理人、情報技術の専門家、経験ある投資マネージャー、並びに金融専門家、引受査定担当の従業員、販売スタッフ及びその他の従業員を含む。）を誘致し維持する能力に大いに依存している。特に、当社の元最高財務責任者及び元ジェネラル・カウンセルは、「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成」に記載されるブルーデンシャル取引の公表後、2010年度第2四半期に辞任した。また、2010年7月にマーク・タッカーが前グループ最高経営責任者兼社長のマーク・ウィルソンの後任となった。ウィルソン氏は、タッカー氏へのAIAグループの経営の引き継ぎを補佐するためAIAグループに2010年末まで留まることに同意した。当社の現在の経営陣に関する情報は、「第二部 - 第5 - 4 役員の状況 - (1) 取締役・役員」に記載されている。

当社が当社従業員による役務提供を失い、適切な後任者を見つけることができない場合には、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。さらに、当社が将来の成長計画に関連してかかる従業員を大幅に増員する必要性が生じる可能性があるが、かかる人材について競争が激しいアジア・パシフィックの生命保険業界では、当社がそのような増員を行うことは困難である可能性がある。また、当社のAIGとの関係に起因し、当社は、当社従業員に報酬を付与する方法に制限を課す米国の法令及び規制に服する可能性がある。当社は、有能な従業員を誘致し維持することが可能である、又は近い将来において有能な従業員が退職せず若しくはその他AIAグループを退社しないと保証することはできない。

保険金・給付金の実績と引受査定及び準備金の設定における仮定との差異、並びに当社商品の価格設定において用いられた仮定からの乖離が、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、将来の保険金・給付金を支払うため、貸借対照表上の負債として保険契約準備金を設定し積み立てている。当社は、以下を含む多くの仮定に基づいて、かかる保険契約準備金の設定、当社商品の価格設定、並びに自己資本の水準及び当社の長期事業の経営成績の報告を行っている。

- ・死亡率（すなわち、特定の時期における相対的な死亡発生率）。
- ・疾病率（すなわち、特定の時期における疾病又は症状の発生率）。
- ・保険契約の想定期間にわたって当社が受領する保険料の見積り。
- ・失効、解約及び継続率（すなわち、保険契約が有効に存続する期間）。
- ・保険契約が定める支払事由発生の時期。
- ・支払われる保険金・給付金の金額。
- ・負担する費用の金額。

- ・金利及びインフレ等のマクロ経済的要素。
- ・当社が受領した保険料で購入する資産の投資収益。

かかる仮定及び見積りを決定するプロセスは、多くの変わりやすく主観的な判断を伴う困難且つ複雑な作業である。根底にあるリスクの性質及び未払いの保険金・給付金に係る債務の決定に伴う高度な不確実性により、当社は、これらの債務を清算するために最終的に支払う金額を正確に決定することができない。これらの金額は、特に相当遠い将来まで支払が発生しない場合には、見積額とは異なる可能性がある。また、実績（失効、死亡率、費用及び疾病率）は、当社が当社商品のための保険契約準備金設定及び価格設定を行った時点その他当社の事業遂行に係る仮定を用いた時点において用いられた仮定とは異なる可能性がある。例えば、自然環境、被保険人口の健康習慣、疾病及び障害の診断及び治療法の有効性の変化、又はその他の要因により、ある期間にわたって死亡率の著しい変化が発生する可能性がある。また、当社は、将来の保険金・給付金の実績について正確な見積りを行うために十分なデータを持たない可能性がある。実績が当社の仮定と著しく乖離した場合、当社の収益力が重大且つ不利益に低下する可能性がある。

当社は、当社の保険契約準備金（繰延獲得費用控除後）を、これらの準備金の設定の際に用いられた仮定及び見積りの変更並びに当社の保険金・給付金の実績に基づいて、定期的に評価している。負債十分性テストは、少なくとも年に一度行われる。「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記2.3に記載された「負債十分性テスト」を参照のこと。将来の保険給付金のために当初設定された正味準備金が不十分であることが明らかとなった場合、当社は、正味準備金を増額しなければならず、それにより当社の流動性、財政状態及び経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

個人代理店、従業員及び販売パートナーの違反行為は、発見及び防止が困難であり、当社の評判を傷つけ、又は当社に対する規制当局による処分若しくは訴訟を引き起こす可能性がある。

個人代理人、従業員又は販売パートナーの違反行為により、法律違反、規制当局による処分、訴訟又は評判若しくは財務の著しい毀損に至る可能性がある。かかる違反行為には以下が含まれる。

- ・当社が権限を付与した範囲を超えた取引で当社を拘束すること。
- ・無権限又は不成功の行為を隠蔽し、その結果認識されず管理されないリスク又は損失を発生させること。
- ・秘密情報を不当に使用又は開示すること。
- ・違法又は不当な支払を行うこと。
- ・当社顧客に適さない商品、サービス又は取引を勧めること。
- ・資金を不正流用すること。
- ・商品のマーケティング又は販売において、不実表示又は詐欺、欺瞞若しくはその他の不当な活動を行うこと。
- ・当社顧客に損害を与える無権限の又は過度な取引を行うこと。
- ・その他、適用法令又は当社の社内方針及び手続を遵守しないこと。

当社の個人代理店、従業員及び販売パートナーによる違反行為を発見及び防止するために当社がとっている措置は効果的ではない可能性があり、そのために当社はかかる違反行為の発見及び防止に必ずしも成功するとは限らない。当社は、かかる違反行為が当社の評判、事業、財政状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼさないと保証することはできない。

当社の投資損失が、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の投資収益、ひいては当社の収益力は、当社の投資に影響を与える状況（為替レート、信用及び流動性の状況、資本市場のパフォーマンス及びボラティリティ、資産価値、並びにマクロ経済的及び地政学的な状況を含む。）により重大な悪影響を受ける可能性がある。特に、当社が当社商品について利益を得ることができるか否かは、当該商品に基づく当社債務の裏付けとなる投資の収益に一部依存しており、かかる投資の価値は、大幅に変動する可能性がある。これらの要素の一つ又は複数の著しい悪化により、当社の投資ポートフォリオの価値及びそれにより生み出させる収益が減少する可能性があり、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社の投資に係る引当金及び減損は、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、当社の投資に係る引当金及び減損の金額をIFRSに従って決定する。「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記2を参照のこと。かかる決定は、投資の種類によって異なり、それぞれの資産区分に関し認識されたリスク及び固有のリスクについて当社が定期的に行う評価及び査定に基づいて行われる。これらの評価及び査定は、状況の変化及び新しい情報の入手に伴って修正される。当社の投資資産に係る引当金及び減損の金額の決定には、複雑且つ主観的な判断が必要となる可能性がある。当社は、当社の経営陣による最善の見積りがこれらの投資について当社が最終的に負担する実際の損失を反映していること、過去の動向が将来の減損若しくは引当金の予測指標となること、又は将来の会計基準に基づいて当社の投資に係る引当金及び減損の金額の変更が要求されないことを保証することはできない。

当社の事業は厳格な規制事業であり、適用される規制の遵守又は不遵守により、財務上の損失が発生し又は当社の事業が損害を受ける可能性がある。

当社は、当社事業をあらゆる面で規制する法律、規則及び規制に服している。適用される法律、規則及び規制（当社とAIGとの関係の結果として当社が服するものを含む。）の遵守により、当社の事業活動が制限され、当社の費用負担が増加し、遵守する努力のために相当の時間を費やす必要が生ずる可能性がある。当社が事業を行う地域別市場において当社が服する法律、規則及び規制の一部は、比較的新しく、その解釈及び適用が未だ不明確である。その他の市場の一部においては、業界の慣行が現地の法令及び規制に必ずしも従っていないことがある。適用される法律、規則及び規制（又は、従前は施行されていなかった規則及び規制の実施の強化）の不遵守により、罰金、当社の事業免許の停止、又は極端な場合には事業免許の取消が生じる可能性があり、そのいずれもが、当社の事業、流動性、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

法律、規則、規制及び規制上の解釈は随時変更され、かかる変更が当社事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。適用される法律、規則及び規制上の解釈は、AIAグループの法的構造の変更を要求する可能性がある。シンガポールにおいては、現在AIAの支店として事業を行っているAIAシンガポールを、AIAの子会社に変更する準備を行っている。この変更により、とりわけ、AIAグループの運営費用、租税費用及び関連費用の増加が生じることになる。例えば、中国、マレーシア、インドネシア及びタイにおいて、当社事業は外資に対する規制強化の実施前に設立された。当社が完全所有する事業のいずれかがさらに厳格な外資規制に服することとなった場合、これにより当社事業に対して重大な悪影響が及ぶ可能性がある。当社の地域別市場の一部においては、国内の保険会社又は国内の保険会社と提携する外国の保険会社が、異なる規制又は免許要件の恩恵を受け、それにより競争上の優位を得ている可能性がある。当社の地域別市場のいずれかにおいて金融サービス業及び保険業を行う会社に対して適用される政府の方針、立法又は規制上の解釈の変更（遡及的に適用される場合もあり得る。）は、当社の商品範囲、販売網、自己資本規制、日常業務、企業構造、またひいては当社の事業、財政状態及び経営成績に対して、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制」に記載される通り、多くの金融サービス、保険及び証券監督に係る監督機関並びに関連する監督機関による行政監督に服している。全体として、かかる監督機関は、当社が事業を行う各地域別市場において当社事業を監督しており、この広範な監督の結果として、当社は、重複し、相反し又は拡大する規制に服する場合がある。かかる監督機関（一部は政府機関である。）は、当社の事業（当社の所有権及び株式保有構造、資本、支払能力及び準備金設定の要求、投資ポートフォリオの配分、当社が配当金その他の分配（配当金その他の分配の時期を含む。）を決定する能力、事業拡大能力、一定の事業分野及び市場への参入能力、新商品の提供能力、一定のリスクの引受能力、当社商品につき収益性のある価格を設定する能力、並びに一定の販売及び外部委託に関する取決めを締結する能力を含む。）に対して幅広い権限を有している。また、当社の地域別市場の多くにおいて、監督機関又は政府の行為により、当社が一定の不利なリスクを引き受けることを要求され、又は当社の商品価格設定及び収益力の基準に適合した商品価格を設定する能力が制限される可能性がある。さらに、将来において、金融サービス業及び保険業に対する政府の規制及び監督が著

しく増大する可能性がある。当社は、監督機関又は政府の行為が、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼさないことを保証することはできない。

香港における独立保険局及び保険契約者保護基金に関する最近の提案が当社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

保険業監理処は、AIA及びAIAバミューダを規制しており、これらの法人は保険業監理処による規制及びICOの要件に従わなければならない。その結果、香港における規制体系は、当社の香港における業務に関連するのみならず、AIA又はAIAバミューダの支店である相当数の現地事業部門にも適用されることとなる。

保険業監理処は、ICOの運営のために設置され、ICOを運営する保険局として任命された香港の保険長官が統括する規制機関である。香港政府は、独立保険局の設立に関する公開協議の手続を開始しており、それにより、当該独立保険局が柔軟に運営され、且つ、香港がリスク・ベースの資本規制制度を整えることを可能とし得る。また保険業監理処は、HKFIとともに、保険会社の破綻の場合に利用される保険契約者保護基金の設置の可能性について検討している。香港において変更される規制を遵守することはAIAグループの費用負担となり、かかる提案が実現された場合は、当社の事業に影響を及ぼす可能性がある。

当社の地域別市場におけるデータプライバシーに関連する法律、規則及び規制が、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、顧客のデータの利用を規制する、データプライバシーに関連する法律、規則及び規制に服している。これらの法律、規則及び規制の遵守により当社の事業活動が制限され、当社の費用負担が増加し、遵守する努力のために相当の時間を費やす必要が生ずる可能性がある。例えば、データプライバシーに関連する法律、規則及び規制は、当社が有する大規模な顧客基盤を有効利用して相互販売の好機を得るという当社の能力を制限する可能性がある。適用されるデータプライバシーの法律、規則及び規制はまた、ダイレクト・マーケティング等の販売チャンネルに悪影響を及ぼし、顧客データに関連して第三者の会社を利用する当社の能力を制限する可能性がある。少数の（保険）銀行窓販契約には、AIAグループと（保険）銀行窓販パートナーとの間で顧客のデータを共有することを定めた規定が含まれており、こうしたデータの共有は、データプライバシーに関連して適用される法律、規則及び規制に従って行われる。これらの法律、規則及び規制には比較的新しいものもあり、その解釈及び適用は不透明なままである。データプライバシーの法律、規則及び規制は改正されることがあり、将来的にさらに制限的なものとなる可能性がある。例えば、香港では、最近の事象によりデータプライバシーに関連する法律、規則及び規制が改正される可能性がある。

歴史的に、AIAグループは、通常の業務過程において顧客情報の購入及び／又は売却に係る協定を締結してきた。当社は、当該協定が、データプライバシーに関連して当時施行され適用されていた法律、規則及び規制の全ての重要な点においてこれらに従い締結されたと考えている。現在、AIAグループは、管轄ある監督機関と緊密に協力して、顧客情報の購入及び／又は売却に係る協定が、個人情報及びデータプライバシーに関連して適用される法律、規則及び規制並びに関連ある監督機関が策定する追加のガイドライン及び公表物に従って締結されるように努めている。当社は、顧客情報の購入及び／又は売却に係る協定を、データプライバシーに関連して適用される法律、規則及び規制に従って締結する意向である。

データプライバシーに関連する法律、規則及び規制の改正は、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

疫病、国際緊張、テロ、戦争、軍事行動、自然災害、気候の変動その他の異常災害が、当社の保険金請求実績、投資ポートフォリオ、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

疫病、世界の多くの地域における国際緊張、テロ、継続中及び将来の軍事行動その他の行動の脅威、これらの脅威に対応して強化された安全対策、自然災害、気候の変動その他の異常災害が、商業の中断、経済活動の低下及び市場ボラティリティを引き起こす可能性がある。当社の保険事業は、当社に、多くの年齢層に影響するかかる事象及び異常災害から発生する保険金請求の影響を及ぼすものである。特に、当社の生命保険事業は、疫病又は大量死の原因となるその他の事由といった壊滅的な死亡率のリスクにさらされている。

また、疫病、地震、台風、洪水及び火災といった多くの異常災害の発生及び規模は、本質的に予測不能である。前世紀において大規模なインフルエンザの流行が3回発生したが、将来の疫病発生の可能性、時期又は規模を予測することは不可能である。外部者（政府機関及び非政府機関を含む。）による疫病の拡大及び深刻化への取り組みの有効性が、当社が被る損失に

対して重大な影響を及ぼす可能性がある。当社の団体保険事業については、一又は複数の当社の団体保険の顧客の職場に影響を与える局所的な事象が、死亡又は疾病に係る保険金請求により多大な損失を引き起こす可能性がある。

IFRSに従って、当社は、異常災害に対する保険契約準備金をその発生前に積み立てておらず、単独又は複数の異常災害による損失が、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、当社資産の大部分は、主に負債証券及び持分証券からなる当社の投資ポートフォリオから構成されており、異常災害はこれらの投資の市場価格に重大な悪影響を及ぼす可能性があるため、当社に対する保険金請求の発生が増加し得る間に、同時に資産の質が低下する可能性がある。資産の質の低下は、特に、資産の公正価値の評価切下げ及び当社収益に対するその他の負担をもたらし、当社の収益力を低下させる可能性がある。

当社の長い事業の歴史において、当社の地域別市場は重大な法律及び規制上の変更を経験し、また当社事業の所有、経営、人事及び指揮命令の体制に重大な変化があった。これにより、当社の過去の活動に関連する全ての債務を特定することが困難となる可能性がある。

当社が事業を行う多くの市場において、当社が事業活動を行う期間中に、当社事業に関連する法律及び規制上の制度に重大な変更があり、また、法律の遵守及び施行の実務は、地域及び時期とともに大幅に変化した。また、当社事業の所有、経営、人事及び指揮命令の体制も時間を経て変化した。例えば、本件再編成の一環としてAIAグループに編入された事業（フィラムライフ、AIA韓国、AIA台湾及びAIAバミューダの一部の事業及び業務を含む。）の中には、AIAグループの一部として経営された期間がごく限られていたものもある。当社は、全ての債務を認識し、当社が特定した重大な偶発債務の全てを開示した。しかし、当社は、当社の過去の活動に関連する全ての潜在的債務を特定したと保証することはできず、特定されていない債務が、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、為替レートの変動及び通貨規制に関連するリスクを受ける。

地域的な多様性のため、当社の事業は為替変動リスクを受ける。当社の報告通貨は米ドルである。当社の収益及び費用の相当部分が現在多様な外国通貨建てであるが、これらを財務報告のために米ドルに換算するため、当社は為替変動リスクにさらされている。外国通貨を米ドルに換算する為替レートの変動は、当社の財政成績に直接反映される。また、当社の負債及び資産が同一通貨によって表示されていない限りにおいて、当社は為替レートの変動に対する更なるエクスポージャーを経験する可能性がある。

AIAグループは、費用その他の債務の資金調達のため、AIAグループの子会社及び支店間での配当金その他の分配及び支払に依拠しており、為替レートの変動は、これらの配当金、分配及び支払に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社が事業を行う地域別市場の一部においては、市場に流入した市場より流出する通貨の移動が制限又は規制されている。これは、為替レートの変動に対する当社のエクスポージャーを増大させ、当社の投資ポートフォリオの価値に悪影響を及ぼし、当社が当社事業に最も有利な方法で資本を配分することを不可能にする可能性がある。当社は、将来の為替レートの変動を予測することはできず、かかる変動（特にタイ・パーツ等の当社主要市場の通貨に関する変動）は、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

香港ドルのペッグ制廃止が、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

1983年以来、香港ドルと米ドルの為替レートは固定（ペッグ）されている（すなわち、為替レートの変動は、狭い範囲内では認められていない。）が、当社は、香港ドルと米ドルの為替ペッグが継続すると保証することはできない。米ドルに対する香港ドルの価値が上昇した場合、香港ドル建て負債に対応する米ドル建て資産の価値が低下することとなる。香港ドルの米ドルに対するペッグ制が変更又は廃止された場合、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は、将来追加資本を必要とする可能性があるが、かかる資本を許容可能な条件で取得できると保証することはできず、又は全く取得できない可能性もある。

当社は、将来において、規制上の自己資本基準の充足、競争力の維持、新規事業への参入、営業費用の支払、投資活動の実行、流動性需要の充足、事業基盤の拡張、並びに新商品及びサービスの提供のため、追加資本を必要とする可能性がある。当社の既存の資本調達先が当社の需要を満たすのに十分ではない場合、外部の資本調達先を探す必要が生じる可能性がある。当社が将来において外部の資本調達先から追加資本を取得することができるか否かについては、以下を含む様々な不確実性が

ある。

- ・ 当社の将来の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー。
- ・ 当社が必要な規制上の承認を適時に取得することができるか否か。
- ・ 信用市場の引き締め（例えば2008年に発生した現象）、並びに保険会社及び他の金融機関によるデット及びエクイティ調達活動に係る一般的な市況。
- ・ 当社が事業を行う地域別市場又はその他の地域における経済的、政治的及び社会的情勢。

当社は、何らかの追加資本を取得できるとしても、適時に又は許容可能な条件でそれを取得できると保証することはできない。また、当社の資本調達能力は、当社とAIGグループ及びFRBNYとの関係を原因として制限される可能性がある。「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係 - FRBNY枠組契約 - FRBNYによる事前承認を必要とする重要事項」を参照のこと。将来の負債性資金の調達の際に、当社の財務的な柔軟性を制限し、又は当社が事業を自由に経営する能力を制限する条件を課される可能性がある。さらに、持分証券の発行により調達した追加資本に係る条件及び金額は、当社株主のエクイティ持分の著しい希薄化をもたらす可能性がある。

当社のリスク管理方針及び手続、内部統制、並びに当社が利用可能なリスク管理ツールは、適切又は効果的ではない可能性がある。

従前、当社は、当社のリスク・エクスポージャー（保険リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、業務リスク及びその他の関連リスクが含まれる。）を管理するにあたり、AIGによって確立されたリスク管理及び枠組みに従ってきた。当社のリスク管理方針、手続及び内部統制は、当社のリスク・エクスポージャー（未特定又は不測のリスクを含む。）を軽減するのに適切又は効果的ではない可能性がある。特に、リスク管理方法の一部は、観測された過去の市場行動及び保険金請求の実績に基づいている。これらの方法によっては将来のリスク・エクスポージャーを予測できない可能性があり、かかる将来のリスク・エクスポージャーは、過去の測定により示唆されるものより著しく大きい可能性がある。その他のリスク管理方法は、事業及び市場状況その他の事項に関して入手可能な情報の評価に依存している。かかる情報は、正確、完全若しくは最新ではないか、又は適切に評価されたものでない可能性がある。また、急速に発展している地域別市場においては、当社が依拠する情報及び過去データは、市場及び規制上の状況の進展により、早々に陳腐化する可能性がある。

業務リスク、法務のリスク及び規制リスクの管理は、特に、大量の取引及び事象を適切に記録し検証する方針及び手続、並びに一貫して適用される適切な内部統制システムを必要とする。これらの方針、手続及び内部統制は、適切又は効果的でない可能性があり、当社のリスク管理方針及び内部統制の欠陥の直接又は間接的な結果としてもたらされる当社のリスク・エクスポージャー及び実際の損失の増大により、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。当社が利用するヘッジ・プログラムもまた十分に効果的ではない可能性があり、未特定且つ不測のリスクに当社をさらしている可能性がある。当社は、当社のリスク管理手続においてモデルを使用しており、かかるモデルは、本質的に不確実な仮定及び予測に依拠している。

また、当社の投資ポートフォリオは、当社のリスク管理及び資産配分に関する決定により管理されている。当社は適切なりリスク管理ツール、方針及び手続を有していない可能性があり、当社は、当社の投資ポートフォリオに関連する投資リスク軽減の戦略及び手法を効果的に実施するための資源及び取引相手方への十分なアクセスを持たない可能性がある。当社の投資決定プロセスが、利益を得る一方で損失を最低限にできなかった場合、当社は、著しい財務上の損失を被り、当社の事業が毀損される可能性がある。

当社の新たな財務報告並びに情報に係るシステム及びプロセスを導入することが困難となる可能性がある。

2008年よりAIAグループの財務変革計画の一環として、当社は、当社の財務報告、保険数理及び情報システムの更新並びに改良のための社内改革に取り組んでいる。財務変革計画の主眼点は、当社グループの香港本社及び当社のそれぞれの現地事業部門において新たな財務報告システムを段階的に導入することである。特に、当社は、当社の投資を追跡・分析し、また自動化されたプロセスに比して人為的ミスが生じ易く管理が困難な一定の手動の作業を排除するため、新たな自動システムを導入しているところである。かかる財務報告システムの完全な更新及び最適化には、多くの時間、投資及び経営資源が必要であり、当社が新規の又は更新されたシステムに移行するにあたり、データの消失、生産性の低下、事業の中断及び多額の

追加費用を含む様々な困難が生ずる可能性がある。

当社の財務変革計画は、上記のほか、統一的な保険数理上のプラットフォームへの移行を含んでいる。保険数理モデルは、本質的に、判断及び見積りを行う手法の適用を含むものであり、当社がこの移行を実施するに当たり、保険契約者に対して当社が負う負債の評価への影響が生ずる可能性がある。

当社は、当社のシステム及びプロセスの改良の適時の導入が成功すると保証することはできない。当社が新たな若しくは更新された情報システムを導入することが困難となった場合、又は重大なシステム障害があった場合、当社の事業遂行能力が悪影響を受け、一定の手作業に依存しなければならなくなる可能性がある。

新たな販売関係を確保することができなかつた場合、及び当社の既存の販売関係が終了又は中断した場合、当社の競争力が重大な悪影響を受け、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響が及び可能性がある。

当社は、（保険）銀行窓販、ダイレクト・マーケティング及びその他の代替的な販売チャンネルを通じた当社の販売の拡大をより重視するようになっている。これらの販売チャンネルはアジア・パシフィックの生命保険業界において重要性を増しているため、当社の信用格付の格下げの結果その他理由の如何を問わず当社が新たな販売関係を確保すること又は既存の関係を維持することができない場合、当社の競争力が重大な悪影響を受ける可能性がある。当社の販売関係の多くは、比較的短期でありまた非独占的である。当社のダイレクト・マーケティング販売チャンネルは、販売スタッフ又はスポンサー・パートナーの喪失、保険商品販売時の不適切な活動、顧客からの苦情の誤った取扱い、規制の改正及び当社のダイレクト・マーケティング・プログラムの一時停止により、悪影響を受ける可能性がある。当社の既存の販売関係を維持すること又は新たな販売関係を確保することができない限りにおいて、当社は、保険料を維持し又は増加させることができない可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響が及び可能性がある。

当社の投資ポートフォリオが特定の資産区分、市場又は経済分野に集中することにより、当社が投資損失を被るリスクが増加する可能性がある。

当社の投資ポートフォリオは主に確定利付証券からなっており、当社は、多額の国債及び政府機関債並びに社債を保有している。その結果、当社は、ソブリン及び企業の発行体に対して相当程度の信用エクスポージャーを有している。特に、2010年5月31日現在、当社は、タイ・パーツで発行された帳簿価額8,714百万米ドル相当のタイ国債を保有しており、これは当社の本保険契約者及び株主運用資産の帳簿価額総額の13.1%に相当する。当社はまた、銀行その他の金融機関に対しても相当程度のリスク・エクスポージャーを有している。特定の業界、資産区分、関係する業界グループ、国又は地域に対して悪影響を与える事象又は進展は、当社のポートフォリオが集中している限度で、当社の投資ポートフォリオにより大きな悪影響を与える可能性がある。当社の投資ポートフォリオにおけるこの種の集中は、当社がこれらの投資のいずれかにおいて多額の損失を被った場合に、当社の財政状態及び経営成績が重大な悪影響を受けるリスクを増大させる。

また、流動性は適切な買手及びマーケットメイカーの存在、景況感及びボラティリティ、信用の利用可能性及び費用、並びに一般的な経済、政治及び社会情勢等、様々な要因の影響を受けるものであり、当社の投資の一部のための流動的な取引市場が存在しない可能性がある。例えばタイ国債のように、関連する市場の規模及び流動性に比して当社が保有する一部の確定利付投資が大規模であるため、当社が市場価格を大幅に下げることなく一定の証券を売却する能力は制限され、又は全く売却できない可能性もある。当社はまた、私募に係る確定利付証券、仕組債、未公開株式投資及び投資用不動産を保有している。2010年5月31日現在、当社は、帳簿価額総額で1,058百万米ドル相当、ないし公正価値で評価した投資総額の1.4%に相当する「レベル3」（公正価値の段階における区分であり、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記23において定義される。）に分類される金融資産を保有していた。追加情報については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記23を参照のこと。当社がこれらの資産又はその他の潜在的に流動性の低い資産を直ちに処分することが必要になった場合、当社は、当社の連結財務情報に計上した価格より著しく低い価格で当該資産を売却することを余儀なくされる可能性がある。

当社は、当社の投資相手方（当社が有する証券の発行体又はローンの借入人を含む。）の信用リスクを受ける。

当社が有する証券の発行体又はローンの借入人が、当社に対する債務を履行しない可能性がある。当社の投資ポートフォリオには、最近著しい価格変動及び不履行を経験した金融サービス部門及びその他の市場部門における投資が含まれている。金融その他の危機に対応して政府及び規制当局により行われる投資、国有化その他の介入といった行為が、これらの商

品、証券、取引及び投資に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社の投資ポートフォリオの一部は独立当事者による格付がなされていない可能性があり、そのためこれらの投資のリスクを評価する当社及び投資家の能力が影響を受ける可能性がある。当社の投資証券に係る不履行又はかかる証券の発行体に係る政府の行為は、当社の財政状態及び経営成績、並びに当社の流動性及び収益力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当社は、当社の投資活動に関連する一定の相手方（取引相手方、スワップその他のデリバティブ契約の相手方、並びにその他の金融仲介機関及び保証人を含む。）の不履行により損失を被らないと保証することはできない。かかる損失は、当社の財政状態及び経営成績、並びに当社の流動性及び収益力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、当社の投資ポートフォリオにおいて多額のソブリン債務を保有している。

当社は、当社の投資ポートフォリオにおいて多額の現地通貨及び外国通貨建てのソブリン債務を保有しており、したがって当社は潜在的なソブリン債務の信用悪化及び不履行のリスクにさらされている。当社は、2010年5月31日現在、主にアジア・パシフィック地域の政府により発行された帳簿価額20,060百万米ドルの国債を保有しており、これは当社の本保険契約者及び株主運用資産の帳簿価額の30.1%に相当する。特に、2010年5月31日現在、当社は、タイ・パーツ建てで発行された帳簿価額8,714百万米ドルのタイ国債を保有していた。

ソブリン債務への投資は、企業発行体の債務への投資には存在しないリスクを伴う。かかる商品に投資することにより、発行体が所在する国の政治、政府、社会又は経済の変動の直接的又は間接的な結果並びに国家の信用力に対するエクスポージャーが生じる。また、債券の発行体又は債券の返済を管理する政府当局は、満期となる当該債券の要項に従って元本の返済又は利息の支払を行うことができず又は行う意思を有しない可能性があり、当社は、不履行の場合に、限られた支払強制手段しか有しない可能性がある。ソブリン債務者が元本の返済及び利息の支払を適時に行う意思又は能力は、特に、そのキャッシュ・フローの状態、インフレないしデフレ等のマクロ経済的要素、中央銀行との関係、外貨準備高の程度、支払期日における十分な為替の利用可能性、経済全体に対する債務返済負担の規模、現地及び国外の貸付人に対するソブリン債務者の方針、並びにソブリン債務者が影響を受ける政治的制約によって影響を受ける可能性がある。経済が不安定な期間は、他の種類の証券に係る債務に内在するボラティリティ以上に、ソブリン債務の市場価格のボラティリティが影響を受ける可能性がある。ソブリン債務者がその債務を履行しない場合、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は、当社業務の一部の分野において第三者たるサービス提供者に依存しており、したがって、当社又は当社顧客に対して提供されるサービスを完全に支配できない。

当社は、当社業務の一部の分野（一定の投資運用及び情報技術サービスを含む。）において、第三者に依存している。特に、当社は、投資運用サービスの相当部分を外部委託している。これらの第三者のいずれかがそのサービスを提供せず、当社が適切な後任を確保することができない場合、当社の事業及び経営成績が著しく混乱し、当社の財政状態に重大な影響が及ぶ可能性がある。

当社の財務実績は、本書に含まれる財務情報と著しく異なる可能性がある。

本書に含まれる過去の財務情報は、将来の業績についての信頼できる予測指標ではなく、当社の将来の業績は、この過去の財務情報とは著しく異なる可能性がある。さらに、本書に含まれる過去の財務情報には、過去の当社とAIGの関係が反映されている。当社とAIGの関係は最近変化したため、当社の過去の財務情報は、かかる最近の変化が当社の財政状態及び経営成績に対して有する影響を十分に反映していない可能性がある。

訴訟及び規制当局の調査により、多額の財務上の損失が生じ、当社の評判が毀損される可能性がある。

当社は、当社の通常の業務過程において、訴訟、規制当局の調査及び類似の行為を受ける重大なリスク（適合性、販売又は引受査定の実務、保険金請求への支払及び手続、商品設計、開示、事務、給付の拒否又は遅延、並びに信託義務及びその他の義務の違反に関する訴訟その他の法的行為のリスクを含む。）に直面している。当社及び一部の取締役に対する係属中の訴訟については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 法律及びコンプライアンス」を参照のこと。かかる行為には、多額又は不特定の補償的損害賠償及び懲罰的損害賠償の請求並びに当社の取締役、役員又は従業員に対する民事、行政又は

刑事手続が含まれる可能性があり、責任を負う蓋然性及びその金額（もしあれば）は、相当長期間にわたり不明なままとなる可能性がある。また、当社は、当社が事業を行う地域別市場における監督機関及び他の当局からの情報請求並びに帳簿及び記録の調査等、様々な規制上の照会も受けている。

当社に対する訴訟の判決又は重大な行政行為又は当社の取締役、役員若しくは従業員に対する手続における不利な判決に起因する当社事業の一時中断から発生する多額の債務は、当社の流動性、事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社が訴訟、行政手続又は調査において最終的に有利な判断を受けたとしても、当社の評判が著しく毀損される可能性があり、それにより、当社の見通し及び将来の成長（新規顧客を引き付け、現在の顧客を維持し、従業員及び個人代理店を誘致し維持する当社の能力を含む。）に重大な影響が及ぶ可能性がある。

当社がその成長を管理することができなければ、当社の事業及び見通しに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

アジア・パシフィック地域の生命保険市場は、近年著しい成長を遂げている。当社のこれまでの成長の管理には、多大な経営資源及び事業資源が必要とされており、今後も必要とされる可能性が高い。当社は、当社の事業及び業務を拡大する意向であり、かかる将来の成長管理に成功するためには、以下が必要となる。

- ・適切な引受査定並びに保険金請求処理の能力及びスキルを引き続き向上させること。
- ・厳重なコスト管理。
- ・十分な資本基盤。
- ・財務及び経営管理並びに情報技術システムを引き続き強化すること。
- ・マーケティング及び販売活動を拡大すること。
- ・新たな従業員及び個人代理店を起用し訓練すること。

当社は、将来の成長管理に成功すると保証することはできない。特に、当社は、当社の顧客数の将来の増加に対応して十分な数の顧客サービス担当従業員及び個人代理店を起用及び訓練することが困難となる可能性がある。また、当社が、将来の成長に対応し得る程度に十分迅速に当社の情報技術システムを更新、開発及び拡張することが困難となる可能性がある。当社が将来の成長管理に成功しなかった場合、当社の事業及び見通しに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は、投資、買収、販売の取決め、パートナーシップ並びに新規の事業分野及び戦略に着手する可能性があるが、これらが成功しない可能性がある。

当社の全体的な戦略の一環として、当社は、一定の事業、資産及び技術の取得、並びに当社事業を補足する新規の商品及び販売チャネルの開発を行う可能性がある。かかる取引及び施策は、当社の経営陣が、新規分野の専門知識を取得し、新規の取引関係を管理し、新たな種類の顧客を誘致することを要求する可能性がある。さらに、かかる取引及び施策は、当社の経営陣が相当程度注力することを要求するものであり、経営陣の注意及び資源が他へ向けられれば当社の事業管理能力に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。また、投資、買収、販売の取決め及び／又はパートナーシップを当社の既存の事業及び業務に統合することは困難である可能性がある。当社は、これらの施策の実施に成功すること又は将来当社が成功する施策を見極めることができると保証することはできない。また、これらの買収及び事業の施策は、以下に関連するリスクを含む潜在的リスクに当社をさらす可能性がある。

- ・新規の事業分野、業務及び従業員の統合。
- ・当社の既存の事業及び技術に資源が費やされなくなること。
- ・従業員又は顧客との関係が喪失又は毀損する可能性。
- ・不測の負債又は隠れた負債。

当社が将来の投資、買収、販売の取決め、パートナーシップ並びに新規の事業分野及び戦略の見極め又は着手に成功しなかった場合、当社は、当社の事業、財政状態及び経営成績への重大な悪影響を被る可能性がある。

解除されたブルーデンシャル取引により当社の日常業務に中断が生じており、かかる中断はこれまで当社の事業及び見通しに悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

2010年3月1日、AIGは、AIAグループをブルーデンシャル・ピーエルシーに売却する契約を締結した。この取引は、2010年6月1日に相互の合意により解除された。「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成 - 当社の再編成 - グローバル・オフリング」を参照のこと。2010年3月1日から2010年6月2日までの間、この取引により相当程度のAIAグループの資源及び経営陣の注力（かかる取引がなければ継続中のAIAグループの企業施策の推進に向けられたであろう資源及び注力を含む。）が必要となった。また解除されたブルーデンシャル取引は、代理店の獲得及び当社の個人代理店による新規取引高にも悪影響を及ぼし、また今後も悪影響を及ぼし続ける可能性がある。また、ブルーデンシャル・ピーエルシーの一部の従業員はAIAグループについて慣例的なデュー・ディリジェンスを実施しており、これは厳格な守秘義務を課し且つ競争上の予防措置を取った上で行われたものの、AIAグループの一部の経営陣及び事業情報にこれら従業員をアクセスさせたものであり、これによりAIAグループに競争上の損害がもたらされる可能性がある。当社は、解除されたブルーデンシャル取引により当社の事業及び見通しが重大な悪影響を受けないと保証することはできない。

当社は、再保険を成功裏に活用できない可能性がある。

当社が外部再保険を適時に且つ合理的な費用で取得することができるか否かは多くの要因による制限を受けており、その多くが当社の支配を超えたものである。特に、例えば疫病などにより、当社が受ける一定のリスクについては、再保険が困難である。当社が既存の外部再保険を期間満了時に更新できず又は許容可能な新規の外部再保険を取得することができない場合、当社の正味リスク・エクスポージャーが増加するか、又は、当社が正味リスク・エクスポージャーの増加を許容できない場合には、当社の全体的な引受能力及び当社が引き受けることが可能なリスクの金額が減少する可能性がある。当社が外部再保険を利用することができない限度で、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、再保険会社は再保険協定に従って移転されたリスクにつき当社に対して責任を負うが、かかる協定により当社は保険契約者に対する当社の第一次的な責任からは免除されない。その結果、当社は、その保険事業の全ての分野において、再保険会社に関する信用リスクにさらされる。特に、一又は複数の再保険会社による当社との再保険協定の不履行は、当社が保険をかけたリスクから生じる財務上の損失を増加させ、それにより当社の収益力が低下し、当社の流動性ポジションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。当社は、再保険会社が当社との再保険協定に基づく義務を、仮に履行できるとしても、常に適時に履行することが可能であると保証することはできない。また、当社は、ごく一部の再保険契約については、再保険会社からの支払をブローカーを通じて受領するため、かかるブローカーからの不払のリスクに服する。2007年度から2009年度まで、当社は第三者の再保険会社又はブローカーによる不履行に遭っていない。しかし、再保険会社又はブローカーが当社に対して適時に支払わず、又は全く支払わなかった場合には、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

システム障害、自然災害、テロ攻撃、当社の情報技術システムの不正改ざん又はセキュリティ違反によって引き起こされる予期しないネットワークの不通により、当社の業務が停止する可能性がある。

当社の事業は、当社の情報技術システムが、異なる地域別市場及び多数の商品ラインにわたり、大量の取引を適時に処理する能力に大きく依存している。特に、取引の処理はより複雑になりつつあり、取引量は増加し続けている。当社の財務統制、会計、顧客データベース、顧客サービスその他のデータ処理システム（引受査定及び保険金請求処理機能に関するものを含む。）、並びに当社の本社、現地事業部門及び主要な情報技術センターをつなぐコミュニケーション・システムが正常に機能することは、当社の業務及び当社が効果的に競争する能力にとって不可欠である。当社は、障害発生時に主たる設備に代わって作動することを意図した障害回復設備のネットワークを維持しているが、当社は、これらの又は他の情報技術システム又はコミュニケーション・システムのいずれかに部分的又は全面的な障害があった場合に、当社の事業活動に重大な混乱が生じないことを保証することはできない。これらの障害は、特に、ソフトウェアのバグ、コンピューター・ウイルスの攻撃、システムのアップグレードによる変換エラー、継続的な情報技術施策の実施の失敗、地震及び洪水等の自然災害、戦争、テロ攻撃、並びに当社の既存の設備及び将来の設備に係る予期しない問題により引き起こされる可能性がある。また、当社

は、AIGによる当社への一定の情報技術及びコミュニケーション・サービスの提供に関連するリスクを受ける。当社は、業績記録期間中、当社の事業全体に重大な悪影響を与えるようなネットワークの障害を経験していない。当社の情報技術システム又はコミュニケーション・システムの障害は、当社の評判を毀損し、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社のブランド名及び知的財産は当社にとって重要であり、当社がこれらを保護できない可能性がある。

「AIA」及びその他のブランド名並びに知的財産権は、AIAグループの重要な資産である。当社は、これらのブランド名を確立し宣伝するために相当の資源を費やしており、将来においてもこれらのブランド名を宣伝するために相当の資源を費やす見込みである。当社は、商標、著作権、営業秘密、ドメイン名及び当社のブランドを含む知的財産権を保護するその他の方法に総体として依存している。当社は、「AIA」及びその他のブランド名を保護することができない可能性、また、侵害の訴えに対して防御しなければならない可能性があり、それにより、当社の名称に伴う暖簾の価値が下がり、競争的優位が失われ、当社の事業及び収益力が著しく損なわれる可能性がある。業績記録期間中、当社は、当社の事業全体に重大な悪影響を与えるような当社のブランド名及び知的財産の侵害は認識していない。当社は、当社の知的財産権を行使するために訴訟又はその他の手続によらなければならない可能性がある。しかし、当社が事業を行う地域別市場の一部においては、知的財産権の有効性、執行可能性及び保護の範囲は不明確である可能性があり、当社は、これらの権利を行使できない可能性がある。その結果、当社は知的財産権を適切に保護することができない可能性がある。当社の知的財産権を保護するための訴訟、手続その他の努力は、多額の費用を発生させ、他の目的に資源を費やすことを阻害する可能性があり、当社の事業及び収益力を著しく毀損する可能性がある。当社が当社のブランド名及びその他の知的財産権を侵害から保護することができなければ、当社の競争力が弱まり、当社は重大な損失を被り、また評判が毀損される可能性がある。

また、当社の現地事業部門及び商品の一部は、「AIG」の名称又はAIGブランドから派生した商標を使用していた。当社は、AIAとより密接に結合させるため、AIGの名称又はブランドを使用していたこれらの現地事業部門及び商品のブランド変更を行ってきた。フィリピンにおいてはブランド変更が行われず、当社は強力な「フィラムライフ」ブランドの使用を継続する意向である。また、インドにおける当社のジョイント・ベンチャーは、インドにおける当社のブランド戦略について当社とジョイント・ベンチャー・パートナーとの間で合意に達するまでAIGブランドの使用を継続する。当社は、当社のブランド変更の努力が成功し、又は当社がこれらの地域別市場の全てにおいて当社の主要ブランドのための十分な法的保護を確保できると保証することはできず、また、これらの現地事業部門及び商品が「AIA」の名称のもとでいかなる成果を上げるかは未知である。

AIAグループのロゴの商標としての登録は審査中である。

最終情報確認日現在、当社は、AIAグループが事業を行っている全ての法域（既に登録が取得されているブルネイを除く。）において、現在のAIAのロゴの登録手続を進めている。

上記の通り、AIAグループのブランド名及び知的財産権はAIAグループの重要な資産であり、当社はアジア・パシフィック地域全域において様々なAIAのロゴについて従前の商標登録を取得してきた。最終情報確認日現在、当社は当社の知的財産権の重大な侵害を認識しておらず、また、当社はAIAのロゴに関する第三者の知的財産権の侵害を防止するために全ての合理的な対策を講じていると信じている。

しかしながら、審査中の商標出願が拒絶されないとの保証はない。将来、AIAグループが現在のAIAのロゴを使用することに関連して何らかの請求がなされれば、請求の実体にかかわらず、商標審査費用及び潜在的な訴訟費用の増加につながる可能性がある。

当社の企業構造に関連するリスク

AIGグループ、FRBNY、米国財務省又はAIGクレジット・ファシリティ・トラストの利益は、投資家又は当社の利益と合致しない可能性がある。

グローバル・オフリングの完了直後に、AIAオーロラLLCは、当社の発行済普通株式の約（未定）%（又は、売出規模調整オプション及びオーバー・アロットメントオプションが全額行使された場合には約（未定）%）を保有することとなる。AIAオーロラLLCの議決権付普通投資持分は全てAIGが保有している。その結果、AIAオーロラLLC及びAIGは、当社の事業に対して重要な影響力を行使することが可能となる。香港上場規則及び当社定款に基づき、当社は、一定の会社関連事項に関し、

株主の承認を求めることが要求されている。AIAオーロラLLCによる議決権行使は、かかる事項についての当社取締役会の決定と一致しない可能性がある。さらに、香港上場規則又は当社定款に基づき当社取締役会承認のみを要する会社関連事項についても、AIAオーロラLLCが、当社取締役を交替若しくは解任し、且つ/又は当社取締役会の決議を覆すための決議を可決するため株主総会を招集することにより、当社取締役会の決定を覆し、AIGの決定とは異なる行為を当社に行わせる可能性がある。AIAオーロラLLCが当社取締役を解任若しくは交替し、又はその他当社取締役会の決定を覆した場合、当社の事業運営が中断し、当社取締役会が既に承認した取引に関わる第三者より請求を受けることとなる可能性がある。

グローバル・オフリングの完了後、AIGグループ及びAIAグループの間で様々な利益相反が生じる可能性がある。AIAグループは、過去にAIGグループと様々な取引を行っており、将来においても行う可能性がある。「第二部 - 第3 - 5 経営上の重要な契約等 - 関連取引」を参照のこと。グローバル・オフリングの後、当社は、関連取引に関して適用ある香港上場規則（〔規定通り香港証券取引所が放棄したものを除く。〕）及びその他の規制を遵守する意向である。また、AIGグループ及びAIAグループは互いに競争することを何ら制限されていない。将来の事業機会に関する利益相反を含め、AIAグループ及びAIGグループの間に何らの利益相反も生じないとの保証はなく、またかかる利益相反が当社に有利に解決されるとの保証もない。

AIGクレジット・ファシリティ・トラストは、AIGのシリーズC優先株式及び普通株式を合わせた議決権の約77.9%に当たるAIGのシリーズC優先株式を専ら米国国庫のために保有しており、したがって、AIGグループに影響力を行使することが可能である。AIGの資本強化が「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - AIGの資本強化」に記載される原則的合意に基づいて実施された場合、米国財務省は、AIGの普通株式のうち約92.1%に相当する持分を有することになる。FRBNYはAIGの重要な債権者であり、AIAグループに関する多数の重要事項につきFRBNYの事前承認が条件とされている。FRBNY、米国財務省及びAIGクレジット・ファシリティ・トラストの利益（公共の利益を含む。）は投資家又は当社の利益と相反する可能性があり、FRBNY、米国財務省及び専ら米国国庫の利益のため行動するAIGクレジット・ファシリティ・トラストは、当社の事業、財政状態若しくは経営成績又は当社普通株式の市場価値に重大な悪影響を及ぼす行動を取る可能性がある。

FRBNY枠組契約に基づくFRBNYの承認権は、AIAオーロラLLCがその保有する当社普通株式の売却による、136億米ドル以上の純利益の全額を受領した時に終了する。LLC契約に基づくFRBNYの承認権は、AIAオーロラLLCの優先投資持分の残余財産分配優先権が全額支払われた時に終了する。AIGの資本強化が「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - AIGの資本強化」に記載される原則的合意に基づいて実施された場合、グローバル・オフリングの実質的に全ての純利益は、優先投資持分の残余財産分配優先権を減額するために使用されるのではなく、FRBNY融資契約に基づく返済を行うためにAIGに貸し付けられることが予測される。したがって、残余財産分配優先権の減額並びにLLC契約に基づくFRBNYの承認権及びその他の権利の終了は、グローバル・オフリング後相当な期間が経過するまで、生じない可能性がある。LLC契約及びFRBNY枠組契約に基づくFRBNYの承認権はまた、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - AIGの資本強化」に記載される通り、AIGの資本強化に関するこれらの権利の譲渡後も、米国財務省によって行使可能である。

FRBNYは、AIAグループに関する多数の重要事項につき承認権を有しており、FRBNYは、投資家又は投資家が有する当社普通株式の価値に悪影響を及ぼす方法でかかる承認権を行使する可能性がある。

本件再編成に関し、AIAオーロラLLC及びFRBNY（並びにその他の当事者）はLLC契約を締結しており、当社及びFRBNYはグローバル・オフリングの完了前にFRBNY枠組契約を締結する。これらの契約の条件に基づき、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係」に記載される通り、AIAグループに関する多数の重要事項がFRBNYの事前承認を条件としている。FRBNYの利益（公共の利益を含む。）は投資家又は当社の利益と異なる可能性があり、FRBNYがその承認権を投資家又は当社の最善の利益のために行使するという保証はない。FRBNYによる承認権の行使は、当社が望む通りにAIAグループの事業を遂行する能力を制限する可能性があり、それにより当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。また、FRBNYによる承認権の行使は、一定の取引を妨げ又は遅延させる可能性がある。例えば、FRBNYは、当社の買収又はその他の支配権の変動につき承認を留保する可能性があり、それにより、投資家が有する当社普通株式を、その時点の実勢市場価格にプレミアムを付した価格で売却する機会が失われる可能性がある。

FRBNYは、AIAグループの第三者への売却を開始する権利を有しており、投資家及び投資家が有する当社普通株式の価値に悪影響を及ぼす方法でかかる権利を行使する可能性がある。

LLC契約の条件に基づき、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係」に記載される通り、FRBNYは、一定の制限のもとに、AIAグループの売却を実行するため最大限努力するよういつでもAIAオーロラLLCに要求する権利を有し、又はFRBNYが有するAIAオーロラLLCの持分を第三者に売却することを望む場合、AIAオーロラLLCの持分を同時に当該第三者に売却するようAIAオーロラLLCの他の株主に要求する権利を有する。また、AIAオーロラLLCの優先投資持分が2013年12月1日までに全て償還されなかった場合、残余財産分配優先権合計の50%超に相当するAIAオーロラLLCの優先投資持分の保有者（FRBNYを除く。以下「過半数優先投資主」という。）は、上記の日の後に、本件売却要求を行うか又はドラッグ・アロング・セールを行うことができる。本書の日付現在、FRBNYはAIAオーロラLLCの全優先投資持分を保有しており、他の過半数優先投資主は存在しない。

当社は、AIAグループ又はAIAオーロラLLCのかかる売却に関し、FRBNY及び過半数優先投資主に協力する義務を負っている。AIAグループ又はAIAオーロラLLCの売却に関するFRBNY及び過半数優先投資主の利益は、投資家又は当社の利益と異なる可能性がある。当社は、FRBNY又は過半数優先投資主が、AIAグループの売却を実行するため最大限努力するようAIAオーロラLLCに要求する権利を行使することを選択するか否か、またその時期について予測することはできず、またかかる権利の行使に関してAIAグループが売却されるか否か、またその時期について予測することはできない。同様に、当社は、FRBNY又は過半数優先投資主が、AIAオーロラLLCの売却を実行するため、AIAオーロラLLCの持分を第三者に売却することをAIAオーロラLLCの他の株式に要求することを選択するか否か、またその時期について予測することはできない。かかる売却により、一ないし複数の者が当社の議決権の30%以上を単独で又は協同して直接的又は間接的に保有するに至った場合、当該一ないし複数の者は、香港の買付け及び吸収合併法に従い、株主に対して強制公開買付けを行うことを要求される可能性がある。当社は、AIAグループの当該売却又は当該強制公開買付けに関して当社又は当社の株主が得る価格を予測することはできない。当該売却又は強制公開買付けにおいて当社の株主が得る当社普通株式一株当たりの価格が、当該株主が当社普通株式を取得した価格を下回ることもあり得る。

FRBNYの本件売却要求を行う権利又はドラッグ・アロング・セールを実行させる権利はまた、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - AIGの資本強化」に記載される通り、AIGの資本強化に関するこれらの権利の移転後も、米国財務省によって行使可能である。

本件売却要求又はドラッグ・アロング・セールに基づく取引は、当社経営陣の注力及び資源を要求する可能性があり、また当社の事業を中断させる可能性もある。さらに、かかる取引により、新たな直接又は間接の株主が当社の支配権を取得するに至ることもあり得る。かかる株主は、AIAグループについて異なった事業戦略を有する可能性があり、投資家が同意できない行為又は投資家若しくは当社の最善の利益に沿わない行為を行う可能性がある。

AIAグループ・リミテッドが当社普通株式に対する配当金を支払いうるか否か、及びAIAグループが債務を履行し得るか否かは、AIAグループが経営する子会社及び支店による配当金並びにその他の分配及び支払に依存しており、かかる配当金、分配及び支払は契約上、規制上その他の制限に服している。

AIAグループ・リミテッドは持株会社であり、自ら重要な事業運営を行っていない。AIAグループ・リミテッドは、そのキャッシュ・フローにつきAIAからの配当金並びにその他の分配及び支払に依存しており、またAIAは、そのキャッシュ・フローの実質上全部につきAIAの子会社及び支店からの配当金並びにその他の分配及び支払に依存している。AIAグループの資産は実質上全てこれらの子会社及び支店が保有している。AIAグループ・リミテッドが当社普通株式につき配当金（もしあれば）を支払うことができるか否か、及びAIAグループが自己の費用を支払い且つ債務を履行することができるか否かは、AIAグループの子会社及び支店からの資金フロー並びに当社の子会社及び支店間での資金フローに大きく依存している。当社は、当社の子会社及び支店が、AIAグループの現金需要を満たし又はAIAグループ・リミテッドによる当社普通株式に対する配当金の支払を可能にするに足る金額の配当金支払並びに分配及びその他の支払を行うことができると保証することはできない。

AIAグループの子会社及び支店による配当金支払並びに分配及びその他の支払は、保険、為替及び租税に関する適用ある法令規則により規制されている。当社の保険子会社又は支店による配当金、分配その他の支払の中には、その金額及び時期につき規制上の承認を要するものがある。特に、AIAによるAIAグループ・リミテッドへの配当金支払並びに分配及びその他の支払は、保険業監理処の監督に服している。保険監督機関は、当社の保険子会社及び支店による配当金支払又はその他の分配及び支払が、関連する保険契約者又は契約当事者の利益に反すると判断した場合、かかる支払を禁止する可能性がある。AIAグループのメンバーは、2007年度、2008年度及び2009年度にそれぞれ261百万米ドル、346百万米ドル及び25百万米ドルの配当金を支払った。「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書を参照のこと。AIAグループのメンバーによるこれらの過去の支払は、AIAグループのメンバーがAIAグループの他のメンバーに対して行う将来の支払（もしあれば）、又はAIAグループ・リミテッドが当社普通株式について支払う配当金（もしあれば）を示唆するものではない。

また、AIAグループによる配当金支払並びに分配及びその他の支払は、租税、利益の本国送金に係る規制、通貨移転制限及び為替規制の適用を受ける可能性がある。例えば、当社の支店及び子会社は一般的に、それぞれに関連する市場及び監督機関により注意深く監督されている。当社の市場の多くにおいては、AIAグループの支店及び子会社が分配剰余金を送金する前に、関連する現地の規制機関の承認が必要とされている。特に、当社は、当社がAIAタイからAIAグループの他の子会社又は支店に剰余資本を分配し得る限度について、従来タイの監督機関による制限を受けてきた。将来のAIAグループの負債に関する契約に定める誓約も、かかる支払を制限する可能性がある。2010年5月31日現在、AIAセントラルの所有者、すなわち持分の90%を当社が保有する当社子会社であるベイショア・デベロップメント・グループ・リミテッドによる一定の支払を制限する旨を定めたAIAセントラルに係るローン・ファシリティを除き、AIAグループの負債に関する契約においては、当社の配当金支払又はその他の分配を著しく制限する可能性のある誓約は定められていない。AIAグループの負債に係る取決めに係る情報については、「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (1) 財務情報 - 債務」を参照のこと。

当社は、当社の所有権の変動に関するリスクに直面している。

当社の契約及びその他の事業上の取決めの中には、当社の所有権の変動及び当社に関連するその他の事由に関し、相手方当事者又はその他の当事者の同意を要求するものがある。特に、当社の所有権の変動又はその他の会社組織に関わる事由は、当社の重要な事業上の契約及び取決めにおける債務不履行事由を惹起し、当社に不利な内容で契約若しくは取決めにつき再交渉する機会を相手方当事者若しくはその他の当事者に与え、又は当社の事業及び業務に不利となるその他の要件を当社が満たさなければならない結果をもたらす可能性がある。また当社は、AIAオーロラLLC又はその所有者（AIGを含む。）の所有権変動により悪影響を受ける可能性がある。さらに、当社の所有権の変動に政府機関の承認が必要となる可能性があり、当社は、かかる承認が当社に受け入れ可能な条件で若しくは適時に取得し得ると保証することはできず、又は全く取得できない可能性もある。また当社は、上記のいずれかを引き起こす可能性のある事象がいつ生ずるか確信を持っていない。グローバル・オフアリング、AIAオーロラLLCが有する当社の株式持分の将来における売却、又はその他の取引の結果であるか否かを問わず、当社の所有権の変動は、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

シリーズE 優先株式及びシリーズF 優先株式並びにAIGの資本強化は、当社の事業を著しく制限し且つ当社の事業に悪影響を及ぼす可能性のある制約を課すものである。

米国財務省が保有するシリーズE 優先株式及びシリーズF 優先株式は、AIG及びその子会社に制約を課すものであり、また、予定されているAIGの資本強化のための書類提出が完了すれば、当該資本強化は同様の制約を課すものとなることが見込まれる。これらの優先株式は、従業員報酬に関する制限を含むものであり、また企業費用に関するAIGの企業方針並びにロビー活動、政治倫理及び政治活動に関するAIGの企業方針を遵守することをAIG及びその子会社に要求する規定を含むものである。これらの方針は、従業員、及び一定の場合には取締役に対し、特に企業支出（接待費及び旅費に関する慣行を含む。）及び政治活動（政治的提唱活動及び政治運動に対する財政的援助を含む。）から生ずる潜在的な利益相反等に関する指針を与えるものである。これらの方針は、一般に、明示的な上限金額を定めていない。従業員がこれらの方針を遵守しなかった場合、経済的な制裁及び解雇を含む懲戒処分が行われる可能性がある。AIGの子会社として、AIAグループは、これらの制限に服し、これらの制限は、AIAグループの事業を著しく制限し、悪影響を及ぼす可能性がある。また、（ ）AIGがAIAグループの議決権付エクイティ持分の50%以上を直接的又は間接的に実質所有し、（ ）AIGが当社取締役の過半数を選任する権限を有し、又は（ ）その他適用ある米国の域外法令に基づくAIGの合理的判断によればAIGがAIAグループに対して事実上の支配権（又はネガティブ・コントロール）を有している限りにおいて、当社が遵守する義務を負うAIGのコンプライアンス方針及び手続に、これらの制限が反映されているため、当社は、AIG枠組契約に基づき、これらの制限に従うことを要求される。AIAグループがこれらの制限を遵守しない場合、AIAグループに対して、AIG枠組契約に基づく契約違反を主張される可能性がある。これらの取決めに係る追加情報については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - 特定の株主の取決め - AIG枠組契約」及び本項「当社とAIGグループとの関係に関するリスク - 当社とAIGとの関係に起因し、当社は、当社の競争会社が課されていない可能性のある責任、制限及び費用負担を当社に課す米国の法律を遵守する必要がある。」を参照のこと。

当社とAIGグループとの関係に関するリスク

AIGグループに関する事象は、当社の事業及び評判を毀損し続ける可能性がある。

AIG事由発生後、当社の顧客、個人代理店及び従業員、監督機関並びに取引相手方は、AIGグループ及びAIAグループの事業及び財政状態について懸念を表明した。グローバル・オフリングの完了後、当社は、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係」に記載される通り、AIGグループによる当社に対するサービス提供、AIGグループによるAIAオーロラLLCの持分保有並びにLLC契約及びAIG枠組契約等を通じてAIGグループと一定の関係を持ち続ける予定である。また当社は、AIGグループを取り巻く不安定な印象の克服等を目的として、AIAとより密接に結合させるため複数の当社の製品及び事業についてブランド変更を行ったものの、当社は、当社のブランド変更の努力が成功すること又はAIGグループに関連する事象が当社の評判に悪影響を及ぼさないことを保証することはできない。当社はAIGとは別個の法的主体であるが、当社の顧客及び他の市場参加者が当社企業構造のかかる点を認識しない可能性がある。

AIGグループは多数のリスク及び不確実性を孕んでおり、またAIGグループは、その流動性の主たる源泉として、FRBNY融資契約、FRBNYのコマーシャル・ペーパー買取制度並びにFRBNY及び米国財務省とのその他の取引に基づきFRBNYが提供するファシリティに依存してきた。また、AIG及びその一部の子会社は、担保提供義務を充足し、弁済期の到来した債務を弁済し、資本規制又は流動性要件を満たすため、FRBNY及び米国財務省に依存してきた。AIGグループは、弁済期の到来した債務を履行するため米国政府の支援をさらに必要とする可能性がある。かかる場合にさらなる支援が得られなければ、AIGが継続企業として事業運営する能力について重大な懸念が生ずる可能性がある。

将来におけるAIGグループの事業の悪化、AIGグループに対する市場の信頼の欠如、資本規制若しくは流動性要件を満たすAIGグループの能力の欠如、又はAIGグループに悪影響を及ぼすその他の事象は、当社の事業、財政状態又は経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、AIGグループとの競争に直面する可能性がある。

AIAグループ及びAIGグループは、相互に相手方に対し、AIAグループ及びAIGグループ又はそれぞれの関係会社が互いに競争しないとの約束をしていない。したがって、AIAグループも又はAIGグループのいずれも、他方が事業を行っている地域別市場において、競合する事業を立ち上げることを制限されていない。

当社は、過去において、AIG保険関係会社から強い競争圧力を受けたことはなく、ナンシャンを除き、AIG保険関係会社は当社の地域別市場において生命保険業に注力したことはない。台湾においては、特に団体保険及びモーゲージ保険商品についてナンシャンがAIA台湾と競合しており、将来当社のその他の地域別市場に参入しようとする可能性がある。従前ナンシャンは、相当程度にAIAグループから独立して運営してきた。ナンシャン及びAIA台湾の比較については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 競争」を参照のこと。AIGは、慎重な検討の後、ナンシャンを本件再編成の一環としてAIAグループの一部に含めないことが、AIAグループ及びナンシャンの最善の利益になると判断した。AIGは、AIGが有するナンシャンの持分（ナンシャンの発行済株式の約97.57%）をプライマスが率いる事業体に売却するため、2009年10月13日付で株式購入契約（随時改訂される。）を締結した。当該株式購入契約は、2010年9月20日に終了した。AIGは現在、同社のナンシャンの事業について様々な選択肢及び代替案を検討している。

上記の開示する情報を除き、最新情報確認日現在、AIG及びAIAグループのいずれも、AIG保険関係会社がAIAグループの地域別市場において生命保険商品を販売するとの確定的な計画を認識していない。特にこれらの理由により、AIG保険関係会社のいずれも当社の本件再編成の一環としてAIAグループに編入されておらず、また現在のところ、将来AIG保険関係会社をAIAグループに編入する意向はない。AIG保険関係会社の中には、将来当社の地域別市場において生命保険商品の取扱いを開始し、当社の生命保険業と競合しようとするものが出てくる可能性がある。特に、AIGスター及びAIGエジソンは、日本においては大きな存在であり、当社の商品と類似の保険商品及び貯蓄商品を取り扱っており、当社の地域別市場に参入しようとする可能性がある。2010年9月30日、AIGは、AIGスター及びAIGエジソンをブルーデンシャル・ファイナンシャル・インクに対し48億ドル（42億ドルの現金支払と6億ドルの第三者に対する負債の引受）で売却することに正式に合意したことを発表した。当該取引は、慣例的なクロージングの条件（規制当局による承認の取得を含む。）を満たすことを前提としているため、当該取引がクロージングするという保証はない。米国、アジア、ヨーロッパ及びラテン・アメリカで営業を行う金融サービス会社であるブルーデンシャル・ファイナンシャル・インクは、ブルーデンシャル・ピーエルシーの関連会社ではない。同様に、ALICOも日本において非常に大きな存在感を有し、2010年3月7日に、AIGとメットライフ・インクは、AIGがALICO及びデラウェア・アメリカン・ライフ・インシュランス・カンパニーを約155億米ドルでメットライフへ売却することに正式に合意した。当該取引は、2010年度第4四半期にクロージングの予定である。ただし、当該取引は慣例的なクロージングの条件に服するため、当該取引が予定通りにクロージングするという保証はなく、また、そもそも当該取引がクロージングするという保証もない。これらの取引のクロージング後、ALICO、AIGスター及びAIGエジソンはAIGグループのメンバーではなくなるため、当該会社が将来、当社の地域別市場において生命保険商品の取扱い開始し、当社の生命保険業と競合しようとする可能性がある。

当社の地域別市場の一部においては、当社は、損害保険商品の取扱いを許可するライセンスを保有している。当社の損害保険事業は、当社の事業の比較的小さな部分を占めるに過ぎない。2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期の当社の

損害保険事業（傷害・疾病保険、自動車保険、並びに対物賠償責任保険及び総合賠償責任保険の事業分野を含む。）から得た保険料純額は、それぞれ23百万米ドル、25百万米ドル、26百万米ドル及び15百万米ドルであった。比較的小さい当該事業の規模に鑑み、当社は、AIAグループ及びAIG保険関係会社間の競争の程度は当社の事業にとって重要ではないと考えている。当社がこれらの地域別市場又はその他の地域別市場において損害保険商品の取扱いを拡大しようとした場合、当社は、これらの地域別市場において損害保険事業を提供するAIG保険関係会社からの競争圧力を受ける可能性がある。また、当社の市場の一部においては、傷害・疾病保険商品は生命保険会社（単独で又は特約として）及び損害保険会社（単独で）の双方により販売されている。したがって、当社は、傷害・疾病保険商品の販売に関し、AIG保険関係会社からの競争圧力を受ける可能性がある。特に、チャーティス社は、現在当社の地域別市場の多くで、個人、小企業及び多国籍企業のために広範な損害保険商品を取り扱っており、その品揃えには傷害・疾病保険及び従業員給付商品が含まれている。

AIG保険関係会社が当社に与える競争圧力が将来増大し、当社が効果的に競争することができなかった場合、当社の事業及び見通しが著しく毀損される可能性がある。

当社とAIGとの関係に起因し、当社は、当社の競争会社が課されていない可能性のある責任、制限及び費用負担を当社に課す米国の法律を遵守する必要がある。

当社は、AIG及びその子会社に適用されうる米国連邦証券取引法並びにその他様々な米国の法律、規則及び規制をAIGが遵守することを可能にすることを主たる目的として、AIG枠組契約を締結した。したがって、AIG枠組契約の条件に従い、当社は、FCPA、2002年サーベンス・オクスリー法、OFACが施行する貿易制裁に係る法律及び規制、並びにその他の米国の法律、規則及び規制等、当社の競争会社に影響を与えない可能性のある一定の米国の法律、規則及び規制を遵守し続ける必要がある。これらの法律、規則及び規制は、当社の競争会社が課されていない可能性のある責任、コンプライアンス費用の負担及び当社の事業に対する制約を当社に課すものである。例えば、FCPAは、事業の取得又は維持を目的として米国の会社及びその仲介者が外国の公務員に対して一定の支払を行うことを一般的に禁止している。当社とAIGとの関係に起因して当社がFCPA上の要求に従う義務を負う限り、当社は、多額の罰金を科され、また当社に重大な結果をもたらす可能性のあるその他の規制上の執行措置を受ける可能性がある。当社は一切の適用ある米国の法律、規則及び規制を遵守する意向であり、当社の競争会社がかかる法律、規則及び規制を遵守することを要しない限度において、当社は、競争上不利な地位に置かれる可能性がある。また、当社は、AIGがAIAに関して支配権の徴憑を有する限り、これらの米国の法律、規則及び規制に関するAIGのコンプライアンス方針を遵守することに同意した。グローバル・オフアリングの後、当社は、AIGによる継続的な取締役派遣及び高い持株比率（グローバル・オフアリングの直後においては、AIGの完全子会社であるAIAオーロラLLCは、売出規模調整オプション及びオーバー・アロットメントオプションが行使されないと仮定した場合、当社普通株式及び議決権の（未定）%を保有する予定である。）の結果として、AIG枠組契約に基づき、AIGのコンプライアンス方針及び手続の適用を受け続けることになる。当社は、これらの法律及び規制並びに類似の法律及び規制の遵守に関する当社の方針が有効であると保証することはできない。当社がかかる法律及び規制に違反したとの判断がなされれば、当社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2009年2月17日、復興法が成立した。復興法は、会社の株主総会招集通知において指定された5名の執行役員及びTARP基金を受領する各会社の従業員のうち執行役員に次ぐ高報酬を得ている20名の従業員に対して支払われる賞与及びその他のインセンティブ報酬について制限を定めている。またAIG及びその子会社は、特別監査委員会の審査にも服している。復興法に基づき、特別監査委員会は、AIGの執行役員並びにAIG及びその子会社で最も高報酬を得ている100名の従業員の報酬に関するデタミネーション・メモランダムを発行した。これらのデタミネーション・メモランダムにより、これら100名の従業員について、AIG及びその子会社の報酬体系に対する重大な制限が課されることとなった。復興法に定められたインセンティブ報酬に対する制約及び特別監査委員会のメモランダムによる制限は、当社が従業員の一部を維持しその意欲を高める能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

通常の業務において当社が利用するAIGグループの一定のサービスを継続して得ることが予期せず又は突然できなくなった場合、当社の業務が中断され、重大な悪影響を受ける可能性がある。

当社は、AIGグループより、通常の業務において当社が利用するサービスの一部の提供を受けており、これには以下が含まれる。

- ・ AIGグループ及び第三者との間の保険契約上の便益を当社に与える保険サービス。
- ・ AIG-AMGが提供する投資運用サービス。

・通常の業務におけるAIGグループのメンバーとの再保険取引。

当社は、一般的な取引条件に基づいてAIGグループよりこれらのサービス提供を受ける予定である。当社は、主として当社とAIGグループとの歴史的な関係、及びAIGグループから継続してかかるサービス提供を受けることにより当社にもたらされる業務上の便宜の結果として、これまで多様な異なるサプライヤーではなくAIGグループよりこれらのサービス提供を受けており、今後も受ける予定である。これらのサービス及びAIGグループとのその他の関連取引については、「第二部 - 第3 - 5 経営上の重要な契約等 - 関連取引」を参照のこと。当社とAIGグループとの過去の関係については、「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成」を参照のこと。

当社は、AIGグループが当社に提供するこれらのサービスを独立の第三者より同等の条件で容易に調達し得るものと考えているが、AIGグループが何らかの理由で予期せず又は突然これらのサービスを当社に提供することができなくなった場合、当社が上記のサービスを自ら履行できず又は適時に他者により代替することができなければ、当社の事業運営に著しい中断が生じる可能性がある。

投資家は、将来における当社とFRBNY又は米国政府との財務的關係について誤解する可能性がある。

当社とFRBNYとの関係、AIG クレジット・ファシリティ・トラスト及び米国財務省によるAIG株式の継続的保有、並びにAIG及びその子会社の財務状況に関連するFRBNY及び米国財務省の過去の措置に基づき、一部の投資家は、将来AIAグループが財務上、取引上その他の困難に遭遇した場合、FRBNY又は米国政府がAIAグループに支援を提供するものとする可能性がある。投資家は、FRBNY、米国政府の他の部門若しくは局、又はそれらの従業員、代表者若しくは代理人が、将来のいかなる時点においてもAIAグループに対する財務上その他の支援（デット、エクイティその他形式の如何を問わない。）を提供する旨の何らの保証、約束又は確約（明示であると黙示であるとを問わず、また法的拘束力の有無を問わない。）も行っていないことを認識すべきである。したがって、投資家は、上記の状況においてこれらの者がかかる支援を提供すると想定すべきではない。

当社の業界に関するリスク

当社は激しい競争に直面しており、当社が効率的に競争することできない場合には当社の事業及び見通しが大きく損なわれる可能性がある。

当社は、当社が営業を行う全ての地域別市場において激しい競争に直面している。当社の競争力は、徴収される保険料及びその他の補償条件、商品特性、運用成績、提供サービス、販売能力、規模、経験、手数料体系、ブランド力、知名度、情報技術、並びに現実の又は認識上の財務力等、多数の要因に基づいている。当社の競合会社には生命保険会社、損害保険会社、投資信託会社、銀行及び資産運用会社が含まれる。当社よりも大きな財務、経営その他資源を有している競合他社もあり、そのような競合他社は当社よりも広範囲な商品及びサービスを提供し得る可能性がある。さらに、当社の市場の一部では、現地の保険会社又は現地の保険会社と提携する外資保険会社は、それらを競争上優位に立たせる別段の規制又は認可要件から便宜を受けられる可能性がある。アジア・パシフィック地域における保険その他金融サービス会社の取得を含む合併により、強固な財務資源、マーケティング・販売能力及びブランド認知度を有する新たな競合他社が現れる可能性がある。これら及びその他の要因から競争圧力が増大することにより、当社の事業及び見通しが大きく損なわれ、また特に以下の要因により当社の収益力及び見通しが著しく減少する可能性がある。

- ・当社が営業を行う地域別市場における当社の市場シェアの減少。
- ・当社の利幅及びスプレッドの減少。
- ・当社の顧客基盤拡大幅の減少。
- ・当社の保険契約獲得費用の増加。
- ・販売促進費用など当社の営業費用の増加。

・経営陣及び営業スタッフ（個人代理店を含む。）の離職の増加。

当社の事業、保険商品、投資商品及び年金商品の販売業者の統合は、保険業界及び当社の収益力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の保険商品、投資商品及び年金商品の多くは、銀行及びIFA等、別の金融機関を通じて販売されている。業界での統合が増加すれば、当社の商品の販売を行うのに適した金融機関の数が減少する。保険商品、投資商品及び年金商品の販売業者の減少は、業界の売上高に影響を及ぼし、販売会社獲得競争を激化させ、販売費用の増加を招き、当社が自己の商品を現在の顧客基盤に販売し又は顧客基盤を拡大する能力を潜在的に損なう可能性がある。さらに、当社が営業を行う地域別市場の一部において、保険商品のオリジネーション、開発及び販売に進出し、直接当社と競合する銀行及び金融機関が増えている。

支払能力要件及びリスク・ベースの自己資本規制を遵守することにより、当社は追加の増資を実施し、事業戦略を変更し、又は当社の成長を減速させることを余儀なくされる可能性がある。

保険会社は、一般に、適用法に基づき法定の最低基準を上回る基準の支払能力を維持することが要求される。当社の支払能力は、主に、当社が維持することを要求されるソルベンシー・マージンにより影響される。ソルベンシー・マージンは、当社が販売する新たな保険契約の契約高及び種類、当社の有効な保険契約の構成、並びに法定準備金の決定に関する規制により影響される。また、当社の支払能力は、当社の商品の利益率、当社の資産及び投資の収益、金利、引受査定及び保険契約獲得費用、並びに保険契約者及び株主に支払う配当金等、その他の多数の要因により影響される。

インドネシア、シンガポール及びフィリピンにおける規制体系は、現在、リスク・ベースの資本制度を用いている。その他の市場もかかる制度に移行しつつある。韓国では、2009年4月1日をもって、従前保険会社に適用されていたソルベンシー・マージン要件に替え、リスク・ベースの資本要件が採用され、現在2年間の移行期間の最中である。マレーシアでは、マレーシア中央銀行が最近リスク・ベースの資本体制を導入し、香港では、保険業監理処がリスク・ベースの資本制度を実施しようとしている。

変化する支払能力要件及びリスク・ベースの自己資本規制を遵守することは、AIAグループの費用負担を生じさせる。適用ある支払能力要件及びリスク・ベースの自己資本規制を遵守するためには、当社は、当社の支払能力要件及びリスク・ベースの自己資本規制を充足すべく、特定の地域別市場から他の地域別市場へ追加の資本を移転し、又は追加の資本を調達若しくは注入する必要が生ずる可能性があり、これにより当社の株主にとって希薄化を招く可能性がある。また、当社は、販売する商品の種類を含む事業戦略及び資本の管理方法を変更することを要する可能性がある。最後に、支払能力要件及びリスク・ベースの自己資本規制を遵守することにより、当社は事業拡大のペースを減速させることを迫られる可能性がある。

アジア・パシフィック地域における生命保険業界、投資業界及び年金業界の成長率は当社の予想ほど高くなく、又は持続的ではない可能性がある。

アジア・パシフィック地域における生命保険業界、投資業界及び年金業界の成長率は当社の予想ほど高くなく、又は持続的ではない可能性がある。特に、アジア・パシフィック地域における生命保険業界は拡大しない可能性があり、ある市場における普及率が低い場合であっても、必ずしも市場に潜在的成長力があり又は当社がその市場での浸透度を拡大できるとは限らない。さらに、当社が営業を行う地域別市場の一部の中には、既に飽和しており又は今後飽和し、将来において低成長しか見込めず又は成長自体が見込めない市場もあり得る。アジア・パシフィック地域における生命保険業界、投資業界及び年金業界の成長及び発展は、当社の支配の及ばない多くの業界動向及び不確定要因の影響を受ける。

顧客の保険商品、投資商品及び年金商品並びに資産運用ソリューションに対する傾向が変化し、当社が営業を行う地域別市場における当社の事業又は市場シェアを維持するために当社が適切又は適時に適応しない可能性がある。

保険、投資、年金及び資産運用に係る市場並びに当社の顧客の傾向は常に変動している。その結果、当社が営業を行う地域別市場において競争力を維持し、事業を拡大し、市場シェアを維持するために当社はこれらの市場における変化及び顧客の傾向に常に適応しなければならない。新商品の導入時に当社は多くのリスクに直面する。当社の新商品が市場に受け入れら

れない可能性があり、この場合、当社の事業が損なわれる可能性がある。また、当社の商品が、保険、投資、年金及び資産運用に係る市場における競争又は状況の変化により、陳腐化し又は不経済となる可能性がある。さらに、当社の現在の及び予定された品揃えが市場需要の変化に適応する場合でも、当社は当該商品を商品化することができない可能性がある。さらに、潜在的な商品が必要な監督庁の認可を得られない可能性、大規模に市場に投入するのが困難な可能性、導入するには不経済である可能性、市場で受け入れられない可能性、又は第三者の専有的権利により商品化が妨げられる可能性がある。当社が商品を商品化できなければ、当社の事業の実行可能性が著しく損なわれる可能性がある。したがって、当社の将来の成功は、当社が変化する顧客の傾向、業界標準並びに新たな品揃え及びサービスに適応し得るか否かにかかっている。これらの変化により、当社は、事業モデルを再評価し、戦略及び事業計画を著しく変更する必要が生じる可能性がある。これらの変更に対応できなければ、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響が及ぼされる可能性がある。

金融その他の危機に対応する政府の措置及び規制は、当社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2008年に世界の金融市場及び信用市場は異例の水準のボラティリティ及び混乱を経験し、金融資産その他資産の価格一般に対する下落圧力がかかり、信用収縮が発生した。そのため、多くの法域における政府並びに政府機関及び規制監督機関は、保険会社を含む金融機関が直面する問題に対応するために様々な措置を取り、また今後も取り続ける可能性がある。これらの措置には、一定の金融機関の事業及び経営に対する監督の拡大並びに事業及び経営の制限が含まれる。これらの措置並びに関連する法律、規則及び規制（TARP、復興法及びドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法を含む。）は随時変更される可能性があり、当社は、将来の法規制の変更が当社の事業、財政状況及び経営成績に重大な悪影響を及ぼさないと保証することはできない。さらに、資本市場並びにAIG及びAIAを含む一定の会社の安定化を目的として取られた政府機関及び規制機関による措置が、その意図した目的を達成し、影響を受けた企業の信用又は流動性に関する問題を解決する保証はない。

当社の事業に係る税制の変更は、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の事業及び業務は、それらが組織され運営される国及び市場における租税法規に服している。税法、税規制又はそれらの解釈の変更は、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、かかる変更は当社の一部の商品の売上高を著しく減少させる可能性がある。例えば、遺産税の減税により、節税目的で購入される一部の保険契約に対する顧客の需要は減少する可能性があり、法人税率が引き上げられた場合には、当社が支払う税額が増加する可能性がある。当社は、法人税若しくは保険商品に影響を与える税法規の制定の可能性、当該法規の具体的な内容、又は何らかの法規が当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性について予測することはできない。

当社普通株式の所有権に関するリスク

将来の公開市場における当社普通株式の大量売却は、当社普通株式の株価を著しく押し下げる可能性がある。

将来の公開市場における当社普通株式若しくは当社普通株式に係るその他の有価証券の大量売却、当社普通株式の新規発行、又はかかる売却若しくは発行が行われる可能性があるとの認識により、当社普通株式の市場価格が下落する可能性がある。また、当社普通株式の将来の大量売却又はそのような売却が行われるとの認識により、当社が適切と考える時期及び価格において将来資本を調達する当社の能力が重大な悪影響を受ける可能性がある。グローバル・オファリングに関連して、当社及び売出株主は、「第一部 証券情報 - 第4 - 2 ロックアップ」に記載されているロックアップの対象となる。香港上場規則に従うことを条件として、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、いつでもこれらの有価証券にかかる制限から免除することができる。将来のこれらの有価証券の大量売却は、当社の事業又は当社普通株式の市場価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

LLC契約の条件に基づき残余財産分配優先権が全額支払われるまで、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係」に記載される通り、FRBNYは、FRBNY保有の優先投資持分に付随するその時点で未払の残余財産分配優先権を、AIAオーロラLLC又はそのいずれかの関係会社がその時点で保有している当社普通株式の同等価値分と引き換えに減額するよう要求する権利（2010年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストの事前の同意を要し、2013年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストとの事前協議を要し、また2013年12月1日より後には、FRBNYの単独の

裁量による。)を有する。分配要求に服することのできる当社普通株式の価格の上限は、その時々々の残余財産分配優先権の時価に等しい。例示目的のみとして、グローバル・オフアリングにおける売出株式の売出しからの純利益の分配を受けて、(未定)米ドルの残余財産分配優先権が残ると仮定すると、最新情報確認日に分配要求の対象となり得るAIAオーロラLLCが保有する当社普通株式の最大割合は、(未定)% (AIAオーロラLLCが、グローバル・オフアリング直後に当社普通株式(未定)株を保有し、売出価格を平均最終売値とすると仮定した場合。)の予定である。FRBNYは、分配要求の行使によりFRBNYに分配された当社普通株式の全てを、当該分配と同時に売却する。FRBNYは、AIG又はAIAオーロラLLCが「第一部 証券情報 - 第4 - 2 ロックアップ」に記載されているロックアップに違反することとなるような方法で、分配要求の権利を行使しないことに合意している。さらに、AIAオーロラLLCの優先投資持分が2013年12月1日までに全額償還されない場合には、過半数優先投資主は、保有するAIAオーロラLLCの優先投資持分に付随するその時点で未払の残余財産分配優先権の減額に関し、類似の権利を行使することができる。

FRBNYの分配要求を行う権利はまた、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社との関係 - AIGの資本強化」に記載される通り、AIGの資本強化に関するこれらの権利の譲渡及び移転後も、米国財務省によって行使可能である。

また、FRBNYがLLC契約に基づきグローバル・オフアリングに同意するための条件として、AIG、AIAオーロラLLC及びFRBNYは、残余財産分配優先権が全額支払われた後、FRBNY融資契約に基づきFRBNYに支払われるべき未払金の全額が支払われるまで、FRBNYがAIAオーロラLLCに対して当社普通株式のさらなる売却を随時要求する権利(2010年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストの事前の同意を要し、2013年12月1日まではAIGクレジット・ファシリティ・トラストとの事前協議を要し、また2013年12月1日より後には、FRBNYの単独の裁量による。)を有することに合意している。処分要求の実行後、AIAオーロラLLCによる当社普通株式のかかる売却による純利益は、AIGによりFRBNY融資契約に基づくその時点での未払金を減額するために充当される。FRBNYは、AIG又はAIAオーロラLLCが「第一部 証券情報 - 第4 - 2 ロックアップ」に記載されているロックアップに違反することとなるような方法で、処分要求の権利を行使しないことに合意している。

当社は、上記のFRBNYの権利に基づくFRBNY又はAIAオーロラLLCによるこれらの当社普通株式のマーケティング及び売却に協力する義務を負う。当該権利の行使を実現するため必要な取引は当社の経営陣の注力及び資源を必要とし、当社の事業を阻害する可能性がある。当社は、FRBNY又はAIAオーロラLLCによる将来の当社普通株式の売却の規模又は当社普通株式の将来の売却が当社普通株式の市場価格に及ぼす影響(もしあれば)を予測することができない。当該権利の行使に基づくFRBNY又はAIAオーロラLLCによる当社普通株式の大量売却が行われ、又はかかる売却が行われるとの認識が生じた結果、当社普通株式の市場価格が大幅に下落する可能性がある。また、かかる売却又はその可能性は、当社が適切と考える時期及び価格において将来持分証券を売却することにより追加資本を調達することをより困難にする可能性がある。さらに、FRBNY又はAIAオーロラLLCによるかかる売却により、一ないし複数の者が当社の議決権の30%以上を単独で又は協同して直接的又は間接的に保有するに至った場合、当該一ないし複数の者は、買付け及び吸収合併法に従い、株主に対して強制公開買付けを行うことを要求される可能性がある。当該強制公開買付けに応じた当社の株主が得る当社普通株式一株当たりの価格が、当該株主が当社普通株式を取得した価格を下回ることもあり得る。

グローバル・オフアリングに関するリスク

当社が本書に記載したエンベディッド・バリューに係る情報は複数の仮定に基づくものであり、これらの仮定が変更された場合に著しく変化する可能性がある。

当社の経済的価値及び業績を理解するための追加手段を投資家に提供するため、当社は、「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (2) エンベディッド・バリュー」に記載の通り、当社のエンベディッド・バリューに関する情報(新規契約高を含む。)を開示した。これらの数値は、一般に適用される数理法を用いた割引キャッシュ・フローの評価に基づいている。しかし、エンベディッド・バリューの作成及び表示に関する指針は未だ発展途上にあり、保険会社のエンベディッド・バリューの形式、決定又は表示のいずれについても、単一の定まった基準は存在しない。エンベディッド・バリューの算定は多数の仮定を伴うものであり、その多くは当社の支配の及ばないものであり、実際の数値は仮定と著しく異なる可能性がある。さらに、エンベディッド・バリューの算定に伴う技術的な複雑性、及び主要な仮定の変更に伴いエンベディッド・バリューの見積りも大幅に変化するという事実に鑑みて、「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (2) エンベディッド・バリュー」及び「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (3) 保険数理コンサルタント報告書」の記載を読んだ上、エンベディッド・バリューの算定結果の解釈に当たっては特に注意し、かかる算定結果に過度に依拠することは避けるべきである。さらに、新たな情報、将来の事象その他いかなる理由があっても、当社は、これらの価値を将来更新又はその他修正する意図を有しない。本書表紙の注記4を参照のこと。

IASB、HKICPA又はその他の基準策定機関が設定する会計基準の変更が、当社の財務情報に悪影響を及ぼす可能性がある。

従前、AIAグループを構成する各法主体は、現地の会計基準に従ってその財務成績の報告を行ってきた。最近に至り、当社は、IFRS及び香港財務報告基準に従って当社の連結財務情報の報告を行うことを決定した。当社の連結報告につきIFRS及び香港財務報告基準を採用したことは、相当規模の会社資源、従業員の訓練、経営陣の注力、並びに新たな方針及び手続の実施を要求するものであった。

IFRS及び香港財務報告基準は、定期的に変更され、且つ/又は拡張される。したがって、随時当社はIASB又はHKICPAが定める新たな又は変更された会計基準を採用する必要がある。市場環境により、会計基準設定団体は、金融商品、ストラクチャー及び取引に関する会計基準を解釈し又は変更することを意図した新たな指針並びに開示を拡大する新たな基準を発行することを促されてきた。当社が採用することを要する将来の会計基準により、当社が連結財務情報の作成に当たり適用する現在の会計上の取扱いが変更される可能性があり、かかる変更が当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

IASBは、2010年7月30日に、保険契約会計の改善に関する公開草案を、これに関する一般の意見を求めて発表した。この公開草案は、あらゆる法域における全ての保険業者が、あらゆる種類の契約に一貫して適用できる単一の国際財務報告基準を提案している。公開草案は2010年11月30日まで意見を受付けており、IASBはかかる国際財務報告基準の発表を2011年の第2四半期を目処に予定している。当社はかかる将来の国際財務報告基準の最終的な内容を予測することは出来ず、当社が採用することを要する将来の会計基準により、当社が連結財務情報の作成に当たり適用しなければならない会計上の取扱いが変更される可能性がある。かかる変更は、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

重要な契約についての概要

当社は、香港目論見書の日付の直前2年間に、重要な又は重要なものとなる可能性のある下記の契約（通常の業務過程において締結する契約を除く。）を締結している。

- (a) AIGグローバル・サービスズ（マレーシア）SDN. BHD.及びアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（シンガポール支店）の間の、AIGグローバル・サービスズ（マレーシア）がAIAシンガポールに対して特定の共有サービスを提供することに同意した、2009年1月8日付の暫定サービス契約
- (b) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（オーストラリア）リミテッド、ウエストパック・フィナンシャル・サービスズ・グループ・リミテッド、セント・ジョージ・バンク・リミテッド及びセント・ジョージ・ライフ・リミテッドの間の、2008年7月31日に締結された提携契約を当事者らが解約し終了した、2009年4月9日付の終了及び免責に関する証書
- (c) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド及びアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（オーストラリア）リミテッドの間の、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドがアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（オーストラリア）リミテッドの利益となるよう一定の補償義務を負った、2009年2月28日付の免責保証契約
- (d) AIAタカフル・インターナショナルBHD及びエイジアン・イスラミック・インベストメント・マネジメントSDN BHDの間の、エイジアン・イスラミック・インベストメント・マネジメントSDN BHDがAIAタカフル・インターナショナルBHDの利益のために投資運用者として行動することを約束する、2009年4月21日付の投資運用契約
- (e) AIGグローバル・サービスズ（マレーシア）SDN. BHD.、AIAシェアード・サービスズSDN. BHD. 及びアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（シンガポール支店）の間の、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（シンガポール支店）がAIGグローバル・サービスズ（マレーシア）SDN. BHD. に対してそれまでに提供した共有サービスについての責任をAIAシェアード・サービスズSDN. BHD.が負った、2009年8月29日付の更改証書
- (f) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー及びアメリカン・インターナショナル・グループ・インクの間で締結された、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドがフィリピン・アメリカン・ライフ・アンド・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの全発行済株式資本を総額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの対価にてアメリカン・インターナショナル・グループ・インクから取得した、2009年8月24日付の株式買取契約
- (g) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドがアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーから取得したフィリピン・アメリカン・ライフ・アンド・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの全発行済株式資本の対価として、AIAが2009年11月3日付でアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーに対して発行した元本金額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの約束手形
- (h) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド及びアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーの間の、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーがフィリピン・アメリカン・ライフ・アンド・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの発行済普通株式199,560,522株を総額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの対価にてAIAに売却した、2009年11月3日付の売買完了契約書

(i) フィリピン・アメリカン・ライフ・アンド・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの全発行済株式資本に付される議決権に関する、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを名宛人とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーとの間の2009年11月3日付の議決権信託契約

(j) フィリピン・アメリカン・ライフ・アンド・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの全発行済株式資本に付された全ての権利、権原及び権益をアメリカン・インターナショナル・グループ・インクがアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドに対して譲渡した、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとアメリカン・インターナショナル・グループ・インクとの間の2009年11月3日付の譲渡契約

(k) 2009年11月3日付でアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドがアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーに対して発行した元本金額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの約束手形についての及びこれに基づく全ての権利、権原、利益及び権益をアメリカン・インターナショナル・グループ・インクに対して譲渡した、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーと、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクとの間の2009年11月3日付の譲渡契約

(l) 元本金額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの約束手形についての及びこれに基づく全ての権利、権原、利益及び権益をアメリカン・インターナショナル・グループ・インクからAIGライフ・ホールディングス（インターナショナル）LLCに対して2009年11月3日付で譲渡した、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクとAIGライフ・ホールディングス（インターナショナル）LLCとの間の2009年11月3日付の譲渡契約

(m) 元本金額27,962,420,342.60フィリピン・ペソの約束手形についての及びこれに基づく全ての権利、権原、利益及び権益がAIGライフ・ホールディングス（インターナショナル）LLCからアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドに対して2009年11月3日付で譲渡された、AIGライフ・ホールディングス（インターナショナル）LLCとアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドとの間の2009年11月3日付の譲渡契約

(n) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドが2009年11月3日付で発行した13,963,972,653米ドルの約束手形に基づく全ての負債及び債務について、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドが免除及び免責された、アメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドとアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとの間の2009年11月3日付の免責証書

(o) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとセザール・A・ブエナVENTOURAとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(p) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとレナルド・C・センターノとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(q) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとオマール・T・クルーズとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(r) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとホセ・L・キューザ・ジュニアとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(s) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとフランス・G・エストラダとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(t) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとリカルド・J・ロムロとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(u) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとワシントン・Z・サイシップとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(v) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとエドモンド・セー・ウィン・ツェとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(w) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとマーク・ウィルソンとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(x) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドを受益者とする、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとトレバー・ブルとの間の2009年11月3日付の信託宣言及び補償引受

(y) アメリカン・インターナショナル・グループ・インク、アメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド及び当社の間で締結され、これに基づき当社がアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドから総額13,963,972,653米ドルの対価にてアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドの全発行済株式資本を取得した、2009年11月24日付の株式買取契約

(z) アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドの全発行済株式資本を当社が取得することの対価として、当社が2009年11月30日付でアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドに対して発行した元本金額13,963,972,653米ドルの約束手形

(aa) 当社がアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドに対して2009年11月30日付で発行した13,963,972,653米ドルの約束手形に基づく当社の債務を消滅及び免除することについての対価の一部として、当社が2009年11月30日付でAIAオーロラLLCに対して発行した元本金額50,000,000米ドルの約束手形

(bb) AIAオーロラLLCが当社の株式資本12,000,000,000株を引き受けることに同意し、当社がこれをAIAオーロラLLCに対して発行し割り当てることに同意した、当社とAIAオーロラLLCとの間で締結された2009年11月30日付の引受合意書

(cc) 2009年11月30日付で当社がアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドに対して発行した13,963,972,653米ドルの約束手形がAIAオーロラLLCに対して譲渡される、AIAオーロラLLCとアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドとの間で締結された2009年11月30日付の譲渡証書

(dd) 当社がアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドに対して2009年11月30日付で発行した13,963,972,653米ドルの約束手形に基づく全ての負債及び債務を、当社が免除及び免責された、当社とAIAオーロラLLCとの間で締結された2009年11月30日付の免責証書

(ee) アメリカン・インターナショナル・グループ・インクとAIAグループとの間の全ての契約、合意及びその他の協定は相互に対等な条件で締結されることが合意された、アメリカン・イ

ンターナショナル・グループ・インクと当社との間で締結された2009年11月30日付の分離書簡契約

(ff) 特定の商標及びドメイン名の移転及び譲渡について合意された、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクとアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとの間で締結された2009年11月30日付の商標及びドメイン名移転契約

(gg) 特定の知的財産権がアメリカン・インターナショナル・グループ・インクからAIAグループに対してライセンスされた、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクとアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとの間で締結された2009年11月30日付の知的財産権ライセンス契約

(hh) AIGの特定の商標を使用する暫定ライセンスをアメリカン・インターナショナル・グループ・インクがAIAグループに対して付与する、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクとアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとの間で締結された2009年11月30日付の商標及び商号ライセンス契約

(ii) 特定の知的財産権がアメリカン・インターナショナル・グループ・インクからAIAグループに対してライセンスされた、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクとアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッドとの間で締結された2010年8月18日付の知的財産権ライセンス契約

(jj) チャウ・タイ・フック・ノミニー・リミテッドが388,000,000香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意した、チャウ・タイ・フック・ノミニー・リミテッド、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社との間で締結された2010年9月30日付のコーナーストーン投資契約

(kk) グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッドが250,000,000米ドル相当の香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意し、グオライン・キャピタル・リミテッドが100,000,000米ドル相当の香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意し、ホンレオン・アシュアランス・ブルハドが20,000,000米ドル相当の香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意した、グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、グオライン・キャピタル・リミテッド、ホンレオン・アシュアランス・ブルハド、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社との間で締結された2010年10月1日付のコーナーストーン投資契約

(ll) クンプラン・ワン・ペルサラン(ディペルバダンカン)が200,000,000米ドル相当の香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意した、クンプラン・ワン・ペルサラン(ディペルバダンカン)、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社との間で締結された2010年10月1日付のコーナーストーン投資契約

(mm) クウェート投資庁が1,000,000,000米ドル相当の香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意した、クウェート投資庁、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社との間で締結された2010年10月1日付のコーナーストーン投資契約

(nn) クウェート投資庁が200,000,000米ドル相当の香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意した、ロリータ・インベストメンツ・リミテッド、ピーター・ウー・クォン・チン、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社との間で締結された2010年10月1日付のコーナーストーン投資契約

(oo) NWSフィナンシャル・マネジメント・サービスズ・リミテッドが388,000,000香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意した、NWSフィナンシャル・マネジメント・サービスズ・リミテッド、ジョイント・グローバル・コーディネーター、AIAオーロラLLC及び当社との間で締結された2010年9月30日付のコーナーストーン投資契約

(pp) ウィング・トレード・インベストメンツ・リミテッドが50,000,000米ドル相当の香港ドルの当社普通株式を引き受けることに同意した、ウィング・トレード・インベストメンツ・リミテッド、ホンレオン・フィナンシャル・グループ・ブルハド、ジョイント・グローバル・コー

ディネーター、AIAオーロラLLC及び当社の間で締結された2010年10月1日付のコーナーストーン投資契約

（qq）当社、売出株主、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び香港引受人の間で締結された2010年（未定）日付の香港引受契約

関連取引

概要

当社は、当社の関係者（香港上場規則に定義される。）である当事者と一定の取引を行っており、かかる取引は上場日後も続くため、香港上場規則に基づく継続的関連取引を構成する。

本項の継続的関連取引に関して開示された2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期の過去の金額は、関係当事者取引に関して「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記41に開示された2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期の金額の一部を構成する。

関係当事者取引に関して「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記41に開示された2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期の金額のうち残りの部分は、（ ）本項で開示される、香港上場規則ルール14A.33(2)に基づく報告、公告及び独立株主の承認要件を免除される共有管理サービスを構成し、且つその過去のコ額が開示されていない継続的関連取引、並びに（ ）上場日後は継続せず、そのため本項において開示を要求される継続的関連取引を構成しない、当社とAIGグループのメンバーの間の取引に帰属する。関係当事者取引に関する詳細は、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書に記載される。

免除される継続的関連取引

上場日後、以下の取引は香港上場規則ルール14A.33に基づく報告、公告、年次評価及び独立株主の承認要件を免除される継続的関連取引とみなされる。

当社が通常の業務過程において提供する保険商品及び投資運用商品並びにそれらのサービス

当社は、通常及び通例の業務過程において保険商品及び投資運用商品並びにそれらのサービスを顧客に提供する。これらの顧客は、香港上場規則第14A章に基づく当社の関係者である者（AIAグループの取締役及び最高責任者並びに上場日前の12ヶ月以内にAIAグループの取締役であった元取締役を含む。）及びそのそれぞれの関連会社（香港上場規則ルール14A.11に定義される。）を含む。

これらの取引は、当社の通常及び通例の業務過程において締結され、一般的な取引条件に基づいている。すなわち、商品及びサービスが当社により第三者保険会社と同等の市場価格で提供されるか、又は、かかる商品及びサービスが当社により当社の従業員である関係者に市場価格よりも低い従業員価格で提供される場合のいずれかであり、これらの条件は、当社の関係者ではない比較対象となる従業員に適用される条件と同様に特段有利なものではない。

当社は、上場日後も引き続き、保険商品及び投資運用商品並びにそれらのサービスにかかる関係者に提供する予定であり、これを一般的な取引条件に基づいて継続する。

当社による、当社の関係者及びそれらの者の関連会社に対する保険商品及び投資運用商品並びにそれらのサービスの提供は、かかる関係者による通常及び通例の業務過程における一般的な取引条件に基づく、私的使用目的の消費財及びサービスの取得を構成し、これらの各取引の価格は、当社の総収入の1%に満たない。したがって、上記に記載される各関係者への、保険商品及び投資運用商品並びにそれらのサービスの提供は、香港上場規則ルール14A.33(1)に基づく報告、公告、年次評価及び独立株主の承認要件を免除される継続的関連取引を構成する。

AIGグループとの情報技術（IT）サービス取引

当社は、AIGグループのメンバーと各種契約を締結しており、それらに基づき、当社は国内ネットワーク及びホスティング・サービスを含むIT及び関連サービスを提供する。

これらの取引は、当社の通常及び通例の業務過程において締結され、一般的な取引条件に基づいている。支払うべき費用については、かかる取引に関係する各契約に規定される。

当社及びAIGグループは、ITサービス関連を含め、相互依存を軽減している最中である。当社は、AIGグループにITサービスを提供している契約の全てを2010年12月31日までに解約する予定であり、AIGグループとITサービス関係の新たな契約を締結する予定はない。

AIGグループとのITサービス取引は、当社よりAIGグループに提供される共有管理サービスを構成し、かかるサービスに対して支払うべき費用は、特定できる費用をもって分割され、公平且つ公正に各当事者に割り当てられる。したがって、AIGグループとのITサービス取引は、香港上場規則ルール14A.33(2)に基づく報告、公告、年次評価及び独立株主の承認要件を免除される継続的関連取引を構成する。

AIGグループとの経営及び管理サービス取引

当社は、AIGグループのメンバーと各種契約を締結しており、それらに基づき、当社はデータ管理、受託業務並びに当社の投資運用活動を支援する業務（取引の実行及び決済、保管機関の仲介、ポートフォリオの実績測定及び関連する付随業務を含む。）等の経営、管理及び関連サービスを提供し又は受領する。

これらの取引は、当社の通常及び通例の業務過程において締結され、一般的な取引条件に基づいている。支払うべき費用については、かかる取引に関係する各契約に規定される。

当社は、上場日後も引き続き、かかるサービスをAIGグループのメンバーに提供し、また、AIGグループのメンバーから受領する予定であり、これを一般的な取引条件に基づいて継続する。

AIGグループとの経営及び管理サービス取引は共有管理サービスを構成し、かかるサービスに対して支払うべき費用は、特定できる費用をもって分割され、公平且つ公正に各当事者に割り当てられる。したがって、AIGグループとの経営及び管理サービス取引は、香港上場規則ルール14A.33(2)に基づく報告、公告、年次評価及び独立株主の承認要件を免除される継続的関連取引を構成する。

AIGグループとのグループ保険取引

当社は、AIGグループのメンバーと各種契約を締結しており、それらに基づき、当社は動産及び不動産保険、火災保険、旅行保険並びに従業員の生命保険、団体生命保険及び医療保険等の企業グループの事業資産及び運営に関するリスクに対する保険契約を販売又は購入する。当社はまた、従業員の違反行為、会社役員賠償責任及び電子データの損失等の事業資産及び運営上のリスクに関して、AIGグループと第三者保険会社の間で締結された保険契約の利益を受領する契約をAIGグループと締結している。

当社が保険契約を販売又は購入するためのこれらの取引は、これらの取引に基づいて支払う保険料及びその他の費用が第三者提供会社との取引における保険料及びその他の費用と同等であるため、当社の通常及び通例の業務過程において締結され、一般的な取引条件に基づいている。

これらの取引に基づき、2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期に当社が支払ったグロススペースの金額は、それぞれ5.9百万米ドル、9.0百万米ドル、5.8百万米ドル、2.0百万米ドルであった。

これらの取引に基づき、2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期に当社が受領したグロススペースの金額は、それぞれ0.6百万米ドル、1.4百万米ドル、1.8百万米ドル、1.2百万米ドルであった。

AIGグループと第三者保険会社の間で締結された保険契約の利益を当社が受領するこれらの取引は、当社が支払う保険料及び費用が第三者保険契約に基づき保険をかけられたリスクのうち当社該当分に比例するため、当社の通常及び通例の業務過程において締結され、一般的な取引条件に基づいている。

当社は、上場日後も引き続き、保険契約をAIGグループのメンバーに販売し、またAIGグループのメンバーから購入する予定であり、これを一般的な取引条件に基づいて継続する。

AIGグループと第三者保険会社の間で締結された保険契約の利益を当社が受領している多くの契約は、当社が第三者保険会社と直接保険契約を締結することにより、上場日までに解約される予定だが、当社は上場日後も引き続きAIGグループと第三者保険会社の間で締結された保険契約の利益を受領し、これを一般的な取引条件に基づいて継続することを見込んでいる。

保険契約がAIGグループのメンバーに販売される取引の年度ベースによる年間総額及びAIGグループのメンバーから購入する保険契約の年度ベースによる年間総額、並びにAIGグループと第三者保険会社の間で締結された保険契約の利益を当社が受領する取引は、グロススペースで9.4百万米ドルを超えず、よって香港上場規則に基づく適用ある最高比率は、年率0.1%未満であることが予想される。したがって、AIGグループとの保険取引は、総額でも香港上場規則ルール14A.33(3)に基づく報告、公告、年次評価及び独立株主の承認要件を免除される僅少継続的関連取引を構成する。

AIGグループとの不動産取引

当社は、香港、マレーシア、シンガポール、タイ及びフィリピンを含む多くの国において、当社がAIGグループのメンバーにオフィス不動産及び倉庫スペースに関するリース又はライセンスを付与する各種契約を締結している。

これらの契約に基づき、2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期に当社が受領したグロススペースの金額は、それぞれ2.5百万米ドル、2.8百万米ドル、2.5百万米ドル、1.3百万米ドルであった。

これらの取引は、リース及びライセンスに基づいて支払われる賃料及びその他の費用が関連ある国における類似不動産の市場価格と同等であるため、当社の通常及び通例の業務過程において締結され、一般的な取引条件に基づいている。当社の独立不動産鑑定人であるシービー・リチャード・エリスは、これらの取引に関するリースに基づいて支払われる賃料その他の費用が各リース契約の締結日時点において一般的な市場価格の合理的範囲内に収まることを確認した。

当社は、上場日後も引き続き、オフィス不動産及び倉庫スペースに関するリース又はライセンスをAIGグループのメンバーに付与することを予定しており、これを一般的な取引条件に基づいて継続する。

AIGグループのメンバーと締結したリース及びライセンスの年度ベースによる年間総額は、グロススペースで3.3百万米ドルを超えず、よって香港上場規則に基づく適用ある最高比率は、年率0.1%未満であることが予想される。したがって、AIGグループとの不動産取引は、総額でも香港上場規則ルール14A.33(3)に基づく報告、公告、年次評価及び独立株主の承認要件を免除される僅少継続的関連取引を構成する。

AIGとの知的財産ライセンス取引

当社は、2009年11月30日以降AIGと各種契約を締結しており、当該契約に基づき、AIGは一定の商標及び商号、コンピューター・ソフトウェアに関する権利並びにその他の登録及び非登録的財産権を含む一定の知的財産について非独占、全額一括払いの、使用料無料のライセンスを当社に供与する。AIGの商標及び商号のライセンスは、当社が当社の事業においてAIGブランドの使用から移行できるようにするため、暫定的に当社に供与された。当該ライセンスは、当社の地域的市場を対象とし、そのライセンス期間は2011年11月30日より後に、又はAIGが（ ）AIAの普通発行済株式に表章される全議決権の

50%を直接的若しくは間接的に、実質上保有しなくなった日、若しくは（ ）AIAの経営若しくは方針の方向性を直接的若しくは間接的に、指示若しくは指揮する権限を有しなくなった日のうちいずれかの日から1年後に失効する。コンピューター・ソフトウェアに関する権利並びにその他の登録及び非登録知的財産権に関する権利のライセンスは、AIGが（ ）AIAの普通発行済株式に表章される全議決権の50%を直接的若しくは間接的に、実質上保有しなくなった日、又は（ ）AIAの経営若しくは方針の方向性を直接的若しくは間接的に、指示若しくは指揮する権限を有しなくなった日のうちいずれかの日以後に、いずれかの当事者による治癒することのできない重大な違反が発生した場合は、あらゆる知的財産権に関するライセンスを終了する権利を条件として、世界中で無期限に当社に供与される。

これらのライセンス契約は、当社の通常及び通例の業務過程において締結され、一般的な取引条件に基づいている。知的財産ライセンスは、使用料無料であるため、香港上場規則に基づく適用ある最高比率は、年率0.1%未満である。したがって、AIGとの知的財産ライセンス取引は、総額でも香港上場規則ルール14A.33(3)に基づく報告、公告、年次評価及び独立株主の承認要件を免除される僅少継続的関連取引を構成する。

AIGグループとの再保険契約

当社は、AIGグループのメンバーとの間で、当社又はAIGグループの会社がそれぞれの通常及び通例の業務過程において付保したリスクの再保険の販売又は購入に関して各種契約（以下「AIG再保険契約」という。）を締結しており、それらは上場日後も継続する。これは、当社とAIGグループとの既存の取引の継続である。下記「非免除継続的関連取引 - ALICOとのグループ従業員向けの福利厚生再保険契約」に記載されるALICO再保険契約を除き、当社は、上場日後にAIGグループと新たな再保険取引を行うことは予定していない。

AIG再保険契約に基づき、2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期に当社が支払った再保険料、手数料及び費用に関するグロススペースの金額は、それぞれ26.6百万米ドル、3.9百万米ドル、0.6百万米ドル、0.1百万米ドルであった。2007年度以降に当社が支払った支払額の減少は、2008年度における新たな取引を停止させる一つの再保険協定に大きく起因するものと考えられる。

AIG再保険契約に基づき、2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期に当社が受領した再保険料、手数料及び費用に関するグロススペースの金額は、それぞれ0.7百万米ドル、0.2百万米ドル、0.1百万米ドル、0.03百万米ドルであった。

AIG再保険契約は、かかる契約に基づいて支払われる再保険料、手数料及び関連費用が第三者再保険会社との取引におけるそれらと同等であるため、当社の通常及び通例の業務過程において締結され、一般的な取引条件に基づいている。AIG再保険契約の条件は適用ある一般的な市場慣行に基づいている。

AIG再保険契約に基づいて支払われる且つ受領された保険料及び費用の年度ベースによる年間総額は、グロススペースで0.8百万米ドルを超えず、よって香港上場規則に基づく適用ある最高比率は、年率0.1%未満となることが予想される。したがって、AIG再保険契約は、総額でも香港上場規則ルール14A.33(3)に基づく報告、公告、年次評価及び独立株主の承認要件を免除される僅少継続的関連取引を構成する。

AIGの資産運用グループとの投資運用契約

当社は、当社の事業の非アジア確定利付資産がAIGグループの資産運用グループのメンバーによりそれぞれの通常及び通例の業務過程において運用される投資運用契約（以下「AMG投資運用契約」という。）を締結した。これは、当社及びAIGグループ間の既存の事業の継続である。

当社及びAIGグループ間の非アジア確定利付資産投資運用取引に基づき、2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度上半期に当社が支払った運用手数料に関する支払総額は、それぞれ1.9百万米ドル、2.3百万米ドル、2.8百万米ドル、1.8百万米ドルであった。

AMG投資運用契約は、当社がAIGグループの資産運用グループのメンバーに支払う運用手数料は運用資産の価格に基づいており、第三者投資運用会社との取引における運用手数料と同等であるため、当社の通常及び通例の業務過程において締結され、一般的な取引条件に基づいている。AMG投資運用契約の条件は適用ある一般的な市場慣行に基づいている。

AMG投資運用契約に基づいて支払われる運用手数料の年度ベースによる年間総額は、10.1百万米ドルを超えず、よって香港上場規則に基づく適用ある最高比率は、年率0.1%未満となることが予想される。したがって、AMG投資運用契約は、総額でも香港上場規則ルール14A.33(3)に基づく報告、公告、年次評価及び独立株主の承認要件を免除される僅少継続的関連取引を構成する。

AIGによる中国保証

AIGは、中華人民共和国及びCIRCに対して合計で6つの保証書を発行しており、当該保証書に基づき、AIGは中華人民共和国にあるAIAの6つの支店のあらゆる負債及び納税義務を保証及び補償する（以下「中国保証」という。）。中国保証は、AIAの6つの各支店が中華人民共和国において営業を開始することを許可するための中華人民共和国及びCIRCによる要請に従って、1992年から2002年にかけてAIGにより提供された。中国保証は、上場日後も引き続き有効である。

中国保証は、これに関して当社からAIGに一切の費用は支払われておらず、また今後も支払われることはなく、且つ、当社は中国保証の結果としていかなる条件又は義務も負わないため、一般的な（又は当社にとってはより有利な）取引条件に基づいている。

当社は、当社が中華人民共和国においてAIAの当該支店を運営する上で、中国保証は必要ではないと考えている。そのため、当社及びAIGは、上場日後実務上可能な限り速やかに、中国保証の終了について中国人民銀行及びCIRCの同意を求める予定である。

中国保証は、AIGがAIAのために（中華人民共和国におけるAIAの当該支店が、中華人民共和国における当該規制上の要件に従って営業できるようにするために）提供する財政援助を構成し、一般的な（又は当社にとってはより有利な）取引条件に基づいている。また、かかる財政援助に関して、当社により、AIAグループのいかなる資産に対しても担保の設定はされていない。したがって、中国保証は、香港上場規則ルール14A.65(4)に基づく報告、公告、年次評価及び独立株主の承認要件を免除される継続的関連財政援助取引を構成する。

AHAによる保証

2002年11月1日、AIGグループの子会社であるアメリカン・ホーム・アシユアランス・カンパニー（以下「AHA」という。）は、AIAオーストラリアが発行した保険契約により生じたAIAオーストラリアの現在及び将来の義務及び負債に関してAIAオーストラリアの保険に加入している各当事者のために保証書を発行した（以下「AHA保証」という。）。AHA保証は、そもそも、AIAオーストラリアに関する格付サポートを提供するために締結された。

AHA保証は、これに関して当社からAHAに一切の費用は支払われておらず、また今後も支払われることはなく、且つ、当社はAHA保証の結果としていかなる条件又は義務も負わないため、一般的な（又は当社にとってはより有利な）取引条件に基づいている。

当社は、AHA保証を終了させ、実務上可能な限り速やかにAIAに同様の条件による新たな保証（以下「AIA代替保証」という。）を締結させるための措置を講じ、また、AHAにかかる措置を講じさせる。AHA保証は、その終了条件に従い終了し、AIA代替保証は、2010年10月31日に発効する予定である。

AHA保証は、AIGグループがAIAオーストラリアのために提供する財政援助を構成し、一般的な（又は当社にとってはより有利な）取引条件に基づいている。また、かかる財政援助に関して、当社により、AIAグループの資産に対する担保の設定はされていない。したがって、AHA保証は、香港上場規則ルール14A.65(4)に基づく報告、公告、年次評価及び独立株主の承認要件を免除される継続的関連財政援助取引を構成する。

レイサンとのリース契約

2007年4月3日、当社は、非完全子会社であるベイショア・ディベロプメント・グループ・リミテッド（以下「ベイショア」という。）を通じて、レイ・サン・ディベロプメント・カンパニー・リミテッド（以下「レイサン」という。）とリース契約（以下「レイサン・リース契約」という。）を締結した。当該契約に基づき、レイサンはAIAセントラル内の一定の土地建物を、2005年6月6日から12年間にわたってベイショアから賃借している。現在、レイサンの子会社は、当社が保有していないベイショアの発行済株式資本の残り10%を保有している。

レイサン・リース契約は当社の通常及び通例の業務過程において締結され、また一般的な取引条件に基づいている。当社の独立資産鑑定人であるシー・ビー・リチャード・エリスは、レイサン・リース契約に基づいて支払われる賃借料その他の費用は、契約締結日におけるその時点の市場実勢相場の合理的範囲内であることを確認した。

（ ）レイサン・リース契約は（ a ）一般的な取引条件に基づいて締結され、（ b ）当社の通常及び通例の業務過程において収益的性質を持ち、また（ c ）当社の子会社レベルのみにおいて当社と関連する者との契約であり、且つ（ ）発表された最新の会計報告に基づくベイショアの資産合計、利益及び収益はそれぞれ百分率比率（香港上場規則に定義される。）の5%未満であるため、レイサン・リース契約は、当社の子会社レベルにおいて関連する者との取引を構成し、その結果、香港上場規則ルール14A.33(4)に基づき、報告、公告、年次評価及び独立株主の承認要件について免除されている。

BPI-Philam及びBPI間の取引

2009年9月7日、当社は、BPI-Philamの株式を51%取得するため、当社の子会社であるフィラムライフを通じてBPIと契約を締結した。BPIは引き続きBPI-Philamの株式の47.7%を保有する。当該契約により、当社は、BPI-Philamを通じて、BPI-Philamの通常及び通例の業務過程における、その運営並びにBPI-Philamがフィリピンの顧客に提供する商品及びサービスの種類に関してBPIと以下の取引を行っている（併せて「BPI-Philam契約」という。）。

・当初契約期間として2009年12月1日から10年間効力を有し、当該契約上の売上目標を20%以上上回った場合は5年の追加期間が自動更新される、それぞれの通常及び通例の業務過程において、BPIをその支店ネットワークを通じて当社の生命保険商品のマーケティング、販売促進、販売及び取引を行う当社専属販売会社として任命し、また当社がBPIに対するかかる生命保険商品の専属供給者となる、BPIとの間で締結された（保険）銀行窓販販売契約（以下「BPIバンカシュアランス契約」という。）。

・BPIバンカシュアランス契約の間効力を有し、当社の通常の及び通例の各業務過程において、BPIを投資関連商品の当社専属ファンド・マネージャー及びフィリピンのその他全ての金融資産のための投資マネージャーとして任命する、BPIとの間で締結された資産運用契約、並びに

・2009年12月1日から12ヶ月間効力を有し、当社が通常及び通例の業務過程において使用するIT及び管理サービスをBPIが提供する、BPIとの間で締結された暫定サービス契約。

BPI-Philam契約は、BPIが当社との関係者となる前に、当社及びBPIの間で独立主体間の条件で外部カウンセルの助言を受けながら交渉されたため、当社の通常及び通例の業務過程において締結され、また一般的な取引条件に基づいている。さらに、当社がBPI-Philam契約に基づき、販売手数料、資産運用サービス及び暫定IT及び管理サービスに関連してBPIに支払う費用は第三者との類似の取引における費用と同等である。BPI-Philam契約の条件は適用ある一般的な市場慣行に基づいている。（ ）これらの取引は、（a）一般的な取引条件に基づき、（b）当社の通常及び通例の業務過程において収益的であり、また（c）当社の子会社レベルにおける関係者との取引のみであり、且つ（ ）発表された最新の会計報告に基づくBPI-Philamの資産合計、利益及び収益はそれぞれ5%未満の比率（香港上場規則に定義される。）であるため、BPIとのこれらの取引は、子会社レベルにおける関係者との取引を構成する。さらにこれらの取引は、香港上場規則ルール14A.33(4)に基づく報告、公告、年次評価及び独立株主の承認要件を免除される。

非免除継続的関連取引

上場日後、以下の取引は報告、公告及び年次評価義務の対象となる継続的関連取引とみなされるが、香港上場規則ルール14A.34(1)に基づく独立株主の承認要件は免除される。

ALICOとのグループ従業員向けの福利厚生再保険契約

当社は、AIGグループのメンバーであるALICOと再保険契約を締結しており、当該契約に基づき、ALICOは香港、シンガポール、オーストラリア及びニュージーランドにある当社の子会社の支店が発行するグループ従業員向けの福利厚生保険契約に関するリスクに再保険をかける。これらの取引は全て上場日後の当社の通常及び通例の業務過程に留まる。これらの取引は、本件再編成の前に当事者間で実施されていた従前の協定（当該協定の下では、一定の国の当社の子会社及びAIGグループのその他の保険会社は、ALICOの販売ネットワークを通じて、それぞれの国における各多国籍企業の地方営業所のグループ従業員向けの福利厚生保険契約の発行先である多国籍の顧客企業に紹介され、かかる契約に基づき保険をかけられたリスクはその後ALICO及び保険会社の間でプールされ共有された。）を引き継ぐことを目的としている。かかる再保険取引は、当社が定めた各グループ従業員向けの福利厚生契約に基づくリスクの一定の割合にALICOが再保険をかけることを約束するという再保険モデルに基づくものとする。香港及びシンガポールについては、ALICOによる再保険の割合は90%であり、オーストラリア及びニュージーランドについては100%である。基礎となるグループ従業員向けの福利厚生契約それぞれにつき、ALICOは合意された保険金請求限度までのリスクに再保険をかける。これらの取引は、従前の協定を引き継ぐ、当社及びALICOの間の継続的な取引となる。かかる取引は、当社の通常及び通例の業務過程において一般的な取引条件に基づき実行される。

これらの再保険取引は、ALICOが当社の再保険会社として行為するのではなく、当社及びALICOがそれぞれの保険責任をまとめることにより規模によるレバレッジを得ることとなった、本件再編成の前に当事者間で実施されていた従前の協定を引き継ぐことを目的としているため、これらの取引に利用可能な比較対象となる2007年度、2008年度及び2009年度の数値に関する情報は存在しない。これらの取引に基づき、2010年度上半期に当社が支払った金額及び当社が受領した金額（いずれもグロスベース）は、それぞれ21.6百万米ドル及び3.3百万米ドルであった。

かかる取引に基づいて当社がALICOに支払う再保険料及び費用の年間総額は、かかる取引に基づいてALICOが当社に支払う再保険料、手数料及び費用の年間総額と合わせると、2010年度、2011年度及び2012年度のそれぞれにおいて、グロスベースで少なくとも57.2百万米ドルとなり、よって香港上場規則に基づく適用ある最高比率は、年率0.1%超5%未満となることが予想される。したがって、当社及びALICO間の各取引は、報告、公告及び年次評価の対象となる継続的関連取引を構成するが、香港上場規則ルール14A.34(1)に基づく独立株主の承認要件は免除される。

香港上場規則ルール14A.35(1)及び14A.35(2)を遵守するため、及びこれらの進行中の再保険取引に関する当社とALICOの関係を文書化するために、当社はALICOと2009年12月に香港、シンガポール、オーストラリア及びニュージーランドにおいて、2010年1月1日に効力が発生する割当再保険契約を締結した（以下「ALICO再保険契約」という。）。ALICO再保険契約は、当社及びALICOの間で独立主体間の条件で外部カウンスルの助言を受けながら交渉された。

ALICO再保険契約により、当社及びALICOは、独立第三者再保険会社との類似する再保険契約に基づく再保険料及び手数料と同等の再保険料及び手数料の比率について合意した。当社はさらに、全ての再保険取引を適用ある一般的な市場慣行に従い、且つ一般的な取引条件に基づいて行うことについてALICOと合意した。

各ALICO再保険契約は、3年間以上の効力を有しない。当社はこれらの契約のいかなる更新についても香港上場規則の適用ある規定を遵守する。

2010年3月7日、AIG及びメットライフ・インクは株式購入契約を締結し、当該契約により、AIGはALICOの全ての発行済株式をメットライフ・インクに売却する。株式購入契約の完了後、ALICOは当社の関係者ではなくなり、上記に開示されたALICO再保険契約は当社の継続的関連取引ではなくなる。

年間上限額

香港上場規則ルール14A.35(2)により、当社は、2010年度、2011年度及び2012年度においてALICO再保険契約に基づいて、グロスベースで支払う保険料、手数料及び費用の最大合計額に係る年間上限額を、以下の通り設定した。

当社がALICOに支払う保険料及び費用

11月30日に終了する年度の年間上限額

(単位：百万米ドル)		
2010年	2011年	2012年
48.7	60.2	75.0

ALICOが当社に支払う保険料、手数料及び費用

11月30日に終了する年度の年間上限額

(単位：百万米ドル)		
2010年	2011年	2012年
8.6	10.9	14.0

上記の年間上限額は、主として、()当該契約が適用される各国において当社のグループ従業員向けの福利厚生保険事業からの保険料収入が正常な成長率で増加するという当社の予測、及び()ALICO再保険契約の契約期間を通して、当該新事業に当社が現在再保険をかけているのと同じ割合で今後も引き続き再保険をかけるという予想に基づいて計算された。ALICO再保険契約の全期間中、保険料の一定割合分が当社からALICOに支払われ、かかる保険料のうち一定割合分は手数料としてALICOから当社に支払われるという事実により、当事者により支払われる合計額は保険料の増加によって直接決定される。

免除されない継続的関連取引の放棄申請

本項の「非免除継続的関連取引」に記載される免除されない継続的関連取引に関し、香港上場規則ルール14A.07に規定される適用ある最高比率が、いずれの場合も年率5%未満となることが予想されるため、かかる取引は、独立株主の承認要件からは免除されるが、香港上場規則ルール14A.45から14A.47に規定される報告、広告及び年次評価の要件に服する。

上記に記載される通り、当社はこれらの免除されない継続的関連取引が継続的且つ経常的に実行されると予想している。それゆえ当社取締役は、香港上場規則に基づく公告要件の厳密な遵守は非実際的であり、不当な負担となり、不必要な管理費用を当社に加えるものと考えている。

したがって、当社は、これらの免除されない継続的関連取引に関し、香港上場規則ルール14A.35に基づく継続的関連取引に關係する公告要件の厳密な遵守からの放棄を申請し、香港証券取引所はかかる放棄を承認した。

しかしながら当社は、これらの継続的関連取引に関する香港上場規則ルール14A.35(1)、14A.35(2)、14A.36、14A.37、14A.38、14A.39及び14A.40の適用ある規定を常に遵守する。

本項で言及される継続的関連取引について、香港目論見書の日付現在よりも、より厳しい要件を課する将来的な改正が香港上場規則に対してなされた場合、当社はかかる新しい要件の遵守を確実なものにするために即時措置を講じる。

6 【研究開発活動】

該当事項なし。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）財務情報

経営陣による財政状態及び経営成績の検討及び分析

以下の検討及び分析は、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書中に記載された2007年、2008年及び2009年11月30日現在及び同日に終了した3事業年度の各年度並びに2010年5月31日現在及び同日に終了した6ヶ月間におけるAIAグループの監査済連結財務情報、2009年5月31日に終了した6ヶ月間における未監査の財務情報、並びにこれらの財務情報に対する注記と共に読むべきである。当該会計士報告書は、IFRS及びHKFRSに準拠して作成されている。作成の基準に関しては「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記2に記載されている。

事業の概要

当社はアジア・パシフィック地域における主要な生命保険会社の1つであり、当該地域におけるその起源は90年以上も遡る。当社は個人及び法人に対し、その絶えず変化する保険、保障、貯蓄、投資及び退職に対する要求に応える商品及びサービスを提供している。2010年5月31日現在、当社は、約24,500人の従業員を擁し、23百万人を超える当社の有効な保険契約の契約者並びに当社の団体生命保険、医療保険、信用生命保険及び年金商品の顧客においては10百万人を超える保険加入者に対してサービスを提供している。2010年5月31日現在、当社の専属代理店販売網は309,000を越える代理店によって構成されている。当社はさらに、多チャネル販売基盤を構築するために、特に（保険）銀行窓販及びダイレクト・マーケティングを含む、その他の販売チャネルを開拓した。当社は、当社の実質的に全ての収益を、アジア・パシフィック地域全域にわたる15の地域別市場から得ている。

当社事業の財務概要

当社は、当社が総加重保険料収入と呼ぶ1つの主要な業績指標（以下「総加重保険料収入」という。）を用いて当社の事業規模を測定している。総加重保険料収入は、報告期間中に行われた当社株主のために利益を生む見込みのある取引高の測定基準を提供するものである。総加重保険料収入は、当社の企業年金事業を除く全ての業種に関する、継続保険料100%、初年度保険料100%及び一時払い保険料10%により構成され、預金及び当社の会計方針に従い預金として扱われる契約拠出金を含む。当社は、一時払い保険料に対して10%の加重値を適用するが、それは当該加重により一時払い保険の契約高の価値を、同じドル金額の初年度保険料と概ね等しくすることができるからである。この手法により、総加重保険料収入は、保険料定期払い取引と保険料一時払い取引との構成の変動を考慮して、より長期間を対象とする取引高の目安となる。総加重保険料収入を牽引する2つの主要因が存在するが、それは当社の有効なポートフォリオから生じる継続保険料の継続率と、当社の新規契約である。

当社は、営業利益を用いて当社事業の収益力を測定する。IFRSは営業利益を定義していないが、事業体はその営業活動の成績の開示を選択することを認めている。当社は、営業利益を提示することによって、当社の業績及び事業セグメントに対する理解及び比較可能性が高まると考えている。特に、その多くが市場要因に大きく依拠する営業外項目の変動の影響を除外した方が、諸傾向をより明確に特定することが可能となる。当社の営業利益は、2010年度上半期においては1,134百万米ドルを計上した。2009年度上半期は923百万米ドル、2009年度は1,781百万米ドル、2008年度は1,869百万米ドル及び2007年度は1,692百万米ドルであった。営業利益の定義は、本項の「提示の基礎 - 営業利益及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益」の中で定められている。

当社では当社の財務成績を、地域別市場を基準に評価している。当社の事業は当社の地域別市場における顧客に対して、従来型の生命保険、投資関連保険及びユニバーサル生命保険、傷害・疾病保険及び団体保険商品を提供している。当社の報告セグメントは、（ ）各当社主要市場、（ ）その他の市場における成績の合計、並びに（ ）当社の全社及びその他報告セグメントに区分される。当社主要市場は、香港（マカオを含む。）、タイ、シンガポール（ブルネイを含む。）、マレーシア、中国及び韓国のそれぞれにおける成績によって構成される。その他の市場セグメントは、オーストラリア、フィリピン、インドネシア、ベトナム、台湾及びニュージーランドにおける成績並びにインドにおける当社のジョイント・ベンチャーに対する持分の成績とを合せたものによって構成される。当社のインドにおけるジョイント・ベンチャー持分に帰属する業績は、当社は当該持分を持分法により会計処理しているために、当社のその他の市場報告セグメントの総加重保険料収入、年換算新規契約保険料又は新規契約保険料には反映されておらず、その業績は、当社の経営成績の抜粋において、「関連会社による持分損失」項目内に反映されている。「第二部 - 第6 経理の

状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記2.4及び15を参照のこと。全社及びその他は、当社の法人機能、共有サービス及びグループ内取引消去を含む。

事業規模(総加重保険料収入)

2010年度上半期における当社の総加重保険料収入は6,022百万米ドルであり、2009年度上半期は5,330百万米ドル、2009年度は11,632百万米ドル、2008年度は12,203百万米ドル及び2007年度は11,358百万米ドルであった。総加重保険料収入は2009年度上半期と2010年度上半期との間で13.0%増加した。

2008年度、2009年度、2009年度上半期及び2010年度上半期の各期間において、何れの地域別市場に対しても総加重保険料収入がその25%を超えて帰属しておらず、当社の事業は広く分散されていると考える。

当社は2007年度から2010年度上半期にかけて、当社のその他の市場セグメント(インドネシアやベトナム等、保険商品に対する需要が急速に伸びている市場、及びオーストラリア等、法人顧客を対象とする団体保障型商品の品揃えを当社が強化した、より成熟した市場を含む。)における総加重保険料収入が最も増加した。

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
	未監査				
	(単位:百万米ドル)				
香港	2,845	2,916	2,861	1,285	1,340
タイ	2,164	2,351	2,373	1,072	1,222
シンガポール	1,514	1,641	1,524	717	796
マレーシア	667	727	707	342	390
中国	806	934	1,018	469	519
韓国	2,178	2,268	1,759	827	989
その他の市場	1,184	1,366	1,390	618	766
合計	11,358	12,203	11,632	5,330	6,022

新規契約(年換算新規契約保険料) - 2009年度以降

2009年度から、当社は年換算新規契約保険料を用いて新規契約を測定している。年換算新規契約保険料は、再保険に出再する前の年換算初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%によって構成される。総加重保険料収入の場合と同様に一時払い保険料に対して10%の加重値が適用されるのは、当該加重により一時払い保険の契約高の価値を、同じドル金額の初年度保険料と概ね等しくすることができるからである。

2010年度上半期において、当社は、887百万米ドルの年換算新規契約保険料を計上した。2009年度上半期は773百万米ドル及び2009年度は1,878百万米ドルであった。2009年度上半期と2010年度上半期との間では年換算新規契約保険料は14.7%増加した。過去の実績に鑑みると、当社の新規契約は、事業年度の下半期により増加する傾向にある。

	11月30日に終了した 事業年度	5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2009年	2009年	2010年
		未監査	
		（単位：百万米ドル）	
香港	387	130	165
タイ	372	156	181
シンガポール	162	60	82
マレーシア	108	54	61
中国	188	79	92
韓国	340	146	146
その他の市場（注1）	321	148	160
合計（注2）	1,878	773	887

（注1） 2009年度及び2009年度上半期のその他の市場における年換算新規契約保険料は、2009年10月に当社が売却したPT・アスランシAIAインドネシアの新規契約を除外している。

（注2） 当社の企業年金事業、個人保険及び自動車保険に関する新規契約は年換算新規契約保険料から除外されている。

新規契約（新規契約保険料） - 2007年度から2009年度まで

2009年度に年換算新規契約保険料が導入される前は、当社は新規契約保険料を用いて新規契約活動を測定していた。新規契約保険料は、再保険に出再する前の初年度保険料（年換算をしない。）及び一時払い保険料の10%によって構成されていた。2007年度の新規契約保険料は2,456百万米ドルであり、2008年度は2,347百万米ドル、また2009年度は1,841百万米ドルであった。一時払い保険料には、総加重保険料収入及び年換算新規契約保険料の算出の場合と同じ理由により、10%の加重値が適用される。

	11月30日に終了した事業年度		
	2007年	2008年	2009年
	（単位：百万米ドル）		
香港	571	461	374
タイ	311	342	349
シンガポール	235	234	151
マレーシア	89	100	96
中国	199	179	183
韓国	757	709	330
その他の市場（注1）	294	322	358
合計	2,456	2,347	1,841

（注1） 新規契約保険料は、2009年10月に当社が売却したPT・アスランシAIAインドネシアに係る新規契約保険料を除外して表示されている。PT・アスランシAIAインドネシアの新規契約を含めたとすると、新規契約保険料は2007年度において2,484百万米ドル、2008年度において2,377百万米ドル、また2009年度において1,852百万米ドルとなる。

税引前営業利益 / （損失）

当社の個々の現地事業部門は、それ自体で重要な事業体となっており、香港、タイ及びシンガポールでは各現地事業部門が2009年度において300百万米ドルを超える税引前営業利益を上げている。

2010年度上半期における当社の税引前営業利益は1,134百万米ドルであり、2009年度上半期は923百万米ドル、2009年度は1,781百万米ドル、2008年度は1,869百万米ドル及び2007年度は1,692百万米ドルであった。営業利益は2009年度上半期と2010年度上半期との間で22.9%増加した。

「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の中に含まれる過去の財務情報は、当社の連結経営成績を示している。それらの成績に関しては、本項の「経営成績」の中で検討されている。

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
	未監査				
	(単位：百万米ドル)				
香港	408	590	698	367	423
タイ	401	424	358	184	243
シンガポール	326	266	316	135	200
マレーシア	97	117	138	67	69
中国	122	85	89	62	56
韓国	269	281	81	71	91
その他の市場	168	187	189	90	114
全社及びその他	(99)	(81)	(88)	(53)	(62)
合計	1,692	1,869	1,781	923	1,134

当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす主な要因

当社の財政状態及び経営成績、並びに異なる期間の経営成績との比較の実効性は、() アジア・パシフィック地域の経済状態及び人口統計的基盤、() 市場金利及び信用リスクの変動、() 株式市場の変動、() 為替レートの変動、() 規制環境、() 顧客の景況感及び保険契約者の動向、() 保険金請求に関する実歴、() 商品構成及び多チャネル販売、並びに() 当社の地域別市場における競争を含む、多くの要因によって影響される。

アジア・パシフィック地域の経済状態及び人口統計的基盤

アジア・パシフィック地域における経済成長傾向、家計貯蓄率、人口統計上の特性及び生命保険普及率が、当該地域における生命保険業界の業績に影響を与える要因の一部として挙げられる。当社は当該地域全域にわたる15の地域別市場で事業を営み、各市場において異なる顧客層に対して幅広い商品を提供しているため、当社の事業は、特定の1つの地域市場における不利益な傾向による影響を比較的受け難くなっている。但し、アジア・パシフィック地域の経済状態が悪化する場合、又は当社の事業に対する影響が当社が予測するものと異なる場合は、当社の財政状態及び経営成績は、著しい悪影響を受ける可能性がある。

市場金利及び信用リスクの変動

当社の投資ポートフォリオの実質的な部分が、負債証券、特に確定利付政府証券によって保有されているため、当社は市場金利の変動によって影響を受けることとなる。金利の変動は、当社の投資ポートフォリオに保有されている負債証券及びその他の投資に係る損益の額及び認識の時期に影響を与える場合がある。低金利が長期間継続する場合、利回りの高い投資が満期を迎え又は償還され、その手取金を利回りのより低い投資対象に再投資することとなるため、当社の投資ポートフォリオの運用利回りは一般的に低下することとなる。但し、金利の低下はまた、当社の既存投資に係る実現利益及び未実現利益の増加をもたらすことともなる。逆に、金利の上昇は、時の経過と共に当社の投資収入を増やすこととなるが、当社の投資ポートフォリオの市場価値を低下させる場合もある。さらに当社による負債証券の保有は、当社を企業リスク、ソブリン・リスク及びその他の信用リスクにさらすこととなる。

加えて、金利リスクは保証的特徴を有する当社の保険契約及び投資契約にも内在する。これらの契約は、金利が低下した場合又は有配当型商品の顧客の予想に反した場合、該当する負債の裏付けとなる金融資産からの受取利息が、保証された支払われるべき保険金又は給付金を賄うに不十分となるリスクを内包している。金利の急激な上昇時には、契約者貸付、解約及び解除が増加する可能性がある。その結果、AIAグループは現金による支払をしなければなら

なくなり、そのために価格が下降している状況において運用資産の売却をする必要が生じ、結果として損失が実現される可能性がある。

株式市場の変動

株式市場の変動は、当社の投資収益並びに当社の多くの投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品の販売に影響を及ぼす可能性がある。当社の株式市場に対するエクスポージャーは、当社の債券市場に対するエクスポージャーに比べて著しく小さいものであり、2010年5月31日現在におけるその他の保険契約者及び株主金融投資の帳簿価額の合計のうち、持分証券はその7.7%を占めるのみである。その他の保険契約者及び株主金融投資は、2010年5月31日現在における当社の持分証券の帳簿価額の合計の21.8%を占める。一般的に、投資関連契約を裏付けるために保有される運用資産に係る投資リスクは、変額ユニバーサル生命保険商品のような当社の投資関連保険商品の保有者によって負担されるが、有配当型ファンドによって保有される運用資産に係る投資リスクは、当社の保険契約者と当社の株主との間で負担される。固定ユニバーサル生命保険商品に係る投資リスクは、当社の株主によって負担される。

投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品の売上は通常、株式市場の長期にわたる又は急激な下落時に減少し、株式市場の上昇時に増加する。特に、顧客は、不確実な又は市場のボラティリティが高い状況下においては新規の投資関連貯蓄商品及びユニバーサル生命保険貯蓄商品への投資を手控える可能性があるが、保険料定期払い契約の一部の顧客は、ドル・コスト平均法に基づき、市場の下落時においても定額払いを継続することを選択する場合もある。株式市場の下落時においては、契約者貸付、解約及び解除が増加する可能性がある。さらに、当社の投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品の投資収益の低下は、当社が得る資産運用手数料及びその他の手数料（その一部は該当する契約の勘定残高に基づく。）の減少をもたらすこととなる。

為替レートの変動

当社の事業はアジア・パシフィック地域内の15の地域別市場にまたがっている。当社の各事業部門は、その事業の大部分を現地通貨で行っているため、当社は、当社の現地事業の機能通貨を当社の報告通貨である米ドルに換算することに伴い生じる為替変動リスクを負うことになる。加えてこれは、当社の事業部門によって現地通貨建てで得た利益が、AIAグループに向けて送金される日に有効な為替レートによって米ドルに換算されなければならないことを意味する。

各事業部門の現地機能通貨建ての資産と負債との均衡が通常保たれているため、各事業部門に対する当社の為替変動リスクは部分的に軽減されている。保険料及び預金の大部分は現地機能通貨によって受領され、保険契約及び投資契約負債の大部分は当該通貨建てで決定されており、また、事業部門は、保険契約及び投資契約負債との釣り合いをとるために、一般的に当該通貨建て資産に投資をしている。加えて当社は、特にタイ、シンガポール及び韓国において、特定の事業部門に対する当社の為替エクスポージャーを軽減するためにヘッジ取引を行っている。

現地事業部門の段階では、為替変動リスクは該当する事業部門の機能通貨以外の通貨建ての取引により生じる場合がある。例えば、2008年度第4四半期に韓国において年金保険の解約が著しく増加したにもかかわらず、当社は、当該年金保険契約を裏付ける目的で当初保有していた米ドル建て資産で構成されるポートフォリオに対する当社の投資の継続を選択したことにより、一時的な通貨の不均衡が生じ、当社の韓国の事業部門において、米ドルに対する通貨エクスポージャーが発生する結果となった。かかる2008年度における年金保険の解約の増加及び当社が報告する財務成績に対するその影響についての追加の財務情報は、本項の「セグメント情報 - 韓国」を参照のこと。

さらに、2007年度から2009年度にかけて、韓国ウォンと米ドルとの間の為替レートに顕著な変動が見られた。韓国ウォンの対米ドルの平均為替レートは、2007年度における1米ドル当たり929.37韓国ウォンから、2008年度においては1米ドル当たり1,047.12韓国ウォンまでウォン安となり、さらに2009年度においては1米ドル当たり1,287.00韓国ウォンまで下落し、これは当社が報告する財務成績に悪影響を及ぼした。その後2010年度上半期において、韓国ウォンの対米ドルの平均為替レートは、1米ドル当たり1,146.79韓国ウォンまで上昇している。

規制環境

「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制」に記載されるように、当社は、金融サービス、保険、有価証券及びそれらの関連の多くの監督機関による行政監督の対象となっている。これらの監督機関は、当社に係る自己資本規制、当社による営業が許される地域、並びに当社が特定の新たな業種に参入し、当社の業務を拡大し、新商品を提供し、販売の取決めを締結し、及び配当を宣言できる能力を含め、当社の事業に対して幅広い権限を有している。これらの監督機関は、当社が営業する各地域別市場における当社の業務を監督しており、かかる広範囲且つ多様な監督の結果として、当社は時折、重複、相反及び/又は増幅する規制の対象となることがある。規制の変更を遵守するための当

社の取組みは、営業及び管理費用の増加につながる場合がある。さらに、当社が営業する様々な地域別市場の保険関連法、規則及び規制に基づき、当社の投資活動は特定の範囲に制限されている。これらの制限は、当社の投資リスクを分散し、当社の投資ポートフォリオからの収益を向上させる能力を制約する場合があります、それが当社の経営成績並びに流動性及びソルベンシーの状態に影響を及ぼすこととなる。さらに、当社は、当社が営業する各地域別市場の税制に服するものである。もし当該税制、又は当該税制の当社への適用が変更される場合は、これらの各地域別市場における当社の税金負債も大きく変更される可能性がある。

顧客の景況感及び保険契約者の動向

長年の実績を有する保険会社として、保険料定期払いとする商品が当社の事業の大きな部分を占めており、それが継続保険料の定期的な発生を当社にもたらしている。但し、顧客の景況感及び保険契約者の実際の動向（保険契約率、保険料支払休止、保険料不払いによる契約の失効、解約等）は、当社の管理の及ばない事由により当社の予測と異なる場合がある。特に、継続率はその時々において及び商品の種類によって変動する。継続率は、当社との保険契約を継続維持する顧客の割合を測定するものであり、月毎に有効性が継続されている保険契約の保険料を基準に測定される割合を参照し算出する。保険契約率、失効率及び解約率のその時々における変動の要因には、該当する契約の原資産の運用成績の変動（投資関連契約及びユニバーサル生命保険の場合）、競合他社との比較における保険契約者に対する配当率の変動、代替商品をより魅力的なものとする規制上の変更、保険業界全般、とりわけAIAグループに対する顧客の認識、並びに当社主要市場のそれぞれにおける一般的な経済状態が含まれる。これらの要因が当社の経営成績及び当社の事業の財政状態の年度毎の変動の原因となることがある。

例えば、2008年度下半期におけるアジア及び世界の株式市場の下落は、当社の投資関連契約及びユニバーサル生命保険に対する需要の低下をもたらしたが、当社主要市場の一部における保障関連契約に対する需要の増加をもたらした。顧客はまた、低市場金利の環境下において保証的特徴を有したユニバーサル生命保険に対して特別な価値を認識する場合もあり、その結果として保険契約の失効が予想より低く抑えられる場合もある。

保険金請求に関する実績

当社が報告する財務成績は、当社の保険金請求に関する当社の実績によって影響を受けるものであり、かかる実績は、当社が商品の設計及び価格設定を行う際並びに当社の保険契約上の債務を算出する際の両方に用いた仮定と異なる場合がある。保険金請求に関する実績は、その時々において及び商品の種類によって変動し、特定の事由並びに、マクロ経済の状態、人口統計、死亡率、疾病率及びその他の要因の変化によって影響を受ける場合がある。

商品構成及び多チャネル販売

当社は幅広い範囲の従来型の生命保険、投資関連保険及びユニバーサル生命保険、傷害・疾病保険及び団体保険商品を設計及び販売している。当社の事業部門の成績及び当社が得る収益は、当社主要市場のそれぞれにおいて適時に多様な販売チャネルを通して、当社の対象とする顧客層に対して最も適した商品を提供できる当社の能力によって左右される。（保険）銀行窓販、ダイレクト・マーケティング及びIFA/委託チャネルを含む、既存のものに代わる販売チャネルを拡充及び構築することができる当社の能力が、当社の事業部門の成績に影響を与える可能性がある。

当社の地域別市場における競合

他社との競合は、当社が営業する地域別市場における当社の市場シェアの低下、当社の利益率及びスプレッドの減少、当社の保険契約獲得費用及び営業費用の増加、並びに当社の顧客基盤の成長の鈍化を招き、当社の事業及び将来の事業見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。当社の競合他社は、保険会社、投資信託会社、銀行及び投資運用会社を含む。

収益、費用及び収益力

当社の主な収益源は主に次に掲げるものである。

- ・生命保険契約、年金契約及び傷害・疾病保険商品の販売による保険料。
- ・当社の投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品に関する契約手数料。
- ・当社の投資ポートフォリオからの投資収益。

当社の費用は主に次に掲げるものによって構成される。

- ・保険契約及び投資契約負債の変動。
- ・保険契約者に対する保険金及び投資契約給付金の支払。
- ・手数料及びその他の獲得費用。
- ・従業員の給与及び福利厚生費用、情報技術、宣伝、マーケティング、研修、レンタル、及び減価償却等の営業費用。
- ・投資運用費用及び財務費用。
- ・事業再編及び分離費用

当社の収益力は主に、当社の（ ）新規顧客を誘引する能力、（ ）既存顧客を維持する能力、（ ）保険商品上のリスクを評価し管理する能力、（ ）当社の投資ポートフォリオを管理する能力、及（ ）当社の費用を管理する能力に依拠する。当社の収益力を牽引する具体的な能力は次に掲げるものを含む。

- ・市場ニーズに適合した、適時に提供される商品及びサービスを設計及び販売する能力。
- ・継続率を管理する能力。多数の有効な保険契約の集団が、継続保険料という形で当社に定期的な収益をもたらすため、高い継続率を維持することは当社の財務成績にとって重要である。さらに、当社の初年度保険料を継続保険料に変えさせる能力は、それによって有効な保険契約の数が増えることとなり、当社の財政状態及び経営成績、並びに当社の収益及び収益力の長期成長に影響を与える重要な要因である。
- ・新規保険契約に基づく保険金給付費用、新規保険契約の獲得費用、及びそれらの商品の管理費用を超えて利益を得られるように当社の保険商品の価格設定をする能力。当社の商品価格設定の妥当性に対しては、主に次に掲げる事項が作用する。

当社の個人及び団体保険における死亡率及び疾病率に関する実歴。

保険契約を引き受け、保険契約者への将来の保険金給付金のための準備金を設定する際に用いる当社の手法の適切性。

当社の実際の費用及び運用成績と、当社の仮定との間の合致の程度。

- ・満足できる収益を得るために当社の投資ポートフォリオを積極的に運用すると同時に、資産負債管理を通して、当社の資産及び保険契約ポートフォリオの流動性リスク、信用リスク及びデュレーション・リスクを管理する能力。
- ・当社の保険商品の目標利益率を維持するために費用を管理する能力。

AIAグループは、当社の主たる営業子会社であるAIAの支店及び子会社と、AIGグループのアジア・パシフィック生命保険事業の一部との結合によって設立された。AIAグループ・リミテッドはAIAグループの親会社である。詳細については「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成」を参照のこと。本項における表示期間にわたって行われた、AIG共通支配下にある事業体に対する持分の譲渡によるAIAグループの再編及び企業結合は、提示期間の期首に行われたかのように取り扱われている。したがって本項は、AIAグループの経営成績を、AIAグループが2006年12月1日から今日までを通して存在していたかのように提示する。「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記1を参照のこと。

当社はまた、当社の財務情報の作成において重要となる会計方針の一部を特定している。これらの重要な会計方針は、当社の財政状態及び経営成績の理解のために重要であり、その詳細は「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の中で述べられている。

営業利益及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益

営業利益及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益は、当社の各報告セグメントの成績のみならずAIAグループレベルにおける業績の重要な測定基準である。

当社の営業利益は、税引前及び非支配持分の控除前で計上され、次に掲げる営業外項目を除外している。() 投資実績（実現損益、為替差損益、減損及び損益を通じて公正価値で測定する投資に係る未実現損益からなる。）、() 投資関連契約に関する投資収入（配当金、受取利息及び賃料収入からなる。）、() 投資関連契約に関する投資運用費用、() 上記に対応する投資関連契約及び有配当型ファンドに関する保険契約及び投資契約負債の変動、並びに上記による連結投資ファンドの第三者持分の変動、() 保険契約及び投資契約負債の変動に係る税金における保険契約者の持分、並びに() 当社が営業外収益及び費用と判断するその他の重要な項目。本用語はIFRSによって定義されているものではないが、IFRSは、事業体とその財務諸表の中で営業活動の成績又は類似の勘定科目の開示を選択することを認めている。

一般的に、当社の投資関連契約の裏付けとして保有される投資商品に係る投資リスクは、保険契約者によって負担されている。これは、それらの契約の多くの裏付けとして保有される投資商品の価値の増減に、保険金及び投資契約給付金における同じ増減が一致することを意味するものであり、当社がこれらの契約の勘定残高に基づき得る資産運用手数料及びその他の手数料を除き、当社が報告する成績に影響を及ぼすものではない。

投資関連契約に関する給付金は、当該契約の原資産である運用資産からの運用収益に基づくものである。それらを当社の保険金及び投資契約給付金純額の中に入めると、2008年度に見られたように、市場のボラティリティによって当社が報告する成績を著しい変動にさらすこととなるため、当社の期間毎の経営成績を評価する投資家の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの理由により、また、それが当社が当社の経営成績を測定する基準と合致するため、当社は保険金及び投資契約給付金純額の提示内容から、投資関連契約の影響を除外することを選択した。

これらの除外された営業外項目は当社の利益の中の重要な構成要素ではある一方、当社は、営業利益の表示が当社及び当社の事業セグメントの業績の理解と比較可能性を高めると考えている。特に、市場要素によって大きく左右されることの多いこれらの営業外項目の変動の影響を除くことで、動向をより確実に把握することが可能となる。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益は、非支配持分を控除して提示される。

営業利益及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益は、異なる報告期間の事業の諸傾向を一貫した基準の下で比較しやすくし、且つ当社の現在の財務業績及び将来の見通しに関する全体的な理解を高めるために、追加情報として提供されるものである。営業利益及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益は、IFRSに準拠して提示される当社の経営成績の一部を構成するものであるが、IFRSに準拠して提示される純利益又はAIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益に代わるもの又はそれに優先するものとして考慮されてはならない。さらに、当社の営業利益及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益の計算は、他社によって用いられる計算とは異なっている可能性があり、したがって比較の実効性が制約される場合がある。「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記2.2、5及び7を参照のこと。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益は、税金及び非支配持分を控除した後で示される。

重要な会計方針

連結財務情報の作成には、会計方針を選択し、連結損益計算書、連結財政状態計算書、その他の主要計算書及び連結財務情報に対する注記中の項目の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが要求される。IFRSによって広範な会計処理が認められている場合に重要な判断及び見積りが要求される会計方針が、重要な会計方針と考えられている。当社の重要な会計方針に関する追加情報については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記2を参照のこと。

商品の分類

IFRS第4号「保険契約」は、保険会社が引き受けた契約を、保険リスクのレベルに応じて保険契約又は投資契約のいずれかに分類することを要求している。保険契約は重要な保険リスクが移転する契約であり、投資契約は重要な保険リスクがない契約である。有配当型保険契約と呼ばれる一部の保険契約及び投資契約には裁量的な配当（以下「DPF」という。）が付されており、顧客は、保証された給付金を補完するものとして保険契約者配当金又はボーナスといった無保証の追加給付金を受け取る場合がある。当社は、DPF付の投資契約から生じる債務の認識及び測定について、保険契約の場合と同じ会計方針を適用している。

したがって、当社はこれらのカテゴリーへの契約の分類を決定するために、当社の契約ポートフォリオの商品を分類する。商品の分類は、保険対象の事象によって当社に顧客への多額の追加給付金の支払が要求されるシナリオ（商業的な実体に欠けるものを除く。）があるかどうかの決定に、重要な判断を行うことが要求される。当社が顧客に多額の追加的給付金を支払わなければならない場合、当該契約は保険契約として会計処理される。DPFのない投資契約では、IAS第39号「金融商品：測定及び認識」及び、契約に投資運用要素が含まれている場合にはIAS第18号「収益認識」が適用される。IFRS第4号では、DPF付の保険及び投資契約について過年度に適用されていた会計方針の継続使用を認めているため、当社は当該契約の会計処理にこの基準を適用している。

商品の分類で、重要とみなされる保険リスクの水準の決定における判断は、当社の連結財務情報中の保険契約及び投資契約負債並びに繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用の認識額に影響を及ぼす。

保険契約負債（DPF付の投資契約に関する負債を含む。）

IFRS第4号は、DPF付の保険及び投資契約に関する負債を含む保険契約負債の認識及び測定に、広範な会計処理の適用を認めている。当社は、従来型の生命保険に関する保険契約負債の計算に、平準純保険料方式による評価法を使用している。この手法では、支払われる予想将来保険給付金の現在価値から、保険契約者から回収する予想将来保険料純額の現在価値を差し引いた金額で保険契約負債を表す。この手法では、契約開始日に設定された死亡率、疾病率、予想投資利回り、（その他の有配当型保険契約に関する）保険契約者配当率、解約率及び費用率の乖離のリスクに対する引当金について調整した、最善の見積りによる仮定を使用する。その後、これらの仮定は、負債十分性テストにおいて不足が生じない限りはそのまま固定される。金利の仮定は各地域別市場、発行年、商品ごとに異なる場合がある。死亡率、解約率及び費用率の仮定は、保険の形態が異なることを考慮して修正された、各地域別市場の実績に基づいている。当社は、適切な仮定の設定に重要な判断を行っている。

ユニバーサル生命保険及び投資関連契約等の勘定残高が明確な契約の場合、保険契約負債は、保険料受取額及び投資収益受取額から死亡及び治療費用並びに諸費用に関する減額分を差し引いた累積価額である。総利益の適切な見積りには重要な判断が行われ、この見積りは当社によって定期的に見直しもされている。

DPF付の契約からなる有配当型保険契約は、宣言される給付金の金額又は時期のいずれかについて当社が裁量権を有しているため、他の保険契約及び投資契約とは異なる。一部の地域別市場において、有配当型保険契約は、有配当型ファンドにおいて締結されており、当該事業部門又は支店の他の資産とは区別される。有配当型ファンドで保有する資産からの利益配分は、適用される規則によって定められている保険契約者の最低配当メカニズムの規制対象となっている。保険契約者の配当の範囲は、適時に変更される可能性がある。

当社は、有配当型ファンドにおいて締結される有配当型保険契約の保険契約負債について、保証された給付金の現在価値から保険契約者から回収する予想将来保険料純額を差し引いた金額の負債を設定することで会計処理している。また、保険負債は、適用される規則に基づいて連結財政状態計算書日現在の該当する全ての投資利益が保険契約者配当金として宣言されたと仮定した場合に保険契約者に配分されるであろう有配当型ファンドの純資産の割合で計上される。当該負債の設定には、重要な判断を行うことが要求される。また、該当する全ての投資利益が保険契約者配当金として宣言されるという仮定が実際には生じない可能性がある。当社は、その他の有配当型保険契約について、保証された給付金及び無保証の配当金の現在価値から保険契約者から回収する予想将来保険料純額を差し引いた金額の負債を設定することで会計処理している。

保険契約負債（DPF付の契約を含む。）の評価において行う判断は、連結財務情報中の保険契約給付金及び保険契約負債の認識額に影響を及ぼす。

繰延保険契約獲得費用及び繰延オリジネーション費用

新規契約及び契約更新の獲得に応じて変化し、且つ直接関連する手数料、引受その他の保険証券発行費用を含む新規保険契約の獲得費用は、資産として繰延処理される。繰延獲得費用（以下「繰延獲得費用」という。）は、当該保険証書によって将来獲得する予想利益からこれらの費用が回収可能であることを確認するため、保険契約を締結した年に回収可能性が評価される。回収可能性の評価では、将来の投資収入も考慮される。保険契約締結時又はその後の評価で回収不能とみなされる範囲の獲得費用は、連結損益計算書に費用計上される。

従来型の生命保険及び年金保険に関する繰延獲得費用は、予想保険料に対する一定の割合で、予想契約期間にわたり償却される。予想保険料は保険証書の発行日に見積られ、負債十分性テストの実施により不足が生じない限りは契約期間を通して一貫して適用される。

ユニバーサル生命保険及び投資関連契約に関する繰延獲得費用は、契約期間にわたり実現が期待される予想総利益の現在価値に対する一定の割合又は定額法で、予想契約期間にわたり償却される。予想総利益には、死亡、管理費、投資及び解約に関する予想額から保険契約者勘定残高を超える給付金・保険金、管理費及び利息を差し引いた金額が含まれる。予想総利益の現在価値の計算に用いられる利率は、当該負債に見合うように保有している資産の投資パフォーマンスに対する当社の見積りに基づいている。総利益の見積りは定期的に修正される。予想と実際の結果との差異は当社の損益に反映される。投資パフォーマンスが不調であった場合には獲得費用の費用計上が加速化される。同様に、投資パフォーマンスが好調な期間においては、当初の繰延額を超えない範囲で、過年度に費用計上された獲得費用が戻し入れられる。

各新規契約の発行に直接関連する手数料及びその他の費用の増分を含む、投資運用サービスを伴う投資契約の獲得費用は繰延処理され、投資運用サービスの提供される期間にわたって償却される。これらの繰延オリジネーション費用は、保険契約が発行された日の属する年において回収可能性のテストが行われる。投資運用サービスを伴わない投資契約の獲得費用は、関連する投資契約負債の償還原価の計算に用いられる実効利率の一部として含まれる。

獲得及びオリジネーション費用の繰延及び償却において行う判断は、当社の連結財務情報中の繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用並びに保険契約及び投資契約給付金の認識額に影響を及ぼす。

負債十分性テスト

当社は、少なくとも年に一度、保険契約及び投資契約負債の十分性を評価している。負債の十分性は、当社の保険契約の獲得、提供方法及び収益力の測定の方法に従って、契約ポートフォリオ毎に評価される。当社は、当社が営業活動を行っている各地域別市場について、負債十分性テストを個別に実施している。

従来型の生命保険契約については、保険契約負債から繰延獲得費用及び獲得した保険契約に係る取得した事業価値を差し引いた金額を、評価日現在の最善の見積りに基づいて計算された保険料の評価総額と比較する。不足があれば、繰延獲得費用の未償却残高及び保険契約に係る取得事業価値を不足の範囲まで償却する。特定の契約ポートフォリオに関して繰延獲得費用をゼロまで償却しても不足が残る場合は、負債純額が残りの不足分増額される。

ユニバーサル生命保険及び投資契約に関しては、繰延獲得費用から前受収益債務を差し引いた純額を予想総利益と比較する。不足があれば、繰延獲得費用を償却する。

負債十分性テストを実施する集計水準の決定及び最善の見積りによる仮定の選択には、重要な判断が行われる。負債十分性テストで行う判断は、当社の連結財務情報の中で手数料及びその他の獲得費用、繰延獲得費用及び保険契約給付金並びに保険契約及び投資契約負債の認識額に影響を及ぼす。

金融投資

損益を通じて公正価値で測定する金融投資

当社は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定することで資産及び負債の認識と測定の会計上のミスマッチが除去又は削減される場合、若しくは関連する資産及び負債が積極的に公正価値ベースで管理されている場合に、金融資産をこれに指定している。次に掲げる場合がこれに該当する。

- ・投資関連契約の裏付けとして保有する金融資産及び有配当型ファンドが保有する金融資産。
- ・公正価値ベースで管理されている金融資産。
- ・公正価値で測定されない場合には分離処理が必要となる組込デリバティブを含む複合商品。

売却可能金融資産

売却可能金融資産のカテゴリーは、関連する投資が公正価値ベースで管理されていない場合に用いられる。当該金融資産は主に、当社が保有するAIGグループ株式及び当社の負債証券ポートフォリオ（有配当型ファンド負債及び投資関連契約を裏付けるもの以外）からなる。売却可能金融資産は、公正価値に帰属可能な取引費用を加えた価額で当初認識され、その後公正価値で測定される。売却可能有価証券の公正価値の変動は、減損損失及び貨幣項目に係る為替差損益を除いて、当該証券の売却時まで資本合計の個別項目である公正価値準備金に計上される。

金融資産が、損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は売却可能金融資産のいずれかに分類及び指定されることで、公正価値の変動が当社の連結損益計算書に反映されるか、当社の連結包括利益計算書において反映されるかが決定する。

金融資産の公正価値

当社は、活発な市場で取引されている金融資産の公正価値を、各報告日現在の市場買呼値を用いて決定している。活発な市場で取引されていない金融資産の公正価値は主に、最近の取引で観測した価格と比較可能な投資の現在の買呼値に基づき入手した価額等の他の様々な評価手法を用いて決定される。観測可能な市場価格が入手できない、あるいは入手できる頻度が低い金融資産の公正価値の測定には、さらなる判断が用いられる。

当社の有配当型ファンドが保有する金融資産の公正価値の変動は、金融資産の価値に影響を及ぼすのではなく、保険契約及び投資契約負債の対応する変動によっても反映される。これは、保険負債が、連結財政状態計算書現在の該当する全ての投資利益が現在の現地の規則に基づいて保険契約者配当金として宣言されると仮定した場合に保険契約者に配分されるであろう有配当型ファンドの純資産額の割合で計上されるためである。連結損益計算書には、前述の両方の変動が反映されている。

当社の投資関連契約の裏付けとして保有している金融資産の公正価値の変動により、保険契約及び投資契約負債の対応する変動が生じる。当社の連結損益計算書には、前述の両方の変動も反映されている。

金融資産の減損

損益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、減損評価が定期的に行われる。この減損評価では重要な判断を行うことが要求される。金融資産は、その帳簿価額が見積回収可能価額を超過しており、当該投資の減損に客観的な証拠がある場合に減損処理を行っている。当社が売却可能負債証券に対して認識した減損額は、2007年度はゼロ、2008年度は142百万米ドル、2009年度は67百万米ドル（うち31百万米ドルが2009年度上半期に認識された。）及び2010年度上半期は1百万米ドルであった。

主要業績指標の定義

総加重保険料収入は、報告期間中に行われた当社の株主のために利益を生じさせる可能性のある取引高の測定基準を提供する。総加重保険料収入は、当社の企業年金事業を除く全ての業種にわたる保険の継続保険料の100%、初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%により構成され、並びに預金及び当社の会計方針に従い預金として扱われる契約拠出金を含む。当社は、一時払い保険料に対して10%の加重値を適用するが、それは当該加重により一時払い保険の契約高の価値を、同じドル金額の初年度保険料と概ね等しくすることができるからである。この手法により、総加重保険料収入は、保険料定期払い取引と保険料一時払い取引との構成の変動を考慮して、より長期間を対象とする取引高の目安となる。総加重保険料収入は、再保険に出再される前に測定される。

2009年度から、当社は年換算新規契約保険料（又は「ANP」）を用いて新規契約を測定している。年換算新規契約保険料は、再保険に出再する前の年換算初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%（以下「加重一時払い保険料」という。）によって構成されている。2009年度より前は、当社は新規契約保険料（又は「NBP」）を用いて新規契約を測定していた。新規契約保険料は、再保険に出再する前の初年度保険料（年換算をしない）及び一時払い保険料の10%によって構成されていた。総加重保険料収入の場合と同様に一時払い保険料に対して10%の加重値が適用されるのは、当該加重により一時払い保険の契約高の価値を、同じドル金額の初年度保険料と概ね等しくすることができるからである。当該事業によってもたらされた新規契約は、年換算新規契約保険料及び新規契約保険料のいずれにも含まれていない。

投資収入は当社の収益力の主要牽引要因の1つであり、当社が発行する保険契約に関する当社の債務を履行する能力、並びに当社の保険契約者及び株主に対して魅力ある収益を提供できる能力に、多大な影響を与えるものである。投資収入は、投資関連契約に関する投資収入を除外して提示されているが、それは、かかる契約から生じる投資収入が、当社の株主に帰属するものではないからである。投資収入は、受取利息、配当金及び賃料収入を含む。

営業費用は、当社の収益力を牽引する重要な要因の1つである営業効率を監視及び管理するための、AIAグループのレベル及び各地域別市場における1つの重要な測定基準である。

営業利益は、税金費用が控除される前における、当社の業務によって利益を生み出す能力を測るものであり、当社業務の基礎的な収益力の1つの重要な測定基準である。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益は、税金費用及び非支配持分の控除後の、AIAグループ・リミテッドの株主のために当社の営業によって利益を生み出す能力を測るものである。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益は、当該年度の税引後利益から非支配持分を控除したものであり、営業外項目を含む当社の収益力を測るものである。

当社の費用率は、当社の事業の成長に対応して当社の費用を管理する能力を測るものである。当社の費用率は、営業費用の総加重保険料収入に対する割合として算出される。

営業利益率は、当社が獲得する契約高との関係における当社の事業の営業収益力を測るものである。営業利益率は、営業利益の総加重保険料収入に対する割合として算出される。

配分持分営業収益率は、当社の業務による資本の使用の効率性を測るものである。配分持分営業収益率は、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益（AIAグループ・リミテッド株主に帰属する配分持分の期首及び期末残高の単純平均率）（AIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本から、公正価値準備金及び為替換算準備金により構成されるその他の包括利益に反映される金額を控除し、関係会社間劣後債務の調整を加えたもの）として算出される。留保されるいかなる余剰資本も投資収益を生む可能性があることから、営業利益率及び配当持分営業収益率の両者とも、各事業部門及びグループ全体において留保される余剰資本の大きさによってある程度の影響を受けることとなる。

持分純収益率は、当社の株主に対する収益を生み出す当社の能力を測るものである。持分純収益率は、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する平均資本合計（期首及び期末残高の単純平均）に対する割合として、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益として算出される。

主要業績指標

概要

当社は下の表に示す主要な指標を用いて当社の業績を測定する。主要業績指標に関するこの検討の中でなされるインドネシアに対する記述の全ては、2009年10月にPT・アスランシAIAインドネシアに対する60%の当社の持分を売却した後の当社のインドネシアにおける継続中の事業である。PT・AIA・ファイナンシャルに関するものである。

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
	未監査				
	(単位: 百万米ドル(比率を除く。))				
総加重保険料収入	11,358	12,203	11,632	5,330	6,022
新規契約 年換算新規契約保険料 (注1)(注3)	N/A	N/A	1,878	773	887
新規契約 新規契約保険料(注2) (注3)	2,456	2,347	1,841	N/A	N/A
投資収入(注4)	2,706	3,144	3,059	1,496	1,718
営業費用	962	1,089	981	467	525
営業利益	1,692	1,869	1,781	923	1,134
税引後営業利益(注5)	1,270	1,588	1,438	747	899
当期純利益(注4)	1,914	408	1,754	966	1,057
比率:					
費用率	8.5%	8.9%	8.4%	8.8%	8.7%
営業利益率	14.9%	15.3%	15.3%	17.3%	18.8%
配分持分営業収益率	13.7%	15.1%	12.0%	13.1%(注6)	13.2%(注6)
持分純収益率	14.7%	3.7%	14.7%	19.0%(注6)	13.4%(注6)

(注1) 2009年度から、当社は年換算新規契約保険料を用いて新規契約を測定している。新規契約は、再保険に出再する前の年換算初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されている。当社の企業年金事業、個人保険及び自動車保険に関する新規契約並びに2009年10月に当社が売却したPT・アスランシAIAインドネシアの新規契約は、年換算新規契約保険料から除外されている。当社は、AIAグループにとり年換算新規契約保険料は新規契約保険料に匹敵するものとする。その理由は、保険料が年間ベースで集金される当社の多くの市場においては年換算新規契約保険料と新規契約保険料との間に強い相関関係があるためである。定期的な月次払込保険料は、香港、シンガポール及び韓国といった先進国市場ではより広く普及する傾向にあるが、この割合が高くなると、年換算新規契約保険料と新規契約保険料の間に相違が生じ始める。

(注2) 2009年度より前は、当社は新規契約保険料を用いて新規契約を測定していた。新規契約活動は再保険に出再する前の初年度保険料の100%(年換算をしない。)及び一時払い保険料の10%によって構成されていた。新規契約保険料は、当社が2009年10月に売却したPT・アスランシAIAインドネシアに関する新規契約保険料を除外して提示されている。当社がPT・アスランシAIAインドネシアによる新規契約を含めたとすると、新規契約保険料は2007年度において2,484百万米ドル、2008年度において2,377百万米ドル及び2009年度において1,852百万米ドルとなる。

(注3) 当社は、() 新規契約保険料は販売活動が行われる月までの11ヶ月間の販売活動に影響を受けるが、年換算新規契約保険料はこれに比べて新規契約活動の、より直接的な測定単位であり、したがって年換算新規契約保険料はある一定の期間の活動をより適切に反映するものであり、() 年換算新規契約保険料は新規契約高が生み出す価値を比較する上でより適切な測定単位であり、且つ() 年換算新規契約保険料は、当社が属する業界のピアグループ企業が公表しているものと同様の測定基準として業界アナリストに認知された測定単位である、という見解を根拠として、2009年以降、新規契約保険料の代わりに年換算新規契約保険料を新規契約の測定単位として使用することとした。

(注4) 投資関連契約に関する投資収入を除く。

(注5) 税引後営業利益及び当期純利益は非支配持分に帰属する金額を控除した金額が計上されている。

(注6) 2009年度上半期及び2010年度上半期における配分持分営業収益率及び持分純収益率は、それらに先行する期との比較を容易にするために、年換算されている。

2010年5月31日に終了した6ヶ月間と2009年5月31日に終了した6ヶ月間との比較

総加重保険料収入は2010年度上半期において6,022百万米ドルであり、2009年度上半期と比べて13.0%の伸びを示した。総加重保険料収入は当社の全ての事業セグメントにおいて増加し、全体で2009年度上半期から2010年度上半期にかけて恒常為替レート・ベースで4.5%増加した。これは主に、継続率が2009年5月31日現在で92.5%であったのが、2010年5月31日現在で94.1%まで向上したこと、及び新規契約が増加したことによるものである。当社の2010年度上半期中の平均継続率は、2008年のAIG事由発生前の2008年度上半期中の当社の平均継続率94.2%と同等の水準まで回復した。2010年度上半期及び2009年度上半期においてそれぞれ総加重保険料収入の85.4%及び85.3%を占めた継続保険料は、この増加に対する最大の貢献要因であり、恒常為替レート・ベースで当社の全事業セグメントにおいて増額を示した。その他の市場においては、2009年度上半期と2010年度上半期との間で、継続保険料は、総加重保険料収入の74.4%から総加重保険料収入の80.0%まで増加した。この増加は主に、2009年度上半期にオーストラリアにおいて団体保険事業に関連した複数年契約を規模の大きい新規法人顧客から獲得したことによるものであり、これにより2010年度上半期における継続保険料が大幅に増加した。

年換算新規契約保険料で測定される新規契約は、2010年度上半期は2009年度上半期と比べて14.7%多く、当社主要市場の大部分における新規契約の増加を反映している。かかる年換算新規契約保険料の増加は、主に、当社の香港、タイ及びシンガポールにおける保険事業によって牽引されたものである。特に、香港における当社の保険事業では年換算新規契約保険料は当該期間中に27.0%増加しており、これは主に保険料定期払い投資関連保険商品及び従来型の生命保険商品の売上が伸びたことに起因する。タイでは、バンコク付近を中心とした局地的な政治不安を原因として2010年5月における新規契約売上高が一時的に減少したにもかかわらず、2009年度上半期と2010年度上半期との間で年換算新規契約保険料は15.8%増加した。シンガポールでは当該期間を通して年換算新規契約保険料は36.9%増加したが、これは従来型の生命保険及び投資関連保険商品の両方の売上高の増加を反映したものである。新規契約において最大の増加率を示したのは、当社のその他の市場セグメントが担当している保険発展途上市場であり、特にインドネシア及びフィリピンでは年換算新規契約保険料はそれぞれ93.6%及び62.7%増加した。オーストラリアでは年換算新規契約保険料は19.9%減少したが、これは上記で述べたようにオーストラリアでの2009年度上半期における多額の新規契約獲得の影響によるものであり、そのために当社のその他の市場セグメント全体の増加率は7.8%に引き下げられた。オーストラリアにおける当社の事業を除外すると、当社の残りのその他の市場セグメント構成地域を合わせた年換算新規契約保険料は、2009年度上半期と2010年度上半期との間で58.1%の増加となるが、これは主に定期払いの投資関連商品及びユニバーサル生命保険商品の売上に牽引されたものである。

投資関連契約に関する投資収入を除いた投資収入は、2009年度上半期の1,496百万米ドルから、2010年度上半期には14.8%増加して1,718百万米ドルとなったが、これは当該期間を通して当社がその他の保険契約者及び株主金融投資の保有高を3,884百万米ドル増やしたことによるものである。かかる増加はまた、タイ及び中国における受取配当金の増加及び韓国において満期がより長い負債証券を保有した結果による受取利息の増加も反映している。

営業費用は、2009年度上半期の467百万米ドルから、2010年度上半期には12.4%増加して525百万米ドルとなったが、この原因の一部は、アジア・パシフィック地域における人民元及び香港ドルを除くほとんどの現地通貨の米ドルに対する値上がりの影響並びに戦略的イニシアチブ費用の増加にある。恒常為替レート・ベースでは、営業費用は当該期間を通して7.5%増加した。当社の費用率は、総加重保険料収入の増加に従って費用が増加したことにより、2009年度上半期及び2010年度上半期において、それぞれ8.8%及び8.7%となった。

営業利益は、2009年度上半期の923百万米ドルから、2010年度上半期には22.9%増加して1,134百万米ドルとなったが、これは、当社主要市場のほとんど、特に韓国、シンガポール、タイ及びマレーシアにおける、現地通貨の米ドルに対する値上がりの影響を反映している。営業利益は恒常為替レート・ベースで15.0%増加したが、これは主として投資収入の増加並びに手数料及びその他の獲得費用の減少が営業費用の増加を上回ったためであった。2010年度上半期の当社の財務成績は、シンガポールにおける当社の負債の現在予想を反映するためにその他の引当金を更新したことによる18百万米ドルの戻入純額の恩恵を受けた。当社の各地域別市場の収益性に関しては、本項の「セグメント情報」においてより詳細に述べられている。

当社の営業利益率は、営業利益の改善を反映して、2009年度上半期の17.3%から増加し、2010年度上半期は18.8%であった。配分持分営業収益率は当該期間を通じて変化がなかったが、当社の持分純収益率は、2009年度下半期における公正価値及び為替換算準備金の大幅な増加の結果、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する平均資本合計が2009年度上半期に比べて2010年度上半期に増加した影響を受けて、2009年度上半期の19.0%から減少して2010年度上半期は13.4%であった。AIAグループ・リミテッド株主に帰属する当社の資本合計は、2009年5月31日現在の11,449百万米ドルに対し、2010年5月31日現在16,547百万米ドルに増加した。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益は、2009年度上半期の966百万米ドルに対して、2010年度上半期は1,057百万米ドルであったが、これは営業外投資収益の2009年度上半期における345百万米ドルから2010年度上半期における265百万米ドルへの減少を相殺した営業利益の増加を反映したものである。事業再編及び分離費用、並びに当社が2009年11月30日までにそのほとんどから撤退した貸付有価証券の影響を除外すると、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する当社の営業利益及び純利益は、2010年度上半期においてそれぞれ1,152百万米ドル及び1,075百万米ドルとなり、2009年度上半期においてはそれぞれ974百万米ドル及び1,025百万米ドルとなる。貸付有価証券に関しては「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 投資商品 - 当社の投資ポートフォリオ - 貸付有価証券」においてより詳細に述べられている。

2009年11月30日に終了した事業年度と2008年11月30日に終了した事業年度との比較

総加重保険料収入は、2008年度は12,203百万米ドルであったが、2009年度は11,632百万米ドルであった。2008年度と2009年度との間における4.7%の減少は外国通貨の変動の影響を受けた結果である。恒常為替レート・ベースでは、総加重保険料収入は当該期間において1.1%増加した。継続保険料は2008年度では総加重保険料収入の80.5%を占めたが、2009年度ではその84.1%を占めた。当社が営業する地域別市場の中で、現地通貨の下落の最も強い影響が生じたのは韓国であった。韓国ウォンの平均為替レートは、2008年度は1米ドル当たり1,047.12韓国ウォンであったのが、2009年度は1米ドル当たり1,287.00韓国ウォンとなり、2008年度と2009年度の間で対米ドルで22.9%下落した。

新規契約保険料によって測定される新規契約は、2008年度は2,347百万米ドルであったが、2009年度は1,841百万米ドルとなった。この減少の大きな原因は2008年に発生したAIG事由であり、これによって当社の多くの主要な地域別市場、特に当社の業務がAIGブランドの下で行われていた韓国及びインドネシア、並びに程度は前者より小さいが香港及びシンガポールにおいて、売上が顕著に落ち込んだ。世界的な経済危機並びに2008年度下半期におけるアジア及び世界における株式市場の大幅な下落を原因とする顧客のマインドの低下も、投資関連商品及びユニバーサル生命保険商品に対する需要に悪影響を与え、それがこの減少に反映されていると当社は考えている。特に、投資関連商品及びユニバーサル生命保険商品の新規契約保険料は、2008年度と2009年度の間で59.6%減少している。当社の2008年度の新規契約は、より良好な経済的見通しがアジアに広がっていた2008年度上半期における好調な結果を反映したものである。

当社の2009年度における新規契約保険料は1,841百万米ドルであり、年換算新規契約保険料は1,878百万米ドルであった。この2つの事業測定値間の差異は、新規契約保険料が当該保険契約の初年度中に実際に受領された月次保険料の名目の金額を反映したものであるのに対し、年換算新規契約保険料は、その計算において保険料月次定期払い契約から生じる初年度保険料を年換算するためその影響を受けることを反映したものである。この違いは、保険料を毎月支払う保険契約者の割合がより高い市場において最も大きい影響を与えた。

投資関連契約に関する投資収入を除いた投資収入は、2008年度の3,144百万米ドルから、2009年度は2.7%減少し3,059百万米ドルとなったが、これは主に受取配当金額の減少及び貸付有価証券から生じる受取利息の小幅な減少によるものである。当社は、2009年11月30日までに、貸付有価証券からの撤退をほぼ完了した。

当社の費用率は、2008年度の8.9%から、2009年度は8.4%へと減少したが、これは、当社の販売能力拡大等の戦略的イニシアチブへの追加投資（2008年度における25百万米ドルから2009年度は148.0%増の62百万米ドル）にもかかわらず、業務効率化イニシアチブがもたらした費用削減によるものである。

当社の地域別市場の大部分における成長にかかわらず、人民元及び香港ドルを除くアジア・パシフィック地域のほとんどの通貨の米ドルに対する下落の影響により、営業利益は2008年度の1,869百万米ドルから2009年度は4.7%減少して1,781百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、当該期間を通じた営業利益の減少は0.3%であった。当社の各地域別市場の収益性に影響を与える要因については、本項の「セグメント情報」においてより詳しく述べられている。

当社の営業利益率は2008年度及び2009年度とも15.3%であり変動はなかった。配分持分営業収益率は、主に当社の資本基盤が増加したこと及び2009年度に多額の配当金分配がなかったことにより、2008年度の15.1%から2009年度では12.0%に減少した。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益は、2008年度の408百万米ドルから2009年度は329.9%増加して1,754百万米ドルとなった。これは一部には、2008年度において2,412百万米ドルの純損失額を示した営業外投資収益が2009年度において665百万米ドルの純収益額を示すまで増加したことに部分的によるものである。2008年度と比較した2009年度における営業外投資収益のかかる増加は、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する当社の純利益及び当社の持分純収益率の著しい改善（2008年度の3.7%から2009年度に14.7%まで増加。）の一因となった。当社の貸付有価証券からの撤退は2009年11月30日までにほぼ完了しており、貸付有価証券の影響を除外した後は、当社の営業外投資収益は、2008年度には2,325百万米ドルの純損失額を記録したが、2009年度には802百万米ドルの純収益額を記録

した。事業再編及び分離費用、並びに貸付有価証券の影響を除外すると、営業利益は、2009年度は1,886百万米ドル及び2008年度は1,885百万米ドルとなり、対応するAIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益は2009年度は1,996百万米ドル及び2008年度は511百万米ドルとなる。貸付有価証券に関しては「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 投資商品 - 当社の投資ポートフォリオ - 貸付有価証券」においてより詳細に述べられている。

2008年11月30日に終了した事業年度と2007年11月30日に終了した事業年度との比較

総加重保険料収入は、2008年度は12,203百万米ドルであり、2007年度から7.4%増加した。この増加は、継続保険料の増加によるものであり、継続保険料は2008年度は総加重保険料収入の80.5%を占めたが、2007年度は78.1%であった。総加重保険料収入は、韓国を筆頭に当社の全事業部門で増加し、増加率は4.1%（恒常為替レート・ベースでは17.3%）であり、当社のその他の市場セグメントにおいても総加重保険料収入は15.5%の増加率（恒常為替レート・ベースでは12.7%）であった。当社のその他の市場セグメント内における総加重保険料収入は、オーストラリア及びインドネシアにおいてそれぞれ33.2%及び20.3%（恒常為替レート・ベースでそれぞれ28.2%及び24.2%）増加した。

新規契約保険料によって測定される新規契約は、2007年度は2,456百万米ドルであったが、2008年度は2,347百万米ドルとなった。2008年度下半期における新規契約活動が、AIG事由及び世界的な金融危機が当該時期においてより深刻となったことにより悪影響を受けたため、新規契約保険料は2008年度下半期に比べ2008年度上半期の方が好調であった。かかる2つの事由は、投資関連商品、ユニバーサル生命保険商品及び独立型傷害・疾病保険商品の新規契約保険料に厳しい影響を及ぼし、これらの各商品の新規契約保険料は2007年度と2008年度との間で12.2%減少した。投資関連商品及びユニバーサル生命保険商品の新規契約保険料に対する不利な傾向は特に香港において顕著であり、香港では当該期間において31.1%減少した。かかる不利な傾向にかかわらず、従来型の生命保険商品は当該期間において3.9%増加したが、これは当社主要市場の大部分における売上高の増加によるものである。2008年度の新規契約保険料はまた、当社が企業に対する解決策提案型事業を、特にオーストラリアと中国において展開し続けたことによる団体保険商品の新規契約の70.9%の増加からも影響を受けた。

投資関連契約に関する投資収入を除いた投資収入は、2007年度における2,706百万米ドルから、2008年度では16.2%増加し3,144百万米ドルとなったが、これは主に受取利息の増加を反映したものである。

当社の費用率は、2007年度の8.5%から、2008年度は8.9%に増加したが、これは主に、それまでAIGグループ内の他の会社に再保険に出再していた契約のポートフォリオのリキャプチャー及び、主に当社の多チャネル販売能力の拡充に関連した特定の地域別市場における戦略的イニシアチブに伴う費用による影響である。本項の「セグメント情報 - 香港 - 2007年11月30日に終了した事業年度と2008年11月30日に終了した事業年度との比較」において説明される当該リキャプチャーは、2008年3月1日から効力を有し、当該契約に関する当社の営業費用率を増加させた。全体としてリキャプチャーは、2008年度において447百万米ドルの営業外収益を生んでおり当社にとって有益であった。

営業利益は2007年度の1,692百万米ドルから2008年度は10.5%増加して1,869百万米ドルとなった。これは、継続保険料及び投資収益を合わせた増加が、当社の費用ベースより速く伸びたこと、並びに、AIG事由及び2008年度第4四半期における世界の資本市場の大幅な下落に続いた当社の特定の地域別市場における保険契約の解約の顕著な増加に伴う解約手数料が増加し、それがそれら解約された保険契約に係る繰延獲得費用の償却の繰上げの相殺を上回るものであったことが主な原因である。再保険リキャプチャーも当社の営業費用に対して有益な効果をもたらした。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益は、2007年度の1,914百万米ドルから2008年度は78.7%減少して408百万米ドルとなった。この減少は主に、営業外投資収益が2007年は837百万米ドルの純収益であったのに対し、市場価値の下落により2,412百万米ドルの純損失を出したためであり、その一部は営業利益の増加、再保険リキャプチャーにより生じた447百万米ドルの収益及び租税条約の適用の明瞭化に基づく275百万米ドルの源泉税繰入額免除によって相殺された。貸付有価証券の影響を除外すると、当社の営業外投資収益は、2008年度は2,325百万米ドルの純損失額を記録したが、2007年度は837百万米ドルの純収益額を記録した。事業再編及び分離費用、並びに貸付有価証券の影響を除外すると、営業利益は、2008年度は1,885百万米ドル及び2007年度は1,692百万米ドルとなり、対応するAIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益は2008年度は511百万米ドル及び2007年度は1,914百万米ドルとなる。貸付有価証券に関しては「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 投資商品 - 当社の投資ポートフォリオ - 貸付有価証券」においてより詳細に述べられている。

業績のハイライトは、本項の「経営成績」においてより詳しく述べられている。当社の詳細な財務情報及び関連する注記は、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書を参照のこと。

経営成績

下の表は、2007年、2008年及び2009年の11月30日に終了した3事業年度並びに2009年及び2010年の5月31日に終了した6ヶ月間を対象として一貫した基準で作成された、AIAグループの経営成績の概要を提示するものである。各報告セグメントの業績に関する追加情報は、本項の「セグメント情報」を参照のこと。当社は事業年度毎の業績比較を容易にするために、一部の財務情報を、当社事業部門の機能通貨の米ドルに対する変動の影響を除外し恒常為替レート・ベースで提示しており、該当する箇所にその旨を明示している。

経営成績の抜粋

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
	未監査				
	（単位：百万米ドル（比率を除く。））				
総加重保険料収入	11,358	12,203	11,632	5,330	6,022
新規契約 年換算新規契約保険料（注1）	N/A	N/A	1,878	773	887
新規契約 新規契約保険料（注2）	2,456	2,347	1,841	N/A	N/A
保険料、手数料収入及びその他の営業収益純額（出再保険料控除後）	8,817	10,361	10,173	4,762	5,150
投資収入（注3）	2,706	3,144	3,059	1,496	1,718
収益合計（注3）	11,523	13,505	13,232	6,258	6,868
保険金及び投資契約給付金純額（注4）	7,636	8,704	8,678	4,059	4,496
手数料及びその他の獲得費用	947	1,563	1,648	731	660
営業費用	962	1,089	981	467	525
投資運用費用及び財務費用（注5）	286	252	123	65	45
費用合計（注4）（注5）	9,831	11,608	11,430	5,322	5,726
関連会社による持分損失	—	(28)	(21)	(13)	(8)
営業利益	1,692	1,869	1,781	923	1,134
営業利益に係る税金	(411)	(274)	(338)	(175)	(230)
税引後営業利益	1,281	1,595	1,443	748	904
控除：非支配持分に帰属する額	(11)	(7)	(5)	(1)	(5)
AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益	1,270	1,588	1,438	747	899
営業利益、以下の通りAIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益に対して調整される：					
営業利益	1,692	1,869	1,781	923	1,134
営業外投資収益（注6）	837	(2,412)	665	345	265
保険契約者の営業利益に係る税金に関する保険契約及び投資契約負債の変動	50	74	54	25	57
旧親会社からの再保険リキャプチャーに係る利益	—	447	—	—	—
事業再編及び分離費用	—	(10)	(89)	(25)	(18)
税引前利益 / (損失)	2,579	(32)	2,411	1,268	1,438
営業利益に係る税金	(411)	(274)	(338)	(175)	(230)
営業外項目に係る税金	(190)	518	(262)	(105)	(89)
その他の営業外税金項目	(50)	201	(54)	(25)	(57)
税金（費用） / 還付金等収入	(651)	445	(654)	(305)	(376)
当期純利益	1,928	413	1,757	963	1,062
控除：非支配持分に帰属する額	(14)	(5)	(3)	3	(5)
AIAグループ・リミテッド株主に帰属する当期純利益	1,914	408	1,754	966	1,057

（注1）2009年度から、当社は年換算新規契約保険料を用いて新規契約を測定している。新規契約は、再保険に出再する前の年換算初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されている。当社の企業年金事業に関する新規契約は、個人保険及び自動車保険並びに2009年10月に当社が売却したPT・アスランシAIAインドネシアの新規契約は年換算新規契約保険料から除外されている。

（注2）2009年度より前は、当社は新規契約保険料を用いて新規契約を測定していた。新規契約活動は、再保険に出再する前の初年度保険料（年換算をしない）の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されていた。新規契約保険料は、当社が2009年10月に売却したPT・アスランシAIAインドネシアに関する新規契約保険料を除外して提示されている。当社がPT

・アスランシAIAインドネシアによる新規契約を含めたとすると、新規契約保険料は2007年において2,484百万米ドル、2008年において2,377百万米ドル及び2009年において1,852百万米ドルとなる。

- (注3) 投資関連契約に関する投資収入を除く。
 (注4) 投資関連契約及び有配当型ファンドの投資実績から生じる保険契約及び投資契約負債の対応する変動並びに投資関連契約に関する保険契約者の税金及び投資収益の変動を除外する。
 (注5) 投資関連契約に関する投資運用費用を除外する。
 (注6) 営業外投資収益は、投資実績、投資関連契約に関する投資収入、投資関連契約に関する投資運用費用、投資関連契約及び有配当型ファンドに関する保険契約及び投資契約負債の対応する変動、並びに連結投資ファンドにおける第三者持分の変動によって構成される。

貸借対照表情報の抜粋

	11月30日現在			5月31日現在
	2007年	2008年	2009年	2010年
	(単位：百万米ドル)			
資産				
金融投資	70,630	55,324	73,480	78,313
繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用	10,044	10,047	10,976	11,227
資産 - 上記以外	7,518	6,638	6,203	6,198
資産合計	88,192	72,009	90,659	95,738
負債				
保険契約及び投資契約負債	63,666	57,056	71,035	73,793
借入金	1,461	661	688	682
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	5,395	2,718	284	670
負債 - 上記以外	4,179	2,656	3,693	3,986
負債合計	74,701	63,091	75,700	79,131
資本				
発行済株式資本及び発行予定株式、資本剰余金並びにその他の準備金	699	1,434	1,848	1,847
利益剰余金	9,431	9,494	11,223	12,280
配分持分	10,130	10,928	13,071	14,127
その他の包括利益に反映されている金額	3,310	(2,020)	1,837	2,420
AIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本合計	13,440	8,908	14,908	16,547
非支配持分	51	10	51	60
資本合計	13,491	8,918	14,959	16,607
負債及び資本合計	88,192	72,009	90,659	95,738

2010年5月31日に終了した6ヶ月間と2009年5月31日に終了した6ヶ月間との比較

経営成績の抜粋の検討

2010年度上半期の当社の営業利益は1,134百万米ドルとなり、これは2009年度上半期の923百万米ドルから22.9%（恒常為替レート・ベースで15.0%）の増加であった。平均継続率は2009年度上半期中の90.4%から2010年度上半期は93.8%へと増加した。

総加重保険料収入

下の表は対象期間における保険料種類別及び商品ライン別の総加重保険料収入の分析を示したものである。

2009年5月31日に終了した6ヶ月間

総加重保 険料収入	継続保険料	初年度 保険料	一時払い 保険料	未監査			
				(単位：百万米ドル)			
総加重保険料収入の内訳：							
従来型の生命保険（注1）	3,183	2,856	311	140			
投資関連保険及びユニバーサル生命保険	1,114	917	178	188			
独立型傷害・疾病保険	624	503	122	2			
個人向け生命保険（特約を含む。）（注2）	4,921	4,276	611	330			
団体保険（注3）	409	271	135	40			
合計	5,330	4,547	746	370			

2010年5月31日に終了した6ヶ月間

総加重保 険料収入	継続保険料	初年度 保険料	一時払い 保険料	未監査			
				(単位：百万米ドル)			
総加重保険料収入の内訳：							
従来型の生命保険（注1）	3,502	3,122	370	120			
投資関連保険及びユニバーサル生命保険	1,231	978	224	289			
独立型傷害・疾病保険	743	611	131	2			
個人向け生命保険（特約を含む。）（注2）	5,476	4,711	725	411			
団体保険（注3）	546	434	104	76			
合計	6,022	5,145	829	487			

（注1）2009年度上半期の12百万米ドル及び2010年度上半期の15百万米ドルの付随的個人保険及び自動車保険に関する総加重保険料収入を含む。

（注2）保険料を受領しない持分控除特約を除く。

（注3）被保険企業年金制度を含む。

下の表は対象期間における四半期毎の総加重保険料収入及び継続保険料を示したものである。

	下記に終了した3ヶ月間		2009年5月31 日に終了した 6ヶ月間
	2009年2月28日	2009年5月31日	
	(単位：百万米ドル)		
総加重保険料収入	2,625	2,705	5,330
上記のうち継続保険料	2,254	2,293	4,547
	(単位：百万米ドル)		
	下記に終了した3ヶ月間		2010年5月31 日に終了した 6ヶ月間
	2010年2月28日	2010年5月31日	
	(単位：百万米ドル)		
総加重保険料収入	2,950	3,072	6,022
上記のうち継続保険料	2,514	2,631	5,145

総加重保険料収入は、2009年度上半期の5,330百万米ドルから、2010年度上半期は13.0%増加して6,022百万米ドルとなったが、これは平均継続率の向上及び売上高の増加を反映したものである。継続保険料は継続して総加重保険料収入の最大の割合を占め、2009年度上半期及び2010年度上半期において、それぞれ総加重保険料収入の85.3%及び85.4%であった。恒常為替レート・ベースでは、総加重保険料収入は当該期間において4.5%増加し、2009年度上半期

と比較して2010年度上半期は当社の全ての事業セグメントにおいて増加した。

従来型の生命保険商品に帰属する総加重保険料収入は、2009年度上半期の3,183百万米ドルから、2010年度上半期は10.1%増加して3,502百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、タイ、香港及び中国を筆頭とした当社主要市場の大部分における成長に伴い、3.5%増加した。特に、当社のタイ及び中国での業務では、従来型の生命保険商品において、総加重保険料収入は平均継続率の向上により恒常為替レート・ベースでそれぞれ5.1%及び12.3%増加した。香港における従来型の生命保険商品の売上高の6.1%の増加は、継続保険料の増加（平均継続率が2009年度上半期の91.7%から2010年度上半期は96.6%に増加した。）及び2009年11月末における資産運用商品の新たな品揃えの提供の開始によるものである。

当社の投資関連商品及びユニバーサル生命保険商品に帰属する総加重保険料収入は、2009年度上半期の1,114百万米ドルから、2010年度上半期は10.5%増加（恒常為替レート・ベースでは2.6%増加）して1,231百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、これは主に、香港、インドネシア（インドネシアにおける当社の完全所有の継続事業であるPT・AIA・ファイナンシャルを通して）及びシンガポールにおける、それぞれ2.9%、20.2%及び14.3%の増加を反映したものであるが、その結果は韓国における5.3%の減少及び当社のインドネシアでのジョイント・ベンチャーであったPT・アスランシAIAインドネシアの2009年10月における売却によって一部相殺されている。

独立型傷害・疾病保険商品に帰属する総加重保険料収入は、2009年度上半期の624百万米ドルから、2010年度上半期は18.9%増加して743百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは5.5%の増加を示した。独立型傷害・疾病保険の保険料の増加は主に継続保険料に起因するものであり、恒常為替レート・ベースでそれぞれ6.9%及び23.0%の増加を示した韓国及びオーストラリアにおける当社の事業部門によって牽引された。韓国は、2010年度上半期における当社の独立型傷害・疾病保険事業の52.7%を占めており、当社の独立型傷害・疾病保険商品の最大の市場となっている。当社のオーストラリアにおける業務の増加は、2009年度における新規契約の著しい増加後も顧客を維持していることを反映している。より詳しい情報については、下記の「その他の市場 - 2008年11月30日に終了した事業年度と2009年11月30日に終了した事業年度との比較」を参照のこと。

団体保険商品に係る総加重保険料収入は、2009年度上半期と2010年度上半期との間で33.3%（恒常為替レート・ベースでは15.5%）増加した。この増加の大部分は、継続保険料の60.3%（恒常為替レート・ベースでは41.1%）の増加に起因するものである。この成長は主に当社のオーストラリアにおける業務によって牽引されたものであり、オーストラリアでは、2009年度に獲得した重要な新規法人顧客の多くが複数年保険契約の取引を通して維持されたために、継続保険料が225.3%（恒常為替レート・ベースでは149.1%）も増加した。

新規契約 - 年換算新規契約保険料

下の表は対象期間における商品ライン別及び報告セグメント別の年換算新規契約保険料の分析を示したものである。

	下記に終了した3ヶ月間		下記に終了した6ヶ月間	下記に終了した3ヶ月間		下記に終了した6ヶ月間
	2009年 2月28日	2009年 5月31日	2009年 5月31日	2010年 2月28日	2010年 5月31日	2010年 5月31日
	未監査					
	（単位：百万米ドル）					
年換算新規契約保険料の内訳：						
従来型の生命保険（注1）	107	160	267	148	159	307
投資関連保険及びユニバーサル生命保険（注1）	61	80	141	124	137	261
独立型傷害・疾病保険（注2）	64	72	136	58	58	116
特約	33	41	74	36	38	73
個人向け生命保険（特約を含む。）（注3）	265	353	618	366	392	757
団体	90	65	155	71	58	130
合計（注4）	355	418	773	437	450	887

	下記に終了した3ヶ月間		下記に終了した6ヶ月間	下記に終了した3ヶ月間		下記に終了した6ヶ月間
	2009年 2月28日	2009年 5月31日	2009年 5月31日	2010年 2月28日	2010年 5月31日	2010年 5月31日
	未監査					
	(単位：百万米ドル)					
報告セグメント別の年換算新規保険料						
香港	53	77	130	77	88	165
タイ	67	89	156	95	86	181
シンガポール	21	39	60	32	50	82
マレーシア	23	31	54	28	33	61
中国	37	42	79	44	48	92
韓国	68	78	146	76	70	146
その他の市場	86	62	148	85	75	160
内訳：						
オーストラリア	62	33	95	44	33	77
フィリピン	6	7	13	11	10	21
インドネシア	10	12	22	21	20	41
台湾	5	5	10	5	6	11
ベトナム	2	4	6	3	4	7
ニュージーランド	1	1	2	1	2	3
合計（注3）（注4）	355	418	773	437	450	887

（注1）従来型の生命保険並びに投資関連保険及びユニバーサル生命保険の年換算新規契約保険料は、各特約を除外して表示されている。

（注2）独立型傷害・疾病保険の年換算新規契約保険料は、特約を含めて表示されている。

（注3）保険料を受領しない持分控除特約を除く。

（注4）当社の企業年金事業、個人保険及び自動車保険並びに2009年10月に当社が売却したPT・アスランシAIAインドネシアの新規契約に係る年換算新規契約保険料を除く。

新規契約 企業年金

下の表は対象期間において当社の企業年金事業によって獲得された新規拠出金を示したものである。

	5月31日に終了した6ヶ月間	
	2009年	2010年
	未監査	
	(単位：百万米ドル)	
企業年金 - 新規拠出金	430	162

年換算新規契約保険料で測定される新規契約は、韓国及びその他の市場を除く当社の全ての報告セグメントにおいて恒常為替レート・ベースでの増加が報告され、2009年度上半期の773百万米ドルから、2010年度上半期は14.7%増加（恒常為替レート・ベースでは3.1%増加）して887百万米ドルとなった。韓国では、2009年度上半期から2010年度上半期にかけて年換算新規契約保険料が恒常為替レート・ベースで15.7%減少しており、これは、とりわけ当社のダイレクト・マーケティング・チャンネルに影響を及ぼす規制の強化及び2009年度における当社のユニバーサル生命保険商品の価格設定の見直しの判断を反映したものである。当社のその他の市場セグメントにおける年換算新規契約保険料の減少はオーストラリアによってもたらされており、これは、2009年度上半期の年換算新規契約保険料が、当社の団体保険商品に関する二大法人顧客による77百万米ドルの拠出を反映したものであるのに対し、2010年度上半期における当該顧客による年換算新規契約保険料の拠出は48百万米ドルであったためである。当社の各地域別市場の新規契約に影響を及ぼす要因については、本項の「セグメント情報」においてさらに詳しく述べられている。

特約を除く従来型個人向け生命保険商品に係る年換算新規契約保険料は、主にシンガポール及び中国における保険料定期払い契約の売上の向上に牽引されて、2009年度上半期から2010年度上半期にかけて15.2%増加した。シンガポールにおける増加は、より裕福な顧客層に対して改めて焦点を当てたことを反映したものであり、中国における増加は主に、当社の専属代理店販売網の生産性の向上に起因するものである。

特約を除く投資関連商品及びユニバーサル生命保険商品に係る年換算新規契約保険料は、2010年度上半期において261百万米ドルであり、これは2009年度上半期から84.6%増を示すものである。年換算新規契約保険料の増加は、主として香港及びインドネシアにおける投資関連商品の売上の増加並びにタイにおけるユニバーサル生命保険商品の売

上の増加によるものであった。香港における増加は、主に2009年度末における投資関連商品の新たな品揃えの提供の開始によるものであり、インドネシアにおける増加は、主に当社の（保険）銀行窓販提携先を通しての売上の増加によるものである。

独立型傷害・疾病保険商品に係る年換算新規契約保険料（特約を含む。）は、2009年度上半期に136百万米ドルで、2010年度上半期では116百万米ドルであった。この14.7%の減少は主に、特に韓国における保険料定期払い商品の売上の減少に起因するものであるが、それは当社が特定の商品の価格設定を見直したこと及び新規契約高に代わり利益率に重きを置いたことによる。特に韓国では、当社は2009年度の後半に、新規の顧客に対する長期がん保険商品の提供を取り止める判断をした。さらに、韓国におけるダイレクト・マーケティングに対する規制上の制約の強化は、当社のダイレクト・マーケティング・チャンネルから得られる年換算新規契約保険料の減少をもたらした。

特約は主に、当社の従来型の生命保険並びに投資関連商品及びユニバーサル生命保険商品に設定される傷害・疾病特約である。特約に係る年換算新規契約保険料は、2009年度上半期は74百万米ドル及び2010年度上半期は73百万米ドルであった。

団体保険商品に係る年換算新規契約保険料は、2009年度上半期の155百万米ドルから、2010年度上半期には16.3%減少して130百万米ドルとなった。これは主に、2009年度上半期のオーストラリアにおける団体保険商品に係る新規契約が極めて好調であったからである。オーストラリア社の団体保険事業は、総加重保険料収入によって測定すると、2010年度上半期における当社の団体保険事業の47.1%であった。

当社は香港、タイ及びインドネシア、並びに当社のジョイント・ベンチャーを通じインドにおける顧客に対して、企業年金商品を提供している。当社の企業年金事業に関する新規契約は、新規拠出金によって測定される。当社の企業年金事業に対する新規拠出金の額（当社のインドにおけるジョイント・ベンチャーに係る拠出金を除く。）は、2009年度における大規模な制度資産の獲得を反映して、2009年度上半期の430百万米ドルから、2010年度上半期は162百万米ドルへと減少した。当社の企業年金事業の管理下にある資産の合計（当社のインドにおけるジョイント・ベンチャーに関する資産を除く。）は、2009年5月31日現在の5,636百万米ドルから、2010年5月31日現在14.9%増加して6,475百万米ドルであった。

保険料、手数料収入純額及びその他の収益の純額

	5月31日に終了した6ヶ月間	
	2009年	2010年
	未監査	
	(単位：百万米ドル)	
保険料、手数料収入及びその他の収益	4,905	5,376
出再保険料	(143)	(226)
合計	4,762	5,150

保険料、手数料収入及びその他の収益は、2009年度上半期の4,905百万米ドルから、2010年度上半期は9.6%増加して5,376百万米ドルとなった。とりわけタイ及びシンガポールでの当社の業務は、2010年度上半期における当社の主要市場の中で売上高が最も増加した。出再保険料は、2009年度上半期の143百万米ドルから、2010年度上半期は226百万米ドルへと増加したが、これは、オーストラリアにおける当社の団体保険事業の成長に伴い、当社の保障型商品に関して比較的多額の再保険を購入したことを反映している。

投資収入

	5月31日に終了した6ヶ月間	
	2009年	2010年
	未監査	
	(単位：百万米ドル)	
投資収入（注1）		
受取利息	1,397	1,561
受取配当金	64	122
賃料収入	35	35
合計	1,496	1,718

（注1）投資関連契約に関する投資収入を除く。

投資収入は、上記に定義された通り利息、配当金及び賃料収入から構成されているが、2009年度上半期の1,496百万米ドルから、2010年度上半期は14.8%増加して1,718百万米ドルとなった。これは主に当該期間を通して投資された資産の平均額が増加したためである。

受取利息は、2009年度上半期の1,397百万米ドルから2010年度上半期は1,561百万米ドルへと増加したが、これは主に、その他の保険契約者及び株主金融投資に係る負債証券の保有額が、2009年度と2010年度上半期との間で3,141百万米ドル増加したこと及び韓国において満期がより長い負債証券の保有額が増加したことを反映したものである。

受取配当金は、2009年度上半期の64百万米ドルから2010年度上半期は122百万米ドルへと増加したが、これは主に、当社がタイ及び中国で保有する持分証券の配当金が増加した結果である。

保険金及び投資契約給付金純額

	5月31日に終了した6ヶ月間	
	2009年	2010年
	未監査	
	(単位：百万米ドル)	
保険金及び投資契約給付金純額（注1）		
保険金	2,626	2,820
保険及び投資契約負債の変動純額	1,548	1,839
保険金及び投資契約給付金	4,174	4,659
出再保険金及び出再投資契約給付金	(115)	(163)
合計	4,059	4,496

（注1）投資関連契約及び有配当型ファンドの投資実績による保険及び投資契約負債における対応する変動並びに投資関連契約に関する保険契約者の税金及び投資収益の変動を除外する。

保険金及び投資契約給付金純額（上記の表と一貫する基準に基づくもの）は、投資関連契約及び有配当型ファンドを除く、報告期間中に生じる全ての満期、解約、解除及び保険金請求の費用並びに新規及び継続の契約、保険金支払及び保険契約者に将来支払うこととなる保険金の予想額の変更の結果生じる関連負債の純変動を反映する。

保険金及び投資契約給付金純額（上記の表と一貫する基準に基づくもの）は、2009年度上半期の4,174百万米ドルから2010年度上半期は11.6%増加して4,659百万米ドルとなったが、これは主に、従来型の生命保険及び独立型傷害・疾病保険商品の売上増加に伴う保険料及び手数料収入純額の増加並びに当社主要市場のほとんどにおける現地通貨の米ドルに対する値上がりによるものである。

出再保険金及び出再投資契約給付金は、2009年度上半期の115百万米ドルから、2010年度上半期は163百万米ドルへと増加したが、これは、本項の「経営成績 - 2010年5月31日に終了した6ヶ月間と2009年5月31日に終了した6ヶ月間との比較 - 保険料、手数料収入純額及びその他の収益の純額」で述べられた通り、出再保険料の増加に対応したものである。

手数料及びその他の獲得費用

	5月31日に終了した6ヶ月間	
	2009年	2010年
	未監査	
	(単位：百万米ドル)	
手数料及びその他の獲得費用		
発生手数料及びその他の獲得費用	798	933
獲得費用の繰延及び償却	(67)	(273)
合計	731	660

発生手数料及びその他の獲得費用は、2009年度上半期の798百万米ドルから、2010年度上半期は16.9%増加し933百万米ドルとなった。この増加は主に、当該期間中における新規契約の増加を支援する当社の努力を強化した結果である。獲得費用の繰延及び償却は、2009年度上半期の67百万米ドルから、2010年度上半期には273百万米ドルに増加したが、この一部は平均継続率が2009年度上半期中の90.4%から2010年度上半期中に93.8%まで上昇したことに起因しており、これは2008年のAIG事由発生前の当社における平均継続率に匹敵するものである。さらに、2010年度上半期における繰延獲得費用の償却率は、2009年度上半期に比べて低く、特に投資関連契約及びユニバーサル生命保険契約に対する繰延獲得費用に関して低下しており、これは、これらの契約の有効期間を通じて実現される見込みの総利益が、アジア・パシフィック地域における持分資本市場価値の回復を反映して増加したことに起因する。

営業費用

	5月31日に終了した6ヶ月間	
	2009年	2010年
	未監査	
	(単位：百万米ドル)	
営業費用		
戦略的イニシアチブ費用を除く営業費用	447	491
戦略的イニシアチブ費用	20	34
合計	467	525

営業費用は、2010年度上半期は2009年度上半期と比べて12.4%増加したが、これは主にアジア・パシフィック地域における人民元及び香港ドルを除くほとんどの通貨が米ドルに対して値上がりした影響によるものであり、かかる値上がりは香港及び中国を除く当社のほとんどの事業セグメントに影響を与えた。恒常為替レート・ベースでは、営業費用は当該期間を通して7.5%増加した。

戦略的イニシアチブ費用は、販売能力増強や業務効率化等の当社の成長イニシアチブの向上に関連した費用で、当社の戦略的イニシアチブ室によって承認されたものにより構成されるが、2009年度上半期の20百万米ドルから、2010年度上半期は34百万米ドルへと増加した。この増加は主に、当社の財政及び投資運用機能の能力を向上させるためのグループ規模のプログラムに起因するものであり、当該プログラムは新しいITシステムの導入及び当社の既存インフラの改良を伴うものであった。さらに、当社の再編成の実施（「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記1で述べられている。）に伴い、当社の戦略的イニシアチブ室の地域的領域は2009年度下半期に拡大し、当社の韓国における業務及びその他の市場の特定の構成要素、特にフィリピンを含むこととなった。

投資運用費用及び財務費用

	5月31日に終了した6ヶ月間	
	2009年	2010年
	未監査	
	（単位：百万米ドル）	
投資運用費用及び財務費用（注1）		
投資運用費用	33	41
財務費用	32	4
合計	65	45

（注1）投資関連契約に関する投資運用費用は除外する。

投資運用費用は、2009年度上半期の33百万米ドルから、2010年度上半期は41百万米ドルへと増加したが、これは主に、投資された資産額が当該期間を通して増加したことによるものである。その他の保険契約者及び株主金融投資の帳簿価額合計は、2009年11月30日現在の45,366百万米ドルから、2010年5月31日現在49,250百万米ドルへと増加した。これは、購入額からの売却額及び満期終了額の控除により生じる投資の純増額並びに当該期間中の市場価値の上昇を反映している。

財務費用は2009年度上半期の32百万米ドルから、2010年度上半期は4百万米ドルへと大幅に減少したが、これは主に、2009年度に貸付有価証券から当社が撤退したことによるものである。貸付有価証券に係る財務費用は、2009年度上半期は26百万米ドルであったが、2010年度上半期はゼロであった。

営業利益

営業利益は、当社の主要地域別市場のほとんど、とりわけ韓国、シンガポール、タイ及びマレーシアにおける現地通貨の米ドルに対する相場の上昇の影響を受けて、2009年度上半期の923百万米ドルから2010年度上半期は22.9%増加し1,134百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、営業利益は15.0%増加し、当社主要市場のほとんどにおいて向上を示した。この増加は主に、当該期間中における当社の金融投資の保有額の増加に伴う投資収入の増加並びに手数料及びその他の獲得費用の減少を相殺しても営業費用の増加を上回ったことによる。さらに、当社の2010年度上半期の財務成績は、上記の通り、当該期間のシンガポールにおける当社の負債の予想値を反映させるために他の引当金を更新したことに伴う18百万米ドルの戻入による恩恵も受けた。

事業再編及び分離費用、並びに貸付有価証券の影響を除外すると、営業利益は、2009年度上半期は974百万米ドルであり、2010年度上半期は1,152百万米ドルであった。当社の貸付有価証券からの撤退は2009年11月30日までにほぼ完了していたために、2010年度上半期の営業利益に対する貸付有価証券の影響はなかった。貸付有価証券に関しては「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 投資商品 - 当社の投資ポートフォリオ - 貸付有価証券」においてより詳細に述べられている。

営業利益に係る税金

当社は、それぞれが独自の税制度を有している15の主要な法域において営業しており、税金費用（又は貸方計上）のある年度とその翌年度との間の変動は、法域毎の所得の構成の変動によって影響を受けることとなる。2010年度上半期の営業利益に係る税金費用230百万米ドルは、税制及び規制の変更による影響を除き、2009年度における実効税率と概ね合致したものである。2010年度上半期の税金費用は、2009年12月の中国財務省による保険契約の会計処理に関する新たな会計基準の施行を反映しており、営業利益に対する実効税率が2009年度上半期から2010年度上半期までに19%から30%に上昇したために、当社の中国における保険業務に対する所得税の計算に重大な影響を与えた。

税引前利益

税引前利益は、2009年度上半期の1,268百万米ドルから、2010年度上半期は1,438百万米ドルへと増加したが、これは主に、営業利益の増加分が営業外投資収益の減少分を相殺しても余りあるものであったためである。税引前利益は、中国並びに当社の全社及びその他を除く当社の報告セグメントの全てにおいて増加したが、中国並びに全社及びその他における税引前損益は、当該期間中の資産価格の下落及び為替変動を反映した営業外投資収益の減少の影響を受けた。

営業外投資収益は、2009年度上半期は345百万米ドルであったが、2010年度上半期は265百万米ドルであった。これは2010年度上半期における持分資本市場における評価額の下落と相対する、2009年度上半期における持分資本市場における評価額の大幅な上昇を反映している。

税引前利益の向上はまた、売却可能負債証券に係る減損の減少にも起因しており、当社の2009年度上半期における減損額は31百万米ドルであったが、2010年度上半期における減損額は1百万米ドルであった。

法人所得税

	5月31日に終了した6ヶ月間	
	2009年	2010年
	未監査	
	(単位：百万米ドル)	
未払法人所得税	134	296
一時差異に対する繰延法人所得税	171	80
税金費用	305	376
内訳：		
株主利益に帰属する税金費用	259	306
保険契約者収益に帰属する税金費用	46	70
合計	305	376

当社の税金費用は2つの要素から構成される。1つは株主利益に対して課される税金であり、2009年度上半期は259百万米ドルであったが、2010年度上半期は306百万米ドルであった。もう1つは、当社が保険契約者のために負担する税金であり、2009年度上半期は46百万米ドルであったが、2010年度上半期は70百万米ドルであった。株主利益に対して課された税金及び保険契約者収益に帰属する税金費用は、2009年度上半期は305百万米ドルであったが、2010年度上半期は376百万米ドルであった。

当該期間における株主利益に帰属する税金費用は増加したが、これは主に2010年度上半期における営業利益に係る税金の増加を反映したものである。保険契約者収益に帰属する税金は、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する当社の純利益に直接関係しない損益を反映したものである。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益は、2009年度上半期における966百万米ドルから、2010年度上半期は1,057百万米ドルへと増加した。これは、上記の営業利益の増加を反映したものであり、かかる増加は、営業外投資収益の2009年度上半期における345百万米ドルから2010年度上半期における265百万米ドルへの減少を相殺しても上回った。

事業再編及び分離費用、並びに貸付有価証券の影響を除外すると、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益は、2009年度上半期において1,025百万米ドルであったのに対し、1,075百万米ドルであった。当社の貸付有価証券からの撤退は2009年11月30日までにほぼ完了していたために、2010年度上半期のAIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益に対する貸付有価証券の影響はなかった。貸付有価証券に関しては「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 投資商品 - 当社の投資ポートフォリオ - 貸付有価証券」においてより詳細に述べられている。

貸借対照表情報の抜粋の検討

資産

当社の資産合計は2009年11月30日現在の90,659百万米ドルから、2010年5月31日現在5.6%増加して95,738百万米ドルとなったが、これは主に、当該期間中の投資額を反映したものである。

下の表は、下記現在の資産クラス別の当社の金融投資を示したものである。

	2009年11月30日現在			2010年5月31日現在		
	保険契約者及び株主		投資関連	保険契約者及び株主		投資関連
	その他の保険契約者及び株主	有配当型ファンド	合計	その他の保険契約者及び株主	有配当型ファンド	合計
	(単位：百万米ドル)					
金融投資の内訳：						
負債証券						
売却可能負債証券	37,722	—	—	37,722	40,853	—
損益を通じて公正価値で測定する負債証券	944	11,809	1,726	14,479	954	12,174
負債証券合計	38,666	11,809	1,726	52,201	41,807	12,174
持分証券						
売却可能持分証券	62	—	—	62	77	—
損益を通じて公正価値で測定する持分証券	2,827	2,209	11,080	16,116	3,719	2,493
持分証券合計	2,889	2,209	11,080	16,178	3,796	2,493
貸付金及び債権	3,598	942	108	4,648	3,346	1,144
デリバティブ金融商品	213	240	—	453	301	220
金融商品合計	45,366	15,200	12,914	73,480	49,250	16,031
						13,032
						78,313

全ての負債及び持分証券は公正価値において計上されるため、結果として、当社の財務情報の中で報告される価値は、各報告期間の期末現在における市場価値を反映している。当社の金融投資の帳簿価額は、2009年11月30日現在の73,480百万米ドルから2010年5月31日現在78,313百万米ドルに増加した。これは、アジア・パシフィック地域における資本市場の見通しが2010年度上半期の間に改善したことを受けてより多額の資金を投資したこと及び当社の新規契約の増加を反映したことによる。

その他の保険契約者及び株主に関して保有される金融投資（上の表の「その他の保険契約者及び株主」の列に表示されている。）は、主に確定利付負債証券によって構成されるが、2009年11月30日現在の45,366百万米ドルから、2010年5月31日現在49,250百万米ドルへと増加した。当該期間のかかる3,884百万米ドルの増加は、特に国債及び投資適格社債に対する新たな資金の追加投資、並びに当該地域の現地通貨、特にタイ・パーツ、韓国ウォン及びマレーシア・リングットの米ドルに対する値上がりによる2010年度上半期における負債証券の帳簿価額の増加を反映したものである。当社の売却可能負債証券の市場価値は、当該期間を通して上昇し、それは当社の公正価値準備金の2009年11月30日現在の1,528百万米ドルから2010年5月31日現在2,092百万米ドルへの増加に反映されている。

有配当型ファンドに関して保有される金融投資（上の表の「有配当型ファンド」の列に表示されている。）は、2009年11月30日現在の15,200百万米ドルから、当社の負債及び持分投資ポートフォリオの双方の成長に伴い、2010年5月31日現在16,031百万米ドルへと増加した。

投資関連契約の裏付けとしての金融投資（上の表の「投資関連」の列で表示される）は、主に持分証券によって構成されているが、2009年11月30日現在の12,914百万米ドルから、2010年5月31日現在13,032百万米ドルへと増加した。これは当該期間中の投資関連保険商品の売上の増加を反映したものである。本項の上記「経営成績 - 2010年5月31日に終了した6ヶ月間と2009年5月31日に終了した6ヶ月間との比較 - 保険金及び投資契約給付金純額」において述べられているように、一般的に当社の投資関連契約に関連する資産に係る投資リスクは、当社の投資関連保険商品の顧客によって負担されるため、勘定残高に基づき得る資産運用手数料を除き、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益に影響を与えるものではない。

当社は負債証券を帳簿価額にして2009年11月30日現在52,201百万米ドル及び2010年5月31日現在55,834百万米ドル保有していた。それ以前の期間から一貫して、国債及び政府機関債が当社の確定利付負債ポートフォリオの大きな部分を占めており、当社の負債証券に対してこれらの占める割合は、2009年11月30日現在は49.6%、2010年5月31日現在は50.6%であった。投資適格社債及び投資適格仕組債は、2009年11月30日現在の負債証券の47.1%、2010年5月31日現在の負債証券の46.2%をそれぞれ占めた。

当社の持分証券は帳簿価額にして2009年11月30日現在16,178百万米ドル及び2010年5月31日現在17,394百万米ドルであった。帳簿価額における増加は、主に新たな資金の投資に起因するものであるが、資産価格の小幅な下落によって一部相殺されている。投資関連契約に関して保有される持分証券は、2009年11月30日現在は当社が保有する持分証券全体の68.5%であったが、2010年5月31日現在は当社が保有する持分証券全体の63.8%であった。

当社の残存する貸付金及び債権は、2009年11月30日現在4,648百万米ドルであったが、2010年5月31日現在4,564百万米ドルであった。これは2010年度上半期において定期預金残高が60百万米ドル減少したこと及びマレーシアの住宅用不動産に対するモーゲージ・ローン残高が51百万米ドル減少したことを反映したものである。

負債

	2009年11月30日 現在	2010年5月31日 現在
	(単位：百万米ドル)	
保険及び投資契約負債	71,035	73,793
借入金	688	682
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	284	670
負債 - 上記を除くその他	3,693	3,986
負債合計	75,700	79,131

負債合計は、2009年11月30日現在の75,700百万米ドルから、2010年5月31日現在4.5%増加して79,131百万米ドルとなった。これは主に保険及び投資契約負債の増加並びに買戻契約に基づく債務の増加に起因するものである。

保険契約負債は、2010年度上半期に2,526百万米ドル増加したが、これは有効契約のポートフォリオ、利息の償却及び有配当型ファンドの投資収益の増加を反映したものである。投資契約負債は232百万米ドル増加したが、これは預金及び引出純額、並びに勘定残高に対して課される手数料及び費用を反映したものである。

当社の借入金は、主に銀行当座借越し及び当社グループの香港の本社ビルの資金調達のためのターム・ローン制度によって構成されているが、2009年11月30日現在688百万米ドル、2010年5月31日現在682百万米ドルで、ほぼ変化はなかった。当社の資本基盤は株主資本のみによって構成されており、2010年5月31日現在、優先若しくは劣後負債、ハイブリッド資本、ローン・ノート又はコマーシャル・ペーパーからなる構造的な借入金は当社に存在しない。

有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務は、当社が2010年度上半期において買戻契約に基づく取引を増やしたため、2009年11月30日現在の284百万米ドルから2010年5月31日現在670百万米ドルへと増加した。当社は2009年度中に貸付有価証券からほぼ撤退しており、2010年度上半期において貸付有価証券を引き受けていない。

保険及び投資契約負債、借入金、並びに有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務を除く負債は、主に繰延税金負債及び未払税金の増加を反映して、2009年11月30日現在の3,693百万米ドルから2010年5月31日現在3,986百万米ドルへと増加した。

資本

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本合計は、2009年11月30日現在の14,908百万米ドルから、2010年5月31日現在11.0%増加して16,547百万米ドルとなった。この増加は主に、当該期間における当社の売却可能に分類された金融投資のポートフォリオの公正価値の増加及び現地通貨の米ドルに対する値上がりを反映した利益剰余金並びに公正価値準備金及び為替準備金の増加（合わせて583百万米ドルの増加）によるものであった。

2009年11月30日に終了した事業年度と2008年11月30日に終了した事業年度との比較

経営成績の抜粋の検討

総加重保険料収入

下の表は対象期間における保険料種類別及び商品ライン別の総加重保険料収入の分析を示したものである。

2008年11月30日に終了した事業年度

総加重保 険料収入	継続保険料	初年度 保険料	一時払い 保険料
（単位：百万米ドル）			
総加重保険料収入の内訳：			
従来型の生命保険（注1）	7,073	6,371	682
投資関連保険及びユニバーサル生命保険	3,000	1,849	923
独立型傷害・疾病保険	1,426	1,077	349
個人向け生命保険（特約を含む。）（注2）	11,499	9,297	1,954
団体保険（注3）	704	529	166
合計	12,203	9,826	2,575

2009年11月30日に終了した事業年度

総加重保 険料収入	継続保険料	初年度 保険料	一時払い 保険料
（単位：百万米ドル）			
総加重保険料収入の内訳：			
従来型の生命保険（注1）	6,983	6,154	787
投資関連保険及びユニバーサル生命保険	2,423	1,963	403
独立型傷害・疾病保険	1,349	1,089	260
個人向け生命保険（特約を含む。）（注2）	10,755	9,206	1,450
団体保険（注3）	877	573	293
合計	11,632	9,779	1,091

（注1）2008年度の29百万米ドル、2009年度の27百万米ドルの付随的個人保険及び自動車保険の総加重保険料収入を含む。

（注2）保険料を受領しない持分控除特約を除く。

（注3）被保険企業年金制度を含む。

下の表は対象期間における四半期毎の総加重保険料収入及び継続保険料を示したものである。

	下記に終了した3ヶ月間				2008年11月30 日に終了した 事業年度
	2008年 2月29日	2008年 5月31日	2008年 8月31日	2008年 11月30日	
（単位：百万米ドル）					
総加重保険料収入	2,996	3,111	3,110	2,986	12,203
上記のうち継続保険料	2,363	2,434	2,491	2,539	9,827
	下記に終了した3ヶ月間				2009年11月30 日に終了した 事業年度
	2009年 2月28日	2009年 5月31日	2009年 8月31日	2009年 11月30日	
（単位：百万米ドル）					
総加重保険料収入	2,625	2,705	3,047	3,255	11,632
上記のうち継続保険料	2,253	2,293	2,519	2,714	9,779

総加重保険料収入は、為替の変動の影響を受けて、2008年度と2009年度との間で4.7%減少した。恒常為替レート・ベースでは、総加重保険料収入は、継続保険料の5.0%の増加に牽引されて、当該期間において1.1%増加した。継続保険料の当社の総加重保険料収入に対する拠出割合は、2008年度における80.5%から、2009年度には84.1%に上昇した。

従来型の生命保険商品に帰属する総加重保険料収入は、2008年度の7,073百万米ドルから、2009年度は1.3%減少して6,983百万米ドルであった。この減少は為替の変動の影響を受けたものであり、恒常為替レート・ベースでは、総加重保険料収入は当該期間において2.9%増加しているが、継続保険料は恒常為替レート・ベースで0.7%に留まった。これは、継続率が平均で2009年度上半期中の90.4%から2009年度下半期中に93.4%に向上したためである。全体として、従来型の生命保険商品の総加重保険料収入に対して占める割合は、2008年度における58.0%であったのに対し、2009年度は60.0%であった。これは、2009年度中を通して経済情勢の不確実性が継続していた状況下において、特に香港及びシンガポールにおける当社の顧客に対する保障型商品の提供に重点を置いたためであった。

投資関連商品及びユニバーサル生命保険商品に帰属する総加重保険料収入は、2008年度の3,000百万米ドルから、2009年度は19.2%減少して2,423百万米ドルであった。2009年度を通じた経済情勢の不確実性の結果、一時払い保険料商品に対する需要が低下したことを反映して、総加重保険料収入が恒常為替レート・ベースで12.9%減少したものの、当社主要市場のほとんどにおいて、投資関連商品及びユニバーサル生命保険商品に対する継続保険料の増加を示した。

独立型傷害・疾病保険商品に帰属する総加重保険料収入は、2008年度の1,426百万米ドルから2009年度は5.4%減少して1,349百万米ドルとなったが、恒常為替レート・ベースでは6.4%の増加であった。特に当社の継続保険料は、2008年度の1,077百万米ドルから2009年度は1,089百万米ドルとなり、1.1%（恒常為替レート・ベースでは13.6%）増加し、恒常為替レート・ベースでは当社の報告セグメントの全てにおいて成長を示している。

団体保険商品に帰属する総加重保険料収入は、2008年度からの上昇傾向が継続し、2008年度における704百万米ドルから、2009年度は24.5%増加して877百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースにおける増加率は31.9%で、これは当社の中国及びその他の市場での当社の業務に牽引されたものであり、それぞれにおいて2008年度と2009年度との間で49.3%及び77.4%の増加を示した。当社のその他の市場報告セグメントに属するオーストラリアにおける当社の業務は、団体保険商品において引き続き堅調に成長し、かかる商品ラインに係る総加重保険料収入は、2009年度における多数の大規模な新規法人顧客の獲得に牽引され、恒常為替レート・ベースで88.6%増加した。オーストラリアは、団体保険商品に帰属する当社の総加重保険料収入の合計額に対して、2008年度はその33.2%を占めたが、2009年度は45.3%を占めた。

新規契約 - 年換算新規契約保険料

下の表は対象期間における商品ライン別及び報告セグメント別の年換算新規契約保険料の分析を示したものである。

	下記に終了した3ヶ月間		2009年5月31日に終了した6ヶ月間	下記に終了した3ヶ月間		2009年11月30日に終了した6ヶ月間	2009年11月30日に終了した事業年度
	2009年2月28日	2009年5月31日		2009年8月31日	2009年11月30日		
	(未監査)						
	(単位：百万米ドル)						
年換算新規契約保険料の内訳：							
従来型の生命保険（注1）	107	160	267	246	203	449	716
投資関連保険及びユニバーサル生命保険（注1）	61	80	141	115	174	289	430
独立型傷害・疾病保険（注2）	64	72	136	77	67	144	280
特約	33	41	74	45	44	89	163
個人向け生命保険（特約を含む。）（注3）	265	353	618	483	488	971	1,589
団体	90	65	155	68	66	134	289
合計（注4）	355	418	773	551	554	1,105	1,878

下記に終了した3ヶ月間		2009年5月 31日に終了 した6ヶ月 間	下記に終了した3ヶ月間		2009年11月 30日に終了 した6ヶ月 間	2009年11月 30日に終了 した事業年度
2009年 2月28日	2009年 5月31日		2009年 8月31日	2009年 11月30日		

(未監査)

(単位：百万米ドル)

報告セグメント別の年換算新規保
険料：

香港	53	77	130	131	126	257	387
タイ	67	89	156	101	115	216	372
シンガポール	21	39	60	52	50	102	162
マレーシア	23	31	54	27	27	54	108
中国	37	42	79	57	52	109	188
韓国	68	78	146	98	96	194	340
その他の市場	86	62	148	85	88	173	321
内訳：							
オーストラリア	62	33	95	47	49	96	191
フィリピン	6	7	13	10	8	18	31
インドネシア	10	12	22	16	20	36	58
台湾	5	5	10	5	5	10	20
ベトナム	2	4	6	5	4	9	15
ニュージーランド	1	1	2	2	2	4	6
合計（注3）（注4）	355	418	773	551	554	1,105	1,878

(注1) 従来型の生命保険並びに投資関連保険及びユニバーサル生命保険の年換算新規契約保険料は、各特約を除外して表示されている。

(注2) 独立型傷害・疾病保険の年換算新規契約保険料は、特約を含めて表示されている。

(注3) 保険料を受領しない持分控除特約を除く。

(注4) 当社の企業年金事業、付随的個人保険及び自動車保険並びに2009年10月に当社が売却したPT・アスランシAIAインドネシアの新規契約に係る年換算新規契約保険料を除く。

新規契約 - 新規契約保険料

2008年11月30日に終了した事業年度

初年度保険料	一時払い 保険料	新規契約 保険料 (注1)
--------	-------------	---------------------

(単位：百万米ドル)

新規契約保険料の内訳：

従来型の生命保険	682	194	698
投資関連保険及びユニバーサル生命保険	923	2,283	1,129
独立型傷害・疾病保険	349	5	349
個人向け生命保険（特約を含む。）（注2）	1,954	2,482	2,176
団体保険（注3）	166	93	171
合計	2,120	2,575	2,347

2009年11月30日に終了した事業年度

	初年度保険料	一時払い 保険料	新規契約 保険料 (注1)
	(単位：百万米ドル)		
新規契約保険料の内訳：			
従来型の生命保険	787	420	824
投資関連保険及びユニバーサル生命保険	403	565	456
独立型傷害・疾病保険	260	5	261
個人向け生命保険（特約を含む。）（注2）	1,450	990	1,541
団体保険（注3）	293	101	300
合計	1,743	1,091	1,841

（注1）新規契約保険料は、2009年10月に当社が売却したPT・アスランシAIAインドネシアの新規契約を除外している。PT・アスランシAIAインドネシアに関する年換算新規契約保険料を含めたとすると、新規契約保険料は2008年度において2,377百万米ドル及び2009年度において1,852百万米ドルとなる。

（注2）保険料を受領しない持分控除特約を除く。

（注3）企業年金制度を含む。

当社は2009年度から年換算新規契約保険料を用いて新規契約を測定している。年換算新規契約保険料は、2009年度上半期における773百万米ドルから、2009年度下半期では42.9%増加して1,105百万米ドルとなり、年換算新規契約保険料が2009年度上半期及び2009年度下半期共に54百万米ドルであったマレーシアを除き、当社の報告セグメントの全てにおいて増加を示した。

年換算新規契約保険料のかかる傾向にもかかわらず、新規契約保険料によって測定される新規契約活動は全体として、2008年度における2,347百万米ドルから、2009年度では21.6%（恒常為替レート・ベースでは14.7%）減少して1,841百万米ドルであった。

従来型の生命保険商品に係る新規契約保険料は、2008年度と2009年度との間で18.0%（恒常為替レート・ベースでは23.3%）増加した。これは初年度保険料及び加重一時払い保険料の売上高の堅調な増加を反映したものである。初年度保険料の増加は特に香港（135百万米ドル、又は141.6%の増加）及び中国（恒常為替レート・ベースで21百万米ドル、又は27.0%の増加）で顕著であった。加重一時払い保険料の増加は、シンガポール（恒常為替レート・ベースで14百万米ドル、又は467.6%の増加）及び中国（恒常為替レート・ベースで12百万米ドル、又は2,733.0%の増加）によって牽引された。

しかしながら、従来型の生命保険商品に係る新規契約保険料の増加は、当社の投資関連商品及びユニバーサル生命保険商品に関する新規契約保険料の59.6%の減少（2008年度の1,129百万米ドルから2009年度は456百万米ドルへと減少）を埋め合わせるには不十分であった。当社の実績では、経済情勢が不確実で且つ資本市場の変動が激しい時期には、顧客はこれらの商品に資金投入することを躊躇する傾向にある。投資関連商品及びユニバーサル生命保険商品に係る初年度保険料の減少は、香港（183百万米ドル、又は64.1%の減少）、韓国（恒常為替レート・ベースで262百万米ドル、又は51.0%の減少）及びその他の市場（恒常為替レート・ベースで77百万米ドル、又は53.7%の減少）が中心となっている。2009年の終盤にかけての経済状況の回復に伴い、2009年度下半期における当社の投資関連商品及びユニバーサル生命保険商品の売上高は増加した。

独立型傷害・疾病保険商品に係る新規契約保険料は、主に当社の韓国における業務に起因して、25.3%（恒常為替レート・ベースで15.8%）減少した。当社の韓国における財務成績は、AIGブランドと業務との関連付け及び韓国ウォンの米ドルに対する下落の影響によって、2009年度上半期に厳しい影響を受けた。

当社の団体保険商品に係る新規契約保険料は、2008年度の171百万米ドルから2009年度は76.0%（恒常為替レート・ベースでは86.6%）増加して300百万米ドルであった。この増加は、当社のその他の市場セグメント（とりわけ2009年度上半期に当社の業務において大規模な2つの新規法人顧客を獲得したオーストラリア）によって主に牽引されたものであった。

保険料純額、手数料収入純額及びその他の収益

	11月30日に終了した事業年度	
	2008年	2009年
	(単位：百万米ドル)	
保険料、手数料収入及びその他の収益	10,753	10,504
出再保険料	(392)	(331)
合計	10,361	10,173

保険料、手数料収入及びその他の収益は、2008年度の10,753百万米ドルから、2009年度は2.3%減少して10,504百万米ドルとなった。この減少は主に、人民元及び香港ドルを除く、アジア・パシフィック地域のほとんどの通貨の米ドルに対する下落の影響によるものである。

出再保険料は、2008年度は392百万米ドル及び2009年度は331百万米ドルであった。これは主に、2008年度第2四半期の初めに再保険リキャプチャーが実行された（その結果、当該保険料は2008年度第1四半期に限って出再された）ことにより、当社の香港セグメントによる出再保険料が減少したこと（下記の「2008年度において当社の特定の地域別市場に影響を与えた要因」においてさらに言及されている。）を反映したものであるが、2009年度における当社の団体向事業用商品ラインの増加を反映した当社のその他の市場セグメントにおける出再保険料の増加によって部分的に相殺されている。

恒常為替レート・ベースでは、保険料、手数料収入及びその他の収益は4.0%増加しており、これは、当社の保険料収入の大きな部分を占める継続保険料の恒常為替レート・ベースにおける5.0%の増加とほぼ同じである。

投資収入

	11月30日に終了した事業年度	
	2008年	2009年
	(単位：百万米ドル)	
投資収入（注1）		
受取利息	2,900	2,870
受取配当金	181	122
賃料収入	63	67
合計	3,144	3,059

（注1）投資関連契約に関する投資収入を除く。

上記で定義される投資収入は、受取利息、受取配当金及び賃料収入によって構成されており、2008年度の3,144百万米ドルから、2009年度は若干減少して3,059百万米ドルとなった。当社の資産の大半は確定利付政府証券及び投資適格社債に投資されている。

受取利息は、主に貸付有価証券からの受取利息が2008年度の102百万米ドルから2009年度において23百万米ドルに減少したことを原因として、2008年度の2,900百万米ドルから、2009年度は2,870百万米ドルに減少した。当社の貸付有価証券からの撤退は、2009年11月30日までにほぼ完了した。

受取配当金は、主に2009年度における厳しい経済状態に対応して配当金が減少した結果当社の株式ポートフォリオからの収益が低下したことにより、2008年度の181百万米ドルから2009年度において122百万米ドルに減少した。

保険金及び投資契約給付金純額

	11月30日に終了した事業年度	
	2008年	2009年
	(単位：百万米ドル)	
保険金及び投資契約給付金純額（注1）		
保険金	5,402	5,375
保険及び投資契約負債の変動純額	3,550	3,554
保険金及び投資契約給付金	8,952	8,929
出再保険金及び出再投資契約給付金	(248)	(251)
合計	8,704	8,678

（注1）投資関連契約及び有配当型ファンドの投資実績による保険及び投資契約負債の対応する変動並びに投資関連契約に関する保険契約者の税金及び投資収益の変動を除外する。

保険金及び投資契約給付金純額（上記の表と一貫する基準に基づくもの）は、2008年度と2009年度との間においてほとんど変化がなかった。2008年度第4四半期において当社が受けた解約の増加は、ほとんどの地域別市場において2009年度中に減少した。より詳しい情報は、本項の「2009年度に影響を与えた重要な事象」を参照のこと。

手数料及びその他の獲得費用

	11月30日に終了した事業年度	
	2008年	2009年
	(単位：百万米ドル)	
手数料及びその他の獲得費用		
発生手数料及びその他の獲得費用	2,269	1,855
獲得費用の繰延及び償却	(706)	(207)
合計	1,563	1,648

発生手数料及びその他の獲得費用は、2008年度の2,269百万米ドルから、2009年度には1,855百万米ドルに減少したが、これは、2008年度の後半のAIG事由を受けて、2008年度及び2009年度下半期と比べ、2009年度上半期の売上活動が減少したことによるものである。

獲得費用の繰延及び償却は、706百万米ドルから207百万米ドルに減少したが、これは主に、上で述べたように発生手数料及びその他の獲得費用が減少したことを反映したものである。

営業費用

	11月30日に終了した事業年度	
	2008年	2009年
	(単位：百万米ドル)	
営業費用		
戦略的イニシアチブ費用を除く営業費用	1,064	919
戦略的イニシアチブ費用	25	62
合計	1,089	981

戦略的イニシアチブ費用を除く営業費用は、2008年度の1,064百万米ドルから、2009年度には13.6%減少して919百万米ドルとなったが、これは主に、日々生じる営業費用の積極的な管理、2008年度に実施された業務効率化イニシアチブ

に基づく削減及び為替変動の有利な作用によるものである。さらに、当社の2008年度の営業費用には、当該期間特有の項目が含まれており、各セグメントに関するそれらの詳細は本項の「セグメント情報」で述べられている。

イニシアチブ費用は、販売能力、業務効率化及びその他の、当社の戦略的イニシアチブ室によって管理されるイニシアチブ等当社の成長イニシアチブ向上に関連した費用から構成されるが、2008年度と2009年度との間で148.0%増加し、当社の営業費用総額に対して占める割合は、2008年度における2.3%から2009年度は6.7%となった。

投資運用費用及び財務費用

	11月30日に終了した事業年度	
	2008年	2009年
	(単位：百万米ドル)	
投資運用費用及び財務費用（注1）		
投資運用費用	93	73
財務費用	159	50
合計	252	123

（注1）投資関連契約に関する投資運用費用は除外する。

投資運用費用及び財務費用は、2008年度においてそれぞれ93百万米ドル及び159百万米ドルであったが、2009年度ではそれぞれ73百万米ドル及び50百万米ドルと大幅に減少した。これは主に、2009年度中にほぼ完了した当社の貸付有価証券からの撤退及び当社グループの香港にある本社ビルであるAIAセントラルに対し資金供給するためのターム・ローンに係る金利の低下を原因とする財務費用の減少の結果である。貸付有価証券に関連する財務費用は、2008年度における109百万米ドルから2009年度には39百万米ドルに減少した。

営業利益

営業利益は、現地通貨ベースでは当社の報告セグメントのほとんどにおいて増加を示したものの、2008年度の1,869百万米ドルから、2009年度は4.7%減少して1,781百万米ドルであった。この減少は主に、現地通貨の米ドルに対する下落の影響によるものであり、特に韓国ウォンの下落の影響が大きかった。恒常為替レート・ベースでは、営業利益は当該期間を通して0.3%減少した。

当社の営業利益は、韓国及びタイにおける営業利益が2008年度ではそれぞれ281百万米ドル及び424百万米ドルであったのが2009年度にはそれぞれ81百万米ドル及び358百万米ドルとなり、これらの業績下降の影響を受けることとなった。当社の韓国及びタイにおける業務の収益力に影響を与える要因に関しては、本項の「セグメント情報」においてより詳しく述べられている。

事業再編及び分離費用並びに貸付有価証券の影響を除外すると、営業利益は2008年度は1,885百万米ドル及び2009年度は1,886百万米ドルとなる。貸付有価証券については「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 投資商品 - 当社の投資ポートフォリオ - 貸付有価証券」においてより詳細に述べられている。

営業利益に係る税金

当社は、それぞれが独自の税制度を有している15の主要な法域において営業しており、税金費用（又は貸方計上）のある年度とその翌年度との間の変動は、法域毎の所得の構成の変動によって影響を受けることとなる。

当社の営業利益に対する加重平均法人税率は、2008年度の15%から2009年度は19%に上昇したが、これは、法域毎の所得の構成の変動の影響を受けたこと並びに当社の2008年度の税金費用にはマレーシアの税法の改正による税額控除及び韓国における法人税率の低下が反映されていることに起因する。

税引前利益

税引前利益は、2008年度における32百万米ドルの税引前損失から、2009年度において大幅に増加し2,411百万米ドルとなった。これは主に、安定した営業利益及び好調な営業外投資収益を呼び込んだ株式市場の回復を反映したものである。

営業外投資収益は、2008年度における2,412百万米ドルの純損失額から、2009年度は665百万米ドルの純収益額まで増加した。かかる営業外投資収益の増加は主に、当社が保有するタイの持分有価証券に対する、533百万米ドル（公正価値）の利益の純額を反映したものである。

税引前利益の向上はまた、売却可能負債証券に係る減損が、2008年度における142百万米ドルから2009年度において67百万米ドルまで減少したことにも起因する。

法人所得税

	11月30日に終了した事業年度	
	2008年	2009年
	(単位：百万米ドル)	
未払法人所得税	401	321
一時差異に対する繰延法人所得税	(846)	333
税金（還付金等収入） / 費用	(445)	654
内訳：		
株主利益に帰属する税金（還付金等収入） / 費用	(355)	517
保険契約者収益に帰属する税金（還付金等収入） / 費用	(90)	137
合計	(445)	654

当社の税金費用は2つの要素から構成される。1つは株主利益に対して課される税金であり、2008年度は355百万米ドルの税額控除を受けたのに比べ、2009年度は517百万米ドルの課税であった。もう1つは、当社が保険契約者のために負担する税金であり、2008年度は90百万米ドルの税額控除を受けたのに比べ、2009年度では137百万米ドルの負担であった。

2009年度の株主利益に帰属する税金は、上で述べた営業利益に係る税金に影響を与えた要因が反映されたものであり、2008年度の税額控除は、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記10で説明されているように、源泉税引当金の戻入額275百万米ドルの効果を含む。保険契約者収益に帰属する税金は、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する当社の純利益に直接関係しない損益を反映したものである。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益は、2008年度における408百万米ドルから、2009年度は329.9%増加し1,754百万米ドルとなった。この増加は主に、営業外投資収益が2008年度における1,894百万米ドルの税引後損失に対し、2009年度は403百万米ドルの税引後利益へと大幅に増加した影響を反映したものである。AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益には、2008年度には10百万米ドルであったが、2009年度では89百万米ドルとなった営業外事業再編及び分離費用が含まれている。

事業再編及び分離費用、並びに貸付有価証券の影響を除外すると、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益は、2008年度において511百万米ドルであったのに比べ、2009年度は1,996百万米ドルであった。貸付有価証券に関しては「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 投資商品 - 当社の投資ポートフォリオ - 貸付有価証券」においてより詳細に述べられている。

2009年度に影響を与えた重要な事象

2009年度において当社は有価証券貸付取引からほぼ撤退した。貸付有価証券の詳細に関しては「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 投資商品 - 当社の投資ポートフォリオ - 貸付有価証券」を参照のこと。当社は2009年度において、貸付有価証券によって23百万米ドルの受取利息及び手数料を得ており、当社の債務に関連して、支払利息からなる39百万米ドルの財務費用を被り、売却による実現損失として137百万米ドルを記録した。2008年度において当社

は、102百万米ドルの受取利息及び手数料を得ており、109百万米ドルの財務費用を負担し、52百万米ドルの減損を含む87百万米ドルの実現損失を記録した。2007年度において当社は、貸付有価証券によって145百万米ドルの受取利息及び手数料を得ており、143百万米ドルの財務費用を被った。2009年度における受取利息及び財務費用の減少は、当該年度中における貸付有価証券の段階的な縮小を反映したものである。2008年11月30日現在において当社は、貸付有価証券に関連して帳簿価額で1,480百万米ドルの金融投資及び160百万米ドルの現金を有し、貸付有価証券に関して1,963百万米ドルの債務を有していたが、2009年11月30日現在、当社は貸付有価証券の大部分を終了させており、貸付有価証券に係る契約に基づく全ての債務を弁済している。本項の「経営成績 - 貸借対照表情報の抜粋」の下の「有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務」の項目で示されている2009年11月30日現在における284百万米ドルの残高の全ては、当社の残存する買戻契約に関するものであり、詳細は「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記30に記載されている。貸付有価証券の累積効果は、2008年度における93百万米ドルの損失及び2009年度における153百万米ドルの損失であり、その結果、2008年度及び2009年度を通じて累積損失は246百万米ドルとなった。貸付有価証券の影響を除外すると、当社の営業利益は、2008年度において1,875百万米ドルで、2009年度において1,797百万米ドルであり、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益は、2008年度において501百万米ドルで、2009年度において1,907百万米ドルであった。

2008年度第4四半期において、当社はAIG事由の発生後に解約の大幅な増加を被ったが、保険料の支払を継続する当社の顧客の割合を測定する月別の継続率は、大幅に減少した後にある程度回復して2008年11月に89.3%となったが、2007年12月には93.9%であった。解約高は2008年9月に250百万米ドル超となりその時がピークであった。継続率はその後2009年度に回復し、2009年11月には、2008年度の期初におけるレベルを上回る95.1%となり、解約は2009年10月と11月の両月において75百万米ドルを下回った。年換算新規契約保険料も2009年度下半期に大幅に増加し、2010年度上半期の年換算新規契約保険料は、2009年度上半期のそれを上回った。

2009年度、当社は、BPIとの間でフィリピンにおける戦略的排他的（保険）銀行窓販ジョイント・ベンチャーを開始し（それによってフィラムライフはBPIの生命保険子会社であるアヤラライフ・アシュアランス・インクに対する持分の51%を取得。）、BPIとの間で（保険）銀行窓販契約を締結した。当該取得が当社の年度末の直前に実行されたため、2009年度の当社の経営成績に与える影響は無かった。

2009年10月に、当社はインドネシアにおける当社のジョイント・ベンチャー事業であるPT・アスランシAIAインドネシアに対する60%の当社の持分を65百万米ドルで売却し、その結果、税引前で29百万米ドルの売却損が発生した。当社は、当社の完全子会社であるPT・AIA・ファイナンシャルを通じてインドネシアにおける業務を継続している。これらの両方の取引については、本項の「セグメント情報 - その他の市場」において述べられている。

[次へ](#)

貸借対照表情報の抜粋の検討

資産

当社の資産合計は2008年11月30日現在の72,009百万米ドルから、2009年11月30日現在25.9%増加し、90,659百万米ドルとなったが、これは主に、その大部分が公正価値において計上されている当社の金融投資の市場価値が回復したことを反映したものである。

下の表は、資産クラス別の当社の金融投資を、表示された日付現在におけるそれらの計上の方法に基づく帳簿価額で示したものである。

	11月30日現在							
	2008年			2009年				
	保険契約者及び株主	投資関連	合計	保険契約者及び株主	投資関連	合計		
	その他の保険契約者及び株主	有配当型ファンド		その他の保険契約者及び株主	有配当型ファンド			
	(単位：百万米ドル)							
金融投資の内訳：								
負債証券								
売却可能負債証券	29,934	—	—	29,934	37,722	—	—	37,722
損益を通じて公正価値で測定する負債証券	852	10,070	1,467	12,389	944	11,809	1,726	14,479
負債証券合計	30,786	10,070	1,467	42,323	38,666	11,809	1,726	52,201
持分証券								
売却可能持分証券	87	—	—	87	62	—	—	62
損益を通じて公正価値で測定する持分証券	1,855	1,123	5,682	8,660	2,827	2,209	11,080	16,116
持分証券合計	1,942	1,123	5,682	8,747	2,889	2,209	11,080	16,178
貸付金及び債権	2,908	986	108	4,002	3,598	942	108	4,648
デリバティブ金融商品	165	87	—	252	213	240	—	453
金融商品合計	35,801	12,266	7,257	55,324	45,366	15,200	12,914	73,480

全ての負債証券及び持分証券は公正価値において計上されるため、結果として、当社の財務情報の中で報告される価値は、各報告期間の期末現在における市場価値を反映している。当社の金融投資の帳簿価額は、2008年11月30日現在の55,324百万米ドルから、2009年度下半期における株式市場の回復並びに信用スプレッドの縮小及び無リスク金利の低下に牽引されて、2009年11月30日現在は73,480百万米ドルへと増加した。

その他の保険契約者及び株主負債の裏付けとして保有される金融投資（上の表の「その他の保険契約者及び株主」の列に表示されている。）は、主に確定利付負債証券によって構成されるが、2008年11月30日現在の35,801百万米ドルから、2009年11月30日現在45,366百万米ドルへと増加した。2009年度に行った処分（以前に貸付有価証券に関する担保として保有されていた負債証券の1,840百万米ドルの売却、67百万米ドルの減損及び162百万米ドルの実現純損失を含む。）並びに為替変動の影響にもかかわらず、その他の保険契約者及び株主の負債証券の帳簿価額は、それら有価証券の市場価値の回復を反映して25.6%上昇し、38,666百万米ドルとなった。売却可能金融資産の市場価値の回復は、公正価値準備金に反映されている（2008年11月30日現在の1,565百万米ドルの純損失から、2009年11月30日現在1,528百万米ドルの純益まで増加した。）。

有配当型ファンドに関して保有される金融投資（上の表の「有配当型ファンド」の列に表示されている）は、2008年11月30日現在における12,266百万米ドルから、2009年11月30日現在15,200百万米ドルへと増加した。

投資関連契約の裏付けとしての金融投資（上の表の「投資関連」の列で表示される）は、主に持分証券によって構成されるが、2008年11月30日現在の7,257百万米ドルから、2009年11月30日現在12,914百万米ドルへと増加したが、これは主に当該期間中の株式資本市場価値の回復を反映したものである。一般的に当社の投資関連契約に関連する資産に係る投資リスクは、当社の投資関連保険商品の顧客によって負担されるものであり、勘定残高に基づき得る資産運用手数料を除き、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益に影響を与えるものではない。

当社は負債証券を帳簿価額にして、2008年11月30日現在42,323百万米ドル（以前に貸付有価証券プログラムに基づく担保として保有していた1,840百万米ドルの負債証券を含む。）、2009年11月30日現在52,201百万米ドル保有していた。国債及び政府機関債が当社の確定利付負債ポートフォリオの大きな部分を占めており、当社の負債証券に対してこれらの占める割合は、2008年11月30日現在は53.0%、2009年11月30日現在は49.6%であった。投資適格社債及び投資適格仕組債は、2008年11月30日現在は負債証券の44.0%を占めたのに対して、2009年11月30日現在は47.1%を占めた。

当社の持分証券の帳簿価額は、2008年11月30日現在8,747百万米ドルであったが、主に株式資本市場価値の回復に起因して、2009年11月30日現在16,178百万米ドルとなった。投資関連契約に関して保有される持分証券は、2008年11月30日現在は当社が保有する持分証券全体の65.0%であったが、2009年11月30日現在は当社が保有する持分証券全体の68.5%であった。当社の投資関連契約の保有者は、投資関連契約の裏付けとして保有される有価証券の市場価値の上向きの変動による利益を享受する。2008年度と2009年度との間における当社の持分証券の帳簿価額の増加額である7,431百万米ドルのうち、5,398百万米ドルは投資関連契約の裏付けとして保有される金融投資に帰属するものである。この金額は、当社の投資関連契約の保有者によって保有される保険契約の価値に帰するものである。

当社の残存する貸付金及び債権は、2008年11月30日現在4,002百万米ドルであったが、2009年11月30日現在4,648百万米ドルとなった。この増加は主に2008年度と2009年度との間における、契約者貸付額の207百万米ドルの増加及び定期預金額の236百万米ドルの増加に起因するものである。

上記の当社の投資ポートフォリオの増加は、2009年度における保有現金の緩やかな再展開を反映したものであり、これにより現金及び現金同等物は、2008年11月30日現在の4,164百万米ドルから、2009年11月30日現在3,405百万米ドルへと減少した。

負債

	11月30日に終了した事業年度	
	2008年	2009年
	(単位：百万米ドル)	
保険及び投資契約負債	57,056	71,035
借入金	661	688
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	2,718	284
負債 - 上記を除くその他	2,656	3,693
負債合計	63,091	75,700

負債合計は、2008年11月30日現在の63,091百万米ドルから、2009年11月30日現在20.0%増加して75,700百万米ドルとなった。これは主に保険及び投資契約負債の増加に起因するものである。保険及び投資契約負債の増加は、有効契約のポートフォリオ、勘定残高に対する利息の償却及び有配当型ファンドに生じた投資収益の増加を反映したものである。投資契約負債の増加は、対応する資産から生じる投資収益、預金総額と解除総額との差額並びに勘定残高に対して課される手数料及び費用によって構成される。

当社の借入金は、主に銀行当座借越し及び当社グループの香港のオフィスの資金調達のためのターム・ローン制度によって構成されているが、2008年11月30日現在において661百万米ドル、2009年11月30日現在において688百万米ドルで、ほぼ変化はなかった。当社の資本基盤は株主資本のみによって構成されており、2009年11月30日現在、優先若しくは劣後債券、ハイブリッド資本、ローン・ノート又はコマーシャル・ペーパーからなる仕組借入金は当社に存在しない。

当社が2009年11月までに貸付有価証券を段階的に縮小し、かかる取引からほぼ撤退したことにより、有価証券貸付及び買戻契約に基づく当社の債務が2008年度の2,718百万米ドルから2009年度には284百万米ドルへと大幅に減少したため、かかる減少が銀行借入金の微増を全額吸収した。当社の貸付有価証券に基づく残存債務は、2008年11月30日現在は1,963百万米ドルであったが、2009年11月30日現在ゼロであった。当社の買戻契約に基づく債務は、2008年11月30日現在の755百万米ドルから、2009年11月30日現在284百万米ドルへと減少した。

保険及び投資契約負債、借入金、並びに有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務を除く負債は、主に2009年度の繰延税金負債の540百万米ドルの増加を反映して、2008年度の2,656百万米ドルから、3,693百万米ドルへと増加した。

資本

AIAグループの株主に帰属する資本合計は、2008年11月30日現在の8,908百万米ドルから、2009年11月30日現在67.4%増加して14,908百万米ドルとなった。この増加は主に、利益剰余金の増加、当社の売却可能金融投資の公正価値の回復及び為替の変動に起因するものであり、これらは合わせて、その他の包括利益が2008年11月30日現在の2,020百万米ドルの純損失額から2009年11月30日現在の1,837百万米ドルの純収益額へと増加することに貢献した。

当社の資本は、2009年度におけるAIGからの408百万米ドルの資本拠出を反映しており、これは主に、貸付有価証券からの撤退に連結した分離活動、その他の分離費用の払戻し、並びに、当社の投資運用業務のAIGに対する売却及びその

他の事業体の第三者に対する売却に対する対価に関連したものである。詳細は本書の「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成 - 当社の再編成 - フェーズ - 公募又は売却に向けた準備」を参照のこと。

2007年11月30日に終了した事業年度と2008年11月30日に終了した事業年度との比較

経営成績の抜粋の検討

総加重保険料収入

下の表は、対象期間における保険料種類別及び商品ライン別の総加重保険料収入の分析を示したものである。

	2007年11月30日に終了した事業年度			
	総加重保険料収入	継続保険料	初年度保険料	一時払い保険料
	（単位：百万米ドル）			
総加重保険料収入の内訳：				
従来型の生命保険（注1）	6,789	6,115	662	112
投資関連保険及びユニバーサル生命保険	2,763	1,455	960	3,489
独立型傷害・疾病保険	1,304	906	397	5
個人向け生命保険（特約を含む。）（注2）	10,856	8,476	2,019	3,606
団体保険（注3）	502	398	97	73
合計	11,358	8,874	2,116	3,679

	2008年11月30日に終了した事業年度			
	総加重保険料収入	継続保険料	初年度保険料	一時払い保険料
	（単位：百万米ドル）			
総加重保険料収入の内訳：				
従来型の生命保険（注1）	7,073	6,371	682	194
投資関連保険及びユニバーサル生命保険	3,000	1,849	923	2,283
独立型傷害・疾病保険	1,426	1,077	349	5
個人向け生命保険（特約を含む。）（注2）	11,499	9,297	1,954	2,482
団体保険（注3）	704	529	166	93
合計	12,203	9,826	2,120	2,575

（注1）2007年度の23百万米ドル及び2008年度の29百万米ドルの付随的個人保険及び自動車保険に関連する総加重保険料収入を含む。

（注2）保険料が一切受領されていない持分控除特約を除く。

（注3）被保険企業年金制度を含む。

下の表は対象期間における四半期毎の総加重保険料収入及び継続保険料を示したものである。

	下記に終了した3ヶ月間				2007年11月30日に終了した事業年度
	2007年2月28日	2007年5月31日	2007年8月31日	2007年11月30日	
	（単位：百万米ドル）				
総加重保険料収入	2,538	2,693	2,858	3,269	11,358
上記のうち継続保険料	2,006	2,110	2,219	2,539	8,874

	下記に終了した3ヶ月間				2008年11月30 日に終了した 事業年度
	2008年 2月29日	2008年 5月31日	2008年 8月31日	2008年 11月30日	
	（単位：百万米ドル）				
総加重保険料収入	2,996	3,111	3,110	2,986	12,203
上記のうち継続保険料	2,363	2,434	2,491	2,539	9,827

総加重保険料収入は、2007年度と比較して、2008年度における当社の主要な商品ラインが全体的に伸び、2007年度の11,358百万米ドルから7.4%増加し、2008年度は12,203百万米ドルとなった。2008年度における継続保険料は、2007年度と比較して10.7%増加し、総加重保険料収入増加に最も貢献した。2008年度の継続保険料は、2007年度の78.1%に比べ、総加重保険料収入の80.5%を占めた。

2008年度における従来型の生命保険商品から得た総加重保険料収入は、2007年度の6,789百万米ドルから4.2%増加し、7,073百万米ドルであった。恒常為替レート・ベースでの増加は1.6%であった。タイ、中国及びシンガポールにおける当社の事業部門は、従来型の生命保険保険料の最大の増加を記録し、それぞれ8.0%、15.1%及び7.2%であった。従来型の生命保険商品の継続保険料は、総加重保険料収入に最も貢献した。

投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品から得た総加重保険料収入は、2007年度の2,763百万米ドルから8.6%増加し2008年度は3,000百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでの増加は9.8%であった。この成長の原動力となった事業部門は、韓国及びその他の市場における当社の業務で、それぞれ16.6%及び36.9%であった。特に韓国における当社の事業部門では、2008年度上半期中、投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品に対する相当な需要があった。その他の市場における増加は、特に、インドネシアにおける2008年度中の（保険）銀行窓販販売チャネルの拡大によるものであった。さらに、2008年度の投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品の継続保険料は27.1%増加した。この継続保険料の増加は、ドル・コスト平均法に従って、市場の縮小に応じて定額払いの保険料支払を維持することを選択する保険料定額払い契約を有する顧客によるものかもしれない。

独立型傷害・疾病保険商品から得た総加重保険料収入は、2007年度の1,304百万米ドルから9.4%増加し、2008年度は1,426百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、14.1%の増加となった。独立型傷害・疾病保険料の増加は、主に、韓国、その他の市場及び中国における当社の事業部門による継続保険料（それぞれ18.0%、46.0%及び30.7%であった。）によってもたらされた。韓国における当社の営業は、2008年度において独立型傷害・疾病保険事業の52.9%に相当する当社の独立型傷害・疾病保険商品の最大のマーケットであったため、かかる増加に最も貢献した。当社の韓国の営業において、独立型傷害・疾病保険料の継続保険料の増加は、恒常為替レート・ベースで33.8%であり、2008年度下半期における韓国ウォンの米ドルに対する価値下落の影響による相殺を上回るものであった。独立型傷害・疾病保険商品の継続保険料は、2007年度から2008年度にかけて18.9%増加した。独立型傷害・疾病保険商品の初年度保険料は12.3%減少したが、保険料の最大の減少は、同期間中のその他の地域別市場の初年度保険料の増加を相殺する韓国ウォンの米ドルに対する下落により悪化した韓国における当社の事業部門に起因する。

団体保険商品から得た総加重保険料収入は、2008年度における当社の最速成長商品ラインであり、2007年度の502百万米ドルから40.4%増加し704百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、35.5%の増加となった。その他の市場、シンガポール、香港及び中国における当社の事業部門は、それぞれ50.2%、33.4%、27.1%及び136.2%増加し、最大の増加となった。当社のその他の市場のセグメントの一部として集約されるオーストラリアにおける業務は、2008年度における団体商品事業全体の33.2%に相当し、2007年度から2008年度にかけて57.8%増加した。全ての保険料支払方法において増加が生じ、継続保険料は、42.2%増加した。

新規契約-新規契約保険料

	2007年11月30日に終了した事業年度		
	初年度保険料	一時払い 保険料	新規契約 保険料 (注1)
	（単位：百万米ドル）		
新規契約保険料の内訳：			
従来型の生命保険	662	112	672
投資関連保険及びユニバーサル生命保険	960	3,489	1,287
独立型傷害・疾病保険	397	5	397
個人向け生命保険（特約を含む。）（注2）	2,019	3,606	2,356
団体保険（注3）	97	73	100

合計	2,116	3,679	2,456
2008年11月30日に終了した事業年度			
	初年度保険料	一時払い 保険料	新規契約 保険料 (注1)
(単位: 百万米ドル)			
新規契約保険料の内訳:			
従来型の生命保険	682	194	698
投資関連保険及びユニバーサル生命保険	923	2,283	1,129
独立型傷害・疾病保険	349	5	349
個人向け生命保険(特約を含む。)(注2)	1,954	2,482	2,176
団体保険(注3)	166	93	171
合計	2,120	2,575	2,347

(注1) 新規契約保険料は、2009年10月に当社が売却したPT・アスランシAIAインドネシアの新規契約を除外している。PT・アスランシAIAインドネシアに関する新規契約保険料含めたとして、2007年度では、2,484百万米ドル、2008年度では、2,377百万米ドルであった。

(注2) 保険料が一切受領されていない持分控除特約を除く。

(注3) 被保険企業年金制度を含む。

新規契約保険料で測定される2008年度の新規契約は、2007年度の2,456百万米ドルから4.4%減少し、2,347百万米ドルであった。かかる低下は、全ての商品ラインで生じたが、従来型の生命保険及び団体生命保険商品は、当該分野の成長に当社が焦点をあてたこと及び経済が不安定な中、保障を求める顧客からの需要の増加を反映し、それぞれ3.9%及び70.9%増加した。

従来型の生命保険商品に係る新規契約保険料は、初年度保険料の増加(2.8%)を反映し、3.9%増加した。これは、当社の香港の事業部門において、経済が不安定な中で、顧客の需要を反映させた新たな一連の保障型商品の発売を受けて、従来型の生命保険商品に係る新規契約保険料が65.5%に成長したことによるものである。なお、シンガポールにおける当社の事業部門では、主に景気減速及びその結果として生じた株式市場価格の下落、さらに下記に述べる中央積立基金により導入された投資制限のために、2008年度下半期に再び従来型の生命保険商品への需要が高まった。

投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品に係る新規契約保険料は、34.6%の加重一時払い保険料の減少及び3.9%の初年度保険料の減少を反映し、12.2%低下した。特に当社の香港の事業部門で顕著であった加重一時払い保険料の低下は主に、不確実な又は市場が変動している時期に新たな投資関連の貯蓄商品について契約することに対し顧客が消極的になっていることを反映したものである。当社のシンガポールにおける営業では、保険契約者がより高い収益を求めて自らの中央積立基金普通口座から貯蓄に投資したため、一時払い投資関連保険商品の売上が1,173百万米ドルに達し、2007年度から2009年度の間で最も高いレベルとなった。しかしながら、2008年4月、中央積立基金により導入された中央積立基金普通口座内の資金の使用に関する投資制限により、2008年度の残余期間につき、シンガポールにおける投資関連保険商品に係る加重一時払い保険料が大幅に低下する結果となった。

独立型傷害・疾病保険商品に係る新規契約保険料は、12.2%(恒常為替レート・ベースでは、7.2%)低下した。この減少は、当社の独立型傷害・疾病保険商品における最大の単一市場である韓国で最も顕著であり、27.7%の初年度保険料(恒常為替レート・ベースでは、19.2%)の低下を経験した。当社の韓国事業は当時、AIGライフ・コリアのブランド名で営業を行っていたため、結果としてAIG事由のより深刻な影響を受けた。AIG事由にかかわらず、当社のその他の市場セグメント(タイ、シンガポール及びマレーシア)における独立型傷害・疾病保険商品に係る新規契約保険料は増加した。当社のその他の市場セグメントにおけるこの増加は主に、2008年中のIFAチャンネルに重点を置いたことにより実現した高い売上をもたらした当社のオーストラリアにおける事業の成長によるものである。

2008年度の当社の団体商品に係る新規契約保険料は、74.1%の初年度保険料及び28.1%の加重一時払い保険料の増加を反映し、2007年度の100百万米ドルから171百万米ドルに増加した。これは、当社のその他の市場セグメントによるものであり、保険料が恒常為替レート・ベースで2倍以上であったオーストラリアによるものである。

保険料純額、手数料収入及びその他の収益

	11月30日に終了した事業年度	
	2007年	2008年
	(単位：百万米ドル)	
保険料、手数料収入及びその他の収益	9,650	10,753
出再保険料	(833)	(392)
合計	8,817	10,361

保険料、手数料収入及びその他の収益は、2007年度の9,650百万米ドルから11.4%増加し、2008年度は10,753百万米ドルとなった。保険料純額の増加は、主に、当社の全ての主要な商品ラインにおける継続保険料の増加及び当社の保険契約者ベースの拡大の継続によるものであった。さらに、当社は2008年度中、かつてAIGグループ内の別の会社に出再されていた、当社の香港報告セグメントが引き受けた契約のポートフォリオをリキャプチャーした（本項の「2008年度において当社の特定の地域別市場に影響を与えた要因」においてさらに検討されている。）。

出再保険料は、上記の再保険リキャプチャーを反映し、2007年度の833百万米ドルと比較し、2008年度には392百万米ドルになった。

投資収入

	11月30日に終了した事業年度	
	2007年	2008年
	(単位：百万米ドル)	
投資収入（注1）		
受取利息	2,507	2,900
受取配当金	174	181
賃料収入	25	63
合計	2,706	3,144

（注1）投資関連契約に関する投資収入を除く。

上記に定められる投資収入は、2007年度の2,706百万米ドルから16.2%増加し（香港、タイ及びシンガポールは、それぞれ26.4%、18.0%及び14.5%の増加を記録した。）、2008年度には3,144百万米ドルとなった。

保険契約及び投資契約給付金純額

	11月30日に終了した事業年度	
	2007年	2008年
	（単位：百万米ドル）	
保険金及び投資契約給付金純額（注1）		
保険契約給付金	4,555	5,402
保険及び投資契約負債の変動純額	3,734	3,550
保険及び投資契約給付金	8,289	8,952
出再保険契約及び出再投資契約給付金	(653)	(248)
合計	7,636	8,704

（注1）投信関連契約及び有配当型ファンドの投資実績並びに保険契約者に対する課税額及び投資関連契約に関する投資収入の変動から保険及び投資契約負債に対応する変動を除く。

保険契約及び投資契約給付金（上の表と整合する基準における）は、2007年度の7,636百万米ドルから14.0%増加し（香港、タイ、及びシンガポールは、それぞれ37.0%、9.0%及び11.1%の増加を記録した。）、2008年度には8,704百万米ドルとなった。保険契約及び投資契約給付金（上の表と整合する基準における）の増加は、その大部分が、本項の下記「2008年度において当社の特定の地域別市場に影響を与えた要因」に記載される香港における再保険リキャプチャー並びに2008年度における当社の地域別市場全体の有効なポートフォリオの成長及び保険契約者に充当されるより高い利息及び配当によるものであった。しかしながら、2008年第4四半期には保険解約が増加した。2008年度の解約の合計は、1,283百万米ドルに達し、そのうち663百万米ドル分は第4四半期に生じたものである。この解約の増加は、当社の継続率が示すように、全般的な景気低迷の影響を受けた現地顧客の景況感及び2008年第4四半期の特定の地域別市場におけるAIG事由によるものと考えられる。当社の有効な保険契約全体に係る継続率は、AIG事由が生じる前の2008年度の開始時点の93.9%から減少し、年度末には89.3%となった。当社の継続率は、2009年度末までに2008年度初めの水準を上回り、95.1%まで改善した。

出再保険契約及び出再投資契約負債は、主に本項の下記「2008年度において当社の特定の地域別市場に影響を与えた要因」に記載される再保険リキャプチャーに起因し、2007年度の653百万米ドルの回収金から62.0%減少し、2008年度には248百万米ドルとなった。

手数料及びその他の獲得費用

	11月30日に終了した事業年度	
	2007年	2008年
	（単位：百万米ドル）	
手数料及びその他の獲得費用		
発生手数料及びその他の獲得費用	2,282	2,269
獲得費用の繰延及び償却	(1,335)	(706)
合計	947	1,563

負担手数料及びその他の獲得費用は、新規事業売上の減少に伴い、2007年度の2,282百万米ドルから0.6%減少し、2008年度は2,269百万米ドルとなった。

獲得費用の繰延及び償却は、2007年度の1,335百万米ドルから47.1%減少し、2008年度には706百万米ドルとなった。かかる減少は、2008年度下半期に露呈した市況の悪化によって獲得費用の償却、一部には投資関連契約及びユニバーサル生命保険契約に係る繰延獲得費用に関連する償却が著しく増加したことに起因する。

営業費用

	11月30日に終了した事業年度	
	2007年	2008年
	（単位：百万米ドル）	
営業費用：		
戦略的イニシアチブ費用を除く営業費用	962	1,064
戦略的イニシアチブ費用	—	25
合計	962	1,089

戦略的イニシアチブ費用を除く当社の営業費用は、2007年度の962百万米ドルから10.6%増加し、2008年度には1,064百万米ドルとなったが、それは主に本項の下記「2008年度において当社の特定の地域別市場に影響を与えた要因」に記載される再保険リキャプチャー及び福利厚生費用の上昇によりもたらされた。2008年度の戦略的イニシアチブ費用には、販売チャネルの拡大、バックオフィス・サポート業務の最適化並びに当社の中国における代理店及び顧客サービス基盤の増加（2007年度の104のセンターから、2008年度には127のセンターへ）に関連する費用が含まれている。

投資運用費用及び財務費用

	11月30日に終了した事業年度	
	2007年	2008年
	（単位：百万米ドル）	
投資運用費用及び財務費用（注1）：		
投資運用費用	83	93
財務費用	203	159
合計	286	252

（注1）投資関連契約に関する投資運用費用を除く。

当社の投資運用費用及び財務費用は、2007年度の286百万米ドルから11.9%減少し、2008年度には252百万米ドルとなった。この減少は、主に当社が貸付有価証券及び買戻契約への参加を縮小し続けたことによる貸付有価証券及び買戻契約に関連する財務費用の減少の結果である。

営業利益

上記の結果として、営業利益は2007年度の1,692百万米ドルから10.5%増加し、2008年度には1,869百万米ドルとなった。上述の通り、営業利益の増加は主に、本項の下記「2008年度において当社の特定の地域別市場に影響を与えた要因」に記載される香港における再保険リキャプチャーの実質的効果を始め、2008年度第4四半期における当社の費用ベース及び解約水準の上昇の影響を上回る速さで増加した継続保険料の上昇及び投資収入の増加によってもたらされた。

事業再編及び分離費用並びに当社が2009年度に縮小した貸付有価証券の影響を除き、当社の営業利益は2007年度の1,692百万米ドルと比較し、2008年度には1,885百万米ドルであった。事業再編及び分離費用並びに貸付有価証券の当社の2007年度における営業利益に対する最終的な影響は、微少であった。貸付有価証券については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 投資商品 - 当社の投資ポートフォリオ - 貸付有価証券」においてさらに詳述されている。

営業利益に係る税金

当社は、15の主要な法域で営業している。それぞれの法域は独自の税体系を有し、年度ごとの税金費用（又は控除）の変動は、法域ごとの収入構成の変動により影響を受ける。

営業利益に係る当社の加重平均法人税率は、2007年度の24%から2008年度は15%まで減少した。これは、マレーシアにおける税法の改正に関連する税額控除、韓国における法人税率の引下げの影響及び中国における当社の連結納税申告からの節税に伴う法域ごとの収入構成の変動の影響を反映している。韓国が、2008年度に2012年から法人税率を22%に変更することを発表したことにより、当社は、当社の繰延税金負債を減少することができる。

税引前利益 / 損失

税引前利益は、2007年度の2,579百万米ドルの利益と比較し、2008年度は101.2%減少し32百万米ドルの損失となった。かかる大幅な悪化は、主に、2007年度の837百万米ドルの利益と比較し、2008年度における2,412百万米ドルの当社の投資ポートフォリオの市場価値の減少に起因する営業外投資収益の悪化によってもたらされた。2008年度におけるかかる損失は、一部分は香港における再保険リキャプチャーの決済に係る447百万米ドルの利益により相殺された。さらなる情報については、本項の「2008年度において当社の特定の地域別市場に影響を与えた要因」を参照のこと。

法人所得税

	11月30日に終了した事業年度	
	2007年	2008年
	(単位：百万米ドル)	
未払法人所得税	464	401
繰延法人所得税		
一時差異	187	(571)
源泉税繰入額免除	—	(275)
税金費用 / (還付金等収入)	651	(445)
内訳：		
株主利益に帰属する税金費用 / (還付金等収入)	581	(355)
保険契約者収益に帰属する税金費用 / (還付金等収入)	70	(90)
合計	651	(445)

未払法人所得税は、2007年度の464百万米ドルから13.6%減少し、2008年度には401百万米ドルとなった。当社の海外業務について支払われた現行の税金額は、主に、現地の法人税率が地域において最も高水準であり、生命保険会社に対する現地の税規則が現行の税金を発生させる収益認識を速めるタイ及び韓国における当社の業務に起因する。

源泉税繰入額免除を除き、当社は、当社の投資の市場価値の低下及び当社の加重平均法人税率に作用した上記記載の要因の影響を反映し、2007年度の187百万米ドルの繰延法人所得税の課税と比較し、2008年度は571百万米ドルの繰延法人税控除を有している。

租税条約の明確化の結果、2008年度の275百万米ドルの源泉税繰入額が免除された。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益は、2007年度の1,914百万米ドルから78.7%減少し、2008年度には408百万米ドルとなった。かかる減少は、主に、市場価値の低下による2,412百万米ドル（そのうち87百万米ドルは、当社の貸付有価証券による）の負の営業外投資収益によるものであるが、その一部はAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益の増加（香港における再保険リキャプチャーについて生じた447百万米ドルの利益）及び上述の通り275百万米ドルの源泉税繰入額免除により相殺されている。

事業再編及び分離費用並びに貸付有価証券の影響を除き、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益は、2007年度の1,914百万米ドルと比較し、2008年度には511百万米ドルであった。事業再編及び分離費用並びに貸付有価証券の当社の2007年度におけるAIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益に対する影響は、微少であった。貸付有価証券については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 投資商品 - 当社の投資ポートフォリオ - 貸付有価証券」においてさらに詳述されている。

2008年度の第4四半期中の重要な事象

2008年度第4四半期中、AIG事由の後、信用スプレッドは拡大し、持分資本市場は著しく衰退した。同時に、当社の商品の解約が急増した。この解約傾向の一時的な増加は、当社の継続率に悪影響を及ぼした。

AIG事由は、当社の2008年度の経営成績、とりわけ以下の分野で多大な影響を与えた。

- ・特に香港及びシンガポールにおける一時払い投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品の新規取引高の減少。当社の多くの地域別市場において、2009年度上半期と比較した場合の初年度保険料及び一時払い商品の伸びが示すように、新規契約は2009年度上半期と比較して下半期に改善した。2009年度における当社の各地域別市場における動向は、本項の「セグメント情報」においてさらに詳述されている。
- ・解約手数料収入の短期的な増加は、解約済保険契約に係る繰延獲得費用の繰上償却による相殺を上回るものであった。特に、当該期間中にAIGブランドに基づき営業していた韓国における年金保険解約は、2007年度の250百万米ドルと比較し、2008年度には1,023百万米ドルであった。解約傾向は2009年度及び2010年度上半期に改善し、当社の有効な保険契約全体の平均継続率の割合は、2008年度下半期中の91.4%と比較して2009年度下半期中には93.4%に上昇した。
- ・当社は、再編成及び削減計画を繰上実施し、これにより2008年度に10百万米ドルの事業再編及び分離費用を計上した。これにより当社の人員は約200名削減され、当社の費用率の改善に繋がり、2008年度の8.9%と比較して2009年度には8.4%となった。一方で、当該年度における戦略的イニシアチブの費用は148.0%上昇した。

2008年度において当社の特定の地域別市場に影響を与えた要因

香港における当社の事業部門は、かつてAIGグループの別の会社に再保険を掛けられていた再保険事業のポートフォリオをリキャプチャーした。総加重保険料収入が出再保険の影響を受ける前のものであるため、かかるリキャプチャーは、総加重保険料収入には影響を与えていないが、当該リキャプチャーについて生じた1回限りの447百万米ドルの利益をもたらす結果となった。当該利益は、リキャプチャーについて受領した金融資産の公正価値が、保険及び投資契約負債並びに繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用並びに190百万米ドルのリキャプチャー費用を上回ったために生じたものである。

シンガポールにおける当社の事業部門では、2007年度及び2008年度上半期において、投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品が堅調な伸びを見せた。2008年度下半期に、シンガポールにおける当社の事業部門で、主に景気減速及びその結果として生じた株式市場価格の下落、さらに中央積立基金の規則の変更を理由として、再び従来型の生命保険商品への需要が高まった。保険契約者がより高い収益を求めて自身の中央積立基金普通口座から貯蓄に再投資したため、一時払い投資関連保険商品の売上が当社のシンガポールの営業において1,173百万米ドルに達し、2007年度から2009年度の間で最も高いレベルであった。2008年4月、中央積立基金の規則の変更により中央積立金普通口座の使用に関する規制が導入され、これにより2008年度の残余期間につき、一時払い投資関連保険商品の売上が大幅に減少する結果となった。新規契約は、本項の「セグメント情報 - シンガポール - 2008年11月30日に終了した事業年度と2009年11月30日に終了した事業年度との比較」に記載の通り、2009年度上半期から下半期の間の初年度保険料及び一時払い商品の売上の伸びが示すように、2009年度中に改善した。

当社の中国事業に係る営業費用は、当社の営業の拡大並びに当社の代理店及びカスタマーサービス施設が104ヶ所（2007年度）から127ヶ所（2008年度）に増加したことによる人員の増加を理由として、2007年度の127百万米ドルから35.4%増加し、2008年度は172百万米ドルであった。これにより、中国における支店ネットワークからの総加重保険料収入が2009年度には10億米ドルを超える成長をもたらした。2009年度中の中国における当社の業績は、本項の「セグメント情報 - 中国 - 2008年11月30日に終了した事業年度と2009年11月30日に終了した事業年度との比較」において詳述されている。

貸借対照表情報の抜粋の検討

資産

2008年11月30日現在の当社の総資産は、2007年11月30日現在の88,192百万米ドルと比較して、72,009百万米ドルであった。この減少は主に、大部分が公正価値で繰り越された当社の金融商品の市場価値の低下を反映したものである。下の表は、資産クラス別及び業種別に当社の下記現在の金融投資を示したものである。

	11月30日現在							
	2007年			2008年				
	保険契約者及び株主	投資関連	合計	保険契約者及び株主	投資関連	合計		
	その他の保険契約者及び株主	有配当型ファンド		その他の保険契約者及び株主	有配当型ファンド			
	(単位：百万米ドル)							
金融投資の内訳：								
負債証券								
売却可能負債証券	30,955	—	—	30,955	29,934	—	29,934	
損益を通じて公正価値で測定する負債証券	1,148	10,813	1,488	13,449	852	10,070	1,467	12,389
負債証券合計	32,103	10,813	1,488	44,404	30,786	10,070	1,467	42,323
持分証券								
売却可能持分証券	2,520	—	—	2,520	87	—	—	87
損益を通じて公正価値で測定する持分証券	4,258	2,321	11,040	17,619	1,855	1,123	5,682	8,660
持分証券合計	6,778	2,321	11,040	20,139	1,942	1,123	5,682	8,747
貸付金及び債権	4,429	1,136	100	5,665	2,908	986	108	4,002
デリバティブ金融商品	175	247	—	422	165	87	—	252
金融商品合計	43,485	14,517	12,628	70,630	35,801	12,266	7,257	55,324

全ての負債証券及び持分証券は公正価値で繰り越され、結果として、当社の財務情報に計上される価値は各報告期間末日現在の最新の市場価値を反映する。2008年度における6,045百万米ドルの負債証券及び持分証券の純売買高並びに2008年度において再保険リキャプチャーに関して生じた2,967百万米ドルの投資ポートフォリオの受領にかかわらず、当社の金融商品の帳簿価額合計は、2007年11月30日現在の70,630百万米ドルと比較して、2008年11月30日現在、55,324百万米ドルまで減少した。

その他の保険契約者及び株主金融投資は、主に売却可能な負債証券により構成される。当期に生じた公正価値の変動額及び売却額で構成される残高に関して、2008年度における当該負債証券の価値の1,317百万米ドルの低下のうち、142百万米ドルは減損に関係したものであり、さらに90百万米ドルは、当該年度中に実現したその他の損益に関係したものである。

有配当型ファンドにおける当社の保険契約負債を担保する金融商品は、上の表の「有配当型ファンド」という欄に示される。2007年11月30日現在の14,517百万米ドルから2008年11月30日現在の12,266百万米ドルへの有配当型ファンドにおける金融商品の減少は、主に2008年度末にかけて起こった株式市場価格の一般的な低下を反映したものである。

当社の投資関連契約を担保する金融商品は上の表の「投資関連」という欄に示される。一般的に当社の投資関連契約に関連する資産に関する投資リスクは、当社の投資関連保険商品の顧客によって負担され、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する純利益に影響を及ぼさない。但し、勘定残高に係る資産運用手数料を除く。2007年11月30日と比較した際の2008年11月30日現在の投資関連契約に関する金融商品の減少は、主に2008年度末にかけて起こった株式市場価格の一般的な低下によるものである。

当社の負債証券の帳簿価格は、2007年11月30日現在の44,404百万米ドルと比較して、2008年11月30日現在、42,323百万米ドルであった。この減少は、主に不利な市況下での信用スプレッドの増加及び当期になされた売却の結果による市場価値の低下によるものであった。国債又は政府機関が発行した債券は、2007年11月30日現在においては当社の負債証券の52.1%の割合を占めたのに対して、2008年11月30日現在においては53.0%を占めた。また、投資適格社債及び仕組債は、2007年11月30日現在においては当社の負債証券の44.4%の割合を占めたのに対して、2008年11月30日現在においては44.0%を占めた。

当社の売却可能持分証券の帳簿価格は、2007年11月30日現在においては2,520百万米ドルであったのに対して、2008年11月30日現在においては87百万米ドルであった。当期の当社の売却可能持分証券は、AIGの株式のみで構成されており、これらは、公正価値で繰り越され、2008年度におけるAIGの株価の大幅な低下を反映して減少した。

損益を通じた公正価値で測定した当社の持分証券の帳簿価格は、2007年11月30日現在においては17,619百万米ドルだったのに対して、2008年11月30日現在においては8,660百万米ドルであった。この減少は主に、2008年度後半にお

る世界的及び主要なアジアの株式市場における価格の低下の結果であった。損益を通じた公正価値で測定した当社の持分証券の大半は、当社の投資関連契約に関連する負債を担保するために保有されており、当該持分証券に係る投資リスクは全て多くの当社の投資関連保険商品の保険契約者に負担されている。

当社の残存する貸付金及び債権は2007年11月30日現在においては5,665百万米ドルであったのに対して、2008年11月30日現在においては4,002百万米ドルであった。この減少は主に、AIGのその他の子会社からの1,560百万米ドルの社内貸付金の返済によるものである。

現金及び現金同等物が、2008年第4四半期における債券市場及び株式市場の両方の不利な状況に応じて、当社の現金保有高が大幅に増加したため、2007年11月30日現在の2,583百万米ドルから2008年11月30日現在においては4,164百万米ドルまで増加した。

負債

	11月30日に終了した事業年度	
	2007年	2008年
	(単位：百万米ドル)	
保険及び投資契約負債	63,666	57,056
借入金	1,461	661
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	5,395	2,718
負債 - 上記を除くその他	4,179	2,656
負債合計	74,701	63,091

当社の負債合計は、2007年11月30日現在においては74,701百万米ドルであったのに対して、2008年11月30日現在においては63,091百万米ドルであった。この減少は主に、保険及び投資契約負債の減少、貸付有価証券に関する借入金及び債務の減少、並びに「上記以外の負債」の減少を反映したものである。

保険及び投資契約負債は、2007年11月30日現在においては63,666百万米ドルであったのに対して、2008年11月30日現在においては57,056百万米ドルであった。この減少は主に、対応する資産に係る投資収益、預金又は引出純額、勘定残高に対して課された手数料及び為替換算による影響で構成される当社の投資関連契約に関連する負債の変動によるものである。

借入金の低下は、2007年11月30日現在においては1,461百万米ドルであったのに対して、2008年11月30日現在においては661百万米ドルであった。この減少は主に、長期貸付金が満期となったことによるAIGの子会社に対する貸付金の返済によるものである。

貸付有価証券及び買戻契約に基づく当社の債務は、2007年11月30日現在においてはそれぞれ3,814百万米ドル及び1,581百万米ドルであったのに対して、2008年11月30日現在においてはそれぞれ1,963百万米ドル及び755百万米ドルであった。この減少は主に、関連当事者及び第三者に対する貸付有価証券の減少の影響であり、また買戻契約に関する未払額の減少によるものでもある。「上記以外の負債」の減少は、主に繰延税金負債の減少によるものである。

資本

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する当社の資本合計は、2007年11月30日現在においては13,440百万米ドルであったのに対して、2008年11月30日現在においては8,908百万米ドルであった。この減少は主に、公正価値準備金及び為替換算準備金の減少に関連したものであり、これらにより発行済株式資本及び発行予定株式、資本剰余金並びにその他の準備金の増加は相殺された。発行済株式資本、発行予定株式、資本剰余金及びその他準備金は、主にAIGグループからの731百万米ドルの資本注入により2007年度の699百万米ドルから2008年度の1,434百万米ドルに増加した。公正価値準備金の4,534百万米ドルの減少は主に、当社が保有するAIG株式を含む売却可能金融商品の公正価値における未実現変動によるものである。為替換算準備金の796百万米ドルの減少は、2008年度における米ドル高によるものである。利益剰余金は、2008年度に63百万米ドル増加し、これは、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する408百万米ドルの純利益を構成し、支払われた配当金は346百万米ドルに減少した。

セグメント情報

本項には、当社の各報告セグメントごとの業績ハイライトが記載されている。当社の報告セグメントは次の()各当社主要市場、()その他の市場の総合的な業績、並びに()当社の全社及びその他の報告セグメントに分類される。当社主要市場は、香港(マカオを含む。)、タイ、シンガポール(ブルネイを含む。)、マレーシア、中国及び韓国で構成される。その他の市場セグメントは、オーストラリア、インドネシア、フィリピン、ニュージーランド、台湾、ベトナム及び当社のインドにおけるジョイント・ベンチャーの当社持分の総合的な業績で構成される。全社及びその他のセグメントには、当社の全社機能、共有サービス及びグループ間取引の消去が含まれる。

香港

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
	未監査				
	(単位：百万米ドル(比率を除く。))				
総加重保険料収入	2,845	2,916	2,861	1,285	1,340
新規契約 年換算新規契約保険料 (注1)	N/A	N/A	387	130	165
新規契約 新規契約保険料(注2)	571	461	374	N/A	N/A
投資収入(注3)	607	767	779	387	421
営業費用	133	183	163	81	83
営業利益	408	590	698	367	423
AIAグループ・リミテッド株主に帰 属する税引後営業利益	368	568	653	346	399
配分セグメント持分(期末)	2,646	3,573	4,164	3,931	4,578
純資本流入/(流出)(注4)	(7)	684	(30)	3	3
比率：					
費用率	4.7%	6.3%	5.7%	6.3%	6.2%
営業利益率	14.3%	20.2%	24.4%	28.6%	31.6%
配分持分営業収益率	15.5%	18.3%	16.9%	18.4%(注5)	18.3%(注5)

(注1) 2009年度から、当社は年換算新規契約保険料を用いて新規契約を測定している。新規契約は、再保険に出再する前の年換算初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されている。年換算新規契約保険料は、当社の企業年金事業、個人保険及び自動車保険に関する新規契約を除く。

(注2) 2009年度より前は、当社は新規契約保険料を用いて新規契約を測定していた。新規契約は、再保険に出再する前の初年度保険料(年換算をしない。)の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されていた。

(注3) 投資関連契約に関する投資収入を除く。

(注4) 資本流出は、全社及びその他のセグメントへの配当/利益分配で構成され、資本流入は全社及びその他のセグメントによる資本注入で構成される。

(注5) 2009年度上半期及び2010年度上半期における配分持分営業収益率は、それらに先行する期との比較を容易にするために年換算されている。

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
				未監査	
	(単位: 百万米ドル)				
総加重保険料収入の内訳:					
継続保険料	2,274	2,455	2,487	1,161	1,181
初年度保険料	482	414	357	117	155
加重一時払い保険料	89	47	17	7	4
総加重保険料収入合計	2,845	2,916	2,861	1,285	1,340

2009年5月31日に終了した6ヶ月間と2010年5月31日に終了した6ヶ月間との比較

香港は、総加重保険料収入に基づく当社最大の地域別市場であり、2010年度上半期の当社の総加重保険料収入合計のうち22.3%を生み出した。香港はまた、総加重保険料収入に基づく投資関連保険商品の当社最大の市場である。総加重保険料収入は、2009年度上半期から2010年度上半期にかけて、当該期間における新規契約の増加により、4.3%増加した。

2009年度上半期における90.3%の総加重保険料収入と比較して2010年度上半期には88.1%であった総加重保険料収入を占める継続保険料は、平均継続率が、2009年度上半期中の91.7%から2010年度上半期中の96.6%に改善されたにもかかわらず、2009年度上半期及び2010年度上半期にはそれぞれ、1,161百万米ドル及び1,181百万米ドルと変化がなかった。2010年度上半期中の平均継続率の改善は、解約が予想通りだった一方で、当社の有効な保険ポートフォリオに係る満期の影響により一部相殺された。

年換算新規契約保険料で評価した新規契約は、2009年度上半期の130百万米ドルと比較して、2010年度上半期では165百万米ドルであった。2009年度上半期から2010年度上半期にかけての27.0%の増加は、主に、当該期間における保険料定期払い投資関連保険商品及び従来型の生命保険商品の高い売上高によるものである。当社は、2009年度末にかけて資産運用商品の新たな一連の商品を発売し、これが投資関連保険商品の高い売上高(2010年度上半期の初年度保険料は、2009年度上半期と比較して74.5%伸びた。)に貢献した。

2010年度上半期における投資収入(投資関連契約に関する投資収入を除く。)は、2009年度上半期の387百万米ドルから2010年度上半期では421百万米ドルとなった。この増加は主に、当該期間中に投資ポートフォリオの平均サイズが増加したことによるものである。2010年5月31日現在のその他の保険契約者及び株主金融投資に帰属する負債証券及び持分証券の帳簿価額は、2009年11月30日現在におけるそれぞれ12,069百万米ドル及び609百万米ドルと比較してそれぞれ12,674百万米ドル及び909百万米ドルであった。

営業費用及び当社の費用率は、営業利益が2009年度上半期の367百万米ドルと比較して、15.3%伸び、2010年度上半期には423百万米ドルとなった一方で、2009年度上半期に23百万米ドル計上された高額な契約解約手数料収入の実質的効果にかかわらず、2010年度上半期から2009年度上半期にかけて安定していた。2010年度上半期における営業利益の増加は主に、上記に記載されるより高い投資収入及び当社の企業年金事業(AIAペンション・トラスティ)によって生じた6百万米ドルの営業利益の増加によるものである。AIAペンション・トラスティは、2009年度上半期の16百万米ドルと比較して2010年度上半期には22百万米ドルの営業利益に貢献し、その新規拠出金を年換算新規契約保険料を使用して評価した場合、2009年度上半期の65百万米ドルと比較して、2010年度上半期には31百万米ドルの年換算新規契約保険料を生み出したこととなる。

営業利益の改善は、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益の増加に繋がり、2009年度上半期と比較して、2010年度上半期には15.3%増加した。営業利益率は、2009年度上半期における28.6%から2010年度上半期には31.6%に改善した。

配分持分の営業利益は、税引後営業利益の増加にもかかわらず、香港における当社の主要な保険業の資本の留保により、比較的大きな変動は見られなかった。これは、配分セグメント持分が、2009年5月31日現在の3,931百万米ドルから2010年5月31日現在の4,578百万米ドルに増加したことから明らかである。

2008年11月30日に終了した事業年度と2009年11月30日に終了した事業年度との比較

香港における総加重保険料収入は、2009年度の当社の総加重保険料収入合計の24.6%を占め、2009年度及び2008年度の両年度において2,400百万米ドル以上の継続保険料を獲得した。従来型の生命保険及び投資関連保険商品は、2008年度のそれぞれ46.6%及び43.8%と比較して、2009年度中の香港報告セグメントにおいて生じた総加重保険料収入合計のそれぞれ51.8%及び38.5%を占めた。

総加重保険料収入に占める継続保険料は、平均継続率が、2008年度下半期中に93.1%であったのに対し、2009年度下半期中は95.8%に改善したことにより、2008年度の84.2%と比較して、2009年度は86.9%であった。

新規契約保険料で評価した新規契約は、2008年度の461百万米ドルと比較して2009年度には374百万米ドルとなった。初年度保険料及び加重一時払い保険料の減少は、2009年度上半期における投資関連保険商品の売上の低下によるものであり、これは、従来型の生命保険商品の高い売上高の相殺を上回るものであった。投資関連保険商品の売上高は、2009年度下半期に大幅に改善し、2009年度上半期と比較して、初年度保険料及び加重一時払い保険料はそれぞれ68.2%及び48.4%増加した。従来型の生命保険に係る初年度保険料は、重病給付金を伴う通常の貯蓄商品の充実を図ったことにより、2009年度上半期と比較して、2009年度下半期は138.4%増加した。

投資収入（当社の投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2008年3月におけるグループ内の再保険協定のリキャプチャーに伴う投資ポートフォリオの平均サイズが増加したこと及び2009年度の好調な経営成績により、2008年度の767百万米ドルから1.6%増加して、2009年度は779百万米ドルであった。リキャプチャーに関する詳細は、本項の「セグメント情報 - 香港 - 2007年11月30日に終了した事業年度と2008年11月30日に終了した事業年度との比較」を参照のこと。

営業費用は、2008年度における特定の経常外項目を含んだことを部分的な要因とし、2008年度の183百万米ドルから10.9%減少し、2009年度は163百万米ドルとなった。営業費用の削減は、当社の費用率にプラスの影響を与え、2008年度の6.3%と比較して、2009年度は5.7%に改善した。

営業利益は、18.3%伸び、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益は、15.0%増加し、2008年度におけるそれぞれ590百万米ドル及び568百万米ドルから、2009年度にはそれぞれ698百万米ドル及び653百万米ドルとなった。これらの増加は主に、2009年度の再保険リキャプチャーの通年の実質的影響、2009年度の運用成績の力強い回復を反映した運用資産の増加に伴う繰延獲得費用償却費の減少、及び財務費用の減少によるものである。投資運用費用及び財務費用は、当該年度中に貸付有価証券を縮小し、大々的に撤退したことにより、2008年度の141百万米ドルと比較して、2009年度は52百万米ドルであった。

営業利益率は、営業利益の増加に伴い、2008年度の20.2%から2009年度は24.4%まで改善した。

配分持分営業収益率は、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益の増加にかかわらず、香港における当社の主要な保険事業に係る資本剰余金の留保により、2008年度の18.3%から2009年度は16.9%に減少した。当社の企業年金事業から全社及びその他のセグメントに対して20百万米ドルの配当送金後の配分セグメント持分は、2008年度11月30日現在の3,573百万米ドルから2009年度11月30日現在の4,164百万米ドルに増加した。

2007年11月30日に終了した事業年度と2008年11月30日に終了した事業年度との比較

総加重保険料収入は、2007年度の2,845百万米ドルから2.5%増加し、2008年度は2,916百万米ドルとなった。かかる増加は、初年度保険料及び新規契約の減少により一部相殺されたものの、安定した継続率による継続保険料の増加が主因であった。

新規契約保険料で評価される新規契約は、2007年度の571百万米ドルと比較して、2008年度には461百万米ドルであった。この減少は主に、2008年度下半期における売上高の低下によるものである。香港における当社の営業に係る新規契約保険料は、2008年度下半期中の需要がAIG事由に影響されたことを受けて、2008年度下半期と比較して、2008年度上半期の方が堅調であった。当社は、2008年度に新しい一連の保障商品を導入し、これが当社の従来型の生命保険商品の売上増加につながった。その結果、従来型の生命保険商品による総加重保険料収入は、2007年度の1,333百万米ドルから2008年度には1,359百万米ドルに増加し、初年度保険料は2007年度の56百万米ドルから69.3%増加し、2008年度は96百万米ドルとなった。投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品の売上高は、2008年度下半期に著しく低下した。

当社はまた、以前はAIGグループの別の会社に再保険を掛けられていた再保険事業のポートフォリオを2008年度にリキャプチャーした。かかるリキャプチャーは、出再保険の影響を反映する前のものであるため、総加重保険料収入には影響しなかったが、447百万米ドルの利益をもたらした。かかる利益は、1回限りというその性質から、税引前及び税引後の営業利益には反映されない。かかる利益は、リキャプチャーにより取得した金融資産の公正価値が、保険及び投資

契約負債、繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用並びにリキャプチャー費用（総額で190百万米ドルとなる。）を上回ったために発生した。

投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2007年度の607百万米ドルから26.4%増加し、2008年度は767百万米ドルとなった。かかる増加の大部分は、再保険リキャプチャーに帰属するものであった。かかるリキャプチャーの一環として、当社は2008年度に、以前は当社が譲渡した負債にマッチングさせるために保有していた2,967百万米ドルの金融投資ポートフォリオを取得し、それにより2008年度の後半の3四半期において投資収益を得た。

営業費用は、2007年度の133百万米ドルから37.6%増加し、2008年度は183百万米ドルとなった。かかる増加の一部は、上記の再保険リキャプチャーの一部であった以前に譲渡した事業の営業費用を含めたことに帰属するものであった。営業費用はまた、当社の香港の事業部門に係る販売チャネルを拡大し、資産運用能力を強化するための戦略的イニシアチブ費用による影響を受けた。当社の費用率は、2007年度の4.7%から、2008年度は6.3%に増加した。

営業利益は、2007年度の408百万米ドルから44.6%増加し、2008年度は590百万米ドルとなった。かかる増加は、主に、再保険リキャプチャーの実質的効果並びにAIG事由後の解約による投資収入及び投資費用の増加によるものであった。解約費用は、解約に係る繰延獲得費用償却費の加速を補って余りあるものであった。営業利益の増加は、総加重保険料収入の増加を上回り、当社の営業利益率は、2007年度の14.3%から、2008年度は20.2%に増加した。かかる営業利益の増加は、当社の企業年金事業であるAIAペンション・トラスティの業績が改善したことも反映しており、この改善は、2007年度の33百万米ドルと比較して、2008年度は38百万米ドルの営業利益を生みだした。

配分持分営業収益率は、2007年度の15.5%から、2008年度は18.3%に増加した。AIAグループ・リミテッド株主に帰属する2008年度の税引後営業利益におけるかかる増加は、当社の香港業務への684百万米ドルの純資本拠出の影響により一部相殺された。

タイ

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
	未監査				
	(単位：百万米ドル(比率を除く。))				
総加重保険料収入	2,164	2,351	2,373	1,072	1,222
新規契約 年換算新規契約保険料 (注1)	N/A	N/A	372	156	181
新規契約 新規契約保険料(注2)	311	342	349	N/A	N/A
投資収入(注3)	557	657	640	320	367
営業費用	114	132	135	64	71
営業利益	401	424	358	184	243
AIAグループ・リミテッド株主に帰 属する税引後営業利益	275	303	251	128	170
配分セグメント持分(期末)	2,736	2,448	2,919	2,723	3,233
純資本流入/(流出)(注4)	(61)	(74)	(175)	(58)	(29)
比率：					
費用率	5.3%	5.6%	5.7%	6.0%	5.8%
営業利益率	18.5%	18.0%	15.1%	17.2%	19.9%
配分持分営業収益率	11.0%	11.7%	9.4%	9.9%(注5)	11.1%(注5)

(注1) 2009年度から、当社は年換算新規契約保険料を用いて新規契約を測定している。新規契約は、再保険に出再する前の年換算初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されている。年換算新規契約保険料は、当社の企業年金事業、個人保険及び自動車保険に関する新規契約を除く。

(注2) 2009年度より前は、当社は新規契約保険料を用いて新規契約を測定していた。新規契約は、再保険に出再する前の初年度保険料(年換算をしない。)の100%及び一時払い保険料の10%

によって構成されていた。

（注3）投資関連契約に関する投資収入を除く。

（注4）資本流出は全社及びその他のセグメントへの配当/利益分配で構成され、資本流入は全社及びその他のセグメントによる資本注入から構成される。

（注5）2009年度上半期及び2010年度上半期における配分持分営業収益率は、それらに先行する期との比較を容易にするために年換算されている。

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
				未監査	
	（単位：百万米ドル）				
総加重保険料収入の内訳：					
継続保険料	1,853	2,009	2,024	922	1,047
初年度保険料	301	326	337	143	168
加重一時払い保険料	10	16	12	7	7
合計	2,164	2,351	2,373	1,072	1,222

2009年5月31日に終了した6ヶ月間と2010年5月31日に終了した6ヶ月間との比較

タイは、総加重保険料収入に基づく当社2番目の規模を有する市場であり、2010年度上半期の当社の総加重保険料収入合計のうち20.3%を生みだした。タイはまた、総加重保険料収入に基づく従来型の生命保険商品の当社最大の市場である。

総加重保険料収入は、2009年度上半期の1,072百万米ドルと比較して、14.0%（恒常為替レート・ベースでは6.2%）増加し、2010年度上半期は1,222百万米ドルであった。かかる増加の大部分は、平均継続率が2010年度上半期及び2009年度上半期中安定していたことを受けて、継続保険料が13.5%（恒常為替レート・ベースでは5.7%）増加したことに帰属する。

年換算新規契約保険料で評価される新規契約は、主に従来型の生命保険商品及びユニバーサル生命保険商品の売上高が増加したことにより、2009年度上半期の156百万米ドルから2010年度上半期には181百万米ドルまで増加した。2010年度第2四半期中、タイは、バンコクを中心に政情不安に陥った。2010年5月における当社の売上は大幅に低下したものの、この傾向は以来反転し、2010年度上半期の新規契約は、2009年度上半期と比較して全体的に増加した。当社は、タイ全体における当社の営業が地域的広がりを見せていることから、総加重保険料収入への影響は限られると考えている。

投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、主に、当該期間中に投資ポートフォリオの平均サイズが増加したことに加えて受取配当金が2009年度上半期と比較して2010年度上半期では15百万米ドル増加したことにより、2009年度上半期の320百万米ドルと比較して2010年度上半期は367百万米ドルとなった。負債証券及び持分証券へのその他の保険契約者及び株主運用資産の帳簿価額は、2009年11月30日現在のそれぞれ11,062百万米ドル及び1,322百万米ドルと比較して、2010年5月31日現在は、それぞれ12,489百万米ドル及び1,645百万米ドルであった。

営業費用は、2010年度上半期及び2009年度上半期にかけて64百万米ドルから10.9%増加し、71百万米ドルとなった。これは一部に、当該期間中の対米ドルのタイ・パーツの高騰によるものである。恒常為替レート・ベースにおける増加は、1.7%であった。かかる増加は主に、主要な販売スタッフ及び従業員を維持するための当社の営業所及び報酬プログラムの向上に起因する。

当社の費用率は、営業利益が2009年度上半期の184百万米ドルから2010年度上半期は243百万米ドルに増加した一方で、2009年度上半期の6.0%と比較して、2010年度上半期は5.8%であった。これは、上記の堅調な業績及び投資収入の増加を反映しており、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益の増加及び2009年度上半期の17.2%と比較して2010年度上半期に19.9%であった営業利益率の改善につながった。

配分持分営業収益率は、一部、配分セグメント持分の増加により、営業利益率より低いレベルで増加した。当社のタイにおける営業の配分セグメント持分は、2009年5月31日現在の2,723百万米ドルと比較して、2010年5月31日現在は、3,233百万米ドルに増加した。これは、2010年度上半期における営業業績及び247百万米ドルの営業外投資収益の改善

を反映している。

2008年11月30日に終了した事業年度と2009年11月30日に終了した事業年度との比較

タイにおける総加重保険料収入は、2009年度における当社の総加重保険料収入全体の20.4%を計上したが、概ね継続保険料の伸びに起因して、2008年度の2,351百万米ドルから0.9%増加し、また恒常為替レート・ベースでは4.1%増加し、2009年度は2,373百万米ドルとなった。継続保険料は、主に2009年度中における平均継続率の改善の結果として全ての商品ラインにわたり増加した。

新規契約保険料により計算される新規契約は、主にユニバーサル生命保険商品の売上増により、2008年度から2009年度までの間に342百万米ドルから349百万米ドルへと2.0%増加し、また恒常為替レート・ベースでは5.5%増加した。年換算新規契約保険料により計算される2009年度の新規契約は、新規契約保険料の349百万米ドルと比較して372百万米ドルであったが、これは当社の月次払い方式の保険料定期払い契約に関する初年度保険料を年換算した効果を反映したものである。

投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、為替レートの影響を一部受けて、2008年度の657百万米ドルと比較して2.6%減少し、2009年度は640百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2008年度から2009年度にかけて1.1%増加した。投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2009年度における株式投資から得られた配当金の減少によりマイナスの影響を受けた。

営業費用は、2008年度の132百万米ドルから2009年度の135百万米ドルへとわずかに増加した。結果として、当社の費用率は、2008年度の5.6%と比較して2009年度は5.7%と概ね横ばいに留まった。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する営業利益及び税引後営業利益は、2008年度のそれぞれ424百万米ドル及び303百万米ドルから、2009年度のそれぞれ358百万米ドル及び251百万米ドルへと減少したが、これは主として2009年度中における米ドルに対するタイ・パーツの下落及び上記の投資収入の減少の影響を反映するものであった。

営業利益率は、主として営業利益が減少した結果として、2008年度の18.0%から2009年度の15.1%へと減少した。配分持分営業収益率は、営業利益率の悪化及び配分セグメント持分の増加を反映して、2008年度の11.7%から2009年度は9.4%に減少した。配分セグメント持分は、2008年11月30日現在の2,448百万米ドルから2009年11月30日現在の2,919百万米ドルへと増加したが、これは概ねプラスとなった経営成績及び営業外投資収益が2008年度の493百万米ドルの税引後損失から403百万米ドルの税引後利益へと大幅に改善したことに起因するものであった。この営業外投資収益の改善は、主にタイの持分証券の市場価値の回復に起因するものであり、その帳簿価額は2008年11月30日現在の781百万米ドルから、2009年11月30日現在の1,322百万米ドルへと増加した。また、2009年11月30日現在の配分セグメント持分は、2009年度中における当社のタイ事業からの180百万米ドルの本国への送金を反映するものであった。

2007年11月30日に終了した事業年度と2008年11月30日に終了した事業年度との比較

タイにおける総加重保険料収入は、2007年度の2,164百万米ドルから8.7%増加し、2008年度は2,351百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、伸び率は4.5%であった。この増加は、特に従来型の生命保険商品に関して、継続保険料、初年度保険料、及び加重一時払い保険料の全てにわたり生み出されたものであった。継続保険料は、当社の全ての主要商品ラインにわたり増加し、2007年度の1,853百万米ドルと比較して2008年度は2,009百万米ドルと、全体としての増加は8.4%となった。

新規契約保険料により計算される新規契約は、2007年度の311百万米ドルから9.9%増加し、2008年度は342百万米ドルとなったが、これはタイにおける当社の中核事業が2008年度には国際的な景気低迷及びタイ国内の政治デモによる重大な影響を受けなかったためである。初年度保険料は、（保険）銀行窓販及び代理店販売チャネルの成長を主因として、2007年度の301百万米ドルから8.3%増加し、2008年度は326百万米ドルとなり、他方、加重一時払い保険料は2007年度の10百万米ドルから59.3%増加し、2008年度は16百万米ドルとなった。

投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2007年度の557百万米ドルから18.0%増加し、2008年度は657百万米ドルとなった。営業費用は、米ドルに対するタイ・パーツの値上がりを主因として、また戦略的イニシアチブに係る支出を副因として、2007年度の114百万米ドルから15.8%増加し、2008年度は132百万米ドルとなった。当社の費用率は、2007年度の5.3%から2008年度の5.6%へと増加した。

営業利益は、2007年度の401百万米ドルから5.7%増加し、2008年度は424百万米ドルとなった。この増加は、主として保険料の増加、関連する投資収入の増加、及びAIG事由が発生した後の解約手数料の増加の結果であり、これはその結果生じた繰延獲得費用償却の加速の相殺を上回るものであった。解約は2008年度の第4四半期に大幅に増加し、特に従来型の生命保険商品に関して、同年の第1四半期と比較して3倍を超える増加となった。営業利益の増加にもかかわらず

ならず、2008年度中に営業費用が総加重保険料収入を上回る速さで増加したため、営業利益率は2007年度の18.5%から2008年度は18.0%へと減少した。

配分持分営業収益率は、2007年度の11.0%から2008年度は11.7%へとわずかに増加したが、これは2008年度におけるAIAグループ・リミテッドの株主に帰属する税引後営業利益及び総加重保険料収入の安定的な増加を反映するものであった。

シンガポール

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
	未監査				
	(単位：百万米ドル(比率を除く。))				
総加重保険料収入	1,514	1,641	1,524	717	796
新規契約 年換算新規契約保険料 (注1)	N/A	N/A	162	60	82
新規契約 新規契約保険料(注2)	235	234	151	N/A	N/A
投資収入(注3)	538	616	609	305	327
営業費用	95	129	91	44	56
営業利益	326	266	316	135	200
AIAグループ・リミテッド株主に帰 属する税引後営業利益	280	233	264	113	159
配分セグメント持分(期末)	1,076	978	1,526	1,322	1,721
純資本流入/(流出)(注4)	(319)	(45)	220	216	-
比率:					
費用率	6.3%	7.9%	6.0%	6.1%	7.0%
営業利益率	21.5%	16.2%	20.7%	18.8%	25.1%
配分持分営業収益率	25.9%	22.7%	21.1%	19.7%(注5)	19.6%(注5)

(注1) 2009年度から、当社は年換算新規契約保険料を用いて新規契約を測定している。新規契約は、再保険に出再する前の年換算初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されている。年換算新規契約保険料は、当社の個人保険及び自動車保険の契約を除く。

(注2) 2009年度より前は、当社は新規契約保険料を用いて新規契約を測定していた。新規契約は、再保険に出再する前の初年度保険料(年換算をしない。)の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されていた。

(注3) 投資関連契約に関する投資収入を除く。

(注4) 資本流出は、全社及びその他のセグメントへの配当/利益分配で構成され、資本流入は全社及びその他のセグメントによる資本注入で構成される。

(注5) 2009年度上半期及び2010年度上半期における配分持分営業収益率は、それらに先行する期との比較を容易にするために年換算されている。

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
	未監査				
	(単位：百万米ドル)				

総加重保険料収入の内訳：

継続保険料	1,280	1,407	1,373	662	720
初年度保険料	115	139	111	49	62
加重一時払い保険料	119	95	40	6	14
合計	1,514	1,641	1,524	717	796

2009年5月31日に終了した6ヶ月間と2010年5月31日に終了した6ヶ月間との比較

シンガポールにおける当社の事業は、2009年度上半期の717百万米ドルと比較して2010年度上半期には796百万米ドルの総加重保険料収入を計上した。総加重保険料収入は、概ね継続保険料及び新規契約の増加に牽引され、11.0%の伸びを、また恒常為替レート・ベースでは3.7%の伸びを示した。

継続保険料は、当社の全ての主要商品ラインにわたり増加し、2009年度上半期と比較して2010年度上半期には8.7%増加し、また恒常為替レート・ベースでは1.6%増加した。これは主として有効な保険契約の平均継続率が2009年度上半期の96.2%から2009年度下半期の97.0%及び2010年度上半期の97.4%へと改善した結果によるものであり、これは2009年度上半期と比較して2010年度上半期には、より多い割合の当社顧客が引き続き継続保険料を支払ったことを意味している。

年換算新規契約保険料により計算される新規契約は、2009年度上半期の60百万米ドルから2010年度上半期は82百万米ドルに増加した。この増加は、主に当社がより富裕な顧客を重視したマーケティング努力を継続したことによる2010年度上半期における従来型の生命保険商品及び投資関連保険商品の売上増を反映するものであった。

投資収入（当社の投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2009年度上半期の305百万米ドルと比較して2010年度上半期は327百万米ドルであったが、これは主として投資ポートフォリオの平均規模の増加／拡大及び当該期間にわたる9百万米ドルの受取配当金（当社の投資関連契約に関する投資収入を除く。）の増加によるものであった。2010年5月31日現在、その他の保険契約者及び株主金融投資に帰属する負債証券及び持分証券の帳簿価額は、2009年11月30日現在のそれぞれ11,492百万米ドル及び1,525百万米ドルと比較して、それぞれ11,902百万米ドル及び1,610百万米ドルであった。

営業費用は、2009年度上半期の44百万米ドルと比較して2010年度上半期は56百万米ドルであり、当社の費用率にもこれに相当する増加がもたらされ、2009年度上半期の6.1%と比較して2010年度上半期は7.0%となった。この増加は、概ね当社の「Power of We」マーケティング・キャンペーンに関連するブランド構築活動に係る支出の増加によるものであった。

営業利益は、2009年度上半期の135百万米ドルと比較して2010年度上半期は200百万米ドルであったが、これは現時点の予測を反映するためのその他の引当金の更新に伴う18百万米ドルの準備金純額の取崩し、当社の投資ポートフォリオの平均規模の増加を反映する投資収入の拡大、及び当該期間にわたる米ドルに対するシンガポール・ドルの値上がりによるプラスの影響を反映するものであった。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益は、2009年度上半期の113百万米ドルと比較して2010年度上半期は159百万米ドルであったが、これは納税申告書の提出後の調整に伴う2010年度上半期における税負担増を反映するものであった。

営業利益の増加は、2009年度上半期の18.8%と比較して2010年度上半期の25.1%という営業利益率の改善を導いた。この傾向にもかかわらず、当社のシンガポール事業に係る追加資本の留保により、配分持分営業収益率は、2010年度上半期及び2009年度上半期にそれぞれ19.6%及び19.7%と横ばいに留まった。

2008年11月30日に終了した事業年度と2009年11月30日に終了した事業年度との比較

シンガポールにおける総加重保険料収入は、2008年度の13.4%と比較して2009年度は当社の総加重保険料収入全体の13.1%を計上した。総加重保険料収入は、2008年度の1,641百万米ドルから7.1%減少し、また恒常為替レート・ベースでは4.0%減少し、2009年度は1,524百万米ドルとなったが、これは概ね投資関連保険商品の需要が大幅に低下し、継続保険料及び新規契約にマイナスの影響を与えた結果であった。

継続保険料は、2008年度の1,407百万米ドルから2009年度は1,373百万米ドルに減少したが、これは概ね外国為替変動の影響及び保険契約満期のマイナスの影響によるものであった。恒常為替レート・ベースでは、当社の有効な保険契約の平均継続率が2008年度及び2009年度に横ばいに留まったため、継続保険料は当該期間にわたり0.8%増加した。

新規契約保険料により計算される新規契約は、投資関連保険商品の売上減を主因として、2008年度の234百万米ドルから35.5%減少し、2009年度は151百万米ドルとなった。2008年度上半期の投資関連保険商品の売上は、2008年4月の

中央積立基金普通口座に関する投資オプションへの追加規制の導入に先立つ堅調な需要によって押し上げられた。2009年度上半期の投資関連保険商品の売上は、当該期間中における経済の不透明さの結果として需要が低迷したことによる影響を受けたが、様々な販売促進活動及び個人富裕層を対象とした個別対応の資産運用商品の発売を反映して2009年度下半期には改善した。かかるイニシアチブの結果として、2009年度上半期から2009年度下半期までの間に、初年度保険料及び加重一時払い保険料はそれぞれ25.7%及び474.1%増加した。

投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2008年度の616百万米ドルから1.1%減少し、2009年度は609百万米ドルとなったが、これは米ドルにするシンガポール・ドルの平均為替レートの値下がりの結果であり、また買戻契約に基づく債務を返済するために現金残高が使用されたためであり、財務費用を削減するために当社の上記投資収入を招くものとなった。恒常為替レート・ベースでは、投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、同年度中に2.3%増加した。

営業費用は、マレーシアにある当社の共有サービス・センターに一定のサポート機能を移転するなど、大幅な業務効率化を通じて給与及び関連費用の節約が達成できたため、2008年度の129百万米ドルから29.5%減少し、2009年度は91百万米ドルとなった。さらに、2008年度の営業費用は経常外項目を含んでおり、その結果、2009年度の営業費用は、2007年度により近い水準にまで減少した。これにより、総加重保険料収入の減少にもかかわらず、当社の費用率は2008年度の7.9%から2009年度の6.0%へと改善した。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する営業利益及び税引後営業利益は、2008年度のそれぞれ266百万米ドル及び233百万米ドルから、2009年度にはそれぞれ316百万米ドル及び264百万米ドルに増加した。この増加は主に上記の費用率の改善に起因するものであり、また2008年第4四半期におけるAIG事由の結果として予想よりも多くの解約がなされたことによる繰延獲得費用加速償却というマイナスの影響が2008年度に生じたのに対し、2009年度中には手数料及びその他の獲得費用が減少したことに起因するものであった。

この営業利益の増加は、2008年度の16.2%から2009年度の20.7%へと営業利益率の改善を導いた。この増加にもかかわらず、配分持分営業収益率は、2008年度の22.7%と比較して2009年度は21.1%に減少したが、これは利益の留保及び当社のシンガポール事業の規制上の自己資本比率を高めるための220百万米ドルの資本注入による配分セグメント持分の増加を反映するものであった。

2007年11月30日に終了した事業年度と2008年11月30日に終了した事業年度との比較

シンガポールにおける総加重保険料収入は、2007年度の1,514百万米ドルから8.4%増加し、2008年度は1,641百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、総加重保険料収入の伸び率は1.1%であった。継続保険料は、2007年度の1,280百万米ドルから9.9%増加し、2008年度は1,407百万米ドルとなり、総加重保険料収入に占める割合は、2007年度の84.5%に対し2008年度は85.7%であった。

新規契約保険料により計算される新規契約は、2007年度及び2008年度にそれぞれ235百万米ドル及び234百万米ドルと横ばいに留まったが、これは一時払い投資関連保険商品の売上が減少した結果であり、これにより同年度中の従来型の生命保険商品に係る新規契約保険料の伸びは相殺された。2007年度及び2008年度上半期には、シンガポールにおける当社の事業は、保険契約者がより高い収益を求めて中央積立基金普通口座の積立金を再投資したことにより、投資関連保険商品の堅調な伸びを示した。一時払い投資関連保険商品の売上は2007年度には1,173百万米ドルに達した。しかし、2008年4月には、中央積立基金普通口座の利用に関して中央積立基金が導入した投資制限により、2008年度の残りの期間については一時払い投資関連保険商品の売上は大幅に減少する結果となった。

投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2007年度の538百万米ドルから14.5%増加し、2008年度は616百万米ドルとなった。

当社の営業費用は、2007年度の95百万米ドルから35.8%増加し、2008年度は129百万米ドルとなったが、これは主として代理店販売チャネルを拡大し、新たな販売チャネルを構築し且つ資産運用能力及び業務効率を改善するため並びに過去の事由に起因する未払債務のための引当金を設定するための複数の戦略的イニシアチブに関連する9百万米ドルの費用の増加、並びに米ドルに対するシンガポール・ドルの値上がりの影響によるものであった。これにより当社の費用率は2007年度の6.3%から2008年度は7.9%へと増加した。

当社の営業利益は、主に繰延獲得費用償却の加速化及び営業費用の増加により、2007年度の326百万米ドルから18.4%減少し、2008年度は266百万米ドルとなった。これらの要素は、解約により生じた手数料収入の相殺を上回るものであった。これにより営業利益率は、2007年度の21.5%から2008年度は16.2%へと減少し、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益も減少した。

当社の配分持分営業収益率は、2007年度の25.9%から2008年度は22.7%へと減少したが、これは概ねAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益の減少によるものであった。

マレーシア

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
	未監査				
	(単位：百万米ドル(比率を除く。))				
総加重保険料収入	667	727	707	342	390
新規契約 年換算新規契約保険料 (注1)	N/A	N/A	108	54	61
新規契約 新規契約保険料(注2)	89	100	96	N/A	N/A
投資収入(注3)	200	230	223	105	120
営業費用	52	64	58	27	28
営業利益	97	117	138	67	69
AIAグループ・リミテッド株主に帰 属する税引後営業利益	85	112	106	41	52
配分セグメント持分(期末)	379	437	504	412	473
純資本流出(注4)	(51)	(28)	(54)	(71)	(91)
比率：					
費用率	7.8%	8.8%	8.2%	7.9%	7.2%
営業利益率	14.5%	16.1%	19.5%	19.6%	17.7%
配分持分営業収益率	24.3%	27.5%	22.5%	19.3%(注5)	21.3%(注5)

(注1) 2009年度から、当社は年換算新規契約保険料を用いて新規契約を測定している。年換算新規契約保険料は、出再前の年換算初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されている。年換算新規契約保険料は、当社の個人保険及び自動車保険の新規契約を除く。

(注2) 2009年度より前は、当社は新規契約保険料を用いて新規契約を測定していた。新規契約保険料は、出再前の初年度保険料(年換算をしない。)の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されていた。

(注3) 投資関連契約に関する投資収入を除く。

(注4) 資本流出は、全社及びその他のセグメントへの配当/利益分配からで構成され、資本流入は全社及びその他のセグメントによる資本注入で構成される。

(注5) 2009年度上半期及び2010年度上半期における配分持分営業収益率は、それらに先行する期との比較を容易にするために年換算されている。

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
	未監査				
	(単位：百万米ドル)				
総加重保険料収入の内訳：					
継続保険料	578	627	611	294	331
初年度保険料	78	91	93	47	57
加重一時払い保険料	11	9	3	1	2
合計	667	727	707	342	390

2009年5月31日に終了した6ヶ月間と2010年5月31日に終了した6ヶ月間との比較

マレーシアにおける当社の事業は、2009年度上半期と比較して2010年度上半期には全ての主要な商品にわたり総加重保険料収入の改善が見られ、これにより当該期間にわたる総加重保険料収入の全体としての増加は14.0%、また恒常為替レート・ベースでは5.8%となった。

2009年度上半期から2010年度上半期までの間に、継続保険料は、概ね当該期間にわたり米ドルに対しマレーシア・リングットが値上がりしたことにより、12.5%増加した。この増加は恒常為替レート・ベースでは4.1%であったが、これは2009年度上半期中の93.5%と比較して2010年度上半期中に94.2%へと平均継続率が改善したことを反映している。

年換算新規契約保険料により計算される新規契約は、概ね投資関連保険商品の売上が堅調となったことを反映して、2009年度上半期の54百万米ドルから2010年度上半期は61百万米ドルへと12.8%増加し、また恒常為替レート・ベースでは4.3%増加した。初年度保険料は、主として投資関連保険商品及び団体保険商品の売上増の結果として、当該期間にわたり、21.5%増加し、また恒常為替レート・ベースでは14.9%増加した。

2010年度上半期の投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2009年度上半期の105百万米ドルと比較して120百万米ドルであったが、受取配当金及び当社の投資ポートフォリオの平均規模がともに増加したことがその一部の要因であった。その他の保険契約者及び株主金融投資に帰属する負債証券及び持分証券の帳簿価額は、2009年11月30日現在のそれぞれ3,547百万米ドル及び535百万米ドルと比較して、2010年5月31日現在にはそれぞれ3,692百万米ドル及び673百万米ドルに増加した。

営業費用は、2009年度上半期から2010年度上半期までの間はほぼ横ばい状態であったが、他方、当社の費用率は、総加重保険料収入を増加させつつ当社のコスト基盤を安定した状態に保つために2010年度上半期に採られた措置を反映して、2009年度上半期の7.9%と比較して2010年度上半期は7.2%へと改善した。

当社は、2009年度上半期の67百万米ドルと比較して2010年度上半期は69百万米ドルという営業利益の小幅な伸びを経験したが、これは投資収入の改善を反映しており、その一部は手数料及びその他の獲得費用の6百万米ドルの増加により相殺された。

2009年度上半期から2010年度上半期までの間に、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益は、対応する営業利益の増加を上回る増加を示したが、これは2009年度上半期の営業利益に係る税費用には、税額控除の見積もりの変更が含まれていたためである。2009年度上半期の39%と比較して2010年度上半期の25%という営業利益に係る実効税率は、2009年度とのズレが縮小したものとなっている。

総加重保険料収入が営業利益を上回る速さで増加したため、営業利益率は、2009年度上半期の19.6%と比較して2010年度上半期は17.7%に減少した。配分持分営業収益率は、2009年度上半期の19.3%と比較して2010年度上半期は21.3%に改善したが、これは上記の営業利益に係る実効税率の引下げを一部反映するものであった。配分セグメント持分は、2010年度上半期に全社及びその他のセグメントに86百万米ドルの配当金が送金されたにもかかわらず、2009年5月31日現在の412百万米ドルと比較して2010年5月31日現在は473百万米ドルに増加した。

2008年11月30日に終了した事業年度と2009年11月30日に終了した事業年度との比較

マレーシアにおける総加重保険料収入は、2008年度の727百万米ドルと比較して2009年度は707百万米ドルであった。この総加重保険料収入の減少は、2009年度における米ドルに対するマレーシア・リングットの値下がりによるものであった。恒常為替レート・ベースでは、総加重保険料収入は、2008年度から2009年度にかけて3.5%増加した。

継続保険料は、概ね米ドルに対するマレーシア・リングットの下落を反映して、2008年度の627百万米ドルと比較して2009年度は611百万米ドルであった。恒常為替レート・ベースでは、継続保険料は3.8%増加し、当社の全ての主要商品ラインにわたる増加となった。

新規契約保険料により計算される新規契約は、2008年度の100百万米ドルと比較して4.2%減少し、2009年度は96百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、新規契約保険料は1.1%増加したが、これは従来型の生命保険商品の売上増によるものであり、これは投資関連保険商品に関する新規契約保険料の下落の相殺を上回るものであった。

投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、概ね米ドルに対するマレーシア・リングットの平均レートの値下がりにより、2008年度の230百万米ドルから3.0%減少し、2009年度は223百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2008年度から2009年度までの間に3.5%増加した。

営業費用は、2008年度の64百万米ドルと比較して9.4%減少し、2009年度は58百万米ドルとなったが、これは主として当社のマレーシア事業を支店から子会社に転換したこと及び当社のタカフル国際拠点を設立したことに関連する一

定の経常外費用が2008年度の営業費用に含まれていたためである。この減少はまた、2008年度から2009年度の間のみドルに対するマレーシア・リングットの下落も反映している。これに相当する改善が当社の費用率にも見られ、2008年度の8.8%から2009年度の8.2%となった。

営業利益は、2008年度の117百万米ドルと比較して17.9%増加し、2009年度は138百万米ドルとなったが、これは主として2008年度における養老保険商品の満期を経て2009年度に保険金請求及び保険契約者配当金が減少した結果によるものであった。これが一助となって営業利益率は2008年度の16.1%と比較して2009年度は19.5%へと好転した。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益は、営業利益の増加にもかかわらず、2008年度から2009年度までの間に5.4%減少したが、これは2008年度の営業利益に適用された実効税率が当該年度における税額控除の認識により平均を下回ったためである。

配分持分営業収益率は、2008年度の27.5%から2009年度は22.5%に減少したが、これは概ね配分セグメント持分が2008年11月30日現在の437百万米ドルと比較して2009年11月30日現在では504百万米ドルに増加したことを反映するものであった。配分セグメント持分は、当該年度中におけるAIAグループに対する69百万米ドルの配当金の送金を反映して算定されている。

2007年11月30日に終了した事業年度と2008年11月30日に終了した事業年度との比較

マレーシアにおける総加重保険料収入は、2007年度の667百万米ドルから9.1%増加し、2008年度は727百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、継続保険料及び新規契約の増加が原動力となって、増加率は4.6%であった。

2007年度から2008年度までの間は、継続保険料は8.5%増加し、また恒常為替レート・ベースでは4.1%増加し、全ての商品ラインにわたり増加が報告された。特に、従来型の生命保険及び投資関連保険商品に帰属する継続保険料は、当該期間にわたり、それぞれ7.1%及び9.2%増加した。

新規契約保険料により計算される新規契約は、主に従来型の生命保険商品の売上げが原動力となって、2007年度の89百万米ドルから13.1%増加し、2008年度は100百万米ドルとなった。

投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2007年度の200百万米ドルから15.0%増加し、2008年度は230百万米ドルとなった。

営業費用は、2007年度の52百万米ドルから23.1%増加し、2008年度は64百万米ドルとなったが、これは一部には、米ドルに対しマレーシア・リングットが値上がりしたこと、並びに当社の支店を完全子会社に転換したことに関連して発生した費用及び当社のタカフル拠点を設立したことに関連する費用等の戦略的イニシアチブに関連する費用によるものであった。一定の経常外費用により営業費用の伸びが総加重保険料収入の伸びを上回ったため、当社の費用率は2007年度の7.8%から2008年度は8.8%へと増加した。

当社の営業利益は2007年度の97百万米ドルから2008年度は117百万米ドルへと増加し、他方、営業利益率は2007年度の14.5%から2008年度は16.1%に改善したが、これは主に投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）の増加を反映するものであった。

2008年度のAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益は、対応する営業利益の増加を上回る増加となったが、これは主にマレーシアにおける税規制の有益な変更に関連して税額控除が認識されたことによるものであった。配分持分営業収益率は、2007年度の24.3%から2008年度は27.5%へと増加したが、これは概ね2008年度中にAIAグループ・リミテッドの株主に帰属する税引後営業利益が増加したこと及び純資本流出が減少したことを反映するものであった。純資本流出が2008年度に減少したのは、当社がマレーシアの支店を完全子会社に転換してすぐに将来の成長のためにさらなる資金の留保を決定したためである。

中国

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
	未監査				
	（単位：百万米ドル（比率を除く。））				
総加重保険料収入	806	934	1,018	469	519
新規契約 年換算新規契約保険料 （注1）	N/A	N/A	188	79	92
新規契約 新規契約保険料（注2）	199	179	183	N/A	N/A

投資収入(注3)	147	184	201	99	130
営業費用	127	172	181	82	82
営業利益	122	85	89	62	56
AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益	111	88	68	50	39
配分セグメント持分(期末)	494	554	660	621	685
純資本流入/(流出)(注4)	-	7	16	1	26
比率:					
費用率	15.8%	18.4%	17.8%	17.5%	15.8%
営業利益率	15.1%	9.1%	8.7%	13.2%	10.8%
配分持分営業収益率	26.9%	16.8%	11.2%	17.0%(注5)	11.6%(注5)

(注1) 2009年度から、当社は年換算新規契約保険料を用いて新規契約を測定している。年換算新規契約保険料は、出再前の年換算初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されている。年換算新規契約保険料は、当社の個人保険及び自動車保険の新規契約を除く。

(注2) 2009年度より前は、当社は新規契約保険料を用いて新規契約を測定していた。新規契約保険料は、出再前の初年度保険料(年換算をしない。)の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されていた。

(注3) 投資関連契約に関する投資収入を除く。

(注4) 資本流出は、全社及びその他のセグメントへの配当/利益分配で構成され、資本流入は全社及びその他のセグメントによる資本注入で構成される。

(注5) 2009年度上半期及び2010年度上半期における配分持分営業収益率は、それらに先行する期との比較を容易にするために年換算されている。

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
				未監査	
	（単位：百万米ドル）				
総加重保険料収入の内訳：					
継続保険料	607	755	835	388	427
初年度保険料	161	160	166	72	86
加重一時払い保険料	38	19	17	9	6
合計	806	934	1,018	469	519

2009年5月31日に終了した6ヶ月間と2010年5月31日に終了した6ヶ月間との比較

中国における当社の事業は、2009年度上半期から2010年度上半期までの間に当社主要市場の中で恒常為替レート・ベースで最も高い総加重保険料収入の伸びを示した。特に、総加重保険料収入は、継続保険料及び新規契約が増加した結果として、2009年度上半期から2010年度上半期までの間に、10.6%増加し、また恒常為替レート・ベースでは10.4%増加した。

継続保険料は、2009年度上半期と比較して2010年度上半期には9.9%増加し、当社の全ての主要商品ラインにわたり増加が報告された。この継続保険料の伸びは、2009年度上半期中の91.8%と比較して2010年度上半期中には95.2%へと平均継続率が改善したことを反映している。

年換算新規契約保険料により計算される新規契約は、当社が代理店採用及び維持プログラムを強化したことにより、2009年度上半期の79百万米ドルから15.8%増加し、2010年度上半期は92百万米ドルとなった。初年度保険料は、主に中国における当社の（保険）銀行窓販及びダイレクト・マーケティング販売網を通じた従来型の生命保険商品の売上増により、2009年度上半期から2010年度上半期までの間に19.3%増加した。

投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2009年度上半期の99百万米ドルと比較して2010年度上半期は130百万米ドルであった。この増加は、概ね受取配当金が大幅に増加し2009年度上半期の6百万米ドルと比較して2010年度上半期に28百万米ドルに増加したことを原動力とするものであった。また、受取利息は9.9%増加したが、これはその他の保険契約者及び株主金融投資に帰属する負債証券の当社ポートフォリオの平均規模が、2009年11月30日現在の4,208百万米ドルと比較して、2010年5月31日現在の4,404百万米ドルに増加したことを反映するものであった。

営業費用は、2009年度上半期から2010年度上半期までの間はほぼ横ばい状態であったが、他方、当社の費用率は、業務効率の改善を反映して、2009年度上半期の17.5%と比較して2010年度上半期は15.8%へと改善した。

投資収入の増加及び横ばいの営業費用にもかかわらず、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する営業利益及び税引後営業利益は、2009年度上半期のそれぞれ62百万米ドル及び50百万米ドルと比較して2010年度上半期にはそれぞれ56百万米ドル及び39百万米ドルに減少した。これは一部には、当社の有効な保険契約の伸びに起因して保険金及び投資契約給付金純額が増加したこと、並びに2009年度末に導入された新たな準備金規制の税効果によるものであった。また、2009年度上半期における当社の中国事業の業績は、14百万米ドルの1回限りの法人税還付によるプラスの影響を受けた。

営業利益の減少により、営業利益率及び配分持分営業収益率は、2009年度上半期のそれぞれ13.2%及び17.0%と比較して、2010年度上半期にはそれぞれ10.8%及び11.6%へと減少することとなった。

2010年5月31日現在の685百万米ドルの配分セグメント持分は、54百万米ドルの営業外投資損失の影響を反映して記載されているが、これは広東省の不動産開発プロジェクトへの26百万米ドルの資本注入を相殺するものであった。

2008年11月30日に終了した事業年度と2009年11月30日に終了した事業年度との比較

中国における総加重保険料収入は、当社の支店ネットワーク全体にわたる販売能力を拡大させる継続的な努力を反映して、2008年度の934百万米ドルと比較して9.0%増加し、2009年度は1,018百万米ドルとなった。

継続保険料は、2008年度の755百万米ドルから10.6%増加し、2009年度は835百万米ドルとなり、全ての商品カテゴリーにわたり増加を示した。特に、従来型の生命保険商品及び独立型傷害・疾病保険商品に関する継続保険料は、2008年度と比較して2009年度にはそれぞれ6.5%及び17.3%増加した。

新規契約保険料により計算される新規契約は、2008年度の179百万米ドルから2.0%増加し、2009年度は183百万米ドルとなったが、これは従来型の生命保険商品に関する新規契約保険料の46.2%の伸びが、当該期間中のユニバーサル

生命保険商品の売上減によって一部相殺されたためであった。

投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2008年度の184百万米ドルから9.2%増加し、2009年度は201百万米ドルとなったが、これは主に新規資金の純増による運用資産の平均残高が増加したこと起因するものであり、その大部分は2008年度と比較して2009年度には金融商品に投資された。当社は、当社の現金保有残高を2008年11月30日現在の平均255百万米ドルから2009年度には、平均127百万米ドルへと減少させた。

営業費用は、当社が当該年度中において引き続き当社の代理店及び顧客サービス・ネットワークを補強し且つ当社の（保険）銀行窓販及びIFA販売能力を開発したため、2008年度の172百万米ドルから5.2%増加し、2009年度は181百万米ドルとなった。この増加はまた、2009年度中における米ドルに対する人民元の値上がりも反映している。営業費用の増加にもかかわらず、当社の費用率は、総加重保険料収入の伸びが営業費用の伸びを上回ったため、2008年度の18.4%と比較して2009年度は17.8%に減少した。

営業利益は、投資収入の増加を反映し、2008年度の85百万米ドルと比較して2009年度は89百万米ドルに増加した一方で、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益は、2008年度の88百万米ドルから2009年度の68百万米ドルに減少したが、これは2008年度の実効税率が連結納税申告による1回限りの税務上の利益の受領を反映したためである。2009年度の営業利益に係る24%の実効税率は、25%の法人所得税率により近づいた数値となった。

2009年度の営業利益率は、総加重保険料収入が営業利益を上回る速さで増加したため、2008年度の9.1%と比較して8.7%となった。配分持分営業収益率は、2008年度の16.8%と比較して2009年度は11.2%に低下したが、これはAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益の減少、利益の留保及び広東省の不動産開発プロジェクトへの6百万米ドルの資本注入を反映した配分持分の増加の影響によるものであった。

2007年11月30日に終了した事業年度と2008年11月30日に終了した事業年度との比較

中国における総加重保険料収入は、2007年度の806百万米ドルから15.8%増加し、2008年度は934百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、伸び率は6.0%であった。この総加重保険料収入の増加は、主として全ての主要商品ラインにわたる継続保険料の伸び及び全ての利用可能な保険料支払方式にわたる団体保険商品の大幅な増加に起因するものであった。

新規契約保険料により計算される新規契約は、2007年度の199百万米ドルと比較して2008年度は179百万米ドルであった。当該期間にわたる新規契約保険料の減少は、主としてユニバーサル生命保険商品の売上減に起因するものであり、特にアジア及び世界の株式市場の評価額が2008年度下半期に下落したことによる。これは団体保険商品に帰属する新規契約保険料の伸びの相殺を上回るものであった。

投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2007年度の147百万米ドルから25.2%増加し、2008年度は184百万米ドルとなった。

営業費用は、2007年度の127百万米ドルから35.4%増加し、2008年度は172百万米ドルとなったが、これは主に頭数の増加に伴い給与が増加した結果としての従業員費用の増加、中国において当社事業を拡大するためのイニシアチブに係る投資及び米ドルに対する人民元の値上がりによるものであった。これらの増加は、手数料費用に関連する14百万米ドルの法人税の還付により一部相殺された。具体的には、当社は、新たな販売及びサービス・センターを2007年度の104のセンターから2008年度の127のセンターに増加させることにより当社の代理店及びカスタマーサービス施設を拡大した。費用率は2007年度の15.8%から2008年度は18.4%に増加した。

当社の営業利益は、主として上記費用の増加の結果として、2007年度の122百万米ドルから30.3%減少し、2008年度は85百万米ドルとなった。当社の営業利益率は、概ね2008年度の営業利益の減少を導いたのと同じ理由により、2007年度の15.1%から2008年度は9.1%へと減少した。

2008年度におけるAIAグループ・リミテッド株主に帰属する当社の税引後営業利益は、対応する営業利益の減少を下回って減少したが、これは主に当社の中国支店の連結納税申告による20百万米ドルの節税によるものであった。

配分持分営業収益率は、2007年度の26.9%から2008年度は16.8%に減少したが、これは、上記営業利益の減少、及び広東省の不動産開発プロジェクトに関してAIAグループによってなされた資本注入の影響を含め、配分セグメント持分が増加したことを反映するものであった。

韓国

11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
2007年	2008年	2009年	2009年 (注3)	2010年

	未監査				
	（単位：百万米ドル（比率を除く。））				
総加重保険料収入	2,178	2,268	1,759	827	989
新規契約 年換算新規契約保険料 （注1）	N/A	N/A	340	146	146
新規契約 新規契約保険料（注2）	757	709	330	N/A	N/A
投資収入（注3）	233	248	217	99	138
営業費用	136	132	101	51	61
営業利益	269	281	81	71	91
AIAグループ・リミテッド株主に帰 属する税引後営業利益	192	218	65	60	69
配分セグメント持分（期末）	947	1,216	1,227	1,240	1,302
純資本流入/（流出）（注4）	60	105	11	-	-
比率：					
費用率	6.2%	5.8%	5.7%	6.2%	6.2%
営業利益率	12.4%	12.4%	4.6%	8.6%	9.2%
配分持分営業収益率	23.8%	20.2%	5.3%	9.8%（注5）	10.9%（注5）

（注1）2009年度から、当社は年換算新規契約保険料を用いて新規契約を測定している。年換算新規契約保険料は、出再前の年換算初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されている。年換算新規契約保険料は、当社の個人保険及び自動車保険の契約を除く。

（注2）2009年度より前は、当社は新規契約保険料を用いて新規契約を測定していた。新規契約保険料は、出再前の初年度保険料（年換算をしない。）の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されていた。

（注3）投資関連契約に関する投資収入を除く。

（注4）資本流出は、全社及びその他のセグメントへの配当/利益分配で構成され、資本流入は全社及びその他のセグメントによる資本注入で構成される。

（注5）2009年度上半期及び2010年度上半期における配分持分営業収益率は、それらに先行する期との比較を容易にするために年換算されている。

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
				未監査	
	（単位：百万米ドル）				
総加重保険料収入の内訳：					
継続保険料	1,421	1,559	1,429	660	826
初年度保険料	683	664	322	165	155
加重一時払い保険料	74	45	8	2	8
合計	2,178	2,268	1,759	827	989

2009年5月31日に終了した6ヶ月間と2010年5月31日に終了した6ヶ月間の比較

韓国における2010年度上半期の総加重保険料収入は、2009年度上半期の827百万米ドルに対し19.6%増加し、989百万米ドルとなったが、恒常為替レート・ベースでは0.5%のみの増加となった。これは主に、2009年度後半に売上高より利益率を重視した活動を行ったことにより、初年度保険料の売上が減少したことによる。具体的には、2009年度末に、ユニバーサル生命保険商品の価格再設定を行い、新規顧客に対する当社の長期がん保険の募集を打ち切った。

継続保険料は引き続き重要な収益源であり、韓国における2010年度上半期の当社の総加重保険料収入の83.5%を占めた。2009年度上半期から2010年度の上半期にかけて、平均継続率が改善したことにより2010年度上半期の継続保険料は2009年度上半期に比べて25.2%（恒常為替レート・ベースでは5.3%）増加した。

年換算新規契約保険料により測定する新規契約高は、2009年度上半期及び2010年度上半期においてともに146百万米ドルであったが、恒常為替レート・ベースでは同期間中15.7%減少した。これは主に上記に記載した再価格設定にともなった独立型傷害・疾病保険商品の売上の減少によるものである。この減少は、当社の（保険）銀行窓販チャネルを通じた年金保険商品の売上の増加により相殺された。これらの要因があるにもかかわらず、2010年度上半期中、従来型の生命保険商品に帰属する初年度保険料は恒常為替レート・ベースで35.5%増加し、同期間中の従来型の生命保険商品に関する年換算新規契約保険料は堅調だった。

2010年度上半期の投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2009年度上半期の99百万米ドルに対し、39.4%（恒常為替レート・ベースで17.9%）増加して138百万米ドルとなった。これは主に、かかる期間中に投資ポートフォリオの平均規模が増加したこと及び当社の投資ポートフォリオにおける長期債の割合が増加したことによるものである。他の保険契約者及び株主金融投資に帰属する債務証券及び持分証券の帳簿価額は、2009年11月30日現在でそれぞれ4,142百万米ドル及び94百万米ドルであったのに対し、2010年5月31日現在ではそれぞれ4,432百万米ドル及び111百万米ドルであった。

営業費用は、2009年度上半期の51百万米ドルに対し、2010年度上半期には、19.6%増加して61百万米ドルとなった。その一因は、米ドルに対する韓国ウォン高である。恒常為替レート・ベースでは、当該期間中の営業費用は2.2%増加した。これは主としてグループ内の共有サービスの提供を形式化したこと、及び2010年度上半期に行われた当社の販売能力向上のための戦略的イニシアチブによるものである。当社の費用率は、2009年度上半期、2010年度上半期ともに6.2%であった。

当社の営業利益は、2009年度上半期の71百万米ドルに対し、2010年度上半期には28.2%（恒常為替レート・ベースで7.1%）増加して91百万米ドルとなった。これは、外国為替換算変動の好影響及び上記の通り投資収入による好影響を反映している。AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益の増加は、対応する営業利益の増加に比べて少なかった。これは、2009年度上半期中に発生した税務上の利益に適用される法人税率が増加し、同期間中の未払の税金負担が減少したことによるものである。2010年度上半期の平均実効税率は、韓国で制定された法人税の標準税率である24.2%である。

営業利益の増加により、2010年度上半期の営業利益率及び配分持分営業収益率は、それぞれ、2009年度上半期の8.6%及び9.8%から9.2%及び10.9%に増加した。配分セグメント持分が2009年11月30日現在の1,227百万米ドルから2010年5月31日現在の1,302百万米ドルに増加したのは、資本状況改善のための韓国事業における内部留保を反映している。

2008年11月30日に終了した事業年度と2009年11月30日に終了した事業年度との比較

2009年度の韓国での当社の経営成績は、継続的に不安定な韓国経済とAIG事由に大きく影響を受けた。当社の韓国での業績に対するこれらの事由の影響は、2009年度中、米ドルに対する韓国ウォン安が進んだことにより増幅された。米

ドルに対する韓国ウォンの年平均為替レートは、2008年度の1,047.12から22.9%悪化し、2009年度には1,287.00となった。

韓国における総加重保険料収入は、2008年度の2,268百万米ドルから22.4%減少し、2009年度には1,759百万米ドルとなったが、恒常為替レート・ベースではより小幅な4.7%の減少であった。2009年度の継続保険料が2008年度に対して8.3%減少した主な原因は、不利な外国為替の変動である。恒常為替レート・ベースでは、2009年度中の継続保険料は11.9%増加した。この増加は、2009年度中、投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品の継続保険料が恒常為替レート・ベースで23.7%増加したことによるものである。

新規契約保険料により測定する2009年度の新規契約高は、2008年度の709百万米ドルに対して330百万米ドルであった。特に、2009年度の投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品に関する新規契約保険料は、2008年度の475百万米ドルに比べて63.1%（恒常為替レート・ベースでは53.5%）減少し、175百万米ドルであった。これは主としてAIG事由に続く2009年度上半期の売上の低迷によるものである。

投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2008年度の248百万米ドルから12.5%減少し、2009年度には217百万米ドルとなった。これは、米ドルに対する韓国ウォン安並びに2008年度第4四半期及び2009年度第1四半期における多数の保険解約に続く2009年度の減少した運用資産の繰延効果によるものである。恒常為替レート・ベースでは、2009年度の投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2008年度に対して7.5%増加した。

営業費用は、2008年度の132百万米ドルに対して、2009年度には23.5%減少し、101百万米ドルとなった。これは主として当該年度中の米ドルに対する韓国ウォン安と積極的なコスト管理策によるものである。恒常為替レート・ベースでは、営業費用の減少は、5.7%であった。当社の費用率は概ね安定しており、2008年度の5.8%に対し、2009年度は5.7%であった。これは営業費用及び総加重保険料収入が共に米ドルに対する韓国ウォン安の影響を受けたからである。

2009年度の営業利益及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益は、2008年度のそれぞれ281百万米ドル及び218百万米ドルから減少し、それぞれ81百万米ドル及び65百万米ドルであった。これは、米ドルに対する韓国ウォン安の影響と、2009年度の約90百万米ドルの投資関連契約及びユニバーサル生命保険商品に関する繰延獲得費用の償却の増加の影響によるものである。この繰延獲得費用の償却の増加は、2009年度中の予想を上回る解約及び保険料支払休止を反映した投資関連保険契約及びユニバーサル生命保険契約の契約継続率の前提条件の改定によるものである。

営業利益の減少のさらなる要因は、40百万米ドルと見積もられる2009年度中の保険金請求の増加である。特に、健診についての意識が高まり且つ実際の受診が増えたことによるがん保険商品の保険金請求が著しく増加した。当社は、2010年第1四半期に保険金請求の処理を強化する措置をとっており、より適切に価格付けされた商品の種類を再設計する間、当社の長期のがん保険商品を一時的に停止した。さらに、2008年度の営業利益については、2008年度の第4四半期に発生したAIG事由に続く約40百万米ドルの解約益が貢献した。

2009年度の営業利益率及び配分持分営業収益率については、ともに営業利益の悪化の影響を受け、それぞれ4.6%及び5.3%であり、2008年度のそれぞれ12.4%及び20.2%から減少した。

2007年11月30日に終了した事業年度と2008年11月30日に終了した事業年度との比較

当社の韓国における事業は、2008年度上半期に拡大したが、2008年度下半期における金融市場の悪化及びAIG事由により悪影響を受けた。2008年度の米ドルに対する韓国ウォン安も、韓国における当社の財務成績に悪影響を与えた。

2008年度の韓国での総加重保険料収入は、2007年度の2,178百万米ドルから4.1%増加して2,268百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、継続保険料の増加により、17.3%の増加となった。恒常為替レート・ベースでは、2008年度中、全商品ラインにわたり継続保険料が増加し、2007年度に比べて全体として24.2%増加した。

新規契約保険料により測定すると、新規契約高は、2007年度の757百万米ドルより6.3%減少して2008年度には709百万米ドルとなったが、恒常為替レート・ベースでは、4.3%の増加となった。恒常為替レート・ベースでの増加は、投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品の新規契約保険料の18.5%の増加によるものであり、独立型傷害・疾病保険及び従来型の生命保険商品の新規契約保険料の減少を上回るものであった。2008年度上半期には、とりわけユニバーサル生命保険商品の初年度保険料及び一時払い保険料が増加した。2008年度下半期には、投資関連保険商品の売上が大幅に落ち込んだ。これは主としてアジア及び世界の株式市場における株価の著しい低落並びにAIG事由によるものである。韓国では、AIGライフ・コリアのブランド名で営業を行っていたため、AIG事由に対する反応が特に厳しく、当社の（保険）銀行窓販チャンネルが特に悪影響を受けた。

韓国は、2008年度中、当社の独立型傷害・疾病保険商品に関して重要な地域別市場であった。2008年度中、独立型傷害・疾病保険商品の初年度保険料は27.7%（恒常為替レート・ベースでは19.2%）減少した。これは、競争の激化及びダイレクト・マーケティング・チャンネルを通じた保険商品の売上の低下を反映してこれらの商品の需要が減少したこと並びに米ドルに対する韓国ウォン安によるものである。

2008年度の投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は2007年度の233百万米ドルから6.4%増加して248百万米ドルとなった。

2008年度の営業費用は、2007年度の136百万米ドルから2.9%減少して132百万米ドルとなった。これは主として2008年度の米ドルに対する韓国ウォン安によるものである。2008年度の費用率は、2007年度の6.2%から減少して5.8%となった。その一因は、業務の効率が向上したことである。

2008年度の営業利益は2007年度の269百万米ドルから4.5%増加し281百万米ドルであった。これは主としてAIG事由の後の解約手数料の増加によるもので、かかる保険契約の解約に関して生じた繰延獲得費用の償却の加速を上回るものであった。2008年9月には、特に投資関連商品及び年金保険商品並びに（保険）銀行窓販チャネルで販売された商品の解約が大幅に増加した。

当社の営業利益率は、2008年度も2007年度と同じ12.4%であった。

2008年度のAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益の増加幅は、2007年度に比較して、対応する営業利益の増加幅よりも大きかった。その一因は、法人税率が2008年度の27.5%に比較して2012年から22%に削減されることにより2008年度の繰延税金費用が減少したことである。しかしながら、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益が増加したにもかかわらず、2008年度の配分持分営業収益率は、2007年度の23.8%から20.2%まで減少した。これは主に米ドルに対する韓国ウォン安と年金保険の大幅な解約によるこの地域での支払能力を維持するためにAIAグループから資本拠出がなされたことによるものである。

韓国において、当社の2007年度中の年金保険の解約が250百万米ドルであったのに対し、2008年度中の年金保険の解約は1,023百万米ドルであった。これらの解約によるキャッシュ・アウトフローは、負債の減少により相殺される資産の減少として財政状態計算書に反映されている。当時の市場の状況が悪かったことを考慮して、当社は、当初年金保険業務を担保するために保有していた米ドル建て資産のポートフォリオに対する投資を維持し、一時的な資産と負債の通貨ミスマッチを発生させることを選択した。その結果、2008年9月にピークであった月別解約が526百万米ドルであったのに対し、同年10月及び同年11月の月別解約は大幅に減少し、それぞれ158百万米ドル及び79百万米ドルであった。

その他の市場

その他の市場は、当社のオーストラリア、フィリピン、インドネシア、ベトナム、ニュージーランド及び台湾の事業並びにインドにおけるジョイント・ベンチャーの持分における当社の業績を含み、持分法会計による当社の連結財務情報に反映されている。

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
	未監査				
	(単位: 百万米ドル(比率を除く。))				
総加重保険料収入	1,184	1,366	1,390	618	766
新規契約 年換算新規契約保険料 (注1)	N/A	N/A	321	148	160
新規契約 新規契約保険料(注2)	294	322	358	N/A	N/A
投資収入(注3)	352	397	400	191	218
営業費用	157	173	170	72	98
営業利益	168	187	189	90	114
AIAグループ・リミテッド株主に帰 属する税引後営業利益	105	153	137	68	87
配分セグメント持分(期末)	1,024	1,204	1,316	1,347	1,320
純資本流入/(流出)(注4)	(1)	118	18	75	(82)
比率:					
費用率	13.3%	12.7%	12.2%	11.7%	12.8%
営業利益率	14.2%	13.7%	13.6%	14.6%	14.9%
配分持分営業収益率	11.1%	13.7%	10.9%	10.7%(注5)	13.2%(注5)

(注1) 2009年度から、当社は年換算新規契約保険料を用いて新規契約を測定している。年換算新規契約保険料は、出再前の年換算初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されている。年換算新規契約保険料は、当社の企業年金事業、個人保険及び自動車保険の新規契約、並びに当社が2009年10月に売却したPT・アスランシAIAインドネシアの新規契約を除く。

(注2) 2009年度より前は、当社は新規契約保険料を用いて新規契約を測定していた。新規契約保険料は、出再前の初年度保険料(年換算をしない。)の100%及び一時払い保険料の10%によって構成されていた。新規契約保険料は、2009年10月に当社が売却したPT・アスランシAIAインドネシアの新規契約を除く。

(注3) 投資関連契約に関する投資収入を除く。

(注4) 資本流出は、全社及びその他のセグメントへの配当/利益分配で構成され、資本流入は全社及びその他のセグメントによる資本注入で構成される。

(注5) 2009年度上半期及び2010年度上半期における配分持分営業収益率は、それらに先行する期との比較を容易にするために年換算されている。

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
	未監査				
	(単位: 百万米ドル)				
総加重保険料収入の内訳:					
継続保険料	861	1,015	1,020	460	613
初年度保険料	296	326	358	153	146
加重一時払い保険料	27	25	12	5	7
合計	1,184	1,366	1,390	618	766

新規契約高

年換算新規契約保険料 2009年度以降

	11月30日に終了した 事業年度	5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2009年	2009年	2010年
	未監査		
	(単位：百万米ドル)		
オーストラリア	191	95	77
フィリピン	31	13	21
インドネシア(注1)	58	22	41
台湾	20	10	11
ベトナム	15	6	7
ニュージーランド	6	2	3
合計(注2)	321	148	160

(注1) 2009年10月に当社が売却したPT・アスランシAIAインドネシアの新規契約を除く。

(注2) 年換算新規契約保険料は、当社の企業年金事業、並びに個人保険及び自動車保険の新規契約を除く。

新規契約保険料 2007年度から2009年度まで

	11月30日に終了した 事業年度		
	2007年	2008年	2009年
	(単位：百万米ドル)		
オーストラリア	68	113	243
フィリピン	55	45	27
インドネシア(注1)	126	123	51
台湾	30	25	18
ベトナム	7	9	14
ニュージーランド	8	7	5
合計	294	322	358

(注1) 新規契約保険料は、2009年10月に当社が売却したPT・アスランシAIAインドネシアの新規契約を除く。PT・アスランシAIAインドネシアに関する新規契約保険料を含めたとすると、その他の市場の新規契約保険料は2007年度において324百万米ドル、2008年度において352百万米ドル、及び2009年度において370百万米ドルとなる。

2009年5月31日に終了した6ヶ月間と2010年5月31日に終了した6ヶ月間との比較

集計ベースでは、その他の市場の総加重保険料収入は、2010年度上半期には766百万米ドルとなり、2009年度上半期の618百万米ドルと比較すると24.0%（恒常為替レート・ベースでは3.5%）増加した。2009年10月に売却した当社のインドネシアにおけるジョイント・ベンチャーであるPT・アスランシAIAインドネシアによる総加重保険料収入を除く、総加重保険料収入の増加は34.1%（恒常為替レート・ベースでは12.0%）であった。

総加重保険料収入の増加は、2009年度上半期から2010年度上半期の間のオーストラリア、インドネシア、フィリピン及びベトナムにおける事業による総加重保険料収入の増加（恒常為替レート・ベースでそれぞれ23.4%、14.5%、10.4%及び20.0%）によるものである。オーストラリアにおける総加重保険料収入の増加は、主に、2009年度上半期に獲得し、2009年度上半期の初年度保険料を増大させた大口の法人顧客を維持したことによる団体保険事業の継続保険料の225.3%（恒常為替レート・ベースで149.1%）の増加によるものである。2010年度上半期の団体保険商品の継続保険料は、226百万米ドルに達し、2009年度上半期と比べて減少した初年度保険料を上回るものであった。2009年度上半期に継続保険料が総加重保険料収入の74.3%を占めていたのに比較して、2010年度上半期の継続保険料は総加重保険料収入の80.0%を占めた。これは、主にオーストラリアで継続保険料が増加したことによるものである。

その他の市場において、2010年度上半期中の新規契約高は、年換算新規契約保険料により測定すると、2009年度上半期に比べ、インドネシアで93.6%、フィリピンで62.7%増加した。これはオーストラリアにおける当社の年換算新規契約保険料の同期間における19.9%の減少を一部相殺した。オーストラリアでは、2009年度上半期に比べて2010年度上半期には当社の年換算新規契約保険料が減少した。これは、2009年度上半期に、当社の団体保険事業で2つの大口法人顧客を獲得したことにより、売上が増大したことによる。インドネシアにおける成長の主要原因は、当社の代理店及び（保険）銀行窓販チャネルの生産性が向上したことを反映して、2009年度上半期に比べて2010年度上半期には二倍以上の30百万米ドルとなった投資関連保険商品に関する初年度保険料である。フィリピンにおける成長の一因は、2009年度下半期にBPI-Philamの51%の持分を買収したことである。ベトナムでは、年換算新規契約保険料の増加は、初年度保険料が恒常為替レート・ベースで29.9%増加したユニバーサル生命保険商品の売上の強い伸びによるものであった。

2010年度上半期の投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、218百万米ドルであり、2009年度上半期の191百万米ドルに比べて増加した。これは、主として同期間の投資ポートフォリオの平均的な規模が増大したことによる。特に、2009年度上半期から2010年度上半期にかけて、当社のフィリピン、オーストラリア及びインドネシアの事業部門の受取利息は、それぞれ、19.9%、46.9%及び27.8%増加し、あわせて2010年度上半期のその他の市場セグメントの当社の投資収入の約90%を占めた。フィリピンでは、成長の主要原因は、上記に記載した当社によるBPI-Philamの取得であった。これは、2009年度上半期に18百万米ドルの受取利息を計上したPT・アスランシAIAインドネシアからの寄与分を除外した分を上回った。その他の市場全般の、2010年5月31日現在のその他の保険契約者及び株主金融投資に帰属する負債証券及び持分証券の帳簿価額は、それぞれ、4,061百万米ドル及び309百万米ドルであり、2009年11月30日現在のそれぞれ3,946百万米ドル及び225百万米ドルに比べて増加した。

2010年度上半期の営業費用は、2009年度上半期の72百万米ドルに比べて増加し、98百万米ドルであった。これは主として、当社のオーストラリア及びフィリピンにおける事業部門に発生した費用が増大し、2010年度上半期の当社の業績においてPT・アスランシAIAインドネシアの営業費用（2009年度上半期には6百万米ドル）を除外した分を上回ったことによる。2010年度上半期の当社のオーストラリアの事業部門の営業費用は、2009年度上半期の25百万米ドルに比べて増大し、35百万米ドルとなった。これは主として、26.1%のオーストラリア・ドル高によるもので、2010年度上半期のオーストラリア・ドルのアメリカドルに対する平均為替レートは、2009年度上半期の0.7158から0.9029に上昇した。フィリピンにおける営業費用の増加の主要原因は、上記に記載した、BPI-Philamの営業費用を初めて算入したことである。上記の結果、2010年度上半期の当社の費用率は、2009年度上半期の11.7%に比べて増加し、12.8%となった。

2010年度上半期の営業利益及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益は、それぞれ、114百万米ドル及び87百万米ドルであり、2009年度上半期のそれぞれ90百万米ドル及び68百万米ドルに比べて増加した。これらの増加は、主に投資収入の増加によるものであり、当社の営業利益率及び配分持分営業収益率の向上に寄与した。

2010年5月31日現在のその他の市場の配分セグメント持分は1,320百万米ドルであり、2009年5月31日現在の1,347百万米ドルに比べて減少した。これは、2010年度上半期におけるオーストラリアの事業からの9百万米ドルの配当金の送金及び同期間中オーストラリア及びインドネシアが、グループ内の劣後ローンを全社及びその他に対してそれぞれ完済及び一部返済したことによるものである。

2008年11月30日に終了した事業年度と2009年11月30日に終了した事業年度との比較

2009年度中、その他の市場セグメントの全体的な業績は、成長を維持し、2009年度の総加重保険料収入及び営業利益は、2007年度及び2008年度の比較対応数値を上回った。当社によるBPI-Philamの持分の51%の取得は、年度末の直前に完了したため、この取得は、2009年度の総加重保険料収入には影響を与えない。

2009年度のその他の市場の総加重保険料収入は、2008年度の1,366百万米ドルから1.7%増加し、1,390百万米ドルとなり、恒常為替レート・ベースでは、12.6%の増加となった。当社主要市場報告セグメントの業績と同様に、2009年度下半期の、その他の市場における当社の大半の事業及び大半の商品ラインについての総加重保険料収入の増加は、

2009年度上半期の増加よりも大きかった。全般的に、2009年度下半期の総加重保険料収入は、2009年度上半期に比べて24.7%増加した。総加重保険料収入の増加は、2008年度には総加重保険料収入のうち20.9%を占め、2009年度には32.9%を占めるようになった団体保険商品の増加によるものである。

2009年度のその他の市場の新規契約保険料により測定する新規契約高は、2008年度の322百万米ドルに比べて増加し、358百万米ドルとなった。これは、オーストラリア及びベトナムにおける当社の事業の業績の向上が、インドネシアでの減少を上回ったことによるものである。2008年度及び2009年度中、オーストラリアにおける当社の事業の新規契約保険料は、2009年度中の団体保険商品の大幅な増加及び（保険）銀行窓販を販売チャネルに加えて拡大した結果、116.6%増加した。同期間中、当社は、新規の法人顧客を獲得し、2009年度のオーストラリアにおける団体保険市場において主導的な立場を得ることができた。ベトナムでは、2008年度から2009年度までに新規契約保険料は67.4%増加した。これは、主に、ユニバーサル生命保険商品の増加によるものである。インドネシアでは、当社の営業は、PT・アシュアランスAIAインドネシア及びPT・AIA・ファイナンシャルの2つの別法人で行われた。2009年10月、当社は、2008年度の新規契約保険料が31百万米ドルであって、2009年度の新規契約保険料が12百万米ドルであった当社のジョイント・ベンチャーであるPT・アスランシAIAインドネシアの持分を売却した。PT・AIA・ファイナンシャルの新規契約保険料は、2008年度には123百万米ドルであったのに対し、2009年度には58.4%減少して51百万米ドルとなった。これは、この事業が以前にはAIGブランドで営業しており、2008年のAIG事由に悪影響を受けたためである。

2009年度の投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2008年度の397百万米ドルから0.8%増加して400百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、2009年度の投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2008年度に比べて10.3%増加した。

2009年度の営業費用は、2008年度の173百万米ドルに比べ、わずかに減少して170百万米ドルとなった。しかしながら、恒常為替レート・ベースでは、8.8%増加した。これは、主として2009年度中、特にオーストラリアにおいて、当社が販売能力の多様化及び営業効率の改善に投資しており、戦略的イニシアチブに関する支出が増大したことによるものである。当社の費用率は、2008年度に12.7%だったのに対し、2009年度には12.2%と改善した。これは、総加重保険料収入の増加が、費用の伸びを上回ったことによるものである。

2009年度の営業利益は、2008年度には187百万米ドルであったのに対し、189百万米ドルに増加した。これは主に、関連会社による当社の持分損失が、2008年度には29百万米ドルであったのに対し、2009年度には22百万米ドルまで減少したことによるものである。営業利益が増加しているにもかかわらず、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益は、2008年度には153百万米ドルであったのに対し、2009年度には137百万米ドルに減少した。

2009年度の当社の営業利益率は、安定した営業利益を反映して、2008年度の13.7%とほぼ変わらない13.6%であった。当社の関連会社及びジョイント・ベンチャーに関する持分損失を除くと、2009年度の当社の営業利益率は15.2%であった。これは、2008年度の15.8%に比べるとわずかに低下しているが、2007年度の14.9%よりは高い。

2009年度の当社の配分持分営業収益率は、2008年度の13.7%に比べ、10.9%に減少した。これは、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益が減少したこと及び配分セグメント持分が増加したことを反映している。当社が、今後の成長支援のための資本供与を目的として現地事業の利益剰余金を留保したことにより、配分セグメント持分は2008年度11月30日現在の1,204百万米ドルから、2009年度11月30日現在では1,316百万米ドルに増加した。

2007年11月30日に終了した事業年度と2008年11月30日に終了した事業年度との比較

2008年度中、その他の市場における当社の大半の事業部門では、地域における景気低迷にもかかわらず、総加重保険料収入が増加した。全体的に、その他の市場における事業において、2008年度における総加重保険料収入は、2007年度の1,184百万米ドルに比べて15.5%増加し、1,366百万米ドルとなった。恒常為替レート・ベースでは、継続保険料及び新規契約高の増加により、かかる増加は12.7%であった。

2008年度の継続保険料は、2007年度の861百万米ドルに比べ、1,015百万米ドルに増加し、これは恒常為替レート・ベースでは、14.6%の増加であった。この増加は、インドネシアにおける当社の完全子会社であるPT・AIA・ファイナンシャルとオーストラリアの事業によるものである。PT・AIA・ファイナンシャルの継続保険料は、主として投資関連保険商品により、恒常為替レート・ベースで45.3%増加した。当社のオーストラリアの事業は、その他の市場セグメントにおいて、最も総加重保険料収入が多く、2008年度のその他の市場セグメントにおける総加重保険料収入の30.6%を占めた。オーストラリアでは、団体保険商品及び独立型傷害・疾病保険商品の保険料収入の大幅な増加により、全ての商品ライン及び全ての保険料タイプにおける総加重保険料収入が増加し、全体的に33.2%増加した。

2008年度の新規契約保険料により測定した新規契約高は、2007年度の294百万米ドルに対し、322百万米ドルであった。これは主として、団体保険商品の売上の増加によるものであり、同期間中の投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品の減少分を上回った。オーストラリアにおける当社の団体保険事業は、いくつかの大口法人顧客を獲得した。一方、独立型傷害・疾病保険事業の成長は、主として2008年度中にIFAチャネルを重視して、売上を増大させたこと

によるものである。

2008年度の投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2007年度の352百万米ドルから12.8%増加して397百万米ドルとなった。

2008年の営業費用は、2007年度の157百万米ドルから10.2%増加して173百万米ドルとなった。この増加は、主として、インドネシア、オーストラリア及びベトナムにおける当社の事業部門による、販売チャネルの拡大、システムの改善などの戦略的イニシアチブ及び2008年度中の米ドルに対する現地通貨高によるものである。2008年度の費用率は、2007年度の13.3%をわずかに下回る12.7%であった。

2008年度の当社の営業利益は、2007年度の168百万米ドルから11.3%増加し、187百万米ドルであった。営業利益は、その他の市場における当社の事業部門の大半で増加した。これは売上の増大と投資収入の増加によるものである。営業利益は、2007年度に8百万米ドル、2008年度に29百万米ドルであった関連会社による持分損失についての持分法会計の効果が含まれている。2008年度の営業利益率は、2007年度の14.2%より減少して13.7%となった。これは主として総加重保険料収入が税引前営業利益を上回る率で増加したことによるものである。

2008年度の配分持分営業収益率は、2007年度の11.1%から増加して13.7%となった。これは、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益の増加及び2008年度に、現地における支払能力要件について支援するためAIAグループが行った、オーストラリアにおける18百万米ドル（劣後債務の形による。）、ベトナムにおける23百万米ドル、台湾における9百万米ドル及びインドネシアにおける50百万米ドル（劣後債務の形による。）の資本配分の効果によるものである。さらに、当社は、2008年度において、インドにおけるジョイント・ベンチャーに44百万米ドルを投資した。

[次へ](#)

全社及びその他

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
	未監査				
	(単位：百万米ドル)				
投資収入（注1）	72	45	(10)	(10)	(3)
営業費用	148	104	82	46	46
営業損失	(99)	(81)	(88)	(53)	(62)
ATAグループ・リミテッドの株主に帰属する税引後営業損失	(146)	(87)	(106)	(59)	(76)
配分セグメント持分（期末）（注2）	828	518	755	352	815
純資本流入／（流出）（注3）	285	(377)	383	(112)	172

（注1）投資関連契約に関する投資収入を除く。

（注2）配分セグメント持分は、グループ内の劣後債務の形による資本の配分を含む。

（注3）資本流出は、全社及びその他のセグメントへの配当/利益分配で構成され、資本流入は全社及びその他のセグメントによる資本注入で構成される。

2009年5月31日に終了した6ヶ月間と2010年5月31日に終了した6ヶ月間との比較

全社及びその他を構成するのは、AIAグループの企業機能、共有サービス及びグループ内の取引の削減である。全社及びその他は、当社のAIG株式の大部分を保有している。

2010年度上半期の投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2009年度の純費用が10百万米ドルであったのに対し、純費用3百万米ドルであった。これは、同期間中の全社及びその他に帰属する受取利息が増加したことによる。

このセグメントの営業費用は、当社の報告セグメントに対して請求されたグループ内のコーポレート・サービス手数料を控除後の額が記載されている。2010年度上半期のグループ内コーポレート・サービス手数料が7百万米ドル減少し、戦略的イニシアチブ費用が6百万米ドル増加したにもかかわらず、2010年度上半期及び2009年度上半期のいずれの営業費用も46百万米ドルであった。

2009年度上半期の営業損失及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する営業損失は、それぞれ53百万米ドル及び59百万米ドルであったのに対し、2010年度上半期の営業損失及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する営業損失は、それぞれ、62百万米ドル及び76百万米ドルであった。

2010年5月31日現在の配分セグメント持分は、2009年11月30日現在の755百万米ドルに比べ、815百万米ドルに増加した。これは、当社のタイ、マレーシア及びオーストラリアの事業からの配当金の送金額並びにオーストラリア及びインドネシアによる、グループ内の劣後ローンのそれぞれの完済額及び一部返済額が、中国への資本の再分配額を上回ったことによる。当社は、2010年度上半期中、AIGに対し配当金を支払わなかった。

2008年11月30日に終了した事業年度と2009年11月30日に終了した事業年度との比較

2009年度の投資収入（投資関連契約に関する投資収入を除く。）は、2008年度の純利益45百万米ドルに比べて減少し、10百万米ドルの純損失となった。これは、同期間中の受取利息が減少したためである。

このセグメントの営業費用は、当社の報告セグメントに対して請求されたグループ内のコーポレート・サービス手数料を控除後の額が報告されている。当社がコーポレート・サービス手数料の請求方針を改善したこと及び本部従業員を200名程度削減して本部のサポート部門における雇用者数を合理化したことにより、2009年度の営業費用は、2008

年度の104百万米ドルから、82百万米ドルに減少した。上記の措置の効果並びに投資運用費用及び財務費用の大幅な削減によって、2008年度の営業損失81百万米ドルに対し、2009年度の営業損失は、88百万米ドルとなった。

2009年度の配分セグメント持分は、AIGからの資本拠出のうち、その他のセグメントへの資本の再分配額及びAIGに対する配当金の支払額を差し引いた額により増加した。

2007年11月30日に終了した事業年度と2008年11月30日に終了した事業年度との比較

2008年度の投資収入(投資関連契約に関する投資収入を除く。)は、2007年度の72百万米ドルに比べて37.5%減少し、45百万米ドルとなった。全社及びその他からの資本がその他のセグメントの当社の事業の継続的な拡大及び支払能力要件について支援するために再分配されたため、この報告セグメントにおける投資に利用できる資金は減少した。

営業費用は、当社の報告セグメントに対して請求されたグループ内のコーポレート・サービス手数料控除後の額が報告されている。2008年度の営業費用は、AIAグループ内の請求費用の基礎の改善により2007年度の148百万米ドルから29.7%減少し、104百万米ドルとなった。営業損失は、2007年の99百万米ドルから18.2%減少し、81百万米ドルとなった。これは主として、営業費用の削減により一部相殺された投資収入の減少によるものである。

2008年度のAIAグループ・リミテッド株主に帰属する営業損失は、主として2008年度中の繰延税金負債の解消により、営業損失の減少に比べてより大幅に、2007年度の146百万米ドルから87百万米ドルに減少した。

2008年度の配分セグメント持分は、事業の拡大及び自己資本規制について支援するために資本をその他のセグメントに対して再分配したこと並びにAIGグループに対して配当金を支払ったことにより減少した。

流動性及び資本資源

当社は、グループ全体、並びに当社子会社及び支店のレベルで流動性及び資本資源の管理を行っている。当社は、当社の投資関連保険商品及び年金保険の販売に係る保険料、預託金、契約手数料、管理手数料から主たるキャッシュ・インフローを得ている。AIAグループ・リミテッドについては、本項の「配当可能利益」に記載される通り、当社の主たる資本流入はAIAからの配当金であり、当社の主たる資本流出は株主に対する配当金である。

当社の保険業務から生ずる資金の主たる出所は、一般に、保険契約の解約、解除、満期、保険金給付金及び保険契約者に対する保証の水準の変動による影響を受ける。AIAの事業部門は、保険契約を解約する保険契約者の水準の上昇により生ずる可能性のある予期しない現金需要の形で、流動性圧力を受ける可能性がある。当社は、かかる流動性リスクを最小限とするため、解約のレベルを緊密に監視し且つ管理している。当社は持株会社であり、自らのキャッシュ・フローについてはAIAからの配当金並びにその他の分配及び支払に依存しており、AIAは、自らのキャッシュ・フローの実質的全体についてAIAグループの事業子会社及び支店からの配当金並びにその他の分配及び支払に依存している。AIAグループの子会社及び支店による配当金支払並びにその他の分配及び支払は、保険、為替及び租税に関する適用ある法律、規則及び規制により規制されている。当社の保険子会社又は支店による特定の配当金、分配及びその他の支払の中には、その金額及び時期につき規制当局の承認を要するものがある。特に、AIAによるAIAグループ・リミテッドへの配当金支払並びに分配及びその他の支払は、保険業監理処の監督に服している。さらなる情報については、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制」及び「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社の企業構造に関連するリスク」を参照のこと。持株会社であるAIAグループ・リミテッドが配当金を支払いその他の債務を履行し得るか否かは、その事業子会社及び支店からの配当金及びその他の支払に依存しており、かかる支払は契約上、規制上その他の制限に服している。

また、当社の投資資産のポートフォリオからも流動性を得ることができる。当社の投資は、一般に流動性が高く市場性のある有価証券から構成されており、一般的に係る有価証券は現金需要を満たすため換金することが可能である。2010年5月31日現在、当社の現金及び現金同等物は3,222百万米ドルであった。当社は、定期預金の満期日の調整及び市場性のある短期証券への投資を含め、種々の負債管理の手法を用いて当社の流動性を増大するよう努めている。2010年5月31日現在、固定満期証券への当社の投資の公正価値は、55,834百万米ドルであった。当社が投資を行う一部の市場においては、当社が相当規模の現地通貨建て投資を有していることから市場流動性リスクの影響を受ける。また、当社が投資を行う一部の市場においては、当社の投資の市場価格に著しい影響を及ぼすことなく大量の投資を売却し得る能力は制限される。

当社のキャッシュ・インフロー及び既存の現金残高は、様々な従来型の生命保険商品、投資関連保険商品及びユニバーサル生命保険商品、傷害・疾病保険商品及び団体保険商品に基づく負債の支払並びに投資資産の購入のために用

いられる。また、当社は、営業費用、法人所得税、及び当社株主に対して決定及び支払われる配当金を支払うためにも当社資金を用いている。

AIAグループの資本がアジア・パシフィック地域において複数の通貨により保有されることから、為替変動リスクも生ずる。当社の主な懸念は、現地通貨を米ドルに換算する際に生じ得るグループレベルのソルベンシー・ポジションに対する潜在的な損益である。米ドルは、保険業監理処に対する当社のソルベンシー・マージン報告に用いる機能通貨である。また、為替変動リスクは、AIAに分配する現地通貨建ての利益を米ドルに換算した結果生ずる損益からも発生する可能性がある。当社は、かかる為替変動リスクへのAIAグループの資本ポジションのエクスポージャーを積極的に監視し、AIAグループのリスク選好度に反する限度で、かかるリスクを緩和するため適切なヘッジ戦略を取っている。

キャッシュ・フロー

	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した 6ヶ月間	
	2007年	2008年	2009年	2009年	2010年
	未監査				
	(単位：百万米ドル)				
税引前利益 / (損失)	2,579	(32)	2,411	1,268	1,438
営業活動から得た / (に使用した) 正味現金	1,634	2,287	(1,101)	546	(115)
投資関連契約者に関する正味保有現金の変動	285	502	(352)	(141)	(129)
業務から得た / (に使用した) 正味現金 (投資関連契約者に関する正味保有現金の変動を除く)	1,919	2,789	(1,453)	405	(244)
投資活動(に使用した) / から得た正味現金	(72)	(168)	(98)	(32)	(58)
財務活動(に使用した) / から得た正味現金	(62)	(414)	348	44	(7)
保有現金の純増加 / (減少)	1,500	1,705	(851)	558	(180)
期首現在の現金及び現金同等物	1,035	2,583	4,164	4,164	3,405
為替レートの変動による現金への影響	48	(124)	92	63	(3)
期末現在の現金及び現金同等物	2,583	4,164	3,405	4,785	3,222

営業活動

当社の営業活動は、金融商品の純仕入高及び純売上高を含む。2009年度上半期に営業活動から得た正味現金546百万米ドルに比して、2010年度上半期に営業活動に使用した正味現金は115百万米ドルであり、これは主に、2009年度下半期以降投資ポートフォリオの再配分に向けた当社の継続的な努力を反映したものである。2007年度及び2008年度においては、AIG事由に対応し、且つ2009年11月までに貸付有価証券業務の縮小及び撤退していたことによる潜在的義務を履行するため、当社はより多額の現金残高を維持していた。負債及び株式市場が回復し経済及び取引の見通しが改善したため、当社は、2009年度下半期には、主に営業活動から生じた現金を財源として投資活動を著しく増大させた。2009年度末に当社が市場に再進出したことによる当社の投資ポートフォリオにおける負債証券及び持分証券の配分増大の影響は、当社が蓄積していた多額の現金残高のため軽微であった。当社の投資ポートフォリオの減少及びその後の増大の影響は、上の表の「投資関連契約者に関する正味保有現金の変動」を控除すれば明らかであり、2009年度下半期から2010年度上半期まで漸次当社の投資ポートフォリオを再構築するに先立ち、当社が2007年度から2009年度上半期までに現金残高を増加させたことが示されている。

2008年度に営業活動から得た正味現金2,287百万米ドルに比して、2009年度に営業活動に使用した正味現金は1,101百万米ドルであり、これは2009年度下半期より当社が投資活動を著しく増大させた結果である。また、2008年度から2009年度まで、当社の投資関連保険契約の裏付けとして保有する金融資産のポートフォリオ内での現金配分が352百

万米ドル減少した。

2008年度に営業活動から得た正味現金は2,287百万米ドルであり、2007年度の1,634百万米ドルから増加している。この期間における営業活動から得た現金の増加は、主として金融商品の実現によるもの及び2008年度後半における当社の投資可能資産の再配置によるものであり、これにより、金融商品への投資ではなく現金及び現金同等物として保有していた当社保険業務からの正味現金流入の比率が増大した。

当社は、市場環境の悪化に対応して2008年度下半期に現金保有高を著しく増加させ且つ株式市場へのエクスポージャーを減少させた。その他の保険契約者及び株主運用資産に帰属する金融商品の帳簿価額は、2007年11月30日現在43,485百万米ドルから2008年11月30日現在35,801百万米ドルまで減少し、当社の現金及び現金同等物は2007年11月30日現在2,583百万米ドルから2008年11月30日現在4,164百万米ドルまで増加した。市場環境が2009年度及び2010年度上半期に改善したため、当社は持分証券の保有を増加させ、その他の保険契約者及び株主運用資産に帰属する金融商品の帳簿価額は、2009年11月30日現在45,366百万米ドル、2010年5月31日現在49,250百万米ドルまで増加し、当社の現金及び現金同等物は、2009年11月30日現在3,405百万米ドル、2010年5月31日現在3,222百万米ドルまで減少した。

2010年5月31日現在における当社の現金及び現金同等物のうち、635百万米ドルは投資関連契約の裏付けとして保有されていたものである（2009年11月30日現在においては764百万米ドル、2008年11月30日現在においては1,116百万米ドル）。

投資活動

投資活動は、子会社及び関連会社の取得及び売却、並びに投資不動産及び無形資産の取得及び処分から構成される。投資活動に使用した正味現金は、2009年度上半期における32百万米ドルに対して2010年度上半期においては58百万米ドルまで増加したが、この増加の大部分は当社によるBPI-Phi lamの株式資本持分の51%の取得（2009年11月に合意され、2010年5月に完了した。）に起因するものである。

投資活動に使用した正味現金は2009年度においては98百万米ドルであり、2008年度における168百万米ドルから減少している。この期間における投資活動に使用した現金の減少は、主に投資有形固定資産の購入が減少したことによるものである。

投資活動に使用した正味現金は2008年度においては168百万米ドルであり、2007年度における72百万米ドルから増加している。この期間における投資活動に使用した現金の増加は、主に投資有形固定資産に係る投資活動によるものである。

財務活動

財務活動には、借入及び返済、並びに資本の変動及び株主への配当金の分配が含まれる。2009年度上半期に財務活動から得た正味現金が44百万米ドルであったのに対し、2010年度上半期に財務活動に使用した正味現金は7百万米ドルであったが、これは主に2009年度上半期におけるAIGからの49百万米ドルの資本拠出を反映したものである。

2008年度に財務活動に使用した正味現金が414百万米ドルであったのに対し、2009年度に財務活動から得た正味現金は348百万米ドルであった。この増加は、主に分離活動（貸付有価証券からの撤退、分離費用の償還、当社の投資運用事業のAIGへの売却、及びその他の事業体の第三者への処分を含む。）に関連し、AIGの系列子会社からの貸付の相当部分を2008年度に返済したこと及び当社が2009年度にAIGより401百万米ドルの資本拠出を受けたことを反映したものである。

財務活動に使用した正味現金は、2008年度においては414百万米ドルであり、2007年度における62百万米ドルから増加している。この期間における財務活動に使用した現金の増加は、主にAIG子会社からの借入金の返済及び当社の親会社に対する配当金支払の増加によるものである。この金額により、当社の親会社による資本拠出から生ずるキャッシュ・インフローが相殺された。

保険ソルベンシー・マージン

AIAグループは、監督機関が要求する支払能力及び自己資本基準を遵守している。グループ全体としての当社の主たる保険監督機関は保険業監理処であり、同機関はAIAがICOのソルベンシー・マージン要件を満たすことを要求している。AIAは、「利用可能な資本総額」を、ICOに従って評価した負債を超過する資産の金額と定義し、「必要資本」を、ICOに従って算定した最低必要ソルベンシー・マージンと定義している。ICOは、とりわけ、保険会社が香港において又

は香港から保険業務を遂行し得るために満たさなければならない最低ソルベンシー・マージン要件等を定めている。「ソルベンシー・マージン比率」は、必要資本に対する利用可能な資本総額の比率である。AIAグループが支払能力に関して交わした特定の約束に関する詳細は、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制 - 規制体系 香港 - 第35条命令」を参照のこと。

AIAグループ特有の資本及び規制上の命令

AIAグループは、地域別市場のいくつかにおいて、AIAグループの資産を保護することを意図した規制上の命令に服している。以下の監督機関により課された命令の概要は以下の通りである。

香港保険業監理処

AIA又はAIAバミューダ（これらの全ての支店を含む。）に対して必要に応じて以下を遵守することを要求する2008年9月17日付の書簡（以下「第35条命令」という。）が保険局からAIA及びAIAバミューダそれぞれに対して出された。

- （1）全ての保険業務及び「特定の者」との間で行う全ての取引が一般的な取引条件に基づくものであること。
- （2）AIA又はAIAバミューダが、保険局から事前に書面による同意を得ずに、特定の者に対して預託を行わず、資産を移転せず（通常の保険取引の場合を除く。）、又は経済支援を行わないこと。
- （3）保険契約者又は潜在的な保険契約者の利益を危険にさらす可能性のある状況について、可及的速やかに保険局に知らせること。

第35条命令においては、「特定の者」は保険会社の支店、取締役、支配株主及び関連会社又はグループ会社を含むがこれらに限られない。

第35条命令は、特に、AIA及びAIAバミューダが特定の者との間で行うことができる資本関係取引等を制限している。したがって、第35条命令により、保険局の書面による事前の同意を得ずに、AIA及びAIAバミューダがそれぞれの親会社に対して配当金を支払うことは制限され、また関係会社間サービス報酬の支払等、特定の者との間で関係会社間取引を行うことは制限されている。

さらにAIA及びAIAバミューダに対する2008年9月18日付の書簡により、保険局は、AIA及びAIAバミューダが保険局の書面による事前の同意を得ずに、両社の株主総会又は両社の親会社の株主総会で議決権の15%以上を行使する新たな統括者を取得しないことを要求している。

保険業監理処は、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制 - 規制体系 香港 - 第35条命令」に記載される約束のために香港証券取引所における当社普通株式の取引初日に、第35条命令が撤回される予定であることを当社に通知している。とりわけ、第35条命令の撤回により、当社は本項の「配当政策」に記載されるグローバル・オフアリング後の配当金支払方針を実施すること等が可能となる。

AIG事由後のシンガポール通貨監督庁の命令

2008年10月以降、シンガポール通貨監督庁は、強化された自己資本基準に従うことを要求する命令をAIAシンガポールに発令している。また、かかる命令は、一定の資産（土地又は建物を含む。）の移転又は処分を含む一定の取引並びに資金調達及び保証の取決めについて、シンガポール通貨監督庁の事前の同意を得るべきことを定めている。さらに係る命令は、AIAシンガポールにある一定の追加的な報告義務を課している。規制対象事業体として、AIAはシンガポール通貨監督庁と様々な事項を議論している。当社の当社普通株式が上場した後の当該命令の撤回に関連するシンガポール通貨監督庁との議論は、AIAシンガポールが予測可能な将来においてAIAの現地設立子会社になる意向であることについてシンガポール通貨監督庁が一層の心証を得ていることから、AIAにとって有利なものとなっている。

AIG事由後のバミューダ書簡契約

2008年12月18日付確認書により、アメリカン・インターナショナル・カンパニー・リミテッド（現在はチャーティス・バミューダ・リミテッド）は、AIAバミューダの認可された保険マネージャーとしての立場で、バミューダ金融庁に対して一定の約束を行った。当該確認書は、2010年8月2日、バミューダ金融庁とAIAバミューダとの間の書簡契約をもって差し替えられた。当該書簡契約において、AIAバミューダは下記の事項に同意している。

（１）通常の業務過程外において行われる単一の取引又は事項に関してなされるAIAバミューダからの支払又は資産の移転（以下「アウトペイメント取引」という。）であって、1回の支払又は多数回にわたって行われる一連の関連する支払が総額15,000,000米ドル以上となるような支払を構成するものについては、その実行の前にバミューダ金融庁からの事前承認を求めること。

（２）通常の業務過程外において行われる15,000,000米ドル未満のアウトペイメント取引については、その実行の前にバミューダ金融庁に通知すること（バミューダ金融庁は追加情報を要求する場合があります。バミューダ金融庁において異議のあるときは、当該追加情報の受領後72時間以内に異議申立書を提出する。）。

（３）（ ）AIAバミューダから他の法域（資金の当初の起源である法域を除く。）への、各取引当たり1,000,000米ドルを超え又は1日当たり総額1,000,000米ドルを超える移転（AIAバミューダ又はAIAバミューダの支店内で行う法域間の移転を含む。）、（ ）流入であるか流出であるかを問わず、15,000,000米ドルを超える取引、並びに（ ）AIAバミューダの法定資本及び剰余金総額の10%以上の基準に影響を与える全ての重要事項について、バミューダ金融庁に日報を提出すること。

書簡契約に基づくAIAバミューダの義務は、AIAバミューダの持分の過半数が第三取得者に対し売却、移転又は譲渡された場合には消滅する。当社は、グローバル・オファリングに関連してこの書簡契約に基づくAIAバミューダの義務を撤回することについて、バミューダ金融庁と協議中である。

AIG事由後のマレーシア中央銀行の要件

2008年9月16日付書簡に基づき、AIG事由の後、マレーシア中央銀行は、下記の事項に関してマレーシア中央銀行の事前の書面による承認を得ることをAIAマレーシアに要請した。

（１）自己の株主への（中間及び／又は期末）配当金の支払。

（２）AIGグループ内の関係者（これらの目的上、AIAグループのメンバーも含むと理解される。）への信用枠の供与。

（３）AIGグループ内の関係者（これらの目的上、AIAグループのメンバーも含むと理解される。）に与えられる／を代理して行う保証又は約束。

（４）その他一切の関係者との取引（AIAマレーシアが保険契約、再保険出再及び保険金請求に関して通常の業務過程で行う取引を除く。）

当社によるマレーシアにおけるリスク・ベースの自己資本枠組の採用に関連して、マレーシア中央銀行は、2010年8月26日付書簡をもって、上記の全ての要求を撤回した。

AIG事由後のCIRCの通知

2008年9月19日及び2009年2月16日付のCIRCの通知により、AIAの上海支店、広東支店、江蘇支店、北京支店、深セン支店、蘇州中央出張所、東莞出張所及び江門出張所は、以下を遵守するよう命令された。

(1) 解約の可能性及び流動性リスクに充てるための十分な資金を維持し、流動性を日次ベースで監視すること。

(2) (中華人民共和国外に資本又は資産が流出することを防止するため)(a) 通常の営業過程の範囲外で抵当、保証、信用状を締結せず又は債務負担せず、(b) 中華人民共和国外に資産又は資金を移転せず、且つ(c) 再保険特約取引を含むAIGとの一切の関係取引についてCIRCの承認を取得することにより、資本金の安定性を高めること。

当社は、これらの命令を可能な限り速やかに撤回するため、相互に受け入れ可能な予定表の作成についてCIRCと協議中である。

その他の命令

香港の強制退職積立金制度管理局、並びに台湾、ブルネイ及びベトナムの監督機関からもAIAグループに対する通知が出されている。かかる通知に基づき、監督機関に対して定期的な更新を行うことを要し、また資産の移転又は関連当事者との取引を行うに先立ち一定の監督機関の同意を得なければならない。

2008年度及び2009年度に行われた多数の取引は、AIAグループの会社としてのソルベンシー・ポジションを強化した。2009年2月28日を効力発生日として、とりわけAIAバミューダ及びAIAオーストラリアがAIAの子会社となった。2009年11月3日、フィラムライフの実質的所有権がAIAに移転された。特に、AIAバミューダをAIAの完全子会社として統合したことは、AIAの支払能力及び資本状態を大幅に強化した。以下は、それぞれ下記現在におけるIC0に基づくAIA及びAIAバミューダの利用可能な資本総額、必要資本及び必要ソルベンシー・マージン比率を示すものである。

AIA — 支払能力

	11月30日現在			2010年 5月31日現在
	2007年	2008年	2009年	
	(単位：百万米ドル(比率を除く。))			
利用可能な資本総額	2,551	2,751	4,811	5,185
必要資本	1,357	1,316	1,547	1,664
ソルベンシー・マージン比率	188%	209%	311%	312%

AIAバミューダ — 支払能力

	11月30日現在			2010年 5月31日現在
	2007年	2008年	2009年	
	(単位：百万米ドル(比率を除く。))			
利用可能な資本総額	2,519	1,469	2,742	3,120
必要資本	648	684	911	923
ソルベンシー・マージン比率	389%	215%	301%	338%

IC0に基づく2010年5月31日現在のAIAの利用可能な資本総額、必要資本及びソルベンシー・マージン比率は、それぞれ

れ約5,185百万米ドル、約1,664百万米ドル及び312%であった。

また、AIAグループの個々の支店及び子会社も、それぞれの住所地たる法域の政府監督機関による監督を受けている。AIAバミューダはバミューダを住所地とするが、香港において認可された保険会社であり、ICOのソルベンシー・マージン要件を遵守することも要求されている。AIAグループを監督する様々な監督機関は、AIAグループのソルベンシー・マージン・ポジションの状況を積極的に監視している。AIA及びAIAバミューダは、保険業監理処に対し、それぞれの年次監査済決算に基づくソルベンシー・マージン比率を記載した届出書を毎年提出しており、AIAグループの事業部門も同様の届出書をそれぞれの現地監督機関に毎年提出している。AIAグループの事業部門は、2007年11月30日、2008年11月30日、2009年11月30日及び2010年5月31日現在において、それぞれの現地監督機関によるソルベンシー・マージン要件を遵守していた。

債務

貸付有価証券及び買戻契約に基づく借入金及び債務

2010年5月31日現在、当社は682百万米ドルの未払いの借入金を有していた。これらの借入金のうち、495百万米ドルは銀行貸付であり、133百万米ドルは銀行当座借越であり、50百万米ドルはAIGの系列子会社からの貸付であり、4百万米ドルはその他の貸付である。

当社が当事者となっている最も重要な資金調達取引は、当社の本社ビルすなわちAIAセントラルに関するローン・ファシリティのリファイナンスに係る2007年11月23日付の期間5年の変動金利ターム・ローン制度である。2010年5月31日現在利用可能な与信枠及び借入金残高は488百万米ドルであった。AIAセントラルに関するローン・ファシリティは標準的な商業的条件に基づくノンリコース・ローンであり、当社の子会社であるベイショア・デベロップメント・グループ・リミテッド（以下「ベイショア」という。香港でAIAセントラルを所有する、本グループの90%子会社である。）の資産、及び完全子会社であり且つベイショアの直接の親会社であるグランド・デザイン・デベロップメント・リミテッドが保有するベイショアの株式をもって担保されている。

残りの銀行貸付は、当社のタイにおける事業が有している2007年8月31日に始まる期間3年の固定金利ターム・ローン制度に関するものである。2010年5月31日現在利用可能な与信枠及び借入金残高は7百万米ドルであった。このローン・ファシリティは標準的な商業的条件に基づくノンリコース・ローンであり、当社のタイにおける事業が保有する土地をもって担保される。2010年8月31日、残高6.3百万米ドルの当社のタイにおける事業が保有する銀行貸付がさらに1年間延長された。貸付契約の条件は修正されており、タイにおいて規制された生命保険業務に関してAIAが一定の最低ソルベンシー比率を維持していることに関する誓約条項は取り除かれた。

2010年5月31日現在、上記に直接記載されたものを除き、当社には重要な銀行貸付はない。

2010年5月31日より後における流動性及び負債状況の変動

2010年8月31日現在、当社の現金及び現金同等物は3,062百万米ドルであった。2010年8月31日現在、AIAグループの借入金残高は、主に銀行借入残高の増価及び当座借越を反映し、711百万米ドルであった。

業務上の借入金

以下の業務上の借入金は、一貫した条件に基づき2007年11月30日、2008年11月30日、2009年11月30日及び2010年5月31日現在におけるAIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本合計の比率として示されたものである。この分析においては、業務上の借入金は、買戻契約に基づく借入金及び債務を含む。借入金の構成は、銀行貸付、当座貸越、AIGの系列子会社からの貸付等となる。AIAグループは2009年11月に貸付有価証券業務からほぼ撤退したため、貸付有価証券に関する契約に基づく債務は除外される。

・2007年11月30日現在、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本合計の割合としてのAIAグループの業務上の借入は22.6%であった。AIGの系列子会社からの貸付を除くと、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本合計に対する業務上の借入は16.6%であった。

・2008年11月30日現在、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本合計の割合としてのAIAグループの業務上の借入は、その前年にAIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本合計が

13,440百万米ドルから8,908百万米ドルまで33.7%減少したにもかかわらず、15.9%に減少した。資本の減少は、主に負の公正価値及び為替換算準備金から生じたものであり、業務上の借入金の減少は、買戻契約に基づく債務の大幅な減少(755百万米ドルまで減少した。)及び関係者借入金の相当部分の返済(関係者借入金が20百万米ドルまで減少した。)を反映したものである。

・2009年11月30日現在、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本合計の割合としてのAIAグループの業務上の借入の比率はさらに6.5%まで減少したが、これは主に買戻契約に基づく債務の減少(2009年11月30日現在、前年の755百万米ドルから284百万米ドルまで62.4%減少した。)及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本の大幅な増加(2009年11月30日現在、前年の8,908百万米ドルに対して14,908百万米ドルまで増加した。)によるものであった。後者は、主に2009年度末に向けて金融商品の市場価値が回復したことによるものである。

・2010年5月31日現在、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本合計の割合としてのAIAグループの業務上の借入の比率は8.2%まで増加したが、これは主に買戻契約に基づく債務の増加(2009年11月30日現在の284百万米ドルに対して2010年5月31日現在670百万米ドル)によるものである。同じ期間中、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本合計は、2009年11月30日現在の14,908百万米ドルに対して2010年5月31日現在16,547百万米ドルまで増加したが、これは2010年度上半期に配当金の分配が行われなかったこと及び売却可能金融商品に関する公正価値準備金が増加したことによる。

偶発事象

当社は、事業を行う各地域別市場において、保険、証券、資本市場、年金、情報プライバシー及びその他に関する監督機関による規制を受けており、適合性、販売又は引受査定の実務、保険金の支払及び手続き、商品設計、開示、事務、給付の拒否又は遅延並びに信任義務その他の義務の違反に関して、規制に従っていないとみなされた場合又は実際に違反した場合、規制措置を受けるリスクを負っている。

当社は、その業務において、商業活動、販売実務、商品の適合性、保険契約及び保険金請求などにより発生する法的手続き、申立て及びその他の法的措置の対象となる可能性がある。

当社は、オーストラリアの住宅モーゲージを対象とした住宅モーゲージ信用再保険契約における再保険会社である。法律の改定により、当該契約に基づく追加の出再は2008年7月に終了し、この再保険はAIGの子会社に全額出再(再々保険)された。当社は相手方相手である再々保険の引受保険会社が債務を引き受けられない場合、損失リスクにさらされる。再保険契約に関連したモーゲージ・ローンの元本の残高は、2010年5月31日現在約2,977百万米ドル(2009年11月30日現在3,588百万米ドル、2008年11月30日現在3,147百万米ドル、2007年11月30日現在4,507百万米ドル)であった。これらの契約により発生する負債及び関連する再保険資産は、2010年5月31日現在総額15百万米ドル(2009年11月30日現在24百万米ドル、2008年11月30日現在32百万米ドル、2007年11月30日現在31百万米ドル)であり、当社の会計方針に従って、総額ベースで表示されている。当社は当該契約の条項により、2010年5月31日現在の残高の全額を再々保険の引受保険会社から回収することを見込んでいる。一方の当事者の支配関係に変更がある場合には、他方当事者が再々保険を解約する権利を有し、AIGグループはランオフ基準又はクリーンカット基準のいずれかによる解約を選択する。

当社は、主に1970年代及び1980年代に引き受けた損害保険の再保険及び再々保険を提供している。2009年11月30日に終了した3年間及び2010年5月31日までの期間において、通知された重大な保険金請求はないため、当社は今後重大な負債は発生しないと考えている。AIAバミューダがAIAグループに移転された際、AIAバミューダの元の所有者であるAIRCOは、2009年2月28日より前にAIAバミューダのパミューダ事業所が引き受けた保険により発生し2010年11月1日より前になされた保険金請求に関して、損失に対する無制限の補償をAIAに提供している。

2010年5月31日現在、当社は、元本保証及び債務保証を約2百万米ドル、並びに累積価額が約1,282百万米ドル(2009年11月30日現在1,260百万米ドル、2008年11月30日現在1,232百万米ドル、2007年11月30日現在1,272百万米ドル)である年金基金の受益権保有者に対して0%から5%の範囲の最低収益率を保証する契約を締結している。当社は、該当する監督機関の承認を得ることを条件に、保証収益率を引き下げることができる。

当社の免許は、AIAグループの法体制を含む様々な要素に照らして、当社の監督機関により随時見直される。

契約上の債務

オペレーティング・リースに基づくコミットメント

解約不可のオペレーティング・リースに基づく今後の最低リース支払額総計は、以下の通りである。

	11月30日現在			5月31日現在
	2007年	2008年	2009年	2010年
	(単位：百万米ドル)			
財産その他				
1年以内	64	69	76	89
1年超5年以内	121	136	102	138
5年超	117	101	94	102
合計	302	306	272	329

当社は、オペレーティング・リースに基づき多数の財産及び事務所設備の借主となっている。これらのリースは、典型的には当初期間を1年ないし7年とし、全ての条件を再交渉してリースを更新するオプションが付されている。リースの支払は、通常リース期間終了時に市場レートを反映すべく見直される。条件付賃料を定めたリースはない。

投資に関するコミットメント

	11月30日現在			5月31日現在
	2007年	2008年	2009年	2010年
	(単位：百万米ドル)			
1年以内	-	107	90	134
1年超5年以内	143	51	36	12
5年超	-	131	138	104
合計	143	289	264	250

投資に関するコミットメントは、プライベート・エクイティ・パートナーシップへの投資を約束するものである。

オフ・バランス取引

本項に記載される「契約上の債務」、並びに年金基金の一部の所有者に対して行っている元本償還保証及び最低収益率保証について本項の「偶発事象」において記載されるものを除き、当社には重要なオフ・バランス取引はない。

配当政策

当社は、当社定款に従い、当社の株主の普通決議をもって配当金の分配を決定することができるが、かかる配当金は当社取締役会が推奨した金額を超えてはならない。当社取締役会は、以下を含む様々な要因を検討の上、配当金の支払決定を推奨する。

- ・ 当社の財務成績
- ・ 当社株主の利益
- ・ 一般的な事業の状況及び戦略
- ・ 当社の資本及び支払能力要件
- ・ 当社による当社株主に対する配当金支払に係る法定の制限
- ・ 当社のソルベンシー・マージン・ポジション
- ・ 当社の信用力に対する潜在的な影響
- ・ 当社の報告通貨である米ドルに対する当社現地事業部門の各機能通貨の変動
- ・ 当社取締役会が関連あるとみなすその他の要因

当社は、配当金がある場合、当社普通株式1株当たりの金額をもって米ドル建てでこれを決定する。当社普通株主は、香港ドル建て又は米ドル建てのいずれかにより現金で配当金を受け取ることを選択することができる。AIAグループ・リミテッドは2011年より前には配当金を支払わない。当社取締役会は、2011年度上半期に終了する半期の半年ごとの配当金を開始する決定に際しては上記の諸要因を考慮する。

AIGは、AIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの法定又は実質持分をAIAグループ・リミテッドの発行済株式資本の10%を超えて保有する間、AIAグループ・リミテッドのAIGの持分を保有し、またAIGによって支配されているAIGグループのメンバーが、株主投票においてAIAグループ・リミテッドの株主に対する配当分配について票を投じないことをAIGが保証する旨、保険局に約束をした。このAIGによる約束に関する詳細は「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (3) 監督及び規制 - 規制体系 - 第35条に基づく命令」を参照のこと。

配当可能利益

AIAグループ・リミテッドの収益の主たる出所はAIAからの配当金であり、AIAグループ・リミテッドの主たる資本流出は株主に対する配当金である。AIAグループ・リミテッドは主として持株会社として機能しており、一定の会社関連及び上場関連の費用を負担する。

不動産権

2010年8月31日現在、当社は、14の法域において合計547の不動産賃借権を保有し、合計133の不動産を所有していた。2010年8月31日現在、当社の不動産権の市場価値総額は2,634百万米ドルであったが、これは当社の資産合計の3%に満たない。また、当社の不動産権の価値総額の90%超は10の建物、すなわち香港所在のAIAセントラル、香港のヘッドランド・ロード所在の不動産、香港所在のAIAビルディング、シンガポール所在のAIAタワー、シンガポール所在のAIAアレクサンドラ、シンガポール所在のAIAタンピン、マレーシア所在のメナラAIA・アンド・チャーティス・ハウス、フィリピン所在のフィラムライフ・タワー、タイ所在のラチャダピセーク・ランド・プロット及びタイ所在のセント・ルイス・ランド・プロットに帰する。

その他の経常外項目

2010年度上半期及び2009年度における重要な経常外項目を構成するものは、事業再編及び分離費用であった。事業再編及び分離費用は、2010年度上半期については18百万米ドル、2009年度については89百万米ドルであった。

2008年度における重要な経常外項目を構成するものは、(i)再保険リキャプチャーの最終決済から生じた447百万米ドルの利益、() 租税条約の明確化による275百万米ドルの源泉税準備金の取崩し、及び() 会社営業費用の将来の業務上の効率化を増大することを目的とした10百万米ドルの事業再編及び分離費用であった。

市場リスクに関する定量・定性分析

市場リスクは、市場価格及びレートの潜在の変動から生ずるエクスポージャーである。当社は、主に金融商品を保有することから生ずる市場リスクにさらされている。当社が直面する重要な市場リスクには、金利リスク、為替変動リスク及び株式市場価格リスクが含まれる。

金利リスク

金利リスクに対する当社のエクスポージャーの大部分は、金利変動の影響を受ける長期確定利付負債証券への投資から生ずるものである。

また金利リスクは、保証・固定された条件、又は満期時に行使可能な精算オプションを有する保険契約及び投資契約からも生ずるものであり、これらは負債の裏付けとなる金融資産からの受取利息及び資本償還が金利の変動によって保証給付支払の資金源として不十分となるリスクを負っている。利益連動型又は投資関連特性を有する商品を含め、他の商品については、保険契約者に対する追加的給付につき保証がないことから、金利リスクは著しく減少する。

当社は、一般的に当社の負債と同じ通貨で確定利付資産に投資し、また当社の負債のデュレーションに概ね対応する期間を有する金融商品に投資することにより、金利リスクを管理している。

また、当社は、当社の全般的な商品戦略において金利リスクの影響を考慮している。投資関連契約、ユニバーサル生命保険及び有配当型保険契約等、一定の商品については、金利及び保険契約者に対する配当規模につき柔軟に設計されているため内在的に金利リスクが低い。

以下の表は、金利の変動に対する利益及び資本合計の感応度を示している。金利の変動に対する債券の感応度の算定に当たっては、保険契約者に対して負う負債に対する対応する影響について前提条件を置いた。投資関連契約の裏付けとして保有する資産については、公正価値の変動は一般に保険契約者の負担となるため除外した。有配当型ファンドにて保有する資産に関する感応度分析については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記2に記載される保険契約者の最低配当率を用いて保険契約者への収益配分を行った後に算定している。この説明においては、債務不履行事由は個々の発行体の特徴を反映するものであるた

め、経済が圧迫された時期に生ずる可能性のある売却可能と分類された金融商品の潜在的な減損の影響は無視している。当社の会計方針は保険期間開始時の金利に関する前提条件に固定され、また当社が用いる前提条件には基礎率悪化対応準備金が含まれているため、この感応度分析に示された変動のレベルは損失認識をもたらすものではなく、したがって当社の投資関連保険商品に係る負債に対する対応する影響はない。

	2007年 11月30日		2008年 11月30日		2009年 11月30日		2010年 5月31日	
	税引前利益に対する影響	資本合計に対する影響 (税効果考慮前)	税引前利益に対する影響	資本合計に対する影響 (税効果考慮前)	税引前利益に対する影響	資本合計に対する影響 (税効果考慮前)	税引前利益に対する影響	資本合計に対する影響 (税効果考慮前)
	(単位：百万米ドル)							
イールドカーブにおける + 50ベース・ポイントのシフト	(45)	(1,130)	(53)	(1,096)	(64)	(1,492)	(73)	(1,643)
イールドカーブにおける - 50ベース・ポイントのシフト	45	1,130	53	1,096	64	1,492	73	1,643

為替変動リスク

為替変動リスクは、アジア・パシフィック地域の複数の法域における当社の事業により発生する。機能通貨以外の通貨建ての資産及び負債に関連する為替変動リスクにより発生した損益は、損益計算書に計上される。機能通貨が米ドル以外の事業による純資産の再換算に関連する為替変動リスクにより発生した損益は、資本合計に直接認識される。

当社は通常、通貨のミスマッチを防ぐため、負債と一致する通貨建ての資産に投資する。しかし利回りの向上及びリスク分散のため、当社のビジネス・ユニットは適宜、負債とは異なる通貨の商品に投資を行う場合もある。これらの活動により当社は為替レートの変動から発生する損益にさらされることになる。当社ビジネス・ユニットは為替変動エクスポージャーを監視し、当社のリスク選好度と一致していない場合、ポジションを手仕舞うか、ヘッジ商品を購入する。

以下の表は、為替変動リスクの経済的ヘッジによる影響を考慮した後の正味為替変動エクスポージャーに適用された為替レートの変動に対する当社の資本合計の感応度を示すものである。経済的ヘッジは、当社の為替変動リスクに対する正味エクスポージャーを軽減するが、ヘッジ会計は適用されない。正味エクスポージャーに重要性がない通貨は、以下の内訳には含まれていない。以下の表においては、元となる通貨が5%上昇した場合の影響はAIAグループの関連事業の機能通貨との関係で表示されている。米ドルが5%上昇した場合の影響も機能通貨との関係で表示されている。為替変動エクスポージャーは為替デリバティブ・ポジションの想定元本純額及び通貨別の資本純額を反映する。

	米ドル	香港ドル	タイ・ バーツ	シンガポ ール・ド ル	マレーシア ・ リンギット	中国 人民元	韓国 ウォン
（単位：百万米ドル）							
2010年5月31日							
元となる通貨別の資本内訳	11,845	(260)	3,185	(1,747)	546	777	1,214
為替デリバティブ・ポジションの想定元 本純額	(3,723)	—	1,277	2,964	—	—	—
為替変動エクスポージャー	8,122	(260)	4,462	1,217	546	777	1,214
元となる通貨の5%の上昇							
税引前利益に対する影響	89	(59)	—	12	—	8	2
米ドルの5%の上昇							
資本合計に対する影響	(89)	(12)	(223)	(60)	(27)	(34)	(59)
2009年11月30日							
元となる通貨別の資本内訳	11,824	(410)	2,448	(1,922)	563	704	924
為替デリバティブ・ポジションの想定元 本純額	(3,845)	—	1,256	3,031	—	—	100
為替変動エクスポージャー	7,979	(410)	3,704	1,109	563	704	1,024
元となる通貨の5%の上昇							
税引前利益に対する影響	103	(63)	1	11	1	9	2
米ドルの5%の上昇							
資本合計に対する影響	(103)	(9)	(184)	(54)	(28)	(30)	(50)
2008年11月30日							
元となる通貨別の資本内訳	7,085	(502)	2,113	(1,887)	482	628	598
為替デリバティブ・ポジションの想定元 本純額	(3,316)	—	1,039	2,776	—	—	(96)
為替変動エクスポージャー	3,769	(502)	3,152	889	482	628	502
元となる通貨の5%の上昇							
税引前利益に対する影響	31	(66)	1	6	—	7	1
米ドルの5%の上昇							
資本合計に対する影響	(31)	(5)	(156)	(42)	(24)	(28)	(25)
2007年11月30日							
元となる通貨別の資本内訳	11,387	(15)	2,141	(2,370)	318	355	831
為替デリバティブ・ポジションの想定元 本純額	(2,818)	—	686	2,728	—	—	—
為替変動エクスポージャー	8,569	(15)	2,827	358	318	355	831
元となる通貨の5%の上昇							
税引前利益に対する影響	128	(41)	(14)	8	2	8	8
米ドルの5%の上昇							
資本合計に対する影響	(128)	(9)	(141)	(16)	(15)	(14)	(35)

株価リスク

株価リスクは、持分証券及びエクイティ・ファンドの市場価値の変動により発生する。当社がAIG株式を保有する場合を除き、当社の持分金融商品の大半は投資関連契約の裏付けとして（その投資リスクは一般に保険契約者に負担される。）又は有配当型保険契約に関して（投資リスクはAIAグループと当社の保険契約者との間で分担される。）保有される。持分証券が当社の投資関連以外のポートフォリオ（有配当型ファンドを含む。）全体において占める割合は、比較的低い。

株価の変動に対する利益及び資本合計の感応度を示すに当たっては、経済が圧迫された時期に生ずる可能性のある売却可能と分類された金融商品の潜在的な減損の影響は無視し、資産評価が保険契約者に対して負う負債に対する対応する影響について一定の前提条件を置いている。投資関連契約の裏付けとして保有する資産についても、公正価値の変動は全て当社の投資関連保険商品の保険契約者の負担となるため、除外されている。

	2007年 11月30日		2008年 11月30日		2009年 11月30日		2010年 5月31日	
	税引前利益に対する影響	資本合計に対する影響 (税効果考慮前)	税引前利益に対する影響	資本合計に対する影響 (税効果考慮前)	税引前利益に対する影響	資本合計に対する影響 (税効果考慮前)	税引前利益に対する影響	資本合計に対する影響 (税効果考慮前)
	(単位：百万米ドル)							
株式価格10%上昇	464	716	204	214	308	314	402	409
株式価格10%下落	(464)	(716)	(204)	(214)	(308)	(314)	(402)	(409)

正味有形固定資産

以下は、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書から抜粋し、無形資産を除外して調整した上、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する資本から算定した2010年5月31日現在における連結正味有形固定資産を示したものである。

単位：百万米ドル

2010年5月31日現在AIAグループ・リミテッド

株主に帰属する連結正味有形固定資産（1）

16,305百万米ドル

当社普通株式1株当たり正味有形固定資産（2）

1.35米ドル

（1）保険及び一定の投資契約に関する繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用は、かかる契約の評価の不可欠の部分構成するため、上記の連結正味有形固定資産の算定に当たり控除されていない。

（2）当社普通株式1株当たり正味有形固定資産価値は、2010年5月31日現在における発行済株式数12,044百万株を前提として算定した。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する16,305百万米ドルの上記連結正味有形固定資産は、連結財政状態計算書に記載されたAIAグループ・リミテッド株主に帰属するAIAグループの連結固定資産（2010年5月31日現在16,547百万米ドル）から無形資産（2010年5月31日現在242百万米ドル）を控除した額に基づき、正味税効果、有配当型ファンドの保険契約者に帰属する金額、及び無形資産に関連する非支配持分を控除して算定した。

香港上場規則に基づく開示義務

当社取締役は、最新情報確認日現在、香港上場規則ルール13.13ないし13.19に基づく開示義務を生じさせる事由は存在しないことを確認する。

運転資金

当社取締役は、香港目論見書の署名日以降の12ヶ月の間、現在の当社の運転資金要件に見合う十分な運転資金があるという見解である。

免責事項

本項の「債務」において開示した事項を除き、2010年8月31日現在、当社は、未決済の抵当権、賦課金、質権、債務証券、借入資本、銀行貸付及び当座借越、負債証券若しくはその他類似の債務、ファイナンス・リース若しくは購入選択権付リースの確約、引受債務若しくは引受信用状、保証又はその他の重要な偶発債務を有していない。

重大な悪影響を及ぼす変更の不存在

当社取締役は、2010年5月31日以降AIAグループの財政状態又は取引状態に何ら重大な悪影響を及ぼす変更が生じていないと考えている。

株式に基づく報酬

RSU制度及び株式オプション制度は、2010年9月28日、当社の唯一の株主により、条件付で承認、採択された。これらのインセンティブ制度の追加情報については、「第二部 - 第1 - 1 会社制度等の概要 - (3) 当社株式資本及びオプション」の「() 制限付の株式ユニット制度」及び「() 株式オプション制度」を参照のこと。当社は、特に、当社及び当社の子会社の長期的な成長及び利益に貢献するよう当社及び当社の子会社の従業員、役員及び取締役を奨励、維持するために、これらの制度による株式に基づく報酬を付与する意向であるため、株式に基づく報酬費用は将来増加する見込みである。

当社は、RSU制度に基づくRSU報酬及び株式オプション制度に基づくオプションを、公正価値に基づく会計処理法（公正価値法）を用いて会計処理する。

株式による決済が見込まれるRSU報酬及びオプションについては、RSU報酬及び/又はオプションの付与と引換えに受領される従業員、取締役又は役員のサービスの公正価値は、受給権確定期間にわたって、利益又は損失項目において費用として認識され、同額が資本に計上される。受給権確定期間及び/又は行使期間にわたって費用計上される合計金額は、付与されたRSU報酬及び/又はオプションの公正価値を参照して決定される。市場の受給権確定条件によらない条件（例えば、収益性及び保険料収入の成長率の目標値）は、付与され又は受給権が確定し若しくは行使可能となることが見込まれるRSU報酬及び/又はオプションの数に関する前提条件に含まれる。当社は各期末に、付与され又は受給権が確定し若しくは行使可能となることが見込まれるRSU報酬及び/又はオプションの見積数を修正する。当社は当初の推定値の修正に伴う影響（もしあれば）を利益又は損失項目において認識し、資本についても同額の修正を行う。但し、受給権確定日又は行使日より後に資本合計を事後修正することはない。株式に基づく支払取決めによる報酬の受給権が段階的に確定し又は行使可能となる場合には、受給権確定又は行使の各トランシュが別個の報酬として認識され、したがって各トランシュの公正価値が、該当する受給権確定期間又は行使期間にわたって認識される。

当社がRSU制度及び株式オプション制度の下で使用するRSU報酬及びオプションの公正価値は市場で入手可能な数値と比較できないため、当社は二項格子モデルを用いて当該公正価値を見積る。このモデルに必要な情報は、株価、インプライド・ボラティリティ、無リスク金利、予想配当率、及び株式オプション制度に基づくオプションについては、オプションの行使価格及び予想存続期間である。株式によって決済される株式に基づく報酬プランが修正又は取消となった場合には、付与日現在の公正価値が、市場条件によらない条件が満たされた場合に当該修正日に生じる増分価値とともに、引き続き認識される。

現金による決済が見込まれるRSU報酬及びオプションについては、RSU報酬及び/又はオプションの付与と引換えに受領される従業員、取締役又は役員のサービスの公正価値は、受給権確定期間又は行使期間にわたって、利益又は損失項目において費用として認識され、同額が負債に計上される。当社は各期末に、付与され又は受給権が確定し若しくは行使可能となることが見込まれるRSU報酬及び/又はオプションの見積数を修正する。各報告対象期間末に、未行使又は受給権未確定のオプション又はRSU報酬は、原資産及び負債の公正価値の変動に基づいて再測定され、費用が適宜修正される。従業員、取締役又は役員が受領する公正価値は、当社普通株式の公正価値に基づいて決定される。

2010年11月30日に終了する事業年度に係る利益予測

当社は、予期しない状況が起こらない限り、下記に記載される基準及び前提条件に基づけば、2010年11月30日に終了する事業年度に係る当社の連結当期営業利益が2,000百万米ドルを下回る可能性は低いと予測している。2010年11月30日に終了する事業年度の当社のAIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結税引後営業利益が1,600百万米ドルを下回る可能性は低く、また当社のAIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結純利益は、1,400百万米ドルから2,300百万米ドルの範囲になると予測している。当社は、2010年11月30日に終了する事業年度の連結営業利益と株主に帰属する連結純利益の修正を、当社の2010年11月30日に終了する事業年度の年次業績発表及び年次報告書において開示する予定である。

基準及び前提条件

2010年11月30日に終了する事業年度に係る本グループの() 連結営業利益、() AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後連結営業利益、及び() AIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結純利益の範囲に関する予測は、本グループの2010年5月31日に終了した6ヶ月間についての監査済連結財務諸表及び2010年11月30日に終了する残りの6ヶ月間に係る本グループの業績予測に基づいて作成された。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結純利益の範囲はまた、2010年11月30日に終了する事業年度の資産価値上昇率の予測に基づいて作成された。除外された営業外項目は本グループの純利益の重要な構成要素であるが、本グループは、連結営業利益及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益の公開は、業績及び事業セグメントの理解度及び比較可能性を高めると考えている。本グループは、その多くが市場要因に大きく依存している営業外項目の流動的な影響のないほうが、傾向を明確に確認することができると考えている。

2010年11月30日に終了する事業年度の予測は、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書において採用される会計方針と整合する会計方針及び以下の前提条件に基づき作成された。

- () 当社が2010年6月1日からの6ヶ月間において業務を行う国々において、それらの経済状況、業務環境及び人口構成の基礎に不利な変化がないこと。
- () 本グループが業務を行う地域別市場における現地通貨の米ドルに対する為替レートに、2010年7月31日現在の為替レートと比較して重大な変動がないこと。2010年6月1日から6ヶ月の間、米ドルに対する香港ドルは固定されている。
- () 本グループが業務を行う地域別市場における規制環境が、規制要件及び政府の政策に重大な変更なく安定した状態に保たれること。特に、本グループは、本グループの事業に適用されるソルベンシー・マージン要件が当該予測期間中に変更されないことを前提としている。

(2) エンベディッド・バリュー

当社の経済的価値及び収益性に対する投資家の理解を高めるため、当社は、下記に記載の通りに、当社のエンベディッド・バリューに関する情報を開示した。これらの数値は、一般に適用される数理法を用いた割引キャッシュ・フローの評価によって決定されている。比較的最近の発展として、代替評価方式及びアプローチが登場している。しかし、生命保険会社のエンベディッド・バリューの形式、決定及び表示について、単一の定まった基準は存在しない。当社はまた、当社の新しい生命保険業務の1年間の売上高について検討した。これらの計算に関係する技術的な複雑性及びこれらの見積りが主要な仮定の変化に伴い著しく変わるという事実により、下記の検討及び「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (3) 保険数理コンサルタント報告書」を併せて全体として読み、特別な注意を払ってエンベディッド・バリューの算定結果を解釈し、エンベディッド・バリューの算定結果の解釈に詳しい専門家からの助言を求めるべきである。本書表紙の注記4も参照のこと。

当社は、当社の業績をIFRSに従って報告する。「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書を参照のこと。エンベディッド・バリュー方式は、生命保険会社の価値及び収益性を測るための一般に採用された代替方式である。エンベディッド・バリューは、将来の新規契約に起因する経済的価値を除いた将来経験についての特定の一連の仮定に基づく、生命保険業務の経済的価値の保険数理的に決定された見積りである。加えて、新規契約の価値は、直近12ヶ月以内に販売される新しい生命保険業務から生じる経済的価値の保険数理的に決定された見積りを表している。

当社は、当社のエンベディッド・バリューを報告することにより、投資家に有益な情報を与えると考えている。それにより、有効な契約に割り当てられた資産から分配可能な利益における株主持分の価値(当該契約におけるリスク合計に対する十分な引当金の計上後)を報告している。加えて、1年以内に販売される新規契約の価値は、新規契約の募集活動により投資家のために創り出された価値に関する実用的な情報を提供し、よって、将来、収益性のある新規契約を生み出すための会社の能力である。アクチュアリーコンサルタント会社であるタワーズワトソンは、2010年5月31日現在の当社のエンベディッド・バリュー及び当社の算出による2010年5月31日に終了した12ヶ月の期間に販売された新しい保険契約に関する新規契約の価値のレビューに関する報告書を作成する。タワーズワトソンのレビュー報告書の写しが、「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (3) 保険数理コンサルタント報告書」に含まれている。本報告書は、本報告書において使用されている監査済みの財務情報についての見解ではない。タワーズワトソンによるエンベディッド・バリュー及び新規契約の価値のレビューにおいて、タワーズワトソンは、2010年5月31日までの期間について当社により、又は当社に代理して提供された監査済み及び未監査の情報、並びに一連の公共の情報源から取得した情報に依拠している。タワーズワトソンのレビュー報告書は、タワーズワトソンに提供されたデータ及び情報の利用及びそれらに対する依拠に関してさらなる情報を提供している。

タワーズワトソンのレビュー報告書では、将来の投資環境に係る特定の不確実性及び当社の保険契約のポートフォリオに関連するその他の将来の業務上の不確実性を前提として、一連の仮定で価値が示されている。当社は、将来の投資及び業務経験に関する代替的な仮定の利用から生じるそれらの価値に対する影響を理解するため、タワーズワトソンのレビュー報告書に含まれる価値の範囲を熟考することをお勧めする。さらに、表示されている価値は、潜在的な業績の範囲を完全に網羅してはいない。

エンベディッド・バリューの算定結果には、市場価値の評価を示す意図はなく、そのように解釈されるべきではない。実際の市場価値は、多くの要素に基づき投資家によって決定される。特に、エンベディッド・バリューは、とりわけ

アジア・パシフィックの生命保険市場の展望、かかる市場における当社の将来の位置及び将来の新規契約の収益性に依存する将来の新規契約から生じる潜在的抛出金を含んでいない。

エンベディッド・バリューの算定結果は、2010年5月31日現在の表示であり、将来に関する一連の予測に基づいている。実際の将来の業績は、業務及び経済状況の変化並びに経験する自然変動の理由により、表示されているものから変わる場合があり、かかる差異は重大である可能性もあると認識しておくべきである。将来の業績が設定された予測と一致することについて、いかなる保証も行われていない。

[次へ](#)

(3) 保険数理コンサルタント報告書（以下「本報告書」という。）

タワーズワトソン

Suite 2106-8, Central Plaza
18 Harbour Road
Wanchai, 香港
中国

電話：+852 2593 4588
towerswatson.com

親展

[日付]

香港、コンノート・ロード・セントラル1、AIAセントラル、35/F
AIAグループ・リミテッド
取締役宛

関係者各位

保険数理コンサルタント報告書

1. はじめに

AIAグループ・リミテッド（以下「AIAグループ」又は「貴社」という。）は、AIAグループ及びその子会社について、特定のセンシティブティ・テストと併せ、2010年5月31日現在のエンベディッド・バリュウ（EV）並びに2008年12月1日から2009年5月31日までの6ヶ月間、2009年6月1日から2010年5月31日までの12ヶ月間及び2010年6月1日から2010年8月31日までの3ヶ月間における新規契約高を作成している。貴社は、また、2009年11月30日から2010年5月31日までの期間におけるエンベディッド・バリュウの動向分析を作成している。

タワーズワトソンの商号で取引を行っているタワーズワトソン・ペンシルバニア・インク（以下「タワーズワトソン」又は「我々」という。）は、AIAグループの香港証券取引所への上場に関連して、AIAグループ及びアメリカン・インターナショナル・グループ・インクと共同で、これらの算定結果に関する一定の事項について、一定の評価作業を行い、意見を述べる業務に従事している。

本報告書は、当社の目論見書（以下「香港目論見書」という。）に組み込むことを目的として作成されており、我々が従事している作業の範囲を明確にするとともに、我々の評価の結果の概要を示すものである。また、本報告書はAIAグループが選択した手法及び前提条件並びに貴社の計算による成績についても要約している。

本報告書は、香港目論見書の中の貴社の様々な事業及び関連するリスク要因に関してより詳細な記載がある箇所と共に読まれるべきものである。また、本報告書の利用については一定の依拠事項及び制限を規定した本報告書のセクション9にも注意すること。

タワーズワトソンは、貴社の株式の上場に関連して、AIAグループ及びアメリカン・インターナショナル・グループ・インクのためのために業務を行っており、その他のいかなる者のためにも業務を行っていない。本報告書は、いかなる目的であれ、いかなる第三者に対して宛てられたものでもなく、いかなる第三者も、これに依拠することはできない。

2. 作業の範囲

2.1 範囲

我々の作業の範囲は以下の通りである。

- ・貴社が2010年5月31日現在のエンベディッド・バリュウ及び2010年5月31日までの12ヶ月間における新規契約高の計算のために使用した手法及び前提条件を評価及び報告すること。
- ・貴社が作成した以下の算定結果（以下「エンベディッド・バリュウ算定結果」と総称する。）

を評価及び報告すること。

- 2010年5月31日現在のAIAグループのエンベディッド・バリュー
- 2009年6月1日から2010年5月31日までの12ヶ月間、2008年12月1日から2009年5月31日までの6ヶ月間及び2010年6月1日から2010年8月31日までの3ヶ月間における新規契約高
- 2009年11月30日から2010年5月31日までの期間のAIAグループのエンベディッド・バリューの動向の分析
- 一定の前提条件を変更した2010年5月31日現在の有効契約高及び2009年6月1日から2010年5月31日までの12ヶ月間における新規契約高のセンシティブティ・テスト

我々による算定結果の評価は、エンベディッド・バリュー算定結果が、あらゆる重要な点において、本報告書に記載されている手法及び前提条件に従って作成されていることを確認することを目的としたものである。

2.2 我々の評価に含まれる事業体

香港において設立された会社であるAIAグループは、多数の子会社及び支店を通じて営業を行っている。その主要な事業子会社は、AIAグループの子会社であるアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（以下「AIA」という。）と、AIAの子会社であるアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー（バミューダ）リミテッド（以下「AIAバミューダ」という。）の2社である。さらに、AIAは、ブルネイ、中国、シンガポール及びタイに支店を保有しており、AIAバミューダは、香港、韓国、マカオ、ニュージーランド及び台湾に支店を保有している。

我々の評価の範囲には、AIAによって引き受けられる事業、AIA及びAIAバミューダの支店、並びにオーストラリア、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン及びベトナムにおけるこれらの保険子会社が含まれる。

以下は、我々の評価に含まれる事業体の一覧及び本報告書におけるこれらの事業体の「本ビジネス・ユニット」の概要である。

- ・ AIAオーストラリアとは、AIAの子会社であるAIAオーストラリア・リミテッドをいう。
- ・ AIA中国とは、AIAの中国の支店をいう。
- ・ AIA香港とは、以下の3つの事業体の総称である。
 - AIAバミューダの香港及びマカオの各支店
 - AIAによって引き受けられる香港及びマカオにおける事業
 - AIAの子会社であるAIAペンション・アンド・トラスティ・カンパニー・リミテッド
- ・ AIAインドネシアとは、AIAバミューダの子会社であるPT・AIA・ファイナンシャルをいう。
- ・ AIA韓国とは、AIAバミューダの韓国支店をいう。
- ・ AIAニュージーランドとは、AIAバミューダのニュージーランド支店をいう。
- ・ AIAマレーシアとは、AIAの子会社であるアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・Bhd.をいう。

- ・フィラムライフとは、AIAの子会社であるザ・フィリピン・アメリカン・ライフ・アンド・ジェネラル・インシュランス・カンパニーをいう。
- ・AIAシンガポールとは、AIAのシンガポール及びブルネイの支店をいう。
- ・AIAタイとは、AIAのタイの支店をいう。
- ・AIA台湾とは、AIAバミューダの台湾支店をいう。
- ・AIAベトナムとは、AIAバミューダの子会社であるAIA（ベトナム）ライフ・インシュランス・カンパニー・リミテッドをいう。

加えて、AIAバミューダが26%を所有する事業体であるタタ・AIG・ライフ・インシュランス・リミテッドは、本報告書において、IFRSの持分法会計基準による本グループの修正純資産に計上される。

さらに、本報告書の付属書類Aで示されるAIAグループの本ビジネス・ユニット別のエンベディッド・バリューの概要には、「全社及びその他」の算定結果のセグメントが含まれる。このセグメントで示される算定結果は、AIAグループの全社機能の修正純資産及び香港への分配可能利益に課される送金税の現在価値で構成される。修正純資産は、（除外された無形資産を控除した）時価評価調整額を加えたこのセグメントにおけるIFRSに基づく資本として貴社により導き出されている。

3. エンベディッド・バリューに関する手法

3.1 はじめに

エンベディッド・バリューとは、既存事業に割り当てられた資産から分配可能な利益における株主持分の価値（かかる既存事業におけるリスク合計に対する引当金の計上後）を測る指標である。

AIAグループは、エンベディッド・バリュー及び新規契約高を算定するために従来の確定的な割引キャッシュ・フロー法を使用している。この手法は、リスク調整後割引率の使用を通じて、投資収益保証及び保険契約者オプションの費用、資産/負債のミスマッチ・リスク、信用リスク、今後の年度における現実の業績が仮定したものと異なるリスクを含む、あらゆるリスクの源泉、並びに経済的な資本コストについて非明示的な引当金を計上するものである。一般に、リスク割引率が高いほど、これらの要因に関する引当額が大きくなる。

3.2 エンベディッド・バリュー及び新規契約高

従来の保険数理評価法は、以下の要素から保険会社の経済的価値を積み上げたものである。

- ・グループの修正純資産（以下「修正純資産」という。）
- ・有効契約高
- ・新規契約高

本報告書では、上記の最初の2つの要素の合計を本グループのエンベディッド・バリューとする（以下「グループ・エンベディッド・バリュー」という。）。

有効契約高及び新規契約高の計算に含まれる契約には、本グループ内において引き受けられた全ての生命保険契約に加え、生命保険契約には分類されないが類似の性質を有するその他の種類の契約が含まれる。そのような契約としては、傷害・疾病保険、団体保険、年金保険等が挙げられる。また、有効契約高に含まれる有効契約の予想額には、1年以内の短期契約の予定される更新が組み込まれている。

修正純資産とは、保険契約準備金及びAIAグループの生命保険（及び類似の）事業におけるその他の負債を担保する資産を超過する資産の市場価値に、その他の活動（損害保険事業等）のIFRSに基づく株式価値（無形資産の価値を除く。）を加えたものである。AIAグループの株主に帰属しない一切の金額は修正純資産から除外される。修正純資産を

算定するための投資不動産及び自己使用目的の不動産の市場価値は、評価日におけるAIAグループのIFRS財務諸表において開示されている公正価値に基づいている。AIAグループは、外部者による不動産評価額を毎年入手することをその方針とするが、期中において不動産の公正価値に著しい影響を与える別段の事由が発生した場合は半期においてこれを行うことをその方針としている。

有効契約高とは、現在の有効契約から将来に生じる予想税引後法定利益の現在価値から、有効契約を維持するための必要資本の保有から生じる費用（以下「必要資本維持費用」という。）を控除したものである。必要資本維持費用は、評価日における必要資本の額面金額から、必要資本を担保する株主資産に係る税引後投資収益の現在価値（必要資本を担保する資産の予想解除額の現在価値の控除後）を差し引くことにより算出される。必要資本が有配当型ファンドにおける余剰資産のような保険契約者資産によりカバーできる場合には、有効契約高又は新規契約高に関連する資本コストが一切含まれないことになる。

新規契約高とは、当該期間中に販売された新規契約から将来に生じる予想税引後法定利益の販売時点において測定された現在価値から、当該契約を維持するための規制上の準備金を超過する必要資本保有費用を差し引いたものである。AIAグループの新規契約高は、非支配持分に帰属する額を控除する前に算出されている。非支配持分に帰属する新規契約高は、2010年5月31日に終了する12ヶ月間について1百万米ドルであった。

グループ・エンベディッド・バリュース及び新規契約高からは、将来税引後グループ事務費（本ビジネス・ユニットに割り当てられていないグループ人事部門に生じる費用を示す。）の現在価値が控除されている。これらのグループ事務費は獲得及び維持活動のために割り当てられており、新規契約高及び有効契約高からそれぞれ控除されている。

構築段階にある本ビジネス・ユニット、又は当期中の新規契約高が過年度を下回っている本ビジネス・ユニットの場合、新規契約高は評価期間中における現実の獲得費用ではなく、見積将来獲得費用の仮定を使用して算定されていることに注意する必要がある。当該期間における実際の獲得費用（手数料を含む。）が、当期中の獲得費用引当金を超過した金額は、本報告書に提示されている新規契約高の数値から差し引かれていない。AIAグループの新規契約高に含まれる2010年5月31日に終了する12ヶ月間の獲得費用の引当金超過額は、本報告書のセクション5.5に示されている。

エンベディッド・バリュース及び新規契約高の算定においてAIAグループが使用する手法の一定の要素は、本報告書の本セクションの残りの部分に概略が述べられている。予想将来キャッシュ・フローの算出のため、貴社により使用された前提条件は本報告書のセクション5に記載されている。

3.3 新規契約の定義

新規契約には、当該期間中における新規契約の販売、分割保険料一時払い契約における追加の一時払い保険料及び既存契約の増加（有効契約高の計算において許容されない変更の場合）が含まれる。さらに、新規契約高には、当該期間中に引き受けられたが、評価日の前に解除された新規保険契約に関するキャッシュ・フローの現在価値が含まれる。

毎年更新型定期団体契約について、新規契約は、当該期間中に設定された新スキームに加え、既存のスキームについて支払われる保険料のうち前年の保険料の125%を超過する金額が含まれる。

契約期間1年以内の短期傷害・疾病契約について、既存契約の更新は新規契約とみなされず、当該契約の見積更新額は有効契約高に算入される。

企業年金契約については、当該期間中に設定された新スキームのみが新規契約高の計算上の新規契約とみなされる。本報告書に示されている新規契約高は、内部における新規契約販売高の指標である年換算新規契約保険料（以下「年換算新規契約保険料」という。）を使用して測定されている。年換算新規契約保険料は、新規発行の保険料分割契約における年換算定期払い保険料の100%相当額に、受領した一時払い保険料の10%を加算したものである。但し、企業年金契約に関する新規契約販売は含まれていない。

3.4 香港支店の連結

AIAグループの子会社であるAIA及びAIAバミューダは、ともに香港の規制対象事業体である。上記で述べられている通り、AIAグループはこれらの事業体の支店として多数の地域で営業を行っている。そのため、これらの支店において引き受けられた契約は、当該地域の現地の準備金要件及び自己資本要件並びにAIA及びAIAバミューダに適用される香港の準備金要件及び自己資本要件の対象になる。

これらの支店について、セクション4及び付属書類Aに表示されているAIAグループの連結エンベディッド・バリュース算定結果は、香港の準備金要件及び自己資本要件と支店レベルの準備金要件及び自己資本要件のうち、より厳格な方を反映して計算されている。これは、AIA及びAIAバミューダからAIAグループの株主に対する最終的な利益分配が、香港及び現地の双方の規制当局による準備金要件及び自己資本要件に基づき行われるためである。2010年5月末

現在、AIA及びAIAバミューダの双方にとって、より厳格な準備金の基準は、香港の規制基準である。その影響は、エンベディッド・バリュー及び新規契約高に対するグループレベルの調整として表示されている。各本ビジネス・ユニットのエンベディッド・バリュー及び新規契約高は、セクション3.6で論じられているように、現地の準備金要件及び自己資本要件のみを反映したものである。

3.5 将来法定損失の評価

一定の業種について、現地の規制上の準備金が将来保険契約者キャッシュ・フローの価値に十分見合ったものではないことから、予想将来法定利益がマイナスになっている。従来のエンベディッド・バリューの枠組内では、プラスとマイナスを組み合わせた異なる業種の法定利益の価値を算定するために適用可能な方法が多数存在している。

この評価の目的上、将来予想法定損失は、該当する本ビジネス・ユニットのリスク割引率で割り引くことにより評価されている。これは、各本ビジネス・ユニットについて選択されたリスク割引率の範囲における危険準備金が、将来法定損失を計上する業種の存在を考慮して設定されているためである。また、現時点においてAIA及びAIAバミューダにとってより不利な香港の規制当局の準備金規制が適用されている影響として、これらの本ビジネス・ユニットの将来予想法定損失額は少なめに見積もられている。セクション5に記載される中心的前提条件に基づき、AIA及びAIAバミューダの支店に対する香港の規制上の準備金要件及び自己資本要件を許容した、現行の有効契約及びAIAグループの必要資本の裏付けとなる資産からの予想年間分配可能利益は、当該契約の残存期間を通じて全体としてプラスになっている。

3.6 必要資本

各本ビジネス・ユニットは、保険負債を担保する資産に加えて、株主資本を保有しなければならない。その理由は様々であるが、規制上の自己資本要件を満たすこと等が挙げられる。

AIAグループの各本ビジネス・ユニットの必要資本の想定水準は下の表の通りである。さらに、AIAグループの連結エンベディッド・バリュー算定結果は、香港の準備金要件及び自己資本要件と支店レベルの準備金要件及び自己資本要件のうち、AIA及びAIAバミューダにとって、より厳格な方を反映するように計算されている。

表3.1

本ビジネス・ユニット別の必要資本

本ビジネス・ユニット	必要資本
AIAオーストラリア	規制上の自己資本基準の100%
AIA中国	必要最低ソルベンシー・マージンの100%
AIA香港	必要最低ソルベンシー・マージンの150%（1）
AIAインドネシア	規制上のリスク・ベース自己資本基準の120%（標準ベース）
AIA韓国	規制上のリスク・ベース自己資本基準の150%
AIAマレーシア	規制上のリスク・ベース自己資本基準の170%
AIAニュージーランド	現地規制要件の100%（2）
フィラムライフ	規制上のリスク・ベース自己資本基準の100%
AIAシンガポール - ブルネイ事業	現地規制要件の100%
AIAシンガポール - シンガポール事業	規制上のリスク・ベース自己資本基準の200%
AIA台湾	規制上のリスク・ベース自己資本基準の200%
AIAタイ	必要最低ソルベンシー・マージンの150%
AIAベトナム	必要最低ソルベンシー・マージンの100%

（注1）AIA香港の必要資本の想定水準は、AIAグループの連結エンベディッド・バリュー算定結果の計算において、AIA及びAIAバミューダの支店についても使用されている。

（注2）現地規制当局の基準は、ニュージーランド保険数理士協会職務基準により定義づけられ

た基準とみなされている。

4. 算定結果

4.1 エンベディッド・バリュー

本項では、貴社により計算されたエンベディッド・バリューの概要を示す。
2010年5月31日現在のグループ・エンベディッド・バリューの詳細は下の表の通りである。エンベディッド・バリューの数値は、「低」、「中」、「高」の3種類のリスク割引率のシナリオに分けて提示されている。各本ビジネス・ユニットのリスク割引率は本報告書の表5.3に示されている。

表4.1

2010年5月31日現在のAIAグループのエンベディッド・バリュー

（単位：百万米ドル）

エンベディッド・バリューの構成要素	リスク割引率		
	低	中	高
グループ修正純資産（現地法ベース）	13,598	13,598	13,598
香港の準備金要件を反映した修正純資産調整額（注1）	(5,542)	(5,542)	(5,542)
グループ修正純資産（香港の準備金要件反映後）	8,056	8,056	8,056
有効契約高（税引後、必要資本維持費用控除前、現地法ベース）	14,578	12,124	10,402
控除：必要資本維持費用（現地法ベース）	(861)	(1,289)	(1,579)
有効契約高（グループ事務費控除前、現地法ベース）	13,716	10,835	8,823
香港の準備金要件及び自己資本要件を反映した有効契約高の調整（注1）	4,162	3,631	3,207
税引後グループ事務費	(631)	(544)	(479)
有効契約高（香港の準備金要件及び自己資本要件並びにグループ事務費反映後）	17,247	13,922	11,551
グループ・エンベディッド・バリュー	25,303	21,978	19,606

注記：数値は四捨五入により単純合計にならない場合がある。

（注1）本報告書のセクション3.4に記載されるAIA及びAIAバミューダの支店に係るグループ・エンベディッド・バリュー調整額

本報告書の付属書類Aにおける表A.1、A.2、A.3では、3種類のリスク割引率シナリオに基づくAIAグループのエンベディッド・バリュー算定結果について、さらに詳細に表示している。その結果は、規模上位の6つの本ビジネス・ユニットについては個別に表示されており、我々の評価対象に含まれるその他の本ビジネス・ユニットについては「その他の市場」のカテゴリーにまとめて表示されている。

下の表は2010年5月31日現在におけるIFRSに基づく資本から派生する修正純資産を示したものである。

表4.2

2010年5月31日現在のAIAグループの修正純資産

（単位：百万米ドル）

AIAグループの株主に帰属するIFRSに基づく資本		16,547
IFRSに基づく繰延獲得費用資産の消去	(11,227)	
IFRSと現地法ベースの保険契約負債の差異（エンベディッド・バリュー算定結果に含まれる事業体に関するもの）	6,889	(4,338)
不動産及びモーゲージ・ローン投資に係る時価評価調整額（有配当型ファンドに帰属する金額を除く。）		1,162
無形資産の消去		(243)
上記変更における税効果の認識		529
上記調整額における非支配持分の効果の認識		(61)
グループ修正純資産（現地法ベース）		13,598
香港の準備金要件を反映した調整額（税引後）		(5,542)
グループ修正純資産（香港の準備金要件反映後）		8,056

注記：数値は四捨五入により単純合計にならない場合がある。

下の表は、AIAグループに係る現地及び香港の法定修正純資産の内訳を、必要資本（本報告書のセクション3.6の定義による。）と処分可能剰余金（修正純資産の必要資本超過額）に分けて示したものである。

表4.3

2010年5月31日現在のAIAグループの処分可能剰余金及び必要資本（単位：百万米ドル）

	現地法ベース	AIA及びAIA バミューダの 支店に係る 香港ベース
処分可能剰余金	10,653	4,070
必要資本	2,944	3,986
修正純資産	13,598	8,056

表4.4は、AIAグループの既存事業の法定準備金及び必要資本の裏付けとなる資産からの税引後分配可能利益が、将来の年度にわたってどのように生じると予測されるかを示したものである。予想価額は、本報告書セクション5に記載される中心的前提条件に基づいており、AIA及びAIAバミューダの支店に関する香港の準備金要件及び自己資本要件を反映している。分配可能利益の内容は、割引前及び割引後で表示され、割引価値は本ビジネス・ユニット別に中心的リスク割引率で計算されている。税引後分配可能利益の割引価値である17,909百万米ドルは、表4.1に示したグループ・エンベディッド・バリュー（中心的リスク割引率による）である21,978百万米ドルから、表4.3に示した処分可能剰余金である4,070百万米ドルを差し引いた値に等しい。

表4.4

AIAグループの予想税引後分配可能利益の内容（単位：百万米ドル）

事業年度	割引前	割引後
2010年～2015年	10,892	8,784
2016年～2020年	7,953	3,904
2021年～2025年	7,218	2,344
2026年～2030年	5,783	1,233
2030年～	23,427	1,643
合計	55,273	17,909

注記：数値は四捨五入により単純合計にならない場合がある。

4.2 新規契約高

本項では、貴社により計算された新規契約高の概要を示す。

2009年6月1日から2010年5月31日までの期間におけるAIAグループの新規契約高の概要は下の表の通りである。新規契約高の数値は、「低」、「中」、「高」の3種類のリスク割引率のシナリオに分けて提示されている。各本ビジネス・ユニットのリスク割引率は本報告書の表5.3に示されており、有効契約高について使用されている割引率と同一のものである。

かかる表は、AIAグループの新規契約利益率についても表示している。新規契約利益率とは、必要資本の費用を控除した販売時における予測税引後法定利益の現在価値（すなわち、新規契約高、企業年金契約を除く。）の年換算新規契約保険料に対する比率を％で表示したものである。企業年金契約に係る新規契約高が利益率の計算から除外されているが、これは年換算新規保険料の定義に合致させるためである。

表4.5

2009年6月1日から2010年5月31日までの期間におけるAIAグループの新規契約高

（単位：百万米ドル）

新規契約高の構成要素	リスク割引率		
	低	中	高
新規契約高（税引後、必要資本維持費用控除前、現地法ベース）	1,007	809	661
控除：必要資本維持費用（現地法ベース）	(68)	(100)	(119)
新規契約高（グループ事務費控除前、現地法ベース）	939	709	542
香港の準備金要件及び自己資本要件を反映した新規契約高調整額（注1）	(26)	(49)	(70)
新規契約高（香港の準備金要件及び自己資本要件反映後）	913	660	472
税引後グループ事務費	(49)	(43)	(40)
新規契約高（香港の準備金要件及び自己資本要件反映後並びにグループ事務費控除後）	865	617	432
企業年金契約を除く新規契約高	854	608	426
年換算新規契約保険料（注2）	1,992	1,992	1,992
新規契約利益率	43%	31%	21%

注記：数値は四捨五入により単純合計にならない場合がある。

（注1）本報告書のセクション3.4に記載されるAIA及びAIAバミューダの支店に係る新規契約高調整額

（注2）年換算新規契約保険料とは、年換算定期払い保険料に新規契約に係る一時払い保険料の10%を加算したものを指す。年換算新規契約保険料では、AIAグループの企業年金契約の新規契約が除外されている。

本報告書の付属書類Aの表A.4、A.5、A.6では、3種類のリスク割引率シナリオに基づく本ビジネス・ユニット別の新規契約高が詳細に示されている。その結果は、規模で上位の6つの本ビジネス・ユニットについては個別に表示されており、我々の評価対象に含まれるその他の本ビジネス・ユニットについては「その他の市場」の категорияにまとめて表示されている。

付属書類Aの表A.7は、2010年5月31日までの12ヶ月間におけるAIAグループの四半期ごとの新規契約高の内訳を示したものである。表A.8は、各四半期におけるAIAグループの新規契約利益率を示したものである。比較対照のため、表A.7及び表A.8には、2008年12月1日から2009年2月28日及び2009年3月1日から2009年5月31日の3ヶ月間に係る四半期新規契約高及び新規契約利益率も示されている。

表A.9は、2008年12月1日から2009年5月31日、2009年6月1日から2009年11月30日及び2009年12月1日から2010年5月31日の各6ヶ月間における新規契約利益率を示したものである。新規契約利益率は、規模上位の6つの本ビジネス・ユニットについては個別に表示されており、我々の評価対象に含まれるその他の本ビジネス・ユニットについては「その他の市場」の categoriaにまとめて表示されている。

表A.10は、2010年6月1日から2010年8月31日までの期間における本ビジネス・ユニットの新規契約高及び新規契約利益率を示したものである。その結果は、規模で上位の6つの本ビジネス・ユニットについては個別に表示されており、我々の評価対象に含まれるその他の本ビジネス・ユニットについては「その他の市場」の categoriaにまとめて表示されている。

4.3 変動の分析

表4.6は、貴社により中心的リスク割引率で計算された2009年11月30日から2010年5月31日までの期間におけるエンベディッド・バリューの変動の分析を示したものである。

表4.6

2009年11月30日から2010年5月31日までの期間におけるAIAグループのエンベディッド・バリューの変動の分析

（単位：百万米ドル）

	修正純資産	有効契約高	エンベディッド・バリュー
期首エンベディッド・バリュー	7,765	13,201	20,965
新規契約価額	(300)	603	303
エンベディッド・バリューに係る期待収益	1,246	(311)	935
営業実績の変動	(80)	31	(49)
営業上の前提条件の変更	(82)	102	20
エンベディッド・バリュー営業利益	784	426	1,209
投資収益の変動	(417)	287	(130)
経済上の前提条件の変更の影響	—	(29)	(29)
その他の営業外の変動	(160)	68	(92)
エンベディッド・バリュー総利益	206	751	958
資本 / 配当の変動	—	—	—
為替レートの変動の影響	85	(29)	55
期末エンベディッド・バリュー	8,056	13,922	21,978

注記：数値は四捨五入により単純合計にならない場合がある。

表4.6に表示されている新規契約価額は、2009年12月1日から2010年5月31日の6ヶ月間に引き受けられた販売時点の新規契約高である。この項目には単位費用の仮定に対する実際の獲得費用の超過額は含まれておらず、当該超過額は営業実績の変動の項目に反映されている。

エンベディッド・バリューに係る期待収益は、最良推定前提条件を使用して期首のエンベディッド・バリュー及び販売時点から2010年5月31日までの新規契約高を予測することから得られた、エンベディッド・バリューの予想変動額を示している。

営業実績の変動は、当該期間中の実際の費用と営業上の前提条件に基づく見積費用との間の差異から生じる修正純資産に係る影響及び有効契約高を反映している。主要な営業上の変動要因（税引後）は、以下の通りである。

- ・ 当該期間中の単位費用の仮定に対する実際の獲得費用の超過額を含む、費用の変動額（69）百万米ドル
- ・ 死亡及び疾病の請求の変動額 58百万米ドル
- ・ 継続率の変動額（26）百万米ドル
- ・ その他の変動額（12）百万米ドル

営業上の前提条件の変更は、当該期間の期首と期末の間における将来の予測営業実績に関する前提条件の変更を反映している。この項目には、AIAグループの規制上の準備金基準において使用されている営業上の前提条件の変更によるエンベディッド・バリューへの影響が含まれている。

エンベディッド・バリュー営業利益は、新規契約高、エンベディッド・バリューに係る期待収益、営業実績の変動及び営業上の前提条件の変更の合計である。

投資収益の変動は、当該期間における実際の投資収益と見積投資収益の間における差異の影響から生じるものである。この項目には、AIAグループの規制上の準備金基準において使用される経済上の前提条件の変更によるエンベディッド・バリューへの影響が含まれている。投資収益の変動に最大の影響を与えている要因は、タイ及び中国における実際の国債利回りが貴社の前提条件を下回っていることに関連するものである。その結果、AIAの当該支店に係る

香港の規制上の準備金要件及び資本金要件が引き上げられており、これに伴いエンベディッド・バリューが減少している。

その他の営業外の変動は、以下の事項を反映している。

- ・エンベディッド・バリューについて48百万米ドルの増加をもたらした当該期間中の税制等の法律の改正。
- ・エンベディッド・バリューを(60)百万米ドル変動させた、有効契約高に関して支払われる予想送金税の現在価値を控除するための送金税引当金の変動。
- ・エンベディッド・バリューを(41)百万米ドル変動させた、香港の規制に基づく一定の保険契約者オプション及び保証に対する法定準備金の計算方法の変更。
- ・エンベディッド・バリューを(40)百万米ドル変動させた、2009年11月30日から2010年5月31日までの期間中に行ったその他のモデリングの拡張。

エンベディッド・バリュー利益は、エンベディッド・バリュー営業利益、投資収益の変動、経済上の前提条件の変更の影響、及びその他の営業外の変動の合計である。

為替レートの変動の影響は、当該期間中における為替レートの変動に係る利益及び損失を反映したものである。

5. 前提条件

5.1 はじめに

本セクションは、2010年5月31日現在のエンベディッド・バリュー及び2010年5月31日までの12ヶ月間における新規契約高を決定するために貴社により使用された前提条件を要約し、2009年11月30日現在のエンベディッド・バリューと2010年5月31日現在のエンベディッド・バリューとの前提条件の相違点を明記している。本セクションは、また、2008年12月1日から2009年5月31日までの6ヶ月間及び2010年6月1日から2010年8月31日までの3ヶ月間における新規契約高を決定するために使用された前提条件の基礎的情報についても要約している。

5.2 投資収益

AIAグループは、過去の収益、入手可能な国債利回りからの長期フォワード・レートの推定値、及び現行の債券利回りを勘案して、確定利付資産の長期将来収益の前提条件を設定している。確定利付資産の収益の算定において、貴社は、デフォルト・リスクに係る引当金を計上しており、その引当額は原資産の信用格付により異なっている。

これらの投資収益の前提条件に対する長期的な見通しは、既存の確定利付資産における現行の市場利回りと異なっており、価額に大きな影響が生じると思われることから、現行の市場利回りに係る一定の引当金を計上するように調整が施されていた。これらの事例では、有効契約高の計算において、収益は既存の確定利付資産の推定平均期間にわたって、現行の市場利回りから長期収益に向かって直線的な傾斜をなしていると仮定されている。

さらに、AIAタイについては、2010年5月31日現在の市場利回りが長期的な前提条件を大幅に下回っていることから、保険契約負債の裏付けとなる資産の評価に一致させるため、既存の確定利付資産の投資収益が全期間にわたって当該資産に係る現行の市場利回りと一貫性を保つように投資収益の前提条件に対する追加的な調整が施されている。

AIAグループは、最大株式リスク・プレミアムを600ベシス・ポイントとして地域ごとに異なる株式リスク・プレミアムの内部評価を考慮し、10年物国債の収益を参考として株式収益の前提条件を設定している。

各本ビジネス・ユニットについて、非関連ポートフォリオは多数の個別の商品グループに分類されており、これらの各商品グループに係る収益は、現在及び将来の目標資産構成と主要投資クラスに係る関連投資収益を勘案して導き出されている。

持分関連事業については、評価日時点における実際のファンド構成と主要資産クラスに係る期待長期収益に基づきファンド成長率の前提条件が決定されている。

表5.1は、2010年5月31日現在の各本ビジネス・ユニットの主要資産クラスに係る長期投資収益の前提条件の概要を示したものである。収益額は税金及び投資費用込みで表示されている。表示されている確定利付投資収益の前提条件は、全ての確定利付資産に係る前提条件を、資産構成の前提条件に基づき加重平均したものである。確定利付資産の大部分は国債及び社債である。

表5.1

2010年5月31日現在の本ビジネス・ユニット別の長期投資収益の前提条件（単位：％）

本ビジネス・ユニット	10年物国債	確定利付	現地株式
AIAオーストラリア	5.75	5.97	8.15
AIA中国	3.74	4.15	9.74
AIA香港（注1）	3.83	5.48	8.48
AIAインドネシア（ルピア建て契約）	8.94	9.37	12.86
AIA韓国	5.16	5.29	8.58
AIAマレーシア	4.46	4.68	8.34
AIAニュージーランド	6.30	6.16（注2）	該当なし（注3）
フィラムライフ（ペソ建て契約）	7.47	7.88	11.16
AIAシンガポール - ブルネイ事業	2.93	4.24	8.00
AIAシンガポール - シンガポール事業	2.93	3.67	8.00
AIA台湾	1.73	2.81	6.87
AIAタイ	4.16	4.86	10.16
AIAベトナム	9.25	9.22（注2）	該当なし（注3）

（注1）AIA香港の資産及び負債の大部分は米ドル建てである。10年物国債の前提条件は米ドル建て債に関するものである。

（注2）これらの本ビジネス・ユニットでは、確定利付資産の収益が10年物国債の前提条件を下回っているが、これはデュレーションの短い確定利付資産クラスに関する投資収益の前提条件が低く設定されているためである。

（注3）これらの本ビジネス・ユニットの資産配分の前提条件に株式は含まれない。

本ビジネス・ユニットの大部分について、表5.1に示されている長期投資収益の前提条件は、2009年11月30日現在のエンベディッド・バリュを算定するために用いられた。表5.2は、2009年11月30日時点における主要な資産クラスに関する長期投資収益の前提条件が2010年5月31日現在の前提条件と異なる本ビジネス・ユニットについて、2009年11月30日現在の本ビジネス・ユニット前提条件を示したものである。

表5.2

2009年11月30日現在における本ビジネス・ユニット別の長期投資収益の前提条件（単位：％）

本ビジネス・ユニット	10年物国債	確定利付	現地株式
AIAインドネシア（ルピア建て契約）	11.00	11.30	13.48
AIA韓国	5.16	5.29	9.08
AIA台湾	1.73	2.62	6.87

2009年5月31日に終了した6ヶ月間及び2009年11月30日に終了した6ヶ月間における新規契約高は2009年11月30日現在の投資収益の前提条件を使用して決定されている。2010年5月31日に終了した6ヶ月間及び2010年8月31日に終了した3ヶ月間における新規契約高は2010年5月31日現在の投資収益の前提条件を使用して決定されている。

5.3 リスク割引率

各本ビジネス・ユニットのリスク割引率は、貨幣の時間的価値を反映する適切な無リスク金利と、当該事業のリスク特性を考慮したリスク・マージンの合計と考えることができる。

通常、AIAグループは、AIAグループ内の各本ビジネス・ユニットの見積株主資本コストに等しくなるように中リスク割引率を設定している。株主資本コストは、見積長期無リスク金利、株式リスク・プレミアム及び市場リスク・ファクターを使用して導き出される。一部の事例では、地域又は本ビジネス・ユニットに固有の要因を反映して貴社による調整が施されている。

センシティブティはリスク割引率の水準に示されている。高リスク割引率と低リスク割引率は、それぞれ、中リスク割引率を挟んで上下に2パーセント・ポイントずつの間隔で設定されている。リスク割引率を変更して価値計算を行う場合、投資収益に関する前提条件を含む、その他のあらゆる前提条件は変更せずに維持される。未配分のグループ事務費の現在価値は、AIA香港のリスク割引率を使用して計算されている。

AIAグループが各本ビジネス・ユニットについて設定したリスク割引率は下の表の通りである。本報告書において示されたすべての算定結果について、貴社は同一のリスク割引率を使用している。

表5.3

本ビジネス・ユニット別のリスク割引率

本ビジネス・ユニット	低	中	高
AIAオーストラリア	6.75%	8.75%	10.75%
AIA中国	8.00%	10.00%	12.00%
AIA香港	6.00%	8.00%	10.00%
AIAインドネシア（米ドル建て契約）	10.50%	12.50%	14.50%
AIAインドネシア（ルピア建て契約）	15.00%	17.00%	19.00%
AIA韓国	9.00%	11.00%	13.00%
AIAマレーシア	7.00%	9.00%	11.00%
AIAニュージーランド	7.00%	9.00%	11.00%
フィラムライフ	12.00%	14.00%	16.00%
AIAシンガポール	5.75%	7.75%	9.75%
AIA台湾	6.00%	8.00%	10.00%
AIAタイ	8.00%	10.00%	12.00%
AIAベトナム	14.00%	16.00%	18.00%

AIA及びAIAバミュダの支店について、香港の準備金要件及び自己資本要件を反映したAIAグループの連結エンベディッド・バリュー算定結果は、表5.3に表示されたリスク割引率を使用して計算されている。

5.4 継続率

継続率は、保険契約の失効（解約を含む。）、保険料継続率、保険料支払休止、部分的解除、及び年金商品における退職率の設定に必要とされる前提条件（該当する場合）をカバーしている。

前提条件は、各本ビジネス・ユニットが、最近の実績、並びに現在の実績及び将来の予測統計データに関する最良の期待値に基づき設定されている。継続率の前提条件は、保険契約年度と商品タイプごとに、定期払い商品と一時払い商品では異なる率で設定されている。

特定商品の実績が、有意の分析を実行するために十分な信頼性を備えていない場合、将来の継続率に関する統計データの前提条件の基礎として、類似商品の実績を使用している。

解約の場合、現在の解約価格が将来も引き続き適用されることを前提として評価されている。

5.5 費用

確立した本ビジネス・ユニットについては、直近の費用分析に基づいて前提となる費用が設定されている。費用分析の目的は、最初に獲得及び維持業務の間で費用総額を割り当て、続いてそれらの獲得及び維持費用を様々な商品カテゴリーに割り当てて前提単位費用を導き出すことである。

一定の業務に関連する費用が単発的なものであることが確認されている場合、当該費用は費用分析から除外されている。

前提となる費用は、獲得及び維持業務について、商品タイプごとに分割して算定され、保険料に対する割合として表示される単位費用、保険金額、及び保険契約1件当たりの金額が算定される。妥当な場合、前提となる費用は販売チャネルごとに計算される。

前提となる費用は、保険契約及び請求の処理効率の向上を目的とした戦略的イニシアチブの結果として予想される将来費用の節減を考慮したものではない。

手数料率及びその他の販売に関連する支払額に係る前提条件は、実績に一致するように設定されている。

維持費用

依然として構築段階にあるAIA中国及びAIAベトナムについて、長期的な前提単位費用に基づいている。そのため、これらの本ビジネス・ユニットにおいて、見積将来維持費用は、（長期的な期待単位費用に基づく）予想将来費用引当額を超過している。貴社は、2010年5月31日現在の有効契約高（税引後）において期待将来維持費用超過額の正味現在価値を控除している。維持費用超過額は、期待将来新規契約高を考慮して各年に発生する将来維持費用引当金を予測し、その額を見積将来維持費用と比較することにより計算されている。

維持費用超過額が存在する本ビジネス・ユニットにおける、見積将来維持費用超過額（税引前）は下の表の通りである。

表5.4

AIAグループにおける長期的な前提予想維持費用に対する超過額（会計年度別）

（単位：百万米ドル）

本ビジネス・ユニット	2010年 下半期	2011年	2012年	2013年	2014年
AIA中国	12	9	-	-	-
AIAベトナム	2	4	3	3	1

獲得費用

構築段階にある本ビジネス・ユニット、又は評価期間中の新規契約高が過年度を下回っていた本ビジネス・ユニットについて、新規契約高は、評価期間における実際の獲得費用ではなく、期待将来獲得費用の前提条件を使用して算定されている。構築段階にある本ビジネス・ユニットの場合、獲得費用の前提条件は期待長期水準に等しい金額に設定されている。新規契約高が過年度を大幅に下回っている本ビジネス・ユニットの場合、期待獲得費用の前提条件は、2009年より前の期間における実際の獲得費用（手数料を含む。）と新規契約高を使用して導き出されている。実際の獲得費用が単位費用の前提条件を超過する金額は、本報告書において表示されている新規契約高の数値から控除されていない。単位費用前提条件に対する獲得費用の超過予測額はグループ・エンベディッド・バリュー又は新規契約高に含まれていないが、その一方で、単位費用前提条件に対する実際の獲得費用の過去の超過額から、資産の額が減額されており、その結果グループ・エンベディッド・バリューの修正純資産相当額が減額されている。

2010年5月31日に終了する12ヶ月間に係る、AIAグループの新規契約高に反映されている獲得費用に対する実際の獲得費用超過額（税引前）は下の表の通りである。

表5.5

新規契約高に反映されている獲得費用に対する獲得費用超過額

（単位：百万米ドル）

本ビジネス・ユニット
構築段階にある本ビジネス・ユニット
AIA中国

AIAベトナム	5
小計	38
その他の本ビジネス・ユニット	
AIA香港	34
AIA韓国	—
AIAマレーシア	—
AIAシンガポール（注1）	26
AIAタイ	—
その他の市場（AIAベトナムを除く。）	3
小計	63
合計	101

（注1）有配当型ファンドに帰属する6百万米ドルを含む。

グループ事務費

前提となるグループ事務費は、（経常外費用の控除後）2010年5月31日までの12ヶ月間における実際の獲得費用並びに2010年の実際及び見積の維持費用に基づき設定されている。グループ事務獲得費用は新規契約高から控除されている。予想将来グループ事務維持費用の現在価値は、グループ・エンベディッド・バリューに含まれている。新規契約高における前提となる維持費用についても、グループ事務費の配分を勘案して設定されている。

5.6 費用増加率

前提となる費用増加率は、長期消費者物価及び給与上昇率の期待値に基づいて設定されている。前提となる費用増加率は下の表の通りである。

表5.6

2010年5月31日現在における本ビジネス・ユニット別の前提となる費用増加率（単位：％）

本ビジネス・ユニット	費用増加率
AIAオーストラリア	3.25
AIAブルネイ	2.0
AIA中国	2.0
AIA香港	2.0
AIAインドネシア	6.0
AIA韓国	3.5
AIAマレーシア	3.0
AIAニュージーランド	2.0
フィラムライフ	4.5
AIAシンガポール	2.0
AIA台湾	1.0
AIAタイ	2.0
AIAベトナム	2010年度につき 6.0、その後5.0

未配分のグループ事務費は、本ビジネス・ユニットの費用増加率の加重平均により増加すると仮定されている。

5.7 死亡率

前提となる死亡率は、各本ビジネス・ユニットにより、最近の実績、並びに現在の実績及び将来の予測統計データの期待値に基づき設定されている。過去の実績が信頼性に乏しい場合、市場データにより補足された価格決定の前提条件（利用可能な場合）を参照している。

前提となる死亡率は、業界における標準的な死亡率表の死亡率として、あるいは過去の実績が十分な信頼性を持つ場合には、貴社の内部で作成された死亡率表の死亡率として表示されている。

長寿リスクの影響を受ける商品については、予想される死亡率の低下に対する引当金が計上されている。その他の場合には、死亡率の低下に関する引当金は計上されていない。

5.8 疾病率

前提となる疾病率は、各本ビジネス・ユニットにより、最近の実績、並びに現在の実績及び将来の予測統計データの期待値に基づき設定されている。疾病率の前提条件は、業界における標準的な疾病率表の疾病率、又は期待請求率として表示されている。

5.9 再保険

前提となる再保険は、各本ビジネス・ユニットにより、評価日現在における有効な再保険協定、並びに最近の実績及び将来の予測統計データに基づき設定されている。

5.10 保険契約者配当金、利益分配及び利息付与

各本ビジネス・ユニットにより設定され、本報告書に表示されるエンベディッド・バリュース算定結果の計算において使用されている予想保険契約者配当金、利益分配及び利息付与の前提条件は、契約要件及び規制上の要件、保険契約者の合理的な期待値（明確に定義されている場合）、並びにエンベディッド・バリュース算定結果に使用されている投資収益の前提条件に一致した将来の方針、戦略及び営業に関する各本ビジネス・ユニットの最良の推定を反映したものである。

有配当型ファンド剰余金は、将来の最終特別配当金を通じて、又は予定期間の終了時に保険契約者及び株主に対して分配されるものと仮定されているため、予測期間の終了時に残存資産は存在しない。

5.11 課税

本報告書に表示されている価値の基礎となる分配可能利益の予測値は、現行の税法及び法人税率に基づき、法人税引後の数値が設定されている。各年の予定納税額は、該当する場合には欠損金の繰越から生じる利益を勘案して設定されている。

各本ビジネス・ユニットにより使用されている地域の法人税率は下の表の通りである。

表5.7

本ビジネス・ユニット別の地域の法人税率（単位：％）

本ビジネス・ユニット	適用税率
AIAオーストラリア	30.0
AIA中国	25.0
AIA香港 - 香港事業	16.5
AIA香港 - マカオ事業	12.0
AIAインドネシア	28.0（2009年） 25.0（2010年以後）
AIA韓国	24.2（2012年3月31日まで） 22.0（上記以後）
AIAマレーシア	25.0
AIAニュージーランド	30.0（2010年末まで） 28.0（2011年以後）
フィラムライフ	30.0
AIAシンガポール - ブルネイ事業	23.5
AIAシンガポール - シンガポール事業	17.0
AIA台湾	25.0（2010年末まで） 17.0（2011年以後）
AIAタイ	30.0
AIAベトナム	25.0

評価において採用されている税金に関する前提条件は、上記の現地法人税率を反映している。該当する場合、投資収入に係る納税額は予想投資収益に反映されている。

中国では、2009年12月に財政部により保険契約に関する新会計基準が発表された。AIA中国について、2010年5月31日現在のエンベディッド・バリュース、2010年5月31日までの1年間における新規契約高及び2010年8月31日までの3ヶ月間における新規契約高に係る予想課税利益は、IFRSに基づく算定結果の税務上の取扱に一致した上記の新会計基準に基づいて計算されている。2009年11月30日現在のエンベディッド・バリュース及び2009年5月31日までの6ヶ月間に

おける新規契約高は、課税収益の設定に際して従前の基準で計算されている。現在のところ、中国の保険会社に対する将来の課税収益が従前の基準に基づくか又は新会計基準に基づくかは依然不確定である。エンベディッド・バリューに対するこの変動の影響は、セクション4.3に示されるエンベディッド・バリューの変動の分析のその他の営業外の変動に反映されている。

2010年5月31日現在のAIAグループのエンベディッド・バリューは、修正純資産及び有効契約高の分配に課される送金税の控除後に計算されている。

オーストラリア等、インピュテーション方式が採用されている領域では、本報告書に表示されている算定結果において、インピュテーション控除額は考慮されていない。

5.12 法定評価基準

将来の時点における規制負債の予測値は、評価日現在における保険契約者負債を評価するために使用された準備金の計上手法が持続することを前提としている。

5.13 プロダクト・チャージ

有効契約高及び新規契約高に反映されている管理手数料及びプロダクト・チャージは現在の水準を維持すると仮定されている。

5.14 外国為替

2009年11月30日及び2010年5月31日の時点におけるエンベディッド・バリューは、各評価日時点の為替レートを使用して米ドルに換算されている。本報告書に表示されている新規契約高成績は、各四半期について年換算新規契約保険料により加重された平均レートを使用して米ドルに換算されている。エンベディッド・バリューの動向分析において表示されているその他のエンベディッド・バリュー利益の構成要素は、当該期間の平均レートを使用して換算されている。

上記で使用された為替レートは、付属書類Bに表示されている。

6. センシティブティ・テスト

2010年5月31日現在の有効契約高及び2009年6月1日から2010年5月31日までの12ヶ月間における新規契約高は、セクション5に記載される中心的前提条件の一定の変更に対する当該算定結果のセンシティブティ（感応度）を示すため、貴社により再計算されている。

センシティブティ・テストの対象項目は、以下の通りである。

- ・投資収益を中心的前提条件より年率で0.5パーセント・ポイント高く設定した場合
- ・投資収益を中心的前提条件より年率で0.5パーセント・ポイント低く設定した場合
- ・失効率及び保険料支払中断率を比例的に10%引き上げた場合（すなわち、中心的前提条件の110%）
- ・失効率及び保険料支払中断率を比例的に10%引き下げた場合（すなわち、中心的前提条件の90%）
- ・死亡率／疾病率を比例的に10%引き上げた場合（すなわち、中心的前提条件の110%）
- ・死亡率／疾病率を比例的に10%引き下げた場合（すなわち、中心的前提条件の90%）
- ・維持費用を中心的ケースより10%低く設定した場合（すなわち、中心的前提条件の90%）

・費用増加率を0%に設定した場合

投資収益のセンシティブリティについて、有配当型保険契約に係る予想特別配当率は、センシティブリティ・テストにおける投資収益の前提条件に一致するように変更されているが、その他の全ての前提条件及び法定評価基準は変更されていない。残りの各センシティブリティ・テストについて、特別配当率が有配当型ファンドからの剰余金の固定比率を使用して決定される場合、予想特別配当率は、センシティブリティ・テストにおける前提条件に一致するように変更されているが、その他のあらゆる前提条件及び法定評価基準は変更されずに維持されている。

上記のセンシティブリティ・テストの結果は、有効契約については付属書類Aの表A.11、新規契約については付属書類Aの表A.12に表示されている。

選択されたセンシティブリティは生じ得る結果の範囲を示すものではなく、一定の代替的な前提条件が算定結果にどのような影響を及ぼすかを説明するためのものである。

7. タワーズワトソンの評価

本項では、貴社の価値の審査に際して我々が採用した基準及びアプローチについて記載している。

7.1 評価手法

エンベディッド・バリュウ及び新規契約高は、確定的な割引キャッシュ・フロー法を使用して貴社により作成されている。この手法はAIAグループが作成したエンベディッド・バリュウ方針及び枠組に一致している。危険引当金は、各本ビジネス・ユニットで異なるリスク調整後割引率の使用、及び必要資本維持費用に係る明示的な引当金を通じて計上されている。我々は、AIAグループのエンベディッド・バリュウ方針及び枠組に記載されている手法、及び各本ビジネス・ユニットによるAIAグループの手法の遵守状況について審査を行った。

AIAグループが選択したリスク割引率の審査において、我々が考慮した要因としては、事業のリスク特性、経済の現状、その他の採用されている評価の前提条件、必要資本の水準（AIA及びAIAバミューダの支店に関する香港の準備金要件及び自己資本要件を含む。）、最近の香港市場への上場に関する市場慣行、アジアに拠点を置く会社について実施されるエンベディッド・バリュウの公表及びその他の従来のエンベディッド・バリュウの評価、全体的なエンベディッド・バリュウ及び新規契約高（及びその他の公表されている算定結果との比較の方法）、並びに全体的なエンベディッド・バリュウ及び新規契約高における個別の本ビジネス・ユニットの算定結果の重要性が挙げられる。

生命保険会社の全体的な価値の評価に当たっては、将来の販売に帰属する価値を、1年間の新規契約高と、将来の販売成長率及び想定利益率による将来の販売の達成に関連するリスクに係る引当額を反映する乗数の積として算出する場合があることに注意すべきである。我々の業務の範囲には、生命保険会社の全体的な価値を評価するために、新規契約に係る乗数等、上記の問題に関する意見を提示することは含まれない。

7.2 評価の前提条件

2010年5月31日現在のエンベディッド・バリュウ及び2010年5月31日に先立つ12ヶ月間の新規契約高を算定するために使用された営業上の前提条件は、営業上の、過去及び現在の実績並びに将来の予測統計データを考慮して、該当する本ビジネス・ユニットにより選定されている。経済上の前提条件は、評価日現在における経済状態に関して設定されている。我々の審査には、AIAグループにより設定された前提条件設定ガイドラインの各本ビジネス・ユニットによる遵守状況の評価、選定された営業上の前提条件が基礎となる算定結果調査の結果及び将来の見通しを踏まえて妥当であるか否かの判断、並びにAIAグループの全体的なエンベディッド・バリュウ及び新規契約高における個別の本ビジネス・ユニットの算定結果の重要性の評価が含まれる。我々の作業範囲には、2008年12月1日から2009年5月31日までの6ヶ月間及び2010年6月1日から2010年8月31日までの3ヶ月間における新規契約高を決定するために使用された前提条件の審査が含まれていなかった。

本ビジネス・ユニットは、各領域内における「最も可能性が高い」将来の統計データに関する観点から財務予測を策定しているが、実際の将来の算定結果は予測と異なるものになると認識しておくべきである。そのため、我々は、本報告書の読者に対し、各前提条件の重要度の評価、及び代替的な前提条件を使用した結果として価値に生じる潜在的影響の評価のため、提示されたセンシティブリティ・テストの結果を検討することを推奨する。

7.3 算定結果の評価

我々は、エンベディッド・バリュース算定結果について、AIAグループが設定した手法及び前提条件に照らして審査を行った。我々の審査の目的は、エンベディッド・バリュース算定結果が、あらゆる重要な点において採用された手法及び前提条件に従って計算されているかどうかを確認することである。我々の審査には、AIAグループの評価モデルからアウトプットされた予想総収益勘定に対する一連の合理性検査、会計データに対する評価モデルの妥当性検査、及びモデルから得られた結果から最終結果を導き出すための統合作業に対する合理性検査を含んでいる。加えて、我々は、AIAグループの事業の重要な構成単位について、2010年5月31日現在のエンベディッド・バリュース、及び2009年6月1日から2010年5月31日までの12ヶ月間における新規契約高の計算に使用されたモデル及びプロセスの双方に対する検査を実行した。

8. 意見

AIAグループが2010年5月31日現在のエンベディッド・バリュース及び2009年6月1日から2010年5月31日までの12ヶ月間に係る新規契約高を算定するために使用した手法及び前提条件の我々による評価に基づき、タワーズワトソンは以下の通り結論付けている。

- ・ 本件で使用された手法は、確定的な予想税引後キャッシュ・フローの割引価値に基づく従来のエンベディッド・バリュースの計算に関して、香港市場への上場における最近の業界慣行に一致している。この手法では、本ビジネス・ユニットにより異なるリスク・マージンを組み込んだリスク割引率の使用を通じたAIAグループに対する全体的なリスク引当金と共に、必要資本維持費用に係る明示的な引当金を計上するものである。
- ・ 経済上の前提条件は内部的な一貫性を備えており、現在の経済状況に関して設定されている。
- ・ 営業上の前提条件は、各本ビジネス・ユニットにより遂行されている事業の性質を考慮して、過去、現在及び将来の実績と適切に関連付けられて設定されている。

セクション7.3に記載される我々による算定結果の審査に基づき、我々は、本報告書のセクション4及び付属書類Aに表示されているエンベディッド・バリュース算定結果があらゆる重要な点において、本報告書に記載される手法及び前提条件に基づいて作成されていると確信する。

本意見は、以下に記載される依拠及び制限事項に従う。

9. 依拠及び制限事項

我々は、貴社より又は貴社を代理して我々に提供された2010年8月31日までの各期間に関する監査済み及び未監査の情報並びに公共の範囲の情報源から取得した情報に依拠して作業を行った。

特に、我々は以下の情報に依拠した。

- ・ 発行され、且つ、継続されている保険証券の番号及び種類（保険証券の契約内容の詳細を含む。）、継続中の有効契約保険料の水準並びに新規契約の引受高に関する保険契約データ
- ・ AIAグループの2008年12月1日から2010年8月31日までの期間における新規契約データ及び年換算新規契約保険料
- ・ 保険料率、基本手数料率、歩合手当並びに代理店及びその他販売業者に対して支払われるその他の報酬

- ・商品要項の詳細（解約及び返戻金を含む。）
- ・再保険協定及び要項に関する情報
- ・貴社の現在及び過去の営業実績に関する統計データ及び実績調査
- ・2010年及び過年度中にAIAグループ及び各本ビジネス・ユニットが負担した費用に関する情報
- ・予測される将来の費用水準及び新規契約高に関する情報
- ・2008年、2009年、2010年に作成された各本ビジネス・ユニットの規制上の申告及び裏付けとなる評価に関する情報
- ・2009年11月30日及び2010年5月31日現在の資産価値（簿価及び市場価値の双方）
- ・現在及び将来の投資戦略に関する情報
- ・貴社が特別配当率及び付与加算利を決定する際の実務に関する情報
- ・2008年6月1日から2010年8月31日までの期間における外部経済及び為替レートに関する一定のデータ
- ・2009年11月30日及び2010年5月31日現在における各本ビジネス・ユニットの連結IFRS財務諸表及びセグメント情報
- ・2009年11月30日及び2010年5月31日現在の非支配持分及び当該持分に係る修正純資産に対する必要な調整に関する情報
- ・2009年11月30日及び2010年5月31日現在のAIAグループ、AIA、AIAバミューダ、並びにこれらの支店及び子会社の負債の法定価値
- ・資産の市場価値とIFRS連結財務諸表に表示されている価値との間の税引後差異及びその他修正純資産の算出時の税務上の調整に関する情報
- ・AIAグループ及びその本ビジネス・ユニットの課税基準並びに課税利益の算定を目的とした一定の投資収入の税務上の取扱に関する情報

我々は、我々に提供された一定の情報について、貴社の営業領域の合理性及び当該営業領域と我々の知識との整合性を評価した。但し、我々の作業範囲には、我々に提供された保険契約データ及びその他情報の正確性又は完全性に関する独立した検証又は監査が含まれていない点に注意すべきである。

我々の作業範囲には、AIAグループを構成する各企業の資産ポートフォリオの価値又は質に関する評価が含まれておらず、また、貸借対照表上の引当金が十分であるか否かの評価も含まれていない。

本報告書に表示されている算定結果は、保険契約者が、自己に発行された保険契約の条件に基づき通常の業務過程で行った請求のみを検討している。AIAグループを構成する様々な企業が行った又はかかる企業に対して行われたその他の請求結果の影響を判断しようとする試みは一切行われていない。本報告書に表示されている算定結果は、セクション3.6に記載された自己資本要件のみを検討している。

本報告書に表示されている算定結果は市場価値に関する意見の表明を意図したものではなく、そのように解釈されるべきではない。本報告書は、市場価値に影響を及ぼす可能性がある多数の要因の全てを網羅することを意図していない。

単独又は複数のセクションを切り離して評価する場合、適切な結論を導き出すための十分な情報が得られないおそれがあるため、本報告書全体を、香港目論見書の残りの部分とともに精査した後で、本報告書の内容について判断すべきである。

本報告書に表示されている算定結果は、将来に関する一連の前提条件に基づいている。事業環境及び経済情勢の変化並びに実際に経験する自然変動により、将来実際に表示される算定結果が本報告書に表示された算定結果と一致しなくなることを認識しておくべきである。表示されている算定結果は本報告書記載の評価日に提示されたものであり、したがって、タワーズワトソンは、評価日以降の将来の業績が今回の想定と一致することを保証しない。

10. 開示及び同意

タワーズワトソンは、AIAグループの株式の売出しに関する様々な保険数理上の事項について助言及び支援を提供することをAIAグループと事前に契約している。タワーズワトソンは、本報告書及びその名称が、これらを含んだ形式及び文脈で香港目論見書に含まれることに書面で同意しており、且つ、当該同意を撤回していない。タワーズワトソンは、香港目論見書の発行を承認又は指示しておらず、本報告書以外の香港目論見書の内容について責任を負うものではない。

敬具

タワーズワトソン・ペンシルバニア・インク

マーク・ソーンダース
マネージング・ディレクター
リスク・コンサルティング及びソフトウェア・プラクティス・
リーダー（アジア太平洋）

ジェームズ・クリードン
ディレクター

付属書類A - 算定結果

表A.1、A.2及びA.3は、低、中、高のリスク割引率シナリオに基づくAIAグループのエンベディッド・バリューの詳細を表示している。算定結果は、主要な本ビジネス・ユニットごとに個別に表示されており、小規模な本ビジネス・ユニットの算定結果については「その他の市場」のカテゴリーに総括されている。

下の表の数値は四捨五入により単純合計にならない場合がある点を指摘する。

表A.1

2010年5月31日現在のAIAグループの本ビジネス・ユニット別のエンベディッド・バリューの概要

（単位：百万米ドル）

低リスク割引率

本ビジネス・ユニット	修正純資産	有効契約高 （税引後及び 必要資本維持 費用控除前）	必要資本 維持費用	有効契約高 （税引後及び 必要資本維持 費用控除後）	エンベ ディッド・ バリュー
AIA香港	4,372	6,752	50	6,702	11,074
AIAタイ	3,462	1,795	159	1,636	5,098
AIAシンガポール	1,583	2,320	248	2,072	3,655
AIAマレーシア	489	625	81	544	1,033
AIA中国	364	1,218	65	1,153	1,517
AIA韓国	737	1,029	135	894	1,631
その他の市場	1,460	907	122	784	2,244
全社及びその他	1,130	(69)	—	(69)	1,061
小計	13,598	14,578	861	13,716	27,314
香港の準備金要件及び自己資本要件を反映した調整額	(5,542)	4,290	128	4,162	(1,380)
税引後グループ事務費	—	(631)	—	(631)	(631)
グループ・エンベディッド・バリュー	8,056	18,236	989	17,247	25,303

注記：数値は四捨五入により単純合計にならない場合がある。

表A.2

2010年5月31日現在のAIAグループの本ビジネス・ユニット別のエンベディッド・バリューの概要

（単位：百万米ドル）

中リスク割引率

本ビジネス・ユニット	修正純資産	有効契約高 （税引後及び 必要資本維持 費用控除前）	必要資本 維持費用	有効契約高 （税引後及び 必要資本維持 費用控除後）	エンベ ディッド・ バリュー
AIA香港	4,372	5,404	231	5,173	9,545
AIAタイ	3,462	1,554	198	1,357	4,819
AIAシンガポール	1,583	1,928	353	1,575	3,159
AIAマレーシア	489	530	115	416	905
AIA中国	364	1,038	73	965	1,328
AIA韓国	737	904	162	742	1,480
その他の市場	1,460	827	158	669	2,129
全社及びその他	1,130	(62)	—	(62)	1,069
小計	13,598	12,124	1,289	10,835	24,433
香港の準備金要件及び自己資本要件を反映した調整額	(5,542)	3,872	241	3,631	(1,911)
税引後グループ事務費	—	(544)	—	(544)	(544)
グループ・エンベディッド・バリュー	8,056	15,452	1,530	13,922	21,978

注記：数値は四捨五入により単純合計にならない場合がある。

表A.3

2010年5月31日現在のAIAグループの本ビジネス・ユニット別のエンベディッド・バリューの概要

（単位：百万米ドル）

高リスク割引率

本ビジネス・ユニット	修正純資産	有効契約高 (税引後及び 必要資本維持 費用控除前)	必要資本 維持費用	有効契約高 (税引後及び 必要資本維持 費用控除後)	エンベ ディッド・ バリュー
AIA香港	4,372	4,507	349	4,158	8,530
AIAタイ	3,462	1,370	225	1,145	4,607
AIAシンガポール	1,583	1,652	423	1,229	2,813
AIAマレーシア	489	460	139	321	810
AIA中国	364	902	77	825	1,188
AIA韓国	737	805	180	625	1,362
その他の市場	1,460	761	186	575	2,035
全社及びその他	1,130	(55)	—	(55)	1,075
小計	13,598	10,402	1,579	8,823	22,421
香港の準備金要件及び自己資本要件を反映した調整額	(5,542)	3,538	332	3,207	(2,335)
税引後グループ事務費	—	(479)	—	(479)	(479)
グループ・エンベディッド・バリュー	8,056	13,461	1,910	11,551	19,606

注記：数値は四捨五入により単純合計にならない場合がある。

表A.4、A.5及びA.6は、低、中、高のリスク割引率シナリオに基づく本ビジネス・ユニット別の新規契約高の詳細を示したものである。算定結果は、主要な本ビジネス・ユニットごとに個別に表示されており、小規模な本ビジネス・ユニットについては「その他の市場」のカテゴリーに総括されている。

表A.4

2009年6月1日から2010年5月31日までの期間における本ビジネス・ユニット別の新規契約高の概要

（単位：百万米ドル）

低リスク割引率

本ビジネス・ユニット	新規契約高 (必要資本 維持費用 控除前)	必要資本 維持費用	新規契約高 (必要資本 維持費用 控除後)	企業年金 を除く新 規契約高	年換算 新規契約 保険料 (注1)	新規契約 利益率 (注2)
AIA香港	272	4	268	258	423	61%
AIAタイ	196	12	184	184	397	46%
AIAシンガポール	150	12	138	138	184	75%
AIAマレーシア	50	6	44	44	114	39%
AIA中国	98	14	84	84	200	42%
AIA韓国	115	9	106	106	340	31%

その他の市場	126	11	115	115	334	34%
合計(グループ事務費控除前、現地の法定基準)	1,007	68	939	928	1,992	47%
香港の準備要件金及び自己資本要件を反映した調整額	(16)	9	(26)	(25)		
合計(香港の準備要件金及び自己資本要件反映後)	990	77	913	903	1,992	45%
税引後グループ事務費	(49)	-	(49)	(49)		
合計	942	77	865	854	1,992	43%

注記：数値は四捨五入により単純合計にならない場合がある。

(注1) 年換算新規契約保険料は、AIAグループの企業年金契約から新規契約を除外している。

(注2) 新規契約利益率とは、企業年金契約を除く新規契約高の年換算新規契約保険料に対する比率を%で表示したものである。企業年金契約に係る新規契約高は、年換算新規契約保険料の定義と一致させるため利益率の計算から除外されている。

表A.5

2009年6月1日から2010年5月31日までの期間における本ビジネス・ユニット別の新規契約高の概要

(単位：百万米ドル)

中リスク割引率

本ビジネス・ユニット	新規契約高 (必要資本 維持費用 控除前)	必要資本 維持費用	新規契約高 (必要資本 維持費用 控除後)	企業年金 を除く新 規契約高	年換算 新規契約 保険料 (注1)	新規契約 利益率 (注2)
AIA香港	228	18	210	202	423	48%
AIAタイ	149	13	135	135	397	34%
AIAシンガポール	117	17	100	100	184	54%
AIAマレーシア	42	8	34	34	114	29%
AIA中国	75	16	59	59	200	30%
AIA韓国	93	11	82	82	340	24%
その他の市場	105	16	89	89	334	27%
合計(グループ事務費控除前、現地の法定基準)	809	100	709	701	1,992	35%
香港の準備要件金及び自己資本要件を反映した調整額	(28)	21	(49)	(49)		
合計(香港の準備要件金及び自己資本要件反映後)	781	121	660	652	1,992	33%
税引後グループ事務費	(43)	-	(43)	(43)		
合計	738	121	617	608	1,992	31%

注記：数値は四捨五入により単純合計にならない場合がある。

(注1) 年換算新規契約保険料は、AIAグループの企業年金契約から新規契約を除外している。

(注2) 新規契約利益率とは、企業年金契約を除く新規契約高の年換算新規契約保険料に対する比率を%で表示したものである。企業年金契約に係る新規契約高は、年換算新規契約保険料の定義と合致させるため利益率の計算から除外されている。

表A.6

2009年6月1日から2010年5月31日までの期間における本ビジネス・ユニット別の新規契約高の概要

(単位：百万米ドル)

高リスク割引率

本ビジネス・ユニット	新規契約高 (必要資本 維持費用 控除前)	必要資本 維持費用	新規契約高 (必要資本 維持費用 控除後)	企業年金 を除く新 規契約高	年換算 新規契約 保険料 (注1)	新規契約 利益率 (注2)
AIA香港	194	26	168	161	423	38%
AIAタイ	113	14	99	99	397	25%
AIAシンガポール	94	20	74	74	184	40%
AIAマレーシア	36	10	26	26	114	23%
AIA中国	59	17	41	41	200	21%
AIA韓国	76	12	64	64	340	19%
その他の市場	89	20	69	69	334	21%
合計（グループ事務費控除 前、現地の法定基準）	661	119	542	535	1,992	27%
香港の準備金要件及び自己資本要件を反映した調整額	(38)	31	(70)	(70)		
合計（香港の準備金要件及び自己資本要件反映後）	623	151	472	465	1,992	23%
税引後グループ事務費	(40)	-	(40)	(40)		
合計	583	151	432	426	1,992	21%

注記：数値は四捨五入により単純合計にならない場合がある。

（注1）年換算新規契約保険料は、AIAグループの企業年金契約から新規契約を除外している。

（注2）新規契約利益率とは、企業年金契約を除く新規契約高の年換算新規契約保険料に対する比率を%で表示したものである。企業年金契約に係る新規契約高は、年換算新規契約保険料の定義と一致させるため利益率の計算から除外されている。

表A.7は、2010年5月31日に終了した事業年度におけるAIAグループの四半期ごとの新規契約高の内訳を示したものである。同表は、2009年11月30日に終了した事業年度の第1及び第2四半期の新規契約高相当額もまた表示している。2009年5月31日に終了した6ヶ月間における新規契約高は、2009年11月30日までの過去の営業実績に関する利用可能な分析に基づいた貴社の将来の営業実績に関する最適予測額を使用して算出されている。

表A.7

AIAグループの四半期別の新規契約高の概要

（単位：百万米ドル）

四半期	リスク割引率による新規契約高 (必要資本維持費用控除後)		
	低	中	高
2009年8月31日に終了した3ヶ月間	209	144	95
2009年11月30日に終了した3ヶ月間	241	170	118
2010年2月28日に終了した3ヶ月間	204	151	111
2010年5月31日に終了した3ヶ月間	211	152	109
前年度の価額			
2009年2月28日に終了した3ヶ月間	141	95	63
2009年5月31日に終了した3ヶ月間	194	136	95

表A.8は、AIAグループの四半期ごとの年換算新規契約保険料及び新規契約利益率を示したものである。新規契約利益率とは、企業年金契約を除く新規契約高の年換算新規契約保険料に対する比率を%で表示したものである。

表A.8

AIAグループの四半期別の年換算新規契約保険料及び新規契約利益率の概要（単位：百万米ドル）

四半期	リスク割引率による新規契約利益率			
	年換算新規 契約保険料 (注1)	低	中	高
2009年8月31日に終了した3ヶ月間	552	37%	26%	17%
2009年11月30日に終了した3ヶ月間	553	43%	30%	21%
2010年2月28日に終了した3ヶ月間	437	46%	34%	25%
2010年5月31日に終了した3ヶ月間	450	46%	34%	24%
前年度の価額				
2009年2月28日に終了した3ヶ月間	355	38%	25%	16%
2009年5月31日に終了した3ヶ月間	418	45%	31%	22%

（注1）企業年金契約を除く。

表A.9は、2009年5月31日、2009年11月30日及び2010年5月31日に終了した6ヶ月間におけるAIAグループの中リスク割引率シナリオに基づく新規契約利益率を示したものである。

主要な各本ビジネス・ユニットの算定結果は個別に表示されており、より小規模な本ビジネス・ユニットの算定結果は「その他の市場」のカテゴリーに総括されている。各本ビジネス・ユニットについて表示されている数値は現地の法定基準に基づいており、AIAグループの数値には、香港の法定準備金要件及び自己資本要件による影響とグループ事務費が含まれている。

表A.9

6ヶ月間ごとの本ビジネス・ユニット別の新規契約利益率の概要

中リスク割引率	2009年5 月31日に 終了した 6ヶ月間	2009年11 月30日に 終了した 6ヶ月間	2010年5 月31日に 終了した 6ヶ月間
AIA香港	62%	43%	55%
AIAタイ	34%	32%	37%
AIAシンガポール	76%	50%	59%
AIAマレーシア	24%	28%	30%
AIA中国	24%	27%	33%
AIA韓国	12%	22%	27%
その他の市場	23%	25%	29%
AIAグループの新規契約利益率	29%	28%	34%

表A.7、A.8及びA.9に示される経時的な新規契約高及び新規契約利益率の変動は、主に新規契約高、保険契約及び商品構成並びに当該期間中の為替レートの変動を反映している。

表A.10は、2010年6月1日から2010年8月31日までの3ヶ月間における中リスク割引率による年換算新規契約保険料、新規契約高及び新規契約利益率を示している。2010年8月31日に終了した3ヶ月間における新規契約高は、2010年8月31日までの過去の営業実績に関する利用可能な分析に基づいた貴社の将来の営業実績に関する最適予測額を使用して算出されている。

表A.10

2010年8月31日に終了した3ヶ月間における年換算新規契約保険料及び新規契約利益率

（単位：百万米ドル）

本ビジネス・ユニット	新規契約高 （必要資本 維持費用 控除後）	企業年金 を除く新 規契約高	年換算 新規契約 保険料	新規契約 利益率
AIA香港	45	44	100	44%
AIAタイ	48	48	107	45%
AIAシンガポール	25	25	75	35%
AIAマレーシア	10	10	29	36%
AIA中国	18	18	49	36%
AIA韓国	12	12	63	19%
その他の市場	24	24	83	28%
合計（グループ事務費控除前、現地の法定基準）	182	181	503	36%
香港の準備金要件及び自己資本要件を反映した調整額	(12)	(12)		
税引後グループ事務費	(10)	(10)		
合計	160	159	503	32%

注記：数値は四捨五入により単純合計にならない場合がある。

（注1）年換算新規契約保険料は、AIAグループの企業年金契約から新規契約を除外している。

（注2）新規契約利益率とは、企業年金契約を除く新規契約高の年換算新規契約保険料に対する比率を％で表示したものである。企業年金契約に係る新規契約高は、年換算新規契約保険料の定義と合致させるため利益率の計算から除外されている。

表A.11は、AIAグループの有効契約高に対する、本報告書セクション6に記載されたセンシティブティ・テストの結果を示したものである。

表A.11

2010年5月31日現在の有効契約高のセンシティブティ

（単位：百万米ドル）

シナリオ	低リスク割引率		中リスク割引率			高リスク割引率			
	有効契約高（税引後及び必要資本維持費用控除前）	必要資本維持費用	有効契約高（税引後及び必要資本維持費用控除後）	有効契約高（税引後及び必要資本維持費用控除前）	必要資本維持費用	有効契約高（税引後及び必要資本維持費用控除後）	有効契約高（税引後及び必要資本維持費用控除前）	必要資本維持費用	有効契約高（税引後及び必要資本維持費用控除後）
中央値	18,236	989	17,247	15,452	1,530	13,922	13,461	1,910	11,551
投資収益0.5%増加	20,057	787	19,271	16,918	1,358	15,560	14,684	1,761	12,922
投資収益0.5%減少	16,420	1,194	15,227	13,985	1,704	12,282	12,234	2,062	10,172
失効率 / 中断率10%増加	17,787	954	16,833	15,157	1,479	13,678	13,263	1,852	11,412
失効率 / 中断率10%減少	18,747	1,027	17,721	15,787	1,584	14,203	13,686	1,973	11,713
死亡率 / 疾病率10%増加	17,367	989	16,377	14,269	1,529	12,739	12,845	1,910	10,935
死亡率 / 疾病率10%減少	19,125	990	18,135	16,650	1,532	15,119	14,089	1,912	12,177
維持費用10%減少	18,581	988	17,593	15,753	1,528	14,225	13,729	1,908	11,821
費用増加率0%	18,557	989	17,568	15,698	1,529	14,169	13,656	1,910	11,746

表A.12は、AIAグループの新規契約高に対する、本報告書セクション6に記載されたセンシティブティ・テストの結果を示したものである。

表A.12

2009年6月1日から2010年5月31日までの期間における新規契約高のセンシティブティ

（単位：百万米ドル）

シナリオ	低リスク割引率		中リスク割引率		高リスク割引率	
	新規契約高（必要資本維持費用控除前）	新規契約高（必要資本維持費用控除後）	新規契約高（必要資本維持費用控除前）	新規契約高（必要資本維持費用控除後）	新規契約高（必要資本維持費用控除前）	新規契約高（必要資本維持費用控除後）
中央値	942	865	738	617	583	432
投資収益0.5%増加	1,033	973	808	702	640	502
投資収益0.5%減少	843	750	663	529	522	361
失効率 / 中断率10%増加	863	792	676	564	534	393
失効率 / 中断率10%減少	1,028	947	803	675	634	476
死亡率 / 疾病率10%増加	770	694	589	469	450	301
死亡率 / 疾病率10%減少	1,111	1,036	884	765	712	564
維持費用10%減少	979	903	770	650	612	466
費用増加率0%	968	892	757	637	598	449

付属書類B - 為替レート

表B.1

米ドルの為替レート

通貨	新規契約高に係る平均レート							エンベディッド・パ リユーに係るレート	
	2008年12月 1日から 2009年2月 28日までの 平均	2009年3月 1日から 2009年5月 31日までの 平均	2009年6月 1日から 2009年8月 31日までの 平均	2009年9月 1日から 2009年11月 30日までの 平均	2009年12月 1日から 2010年2月 28日までの 平均	2010年3月 1日から 2010年5月 31日までの 平均	2010年6月 1日から 2010年8月 31日までの 平均	2009年 11月30日	2010年 5月31日
オーストラリア・ ドル	1.526	1.413	1.226	1.108	1.109	1.111	1.135	1.094	1.178
ブルネイ・ドル	1.496	1.496	1.447	1.400	1.402	1.393	1.373	1.385	1.404
中国人民元	6.844	6.832	6.834	6.829	6.829	6.827	6.794	6.828	6.832
香港ドル	7.753	7.751	7.751	7.750	7.759	7.767	7.778	7.750	7.786
インドネシア・ル ピア	11,544	11,093	10,102	9,569	9,358	9,120	9,091	9,434	9,259
韓国ウォン	1,387	1,343	1,254	1,184	1,154	1,137	1,199	1,163	1,195
マレーシア・リン ギット	3.585	3.602	3.527	3.426	3.400	3.265	3.209	3.392	3.297
ニュージーランド ・ドル	1.845	1.753	1.531	1.381	1.402	1.421	1.415	1.400	1.471
フィリピン・ペソ	47.63	48.09	48.08	47.29	46.21	45.35	45.998	47.21	46.20
シンガポール・ド ル	1.496	1.496	1.447	1.400	1.401	1.393	1.365	1.385	1.404
新台湾ドル	33.59	33.72	32.86	32.41	32.08	31.77	32.14	32.17	32.17
タイ・バーツ	35.13	35.22	34.07	33.47	33.14	32.41	33.18	33.24	32.56
ベトナム・ドン	17,334	17,779	17,857	17,857	18,614	18,868	19,131	18,519	18,868

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (1) 財務情報 - 不動産権」を参照のこと。

2【主要な設備の状況】

2010年5月31日現在、当社は、香港、韓国、タイ、シンガポール、中国、マレーシア、フィリピン、オーストラリア、インドネシア、ベトナム、台湾、ニュージーランド、インド、マカオ及びブルネイからなる15の地域別市場において、保険、保証、貯蓄、投資及び年金に関して日々変化するニーズに対応する商品及びサービスを個人及び企業に提供している。当該15の地域別市場のうち、当社主要地域別市場は、香港、韓国、タイ、シンガポール、中国及びマレーシアである。各当社主要地域別市場における主なオフィス及び施設は、下の表の通りである。

所有又は賃借不動産（香港所在）

会社名	所在地	香港における面積（注1）	所有不動産の市場価値	敷地内に勤務／居住するAIAグループの従業員数（概数）
AIA	香港（マカオを含む。）	当社は現在、香港（マカオを含む。）において、完成した建物2棟（土地の総面積は約29,881平方メートル（約321,640平方フィート））を所有し、20件の不動産（土地の総面積は約9,254平方メートル（約99,610平方フィート））を賃借している。	455,000,000米ドル	915
AIA-バミューダ	香港（マカオを含む。）	当社は現在、香港（マカオを含む。）において、完成した建物2棟（土地の総面積は約39,852平方メートル（428,966平方フィート））を所有し、62件の不動産（土地の総面積は約79,401平方メートル（約854,677平方フィート））を賃借している。	1,392,600,000米ドル	751

注1 所有建物は、主にオフィス建物である。賃借している建物には、オフィス及び従業員宿舎が含まれる。

当社主要地域別市場における所有又は賃借不動産

会社名	所在地	各国における面積等 (空閑地を除く。) (注1)	所有不動産の 市場価値	敷地内に勤務/ 居住する AIAグループの 従業員数(概数)
AIA-バミュータ (韓国支店)	韓国	当社は現在、韓国において、70件の不動産(土地の総面積は約91,585平方メートル(約985,821平方フィート))を賃借している。	該当なし	545
AIA (タイ支店)	タイ	当社は現在、タイにおいて、完成した建物7棟(土地の総面積は約83,675平方メートル(約900,683平方フィート))を所有して、55件の不動産(土地の総面積は約80,676平方メートル(約868,398平方フィート))を賃借している。	92,447,000米ドル	1,600
AIA (シンガポール支店)	シンガポール	当社は現在、シンガポールにおいて、完成した建物5棟(土地の総面積は約58,392平方メートル(約628,533平方フィート))を所有して、10件の不動産(土地の総面積は約4,292平方メートル(約46,200平方フィート))を賃借している。	366,900,000米ドル	419
AIA (中国支店)	中国	当社は現在、中国において、完成した建物2棟(土地の総面積は約3,429平方メートル(約36,910平方フィート))を所有して、157件の不動産(土地の総面積は約151,334平方メートル(約1,628,958平方フィート))を賃借している。	10,880,000米ドル	1,837
アメリカン・インターナショナル・アシユアランス・Bhd.	マレーシア	当社は現在、マレーシアにおいて、完成した建物20棟(土地の総面積は約53,546平方メートル(約576,366平方フィート))を所有して、10件の不動産(土地の総面積は約7,715平方メートル(約83,044平方フィート))を賃借している。	88,865,000米ドル	1,418

注1 所有建物は、主にオフィス建物である。賃借している建物には、オフィス及び従業員宿舍が含まれる。

また、「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 不動産」を参照のこと。

3【設備の新設、除却等の計画】

「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (2) 事業 - 不動産」を参照のこと。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

2010年5月31日現在

授權株数（株）	発行済株式総数（株）	未発行株式数（株）
20,000,000,000	12,044,000,001	7,955,999,999

【発行済株式】

2010年5月31日現在

記名・無記名の別 及び額面・無額面 の別	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
記名式 額面株式	普通株式	12,044,000,001	-	(注)
計	-	12,044,000,001	-	-

注：「第二部 - 第1 - 1 会社制度等の概要 - (3) 当社株式資本及びオプション - 株式資本 - 順位」を参照のこと。

当社の株式資本並びに制限付の株式ユニット制度及び株式オプション制度の詳細については、「第二部 - 第1 - 1 会社制度等の概要 - (3) 当社株式資本及びオプション」を参照のこと。

(2)【発行済株式総数及び資本金の推移】

2010年5月31日現在

年月日	発行済株式総数 増減数（株） (注)	発行済株式総数 残高	資本金増減額	資本金残高
2009年8月24日	1	1	1 米ドル 84.27円	1 米ドル 84.27円
2009年11月30日	12,000,000,000	12,000,000,001	12,000,000,000 米ドル 1,011,240,000,000 円	12,000,000,001 米ドル 1,011,240,000,084 円
2010年1月29日	44,000,000	12,044,000,001	44,000,000 米ドル 3,707,880,000 円	12,044,000,001 米ドル 1,014,947,880,084 円

注：当社設立日現在の当社の授權株式資本は、20,000,000,000.00米ドルであり、額面金額1.00米ドルの当社普通株式20,000,000,000株に分割されていた。1.00米ドル相当の1株がAIAオーロラLLCに割り当てられ、金銭の払込みと引き替えに額面金額で発行された。当社設立日以降の当社の発行済株式資本の変動は、以下に記載する通りである。

- (a) 2009年11月30日、当社は、当社が2009年11月30日に発行した13,963,972,653米ドルの約束手形に基づく当社の債務を消滅させ、免除することに対する対価の一部として、当社普通株式12,000,000,000株をAIAオーロラLLCに対し発行した。
- (b) 2010年1月29日、当社は、当社普通株式44,000,000株を、AIAオーロラLLCに対し金銭の払込みと引き替えに額面金額で発行した。

(3) 【所有者別状況】

2010年5月31日現在

区分	株主数	所有株式数(株)	構成比(%)
個人	-	-	-
法人	1	12,044,000,001	100
名義人	-	-	-
仲介業者	-	-	-
合計	1	12,044,000,001	100

(4) 【大株主の状況】

2010年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
AIAオーロラLLC	アメリカ合衆国 10270 ニューヨーク州ニューヨーク 市パイン・ストリート70	12,044,000,001	100
計	-	12,044,000,001	100

当社取締役が認識する限りにおいて、グローバル・オファリング（売出規模調整オプションの行使、オーバーアロットメント・オプションの行使、又はRSU制度に基づき授与されるRSU報奨の付与に基づき発行される当社普通株式若しくは株式オプション制度に基づき授与されるオプションの行使に基づき発行される当社普通株式を考慮しない。）の完了後直ちに、下記の者は、SF0第15部第2章及び第3章の規定に基づき当社及び香港証券取引所に対して開示する必要のある、当社普通株式若しくは原資産株式についての持分若しくは売持（ショート・ポジション）を有するか、又は、当社の総会においてあらゆる場合に議決権を有するいずれかのクラスの株式資本の額面金額の10%以上について直接若しくは間接の持分を有する。

氏名	持分の内容	グローバル・オファリング直後に有する 当社普通株式数 (株)	グローバル・オファリング直後の当社に ついての持分概算比 率(%)
AIAオーロラLLC（注1）	法的及び実質的持分	（未定）	（未定）
AIG	被支配会社についての持分	（未定）	（未定）
AIGクレジット・ファシリ ティ・トラスト（注2）	被支配会社についての持分	（未定）	（未定）

注1：AIGは、AIAオーロラLLCの普通投資持分の100%を保有している。

注2：AIGクレジット・ファシリティ・トラストは、米国財務省を唯一の受益者とする信託で、3つの独立した受託者により監視されており、シリーズC優先株式の全発行済株式を保有する。

本項に開示された場合を除き（但し、売出規模調整オプションの行使、オーバーアロットメント・オプションの行使及びRSU制度に基づき授与されるRSU報奨の付与に基づき発行される可能性がある当社普通株式、又は株式オプション制度に基づき授与されるオプションの行使に基づき発行される当社普通株式を考慮しない。）、当社取締役は、グローバル・オファリングの完了後直ちに、いずれかの他の者が、SF0第15部第2章及び第3章の規定に基づき当社及び香港証券取引所に対して開示する必要のある、当社普通株式若しくは原資産株式についての持分若しくは売持（ショート・ポジション）を有するか、又は、当社の総会においてあらゆる場合に議決権を有するいずれかのクラスの株式資本の額面金額の10%以上について直接若しくは間接の持分を有し、それらのことにより香港上場規則に基づき当社の実質株主とみなされるとは認識していない。

2【配当政策】

「第二部 - 第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (1) 財務情報 - 配当政策」を参照のこと。

2009年11月30日に終了した事業年度に係る当社による配当金の支払は行われておらず、当社は、現在2010年11月30日に終了する年度に関して、いかなる配当金の宣言及び支払も行わない予定である。

3【株価の推移】

該当事項なし。

4【役員の状況】

(1) 取締役・役員

概要

現在、当社取締役会は、1名の執行取締役、4名の非執行取締役及び3名の独立非執行取締役を含む8名の当社取締役で構成されている。

本項「取締役」にて以下に開示される場合を除き、当社取締役は、他のいかなる上場会社の取締役の地位にも就任していない。当社定款に基づき、当社取締役の本書の日付現在における残存任期は2年から4年の間に満了することとされ、当社取締役は毎年順次3分の1ずつ退任することとされている。当社取締役間に家族又は親族関係はない。

以下の表は、上場日現在の当社取締役に関する情報を記載している。

氏名	年齢	生年月日	
マーク・エドワード・タッカー氏	52	1957年12月29日	執行取締役
エドモンド・セー・ウィン・ツェ氏	72	1938年1月2日	非執行取締役
ジャック・チャク・クオン・ソー氏	65	1945年3月12日	非執行取締役
ジェフリー・ジョイ・ハード氏	43	1966年12月3日	非執行取締役
ジェイ・スティーブン・ウイントロブ氏	53	1957年3月29日	非執行取締役
チャン・コン(CK)・チョウ卿	60	1950年9月9日	独立非執行取締役
ラファエル・シャー・ファイ氏	62	1948年2月8日	独立非執行取締役
チン・シャオ博士	63	1947年4月25日	独立非執行取締役

取締役

執行取締役

マーク・エドワード・タッカー (Mark Edward Tucker) 氏 (52歳) は執行取締役兼当社のグループ最高経営責任者である。同氏は2010年7月にAIAグループに入社し、また、AIAバミューダ及びAIAの取締役である。同氏は、AIAグループの戦略指揮及び業務全般の責任者である。AIAグループに入社する以前、タッカー氏は、2005年から2009年までブルーデンシャル・ピーエルシーのグループ最高執行役員を務めており、2004年から2005年はエイチピーオーエス・ピーエルシーのグループ財務取締役だった。同氏は、1994年から2003年まで、ブルーデンシャル・コーポレーション・アジア・リミテッドの最高執行役員だった。タッカー氏は、1980年からプライスウォーターハウス（英国）の税務コンサルタントとしてキャリアを開始した。同氏は、ブルーデンシャル・ポートフォリオ・マネージャーズ・リミテッド（英国）の北米投資運用担当の統括者として1986年にブルーデンシャル・ピーエルシーに入社した後、引き続き1986年から1987年までブルーデンシャル・ベンチャー・マネージャーズ・リミテッド（英国）の財務統括者となった。同氏は、1987年から1989年まで、ブルーデンシャル・ピーエルシーのアシスタント・ディレクターだった。タッカー氏は1989年から1992年までブルーデンシャル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（香港）の統括マネージャーとなり、1992年から1993年はジャクソン・ナショナル・ライフ・インシュアランス・カンパニー（米国、ランシング）の業務担当シニア・バイス・プレジデント、1999年から2003年まではブルーデンシャル・ピーエルシーの取締役となった。タッカー氏は、2009年より、バンク・オブ・イングランドの役員会の非執行取締役及び同社の財務安定委員会のメンバーである。同氏は、ベトナムの金融サービス部門の発展に貢献したことを評価され、2009年に、ベトナム大統領より権威あるベトナム政府の友好メダルを授与された。タッカー氏は、2007年より英国勅許管理機関の会員であ

り、2005年よりエジンバラ国際フェスティバル協会の非執行取締役である。タッカー氏は、1985年に勅許会計士協会の資格者となった。同氏は、1980年に、英国のリーズ大学で学士号を優等で取得している。

非執行取締役

エドモンド・セー・ウィン・ツェ（謝仕榮）氏（72歳）は、当社の名誉会長兼非執行取締役である。ツェ氏は、1961年にAIAに入社し、保険業界でのキャリアを開始した。ツェ氏は1983年から2000年までAIAのプレジデント兼最高経営責任者であり、2000年から2009年6月までAIAの会長兼最高経営責任者を務め、AIAの名誉会長として引き続き勤務している。ツェ氏はまた、2009年6月にAIGの取締役及びライフ・インシュアランス・オブ・エーアイジーの上席副会長を退職した。ツェ氏は、フィラムライフの会長及びナンシャンの会長を務めている。ツェ氏はまた、ピーシーシーダブリュー・リミテッドの独立非執行取締役及びピーアイシーシー・プロパティー・アンド・カジュアルティ・カンパニー・リミテッドの非執行取締役である。香港保険業界の発展に向けた、際だった努力が評価され、ツェ氏は2001年に香港政府より金紫荆星章を受賞した。ツェ氏は香港大学の社会科学分野において、1998年に名誉研究員の称号を、2002年に名誉博士号をそれぞれ取得した。2003年には、ツェ氏は保険業界の権威ある賞である保険の殿堂に選出された。ツェ氏は、2010年9月27日に当社の非執行取締役に任命され、また2010年10月に当社の名誉会長に任命された。

ジャック・チャク・クオン・ソー（蘇澤光）氏（65歳）は、非執行取締役である。ソー氏は、2007年から2010年までAIAの独立非執行取締役を務め、2008年1月にクレディ・スイス（グレーター・チャイナ）の非執行副会長となった。ソー氏はまた、2002年よりキャセイ・パシフィック・エアウェイズ・リミテッドの独立非執行取締役を務めた。同氏は、2000年から2007年までホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドの取締役を務めた。同氏は、1985年から1992年まで香港貿易発展局の執行取締役を務め、2007年10月に会長に任命された。ソー氏は、2003年から2007年までピーシーシーダブリュー・リミテッドの副会長及びグループ・マネージング・ディレクターであり、1995年から2003年までエムティーアール・コーポレーション・リミテッドの会長及び最高執行役員だった。2008年より、ソー氏は中国人民政治協商会議の会員であり、また北京市長国際ビジネスリーダー諮問委員会の会員である。同氏は、1969年に香港大学にて文学士号を取得した。ソー氏は、2010年9月28日に、当社の非執行取締役に任命された。

ジェフリー・ジョイ・ハード（Jeffrey Joy Hurd）氏（43歳）は、非執行取締役である。ハード氏は、AIGの人事及び広報担当のシニア・バイス・プレジデントである。2009年4月から2009年12月まで、ハード氏は、AIGのバイス・プレジデント兼最高総務責任者、2009年1月から2009年12月まではシニア・バイス・プレジデント兼AIG事業再編の資産運用担当主任であった。同氏は、2009年5月より8月までAIGグローバル・リアル・エステートの暫定プレジデント兼最高経営責任者を務めた。ハード氏は、2006年から2009年まで、AIGインベストメントのシニア・マネージング・ディレクター、最高総務責任者及びジェネラル・カウンセルであった。ハード氏は、1998年にAIGコーポレート・リーガル部門に参加した。同氏は、1999年に、AIGのマージャー&アキュジション部門のアソシエイト・ジェネラル・カウンセルに指名され、また2003年にAIGインベストメントのジェネラル・カウンセルに指名された。同氏は、2003年から2009年まで、AIGの副ジェネラル・カウンセルを務めた。AIGに入社する以前、ハード氏は、1994年にニューヨークの弁護士資格を得、1993年から1998年までニューヨークのモルガン・ルイス&バックアス法律事務所にて開業していた。同氏は、1993年にニューヨーク大学のロースクールにて法学士及び優等賞を取得し、1989年にユニオン大学より政治科学の学士号及び最優等賞を取得し、全米優等学生友愛会に選出された。ハード氏は、2010年9月28日に当社の非執行取締役に任命された。

ジェイ・スティーブン・ウイントロブ（Jay Steven Wintrob）氏（53歳）は、非執行取締役である。ウイントロブ氏は、2002年より、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクのリタイアメント・サービス担当のエグゼクティブ・バイス・プレジデントを務めている。同氏は、また、1999年から2004年までAIGの取締役を務めていた。2009年、ウイントロブ氏は、米国を拠点とし、同時に日本で2つの生命保険事業を営んでいるAIGの生命及びリタイアメント・サービス事業であるサンアメリカ・フィナンシャル・グループのプレジデント兼最高経営責任者に指名された。ウイントロブ氏は、1987年に会長補佐役としてサンアメリカ・インクに入社し、1989年にシニア・バイス・プレジデント、1991年にエグゼクティブ・バイス・プレジデント、1995年に副会長に選任され、また1997年から1998年まで取締役を務めた。AIGによるサンアメリカの買収後、ウイントロブ氏は、1998年から2005年までAIGリタイアメント・サービス・インク（現SAFGリタイアメント・サービス・インク）の副会長及び1998年から2001年まで最高業務執行役員を務め、2000年にプレジデント及び2001年に最高経営責任者に指名された。サンアメリカに入社する以前、ウイントロブ氏は、オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所のアソシエイト弁護士として企業法務を行っていた。ウイント

ロブ氏はまた、ベット・ツェデク・リーガル・サービス、ブロード財団、カリフォルニア工科大学、シダーズ・サイナイ医療センター、ポール・ゲッティ・トラスト、ロサンゼルス世界問題協議会及びスカーポール文化センターを含む複数の非営利団体の取締役を務めている。同氏は、2001年にロサンゼルス大司教区よりキリスト者会議指導者賞を、2002年にベット・ツェデク・リーガル・サービスよりルイズ・ラニアー創立者賞を受領した。ウイントロブ氏は、1982年にカリフォルニア大学バークレー校ポルト・ホール法科大学院より法学士号（全米優等法学生会資格）を取得し、1979年にカリフォルニア大学バークレー校より政治科学の学士号を取得した。ウイントロブ氏は、2010年9月28日に、当社の非執行取締役役に任命された。

独立非執行取締役

チャン-コン(CK)・チョウ(周松崗) 卿（60歳）は、独立非執行取締役である。チャン-コン卿は、2003年12月1日にエムティーアール・コーポレーション・リミテッドの最高経営責任者に任命された。同氏は、2001年から2003年まで、国際的なサービス会社であるブランブルズ・インダストリーズ・リミテッドの前最高経営責任者だった。チャン-コン卿は、1997年から2001年まで英国を拠点とする国際的な技術会社であるジーケーエヌ・ピーエルシーの最高執行役員だった。チャン-コン卿は、1977年にピーオーシー・グループ・ピーエルシーに入社し、1993年にピーオーシー・ガス・ワールドワイドの最高経営責任者に指名された。同氏は、2010年より香港商業連合会の副会長を務めている。同氏は、2008年よりアングロ・アメリカン・ピーエルシーの取締役を務め、2004年よりスタンダード・チャータード・バンク（香港）リミテッドの非執行会長を務めている。同氏は、1997年から2008年までスタンダード・チャータード・ピーエルシーの独立非執行取締役だった。2000年、チャン-コン卿は業界における貢献につき、英国にてナイト爵を授けられた。同氏は英国公認技術者であり、カリフォルニア大学にて化学工学の理学修士号を取得し、ウィスコンシン大学にて理学士号をそれぞれ取得した。同氏はまた香港中文大学にて経営管理の修士号を取得し、ハーバード・ビジネス・スクールにてアドバンスト・マネジメント・プログラムに参加した。チャン-コン卿は2010年9月28日に当社の独立非執行取締役に任命された。

ラファエル・シャー・ファイ(許仕仁) 氏（62歳）は、独立非執行取締役である。ファイ氏は、2005年から2007年まで、香港政府政務司の前司長だった。同氏は、2000年から2003年まで、強制退職積立金制度管理局のマネージング・ディレクターだった。ファイ氏は、1970年に香港政府に加わり、1970年から2000年まで香港政府にて、財務長官、運輸長官、雇用担当副長官、経済省副長官及び行政立法評議会の非公式委員事務局の副局長を継続して務めた。同氏は、2007年から2009年まで香港政府の行政評議会の非公式メンバーだった。ファイ氏は1986年に治安判事に任命され、1998年に金紫荆賞を受賞し、2007年に大紫荆賞を受賞した。同氏は、2002年から2005年まで香港ジョッキー・クラブの管財人の一人に選出され、2005年より名誉管財人である。同氏は、2008年より全国人民代表大会常務委員会のメンバーである。同氏は、1983年にハーバード大学にて行政学修士号を取得し、1970年に香港大学にて文学士号を取得した。2007年、同氏は香港大学より社会科学の名誉博士号を取得した。ファイ氏は、2010年9月28日に、当社の独立非執行取締役に任命された。

チン・シャオ(秦曉) 博士（63歳）は、独立非執行取締役である。チン博士は、2001年から2010年9月まで、チャイナ・マーチャント・バンク・カンパニー・リミテッドの会長を務めた。同氏は、2000年12月から2010年8月までチャイナ・マーチャント・グループ・リミテッドの会長、1995年から2000年まで中国中信集団会社のプレジデント及び副会長を務め、また1998年から2000年まで中信実業銀行の会長を務めた。チン博士は、2009年より香港興業国際集団有限公司の独立非執行取締役、また2008年よりチャイナ・テレコム・コーポレーション・リミテッドの監査委員会のメンバーを務めた。また、同氏は、とりわけ、これらの国有企業の財務諸表を検討し、且つ当該国営企業の財務システム及び内部統制手続を監督する責任を負う立場にあり、また、関連する規則及び要請を遵守することを確実にするため、これら国営企業の財務諸表の完全性を監視する業務にも従事している。同氏は、2008年より中国人民政治協商会議第11回総会の会員であり、2007年よりラファージュ国際諮問委員会の会員であり、また2009年よりアジア・ビジネス評議会の会長を務めている。同氏はまた、2001年にはAPECビジネス諮問委員会の会長を務めた。同氏は、1997年から2005年まで、トヨタ国際諮問委員会の会員だった。チン博士は、2003年にケンブリッジ大学より経済学の博士号を取得し、1983年に中国礦業大学より経済経営学部の修士号を取得した。チン博士は、2010年9月28日に当社の独立非執行取締役に任命された。

上席経営陣

以下の表は、上場日現在の当社の上席経営陣に関する情報を記載している。

氏名	年齢	地位/役職
マーク・エドワード・タッカー氏	52	グループ最高経営責任者
マルク・ジョセフ・ド・キュール氏	52	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高財務担当役員
ジョン・タイ・ウォー・チュウ氏	71	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高投資担当役員
ヌガ・ケン・ホーイ氏	55	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼地域担当マネージング・ディレクター
タン・フォーン・ヒューン氏	44	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼地域担当マネージング・ディレクター
ウィリアム・ライル氏	45	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高販売担当役員候補
ニティンバイ・パブパイ・マガンバイ・アミン氏	54	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高総務責任者
クリストファー・ブライアン・ウェイ氏	43	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高マーケティング担当役員
マーガレット・クック・クエン・チウ氏	51	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高人事担当役員
シメオン・プレストン氏	40	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ事業戦略主任
ケネス・ジョセフ・ジュノー氏	53	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼AIAシンガポール最高経営責任者
ホック・スオン・コール氏	51	エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼上席地域担当執行役員
レイ・ヒン・タン氏	43	シニア・バイス・プレジデント兼グループ・オルタナティブ販売主任
サイ・チョン・フォン氏	40	シニア・バイス・プレジデント、グループ主任保険数理人兼指名保険数理人
クレメント・カ・チェン・ホー氏	48	シニア・バイス・プレジデント兼グループ最高リスク担当役員
ジョン・ポール・ニールセン氏	38	シニア・バイス・プレジデント兼地域担当最高財務担当役員
マルティナ・キット・ハウン・チャン氏	52	シニア・バイス・プレジデント兼グループ・コーポレート・プランニング主任
マリー・ルイズ・リ氏	38	バイス・プレジデント兼グループ・ジェネラル・カウンセラー代理

マーク・エドワード・タッカー氏の経歴の詳細については、本項の「取締役」を参照のこと。他の上席経営役員の経歴は下記の通りである。

マルク・ジョセフ・ド・キュール (Marc Joseph de Cure)氏 (52歳) は、2010年9月にグループ最高財務担当役員としてAIAグループに入社した。同氏は、財務計画、情報及び統制並びに財務システム及び手続の開発に関する全ての側面について、AIAグループを統率する責任者である。AIAグループに入社する前、ド・キュール氏は、オーストラリア及び国際的に本拠地を持つ、財産、保険及び資産運用を主とする金融サービスグループにおいて、2004年から2010年まで上席戦略管理アドバイザーを務めていた。同氏は、2010年6月より、マッコリー・アトラス・ローズ・リミテッドの非執行取締役を務めている。同氏は、2002年から2004年までエーエムピー・リミテッドの戦略開発担当の執行統括マネージャーを務め、2000年から2002年まで最高財務責任役員を務めた。ド・キュール氏は、銀行、再保険事業、アジア及びヨーロッパにおける運営、並びにパーজন・マネーとのジョイント・ベンチャーを含むエーエムピーの数々の事業について、執行管理の責任者である。ド・キュール氏は、1981年より、クーパース&ライブランド（現在のプライスウォーターハウスクーパース）のシドニー会計部門にてキャリアを開始した。同氏は、1990年にパートナーとなり、1996年から2000年まで、クーパース&ライブランド・ナショナル・フィナンシャル・サービス・インダストリー・グループの代表及びプライスウォーターハウスクーパースのアジア・パシフィック地域及びオーストラリアのグローバル・リスク管理解決分野のマネージング・ディレクターを含む、数々の上級職に就いた。同氏は、かつて、2004年から2009年までバイン・アンド・カンパニーの首席顧問だった。ド・キュール氏は、2009年よりオーストラリア人口高

齡化研究所（AIPAR）の会長であり、2007年から2010年までニューサウスウェールズ大学のオーストラリア経営学部の諮問委員会のメンバーである。ド・キュール氏は、1984年よりオーストラリア公認会計士協会のメンバーであり、1990年から2010年まで、公認会計士協会の開業許可証を有し、2010年に正会員に昇進した。ド・キュール氏は、1981年にニューサウスウェールズ大学の商学士号を優等で取得した。

ジョン・タイ・ウォー・チュウ（朱泰和）氏（71歳）は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高投資担当役員である。同氏は当社の投資ポートフォリオの管理の責任者である。同氏は1993年6月にAIAのシニア・バイス・プレジデント兼最高投資担当役員としてAIAグループに入社し、現在の地位に昇進した1997年4月まで同ポストに就いていた。同氏は、AIA及びAIAバミュダを含む、AIAグループ内のその他の会社の取締役である。AIAグループに入社する以前は、同氏はバンク・オブ・アメリカに19年間務め、カントリー・シニア・クレジット・オフィサー、コーポレート・バンキング主任（香港）及びバンク・オブ・アメリカ（中国）でのカントリー・マネージャー等様々な上級管理ポストに就いてきた。同氏は1967年に米国のコンコーディア大学で教育文学修士号を取得した。同氏はまた、1974年に香港の中文大学で経営管理学の修士号も取得した。同氏は1982年にプリンストン大学で外国人経営者プログラムに参加した。

ヌガ・ケン・ホーイ氏（黃經輝）氏（55歳）は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼地域担当マネージング・ディレクターの一員である。同氏は、代理店、（保険）銀行窓販及びダイレクト・マーケティングを通じてさらなる利益成長へ到達することに注力し、地域別展望からの当社の事業の様々な側面についての監督責任者である。同氏は、2010年10月にAIAグループに入社し、規制当局の承認に従い、AIAの統括者として任命される。AIAグループに入社する以前、ヌガ氏は2008年12月よりグレート・イースタン・ホールディングス・リミテッドの取締役及びグループ最高執行役員を務めていた。同氏は、1989年よりブルーデンシャルに勤務し、2005年から2008年までアジア保険担当のマネージング・ディレクターを務め、マレーシア、シンガポール、インドネシア及びフィリピンにおける責任者だった。同氏は、1995年にブルーデンシャル・アシュアランス・マレーシア・ブルハドの統括マネージャーに、1998年に最高経営責任者となった。ヌガ氏はまた、AIAマレーシアの保険数理、システム及び運用部門にて6年間を過ごした。同氏は、1985年よりアクチュアリー協会の会員である。ヌガ氏は、1979年にラファイエット・カレッジ（米国、ペンシルヴェニア）より機械工学の理学士号を取得した。

タン・フォン・ヒューン（Thanh Phong Huynh）氏（44歳）は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼地域担当マネージング・ディレクターの一員である。同氏は、AIAグループ全体としてもグループ内の特定の業務にも同様に利益となる様々な戦略の陣頭指揮をとる責任者である。同氏は、AIAグループに2010年10月に入社した。AIAグループに入社する以前、ヒューン氏は、2009年より、シンガポールのフラートン・フィナンシャル・ホールディングスの保険担当エグゼクティブ・バイス・プレジデントを務めていた。同氏は、1996年よりブルーデンシャルに勤務し、2005年から2008年までブルーデンシャル・コーポレーション・アジアの取締役及び保険担当のマネージング・ディレクターを務めた。同氏は、1999年から2005年までブルーデンシャル・ベトナム・アシュアランス・リミテッドの創立者兼最高経営責任者だった。ヒューン氏は、1986年にトロントのクラウン・ライフ・インシュアランス、その後カナダのマニユライフ・フィナンシャルにて保険業のキャリアを開始した。同氏は、2005年にクイーン・エリザベス二世より大英勳章第4位（OBE）の称号を授与された。ヒューン氏は、米国アクチュアリー協会及びカナダのアクチュアリー協会の双方共において、保険数理人及び会員の有資格者である。同氏は、1986年に、アルバータ大学（カナダ）より理学士号を取得した。

ウィリアム・ライル（William Lisle）氏（45歳）は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高販売担当役員候補である。同氏は、地域代理店販売チーム及びオルタナティブ販売チームを含む、全てのAIAグループ営業所の販売を支援する資源の責任者となる。同氏は2010年12月にAIAグループに入社することが期待されている。AIAグループに入社する以前は、同氏は、2009年5月からアヴィヴァの発展途上市場担当主任（アジア・パシフィック）を務め、香港、シンガポール、マレーシア、韓国、インド及びスリランカの事業を監督した。同氏は2001年に代理店開発担当ディレクター（南アジア）としてブルーデンシャル・コーポレーション・アジアに入社し、その後2002年から2004年まで、ICICIブルーデンシャルの最高代理店担当役員を務めた。同氏はその後、2005年には韓国の、2008年にはマレーシアの最高経営責任者に昇進した。同氏は2001年にはAIAシンガポールの代理店開発担当主任であった。同氏は2004年にインド、ムンバイの国立経営大学院で経営学修士号（優等）を取得した。

ニティンバイ・バブバイ・マガンバイ・アミン（Nitinbhai Babubhai Maganbhai Amin）氏（54歳）は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高総務責任者である。同氏はAIAグループに効果的なサポートを提供する責任者であり、事業戦略の開発及び実行において積極的な役割を果たしている。同氏は、2006年10月にAIAの特

別プロジェクト担当のシニア・バイス・プレジデントとしてAIAグループに入社した。AIAグループに入社する以前は、同氏はシグナ・インターナショナル・コーポレーションに勤務していた。同氏は1998年にシグナに入社し、最終的にはシンガポールを拠点としたアジア・パシフィック地域の最高業務執行役員を務め、2004年まで在籍した。同氏はまたシティバンク・エヌ・エイに14年間務め、最終的にはドイツを拠点としたヨーロッパ地域のバイス・プレジデント兼最高情報担当役員/上席技術担当役員を務めた。アミン氏は英国のロンドン・シティ・アンド・ギルド協会において、データ処理分野でシティ・アンド・ギルドの認定証を取得した。

クリストファー・ブライアン・ウェイ（韋嘉琦）氏（43歳）は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高マーケティング担当役員である。ウェイ氏は、ブランディング、マーケティング、コーポレート・コミュニケーション、顧客価値管理、商品戦略及び商品開発の責任者である。ウェイ氏は、1991年から保険業界に入り、それ以前は、アイエヌジー・カナダ・インク及びオールステイト・インシュアランス・カンパニー・オブ・カナダでの勤務を経験した。同氏は2008年10月にシニア・バイス・プレジデント兼（保険）銀行窓販地域担当主任としてAIAグループに入社し、2009年4月に現在の地位に昇進した。AIAグループに入社する以前は、ウェイ氏は香港のAIG ユナイテッド・ギャランティー・インシュアランス（アジア）リミテッドの最高経営責任者を務めていた。同氏は、損保アクチュアリー会の準会員であり、米国アクチュアリー協会の会員である。ウェイ氏は、1991年にトロント大学で理学学士号を取得し、保険数理の専門家プログラムを終了している。

マーガレット・クック・クエン・チウ（趙菊娟）氏（51歳）は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ最高人事担当役員である。同氏は、活発で高い競争力を持つ事業の地域別の人事のニーズに応えることを目的とした、人事の戦略的指導の開発、主要なニーズの評価及び特別プログラムの展開などを含む人事の全側面における責任者である。同氏は1991年3月に人事部のアシスタント・バイス・プレジデントとしてAIAグループに入社した。同氏はAIAグループにおいて数多くの職務を経験し、2002年5月には人事担当シニア・バイス・プレジデントに昇進した。同氏は2009年4月にAIAグループのシニア・バイス・プレジデント兼最高人事担当役員に選任された。チウ氏は2010年4月より香港人材マネジメント協会（現在の香港人事マネジメント協会）の専門会員である。チウ氏はマカオの東亜大学で経営学の学士号を取得している。同氏は、香港の中文大学及び英国のトレーニング開発協会でのトレーニング・マネジメントの学位を取得した。

シメオン・プレストン（Simeon Preston）氏（40歳）は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼グループ事業戦略主任である。同氏は、国別の戦略開発の補助及び挑戦、実行、AIAグループ・レベルでの事業計画及び事業戦略の開発に関する責任者である。同氏は、2010年9月にAIAグループに入社した。AIAグループに入社する以前、プレストン氏は、グローバルな経営コンサルタント企業であるペイン・アンド・カンパニーにて金融サービス分野のシニア・パートナーを務め、2008年5月から2010年8月までアジアの生命保険の分野を専門とした。同氏はまた、1999年9月から2008年4月までコンサルティング会社であるマラコン・アソシエイツにて約9年間過ごし、2006年にパートナーに任命された。同氏は、2009年9月よりシンガポールのタングリントラスト校の理事を務めている。プレストン氏は、1999年に、欧州経営大学院（INSEAD）（フランス）より経営管理学の修士号を優等で取得した。同氏は、1993年にニューキャッスル大学より運輸政策及び運輸計画の理学修士号を取得し、1993年にレスター大学より地理情報システムの理学修士号を取得した。

ケネス・ジョセフ・ジュノー（Kenneth Joseph Juneau）氏（53歳）は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデントであり、AIAシンガポールの最高経営責任者である。同氏は、シンガポールにおける当社事業の監督育成責任者である。ジュノー氏は、保険業界におけるマーケティング、代理店及び経営管理において31年の経験を有する。同氏は1993年4月にAIAグループに入社し、上席地域担当執行役員、AIGライフ・ベトナムの統括ディレクター、AIA韓国の統括マネージャー、AIA中国の統括マネージャー、AIAタイのマーケティング担当バイス・プレジデント及びAIAオーストラリアの代理店開発マネージャーなど、AIAグループ内の数多くの地位に就いてきた。ジュノー氏は、米国のノースイースト・ルイジアナ大学（現在のルイジアナ大学モンロー校）で教育を受けた。

ホック・スオン・コール（許福成）氏（51歳）は、当社のエグゼクティブ・バイス・プレジデントであり、当社の上席地域担当執行役員の一人である。同氏はAIAマレーシアの最高経営責任者でもあり、AIAマレーシアの事業の監督責任者である。同氏は生命保険業界において28年以上の経験を有する。2006年2月にAIAグループに入社する以前は、マニユライフ・インシュアランス（マレーシア）ブルハド（旧ジョン・ハンコック・ライフ・インシュアランス（マレーシア）ブルハド）においてマネージング・ディレクター、プレジデント及び最高経営責任者などの一連の上級職に就いた。同氏はマレーシア生命保険協会の管理委員会のメンバーである。コール氏は1982年にオーストラリアのマッコリー大学で文学士号を取得した。同氏は、1987年に英国のアクチュアリー協会にて、保険数理を修了した。

レイ・ヒン・タン（陳東興）氏（43歳）は、当社のシニア・バイス・プレジデント兼グループ・オルタナティブ販売主任である。同氏は、オルタナティブ・チャンネル（すなわち（保険）銀行窓販及びダイレクト・マーケティング）を通じての販売促進及び拡大の陣頭指揮をとる責任者である。同氏は、2010年9月にAIAグループに入社した。AIAグループに入社する以前、タン氏は、2003年よりスタンダード・チャータード・バンクの、シンガポールを基盤とするコンシューマー・バンキング・グローバル・オフィスにて（保険）銀行窓販担当のグローバル主任だった。同氏は、1999年から2003年までワコビア国立銀行（ノース・カロライナ州シャーロット及び香港）にてバイス・プレジデント兼グローバル販売担当（アジア及び中東）の取締役だった。タン氏は、1997年から1999年までアイエヌジー・グループにてフィナンシャル・サービス・インターナショナル・アイエヌジー・ライフの保険数理マネージャーとして勤務し、引き続きアイエヌジー・インベストメント・マネジメントの上級調査分析者として勤務した。タン氏は、2007年にカリフォルニア大学ロサンゼルス校にて経営管理学の修士号を取得した。同氏はまた、1993年に保険数理学修士号をジョージア州立大学より取得した。

サイ・チョン・フォン（馮世昌）氏（40歳）は、当社のシニア・バイス・プレジデント、グループ主任保険数理人兼指名保険数理人である。同氏は、当社の指名保険数理人としての地位における法定責任に加え、商品の価格設定、再保険管理、保険数理準備金、エンベディッド・バリュー及び外部保険数理開示などの保険数理措置の監督責任者である。同氏は保険数理職務について17年以上の経験を有し、1993年に当社に入社して以降AIAグループで様々な地位に就いてきた。同氏は2002年から2004年まで、AIGのニューヨークにて生命保険管理部門の生命保険部門保険数理人であった。同氏はオーストラリア・アクチュアリー会及びオーストラリア・アクチュアリー協会の会員である。同氏はまた、香港アクチュアリー会の前プレジデントであった。同氏は1993年にオーストラリアのマッコリー大学で経済学修士号を取得した。

クレメント・カ・チェン・ホー（何家存）氏（48歳）は、当社のシニア・バイス・プレジデント兼グループ最高リスク担当役員である。同氏は、AIAグループ全体にわたる効果的なエンタープライズ・リスク管理及びリスク・ガバナンスを全ての業種について確実にするための責任者である。同氏は、リスクの様々なポートフォリオ（保険、流動性、信用、市場及び資産負債管理並びに運営を含む。）を監督している。ホー氏は、2010年2月にAIAグループに入社した。同氏は、大手金融企業にて25年以上にわたり、キャピタル・マーケット、資産管理及びリスク管理の経験を有している。AIAグループに入社する前、同氏は、2007年7月から2010年1月までの間、ハンセン・インベストメント・マネジメント・リミテッドの取締役兼最高投資担当役員及びハンセン・バンクの資産管理担当の主任だった。ホー氏はまた、1995年から2007年までの12年間にわたり香港金融管理局に勤務し、最終的にリスク管理及びコンプライアンス局長の地位を有していた。ホー氏は、1984年に、香港の中文大学にて経済学専攻の学士号を取得した。同氏は、2002年に勅許金融アナリストとなった。ホー氏は、2010年2月にグループ最高リスク担当役員に任命された。

ジョン・ポール・ニールセン（Jon Paul Nielsen）氏（38歳）は、当社のシニア・バイス・プレジデント兼地域担当最高財務担当役員である。同氏は、AIAグループの財務及び会計活動（財務報告、システム運用、税金及び財政を含む。）の監督責任者である。同氏は、財務及び会計の専門家として14年以上の経験を有し、同氏の過去の経験にはAIGの会計方針担当アシスタント・ディレクター、アリアンツ・グループの会計方針担当副主任、及び米国のデロイト&トウシュのシニア・マネージャーとしての勤務が含まれる。同氏は、2007年8月にAIAグループの財務担当バイス・プレジデントとして入社し、その後2010年1月に財務担当シニア・バイス・プレジデントとなった。2010年8月、同氏は現在の地位であるシニア・バイス・プレジデント兼地域担当最高財務担当役員に昇進した。ニールセン氏は、ネブラスカ大学より、1996年に職業会計修士号及び1995年に経営管理科学の学士号を受領し、1997年に公認会計士としての資格を得た。

マルティナ・キット・ホウン・チャン（鍾傑鴻）氏（52歳）は、当社のシニア・バイス・プレジデント兼グループ・コーポレート・プランニング主任である。同氏は当社のリスク委員会の統率及び企業イニシアチブの進展補助の責任者である。同氏は1990年7月にAIAグループに入社し、過去20年間にわたり、グループ・コーポレート・プランニングのシニア・バイス・プレジデント及び最高保険数理人等の数多くの地位に就いてきた。同氏はAIAグループ内の他の会社（AIA、AIAバミューダ、AIAペンション・トラスティ及びAIAトラスティを含む。）の取締役である。同氏は米国アクチュアリー協会及びカナダ・アクチュアリー協会の会員である。同氏は1980年にトロント大学で文学士号を取得した。

マリー・ルイズ・リ（Marie-Louise Li）氏（38歳）は、当社のバイス・プレジデント兼グループ・ジェネラル・カウンセラー代理である。リ氏は、2010年4月1日付でグループ・ジェネラル・カウンセラー代理として法務部を率い、保

険、年金、資産管理、規制、知的財産、情報技術、証券、投資、人事、訴訟事項及び会社秘書役に関する法的戦略を監督し及び調整する。リ氏は、2005年9月にAIAグループに入社し、バイス・プレジデント及びプロジェクト部門の地域担当カウンセラーを含む、AIAグループ内部においての数々の地区別法務担当の地位に就いてきた。同氏は、現在の地位に就く以前は、規制担当のバイス・プレジデント兼地域担当ジェネラル・カウンセラーとしてAIAグループの規制チームを率いていた。以前、同氏は香港のディーコン法律事務所の金融サービス実務グループにて、7年にわたり、保険に関連した事項（企業、規制及び保険取引業務を含む。）の幅広い範囲に注力した。リ氏は、イングランド及びウェールズ地方並びに香港にて事務弁護士として認定されている。リ氏は、英国ロンドン大学のロンドン・スクール・オブ・エコノミクス・アンド・ポリティカル・サイエンスにて経済学の学士号を取得し、また、ロンドンのカレッジ・オブ・ローで教育を受けた。

香港上場規則に基づく経営継続要件の遵守

当社は、ルール8.05(1)(b)に基づき、業績記録期間中に、当社の中核的な上席経営陣の過半数がAIAグループに属することを主たる基盤とする経営継続要件を遵守する。当該上席経営陣のメンバーは、販売、投資、保険数理、管理、経営企画及び人事を含む、AIAグループ内の主要な部門を担当する。また、財務部門の主要な業務担当者は、業績記録期間中にAIAグループに属している。

経営陣の香港における所在に関連する免除

香港上場規則のルール8.12に従い、発行者は、経営陣の香港における所在（通常は、発行者の執行取締役の少なくとも2名が香港の定住者でなければならないことを意味する。）を十分に確保しなければならない。現在、当社は、香港に居住する1名の執行取締役を有している。したがって、当社は香港証券取引所に対し、香港上場規則のルール8.12に基づく要件の厳密な遵守からの免除を申請し、香港証券取引所はかかる免除を承認した。当社は、かかる条件に従い、とりわけ、当社と香港証券取引所との間の有効な意思伝達を維持するために下記の取決めを維持する。

当社は、授権された代表者を2名、すなわちマーク・タッカー氏とウィン・ヌガ・ライ氏を任命し、同氏等は、架電、電子メール及び/又はファクシミリにて容易に連絡可能であり、香港証券取引所から生じるであろう質問に速やかに対応し、常に当社と香港証券取引所との間の主要な連絡者として行為することが可能である。

当社の授権された代表者は各々、香港証券取引所が何らかの事情で彼らへの連絡を要請する場合に応じて、常に当社の取締役会及び上席経営陣の全てのメンバーに速やかに連絡するための必要なあらゆる手段を有している。当社の取締役会は現在、執行取締役1名、非執行取締役4名及び独立非執行取締役3名で構成される。上場の時点で、当社は8名の取締役を有し、うち6名は香港における定住者である。要求があれば、各授権された代表者及び香港における定住者である6名の取締役は、短期間の通知により、当社に関連する事項につき香港証券取引所と協議するために面会することができる。当社は、香港上場規則のルール3A.19を遵守し、アングロ・チャイニーズ・コーポレート・ファイナンス・リミテッドを当社のコンプライアンス・アドバイザーとして任命する。同社は、授権された代表者に加え、とりわけ香港証券取引所と当社のための連絡者として行為する。当社は、コンプライアンス・アドバイザーとして香港証券取引所との連絡を行うアングロ・チャイニーズ・コーポレート・ファイナンス・リミテッドの代表者の氏名及び連絡先の詳細を、アングロ・チャイニーズ・コーポレート・ファイナンス・リミテッドから香港証券取引所に対して提供させる。

会社秘書役

ウィン・ヌガ・ライ（黎穎雅）氏（46歳）は当社の会社秘書役である。ライ氏は、当社に関する法人秘書業務及びコーポレート・ガバナンスにおける責任者である。同氏は、2010年4月にAIAグループ入社し、グループ会社秘書役に任命された。同氏は、大規模な上場企業及び金融機関の法人事務局及びコンプライアンス分野における15年以上の職務経験がある。AIAグループ入社以前は、2005年4月から2010年3月までスタンダードチャータード銀行（香港）リミテッドの会社秘書役、それ以前の2000年4月から2005年4月まで中国工商銀行（アジア）の会社秘書役を務めた。同氏は2008年にオーストラリアのニューキャッスル大学で経営学修士号を取得した。また、2004年に香港理工大学院で

コーポレート・ファイナンスの大学院課程の修了証書を受領した。同氏は、1999年より香港秘書役協会及び勅許書記士協会の準会員であり、2010年2月に会員として承認された。

(2) 報酬その他の事項

取締役及び上級経営陣の報酬

「第二部 - 第 5 - 5 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (1) コーポレート・ガバナンスの状況 - 取締役及び上級経営陣の報酬」及び「第二部 - 第 6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「 財務情報に対する注記」の注記40を参照のこと。

利害関係

1. 利害関係の開示

グローバル・オファリング完了直後の、当社又は（SFO第15部の意味における）いずれかの関連会社の株式又は債務証券についての、当社の取締役及び最高経営責任者の持分及び売持（ショート・ポジション）で、（ ）当社普通株式が上場されている場合にSFO第15部第7章及び第8章に従って当社及び香港証券取引所に対して通知する必要がある（SFOのかかる規定によって有するとみなされる持分及び/若しくは売持（ショート・ポジション）を含む。）、又は（ ）SFO第347条又は香港上場規則の上場会社の取締役による証券取引に関するモデル規約に従って、当社及び香港証券取引所に対して通知する必要がある、又は（ ）当社普通株式が上場されている場合にSFO第352条に従って、同項に言及する登記簿に記載する必要があるものは、下記の通りである。

取締役氏名	当社 / 関連会社	持分の内容	有価証券の数及び種類（注1）	持株概算比率
（未定）	（未定）	（未定）	（未定）	（未定）

注1：「L」は、当該株式における当該個人の買持（ロング・ポジション）を示している。

2. 当社の株式及び原資産株式についての実質株主の持分及び売持（ショート・ポジション）

当社取締役が認識し、且つグローバル・オファリングにおいて引き受けられる株式について考慮しない限りにおいて、下記の者は、グローバル・オファリングの完了後直ちに、SFO第15部第2章及び第3章の規定に基づき当社に対して開示する必要がある、当社普通株式又は当社の原資産株式についての持分及び売持（ショート・ポジション）を有する。

株主氏名	持分の内容	有価証券の数及びクラス（注1）	グローバル・オファリング直後の当社についての持分概算比率
AIAオーロラLLC	実質的保有者	（未定）（L）	（未定）%
AIG（注2）	被支配会社についての持分	（未定）（L）	（未定）%
AIGクレジット・ファシリティ・トラスト（注3）	被支配会社についての持分	（未定）（L）	（未定）%

注1：「L」は、当社普通株式における当該株主の買持（ロング・ポジション）を示している。

注2：AIGはAIAオーロラLLCの普通投資持分の100%を保有している。

注3：AIGクレジット・ファシリティ・トラストは、米国財務省を唯一の受益者とする信託で、3つの独立した受託者により監視されており、シリーズC優先株式の全発行済株式を保有する。

本項に開示された場合を除き（但し、売出規模調整オプションの行使、オーバーアロットメント・オプションの行使及びRSU制度に基づき授与されるRSU報奨の付与に基づき発行される可能性がある当社普通株式、又は株式オプション制度に基づき授与されるオプションの行使に基づき発行される当社普通株式を考慮しない。）、当社取締役は、グローバル・オファリングの完了後直ちに、いずれかの他の者が、SFO第15部第2章及び第3章の規定に基づき当社及び香港証券取引所に対して開示する必要のある、当社普通株式若しくは原資産株式についての持分若しくは売持（ショート・ポジション）を有するか、又は、当社の総会においてあらゆる場合に議決権を有するいずれかのクラスの株式資本の額面金額の10%以上について直接又は間接の持分を有し、それらのことにより香港上場規則に基づき当社の実質株主とみなされるとは認識していない。

3. サービス契約

当社取締役のいずれも、（法定報酬以外の報酬を支払うことなく、1年以内に満了する又は雇用者が終了することのできる契約を除く）サービス契約を、AIAグループのいかなるメンバーとも締結しておらず、また、締結することを提案されていない。

4. 当社取締役の報酬

当社取締役が受領した報酬（手数料、給与、賞与、年金制度への拠出、長期勤続奨励金、住宅手当及びその他の手当を含む。）並びに現物給付の総額は、2007年度、2008年度及び2009年度並びに2010年度上半期について、それぞれ約9,345,080米ドル、6,226,352米ドル、1,041,620米ドル及び174,602米ドルであった。

現在有効な協定に基づき、2010年度に当社取締役に対して支払われる報酬（裁量的賞与を除く。）及び株式及び現物給付を含む総額は、約3,200,960米ドルと見積もられている。

5. 受取手数料

本書において開示される場合を除き、当社取締役又はジョイント・グローバル・コーディネーター、プライスウォーターハウスクーパース、シービー・リチャードエリス若しくはタワーズワトソンも、香港目論見書の日付の直前2年間に、AIAグループのいずれかのメンバーの株式の発行又は売却に関して、AIAグループからいかなる手数料、割引、代理手数料、委託手数料又はその他の特別の条件も受領していない。

6. 免責文言

本書において開示される場合を除き、

（a）当社取締役又は当社の最高経営責任者のいずれも、（SFO第15部の意味における）当社又はいずれかの関連会社の株式、原資産株式又は債務証券について、（ ）SFO第15部第7章及び第8章に従って当社及び香港証券取引所に対して通知する必要のある（SFOのかかる規定において有するとみなされる持分及び売持（ショート・ポジション）を含む。）、（ ）SFO第352条に従い、当該条項において言及される登記簿に記載することを要求される、又は（ ）当社株

式が上場された場合に、モデル規約に従って、当社及び香港証券取引所に対して通知する必要のある、持分及び売持(ショート・ポジション)を有していない。

(b) 当社取締役又はジョイント・グローバル・コーディネーター、プライスウォーターハウスクーパース、シービー・リチャードエリス若しくはタワーズワトソンのいずれも、当社の販売促進活動について、又は、香港目論見書の日付の直前2年間にAIAグループのメンバーにより取得若しくは処分され、若しくはかかるメンバーに対してリースされている若しくはAIAグループのメンバーにより取得若しくは処分され、若しくはかかるメンバーに対してリースすることが提案されている資産について、直接又は間接の利害関係を有しない。

(c) 当社取締役又はジョイント・グローバル・コーディネーター、プライスウォーターハウスクーパース、シービー・リチャードエリス若しくはタワーズワトソンのいずれも、AIAグループの事業全般に関して、香港目論見書の日付に存続する重要ないかなる契約又は協定についても、実質的な利害関係を有しない。

(d) ジョイント・グローバル・コーディネーター、プライスウォーターハウスクーパース、シービー・リチャードエリス若しくはタワーズワトソンのいずれも、

() 当社普通株式又はいずれかの当社子会社の株式について、法律上又は実質的に持分を有しておらず、

() (法的に強制執行可能であると否とを問わず) AIAグループのメンバーの証券を引き受ける、又は引き受ける者を指名するいかなる権利又はオプションも有するものではない。

(e) いずれの当社取締役も、AIAグループのメンバーとの間で、(法定報酬以外の報酬を支払うことなく1年以内に満了する又は雇用者が終了することのできる契約を除く) いかなる既存のサービス契約も締結しておらず、又は提案されていない。

(f) 当社取締役、当社の各関連会社又は株主のいずれも、当社の発行済株式資本の5.0%を超える持分を有さず、又、AIAグループの5大供給業者についていかなる利害関係もない。

(g) 香港目論見書の日付の12ヶ月前までの間に、当社グループの財務状況に重大な影響を及ぼす可能性のある又は及ぼした、AIAグループの事業のいかなる中断もない。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する記載

監査委員会

当社は、香港上場規則の付属書類14に記載される香港上場規則ルール3.21及びコーポレート・ガバナンスの実践に関する規約のC3項に従って書面による取決め事項を制定し、監査委員会を設立した。監査委員会は、3名で構成されている。独立非執行取締役2名であり、適切な金融管理の専門家であり委員長を務めるチン・シャオ博士及びラファエル・シャー・ファイ氏である。非執行取締役は1名で、ジャック・チャク-クワン・ソー氏である。監査委員会の主要な任務は、AIAグループの財務報告システム及び内部統制手順を監督し、AIAグループの財務情報の完全性を監視し、AIAグループの社外監査人との関係を監督及び管理(社外監査人の独立性及び客観性並びに監査手順の有効性を、適用ある基準に従って見直し及び監視することを含む。)し、AIAグループの財務及び会計の方針及び実施を見直し、内部告発の取決めを見直し、当社の内部監査部門の内部監査手順を監督することである。

当社の内部監査部門は、内部監査の機能を調整する役割を担っており、監査委員会が定める規則及び方針に従って、監査委員会の監督下で、AIA内部にて定期又は臨時に実施される。内部監査を行う人員は、進行中のプロジェクト数によって変動するため、当社は、本書の日付現在のAIA内部

における内部監査のための人員数を開示することには、意味があるとは考えておらず、又はそれは適切なものではないと考えている。

報酬委員会

当社は、香港上場規則の付属書類14に記載されるコーポレート・ガバナンスの実践に関する法律のB1項に従って書面による取決め事項を制定し、報酬委員会を設立した。報酬委員会は3名で構成され、独立非執行取締役は2名で、委員長を務めるラファエル・シャー・ファイ氏及びチャン・コン(CK)・チョウ卿である。執行取締役は1名で、マーク・タッカー氏である。報酬委員会の主要な任務は、AIAグループの取締役及び上席経営陣に適用する報酬方針について評価し当社取締役会に勧告することである。

指名委員会

当社は、香港上場規則の付属書類14に記載されるコーポレート・ガバナンスの実践に関する法律に基づいて推奨される書面による取決め事項を制定し、指名委員会を設立した。指名委員会は、5名で構成されている。独立非執行取締役は3名で、委員長を務めるチャン・コン(CK)・チョウ卿、チン・シャオ博士及びラファエル・シャー・ファイ氏である。非執行取締役は2名で、ジャック・チャク・クォン・ソー氏及びエドモンド・セー・ウィン・ツェ氏である。指名委員会の主要な任務は、当社取締役会の構造、規模、構成、当社取締役の引継計画及び当社取締役会委員会の会員について当社取締役会に勧告することである。

リスク委員会

当社は、書面による取決め事項を制定し、リスク委員会を設立した。リスク委員会は、5名で構成されている。独立非執行取締役は2名で、委員長を務めるチャン・コン(CK)・チョウ卿及びチン・シャオ博士である。非執行取締役は2名で、ジャック・チャク・クォン・ソー氏及びエドモンド・セー・ウィン・ツェ氏である。執行取締役は1名でマーク・タッカー氏である。リスク委員会の主要な任務は、AIAグループのリスクの特徴及びリスク管理戦略について助言し、リスク管理方針及びガイドラインを考え、検討及び承認すること並びにリスク・レベル及び関連資源配分を決定することである。

取締役及び上席経営陣の報酬

当社の取締役及び上席経営陣は、復興法を含む適用ある法律及び関係法令に従い、給与、ボーナス、年金制度への拠出額、長期インセンティブ(株式に基づく報酬を含む。)、住宅手当及びその他手当の形で報酬及び現物給付を受領する。2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度の上半期に当社取締役に支払われた総報酬額(謝礼、給与、ボーナス、株式、ストック・オプション、年金制度への拠出額、長期インセンティブ、住宅手当及びその他手当を含む。)及び現物給付額は、それぞれ9,345,080米ドル、6,226,352米ドル、1,041,620米ドル及び174,602米ドルであった。2007年度、2008年度、2009年度及び2010年度の上半期にAIAグループで最も高い報酬を支払われている従業員5名に支払われた総報酬額及び現物給付額は、それぞれ14,359,106米ドル、12,420,132米ドル、11,828,223米ドル及び11,317,850米ドルであった。

現行の協定に基づき、当社は、2010年度に取締役に支払うべき総報酬額(裁量ボーナスを除く。)及び株式を含む現物給付額を3,200,960米ドルと推計する。執行取締役は、復興法を含む適用ある法律及び関係法令に従い、給与、ボーナス、年金制度への拠出額、長期インセンティブ、住宅手当及びその他手当の形で報酬及び現物給付を受領する。ボーナス及び長期インセンティブ(株式

に基づく報酬を含む。)は、執行取締役の報酬の可変部分給に相当し、AIAグループ及び執行取締役個人の業績に関連している。執行取締役は現在、雇用の終了に伴う法定給付金に加えて退職給付金を受領する資格を有している。独立非執行取締役は、当社から謝礼及び現物給付を受領する。全ての当社取締役は、当社にサービスを提供するために、又は当社の業務に関する事柄を遂行する際に必要であり且つ合理的に生じた費用について、当社から払戻金を受領する。当該払戻金は、取締役の役務費用(もしあれば)として、当社取締役が随時決定する金額(その他未払い金(例えば、雇用報酬。))を除いた年額(総額)を超えないものとする。)又は当社が普通決議により決定することのできる金額のうち、大きい方の金額が当社の積立金から支払われる。上記に開示された場合を除き、当社取締役は、当社からいかなる特別の給付を受領する権利も有さない。当社取締役会は上場後に、復興法を含む適用ある法律及び関係法令を考慮に入れた報酬委員会からの勧告を受けたうえで、取締役の報酬を決定する。復興法は、AIGグループ(AIAグループを含む。)の従業員に支払うべきボーナス、インセンティブ報酬、退職報酬及びその他報酬に対する制約を含んでいる。復興法を遵守するためのAIAグループの義務は、規制に従い、50%保有基準を使用する米国内国歳入法において当社がAIGと同じ「雇用者」として扱われなくなるとき、又はAIGがTARPに基づき受領した経済支援総額の100%を返済したときのいずれか早い時点で終了する。「第二部 - 第3 - 4 事業等のリスク - リスク要因 - 当社とAIGグループとの関係に関するリスク - 当社とAIGとの関係に起因し、当社は、当社の競争会社が課されていない可能性のある責任、制限及び費用負担を当社に課す米国の法律を遵守する必要がある。」を参照のこと。

歴史的に、AIAグループの従業員は、AIGによって管理される様々な株式報酬制度に参加してきた。これらの制度に関する財務情報については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記39を参照のこと。AIG事由の後、特別監査委員会は、AIGの最高経営責任者、最高財務担当役員、最も多く支払を受ける執行役員3名、及び次に多く支払を受けるAIGグループ(AIAグループを含む。)の従業員20名(「上位者25名」)に対してAIGの報酬支払を承認しなければならない。さらに、特別監査委員会は、その次に多く支払いを受けるAIGグループ(AIAグループを含む。)の従業員及び執行役員75名のために開発された報酬体系を承認しなければならない(以下上位者25名とあわせて「上位者100名」と総称する。)。上位者25名及び上位者100名は、米国証券取引委員会により採用された委任状規則と関連して年間ベースで確認される。AIAグループの従業員(執行取締役を含む。)のいずれかがある年の上位者25名又は上位者100名に該当し、且つ当社が、規制に従い、50%保有基準を使用する米国内国歳入法においてAIGと同じ「雇用者」として扱われなくなるとき、又はAIGがTARPに基づき受領した経済支援総額の100%を返済したときのいずれか早い時点までの場合に限り、当該上位者25名の従業員の報酬及び当該上位者100名の従業員の報酬体系は、特別監査委員会の承認の対象となる。

過去の当社取締役に対して、2007年、2008年及び2009年の11月30日に終了した3年間並びに2009年及び2010年の5月31日に終了した6ヶ月間に支払われた失職に関する報酬については「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記40を参照のこと。

上記に開示したものを除き、2009年度及び2010年5月30日に終了した当初6ヶ月間について、当社又は当社の子会社から取締役に対して支払われた又は支払われるべき報酬は存在しない。

当社は、当社取締役に対して、i) 本グループに関連して負担する可能性のある当該取締役の責任、() 現在若しくは過去において当社取締役であったことに起因する当該取締役の責任、又は() 香港会社条例第358条に基づく裁判所による法的救済に関して、若しくは、当該取締役に有利な判断若しくは無罪判決が下された訴訟(民事若しくは刑事のいずれかを問わない。)において、現在若しくは過去において当社取締役であったことに起因する当該取締役の責任に関して、法令により最大限許容される限りにおいて補償する。また、当社は、現在若しくは過去に当社取締役であったことにより、当該取締役が実際に被った若しくは被ったとの申立てに基づく責任に対する保険に加入し、それを維持する。

香港会社条例及び適用ある香港の法律に基づき、当社取締役が当社に対するその信認義務に違反した場合、当該取締役は、当社に対し、当該損害についての責任を負う。当社は、当該訴訟により生じる費用を賄えるよう当該役員のために保険に加入することは可能ではあるが、当該責任から当該取締役を免責するために当社が行ういかなる試みも無効とされる。

株式インセンティブ制度

当社の取締役（独立非執行取締役を除く。）は、RSU制度及び株式オプション制度に参加する資格を有する。「第二部 - 第1 - 1 会社制度等の概要 - (3) 当社株式資本及びオプション - 制限付の株式ユニット制度及び 株式オプション制度」を参照のこと。

コンプライアンス・アドバイザー

当社は、香港上場規則ルール3A.19により、アングロ・チャイニーズ・コーポレート・ファイナンス・リミテッドを当社のコンプライアンス・アドバイザーとして任命した。香港上場規則ルール3A.23により、コンプライアンス・アドバイザーは、以下の事由が生じた場合当社に助言をする。

- ・ 定期的な告知、回状又は財務報告書の発表の前、
- ・ 株式発行及び自社株買い戻しを含む届出義務のある又は関連取引である取引を企図する場合、
- ・ 当社がグローバル・オファリングによる収入を本書に詳述されたものとは幾分か異なる使途に使うことを提案する場合、又は当社の事業活動、事業展開若しくは業績が本書の概算若しくは本書のその他の情報から逸脱する場合、並びに
- ・ 香港証券取引所が当社普通株式の株価又は売買高の異常な動きに関して当社の調査を行う場合。

任命期間は、上場日に開始し、上場日後に開始した最初の会計年度の財務実績に関する年次報告書を配布する日に終了するものとし、当該任命期間は相互の合意により延長されることがある。

社外取締役

当社の独立非執行取締役は、3名（チャン-コン（CK）・チョウ卿、ラファエル・シャー・ファイ氏及びチン・シャオ博士）である。これら3名の独立非執行取締役は、当社取締役であるとの関係を除き、AIAグループとの間には、何らの人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係を有していない。

公認会計士

1) 公認会計士の氏名等

監査法人の名称	業務を執行した 公認会計士の氏名	提出会社に対する 継続監査年数
プライスウォーターハウス クーパーズ (香港所在)	サイモン・コーブレー パートナー	7年未満

2) 監査業務に係る補助者の構成

2009年11月30日に終了した事業年度に係るAIAグループの監査業務には、約100名を超える公認会計士及びその他の専門家が関与した。

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分		最近連結会計年度の 前連結会計年度		最近連結会計年度	
		監査証明業務に 基づく報酬 (百万)	非監査業務に 基づく報酬 (百万)	監査証明業務に 基づく報酬 (百万)	非監査業務に 基づく報酬 (百万)
提出会社	米ドル	-	-	-	-
	日本円	-	-	-	-
連結子会社	米ドル	8	1	8	1
	日本円	674.2	84.3	674.2	84.3
計	米ドル	8	1	8	1
	日本円	674.2	84.3	674.2	84.3

【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

関連子会社が2009年度及び2008年度に支払った非監査業務に基づく報酬の内容は、関連子会社の財務情報に関する保証業務、税務コンプライアンス及び顧問業務並びにその他の顧問業務に関連するものである。

【監査報酬の決定方針】

該当事項なし。

第6【経理の状況】

1. AIAグループ・リミテッドは、2009年8月24日に香港において設立され、第1期決算期は2009年11月30日であった。以下に掲げるAIAグループ・リミテッドとその子会社（以下「AIAグループ」と総称する。）の財務情報は、香港目論見書の付属書類Iに組み込むことを目的として作成された会計士報告書に記載されるものであり、国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）及び香港公認会計士協会が公表した香港財務報告基準（以下「香港財務報告基準」という。）に準拠して作成された。本書記載の財務情報の作成においてAIAグループが採用した企業会計基準、会計慣行及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められているそれらとの間の主な相違点に関しては、「4 香港と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。
以下に掲げる会計士報告書に含まれるAIAグループの財務情報は、AIAグループ・リミテッドがAIAグループの会計士報告書を香港会社登記所に登録し、香港証券取引所への上場申請を経た後に、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第129条第1項の適用を受ける予定である。
2. 以下に掲げる会計士報告書に含まれる2007年、2008年、2009年の各11月30日の連結財政状態計算書、2009年11月30日及び2010年5月31日現在のAIAグループ・リミテッドの財政状態計算書、並びに2007年、2008年、2009年の各11月30日に終了した事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書は、独立公認会計士であり、且つ外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース（以下「PWC香港」という。）から監査を受ける予定であり、PWC香港が行う監査は、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明となる予定である。会計士報告書は以下に記載されている。
3. 以下に掲げる2010年5月31日に終了した6ヶ月間のAIAグループの中間財務情報は、IFRS及び香港財務報告基準に基づき作成された。当該中間財務情報は、AIAグループ・リミテッドがAIAグループの会計士報告書を香港会社登記所に登録し、香港証券取引所への上場申請を経た後に、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第1項の適用を受ける予定である。2010年5月31日に終了した6ヶ月間の中間財務情報は、独立監査人による監査を受けていないが、2010年10月中旬にPWC香港より監査を受ける予定である。
4. 会計士報告書に記載されているAIAグループの原文連結財務情報（英語）は、香港証券取引所への上場申請及び2010年10月中旬に予定されている香港会社登記所への登録を経た後、香港において開示されるものと同一のものであり、日本語版はその翻訳である。
5. 以下に掲げる会計士報告書に記載されているAIAグループの原文財務情報は米ドルで表示されている。「財務諸表等規則」第132条の規定に基づき「円」で表示されている金額は、2010年9月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル＝84.27円の為替レートで換算された金額である。金額は百万円単位（四捨五入）で表示されている。なお、円換算額は単に便宜上表示されたものであり、米ドル額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
6. 円換算額及び「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 香港と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までの記載事項は、AIAグループの原文財務情報には含まれておらず、当該事項における財務情報への参照事項を除き、上記2. の会計監査の対象にもなっていない。
7. 本書記載の会計士報告書中の未定事項は、2010年10月中旬頃に決定される予定である。

1 【財務書類】

(訳文) 会計士報告書

以下は、香港目論見書に組み入れる目的で当社の報告会計士である公認会計士のプライスウォーターハウスクーパース 香港から受領した報告書の本文である。これは、香港公認会計士協会が公表した監査ガイドライン3.340「目論見書及び報告会計士」の要件に準拠して、当社の取締役及びジョイント・スポンサーに向けて作成されたものである。

プライスウォーターハウスクーパース
プリンスズ ビルディング 22階
セントラル、香港

2010年(未定)月(未定)日

AIAグループ・リミテッド

取締役 各位

シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド

ドイチェバンク・アーゲー 香港支店

ゴールドマン・サックス(アジア)エルエルシー

モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド

御中

私どもは、AIAグループ・リミテッド(以下「会社」という。)及びその子会社(以下「グループ」と総称する。)の財務情報(以下「本財務情報」という。)について報告する。本財務情報は、2007年、2008年及び2009年11月30日並びに2010年5月31日現在の連結財政状態計算書、2009年11月30日及び2010年5月31日現在の会社の財政状態計算書、及び2007年、2008年及び2009年11月30日に終了した各事業年度並びに2010年5月31日に終了した6ヶ月間(以下「関連期間」という。)における連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の注記で構成されている。この財務情報は会社の取締役により作成され、会社の株式の香港証券取引所のメインボードへの新規上場に関連した会社の(未定)日付の目論見書(以下「香港目論見書」という。)の付属書類Iに含めるために、以下のセクション から に記載されるものである。

会社は、2009年8月24日に有限責任会社として香港で設立された。セクション の注記1「企業情報及びグループ再編」に記載されている、2009年11月30日に完了したグループ再編により、会社は現在グループを構成する子会社の持株会社となった(以下「本件再編成」という)。

本報告書日現在、会社は、セクション の注記15及び43に記載されている主な子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する持分を直接的及び間接的に有している。これらの会社は全て非上場である。

会社の取締役は、国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)及び香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表した香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して各期間における会社の連結財務書類(以下「基礎となる財務書類」という。)を作成した。私どもは、会社との別途契約条件に従い、HKICPAが公表した香港監査基準(以下「HKSA」という。)に準拠して基礎となる財務書類を監査した。

財務情報は、基礎となる財務書類に基づいて作成されており、これに係る修正はなされていない。

財務情報に対する取締役の責任

会社の取締役は、IFRS及びHKFRSに準拠して財務情報を作成し、真実且つ公正に表示する責任を負っている。この責任には、不正や誤謬による重大な虚偽表示のない財務情報の作成及び真実且つ公正な表示に係る内部統制の設計、実施及び維持、適切な会計方針の選択及び適用、並びに状況に照らして合理的である会計上の見積りが含まれる。

報告会計士の責任

私どもの責任は、財務情報に対する意見を表明し、私どもの意見を報告することである。私どもは、HKICPAが公表した監査ガイドライン3.340「目論見書及び報告会計士」に準拠して私どもの手続を実施した。

意見

私どもは、香港目論見書の目的上、財務情報が、2009年11月30日及び2010年5月31日現在の会社の財政状態及び2007年、2008年及び2009年11月30日並びに2010年5月31日現在のグループの財政状態、並びに同日に終了した関連期間におけるグループの経営成績及びキャッシュ・フローの真実且つ公正な概観を与えているものと認める。

期中比較財務情報のレビュー

私どもは、香港目論見書の付属書類Iに含まれる以下のセクション から に記載の期中比較財務情報のレビューを行った。期中比較財務情報は、2009年5月31日に終了した6ヶ月間の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針の要約及びその他の注記で構成されている(以下「期中比較財務情報」という)。

取締役は、以下のセクション の注記2に記載のIFRS及びHKFRSに準拠した会計方針に従い期中比較財務情報を作成し、表示する責任を負っている。

私どもの責任は、私どものレビューに基づき、期中比較財務情報に対する結論を表明することである。私どもは、HKICPAが公表した香港レビュー業務基準第2410号「事業体の独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」に準拠して私どものレビューを実施した。レビューは、主として財務及び会計事項に責任を有する人物に対する質問を行うとともに、分析的手続及びその他のレビュー手続を実施することで構成される。レビューの範囲は、HKSAに準拠して実施される監査よりも大幅に狭く、このため、監査によって認識される可能性のある全ての重要事項を認識するであろうとの保証を得ることはできない。したがって、私どもは監査意見を表明しない。

私どものレビューに基づき、香港目論見書の目的上、期中比較財務情報が全ての重要な点において、以下のセクション の注記2に記載されたIFRS及びHKFRSに準拠した会計方針に従い作成されていないと信じさせる事項を私どもは認識しなかった。

財務情報

(1) 連結損益計算書

科目	期別 注記	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した6ヶ月間	
		2007年	2008年	2009年	2009年 (未監査)	2010年
		百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
収益						
売上高						
保険料及び手数料収入		9,573	10,674	10,433	4,879	5,339
出再保険料		(833)	(392)	(331)	(143)	(226)
保険料及び手数料収入純額		8,740	10,282	10,102	4,736	5,113
投資収益	8	6,409	(6,998)	8,843	4,414	2,053
その他の営業収益	8	77	526	71	26	37
収益合計		15,226	3,810	19,016	9,176	7,203
費用						
保険契約及び投資契約給付金		11,016	1,457	13,814	6,582	4,677
出再保険契約及び出再投資契約給付金		(653)	(248)	(251)	(115)	(163)
保険契約及び投資契約給付金純額		10,363	1,209	13,563	6,467	4,514
手数料及びその他の獲得費用		947	1,563	1,648	731	660
営業費用		962	1,089	981	467	525
事業再編及び分離費用		-	10	89	25	18
投資運用費用		92	103	89	41	48
財務費用		203	159	50	32	4
連結投資ファンドにおける第三者持分の変動		80	(319)	164	132	(12)
費用合計	9	12,647	3,814	16,584	7,895	5,757
関連会社による持分損失考慮前利益		2,579	(4)	2,432	1,281	1,446
関連会社による持分損失		-	(28)	(21)	(13)	(8)
税引前利益/(損失)		2,579	(32)	2,411	1,268	1,438
保険契約者収益に帰属する法人所得税:(費用)/還付金等収入		(70)	90	(137)	(46)	(70)
株主利益に帰属する税引前利益		2,509	58	2,274	1,222	1,368
税金:(費用)/還付金等収入	10	(651)	445	(654)	(305)	(376)
控除:保険契約者収益に帰属する税金		70	(90)	137	46	70
株主利益に帰属する税金:(費用)/還付金等収入		(581)	355	(517)	(259)	(306)
当期純利益		1,928	413	1,757	963	1,062
以下に帰属する当期純利益:						
AIAグループ・リミテッド株主		1,914	408	1,754	966	1,057
非支配持分		14	5	3	(3)	5
1株当たり利益						
基本及び希薄化後	12	0.16米ドル	0.03米ドル	0.15米ドル	0.08米ドル	0.09米ドル

(1) 連結損益計算書(続き)

科目	期別 注記	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した6ヶ月間	
		2007年	2008年	2009年	2009年 (未監査)	2010年
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
収益						
売上高						
保険料及び手数料収入		806,717	899,498	879,189	411,153	449,918
出再保険料		(70,197)	(33,034)	(27,893)	(12,051)	(19,045)
保険料及び手数料収入純額		736,520	866,464	851,296	399,103	430,873
投資収益	8	540,086	(589,721)	745,200	371,968	173,006
その他の営業収益	8	6,489	44,326	5,983	2,191	3,118
収益合計		1,283,095	321,069	1,602,478	773,262	606,997
費用						
保険契約及び投資契約給付金		928,318	122,781	1,164,106	554,665	394,131
出再保険契約及び出再投資契約給付金		(55,028)	(20,899)	(21,152)	(9,691)	(13,736)
保険契約及び投資契約給付金純額		873,290	101,882	1,142,954	544,974	380,395
手数料及びその他の獲得費用		79,804	131,714	138,877	61,601	55,618
営業費用		81,068	91,770	82,669	39,354	44,242
事業再編及び分離費用		-	843	7,500	2,107	1,517
投資運用費用		7,753	8,680	7,500	3,455	4,045
財務費用		17,107	13,399	4,214	2,697	337
連結投資ファンドにおける第三者持分の変動		6,742	(26,882)	13,820	11,124	(1,011)
費用合計	9	1,065,763	321,406	1,397,534	665,312	485,142
関連会社による持分損失考慮前利益		217,332	(337)	204,945	107,950	121,854
関連会社による持分損失		-	(2,360)	(1,770)	(1,096)	(674)
税引前利益/(損失)		217,332	(2,697)	203,175	106,854	121,180
保険契約者収益に帰属する法人所得税:(費用)/還付金等収入		(5,899)	7,584	(11,545)	(3,876)	(5,899)
株主利益に帰属する税引前利益		211,433	4,888	191,630	102,978	115,281
税金:(費用)/還付金等収入	10	(54,860)	37,500	(55,113)	(25,702)	(31,686)
控除:保険契約者収益に帰属する税金		5,899	(7,584)	11,545	3,876	5,899
株主利益に帰属する税金:(費用)/還付金等収入		(48,961)	29,916	(43,568)	(21,826)	(25,787)
当期純利益		162,473	34,804	148,062	81,152	89,495
以下に帰属する当期純利益:						
AIAグループ・リミテッド株主		161,293	34,382	147,810	81,405	89,073
非支配持分		1,180	421	253	(253)	421
1株当たり利益						
基本及び希薄化後	12	13.48円	2.53円	12.64円	6.74円	7.58円

(2) 連結包括利益計算書

科目	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した6ヶ月間	
	2007年 百万米ドル	2008年 百万米ドル	2009年 百万米ドル	2009年 (未監査) 百万米ドル	2010年 百万米ドル
当期純利益	1,928	413	1,757	963	1,062
売却可能金融資産に係る公正価値利益 / (損失) (以下の税引後： 2007年11月30日に終了した事業年度：181百万米ドル 2008年11月30日に終了した事業年度：(22)百万米ドル 2009年11月30日に終了した事業年度：(139)百万米ドル 2009年5月31日に終了した6ヶ月間(未監査)：(98)百万米ドル 2010年5月31日に終了した6ヶ月間：(210)百万米ドル)	(1,233)	(4,801)	2,915	1,090	619
売却及び減損に伴い損益に振替えられた売却可能金融資産に係る公正価値(利益) / 損失 (以下の税引後： 2007年11月30日に終了した事業年度：なし 2008年11月30日に終了した事業年度：10百万米ドル 2009年11月30日に終了した事業年度：6百万米ドル 2009年5月31日に終了した6ヶ月間(未監査)：1百万米ドル 2010年5月31日に終了した6ヶ月間：なし)	(1)	222	223	43	(53)
為替換算調整額	344	(796)	764	424	18
その他の包括利益	(890)	(5,375)	3,902	1,557	584
包括利益合計	1,038	(4,962)	5,659	2,520	1,646
以下に帰属する包括利益合計： AIAグループ・リミテッド株主	1,021	(4,922)	5,611	2,487	1,640
非支配持分	17	(40)	48	33	6

(2) 連結包括利益計算書(続き)

科目	期別	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した6ヶ月間	
		2007年	2008年	2009年	2009年 (未監査)	2010年
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益		162,473	34,804	148,062	81,152	89,495
売却可能金融資産に係る公正価値利益 / (損失) (以下の税引後： 2007年11月30日に終了した事業年度：15,253百万円 2008年11月30日に終了した事業年度：(1,854)百万円 2009年11月30日に終了した事業年度：(11,714)百万円 2009年5月31日に終了した6ヶ月間(未監査)：(8,258)百万円 2010年5月31日に終了した6ヶ月間：(17,697)百万円)		(103,905)	(404,580)	245,647	91,854	52,163
売却及び減損に伴い損益に振替えられた売却可能金融資産に係る公正価値(利益) / 損失 (以下の税引後： 2007年11月30日に終了した事業年度：なし 2008年11月30日に終了した事業年度：843百万円 2009年11月30日に終了した事業年度：506百万円 2009年5月31日に終了した6ヶ月間(未監査)：84百万円 2010年5月31日に終了した6ヶ月間：なし)		(84)	18,708	18,792	3,624	(4,466)
為替換算調整額		28,989	(67,079)	64,382	35,730	1,517
その他の包括利益		(75,000)	(452,951)	328,822	131,208	49,214
包括利益合計		87,472	(418,148)	476,884	212,360	138,708
以下に帰属する包括利益合計：						
AIAグループ・リミテッド株主		86,040	(414,777)	472,839	209,579	138,203
非支配持分		1,433	(3,371)	4,045	2,781	506

(3) 連結財政状態計算書

科目	期別 注記	11月30日現在			5月31日現在
		2007年	2008年	2009年	2010年
		百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
資産					
無形資産	14	200	232	233	242
関連会社への投資	15	63	47	53	63
有形固定資産	16	352	332	326	303
投資不動産	17,18	190	217	244	247
再保険資産	19	2,668	147	284	458
繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用	20	10,044	10,047	10,976	11,227
金融投資：	21,23				
貸付金及び債権		5,665	4,002	4,648	4,564
売却可能					
負債証券		30,955	29,934	37,722	40,853
持分証券 - AIGの株式		2,520	87	62	77
損益を通じて公正価値で測定する					
負債証券		13,449	12,389	14,479	14,981
持分証券		17,619	8,660	16,116	17,317
デリバティブ金融商品	22	422	252	453	521
		70,630	55,324	73,480	78,313
その他の資産	24	1,462	1,499	1,600	1,663
現金及び現金同等物	25	2,583	4,164	3,405	3,222
売却目的で保有する処分グループの資産	11	-	-	58	-
資産合計		88,192	72,009	90,659	95,738
負債					
保険契約負債	26	57,161	52,158	63,255	65,781
投資契約負債	27	6,505	4,898	7,780	8,012
借入金	29	1,461	661	688	682
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	30	5,395	2,718	284	670
デリバティブ金融商品	22	47	138	71	40
引当金	32	142	166	280	188
繰延税金負債	10	1,427	547	1,087	1,373
未払税金		269	218	185	302
その他の負債	33	2,294	1,587	2,012	2,083
売却目的で保有する処分グループの負債	11	-	-	58	-
負債合計		74,701	63,091	75,700	79,131
資本					
発行済株式資本及び発行予定株式	34	12,000	12,000	12,044	12,044
資本剰余金	34	1,914	1,914	1,914	1,914
その他の準備金		(13,215)	(12,480)	(12,110)	(12,111)
利益剰余金		9,431	9,494	11,223	12,280
公正価値準備金		2,969	(1,565)	1,528	2,092
為替換算準備金		341	(455)	309	328
その他の包括利益に反映されている金額		3,310	(2,020)	1,837	2,420
以下に帰属する資本合計：					
AIAグループ・リミテッド株主		13,440	8,908	14,908	16,547
非支配持分	35	51	10	51	60
資本合計		13,491	8,918	14,959	16,607
負債及び資本合計		88,192	72,009	90,659	95,738

(3) 連結財政状態計算書(続き)

科目	期別 注記	11月30日現在			5月31日現在
		2007年	2008年	2009年	2010年
		百万円	百万円	百万円	百万円
資産					
無形資産	14	16,854	19,551	19,635	20,393
関連会社への投資	15	5,309	3,961	4,466	5,309
有形固定資産	16	29,663	27,978	27,472	25,534
投資不動産	17,18	16,011	18,287	20,562	20,815
再保険資産	19	224,832	12,388	23,933	38,596
繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用	20	846,408	846,661	924,948	946,099
金融投資：	21,23				
貸付金及び債権		477,390	337,249	391,687	384,608
売却可能					
負債証券		2,608,578	2,522,538	3,178,833	3,442,682
持分証券 - AIGの株式		212,360	7,331	5,225	6,489
損益を通じて公正価値で測定する					
負債証券		1,133,347	1,044,021	1,220,145	1,262,449
持分証券		1,484,753	729,778	1,358,095	1,459,304
デリバティブ金融商品	22	35,562	21,236	38,174	43,905
		5,951,990	4,662,153	6,192,160	6,599,437
その他の資産	24	123,203	126,321	134,832	140,141
現金及び現金同等物	25	217,669	350,900	286,939	271,518
売却目的で保有する処分グループの資産	11	-	-	4,888	-
資産合計		7,431,940	6,068,198	7,639,834	8,067,841
負債					
保険契約負債	26	4,816,957	4,395,355	5,330,499	5,543,365
投資契約負債	27	548,176	412,754	655,621	675,171
借入金	29	123,118	55,702	57,978	57,472
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	30	454,637	229,046	23,933	56,461
デリバティブ金融商品	22	3,961	11,629	5,983	3,371
引当金	32	11,966	13,989	23,596	15,843
繰延税金負債	10	120,253	46,096	91,601	115,703
未払税金		22,669	18,371	15,590	25,450
その他の負債	33	193,315	133,736	169,551	175,534
売却目的で保有する処分グループの負債	11	-	-	4,888	-
負債合計		6,295,053	5,316,679	6,379,239	6,668,369
資本					
発行済株式資本及び発行予定株式	34	1,011,240	1,011,240	1,014,948	1,014,948
資本剰余金	34	161,293	161,293	161,293	161,293
その他の準備金		(1,113,628)	(1,051,690)	(1,020,510)	(1,020,594)
利益剰余金		794,750	800,059	945,762	1,034,836
公正価値準備金		250,198	(131,883)	128,765	176,293
為替換算準備金		28,736	(38,343)	26,039	27,641
その他の包括利益に反映されている金額		278,934	(170,225)	154,804	203,933
以下に帰属する資本合計：					
AIAグループ・リミテッド株主		1,132,589	750,677	1,256,297	1,394,416
非支配持分	35	4,298	843	4,298	5,056
資本合計		1,136,887	751,520	1,260,595	1,399,472
負債及び資本合計		7,431,940	6,068,198	7,639,834	8,067,841

(4) 連結資本変動表

	注記	発行済 株式資本、 発行予定株式 及び 資本剰余金	その他の 準備金	利益剰余金	公正価値 準備金	為替換算 準備金	非支配持分	資本合計
		百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
2006年12月1日現在残高		13,914	(13,376)	7,810	4,194	-	77	12,619
当期純利益		-	-	1,914	-	-	14	1,928
売却可能金融資産に係る公正 価値損失		-	-	-	(1,236)	-	3	(1,233)
売却及び減損に伴い損益に振替 えられた売却可能金融資産に係 る公正価値利益		-	-	-	(1)	-	-	(1)
為替換算調整額		-	-	-	-	344	-	344
資本抛出		-	164	-	-	-	-	164
配当金		-	-	(259)	-	-	(2)	(261)
非支配持分の取得		-	-	(34)	12	(3)	(41)	(66)
株式に基づく報酬		-	(3)	-	-	-	-	(3)
2007年11月30日現在残高		13,914	(13,215)	9,431	2,969	341	51	13,491
当期純利益		-	-	408	-	-	5	413
売却可能金融資産に係る公正 価値損失		-	-	-	(4,756)	-	(45)	(4,801)
売却及び減損に伴い損益に振替 えられた売却可能金融資産に係 る公正価値損失		-	-	-	222	-	-	222
為替換算調整額		-	-	-	-	(796)	-	(796)
資本抛出		-	731	-	-	-	-	731
配当金		-	-	(345)	-	-	(1)	(346)
株式に基づく報酬		-	4	-	-	-	-	4
2008年11月30日現在残高		13,914	(12,480)	9,494	(1,565)	(455)	10	8,918
当期純利益		-	-	1,754	-	-	3	1,757
売却可能金融資産に係る公正 価値利益		-	-	-	2,870	-	45	2,915
売却及び減損に伴い損益に振替 えられた売却可能金融資産に係 る公正価値損失		-	-	-	223	-	-	223
為替換算調整額		-	-	-	-	764	-	764
資本抛出		44	364	-	-	-	-	408
配当金		-	-	(25)	-	-	-	(25)
子会社の取得		-	-	-	-	-	44	44
子会社の売却		-	-	-	-	-	(51)	(51)
株式に基づく報酬		-	6	-	-	-	-	6
2009年11月30日現在残高		13,958	(12,110)	11,223	1,528	309	51	14,959

(4) 連結資本変動表(続き)

	注記	発行済 株式資本、 発行予定株式 及び 資本剰余金	その他の 準備金	利益剰余金	公正価値 準備金	為替換算 準備金	非支配持分	資本合計
		百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
2009年5月31日に終了した 6ヶ月間(未監査)								
2008年12月1日現在残高		13,914	(12,480)	9,494	(1,565)	(455)	10	8,918
当期純利益		-	-	966	-	-	(3)	963
売却可能金融資産に係る公正 価値利益		-	-	-	1,054	-	36	1,090
売却及び減損に伴い損益に振替 えられた売却可能金融資産に係 る公正価値損失		-	-	-	43	-	-	43
為替換算調整額		-	-	-	-	424	-	424
資本拠出		-	49	-	-	-	-	49
配当金		-	-	-	-	-	-	-
子会社の取得	13	-	-	-	-	-	3	3
株式に基づく報酬		-	5	-	-	-	-	5
2009年5月31日現在残高		13,914	(12,426)	10,460	(468)	(31)	46	11,495
2009年12月1日現在残高		13,958	(12,110)	11,223	1,528	309	51	14,959
当期純利益		-	-	1,057	-	-	5	1,062
売却可能金融資産に係る公正 価値利益		-	-	-	617	-	2	619
売却及び減損に伴い損益に振替 えられた売却可能金融資産に係 る公正価値損失		-	-	-	(53)	-	-	(53)
為替換算調整額		-	-	-	-	19	(1)	18
配当金		-	-	-	-	-	-	-
子会社の取得	13	-	-	-	-	-	3	3
株式に基づく報酬		-	(1)	-	-	-	-	(1)
2010年5月31日現在残高		13,958	(12,111)	12,280	2,092	328	60	16,607

(4) 連結資本変動表(続き)

	注記	発行済 株式資本、 発行予定株式 及び 資本剰余金	その他の 準備金	利益剰余金	公正価値 準備金	為替換算 準備金	非支配持分	資本合計
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2006年12月1日現在残高		1,172,533	(1,127,196)	658,149	353,428	-	6,489	1,063,403
当期純利益		-	-	161,293	-	-	1,180	162,473
売却可能金融資産に係る公正 価値損失		-	-	-	(104,158)	-	253	(103,905)
売却及び減損に伴い損益に振替 えられた売却可能金融資産に係 る公正価値利益		-	-	-	(84)	-	-	(84)
為替換算調整額		-	-	-	-	28,989	-	28,989
資本抛出		-	13,820	-	-	-	-	13,820
配当金		-	-	(21,826)	-	-	(169)	(21,994)
非支配持分の取得		-	-	(2,865)	1,011	(253)	(3,455)	(5,562)
株式に基づく報酬		-	(253)	-	-	-	-	(253)
2007年11月30日現在残高		1,172,533	(1,113,628)	794,750	250,198	28,736	4,298	1,136,887
当期純利益		-	-	34,382	-	-	421	34,804
売却可能金融資産に係る公正 価値損失		-	-	-	(400,788)	-	(3,792)	(404,580)
売却及び減損に伴い損益に振替 えられた売却可能金融資産に係 る公正価値損失		-	-	-	18,708	-	-	18,708
為替換算調整額		-	-	-	-	(67,079)	-	(67,079)
資本抛出		-	61,601	-	-	-	-	61,601
配当金		-	-	(29,073)	-	-	(84)	(29,157)
株式に基づく報酬		-	337	-	-	-	-	337
2008年11月30日現在残高		1,172,533	(1,051,690)	800,059	(131,883)	(38,343)	843	751,520
当期純利益		-	-	147,810	-	-	253	148,062
売却可能金融資産に係る公正 価値利益		-	-	-	241,855	-	3,792	245,647
売却及び減損に伴い損益に振替 えられた売却可能金融資産に係 る公正価値損失		-	-	-	18,792	-	-	18,792
為替換算調整額		-	-	-	-	64,382	-	64,382
資本抛出		3,708	30,674	-	-	-	-	34,382
配当金		-	-	(2,107)	-	-	-	(2,107)
子会社の取得		-	-	-	-	-	3,708	3,708
子会社の売却		-	-	-	-	-	(4,298)	(4,298)
株式に基づく報酬		-	506	-	-	-	-	506
2009年11月30日現在残高		1,176,241	(1,020,510)	945,762	128,765	26,039	4,298	1,260,595

(4) 連結資本変動表(続き)

	注記	発行済 株式資本、 発行予定株式 及び 資本剰余金	その他の 準備金	利益剰余金	公正価値 準備金	為替換算 準備金	非支配持分	資本合計
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2009年5月31日に終了した 6ヶ月間(未監査)								
2008年12月1日現在残高		1,172,533	(1,051,690)	800,059	(131,883)	(38,343)	843	751,520
当期純利益		-	-	81,405	-	-	(253)	81,152
売却可能金融資産に係る公正 価値利益		-	-	-	88,821	-	3,034	91,854
売却及び減損に伴い損益に振替 えられた売却可能金融資産に係 る公正価値損失		-	-	-	3,624	-	-	3,624
為替換算調整額		-	-	-	-	35,730	-	35,730
資本拋出		-	4,129	-	-	-	-	4,129
配当金		-	-	-	-	-	-	-
子会社の取得		-	-	-	-	-	253	253
株式に基づく報酬		-	421	-	-	-	-	421
2009年5月31日現在残高	13	1,172,533	(1,047,139)	881,464	(39,438)	(2,612)	3,876	968,684
2009年12月1日現在残高		1,176,241	(1,020,510)	945,762	128,765	26,039	4,298	1,260,595
当期純利益		-	-	89,073	-	-	421	89,495
売却可能金融資産に係る公正 価値利益		-	-	-	51,995	-	169	52,163
売却及び減損に伴い損益に振替 えられた売却可能金融資産に係 る公正価値損失		-	-	-	(4,466)	-	-	(4,466)
為替換算調整額		-	-	-	-	1,601	(84)	1,517
配当金		-	-	-	-	-	-	-
子会社の取得		-	-	-	-	-	253	253
株式に基づく報酬		-	(84)	-	-	-	-	(84)
2010年5月31日現在残高	13	1,176,241	(1,020,594)	1,034,836	176,293	27,641	5,056	1,399,472

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

本計算書に表示されているキャッシュ・フローはグループの活動を全てカバーしており、投資関連契約と有
配当型ファンドの両方によるフロー及び株主活動によるフローを含んでいる。

科目	期別 注記	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した6ヶ月間	
		2007年	2008年	2009年	2009年 (未監査)	2010年
		百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
営業活動によるキャッシュ・フロー：						
税引前利益/(損失)		2,579	(32)	2,411	1,268	1,438
再保険リキャブチャーに係る利益		-	(447)	-	-	-
金融商品	21	(11,934)	10,054	(11,044)	(5,286)	(4,072)
保険契約及び投資契約負債	26	9,572	(2,974)	10,132	4,772	2,522
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	30	1,609	(3,162)	(2,505)	(324)	382
その他の現金収支を伴わない営業項目 (投資収入を含む)		(2,190)	(3,709)	(2,619)	(1,128)	(1,807)
現金収支を伴う営業項目：						
受取利息		2,462	2,933	2,798	1,351	1,489
受取配当金		185	201	147	70	114
支払利息		(203)	(159)	(50)	(4)	(4)
税金支払額		(446)	(418)	(371)	(173)	(177)
営業活動から得た/(に使用した)正味現金		1,634	2,287	(1,101)	546	(115)
投資活動によるキャッシュ・フロー：						
関連会社への投資に係る支払額	15	(8)	(48)	(24)	(17)	(14)
関連会社への投資の売却	15	217	17	1	-	-
子会社の取得(取得現金控除後)	4	(207)	-	(28)	-	(15)
子会社の売却(処分現金控除後)		-	-	(2)	-	-
投資不動産及び有形固定資産に係る支払額	16,17	(61)	(114)	(39)	(34)	(20)
投資不動産及び有形固定資産の売却による収入		9	15	8	5	-
無形資産に係る支払額	14	(22)	(38)	(36)	(5)	(9)
無形資産の売却による収入		-	-	22	19	-
投資活動に使用した正味現金		(72)	(168)	(98)	(32)	(58)
財務活動によるキャッシュ・フロー：						
当期に支払われた配当金	13	(261)	(346)	(25)	-	-
借入金による収入	29	101	50	21	6	62
借入金の返済	29	-	(849)	(49)	(11)	(69)
非支配持分の取得		(66)	-	-	-	-
資本拠出		164	731	401	49	-
財務活動(に使用した)/から得た正味現金		(62)	(414)	348	44	(7)
保有現金の純増加/(減少)		1,500	1,705	(851)	558	(180)
期首現在の現金及び現金同等物		1,035	2,583	4,164	4,164	3,405
為替レートの変動による影響		48	(124)	92	63	(3)
期末現在の現金及び現金同等物	25	2,583	4,164	3,405	4,785	3,222

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書(続き)

科目	期別 注記	11月30日に終了した事業年度			5月31日に終了した6ヶ月間	
		2007年	2008年	2009年	2009年 (未監査)	2010年
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー：						
税引前利益/(損失)		217,332	(2,697)	203,175	106,854	121,180
再保険リキャプチャーに係る利益		-	(37,669)	-	-	-
金融商品	21	(1,005,678)	847,251	(930,678)	(445,451)	(343,147)
保険契約及び投資契約負債	26	806,632	(250,619)	853,824	402,136	212,529
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	30	135,590	(266,462)	(211,096)	(27,303)	32,191
その他の現金収支を伴わない営業項目 (投資収入を含む)		(184,551)	(312,557)	(220,703)	(95,057)	(152,276)
現金収支を伴う営業項目：						
受取利息		207,473	247,164	235,787	113,849	125,478
受取配当金		15,590	16,938	12,388	5,899	9,607
支払利息		(17,107)	(13,399)	(4,214)	(337)	(337)
税金支払額		(37,584)	(35,225)	(31,264)	(14,579)	(14,916)
営業活動から得た/(に使用した)正味現金		137,697	192,725	(92,781)	46,011	(9,691)
投資活動によるキャッシュ・フロー：						
関連会社への投資に係る支払額	15	(674)	(4,045)	(2,022)	(1,433)	(1,180)
関連会社への投資の売却	15	18,287	1,433	84	-	-
子会社の取得(取得現金控除後)	4	(17,444)	-	(2,360)	-	(1,264)
子会社の売却(処分現金控除後)		-	-	(169)	-	-
投資不動産及び有形固定資産に係る支払額	16,17	(5,140)	(9,607)	(3,287)	(2,865)	(1,685)
投資不動産及び有形固定資産の売却による収入		758	1,264	674	421	-
無形資産に係る支払額	14	(1,854)	(3,202)	(3,034)	(421)	(758)
無形資産の売却による収入		-	-	1,854	1,601	-
投資活動に使用した正味現金		(6,067)	(14,157)	(8,258)	(2,697)	(4,888)
財務活動によるキャッシュ・フロー：						
当期に支払われた配当金	13	(21,994)	(29,157)	(2,107)	-	-
借入金による収入	29	8,511	4,214	1,770	506	5,225
借入金の返済	29	-	(71,545)	(4,129)	(927)	(5,815)
非支配持分の取得		(5,562)	-	-	-	-
資本拠出		13,820	61,601	33,792	4,129	-
財務活動(に使用した)/から得た正味現金		(5,225)	(34,888)	29,326	3,708	(590)
保有現金の純増加/(減少)		126,405	143,680	(71,714)	47,023	(15,169)
期首現在の現金及び現金同等物		87,219	217,669	350,900	350,900	286,939
為替レートの変動による影響		4,045	(10,449)	7,753	5,309	(253)
期末現在の現金及び現金同等物	25	217,669	350,900	286,939	403,232	271,518

[次へ](#)

財務情報に対する注記

1 企業情報及びグループ再編

AIAグループ・リミテッド(以下「当社」という。)は、2009年8月24日に香港の有限責任会社として設立された。登記事務所の住所は、35/F AIAセントラル、コンノート・ロード1、セントラル、香港である。

AIAグループ・リミテッド及びその子会社(以下「AIAグループ」又は「当グループ」と総称する。)は、アジア・パシフィック地域の15の法域において事業を展開する生命保険をベースとした金融サービス企業である。当グループの主な活動は、生命保険事業の引受、アジアにおける生命保険、年金保険及び傷害医療保険の提供、並びに関連する投資及びその他の金融サービス商品の顧客への販売である。

AIAグループは、アメリカン・インターナショナル・グループ・インク(以下「AIG」という。)のアジア・パシフィック地域の生命保険事業の再編におけるいくつかのステップ後に形成された。これらには、AIG、再編完了前まで当社の直接親会社であり、AIG傘下の兄弟会社であるアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド(以下「AIRCO」という。)並びにニューヨーク連邦準備銀行(以下「FRBNY」という。)の間の2009年6月25日付の買取契約(以下「FRBNY買取契約」という。)に基づいて要求された再編ステップが含まれていた。この契約に基づき、AIGはアメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド(以下「AIA」という。)の持分を特別目的事業体であるAIAオーロラLLCに拠出することに同意した。この詳細は、注記44「直接的及び最終的な支配当事者」に記載されている。再編の主なステップは、以下の通り要約される。

- 2009年2月19日に、AIAは、アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー(バミューダ)リミテッド(以下「AIAバミューダ」という。)、AIAオーストラリア・リミテッド(旧アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー(オーストラリア)リミテッド)及びAIAペンション・アンド・トラスティー・カンパニー・リミテッド(取引日現在の全ての子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社並びにその他の投資を含む)をAIAに譲渡することに関してAIRCOと一連の契約を締結した。当該取引は、2009年2月28日に完了した。
- 2009年6月1日に、AIG傘下の兄弟会社であるアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー(以下「ALICO」という。)は、台湾支店並びに同支店の生命保険及び関連事業をAIAバミューダに譲渡した。
- 2009年8月13日に、AIAバミューダは、AIGグローバル・インベストメント・コーポレーション(アジア)リミテッドをAIGに譲渡することに関してAIGと契約を締結した。この取引は、2009年11月25日に完了した。
- 2009年8月24日に、AIAは、フィリピン・アメリカン・ライフ・アンド・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー(以下「フィラムライフ」という。)(取得日現在の全ての子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社並びにその他の投資を含む)をAIAに譲渡することに関してAIG及びALICOと契約を締結した。フィラムライフの株式はAIAが発行した約束手形と交換にAIAに譲渡され、元本は586百万米ドルであった(以下「AIA約束手形」という。)。AIA約束手形はAIGとALICOによりAIAの当時の直接親会社であったAIRCOに譲渡された。AIRCOは、AIAの株式と交換にAIAにAIA約束手形を拠出した。これにより、AIA約束手形は消滅した。この取引は、2009年11月3日に完了した。
- 2009年8月24日に、FRBNY買取契約の条項に従い、AIAオーロラLLCによりAIAグループ・リミテッドが設立された。
- 2009年9月23日に、AIAの完全子会社であるTHセントラル・ホールディングス・リミテッドは、AIG傘下のいくつかの兄弟会社における一部の所有持分を取得するためにAIRCOと契約を締結した。これらの事業体はサービス機能を果たしており、タイに不

動産を保有している。当該取引は、2009年10月15日に完了した。

- ・ 2009年11月27日に、AIAグループ・リミテッドは、AIG及びAIRCOと契約を締結した。これは、AIA(取引日現在の全ての子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社並びにその他の投資を含む)をAIAグループ・リミテッドに譲渡することに関するもので、2009年11月30日に完了した。AIRCOは、AIAグループ・リミテッドが発行した元本13,964百万米ドルの約束手形(以下「AIGグループ約束手形」という)と交換にAIAをAIAグループ・リミテッドに譲渡した。AIRCOは、AIAグループ約束手形をAIAオーロラLLCに譲渡した。AIAオーロラLLCは、当該手形をAIAグループ・リミテッドからの株式(発行済株式資本12,000百万米ドル及び資本剰余金1,914百万米ドルからなる)及び50百万米ドルの約束手形と交換にAIAグループ・リミテッドに拋出した。この受領により最初のAIAグループ約束手形は消滅した。

当該財務情報に表示される全期間を通してAIGの共通支配下にある事業体の持分を譲渡することにより生じるグループ再編及び企業結合は、表示される最も早い期間の期首に生じたかのように会計処理されている。被取得事業体の資本の構成要素は、連結した資本の同じ構成要素に加えられる。但し、被取得事業体の株式資本がその他の準備金の一部として認識される場合を除く。

したがって、財務情報は、2006年12月1日から今日までの期間を通じて存在したかのように当グループの経営成績を表示している。ジョイント・ベンチャー及び関連会社を含む、現在当社を構成する全ての事業体は、AIAグループの報告目的上11月30日とその事業年度末日として採用している。

2 重要な会計方針

2.1 作成の基準及びコンプライアンスの表明

本財務情報は、IFRS及びHKFRSに準拠して作成されている。HKFRSは相当程度、IFRSと整合しており、本財務情報の作成にあたって、当グループはIFRSとHKFRSの両方に準拠できるように会計方針を選択した。本財務情報中でIFRS、IAS及びIFRICに言及している場合は、相当するHKFRS、HKAS及びHKFRICを適宜指しているものとして読むべきである。したがって、本財務情報に影響を及ぼすIFRSとHKFRSの会計実務の差異はない。

本財務情報は取得原価主義に基づいて作成されているが、売却可能金融資産、損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている一部の金融資産及び負債並びにデリバティブ金融商品については、全て公正価値で計上されており、再評価による修正が加えられている。

以下を除き、当グループは2006年12月1日のIFRS及びHKFRSへの移行日から一貫して、2009年12月1日以降に開始する会計期間において適用される全てのIFRS基準及び解釈指針を適用している。

- ・ IFRS第3号改訂「企業結合」。これは、当グループにおいては2010年5月31日に終了した期間から適用され、過去に完了した取引の修正再表示を行うことなく2009年12月1日より採用された。
- ・ IAS第27号修正「連結及び個別財務書類」。これは、当グループにおいては2010年5月31日に終了した期間から適用され、2009年12月1日より非支配持分との取引について将来にわたって採用された。IAS第27号修正によるその他の変更は、当グループにおいては表示及び開示事項に限定され、本財務情報に遡及的に反映されている。

以下の基準は、2010年5月31日に終了した期間には適用されず、本財務情報においても採用されていない。

- ・ IFRS第9号「金融商品」

以下の新しい解釈指針は当グループにとって重要な影響がないため、適用されていない。

- ・ IFRIC第15号「不動産の建設に関する契約」
- ・ IFRIC第17号「非現金資産の株主への分配」、及び
- ・ IFRIC第19号「持分金融商品による金融負債の消滅」

以下の基準の修正は、当グループにとって重要な影響がない。

- ・ IAS第24号修正「関連当事者に関する開示：関連当事者の定義の変更」
- ・ IFRS第2号修正「株式報酬、権利確定条件及び取消し」
 - ・ IFRS第5号修正「売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業：売却目的保有に分類される非流動資産(又は処分グループ)又は廃止事業の開示」
 - ・ IAS第32号修正「金融商品：表示」及びIAS第1号修正「金融商品の表示、プット可能な金融商品及び清算時に生じる債務」
- ・ IAS第39号修正「金融商品：認識及び測定、適格ヘッジ対象」(注記2.6.4参照)
- ・ IAS第7号修正「キャッシュ・フロー計算書：未認識資産に対する支出の分類」
- ・ IAS第17号修正「リース：土地建物のリースの分類」
- ・ IAS第36号修正「資産の減損：のれんの減損テストに関する会計処理の単位」
 - ・ IFRS第3号修正「企業結合、IFRS改訂の適用日より前に生じた企業結合の偶発的対価に関する移行規定、非支配持分の測定、置き換えがないか自発的な置き換えのあった株式報酬」
- ・ IFRS第7号修正「金融商品：開示、開示の明確化」
- ・ IAS第1号修正「財務書類の表示、資本変動表の明確化」
- ・ IAS第27号修正「連結及び個別財務書類、IAS第27号の結果生じる修正に係る移行規定」
- ・ IFRIC第13号修正「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム、付与クレジットの公正価値」

各グループ会社の財務情報に含まれる項目は、各社が営業活動を行っている主たる経済環境の通貨(機能通貨)で測定されている。別途記載のない限り、本財務情報は百万米ドル単位で表示されている。米ドルは、当社の機能通貨であり、当グループの表示通貨である。

本財務情報の作成に採用した重要な会計方針は以下の通りである。これらの方針は、全表示期間に一貫して適用されている。

2.2 営業利益

当グループの事業の多くが長期的な性質を有していることから、経営者の意思決定及び内部の業績管理の目的上、当グループは、当グループの営業成績及び事業セグメントの評価にあたり「営業利益」を財務業績の基準として用いている。当グループは税引前営業利益及び税引後営業利益を、それぞれ以下の営業外項目を除いた利益として定義している。

- ・ 投資実績(実現損益、為替差損益、減損及び損益を通じて公正価値で測定する投資に係る未実現損益からなる。)
- ・ 投資関連契約に関する投資収入(配当金、受取利息及び賃料収入からなる。)
- ・ 投資関連契約に関する投資運用費用

- ・ 上記に対応する投資関連契約及び有配当型ファンド(注記2.3参照)に関する保険契約及び投資契約負債の変動、並びに上記の保険契約及び投資契約負債の変動に係る税金における保険契約者の持分による連結投資ファンドの第三者持分の変動、及び
- ・ 経営陣が営業外収益及び費用と判断する他の重要な項目

これらの除外された営業外項目が当グループの利益の重要な構成要素である一方、当グループは、営業利益の表示は当グループ及び当グループの事業セグメントの業績の理解と比較可能性を高めると考えている。当グループは、市場要素によって大きく左右されることの多いこれらの営業外項目の変動の影響を除くことで、動向をより確実に把握できるものと考えている。

営業利益は、異なる報告期間のビジネス動向を一貫した基準で比較できるようにし、全体的な財務成績の理解を深めるための追加情報として提供されている。

2.3 重要な会計方針及び見積りの使用

重要な会計方針

財務情報の作成にあたり、当グループは会計方針を選択し、連結損益計算書、連結財政状態計算書、その他の主要財務書類及び財務情報に対する注記中の項目の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが要求されている。当グループは、IFRSによって広範な会計処理が認められている場合に重要な判断及び見積りが要求される会計方針を、当グループにとって重要な会計方針と考えている。

商品の分類

IFRS第4号「保険契約」は、保険会社が引き受けた契約を、保険リスクのレベルに応じて保険契約又は投資契約のいずれかに分類することを要求している。保険契約は重要な保険リスクが移転する契約であり、投資契約は重要な保険リスクがない契約である。有配当型保険契約と呼ばれる一部の保険契約及び投資契約には裁量的な配当(以下「DPF」という。)が付されており、顧客は、保証された給付金を補完するものとして保険契約者配当金又はボーナスといった無保証の追加給付金を受け取る権利を得る。当グループは、DPF付の投資契約から生じる債務の認識及び測定について、保険契約の場合と同じ会計方針を適用している。

したがって、当グループはこれらのカテゴリーへの契約の分類を決定するために、当グループの契約ポートフォリオの商品を分類する。商品の分類では、保険対象の事象によって当グループの顧客への多額の追加給付金の支払が要求されるシナリオ(商業的な実体のないものを除く。)があるかどうかの決定に、重要な判断を行うことが要求される。当グループが顧客に多額の追加給付金を支払わなければならない場合、当該契約は保険契約として会計処理される。DPFのない投資契約では、IAS第39号「金融商品：測定及び認識」及び、契約に投資運用要素が含まれている場合にはIAS第18号「収益認識」が適用される。IFRS第4号では、DPF付の保険契約及び投資契約について過年度に適用されていた会計方針の継続使用を認めているため、当グループは当該契約の会計処理にこの基準を適用している。

商品の分類で、重要とみなされる保険リスクの水準の決定における判断は、本財務情報中の保険契約及び投資契約負債並びに繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用の認識額に影響を及ぼす。

保険契約負債(DPF付の投資契約に関する負債を含む。)

IFRS第4号は、DPF付の保険契約及び投資契約に関する負債を含む保険契約負債の認識及び測定に、広範な会計処理の適用を認めている。当グループは、従来型の生命保険に関する保険契約負債の計算に、平準純保険料方式による評価法を使用している。この手法では、支払われる予想将来保険給付金の現在価値から、保険契約者から回収する予想将来保険料純額の現在価値を差し引いた金額で保険契約負債を表す。この手法では、契約開始日に設定された死亡率、疾病率、予想投資利回り、(その他の有配当型保険契約に関する)保険契約者配当率、解約率及び費用率の望ましくない乖離のリスクに対する引当金について調整した、最善の見積りによる仮定を使用する。その後、これらの仮定は、負債十分性テストにおいて不足が生じない限りはそのまま固定される。金利の仮定は各地域別市場、発行年、商品ごとに異なる場合がある。死亡率、解約率及び費用率の仮定は、保険の形態が異なることを考慮して修正された、各地域別市場ごとの実績に基づいている。当グループは、適切な仮定の設定に重要な判断を行っている。

ユニバーサル生命保険及び投資関連契約等の勘定残高が明確な契約の場合、保険契約負債は、保険料受取額及び投資収益受取額から死亡及び治療費用並びに諸費用に関する減額分を差し引いた累積価額である。総利益の適切な見積りには重要な判断が行われ、この見積りは当グループによって定期的に見直しもされている。

DPF付の契約からなる有配当型保険契約は、宣言される給付金の金額又は時期のいずれかについて当グループが裁量権を有しているため、他の保険契約及び投資契約とは異なる。一部地域別市場において、有配当型保険契約は、有配当型ファンドにおいて締結されており、事業部門又は支店の他の資産とは区別される。有配当型ファンドで保有する資産からの利益配分は、適用される規則に定められている保険契約者の最低配当メカニズムの規制対象となっている。保険契約者の配当の範囲は、適時に変更される可能性がある。

当グループは、有配当型ファンドにおいて締結される有配当型保険契約の保険契約負債について、保証された給付金の現在価値から保険契約者から回収する予想将来保険料純額を差し引いた金額の負債を設定することで会計処理している。また、保険負債は、適用される規則に基づいて連結財政状態計算書日現在の該当する全ての投資利益が保険契約者配当金として宣言されたと仮定した場合に保険契約者に配分されるであろう有配当型ファンドの純資産の割合で計上される。当該負債の設定には、重要な判断を行うことが要求される。また、該当する全ての投資利益が保険契約者配当金として宣言されるという仮定が実際には生じない可能性がある。当グループは、その他の有配当型保険契約について、保証された給付金及び無保証の配当金の現在価値から保険契約者から回収する予想将来保険料純額を差し引いた金額の負債を設定することで会計処理している。

保険契約負債(DPF付の契約を含む。)の評価において行う判断は、財務情報中の保険契約給付金及び保険契約負債の認識額に影響を及ぼす。

繰延保険契約獲得費用及び繰延オリジネーション費用

新規契約及び契約更新の獲得に応じて変化し、且つこれらに直接関連する手数料、引受その他の保険証券発行費用を含む新規保険契約の獲得費用は、資産として繰延処理される。繰延獲得費用は、当該保険証書によって将来稼得する予想利益からこれらの費用が回収可能であることを確認するため、保険契約を締結した年に回収可能性が評価される。繰延獲得費用は、その後少なくとも年に一度、回収可能性が評価される。回収可能性の評価では、将来の投資収入も考慮される。保険契約締結時又はその後の評価で回収不能とみなされる範囲の獲得費用は、連結損益計算書に費用計上される。

従来型の生命保険及び年金保険に関する繰延獲得費用は、予想保険料に対する一定の割合で、予想契約期間にわたり償却される。予想保険料は保険証書の発行日に見積られ、負債十分性テストの実施により不足が生じない限りは契約期間を通じて一貫して適用される。

ユニバーサル生命保険及び投資関連契約に関する繰延獲得費用は、契約期間にわたり実現が期待される予想総利益の現在価値に対する一定の割合又は定額法で、予想契約期間にわたり償却される。予想総利益には、死亡、管理費、投資及び解約に関する予想額から保険契約者勘定残高を超える給付金・保険金、管理費及び利息を差し引いた金額が含まれる。予想総利益の現在価値の計算に用いられる利率は、当該負債に見合うように保有している資産の投資パフォーマンスに対する当グループの見積りに基づいている。総利益の見積りは定期的に修正される。予想と実際の結果との差異は損益に反映される。投資パフォーマンスが不調であった場合には獲得費用の費用計上が加速される。同様に、投資パフォーマンスが好調な期間においては、当初の繰延額を超えない範囲で、過年度に費用計上された獲得費用が戻し入れられる。

各新規契約の発行に直接関連する手数料及びその他の費用の増分を含む、投資運用サービスを伴う投資契約の獲得費用は繰延処理され、投資運用サービスの提供される期間にわたって償却される。これらの繰延オリジネーション費用は、各報告日に回収可能性のテストが行われる。投資運用サービスを伴わない投資契約の獲得費用は、関連する投資契約負債の償却原価の計算に用いられる実効利率の一部として含まれる。

獲得費用及びオリジネーション費用の繰延及び償却において行う判断は、財務情報中の繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用並びに保険契約及び投資契約給付金の認識額に影響を及ぼす。

負債十分性テスト

当グループは、少なくとも年に一度、保険契約及び投資契約負債の十分性を評価している。負債の十分性は、当グループの保険契約の獲得、提供及び収益性の測定の方法に従って、契約ポートフォリオ毎に評価される。当グループは、当グループが営業活動を行っている各地域別市場について、負債十分性テストを個別に実施している。

従来型の生命保険契約については、保険契約負債から繰延獲得費用及び獲得した保険契約に係る取得事業価値を差し引いた金額を、評価日現在の最善の見積りに基づいて計算された保険料の評価総額と比較する。不足があれば、繰延獲得費用の未償却残高及び取得した保険契約に係る取得事業価値を不足の範囲まで償却する。特定の契約ポートフォリオに関して繰延獲得費用をゼロまで償却しても不足が残る場合は、負債純額が残りの不足分増額される。

ユニバーサル生命保険及び投資契約については、繰延獲得費用から前受収益債務を差し引いた純額を予想総利益と比較する。不足があれば、繰延獲得費用を償却する。

負債十分性テストを実施する集計水準の決定及び最善の見積りによる仮定の選択には、重要な判断が行われる。負債十分性テストで行う判断は、財務情報中の手数料及びその他の獲得費用、繰延獲得費用及び保険契約給付金並びに保険契約及び投資契約負債の認識額に影響を及ぼす。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当グループは、損益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定することで資産及び負債の認識と測定の会計上のミスマッチが除去又は削減される場合、若しくは関連する資産及び負債が積極的に公正価値ベースで管理されている場合に、金融資産をこれに指定している。以下に掲げる場合がこれに該当する。

- ・ 投資関連契約の裏付けとして保有する金融資産及び有配当型ファンドが保有する金融資産。
- ・ 公正価値ベースで管理されている金融資産。
- ・ 公正価値で測定されない場合には分離処理が必要となる組込デリバティブを含む複合商品。

売却可能金融資産

売却可能金融資産のカテゴリーは、関連する投資が公正価値ベースで管理されていない場合に用いられる。当該金融資産は主に、当グループが保有するAIG株式及び当グループの負債証券ポートフォリオ(有配当型ファンド負債及び投資関連契約を裏付けるもの以外)からなる。売却可能金融資産は、公正価値に帰属可能な取引費用を加えた価額で当初認識され、その後公正価値で測定される。売却可能有価証券の公正価値の変動は、減損損失及び貨幣項目に係る為替差損益を除いて、当該証券の売却時まで資本合計の個別項目である公正価値準備金に計上される。

金融資産が、損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は売却可能金融資産のいずれかに分類及び指定されることで、公正価値の変動が連結損益計算書に反映されるか、連結包括利益計算書に反映されるかが決定される。

金融資産の公正価値

当グループは、活発な市場で取引されている金融資産の公正価値を、各報告日現在の市場買呼値を用いて決定している。活発な市場で取引されていない金融資産の公正価値は主に、最近の取引で観測した価格や比較可能な投資の現在の買呼値から入手した価額等の他の様々な評価手法を用いて決定される。観測可能な市場価格が入手できない、あるいは入手できる頻度が低い金融資産の公正価値の測定には、更なる判断が用いられる。

当グループの有配当型ファンドが保有する金融資産の公正価値の変動は、金融資産の価値のみに影響を及ぼすのではなく、保険契約及び投資契約負債の対応する変動にも反映される。これは、保険負債が、連結財政状態計算書日現在の該当する全ての投資利益が現在の現地の規則に基づいて保険契約者配当金として宣言されると仮定した場合に保険契約者に配分されるであろう有配当型ファンドの純資産の割合で計上されるためである。連結損益計算書には、前述の両方の変動が反映されている。

当グループの投資関連契約の裏付けとして保有している金融資産の公正価値の変動により、保険契約及び投資契約負債に対応する変動が生じる。連結損益計算書には、前述の両方の変動も反映されている。

金融資産の減損

損益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、減損評価が定期的に行われる。この減損評価では重要な判断を行うことが要求される。金融投資は、その帳簿価額が見積回収可能価額を超過しており、当該投資に減損の客観的証拠がある場合に減損処理を行っている。

見積りの使用

全ての見積りは、現在の事実及び状況についての経営者の知識、その知識に基づく仮定並びに将来の事象及び行動の予測に基づいている。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性が常にあり、その差異は重大なものとなりうる。

以下の表は、当グループが見積り及び仮定の変更に対する感応度が特に高いと考える項目並びに関連する会計方針について記載したものである。

項目	会計方針
保険契約及び投資契約負債	2.5
繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用	2.5
負債十分性テスト	2.5.1
売却可能に分類される金融商品の減損	2.6.3
活発な市場で取引されていない金融商品の公正価値	2.6.2

金融商品の評価及び減損に関する見積りの不確実性についての詳細は、注記23及び31にそれぞれ記載されている。保険契約及び投資契約負債並びに繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用に関する金額の見積りについての詳細は、注記26、27、28及び20にそれぞれ記載されている。

2.4 連結基準

子会社

子会社とは、当グループが経済的便益を獲得するために財務及び営業方針に対する支配力を直接的又は間接的に有している事業体(特別目的事業体を含む)である。子会社は支配権が当グループに移転した日から連結され、当グループが支配力を喪失した日に連結解除される。内部取引は消去されている。

IFRSへの移行日である2006年12月1日より、当グループは子会社の取得の会計処理にパーチェス法を用いることが要求されている(当該取得が共通支配下にある事業体のグループ再編の一部を形成する場合を除く(注記1参照))。パーチェス法に基づき、取得原価は、取得日現在の未払対価、発行株式又は引受負債の公正価値として測定される。取得した子会社の純資産の公正価値を上回る取得原価の超過額は、のれんとして計上される(下記2.11参照)。当該子会社の純資産における取得会社の持分が取得原価を上回る場合、その超過額は全て連結損益計算書に貸方計上される。

当グループの財務情報には、期末日までの勘定を用いた、当社及びAIAグループ・リミテッドが支配持分を有している子会社の資産、負債及び損益が含まれている。

投資ファンド

当グループは、複数の国においてミューチュアル・ファンド及びユニット・トラスト等の投資ファンドに投資している。これらは主に、株式、負債証券並びに現金及び現金同等物に投資している。当該ファンドにおける当グループの所有割合は、当グループと第三者の投資額によって日々変化する。当グループがIAS第27号及びSIC第12号の指針の分析に基づいて定められる支配をもって当該ファンドを支配しているとみなされる場合、当該ファンドは連結される。発行者には当該ファンドの受益証券を現金で買い戻す、又は償還する契約上の義務があるため、当グループ以外の当事者の持分は負債に分類される。これらは、連結財政状態計算書のその他の負債中の「連結投資ファンドにおける第三者持分」として表示される。投資ファンドに対する当グループの所有割合が50%をわずかに下回り、過去の分析と将来の予測に基づいて、持分の減少は一時的なものと予想される場合には、当該ファンドはIAS第27号に基づく子会社として引続き連結処理されることになる。同様に、投資ファンドに対する所有割合が50%をわずかに上回っても一時的なものと予想される場合は連結処理されない。当グループが当該ファンドを支配していない場合、当該ファンドは関連会社として会計処理されず、その代わりに連結財政状態計算書の金融投資中の損益を通じて公正価値で測定する金融投資として計上される。

非支配持分

純資産を反映して負債として認識される、連結投資ファンドにおける受益者持分等のプット可能な負債における少数株主持分を通じて生じたものを除き、非支配持分は資本に表示される。

プット可能な負債における少数株主持分を通じて生じた場合を除き、非支配持分の取得及び売却は、持分保有者間の取引として処理される。その結果、非支配持分の取得原価又は売却価格と非支配持分の帳簿価額との差額は、資本の増減として認識される。

グループ再編及び企業結合

全表示期間を通じて共通支配下にある事業体における持分の譲渡によって生じたグループ再編及び企業結合は、本財務情報に表示されている最初の期首現在で発生したものととして会計処理されている。取得した資産及び負債は、過年度のAIGの連結財務書類上で認識されていた帳簿価額をIFRSに基づく当グループの会計方針に合わせて適宜修正した金額で測定されている。被取得事業体の資本の構成要素は、その他の準備金の一部として認識される被取得事業体の株式資本を除き、資本内の同一構成要素に加算される。

関連会社及びジョイント・ベンチャー

関連会社とは、当グループが重要な影響力を有しているものの、支配はしていない事業体である。一般に、議決権の20%から50%を所有している場合に、当グループは重要な影響力を有しているとみなされる。ジョイント・ベンチャーとは、当グループ及び他の当事者が契約上の合意によって生じた共同支配の下で経済活動を行う事業体である。

当グループとその関連会社及びジョイント・ベンチャーとの取引に係る利益は、関連会社及びジョイント・ベンチャーにおける当グループの持分の範囲で消去される。取引に事業体間で譲渡される資産の減損の証拠がある場合を除き、損失も消去される。

関連会社に対する投資は、持分法を用いて会計処理されている。持分法に基づき、関連会社に対する投資の取得原価並びに当該事業体の取得後の資本変動に対する当グループの持分は、連結財政状態計算書上の資産に含まれている。取得原価には、取得によって生じたのれんが含まれる。取得

後の損益に対する当グループの持分は連結損益計算書に含まれ、取得後の資本変動に対する当グループの持分は資本に認識される。当グループの当該投資に対する重要な影響力がなくなった時点で持分法会計は中止される。関連会社に対する当グループの持分損失が当該事業体における当グループの持分と同額又はそれ以上である場合、当グループに法的又は推定上の債務が発生した、あるいは関連会社に代わって支払を行った範囲でのみ追加損失が引当計上され、負債が認識される。当グループは、共同で支配するジョイント・ベンチャーに対する投資を比例連結法を用いて会計処理している。

当社の投資

当社の財政状態計算書において、子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーは、減損した場合を除き、取得原価で表示されている。当報告期間中にこうした減損は生じていない。ミューチュアル・ファンド及びユニット・トラスト等の投資ファンドに対する当社の持分は、損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。

2.5 保険契約及び投資契約

保険契約及び投資契約の測定及び認識については、IFRSの適用日より当グループ及び当グループのほぼ全ての事業で、一貫した会計方針が適用されている。IFRS第4号で認められている通り、当グループは一部の保険契約及び投資契約について、主に当グループに一貫した会計上の基準を適用することで過年度に適用していた会計方針と比較して財務情報の関連性を高め、利用者の経済的意思決定のニーズに対する信頼性を維持するように、IFRS適用前に過年度の会計方針を修正している。

一部のケースでは、当グループは該当する法域の法的要件に従い、獲得費用を繰り延べずに保険契約負債を測定している。

商品の分類

保険契約は、重要な保険リスクが移転する契約である。当該契約では、金融リスクも移転する場合がある。重要な保険リスクは、保険事象が生じるシナリオにおいて、保険事象が生じないシナリオと比べて著しく多額の支払を行う可能性と定義されている。検討対象となっているシナリオは、商業的実体のあるシナリオである。

投資契約は、重要な保険リスクのない契約である。

契約がいったん保険又は投資契約に分類されると、契約条項が修正されない限り再分類されることはない。

一部のDPF付の契約は、保険契約者に対する保証された給付金の金額を補うものである。当該契約は、宣言される給付金の金額及び/又は時期と、給付金が保険契約者のグループ間で配分される方法について当グループが裁量権を有しているため、他の保険契約及び投資契約とは異なる。顧客は、保証された給付金を補完するものとして、以下の追加給付金又はボーナスを受け取る権利を有する。

- ・ 契約上の給付金合計の重要な一部となる可能性が高く、
- ・ 契約上、当グループが金額又は時期についての裁量権を有しており、且つ
- ・ 契約上、以下に基づく。

- ・ 特定の契約プール又は特定の契約タイプのパフォーマンス
 - ・ 発行者が保有する特定の資産プールに係る実現及び / 又は未実現投資収益、又は
 - ・ 契約を発行する会社、ファンド又はその他の事業体の損益

当グループは、DPF付の投資契約によって生じる債務の認識及び測定並びに獲得費用の繰延について、保険契約の場合と同じ会計方針を適用している。当グループはこうした契約を有配当型保険契約と呼んでいる。

一部の法域における有配当型保険契約は、当該国又は支店の他の資産とは区別された有配当型ファンドにおいて締結されている。当該有配当型ファンドが保有する資産からの利益配分は、規則によって規定される保険契約者の最低配当メカニズムに従う。保険契約の配当の範囲は、適時に変更される可能性がある。有配当型ファンドのある地域について、現在配当金を受けている保険契約者の割合は以下の通りである。

国名	現在配当を受けている 保険契約者の割合
シンガポール	90%
マレーシア	90%
中国	70%
オーストラリア	80%
ブルネイ	80%

一部の法域における有配当型保険契約は個別のファンドにおいて締結されておらず、当グループは当該保険契約をその他の有配当型保険契約と呼んでいる。

当グループの商品は以下の主なカテゴリーに分類することができる。

保険の種類	支払給付金の内容	会計上の基準：		
		保険契約負債	投資契約負債	
従来型の有配当型生命保険(DPF付)	有配当型ファンド	貯蓄要素のあるプロテクションを組み合わせた有配当型商品。死亡時又は満期時に支払われる基本保険金額は配当金及びボーナスによって増額する場合があります。その総額は資産及び負債の個別ファンドのパフォーマンスによって決まる。	保険契約負債は、保証された給付金の現在価値から保険契約者から回収する予想将来保険料純額を差し引いた金額を引当計上する。また、保険負債は、現地の規則に基づいて全ての投資利益が配当金として宣言されたと仮定した場合に保険契約者に配分されるであろう有配当型ファンドの純資産の割合で計上される。	IFRS第4号により、DPF付の契約は保険契約として会計処理することが認められているため、該当なし。
	その他の有配当型保険契約	貯蓄要素のあるプロテクションを組み合わせた有配当型商品。死亡時又は満期時に支払われる基本保険金額は配当金及びボーナスによって増額する場合があります。その時期又は金額は、保険会社の裁量により投資実績等の要素を考慮して決定される。	保険契約負債は、保証された給付金及び無保証の配当金の現在価値から保険契約者から回収する予想将来保険料純額を差し引いた金額を引当計上する。	IFRS第4号により、DPF付の契約は保険契約として会計処理することが認められているため、該当なし。
無配当型生命保険、年金保険及びその他のプロテクション商品	支払給付金の決定は、保険会社の裁量によらない。	保険契約負債には、将来支払う保険給付金の現在価値から保険契約者から回収する予想将来保険料純額の現在価値を差し引いた金額が反映される。また、有限払込契約に関する繰延利益負債が認識される。	投資契約負債は償却原価で測定される。	
ユニバーサル生命保険	給付金は、保険会社が設定した利率の利息を含む勘定残高及び死亡給付金に基づく。金額は顧客によって異なる。	保険契約負債には、保険料受取額及び投資収益受取額から当初販売手数料、死亡及び治療費用並びに諸費用に関する減額分を差し引いた累積価額が反映される。また、前受収益及び追加保険給付金に関する負債が計上される。	当該契約には重要な保険リスクが含まれるため、該当なし。	
投資関連契約	当該契約は主として、貯蓄商品若しくはプロテクションの要素を組み合わせた貯蓄商品である。	保険契約負債には、保険料受取額及び投資収益受取額から当初販売手数料、死亡及び治療費用並びに諸費用に関する減額分を差し引いた累積価額が反映される。また、前受収益及び追加保険給付金に関する負債が計上される。	投資契約負債は、公正価値(累積価額を参照して決定される)で測定される。	

財務情報に対する注記では、開示の目的上、投資関連契約は年金契約と合わせて表示されている。

保険契約及び投資契約に関する会計上の基準は、注記2.5.1及び2.5.2に記載されている。

2.5.1 DPF付の保険契約及び投資契約

保険料

有配当型保険及び死亡保障付の年金保険を含む生命保険契約による保険料は、保険契約者からの支払期日到来時に収益認識される。給付金及び費用は、保険契約の予想契約期間にわたって利益を認識するように、収益に対応して計上される。有限払込契約についての保険料は支払期日到来時に損益に認識され、全ての超過利益は繰り延べられ、有効な保険の保険金額や年金契約の予想給付金支払額に対する一定の対応関係のもと損益認識される。

ユニバーサル生命保険等の、投資の性格を有しているが、保険契約とみなされるだけの十分な保険リスクのある保険契約及び一部の投資関連契約から保険料として回収した金額は、預り金として累積される。これらの契約による収益は、保険原価に関する保険契約手数料、管理料及び早期解約料からなる。

前払手数料は、関連する契約の予想契約期間にわたり認識される。費用計上される保険契約給付金及び保険金には、関連する保険契約者の契約預り金及び保険契約者預り金の利息を超える給付金・保険金の当期発生額が含まれている。

前受収益債務

前払手数料及びその他の非平準払費用である、保険契約によって生じた前受収益債務は、繰延処理され、予想契約期間にわたり連結損益計算書に認識される。

繰延獲得費用

新規契約の獲得に応じて変化し、且つ直接関連する手数料、引受及びその他の保険証券発行費用を含む新規契約獲得費用は、繰延処理される。繰延獲得費用は、保険契約締結時とその後は少なくとも年に一度、回収可能性が検討される。回収可能性の評価においては将来の投資収入が考慮される。

生命保険及び年金保険に関する繰延獲得費用は、予想保険料に対する一定の割合で、予想契約期間にわたり償却される。予想保険料は契約締結日に見積られ、負債十分性テスト(下記参照)の実施により不足が生じない限りは契約期間を通じて一貫して適用される。

ユニバーサル生命保険及び投資関連契約に関する繰延獲得費用は、契約期間に実現が期待される予想総利益の現在価値に対する一定の割合又は定額法で、予想契約期間にわたり償却される。予想総利益には、死亡率、管理費、投資及び解約に関して評価される予想額から保険契約者勘定残高を超える給付金・保険金、管理費及び利息を差し引いた金額が含まれる。予想総利益は定期的に修正される。修正後の予想総利益の現在価値の計算に用いられる利率は、残りの給付期間に適用される最新の改定後の金利である。予想と実際の結果との差異は損益に反映される。

実質的には契約内容の修正である、内部的に転換された契約に伴う未償却の獲得費用は、引き続き繰延処理され、償却される。実質的には新契約である、内部的に転換された契約に伴う繰延獲得費用の未償却残高は、費用計上される。

繰延販売促進費用

デイ・ワン・ボーナス、継続ボーナス及び上乘せされた手数料率からなる繰延販売促進費用は、以下の場合に繰延処理され、繰延獲得費用の償却と同じ方法及び仮定を用いて償却される。

- ・ 販売促進費用が、保険契約債務の一部として認識されており、
- ・ 契約において当初から明確に識別されており、
- ・ 販売促進のない同様の契約の販売費用よりも多く、且つ
- ・ 販売促進実施後の期間における継続的な予想手数料率よりも高額である。

アンバンドリング

保険契約の貯蓄要素は、以下の両方の条件を満たしている場合、個別に計上される。

- ・ 貯蓄要素(組込解約オプションを含む)が個別に(すなわち、保険要素を考慮に入れずに)測定可能であり、且つ
- ・ アンバンドリングでない場合、当グループの会計方針では貯蓄要素によって生じた全ての債務及び権利の認識は要求されない。

分離処理

当グループの一部の保険契約には主契約と明確且つ密接に関連していない組込デリバティブが含まれており、これらは保険契約から分離処理され、デリバティブとして会計処理されている。

給付金及び保険金

保険契約給付金には、期中に生じた全ての満期、解約、返戻及び保険金の費用並びに配当金宣言に備えて計上された保険契約者配当金が反映されている。

傷害医療保険の保険金計上額には、報告されているかどうかに関わらず、期中に発生した全ての損失、関連する処理費用、回収に係る減額、並びに過年度からの未払保険金の調整が含まれている。

保険金請求処理費用は保険金の交渉及び和解に関連して発生した内部及び外部費用を含んでおり、営業費用に含まれている。

保険契約負債(DPF付の投資契約に関する負債を含む)

保険契約負債は、生命保険契約に関して予想される将来の保険契約者給付金負債である。

生命保険に関する将来保険給付金は、支払われる予想将来保険給付金の現在価値から、保険契約者から回収する予想将来保険料純額の現在価値を差し引いた金額で保険契約負債を表す、平準純保険料方式による評価法を使用している。この手法では、契約開始日に設定され、その後の負債十

分性テスト(下記参照)において不足が生じない限りはそのまま固定される死亡率、疾病率、予想投資利回り、(その他の有配当型保険契約に関する)配当率、解約率及び費用率に関する望ましくない乖離のリスクに対する引当金について調整した、最善の見積りによる仮定を使用する。

金利の仮定は国、発行年、商品ごとに異なる場合がある。死亡率の仮定は、地域ごとの実績に基づいており、保険の形態が異なることを考慮して修正されている。解約率の仮定は、地域ごとの実績に基づいており、保険の形態が異なることを考慮して修正されている。

ユニバーサル生命保険や投資関連契約等の勘定残高が明確な契約の場合、保険契約負債は、保険料受取額及び投資収益受取額から死亡及び治療費用並びに諸費用に関する減額分を差し引いた累積価額と同額である。

決済オプションは、年金給付を提供する場合を除き、基礎となる保険又は投資契約の重要な部分として会計処理される。年金給付を提供する場合、予想満期日時点の予想支払年金の現在価値が同日時点の予想勘定残高を超える範囲で追加負債が設定される。市場金利よりも低い保証レートが付された決済オプションが発行された場合、負債十分性テストを通じて不足が認識されない限りは保険又は投資契約負債にその後の市場金利の下落に対する引当金は反映されない。

当グループは、有配当型ファンドにおける有配当型保険について、保証された給付金の現在価値から保険契約者から回収する予想将来保険料純額を差し引いた金額の負債を設定することで会計処理している。また、保険負債は、現地の規則に基づいて全ての投資利益が配当金として宣言されたと仮定した場合に保険契約者に配分されるであろう有配当型ファンドの純資産の割合で計上される。当グループは、その他の有配当型保険契約について、保証された給付金及び無保証の配当金の現在価値から保険契約者から回収する予想将来保険料純額を差し引いた金額の負債を設定することで会計処理している。

負債十分性テスト

負債の十分性は、当グループの保険契約の獲得、提供及び収益性の測定の方法に従って、契約ポートフォリオごとに評価される。負債十分性テストは、各地域別市場について実施される。

従来型の生命保険については、保険契約負債から繰延獲得費用及び獲得した保険契約に係る取得事業価値を差し引いた金額を評価日現在の最善の見積りに基づいて計算された保険料の評価総額と比較する。不足があれば、繰延獲得費用の未償却残高及び保険契約に係る取得事業価値を不足の範囲まで償却する。特定の契約ポートフォリオに関して未償却残高をゼロまで償却しても不足が残る場合は、負債純額が残りの不足分増額される。

ユニバーサル生命保険及び投資契約については、繰延獲得費用から前受収益債務を差し引いた純額を予想総利益と比較する。不足があれば、繰延獲得費用を償却する。

金融保証

金融保証は保険契約とみなされている。当該契約に関する負債は発生時に認識される。

2.5.2 投資契約

IAS第39号のスコープに含まれておらず保険契約として会計処理されるDPF付の投資契約を除き、投資契約には保険契約とみなされるだけの十分な保険リスクがなく、金融負債として会計処理される。

投資契約による収益は、保険原価、費用及び早期解約料をカバーするためにチャージされる様々な手数料(保険契約手数料、取扱手数料、管理手数料及び解約手数料)から構成される。初年度手数料は、サービスが提供される契約期間にわたり償却される。

投資契約手数料収益

顧客には、保険契約管理、投資運用、解約又はその他の契約上のサービスに対して手数料が課される。これらの手数料には、固定額のものと同管理対象の金額に応じて変動するものがあり、通常、保険契約者の勘定残高の調整として請求することになる。当該手数料は、受け取る期間における収益として認識されるが、将来の期間に提供されるサービスに関連する手数料については、繰延処理され、サービスの提供時に認識される。

オリジネーション及びその他の「前払」手数料(契約のオリジネーションに関する対価として勘定残高に対して評価される手数料)は、一部の無配当型投資及び年金契約について課されている。償却原価で計上される投資契約の場合、これらの手数料は保険契約の予想期間にわたり償却され、実効利回りに対する調整として認識される。公正価値で測定される投資契約の場合、投資運用サービスの提供に関連する当初販売手数料は、サービスの提供時に償却され認識される。

繰延オリジネーション費用

各新規契約の発行に直接関連する手数料及びその他の費用の増分を含む、投資運用サービスを伴う投資契約の獲得費用は繰延処理され、サービスの提供される期間にわたり償却される。繰延オリジネーション費用は、各報告日に回収可能性のテストが行われる。

投資運用サービスを伴わない新規投資契約の獲得費用は、関連する投資契約負債の償却原価の計算に用いられる実効利率の一部として含まれる。

投資契約負債

投資契約に関して受け取った預り金は、投資契約に帰属する投資収入及び手数料以外は連結損益計算書を通じて会計処理されず、勘定残高を反映して連結財政状態計算書上の投資契約負債に対する調整として直接会計処理される。

投資契約として分類されている当グループの契約の大半は投資関連契約である。これらの契約は、一般にこれらの契約の信用リスク及び市場リスクを負担する保険契約者の特定の投資目的を達成するために保持している投資ポートフォリオである。当該負債は、累積価額(現在のユニット価額)を参照して決定される公正価値で計上され、その変動は損益に認識される。契約管理、投資運用、解約手数料及び顧客の勘定残高に対して課される一部保険契約者の税金の費用は収益に含まれ、上述の投資契約手数料収益に記載の方法で会計処理される。

投資関連契約でない投資契約負債は、当初の認識日に受け取った対価の公正価値から、取引費用及び当初販売手数料等の元本支払の影響額を差し引き、当初の金額と満期時の価値との差額の実効金利法を用いた償却累計額を加算又は減算し、解約金の支払に関する評価減を控除した償却原価で計上される。実効金利は、当初の金額に対して割引かれた現金の支払と一致する。各報告日に、実効金利で割り引かれた最善の見積りによる将来キャッシュ・フローの価値として前受収益債務が算定される。修正があれば、連結損益計算書の収益又は費用として直ちに認識される。

投資契約に解約オプションが付されている場合、金融負債の償却原価は、貨幣の時間価値に関して割り引かれた(該当する場合)解約時の支払額より低い金額で計上されることはない。

2.5.3 保険契約及び投資契約

再保険

当グループは通常の業務において再保険を行っており、保有額は業種によって異なる。再保険原価は、基礎となる出再された保険契約の期間にわたり、当該契約の会計処理に用いられるのと同じ仮定を用いて会計処理される。

出再保険料及び払戻保険金は、連結損益計算書及び財政状態計算書に総額で表示されている。

再保険資産は、出再された保険負債に関する未収額からなる。再保険会社からの回収可能額は、出再された保険又は投資契約負債あるいは給付金支払額との整合性を保ちながら、関連する再保険契約に基づいて見積もられる。

再保険契約が主に(保険リスクではなく)金融リスクを移転する範囲において、再保険契約は連結財政状態計算書を通じて直接会計処理され、再保険資産又は負債には含まれない。預託資産又は負債は、対価の支払額又は受取額から、再保険会社が保有する明確に識別される保険料及び手数料を差し引いた金額に基づいて認識される。

再保険資産が減損している場合、当グループは帳簿価額を減額し、連結損益計算書上に減損損失を認識する。再保険資産の当初の認識後に生じた事象の結果、契約の条項に基づいて当グループが全額を受け取ることができない可能性があることを示す客観的証拠があり、且つ当グループが再保険会社から受け取る金額への影響が信頼性をもって測定できる場合に、再保険資産は減損している。

取得事業価値

長期保険契約及び投資契約のポートフォリオに関する取得事業価値(以下「VOBA」という。)は、直接買収するか子会社の取得を通じて買収するかに関わらず、資産として認識される。ジョイント・ベンチャー又は関連会社に対する投資の取得によって生じたVOBAは、当該投資の帳簿価額に含めて保持される。全ての場合において、VOBAは、取得したポートフォリオの見積契約期間にわたり規則的に償却される。この償却率には、有効な取得事業価値の特性が反映される。VOBAの帳簿価額は、年に一度減損の見直しが行われ、減損があれば連結損益計算書に費用計上される。

シャドウ・アカウンティング

シャドウ・アカウンティングは、保険契約及び投資契約負債を担保する金融資産が売却可能として分類されている場合に、保険投資契約及び一部の投資契約に適用される。シャドウ・アカウンティングは、資本に認識される保険負債又は資産の未実現損益の影響を連結損益計算書に認識される実現損益の場合と同じ方法で考慮に入れる目的で、繰延獲得費用、VOBA、繰延オリジネーション費用及びDPF付の投資契約に係る契約負債に適用される。当該資産又は負債は、関連する未実現損益の構成要素として、株主持分の借方又は貸方に直接認識される金額について修正される。

その他の税務調査及び課税

当グループは、定期的に行われる様々な保険関連の税務調査又は保証ファンドの課税の対象となっている。関連する引当金は、過去の事象によって(法的又は推定的な)現在債務がある場合に設定される。当該引当額は、保険又は投資契約負債には含まれていないが、連結財政状態計算書上の「引当金」に含まれている。

2.6 金融商品

2.6.1 金融商品の分類及び指定

損益を通じて公正価値で測定する金融商品

損益を通じて公正価値で測定する金融商品には以下の2つのカテゴリーがある。

- ・ 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産、及び
- ・ デリバティブ資産及び負債

経営陣は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定することで測定における矛盾がなく
なる場合や、関連資産及び負債が積極的に公正価値ベースで管理されている場合に、金融資産を
これに指定しており、以下を含む。

- ・ 投資関連契約及び有配当型ファンドの裏付けとして保有する金融資産
- ・ 当グループの株式ポートフォリオ(公正価値ベースで管理されていないAIG株式の保有
以外)及び当グループの完全連結投資ファンドが保有する投資で構成されている、公正
価値ベースで管理されているその他の金融資産、並びに
- ・ 公正価値で測定されない場合には分離処理が必要となる組込デリバティブを含む複合
商品

損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された持分証券からの受取配当金は、通常は当
該証券が配当落ちとなった時点で連結損益計算書の投資収入に認識される。受取利息は発生時に
認識される。損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された全ての金融資産について、
公正価値の変動は投資実績に認識される。

損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品に係る取引費用は発生時に費
用計上される。

売却可能金融資産

損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産並びに貸付金及び債権は売却可能として
分類される。

保険契約及び投資契約負債並びに株主資本を裏付ける投資が公正価値ベースで管理されてい
ない場合には、売却可能カテゴリーが使用される。これは主に当グループの負債証券(有配当型フ
ァンド及び投資関連契約を裏付けるもの以外)及び当グループが保有するAIG株式で構成されてい
る。売却可能金融資産は公正価値に取引費用を加えた価額で当初認識される。売却可能負債証券
の取得原価と額面価額との差額は償却される。売却可能金融資産はその後は公正価値で測定され
る。売却可能として分類される負債証券からの受取利息は、連結損益計算書の投資収入に実効金
利法を用いて認識される。

売却可能として分類される有価証券に係る未実現損益の内訳は、為替換算差額とその他の公正価
値の変動である。負債証券のような貨幣性の売却可能投資に係る為替換算差額は、連結損益計算
書に投資実績として認識される。売却可能金融資産の減損については、「その他の金融資産の減
損」のセクションを参照のこと。

売却可能として分類される有価証券の公正価値の変動は、減損損失及び関連する為替差損益を除

いて、資本の個別項目である公正価値準備金に認識される。

金融資産に係る実現損益

売却可能金融資産に係る実現損益は、売却による収入と償却原価との差額として算出される。取得原価は個別法で算出される。

金融商品の認識

金融商品の購入及び売却は、当グループが当該資産の購入又は売却を約束した日である約定日に認識される。

金融資産の認識中止及び相殺

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した時点で、又は当グループが所有に伴うリスク及び便益のほぼ全てを移転した時点で、認識が中止される。当グループが金融資産の所有に伴うリスク及び便益のほぼ全てを移転又は保有していない場合には、当該資産に対する支配権が消滅した時点で認識が中止される。当該資産に対する支配権を保有し続ける形で譲渡する場合には、継続的に関与する範囲で当グループは資産の認識を継続する。継続的に関与する範囲は、当該資産の公正価値の変動に対する当グループのエクスポージャーの範囲により決定される。

金融資産及び負債は、認識された金額を相殺する法的効力のある権利が存在し、且つ純額ベースで決済する意思又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意思が存在する場合に限って、相殺され、連結財政状態計算書に純額が計上される。

貸付金及び債権

貸付金及び債権は、活発な市場における相場のない、固定又は確定可能な支払額を伴う非デリバティブ金融資産である。貸付金及び債権は、公正価値に取引費用を加えた価額で当初認識され、その後は実効金利法を用いて算定した償却原価より減損損失を控除した価額で計上される。貸付金及び債権からの受取利息は実効金利法を用いて連結損益計算書の投資収入に認識される。

定期預金

預金には、取得時の満期が3ヶ月超であるために現金及び現金同等物の定義に合致しない金融機関における定期預金が含まれている。当該残高の一部は、注記21「貸付金及び債権」に開示されている通り、法令その他の規制の対象となっている。預金は額面価額で表示されている。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、手許現金、銀行におけるコール預金及び取得時の満期が3ヶ月以内の流動性が高いその他の短期投資が含まれており、これらは現金管理目的で保有されている。現金

及び現金同等物には、有価証券貸付の担保として受領した現金や、投資型商品に関連して保険契約者の便益のために保有している現金及び現金同等物も含まれている。現金及び現金同等物は額面価額で表示されている。

2.6.2 非デリバティブ金融資産の公正価値

金融商品の公正価値は、関連する資産又は負債の特性を考慮し、当グループがアクセス可能な最も有利な市場において移転取引が発生するものと仮定し、市場参加者間の秩序ある取引において測定日に資産を売却する場合に受領する又は負債を移転する場合に支払うであろう金額である。活発な市場で取引されている金融商品(損益を通じて公正価値で測定する金融商品及び売却可能有価証券等)の公正価値は、連結財政状態計算書日現在の市場価格に基づいている。当グループが保有している金融資産に対して使用される市場価格は現在の買呼値である。活発な市場で取引されていない金融商品の公正価値は、評価手法を用いて算出する。当グループは様々な手法を利用しており、連結財政状態計算書日ごとの市況に基づく仮定を立てている。評価手法を利用する目的は、連結財政状態計算書日現在で市場参加者間の秩序ある取引が発生するであろう価格を見積ることである。

公正価値で計上される金融商品は、注記23に記載の公正価値の階層を用いて測定されている。

金融商品の公正価値の測定に使用される判断の程度は、通常は価格の観測可能性の程度に関係している。価格の観測可能性は複数の要素による影響を受けるが、その要素とは金融商品の種類、金融商品の市場における新規性と定着性、取引の特性及び一般市況等である。

2.6.3 金融資産の減損

概要

金融資産は定期的に減損評価が実施される。金融資産は、帳簿価額が見積回収可能価額を超過しており、金融資産の減損の客観的証拠がある場合に減損処理される。

当グループは、金融資産又は金融資産グループの減損の客観的証拠の有無について報告日ごとに評価している。金融資産又は金融資産グループは、当初認識の後に発生した1つ又は複数の事象(以下「減損事象」という。)の結果による減損の客観的証拠が存在し、信頼性をもって見積可能な金融資産又は金融資産グループの見積将来キャッシュ・フローが当該減損事象により影響を受ける場合にのみ減損し、減損損失が発生する。

金融資産又は金融資産グループの減損の客観的証拠は、当グループが認識した以下の事象に関する観測可能なデータを含む。

- ・ 発行体又は債務者の重大な財政難
- ・ 債務不履行又は支払遅延といった契約違反
- ・ 発行体又は債務者の破産又はその他の財務再編の可能性が高まる
- ・ 財政難により当該金融資産の活発な市場が消滅、又は
- ・ 当該資産の当初認識以降における見積将来キャッシュ・フローの潜在的減少を示唆する、以下を含む観測可能なデータ(市場価格を含む)
 - ・ 発行体の支払状況の悪化
 - ・ 不履行リスクと相関する国家又は地域経済の状況

当グループは、まず、個々に重要な金融資産について減損の客観的証拠の有無を評価する。個々に評価された金融資産について、減損の客観的証拠はその重要性に関わらず存在しないと当グループが判断した場合には、類似した信用リスクを伴う金融資産グループについて全体的な減損を評価する。個々に減損評価された資産で、減損損失が認識されたもの又は継続的に認識されているものは、全体的な減損の評価には含めない。

売却可能金融商品

売却可能資産の公正価値の下落が株主資本に認識されており、当該資産の減損の客観的証拠がある場合には、既に株主資本に直接認識されている損失累計額が当期の損益に認識される。公正価値が取得原価を大幅又は長期的に下回っている場合には、当グループは、通常、売却可能持分証券の減損の証拠を検討する。当該資産に減損が認められた場合に株主資本から当期の損益に振替えられる損失累計額は、取得原価(元本返済額及び償却額控除後)と現在の公正価値(過去に認識された当該資産の減損損失控除後)との差額である。

売却可能として分類されている債務証券の公正価値が翌期以降に上昇し、その上昇が減損損失が損益計上された後に発生した事象と客観的に関連付けられる場合、減損損失は損益を通じて戻入れられる。売却可能として分類されている持分証券について損益計上された減損損失の戻入れは行われぬ。

売却可能負債証券について減損損失を認識した後に資産価値がさらに下落した際、損失の要因となる更なる減損事象の客観的証拠がある場合にのみ、更なる下落が減損として認識される。

貸付金及び債権

貸付金及び債権については、当グループが元本及び/又は利息を契約条項に従って回収できない可能性が高い場合に、減損が発生したとみなす。減損が発生したと判断された時点で、帳簿価額は損益計上を通じて減額される。モーゲージ・ローン又は債権の帳簿価額は、引当金勘定を使用して減額され、引当金の金額は減損損失として損益計上される。引当金は、分析的手法を用いて、各貸付金グループ又は債権に関する知識に基づき算定される。当該手法は通常は過去の統計に基づいており、金融資産グループ又は個々の勘定の傾向に応じて調整される。

2.6.4 デリバティブ金融商品

デリバティブ金融商品は、基礎となる為替レート及び金利から主に価値を得る為替契約及び金利スワップを含んでいる。全てのデリバティブは取引費用控除後の取得原価を示す公正価値で連結財政状態計算書に当初認識され、取引費用は費用計上されてデイ・ワン・ロスが発生する。その後デリバティブは公正価値で再測定され、価額の変動は損益に認識される。公正価値は市場価格から入手されるが、市場価格が入手できない場合には割引キャッシュ・フロー・モデル又はオプション価格決定モデル等の評価手法が利用される。全てのデリバティブは、公正価値が正の値であれば資産として、公正価値が負の値であれば負債として計上される。

経済的ヘッジのためのデリバティブ商品

当グループは、当グループのリスク管理フレームワークに基づいて経済的ヘッジを行うためにデリバティブ取引を実施しているが、現在のところ当該取引にヘッジ会計を適用していない。これは、当該取引がヘッジ会計適用となるための特定のIFRS規則に合致しておらず、またヘッジ会計基準に合致するために必要な文書の作成が非常に煩雑なためである。このため当該取引はトレーディング目的保有として処理されており、公正価値の変動は直ちに投資実績に認識される。

組込デリバティブ

組込デリバティブは、主となる他の非デリバティブ金融商品に組込まれているデリバティブであり、複合商品を形成している。組込デリバティブの経済的特性及びリスクが主商品の経済的特性及びリスクとは密接に関係していない場合で、複合商品が公正価値で測定されず公正価値の変動が損益計上されない場合には、組込デリバティブは分離処理され、IAS第39号に従いデリバティブとして公正価値で計上される。

2.7 セグメント報告

事業セグメントは当グループの構成要素であり、事業活動に従事して収益を稼得し、費用を負担している。各事業セグメントの財務情報は個々に入手可能であり、当グループの最高意思決定機関と考えられている当グループの執行委員会(以下「Exco」という。)がそれぞれの経営成績を定期的にレビューしている。

2.8 為替換算

在外事業体の損益計算書及びキャッシュ・フローは、当該事業年度における平均為替レートで当グループの表示通貨に換算される(当該レートが取引日の実勢為替レートに近似しているため)。在外事業体の財政状態計算書は期末為替レートで換算される。在外事業体に対する投資純額の換算により生じる為替換算差額は資本の為替換算準備金に計上される。在外事業体の売却時には、該当する為替換算差額は、為替換算準備金から振替えられ、売却損益の一部として連結損益計算書に認識される。IFRS第1号で認められている通り、IFRSへの移行日現在の為替換算差額累計額はゼロとされた。

外貨建取引は取引日の実勢為替レートで会計処理される。当該取引の決済により生じる損益並びに外貨建の貨幣性資産及び負債の機能通貨への換算により生じる損益は連結損益計算書で認識される。

損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産に係る為替換算差額は投資実績に含められる。売却可能として分類される貨幣性金融資産については、為替換算差額は償却原価で計上されたものとして計算され、連結損益計算書に認識される。売却可能として会計処理される非貨幣性の株式に係る為替レートの変動は公正価値準備金に含められる。

2.9 有形固定資産

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示されている。取得原価には、当該資産の取得に直接帰属する費用が含まれている。減価償却費は、通常は残存価額控除後の取得原価を見積耐用年数にわたって配分する定額法を用いて計算されている。

什器、備品及びその他のオフィス用設備	5年
建物	20 - 40年
その他の資産	3 - 5年
自社保有の土地	減価償却なし

後発費用は、将来の経済的便益が当グループに流入する可能性が高い場合には、適宜、帳簿価額に含められるか、別個の資産として認識される。修繕維持費は発生した財務期間の連結損益計算書に計上される。

残存価額及び耐用年数は必要に応じて報告日ごとに見直され、調整される。資産の帳簿価額が見積回収可能価額を上回る場合には、回収可能価額にまで評価減される。

有形固定資産の売却損益は、関連する資産の売却による純収入と帳簿価額との差額として測定され、連結損益計算書に認識される。

香港特別行政区政府は香港の全ての土地を所有しており、リース保有契約に基づく使用を許可している。当該リース保有費用が既知である場合、又はリースの開始時に信頼性をもって算定可能な場合には、当グループはリース保有の土地における持分と土地使用权を個別にオペレーティング・リースとして計上する。当該リースは取得原価で計上され、リース期間にわたって償却される(注記2.19参照)。

2.10 投資不動産

当グループが占有していない長期賃貸目的の不動産は投資不動産として分類され、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示されている。

投資不動産は自社保有の土地及び建物で構成されている。オペレーティング・リースに基づき保有している土地に建設されている建物は、長期賃貸目的で保有し、当グループが占有していない場合には投資不動産として分類される。リース保有の土地の原価が既知である場合、又はリースの開始時に信頼性をもって算定可能な場合には、当グループはリース保有の土地における持分と土地使用权を個別にオペレーティング・リースとして計上する(注記2.19参照)。当該リースは取得原価で計上され、リース期間にわたって償却される。投資不動産として保有する建物は20年から40年の見積耐用年数にわたって定額法で償却される。

投資不動産が使用目的保有に変わった場合には、有形固定資産に再分類される。不動産の一部を投資不動産として使用し、一部を当グループが使用している場合には、有形固定資産及び投資不動産にそれぞれの要素が個別に計上され、投資不動産として使用されている部分は個別に売却又はファイナンス・リースすることが可能である。

投資不動産及び使用目的保有不動産の公正価値は、注記18に開示されている。当グループは、外部による不動産評価を年に一度実施することを方針としているが、不動産の公正価値に重要な影響を及ぼすような個別の事象が生じた場合には期中においても実施する。

2.11 のれん及びその他の無形資産

のれん

のれんは、取得した子会社、関連会社又はジョイント・ベンチャーの識別可能資産純額に対する当グループの持分の取得日現在における公正価値を、取得原価が超過する金額を示している。2006年12月1日(IFRSへの移行日)より前の取得に係るのれんは同日現在の帳簿価額(償却累計額控除後の取得原価)から同日以降に発生した減損を控除した価額で計上されている。同日以降における当グループの子会社に対する投資により生じたのれんは個別資産として表示されているが、ジョイント・ベンチャーに対する投資により生じたのれんは、投資の帳簿価額に含まれている。IFRS第3号(改訂)の採用日である2009年12月1日より、取得に関連する費用は全て発生時に費用計上される。

その他の無形資産

その他の無形資産は、主に取得したコンピューター・ソフトウェア、及び流通ネットワークへのアクセスといった契約関係で構成されており、見積耐用年数にわたって償却される。

取得したコンピューター・ソフトウェア・ライセンスは、特定ソフトウェアを取得し使用に供するのに発生した費用に基づいて資産計上される。当グループが内部で製造した識別可能な特有のソフトウェアに直接関連する費用は、当該費用を上回る経済的便益が1年超にわたって発生する場合には無形資産として認識される。コンピューター・ソフトウェア・プログラムの開発及び維持に関連するその他全ての費用は発生時に費用計上される。コンピューター・ソフトウェア・ライセンスの取得費用及びコンピューター・ソフトウェアの内部製造費用は、通常3年から15年の当該ソフトウェアの見積耐用年数にわたって定額法で償却される。

当事業年度の償却費は連結損益計算書の「営業費用」に含まれている。

2.12 非金融資産の減損

有形固定資産、のれん及びその他の非金融資産は、帳簿価額を回収できない可能性を示唆する事象や状況の変化が生じた際に減損評価を実施する。減損損失は、資産の帳簿価額が回収可能価額を超過する分について認識されるが、回収可能価額とは、資産の正味売却価格と使用価値のいずれか高い方の価額である。減損評価の目的で、資産は、当グループの事業セグメントのレベルで現金生成単位にグループ化されるが、これは識別可能な個別のキャッシュ・フローが報告される最小レベルである。耐用年数が確定していないのれん及び無形資産の帳簿価額は、少なくとも年に一度見直しが行われるが、状況や事象により帳簿価額に対する疑問が示唆されるような場合には、その時点で見直しが行われる。

2.13 買戻契約を含む有価証券貸付

当グループは様々な有価証券貸付契約を締結しており、当該契約に基づき、有価証券を第三者に短期で貸付けている。貸付有価証券の認識は中止されず、適切な投資分類のもとでの認識が継続される。

買戻条件付売却資産(以下「レボ」という。)

買戻条件付売却資産の認識は継続され、受領した対価に関する負債が計上される。当グループは、

基礎となる資産の公正価値に基づき追加担保の差入を求められる可能性があるが、当該担保資産は連結財政状態計算書において計上され続ける。

売戻条件付購入資産(以下「リバース・レポ」という。)

当グループは売戻条件付の資産購入を行っている(リバース・レポ)。リバース・レポは、当初は、貸付額又は担保額で連結財政状態計算書の「貸付金及び債権」に計上される。取引相手が貸付金を返済できない場合には、当グループが基礎となる資産に対する権利を有する。

担保

当グループは、有価証券貸付取引並びにレポ及びリバース・レポ取引による信用リスクを軽減するために、当該取引に係る担保を現金又は非現金資産の形式で受領及び提供している。担保の金額及び種類は、取引相手の信用リスクに関する評価によって決まる。現金の形式で受領した担保は法的には当グループから分離されておらず、資産として連結財政状態計算書に認識され、払い戻しに係る対応負債が同時に認識される。受領した非現金担保は連結財政状態計算書に認識されないが、不履行事象なしに当グループが当該資産を売却又は再担保提供する場合には、当該担保返却義務が負債として認識される。信用リスクを最小限に抑えるために、取引相手の財政状態を定期的に監視している。

現金の形式で提供した担保は法的には当グループから分離されており、連結財政状態計算書での認識が中止され、払い戻しに係る対応する債権が認識される。提供した非現金担保の認識は中止されず(不履行事象がある場合を除く)、連結財政状態計算書の適切な金融商品の分類のもとで認識が継続される。

2.14 借入金

借入金は取引費用控除後の借入収入で当初計上される。その後、借入金は償却原価で計上され、収入純額と返済価額との差額が、実効金利法を用いて連結損益計算書に借入期間にわたって認識される。全ての借入費用は発生時に費用計上されるが、投資不動産及びその他の適格資産の開発に直接帰属する借入費用については、当該資産の取得原価の一部として資産計上される。

2.15 法人所得税

当期税金費用は当期の課税所得に基づいており、過年度からの調整額を含んでいる。税金は税引前損益及び資本に借方又は貸方計上されている金額に対して適宜配分される。

資産及び負債の税務ベースの価額と帳簿価額との一時差異について、繰延税金が財務情報に認識されるが、以下に記載の通り例外もある。

主要な一時差異は、保険契約及び投資契約負債の認識基準、デリバティブ契約を含む一部の金融資産及び負債の再評価、繰延獲得費用並びに分配金ベースで課税される国における生命保険ファンドの剰余金に係る将来税金により生じる。繰延税金の算出には連結財政状態計算書日における実効税率又は実質的な実効税率が用いられる。

繰延税金資産は、一時差異を利用できる将来の課税所得が見込める範囲で認識される。過年度における税務上の欠損金がある国においては、将来の利益が発生する証拠がある場合にのみ、繰延

税金負債を超過する繰延税金資産が認識される。

のれんの当初認識、又は償却費が税務上控除されないのれん、あるいは企業結合以外の取引で取引時に会計処理にも課税損益にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識により生じる一時差異については、繰延税金は認識されない。

売却可能投資の公正価値による再評価及び資本に直接認識されるその他の金額に関連する繰延税金は、資本の適切な構成要素に当初認識され、その後、連結損益計算書に、基礎となる項目に係る損益とともに認識される。

株主利益に係る税金を支払うとともに、当グループの一部の生命保険事業は保険契約者の投資収益に係る税金(以下「保険契約者税金」という。)を保険契約者税率で支払っている。保険契約者税金は法人所得税として会計処理されており、税金費用合計に含まれているが、個別に開示されている。

2.16 収益

投資収益

投資収入は、報告期間における受取配当金、受取利息及び受取賃貸料で構成されている。投資実績は、実現損益、減損、及び損益を通じて公正価値で測定する投資に係る未実現損益で構成されている。受取利息は、投資の実効利回りを考慮し発生時に認識される。投資不動産に係る賃貸収入は発生時に認識される。投資収益は、投資収入及び投資実績で構成されている。

投資の売却による実現損益は、取引費用控除後受取額と取得原価又は償却原価との差額である。未実現損益は、当期の期末帳簿価額と前期の期末帳簿価額との差額(当期に取得された投資の場合には購入価額との差額)であり、当期売却した投資について過去認識した未実現損益の戻入を控除して算出される。

その他の手数料収入

その他の手数料収入は、主にファンド運用手数料、付随的非保険活動からの収入、ミューチュアル・ファンドからの販売手数料、出再保険に係る手数料及びミューチュアル・ファンド受益証券の販売による手数料で構成されている。受取再保険手数料は獲得費用と同様に繰延べられる。その他全ての手数料収入はサービス提供時に認識される。

2.17 従業員給付

年次休暇及び長期勤続休暇

従業員の年次休暇及び長期勤続休暇の権利は、従業員に発生した時点で認識される。報告日まで従業員により提供されたサービスの結果として発生する年次休暇及び長期勤続休暇に係る見積負債について、引当金が計上されている。

退職後給付債務

当グループは、積立型及び非積立型の退職後従業員給付制度を複数運営しており、当該制度のメンバーは、確定給付型(通常は給与及び勤続期間に関連している)又は確定拠出型(通常は投資額、投資収益及び年金利率に関連している)の給付金を受領し、当該制度の資産は通常は独立した受

託者が管理するファンドにより保有される。確定給付制度では、退職後の従業員に対する生命及び医療給付並びに退職一時金を提供しており、確定拠出制度では、退職後年金給付を提供している。

確定給付制度では、予測単位積増方式を用いて費用が査定されている。当該方式では、資格のある保険数理士の助言に従い、従業員の勤続期間にわたって一定の給付費用が連結損益計算書に計上される。債務は見積将来キャッシュ・アウトフローの現在価値として、給付が行われる通貨建の、また関連する負債と満期が近似した高格付社債の市場利回りに基づいた割引率を用いて測定される。制度の剰余金又は不足金は連結財政状態計算書に資産又は負債として計上される。

各制度の数理計算上の損益に関し、AIAグループは、前報告期間期末現在の未認識の数理計算上の損益純額が以下の金額を超過する場合には、一部を損益計上している。

- ・ 同日現在の予測給付債務の10%、又は
- ・ 同日現在の制度資産の公正価値の10%

これら2つの価額を超過して認識される数理計算上の損益純額は、通常は制度参加従業員の予想平均残存勤務期間にわたって連結損益計算書に認識される。IFRS第1号で認められている通り、2006年12月1日のIFRS適用時に、数理計算上の損益累計額はゼロとされた。

確定拠出制度に関し、当グループは、公的又は私的に管理されている年金制度に対する拠出金を支払っている。一度拠出金が支払われれば、当グループには、従業員同様、それ以上の支払義務はない。当グループの拠出は、関連する報告期間の連結損益計算書に計上されており、人件費に含まれている。

株式に基づく報酬及び現金インセンティブ制度

当グループは、AIG出資による様々な株式に基づく報酬及び現金インセンティブ制度を有している。

当グループは、2002年11月7日より後に付与された株式決済型の株式に基づく報酬制度によるオプション及び報奨を、完全に権利が確定するまでは、公正価値ベースの会計処理方法(以下「公正価値法」という。)を用いて処理している。

AIGの株式決済型の株式に基づく報酬制度により、株式及び/又はオプションの付与と引換えに受領する従業員サービスの公正価値は、費用として権利確定期間にわたって損益計上され、対応する金額が資本に計上される。株式決済型の株式に基づく報酬制度に明らかに関連しているAIGからの請求額については、資本認識額と相殺する。

権利確定期間にわたって費用計上される金額の合計は、付与された株式及び/又はオプションの公正価値を参照して算出される。市場関連ではない権利確定条件(収益性及び保険料収入の増加目標等)が、発行又は行使が予想される株式及び/又はオプションの数に係る仮定に含められる。当グループは、発行又は行使が予想される株式及び/又はオプションの数に係る見積りを期末ごとに修正している。当初見積りに対する修正による影響額があれば損益計上し、対応する調整額を資本に計上するが、権利確定日後には資本合計に対する調整は行われない。株式に基づく報酬による報奨が段階的に権利確定する場合には、各権利確定トランシェが個別の報奨として認識され、各トランシェの公正価値が該当する権利確定期間にわたって認識される。

AIGが従業員制度で利用するオプションの公正価値が、市場で入手可能なオプションと比較できない場合には、当グループは二項モデルを用いて公正価値を見積る。当該モデルは、株価、行使価格、インプライド・ボラティリティ、無リスク金利、予想配当率及び予想オプション期間等のインプットを必要とする。

株式決済型の株式に基づく報酬制度が変更又は中止された場合には、付与日現在の公正価値での認識が継続され、市場関連ではない条件が満たされている場合には、変更日現在発生している増分価額が加えられる。

AIGの現金決済型報酬制度では、現金決済型報奨の付与と引き換えに提供された従業員の勤務の公正価値は損益計算書に費用計上され、同額が負債にも計上される。各報告期間末において、未決済の報奨は基礎となる資産の公正価値の変動に基づき再測定され、それに応じて負債及び費用も調整される。

2.18 引当金及び偶発債務

当グループが過去の事象の結果としての法的又は推定上の債務を現在保有しており、当該債務を決済するのに経済的リソースの流出を求められる可能性が高く、また債務の金額が信頼性をもって見積ることができる場合には引当金が認識される。保険契約等により引当金が補償されると当グループが考える場合には、補償が実質上確実となった時点で初めて、当該補償を個別資産として認識する。

当グループは、契約から享受することが予想される便益が当該契約に基づく義務の履行のための不可避費用を下回る場合に、不利な契約に対する引当金を認識している。

偶発債務は、重要性が高く、且つ過去の事象の結果として将来的に債務が発生する可能性があるか、過去の事象の結果としての債務が現在ある場合に開示されるが、支払の可能性が高いわけではなく、また金額を信頼性をもって見積ることもできない。

2.19 リース

所有に伴うリスク及び便益のほぼ全てを賃貸人としての当グループが保有するリースは、オペレーティング・リースとして分類される。当該リースに基づく資産は有形固定資産に含められ、見積耐用年数にわたって残存価額にまで減価償却される。当該リースからの賃貸料は、関連するリース期間にわたって定額法で連結損益計算書に収益計上される。オペレーティング・リースに基づく賃借人としての当グループの支払額(賃貸人から受領するインセンティブ控除後)は、関連するリース期間にわたって連結損益計算書に費用計上される。当グループはリース保有の土地を取得するための支払額を前払オペレーティング・リース料として分類している。

香港においては自社保有の土地持分はない。したがって香港における全ての土地はオペレーティング・リースに基づく保有と考えられる。当グループはリース保有の土地を取得するための支払額を前払オペレーティング・リース料として分類している。当該金額は「その他の資産」に含められている。償却費は土地の取得原価を、通常19年から886年のリース期間にわたって定額法で償却するよう計算されている。

2.20 株式資本

発行済資本は発行済株式の額面価額に株式資本の発行により受領した資本剰余金を加えた価額である。

株式発行費用

新規株式の発行に直接帰属する付随的な外部費用は、発行収入からの控除として税引後の価額で資本に計上される。

配当金

普通株式に係る配当金は、株主の承認を受けた後に認識される。

2.21 売却目的として分類される処分グループ

処分グループは、継続的に使用するのではなく、売却取引を通じて帳簿価額が基本的に回収される場合には売却目的として分類される。これには、処分グループが現状のままで即時に売却可能であり、売却の可能性が非常に高いことが条件となる。また適切なレベルの経営陣が処分グループの売却計画を確約している必要があり、当該分類日から1年以内に完了済の売却として認識される予定でなくてはならない。

売却目的として分類される処分グループは、帳簿価額と売却費用控除後公正価値とのいずれか低い方の価額で測定される。売却費用控除後公正価値のその後の増加は利益として認識されるが、過去に認識された減損損失累計額を超過しない範囲に限られる。

2.22 連結財政状態計算書の表示

当グループの保険契約及び投資契約負債並びに関連する資産は、当グループの商品の長期的性格を反映しており、複数年度にわたって実現及び決済される。このため当グループは資産及び負債を流動と非流動に区別するのではなく、資産及び負債のおおよその流動性順に連結財政状態計算書で表示している。当グループは、無形資産、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資、有形固定資産、投資不動産並びに繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用については、長期の利用目的で保有しているため、非流動資産とみなしている。

2.23 1株当たり利益

基本1株当たり利益は、普通株式に帰属する当期純利益を当期の発行済加重平均普通株式数で除して計算される。

1株当たり利益も調整項目考慮前税引後の普通株式帰属営業利益に基づき計算され、取締役は、この数値を経営成績のより良い指標と考えている。

希薄化後1株当たり利益の計算では、従業員に付与された株式オプション等の希薄化効果のある潜在的普通株式の転換があるものと仮定して、発行済加重平均普通株式数が調整される。

潜在的又は偶発的な株式発行は、株式への転換により1株当たり純利益を減少させる場合に希薄化効果があるものとして処理される。

2.24 信託活動

信託活動による資産及び収益は、当グループに当該資産に対する契約上の権利及び名義人、受託者又は代理人等の信託者として行動する契約上の権利がない場合には、当該資産を顧客に返却する関連義務とともに、財務情報から除外されている。

2.25 連結キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書は、連結財政状態計算書に表示されている現金及び現金同等物の変動を示している。

金融商品の購入及び売却については、購入資金が保険契約及び投資契約のオリジネーションに関連するキャッシュ・フロー(給付金及び保険金支払額控除後)から賄われているため営業キャッシュ・フローに含まれている。投資不動産の購入及び売却は投資キャッシュ・フローに含まれている。

2.26 関連当事者取引

関連当事者との取引は、当事者間で相互に合意し取引された金額で計上されている。

3 為替レート

報告期間における当グループの主な海外事業は、アジア・パシフィック地域内のものであった。当該事業の経営成績及びキャッシュ・フローは、以下の平均レートで米ドルに換算されている。

米ドルの為替レート

	2007年11月30日 に終了した 事業年度	2008年11月30日 に終了した 事業年度	2009年11月30日 に終了した 事業年度	2009年5月31日 に終了した 6ヶ月間	2010年5月31日 に終了した 6ヶ月間
香港	7.80	7.79	7.75	7.75	7.77
タイ	34.69	33.21	34.47	35.19	32.76
シンガポール	1.52	1.42	1.46	1.50	1.40
マレーシア	3.46	3.31	3.53	3.59	3.33
中国	7.65	6.99	6.83	6.84	6.83
韓国	929.37	1,047.12	1,287.00	1,362.40	1,146.79

資産及び負債は、以下の期末レートで換算されている。

	米ドルの為替レート			
	2007年11月30日 現在	2008年11月30日 現在	2009年11月30日 現在	2010年5月31日 現在
香港	7.79	7.75	7.75	7.79
タイ	33.85	35.52	33.24	32.56
シンガポール	1.45	1.51	1.38	1.40
マレーシア	3.36	3.62	3.39	3.30
中国	7.39	6.83	6.83	6.83
韓国	920.81	1,468.43	1,162.79	1,194.74

為替レートは、1米ドル当たりの現地通貨単位で表示されている。

4 グループ構成の変更

この注記は、当グループが報告期間中に行った子会社の取得及び売却に関する詳細、並びに売却目的で保有する事業の詳細を提供している。主な子会社については注記43に記載されている。

取得

2009年11月27日に、当グループは、フィリピンで生命保険事業を行っているアヤラ・ライフ・アシュアランス・インコーポレイテッド(その後「BPI-Philamライフ・アシュアランス・コーポレーション」(以下「BPLAC」という。))と名称変更)の株式資本の51%を取得し、バンク・オブ・ザ・フィリピン・アイランド(以下「BPI」という。))とBPLACの商品の販売について販売契約を締結した。対価は50百万米ドルであり、これには2010年5月に決定され清算された買収価額の調整及び取得費用が含まれる。

2009年11月30日に終了した事業年度のBPLACの税引後利益は、当グループの事業年度末に完了した取引のため、重要なものではなかった。取得が2008年12月1日に生じたと仮定した場合の収益及び利益は、AIAグループにおいて重要性はなかった。

取得した資産及び負債並びにのれんの暫定的な公正価値は、2010年5月31日に決定した買収価額の調整及び測定期間に入手可能となった追加的情報を反映して更新されており、その詳細は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)

帳簿価額	2009年11月30日現在の暫定的な公正価値計上額	2010年5月31日に終了した6ヶ月間における調整 ⁽¹⁾	2010年5月31日現在の更新後の暫定的な公正価値計上額	
BPLAC				
無形資産	-	15	9	24
繰延取得費用(取得事業価値)	-	31	-	31
有形固定資産	9	8	-	8
投資不動産	13	13	1	14
貸付金及び債権	65	67	-	67
投資証券	246	246	(1)	245
その他の資産	5	5	-	5
現金及び現金同等物	2	2	-	2
保険契約及び投資契約負債	(281)	(281)	-	(281)
繰延税金資産/(負債)	3	(17)	(3)	(20)
その他の負債	(6)	(6)	-	(6)
取得純資産合計	56	83	6	89
控除：取得した非支配持分		(44)		(46)
取得純資産		39		43
取得対価の公正価値		46		49
取得費用		1		1
取得対価合計		47		50
取得によるのれん		8		7
取得対価の公正価値		47		50
控除：繰延対価		(17)		(5)
控除：取得子会社の現金及び現金同等物		(2)		(2)
キャッシュ・アウトフロー純額		28		43

注：(1) 2010年5月31日に終了した6ヶ月間における調整額は、測定期間における公正価値情報の更新及び取得日におけるBPLACの純資産額に基づく買収価額の調整の決定による影響により生じたものである。

2007年11月30日に、当グループは、グランド・デザイン・ディベロプメント・リミテッド(以下「グランド・デザイン」という。)の株式資本の50%持分を現金対価233百万米ドルにより追加取

得した。グランド・デザインは香港に不動産を所有しているベイショア・ディベロプメント・グループ・リミテッド(以下「ベイショア」という。)の株式資本の90%持分を有する持株会社である。この持分の取得より前に、当グループはグランド・デザインにおける50%の持分を保有していた。取得後、当グループはグランド・デザインの持分の100%を保有している。2007年11月30日より前には、当グループは、グランド・デザインの株式資本におけるその持分及び株主借入金を関連会社として会計処理した。グランド・デザインの持分をさらに50%取得した結果、当グループはグランド・デザインとベイショアを連結した。

また、2007年11月30日に、ベイショアは539百万米ドルの銀行融資の借り換えを行った。これにより、ベイショアは未払利息を含む一部の株主借入金を返済することができた。当グループは、株主借入金に対する持分について204百万米ドルを受け取った。これは、当グループのグランド・デザインの帳簿価額191百万米ドルを超過していた。この借り換えは当グループがグランド・デザインの株式資本をさらに50%取得したのと同時に発生したため、当グループはこの返済に係る利益を、グランド・デザインの追加持分50%に支払われる取得対価の減少であると考えて、認識しなかった。2008年度において、当グループは1百万米ドルの最終的な買収価額の調整を受け取った。

取得した資産及び負債並びにのれんの公正価値の詳細は、以下の通りである。

(単位：百万米ドル)

	公正価値	帳簿価額
グランド・デザイン		
有形固定資産	19	17
投資不動産	89	78
貸付金及び債権	3	7
その他の資産	639	383
現金及び現金同等物	26	26
借入金	(544)	(544)
繰延税金負債	(2)	-
その他の負債	(11)	(11)
取得純資産	219	(44)
株主借入金の返済	14	
取得対価の公正価値	233	
控除：取得子会社の現金及び現金同等物	(26)	
キャッシュ・アウトフロー純額	207	

2008年度において、当グループは、AIGコンサルティング・サービス・カンパニー・リミテッドの株式資本をさらに50%取得した。取得した純資産の公正価値及び取得対価は、重要ではないと考えられている。この持分の取得より前に、当グループはAIGコンサルティング・サービス・カンパニー・リミテッドにおける50%の持分を保有していた。取得後、当グループはAIGコンサルティング・サービス・カンパニー・リミテッドの持分の100%を保有している。

売却

2010年1月27日に、当グループはAIAバミューダ・サービス・インクを売却し、一群の生命保険契約の譲渡を総額で1米ドルの対価によりアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー(以下「ALICO」という。)へ事業譲渡することにより完了した。2009年11月30日現在において売却目的に計上されていたこれらの資産の売却損失は、重要なものではなかった。

2009年10月に、当グループはPT.アシュランシAIAインドネシアにおける60%の持分を65百万米ドルで売却した。売却による損失は税引前で29百万米ドルであった。当グループは、完全所有子会社であるPT AIAファイナンシャルを通じて引き続きインドネシアで事業を行っている。

5 営業利益

営業利益は、以下の通り当期純利益に対して調整される。

	注記	2007年11月30 日に終了した 事業年度	2008年11月30 日に終了した 事業年度	2009年11月30 日に終了した 事業年度	2009年5月31 日に終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年5月31 日に終了した 6ヶ月間
営業利益	7	1,692	1,869	1,781	923	1,134
営業外投資収益：						
投資実績		3,640	(10,222)	5,716	2,889	304
投資関連契約に関する投資 収入		63	80	68	29	31
投資関連契約に関する投資 運用費用		(9)	(10)	(16)	(8)	(7)
投資関連契約に関する保険 契約及び投資契約負債の対 応する変動		(2,469)	5,919	(4,166)	(2,237)	44
有配当型ファンドに関する 保険契約負債の対応する変 動		(308)	1,502	(773)	(196)	(119)
連結投資ファンドにおける 第三者持分の対応する変動		(80)	319	(164)	(132)	12
営業外投資収益		837	(2,412)	665	345	265
その他の営業外項目：						
営業利益に係る保険契約者 の税金に関する保険契約及 び投資契約債務の変動		50	74	54	25	57
旧親会社からの再保険リ キャプチャーに係る利益		-	447	-	-	-
事業再編及び分離費用		-	(10)	(89)	(25)	(18)
営業外項目		887	(1,901)	630	345	304
税引前当期利益 / (損失)		2,579	(32)	2,411	1,268	1,438
営業利益に係る税金		(411)	(274)	(338)	(175)	(230)
営業外項目に係る税金		(190)	518	(262)	(105)	(89)
その他の営業外税金項目：						
営業利益に係る保険契約者 の税金		(50)	(74)	(54)	(25)	(57)
源泉徴収税引当金の戻入		-	275	-	-	-
税金：(費用) / 還付金等収入		(651)	445	(654)	(305)	(376)
当期純利益		1,928	413	1,757	963	1,062
営業利益		1,692	1,869	1,781	923	1,134
営業利益に係る税金		(411)	(274)	(338)	(175)	(230)
税引後営業利益		1,281	1,595	1,443	748	904
以下に帰属する税引後営業利 益：						
AIAグループ・リミテッド株 主		1,270	1,588	1,438	747	899
非支配持分		11	7	5	1	5

2010年5月31日に終了した6ヶ月間において、営業外項目は18百万米ドル(2009年5月31日に終了した6ヶ月間(未監査):25百万米ドル)の事業再編及び分離費用からなる。事業再編費用は、事業再編プログラムに関する費用であり、主として人員削減及び契約解除に関するものである。分離費用は当グループのAIGからの分離に関する重要で識別可能な費用である。

2008年度において、当グループは、その当時の直接親会社であるAIRCOに、出再を行ったリスク・ポートフォリオのリキャプチャー及び関連する金融資産ポートフォリオの譲渡に関する全額で最終の決済金として190百万米ドルを支払った。受領した金融資産の公正価値は、保険契約及び投資契約負債、繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用を超過しており、この手数料はリキャプチャーに係る447百万米ドルの利益となった。営業外と考えられる2008年度のその他の項目は、事業再編及び分離費用10百万米ドル並びに源泉徴収税引当金の戻入からなる。これは2008年度において租税条約が明確になったためであり、香港に送金される利益に係る源泉徴収税の租税債務275百万米ドルは免除された。

2010年度に、当グループは営業利益を決定する基準を変更し、保険契約及び投資契約負債の変動に係る税金における保険契約者の持分を除外することとした。変更後、営業利益は経営成績のうち株主の持分のみを示すこととなる。この変更は、シンガポール、マレーシア及びその他の市場を含むいくつかの報告セグメントに影響している。影響は以下の表の通りである。

	変更前			(単位:百万米ドル)
	2007年11月30日に 終了した事業年度	2008年11月30日に 終了した事業年度	2009年11月30日に 終了した事業年度	2009年5月31日に 終了した6ヶ月間 (未監査)
シンガポール				
営業利益	348	333	356	154
営業利益に係る税金	(68)	(100)	(92)	(41)
税引後営業利益	280	233	264	113
マレーシア				
営業利益	123	123	150	73
営業利益に係る税金	(38)	(11)	(44)	(32)
税引後営業利益	85	112	106	41
その他の市場				
営業利益	170	188	191	90
営業利益に係る税金	(54)	(29)	(47)	(18)
税引後営業利益	116	159	144	72
当グループ				
営業利益	1,742	1,943	1,835	948
営業利益に係る税金	(461)	(348)	(392)	(200)
税引後営業利益	1,281	1,595	1,443	748

変更

	2007年11月30日に 終了した事業年度	2008年11月30日に 終了した事業年度	2009年11月30日に 終了した事業年度	2009年5月31日に 終了した6ヶ月間 (未監査)
シンガポール				
営業利益	(22)	(67)	(40)	(19)
営業利益に係る税金	22	67	40	19
税引後営業利益	-	-	-	-
マレーシア				
営業利益	(26)	(6)	(12)	(6)
営業利益に係る税金	26	6	12	6
税引後営業利益	-	-	-	-
その他の市場				
営業利益	(2)	(1)	(2)	-
営業利益に係る税金	2	1	2	-
税引後営業利益	-	-	-	-
当グループ				
営業利益	(50)	(74)	(54)	(25)
営業利益に係る税金	50	74	54	25
税引後営業利益	-	-	-	-

(単位:百万米ドル)

変更後

	2007年11月30日に 終了した事業年度	2008年11月30日に 終了した事業年度	2009年11月30日に 終了した事業年度	2009年5月31日に 終了した6ヶ月間 (未監査)
シンガポール				
営業利益	326	266	316	135
営業利益に係る税金	(46)	(33)	(52)	(22)
税引後営業利益	280	233	264	113
マレーシア				
営業利益	97	117	138	67
営業利益に係る税金	(12)	(5)	(32)	(26)
税引後営業利益	85	112	106	41
その他の市場				
営業利益	168	187	189	90
営業利益に係る税金	(52)	(28)	(45)	(18)
税引後営業利益	116	159	144	72
当グループ				
営業利益	1,692	1,869	1,781	923
営業利益に係る税金	(411)	(274)	(338)	(175)
税引後営業利益	1,281	1,595	1,443	748

[次へ](#)

6 総加重保険料収入及び年換算新規契約保険料

経営陣の意思決定及び内部の業績管理目的で、当グループは総加重保険料収入(以下「TWPI」という。)という業績測定値を用いて期中の業務量を測定しているが、新規契約については年換算新規契約保険料(以下「ANP」という。)という業績測定値を用いて測定している。両測定値とも出再保険料を含む総額で報告される。

総加重保険料収入は、継続保険料の100%、初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%からなり、当グループの会計処理方針に準拠して預り金として会計処理される契約に関する預り金及び拠出金を含んでいる。

経営陣は、総加重保険料収入が、株主に利益をもたらす可能性を有する、報告期間に引き受けた取引の測定値を示すものであると考えている。表示された金額は、連結損益計算書に計上された保険料及び手数料収入を示すものではない。

年換算新規契約保険料は、新規契約の主要な内部測定値として2009年度に導入されたものであり、年換算初年度保険料の100%及び一時払い保険料の10%からなる。年換算新規契約保険料には継続保険料は含まれておらず、初年度保険料は年換算後の価額で計上される。

(単位：百万米ドル)

TWPI	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日 に終了した 6ヶ月間
地域別の総加重保険料収入					
香港	2,845	2,916	2,861	1,285	1,340
タイ	2,164	2,351	2,373	1,072	1,222
シンガポール	1,514	1,641	1,524	717	796
マレーシア	667	727	707	342	390
中国	806	934	1,018	469	519
韓国	2,178	2,268	1,759	827	989
その他の市場	1,184	1,366	1,390	618	766
合計	11,358	12,203	11,632	5,330	6,022

(単位：百万米ドル)

TWPI	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日 に終了した 6ヶ月間
地域別の初年度保険料					
香港	482	414	357	117	155
タイ	301	326	337	143	168
シンガポール	115	139	111	49	62
マレーシア	78	91	93	47	57
中国	161	160	166	72	86
韓国	683	664	322	165	155
その他の市場	296	325	358	153	146
合計	2,116	2,119	1,744	746	829
地域別の一時払い保険料					
香港	893	475	175	70	43
タイ	99	158	121	67	72
シンガポール	1,187	952	400	59	144
マレーシア	107	93	32	6	15
中国	380	193	166	90	64
韓国	740	457	77	21	83
その他の市場	273	247	119	57	66
合計	3,679	2,575	1,090	370	487

(単位：百万米ドル)

TWPI	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日 に終了した 6ヶ月間
地域別の継続保険料					
香港	2,274	2,455	2,487	1,161	1,181
タイ	1,853	2,009	2,024	922	1,047
シンガポール	1,280	1,407	1,373	662	720
マレーシア	578	627	611	294	331
中国	607	755	835	388	427
韓国	1,421	1,559	1,429	660	826
その他の市場	861	1,015	1,020	460	613
合計	8,874	9,827	9,779	4,547	5,145

(単位：百万米ドル)

ANP	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日 に終了した 6ヶ月間
地域別の年換算新規契約保険料			
香港	387	130	165
タイ	372	156	181
シンガポール	162	60	82
マレーシア	108	54	61
中国	188	79	92
韓国	340	146	146
その他の市場 ⁽¹⁾	321	148	160
合計	1,878	773	887

注：(1) その他の市場のANPには、2009年10月に売却したPT. アシュランシAIAインドネシアの新規契約は含まれていない。

7 セグメント情報

当グループのExcoが受け取った報告に基づく当グループの事業セグメントは、当グループが事業を行う各地域別市場である。「全社及びその他」セグメント以外の各報告セグメントは、その地域の市場において顧客に生命保険、年金保険及び傷害医療保険商品を提供する生命保険事業を引き受け、関連する投資及びその他の金融サービス商品を販売している。IFRS第8号に基づき個別に開示するよう要求される報告セグメントは、香港、タイ、シンガポール、韓国、マレーシア、中国、その他の市場並びに全社及びその他である。当グループの香港報告セグメントには、マカオが含まれている。当グループのシンガポール報告セグメントにはブルネイが含まれている。その他の市場には、主にフィリピン、インドネシア、ベトナム、インド、オーストラリア、ニュージーランド及び台湾における当グループの事業が含まれている。全社及びその他セグメントの事業活動は、AIAグループの全社機能、共有サービス及びグループ内取引の消去からなる。

全社及びその他セグメント以外の各報告セグメントはその地域の市場の生命保険のニーズに応えることに焦点を合わせているため、報告セグメント間の取引は限定的である。各セグメントに関して報告された主要な業績指標は、以下の通りである。

- ・年換算新規契約保険料(2009年度以降)
- ・総加重保険料収入
- ・投資収入(投資関連契約に関する投資収入を除く)
- ・営業費用
- ・営業利益(注記5参照)
- ・費用率。営業費用を総加重保険料収入で除したものとして測定される。
- ・営業利益率。営業利益(上記参照)を総加重保険料収入における割合で表示したものとして測定される。
- ・配分セグメント持分営業収益。AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益(配分セグメント持分(各報告セグメントに関するセグメント別負債控除後のセグメント別資産から、被支配持分、公正価値及び為替換算準備金を差し引き、連結会社間劣後債を調整したものの)の期首と期末の単純平均で表示したもの)で測定される。

報告セグメントに対する資本流入/(流出)純額の表示において、資本流出は全社及びその他セグメントへの配当金及び利益配分からなり、資本流入は全社及びその他セグメントによる報告セグメントへの資本注入からなる。当グループについては、資本流入/(流出)純額は、資本拠出として株主から受け取った正味金額から配当金として分配した金額を控除したものを表示している。

当グループの五大大口顧客に関する業務量は、保険料及び手数料収入の30%未満である。

（単位：百万米ドル）

	主な市場						その他の市場	全社及びその他	合計
	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	中国	韓国			
2007年11月30日に終了した事業年度									
総加重保険料収入	2,845	2,164	1,514	667	806	2,178	1,184	-	11,358
保険料、手数料収入及びその他の営業収益純額（出再保険料控除後）	1,401	2,206	1,464	610	723	1,506	912	(5)	8,817
投資収入 ⁽¹⁾	607	557	538	200	147	233	352	72	2,706
収益合計	2,008	2,763	2,002	810	870	1,739	1,264	67	11,523
保険契約及び投資契約給付金純額 ⁽²⁾	1,124	1,928	1,456	580	551	1,165	831	1	7,636
手数料及びその他の獲得費用	198	293	76	75	68	165	70	2	947
営業費用	133	114	95	52	127	136	157	148	962
投資運用費用及び財務費用 ⁽³⁾	153	26	49	6	2	4	30	16	286
費用合計	1,608	2,361	1,676	713	748	1,470	1,088	167	9,831
関連会社による持分利益 / (損失)	8	(1)	-	-	-	-	(8)	1	-
営業利益 / (損失)	408	401	326	97	122	269	168	(99)	1,692
営業利益に係る税金	(40)	(126)	(46)	(12)	(11)	(77)	(52)	(47)	(411)
税引後営業利益 / (損失)	368	275	280	85	111	192	116	(146)	1,281
以下に帰属する税引後営業利益 / (損失) :									
AIAグループ・リミテッド株主	368	275	280	85	111	192	105	(146)	1,270
非支配持分	-	-	-	-	-	-	11	-	11
主な営業比率 :									
費用率	4.7%	5.3%	6.3%	7.8%	15.8%	6.2%	13.3%	-	8.5%
営業利益率	14.3%	18.5%	21.5%	14.5%	15.1%	12.4%	14.2%	-	14.9%
配分持分営業収益率	15.5%	11.0%	25.9%	24.3%	26.9%	23.8%	11.1%	-	13.7%
営業利益には以下が含まれている :									
財務費用	141	-	42	2	1	-	-	17	203
減価償却費及び償却費	6	8	8	4	7	8	6	5	52
戦略的イニシアチブ費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注：(1) 投資関連契約に関する投資収入を除く。

注：(2) 投資関連契約及び有配当型ファンドの投資実績並びに投資関連契約に関する投資収入から保険契約及び投資契約負債の対応する変動を除く。

注：(3) 投資関連契約に関する投資運用費用を除く。

営業利益は、当期純利益 / (損失)に対して以下の通り調整される。

(単位：百万米ドル)

	主な市場						その他の市場	全社及びその他	合計
	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	中国	韓国			
2007年11月30日									
営業利益 / (損失)	408	401	326	97	122	269	168	(99)	1,692
営業外項目	203	341	90	81	63	36	44	29	887
税引前利益 / (損失)	611	742	416	178	185	305	212	(70)	2,579
営業利益に係る税金	(40)	(126)	(46)	(12)	(11)	(77)	(52)	(47)	(411)
営業利益に係る保険契約者税金	-	-	(22)	(26)	-	-	(2)	-	(50)
営業外項目に係る税金	-	(103)	(36)	(28)	(12)	(11)	(1)	1	(190)
税金費用	(40)	(229)	(104)	(66)	(23)	(88)	(55)	(46)	(651)
当期純利益 / (損失)	571	513	312	112	162	217	157	(116)	1,928
以下に帰属する当期純利益 / (損失) :									
AIAグループ・リミテッド株主	571	513	312	112	162	217	143	(116)	1,914
非支配持分	-	-	-	-	-	-	14	-	14

配分持分は、以下の通り分析される。

(単位：百万米ドル)

	主な市場						その他の市場	全社及びその他	合計
	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	中国	韓国			
2007年11月30日現在									
関連会社への投資考慮前の資産	23,623	13,730	20,535	5,790	4,544	7,763	6,815	5,329	88,129
関連会社への投資	-	4	17	-	-	-	23	19	63
資産合計	23,623	13,734	20,552	5,790	4,544	7,763	6,838	5,348	88,192
負債合計	20,873	10,715	19,331	5,365	4,142	6,893	5,135	2,247	74,701
資本合計	2,750	3,019	1,221	425	402	870	1,703	3,101	13,491
非支配持分	-	-	-	-	-	-	51	-	51
その他の包括利益に反映されている金額：									
公正価値準備金	104	141	70	17	(108)	(85)	558	2,272	2,969
為替換算準備金	-	142	75	29	16	8	70	1	341
配分持分	2,646	2,736	1,076	379	494	947	1,024	828	10,130
資本(流出) / 流入純額	(7)	(61)	(319)	(51)	-	60	(1)	285	(94)

セグメント情報は、以下の通り連結損益計算書に対して調整される。

(単位：百万米ドル)

セグメント情報	投資実績	投資関連 契約に 関する 投資 収入	投資関連 契約に 関する 投資 運用費用	保険契約及び投資 契約給付金の関連 する変動		連結投資 ファンド における 第三者持 分	その他の 営業外 項目	連結損益 計算書		
				投資関連 契約	有配当型 ファンド					
2007年11月30日										
収益合計	11,523	3,640	63	-	-	-	-	-	15,226	収益合計
うち：										うち：
保険料、手数料収入及びその他の営業収益純額	8,817	-	-	-	-	-	-	-	8,817	保険料、手数料収入及びその他の営業収益純額
投資収益	2,706	3,640	63	-	-	-	-	-	6,409	投資収益
費用合計	9,831	-	-	9	2,469	308	80	(50)	12,647	費用合計
うち：										うち：
保険契約及び投資契約給付金純額	7,636	-	-	-	2,469	308	-	(50)	10,363	保険契約及び投資契約給付金純額
投資運用費用及び財務費用	286	-	-	9	-	-	-	-	295	投資運用費用及び財務費用
連結投資ファンドにおける第三者持分の変動	-	-	-	-	-	-	80	-	80	連結投資ファンドにおける第三者持分の変動
営業利益	1,692	3,640	63	(9)	(2,469)	(308)	(80)	50	2,579	税引前利益/(損失)

	主な市場						その他の市場	全社及びその他	合計
	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	中国	韓国			
2008年11月30日に終了した事業年度									
総加重保険料収入	2,916	2,351	1,641	727	934	2,268	1,366	-	12,203
保険料、手数料収入及びその他の営業収益純額（出再保険料控除後）	2,023	2,403	1,658	706	847	1,698	1,032	(6)	10,361
投資収入 ⁽¹⁾	767	657	616	230	184	248	397	45	3,144
収益合計	2,790	3,060	2,274	936	1,031	1,946	1,429	39	13,505
保険契約及び投資契約給付金純額 ⁽²⁾	1,540	2,101	1,618	669	692	1,222	861	1	8,704
手数料及びその他の獲得費用	336	381	238	80	76	307	148	(3)	1,563
営業費用	183	132	129	64	172	132	173	104	1,089
投資運用費用及び財務費用 ⁽³⁾	141	23	24	5	6	4	31	18	252
費用合計	2,200	2,637	2,009	818	946	1,665	1,213	120	11,608
関連会社による持分利益 / (損失)	-	1	1	(1)	-	-	(29)	-	(28)
営業利益 / (損失)	590	424	266	117	85	281	187	(81)	1,869
営業利益 / (損失) に係る税金	(21)	(121)	(33)	(5)	3	(63)	(28)	(6)	(274)
税引後営業利益 / (損失)	569	303	233	112	88	218	159	(87)	1,595
以下に帰属する税引後営業利益 / (損失) :									
AIAグループ・リミテッド株主	568	303	233	112	88	218	153	(87)	1,588
非支配持分	1	-	-	-	-	-	6	-	7
主な営業比率 :									
費用率	6.3%	5.6%	7.9%	8.8%	18.4%	5.8%	12.7%	-	8.9%
営業利益率	20.2%	18.0%	16.2%	16.1%	9.1%	12.4%	13.7%	-	15.3%
配分持分営業収益率	18.3%	11.7%	22.7%	27.5%	16.8%	20.2%	13.7%	-	15.1%
営業利益には以下が含まれている :									
財務費用	122	2	21	1	1	-	2	10	159
減価償却費及び償却費	1	13	9	7	14	9	6	5	64
戦略的イニシアチブ費用	4	2	9	1	-	-	1	8	25

注：(1) 投資関連契約に関する投資収入を除く。

注：(2) 投資関連契約及び有配当型ファンドの投資実績並びに投資関連契約に関する投資収入から保険契約及び投資契約負債の対応する変動を除く。

注：(3) 投資関連契約に関する投資運用費用を除く。

営業利益は、当期純利益 / (損失) に対して以下の通り調整される。

(単位：百万米ドル)

	主な市場						その他の市場	全社及びその他	合計
	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	中国	韓国			
2008年11月30日									
営業利益 / (損失)	590	424	266	117	85	281	187	(81)	1,869
営業外項目	(326)	(738)	(412)	(68)	(50)	(83)	(101)	(123)	(1,901)
税引前利益 / (損失)	264	(314)	(146)	49	35	198	86	(204)	(32)
営業利益に係る税金	(21)	(121)	(33)	(5)	3	(63)	(28)	(6)	(274)
営業利益に係る保険契約者税金	-	-	(67)	(6)	-	-	(1)	-	(74)
営業外項目に係る税金	-	221	193	48	15	29	9	3	518
その他の営業外税金項目	-	-	-	-	-	-	-	275	275
税金：(費用) / 還付金等収入	(21)	100	93	37	18	(34)	(20)	272	445
当期純利益 / (損失)	243	(214)	(53)	86	53	164	66	68	413
以下に帰属する当期純利益 / (損失)：									
AIAグループ・リミテッド株主	243	(214)	(53)	86	53	164	62	67	408
非支配持分	-	-	-	-	-	-	4	1	5

配分持分は、以下の通り分析される。

(単位：百万米ドル)

	主な市場						その他の市場	全社及びその他	合計
	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	中国	韓国			
2008年11月30日現在									
関連会社への投資考慮前の資産	19,252	13,938	15,883	5,534	5,636	5,055	5,656	1,008	71,962
関連会社への投資	-	2	7	2	-	-	36	-	47
資産合計	19,252	13,940	15,890	5,536	5,636	5,055	5,692	1,008	72,009
負債合計 ⁽⁴⁾	17,416	11,030	15,003	5,075	4,953	4,424	4,716	474	63,091
資本合計	1,836	2,910	887	461	683	631	976	534	8,918
非支配持分	-	-	-	-	-	-	10	-	10
その他の包括利益に反映されている金額：									
公正価値準備金	(1,737)	457	(112)	27	76	(175)	(118)	17	(1,565)
為替換算準備金	-	5	21	(3)	53	(410)	(120)	(1)	(455)
配分持分	3,573	2,448	978	437	554	1,216	1,204	518	10,928
資本流入 / (流出)純額	684	(74)	(45)	(28)	7	105	118	(377)	390

注：(4)「その他の市場」に提供された68百万米ドルの連結会社間劣後債について「全社及びその他」及び「その他の市場」は調整されている。

セグメント情報は、以下の通り連結損益計算書に対して調整される。

(単位：百万米ドル)

セグメント情報	投資実績	投資関連 契約に関する 投資収入	投資関連 契約に関する 投資運用費用	保険契約及び投資 契約給付金の関連 する変動	連結投資 ファンド における 第三者持 分	その他の 営業外 項目	連結損益 計算書			
2008年11月30日										
収益合計	13,505	(10,222)	80	-	-	-	447	3,810	収益合計	
うち：									うち：	
保険料、手数料収入 及びその他の営業 収益純額	10,361	-	-	-	-	-	447	10,808	保険料、手数料収入 及びその他の営業 収益純額	
投資収益	3,144	(10,222)	80	-	-	-	-	(6,998)	投資収益	
費用合計	11,608	-	-	10	(5,919)	(1,502)	(319)	(64)	3,814	費用合計
うち：									うち：	
保険契約及び投資 契約給付金純額	8,704	-	-	-	(5,919)	(1,502)	-	(74)	1,209	保険契約及び投資 契約給付金純額
事業再編及び分離 費用	-	-	-	-	-	-	-	10	10	事業再編及び分離 費用
投資運用費用及び 財務費用	252	-	-	10	-	-	-	-	262	投資運用費用及び 財務費用
連結投資ファンド における第三者持 分の変動	-	-	-	-	-	-	(319)	-	(319)	連結投資ファンド における第三者持 分の変動
関連会社による持分 損失	(28)	-	-	-	-	-	-	-	(28)	関連会社による持分 損失
営業利益	1,869	(10,222)	80	(10)	5,919	1,502	319	511	(32)	税引前利益 / (損失)

2008年度のその他の営業外項目は、再保険特約のリキャプチャーにより生じる利益447百万米ドル及び事業再編費用10百万米ドルからなる(注記5参照)。

	主な市場						その他の市場	全社及びその他	合計
	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	中国	韓国			
2009年11月30日に終了した事業年度									
年換算新規契約保険料	387	372	162	108	188	340	321	-	1,878
総加重保険料収入	2,861	2,373	1,524	707	1,018	1,759	1,390	-	11,632
保険料、手数料収入及びその他の営業収益純額（出再保険料控除後）	2,232	2,374	1,506	656	999	1,367	1,055	(16)	10,173
投資収入 ⁽¹⁾	779	640	609	223	201	217	400	(10)	3,059
収益合計	3,011	3,014	2,115	879	1,200	1,584	1,455	(26)	13,232
保険契約及び投資契約給付金純額 ⁽²⁾	1,700	2,107	1,535	609	872	1,027	845	(17)	8,678
手数料及びその他の獲得費用	398	391	160	70	55	371	204	(1)	1,648
営業費用	163	135	91	58	181	101	170	82	981
投資運用費用及び財務費用 ⁽³⁾	52	23	13	5	3	4	25	(2)	123
費用合計	2,313	2,656	1,799	742	1,111	1,503	1,244	62	11,430
関連会社による持分利益 / (損失)	-	-	-	1	-	-	(22)	-	(21)
営業利益 / (損失)	698	358	316	138	89	81	189	(88)	1,781
営業利益に係る税金	(43)	(111)	(52)	(32)	(21)	(16)	(45)	(18)	(338)
税引後営業利益 / (損失)	655	247	264	106	68	65	144	(106)	1,443
以下に帰属する税引後営業利益 / (損失) :									
AIAグループ・リミテッド株主	653	251	264	106	68	65	137	(106)	1,438
非支配持分	2	(4)	-	-	-	-	7	-	5
主な営業比率 :									
費用率	5.7%	5.7%	6.0%	8.2%	17.8%	5.7%	12.2%	-	8.4%
営業利益率	24.4%	15.1%	20.7%	19.5%	8.7%	4.6%	13.6%	-	15.3%
配分持分営業収益率	16.9%	9.4%	21.1%	22.5%	11.2%	5.3%	10.9%	-	12.0%
営業利益には以下が含まれている :									
財務費用	43	2	6	2	-	-	3	(6)	50
減価償却費及び償却費	4	8	8	8	13	10	9	6	66
戦略的イニシアチブ費用	10	6	14	2	3	-	9	18	62

注：(1) 投資関連契約に関する投資収入を除く。

注：(2) 投資関連契約及び有配当型ファンドの投資実績並びに投資関連契約に関する投資収入から保険契約及び投資契約負債の対応する変動を除く。

注：(3) 投資関連契約に関する投資運用費用を除く。

営業利益は、当期純利益 / (損失)に対して以下の通り調整される。

(単位：百万米ドル)

	主な市場						その他の市場	全社及びその他	合計
	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	中国	韓国			
2009年11月30日									
営業利益 / (損失)	698	358	316	138	89	81	189	(88)	1,781
営業外項目	(32)	563	179	47	30	(80)	(38)	39	630
税引前利益 / (損失)	666	921	495	185	119	1	151	(127)	2,411
営業利益に係る税金	(43)	(111)	(52)	(32)	(21)	(16)	(45)	(18)	(338)
営業利益に係る保険契約者税金	-	-	(40)	(12)	-	-	(2)	-	(54)
営業外項目に係る税金	-	(168)	(75)	(20)	(8)	15	(3)	(3)	(262)
税金費用	(43)	(279)	(167)	(64)	(29)	(1)	(50)	(21)	(654)
当期純利益 / (損失)	623	642	328	121	90	-	101	(148)	1,757
以下に帰属する当期純利益 / (損失) :									
AIAグループ・リミテッド株主	621	646	328	121	90	-	94	(146)	1,754
非支配持分	2	(4)	-	-	-	-	7	(2)	3

配分セグメント持分は、以下の通り分析される。

(単位：百万米ドル)

	主な市場						その他の市場	全社及びその他	合計
	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	中国	韓国			
2009年11月30日現在									
関連会社への投資考慮前の資産	23,761	16,530	20,690	6,337	6,510	7,498	7,829	1,451	90,606
関連会社への投資	-	2	7	4	-	-	40	-	53
資産合計	23,761	16,532	20,697	6,341	6,510	7,498	7,869	1,451	90,659
負債合計 ⁽⁴⁾	19,023	12,955	18,914	5,787	5,828	6,378	6,090	725	75,700
資本合計	4,738	3,577	1,783	554	682	1,120	1,779	726	14,959
非支配持分	2	-	-	-	-	-	48	1	51
その他の包括利益に反映されている金額：									
公正価値準備金	572	463	108	24	(32)	49	375	(31)	1,528
為替換算準備金	-	195	149	26	54	(156)	40	1	309
配分持分	4,164	2,919	1,526	504	660	1,227	1,316	755	13,071
資本(流出) / 流入純額	(30)	(175)	220	(54)	16	11	18	383	389

注：(4) 「その他の市場」に提供された63百万米ドルの連結会社間劣後債について「全社及びその他」及び「その他の市場」は調整されている。

セグメント情報は、以下の通り連結損益計算書に対して調整される。

(単位：百万米ドル)

セグメント情報	投資実績	投資関連契約に関する投資収入	投資関連契約に関する投資運用費用	保険契約及び投資契約給付金の関連する変動		連結投資ファンドにおける第三者持分	その他の営業外項目	連結損益計算書	
				投資関連契約	有配当型ファンド				
2009年11月30日									
収益合計	13,232	5,716	68	-	-	-	-	19,016	収益合計
うち：									
保険料、手数料収入及びその他の営業収益純額	10,173	-	-	-	-	-	-	10,173	保険料、手数料収入及びその他の営業収益純額
投資収益	3,059	5,716	68	-	-	-	-	8,843	投資収益
費用合計	11,430	-	-	16	4,166	773	164	16,584	セグメント費用合計
うち：									
保険契約及び投資契約給付金純額	8,678	-	-	-	4,166	773	(54)	13,563	保険契約及び投資契約給付金純額
事業再編及び分離費用	-	-	-	-	-	-	89	89	事業再編及び分離費用
投資運用費用及び財務費用	123	-	-	16	-	-	-	139	投資運用費用及び財務費用
連結投資ファンドにおける第三者持分の変動	-	-	-	-	-	-	164	164	連結投資ファンドにおける第三者持分の変動
関連会社による持分損失	(21)	-	-	-	-	-	-	(21)	関連会社による持分損失
営業利益	1,781	5,716	68	(16)	(4,166)	(773)	(164)	2,411	税引前利益 / (損失)

2009年度のその他の営業外項目は、事業再編及び分離費用89百万米ドルからなる(注記5参照)。

	主な市場						その他の市場	全社及びその他	合計
	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	中国	韓国			
2009年5月31日に終了した期間(未監査)									
年換算新規契約保険料	130	156	60	54	79	146	148	-	773
総加重保険料収入	1,285	1,072	717	342	469	827	618	-	5,330
保険料、手数料収入及びその他の営業収益純額(出再保険料控除後)	1,066	1,078	719	307	458	648	488	(2)	4,762
投資収入 ⁽¹⁾	387	320	305	105	99	99	191	(10)	1,496
収益合計	1,453	1,398	1,024	412	557	747	679	(12)	6,258
保険契約及び投資契約給付金純額 ⁽²⁾	780	954	769	281	388	478	408	1	4,059
手数料及びその他の獲得費用	189	185	70	36	24	145	83	(1)	731
営業費用	81	64	44	27	82	51	72	46	467
投資運用費用及び財務費用 ⁽³⁾	36	11	6	1	1	2	13	(5)	65
費用合計	1,086	1,214	889	345	495	676	576	41	5,322
関連会社による持分損失	-	-	-	-	-	-	(13)	-	(13)
営業利益/(損失)	367	184	135	67	62	71	90	(53)	923
営業損失に係る税金	(20)	(59)	(22)	(26)	(12)	(11)	(18)	(7)	(175)
税引後営業利益/(損失)	347	125	113	41	50	60	72	(60)	748
以下に帰属する税引後営業利益/(損失)：									
AIAグループ・リミテッド株主	346	128	113	41	50	60	68	(59)	747
非支配持分	1	(3)	-	-	-	-	4	(1)	1
主な営業比率：									
費用率	6.3%	6.0%	6.1%	7.9%	17.5%	6.2%	11.7%	-	8.8%
営業利益率	28.6%	17.2%	18.8%	19.6%	13.2%	8.6%	14.6%	-	17.3%
配分持分営業収益率 ⁽⁴⁾	18.4%	9.9%	19.7%	19.3%	17.0%	9.8%	10.7%	-	13.1%
営業利益には以下が含まれている：									
財務費用	28	1	4	-	-	-	2	(3)	32
減価償却費及び償却費	3	5	4	9	5	4	1	8	39
戦略的イニシアチブ費用	4	2	5	1	-	-	3	6	21

注：(1) 投資関連契約に関する投資収入を除く。

注：(2) 投資関連契約及び有配当型ファンドの投資実績並びに投資関連契約に関する投資収入から保険契約及び投資契約負債の対応する変動を除く。

注：(3) 投資関連契約に関する投資運用費用を除く。

注：(4) 配分持分営業収益率は、過去の期間との比較を容易にするために年換算されている。

営業利益は、当期純利益 / (損失) に対して以下の通り調整される。

(単位：百万米ドル)

	主な市場						その他の市場	全社及びその他	合計
	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	中国	韓国			
2009年5月31日(未監査)									
営業利益 / (損失)	367	184	135	67	62	71	90	(53)	923
営業外項目	9	291	48	17	22	(42)	(2)	2	345
税引前利益 / (損失)	376	475	183	84	84	29	88	(51)	1,268
営業利益に係る税金	(20)	(59)	(22)	(26)	(12)	(11)	(18)	(7)	(175)
営業利益に係る保険契約者税金	-	-	(19)	(6)	-	-	-	-	(25)
営業外項目に係る税金	-	(86)	(14)	(6)	(6)	6	1	-	(105)
税金費用	(20)	(145)	(55)	(38)	(18)	(5)	(17)	(7)	(305)
当期純利益 / (損失)	356	330	128	46	66	24	71	(58)	963
以下に帰属する当期純利益 / (損失) :									
AIAグループ・リミテッド株主	355	333	128	46	66	24	68	(54)	966
非支配持分	1	(3)	-	-	-	-	3	(4)	(3)

配分セグメント持分は、以下の通り分析される。

(単位：百万米ドル)

	主な市場						その他の市場	全社及びその他	合計
	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	中国	韓国			
2009年11月30日現在									
関連会社への投資考慮前の資産	23,761	16,530	20,690	6,337	6,510	7,498	7,829	1,451	90,606
関連会社への投資	-	2	7	4	-	-	40	-	53
資産合計	23,761	16,532	20,697	6,341	6,510	7,498	7,869	1,451	90,659
負債合計 ⁽⁵⁾	19,023	12,955	18,914	5,787	5,828	6,378	6,090	725	75,700
資本合計	4,738	3,577	1,783	554	682	1,120	1,779	726	14,959
非支配持分	2	-	-	-	-	-	48	1	51
その他の包括利益に反映されている金額									
公正価値準備金	572	463	108	24	(32)	49	375	(31)	1,528
為替換算準備金	-	195	149	26	54	(156)	40	1	309
配分持分	4,164	2,919	1,526	504	660	1,227	1,316	755	13,071
資本(流出) / 流入純額	(30)	(175)	220	(54)	16	11	18	383	389

注：(5) 「その他の市場」に提供された63百万米ドルの連結会社間劣後債について「全社及びその他」及び「その他の市場」は調整されている。

セグメント情報は、以下の通り連結損益計算書に対して調整される。

(単位：百万米ドル)

	セグメント情報	投資実績	投資関連契約に関する投資収入	投資関連契約に関する投資運用費用	保険契約及び投資契約給付金の関連する変動		連結投資ファンドにおける第三者持分	その他の営業外項目	連結損益計算書	
					投資関連契約	有配当型ファンド				
2009年5月31日(未監査)										
収益合計	6,258	2,889	29	-	-	-	-	-	9,176	収益合計
うち：										うち：
保険料、手数料収入及びその他の営業収益純額	4,762	-	-	-	-	-	-	-	4,762	保険料、手数料収入及びその他の営業収益純額
投資収益	1,496	2,889	29	-	-	-	-	-	4,414	投資収益
費用合計	5,322	-	-	8	2,237	196	132	-	7,895	費用合計
うち：										うち：
保険契約及び投資契約給付金純額	4,059	-	-	-	2,237	196	-	(25)	6,467	保険契約及び投資契約給付金純額
事業再編及び分離費用	-	-	-	-	-	-	-	25	25	事業再編及び分離費用
投資運用費用及び財務費用	65	-	-	8	-	-	-	-	73	投資運用費用及び財務費用
連結投資ファンドにおける第三者持分の変動	-	-	-	-	-	-	132	-	132	連結投資ファンドにおける第三者持分の変動
関連会社による持分損失	(13)	-	-	-	-	-	-	-	(13)	関連会社による持分損失
営業利益	923	2,889	29	(8)	(2,237)	(196)	(132)	-	1,268	税引前利益/(損失)

2009年5月31日に終了した6ヶ月間（未監査）におけるその他の営業外項目は、事業再編費用25百万米ドルからなる(注記5参照)。

（単位：百万米ドル）

	主な市場						その他の市場	全社及びその他	合計
	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	中国	韓国			
2010年5月31日に終了した期間									
年換算新規契約保険料	165	181	82	61	92	146	160	-	887
総加重保険料収入	1,340	1,222	796	390	519	989	766	-	6,022
保険料、手数料収入及びその他の営業収益純額（出再保険料控除後）	999	1,230	804	353	503	735	541	(15)	5,150
投資収入 ⁽¹⁾	421	367	327	120	130	138	218	(3)	1,718
収益合計	1,420	1,597	1,131	473	633	873	759	(18)	6,868
保険契約及び投資契約給付金純額 ⁽²⁾	808	1,079	786	333	459	611	424	(4)	4,496
手数料及びその他の獲得費用	100	192	81	42	33	109	103	-	660
営業費用	83	71	56	28	82	61	98	46	525
投資運用費用及び財務費用 ⁽³⁾	6	12	8	2	3	1	11	2	45
費用合計	997	1,354	931	405	577	782	636	44	5,726
関連会社による持分利益 / (損失)	-	-	-	1	-	-	(9)	-	(8)
営業利益 / (損失)	423	243	200	69	56	91	114	(62)	1,134
営業利益に係る税金	(23)	(73)	(41)	(17)	(17)	(22)	(25)	(12)	(230)
税引後営業利益 / (損失)	400	170	159	52	39	69	89	(74)	904
以下に帰属する税引後営業利益 / (損失) :									
AIAグループ・リミテッド株主	399	170	159	52	39	69	87	(76)	899
非支配持分	1	-	-	-	-	-	2	2	5
主な営業比率 :									
費用率	6.2%	5.8%	7.0%	7.2%	15.8%	6.2%	12.8%	-	8.7%
営業利益率	31.6%	19.9%	25.1%	17.7%	10.8%	9.2%	14.9%	-	18.8%
配分持分営業収益率 ⁽⁴⁾	18.3%	11.1%	19.6%	21.3%	11.6%	10.9%	13.2%	-	13.2%
営業利益には以下が含まれている :									
財務費用	2	1	3	-	-	-	1	(3)	4
減価償却費及び償却費	1	5	5	3	18	7	6	-	45
戦略的イニシアチブ費用	6	2	5	1	1	2	5	12	34

注：(1) 投資関連契約に関する投資収入を除く。

注：(2) 投資関連契約及び有配当型ファンドの投資実績並びに投資関連契約に関する投資収入から保険契約及び投資契約負債の対応する変動を除く。

注：(3) 投資関連契約に関する投資運用費用を除く。

注：(4) 配分持分営業収益率は、過去の期間との比較を容易にするために年換算されている。

営業利益は、当期純利益 / (損失) に対して以下の通り調整される。

(単位：百万米ドル)

	主な市場						その他の市場	全社及びその他	合計
	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	中国	韓国			
2010年5月31日									
営業利益 / (損失)	423	243	200	69	56	91	114	(62)	1,134
営業外項目	12	247	103	20	(54)	8	1	(33)	304
税引前利益 / (損失)	435	490	303	89	2	99	115	(95)	1,438
営業利益に係る税金	(23)	(73)	(41)	(17)	(17)	(22)	(25)	(12)	(230)
営業利益に係る保険契約者税金	-	-	(49)	(6)	-	-	(2)	-	(57)
営業外項目に係る税金	-	(74)	(18)	(6)	14	(2)	-	(3)	(89)
税金費用	(23)	(147)	(108)	(29)	(3)	(24)	(27)	(15)	(376)
当期純利益 / (損失)	412	343	195	60	(1)	75	88	(110)	1,062
以下に帰属する当期純利益 / (損失) :									
AIAグループ・リミテッド株主	411	343	195	60	(1)	75	86	(112)	1,057
非支配持分	1	-	-	-	-	-	2	2	5

配分セグメント持分は、以下の通り分析される。

(単位：百万米ドル)

	主な市場						その他の市場	全社及びその他	合計
	香港	タイ	シンガポール	マレーシア	中国	韓国			
2010年5月31日現在									
関連会社への投資考慮前の資産	24,783	18,329	21,021	6,699	6,970	7,888	8,193	1,792	95,675
関連会社への投資	-	2	7	5	-	-	49	-	63
資産合計	24,783	18,331	21,028	6,704	6,970	7,888	8,242	1,792	95,738
負債合計 ⁽⁴⁾	19,630	14,009	19,041	6,161	6,188	6,687	6,421	994	79,131
資本合計	5,153	4,322	1,987	543	782	1,201	1,821	798	16,607
非支配持分	4	-	-	-	-	-	54	2	60
その他の包括利益に反映されている金額：									
公正価値準備金	572	828	142	26	44	87	414	(21)	2,092
為替換算準備金	(1)	261	124	44	53	(188)	33	2	328
配分持分	4,578	3,233	1,721	473	685	1,302	1,320	815	14,127
資本流入 / (流出)純額	3	(29)	-	(91)	26	-	(82)	172	(1)

注：(4) 「その他の市場」に提供された33百万米ドルの連結会社間劣後債について「全社及びその他」及び「その他の市場」は調整されている。

セグメント情報は、以下の通り連結損益計算書に対して調整される。

(単位：百万米ドル)

セグメント情報	投資実績	投資関連契約に関する投資収入	投資関連契約に関する投資運用費用	保険契約及び投資契約給付金の関連する変動	投資関連契約	有配当型ファンド	連結投資ファンドにおける第三者持分	その他の営業外項目	連結損益計算書	
2010年5月31日										
収益合計	6,868	304	31	-	-	-	-	-	7,203	収益合計
うち：										
保険料、手数料収入及びその他の営業収益純額	5,150	-	-	-	-	-	-	-	5,150	保険料、手数料収入及びその他の営業収益純額
投資収益	1,718	304	31	-	-	-	-	-	2,053	投資収益
費用合計	5,726	-	-	7	(44)	119	(12)	(39)	5,757	セグメント費用合計
うち：										
保険契約及び投資契約給付金純額	4,496	-	-	-	(44)	119	-	(57)	4,514	保険契約及び投資契約給付金純額
事業再編及び分離費用	-	-	-	-	-	-	-	18	18	事業再編及び分離費用
投資運用費用及び財務費用	45	-	-	7	-	-	-	-	52	投資運用費用及び財務費用
連結投資ファンドにおける第三者持分の変動	-	-	-	-	-	-	(12)	-	(12)	連結投資ファンドにおける第三者持分の変動
関連会社による持分損失	(8)	-	-	-	-	-	-	-	(8)	関連会社による持分損失
営業利益	1,134	304	31	(7)	44	(119)	12	39	1,438	税引前利益 / (損失)

2010年度のその他の営業外項目は、事業再編及び分離費用18百万米ドルからなる(注記5参照)。

8 収益

投資収益

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
受取利息	2,560	2,958	2,913	1,418	1,586
受取配当金	184	203	147	71	129
リース料受取額	25	63	67	36	34
投資収入	2,769	3,224	3,127	1,525	1,749
売却可能					
負債証券による実現利益 / (損失)純額	1	(90)	(162)	(13)	54
負債証券の減損	-	(142)	(67)	(31)	(1)
連結損益計算書に反映されている売却可能金融資産の純利益 / (損失)	1	(232)	(229)	(44)	53
損益を通じて公正価値で測定する					
負債証券の純(損失) / 利益	(227)	(1,117)	635	88	210
持分証券の純利益 / (損失)	4,030	(8,968)	5,506	2,953	(3)
デリバティブに係る公正価値の変動純額	100	(247)	273	120	97
損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関する純利益 / (損失)	3,903	(10,332)	6,414	3,161	304
為替差(損) / 益純額	(262)	300	(426)	(226)	(51)
その他の実現(損失) / 利益	(2)	42	(43)	(2)	(2)
投資実績	3,640	(10,222)	5,716	2,889	304
投資収益	6,409	(6,998)	8,843	4,414	2,053

2009年11月30日に終了した事業年度のその他の実現(損失) / 利益には、売却目的で保有する処分グループに関連する9百万米ドルの減損損失(詳細は注記11参照)及びPT.アシュランシAIAインドネシアの売却に関連する29百万米ドルの税引前損失が含まれている。

外貨の変動により、損益計算書において以下の(損失)/利益が認識された(損益を通じて公正価値で測定する項目に関して生じる利益及び損失を除く)。

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
為替差(損)/益	(225)	227	(140)	(100)	(53)

その他の営業収益

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
旧親会社からの再保険リキャブ チャーに係る利益(注記5参照)	-	447	-	-	-
その他の収益	77	79	71	26	37
合計	77	526	71	26	37

その他の営業収益の額は、主に資産運用手数料からなる。

9 費用

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
保険契約給付金	4,555	5,402	5,375	2,626	2,820
保険契約負債の変動	5,233	(1,898)	6,275	2,952	1,973
投資契約給付金	1,228	(2,047)	2,164	1,004	(116)
保険契約及び投資契約給付金	11,016	1,457	13,814	6,582	4,677
出再保険契約及び出再投資契約 給付金	(653)	(248)	(251)	(115)	(163)
保険契約及び投資契約給付金、 出再保険控除後	10,363	1,209	13,563	6,467	4,514
手数料及びその他の獲得費用	2,282	2,269	1,855	798	933
獲得費用の繰延及び償却	(1,335)	(706)	(207)	(67)	(273)
手数料及びその他の獲得費用	947	1,563	1,648	731	660
従業員給付費用	585	639	610	280	337
減価償却費	45	61	57	36	40
償却費	7	3	9	3	5
オペレーティング・リース料	81	94	90	49	43
その他の営業費用	244	292	215	99	100
営業費用	962	1,089	981	467	525
事業再編費用	-	8	11	7	1
分離費用	-	2	78	18	17
事業再編及び分離費用	-	10	89	25	18
投資運用費用	92	103	89	41	48
財務費用	203	159	50	32	4
連結投資ファンドにおける 第三者持分の変動	80	(319)	164	132	(12)
合計	12,647	3,814	16,584	7,895	5,757

その他の営業費用には、監査報酬4百万米ドル(2007年11月30日に終了した事業年度：8百万米ドル、2008年11月30日に終了した事業年度：8百万米ドル、2009年11月30日に終了した事業年度：8百万米ドル、2009年5月31日に終了した6ヶ月間(未監査)：4百万米ドル)が含まれている。営業費用には、戦略的イニシアチブ費用34百万米ドル(2007年11月30日に終了した事業年度：0米ドル、2008年11月30日に終了した事業年度：25百万米ドル、2009年11月30日に終了した事業年度：62百万米ドル、2009年5月31日に終了した6ヶ月間(未監査)：20百万米ドル)が含まれている。戦略的イニシアチブ費用は、販売力及び運営効率を高めるための費用からなり、当グループの戦略的イニシアチブ担当執行役により承認されている。

投資運用費用は、以下の通り分析される。

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
関連当事者に支払われた手数料 を含む投資運用費用	88	101	87	40	48
投資不動産の減価償却	4	2	2	1	-
合計	92	103	89	41	48

財務費用は以下の通り分析される。

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
有価証券貸付及び買戻契約(詳 細については注記30参照)	193	134	44	28	2
銀行及びその他の借入金	1	18	5	3	2
関連当事者借入金(注記41参照)	9	7	1	1	-
合計	203	159	50	32	4

支払利息には、銀行借入金、当座借越及び5年以内に全額返済期限が到来する関連当事者借入金に係る2百万米ドル(2007年11月30日に終了した事業年度：10百万米ドル、2008年11月30日に終了した事業年度：25百万米ドル、2009年11月30日に終了した事業年度：5百万米ドル、2009年5月31日に終了した6ヶ月間(未監査)：2百万米ドル)が含まれている。

従業員給付費用の内訳は、以下の通りである。

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
賃金及び給与	464	497	477	221	282
株式に基づく報酬	11	19	8	4	5
年金費用 - 確定拠出制度	20	27	30	15	16
年金費用 - 確定給付制度	12	12	14	5	7
その他の従業員給付費用	78	84	81	35	27
合計	585	639	610	280	337

10 法人所得税

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
連結損益計算書において借方 / (貸方)計上された税金					
当期法人所得税 - 香港事業 所得税	39	37	34	13	17
当期法人所得税 - 海外	425	364	287	121	279
一時差異に係る繰延法人所得税	187	(846)	333	171	80
合計	651	(445)	654	305	376

1年超で回収可能となる当期税金資産はない。

シンガポール、マレーシア、オーストラリア及びニュージーランドの生命保険契約者収益に帰属する税務上の利益又は費用は税金費用又は還付金等収入に含まれており、株主に帰属する実効税率の比較が年毎にできるように連結損益計算書において個別に分析されている。上記の保険契約者収益に帰属する税金には、70百万米ドルの費用(2007年11月30日に終了した事業年度：70百万米ドルの費用、2008年11月30日に終了した事業年度：90百万米ドルの還付金等収入、2009年11月30日に終了した事業年度：137百万米ドルの費用、2009年5月31日に終了した6ヶ月間(未監査)：46百万米ドルの費用)が含まれている。

香港の法人税引当額は、2008年/2009年の評価年度より16.5%で算定されている。過年度において、香港の法人税率は17.5%であった。海外子会社及び海外支店の税金は、該当する法域における適切な現行の税率で計上される。このうち、最も重要な法域については以下に記載されている。

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
タイ	30%	30%	30%	30%	30%
シンガポール	18%	18%	17%	18%	17%
韓国	27.5%	27.5%	24.2%	24.2%	24.2%
マレーシア	27%	26%	25%	25%	25%
中国	25%/33%	25%	25%	25%	25%
香港	17.5%	16.5%	16.5%	16.5%	16.5%
その他	20% - 35%	20% - 35%	20% - 30%	20% - 30%	20% - 30%

上記の表には、各年度/期間の期末現在の主な法人所得税率が反映されている。税率の変動には、各法域において期間中に施行された、又は実質的に施行された法人所得税率の変動が反映されている。

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
法人所得税の調整					
法人所得税考慮前利益/(損失)	2,579	(32)	2,411	1,268	1,438
各国の利益に適用される国内 税率で算出した税金	610	5	549	292	333
以下による未払税金の減少:					
源泉徴収税引当金の戻入	-	(275) ⁽²⁾	-	-	-
生命保険税 ⁽¹⁾	-	(108)	-	-	(15)
非課税投資収入	(17)	(33)	(38)	(7)	(25)
税率及び税法の変更	(24)	(44)	-	-	(2)
不確実な税務ポジションに 関する引当金の戻入	-	(10)	-	-	-
過年度の超過引当金額	(10)	(3)	(4)	(2)	-
未認識繰延税金資産	-	-	-	(2)	(37)
その他	-	(4)	-	-	-
	(51)	(477)	(42)	(11)	(79)

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
以下による未払税金の増加：					
生命保険税 ⁽¹⁾	19	-	70	6	-
源泉徴収税	37	-	12	4	18
損金否認費用	3	20	43	6	11
税率及び税法の変更	-	-	-	-	32
過年度の不足引当金額	-	-	-	-	6
未認識繰延税金資産	13	7	4	-	-
不確実な税務ポジションに関する引当金	3	-	3	-	42
その他	17	-	15	8	13
	92	27	147	24	122
法人所得税費用 / (還付金等収入)合計	651	(445)	654	305	376

注：(1) 生命保険税とは、生命保険事業の課税所得を保険料に基づき算出する香港のように、生命保険事業特有の税制で当期純利益が課税所得の算出ベースとして認められていない場合に生じる永久差異である。

注：(2) 香港における税務処理の明確化に伴う源泉徴収税引当金の戻入275百万米ドル。

当期の繰延税金負債の変動は、以下の通り分析される。

（単位：百万米ドル）

	12月1日現在の繰延税金資産/(負債)純額	損益計算書に(借方)/貸方計上された金額	その他の包括利益に(借方)/貸方計上された金額		期末現在の繰延税金資産/(負債)純額
			公正価値準備金	為替換算	
2007年11月30日					
金融商品の再評価	(434)	(55)	181	(26)	(334)
繰延獲得費用	(1,484)	(98)	-	(38)	(1,620)
保険契約及び投資契約負債	742	342	-	132	1,216
源泉徴収税	(256)	(34)	-	(14)	(304)
費用に対する引当金	150	(42)	-	(16)	92
将来の課税所得に対して相殺可能な損失	68	(45)	-	(17)	6
生命保険剰余金 ⁽¹⁾	(35)	(285)	-	(110)	(430)
その他	(94)	30	-	11	(53)
合計	(1,343)	(187)	181 ⁽²⁾	(78)	(1,427)
2008年11月30日					
金融商品の再評価	(334)	389	(12)	34	77
繰延獲得費用	(1,620)	346	-	30	(1,244)
保険契約及び投資契約負債	1,216	(352)	-	(31)	833
源泉徴収税	(304)	261	-	(5)	(48)
費用に対する引当金	92	(22)	-	(2)	68
将来の課税所得に対して相殺可能な損失	6	(2)	-	-	4
生命保険剰余金 ⁽¹⁾	(430)	161	-	14	(255)
その他	(53)	65	-	6	18
合計	(1,427)	846	(12) ⁽²⁾	46	(547)

(単位:百万米ドル)

	12月1日現在の繰延税金資産/(負債)純額	損益計算書に(借方)/貸方計上された金額	その他の包括利益に(借方)/貸方計上された金額		期末現在の繰延税金資産/(負債)純額
			公正価値準備金	為替換算	
2009年11月30日					
金融商品の再評価	77	(185)	(133)	(41)	(282)
繰延獲得費用	(1,244)	(187)	-	(41)	(1,472)
保険契約及び投資契約負債	833	170	-	38	1,041
源泉徴収税	(48)	(12)	-	(3)	(63)
費用に対する引当金	68	(7)	-	(2)	59
将来の課税所得に対して相殺可能な損失	4	-	-	-	4
生命保険剰余金 ⁽¹⁾	(255)	(118)	-	(26)	(399)
その他	18	6	-	1	25
合計	(547)	(333)	(133) ⁽²⁾	(74)	(1,087)
2010年5月31日					
金融商品の再評価	(282)	(127)	(210)	7	(612)
繰延獲得費用	(1,472)	(49)	-	3	(1,518)
保険契約及び投資契約負債	1,041	246	-	(13)	1,274
源泉徴収税	(63)	(7)	-	-	(70)
費用に対する引当金	59	(99)	-	5	(35)
将来の課税所得に対して相殺可能な損失	4	(4)	-	-	-
生命保険剰余金 ⁽¹⁾	(399)	(17)	-	1	(415)
その他	25	(23)	-	1	3
合計	(1,087)	(80)	(210) ⁽²⁾	4	(1,373)

注:(1) 生命保険剰余金は、課税所得が長期ファンドからの実際の分配に基づいている場合に発生する一時差異に関連している。これは主にシンガポール及びマレーシアに関連している。

注:(2) 2010年度の210百万米ドルの公正価値準備金に係る繰延税金費用(2009年11月30日:133百万米ドル、2008年11月30日:12百万米ドル、2007年11月30日:(181)百万米ドル)のうち、210百万米ドル(2009年11月30日:139百万米ドル、2008年11月30日:22百万米ドル、2007年11月30日:(181)百万米ドル)は売却可能金融資産に係る公正価値利益及び損失に関連しており、0米ドル(2009年11月30日:(6)百万米ドル、2008年11月30日:(10)百万米ドル、2007年11月30日:0米ドル)は売却又は減損に伴い損益計算書に振替えられた売却可能金融資産に係る公正価値利益及び損失に関連している。

繰延税金資産は、将来において十分な課税所得の実現が見込める範囲で認識される。当グループは、一部の支店及び子会社において会計処理や法定/税金引当金に関する手法が異なることから発生する保険契約及び投資契約負債に係る一時差異及び税務上の欠損金については、過年度における税務上の欠損金があり将来の利益が発生する十分な証拠がない場合には、繰延税金資産を認識していない。

連結財政状態計算書に認識されていない一時差異は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
税務上の欠損金	144	148	148	154	72
保険契約及び投資契約負債	117	89	52	93	62
合計	261	237	200	247	134

当グループは、分配時に源泉徴収税が課せられる法域における事業の未送金利益について、利益累計額の当該部分が予測可能な将来において送金される可能性は低いと考えているため、繰延税金負債47.7百万米ドル(2009年11月30日：47.7百万米ドル、2008年11月30日：3.7百万米ドル、2007年11月30日：29.7百万米ドル)を計上していない。

当グループは、香港、ベトナム、インドネシア、フィリピン及び台湾において未使用の繰越欠損金を有している。香港の欠損金は無期限に繰越される。ベトナム、インドネシア、フィリピン及び台湾の欠損金は、2012年(ベトナム)、2013年(インドネシア及びフィリピン)及び2019年(台湾)に失効する予定である。当グループは中国においても欠損金を有していたが、2010年5月31日までの期間に全額使用された。

[次へ](#)

11 売却目的で保有する処分グループ

2009年8月28日に、AIAバミューダは、対価総額1米ドルでAIA(バミューダ)サービシズ・インクを売却し、ALICOへの事業譲渡を通じて一連の生命保険契約を譲渡することに合意した。

これを受けて、2009年11月30日現在、当該資産及び負債は売却目的保有として表示されている。詳細については注記8を参照のこと。

以下の表は、売却目的で保有する処分グループの資産及び負債を示している。

	(単位：百万米ドル)
	2009年11月30日現在
売却可能 - 負債証券	50
その他の資産	5
現金及び現金同等物	3
資産合計	58
保険契約負債	57
その他の負債	1
負債合計	58

処分グループの売却は2010年1月27日に完了した。

12 1株当たり利益

基本

基本1株当たり利益は、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する当期純利益を当期の加重平均発行済普通株式数で除して計算される。

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
AIAグループ・リミテッド 株主に帰属する当期純利益 (百万米ドル)	1,914	408	1,754	966	1,057
加重平均発行済普通株式数 (百万株)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,044
基本1株当たり利益 (1株当たりセント)	16	3	15	8	9

希薄化後

希薄化後1株当たり利益は、希薄化効果のある全ての潜在的普通株式の転換があるものと仮定して、加重平均発行済普通株式数を調整して計算されている。2009年11月30日現在、当グループには、注記34に記載の通り、潜在的希薄化効果のある発行予定株式があった。現在当グループには潜在的希薄化効果のある証券はない。

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
AIAグループ・リミテッド 株主に帰属する当期純利益 (百万米ドル)	1,914	408	1,754	966	1,057
加重平均発行済普通株式数 (百万株)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,044
希薄化後1株当たり利益 (1株当たりセント)	16	3	15	8	9

1株当たり営業利益

1株当たり営業利益(注記5参照)は、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後の営業利益を当期の加重平均発行済普通株式数で除して計算されている。2009年11月30日現在、当グループには、注記34に記載の通り、潜在的希薄化効果のある発行予定株式があった。現在当グループには潜在的希薄化効果のある証券はない。

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
基本及び完全希薄化後 (1株当たりセント)	14	16	15	8	9

13 配当金

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
当期に宣言され、資本計上 された普通配当金	261	346	25	-	-

宣言され、資本計上された配当金は、当グループの子会社が旧親会社に対して宣言した配当金を反映している。

14 無形資産

(単位：百万米ドル)

	のれん	コンピュー ター・ソフト ウェア	販売権及び その他の権利	合計
取得原価				
2006年12月1日現在	144	81	5	230
取得	-	22	-	22
為替変動額	1	-	-	1
2007年11月30日現在	145	103	5	253
取得	-	20	18	38
売却	-	(8)	-	(8)
為替変動額	(1)	(5)	-	(6)
2008年12月1日現在	144	110	23	277
取得	8	23	5	36
子会社の取得	-	-	15	15
売却	-	(4)	(18)	(22)
子会社の売却	(23)	(1)	-	(24)
為替変動額	-	8	(1)	7
2009年11月30日現在	129	136	24	289
取得	-	7	2	9
子会社の取得	-	-	9	9
売却	-	(3)	-	(3)
為替変動額	(2)	(1)	1	(2)
2010年5月31日現在	127	139	36	302

	のれん	コンピューター・ソフトウェア	販売権及びその他の権利	合計
償却累計額				
2006年12月1日現在	(6)	(39)	-	(45)
当期償却費	-	(7)	-	(7)
為替変動額	-	(1)	-	(1)
2007年11月30日現在	(6)	(47)	-	(53)
当期償却費	-	(3)	-	(3)
売却	-	8	-	8
為替変動額	-	3	-	3
2008年12月1日現在	(6)	(39)	-	(45)
当期償却費	-	(8)	(1)	(9)
子会社の売却	-	1	-	1
為替変動額	-	(3)	-	(3)
2009年11月30日現在	(6)	(49)	(1)	(56)
当期償却費	-	(5)	-	(5)
子会社の売却	-	2	-	2
為替変動額	-	(1)	-	(1)
2010年5月31日現在	(6)	(53)	(1)	(60)
正味帳簿価額				
2007年11月30日現在	139	56	5	200
2008年11月30日現在	138	71	23	232
2009年11月30日現在	123	87	23	233
2010年5月31日現在	121	86	35	242

上記のうち、233百万米ドル(2007年11月30日：191百万米ドル、2008年11月30日：210百万米ドル、2009年11月30日：224百万米ドル)は、当報告期間末から12ヶ月より後に回収見込みである。

のれんは主に、当グループの保険事業に関連して生じる。減損テストは、のれんの帳簿価額を予想将来キャッシュ・フローの現在価値に複数の新規事業の現在価値を加算した金額と比較することによって実施される。

15 関連会社への投資

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
当グループ				
期首現在	267	63	47	53
現金の分配(詳細については注記4参照)	(190)	-	-	-
追加	8	48	24	14
売却	(27)	(17)	(1)	-
持分純(損失)/利益	-	(28)	(21)	(8)
その他	-	-	-	4
為替変動額	5	(19)	4	-
期末現在	63	47	53	63

主な関連会社に対する当グループの持分は以下の通りである。

	設立国	保有株式の種類	主たる事業活動	保有持分比率 (単位：%)			
				2007年 11月30日 現在	2008年 11月30日 現在	2009年 11月30日 現在	2010年 5月31日 現在
AIGカード(タイランド)カンパニー・リミテッド	タイ	普通株式	クレジット カード事業	39	39	-	-
AIGコンサルティング・サービシズ・カンパニー・リミテッド	中国	普通株式	コンサル ティング・ サービス	50	-	-	-
AIGクレジット・カード・カンパニー(香港)リミテッド	香港	普通株式	クレジット カード事業	50	-	-	-
ピーコン・プロパティ・ベンチャーズ・インク	フィリピン	普通株式	不動産管理	40	40	40	40
チェルシャー・インベストメンツ・プライベート・リミテッド	シンガポール	普通株式	不動産管理	50	50	50	50
チェルビル・インベストメンツ・プライベート・リミテッド	シンガポール	普通株式	不動産管理	50	50	50	50
ディーブトロ・プライベート・リミテッド	シンガポール	普通株式	不動産管理	50	50	50	50
グランジ・デベロップメント・プライベート・リミテッド	シンガポール	普通株式	不動産開発	23.25	-	-	-
ICCPホールディングス・インク	フィリピン	普通株式	持株会社	20	20	20	20
マニラ・エクスポジション・コンプレックス・インク	フィリピン	普通株式	ホテル業	10	10	10	10
ナイラート・パーク・ホテル・カンパニー・リミテッド	タイ	普通株式	不動産管理	20	20	20	20
パナレノ・センドリアン・パーハッド	マレーシア	普通株式 及び 優先株式	不動産管理	35	35	35	35
フィラム・リアルティ	フィリピン	普通株式	不動産管理	40	40	40	40
サイエンス・パーク・オブ・ザ・フィリピンズ	フィリピン	普通株式	不動産管理	17	17	17	17
タタAIGライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	インド	普通株式	保険	26	26	26	26
ウィンフェーム・インベストメンツ・プライベート・リミテッド	シンガポール	普通株式	不動産管理	50	50	50	50
ウィンウェーブ・インベストメンツ・プライベート・リミテッド	シンガポール	普通株式	不動産管理	50	50	50	50

2008年度において、中国のAIGコンサルティング・サービシズ・カンパニー・リミテッドが子会社となった。全ての関連会社は非上場である。

関連会社の合算財務情報

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
収入に対する持分	142	65	146	111	49
費用に対する持分	(142)	(93)	(167)	(124)	(57)
持分損失	-	(28)	(21)	(13)	(8)
	2007年 11月30日 現在	2008年 11月30日 現在	2009年 11月30日 現在	2010年 5月31日 現在	
流動資産に対する持分	265	221	425	410	
長期資産に対する持分	161	195	186	312	
流動負債に対する持分	(239)	(73)	(30)	(22)	
長期負債に対する持分	(124)	(296)	(528)	(637)	
純資産に対する持分	63	47	53	63	

関連会社への投資は、当グループの業績への長期的寄与を目的に保有しているため、全ての金額は当報告期間末の12ヶ月後より後に実現する見込みである。

16 有形固定資産

(単位：百万米ドル)

	使用目的で 保有する不動 産	付帯設備	コンピューター ・ハード ウェア	合計
取得原価				
2006年12月1日現在	339	194	133	666
取得	3	27	28	58
除売却	-	(7)	(7)	(14)
投資不動産からの振替	19	-	-	19
為替変動額	24	-	(1)	23
2007年11月30日現在	385	214	153	752
取得	4	45	18	67
除売却	(10)	(8)	(6)	(24)
投資不動産からの振替	4	-	-	4
為替変動額	(19)	(19)	(12)	(50)
2008年11月30日現在	364	232	153	749
取得	2	15	20	37
除売却	-	(19)	(16)	(35)
投資不動産への振替	(10)	-	-	(10)
子会社の取得	7	-	1	8
子会社の売却	(1)	(3)	(1)	(5)
為替変動額	23	15	9	47
2009年11月30日現在	385	240	166	791
取得	1	14	5	20
除売却	(8)	(12)	(2)	(22)
投資不動産への振替	(1)	-	-	(1)
為替変動額	-	1	1	2
2010年5月31日現在	377	243	170	790

(単位：百万米ドル)

	使用目的で 保有する不動産	付帯設備	コンピューター ・ハード ウェア	合計
減価償却累計額				
2006年12月1日現在	(118)	(135)	(104)	(357)
減価償却費	(11)	(18)	(16)	(45)
除売却	-	4	4	8
為替変動額	(7)	-	1	(6)
2007年11月30日現在	(136)	(149)	(115)	(400)
減価償却費	(13)	(26)	(22)	(61)
除売却	5	4	5	14
投資不動産からの振替	(1)	-	-	(1)
為替変動額	8	12	11	31
2008年11月30日現在	(137)	(159)	(121)	(417)
減価償却費	(11)	(23)	(23)	(57)
除売却	-	14	15	29
投資不動産への振替	1	-	-	1
子会社の売却	-	3	1	4
為替変動額	(9)	(9)	(7)	(25)
2009年11月30日現在	(156)	(174)	(135)	(465)
減価償却費	(6)	(25)	(9)	(40)
除売却	8	9	2	19
為替変動額	-	(1)	-	(1)
2010年5月31日現在	(154)	(191)	(142)	(487)
正味帳簿価額				
2007年11月30日現在	249	65	38	352
2008年11月30日現在	227	73	32	332
2009年11月30日現在	229	66	31	326
2010年5月31日現在	223	52	28	303

当グループは、香港外に自社所有土地72百万米ドル(2007年11月30日：71百万米ドル、2008年11月30日：68百万米ドル、2009年11月30日：73百万米ドル)を、有形固定資産として所有している。

当グループは、有形固定資産を長期使用目的で保有しているため、年間の減価償却費は当報告期

間末から12ヶ月以内に消費を通じて回収が見込まれる額とほぼ同額である。

17 投資不動産

(単位：百万米ドル)

	投資不動産
取得原価	
2006年12月1日現在	136
取得	111
有形固定資産への振替	(19)
為替変動額	13
2007年11月30日現在	241
取得	47
売却	(10)
有形固定資産への振替	(4)
為替変動額	(11)
2008年12月1日現在	263
取得	2
売却	(2)
有形固定資産からの振替	10
子会社の取得	13
為替変動額	8
2009年11月30日現在	294
取得	-
売却	(1)
有形固定資産からの振替	1
為替変動額	4
2010年5月31日現在	298

(単位：百万米ドル)

	投資不動産
減価償却累計額	
2006年12月1日現在	(41)
当期償却額	(4)
為替変動額	(6)
2007年11月30日現在	(51)
当期償却額	(2)
売却	4
有形固定資産への振替	1
為替変動額	2
2008年12月1日現在	(46)
当期償却額	(2)
有形固定資産からの振替	(1)
為替変動額	(1)
2009年11月30日現在	(50)
当期償却額	-
売却	1
為替変動額	(2)
2010年5月31日現在	(51)
正味帳簿価額	
2007年11月30日現在	190
2008年11月30日現在	217
2009年11月30日現在	244
2010年5月31日現在	247

当グループは、投資不動産を長期目的で保有しているため、年間の減価償却費は、当報告期間末から12ヶ月以内に回収が見込まれる額とほぼ同額である。

当グループは、オペレーティング・リースに基づき投資不動産を賃貸している。当該リースは通常、当初リース期間が2年から12年であり、将来の交渉に基づくリース更新のオプション付きである。支払リース料は通常、市場の賃料を反映するため2年毎に交渉される。条件付きリース料を含むリース取引はない。投資不動産から生じる受取リース料は、34百万米ドル(2007年11月30日に終了した事業年度：25百万米ドル、2008年11月30日に終了した事業年度：63百万米ドル、2009年11月30日に終了した事業年度：68百万米ドル、2009年5月31日終了した6ヶ月間(未監査)：36百万米ドル)であった。賃料収入を生み出す投資不動産に係る直接営業費用(修繕費用を含む)は、5

百万米ドル(2007年11月30日に終了した事業年度：22百万米ドル、2008年11月30日に終了した事業年度：25百万米ドル、2009年11月30日に終了した事業年度：12百万米ドル、2009年5月31日に終了した6ヶ月間(未監査)：8百万米ドル)であった。

当グループは、57百万米ドル(2007年11月30日：10百万米ドル、2008年11月30日：47百万米ドル、2009年11月30日：50百万米ドル)の香港外にある投資不動産を自社所有土地の形で所有している。当グループは、香港内に自社所有土地を保有していない。

当グループが今後の受領を見込んでいる取消不能オペレーティング・リースに基づく将来の最低受取オペレーティング・リース料の内訳は、以下の通りである。

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日現在	2008年 11月30日現在	2009年 11月30日現在	2010年 5月31日現在
投資不動産のリース				
1年以内の契約	42	47	56	49
1年超5年以内の契約	100	95	104	80
5年超の契約	23	21	12	5
合計	165	163	172	134

18 投資不動産及び使用目的で保有する不動産の公正価値

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日現在	2008年 11月30日現在	2009年 11月30日現在	2010年 5月31日現在
帳簿価額 ⁽¹⁾				
投資不動産	190	217	244	247
使用目的で保有する不動産(有形固定資産として分類)	249	227	229	223
リース保有の土地(その他の資産の前払料として分類)	693	686	690	687
合計	1,132	1,130	1,163	1,157
公正価値 ⁽¹⁾				
投資不動産(土地を含む)	1,445	1,407	1,593	1,587
使用目的で保有する不動産(土地を含む)	827	748	870	865
合計	2,272	2,155	2,463	2,452

注：(1) 帳簿価額及び公正価値は非支配持分控除前の金額で、有配当型ファンドが保有する資産については保険契約者への配分前の金額で表示されている。

19 再保険資産

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日現在	2008年 11月30日現在	2009年 11月30日現在	2010年 5月31日現在
再保険会社からの回収可能額	87	19	29	42
出再された保険契約及び投資契約負債	2,581	128	255	416
合計	2,668	147	284	458

20 繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日現在	2008年 11月30日現在	2009年 11月30日現在	2010年 5月31日現在
帳簿価額				
保険契約に係る繰延獲得費用	9,188	9,082	10,123	10,379
投資契約に係る繰延オリジネーション費用	856	965	853	848
合計	10,044	10,047	10,976	11,227

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2010年 5月31日に 終了した 期間
当期における変動				
期首現在	8,135	10,044	10,047	10,976
獲得費用の繰延及び償却	1,249	695	308	256
為替変動額	336	(1,150)	827	3
再保険特約のリキャプチャー(注記5参照)	-	505	-	-
仮定の変更による影響	86	11	(101)	17
子会社の取得	-	-	31	-
子会社の売却	-	-	(70)	-
その他の変動	238	(58)	(66)	(25)
期末現在	10,044	10,047	10,976	11,227

繰延獲得費用及び繰延オリジネーション費用は、当グループの保険契約及び投資契約の平均期間にわたって回収が見込まれており、回収可能性を確認するために少なくとも年に一度、負債十分性テストが実施される。したがって、投資パフォーマンスにより変動する一部のユニバーサル生命保険及び投資関連商品の年間償却費は、報告期間末から12ヶ月以内に実現が見込まれる額に近似している。

21 金融投資

以下の表は、AIAグループの金融投資を種類及び性質別に分析したものである。AIAグループでは、投資関連契約に帰属する運用資産並びに保険契約者及び株主運用資産といった2種類の異なるカテゴリで金融投資を管理している。投資関連契約に帰属する運用資産に関する投資リスクは、通常は顧客が完全に負担しており、税引前当期利益に直接的な影響を及ぼすことはない。さらに投資関連契約の所有者は、当グループが提供する投資の選択肢間における保険契約価額の配分に責任を負っている。税引前当期利益は投資関連契約に帰属する運用資産による影響を受けないが、かかる金融投資による投資収益はAIAグループの税引前当期利益に含まれる。これは、AIAグループが全ての投資関連契約に帰属する運用資産について公正価値オプションを選択しているためであり、対応して投資関連契約に係る保険契約及び投資契約負債が変動する。保険契約者及び株主運用資産には、投資関連契約に帰属する運用資産以外の全ての金融投資が含まれる。保険契約者及び株主運用資産に関する投資リスクは、当グループが部分的又は完全に負担している。

保険契約者及び株主運用資産はさらに、有配当型ファンド並びにその他の保険契約者及び株主として分類されている。有配当型ファンドは、宣言配当金に対する保険契約者の最低配当割合を通常規定している現地規制の対象となることから、当グループは有配当型ファンドが保有する金融投資を保険契約者及び株主運用資産において個別に分析することを選択している。当グループは有配当型ファンドの負債及び持分証券に関して、公正価値オプションを選択している。当グループの会計方針は、現地の規則に基づき、財政状態計算書日現在における業績の全てが配当金として宣言されることを仮定した上で保険契約者に配分されるであろう有配当型ファンドの純資産の割合に応じて保険負債を計上することである。このため、当グループの税引前当期純利益は、前文で記述されている通りに株主に配分されるであろう投資収益の割合による影響を受ける。

その他の保険契約者及び株主運用資産は、保険契約者への配分に関して金額等を規定する契約上又は規制上の直接的要件がないため、投資関連契約に帰属する運用資産及び有配当型ファンドとは区別されている。当グループは当該カテゴリに属する持分証券に対して公正価値オプションを、また当該カテゴリに属する負債証券の大半について売却可能としての分類を選択している。当該カテゴリの投資による投資リスクは、当グループの財務書類に直接的な影響を及ぼす。投資収益の一部は保険契約者配当金を通じて保険契約者に配分されることもあるが、当グループの保険契約及び投資契約負債に関する会計方針は、無保証の配当型契約に関して発行日現在の最善の見積りを含む平準純保険料方式を使用している。これらの投資からの投資収益が有配当型契約に配分されないか、又は最善の見積りとは異なる場合、当グループの税引前利益に影響を及ぼす。

以下の表において、「FVTPL」は損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融投資を示し、また「AFS」は売却可能として分類された金融投資を示している。

負債証券

表の作成においては入手可能な外部の格付を使用している。外部格付を容易に入手できない場合、内部格付手法を採用している。様々な格付を整合させるために、以下の表示方法が採用されている。

外部格付		内部格付	表示格付
スタンダード・アンド・プアーズ	ムーディーズ		
AAA	Aaa	+1/-1	AAA
AA+からAA-	Aa1からAa3	+2/-2	AA
A+からA-	A1からA3	+3/-3	A
BBB+からBBB-	Baa1からBaa3	+4/-4	BBB
BB+以下	Ba1以下	+5以下	投資適格未滿

負債証券の種類別内訳は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)

	格付	保険契約者及び株主			小計	投資関連	
		有配当型 ファンド	その他の保険契約者 及び株主			FVTPL	合計
		FVTPL	FVTPL	AFS			
2007年11月30日現在							
政府債 - 現地通貨建で発行							
シンガポール	AAA	1,374	-	472	1,846	51	1,897
タイ	A	-	-	5,826	5,826	-	5,826
フィリピン	BB	-	-	1,200	1,200	30	1,230
マレーシア	A	1,154	-	220	1,374	1	1,375
中国	A	220	-	675	895	30	925
インドネシア	BB	-	-	514	514	86	600
韓国	A	-	-	1,399	1,399	16	1,415
その他 ⁽¹⁾		36	33	244	313	-	313
小計		2,784	33	10,550	13,367	214	13,581
政府債 - 外国通貨建							
メキシコ	BBB	1	15	152	168	-	168
南アフリカ	BBB	-	2	101	103	1	104
フィリピン	BB	4	22	606	632	39	671
マレーシア	A	115	-	192	307	1	308
インドネシア	BB	63	9	288	360	17	377
韓国	A	101	-	264	365	1	366
中国	A	9	-	44	53	1	54
その他 ⁽¹⁾		86	173	197	456	12	468
小計		379	221	1,844	2,444	72	2,516

(単位:百万米ドル)

	保険契約者及び株主			小計	投資関連	
	有配当型 ファンド	その他の保険契約者 及び株主			FVTPL	合計
	FVTPL	FVTPL	AFS			
政府機関債 ⁽²⁾						
AAA	898	-	438	1,336	31	1,367
AA	45	-	245	290	35	325
A	437	-	2,728	3,165	63	3,228
BBB	533	-	1,351	1,884	16	1,900
投資適格未満	7	2	76	85	3	88
格付未取得	-	-	102	102	16	118
小計	1,920	2	4,940	6,862	164	7,026
社債						
AAA	72	-	229	301	59	360
AA	1,773	66	1,657	3,496	281	3,777
A	2,034	175	5,887	8,096	292	8,388
BBB	1,091	108	3,865	5,064	200	5,264
投資適格未満	319	227	625	1,171	151	1,322
格付未取得	-	53	29	82	37	119
小計	5,289	629	12,292	18,210	1,020	19,230

注:(1) 2007年11月30日現在において「その他」に記載されている政府債合計のうち、70%は投資適格として格付されており、さらに21%はBB-以上として格付されている。残りはBB-未満であるか、格付未取得である。

注:(2) 政府機関債は、国営企業、地方及び地方自治体の当局といった政府支援機関、並びにアジア開発銀行のような国際金融機関が発行した債券で構成されている。

(単位:百万米ドル)

	保険契約者及び株主			小計	投資関連	
	有配当型 ファンド	その他の保険契約者 及び株主			FVTPL	合計
	FVTPL	FVTPL	AFS			
2007年11月30日現在						
仕組み証券 ⁽³⁾						
AAA	32	79	887	998	-	998
AA	115	120	33	268	-	268
A	122	41	277	440	-	440
BBB	133	-	87	220	3	223
投資適格未満	22	14	35	71	15	86
格付未取得	17	9	10	36	-	36
小計	441	263	1,329	2,033	18	2,051
合計	10,813	1,148	30,955	42,916	1,488	44,404

注:(3) 仕組み証券には、CDO、モーゲージ・バック証券及びその他のアセット・バック証券が含まれている。

(単位：百万米ドル)

	保険契約者及び株主				小計	投資関連	
	格付	有配当型 ファンド	その他の保険契約者 及び株主			FVTPL	合計
		FVTPL	FVTPL	AFS			
2008年11月30日現在							
政府債 - 現地通貨建て発行							
シンガポール	AAA	1,166	-	547	1,713	69	1,782
タイ	A	-	-	6,377	6,377	-	6,377
フィリピン	BB	-	-	862	862	12	874
マレーシア	A	1,192	-	290	1,482	3	1,485
中国	A	244	-	723	967	70	1,037
インドネシア	BB	-	-	315	315	59	374
韓国	A	-	-	857	857	6	863
その他 ⁽¹⁾		11	2	231	244	-	244
小計		2,613	2	10,202	12,817	219	13,036
政府債 - 外国通貨建て							
メキシコ	BBB	15	11	141	167	3	170
南アフリカ	BBB	-	1	115	116	2	118
フィリピン	BB	1	12	452	465	18	483
マレーシア	A	80	-	186	266	2	268
インドネシア	BB	39	7	206	252	5	257
韓国	A	-	-	67	67	2	69
中国	A	10	-	49	59	2	61
その他 ⁽¹⁾		49	95	310	454	8	462
小計		194	126	1,526	1,846	42	1,888

(単位:百万米ドル)

	保険契約者及び株主			小計	投資関連	
	有配当型 ファンド	その他の保険契約者 及び株主			FVTPL	合計
	FVTPL	FVTPL	AFS			
政府機関債⁽²⁾						
AAA	654	-	536	1,190	15	1,205
AA	17	-	378	395	65	460
A	610	-	2,459	3,069	100	3,169
BBB	509	-	1,868	2,377	6	2,383
投資適格未満	1	2	261	264	1	265
格付未取得	-	-	-	-	33	33
小計	1,791	2	5,502	7,295	220	7,515
社債						
AAA	47	-	178	225	78	303
AA	1,630	55	1,586	3,271	298	3,569
A	2,113	150	5,718	7,981	292	8,273
BBB	1,227	132	4,038	5,397	211	5,608
投資適格未満	199	250	548	997	45	1,042
格付未取得	19	65	1	85	47	132
小計	5,235	652	12,069	17,956	971	18,927

注:(1) 2008年11月30日現在において「その他」に記載されている政府債合計のうち、83%は投資適格として格付されており、さらに16%はBB-以上として格付されている。残りはBB-未満であるか、格付未取得である。

注:(2) 政府機関債は、国営企業、地方及び地方自治体の当局といった政府支援機関、並びにアジア開発銀行のような国際金融機関が発行した債券で構成されている。

(単位:百万米ドル)

	保険契約者及び株主			小計	投資関連	
	有配当型 ファンド	その他の保険契約者 及び株主			FVTPL	合計
	FVTPL	FVTPL	AFS			
2008年11月30日現在						
仕組み証券 ⁽³⁾						
AAA	15	30	434	479	-	479
AA	35	37	-	72	-	72
A	22	2	54	78	-	78
BBB	141	-	77	218	1	219
投資適格未満	24	1	70	95	14	109
小計	237	70	635	942	15	957
合計	10,070	852	29,934	40,856	1,467	42,323

注:(3) 仕組み証券には、CDO、モーゲージ・バック証券及びその他のアセット・バック証券が含まれている。

(単位:百万米ドル)

	格付	保険契約者及び株主			小計	投資関連	
		有配当型 ファンド	その他の保険契約者 及び株主			FVTPL	合計
		FVTPL	FVTPL	AFS			
2009年11月30日現在							
政府債 - 現地通貨建て発行							
シンガポール	AAA	1,496	-	759	2,255	70	2,325
タイ	A	-	-	7,374	7,374	-	7,374
フィリピン	BB	-	-	1,309	1,309	22	1,331
マレーシア	A	953	-	196	1,149	1	1,150
中国	A	271	-	836	1,107	3	1,110
インドネシア	BB	-	-	494	494	115	609
韓国	A	-	-	1,539	1,539	4	1,543
その他 ⁽¹⁾		1	4	312	317	-	317
小計		2,721	4	12,819	15,544	215	15,759
政府債 - 外国通貨建て							
メキシコ	BBB	9	15	135	159	2	161
南アフリカ	BBB	-	2	164	166	2	168
フィリピン	BB	2	10	749	761	46	807
マレーシア	A	11	-	77	88	1	89
インドネシア	BB	48	10	210	268	-	268
韓国	A	16	1	205	222	2	224
中国	A	-	-	46	46	2	48
その他 ⁽¹⁾		53	92	291	436	10	446
小計		139	130	1,877	2,146	65	2,211

(単位：百万米ドル)

	保険契約者及び株主			小計	投資関連	
	有配当型 ファンド	その他の保険契約者 及び株主			FVTPL	合計
	FVTPL	FVTPL	AFS			
政府機関債⁽²⁾						
AAA	542	-	694	1,236	64	1,300
AA	1	-	194	195	64	259
A	611	-	2,797	3,408	116	3,524
BBB	873	-	1,583	2,456	4	2,460
投資適格未満	-	-	346	346	-	346
格付未取得	-	-	-	-	8	8
小計	2,027	-	5,614	7,641	256	7,897
社債						
AAA	237	-	296	533	34	567
AA	1,397	79	1,757	3,233	253	3,486
A	2,960	188	8,149	11,297	454	11,751
BBB	1,656	348	5,726	7,730	198	7,928
投資適格未満	198	32	876	1,106	41	1,147
格付未取得	127	70	51	248	190	438
小計	6,575	717	16,855	24,147	1,170	25,317

注：(1) 2009年11月30日現在において「その他」に記載されている政府債合計のうち、85%は投資適格として格付されており、さらに14%はBB-以上として格付されている。残りはBB-未満であるか、格付未取得である。

注：(2) 政府機関債は、国営企業、地方及び地方自治体の当局といった政府支援機関、並びにアジア開発銀行のような国際金融機関が発行した債券で構成されている。

(単位:百万米ドル)

	保険契約者及び株主			小計	投資関連	
	有配当型 ファンド	その他の保険契約者 及び株主			FVTPL	合計
	FVTPL	FVTPL	AFS			
2009年11月30日現在						
仕組み証券 ⁽³⁾						
AAA	7	22	-	29	-	29
AA	-	-	-	-	-	-
A	39	-	424	463	-	463
BBB	247	20	90	357	5	362
投資適格未満	51	51	41	143	15	158
格付未取得	3	-	2	5	-	5
小計	347	93	557	997	20	1,017
合計	11,809	944	37,722	50,475	1,726	52,201

注:(3) 仕組み証券には、CDO、モーゲージ・バック証券及びその他のアセット・バック証券が含まれている。

(単位：百万米ドル)

	格付	保険契約者及び株主			小計	投資関連	
		有配当型 ファンド	その他の保険契約者及 び株主			FVTPL	合計
		FVTPL	FVTPL	AFS			
2010年5月31日現在							
政府債 - 現地通貨建て発行							
シンガポール	AAA	1,474	-	831	2,305	77	2,382
タイ	A	-	-	8,714	8,714	-	8,714
フィリピン	BB	-	-	1,551	1,551	26	1,577
マレーシア	A	1,002	-	197	1,199	6	1,205
中国	A	279	-	884	1,163	8	1,171
インドネシア	BB	-	-	571	571	121	692
韓国	A	-	-	1,873	1,873	6	1,879
その他 ⁽¹⁾		-	2	283	285	-	285
小計		2,755	2	14,904	17,661	244	17,905
政府債 - 外国通貨建て							
メキシコ	BBB	9	19	134	162	2	164
南アフリカ	BBB	1	2	194	197	2	199
フィリピン	BB	2	12	563	577	51	628
マレーシア	A	11	-	75	86	1	87
インドネシア	BB	50	9	217	276	2	278
韓国	A	17	1	239	257	4	261
中国	A	-	-	31	31	2	33
その他 ⁽¹⁾		62	94	339	495	10	505
小計		152	137	1,792	2,081	74	2,155

(単位：百万米ドル)

	保険契約者及び株主			小計	投資関連	
	有配当型 ファンド	その他の保険契約者及 び株主			FVTPL	合計
	FVTPL	FVTPL	AFS			
政府機関債 ⁽²⁾						
AAA	531	-	708	1,239	56	1,295
AA	-	-	186	186	65	251
A	637	-	2,876	3,513	123	3,636
BBB	937	-	1,862	2,799	9	2,808
投資適格未満	-	-	195	195	-	195
格付未取得	-	-	-	-	16	16
小計	2,105	-	5,827	7,932	269	8,201

注：(1) 2010年5月31日現在において「その他」に記載されている政府債合計のうち、88%は投資適格として格付されており、さらに12%はBB-以上として格付されている。残りはBB-未満であるか、格付未取得である。

注：(2) 政府機関債は、国営企業、地方及び地方自治体の当局といった政府支援機関、並びにアジア開発銀行のような国際金融機関が発行した債券で構成されている。

(単位:百万米ドル)

	保険契約者及び株主			小計	投資関連	
	有配当型 ファンド	その他の保険契約者 及び株主			FVTPL	合計
	FVTPL	FVTPL	AFS			
2010年5月31日現在						
社債						
AAA	372	-	540	912	41	953
AA	1,294	66	1,774	3,134	282	3,416
A	2,925	202	8,667	11,794	501	12,295
BBB	1,884	340	5,819	8,043	236	8,279
投資適格未満	287	31	936	1,254	50	1,304
格付未取得	21	70	15	106	135	241
小計	6,783	709	17,751	25,243	1,245	26,488
仕組み証券 ⁽³⁾						
AAA	8	16	7	31	-	31
AA	-	-	-	-	-	-
A	15	-	427	442	-	442
BBB	262	6	89	357	6	363
投資適格未満	88	84	52	224	15	239
格付未取得	6	-	4	10	-	10
小計	379	106	579	1,064	21	1,085
合計	12,174	954	40,853	53,981	1,853	55,834

注:(3) 仕組み証券には、CDO、モーゲージ・バック証券及びその他のアセット・バック証券が含まれている。

持分証券

持分証券の種類別内訳は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)

	保険契約者及び株主			小計	投資関連	
	有配当型 ファンド	その他の保険契約者 及び株主			FVTPL	合計
	FVTPL	FVTPL	AFS			
2007年11月30日現在						
普通株式	1,629	2,817	-	4,446	2,268	6,714
AIGが管理する連結ミューチュ アル・ファンドが保有する証券	107	1,047	-	1,154	1,558	2,712
投資ファンドにおける持分						
AIAが管理	-	3	-	3	65	68
AIGが管理	364	349	-	713	1,315	2,028
第三者	221	42	-	263	5,834	6,097
	585	394	-	979	7,214	8,193
AIGの株式	-	-	2,520	2,520	-	2,520
合計	2,321	4,258	2,520	9,099	11,040	20,139

(単位：百万米ドル)

	保険契約者及び株主			小計	投資関連	
	有配当型 ファンド	その他の保険契約者 及び株主			FVTPL	合計
	FVTPL	FVTPL	AFS			
2008年11月30日現在						
普通株式	705	1,000	-	1,705	1,211	2,916
AIGが管理する連結ミューチュ アル・ファンドが保有する証券	109	619	-	728	805	1,533
投資ファンドにおける持分						
AIAが管理	-	6	-	6	131	137
AIGが管理	158	191	-	349	720	1,069
第三者	151	39	-	190	2,815	3,005
	309	236	-	545	3,666	4,211
AIGの株式	-	-	87	87	-	87
合計	1,123	1,855	87	3,065	5,682	8,747

(単位：百万米ドル)

	保険契約者及び株主			小計	投資関連	
	有配当型 ファンド	その他の保険契約者 及び株主			FVTPL	合計
	FVTPL	FVTPL	AFS			
2009年11月30日現在						
普通株式	1,685	2,008	-	3,693	2,738	6,431
AIGが管理する連結ミューチュ アル・ファンドが保有する証券	167	494	-	661	1,333	1,994
投資ファンドにおける持分						
AIAが管理	-	4	-	4	144	148
AIGが管理	116	128	-	244	1,088	1,332
第三者	241	193	-	434	5,777	6,211
	357	325	-	682	7,009	7,691
AIGの株式	-	-	62	62	-	62
合計	2,209	2,827	62	5,098	11,080	16,178

(単位：百万米ドル)

	保険契約者及び株主			小計	投資関連	
	有配当型 ファンド	その他の保険契約者 及び株主			FVTPL	合計
	FVTPL	FVTPL	AFS			
2010年5月31日現在						
普通株式	1,940	2,477	-	4,417	2,914	7,331
連結ミューチュアル・ファンド が保有する証券	161	530	-	691	1,238	1,929
投資ファンドにおける持分						
AIAが管理	-	7	-	7	155	162
第三者	392	705	-	1,097	6,798	7,895
	392	712	-	1,104	6,953	8,057
AIGの株式	-	-	77	77	-	77
合計	2,493	3,719	77	6,289	11,105	17,394

(単位:百万米ドル)

	2007年 11月30日現在	2008年 11月30日現在	2009年 11月30日現在	2010年 5月31日現在
負債証券				
上場				
香港	377	421	394	442
香港以外	25,344	20,010	30,663	32,298
	25,721	20,431	31,057	32,740
非上場	18,683	21,892	21,144	23,094
合計	44,404	42,323	52,201	55,834
持分証券				
上場				
香港	238	47	399	416
香港以外	12,675	3,093	6,606	7,539
	12,913	3,140	7,005	7,955
非上場	7,226	5,607	9,173	9,439
合計	20,139	8,747	16,178	17,394

貸付金及び債権

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日現在	2008年 11月30日現在	2009年 11月30日現在	2010年 5月31日現在
契約者貸付	1,327	1,437	1,644	1,670
居住用不動産モーゲージ・ローン	609	587	527	476
商業用不動産モーゲージ・ローン	112	105	48	49
AIG傘下の兄弟会社に対する連結会社間 貸付(注記41参照)	1,589	29	87	-
その他の貸付金	182	242	446	554
貸倒引当金	(15)	(7)	(12)	(24)
貸付金	3,804	2,393	2,740	2,725
保険契約及び投資契約保有者に対する 債権	471	536	546	451
代理店、ブローカー及び仲介会社 に対する債権	9	13	39	49
保険債権	480	549	585	500
関連当事者債権	95	33	1	4
投資の売却による債権	329	86	34	53
その他の債権	362	285	396	450
債権	1,266	953	1,016	1,007
定期預金	595	656	892	832
合計⁽¹⁾	5,665	4,002	4,648	4,564

注：(1) 貸付金及び債権合計のうち、定期預金28百万米ドル(2007年11月30日：38百万米ドル、2008年11月30日：48百万米ドル、2009年11月30日：33百万米ドル)、及びその他の貸付金46百万米ドル(2007年11月30日：62百万米ドル、2008年11月30日：60百万米ドル、2009年11月30日：75百万米ドル)は、投資関連契約の担保のため保有されている。貸付金及び債権の残りは、保険契約者及び株主で構成されている。このうち、1,144百万米ドル(2007年11月30日：1,136百万米ドル、2008年11月30日：986百万米ドル、2009年11月30日：942百万米ドル)は有配当型ファンドに関連している。

金融機関における一部の定期預金は、現地の規制要件又はその他の制約による制限を受けている。定期預金の分類で保有される拘束性預金残高は、107百万米ドル(2007年11月30日：128百万米ドル、2008年11月30日：141百万米ドル、2009年11月30日：104百万米ドル)である。

全ての保険債権は1年未満で回収されるものと見込んでいる。したがって、債権の年齢別分析は作成していない。

債権には、売戻契約による債権が含まれているが、当グループは、当該契約に基づき購入した有価証券を物理的に所有していない。貸付金が返済されない間は、有価証券が登録されている各決済機関から当該有価証券の売却又は譲渡を禁じられている。取引相手が貸付金を返済できない場合には、当グループは、決済機関が保有する基礎となる有価証券に対する権利を有する。2010年5月31日現在、当該債権の帳簿価額は138百万米ドル(2007年11月30日：67百万米ドル、2008年11月30日：54百万米ドル、2009年11月30日：69百万米ドル)である。

22 デリバティブ金融商品

当グループの非ヘッジのデリバティブ・エクスポージャーは以下の通りである。

	(単位：百万米ドル)		
	想定元本	公正価値	
		(1)(2)資産	(1)負債
2007年11月30日現在			
為替契約：			
先渡	17	-	-
クロス・カレンシー・スワップ	6,492	415	(37)
為替契約合計	6,509	415	(37)
金利契約			
金利スワップ	978	4	(10)
その他			
コモディティ・インデックス・スワップ	2	3	-
合計	7,489	422	(47)
2008年11月30日現在			
為替契約：			
先渡	333	-	(4)
クロス・カレンシー・スワップ	7,423	228	(131)
為替契約合計	7,756	228	(135)
金利契約			
金利スワップ	1,086	24	-
その他			
コモディティ・インデックス・スワップ	20	-	(3)
合計	8,862	252	(138)

(単位：百万米ドル)

	想定元本	公正価値	
		(1)(2)資産	(1)負債
2009年11月30日現在			
為替契約：			
先渡	222	1	-
クロス・カレンシー・スワップ	8,390	439	(69)
為替契約合計	8,612	440	(69)
金利契約			
金利スワップ	1,092	13	-
その他			
コモディティ・インデックス・スワップ	20	-	(2)
合計	9,724	453	(71)
2010年5月31日現在			
為替契約：			
先渡	30	-	(1)
クロス・カレンシー・スワップ	8,249	501	(39)
為替契約合計	8,279	501	(40)
金利契約			
金利スワップ	1,093	19	-
その他			
ワラント	1	1	-
合計	9,373	521	(40)

注：(1) デリバティブ資産及び負債はトレーディング目的で保有しているため、損益を通じて公正価値で測定するものとして分類されている。

注：(2) デリバティブ資産のうち、220百万米ドルは有配当型ファンドを担保するために保有している(2007年11月30日：247百万米ドル、2008年11月30日：87百万米ドル、2009年11月30日：240百万米ドル)。デリバティブ資産の残りは、その他の保険契約者及び株主に関連している。

注：(3) 関連当事者に係るデリバティブ金融商品の想定元本は0米ドル(2007年11月30日：43百万米ドル、2008年11月30日：58百万米ドル、2009年11月30日：58百万米ドル)である。

スワップ取引については、取引の両側が「想定元本」の欄に開示されている。

当グループは、店頭取引デリバティブのみを保有している。店頭取引デリバティブ契約は、契約当事者間で個別に交渉されており、先渡及びスワップを含んでいる。デリバティブには、基礎となる金融商品に関連するリスクと同様の、市場リスク、流動性リスク及び信用リスクを含む様々なリスクがある。

デリバティブ資産及びデリバティブ負債は、連結財政状態計算書に損益を通じて公正価値で測定する金融資産及びデリバティブ金融負債としてそれぞれ認識される。当グループのデリバティブのリスク管理方針は注記37に要約されている。当グループは保有しているデリバティブのほとんどがその他のエクスポージャーの経済的ヘッジの効果をもつ可能性があるものの、ヘッジ会計を

適用していない。デリバティブ金融商品に関連する想定元本又は契約金額はこれらの取引の公正価値を表すものではないため、連結財政状態計算書において資産又は負債として計上されていない。上記表の想定元本には個別のデリバティブのポジションの累計が総額ベースで反映されており、デリバティブ取引の総体的な規模を示している。

為替契約

先渡為替契約は、一国の通貨を他国の通貨と同意した価格で決済日に交換する契約を示す。通貨スワップは二つの異なる通貨間での金利と元本の両方を交換することに係わる契約上の取り決めである。両タイプのスワップ契約に係る利益及び損失に対するエクスポージャーは、満期日、金利、為替レート及び支払時期に左右され、それぞれの契約期間にわたって増減する。

金利スワップ

金利スワップは、同一通貨による金利の交換を行う二当事者間の契約上の取り決めである。当該支払額は特定の想定元本に対し異なる金利ベースでそれぞれ計算されている。ほとんどの金利スワップは、固定金利による支払額と変動金利による支払額の差異として計算される支払額の正味交換額に関連している。

[次へ](#)

23 金融商品の公正価値

当グループは全ての金融資産を、損益を通じて公正価値で測定する資産か、公正価値で計上する売却可能資産か、又は償却原価で計上する貸付金及び債権のいずれかに分類している。金融負債は、IFRS第4号に基づき会計処理されるDPF付投資契約を除き、損益を通じて公正価値で測定する負債又は償却原価で計上する負債に分類される。

グループの金融資産及び金融負債の見積公正価値は以下の表の通りである。

(単位：百万米ドル)

	注記	公正価値			公正価値 合計
		損益を通じ て公正価値 で測定する	売却可能	取得原価/ 償却原価	
2007年11月30日現在					
金融投資	21				
貸付金及び債権		-	-	5,665	5,665
負債証券		13,449	30,955	-	44,404
持分証券		17,619	2,520	-	20,139
デリバティブ金融商品	22	422	-	-	422
再保険債権	19	-	-	87	87
現金及び現金同等物	25	-	-	2,583	2,583
金融資産		31,490	33,475	8,335	73,300

	注記	損益を通じ て公正価値で 測定する	取得原価/ 償却原価	帳簿価額合計	公正価値合計
金融負債					
投資契約負債	27	5,926	579	6,505	6,505
借入金	29	-	1,461	1,461	1,461
有価証券貸付及び買戻契約に 基づく債務	30	-	5,395	5,395	5,395
デリバティブ金融商品	22	47	-	47	47
その他の負債及び未払税金 ⁽¹⁾		-	1,843	1,843	1,843
金融負債		5,973	9,278	15,251	15,251

注：(1) 連結投資ファンドにおける第三者持分を除く。

(単位:百万米ドル)

	注記	公正価値				
		損益を通じて公正価値で測定する	売却可能	取得原価 / 償却原価	帳簿価額合計	公正価値合計
2009年5月31日現在						
金融投資:	21					
貸付金及び債権		-	-	4,564	4,564	4,605
負債証券		14,981	40,853	-	55,834	55,834
持分証券		17,317	77	-	17,394	17,394
デリバティブ金融商品	22	521	-	-	521	521
再保険債権	19	-	-	42	42	42
現金及び現金同等物	25	-	-	3,222	3,222	3,222
金融資産		32,819	40,930	7,828	81,577	81,618

	注記	損益を通じて公正価値で測定する			
		取得原価 / 償却原価	帳簿価額合計	公正価値合計	
金融負債					
投資契約負債	27	6,809	1,203	8,012	8,012
借入金	29	-	682	682	682
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	30	-	670	670	670
デリバティブ金融商品	22	40	-	40	40
その他の負債及び未払税金 ⁽¹⁾		-	1,945	1,945	1,945
金融負債		6,849	4,500	11,349	11,349

注:(1) 連結投資ファンドにおける第三者持分を除く。

上記表中の資産の帳簿価額は最大信用エクスポージャーを表している。

為替デリバティブ・ポジションの想定元本純額を含む為替エクスポージャーは、当グループの主要な為替エクスポージャーとして注記37に表示されている。

償却原価で測定された投資契約負債の公正価値は、償却原価の帳簿価額に比べ大きな違いはないとみなされている。

12ヶ月以内に決済される見込みの金融商品の帳簿価額(適宜、評価性引当金調整後)は、公正価値に比べ大きな違いはないとみなされている。

経常的な公正価値測定

当グループは、損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品、売却可能証券、ポートフォリオ、デリバティブ資産及び負債、連結された投資ファンドが保有する投資、非連結の投資ファンドへの投資並びに特定の投資契約負債を経常的に公正価値で測定している。金融商品の公正価値は、市場参加者間の秩序ある取引において測定日に資産を売却する場合に受領する又は負債を移転する場合に支払うであろう金額である。

金融商品の公正価値の測定に使用される判断の程度は、通常は価格の観測可能性の程度に関係している。活発な市場における相場のある金融商品は通常は価格の観測可能性が高く、公正価値の測定に使用される判断の程度は低くなる。反対に、活発でない市場で取引されているか相場のない金融商品は観測可能性が低く、より多くの判断を必要とする評価モデル又はその他の価格算定手法を用いて公正価値が測定される。活発な市場とは、評価される資産又は負債の取引が価格情報を継続的に提供するのに十分な頻度と量で発生する市場のことである。

活発でない市場とは、評価される資産又は負債の取引があまりないか、価格が最新ではないか、相場が時期やマーケットメーカーによって大幅に変動するか、公開情報があまりない市場のことである。価格の観測可能性は複数の要素による影響を受けるが、その要素とは金融商品の種類、金融商品の市場における新規性と定着性、取引の特徴及び一般市況等である。

当グループは以下の手法及び仮定を用いて金融商品の公正価値を見積もっている。

金融資産及び負債

貸付金及び債権

価額の再評価が頻繁になされ、信用リスクの重要な変更のない貸付金及び債権については、帳簿価額が公正価値の合理的な見積りとなる。その他の貸付金の公正価値は、類似の信用格付けを持つ債務者に対する類似の貸付金に適用した金利で予想将来キャッシュ・フローを割引いて算定される。

モーゲージ・ローンの公正価値は、類似の信用格付けを持つ債務者に対する類似の貸付金に対して現在適用されている金利で予想将来キャッシュ・フローを割引いて算定される。固定金利の保険契約者貸付の公正価値は、現在発行されている類似の保険契約の契約者貸付に適用されている金利で予想将来キャッシュ・フローを割引いて算定される。類似の特徴を持つ貸付金は計算目的上、集約される。変動金利を適用している保険契約者貸付の帳簿価額はその公正価値に近似している。

負債証券及び持分証券

持分証券の公正価値は、市場価格に基づいており、そのような相場がない場合には通常は類似証券の相場に基づいた見積り市場価値に基づいている。固定金利証券の公正価値は、入手可能な市場価格に基づいている。活発な市場で取引されていない証券の公正価値は、民間の価格算定サービスから入手した価格を用いるか、投資のイールド、信用の質及び満期に適した現在の市場レートを使用して予想将来キャッシュ・フローを割引くことにより見積もっている。保有するヘッジ・ファンド及びリミテッド・パートナーシップ持分については、各投資のゼネラル・パートナー又はマネージャーより提供される純資産価額に基づき公正価値を算定しており、当該投資の勘定は通常年一回の監査を受けている。開始時の公正価値の最善の見積りとして、取引価格が使用されている。

デリバティブ金融商品

当グループは、デリバティブ金融資産及び負債を、可能な限り市場取引及びその他の市場証拠を用いて評価しているが、それには、市場に基づいたモデルへのインプット、モデルの市場決済取引に対する調整、ブローカーやディーラーの気配値又は合理的な水準の価格透明性のある別の価格算定情報源を含む。モデルを使用する際、デリバティブを評価するための特定のモデルの選択は、商品の契約条件及び特有のリスク並びに市場における価格情報の入手可能性に左右される。当グループは通常、類似した商品の評価には類似したモデルを使用する。評価モデルは、契約条件、市場価格及びレート、イールド・カーブ、信用カーブ、ボラティリティの程度、期限前償還率並びに当該インプットの相関等の様々なインプットを必要としている。一般的な先渡、スワップ及びオプションのような流動性のある市場で取引されているデリバティブについては、モデルのインプットは通常は裏付けが可能であり、モデルの選択において重要な経営陣の判断を伴うことはない。一般的に観測可能なインプットには、為替直物及び先渡レート、指標金利カーブ並びに一般に取引されているオプション商品のボラティリティが含まれる。観測不能な可能性のあるインプットには、あまり一般的に取引されていないオプション商品のボラティリティ及び市場要素の相関関係が含まれる。

現金及び現金同等物

現金の帳簿価額はその公正価値に近似している。

再保険債権

再保険者に対する未収額の帳簿価額はその公正価値と比較して大きな差異があるとは見なされていない。

貸付有価証券に係る投資現金担保の公正価値及び現金担保返済義務

貸付有価証券に係る現金担保は公正価値で計上されている。現金担保返済義務の契約価額はこれら債務の期間が短期であるため、その公正価値に近似している。

その他の資産

その他の資産の帳簿価額は、当該資産の公正価値と比較して重要な差異はない。銀行における預金の公正価値は通常は市場価格に基づいており、そのような相場がない場合には類似の特性を持つ債権に適用された入手可能な市場金利を用いて割引いた将来キャッシュ・フローに基づいた見積りに基づいている。

投資契約負債

投資契約負債の公正価値は、評価の対象となる契約の残存期間と同じ満期を有する類似契約に対し現在適用されている金利を使用して割引いたキャッシュ・フロー・アプローチを用いて算定されている。保険契約者が投資リスクを負担する投資契約については、公正価値は通常は基礎となる資産の公正価値と近似している。

DPF付投資契約により、保険契約者は保証された給付に加えて追加的な給付を得ることが可能となる。これらは有配当型保険契約と呼ばれ、当グループの保険契約負債に関する実務に従って測定及び分類されるため、注記26に開示されている。現在、IFRSの下では、DPF付投資及び保険契約の公正価値について合意された定義が存在しないため、これらは公正価値で測定されていない。合意された手法が存在しないため、公正価値の見積り範囲を提供することは不可能である。IASBは、この問題を保険契約プロジェクトのフェーズIIで取り扱う予定である。

借入金

満期が定まっている借入金の公正価値は、類似の満期を持つ預金に現在適用されている金利を使用して割引いた将来キャッシュ・フローに基づいて算定されている。

その他の負債

相場がないその他の負債の公正価値は、帳簿価額が公正価値と近似している満期が定められていない負債を除き、負債のイールド、信用の質及び満期に適用されている現在の市場レートを使用して予想将来キャッシュ・フローを割引いて算定されている。

公正価値の階層

2007年12月1日より、連結財政状態計算書に公正価値で計上された資産及び負債は、公正価値測定に使用される市場で入手可能なインプットの観測可能性に基づき、開示のための3つの「レベル」からなる階層で以下の通り測定及び分類されている。

- ・レベル1：測定日に当グループが参加できる活発な市場における同一資産又は負債の相場(未調整)による公正価値測定。市場価格データは通常、取引所又はディーラー市場から入手する。当グループは当該商品の相場を調整しない。経常的に公正価値で測定され、レベル1に分類される資産は、活発に取引されている上場持分証券である。当グループは、G7各国(米国、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国)により発行されディーラー市場において取引されている政府債務証券を、活発に取引されているとみなされるに十分な頻度と取引量を維持している限りにおいてレベル1とみなす。
- ・レベル2：資産又は負債に関して直接的(価格)又は間接的に(価格から派生したもの)観測可能な、レベル1に含まれる相場以外のインプットに基づく公正価値測定。レベル2のインプットには、活発な市場における類似資産及び負債の相場、活発でない市場における同一又は類似の資産及び負債の相場並びに資産又は負債に関して観測可能な相場以外のインプット、例えば一般的な間隔で観測可能な金利及びイールド・カーブが含まれる。経常的に公正価値で測定され、レベル2に分類される資産及び負債には、G7以外の国が発行した政府証券、大部分の投資適格社債、ヘッジ・ファンドへの投資及びデリバティブ契約が含まれる。
- ・レベル3：観測不能な重要なインプットを用いる評価手法に基づく公正価値測定。資産又は負債に関する市場活動があったとしてもごくわずかである場合を含む、関連する観

測可能なインプットが入手不可能な範囲に限り、観測不能なインプットが公正価値の測定に用いられる。経常的に公正価値で測定され、レベル3に分類される資産及び負債には、一部の仕組み証券、一部のデリバティブ契約、未公開株及び不動産ファンド投資並びに直接的な未公開株投資が含まれる。

公正価値の測定に用いられるインプットは、公正価値の階層の異なるレベルに該当する場合もある。その場合、公正価値測定が全体として該当する階層のレベルは、全体としての公正価値測定にとって重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。特定のインプットの全体としての公正価値測定にとっての重要性に関する当グループの評価は、判断を要するものである。評価にあたって当グループは資産又は負債に特有の要素を考慮する。

公正価値の階層に従い公正価値で計上している投資の要約は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)

	公正価値の階層			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
2008年11月30日				
金融資産				
売却可能				
負債証券	-	29,665	269	29,934
持分証券 - 最終的な親会社の株式	87	-	-	87
損益を通じて公正価値で測定する				
負債証券				
有配当型ファンド	-	9,835	235	10,070
投資関連	-	1,467	-	1,467
その他の保険契約者及び株主	-	682	170	852
持分証券				
有配当型ファンド	895	97	131	1,123
投資関連	5,158	506	18	5,682
その他の保険契約者及び株主	1,541	165	149	1,855
デリバティブ金融資産	-	238	14	252
合計	7,681	42,655	986	51,322
合計%	15.0	83.1	1.9	100.0
金融負債				
投資契約負債	-	-	4,226	4,226
デリバティブ金融商品	-	132	6	138
合計	-	132	4,232	4,364
合計%	-	3.0	97.0	100.0

(単位：百万米ドル)

	公正価値の階層			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
2009年11月30日				
金融資産				
売却可能				
負債証券	21	37,533	168	37,722
持分証券 - 最終的な親会社の株式	62	-	-	62
損益を通じて公正価値で測定する				
負債証券				
有配当型ファンド	-	11,605	204	11,809
投資関連	-	1,726	-	1,726
その他の保険契約者及び株主	1	665	278	944
持分証券				
有配当型ファンド	2,088	15	106	2,209
投資関連	10,384	696	-	11,080
その他の保険契約者及び株主	2,607	91	129	2,827
デリバティブ金融資産	-	453	-	453
合計	15,163	52,784	885	68,832
合計%	22.0	76.7	1.3	100.0
金融負債				
投資契約負債	-	-	6,669	6,669
デリバティブ金融商品	-	69	2	71
合計	-	69	6,671	6,740
合計%	-	1.0	99.0	100.0

(単位：百万米ドル)

	公正価値の階層			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
2010年5月31日				
金融資産				
売却可能				
負債証券	-	40,639	214	40,853
持分証券 - 最終的な親会社の株式	77	-	-	77
損益を通じて公正価値で測定する				
負債証券				
有配当型ファンド	-	11,969	205	12,174
投資関連	-	1,767	86	1,853
その他の保険契約者及び株主	-	670	284	954
持分証券				
有配当型ファンド	2,351	35	106	2,492
投資関連	10,438	667	-	11,105
その他の保険契約者及び株主	3,464	93	163	3,720
デリバティブ金融資産	-	521	-	521
合計	16,330	56,361	1,058	73,749
合計%	22.1	76.5	1.4	100.0
金融負債				
投資契約負債	-	-	8,012	8,012
デリバティブ金融商品	-	37	3	40
合計	-	37	8,015	8,052
合計%	-	0.5	99.5	100.0

以下の表は2009年11月30日に終了した事業年度及び2010年5月31日終了した期間における当グループのレベル3の金融資産及び負債の変動を要約したものである。表には、2008年11月30日、2009年11月30日及び2010年5月31日現在でそれぞれレベル3に分類されている金融資産及び負債に係る損益を含む損益が反映されている。この表には2007年12月1日より前に売却されたか又はレベル3から他に移行した商品に係る損益は表示されていない。

レベル3の金融資産及び負債

	(単位：百万米ドル)				
	負債証券	持分証券	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	投資契約
2007年12月1日現在	1,364	131	4	(12)	(5,926)
実現利益 / (損失)	(61)	(7)	5	14	-
投資契約負債の純変動	-	-	-	-	1,700
報告日現在に保有している商品に関連する 未実現利益 / (損失)					
連結損益計算書上で計上	(319)	(21)	-	-	-
連結包括利益計算書上で計上	(174)	-	-	-	-
購入、発行及び決済	121	149	(1)	-	-
レベル3への / (からの)移行	(257)	46	6	(8)	-
2008年11月30日現在	674	298	14	(6)	(4,226)
2008年12月1日現在	674	298	14	(6)	(4,226)
実現利益 / (損失)	(134)	(33)	(4)	(2)	-
投資契約負債の純変動	-	-	-	-	(2,443)
報告日現在に保有している商品に関連する 未実現利益 / (損失)					
連結損益計算書上で計上	73	(23)	-	-	-
連結包括利益計算書上で計上	245	-	-	-	-
購入、発行及び決済	(84)	5	-	-	-
レベル3への / (からの)移行	(124)	(12)	(10)	6	-
2009年11月30日現在	650	235	-	(2)	(6,669)
2009年12月1日現在	650	235	-	(2)	(6,669)
実現利益 / (損失)	(13)	2	-	(1)	-
投資契約負債の純変動	-	-	-	-	(1,343)
報告日現在に保有している商品に関連する 未実現利益 / (損失)					
連結損益計算書上で計上	42	12	-	-	-
連結包括利益計算書上で計上	(5)	-	-	-	-
購入、発行及び決済	(26)	1	-	-	-
レベル3への / (からの)移行	141	19	-	-	-
2010年5月31日現在	789	269	-	(3)	(8,012)

当グループのレベル3の金融資産及び負債を売却することにより生じる実現利益及び損失は連結損益計算書に表示されている。

投資契約負債の公正価値の変動は、基礎となるマッチング資産のポートフォリオの変動によって相殺される。投資契約負債の変動の詳細については、注記27にて提供されている。

適用したモデルでは当初の取引価格を用いて調整されているため、当初認識時の公正価値と評価手法を用いて測定された金額の間には、差異は生じない。

活発な市場における市場価格が存在しないため、一部の未公開株投資は取得原価で測定されている。当該投資の残高は0米ドルである(2007年11月30日：1百万米ドル、2008年11月30日：0米ドル、2009年11月30日：0米ドル)。

24 その他の資産

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日現在	2008年 11月30日現在	2009年 11月30日現在	2010年 5月31日現在
前払金				
リース保有の土地のオペレーティング・リース	693	686	690	687
その他	44	44	51	47
未収投資収入	725	766	854	923
年金制度資産				
確定給付年金制度の剰余金(注記38)	-	3	5	6
合計	1,462	1,499	1,600	1,663

リース保有の土地のオペレーティング・リースに係る前払金以外の全ての金額は、当該報告期間の期末より12ヶ月以内に回収できる見込である。土地のオペレーティング・リースに係る前払金は下記のリース期間にわたって回収される見込みである。

「その他の資産」には、当グループのリース保有の土地における持分及び土地使用权に関連する以下の金額が含まれており、オペレーティング・リースに係る前払金として会計処理されている。

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日現在	2008年 11月30日現在	2009年 11月30日現在	2010年 5月31日現在
香港で保有している土地				
長期リース(50年超)	641	636	635	632
中期リース(10年以上50年以内)	-	-	-	-
短期リース(10年未満)	-	-	-	-
香港以外で保有しているリース				
自社所有の土地	-	-	-	-
長期リース(50年超)	50	48	53	53
中期リース(10年以上50年以内)	2	2	2	2
短期リース(10年未満)	-	-	-	-
合計	693	686	690	687

25 現金及び現金同等物

現金及び預金

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日現在	2008年 11月30日現在	2009年 11月30日現在	2010年 5月31日現在
現金	586	802	1,217	869
現金同等物	1,997	3,362	2,188	2,353
合計 ⁽¹⁾	2,583	4,164	3,405	3,222

注：(1) 現金及び現金同等物のうち、635百万米ドル(2007年11月30日：614百万米ドル、2008年11月30日：1,116百万米ドル、2009年11月30日：764百万米ドル)は投資関連契約を裏付けるために保有されている。現金及び現金同等物の残りはその他の保険契約者及び株主で構成されている。

現金は当座預金及び手許現金からなる。現金同等物は、取得時の満期が3ヶ月以内の銀行預金及びマネー・マーケット・ファンドからなる。したがって、これら全ての金額は報告期間後12ヶ月以内の実現すると予想されている。

26 保険契約負債

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
期首現在	46,960	57,161	52,158	63,255
評価保険料	8,758	9,676	8,522	4,485
死亡又はその他による解約で免除された負債及び関連費用	(4,161)	(6,180)	(4,639)	(2,643)
勘定残高からの控除手数料	(229)	(320)	(542)	(199)
利息の償却	1,871	1,948	2,080	1,176
為替の変動	2,171	(4,165)	4,005	5
保険契約者に帰属する資産価額の変動	1,264	(3,762)	2,082	157
売却目的で保有する処分グループの負債への振替	-	-	(57)	-
子会社の取得	-	-	281	-
子会社の売却	-	-	(657)	-
その他の変動	527	(2,200)	22	(455)
期末現在	57,161	52,158	63,255	65,781

保険契約負債には、投資関連契約に関する金額6,930百万米ドル(2007年11月30日：7,118百万米ドル、2008年11月30日：3,952百万米ドル、2009年11月30日：7,031百万米ドル)が含まれている。

事業の説明

以下の表は保険契約及び投資契約に係るキャッシュ・フローに影響を与える主要な変数を要約したものである。

契約の種類	重要な条件	給付金及び補償金の性質	契約に係る キャッシュ・ フローに影響 を与える要素	主要な 報告セグメント	
従来型のDPF付有配当型生命保険	有配当型ファンド	貯蓄要素のあるプロテクションを組み合わせた有配当型商品。死亡時又は満期時に支払われる基本保険金額は配当金によって増額する場合があります。その総額は資産及び負債の個別ファンドのパフォーマンスによって決まる。配当金の確定時期は保険会社の裁量によって決まる。保険契約者が配当金を受け取る最低の割合は、一般に現地の規則によって規定されている。	最低保証給付金は投資実績及びその他の検討事項に基づき増額する場合があります。	・投資パフォーマンス ・費用 ・死亡率 ・解約率	シンガポール、中国、マレーシア
	その他の有配当型保険契約	貯蓄要素のあるプロテクションを組み合わせた有配当型商品。死亡時又は満期時に支払われる基本保険金額は配当金によって増額する場合があります。その時期又は金額は、保険会社の裁量により投資実績等の要素を考慮して決定される。	最低保証給付金は投資実績及びその他の検討事項に基づき増額する場合があります。	・投資パフォーマンス ・費用 ・死亡率 ・解約率	香港、タイ、その他の市場
従来型無配当生命保険	死亡、満期、疾病又は障害時に支払われる給付金は固定額で保証されており、保険会社の裁量によるものではない。	保険契約で定義されている給付金は契約により算定され、投資パフォーマンス又は契約全体のパフォーマンスによる影響を受けない。	・死亡率 ・疾病率 ・失効率 ・費用	全て ⁽¹⁾	
傷害医療	当該商品は罹患又は疾病給付金を支払うものであり、医療、障害、重症疾患及び傷害をカバーする。	保険契約で定義されている給付金は契約により算定され、投資パフォーマンス又は契約全体のパフォーマンスによる影響を受けない。	・死亡率 ・疾病率 ・失効率 ・費用	全て ⁽¹⁾	
投資関連	投資関連契約は貯蓄とプロテクションとを組み合わせしており、保険契約の現金価値は統合ファンドの価額によって決まる。	給付金は統合ファンド及び死亡給付金の価額に基づいている。	・投資パフォーマンス ・失効率 ・費用 ・死亡率	全て ⁽¹⁾	
ユニバーサル生命保険	顧客が規定された範囲内で支払う変額保険料は、保険会社により設定された利率で発生する利息とともに勘定残高に積み立てられる。保険料は顧客それぞれの死亡給付金によっても異なる。	給付金は勘定残高及び死亡給付金に基づいている。	・投資パフォーマンス ・手数料率 ・失効率 ・費用 ・死亡率	全て ⁽¹⁾	

注：(1) 当グループの全社及びその他セグメント以外。

方法及び仮定

当期の利益及び株主資本が影響を受ける最も重要な項目は市場、保険及び失効リスクであり、これらは以下の表に示されている。間接的なエクスポージャーは、二次的な影響があることを示している。例えば、投資リスクを保険契約者が負担する場合(投資関連契約等)には、株主に帰属する当期利益は稼得する投資収入により直接的影響を受けないが、このような投資を運用することにより当グループが稼得する投資運用手数料を通じて二次的な影響を受ける。直接的エクスポージャーと間接的エクスポージャーとの区別は、これらの項目に対する感応度を示すためのものではない。直接的エクスポージャーが「ネット・ニュートラル」と表示されている場合、これは市

場及び信用リスクに対するエクスポージャーが、対応する保険契約負債の変動により相殺されていることによるものである。

市場及び信用リスク

契約の種類	直接的エクスポージャー		間接的エクスポージャー	重要な保険及び失効リスク
	保険契約及び投資契約負債	関連する投資ポートフォリオに係るリスク		
従来型のDPF 有配当型ファンド	<ul style="list-style-type: none"> 有配当型投資パフォーマンスに対する保険会社持分を除き、ネット・ニュートラル、 保証 	<ul style="list-style-type: none"> 有配当型投資パフォーマンスに対する保険会社持分を除き、ネット・ニュートラル、 保証 	<ul style="list-style-type: none"> 配当宣言により平滑化される投資パフォーマンス 	<ul style="list-style-type: none"> 継続率の将来配当に対する影響 死亡率
付有配当型生命保険 その他の有配当型保険契約	<ul style="list-style-type: none"> 有配当型投資パフォーマンスに対する保険会社持分を除き、ネット・ニュートラル、 保証 	<ul style="list-style-type: none"> 有配当型投資パフォーマンスに対する保険会社持分を除き、ネット・ニュートラル、 保証 	<ul style="list-style-type: none"> 投資パフォーマンス 	<ul style="list-style-type: none"> 継続率の将来配当に対する影響 死亡率
従来型の無配当型生命保険	<ul style="list-style-type: none"> 投資パフォーマンス 信用リスク 資産負債ミスマッチのリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 保証 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡率 継続率 疾病率
傷害医療	<ul style="list-style-type: none"> 損害率 資産負債ミスマッチのリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 投資パフォーマンス 信用リスク 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> 保険金の実績 疾病率 継続率
年金	<ul style="list-style-type: none"> ネット・ニュートラル 資産負債ミスマッチのリスク 	<ul style="list-style-type: none"> ネット・ニュートラル 	<ul style="list-style-type: none"> 投資運用手数料に関連したパフォーマンス 	<ul style="list-style-type: none"> 継続率
投資関連	<ul style="list-style-type: none"> ネット・ニュートラル 	<ul style="list-style-type: none"> ネット・ニュートラル 	<ul style="list-style-type: none"> 投資運用手数料に関連したパフォーマンス 	<ul style="list-style-type: none"> 継続率 死亡率
ユニバーサル生命保険	<ul style="list-style-type: none"> 保証 資産負債ミスマッチのリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 投資パフォーマンス 信用リスク 	<ul style="list-style-type: none"> 稼得率と保険契約者に対する手数料率とのブレッド 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡率 継続率 解約率

当グループはまた、事業に係る為替変動リスク、株主資本純額を表す資産に係る金利リスク、信用リスク及び株価リスク、並びに実際の費用が無配当型保険契約に係る保険契約及び投資契約保有者に対する請求可能額を超過する範囲で費用リスクにさらされている。当グループの保険数理評価モデルで適用されている費用の仮定は、事業規模の水準に変動のないことを想定している。

評価金利

2010年5月31日現在、従来型の保険契約で適用される評価金利の幅は地域、保険年度及び商品によって異なり、最初の20年間は以下の通りである。

香港	3.50% - 7.50%
タイ	2.60% - 9.00%
シンガポール	2.00% - 10.00%
マレーシア	3.70% - 8.90%
中国	2.75% - 7.00%
韓国	3.33% - 6.50%
フィリピン	4.40% - 9.20%
インドネシア	3.37% - 10.80%
ベトナム	5.07% - 12.25%
オーストラリア	3.83% - 7.11%
ニュージーランド	3.83% - 5.75%
台湾	1.75% - 6.50%

27 投資契約負債

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
期首現在	3,482	6,505	4,898	7,780
為替換算による影響	20	(33)	102	(17)
投資契約給付金	1,228	(2,047)	2,164	(117)
請求手数料	(222)	(174)	(326)	(116)
預かり金 / (引出し)純額及びその他の変動	1,997	647	942	482
期末現在	6,505	4,898	7,780	8,012

投資契約負債には投資関連負債に関する6,810百万米ドル(2007年11月30日：5,926百万米ドル、2008年11月30日：4,226百万米ドル、2009年11月30日：6,669百万米ドル)が含まれている。

28 仮定及び見積りの変更による影響

以下の表は、DPF付保険契約及び投資契約について、主要な変数に対する仮定の感応度を示している。この開示では、負債及び再保険等の関連資産、並びに繰延獲得費用による影響のみが考慮されており、当該負債を裏付ける金融資産の公正価値の変動による相殺は考慮されていない。

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日 現在	2008年 11月30日 現在	2009年 11月30日 現在	2010年 5月31日 現在
保険契約負債、資本及び税引前利益の (増加) / 減少				
金利+0.5%	7	7	4	5
金利-0.5%	(8)	(7)	(4)	(5)
費用+10%	(1)	(3)	(2)	(1)
死亡率+10%	(5)	(8)	(10)	(11)
失効率+5%	(19)	(21)	(12)	(18)

従来型生命保険契約(DPF付投資契約を含む)に係る将来の給付金は、負債十分性テストにおいて不足が生じない限り、契約開始日に設定された最善の見積りによる仮定を参照し平準純保険料方式による評価法を使用して算定される。表示されている感応度は負債十分性調整を誘発しないと考えられるため、従来型生命保険負債の帳簿価額に対する上記仮定の感応度による影響はない。表示期間において、当グループの従来型生命保険商品における仮定及び見積りの変更による影響はなかった。

ユニバーサル生命保険商品及び投資関連契約等、金利に感応する保険契約について、死亡率、継続率、費用、将来の投資損益及び将来の手数料率を含め、仮定は報告日ごとになされる。

DPF付保険契約及び投資契約の評価において、仮定の変更による影響は、7百万米ドルの利益の増加(2007年11月30日：17百万米ドル、2008年11月30日:(11)百万米ドル、2009年11月30日：(86)百万米ドル)であった。

29 借入金

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日 現在	2008年 11月30日 現在	2009年 11月30日 現在	2010年 5月31日 現在
銀行借入金	546	548	549	495
銀行当座借越	71	88	85	133
AIG傘下の兄弟会社からの借入金	812	20	50	50
その他の借入金	32	5	4	4
合計	1,461	661	688	682

2010年5月31日現在の帳簿価額が757百万米ドル(2007年11月30日：755百万米ドル、2008年11月30日：751百万米ドル、2009年11月30日：758百万米ドル)で2010年5月31日現在の公正価値が1,309百万米ドル(2007年11月30日：1,101百万米ドル、2008年11月30日：1,107百万米ドル、2009年11月30日：1,315百万米ドル)の資産並びに帳簿価額が54百万米ドル(2007年11月30日：26百万米ドル、2008年11月30日：41百万米ドル、2009年11月30日：75百万米ドル)の現金及び現金同等物は、上記に銀行借入金として開示されている金額に関する担保として提供されている。借入利率は、要求払いの特定の関連当事者借入金を除き、市場利率を反映している。借入金の支払利息は注記9に記載されている。借入金の利率及び満期についての詳細情報は注記37に表示されている。

30 有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務

当グループは、第三者及び関連当事者の両者に有価証券を貸し付ける、有価証券貸付契約を締結している。さらに、当グループは、特定日に有価証券を買戻す条件付きで第三者へ有価証券を売却する、買戻契約を締結している。

これらの契約に関連する有価証券は、当グループの連結財政状態計算書において認識が中止されず、適切な金融資産の分類において保有される。以下の表は各期間の期末現在において、有価証券貸付又は買戻契約が締結されている金融投資に含まれている金額を示している。

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日 現在	2008年 11月30日 現在	2009年 11月30日 現在	2010年 5月31日 現在
負債証券：				
買戻契約	1,620	831	315	1,019
有価証券貸付				
関連当事者	1,231	578	-	-
その他	2,446	1,691	-	-
合計	5,297	3,100	315	1,019

担保

一般に、当グループは貸付有価証券の公正価値の100%を超える担保(通常現金又は負債証券からなる)を全ての借手から受取っていた。2009年度及び2008年度には、借手は貸付有価証券の公正価値の100%に相当する担保を提供していなかったが、当グループの最終的な親会社が、貸付取引を完全に保証するための追加担保を提供していた。

有価証券貸付による受取担保又は買戻契約による受取対価は、通常、現金又は負債証券からなる。現金の形式で受領した担保は法的には当グループから分離されておらず、資産として連結財政状態計算書に認識され、払戻しに係る対応負債が同時に認識される。

受領した非現金担保は連結財政状態計算書に認識されないが、不履行事象なしに当グループが当該資産を売却又は再担保提供する場合には、当該担保返却義務が負債として認識される。

有価証券貸付契約による非現金受取担保の公正価値、及び不履行事象なしに当グループが売却又は再担保提供できる金額が以下の表に開示されている。

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日 現在	2008年 11月30日 現在	2009年 11月30日 現在	2010年 5月31日 現在
負債証券				
関連当事者	-	390	-	-
その他	-	-	-	-
合計	-	390	-	-
担保提供 / 売却可能な担保	-	-	-	-

不履行事象なしに実際に売却又は再担保提供された担保の価額は全ての期間においてなかった。

有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務の内訳は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日 現在	2008年 11月30日 現在	2009年 11月30日 現在	2010年 5月31日 現在
有価証券貸付				
関連当事者	1,291	657	-	-
その他	2,523	1,306	-	-
買戻契約	1,581	755	284	670
合計	5,395	2,718	284	670

2008年11月10日に、当グループはAIGファンディング・インク(以下「AIGF」という。)と契約を締結しており、これにより当グループは、AIGセキュリティーズ・レンディング(アイルランド)リミテッド(以下「AIGSL」という。)が仲介した貸付有価証券ポートフォリオに関して、現金担保を有価証券の借手に払戻すために、AIGFから借り入れを行うことができる。

当グループに代わって保有されている担保投資勘定に、第三者借手に対する当グループの返済義務を履行するための十分な現金がない場合に限って、当グループはこの借入枠を利用することができた。

契約条項に基づき、借入金残高には、3ヶ月物米ドルLIBOR-BBAに1%を加えた年率にて利息が発生する。この契約の両当事者とも、契約相手に対する30営業日前の書面による通知をもって、いつでも解約が可能である。

当グループはこの契約による引き出しを行っていない。2009年11月30日付けで、当グループは、AIGSLが当グループに代わって追加貸付を行う権利を終了させた。当該プログラムに基づく貸付残高はなかったため、当グループはこの契約に基づく引き出しはできなくなった。2010年3月5日及び2010年4月26日付けで、AIA及びAIAバミュダがそれぞれ契約を解除している。

31 金融資産の減損

金融資産の減損

当グループの会計方針に準拠して、売却可能有価証券並びに貸付金及び債権について減損の見直しが実施された。

売却可能負債証券

2010年5月31日までの期間に、売却可能負債証券に関して減損1百万米ドル(2007年11月30日に終了した事業年度：0米ドル、2008年11月30日に終了した事業年度：142百万米ドル、2009年11月30日に終了した事業年度：67百万米ドル、2009年5月31日に終了した6ヶ月間(未監査)：31百万米ドル)が認識された。

2010年5月31日現在で個別に減損が認識されている売却可能負債証券の帳簿価額は66百万米ドル(2009年11月30日：95百万米ドル、2008年11月30日：81百万米ドル、2007年11月30日：0米ドル)である。

貸付金及び債権

貸付金及び債権についての当グループの主な潜在的信用リスク・エクスポージャーは、保険契約者貸付並びに住宅用及び商業用不動産に係るモーゲージ・ローンのポートフォリオ(詳細については注記21金融投資を参照)について発生する。保険契約者貸付については、経過利息込みの利息を含んだ保険契約に係る債務額合計が現金による解約払戻金を超える場合、当該保険契約は終了し無効となるため、当グループの信用エクスポージャーは軽減されている。当グループは、保険契約者貸付の対象である全ての保険契約について第一抵当権を有している。

2010年5月31日現在で個別に減損が確認されている貸付金及び債権の帳簿価額は30百万米ドル(2009年11月30日：32百万米ドル、2008年11月30日：30百万米ドル、2007年11月30日：30百万米ドル)である。

当グループは、自らオリジネートした住宅用及び商業用モーゲージ・ローンのポートフォリオを有している。当該ローンの期日が経過した場合には、過去の不履行状況に基づき、個別引当金が一般引当金とともに計上される。保険債権は短期の性質を持ち、支払いを受けていない場合には保障は提供されない。全ての受取債権の期限が1年以内であり、支払いを受けていない場合には保障が中止されるため、回収状況は提示されていない。

32 引当金

(単位：百万米ドル)

	従業員給付	その他	合計
2006年12月1日現在	50	85	135
連結損益計算書計上額	11	4	15
為替換算差額	1	1	2
当期利用額	(7)	(3)	(10)
2007年11月30日現在	55	87	142
連結損益計算書計上額	11	31	42
為替換算差額	(10)	(3)	(13)
当期利用額	(3)	(2)	(5)
2008年11月30日現在	53	113	166
連結損益計算書計上額 ⁽¹⁾	16	131	147
子会社の取得に関連して発生	-	30	30
為替換算差額	3	9	12
支払額	(2)	-	(2)
当期利用額	-	(73)	(73)
2009年11月30日現在	70	210	280
連結損益計算書計上額 ⁽¹⁾	7	28	35
為替換算差額	1	(1)	-
当期戻入額	-	(18)	(18)
当期利用額	(5)	(104)	(109)
2010年5月31日現在	73	115	188

注：(1) 「その他」として2010年5月31日に終了した6ヶ月間に連結損益計算書に計上された引当金のうち、18百万米ドル(2009年11月30日に終了した事業年度：89百万米ドル、2008年11月30日に終了した事業年度：10百万米ドル、2009年5月31日に終了した6ヶ月間(未監査)：25百万米ドル)は事業再編及び分離費用に対する引当金に関連している。

従業員退職後給付に対する引当金の詳細については注記38に記載されている。

その他の引当金

その他の引当金は規制事項、訴訟、再編成及び事業再編に対する引当金からなる。その他の引当金は多様な事項について計上され、またそれらの事項は偶発的であるため、当グループは引当金の利用が予想される期間について正確に評価することができない。

33 その他の負債

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日 現在	2008年 11月30日 現在	2009年 11月30日 現在	2010年 5月31日 現在
買掛金及びその他の債務	1,389	1,082	1,162	1,054
連結投資ファンドにおける第三者持分	720	398	397	440
投資購入に係る債務	84	72	396	510
再保険債務	101	35	57	79
合計	2,294	1,587	2,012	2,083

連結投資ファンドにおける第三者持分は、連結投資ファンドにおける受益証券を保有する第三者の持分からなり、現金と交換で当グループに戻すことが可能であるため負債として反映されている。

買掛金及びその他の債務は全て、報告期間の期末後12ヶ月以内に決済されることが見込まれている。投資ファンドにおける第三者持分の実現については、当該持分が保険契約及び投資契約負債を裏付けるために保有されている連結投資ファンドにおける受益証券の第三者持分を示していること、また市場リスク及び第三者投資家の行動により影響を受けることから、正確に予測できない。

34 株式資本及び準備金

株式資本

	2007年 11月30日 現在		2008年 11月30日 現在		2009年 11月30日 現在		2010年 5月31日 現在	
	百万株	百万 米ドル	百万株	百万 米ドル	百万株	百万 米ドル	百万株	百万 米ドル
授権済								
額面1米ドル普通株式	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済及び全額払込済								
報告期間の期首現在	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
期中発行株式	-	-	-	-	-	-	44	44
報告期間の期末現在	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,044	12,044
発行予定株式	-	-	-	-	44	44	-	-
資本剰余金		1,914		1,914		1,914		1,914

株式オプション制度に基づき期中に発行された株式はなかった。当社及びその子会社は報告期間において、当社の発行済株式資本の購入、売却又は買戻しを行っていない。資本準備金1,914百万米ドルは、当社による取得時点での当グループの正味帳簿価額13,958百万米ドルと発行済株式資本の額面価額12,044百万米ドルとの差額を表わしている。

準備金

公正価値準備金

公正価値準備金には、報告期間の期末現在保有している売却可能有価証券の公正価値の純変動累積額が含まれている。

為替換算準備金

為替換算準備金には、在外事業体の財務書類の換算から発生する全ての為替換算差額が含まれている。

その他の準備金

その他の準備金には、共通支配下における企業結合の会計処理及び株式に基づく報酬による影響が含まれている。

2010年5月31日現在、当社は分配可能準備金を有していない。

35 非支配持分

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日 現在	2008年 11月30日 現在	2009年 11月30日 現在	2010年 5月31日 現在
子会社の株式持分	6	6	51	52
損益持分	35	25	-	6
その他の準備金持分	10	(21)	-	2
合計	51	10	51	60

36 当グループの資本構造

資本管理の目的、方針及びプロセス

当グループの資本管理の目的は、常に自己資本規制を満たし、信用格付の目標を維持しつつ、事業の進展をサポートするための強固な資本基盤を維持することに重点を置いている。当グループは使用自己資本の水準が株主還元額へ与える影響を認識し、適切なバランスを維持することを目指している。

当グループの資本管理機能は、当グループの資本に関連する全ての活動を監視し、経営陣の資本に関する決定を円滑にする。資本管理機能は、資産・負債管理のエクスポージャー、資産・負債に関する提案及び戦略的資産配分に関する決定に関与している。また、規制当局及び格付機関と積極的な対話を行い関係を維持するなど、資本及び支払能力を継続して積極的に管理している。当グループはまた、資本及び配当金に関する方針及び計画が当グループの規定した指針の範囲内で実施されていることを確認するために、資本管理フレームワークを予算プロセスに組み込んでいる。

外部から課された自己資本規制

当グループは規制当局の支払能力及び自己資本比率基準に準拠している。当グループのAIA及びAIAバミューダレベルでの主要な保険規制当局である香港保険業監理処(以下「HK OCI」という。)は、AIA及びAIAバミューダが香港保険業条例のソルベンシー・マージン要件を満たすことを求めている。香港保険業条例は(いくつかの事項の中でも特に)、保険業者が香港において又は香港を起点として保険業を行うための承認を得る上での最低ソルベンシー・マージン要件を定めている。HK OCIは、AIA及びAIAバミューダが、求められる最低ソルベンシー・マージン以上の資産の負債超過額を維持することを求めている。最低ソルベンシー・マージンとして香港保険業条例に基づき要求されている金額は、当該金額の100%として算出及び処理され得る。HK OCIによりAIA及びAIAバミューダが維持するよう求められている資産の負債超過額は、当該金額の150%以上である。

また、当グループの個々の支店及び子会社も、その支店及び子会社が所在する法域における政府当局の監督を受ける。当グループを監督する様々な規制当局は、当グループのソルベンシー・マージンのポジションを積極的に監視している。AIA及びAIAバミューダは、その監査済年次決算報告書に基づき、ソルベンシー・マージンのポジションに関する年次報告書をHK OCIへ提出しており、当グループの他の事業部門も同様の年次報告書をそれぞれの地域の規制当局へ提出している。

当グループの配当金及びその他の債務の支払能力は、事業子会社及び支店からの配当金及びその他の支払いに左右され、それらは契約、規則及びその他の制限に従っている。当グループの個々の支店及び子会社を監督する様々な規制当局は、規制対象の子会社及び支店がAIAへ配当金又はそ

の他の配当金及び支払金を支払う能力について、追加の制限を課す裁量権を有している。これには、事業部門が維持するよう求められるソルベンシー・マージンの引上げが含まれる。

当社の子会社及び支店による配当金並びにその他の配当金及び支払金の支払いは、関連する保険、為替及び税金等の法規則による規制の対象となっている。特定の配当金、配当金及びその他の支払いに係る金額及び時期については、規制当局の承認が必要となる。特に、AIAから当社への配当金、配当金及びその他の支払金の支払いは香港保険業監理処の監督を受けなければならない。また、特にタイにおいては、AIAタイ支店から香港の本社への送金を含め、余剰資本の送金にはタイ保険業管理局の合意が必要である。また、一般に規制当局は規制対象の子会社及び支店による配当金又はその他の配当金及び支払金の支払いが関連する保険契約者及び契約保有者の利益に反するものであると判断した場合、かかる支払いを禁止する場合がある。

当グループ特有の資本及び規制上の命令

注記44に記載のAIG事由発生後に、当グループを監督する一部の監督機関は、支店及び子会社の一部に対し追加の要件又は制限を課した。これらの要件又は制限は、関連する監督機関の判断で修正又は取消しされる。現時点では、以下に要約されている要件及び制限が効力を有している。

香港保険業監理処

AIA又はAIAバミューダの各社（適当であればこれらの支店全てを含む。）に対して下記の事項を要求する2008年9月17日付の書簡（以下「第35条命令」という。）が、HK OCIよりAIA及びAIAバミューダ各社に対して交付された。

- (1) 全ての保険事業及び「特定の者」（支店、取締役、統括者、株主及び関連会社又はグループ会社が含まれるが、これらに限らない。）との全ての取引を、一般的な取引条件に基づいて行うこと。
- (2) AIA又はAIAバミューダは、HK OCIから最初に書面による同意を得ずに、特定の者に対して預け入れ又は資産の移転を行わず（通常の保険取引の場合を除く。）、又は経済支援を提供しないこと。
- (3) 保険契約者又は潜在的保険契約者の利益をリスクにさらすおそれのある状況について、実務上可能な限り速やかにHK OCIに報告すること。

第35条命令は、とりわけAIA及びAIAバミューダが特定の者との間で資本関連取引を行う能力を制限する。したがって、第35条命令は、AIA及びAIAバミューダが、HK OCIから最初に書面による同意を得ずに、親会社に配当金を支払う能力を制限し、また関係会社間サービス手数料の支払等、特定の者との間で関係会社間取引を行う能力を制限する。

さらに、香港保険局は、AIA及びAIAバミューダに対する2008年9月18日付の書簡により、AIA及びAIAバミューダが、香港保険局から最初に書面による同意を得ずに、両社の株主総会又は両社の親会社の株主総会で議決権の15%以上を行使する新たな統括者を就任させないように要求している。

保険局は、2010年〔未定〕付の書簡により、下記の約束を考慮して、香港証券取引所におけるAIAグループ・リミテッド株式の取引の初日に、第35条命令を撤回する旨を当社に通知している。

AIGは、保険局に対し、第35条命令の撤回日を効力発生日として、且つAIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの発行済株式資本の10%を超える法定又は実質的持分を保有する（又はAIGが直接的若しくは間接的にAIAグループ・リミテッドの株主総会において議決権の10%以上を行使し若しくは行使を支配する権利を有する）限り、AIGは確実に以下の通りにする

ことを約束した（保険局の書面による事前の同意を得た場合を除く。）。

- () AIGの支配下にあるAIGグループのメンバーであって、AIG保有のAIAグループ・リミテッド持分を保有する者は、AIAグループ・リミテッド株主への配当金の分配を承認するためのAIAグループ・リミテッドの株主投票において、投票を放棄すること。
- () AIGは、直接的若しくは間接的にも、又はAIGの支配下にあるAIGグループのメンバーを通じて、(a)AIAグループのメンバーからの預け入れを受け付けず、(b)(x)一般的な保険取引又は約束（その更新を含む。）の日付現在有効な一般的な取引条件に基づく取決め、及び(y)AIAグループ・リミテッドのその他の株主から承認されたAIAグループ・リミテッド株主への配当金の分配を除き、AIAグループのメンバーから移転される資産の受領者とならず、又は(c)AIAグループのメンバーからの経済支援（すなわち、信用供与、融資、保証の提供又は融資保証）を受け入れないこと。

また、AIAグループ・リミテッドは、保険局に対して、下記の事項を約束した。

- () AIAグループ・リミテッドは、(a)AIA及びAIAバミューダが、個々の保険会社ベース及びAIA / AIAバミューダ連結ベースの両方において、150%以上のソルベンシー・マージン比率を常に維持すること、(b)AIAグループ・リミテッドが、AIA又はAIAバミューダのいずれから、AIA又はAIAバミューダのソルベンシー・マージンを150%未満とするような資本の引き上げ又は資金若しくは資産の移転を行わないこと（但し、いずれかの場合において、保険局の書面による事前の同意を得た場合を除く。）、及び(c) AIA又はAIAバミューダのいずれかのソルベンシー比率が150%未満となった場合、AIAグループ・リミテッドが、保険局が受諾可能な方法で、可能な限り速やかに当該ソルベンシー比率を最低150%まで回復させるための対策を講じることを保証する。
- () AIAグループ・リミテッドは、AIGが直接的又は間接的にAIAグループ・リミテッドの発行済株式資本のうち10%を超える法的又は実質的持分を保有する（又はAIGが直接的若しくは間接的にAIAグループ・リミテッドの株主総会において議決権の10%以上を行使し若しくは行使を支配する権利を有する）限り、AIA及びAIAバミューダが、保険局から最初に書面による同意を得ずに、(a)AIAグループのメンバーからの預金を、AIG及び / 又はAIGの支配下にあるAIGグループのメンバー（AIAグループ・リミテッド、その子会社及び支店を除く。）に預金しないこと、(b)一般的な保険取引又は約束（その更新を含む。）の日付現在有効な一般的な取引条件に基づく取決めを除き、AIG及び / 又はAIGの支配下にあるAIGグループのメンバー（AIAグループ・リミテッド、その子会社及び支店を除く。）に資産を移転しないこと、又は(c)AIG及び / 又はAIGの支配下にあるAIGグループのメンバー（AIAグループ・リミテッド、その子会社及び支店を除く。）に経済支援を提供しないことを保証する。
- () AIAグループ・リミテッドは、AIAグループが保険局の監督に服すること及びAIAグループ・リミテッドがICO第8条(2)に基づく統括者の「適切且つ相当」な基準に関する保険局のガイダンスの継続的な遵守を義務付けられることを確認する、保険局からAIAグループ・リミテッドへの2010年[未定]付の書簡に述べるガイダンスを遵守する。これらの基準は、持株会社の財源の十分性；持株会社が自ら管理する保険会社を対象とした事業計画の実現可能性；持株会社の法律上、経営上及び運営上の構造の明瞭性；他の持株会社又は管理する主要子会社の詳細；持株会社、その取締役又は統括者が管財人の管理下、行政管理下、清算中又はその他同様の手続中にあるか否か；グループのコーポレート・ガバナンスの健全性；グループのリスク管理の枠組の健全性；適用ある法令、規則及び規制を遵守した管理を行うための、持株会社が自ら管理する保険会社からの情報の受領；持株会社が自ら管理する保険会社の監督及び運営管理における役割等である。
- () AIAグループ・リミテッドは、上記()に述べるガイダンスの全ての強化又は改善、及び保険局が随時公表する行政措置若しくは保険局がICOに従って定める可能性のある要件、ICOに基づく規制又は保険局が随時公表するガイダンス・ノートを履行する。

シンガポール通貨監督庁

2008年10月以降、シンガポール通貨監督庁（以下「MAS」という。）は、AIAシンガポール支店（以下「AIAS」という。）に対し、引き上げ後の自己資本比率基準を遵守するよう明記した特定の指示書を発行している。また、当該指示書では、一定の資産（土地又は建物を含む。）の移転又は処分並びに資金調達及び保証の取決めを含む一定の取引について、MASによる事前の同意を得なければならないことを定めている。また、当該指示書は、AIASに対し、一定の追加報告義務を課している。規制対象事業体として、AIAはMASと様々な事項を議論している。AIAグループ・リミテッド株式が香港証券取引所に上場した後の指示書の撤回に関連するMASとの議論は、AIASが予測可能な将来においてAIAの現地設立子会社になる意向であることについてMASが一層の心証を得ていることから、AIAにとって有利なものとなっている。

バミューダ金融庁

2010年8月2日、バミューダ金融庁（以下「BMA」という。）とAIAバミューダは書簡契約を締結した。

書簡契約において、AIAバミューダは以下を約束している。

- (1) 総額15,000,000米ドル以上の一括払い又は複数回払いによる通常の業務過程外のアウトペイメント取引（単一取引又は事項に関連するAIAバミューダからの支払又は資産移転）を実施する前にBMAから事前の承認を受けるようにすること。
- (2) 総額15,000,000米ドル未満の通常の業務過程外のアウトペイメント取引を実施する前にBMAに通知すること（BMAは追加情報を要求する場合があります、当該追加情報の受領後72時間以内に書面により異議を申し立てる。）。
- (3) () 1取引当たり1,000,000米ドルを超える又は1日当たり総額が1,000,000米ドルを超えるファンド組成地でない法域へのAIAバミューダからの移転について（AIAバミューダ内又はAIAバミューダの支店内の異なる法域間の移転を含む。）
() 15,000,000米ドルを超える流入又は流出取引について、() AIAバミューダの法定資本金及び剰余金合計の10%以上の影響を及ぼす全ての事項について、BMAに日次報告を行うこと。

書簡契約に基づくAIAバミューダの義務は、AIAバミューダの持分の過半数が第三取得者に対し売却、移転又は譲渡された場合には消滅する。当グループは、当グループの計画中のIPOに関連してこの書簡契約に基づくAIAバミューダの義務を撤回することについて、BMAと協議中である。

中国保険業監督管理委員会

中国保険業監督管理委員会（以下「CIRC」という。）が発行した通知により、AIA上海支店、広東支店、江蘇支店、北京支店、深セン支店、蘇州中央出張所、東莞出張所及び江門出張所は以下を求められている。

- (1) 解約の可能性及び流動性リスクに充てるための十分な資金を維持し、流動性を日次ベースで監視する。
- (2) (a) 通常の業務過程外ではモーゲージや保証契約を締結せず、信用状を発行せず、またいかなる債務も負担しないことで、(b) 中華人民共和国外に資産又は資金を移転しない

ことで、(c)再保険取引を含むAIGとの関連取引についてCIRCによる承認を得ることで(資本又は資産の中華人民共和国外への流出を防ぐため)、資本の安定性を強化する。

当グループは、これらの命令を可能な限り速やかに撤回するため、相互に受け入れ可能な予定表の作成についてCIRCと協議中である。

その他の命令

香港の強制退職積立金制度管理局、並びに台湾、ブルネイ及びベトナムの監督機関からも当グループに対する通知が発行されている。これらの通知に従い、監督機関に対して定期的な更新を行うことを要し、また資産の移転又は関連当事者との取引を行う実施に先立ち一定の監督機関の合意を得なければならない。

当グループの資本ポジション

当グループは「資本」を、香港保険業条例に準拠して測定される資産の負債超過額と定義している。当グループは、「使用可能資本合計」を、保険業条例に準拠して測定される資産の負債超過額と定義しており、また「必要資本」を、保険業条例に準拠して計算される最低必要ソルベンシー・マージン比率と定義している。ソルベンシー・マージン比率は必要資本に対する使用可能資本合計の割合である。2008年度及び2009年度に実施された多くの取引は当グループのソルベンシー・ポジションを強化した。とりわけ2009年2月28日付で、AIAバミューダ及びAIAオーストラリアがAIAの子会社となり、2009年11月3日には当グループはフィラムライフを取得している。

2009年1月に、HK OCIは、世界的な資本市場におけるボラティリティが前例のない水準となり、金利が低下したことを踏まえて、香港の全ての規制対象長期及び複合保険会社に対して、一時的な救済措置を導入した。これらの措置は2008年度から2010年度に実施され、その後見直しが行われる。

当グループの2つの主要な事業会社の、2007、2008年及び2009年11月30日現在並びに2010年5月31日現在の資本ポジションは以下の通りである。

(単位：百万米ドル)

	2007年11月30日現在			2008年11月30日現在		
	使用可能 資本合計	必要資本	ソルベンシー ・マージン比 率(%)	使用可能 資本合計	必要資本	ソルベンシー ・マージン比 率(%)
AIA	2,551	1,357	188%	2,751	1,316	209%
AIAバミューダ	2,519	648	389%	1,469	684	215%
	2009年11月30日現在			2010年5月31日現在		
	使用可能 資本合計	必要資本	ソルベンシー ・マージン比 率(%)	使用可能 資本合計	必要資本	ソルベンシー ・マージン比 率(%)
AIA	4,811	1,547	311%	5,185	1,664	312%

AIAバミューダ	2,742	911	301%	3,120	923	338%
----------	-------	-----	------	-------	-----	------

[次へ](#)

37 リスク管理

リスク管理フレームワーク

リスクを管理しながら引受けることは当グループの保険事業モデルにとって不可欠である。当グループのリスク管理フレームワークは、当グループが直面するリスクを、除去するのではなく効果的に管理することを目標としている。

当グループの中心的なリスク管理フレームワークでは、全ての事業において組織が直面する主要なリスクを識別、評価及び管理するためのプロセスを確立することを求めている。このリスク管理フレームワークは近年発展しており、現在では戦略、経営及び金融リスクの監視と管理に関して明確な監督と責任割当てのある確立されたリスク・ガバナンス構造を包含している。

保険及び金融リスク・エクスポージャー

保険グループとして、当グループは幅広い保険及び金融リスクにさらされている。当グループは、既存及び新たなリスクの両方を考慮し、対処できるよう経営プロセス及び管理に組み込まれた一貫したリスク管理哲学を適用している。

以下のセクションは、当グループの主要なリスク・エクスポージャー並びにこれらのリスク・エクスポージャーの管理に当グループが用いる主要な方針及びプロセスを要約したものである。

保険リスク

当グループは保険リスクを、以下のリスクの要素が組み合わさったものとみなしている。

- ・ 不十分又は不適切な商品設計
- ・ 不適切な保険引受業務又は保険契約の価格設定
- ・ 失効リスク
- ・ 保険金の変動性

過去の経験上、同様の保険契約のポートフォリオが大きいほど、予期される結果の相対変動は小さくなるのが分かっている。当グループは引受ける保険リスクの種類を分散し、予期される結果の変動性を軽減するためにリスクの母集団を十分に拡大することで、保険引受戦略を発展させてきた。

商品設計リスク

商品設計リスクとは、商品設計及び価格設定における潜在的欠陥を指す。当グループは、保険数理及び保険引受業務などの地域及びグループレベルの機能部門による見直しと承認を発売前に完了させることで商品設計リスクを管理している。これらの部門は豊富な経験を有し、商品設計の潜在的欠陥を識別するための独自の専門知識を発展させてきた。

当グループでは、有効な保険及び新規の引受けにおけるリスクを最低限に抑えるため、数理計算上の管理サイクルの各パートを積極的に管理することに重点を置いている。当グループの長期保険契約の大部分は事実上は有配当型であり、当グループは市況を反映して配当金を調整する能力を有している。これにより、長期保険契約の期間中に発生する可能性のある環境の変化(特に投資

収益)に対する当グループのエクスポージャーは軽減される。

価格設定及び保険引受リスク

価格設定及び保険引受リスクとは、保険契約に関連する収益が、当該契約により発生する将来債務を履行するのに十分でない可能性を指す。

当グループは、グループ全体の保険引受指針に基づき価格設定及び保険引受リスクを管理している。各事業部門は、当グループの保険引受戦略に基づきリスクの見直しと選択を行う保険引受けの専門家チームを有している。複雑で大規模な保険リスクに関しては、第2段階の保険引受けの見直し作業がグループレベルで実施される。例外には必ず特定の承認が必要とされ、個々のリスク管理行動が適用される場合もある。

当グループは新たな事業分野、商品及び地域に参入する場合、商品価格設定の専門知識を得るために、特定の状況下で、再保険を活用する場合がある。再保険はまた、限定的に保険リスクの集中の管理にも利用される。しかし、当グループの地域的分布及び商品ポートフォリオの幅広さによりリスクは自然に分散されており、保険リスクの集中が発生する程度は低くなっている。

保険金リスク

保険金リスクとは、保険契約から発生する保険金請求の頻度及び重大性が、保険引受時に予想した水準を上回る可能性を指す。死亡及び重症疾患の診断が保険対象リスクとなる保険契約では、全体的な保険金請求の頻度を高める最大の要因は疫病(AIDS、SARS又はその他の伝染性疾患)、若しくは広範囲に及ぶ生活様式の変化により、予測よりも早く多数の保険金請求が発生することである。保険金請求の頻度と重大性に影響を与えるその他の要因には以下のものがある。

- ・ 傷害契約における保険リスクは経済状況の影響を受ける。不況及び失業により障害給付の請求件数は増加し、障害の治癒率は減少する傾向にある。
- ・ 入院契約における保険リスクは医療費及び医療技術の影響を受ける。
- ・ 事故補償契約における保険リスクはより予測不能であり、職業により異なる。

当グループは死亡率及び疾病率の実績を定期的に見直し、これらが再保険の必要性並びに商品設計及び価格設定に与える影響を検討することで保険金リスクの軽減を目指している。これらの見直しは、その他の実績調査、業績及び経済見通しのデータと共に、新規の商品設計及び保有契約の管理に組み込まれており、首尾一貫した保険リスク管理戦略を実現する上で、当グループの規模、実績及び経験が役立っていることが明らかである。

それぞれの限度を超える死亡率及び疾病率リスクは、当グループの保険金の変動性を軽減するために出再される。

失効リスク

失効リスクとは、発生した獲得費用が将来の収益により回収されない可能性のある、契約の早期解約により金融損失が発生する可能性を指す。

当グループは継続率の実績に関して定期的な調査を実施している。その結果は新規及び保有契約の管理に取り入れられる。商品価格設定管理の一部を構成する目標回収期間により、当グループにおける失効リスク・エクスポージャーの監視が可能となる。一部の商品には解約手数料が含まれており、当社は保険契約者による早期解約に関して追加料金を請求することができるため失効リスク・エクスポージャーが軽減されている。

保険リスクの集中

保険リスクの集中とは、当グループの地域別又は商品種類別のポートフォリオのいずれかにおける分散化の欠如により発生する重要な金融損失の可能性を指す。ウイルス性の流行病などの特定の事象により、死亡率又は疾病率が上昇し、地域的集中が見られる可能性がある。

当グループはアジア全体で広く展開しており、これらの個別の市場のいずれか1つに業績が大きく依存しているわけではない。この幅広さにより保険及びその他のリスク(政治リスクなど)の地域的集中が自然に分散されている。しかし、当グループのアジアにおけるエクスポージャーを考慮すると、当グループは全世界で展開する保険グループに比べ、アジアで発生する流行病に対して、より大きなリスクにさらされている可能性がある。

当グループの主たる事業は長期保険及び投資事業であるものの、当グループは定期保険、傷害医療保険、有配当型保険、年金保険及び投資関連契約などの様々な商品を取り揃えている。これらはリスク・カバレッジの範囲と性質が異なるため、死亡率又は疾病率のリスクの集中に対するエクスポージャーが軽減されている。例えば、一部の年金商品については、保険対象リスクは年金受給者の生存であるが、一方で定期保険の保険対象リスクは保険契約者の死亡である。

当グループは歴史が長く規模も大きいため、保険リスクの評価及び価格設定に役立つ相当量の実績データが累積している。当グループの資本ポジションと、収益性の高い商品ポートフォリオ及び分散化された地域展開により、経営陣は、引受けた保険リスクの大部分を(出再するのではなく)保有するという判断を下している。

リスクの集中は、商品売上及び保有保険の規模を商品種類別に監視することを通じて、各市場において管理される。また財務報告、価格設定及び当グループの再保険の必要性の評価に使用するため、死亡率及び疾病率における変動の影響を算定するための数理計算上の分析も実施される。

信用リスク

信用リスクは、借り手及び取引相手の債務不履行により、また信用力の低下による金融商品の価値の下落により生じる金融損失の可能性により発生する。当グループが信用リスクにさらされる主要な分野には、以下に関する返済リスクがある。

- ・ 現金及び現金同等物
- ・ 負債証券に対する投資
- ・ 貸付金及び債権(保険債権を含む)
- ・ 再保険債権

当グループにおける政府債の地域別の集中は注記21に開示されている。

当グループは、市況、業界固有の状況、会社のキャッシュ・フロー及び担保の質など、様々な要因を考慮する信用分析プロセスを実施している。当グループは監視プログラムを実施しており、あらゆる信用問題を予測するために当グループの信用分析チームが債務者の状況を定期的に見直している。

国際投資のエクスポージャーは、信用リスク管理委員会による個々の国別取引相手リスクの制限割当を通じて管理されている。

当グループは、当グループと関係のない単一の外部の再保険会社又は再保険グループについて、信用エクスポージャーを監視している。

貸付金及び債権、負債証券並びに現金及び現金同等物に関する信用リスクの最大エクスポージャーとは、連結財政状態計算書における引当金を控除した帳簿価額である。

市場リスク

市場リスクは、金利、株価及び為替レートなどの主要な変数の変動により、金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローに変動が生じるために起こる金融損失の可能性により発生する。

当グループは、当グループの投資及び市場リスクに対するエクスポージャーを有する負債の価値における、市場ベースの変動のリスクを管理している。

当グループは、市場リスクを評価するために感応度分析を含む様々な定量的測定方法を用いる。感応度分析の基準となる市場の要因の変動水準は、経済見通し及びこれらの要因における過去の変動実績を基に決定される。

当グループは金利の変動に対するエクスポージャーを見積るため、定期的に確定利付証券ポートフォリオの感応度分析を実施している。当グループの確定利付証券の感応度分析は、主にデュレーションに基づくアプローチである。

金利リスク

当グループの金利リスクに対するエクスポージャーは主として、金利の変動にさらされる長期確定利付負債証券に対する投資により発生する。

また、負債を担保する金融資産による受取利息及び資本償還が金利の変動によっては保証給付金を支払うのに十分ではなくなるリスクを伴った、満期時に利用可能な決済オプションなどの保証確定条件が付された当グループの保険契約及び投資契約からも、金利リスクは発生する。有配当型及び投資関連条項の付された商品を含むその他の商品については、保険契約者への追加給付が保証されていないという性質により、金利リスクは大幅に軽減されている。

当グループは、通常、負債と同一の通貨建の確定利付資産に投資する他に、負債のデュレーションとほぼ一致する期間を持つ金融商品に投資することで金利リスクを管理している。

また当グループは、全体的な商品戦略において金利リスクの影響を考慮している。投資関連、ユニバーサル生命保険及び有配当型保険などの一部の商品は、元来、手数料率及び保険契約者の配当金の規模に関して柔軟性のある設計になっているため、金利リスクが低い。

金利リスクに対するエクスポージャー

以下の表は、金融資産、金融負債及び保険契約負債に関連する金利リスクの性質を要約したものである。この分析においては、報告日より12ヶ月以内に満期が到来する又は条件変更される固定利付商品は変動利付商品として開示されている。負債の契約上及び予想の満期日は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)

	変動金利	固定金利	利息なし	合計
2007年11月30日現在				
金融資産				
貸付金及び債権	2,009	1,543	2,113	5,665
負債証券	4,578	39,826	-	44,404
持分証券	-	-	20,139	20,139
デリバティブ金融商品	-	-	422	422
再保険債権	-	-	87	87
現金及び現金同等物	2,529	-	54	2,583
金融資産合計	9,116	41,369	22,815	73,300
金融負債及び保険契約				
保険契約負債(再保険控除後)	-	-	54,580	54,580
投資契約負債	-	-	6,505	6,505
借入金	543	846	72	1,461
有価証券貸付契約に基づく債務	5,395	-	-	5,395
デリバティブ金融商品	-	-	47	47
未払税金を含むその他の金融負債	-	785	1,058	1,843
金融負債及び保険契約合計	5,938	1,631	62,262	69,831
金融資産、金融負債及び保険契約純額	3,178	39,738	(39,447)	3,469

(単位:百万米ドル)

	変動金利	固定金利	利息なし	合計
2008年11月30日現在				
金融資産				
貸付金及び債権	1,423	1,563	1,016	4,002
負債証券	3,723	38,600	-	42,323
持分証券	-	-	8,747	8,747
デリバティブ金融商品	-	-	252	252
再保険債権	-	-	19	19
現金及び現金同等物	4,116	-	48	4,164
金融資産合計	9,262	40,163	10,082	59,507
金融負債及び保険契約				
保険契約負債(再保険控除後)	-	-	52,030	52,030
投資契約負債	-	-	4,898	4,898
借入金	546	26	89	661
有価証券貸付契約に基づく債務	2,718	-	-	2,718
デリバティブ金融商品	-	-	138	138
未払税金を含むその他の金融負債	-	-	1,407	1,407
金融負債及び保険契約合計	3,264	26	58,562	61,852
金融資産、金融負債及び保険契約純額	5,998	40,137	(48,480)	(2,345)

(単位:百万米ドル)

	変動金利	固定金利	利息なし	合計
2009年11月30日現在				
金融資産				
貸付金及び債権	904	2,825	919	4,648
負債証券	4,715	47,486	-	52,201
持分証券	-	-	16,178	16,178
再保険債権	-	-	29	29
デリバティブ金融商品	-	-	453	453
現金及び現金同等物	3,144	-	261	3,405
金融資産合計	8,763	50,311	17,840	76,914
金融負債及び保険契約				
保険契約負債(再保険控除後)	-	-	63,000	63,000
投資契約負債	-	-	7,780	7,780
借入金	603	-	85	688
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	284	-	-	284
デリバティブ金融商品	-	-	71	71
未払税金を含むその他の金融負債	-	-	1,800	1,800
金融負債及び保険契約合計	887	-	72,736	73,623
金融資産、金融負債及び保険契約純額	7,876	50,311	(54,896)	3,291

(単位:百万米ドル)

	変動金利	固定金利	利息なし	合計
2010年5月31日現在				
金融資産				
貸付金及び債権	987	2,684	893	4,564
負債証券	4,973	50,861	-	55,834
持分証券	-	-	17,394	17,394
再保険債権	-	-	42	42
デリバティブ金融商品	-	-	521	521
現金及び現金同等物	3,075	-	147	3,222
金融資産合計	9,035	53,545	18,997	81,577
金融負債及び保険契約				
保険契約負債(再保険控除後)	-	-	65,365	65,365
投資契約負債	-	-	8,012	8,012
借入金	549	-	133	682
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	670	-	-	670
デリバティブ金融商品	-	-	40	40
未払税金を含むその他の金融負債	-	-	1,945	1,945
金融負債及び保険契約合計	1,219	-	75,495	76,714
金融資産、金融負債及び保険契約純額	7,816	53,545	(56,498)	4,863

為替変動リスク

為替変動リスクは、アジア・パシフィック地域の複数の法域における当グループの事業により発生する。機能通貨以外の通貨建の資産及び負債に関連する為替変動リスクにより発生した損益は、連結損益計算書に計上される。機能通貨が米ドル以外の事業による純資産の換算に関連する為替変動リスクにより発生した損益は、資本合計に直接認識される。

当グループは通常、通貨のミスマッチを防ぐため、負債と一致する通貨建の資産に投資する。しかし利回りの向上及びリスク分散のため、当グループのビジネス・ユニットは適宜、負債と異なる通貨の商品に投資を行う場合もある。これらの活動により当社は為替レートの変動から発生する損益にさらされることになる。当グループのビジネス・ユニットは為替変動エクスポージャーを監視し、当グループのリスク選好度と一致しない場合、ポジションを手仕舞うか、ヘッジ商品を購入する。

当グループにおける、為替変動リスクの経済的ヘッジによる影響を考慮した後の正味為替変動エクスポージャー及び為替レートの変動により予測される影響は、以下の表の通りである。経済的ヘッジは当グループの為替変動リスクに対する正味エクスポージャーを軽減するが、ヘッジ会計は適用されない。正味エクスポージャーに重要性がない通貨は、以下の内訳には含まれていない。以下の表においては、元となる通貨が5%上昇した場合の影響は当グループの関連事業の機能通貨との関係で表示されている。米ドルが5%上昇した場合の影響も機能通貨との関係で表示されている。為替変動エクスポージャーは為替デリバティブ・ポジションの想定元本純額及び通貨別の資本純額を反映している。

正味エクスポージャー

(単位：百万米ドル)

	米ドル	香港ドル	タイ・ バーツ	シンガ ポール・ ドル	マレーシ ア・リン ギット	中国 人民元	韓国 ウォン
2007年11月30日現在							
元となる通貨別の資本内訳	11,387	(15)	2,141	(2,370)	318	355	831
為替デリバティブ・ポジ ションの想定元本純額	(2,818)	-	686	2,728	-	-	-
為替変動エクスポージャー	8,569	(15)	2,827	358	318	355	831
元となる通貨の5%の上昇							
税引前利益に対する影響	128	(41)	(14)	8	2	8	8
米ドルの5%の上昇							
株主資本に対する影響	(128)	(9)	(141)	(16)	(15)	(14)	(35)

(単位：百万米ドル)

	米ドル	香港ドル	タイ・ バーツ	シンガ ポール・ ドル	マレーシ ア・リン ギット	中国 人民元	韓国 ウォン
2008年11月30日現在							
元となる通貨別の資本内訳	7,085	(502)	2,113	(1,887)	482	628	598
為替デリバティブ・ポジ ションの想定元本純額	(3,316)	-	1,039	2,776	-	-	(96)
為替変動エクスポージャー	3,769	(502)	3,152	889	482	628	502
元となる通貨の5%の上昇							
税引前利益に対する影響	31	(66)	1	6	-	7	1
米ドルの5%の上昇							
株主資本に対する影響	(31)	(5)	(156)	(42)	(24)	(28)	(25)

(単位：百万米ドル)

	米ドル	香港ドル	タイ・ バーツ	シンガ ポール・ ドル	マレーシ ア・リン ギット	中国 人民元	韓国 ウォン
2009年11月30日現在							
元となる通貨別の資本内訳	11,824	(410)	2,448	(1,922)	563	704	924
為替デリバティブ・ポジ ションの想定元本純額	(3,845)	-	1,256	3,031	-	-	100
為替変動エクスポージャー	7,979	(410)	3,704	1,109	563	704	1,024
元となる通貨の5%の上昇							
税引前利益に対する影響	103	(63)	1	11	1	9	2
米ドルの5%の上昇							
株主資本に対する影響	(103)	(9)	(184)	(54)	(28)	(30)	(50)

(単位：百万米ドル)

	米ドル	香港ドル	タイ・ バーツ	シンガ ポール・ ドル	マレーシ ア・リン ギット	中国 人民元	韓国 ウォン
2010年5月31日現在							
元となる通貨別の資本内訳	11,845	(260)	3,185	(1,747)	546	777	1,214
為替デリバティブ・ポジ ションの想定元本純額	(3,723)	-	1,277	2,964	-	-	-
為替変動エクスポージャー	8,122	(260)	4,462	1,217	546	777	1,214
元となる通貨の5%の上昇							
税引前利益に対する影響	89	(59)	-	12	-	8	2
米ドルの5%の上昇							
株主資本に対する影響	(89)	(12)	(223)	(60)	(27)	(34)	(59)

株価リスク

株価リスクは、持分証券又はエクイティ・ファンドの市場価格の変動により発生する。当グループがAIGの株式を保有する場合を除き、当グループの持分商品の大半は投資関連契約に合わせて保有され、その投資リスクは、保険契約者によって全額負担される。又は有配当型の場合、投資リスクは当グループと保険契約者との間で分担される。持分証券が当社の投資関連以外のポートフォリオ(有配当型ファンドを含む。)全体において占める割合は、比較的低い。

感応度分析

金融資産及び負債に影響を与える主要な変数に対する感応度分析は、以下の表に示されている。保険及びDPF付きの投資契約の感応度に関連する情報は、注記28に示されている。その他の金融資産の帳簿価額は、金利又は株価の増減に合わせて変動しない。金利及び株価の変動に対する負債商品及び持分商品の感応度を算出する上で、当グループは保険契約者に対する負債に与える資産の評価の影響について、仮定を行っている。投資関連契約を裏付けるために保有する資産は、保険契約者が公正価値の変動の全額を負担していることを踏まえ、除外されている。有配当型ファンドにおいて保有される資産の感応度分析は、注記2で詳述した適用される保険契約者の最低配当割合を用いて、保険契約者へ利益を配分してから算出される。1つの変数が変動することにより生じる税効果考慮前の利益及び資本への予測される影響を示すための情報が表示されている。

金利及び株価の変動に対する利益及び合計資本の感応度を示すために、不況時に発生する可能性のある売却可能に分類される金融投資の減損による影響は考慮されていない。これは債務不履行の事象が個々の発行体の特質を反映したものであるためである。当グループの会計方針では、契約の開始時に金利の仮定を確定し、当グループの仮定には不利な偏差の引当金が組み込まれているため、この感応度分析において示される変動の水準により損失の認識は発生せず、そのため負債への対応する影響額は無い。

(単位：百万米ドル)

	2007年11月30日 現在		2008年11月30日 現在		2009年11月30日 現在		2010年5月31日 現在	
	税引前 利益への 影響	純資産へ の影響 (税効果 考慮前)	税引前 利益への 影響	純資産へ の影響 (税効果 考慮前)	税引前 利益への 影響	純資産へ の影響 (税効果 考慮前)	税引前 利益への 影響	純資産へ の影響 (税効果 考慮前)
金利リスク								
イールド・カーブにおける50ベ シス・ポイントの増加	(45)	(1,130)	(53)	(1,096)	(64)	(1,492)	(73)	(1,643)
イールド・カーブにおける50ベ シス・ポイントの減少	45	1,130	53	1,096	64	1,492	73	1,643
株価リスク								
10%の株価の上昇	464	716	204	214	308	314	402	409
10%の株価の下落	(464)	(716)	(204)	(214)	(308)	(314)	(402)	(409)

流動性リスク

流動性リスクとは、当グループが取引相手に対する債務を期日通りに履行することができなくなる可能性を指す。これは、内部資金がキャッシュ・アウトフロー義務を履行するには不十分となった場合に、当グループが市場レートで資金を調達することができないか、又は公正価値で資産を売却することができず、その結果資産を低い価格で売却せざるを得なくなるような場合に発生する。当グループは、契約条件に明記された現金による解約払戻金と引換えに解約、返戻及び他の形式による早期解約を認めている保険契約及び投資契約について、流動性リスクにさらされている。

当グループの流動性ポジションは、満期ギャップ分析とあわせて規制当局及び内部の要件に従って監視される。流動性リスクを管理するため、当グループは、契約の価格設定又は手数料率の調整における柔軟性を最大限に保つことができるような柔軟な保険商品設計の強化を含み、様々な措置を実施している。また、当グループは可能且つ適切な範囲内で、投資資産のデュレーションと発行された保険契約のデュレーションを一致させることを目標としている。

以下の表に示された満期日の内訳は連結財政状態計算書における帳簿価額の見積満期日を表している。保険契約及び投資契約に関する見積満期日は、当該日現在有効な保険契約及び投資契約により発生する見積割引前キャッシュ・フローの予測に基づく帳簿価額に依拠している。当グループは保険契約による給付金及び保険金並びに投資契約給付金の見積割引前キャッシュ・フローを算定するために重要な仮定を行っているが、その中には、死亡率、疾病率、将来の失効率、費用、投資収益及び手数料率の仮定が含まれており、これらは有効保険契約に係る予想将来預り金及び保険料と相殺される。当グループの借入金の満期の内訳は、当グループが、違反した場合には要求払いで借入金を返済することになるローン条項に適合し続けるという前提に基づいている。当グループはこれらの条項に対する遵守状況を定期的に監視しており、連結財政状態計算書日現在及び各表示期間を通じてこれらの条項に準拠していた。使用される仮定は重要性が大きいいため、以下に表示された満期日の内訳は実際の支払と大きく異なる可能性がある。

保険契約者は保険解約オプションを行使することができるため、契約上の最も早い支払日に基づく満期内訳では、保険契約及び投資契約負債は最も早い期間に満期が到来するものとして表中に示されている。投資契約負債以外の金融資産及び負債は、それぞれの契約満期に基づき表示されている。

(単位：百万米ドル)

	合計	満期なし	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
2007年11月30日現在						
金融資産：						
貸付金及び債権	5,665	204	4,165	392	427	477
負債証券	44,404	-	1,925	8,983	15,168	18,328
持分証券	20,139	20,139	-	-	-	-
デリバティブ金融商品	422	-	14	107	301	-
再保険債権	87	-	87	-	-	-
現金及び現金同等物	2,583	-	2,583	-	-	-
合計	73,300	20,343	8,774	9,482	15,896	18,805
金融負債及び保険契約：						
保険契約及び投資契約(再保険控除後)	61,085	43	(1,316)	(929)	4,699	58,588
借入金	1,461	4	911	546 ⁽¹⁾	-	-
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	5,395	-	5,395	-	-	-
デリバティブ金融商品	47	-	1	12	34	-
未払税金を含むその他の負債	1,843	-	1,843	-	-	-
合計	69,831	47	6,834	(371)	4,733	58,588

注：(1) 満期が2年超5年以内の488百万米ドル(2007年11月30日に終了した事業年度：546百万米ドル、2008年11月30日に終了した事業年度：542百万米ドル、2009年11月30日に終了した事業年度：542百万米ドル)を含む。

(単位：百万米ドル)

	合計	満期なし	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
2008年11月30日現在						
金融資産：						
貸付金及び債権	4,002	232	2,220	736	637	177
負債証券	42,323	-	1,842	9,568	13,661	17,252
持分証券	8,747	8,747	-	-	-	-
デリバティブ金融商品	252	-	2	160	90	-
再保険債権	19	-	19	-	-	-
現金及び現金同等物	4,164	-	4,164	-	-	-
合計	59,507	8,979	8,247	10,464	14,388	17,429
金融負債及び保険契約：						
保険契約及び投資契約(再保険控除後)	56,928	46	(1,304)	(1,824)	3,114	56,896
借入金	661	4	108	549 ⁽¹⁾	-	-
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	2,718	-	2,718	-	-	-
デリバティブ金融商品	138	-	19	53	58	8
未払税金を含むその他の負債	1,407	-	1,407	-	-	-
合計	61,852	50	2,948	(1,222)	3,172	56,904

注：(1) 満期が2年超5年以内の488百万米ドル(2007年11月30日に終了した事業年度：546百万米ドル、2008年11月30日に終了した事業年度：542百万米ドル、2009年11月30日に終了した事業年度：542百万米ドル)を含む。

(単位：百万米ドル)

	合計	満期なし	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
2009年11月30日現在						
金融資産：						
貸付金及び債権	4,648	1,814	1,508	209	626	491
負債証券	52,201	-	1,624	11,825	14,806	23,946
持分証券	16,178	16,178	-	-	-	-
デリバティブ金融商品	453	-	12	308	133	-
再保険債権	29	-	29	-	-	-
現金及び現金同等物	3,405	-	3,405	-	-	-
合計	76,914	17,992	6,578	12,342	15,565	24,437
金融負債及び保険契約：						
保険契約及び投資契約(再保険控除後)	70,780	-	(687)	922	6,628	63,917
借入金	688	139	7	542 ⁽¹⁾	-	-
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	284	-	284	-	-	-
デリバティブ金融商品	71	-	10	46	14	1
未払税金を含むその他の負債	1,800	-	1,800	-	-	-
合計	73,623	139	1,414	1,510	6,642	63,918

(単位：百万米ドル)

	合計	満期なし	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
2010年5月31日現在						
金融資産：						
貸付金及び債権	4,564	2,078	1,217	390	393	486
負債証券	55,834	-	1,930	11,969	15,987	25,948
持分証券	17,394	17,394	-	-	-	-
デリバティブ金融商品	521	-	12	359	149	1
再保険債権	42	-	42	-	-	-
現金及び現金同等物	3,222	-	3,222	-	-	-
合計	81,577	19,472	6,423	12,718	16,529	26,435
金融負債及び保険契約：						
保険契約及び投資契約(再保険控除後)	73,377	-	(532)	1,110	7,264	65,535
借入金	682	187	7	488 ⁽¹⁾	-	-
有価証券貸付及び買戻契約に基づく債務	670	-	670	-	-	-
デリバティブ金融商品	40	-	1	9	30	-
未払税金を含むその他の負債	1,945	-	1,945	-	-	-
合計	76,714	187	2,091	1,607	7,294	65,535

注：(1) 満期が2年超5年以内の488百万米ドル(2007年11月30日に終了した事業年度：546百万米ドル、2008年11月30日に終了した事業年度：542百万米ドル、2009年11月30日に終了した事業年度：542百万米ドル)を含む。

38 従業員給付

確定給付制度

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日現在	2008年 11月30日現在	2009年 11月30日現在	2010年 5月31日現在
非積立型給付債務の現在価値	40	64	58	67
積立型給付債務の現在価値	61	37	52	52
給付債務の現在価値合計	101	101	110	119
制度資産の公正価値	(56)	(50)	(53)	(60)
純給付債務の現在価値	45	51	57	59
未認識の数理計算上の(損失)/利益	10	-	9	9
未認識の過去勤務(費用)/利益	-	(1)	(1)	(1)
認識されている確定給付債務純額	55	50	65	67
認識されている確定給付不足額	55	53	70	73
認識されている確定給付超過額	-	(3)	(5)	(6)

当グループは退職後の制度加入従業員のための生命保険及び医療給付を提供し、雇用終了時の一時払い給付を提供する積立型及び非積立型確定給付制度を運営している。これらの制度でカバーされている地域には、香港、シンガポール、マレーシア、タイ、台湾、インドネシア、フィリピン及び韓国が含まれる。

制度資産の内訳：

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日現在	2008年 11月30日現在	2009年 11月30日現在	2010年 5月31日現在
持分証券	3	2	1	2
負債証券	1	-	1	1
不動産	40	38	39	38
第三者金融機関により発行された投資契約	10	9	12	12
銀行預金	2	1	-	7
合計	56	50	53	60

確定給付債務の現在価値の変動

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
期首現在	86	101	101	110
制度による給付支払額	(3)	(6)	(6)	-
当期勤務費用及び利息費用 (次ページ(訳者注：原文のページ)参照)	15	17	19	8
数理計算上の損失/(利益)	(3)	2	(11)	-
制度の清算、縮小又は変更	-	1	(1)	1
為替変動額	6	(14)	8	-
期末現在	101	101	110	119

制度資産の公正価値の変動

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
期首現在	37	56	50	53
制度への拠出額	6	7	4	5
制度による給付支払額	(3)	(6)	(7)	-
制度資産の期待運用収益	3	5	5	2
数理計算上の利益/(損失)	7	(2)	(2)	-
為替変動額	6	(10)	4	-
清算時に分配された資産	-	-	(1)	-
期末現在	56	50	53	60

連結損益計算書にて認識された費用

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
当期勤務費用	10	11	13	4	5
給付債務の利息費用	5	6	6	2	3
制度資産の期待運用収益	(3)	(5)	(5)	(3)	(2)
清算 / 縮小による認識(利益) / 損失	-	-	-	-	1
合計	12	12	14	3	7

費用は連結損益計算書上、以下の項目において認識されている。

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
営業費用	12	12	14	3	7

数理計算上の仮定

報告日現在の主な数理計算上の仮定は以下の通りである。

	2007年 11月30日現在	2008年 11月30日現在	2009年 11月30日現在	2010年 5月31日現在
報告期間の期首現在における 制度資産の期待運用収益率	2.5-10.5%	2.75-9.75%	2.75-12.5%	2.75-12.5%
将来の昇給率	3.0-9.0%	3.0-10.0%	3.0-10.0%	3.0-10.0%
医療費趨勢率：				
直近の趨勢率	4.0-12.5%	4.0-12.5%	4.0-10.5%	4.0-10.5%
最終的な趨勢率	4.0-10.5%	4.0-10.5%	4.0-10.5%	4.0-10.5%
最終的な趨勢率が達成される年度	2008-2013	2009-2013	2010-2013	2010-2013
報告期間の期末現在の割引率	2.75-11.0%	1.5-15.0%	1.5-15.0%	1.5-15.0%

長期の全体的な期待運用収益率は、個々の資産カテゴリーの収益率の合計ではなく、ポートフォリオ全体に基づいている。運用収益は調整前の過去の運用収益の実績に基づいている。

将来の死亡率に関する仮定は公表済の統計及び生命表に基づいている。従業員確定給付制度を有する主な地域別の平均退職年齢及び平均余命は以下の通りである。

	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	フィリピン
退職年齢	65	62	60	55-60	65
退職時の平均余命					
男性	18.5 年	21.5 年	18.1 年	19.2-23.3 年	17.3 年
女性	20.4 年	24.1 年	21.2 年	25.5-29.9 年	20.8 年

医療費趨勢率の仮定は損益認識額に影響を与える。医療費趨勢率の仮定が1%変動した場合の影響は以下の通りである(加重平均として表示)。

(単位：百万米ドル)

	1%の増加				1%の減少			
	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
勤務費用及び利息費用合計への影響	-	-	1	1	-	(1)	(1)	(1)
確定給付債務への影響	1	7	4	4	(1)	(5)	(3)	(3)

過去情報

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日現在	2008年 11月30日現在	2009年 11月30日現在	2010年 5月31日現在
確定給付債務の現在価値	101	101	110	119
制度資産の公正価値	(56)	(50)	(53)	(60)
制度の積立不足額	45	51	57	59
制度負債に生じた実績利益/(損失)	(2)	(14)	(7)	(7)
制度資産に生じた実績利益/(損失)	6	(2)	(2)	(2)

2009年11月30日に終了した事業年度において、積立型及び非積立型確定給付制度への拠出額に重要性はないと予想されている。

確定拠出制度

当グループは複数の確定拠出年金制度を運営している。当期におけるこれらの制度に関する費用合計は16百万米ドル(2007年11月30日に終了した事業年度：20百万米ドル、2008年11月30日に終了した事業年度：27百万米ドル、2009年11月30日に終了した事業年度：30百万米ドル、2009年5

月31日に終了した6ヶ月間(未監査):15百万米ドル)であった。

確定拠出年金制度の負債残高は1百万米ドル(2007年11月30日現在:0米ドル、2008年11月30日現在:1百万米ドル、2009年11月30日現在:1百万米ドル)である。

39 株式に基づく報酬

株式報酬制度

当グループの従業員はAIGの7つの異なる株式報酬制度に参加している。すなわちAIG1999年ストック・オプション制度(改正)(以下「1999年制度」という。)、AIG1996年従業員株式購入制度(改正)(以下「1996年制度」という。)、2002年及び2007年AIG株式インセンティブ制度(改正)(以下「AIG株式インセンティブ制度」と総称する。)、様々なSICO制度、繰延報酬利益参加制度(以下「DCPPP制度」という。)並びにパートナー制度である。

IFRSに従い、株式に基づく報酬は付与された持分商品の付与日現在の公正価値に基づき認識及び測定されている。当グループは、株式に基づく報酬費用を、付与日現在のオプションの公正価値に基づき継続的に認識するよう要求されている。

2009年6月30日に、AIGは1対20の株式併合を完了した。株式数及びオプションの行使価格について表示されている比較情報は株式併合を反映したものである。この株式併合による、株式報酬の条件又は価値の変更はなかった。

1999年制度

1999年制度に基づき、AIG普通株式の一定数を購入するオプションが当グループ及びその子会社の役員及びその他の主要従業員に対し、付与日現在におけるこれらの株式の公正価値以上の価格にて付与された。当制度により、付与される最大のオプション数は合計で、2,250,000口で、1年間で従業員に付与されうる最大の株式数は45,000株である。当制度では、オプションの25%ずつが付与後4年間の各付与日において行使可能となり、付与日から10年で失効する。各権利確定トランシェは権利確定期間にわたり費用を認識する目的上、個別の付与として会計処理されている。

	2007年11月30日に 終了した事業年度		2008年11月30日に 終了した事業年度		2009年11月30日に 終了した事業年度		2010年5月31日に 終了した6ヶ月間	
	株式数	加重平均 行使価格 (米ドル)	株式数	加重平均 行使価格 (米ドル)	株式数	加重平均 行使価格 (米ドル)	株式数	加重平均 行使価格 (米ドル)
オプション								
期首現在未行使残高	47,622	1,222.63	46,769	1,240.01	47,539	1,232.40	41,519	1,232.47
付与	3,800	1,413.45	3,750	1,132.66	-	-	-	-
譲受	6,795	1,221.91	2,325	1,237.60	1,264	1,237.04	1,304	1,214.86
行使	(1,047)	1,126.07	-	-	-	-	-	-
譲渡	(8,695)	1,221.67	(3,451)	1,235.41	(2,411)	1,224.94	(1,468)	1,230.24
消滅又は失効	(1,706)	1,238.86	(1,854)	1,223.14	(4,873)	1,139.50	(1,281)	1,311.35
期末現在未行使残高	46,769	1,239.78	47,539	1,232.42	41,519	1,232.47	40,074	1,229.81
期末現在行使可能オプション	27,459	1,194.24	33,678	1,216.39	35,742	1,226.56	39,736	1,229.67
期中に付与されたオプション 1個当たりの加重平均公正価値		468.93		415.81		該当なし		該当なし

当グループの従業員及び取締役によるオプション未行使残高及び行使可能なオプションについて、各報告期間末現在の情報は以下の通りである。

行使価格の範囲	オプション未行使残高			行使可能オプション		
	未行使数	加重平均による 残存契約期間 (年)	加重平均 行使価格 (米ドル)	未行使数	加重平均による 残存契約期間 (年)	加重平均 行使価格 (米ドル)
2007年11月30日現在						
行使価格の範囲：						
1,000米ドル以下	5,663	5.25	940.00	5,663	5.25	940.00
1,000.01 - 1,100.00米ドル	12	4.67	1,058.00	12	4.67	1,058.00
1,100.01 - 1,200.00米ドル	7,104	7.83	1,186.98	3,589	7.83	1,186.97
1,200.01 - 1,300.00米ドル	21,301	6.19	1,268.20	15,522	5.97	1,261.51
1,300.01 - 1,400.00米ドル	8,780	8.16	1,322.67	2,164	8.08	1,319.80
1,400.01米ドル以上	3,909	8.59	1,429.55	509	5.74	1,492.73
合計	46,769	6.90	1,239.78	27,459	6.22	1,194.24
2008年11月30日現在						
行使価格の範囲：						
1,000米ドル以下	5,411	4.25	940.00	5,411	4.25	940.00
1,000.01 - 1,100.00米ドル	237	8.96	1,029.96	12	3.67	1,058.00
1,100.01 - 1,200.00米ドル	9,789	7.59	1,171.48	4,821	6.83	1,186.97
1,200.01 - 1,300.00米ドル	19,938	5.18	1,268.01	17,954	5.09	1,265.70
1,300.01 - 1,400.00米ドル	8,255	7.17	1,322.85	4,046	7.13	1,321.36
1,400.01米ドル以上	3,909	7.59	1,429.55	1,434	6.74	1,446.05
合計	47,539	6.13	1,232.42	33,678	5.52	1,216.39
2009年11月30日現在						
行使価格の範囲：						
1,000米ドル以下	4,728	3.25	940.00	4,728	3.25	940.00
1,000.01 - 1,100.00米ドル	224	8.25	1,028.39	56	8.25	1,028.39
1,100.01 - 1,200.00米ドル	8,921	6.65	1,169.69	6,628	6.15	1,179.59
1,200.01 - 1,300.00米ドル	16,838	4.17	1,267.57	16,838	4.17	1,267.57
1,300.01 - 1,400.00米ドル	6,902	6.19	1,323.43	5,111	6.15	1,322.24
1,400.01米ドル以上	3,906	6.59	1,429.49	2,381	6.28	1,435.57
合計	41,519	5.18	1,232.47	35,742	4.85	1,226.56

2010年5月31日現在

行使価格の範囲：

1,000米ドル以下	4,574	2.75	940.00	4,574	2.75	940.00
1,000.01 - 1,100.00米ドル	224	7.75	1,028.39	112	7.75	1,028.39
1,100.01 - 1,200.00米ドル	8,793	6.16	1,169.44	8,768	6.16	1,169.52
1,200.01 - 1,300.00米ドル	16,455	3.68	1,267.77	16,455	3.68	1,267.77
1,300.01 - 1,400.00米ドル	6,659	5.69	1,323.56	6,471	5.65	1,321.99
1,400.01米ドル以上	3,369	6.48	1,423.53	3,356	6.48	1,423.54
合計	40,074	4.71	1,229.81	39,736	4.69	1,229.67

1996年制度

1996年制度に基づき、購入権提供時点で1年以上雇用されている、AIG及びその子会社の常勤従業員は、購入権付与日における公正市場価額の85%に等しい価額でAIGの普通株式を購入することができる。適格従業員の購入権は四半期ごとに付与され、購入できる株式数は従業員の年間基本報酬(年末賞与を除く)の10%相当が上限とされており、最大10,000米ドルを12回の月賦払いで支払えるが、最終の分割払日前であれば開始後であっても常時解約が可能であり、その日までの拠出額の全額が返金される。

2008年及び2009年11月30日に終了した事業年度において、当社従業員により購入された株式はなかった(2007年11月30日に終了した事業年度：1,142.80米ドルから1,190.60米ドルの価格範囲にて2,244株が購入された)。株式188株の購入予約が2007年度に取消された。2007年度に付与された購入権1個当たりの加重平均公正価値は222.80米ドルであった。

AIG普通株式の市場価額に基づき、2007年10月より購入予約は取消されている。

AIG株式インセンティブ制度

これらの制度はAIG及びその子会社の従業員に対して株式に基づく又は株式関連の報奨を提供している。

2008年3月より前には、時の経過により権利が確定するRSUの大部分は、付与日から4年目に権利確定する予定であった。2008年3月より、2005年、2006年及び2007年12月の付与に関して権利確定が加速し、付与日から3年目に権利確定するようになった。

従業員1名に対する2009年度付与が2010年3月に実施されており、その一部は付与時に完全に権利確定しているが、残りは付与日から9ヶ月目に権利確定する。この2009年度付与分は付与日から1年後より、3回の同額の年賦で譲渡可能である。

SICO制度

スター・インターナショナル・カンパニー・インク(以下「SICO」という。)は当グループの特定の従業員に対して報酬参加制度(以下「SICO制度」という。)を提供していた。SICOはAIG普通株式を主要な資産とする非公開持株会社であり、SICO制度は、SICOの議決権のある株主及び取締役

会が、AIG率いるグループ系列の全ての会社の現在及び今後の経営陣を対象とするインセンティブ制度を提供するために、SICOの資本価値の一部を利用すべきであるという判断を下した1975年に開始された。当グループの特定の取締役及び従業員はSICO制度に参加している。従来は、SICO取締役会は、AIG普通株式の代わりに現金によって参加者に支払を行うことを選択できた。2005年12月9日に、SICOは参加者に対して、基本的に今後の全ての分配は現金ではなく、株式のみで行うと通知した。

DCPPP

2005年9月21日よりAIGはDCPPPを適用し、これにより上級幹部役員を含む系列グループの主要従業員に対して株式に基づく報酬を提供している。DCPPPはSICO制度に倣っている。

2005年度及び2006年度のAIGの1株当たり累積的修正利益が2003年度及び2004年度を上回っている場合、DCPPPは、条件付きで各制度加入者に対して株式を一定数配分した。この目標は達成された。パフォーマンス期間末に、普通株式は条件付きで配分された。勤務期間及び関連する権利確定は3件の退職前トランシェ及び65歳での定年退職トランシェからなる。2008年3月における修正で、権利確定期間が短縮され3回で権利確定することになり、このうち最後1回は2012年1月に権利が確定する。

パートナー制度

2006年6月26日に、AIGの報酬委員会は、パートナー制度に基づく2つの付与を承認した。1つ目の付与に関するパフォーマンス期間は、2006年1月1日から2007年12月31日までである。2つ目の付与に関するパフォーマンス期間は、2007年1月1日から2008年12月31日までである。

2007年12月に、報酬委員会は、パフォーマンス期間が2008年1月1日から2009年12月31日までの付与を承認した。報酬委員会は当該付与に関するパフォーマンスの測定基準を2008年度第1四半期に承認した。1つ目及び2つ目の付与は、関連するパフォーマンス期間の初日から4年後及び6年後に権利が50%ずつ確定する。3つ目の付与は、パフォーマンス期間の初日から3年後及び4年後に権利が50%ずつ確定する。

ストック・オプション制度と同様に、各権利確定トランシェは権利確定期間にわたる費用を認識する目的から個別付与として会計処理されている。

全ての付与について2008年3月に修正があった。2007年度及び2008年度には、これらの報奨のパフォーマンス基準が満たされていないため報酬費用は認識されず、その結果2006年度に認識された報酬費用は戻し入れられた。

評価方法

当社は、付与されたAIGストック・オプションの公正価値を算出する二項モデルを利用している。評価方法の詳細は、以下の通りである。

以下の加重平均仮定が、以下の期間において付与されたストック・オプションに使用された。

	2007年11月30日 に終了した 事業年度	2008年11月30日 に終了した 事業年度	2009年11月30日 に終了した 事業年度	2010年5月31日 に終了した 6ヶ月間
予想年次配当利回り	1.39%	3.77%	該当なし	該当なし
予想ボラティリティ	32.82%	53.27%	該当なし	該当なし
無リスク金利	4.08%	4.43%	該当なし	該当なし
予想期間	7年	4年	該当なし	該当なし

配当利回りは、付与日に決定されている。予想ボラティリティは、AIG株式の過去のボラティリティ（7年分の日次株価変動データに基づく）と取引量の多いAIG株式に係るオプションのインプライド・ボラティリティの平均であり、評価モデルに使用される金利カーブは、期間が3ヶ月から10年の米国財務省のストリップ債の利回りであった。2008年度には、評価モデルのアウトプットから求められた平均行使期間に基づいて予想期間は4年となっている。2007年度及び2006年度には、オプションの契約上の期間は通常10年間で、予想期間である7年間は過去の従業員の行使に係る行動様式の分析及び従業員退職率（権利確定後の退職）に基づき算出されている。早期行使率は、付与後経過した時間の関数となる。15年分の過去のデータが、早期行使率の見積りに使用された。

1996年制度、1999年制度、AIG株式インセンティブ制度、DCPPP、パートナー制度及びSICO制度に基づき付与された各報奨の公正価値は、要求どおり、上記の要素及び旧最終親会社株式の付与日における終値を考慮している。

AIG株式インセンティブ制度、SICO制度、DCPPP及びパートナー制度に基づく、当グループの従業員及び取締役に対する権利未確定の未行使報奨(残高)に関する株式の要約については下記の通りである。

	株式数				付与日における加重平均公正価値(米ドル)			
	AIG株式インセンティブ制度	SICO制度	DCPPP	パートナー制度	AIG株式インセンティブ制度	SICO制度	DCPPP	パートナー制度
2007年11月30日に終了した事業年度								
12月1日現在	5,614	10,388	13,100	13,409	1,256.03	1,241.63	1,103.68	1,138.25
付与	7,779	-	1,288	838	1,387.28	-	1,122.44	1,295.85
譲受	1,741	-	-	2,210	1,280.74	-	-	1,127.80
発行/行使	(282)	(1,775)	-	-	1,233.02	1,291.07	-	-
譲渡	(645)	(2,361)	(1,901)	(2,865)	1,324.91	1,230.00	1,089.60	1,128.41
消滅	(1,272)	(150)	(180)	(428)	1,315.55	1,209.00	1,093.80	1,126.12
11月30日現在	12,935	6,102	12,307	13,164	1,329.51	1,259.98	1,148.09	1,149.65
2008年11月30日に終了した事業年度								
12月1日現在	12,935	6,102	12,307	13,164	1,329.51	1,259.98	1,148.09	1,149.65
付与	13,654	-	-	10,532	1,082.54	-	-	1,085.36
譲受	1,039	1,648	1,030	1,054	1,315.40	1,217.33	1,154.07	1,138.48
発行/行使	(390)	(1,325)	-	-	1,286.67	1,294.40	-	-
譲渡	(1,084)	(345)	(360)	(878)	1,321.62	1,198.53	1,152.27	1,108.50
消滅	(3,378)	(520)	(760)	(2,624)	1,215.81	1,193.07	1,151.25	1,113.34
11月30日現在	22,776	5,560	12,217	21,248	1,198.77	1,248.82	1,173.52	1,125.62

	株式数				付与日における加重平均公正価値(米ドル)			
	AIG株式イン センティブ 制度	SICO 制度	DCPPP	パートナー 制度	AIG株式インセ ンティブ制度	SICO 制度	DCPPP	パートナー 制度
2009年11月30日に 終了した事業年度								
12月1日現在	22,776	5,560	12,217	21,248	1,198.77	1,248.82	1,173.52	1,125.62
付与	-	-	2,851	-	-	-	1,131.95	-
譲受	1,705	220	448	1,010	1,193.62	1,175.27	1,147.78	1,097.40
発行/行使	(4,054)	(750)	(8,310)	(395)	1,252.97	1,277.28	1,157.70	1,132.78
譲渡	(1,948)	(400)	(647)	(1,645)	1,206.05	1,235.13	1,159.08	1,101.89
消滅	(3,520)	(1,240)	(1,779)	(9,134)	1,243.14	1,189.50	1,146.87	1,129.60
11月30日現在	14,959	3,390	4,780	11,084	1,182.33	1,208.53	1,142.31	1,107.19
2010年5月31日に 終了した6ヶ月間								
12月1日現在	14,959	3,390	4,780	11,084	1,182.33	1,208.53	1,142.31	1,107.19
付与	118,605	-	-	-	34.45	-	-	-
譲受	343	80	200	225	1,126.78	1,192.02	1,142.32	1,083.85
発行/行使	(55,683)	-	(2,515)	(2,519)	156.80	-	1,147.60	1,131.60
譲渡	(500)	(180)	(260)	(455)	1,143.05	1,228.65	1,137.53	1,087.15
消滅	(882)	-	-	(7,178)	1,117.68	-	-	1,069.51
5月31日現在	76,842	3,290	2,205	1,157	154.19	1,207.03	1,136.84	1,131.60

認識された報酬費用

1999年制度、AIG株式インセンティブ制度、DCPPP、パートナー制度及びSICO制度に基づき付与された株式報酬に関連する認識された報酬費用総額(予想される消滅額控除後)は、以下の通りである。

(単位：百万米ドル)

	2007年11月 30日に 終了した 事業年度	2008年11月 30日に 終了した 事業年度	2009年11月 30日に 終了した 事業年度	2009年5月 31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年5月 31日に 終了した 6ヶ月間
1999年制度	3	2	1	-	-
AIG株式インセンティブ制度	4	10	7	4	5
DCPPP	3	3	-	-	-
パートナー制度	-	4	-	-	-
SICO制度	1	-	-	-	-
合計	11	19	8	4	5

未認識の報酬費用

1999年制度、AIG株式インセンティブ制度、DCPPP、パートナー制度及びSICO制度に基づき付与された権利未確定の株式報酬に関連する未認識の報酬費用総額(予想される消滅額控除後)は、以下の通りである。

	2010年5月31日現在 加重平均による 残存権利確定期間	2010年5月31日 現在 未認識の報酬費用 (単位：百万米ドル)
1999年制度	1年以内	-
AIG株式インセンティブ制度	1年以内	5
DCPPP	1年以内	1
パートナー制度	1年以内	-
AIG制度合計		6
SICO制度	5年	2
合計		8

負債報奨

AIG事由発生後は、TARP報酬特別監査委員会(以下「特別監査委員会」という。)事務局が、AIGの最高経営責任者、最高財務責任者、最も高い報酬を受け取っている上位3名の幹部役員及びその次に高い報酬を受け取っているAIGグループ(AIAグループを含む)の上位20名の従業員(以下「上位25名」という。)に対する報酬支払額を承認しなければならない。さらに、特別監査委員会が、その次に高い報酬を受け取っているAIGグループ(AIAグループを含む)の75名の従業員及び幹部役員(以下、上位25名と合わせて「上位100名」という。)のために設定された報酬構成について承認しなければならない。

AIGは報酬額上位100名の従業員及び幹部役員に対し、制限付ユニットを含む様々な株式に基づく付与を行っており、これらは現金で決済される。現金決済の報奨は、最終の支払いが行われるか、株式決済の報奨と交換されるまでは負債として計上される。各報告期間の期末において未決済の報奨又は権利未確定の制限付ユニットは、原資産及び負債の公正価値の変動に基づき再測定され、それに基づき費用が調整される。

アメリカン・インターナショナル・グループ・インク長期パフォーマンス・ユニット制度

年間LTPU給与

AIG長期パフォーマンス・ユニット制度に基づき、AIGは、選ばれた従業員に対し、長期パフォーマンス・ユニット(LTPU)を、特定の年間米ドル額(以下「年間LTPU給与」という。)で期間毎に付与している。年間LTPU給与に関して付与されるLTPUは即時に権利確定するが、従業員の報奨に明記されている日まで(通常は付与日から1年から3年)は決済されない。2010年5月に公表された年間LTPU給与に係る報奨は2010年1月1日から有効となり、LTPUの最初の付与は2010年1月1日から生じた年間LTPU給与の部分についてなされた。その後の付与は半年ごとに実施される。

LTPUは、AIGの長期価額の代わりとなるよう設計された、AIG普通株式及び負債証券のバスケットに基づくユニットである。付与時の各LTPUは、AIGの利率8.175%のシリーズA-6下位劣後債とAIG普通株式の構成比率が80対20であった。LTPUは、適用される決済日における原証券の価額に基づき現金で決済される。負債証券は、米国金融取引業規制機構の取引報告・相場報道システムで報告される10取引日における出来高加重平均価格に基づき評価され、普通株式はニューヨーク証券取引所の終値に基づき評価される。

LTPUインセンティブ

選ばれた従業員は、2010年1月1日から2010年12月31日までのパフォーマンス期間における客観的なパフォーマンス基準の達成度に基づき、2010年度のインセンティブ報酬の一部として、AIG長期パフォーマンス・ユニット制度に基づきLTPUに係る報奨を受領できる。適格従業員のほとんどに対する付与をAIGは2011年度第1四半期に予定しており、付与された報奨は即時に権利確

定し、付与日から3年で現金決済される予定である。

40 取締役及び主要な経営幹部の報酬

取締役の報酬

常務取締役は、適用すべき法規則に準拠して、給与、賞与、年金制度拠出金、長期インセンティブ、住宅及びその他の手当、並びに現物給付の形式で報酬を受け取る。賞与及び長期インセンティブは常務取締役の報酬における変動要素であり、AIAグループの業績及び常務取締役個人のパフォーマンスと連動している。表示された株式及び株式オプション報酬は、注記39において詳述されたAIG制度に関連している。

2009年11月30日現在において当社の取締役である個人に対する当グループの報酬が、2007年度から2009年度に関して以下の表に示されている。2009年8月24日の法人設立時から2009年11月30日までの間に、当社には他に取締役はいなかった。

(単位：米ドル)

取締役報酬	給与、手当及び現物給付	賞与 ⁽¹⁾	年金制度拠出金	退職後給付	株式に基づく支払	奨励金	退職金	合計
2007年11月30日現在								
常務取締役								
マーク・ウィルソン	- 1,009,373	300,000	27,480	5,412	126,035	-	-	- 1,468,300
スティーブ・ロダー ⁽¹⁾	- 417,335	840,000	18,381	4,274	-	-	-	- 1,279,990
合計	- 1,426,708	1,140,000	45,861	9,686	126,035	-	-	- 2,748,290

注：(1) ロダー氏は2007年5月1日に当グループに入社した。表示の金額は2007年5月1日から2007年11月30日の期間に関するものである。

(単位：米ドル)

取締役報酬	給与、手当及び現物給付	賞与	年金制度拠出金	退職後給付	株式に基づく支払	奨励金	退職金	合計
2008年11月30日現在								
常務取締役								
マーク・ウィルソン	- 867,792	275,000	28,580	5,526	510,932	-	-	- 1,687,830
スティーブ・ロダー	- 548,115	200,000	31,500	7,481	181,242	-	-	- 968,338
合計	- 1,415,907	475,000	60,080	13,007	692,174	-	-	- 2,656,168

(単位:米ドル)

	取締役報酬	給与、手当 及び現物 給付	賞与	年金制度 拠出金	退職後 給付	株式に 基づく 支払	奨励金	退職金	合計
2009年11月30日現在									
常務取締役									
マーク・ウィルソン	-	1,647,180	1,594,000	28,680	5,665	489,569	-	-	3,765,094
スティーブ・ロダー	-	998,949	800,779	31,500	7,669	197,645	-	-	2,036,542
合計	-	2,646,129	2,394,779	60,180	13,334	687,214	-	-	5,801,636

(単位:米ドル)

	取締役報酬	給与、手当 及び現物 給付	賞与 ⁽¹⁾	年金制度 拠出金	退職後 給付	株式に 基づく 支払	奨励金	退職金	合計
2009年5月31日現在 (未監査)									
常務取締役									
マーク・ウィルソン	-	1,255,600	-	14,340	2,832	252,424	-	-	1,525,196
スティーブ・ロダー	-	712,582	-	15,750	3,834	98,859	-	-	831,025
合計	-	1,968,182	-	30,090	6,666	351,283	-	-	2,356,221

注:(1) 2009年5月31日に終了した6ヶ月間の未払賞与は上に表示されていない。

(単位:米ドル)

	取締役報酬	給与、手当 及び現物 給付	賞与 ⁽³⁾	年金制度 拠出金	退職後 給付	株式に 基づく 支払	奨励金	退職金	合計
2010年5月31日現在									
常務取締役									
マーク・ウィルソン	-	1,752,226	2,916,517	14,340	2,876	230,603	-	-	4,916,562
スティーブ・ロダー ⁽¹⁾	-	907,546	-	15,524	-	(378,820)	-	1,313,333	1,857,583
デービッド・ヘルツォーク ⁽²⁾	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	2,659,772	2,916,517	29,864	2,876	(148,217)	-	1,313,333	6,774,145

注:(1) スティーブ・ロダー氏は2010年4月22日に取締役を退任した。

(2) デービッド・ヘルツォーク氏はAIGの従業員であり、2010年4月7日に当社の取締役に任命された。同氏が当グループに提供する役務は同氏の時間のうち重要な部分を占めることはないと考えられ、係る役務に関して別途報酬は受け取っていない。このため、報酬は表示されていない。

(3) 2010年5月31日に終了した6ヶ月間の未払賞与は上に表示されていない。

報酬額上位5名へ支払われた報酬

以下の表は、当グループが雇用する報酬額上位5名の報酬合計を、2009年11月30日に終了した3年間の各事業年度、並びに、2010年5月31日に終了した6ヶ月間について示している。

(単位：米ドル)

	給与、手当 及び現物 給付	賞与 ⁽¹⁾	年金制度 拠出金	退職後 給付	株式に 基づく 支払	奨励金	退職金	合計
2010年5月31日	5,091,451	3,913,267	111,686	3,514	(82,068)	-	2,280,000	11,317,850
2009年5月31日 (未監査)	4,566,187	-	101,756	9,805	706,324	-	-	5,384,072
2009年11月30日	6,321,054	3,982,357	181,385	19,609	1,323,818	-	-	11,828,223
2008年11月30日	5,429,952	1,047,409	283,843	5,835	5,653,093	-	-	12,420,132
2007年11月30日	5,230,631	6,820,925	209,162	10,172	2,088,216	-	-	14,359,106

注：(1) 2010年及び2009年5月31日に終了した6ヶ月間の未払賞与は上に表示されていない。

報酬額上位5名の報酬は、以下の範囲に分布している。

(単位：香港ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 期間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 期間
6,000,001から6,500,000	-	-	-	1	-
6,500,001から7,000,000	-	-	-	1	-
7,000,001から7,500,000	-	-	-	1	-
8,000,001から8,500,000	1	-	-	-	-
9,000,001から9,500,000	1	-	-	1	-
9,500,001から10,000,000	1	-	-	-	1
11,000,001から11,500,000	1	1	-	-	-
11,500,001から12,000,000	-	1	-	1	-
12,000,001から12,500,000	-	1	-	-	1
12,500,001から13,000,000	-	-	1	-	-
13,000,001から13,500,000	-	1	-	-	-
13,500,001から14,000,000	-	-	-	-	1
14,000,001から14,500,000	-	-	-	-	1
14,500,001から15,000,000	-	-	1	-	-
15,500,001から16,000,000	-	-	1	-	-
19,000,001から19,500,000	-	-	1	-	-
29,000,001から29,500,000	-	-	1	-	-
35,000,001から40,000,000	-	-	-	-	1
48,000,001から48,500,000	-	1	-	-	-
72,500,001から73,000,000	1	-	-	-	-

主要な経営幹部の報酬

主要な経営幹部は、AIAグループのExcoのメンバー及び当社の取締役会のメンバーとされている。当グループの設立は2009年11月30日である（注記1参照）ため、2007年、2008年及び2009年11月30日に終了した事業年度並びに2010年5月31日に終了した中間期間における主要な経営幹部の報酬の開示は、2009年11月30日時点でAIAグループのExcoのメンバー又は当社の取締役会のメンバーであった個人について反映したものである。全表示期間においてこれらの個人に対する報酬が含まれている。

（単位：米ドル）

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 期間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 期間
主要な経営幹部の報酬及びその他の費用					
給与及びその他の短期雇用給付 ⁽¹⁾	7,108,733	7,793,734	14,900,774	7,146,777	7,856,498
退職金	-	-	-	-	2,280,000
退職後給付 - 確定拠出	277,866	372,026	315,858	146,676	279,234
退職後給付 - 確定給付	10,676	12,511	29,517	12,467	17,051
退職後給付 - 医療及び生命保険	30,100	38,981	40,159	20,079	14,405
その他の長期給付	-	-	2,586,969	-	6,082,141
株式に基づく支払	626,551	1,993,218	1,418,414	728,637	(8,885)
合計	8,053,926	10,210,470	19,291,691	8,054,636	16,520,444

注：(1) 2010年及び2009年5月31日に終了した6ヶ月間の未払賞与は上に表示されていない。

(2) デービッド・ヘルツォーク氏はAIGの従業員であり、2010年4月7日に当社の取締役に任命された。同氏が当グループに提供する役務は同氏の時間のうち重要な部分を占めることはないと考えられ、かかる役務に関して別途報酬は受け取っていない。このため、報酬は表示されていない。

41 関連当事者取引

関連当事者との取引

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 5月31日に 終了した 6ヶ月間 (未監査)	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
関連当事者との取引					
再保険関連当事者に係る(収益)/費用					
受再保険料	(9)	(64)	(63)	(47)	(3)
出再保険料	607	171	21	9	19
再保険会社から回収した保険金	(324)	(75)	(5)	(2)	(3)
受再保険に係る支払保険金	-	35	48	35	-
リキャプチャー手数料(注記5参照)	-	190	-	-	-
手数料収入	(41)	(13)	-	-	(2)
	233	244	1	(5)	11
保険以外の関連当事者に係る収益					
受取利息	(36)	(30)	(3)	(2)	-
サービスの提供による収益	(45)	(46)	(39)	(16)	(19)
	(81)	(76)	(42)	(18)	(19)
保険以外の関連当事者に係る費用					
支払利息	9	7	1	1	-
サービスの購入	57	68	34	23	15
コーポレート・サービス手数料	29	33	23	13	8
	95	108	58	37	23
合計	247	276	17	14	15
関連当事者に対する定期預金	47	78	-	-	-

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2010年 5月31日に 終了した 期間
関連当事者に対する債権				
保険関連未収金	83	9	1	1
貸付金	1,589	29	87	-
その他の未収金	95	33	1	2
合計	1,767	71	89	3
関連当事者に対する債務				
保険関連未払金	76	7	3	10
借入金	812	20	50	50
その他の未払金	12	29	51	16
合計	900	56	104	76

関連当事者との取引は、関連会社から引き受けた保険料0米ドル(2007年11月30日に終了した事業年度：1百万米ドル、2008年11月30日に終了した事業年度：1百万米ドル、2009年11月30日に終了した事業年度：0米ドル、2009年5月31日に終了した6ヶ月間(未監査)：0米ドル)を除く、AIG傘下の兄弟会社との取引である。一部のグループ会社は、兄弟会社に代わり金額の受取り及び支払を行う。これらの金額は、その他の未収金/未払金に含まれる。グループ再編に関する取引については、注記1を参照のこと。

2008年度における190百万米ドルのリキャプチャー手数料は、出再された一部のリスクにおける再保険会社の持分のリキャプチャーに係る全額の最終的な決済金について、当グループから当時の直接の親会社であるAIRCOに支払われた金額に関連している。詳細については、注記5を参照のこと。

上記の関連当事者に対する債権及び債務は全て、AIG傘下の兄弟会社との残高である。関連当事者に対する保険関連及びその他の債権/債務は、1年以内の決済が見込まれる無担保、無利息の残高である。

当グループは関連当事者との間に有価証券貸付契約を締結した。2009年度において、当グループは関連当事者に対して、一部の負債証券を864百万米ドルで売却し、その結果、91百万米ドルの認識実現損失が発生した。これらの負債証券は有価証券貸付プログラムから受け取った担保を基に購入された。詳細については、注記30を参照のこと。

取締役及び主要な経営幹部の報酬については、注記40に開示されている。

デリバティブ金融商品については、注記22に開示されている。

42 コミットメント及び偶発債務

オペレーティング・リースに基づくコミットメント

中途解約不能リースに基づく将来の最低リース支払料総額は、以下の通りである。

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
以下に満期を迎える不動産及びその他の リース				
1年以内	64	69	76	89
1年超5年以内	121	136	102	138
5年超	117	101	94	102
合計	302	306	272	329

当グループは、オペレーティング・リースの下で所有される多くの不動産及びオフィス用設備の借り手となっている。これらのリースの当初期間は通常、1年から7年であり、全ての条件が再交渉されるリース更新オプションが付されている。リースの支払料は通常、市場レートを反映してリース期間の終了時に増加する。条件付リース料を含むリースはなかった。

投資コミットメント

(単位：百万米ドル)

	2007年 11月30日に 終了した 事業年度	2008年 11月30日に 終了した 事業年度	2009年 11月30日に 終了した 事業年度	2010年 5月31日に 終了した 6ヶ月間
1年以内	-	107	90	134
1年超5年以内	143	51	36	12
5年超	-	131	138	104
合計	143	289	264	250

投資コミットメントは、プライベート・エクイティ・パートナーシップに対する投資のコミットメントからなる。

偶発債務

当グループは、事業を行う各地域別市場において、保険、証券、資本市場、年金、情報プライバシー及びその他に関する監督機関による規制を受けており、適合性、販売又は引受査定の実務、保険金の支払及び手続き、商品設計、開示、事務、給付の拒否及び遅滞並びに信認義務又はその他の義務の違反に関して、規制に従っていないとみなされた場合又は実際に違反した場合、規制措置を受けるリスクを負っている。当グループはこれらの問題を、本財務情報において適切に提示してい

るものと考えている。

当グループは、その業務において、商業活動、販売業務、商品の適合性、保険契約及び保険金請求などにより発生する法的手続き、申立て及びその他の法的措置の対象となる可能性がある。当グループはこれらの問題を、本財務情報において適切に提示しているものと考えている。

当グループは、オーストラリアの住宅モーゲージを対象とした住宅モーゲージ信用再保険契約における再保険会社である。法律の改定により、当該契約に基づく追加の出再は2008年7月に終了し、この再保険はAIGの子会社に全額出再(再々保険)された。当グループは取引相手である再々保険の引受保険会社が債務を引き受けることができない場合、損失リスクにさらされる。再保険契約に関連したモーゲージ・ローンの元本の残高は、2010年5月31日現在約2,977百万米ドル(2007年11月30日現在：4,507百万米ドル、2008年11月30日現在：3,147百万米ドル、2009年11月30日現在：3,588百万米ドル)であった。これらの契約により発生する負債及び関連する再保険資産は、合計でそれぞれ15百万米ドル(2007年11月30日現在：31百万米ドル、2008年11月30日現在：32百万米ドル、2009年11月30日現在：24百万米ドル)であり、当グループの会計方針に従って、本財務情報において総額ベースで表示されている。当グループは当該契約の条項により、期末現在の残高の全額を再々保険の受再保険会社から回収することを見込んでいる。一方の当事者の支配関係に変更がある場合には、他方の当事者は再々保険を解約する権利を有し、当グループはランオフ基準又はクリーンカット基準のいずれかによる解約を選択する。

当グループは、主に1970年代及び1980年代に引き受けた損害保険の再保険及び再々保険を提供している。2009年11月30日に終了した3年間及び2010年5月31日までの期間において、通知された重要な保険金請求はないため、当グループは今後重大な負債は発生しないと考えている。本件再編成によりAIAバミューダがAIAグループに移転された際、AIAバミューダの元の所有者であるAIRCOは、2009年2月28日より前にAIAバミューダのバミューダ事務所が引き受けた保険により発生し2010年11月1日より前になされる保険金請求に関して、損失に対する無制限の補償をAIAに提供している。

2010年5月31日現在、当グループは、元本保証及び債務保証を約1.8百万米ドル、並びに累積価額が約1,282百万米ドル(2007年11月30日現在：1,272百万米ドル、2008年11月30日現在：1,232百万米ドル、2009年11月30日現在：1,260百万米ドル)である年金基金の受益権保有者に対して0%から5%の範囲の最低収益率を保証する契約を締結している。当グループは、該当する監督機関の承認を得ることを条件に、保証収益率を引き下げることができる。

AIAグループの免許は、当グループの法体制を含む様々な要素に照らして、当グループの監督機関により随時見直される。

[次へ](#)

43 子会社

当グループの当期純利益に大きく貢献している、又は当グループの資産及び負債の重要な要素を保有している主要な子会社は、以下の通りである。

法人設立及び営業地	主要な活動	発行済株式資本	当グループの持分(%)				監査人	監査年度	
			2007年 11月30 日 現在	2008年 11月30 日 現在	2009年 11月30 日 現在	2010年 5月31 日 現在			
アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー・リミテッド ⁽¹⁾ (「AIA」)	香港	保険	805,902,610株 (額面5米ドル)	100%	100%	100%	100%	プライスウォーターハウスクーパース	2007年度から2010年度
アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー(バミューダ)リミテッド(「AIAバミューダ」)	バミューダ	保険	3,000,000株 (額面1.20米ドル)	100%	100%	100%	100%	プライスウォーターハウスクーパース	2007年度から2010年度
アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・カンパニー(オーストラリア)リミテッド	オーストラリア	保険	1,972,800株 (額面1豪ドル) 及び 償還可能優先株 95,500株	100%	100%	100%	100%	プライスウォーターハウスクーパース	2007年度から2010年度
AIAペンション・アンド・トラステイ・カンパニー・リミテッド	英領バージン諸島	信託	普通株式 1,300,000株 (額面1米ドル)	100%	100%	100%	100%	プライスウォーターハウスクーパース	2007年度から2010年度
アメリカン・インターナショナル・アシュアランス・パーハッド	マレーシア	保険	普通株式 241,706,000株 (額面1マレーシア・リンギット)	-	100%	100%	100%	プライスウォーターハウスクーパース	2008年度から2010年度
PT AIAファイナンス(旧PT AIGライフ)	インドネシア	保険	477,711,032株 (額面1,000インドネシア・ルピア)	100%	100%	100%	100%	アーンスト・アンド・ヤング プライスウォーターハウスクーパース	2007年度 2008年度から2010年度
PT.アシュランシAIAインドネシア ⁽²⁾	インドネシア	保険	450株 (額面10百万インドネシア・ルピア)	60%	60%	-	-	アーンスト・アンド・ヤング プライスウォーターハウスクーパース	2007年度 2008年度
ザ・フィリピン・アメリカン・ライフ・アンド・ジェネラル・インシュランス・カンパニー	フィリピン	保険	200,000,000株 (額面10フィリピン・ペソ)	99.78%	99.78%	99.78%	99.78%	アーンスト・アンド・ヤング プライスウォーターハウスクーパース	2007年度、 2008年度、 2009年度、 2010年度
AIA(ベトナム)ライフ・インシュランスカンパニー・リミテッド(旧AIGライフ・インシュランス(ベトナム)カンパニー・リミテッド)	ベトナム	保険	払込資本 1,028,210,591,693 ベトナム・ドン	100%	100%	100%	100%	プライスウォーターハウスクーパース	2007年度から2010年度
グランド・デザイン・デベロップメント・リミテッド	英領バージン諸島	投資持株会社	10,000株 (額面100香港ドル)	100%	100%	100%	100%	ケーピーエムジー プライスウォーターハウスクーパース	2007年度 2008年度から2010年度

	法人設立及び営業地	主要な活動	発行済株式資本	当グループの持分(%)				監査人	監査年度
				2007年 11月30 日 現在	2008年 11月30 日 現在	2009年 11月30 日 現在	2010年 5月31 日 現在		
ベイショア・デベ ロップメント・グ ループ・リミテッド	英領 バージ ン諸島	投資 持株 会社	100株 (額面1米ドル)	90%	90%	90%	90%	ケーピーエムジー プライスウォーター ハウスクーパース	2007年度 2008年度から 2010年度
BPI-Philamライフ・ アシュアランス・ コーポレーション(旧 アヤラ・ライフ・ア シュランス・インク)	フィリ ピン	保険	749,993,979株 (額面1フィリ ピン・ペソ)	-	-	51%	51%	プライスウォーター ハウスクーパース	2009年度から 2010年度

注：(1) 当社の子会社。

(2) 2009年度において処分された。

全ての子会社は非上場会社である。

[次へ](#)

44 直接的及び最終的な支配会社

2009年11月30日より前において、AIAの直接支配会社は、バミューダの会社であるAIRCOであり、AIRCOの最終的な親会社は、米国の保険及び金融サービス・グループであるAIGであった。

2008年9月、AIGはFRBNYとの間に850億米ドルのリボルビング・クレジット契約(以下「クレジット契約」という。)並びに保証及び担保契約を締結した。クレジット契約に関連して、AIGは、米国財務省の利益のみを目的として設立されるトラスト(以下「AIGクレジット・ファシリティ・トラスト」という。)に対して、有配当型転換優先株式のシリーズ(以下「シリーズC優先株式」という。)を発行することに合意した。2009年3月4日、AIGクレジット・ファシリティ・トラストに対してシリーズC優先株式が発行された。シリーズC優先株式にはあらゆる議題についてAIG普通株式と同様の議決権が付されており、転換後ベースで、議決権を有するAIG株式の約79.8%を占める。AIGクレジット・ファシリティ・トラストには3社の独立した受託会社が指定されている。トラスト契約の条件に準拠して、受託会社は優先株式に対して絶対的な裁量権と最終的な支配権を有しており、AIG株主の全権利、権限及び特権を行使する。

上述の行動によるAIAの直接的な株主の変更はなかった。しかし、AIAの最終的な親会社であるAIGにおいて、支配の変更が発生した。シリーズC優先株式の所有を通じて、当該トラストは、AIGが直接又は間接的に所有する全ての国内外の子会社の間接持分を所有しており、AIGの最終的な支配会社となっている。

2009年3月2日に、AIG及びFRBNYは、特に上述のクレジット契約に基づくAIGの債務を減じることになる取引実施の意思を発表した。これに従い、FRBNYとの契約が2009年6月25日に締結された。FRBNYとの契約に基づき、以下の取引が実施された。

- ・2009年8月11日に、AIGライフ・ホールディングス(インターナショナル)LLC(以下「AIGライフ」という。)は特別目的会社であるAIAオーロラLLCを設立した。
- ・2009年8月24日に、AIAオーロラLLCはAIAグループ・リミテッドを設立した。
- ・2009年10月8日に、AIGライフはAIAオーロラLLCをAIRCOへ譲渡した。
- ・2009年11月30日に、AIRCOはAIAをAIAグループ・リミテッドへ譲渡した。
- ・2009年12月1日に、AIRCOは160億米ドルの残余財産分配優先権を有するAIAオーロラ・LLCの優先持分をFRBNYへ譲渡した。
- ・2009年12月1日現在、AIGはAIAオーロラLLCの100%の普通株式(直接保有1%、AIRCOを通じた間接保有99%)を有していた。
- ・FRBNYが受け取ったAIAオーロラLLCの優先持分の対価として、クレジット契約に基づくAIGの債務残高が160億米ドル減額された。

これに伴い、AIAの前の直接的な親会社であったAIRCOがAIAをAIAグループ・リミテッドへ譲渡した後、2009年11月30日を以て、AIAグループ・リミテッドは、AIAの直接的な支配会社となった。

2010年6月18日にAIRCOは、AIAオーロラLLCにおける普通株式の99%をその直接の株主であるAIGライフに対し、現物配当の形で分配した。同日にAIGライフは同じものをAIGに分配した。分配の後、AIRCOはAIAオーロラLLCのいかなる普通株式も有していない。分配により、AIGはAIAオーロラLLCに対して、1%の直接持分とAIRCOを通じた99%の間接持分ではなく、100%の普通株式による直接の持分を有している。FRBNYはAIAオーロラLLCの優先持分を保有し続けている。

45 報告期間後の後発事象

2010年8月20日、当グループはAIG株式をAIGに対し約81百万米ドルで売却し、約73百万米ドルの実現利益を計上することになった。

2010年10月（未定）日に、当グループはAIGからの借入金50百万米ドルを返済した。

当社の財務情報

財政状態計算書

(単位：百万米ドル)

	注記	2009年11月30日 現在	2010年5月31日 現在
資産			
子会社に対する投資	2	13,994	13,994
貸付金及び債権		-	1
現金及び現金同等物	3	44	14
資産合計		14,038	14,009
負債			
借入金	4	50	50
引当金	5	30	1
負債合計		80	51
資本			
発行済株式資本及び発行予定株式	6	12,044	12,044
資本剰余金	6	1,914	1,914
利益剰余金		-	-
資本合計		13,958	13,958
負債及び資本合計		14,038	14,009

注：(1) 2009年11月30日に終了した期間の当社の財務情報は、2009年8月24日の設立時より2009年11月30日の期間について表示されている。当社の財務情報は当グループの財務情報と合わせて読まれるべきである。

(2) 2009年11月30日及び2010年5月31日に終了した期間において、当社の当期純利益はなかった。

当社の財務情報に対する注記

1 会計方針

当社の会計方針は、該当する場合、9ページから38ページ(訳者注：原文のページ)において詳述された当グループの会計方針に等しい。

2 子会社に対する投資

当社の子会社に対する投資の変動は、以下の通りである。

	(単位：百万米ドル)
設立時	-
2009年11月30日に終了した期間中の取得	13,994
2009年11月30日及び2010年5月31日現在	13,994

当社の子会社に関する詳細については、当グループの連結財務情報の注記43を参照のこと。

3 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の勘定は、現金14百万米ドル(2009年11月30日現在：44百万米ドル)及び現金同等物0米ドル(2009年11月30日現在：0米ドル)からなる。

4 借入金

借入金とは、AIGからの借入金を示す。借入金には利息は発生せず、返済期限も定められていない。

5 引当金

当社によるAIAの取得に関連して、見積譲渡費用に対する引当金が認識された。

6 株式資本及び資本剰余金

株式資本及び資本剰余金の詳細については、当グループの連結財務情報の注記34に表示されている。

7 リスク管理

当グループにおけるリスク管理については、当グループの連結財務情報の注記37に詳述されている。

当社の業務は、子会社及び関連会社の事業に対する投資の管理である。そのリスクは、連結グループにおいて詳述されたものと等しいとみなされている。当社は当該投資を、会計方針2.4に準拠し、取得原価で保有する。

子会社及び関連会社に対する投資以外の金融資産は、主に現金及び現金同等物からなる。

2009年11月30日及び2010年5月31日現在、当社が保有する金融負債は、AIGからの借入金からなる。

8 関連当事者取引

当社は、通常の業務の過程において、子会社から配当金及び受取利息を受け取り、当該子会社に対して利息及び費用を支払う。

財務情報の他の部分で開示されている場合を除き、その他の重要な関連当事者取引はなかった。

財政状態計算書日後の財務書類

2010年5月31日より後のいかなる期間においても、当社又は当社の子会社により作成された監査済財務書類はない。2010年5月31日より後のいかなる期間においても、当社又は当社の子会社が宣言した又は支払った配当金はない。

敬白

プライスウォーターハウスクーパース

公認会計士

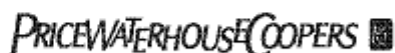
香港

[次へ](#)

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

The following is the text of a report received from the Company's reporting accountant, PricewaterhouseCoopers, Certified Public Accountants, Hong Kong, for the purpose of incorporation in this prospectus. It is prepared and addressed to the directors of the Company and to the Joint Sponsors pursuant to the requirements of Auditing Guideline 3.340 "Prospectuses and the Reporting Accountant" issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants.



羅兵咸永道會計師事務所

PricewaterhouseCoopers
29/F, Prince's Building
Central, Hong Kong

DRAFT

[Date] 2010

The Directors
AIA Group Limited

Citigroup Global Market Asia Limited
Deutsche Bank AG, Hong Kong Branch
Goldman Sachs (Asia) L.L.C.
Morgan Stanley Asia Limited

Dear Sirs,

We report on the financial information (the "Financial Information") of AIA Group Limited (the "Company") and its subsidiaries (together, the "Group") which comprises the consolidated statements of financial position as at November 30, 2007, 2008 and 2009 and May 31, 2010, the statements of financial position of the Company as at November 30, 2009 and May 31, 2010, and the consolidated income statements, the consolidated statements of comprehensive income, the consolidated statements of changes in equity and the consolidated cash flow statements for each of the years ended November 30, 2007, 2008 and 2009 and the six months ended May 31, 2010 (the "Relevant Periods"), and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes. This financial information has been prepared by the directors of the Company and is set out in Sections I to III below for inclusion in Appendix I to the prospectus of the Company dated [date] (the "Prospectus") in connection with the initial listing of shares of the Company on the Main Board of The Stock Exchange of Hong Kong Limited.

The Company was incorporated in Hong Kong on August 24, 2009 as a limited liability company. Pursuant to a group reorganisation as described in Note 1 of Section II headed "Corporate information and group reorganisation" below, which was completed on November 30, 2009, the Company became the holding company of the subsidiaries now comprising the Group (the "Reorganisation").

As at the date of this report, the Company has direct and indirect interests in the principal subsidiaries, joint ventures and associated companies as set out in Notes 15 and 43 of Section II below. All of these companies are not listed.

The directors of the Company have prepared consolidated financial statements of the Company for the Relevant Periods, in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRSs") issued by the International Accounting Standards Board and Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (the "HKICPA") (the "Underlying Financial Statements"). We have audited the Underlying Financial Statements in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (the "HKSA") issued by the HKICPA pursuant to separate terms of engagement with the Company.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

The financial information has been prepared based on the Underlying Financial Statements with no adjustment made thereon.

Directors' responsibility for the financial information

The directors of the Company are responsible for the preparation and the true and fair presentation of the financial information in accordance with IFRSs and HKFRSs. This responsibility includes designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and the true and fair presentation of the financial information that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Reporting accountant's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial information and to report our opinion to you. We carried out our procedures in accordance with the Auditing Guideline 3.340 "Prospectuses and the Reporting Accountant" issued by the HKICPA.

Opinion

In our opinion, the financial information gives, for the purposes of the Prospectus, a true and fair view of the state of affairs of the Company as at November 30, 2009 and May 31, 2010 and of the state of affairs of the Group as at November 30, 2007, 2008 and 2009 and May 31, 2010 and of the Group's results and cash flows for each of the Relevant Periods then ended.

Review of stub period comparative financial information

We have reviewed the stub period comparative financial information set out in Sections I to III below included in Appendix I to the Prospectus which comprises the consolidated income statements, the consolidated statements of comprehensive income, the consolidated statements of changes in equity and the consolidated cash flow statements for the six months ended May 31, 2009 and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes (the "Stub Period Comparative Financial Information").

The directors are responsible for the preparation and presentation of the Stub Period Comparative Financial Information in accordance with the accounting policies set out in Note 2 of Section II below which are in conformity with IFRSs and HKFRSs.

Our responsibility is to express a conclusion on the Stub Period Comparative Financial Information based on our review. We conducted our review in accordance with Hong Kong Standard on Review Engagements 2410, "Review of Interim Financial Information Performed by the Independent Auditor of the Entity" issued by the HKICPA. A review consists of making inquiries, primarily of persons responsible for financial and accounting matters, and applying analytical and other review procedures. A review is substantially less in scope than an audit conducted in accordance with HKSA and consequently does not enable us to obtain assurance that we would become aware of all significant matters that might be identified in an audit. Accordingly, we do not express an audit opinion.

Based on our review, nothing has come to our attention that causes us to believe that the Stub Period Comparative Financial Information, for the purpose of the Prospectus, has not been prepared, in all material respects, in accordance with the accounting policies set out in Note 2 of Section II below which are in conformity with IFRSs and HKFRSs.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

I. FINANCIAL INFORMATION

1. Consolidated Income Statement

Notes	Year ended	Year ended	Year ended	Six months	Six months
	30 November 2007	30 November 2008	30 November 2009	ended 31 May 2009	ended 31 May 2010
	US\$m				
	unaudited				
Revenue					
<i>Turnover</i>					
	9,573	10,674	10,433	4,879	5,339
Premiums and fee income					
Premiums ceded to reinsurers	(833)	(392)	(331)	(143)	(226)
Net premiums and fee income	8,740	10,282	10,102	4,736	5,113
Investment return	8	8,409	(8,998)	8,843	4,414
Other operating revenue	8	77	526	71	26
Total revenue	15,226	3,810	19,016	9,176	7,203
Expenses					
Insurance and investment contract					
benefits	11,016	1,457	13,814	6,582	4,677
Insurance and investment contract					
benefits ceded	(853)	(248)	(251)	(115)	(163)
Net insurance and investment contract					
benefits	10,363	1,209	13,563	6,467	4,514
Commission and other acquisition					
expenses	947	1,563	1,648	731	660
Operating expenses	962	1,069	981	467	525
Restructuring and separation costs	—	10	89	25	18
Investment management expenses	92	103	89	41	48
Finance costs	203	159	50	32	4
Change in third party interests in					
consolidated investment funds	80	(319)	164	132	(12)
Total expenses	12,647	3,814	16,584	7,895	5,757
Profit/(loss) before share of loss from					
associates	2,579	(4)	2,432	1,281	1,446
Share of loss from associates	—	(26)	(21)	(13)	(8)
Profit/(loss) before tax	2,579	(32)	2,411	1,268	1,438
Income tax (expense)/credit attributable					
to policyholders' returns	(70)	90	(137)	(46)	(70)
Profit/(loss) before tax attributable to					
shareholders' profits	2,509	58	2,274	1,222	1,368
Tax (expense)/credit	10	(651)	445	(654)	(376)
Less: tax attributable to policyholders'					
returns	70	(90)	137	46	70
Tax (expense)/credit attributable to					
shareholders' profits	(581)	355	(517)	(259)	(306)
Net profit	1,928	413	1,757	963	1,062
<i>Net profit attributable to:</i>					
Shareholders of AIA Group					
Limited	1,914	408	1,754	966	1,057
Non-controlling interests	14	5	3	(3)	5
Earnings per share (US\$)					
Basic and diluted	12	0.16	0.03	0.15	0.09

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

2. Consolidated Statement of Comprehensive Income

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
			US\$m		
Net profit	1,928	413	1,757	963	1,062
Fair value gains/(losses) on available for sale financial assets (net of tax of; for the year ended 30 November 2007: US\$181m; for the year ended 30 November 2008: US\$(22)m; for the year ended 30 November 2009: US\$(139)m; six month period ended 31 May 2009 (unaudited): US\$(98)m; six month period ended 31 May 2010: US\$(210)m)	(1,233)	(4,801)	2,915	1,090	619
Fair value (gains)/losses on available for sale financial assets transferred to income on disposal and impairment (net of tax of; for the year ended 30 November 2007: US\$nil; for the year ended 30 November 2008: US\$10m; for the year ended 30 November 2009: US\$6m; six month period ended 31 May 2009 (unaudited): US\$1m; six month period ended 31 May 2010: US\$nil)	(1)	222	223	43	(53)
Foreign currency translation adjustments	344	(796)	764	424	18
Other comprehensive income	(890)	(5,375)	3,902	1,557	584
Total comprehensive income	<u>1,038</u>	<u>(4,962)</u>	<u>5,659</u>	<u>2,520</u>	<u>1,646</u>
<i>Total comprehensive income attributable to:</i>					
Shareholders of AIA Group Limited	1,021	(4,922)	5,611	2,487	1,640
Non-controlling interests	17	(40)	48	33	6

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

3. Consolidated Statement of Financial Position

	Notes	30 November 2007	30 November 2008	30 November 2009	31 May 2010
		US\$m			
Assets					
Intangible assets	14	200	232	233	242
Investments in associates	15	63	47	53	63
Property, plant and equipment	16	352	332	326	303
Investment property	17, 18	190	217	244	247
Reinsurance assets	19	2,668	147	284	458
Deferred acquisition and origination costs	20	10,044	10,047	10,976	11,227
Financial investments:	21, 23				
Loans and receivables		5,665	4,002	4,648	4,564
Available for sale					
Debt securities		30,955	29,934	37,722	40,853
Equity securities—shares in AIG		2,520	87	62	77
At fair value through profit or loss					
Debt securities		13,449	12,389	14,479	14,981
Equity securities		17,619	8,660	16,116	17,317
Derivative financial instruments	22	422	252	453	521
		70,630	55,324	73,480	78,313
Other assets	24	1,462	1,499	1,600	1,663
Cash and cash equivalents	25	2,583	4,164	3,405	3,222
Assets of disposal groups held for sale	11	—	—	58	—
Total assets		88,192	72,009	90,659	95,738
Liabilities					
Insurance contract liabilities	26	57,161	52,158	63,255	66,781
Investment contract liabilities	27	6,505	4,898	7,780	8,012
Borrowings	29	1,461	661	688	682
Obligations under securities lending and repurchase agreements	30	5,395	2,718	284	670
Derivative financial instruments	22	47	138	71	40
Provisions	32	142	166	280	188
Deferred tax liabilities	10	1,427	547	1,087	1,373
Current tax liabilities		269	218	185	302
Other liabilities	33	2,294	1,587	2,012	2,083
Liabilities of disposal groups held for sale	11	—	—	58	—
Total liabilities		74,701	63,091	75,700	79,131
Equity					
Issued share capital and shares yet to be issued	34	12,000	12,000	12,044	12,044
Share premium	34	1,914	1,914	1,914	1,914
Other reserves		(13,215)	(12,480)	(12,110)	(12,111)
Retained earnings		9,431	9,494	11,223	12,280
Fair value reserve		2,989	(1,565)	1,528	2,092
Foreign currency translation reserve		341	(455)	309	328
Amounts reflected in other comprehensive income		3,310	(2,020)	1,837	2,420
Total equity attributable to:					
Shareholders of AIA Group Limited		13,440	8,908	14,908	16,547
Non-controlling interests	35	51	10	51	60
Total equity		13,491	8,918	14,959	16,607
Total liabilities and equity		88,192	72,009	90,659	95,738

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

4. Consolidated Statement of Changes in Equity

	Notes	Issued share capital, shares yet to be issued and share premium	Other reserves	Retained earnings	Fair value reserve	Foreign currency translation reserve	Non-controlling interests	Total Equity
		US\$m						
Balance at 1 December								
2006		13,914	(13,376)	7,810	4,194	—	77	12,619
Net profit		—	—	1,914	—	—	14	1,928
Fair value losses on available for sale financial assets		—	—	—	(1,236)	—	3	(1,233)
Fair value gains on available for sale financial assets transferred to income on disposal and impairment		—	—	—	(1)	—	—	(1)
Foreign currency translation adjustments		—	—	—	—	344	—	344
Capital contributions		—	164	—	—	—	—	164
Dividends	13	—	—	(259)	—	—	(2)	(261)
Acquisition of non-controlling interest		—	—	(34)	12	(3)	(41)	(66)
Share based compensation		—	(3)	—	—	—	—	(3)
Balance at 30 November								
2007		13,914	(13,215)	9,431	2,969	341	51	13,491
Net profit		—	—	408	—	—	5	413
Fair value losses on available for sale financial assets		—	—	—	(4,756)	—	(45)	(4,801)
Fair value losses on available for sale financial assets transferred to income on disposal and impairment		—	—	—	222	—	—	222
Foreign currency translation adjustments		—	—	—	—	(796)	—	(796)
Capital contributions		—	731	—	—	—	—	731
Dividends	13	—	—	(345)	—	—	(1)	(346)
Share based compensation		—	4	—	—	—	—	4
Balance at 30 November								
2008		13,914	(12,480)	9,494	(1,565)	(455)	10	8,918
Net profit		—	—	1,754	—	—	3	1,757
Fair value gains on available for sale financial assets		—	—	—	2,870	—	45	2,915
Fair value losses on available for sale financial assets transferred to income on disposal and impairment		—	—	—	223	—	—	223
Foreign currency translation adjustments		—	—	—	—	764	—	764
Capital contributions		44	364	—	—	—	—	408
Dividends	13	—	—	(25)	—	—	—	(25)
Acquisition of subsidiary		—	—	—	—	—	44	44
Disposal of subsidiary		—	—	—	—	—	(51)	(51)
Share based compensation		—	6	—	—	—	—	6
Balance at 30 November								
2009		13,958	(12,110)	11,223	1,528	309	51	14,959

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

4. Consolidated Statement of Changes in Equity (Continued)

	Notes	Issued share capital, shares yet to be issued and share premium	Other reserves	Retained earnings	Fair value reserve	Foreign currency translation reserve	Non-controlling interests	Total Equity
USSm								
Six months ended 31 May 2009 (unaudited)								
Balance at 1 December 2008								
2008		13,914	(12,480)	9,494	(1,565)	(455)	10	8,918
Net profit		—	—	966	—	—	(3)	963
Fair value gains on available for sale financial assets		—	—	—	1,054	—	36	1,090
Fair value losses on available for sale financial assets transferred to income on disposal and impairment		—	—	—	43	—	—	43
Foreign currency translation adjustments		—	—	—	—	424	—	424
Capital contributions		—	49	—	—	—	—	49
Dividends	13	—	—	—	—	—	—	—
Acquisition of subsidiary		—	—	—	—	—	3	3
Share based compensation		—	5	—	—	—	—	5
Balance at 31 May 2009		<u>13,914</u>	<u>(12,426)</u>	<u>10,460</u>	<u>(468)</u>	<u>(31)</u>	<u>46</u>	<u>11,495</u>
Balance at 1 December 2009								
2009		13,958	(12,110)	11,223	1,528	309	51	14,959
Net profit		—	—	1,057	—	—	5	1,062
Fair value gains on available for sale financial assets		—	—	—	617	—	2	619
Fair value losses on available for sale financial assets transferred to income on disposal and impairment		—	—	—	(53)	—	—	(53)
Foreign currency translation adjustments		—	—	—	—	19	(1)	18
Dividends	13	—	—	—	—	—	—	—
Acquisition of subsidiary		—	—	—	—	—	3	3
Share based compensation		—	(1)	—	—	—	—	(1)
Balance at 31 May 2010		<u>13,958</u>	<u>(12,111)</u>	<u>12,280</u>	<u>2,092</u>	<u>328</u>	<u>60</u>	<u>16,607</u>

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

5. Consolidated Statement of Cash Flows

Cash flows presented in this statement cover all the Group's activities and include flows from both investment-linked contracts and participating funds, and shareholder activities.

		Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009	Six months ended 31 May 2010
Notes					unaudited	
		US\$m				
Cash flows from operating activities						
		2,579	(32)	2,411	1,268	1,438
		—	(447)	—	—	—
	21	(11,934)	10,054	(11,044)	(5,285)	(4,072)
	26	9,572	(2,974)	10,132	4,772	2,522
	30	1,609	(3,162)	(2,505)	(324)	382
		(2,190)	(3,709)	(2,619)	(1,128)	(1,807)
		2,462	2,933	2,798	1,351	1,489
		185	201	147	70	114
		(203)	(159)	(50)	(4)	(4)
		(446)	(418)	(371)	(173)	(177)
		1,634	2,287	(1,101)	546	(115)
Cash flows from investing activities						
	15	(8)	(48)	(24)	(17)	(14)
	15	217	17	1	—	—
	4	(207)	—	(26)	—	(15)
		—	—	(2)	—	—
	16, 17	(61)	(114)	(39)	(34)	(20)
		9	15	8	5	—
	14	(22)	(38)	(36)	(5)	(9)
		—	—	22	19	—
		(72)	(168)	(96)	(32)	(58)
Cash flows from financing activities						
	13	(261)	(346)	(25)	—	—
	29	101	50	21	6	62
	29	—	(849)	(49)	(11)	(69)
		(66)	—	—	—	—
		164	731	401	49	—
		(62)	(414)	348	44	(7)
		1,500	1,705	(851)	558	(180)
		1,035	2,583	4,164	4,164	3,405
		48	(124)	92	63	(3)
	25	2,583	4,164	3,405	4,785	3,222

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

II. NOTES TO THE FINANCIAL INFORMATION**1. Corporate information and group reorganisation**

AIA Group Limited ('the Company') was established as a company with limited liability incorporated in Hong Kong on 24 August 2009. The address of its registered office is 35/F, AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong.

AIA Group Limited and its subsidiaries (collectively 'the AIA Group' or 'the Group') is a life insurance based financial services provider operating in 15 jurisdictions throughout the Asia Pacific region. The Group's principal activity is the writing of life insurance business, providing life, pensions and accident and health insurance throughout Asia, and distributing related investment and other financial services products to its customers.

The AIA Group was formed following several steps in the reorganisation of the Asia Pacific life insurance operations of American International Group, Inc. ('AIG'). These included the reorganisation steps required under the purchase agreement dated 25 June 2009 among AIG, American International Reinsurance Company, Ltd ('AIRCO'), the Company's immediate parent company prior to the completion of the reorganisation and a fellow subsidiary of AIG, and the Federal Reserve Bank of New York (the 'FRBNY') ('the FRBNY Agreement') under which AIG agreed to contribute the equity of American International Assurance Company, Limited ('AIA') to a special purpose vehicle, AIA Aurora LLC, the details of which are set out in Note 44, Immediate and ultimate controlling party. The main steps in the reorganisation are summarised as follows:

- on 19 February 2009, AIA entered into a series of agreements with AIRCO in respect of the transfer of American International Assurance Company (Bermuda) Limited ('AIA-B'), AIA Australia Limited (previously known as American International Assurance Company (Australia) Limited) and AIA Pension and Trustee Co. Ltd (including, as of the transaction date, all of their subsidiaries, joint ventures and associates, and other investments) to AIA. These transactions completed on 28 February 2009;
- on 1 June 2009, American Life Insurance Company ('ALICO'), a fellow subsidiary of AIG, transferred its Taiwan branch together with the branch's life insurance and related business to AIA-B;
- on 13 August 2009, AIA-B entered into an agreement with AIG in respect of the transfer of AIG Global Investment Corporation (Asia) Limited to AIG. This transaction completed on 25 November 2009;
- on 24 August 2009, AIA entered into an agreement with AIG and ALICO in respect of the transfer of The Philippine American Life and General Insurance Company ('Philam') (including, as of the date of acquisition, all of its subsidiaries, joint ventures and associates, and other investments) to AIA. Philam's shares were transferred to AIA in exchange for a promissory note issued by AIA, with a principal amount of US\$586m ('the AIA promissory note'). The AIA promissory note was transferred by AIG and ALICO to AIA's then immediate parent company, AIRCO, which contributed the AIA promissory note to AIA in exchange for shares in AIA, following which the AIA promissory note was extinguished. This transaction completed on 3 November 2009.
- on 24 August 2009, AIA Group Limited was formed by AIA Aurora LLC pursuant to the terms of the FRBNY Agreement;
- on 23 September 2009, TH Central Holdings Limited, a wholly-owned subsidiary of AIA, entered into an agreement with AIRCO to acquire certain ownership interests in fellow subsidiaries of AIG. These entities perform service functions and hold property in Thailand. These transactions completed on 15 October 2009.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

- on 27 November 2009, AIA Group Limited entered into an agreement with AIG and AIRCO, which completed on 30 November 2009, in respect of the transfer of AIA (including, as of the transaction date, all of its subsidiaries, joint ventures and associates, and other investments) to AIA Group Limited. AIRCO transferred AIA to AIA Group Limited in exchange for a promissory note issued by AIA Group Limited, with a principal amount of US\$13,954m ('the AIG Group promissory note'). AIRCO transferred the AIA Group promissory note to AIA Aurora LLC, which contributed the note to AIA Group Limited in exchange for shares (comprising issued share capital of US\$12,000m and share premium of US\$1,914m) and a further US\$50m promissory note from AIA Group Limited, upon receipt of which the first AIA Group promissory note was extinguished.

The group reorganisation and business combinations arising from transfers of interests in entities that are under the common control of AIG throughout all periods presented in the Financial Information, have been accounted for as if they had occurred at the beginning of the earliest period presented. The components of equity of the acquired entities are added to the same components within consolidated equity, except that any share capital of the acquired entities is recognised as part of other reserves.

Accordingly, the Financial Information presents the results of operations of the Group as if it had been in existence throughout the period from 1 December 2006 to date. All entities now comprising the Group, including joint ventures and associates, have adopted 30 November as their financial year end date for AIA Group reporting purposes.

2. Significant accounting policies**2.1 Basis of preparation and statement of compliance**

The Financial Information has been prepared in accordance with IFRS and HKFRS. HKFRS is substantially consistent with IFRS and the accounting policy selections that the Group has made in preparing the Financial Information are such that the Group is able to comply with both IFRS and HKFRS. References to IFRS, IAS and IFRIC in the Financial Information should be read as referring to the equivalent HKFRS, HKAS and HKFRIC as the case may be. Accordingly, there are no differences of accounting practice between IFRS and HKFRS affecting the Financial Information.

The Financial Information has been prepared using the historical cost convention, as modified by the revaluation of available for sale financial assets, certain financial assets and liabilities designated at fair value through profit or loss and derivative financial instruments, all of which are carried at fair value.

The Group has applied all IFRS standards and interpretations effective for accounting periods starting on or after 1 December 2009 consistently from the date of transition to IFRS and HKFRS on 1 December 2006, except that:

- Revised IFRS 3, *Business Combinations*, which became effective for the Group in the period ended 31 May 2010, has been adopted from 1 December 2009 without restatement of previously completed transactions
- Amendment to IAS 27, *Consolidated and Separate Financial Statements*, which became effective for the Group in the period ended 31 May 2010, has been adopted prospectively for transactions with non-controlling interests from 1 December 2009. Other changes arising from the amendment to IAS 27, which for the Group are limited to presentation and disclosure matters, have been reflected retrospectively in the Financial Information

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

The following standard which is not effective for the period ended 31 May 2010 has not been adopted in the Financial Information:

- IFRS 9, *Financial Instruments*.

The following new interpretations have not been applied because they have no material impact for the Group:

- IFRIC 15, *Agreements for the Construction of Real Estate*;
- IFRIC 17, *Distributions of Non-cash Assets to Owners*; and
- IFRIC 19, *Extinguishing Financial Liabilities with Equity Instruments*.

The following amendments to standards have no material impact for the Group:

- Amendments to IAS 24, *Related Party Disclosure: Revised definition of Related Parties*;
- Amendments to IFRS 2, *Share Based Payments, Vesting Conditions and Cancellations*;
- Amendments to IFRS 5, *Non-Current Assets Held for Sale and Discontinued Operations: Disclosures of non-current assets (or disposal groups) classified as held for sale or discontinued operations*;
- Amendments to IAS 32, *Financial Instruments: Presentation and IAS 1, Presentation of Financial Instruments, Puttable Financial Instruments and Obligations Arising on Liquidations*;
- Amendments to IAS 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement, Eligible Hedged Items* (see note 2.6.4);
- Amendments to IAS 7, *Statement of Cash Flows: Classification of expenditure on unrecognised assets*;
- Amendments to IAS 17, *Leases: Classification of leases of land and buildings*;
- Amendments to IAS 36, *Impairment of Assets: Unit of accounting for goodwill impairment test*;
- Amendments to IFRS 3, *Business Combinations, Transition requirements for contingent consideration from a business combination that occurred before the effective date of the revised IFRS, Measurement of non-controlling interests, Un-replaced and voluntarily replaced share-based payment awards*;
- Amendment to IFRS 7, *Financial Instruments: Disclosures, Clarification of disclosures*;
- Amendment to IAS 1, *Presentation of Financial Statements, Clarification of statement of changes in equity*;
- Amendment to IAS 27, *Consolidated and Separate Financial Statements, Transition requirements for amendments arising as a result of IAS 27*; and
- Amendment to IFRIC 13, *Customer Loyalty Programmes, Fair value of award credits*.

Items included in the Financial Information of each of the Group's entities are measured in the currency of the primary economic environment in which that entity operates (the functional currency). The Financial Information is presented in millions of US Dollars (US\$m) unless otherwise stated, which is the Company's functional currency, and the presentation currency of the Group.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

The significant accounting policies adopted in the preparation of the Financial Information are set out below. These policies have been applied consistently in all periods presented.

2.2 Operating profit

The long term nature of much of the Group's operations means that, for management's decision making and internal performance management purposes, the Group evaluates its results and its operating segments using a financial performance measure referred to as 'operating profit'. The Group defines operating profit before and after tax respectively as profit excluding the following non-operating items:

- investment experience (which consists of realised gains and losses, foreign exchange gains and losses, impairments and unrealised gains and losses on investments held at fair value through profit or loss);
- investment income related to investment-linked contracts (consisting of dividends, interest income and rent income);
- investment management expenses related to investment-linked contracts;
- corresponding changes in insurance and investment contract liabilities in respect of investment-linked contracts and participating funds (see note 2.3) and changes in third party interests in consolidated investment funds resulting from the above Policyholders' share of tax relating to changes in insurance and investment contract liabilities; and
- other significant items that management considers to be non-operating income and expenses.

Whilst these excluded non-operating items are significant components of the Group's profit, the Group considers that the presentation of operating profit enhances the understanding and comparability of its performance and that of its operating segments. The Group considers that trends can be more clearly identified without the fluctuating effects of these non-operating items, many of which are largely dependent on market factors.

Operating profit is provided as additional information to assist in the comparison of business trends in different reporting periods on a consistent basis and enhance overall understanding of financial performance.

2.3 Critical accounting policies and the use of estimates*Critical accounting policies*

The preparation of Financial Information requires the Group to select accounting policies and make estimates and assumptions that affect items reported in the consolidated income statement, consolidated statement of financial position, other primary statements and notes to the Financial Information. The Group considers its critical accounting policies to be those where a diverse range of accounting treatments is permitted by IFRS and significant judgments and estimates are required.

Product classification

IFRS 4, *Insurance Contracts*, requires contracts written by insurers to be classified either as insurance contracts or investment contracts, depending on the level of insurance risk. Insurance

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

contracts are those contracts that transfer significant insurance risk, while investment contracts are those contracts without significant insurance risk. Some insurance and investment contracts, referred to as participating business, have discretionary participation features, or DPF, which may entitle the customer to receive, as a supplement to guaranteed benefits, additional non-guaranteed benefits, such as policyholder dividends or bonuses. The Group applies the same accounting policies for the recognition and measurement of obligations arising from investment contracts with DPF as it does for insurance contracts.

Accordingly, the Group performs a product classification exercise covering its portfolio of contracts to determine the classification of contracts to these categories. Product classification requires the exercise of significant judgment to determine whether there is a scenario (other than those lacking commercial substance) in which an insured event would require the Group to pay significant additional benefits to its customers. In the event the Group has to pay significant additional benefits to its customers, the contract is accounted for as an insurance contract. For investment contracts that do not contain DPF, IAS 39, *Financial Instruments: Measurement and Recognition*, and, if the contract includes an investment management element, IAS 18, *Revenue Recognition*, are applied. IFRS 4 permits the continued use of previously applied accounting policies for insurance contracts and investment contracts with DPF, and this basis has been adopted by the Group in accounting for such contracts.

The judgments exercised in determining the level of insurance risk deemed to be significant in product classification affect the amounts recognised in the Financial Information as insurance and investment contract liabilities and deferred acquisition and origination costs.

Insurance contract liabilities (including liabilities in respect of investment contracts with DPF)

IFRS 4 permits a wide range of accounting treatments to be adopted for the recognition and measurement of insurance contract liabilities, including liabilities in respect of insurance and investment contracts with DPF. The Group calculates insurance contract liabilities for traditional life insurance using a net level premium valuation method, whereby the liability represents the present value of estimated future policy benefits to be paid, less the present value of estimated future net premiums to be collected from policyholders. This method uses best estimate assumptions adjusted for a provision for the risk of adverse deviation for mortality, morbidity, expected investment yields, policyholder dividends (for other participating business), surrenders and expenses set at the policy inception date. These assumptions remain locked in thereafter, unless a deficiency arises on liability adequacy testing. Interest rate assumptions can vary by geographical market, year of issuance and product. Mortality, surrender and expense assumptions are based on actual experience by each geographical market, modified to allow for variations in policy form. The Group exercises significant judgment in making appropriate assumptions.

For contracts with an explicit account balance, such as universal life and investment-linked contracts, insurance contract liabilities represent the accumulation value, which represents premiums received and investment returns credited to the policy less deductions for mortality and morbidity costs and expense charges. Significant judgment is exercised in making appropriate estimates of gross profits, which are also regularly reviewed by the Group.

Participating business, consisting of contracts with DPF, is distinct from other insurance and investment contracts as the Group has discretion as to either the amount or the timing of the benefits declared. In some geographical markets, participating business is written in a participating fund which is distinct from the other assets of the operating unit or branch. The allocation of benefits from the assets held in such participating funds is subject to minimum policyholder participation mechanisms which are established by applicable regulations. The extent of such policyholder participation may change over time.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

The Group accounts for insurance contract liabilities for participating business written in participating funds by establishing a liability for the present value of guaranteed benefits less estimated future net premiums to be collected from policyholders. In addition, an insurance liability is recorded for the proportion of the net assets of the participating fund that would be allocated to policyholders assuming all relevant surplus at the date of the consolidated statement of financial position were to be declared as a policyholder dividend based upon applicable regulations. Establishing these liabilities requires the exercise of significant judgment. In addition, the assumption that all relevant performance is declared as a policyholder dividend may not be borne out in practice. The Group accounts for other participating business by establishing a liability for the present value of guaranteed benefits and non-guaranteed participation, less estimated future net premiums to be collected from policyholders.

The judgments exercised in the valuation of insurance contract liabilities (including contracts with DPF) affect the amounts recognised in the Financial Information as insurance contract benefits and insurance contract liabilities.

Deferred policy acquisition and origination costs

The costs of acquiring new insurance contracts, including commission, underwriting and other policy issue expenses which vary with and are primarily related to the production of new business or renewal of existing business, are deferred as an asset. Deferred acquisition costs are assessed for recoverability in the year of policy issue to ensure that these costs are recoverable out of the estimated future margins to be earned on the policy. Deferred acquisition costs are assessed for recoverability at least annually thereafter. Future investment income is also taken into account in assessing recoverability. To the extent that acquisition costs are not considered to be recoverable at inception or thereafter, these costs are expensed in the consolidated income statement.

Deferred acquisition costs for traditional life insurance and annuity policies are amortised over the expected life of the contracts as a constant percentage of expected premiums. Expected premiums are estimated at the date of policy issue and are applied consistently throughout the life of the contract unless a deficiency occurs when performing liability adequacy testing.

Deferred acquisition costs for universal life and investment-linked contracts are amortised over the expected life of the contracts based on a constant percentage of the present value of estimated gross profits expected to be realised over the life of the contract or on a straight-line basis. Estimated gross profits include expected amounts for mortality, administration, investment and surrenders, less benefit claims in excess of policyholder balances, administrative expenses and interest credited. The interest rate used to compute the present value of estimates of expected gross profits is based on the Group's estimate of the investment performance of the assets held to match these liabilities. Estimates of gross profits are revised regularly. Deviations of actual results from estimated experience are reflected in earnings. The expensing of acquisition costs is accelerated following adverse investment performance. Likewise, in periods of favourable investment performance, previously expensed acquisition costs are reversed, not exceeding the amount initially deferred.

The costs of acquiring investment contracts with investment management services, including commissions and other incremental expenses directly related to the issue of each new contract, are deferred and amortised over the period that investment management service provided. Such deferred origination costs are tested for recoverability at each reporting date. The costs of acquiring investment contracts without investment management services are included as part of the effective interest rate used to calculate the amortised cost of the related investment contract liabilities.

The judgments exercised in the deferral and amortisation of acquisition and origination costs affect amounts recognised in the Financial Information as deferred acquisition and origination costs and insurance and investment contract benefits.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Liability adequacy testing

The Group evaluates the adequacy of its insurance and investment contract liabilities at least annually. Liability adequacy is assessed by portfolio of contracts in accordance with the Group's manner of acquiring, servicing and measuring the profitability of its insurance contracts. The Group performs liability adequacy testing separately for each geographical market in which it operates.

For traditional life insurance contracts, insurance contract liabilities, reduced by deferred acquisition costs and value of business acquired on acquired insurance contracts are compared with the gross premium valuation calculated on a best estimate basis, as of the valuation date. If there is a deficiency, the unamortised balance of deferred acquisition costs and value of business acquired on acquired insurance contracts are written down to the extent of the deficiency. If, after writing down deferred acquisition costs for the specific portfolio of contracts to nil, a deficiency still exists, the net liability is increased by the amount of the remaining deficiency.

For universal life and investment contracts, deferred acquisition costs, net of unearned revenue liabilities, are compared to estimated gross profits. If a deficiency exists, deferred acquisition costs are written down.

Significant judgment is exercised in determining the level of aggregation at which liability adequacy testing is performed and in selecting best estimate assumptions. The judgments exercised in liability adequacy testing affect amounts recognised in the Financial Information as commission and other acquisition expenses, deferred acquisition costs and insurance contract benefits and insurance and investment contract liabilities.

Financial assets at fair value through profit or loss

The Group designates financial assets at fair value through profit or loss if this eliminates or reduces an accounting mismatch between the recognition and measurement of its assets and liabilities, or if the related assets and liabilities are actively managed on a fair value basis. This is the case for:

- financial assets held to back investment-linked contracts and held by participating funds;
- financial assets managed on a fair value basis; and
- compound instruments containing an embedded derivative which would otherwise require bifurcation.

Available for sale financial assets

The available for sale category of financial assets is used where the relevant investments are not managed on a fair value basis. These assets principally consist of the Group's holding of shares of AIG and the Group's portfolio of debt securities (other than those backing participating fund liabilities and investment-linked contracts). Available for sale financial assets are initially recognised at fair value plus attributable transaction costs and are subsequently measured at fair value. Changes in the fair value of available for sale securities, except for impairment losses and foreign exchange gains and losses on monetary items, are recorded in a separate fair value reserve within total equity, until such securities are disposed of.

The classification and designation of financial assets, either as at fair value through profit or loss, or as available for sale, determines whether movements in fair value are reflected in the consolidated income statement or in the consolidated statement of comprehensive income respectively.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Fair values of financial assets

The Group determines the fair values of financial assets traded in active markets using quoted bid prices as of each reporting date. The fair values of financial assets that are not traded in active markets are typically determined using a variety of other valuation techniques, such as prices observed in recent transactions and values obtained from current bid prices of comparable investments. More judgment is used in measuring the fair value of financial assets for which market observable prices are not available or are available only infrequently.

Changes in the fair value of financial assets held by the Group's participating funds affect not only the value of financial assets, but are also reflected in corresponding movements in insurance and investment contract liabilities. This is due to an insurance liability being recorded for the proportion of the net assets of the participating funds that would be allocated to policyholders if all relevant surplus at the date of the consolidated statement of financial position were to be declared as a policyholder dividend based on current local regulations. Both of the foregoing changes are reflected in the consolidated income statement.

Changes in the fair value of financial assets held to back the Group's investment-linked contracts result in a corresponding change in insurance and investment contract liabilities. Both of the foregoing changes are also reflected in the consolidated income statement.

Impairment of financial assets

Financial assets, other than those at fair value through profit or loss, are assessed for impairment regularly. This requires the exercise of significant judgment. A financial investment is impaired if its carrying value exceeds the estimated recoverable amount and there is objective evidence of impairment to the investment.

Use of estimates

All estimates are based on management's knowledge of current facts and circumstances, assumptions based on that knowledge and predictions of future events and actions. Actual results can always differ from those estimates, possibly significantly.

The table below sets out those items we consider particularly sensitive to changes in estimates and assumptions, and the relevant accounting policy.

<u>Item</u>	<u>Accounting policy</u>
Insurance and investment contract liabilities	2.5
Deferred acquisition and origination costs	2.5
Liability adequacy testing	2.5.1
Impairment of financial instruments classified as available for sale	2.6.3
Fair value of financial instruments not traded in active markets	2.6.2

Further details of estimation uncertainty in respect of the valuation and impairment of financial instruments are given in Notes 23 and 31 respectively. Further details of the estimation of amounts for insurance and investment contract liabilities and deferred acquisition and origination costs are given in Notes 26, 27, 28 and 20 respectively.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

2.4 Basis of consolidation*Subsidiaries*

Subsidiaries are those entities (including special purpose entities) over which the Group, directly or indirectly, has power to exercise control over financial and operating policies in order to gain economic benefits. Subsidiaries are consolidated from the date on which control is transferred to the Group and are excluded from consolidation from the date at which the Group no longer has control. Intercompany transactions are eliminated.

From 1 December 2006, the date of transition to IFRS, the Group is required to use the purchase method of accounting to account for the acquisition of subsidiaries, unless the acquisition forms part of the Group reorganisation of entities under common control (see Note 1). Under this method, the cost of an acquisition is measured as the fair value of consideration payable, shares issued or liabilities assumed at the date of acquisition. The excess of the cost of acquisition over the fair value of the net assets of the subsidiary acquired is recorded as goodwill (see 2.11 below). Any surplus of the acquirer's interest in the subsidiary's net assets over the cost of acquisition is credited to the consolidated income statement.

The Financial Information of the Group include the assets, liabilities and results of the Company and subsidiaries in which AIA Group Limited has a controlling interest, using accounts drawn up to the balance sheet date.

Investment funds

In several countries, the Group has invested in investment funds, such as mutual funds and unit trusts. These invest mainly in equities, debt securities and cash and cash equivalents. The Group's percentage ownership in these funds can fluctuate from day to day according to the Group's and third party participation in them. Where the Group is deemed to control such funds, with control determined based on an analysis of the guidance in IAS 27 and SIC 12, they are consolidated, with the interests of parties other than the Group being classified as liabilities because there is a contractual obligation for the issuer to repurchase or redeem units in such funds for cash. These are presented as 'Third party interests in consolidated investment funds' within other liabilities in the consolidated statement of financial position. In instances where the Group's ownership of investment funds declines marginally below 50% and, based on historical analysis and future expectations, the decline in ownership is expected to be temporary, the funds continue to be consolidated as subsidiaries under IAS 27. Likewise, marginal increases in ownership of investment funds above 50% which are expected to be temporary are not consolidated. Where the Group does not control such funds, they are not accounted for as associates and are, instead, carried at fair value through profit or loss within financial investments in the consolidated statement of financial position.

Non-controlling interests

Non-controlling interests are presented within equity except when they arise through the minority's interest in puttable liabilities such as the unit holders' interest in consolidated investment funds, when they are recognised as a liability, reflecting the net assets of the consolidated entity.

Acquisitions and disposals of non-controlling interests, except when they arise through the minority's interest in puttable liabilities, are treated as transactions between equity holders. As a result, any difference between the acquisition cost or sale price of the non-controlling interest and the carrying value of the non-controlling interest is recognised as an increase or decrease in equity.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Group reorganisations and business combinations

Group reorganisations and business combinations arising from transfers of interests in entities that are under common control throughout all periods presented are accounted for as if they had occurred at the beginning of the earliest period presented in the Financial Information. The assets and liabilities acquired are measured at the carrying amounts recognised previously in AIG's consolidated financial statements, converted, where appropriate, to the Group's IFRS accounting policies. The components of equity of the acquired entities are added to the same components within equity, except that any share capital of the acquired entities is recognised as part of other reserves.

Associates and joint ventures

Associates are entities over which the Group has significant influence, but which it does not control. Generally, it is presumed that the Group has significant influence if it has between 20% and 50% of voting rights. Joint ventures are entities whereby the Group and other parties undertake an economic activity which is subject to joint control arising from a contractual agreement.

Gains on transactions between the Group and its associates and joint ventures are eliminated to the extent of the Group's interest in the associates and joint ventures. Losses are also eliminated, unless the transaction provides evidence of an impairment of an asset transferred between entities.

Investments in associates are accounted for using the equity method of accounting. Under this method, the cost of the investment in an associate, together with the Group's share of that entity's post acquisition changes to equity, is included as an asset in the consolidated statement of financial position. Cost includes goodwill arising on acquisition. The Group's share of post acquisition profits or losses is recognised in the consolidated income statement and its share of post acquisition movement in equity is recognised in equity. Equity accounting is discontinued when the Group no longer has significant influence over the investment. If the Group's share of losses in an associate equals or exceeds its interest in the undertaking, additional losses are provided for, and a liability recognised, only to the extent that the Group has incurred legal or constructive obligations or made payments on behalf of the associate. The Group accounts for investments in joint ventures that are subject to joint control using the proportionate consolidation method.

The Company's investments

In the Company statement of financial position, subsidiaries, associates and joint ventures are stated at cost, unless impaired. No such impairment has arisen during the reporting period. The Company's interests in investment funds such as mutual funds and unit trusts are designated at fair value through profit or loss.

2.5 Insurance and investment contracts

Consistent accounting policies for the measurement and recognition of insurance and investment contracts have been adopted throughout the Group to substantially all of its business with effect from the date of adoption of IFRS. As permitted by IFRS 4, the Group has revised its previous accounting policies prior to the adoption of IFRS for certain insurance and investment contracts in order to make the Financial Information more relevant and no less reliable to the economic decision making needs of users than the accounting policies previously adopted, primarily through the adoption of a consistent accounting basis for the Group.

In a limited number of cases, the Group measures insurance contract liabilities with reference to statutory requirements in the applicable jurisdiction, without deferral of acquisition costs.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Product classification

Insurance contracts are those contracts that transfer significant insurance risk. These contracts may also transfer financial risk. Significant insurance risk is defined as the possibility of paying significantly more in a scenario where the insured event occurs than in a scenario in which it does not. Scenarios considered are those with commercial substance.

Investment contracts are those contracts without significant insurance risk.

Once a contract has been classified as an insurance or investment contract no reclassification is subsequently performed, unless the terms of the agreement are later amended.

Certain contracts with DPF supplement the amount of guaranteed benefits due to policyholders. These contracts are distinct from other insurance and investment contracts as the Group has discretion in the amount and/or timing of the benefits declared, and how such benefits are allocated between groups of policyholders. Customers may be entitled to receive, as a supplement to guaranteed benefits, additional benefits or bonuses:

- that are likely to be a significant portion of the total contractual benefits;
- whose amount or timing is contractually at the discretion of the Group; and
- that are contractually based on:
 - the performance of a specified pool of contracts or a specified type of contract;
 - realised and/or unrealised investment returns on a specified pool of assets held by the issuer; or
 - the profit or loss of the company, fund or other entity that issues the contract.

The Group applies the same accounting policies for the recognition and measurement of obligations and the deferral of acquisition costs arising from investment contracts with DPF as it does to insurance contracts. The Group refers to such contracts as participating business.

In some jurisdictions participating business is written in a participating fund which is distinct from the other assets of the company or branch. The allocation of benefits from the assets held in such participating funds is subject to minimum policyholder participation mechanisms which are established by regulation. The extent of such policy participation may change over time. The current policyholder participation in declared dividends for locations with participating funds is set out below:

<u>Country</u>	<u>Current policyholder participation</u>
Singapore	90%
Malaysia	90%
China	70%
Australia	80%
Brunei	80%

In some jurisdictions participating business is not written in a distinct fund and the Group refers to this as other participating business.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

The Group's products may be divided into the following main categories:

Policy type	Description of benefits payable	Basis of accounting for: insurance contract liabilities	Investment contract liabilities
Traditional participating life assurance with DPF	<p>Participating products combine protection with a savings element. The basic sum assured, payable on death or maturity, may be enhanced by dividends or bonuses, the aggregate amount of which is determined by the performance of a distinct fund of assets and liabilities</p> <p>The timing of dividend and bonus declarations is at the discretion of the insurer. Local regulations generally prescribe a minimum proportion of policyholder participation in declared dividends</p>	<p>Insurance contract liabilities make provision for the present value of guaranteed benefits less estimated future net premiums to be collected from policyholders. In addition, an insurance liability is recorded for the proportion of the net assets of the participating fund that would be allocated to policyholders, assuming all performance would be declared as a dividend based upon local regulations</p>	<p>Not applicable, as IFRS 4 permits contracts with DPF to be accounted for as insurance contracts</p>
Other participating business	<p>Participating products combine protection with a savings element. The basic sum assured, payable on death or maturity, may be enhanced by dividends or bonuses, the timing or amount of which are at the discretion of the insurer taking into account factors such as investment experience</p>	<p>Insurance contract liabilities make provision for the present value of guaranteed benefits and non-guaranteed participation less estimated future net premiums to be collected from policyholders</p>	<p>Not applicable, as IFRS 4 permits contracts with DPF to be accounted for as insurance contracts</p>
Non-participating life assurance, annuities and other protection products	<p>Benefits payable are not at the discretion of the insurer</p>	<p>Insurance contract liabilities reflect the present value of future policy benefits to be paid less the present value of estimated future net premiums to be collected from policyholders. In addition, deferred profit liabilities for limited payment contracts are recognised</p>	<p>Investment contract liabilities are measured at amortised cost</p>

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Policy type	Description of benefits payable	Basis of accounting for: insurance contract liabilities	Investment contract liabilities
Universal life	Benefits are based on an account balance, credited with interest at a rate set by the insurer, and a death benefit, which may be varied by the customer	Insurance contract liabilities reflect the accumulation value, representing premiums received and investment return credited, less deductions for front end loads, mortality and morbidity costs and expense charges. In addition, liabilities for unearned revenue and additional insurance benefits are recorded	Not applicable as such contracts generally contain significant insurance risk
Investment-linked	These may be primarily savings products or may combine savings with an element of protection.	Insurance contract liabilities reflect the accumulation value, representing premiums received and investment return credited, less deductions for front end loads, mortality and morbidity costs and expense charges. In addition, liabilities for unearned revenue and additional insurance benefits are recorded	Investment contract liabilities are measured at fair value (determined with reference to the accumulation value)

In the notes to the financial information, investment-linked contracts are presented together with pensions contracts for disclosure purposes.

The basis of accounting for insurance and investment contracts is discussed in Notes 2.5.1 and 2.5.2 below.

2.5.1 Insurance contracts and investment contracts with DPF

Premiums

Premiums from life insurance contracts, including participating policies and annuity policies with life contingencies, are recognised as revenue when due from the policyholder. Benefits and expenses are provided in respect of such revenue so as to recognise profits over the estimated life of the policies. For limited pay contracts, premiums are recognised in profit or loss when due, with any excess profit deferred and recognised in income in a constant relationship to the insurance in-force or, for annuities, the amount of expected benefit payments.

Amounts collected as premiums from insurance contracts with investment features but with sufficient insurance risk to be considered insurance contracts, such as universal life, and certain investment-linked contracts, are accumulated as deposits. Revenue from these contracts consists of policy fees for the cost of insurance, administration, and surrenders during the period.

Upfront fees are recognised over the estimated life of the contracts to which they relate. Policy benefits and claims that are charged to expenses include benefit claims incurred in the period in excess of related policyholder contract deposits and interest credited to policyholder deposits.

Unearned revenue liability

Unearned revenue liability arising from insurance contracts representing upfront fees and other non-level charges is deferred and released to the consolidated income statement over the estimated life of the business.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Deferred acquisition costs

The costs of acquiring new business, including commissions, underwriting and other policy issue expenses, which vary with and are primarily related to the production of new business, are deferred. Deferred acquisition costs are subject to the testing of recoverability when issued and at least annually thereafter. Future investment income is taken into account in assessing recoverability.

Deferred acquisition costs for life insurance and annuity policies are amortised over the expected life of the contracts as a constant percentage of expected premiums. Expected premiums are estimated at the date of policy issue and are consistently applied throughout the life of the contract unless a deficiency occurs when performing liability adequacy testing (see below).

Deferred acquisition costs for universal life and investment-linked contracts are amortised over the expected life of the contracts based on a constant percentage of the present value of estimated gross profits expected to be realised over the life of the contract or on a straight-line basis. Estimated gross profits include expected amounts to be assessed for mortality, administration, investment and surrenders, less benefit claims in excess of policyholder balances, administrative expenses and interest credited. Estimated gross profits are revised regularly. The interest rate used to compute the present value of revised estimates of expected gross profits is the latest revised rate applied to the remaining benefit period. Deviations of actual results from estimated experience are reflected in earnings.

Unamortised acquisition costs associated with internally replaced contracts that are, in substance, contract modifications, continue to be deferred and amortised. Any remaining unamortised balance of deferred acquisition costs associated with internally replaced contracts that are, in substance, new contracts, are expensed.

Deferred sales inducements

Deferred sales inducements, consisting of day one bonuses, persistency bonuses and enhanced crediting rates are deferred and amortised using the same methodology and assumptions used to amortise acquisition costs when:

- the sales inducements are recognised as part of insurance contract liabilities;
- they are explicitly identified in the contract on inception;
- they are incremental to amounts credited on similar contracts without sales inducements; and
- they are higher than the expected ongoing crediting rates for periods after the inducement.

Unbundling

The deposit component of an insurance contract is unbundled when both of the following conditions are met:

- the deposit component (including any embedded surrender option) can be measured separately (i.e. without taking into account the insurance component); and
- the Group's accounting policies do not otherwise require the recognition of all obligations and rights arising from the deposit component.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Bifurcation

To the extent that certain of the Group's insurance contracts include embedded derivatives that are not clearly and closely related to the host contract, these are bifurcated from the insurance contracts and accounted for as derivatives.

Benefits and claims

Insurance contract benefits reflect the cost of all maturities, surrenders, withdrawals and claims arising during the year, as well as policyholder dividends accrued in anticipation of dividend declarations.

Accident and health claims incurred include all losses occurring during the year, whether reported or not, related handling costs, a reduction for recoveries, and any adjustments to claims outstanding from previous years.

Claims handling costs include internal and external costs incurred in connection with the negotiation and settlement of claims, and are included in operating expenses.

Insurance contract liabilities (including liabilities in respect of investment contracts with DPF)

These represent the estimated future policyholder benefit liability for life insurance policies.

Future policy benefits for life insurance policies are calculated using a net level premium valuation method which represents the present value of estimated future policy benefits to be paid, less the present value of estimated future net premiums to be collected from policyholders. The method uses best estimate assumptions set at the policy inception date, adjusted for a provision for the risk of adverse deviation for mortality, morbidity, expected investment yields, dividends (for other participating business), surrenders and expenses, which remain locked in thereafter, unless a deficiency arises on liability adequacy testing (see below).

Interest rate assumptions can vary by country, year of issuance and product. Mortality assumptions are based on actual experience by geographic area and are modified to allow for variations in policy form. Surrender assumptions are based on actual experience by geographic area and are modified to allow for variations in policy form.

For contracts with an explicit account balance, such as universal life and investment-linked contracts, insurance contract liabilities are equal to the accumulation value, which represents premiums received and investment returns credited to the policy less deductions for mortality and morbidity costs and expense charges.

Settlement options are accounted for as an integral component of the underlying insurance or investment contract unless they provide annuitisation benefits, in which case an additional liability is established to the extent that the present value of expected annuitisation payments at the expected annuitisation date exceeds the expected account balance at that date. Where settlement options have been issued with guaranteed rates less than market interest rates, the insurance or investment contract liability does not reflect any provision for subsequent declines in market interest rates unless a deficiency is identified through liability adequacy testing.

The Group accounts for participating policies within participating funds by establishing a liability for the present value of guaranteed benefits less estimated future net premiums to be collected from policyholders. In addition, an insurance liability is recorded for the proportion of the net assets of the participating fund that would be allocated to policyholders assuming all performance were to be declared as a dividend based upon local regulations. The Group accounts for other participating business by establishing a liability for the present value of guaranteed benefits and non-guaranteed participation, less estimated future net premiums to be collected from policyholders.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Liability adequacy testing

The adequacy of liabilities is assessed by portfolio of contracts, in accordance with the Group's manner of acquiring, servicing and measuring the profitability of its insurance contracts. Liability adequacy testing is performed for each geographic market.

For traditional life insurance contracts, insurance contract liabilities reduced by deferred acquisition costs and value of business acquired on acquired insurance contracts, are compared to the gross premium valuation calculated on a best estimate basis, as of the valuation date. If there is a deficiency, the unamortised balance of deferred acquisition cost and value of business acquired on acquired insurance contracts are written down to the extent of the deficiency. If, after writing down the unamortised balance for the specific portfolio of contracts to nil, a deficiency still exists, the net liability is increased by the amount of the remaining deficiency.

For universal life and investment contracts, deferred acquisition costs, net of unearned revenue liabilities, are compared to estimated gross profits. If a deficiency exists, deferred acquisition costs are written down.

Financial guarantees

Financial guarantees are regarded as insurance contracts. Liabilities in respect of such contracts are recognised as incurred.

2.5.2 Investment contracts

Investment contracts do not contain sufficient insurance risk to be considered insurance contracts and are accounted for as a financial liability, other than investment contracts with DPF which are excluded from the scope of IAS 39 and are accounted for as insurance contracts.

Revenue from these contracts consists of various charges (policy fees, handling fees, management fees and surrender charges) made against the contract for the cost of insurance, expenses and early surrender. First year charges are amortised over the life of the contract as the services are provided.

Investment contract fee revenue

Customers are charged fees for policy administration, investment management, surrenders or other contract services. The fees may be fixed amounts or vary with the amounts being managed, and will generally be charged as an adjustment to the policyholder's account balance. The fees are recognised as revenue in the period in which they are received unless they relate to services to be provided in future periods, in which case they are deferred and recognised as the service is provided.

Origination and other 'upfront' fees (fees that are assessed against the account balance as consideration for origination of the contract) are charged on some non-participating investment and pension contracts. Where the investment contract is recorded at amortised cost, these fees are amortised and recognised over the expected term of the policy as an adjustment to the effective yield. Where the investment contract is measured at fair value, the front end fees that relate to the provision of investment management services are amortised and recognised as the services are provided.

Deferred origination costs

The costs of acquiring investment contracts with investment management services, including commissions and other incremental expenses directly related to the issue of each new contract, are deferred and amortised over the period that services are provided. Deferred origination costs are tested for recoverability at each reporting date.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

The costs of acquiring new investment contracts without investment management services are included as part of the effective interest rate used to calculate the amortised cost of the related investment contract liabilities.

Investment contract liabilities

Deposits received in respect of investment contracts are not accounted for through the consolidated income statement, except for the investment income and fees attributable to those contracts, but are accounted for directly through the consolidated statement of financial position as an adjustment to the investment contract liability, which reflects the account balance.

The majority of the Group's contracts classified as investment contracts are investment-linked contracts. These represent investment portfolios maintained to meet specific investment objectives of policyholders who generally bear the credit and market risks on those investments. The liabilities are carried at fair value determined with reference to the accumulation value (current unit value) with changes recognised in income. The costs of policy administration, investment management, surrender charges and certain policyholder taxes assessed against customers' account balances are included in revenue, and accounted for as described under Investment contract fee revenue above.

Non investment-linked investment contract liabilities are carried at amortised cost, being the fair value of consideration received at the date of initial recognition, less the net effect of principal payments such as transaction costs and front end fees, plus or minus the cumulative amortisation using the effective interest rate method of any difference between that initial amount and the maturity value, and less any write down for surrender payments. The effective interest rate equates the discounted cash payments to the initial amount. At each reporting date, the unearned revenue liability is determined as the value of the future best estimate cash flows discounted at the effective interest rate. Any adjustment is immediately recognised as income or expense in the consolidated income statement.

The amortised cost of the financial liability is never recorded at less than the amount payable on surrender, discounted for the time value of money where applicable, if the investment contract is subject to a surrender option.

2.5.3 Insurance and investment contracts*Reinsurance*

The Group cedes reinsurance in the normal course of business, with retentions varying by line of business. The cost of reinsurance is accounted for over the life of the underlying reinsured policies, using assumptions consistent with those used to account for such policies.

Premiums ceded and claims reimbursed are presented on a gross basis in the consolidated income statement and statement of financial position.

Reinsurance assets consist of amounts receivable in respect of ceded insurance liabilities. Amounts recoverable from reinsurers are estimated in a manner consistent with the reinsured insurance or investment contract liabilities or benefits paid and in accordance with the relevant reinsurance contract.

To the extent that reinsurance contracts principally transfer financial risk (as opposed to insurance risk) they are accounted for directly through the consolidated statement of financial position and are not included in reinsurance assets or liabilities. A deposit asset or liability is recognised, based on the consideration paid or received less any explicitly identified premiums or fees to be retained by the reinsured.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

If a reinsurance asset is impaired, the Group reduces the carrying amount accordingly and recognises that impairment loss in the consolidated income statement. A reinsurance asset is impaired if there is objective evidence, as a result of an event that occurred after initial recognition of the reinsurance asset, that the Group may not receive all amounts due to it under the terms of the contract, and the impact on the amounts that the Group will receive from the reinsurer can be reliably measured.

Value of business acquired ('VOBA')

The value of business acquired ('VOBA') in respect of a portfolio of long term insurance and investment contracts, either directly or through the purchase of a subsidiary, is recognised as an asset. If this results from the acquisition of an investment in a joint venture or an associate, the VOBA is held within the carrying amount of that investment. In all cases, the VOBA is amortised over the estimated life of the contracts in the acquired portfolio on a systematic basis. The rate of amortisation reflects the profile of the value of in-force business acquired. The carrying value of VOBA is reviewed annually for impairment and any reduction is charged to the consolidated income statement.

Shadow accounting

Shadow accounting is applied to insurance and certain investment contracts where financial assets backing insurance and investment contracts liabilities are classified as available for sale. Shadow accounting is applied to deferred acquisition costs, VOBA, deferred origination costs and the contract liabilities for investment contracts with DPF to take into account the effect of unrealised gains or losses on insurance liabilities or assets that are recognised in equity in the same way as for a realised gain or loss recognised in the consolidated income statement. Such assets or liabilities are adjusted with corresponding charges or credits recognised directly in shareholders' equity as a component of the related unrealised gains and losses.

Other assessments and levies

The Group is potentially subject to various periodic insurance related assessments or guarantee fund levies. Related provisions are established where there is a present obligation (legal or constructive) as a result of a past event. Such amounts are not included in insurance or investment contract liabilities but are included under 'Provisions' in the consolidated statement of financial position.

2.6 Financial instruments**2.6.1 Classification of and designation of financial instruments***Financial instruments at fair value through profit or loss*

Financial instruments at fair value through profit or loss comprise two categories:

- financial assets designated at fair value through profit or loss; and
- derivative assets and liabilities.

Management designates financial assets at fair value through profit or loss if this eliminates a measurement inconsistency or if the related assets and liabilities are actively managed on a fair value basis, including:

- financial assets held to back investment-linked contracts and participating funds;

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

- other financial assets managed on a fair value basis; consisting of the Group's equity portfolio (other than its holding of shares of AIG which are not managed on a fair value basis) and investments held by the Group's fully consolidated investment funds; and
- compound instruments containing an embedded derivative, where the embedded derivative would otherwise require bifurcation.

Dividend income from equity instruments designated at fair value through profit or loss is recognised in investment income in the consolidated income statement, generally when the security becomes ex-dividend. Interest income is recognised on an accrued basis. For all financial assets designated at fair value through profit or loss, changes in fair value are recognised in investment experience.

Transaction costs in respect of financial instruments at fair value through profit or loss are expensed as they are incurred.

Available for sale financial assets

Financial assets, other than those at fair value through profit or loss, and loans and receivables, are classified as available for sale.

The available for sale category is used where the relevant investments backing insurance and investment contract liabilities and shareholders' equity are not managed on a fair value basis. These principally consist of the Group's debt securities (other than those backing participating funds and investment-linked contracts) and the Group's holding of shares in AIG. Available for sale financial assets are initially recognised at fair value plus attributable transaction costs. For available for sale debt securities, the difference between their cost and par value is amortised. Available for sale financial assets are subsequently measured at fair value. Interest income from debt securities classified as available for sale is recognised in investment income in the consolidated income statement using the effective interest method.

Unrealised gains and losses on securities classified as available for sale are analysed between differences resulting from foreign currency translation, and other fair value changes. Foreign currency translation differences on monetary available for sale investments, such as debt securities, are recognised in the consolidated income statement as investment experience. For impairments of available for sale financial assets reference is made to the section 'Impairment of other financial assets'.

Changes in the fair value of securities classified as available for sale, except for impairment losses and relevant foreign exchange gains and losses, are recorded in a separate fair value reserve within equity.

Realised gains and losses on financial assets

Realised gains and losses on available for sale financial assets are determined as the difference between the sale proceeds and amortised cost. Cost is determined by specific identification.

Recognition of financial instruments

Purchases and sales of financial instruments are recognised on the trade date, which is the date at which the Group commits to purchase or sell the assets.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Derecognition and offset of financial assets

Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the financial assets have expired or where the Group has transferred substantially all risks and rewards of ownership. If the Group neither transfers nor retains substantially all the risks and rewards of ownership of a financial asset, it derecognises the financial asset if it no longer has control over the asset. In transfers where control over the asset is retained, the Group continues to recognise the asset to the extent of its continuing involvement. The extent of continuing involvement is determined by the extent to which the Group is exposed to changes in the fair value of the asset.

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the consolidated statement of financial position only when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

Loans and receivables

Loans and receivables are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. They are initially recognised at fair value plus transaction costs. Subsequently, they are carried at amortised cost using the effective interest rate method less any impairment losses. Interest income from loans and receivables is recognised in investment income in the consolidated income statement using the effective interest rate method.

Term deposits

Deposits include time deposits with financial institutions which do not meet the definition of cash and cash equivalents as their maturity at acquisition exceeds three months. Certain of these balances are subject to regulatory or other restriction as disclosed in Note 21 Loans and Receivables. Deposits are stated at face value.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include cash in hand, deposits held at call with banks, and other short term highly liquid investments with maturities at acquisition of three months or less, which are held for cash management purposes. Cash and cash equivalents also include cash received as collateral for securities lending as well as cash and cash equivalents held for the benefit of policyholders in connection with investment-linked products. Cash and cash equivalents are stated at face value.

2.6.2. Fair values of non-derivative financial assets

The fair value of a financial instrument is the amount that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date, having regard to the specific characteristics of the asset or liability concerned, assuming that the transfer takes place in the most advantageous market to which the Group has access. The fair values of financial instruments traded in active markets (such as financial instruments at fair value through profit or loss and available for sale securities) are based on quoted market prices at the date of the consolidated statement of financial position. The quoted market price used for financial assets held by the Group is the current bid price. The fair values of financial instruments that are not traded in active markets are determined using valuation techniques. The Group uses a variety of methods and makes assumptions that are based on market conditions at the date of each consolidated statement of financial position. The objective of using a valuation technique is to estimate the price at which an orderly transaction would take place between market participants at the date of the consolidated statement of financial position.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Financial instruments carried at fair value are measured using a fair value hierarchy described in Note 23.

The degree of judgment used in measuring the fair value of financial instruments generally correlates with the level of pricing observability. Pricing observability is affected by a number of factors, including the type of financial instrument, whether the financial instrument is new to the market and not yet established, the characteristics specific to the transaction and general market conditions.

2.6.3. Impairment of financial assets

General

Financial assets are assessed for impairment on a regular basis. A financial asset is impaired if its carrying value exceeds the estimated recoverable amount and there is objective evidence of impairment to the financial asset.

The Group assesses at each reporting date whether there is objective evidence that a financial asset or group of financial assets is impaired. A financial asset, or group of financial assets, is impaired and impairment losses are incurred only if there is objective evidence of impairment as a result of one or more events that have occurred after the initial recognition of the asset (a 'loss event') and that loss event (or events) has an impact on the estimated future cash flows of the financial asset or group of financial assets that can be reliably estimated.

Objective evidence that a financial asset, or group of assets, is impaired includes observable data that comes to the attention of the Group about the following events:

- significant financial difficulty of the issuer or debtor;
- a breach of contract, such as a default or delinquency in payments;
- it becomes probable that the issuer or debtor will enter bankruptcy or other financial reorganisation;
- the disappearance of an active market for that financial asset because of financial difficulties; or
- observable data, including market prices, indicating that there is a potential decrease in the estimated future cash flows since the initial recognition of those assets, including:
 - adverse changes in the payment status of issuers
 - national or local economic conditions that correlate with increased default risk.

The Group first assesses whether objective evidence of impairment exists for financial assets that are individually significant. If the Group determines that no objective evidence of impairment exists for an individually assessed financial asset, whether significant or not, it includes the asset in a group of financial assets with similar credit risk characteristics and collectively assesses them for impairment. Assets that are individually assessed for impairment and for which an impairment loss is or continues to be recognised are not included in a collective assessment of impairment.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Available for sale financial instruments

When a decline in the fair value of an available for sale asset has been recognised in shareholders' equity and there is objective evidence that the asset is impaired, the cumulative loss already recognised directly in shareholders' equity is recognised in current period profit or loss. The Group generally considers an available for sale equity instrument for evidence of impairment if the fair value is significantly below cost or has been below cost for a prolonged period. If such assets are considered to be impaired, the amount of the cumulative loss that is removed from shareholders' equity and recognised in current period profit or loss is the difference between acquisition cost (net of any principal repayment and amortisation) and current fair value, less any impairment loss on that asset previously recognised.

If the fair value of a debt instrument classified as available for sale increases in a subsequent period, and the increase can be objectively related to an event occurring after the impairment loss was recognised in income, the impairment loss is reversed through profit or loss. Impairment losses recognised in profit or loss on equity instruments classified as available for sale are not reversed.

Where, following the recognition of an impairment loss in respect of an available for sale debt security, the asset suffers further falls in value, such further falls are recognised as an impairment only in the case when objective evidence exists of a further impairment event to which the losses can be attributed.

Loans and receivables

For loans and receivables impairment is considered to have taken place if it is probable that the Group will not be able to collect principal and/or interest due according to the contractual terms of the instrument. When impairment is determined to have occurred, the carrying amount is decreased through a charge to profit or loss. The carrying amount of mortgage loans or receivables is reduced through the use of an allowance account, and the amount of any allowance is recognised as an impairment loss in profit or loss. The allowance is determined using an analytical method based on knowledge of each loan group or receivable. The method is usually based on historical statistics, adjusted for trends in the group of financial assets or individual accounts.

2.6.4. Derivative financial instruments

Derivative financial instruments include foreign exchange contracts and interest rate swaps that derive their value mainly from underlying foreign exchange rates and interest rates. All derivatives are initially recognised in the consolidated statement of financial position at their fair value, which represents their cost excluding transaction costs, which are expensed, giving rise to a day one loss. They are subsequently remeasured at their fair value, with movements in this value recognised in profit or loss. Fair values are obtained from quoted market prices or, if these are not available, by using valuation techniques such as discounted cash flow models or option pricing models. All derivatives are carried as assets when the fair values are positive and as liabilities when the fair values are negative.

Derivative instruments for economic hedging

Whilst the Group enters into derivative transactions to provide economic hedges under the Group's risk management framework, it does not currently apply hedge accounting to these transactions. This is either because the transactions would not meet the specific IFRS rules to be eligible for hedge accounting or the documentation requirements to meet hedge accounting criteria would be unduly onerous. These transactions are therefore treated as held for trading and fair value movements are recognised immediately in investment experience.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Embedded derivatives

Embedded derivatives are derivatives embedded within other non-derivative host financial instruments to create hybrid instruments. Where the economic characteristics and risks of the embedded derivatives are not closely related to the economic characteristics and risks of the host instrument, and where the hybrid instrument is not measured at fair value with changes in fair value recognised in profit or loss, the embedded derivative is bifurcated and carried at fair value as a derivative in accordance with IAS 39.

2.7 Segment reporting

An operating segment is a component of the Group that engages in business activity from which it earns revenues and incurs expenses and, for which, discrete financial information is available, and whose operating results are regularly reviewed by the Group's chief operating decision maker, considered to be the Executive Committee of the Group ('Exco').

2.8 Foreign currency translation

Income statements and cash flows of foreign entities are translated into the Group's presentation currency at average exchange rates for the year as this approximates to the exchange rates prevailing at the transaction date. Their statements of financial position are translated at year or period end exchange rates. Exchange differences arising from the translation of the net investment in foreign operations, are taken to the currency translation reserve within equity. On disposal of a foreign operation such exchange differences are transferred out of this reserve and are recognised in the consolidated income statement as part of the gain or loss on sale. As permitted by IFRS 1, the cumulative translation differences were deemed to be nil at the transition date to IFRS.

Foreign currency transactions are accounted for at the exchange rates prevailing at the date of the transactions. Gains and losses resulting from the settlement of such transactions, and from the translation of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies into functional currency, are recognised in the consolidated income statement.

Translation differences on financial assets designated at fair value through profit or loss are included in investment experience. For monetary financial assets classified as available for sale, translation differences are calculated as if they were carried at amortised cost and so are recognised in the consolidated income statement. Foreign exchange movements on non-monetary equities that are accounted for as available for sale are included in the fair value reserve.

2.9 Property, plant and equipment

Property, plant and equipment is stated at historical cost less accumulated depreciation and any accumulated impairment losses. Historical cost includes expenditure that is directly attributable to the acquisition of the items. Depreciation is calculated using the straight line method to allocate cost less any residual value over the estimated useful life, generally:

Furniture, fixtures and office equipment	5 years
Buildings	20-40 years
Other assets	3-5 years
Freehold land	No depreciation

Subsequent costs are included in the carrying amount or recognised as a separate asset, as appropriate, when it is probable that future economic benefits will flow to the Group. Repairs and maintenance are charged to the consolidated income statement during the financial period in which they are incurred.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Residual values and useful lives are reviewed and adjusted, if applicable, at each reporting date. An asset is written down to its recoverable amount if the carrying value is greater than the estimated recoverable amount.

Any gain and loss arising on disposal of property, plant and equipment is measured as the difference between the net sale proceeds and the carrying amount of the relevant asset, and is recognised in the consolidated income statement.

The Government of the Hong Kong Special Administrative Region owns all the land in Hong Kong and permits its use under leasehold agreements. Where the cost of such leasehold is known, or can be reliably determined at the inception of the lease, the Group records its interest in leasehold land and land use rights separately as operating leases. These leases are recorded at original cost and amortised over the term of the lease (see 2.19).

2.10 Investment properties

Property held for long term rental that is not occupied by the Group is classified as investment property, and is carried at cost less accumulated depreciation and any accumulated impairment losses.

Investment property comprises freehold land and buildings. Buildings located on land held on an operating lease are classified as investment property if held for long term rental and not occupied by the Group. Where the cost of the land is known, or can be reliably determined at the inception of the lease, the Group records its interest in leasehold land and land use rights separately as operating leases (see 2.19). These leases are recorded at original cost and amortised over the term of the lease. Buildings that are held as investment properties are amortised on a straight line basis over their estimated useful lives of 20-40 years.

If an investment property becomes held for use, it is reclassified as property, plant and equipment. Where a property is partly used as an investment property and partly for the use of the Group, these elements are recorded separately within property, plant and equipment and investment property respectively, where the component used as investment property would be capable of separate sale or finance lease.

The fair value of investment properties and property held for use is disclosed under note 18. It is the Group's policy to perform external property valuation annually except in the case a discrete event occurs in the interim that has a significant impact on the fair value of the properties.

2.11 Goodwill and other intangible assets*Goodwill*

Goodwill represents the excess of the cost of an acquisition over the fair value of the Group's share of the net identifiable assets of the acquired subsidiary, associate or joint venture at the date of acquisition. Goodwill on acquisitions prior to 1 December 2006 (the date of transition to IFRS) is carried at book value (original cost less cumulative amortisation) on that date, less any impairment subsequently incurred. Goodwill arising on the Group's investment in subsidiaries since that date is shown as a separate asset, whilst that on associates and joint ventures is included within the carrying value of those investments. With effect from the date of adoption of IFRS 3 (Revised) from 1 December 2009, all acquisition related costs are expensed as incurred.

Other intangible assets

Other intangible assets consist primarily of acquired computer software and contractual relationships, such as access to distribution networks, and are amortised over their estimated useful lives.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Acquired computer software licences are capitalised on the basis of the costs incurred to acquire and bring to use the specific software. Costs directly associated with the internal production of identifiable and unique software by the Group that will generate economic benefits exceeding those costs over a period greater than a year, are recognised as intangible assets. All other costs associated with developing or maintaining computer software programmes are recognised as an expense as incurred. Costs of acquiring computer software licences and incurred in the internal production of computer software are amortised using the straight line method over the estimated useful life of the software, which does not generally exceed a period of 3-15 years.

The amortisation charge for the year is included in the consolidated income statement under 'Operating expenses'.

2.12 Impairment of non-financial assets

Property, plant and equipment, goodwill and other non-financial assets are reviewed for impairment whenever events or changes in circumstances indicate that the carrying amount may not be recoverable. An impairment loss is recognised to the extent that the carrying amount of the asset exceeds its recoverable amount, which is the higher of the asset's net selling price and value in use. For the purposes of assessing impairment, assets are grouped into cash generating units at the level of the Group's operating segments, the lowest level for which separately identifiable cash flows are reported. The carrying value of goodwill and intangible assets with indefinite useful lives is reviewed at least annually or when circumstances or events indicate that there may be uncertainty over this value.

2.13 Securities lending including repurchase agreements

The Group has been party to various securities lending agreements under which securities are loaned to third parties on a short term basis. The loaned securities are not derecognised and so they continue to be recognised within the appropriate investment classification.

Assets sold under repurchase agreements (repos)

Assets sold under repurchase agreements continue to be recognised and a liability is established for the consideration received. The Group may be required to provide additional collateral based on the fair value of the underlying assets, and such collateral assets remain on the consolidated statement of financial position.

Assets purchased under agreements to resell (reverse repos)

The Group enters into purchases of assets under agreements to resell (reverse repos). Reverse repos are initially recorded at the cost of the loan or collateral advanced within the caption 'Loans and Receivables' in the consolidated statement of financial position. In the event of failure by the counterparty to repay the loan the Group has the right to the underlying assets.

Collateral

The Group receives and pledges collateral in the form of cash or non-cash assets in respect of securities lending transactions, and repo and reverse repo transactions, in order to reduce the credit risk of these transactions. The amount and type of collateral depends on an assessment of the credit risk of the counterparty. Collateral received in the form of cash, which is not legally segregated from the Group, is recognised as an asset in the consolidated statement of financial position with a corresponding liability for the repayment. Non-cash collateral received is not recognised on the consolidated statement of financial position unless the Group either sells or repledges these assets in the absence of default, at which point the obligation to return this collateral is recognised as a liability. To further minimise credit risk, the financial condition of counterparties is monitored on a regular basis.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Collateral pledged in the form of cash which is legally segregated from the Group is derecognised from the consolidated statement of financial position and a corresponding receivable established for its return. Non-cash collateral pledged is not derecognised (except in the event of default) and therefore continues to be recognised in the consolidated statement of financial position within the appropriate financial instrument classification.

2.14 Borrowings

Borrowings are recognised initially at their issue proceeds less transaction costs incurred. Subsequently, borrowings are stated at amortised cost, and any difference between net proceeds and redemption value is recognised in the consolidated income statement over the period of the borrowings using the effective interest rate method. All borrowing costs are expensed as they are incurred, except for borrowing costs directly attributable to the development of investment properties and other qualifying assets, which are capitalised as part of the cost of the asset.

2.15 Income taxes

The current tax expense is based on the taxable profits for the year, including any adjustments in respect of prior years. Tax is allocated to profit or loss before taxation and amounts charged or credited to equity as appropriate.

Deferred tax is recognised in respect of temporary differences between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the Financial Information, except as described below.

The principal temporary differences arise from the basis of recognition of insurance and investment contract liabilities, revaluation of certain financial assets and liabilities including derivative contracts, deferred acquisition costs and the future taxes arising on the surplus in life funds where the relevant local tax regime is distributions based. The rates enacted or substantively enacted at the date of the consolidated statement of financial position are used to determine deferred tax.

Deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that future taxable profit will be available against which the temporary differences can be utilised. In countries where there is a history of tax losses, deferred tax assets are only recognised in excess of deferred tax liabilities if there is evidence that future profits will be available.

Deferred taxes are not provided in respect of temporary differences arising from the initial recognition of goodwill or from goodwill for which amortisation is not deductible for tax purposes, or from the initial recognition of an asset or liability in a transaction which is not a business combination and which affects neither accounting nor taxable profit or loss at the time of the transaction.

Deferred tax related to fair value re-measurement of available for sale investments and other amounts taken directly to equity, is recognised initially within the applicable component of equity. It is subsequently recognised in the consolidated income statement, together with the gain or loss arising on the underlying item.

In addition to paying tax on shareholders' profits, certain of the Group's life insurance businesses pay tax on policyholders' investment returns ('policyholder tax') at policyholder tax rates. Policyholder tax is accounted for as an income tax and is included in the total tax expense and disclosed separately.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

2.16 Revenue*Investment return*

Investment income consists of dividends, interest and rents receivable for the reporting period. Investment experience comprises realised gains and losses, impairments and unrealised gains and losses on investments held at fair value through profit or loss. Interest income is recognised as it accrues, taking into account the effective yield on the investment. Rental income on investment property is recognised on an accruals basis. Investment return consists of investment income and investment experience.

The realised gain or loss on disposal of an investment is the difference between the proceeds received, net of transaction costs, and its original cost or amortised cost as appropriate. Unrealised gains and losses represent the difference between the carrying value at the year end and the carrying value at the previous year end or purchase price if purchased during the year, less the reversal of previously recognised unrealised gains and losses in respect of disposals made during the year.

Other fee and commission income

Other fee and commission income consists primarily of fund management fees, income from any incidental non-insurance activities, distribution fees from mutual funds, commissions on reinsurance ceded and commission revenue from the sale of mutual fund shares. Reinsurance commissions receivable are deferred in the same way as acquisition costs. All other fee and commission income is recognised as the services are provided.

2.17 Employee benefits*Annual leave and long service leave*

Employee entitlements to annual leave and long service leave are recognised when they accrue to employees. A provision is made for the estimated liability for annual leave and long service leave as a result of services rendered by employees up to the reporting date.

Post retirement benefit obligations

The Group operates a number of funded and unfunded post retirement employee benefit schemes, whose members receive benefits on either a defined benefit basis (generally related to salary and length of service) or a defined contribution basis (generally related to the amount invested, investment return and annuity rates), the assets of which are generally held in separate trustee administered funds. The defined benefit plans provide life and medical benefits for employees after retirement and a lump sum benefit on cessation of employment, and the defined contribution plans provide post retirement pension benefits.

For defined benefit plans, the costs are assessed using the projected unit credit method. Under this method, the cost of providing benefits is charged to the consolidated income statement so as to spread the regular cost over the service lives of employees, in accordance with the advice of qualified actuaries. The obligation is measured as the present value of the estimated future cash outflows, using a discount rate based on market yields for high quality corporate bonds that are denominated in the currency in which the benefits will be paid and that have terms to maturity approximating to the terms of the related liability. The resulting scheme surplus or deficit appears as an asset or liability in the consolidated statement of financial position.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

For each plan, AIA Group recognises a portion of its actuarial gains and losses in income or expense if the unrecognised actuarial net gain or loss at the end of the previous reporting period exceeds the greater of:

- 10% of the projected benefit obligations at that date; or
- 10% of the fair value of any plan assets at that date.

Any recognised actuarial net gain or loss exceeding the greater of these two values is generally recognised in the consolidated income statement over the expected average remaining service periods of the employees participating in the plans. On adoption of IFRS on 1 December 2006 cumulative actuarial gains and losses were deemed to be nil as permitted by IFRS 1.

For defined contribution plans, the Group pays contributions to publicly or privately administered pension plans. Once the contributions have been paid, the Group, as employer, has no further payment obligations. The Group's contributions are charged to the consolidated income statement in the reporting period to which they relate and are included in staff costs.

Share based compensation and cash incentive plans

The Group has various share based compensation and cash incentive plans sponsored by AIG.

The Group accounts for options and awards under equity settled share based compensation plans, which were granted after 7 November 2002, until such time as they are fully vested, using the fair value based method of accounting (the 'fair value method').

Under AIG's equity settled share based compensation plans, the fair value of the employee services received in exchange for the grant of shares and/or options is recognised as an expense in profit or loss over the vesting period, with a corresponding amount recorded in equity. Any amounts recharged from AIG clearly related to equity settled share based payment arrangements are offset against the amount recorded in equity.

The total amount to be expensed over the vesting period is determined by reference to the fair value of the shares and/or options granted. Non-market vesting conditions (for example, profitability and premium income growth targets) are included in assumptions about the number of shares and/or options that are expected to be issued or become exercisable. At each period end, the Group revises its estimates of the number of shares and/or options that are expected to be issued or become exercisable. It recognises the impact of the revision to original estimates, if any, in profit or loss with a corresponding adjustment to equity. However, no subsequent adjustment to total equity is made after the vesting date. Where awards of share based payment arrangements vest in stages, each vesting tranche is recognised as a separate award, and therefore the fair value of each tranche is recognised over the applicable vesting period.

As the fair value of the options which AIG uses for its employee schemes cannot be compared to options available in the market, the Group estimates the fair value using a binomial lattice model. This model requires inputs such as share price, exercise price, implied volatility, risk free interest rate, expected dividend rate and the expected life of the option.

Where modification or cancellation of an equity settled share based compensation plan occurs, the grant date fair value continues to be recognised, together with any incremental value arising on the date of modification if non-market conditions are met.

Under AIG's cash settled based compensation plans, the fair value of the employee services in exchange for the grant of cash settled award is recognised as an expense in profit or loss, with a corresponding amount recorded in liability. At the end of each reporting period, any unsettled award is remeasured based on the change in fair value of the underlying asset and the liability and expense are adjusted accordingly.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

2.18 Provisions and contingencies

Provisions are recognised when the Group has a present legal or constructive obligation as a result of past events, it is probable that an outflow of economic resources will be required to settle the obligation, and a reliable estimate of the amount of the obligation can be made. Where the Group expects a provision to be reimbursed, for example under an insurance contract held, the reimbursement is recognised as a separate asset only when the reimbursement is virtually certain.

The Group recognises a provision for onerous contracts when the expected benefits to be derived from a contract are less than the unavoidable costs of meeting the obligations under the contract.

Contingencies are disclosed if material and if there is a possible future obligation as a result of a past event, or if there is a present obligation as a result of a past event, but either a payment is not probable or the amount cannot be reliably estimated.

2.19 Leases

Leases, where a significant portion of the risks and rewards of ownership is retained by the Group as a lessor, are classified as operating leases. Assets subject to such leases are included in property, plant and equipment, and are depreciated to their residual values over their estimated useful lives. Rentals from such leases are credited to the consolidated income statement on a straight line basis over the period of the relevant lease. Payments made by the Group as lessee under operating leases (net of any incentives received from the lessor) are charged to the consolidated income statement on a straight line basis over the period of the relevant lease. The Group classifies amounts paid to acquire leasehold land as an operating lease prepayment.

There are no freehold land interests in Hong Kong. Accordingly, all land in Hong Kong is considered to be held under operating leases. The Group classifies the amounts paid to acquire leasehold land as operating lease prepayments. Such amounts are included within 'Other Assets'. Amortisation is calculated to write off the cost of the land on a straight line basis over the terms of the lease, which are generally between 19 and 886 years.

2.20 Share capital

Issued capital represents the nominal value of shares issued plus any share premium received from the issue of share capital.

Share issue costs

Incremental external costs directly attributable to the issue of new shares are shown in equity as a deduction, net of tax, from the proceeds of the issue.

Dividends

Dividends on ordinary shares are recognised when they have been approved by shareholders.

2.21 Disposal groups classified as held for sale

Disposal groups are classified as held for sale if their carrying amounts will be principally recovered through a sale transaction rather than through continuing use. This requires that the disposal group must be available for immediate sale in its present condition and its sale must be highly probable. The appropriate level of management must be committed to a plan to sell the disposal group and the sale should be expected to qualify for recognition as a completed sale within one year from the date of classification.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Disposal groups classified as held for sale are measured at the lower of carrying amount and fair value less costs to sell. Any subsequent increase in the fair value less costs to sell is recognised as a gain but not in excess of the cumulative impairment loss that has been previously recognised.

2.22 Presentation of the consolidated statement of financial position

The Group's insurance and investment contract liabilities and related assets are realised and settled over periods of several years, reflecting the long term nature of the Group's products. Accordingly, the Group presents the assets and liabilities in its consolidated statement of financial position in approximate order of liquidity, rather than distinguishing current and non-current assets and liabilities. The Group regards its intangible assets, investments in associates and joint ventures, property plant and equipment, investment property and deferred acquisition and origination costs as non-current assets as these are held for the longer term use of the Group.

2.23 Earnings per share

Basic earnings per share is calculated by dividing net income available to ordinary shareholders by the weighted average number of ordinary shares in issue during the year.

Earnings per share has also been calculated on the operating profit before adjusting items, after tax, attributable to ordinary shareholders, as the Directors believe this figure provides a better indication of operating performance.

For diluted earnings per share, the weighted average number of ordinary shares in issue is adjusted to assume conversion of all dilutive potential ordinary shares, such as share options granted to employees.

Potential or contingent share issuances are treated as dilutive when their conversion to shares would decrease net earnings per share.

2.24 Fiduciary activities

Assets and income arising from fiduciary activities, together with related undertakings to return such assets to customers, are excluded from the Financial Information where the Group has no contractual rights to the assets and acts in a fiduciary capacity such as nominee, trustee or agent.

2.25 Consolidated cash flow statement

The consolidated cash flow statement presents movements in cash and cash equivalents as shown in the consolidated statement of financial position.

Purchases and sales of financial investments are included in operating cash flows as the purchases are funded from cash flows associated with the origination of insurance and investment contracts, net of payments of related benefits and claims. Purchases and sales of investment property are included within investing cash flows.

2.26 Related party transactions

Transactions with related parties are recorded at amounts mutually agreed and transacted between the parties to the arrangement.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

3. Exchange rates

The Group's principal overseas operations during the reporting period were located within the Asia Pacific region. The results and cash flows of these operations have been translated into US Dollars at the following average rates:

	US dollar exchange rates				
	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009	Six months ended 31 May 2010
Hong Kong	7.80	7.79	7.75	7.75	7.77
Thailand	34.69	33.21	34.47	35.19	32.76
Singapore	1.52	1.42	1.46	1.50	1.40
Malaysia	3.46	3.31	3.53	3.59	3.33
China	7.65	6.99	6.83	6.84	6.83
Korea	929.37	1,047.12	1,287.00	1,362.40	1,146.79

Assets and liabilities have been translated at the following year end rates:

	US dollar exchange rates			
	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
Hong Kong	7.79	7.75	7.75	7.79
Thailand	33.85	35.52	33.24	32.56
Singapore	1.45	1.51	1.38	1.40
Malaysia	3.36	3.62	3.39	3.30
China	7.39	6.83	6.83	6.83
Korea	920.81	1,468.43	1,162.79	1,194.74

Exchange rates are expressed in units of local currency per US\$1.

4. Changes in group composition

This note provides details of the acquisitions and disposals of subsidiaries that the Group has made during the reporting period, together with details of businesses held for sale. Principal subsidiary companies are listed in Note 43.

Acquisitions

On 27 November 2009, the Group acquired 51% of the share capital of Ayala Life Assurance Incorporated (subsequently renamed BPI-Philam Life Assurance Corporation ("BPLAC")), a company carrying on life insurance business in the Philippines, and entered a distribution agreement with Bank of the Philippine Islands ("BPI") to distribute BPLAC's products, for consideration of US\$50m, including the purchase price adjustment that was finalised and settled in May 2010 and acquisition costs.

The profit after tax contributed by BPLAC for the year ended 30 November 2009 is insignificant as a consequence of the transaction completing at the end of the Group's financial year. Revenue and profit as though the acquisition had occurred on 1 December 2008 are not material to the AIA Group.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Details of the provisional fair value of the assets and liabilities acquired and the goodwill arising have been updated at 31 May 2010 to reflect the finalised purchase price adjustment and additional information that became available in the measurement period are set out as follows:

	Carrying amount	Provisional fair values reported at 30 November 2009	Adjustments in the six months ended 31 May 2010 ⁽¹⁾	Revised provisional fair values at 31 May 2010
		US\$m		
BPLAC				
Intangible assets	—	15	9	24
Deferred acquisition costs (value of business acquired)	—	31	—	31
Property, plant and equipment	9	8	—	8
Investment property	13	13	1	14
Loans and receivables	65	67	—	67
Investment securities	246	246	(1)	245
Other assets	5	5	—	5
Cash and cash equivalents	2	2	—	2
Insurance and investment contract liabilities	(281)	(281)	—	(281)
Deferred tax assets/(liabilities)	3	(17)	(3)	(20)
Other liabilities	(6)	(6)	—	(6)
Total net assets acquired	56	83	6	89
Less: non-controlling interests acquired		(44)		(46)
Net assets acquired		39		43
Fair value of purchase consideration		46		49
Acquisition costs		1		1
Total purchase consideration		47		50
Goodwill arising on acquisition		8		7
Fair value of purchase consideration		47		50
Less: deferred consideration		(17)		(5)
Less: cash and cash equivalents in acquired subsidiary		(2)		(2)
Net cash outflow		28		43

Note: (1) The adjustments in the six months ended 31 May 2010 arise from the update of fair value information in the measurement period and the effect of the finalisation of the purchase price adjustment which was based on net worth of BPLAC at the date of acquisition.

On 30 November 2007, the Group acquired a further 50% of the share capital of Grand Design Development Limited ("Grand Design") for cash consideration of US\$233m. Grand Design is a holding company with a 90% interest in the share capital of Bayshore Development Group Limited ("Bayshore"), which owns a property in Hong Kong. Prior to the acquisition of this interest, the Group held a 50% interest in Grand Design. After such acquisition, the Group held a 100% interest in Grand Design. Prior to 30 November 2007, the Group had accounted for its interest in the share capital and shareholder loans of Grand Design as an associate. As a consequence of the acquisition of the further 50% interest in Grand Design, the Group consolidated Grand Design and Bayshore.

Also on 30 November 2007, Bayshore obtained banking refinancing of US\$539m, which enabled Bayshore to repay certain shareholder loans, including accrued interest. The Group received US\$204m for its share of these shareholder loans, which exceeded the Group's carrying value of Grand Design of US\$191m. As this refinancing occurred concurrent with the Group's acquisition of the further 50% of the share capital of Grand Design, the Group did not recognise a gain on this

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

repayment, considering it to be a reduction in the purchase consideration payable for the further 50% interest in Grand Design. During 2008, a final purchase price adjustment of US\$1m was received by the Group.

Details of the fair value of the assets and liabilities acquired and the goodwill arising are as follows:

	<u>Fair value</u>	<u>Carrying amount</u>
		US\$m
Grand Design		
Property, plant and equipment	19	17
Investment property	89	78
Loans and receivables	3	7
Other assets	639	383
Cash and cash equivalents	26	26
Borrowings	(544)	(544)
Deferred tax liabilities	(2)	—
Other liabilities	(11)	(11)
Net assets acquired	<u>219</u>	<u>(44)</u>
Repayment of shareholders' loans	14	
Fair value of purchase consideration	233	
Less: cash and cash equivalents in acquired subsidiaries	(26)	
Net cash outflow	<u>207</u>	

During 2008, the Group acquired a further 50% of the share capital of AIG Consulting Services Company Limited. The fair value of the net assets acquired and purchase consideration are considered immaterial. Prior to the acquisition of this interest, the Group held a 50% interest in AIG Consulting Services Company Limited. After such acquisition, the Group held a 100% interest in AIG Consulting Services Company Limited.

Disposal

On 27 January 2010 the Group disposed of AIA Bermuda Services Inc. and completed the transfer of a block of life insurance policies by way of a business transfer to American Life Insurance Company ("ALICO") for an aggregate consideration of US\$1. The loss on disposal of these assets which were reported as held-for-sale as of 30 November 2009, was not material.

In October 2009, the Group sold its 60% interest in PT. Asuransi AIA Indonesia for US\$65m. The loss on sale was US\$29m before tax. The Group continues to operate in Indonesia through its wholly owned subsidiary PT AIA Financial.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

5. Operating profit

Operating profit may be reconciled to net profit as follows:

		Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009	Six months ended 31 May 2010
	Note			US\$m	unaudited	
Operating profit	7	1,692	1,869	1,781	923	1,134
Non-operating investment return:						
Investment experience		3,640	(10,222)	5,716	2,669	304
Investment income related to investment-linked contracts		63	80	68	29	31
Investment management expenses related to investment-linked contracts		(9)	(10)	(16)	(8)	(7)
Corresponding changes in insurance and investment contract liabilities for investment-linked contracts		(2,469)	5,919	(4,166)	(2,237)	44
Corresponding changes in insurance contract liabilities for participating funds		(308)	1,502	(773)	(196)	(119)
Corresponding changes in third party interests in consolidated investment funds		(80)	319	(164)	(132)	12
Non-operating investment return		837	(2,412)	665	345	265
Other non-operating items:						
Changes in insurance and investment contract liabilities for policyholders' tax on operating profit		50	74	54	25	57
Gain on recapture of reinsurance from former parent company		—	447	—	—	—
Restructuring and separation costs		—	(10)	(89)	(25)	(16)
Non-operating items		887	(1,901)	630	345	304
Profit/(loss) before tax		2,579	(32)	2,411	1,268	1,438
Tax on operating profit		(411)	(274)	(336)	(175)	(230)
Tax on non-operating items		(190)	518	(262)	(105)	(89)
Other non-operating tax items:						
Policyholders' tax on operating profit		(50)	(74)	(54)	(25)	(57)
Release of withholding tax provision		—	275	—	—	—
Tax (expense)/credit		(651)	445	(654)	(305)	(376)
Net profit		1,928	413	1,757	963	1,062
Operating profit		1,692	1,869	1,781	923	1,134
Tax on operating profit		(411)	(274)	(336)	(175)	(230)
Operating profit after tax		1,281	1,595	1,443	748	904
Operating profit after tax attributable to Shareholders of AIA Group Limited		1,270	1,588	1,438	747	899
Non-controlling interests		11	7	5	1	5

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Non-operating items consist of restructuring and separation costs of US\$18m (six months ended 31 May 2009 (unaudited): US\$25m) for the six months ended 31 May 2010. Restructuring costs represent costs related to restructuring programmes and are primarily comprised of redundancy and contract termination costs. Separation costs are those significant and identifiable costs related to the Group's separation from AIG.

During 2008, the Group paid US\$190m to its then immediate parent, AIRCO, in full and final settlement of the recapture of a portfolio of reinsured risks and the transfer of a related portfolio of financial assets. The fair value of financial assets received exceeded the insurance and investment contract liabilities, deferred acquisition and origination costs, and this fee, resulting in a gain on recapture of US\$447m. Other items in 2008 considered to be non-operating in nature consist of restructuring and separation costs of US\$10m and the release of a provision for withholding tax, as a tax treaty was clarified during 2008 which resulted in the release of tax liabilities for withholding tax on profits to be remitted to Hong Kong in the amount of US\$275m.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

During 2010, the Group changed its basis of determining operating profit to exclude policyholders' share of tax relating to the change in insurance and investment contract liabilities. After the change, operating profit would represent solely the shareholders' share of the operating results. The effect of change affects several reportable segments including Singapore, Malaysia and Other Markets. The impact is illustrated in the table below.

	Before adjustments			Adjustments			After adjustments		
	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009
			Six months ended 31 May 2009			Six months ended 31 May 2009			Six months ended 31 May 2009
			unaudited			unaudited			unaudited
			US\$m			US\$m			unaudited
Singapore									
Operating profit	348	333	356	(22)	(87)	(40)	326	266	316
Tax on operating profit	(88)	(100)	(92)	22	67	40	(46)	(33)	(52)
Operating profit after tax	280	233	264	—	—	—	280	233	264
Malaysia									
Operating profit	123	123	150	(26)	(6)	(12)	97	117	138
Tax on operating profit	(38)	(11)	(44)	26	6	12	(12)	(5)	(32)
Operating profit after tax	85	112	106	—	—	—	85	112	106
Other Markets									
Operating profit	170	188	191	(2)	(1)	(2)	168	187	189
Tax on operating profit	(54)	(29)	(47)	2	1	2	(52)	(28)	(45)
Operating profit after tax	116	159	144	—	—	—	116	159	144
Group									
Operating profit	1,742	1,943	1,835	(50)	(74)	(54)	1,692	1,889	1,781
Tax on operating profit	(461)	(348)	(392)	50	74	54	(411)	(274)	(338)
Operating profit after tax	1,281	1,595	1,443	—	—	—	1,281	1,595	1,443

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

6. Total weighted premium income and annualised new premiums

For management decision making and internal performance management purposes, the Group measures business volumes during the period using a performance measure referred to as total weighted premium income ("TWPI"), while the Group measures new business activity using a performance measure referred to as annualised new premiums ("ANP"). Both measures are reported gross of reinsurance ceded.

Total weighted premium income consists of 100% of renewal premiums, 100% of first year premiums and 10% of single premiums and includes deposits and contributions for contracts that are accounted for as deposits in accordance with the Group's accounting policies.

Management considers that total weighted premium income provides an indicative volume measure of transactions undertaken in the reporting period that have the potential to generate profits for shareholders. The amounts shown are not intended to be indicative of premium and fee income recorded in the consolidated income statement.

Annualised new premiums was introduced in 2009 as a key internal measure of new business activities, which consists of 100% of annualized first year premium and 10% of single premium. Annualised new premiums excludes renewal premiums and first year premiums are reported on an annualised basis.

TWPI	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
	US\$m				
Total weighted premium income by geography					
Hong Kong	2,845	2,916	2,861	1,285	1,340
Thailand	2,164	2,351	2,373	1,072	1,222
Singapore	1,514	1,641	1,524	717	796
Malaysia	667	727	707	342	390
China	806	934	1,018	469	519
Korea	2,178	2,268	1,759	827	989
Other Markets	1,184	1,366	1,390	618	766
Total	11,358	12,203	11,632	5,330	6,022
First year premiums by geography					
Hong Kong	482	414	357	117	155
Thailand	301	326	337	143	168
Singapore	115	139	111	49	62
Malaysia	78	91	93	47	57
China	161	160	166	72	86
Korea	683	664	322	165	155
Other Markets	296	325	358	153	146
Total	2,116	2,119	1,744	746	829

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

TWPI	Year ended	Year ended	Year ended	Six months	Six months
	30 November	30 November	30 November	ended	ended
	2007	2008	2009	31 May	31 May
	US\$m			2009	2010
				unaudited	
Single premiums by geography					
Hong Kong	893	475	175	70	43
Thailand	99	158	121	67	72
Singapore	1,187	952	400	59	144
Malaysia	107	93	32	6	15
China	380	193	166	90	64
Korea	740	457	77	21	83
Other Markets	273	247	119	57	66
Total	3,679	2,575	1,090	370	487
Renewal premiums by geography					
Hong Kong	2,274	2,455	2,487	1,161	1,181
Thailand	1,853	2,009	2,024	922	1,047
Singapore	1,280	1,407	1,373	662	720
Malaysia	578	627	611	294	331
China	607	755	835	388	427
Korea	1,421	1,559	1,429	660	826
Other Markets	861	1,015	1,020	460	613
Total	8,874	9,827	9,779	4,547	5,145
ANP					
			Year ended	Six months	Six months
			30 November	ended	ended
			2009	31 May	31 May
				2009	2010
				unaudited	
				US\$m	
Annualised new premiums by geography					
Hong Kong			387	130	165
Thailand			372	156	181
Singapore			162	60	82
Malaysia			108	54	61
China			188	79	92
Korea			340	146	146
Other Markets ⁽¹⁾			321	148	160
Total			1,878	773	887

Note: (1) ANP for Other Markets excludes the new business activities of PT. Asuransi AiA Indonesia which was disposed in October 2009.

7. Segment information

The Group's operating segments, based on the reporting received by the Group's Exco are each of the geographical markets in which the Group operates. Each of the reportable segments, other than the 'Corporate and Other' segment, writes life insurance business, providing life, pensions, and accident and health products to customers in its local market, and distributes related investment and other financial services products. The reportable segments, as required to be disclosed separately under IFRS 8, are Hong Kong, Thailand, Singapore, Korea, Malaysia, China, Other Markets and Corporate and Other. The Group's Hong Kong reportable segment includes Macau. The Group's Singapore reportable segment includes Brunei. Other Markets primarily includes the Group's operations in the Philippines, Indonesia, Vietnam, India, Australia, New Zealand and Taiwan. The activities of the Corporate and Other segment consist of the AiA Group's corporate functions, shared services and eliminations of intragroup transactions.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Because each reportable segment other than the Corporate and Other segment focuses on serving the life insurance needs of its local market there are limited transactions between reportable segments. The key performance indicators reported in respect of each segment are:

- annualised new premiums (since 2009);
- total weighted premium income;
- investment income (excluding investment income in respect of investment-linked contracts);
- operating expenses;
- operating profit (see Note 5);
- expense ratio, measured as operating expenses divided by total weight premium income;
- operating margin, measured as operating profit (see above) expressed as a percentage of total weighted premium income; and
- operating return on allocated segment equity, measured as operating profit after tax attributable to shareholders of AIA Group Limited expressed as a simple average of opening and closing allocated segment equity (being the segment assets less segment liabilities in respect of each reportable segment less non-controlling interests, fair value and foreign currency translation reserves, and adjusted for subordinated intercompany debt).

In presenting net capital in/(out) flows to reportable segments, capital outflows consist of dividends and profit distributions to the Corporate and Other segment and capital inflows consist of capital injections into reportable segments by the Corporate and Other segment. For the Group, net capital in/(out) flows reflect the net amount received from shareholders by way of capital contributions less amounts distributed by way of dividends.

Business volumes in respect of the Group's five largest customers are less than 30 per cent of premiums and fee income.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Key markets							Other Markets	Corporate and Other	Total
	Hong Kong	Thailand	Singapore	Malaysia	China US\$m	Korea				
Year ended 30 November 2007										
Total weighted premium income	2,845	2,164	1,514	667	806	2,178	1,184			11,358
Net premiums, fee income and other operating revenue (net of reinsurance ceded)	1,401	2,206	1,464	610	723	1,506	912	(5)		8,817
Investment income ⁽¹⁾	607	557	538	200	147	233	352	72		2,706
Total revenue	2,008	2,763	2,002	810	870	1,739	1,264	67		11,523
Net insurance and investment contract benefits ⁽²⁾	1,124	1,928	1,456	580	551	1,165	831	1		7,636
Commission and other acquisition expenses	198	293	76	75	68	165	70	2		947
Operating expenses	133	114	95	52	127	136	157	148		962
Investment management expenses and finance costs ⁽³⁾	153	26	49	6	2	4	30	16		286
Total expenses	1,608	2,361	1,676	713	748	1,470	1,088	167		9,831
Share of profit/(loss) from associates	8	(1)					(6)	1		
Operating profit/(loss)	408	401	326	97	122	269	168	(99)		1,692
Tax on operating profit	(40)	(126)	(46)	(12)	(11)	(77)	(52)	(47)		(411)
Operating profit/(loss) after tax	368	275	280	85	111	192	116	(146)		1,281
Operating profit/(loss) after tax attributable to:										
Shareholders of AIA Group Limited	368	275	280	85	111	192	105	(146)		1,270
Non-controlling interests							11			11
Key operating ratios:										
Expense ratio	4.7%	5.3%	6.3%	7.8%	15.8%	6.2%	13.3%			8.5%
Operating margin	14.3%	18.5%	21.5%	14.5%	15.1%	12.4%	14.2%			14.9%
Operating return on allocated equity	15.5%	11.0%	25.9%	24.3%	26.9%	23.8%	11.1%			13.7%
Operating profit includes:										
Finance costs	141		42	2	1			17		203
Depreciation and amortisation	6	8	8	4	7	8	6	5		52
Strategic initiative expenses										

Note: (1) Excludes investment income related to investment-linked contracts

Note: (2) Excludes corresponding changes in insurance and investment contract liabilities from investment-linked contracts and participating funds and investment income related to investment-linked contracts

Note: (3) Excludes investment management expenses related to investment-linked contracts

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Operating profit may be reconciled to net profit/(loss) as follows:

	Key markets							Total
	Hong Kong	Thailand	Singapore	Malaysia	China	Korea	Other Markets	
30 November 2007								
Operating profit/(loss)	408	401	326	97	122	269	168	1,692
Non-operating items	203	341	90	81	63	36	44	887
Profit/(loss) before tax	611	742	416	178	185	305	212	2,579
Tax on operating profit	(40)	(126)	(46)	(12)	(11)	(77)	(52)	(411)
Policyholders' tax on operating profit	—	—	(22)	(26)	—	—	(2)	(50)
Tax on non-operating items	—	(103)	(36)	(28)	(12)	(11)	(1)	(190)
Tax expense	(40)	(229)	(104)	(66)	(23)	(68)	(55)	(46)
Net profit/(loss)	571	513	312	112	162	217	157	1,928
Net profit/(loss) attributable to:								
Shareholders of AIA Group Limited	571	513	312	112	162	217	143	1,914
Non-controlling interests	—	—	—	—	—	—	14	14

Allocated equity may be analysed as follows:

	Key markets							Total
	Hong Kong	Thailand	Singapore	Malaysia	China	Korea	Other Markets	
30 November 2007								
Assets before investments in associates	23,623	13,730	20,535	5,780	4,544	7,763	6,815	5,329
Investments in associates	—	4	17	—	—	—	23	19
Total assets	23,623	13,734	20,552	5,780	4,544	7,763	6,838	5,348
Total liabilities	20,873	10,715	19,331	5,365	4,142	6,893	5,135	2,247
Total equity	2,750	3,019	1,221	425	402	870	1,703	3,101
Non-controlling interests	—	—	—	—	—	—	51	—
Amounts reflected in other comprehensive income:								
Fair value reserve	104	141	70	17	(108)	(65)	558	2,272
Foreign currency translation reserve	—	142	75	29	16	8	70	1
Allocated equity	2,646	2,736	1,076	379	494	947	1,024	828
Net capital (out)/in flows	(7)	(61)	(319)	(51)	—	60	(1)	285
								(94)

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Segment information may be reconciled to the consolidated income statement as shown below:

	Segment information	Investment related				Related changes in		Third party interests in consolidated investment funds	Other non-operating items	Consolidated statement
		investment experience	income linked contracts	management expenses linked contracts	insurance and investment contract benefits	Investment-linked contracts	Participating funds			
30 November 2007	11,523	3,640	63						15,226	
Total revenue										
Of which:										
Net premiums, fee income and other operating revenue	8,817								8,817	
Investment return	2,706	3,640	63						6,409	
Total expenses	9,831			9	2,469	308	80	(50)	12,647	
Of which:										
Net insurance and investment contract benefits	7,636				2,469	308		(50)	10,363	
Investment management expenses and finance costs	286			9					295	
Change in third party interests in consolidated investment funds							80		80	
Operating profit	1,692	3,640	63	(9)	(2,469)	(308)	(80)	50	2,579	
									Profit/(loss) before tax	

APPENDIX I ACCOUNTANT'S REPORT

	Key markets							Corporate and Other	Total
	Hong Kong	Thailand	Singapore	Malaysia	China	Korea	Other Markets		
Year ended 30 November 2008									
Total weighted premium income	2,916	2,351	1,641	727	934	2,268	1,366	—	12,203
Net premiums, fee income and other operating revenue (net of reinsurance ceded)	2,023	2,403	1,658	706	847	1,598	1,032	(6)	10,361
Investment income ⁽¹⁾	767	657	616	230	184	248	397	45	3,144
Total revenue	2,790	3,060	2,274	936	1,031	1,946	1,429	39	13,505
Net insurance and investment contract benefits ⁽²⁾	1,540	2,101	1,618	689	692	1,222	861	1	8,704
Commission and other acquisition expenses	336	381	238	80	76	307	148	(3)	1,563
Operating expenses	183	132	129	64	172	132	173	104	1,089
Investment management expenses and finance costs ⁽³⁾	141	23	24	5	6	4	31	18	252
Total expenses	2,200	2,637	2,009	818	946	1,965	1,213	120	11,608
Share of profit/(loss) from associates	—	1	1	(1)	—	—	(29)	—	(26)
Operating profit/(loss)	590	424	266	117	85	281	187	(81)	1,869
Tax on operating profit/(loss)	(21)	(121)	(33)	(5)	3	(53)	(28)	(6)	(274)
Operating profit/(loss) after tax	569	303	233	112	88	218	159	(87)	1,595
<i>Operating profit/(loss) after tax attributable to:</i>									
Shareholders of AIA Group Limited	568	303	233	112	88	218	153	(87)	1,588
Non-controlling interests	1	—	—	—	—	—	6	—	7
Key operating ratios:									
Expense ratio	6.3%	5.6%	7.9%	8.8%	18.4%	5.8%	12.7%	—	8.9%
Operating margin	20.2%	18.0%	16.2%	16.1%	9.1%	12.4%	13.7%	—	15.3%
Operating return on allocated equity	18.3%	11.7%	22.7%	27.5%	15.8%	20.2%	13.7%	—	15.1%
Operating profit includes:									
Finance costs	122	2	21	1	1	—	2	10	159
Depreciation and amortisation	1	13	9	7	14	9	6	5	64
Strategic initiative expenses	4	2	9	1	—	—	1	8	25

Note:(1) Excludes investment income related to investment-linked contracts

Note:(2) Excludes corresponding changes in insurance and investment contract liabilities from investment-linked contracts and participating funds and investment income related to investment-linked contracts

Note:(3) Excludes investment management expenses related to investment-linked contracts

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Operating profit may be reconciled to net profit/(loss) as follows:

	Key markets						Total
	Hong Kong	Thailand	Singapore	Malaysia	China	Korea	
	US\$m						
30 November 2008							
Operating profit/(loss)	590	424	266	117	85	281	1,869
Non-operating items	(326)	(738)	(412)	(68)	(50)	(83)	(1,901)
Profit/(loss) before tax	264	(314)	(146)	49	35	198	(32)
Tax on operating profit	(21)	(121)	(33)	(5)	3	(83)	(274)
Policyholders' tax on operating profit	—	—	(67)	(6)	—	—	(74)
Tax on non-operating items	—	221	193	48	15	29	518
Other non-operating tax items	—	—	—	—	—	—	275
Tax (expense)/credit	(21)	100	93	37	18	(34)	445
Net profit/(loss)	243	(214)	(53)	86	53	164	413
Net profit/(loss) attributable to:							
Shareholders of AIA Group Limited	243	(214)	(53)	86	53	164	408
Non-controlling interests	—	—	—	—	—	—	5

Allocated equity may be analysed as follows:

	Key markets						Total
	Hong Kong	Thailand	Singapore	Malaysia	China	Korea	
	US\$m						
30 November 2008							
Assets before investments in associates	19,252	13,938	15,883	5,534	5,636	5,055	71,962
Investments in associates	—	2	7	2	—	—	47
Total assets	19,252	13,940	15,890	5,536	5,636	5,055	72,009
Total liabilities ⁽⁴⁾	17,418	11,030	15,003	5,075	4,983	4,424	63,091
Total equity	1,836	2,910	887	461	653	631	8,918
Non-controlling interests	—	—	—	—	—	—	10
Amounts reflected in other comprehensive income:							
Fair value reserve	(1,737)	457	(112)	27	76	(175)	17
Foreign currency transition reserve	—	5	21	(3)	53	(410)	(1)
Allocated equity	3,573	2,448	978	437	554	1,216	518
Net capital in/(out) flows	684	(74)	(45)	(28)	7	105	(377)
							390

Note: (4) Corporate and Other and Other Markets adjusted for subordinated intercompany debt provided to Other Markets of US\$68m

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Key markets						Other Markets	Corporate and Other	Total
	Hong Kong	Thailand	Singapore	Malaysia	China US\$m	Korea			
Year ended 30 November 2008									
Annualised new premiums	387	372	162	108	188	340	321	—	1,878
Total weighted premium income	2,861	2,373	1,524	707	1,018	1,759	1,360	—	11,632
Net premiums, fee income and other operating revenue (net of reinsurance ceded)	2,232	2,374	1,505	655	989	1,367	1,055	(18)	10,173
Investment income ⁽¹⁾	779	640	609	223	201	217	400	(10)	3,059
Total revenue	3,011	3,014	2,115	879	1,200	1,584	1,455	(26)	13,232
Net insurance and investment contract benefits ⁽²⁾	1,700	2,107	1,535	609	872	1,027	845	(17)	8,676
Commission and other acquisition expenses	398	391	160	70	55	371	204	(1)	1,648
Operating expenses	163	135	91	58	181	101	170	82	981
Investment management expenses and finance costs ⁽³⁾	52	23	13	5	3	4	25	(2)	123
Total expense	2,313	2,656	1,799	742	1,111	1,503	1,244	62	11,430
Share of profit/(loss) from associates	—	—	—	1	—	—	(22)	—	(21)
Operating profit/(loss)	698	358	316	138	89	81	189	(86)	1,781
Tax on operating profit	(43)	(111)	(52)	(32)	(21)	(16)	(45)	(18)	(336)
Operating profit/(loss) after tax	655	247	264	106	68	65	144	(106)	1,443
Operating profit/(loss) after tax attributable to:									
Shareholders of AIA Group Limited	653	251	264	106	68	65	137	(106)	1,438
Non-controlling interests	2	(4)	—	—	—	—	7	—	5
Key operating ratios:									
Expense ratio	5.7%	5.7%	6.0%	8.2%	17.8%	5.7%	12.2%	—	8.4%
Operating margin	24.4%	15.1%	20.7%	19.5%	8.7%	4.6%	13.6%	—	15.3%
Operating return on allocated equity	16.9%	9.4%	21.1%	22.5%	11.2%	5.3%	10.9%	—	12.0%
Operating profit includes:									
Finance costs	43	2	6	2	—	—	3	(6)	50
Depreciation and amortisation	4	8	8	8	13	10	9	6	66
Strategic initiative expenses	10	6	14	2	3	—	9	18	62

Note: (1) Excludes investment income related to investment-linked contracts
Note: (2) Excludes corresponding changes in insurance and investment contract liabilities from investment-linked contracts and participating funds and investment income related to investment-linked contracts

Note: (3) Excludes investment management expenses related to investment-linked contracts

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Operating profit may be reconciled to net profit/(loss) as follows:

	Key markets						Total	
	Hong Kong	Thailand	Singapore	Malaysia	China US\$m	Korea		Other Markets
30 November 2009								
Operating profit/(loss)	698	358	316	138	89	81	189	(88)
Non-operating items	(32)	563	179	47	30	(60)	(38)	(38)
Profit/(loss) before tax	666	921	495	185	119	1	151	(127)
Tax on operating profit	(43)	(111)	(52)	(32)	(21)	(16)	(45)	(18)
Policyholders' tax on operating profit	—	—	(40)	(12)	—	—	(2)	(54)
Tax on non-operating items	—	(168)	(75)	(20)	(6)	15	(3)	(3)
Tax expense	(43)	(279)	(167)	(64)	(29)	(1)	(50)	(21)
Net profit/(loss)	623	642	328	121	90	—	101	(148)
Net profit/(loss) attributable to:								
Shareholders of AIA Group Limited	621	646	328	121	90	—	94	(146)
Non-controlling interests	2	(4)	—	—	—	—	7	(2)

Allocated equity may be analysed as follows:

	Key markets						Total	
	Hong Kong	Thailand	Singapore	Malaysia	China US\$m	Korea		Other Markets
30 November 2009								
Assets before investments in associates	23,761	16,530	20,690	6,337	6,510	7,498	7,829	1,451
Investments in associates	—	2	7	4	—	—	40	—
Total assets	23,761	16,532	20,697	6,341	6,510	7,498	7,869	1,451
Total liabilities⁽⁴⁾	19,023	12,955	18,914	5,787	5,828	6,378	6,090	725
Total equity	4,738	3,577	1,783	554	682	1,120	1,779	726
Non-controlling interests	2	—	—	—	—	—	48	1
Amounts reflected in other comprehensive income:								
Fair value reserve	572	463	108	24	(32)	49	375	(31)
Foreign currency translation reserve	—	195	149	26	54	(159)	40	1
Allocated equity	4,164	2,919	1,526	504	660	1,227	1,316	755
Net capital (out)/in flows	(30)	(175)	220	(54)	16	11	18	383

Note: (4) Corporate and Other and Other Markets adjusted for subordinated intercompany debt provided to Other Markets of US\$63m

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Segment information may be reconciled to the consolidated income statement as shown below:

	Segment information	US\$m				Total revenue	
		Investment income related to investment linked contracts	Investment management expenses related to investment linked contracts	Related changes in insurance and investment contract benefits	Third party interests in consolidated investment funds		
30 November 2009	13,232	5,716	68			19,016	
Of which:							
Net premiums, fee income and other operating revenue	10,173					10,173	Net premiums and fee income and other operating revenue
Investment return	3,059	5,716	68			8,843	Investment return
Total expenses	11,430		16	4,166	773	16,584	Total segment expenses
Of which:							
Net insurance and investment contract benefits	8,078			4,166	773	13,563	Net insurance and investment contract benefits
Restructuring and separation costs						89	Restructuring and separation costs
Investment management expenses and finance costs	123		16			139	Investment management expenses and finance costs
Change in third party interests in consolidated investment funds						164	Change in third party interests in consolidated investment funds
Share of loss of associates	(21)					(21)	Share of loss of associates
Operating profit	1,781	5,716	68	(4,166)	(773)	2,411	Profit/(loss) before tax

Other non-operating items in 2009 consist of restructuring and separation costs of US\$89m (see Note 5).

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Key markets							Other Markets	Corporate and Other	Total
	Hong Kong	Thailand	Singapore	Malaysia	China	Korea	US\$m			
Period ended 31 May 2009 (unaudited)										
Annualised new premiums	130	156	60	54	79	146	148	—	773	
Total weighted premium income	1,285	1,072	717	342	469	827	618	—	5,330	
Net premiums, fee income and other operating revenue (net of reinsurance ceded)	1,066	1,078	719	307	458	648	488	(2)	4,782	
Investment income ⁽¹⁾	387	320	305	105	99	99	191	(10)	1,498	
Total revenue	1,453	1,398	1,024	412	557	747	679	(12)	6,258	
Net insurance and investment contract benefits ⁽²⁾	780	954	769	281	388	478	408	1	4,059	
Commission and other acquisition expenses	189	185	70	36	24	145	83	(1)	731	
Operating expenses	81	64	44	27	82	51	72	46	487	
Investment management expenses and finance costs ⁽³⁾	36	11	6	1	1	2	13	(5)	65	
Total expense	1,066	1,214	889	345	495	676	576	41	5,322	
Share of loss from associates	—	—	—	—	—	—	(13)	—	(13)	
Operating profit/(loss)	367	184	135	67	62	71	90	(53)	923	
Tax on operating profit	(20)	(59)	(22)	(26)	(12)	(11)	(18)	(7)	(175)	
Operating profit/(loss) after tax	347	125	113	41	50	60	72	(60)	748	
Operating profit/(loss) after tax attributable to:										
Shareholders of AIA Group Limited	346	128	113	41	50	60	68	(59)	747	
Non-controlling interests	1	(3)	—	—	—	—	4	(1)	1	
Key operating ratios:										
Expense ratio	6.3%	6.0%	6.1%	7.9%	17.5%	6.2%	11.7%	—	8.8%	
Operating margin	28.6%	17.2%	18.6%	19.6%	13.2%	8.6%	14.6%	—	17.3%	
Operating return on allocated equity ⁽⁴⁾	18.4%	9.9%	18.7%	19.3%	17.0%	9.8%	10.7%	—	13.1%	
Operating profit includes:										
Finance costs	28	1	4	—	—	—	2	(3)	32	
Depreciation and amortisation	3	5	4	9	5	4	1	8	39	
Strategic initiative expenses	4	2	5	1	—	—	3	6	21	
Note: (1) Excludes investment income related to investment-linked contracts										
Note: (2) Excludes corresponding changes in insurance and investment contract liabilities from investment experience for investment-linked contracts and participating funds and investment income related to investment-linked contracts										
Note: (3) Excludes investment management expenses related to investment-linked contracts										
Note: (4) Operating return on allocated equity has been annualised to facilitate comparison with prior periods.										

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Operating profit may be reconciled to net profit/(loss) as follows:

	Key markets						Corporate and Other	Total
	Hong Kong	Thailand	Singapore	Malaysia	China US\$m	Korea		
31 May 2009 (unaudited)								
Operating profit/(loss)	367	184	135	67	62	71	(53)	923
Non-operating items	9	291	48	17	22	(42)	2	345
Profit/(loss) before tax	376	475	183	84	84	29	(51)	1,268
Tax on operating profit	(20)	(59)	(22)	(26)	(12)	(11)	(7)	(175)
Policyholders' tax on operating profit	—	—	(19)	(6)	—	—	—	(25)
Tax on non-operating items	—	(88)	(14)	(6)	(6)	6	—	(105)
Tax expense	(20)	(145)	(55)	(33)	(18)	(5)	(7)	(305)
Net profit/(loss)	356	330	128	46	66	24	(58)	963
Net profit/(loss) attributable to:								
Shareholders of AIA Group Limited	355	333	128	46	66	24	(54)	966
Non-controlling interests	1	(3)	—	—	—	—	(4)	(3)

Allocated equity may be analysed as follows:

	Key markets						Corporate and Other	Total
	Hong Kong	Thailand	Singapore	Malaysia	China US\$m	Korea		
30 November 2009								
Assets before investments in associates	23,761	16,530	20,690	6,337	6,510	7,498	1,451	90,606
Investments in associates	—	2	7	4	—	—	—	53
Total assets	23,761	16,532	20,697	6,341	6,510	7,498	1,451	90,659
Total liabilities⁽⁵⁾	19,023	12,955	18,914	5,787	5,828	6,378	725	75,700
Total equity	4,738	3,577	1,783	554	682	1,120	726	14,959
Non-controlling interests	2	—	—	—	—	—	1	51
Amounts reflected in other comprehensive income:								
Fair value reserve	572	453	108	24	(32)	49	(31)	1,528
Foreign currency translation reserve	—	195	149	28	54	(166)	1	309
Allocated equity	4,164	2,919	1,526	504	660	1,227	755	13,071
Net capital (out)/in flows	(30)	(175)	220	(54)	18	11	383	389

Note: (5) Corporate and Other and Other Markets adjusted for subordinated intercompany debt provided to Other Markets of US\$63m

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Segment information may be reconciled to the consolidated income statement as shown below:

	Segment information	Investment income related to linked contracts	Investment management expenses related to linked contracts	Related changes in insurance and investment contract benefits		Third party interests in consolidated investment funds	Other non-operating items	Consolidated statement
				Investment-linked contracts	Participating funds			
US\$mn								
31 May 2009 (unaudited)	6,258	29						9,176
Total revenue	2,889							Total revenue
Of which:								Of which:
Net premiums, fee income and other operating revenue	4,762							Net premiums and fee income and other operating revenue
Investment return	1,496	29						4,762
Total expenses	5,322	8		2,237	196	132		7,895
Of which:								Of which:
Net insurance and investment contract benefits	4,059			2,237	196			Net insurance and investment contract benefits
Restructuring and separation costs							(25)	6,467
Investment management expenses and finance costs	65						25	25
Change in third party interests in consolidated investment funds			8					Investment management expenses and finance costs
Share of loss of associates	(13)					132		73
Operating profit	923	29	(8)	(2,237)	(196)	(132)		Profit/(loss) before tax

Other non-operating items for the six months ended 31 May 2009 (unaudited) consist of restructuring costs of US\$2.5m (see Note 5).

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Key markets							Other Markets	Corporate and Other	Total
	Hong Kong	Thailand	Singapore	Malaysia	China	Korea	US\$m			
Period ended 31 May 2010										
Annualised new premiums	165	181	82	61	92	146	160	—	887	
Total weighted premium income	1,340	1,222	796	390	519	989	766	—	6,022	
Net premiums, fee income and other operating revenue (net of reinsurance ceded)	989	1,230	804	353	503	735	541	(15)	5,150	
Investment income ⁽¹⁾	421	357	327	120	130	138	218	(3)	1,718	
Total revenue	1,420	1,597	1,131	473	633	873	759	(18)	6,868	
Net insurance and investment contract benefits ⁽²⁾	808	1,079	786	333	459	611	424	(4)	4,496	
Commission and other acquisition expenses	100	192	81	42	33	109	103	—	660	
Operating expenses	83	71	56	28	82	61	98	46	525	
Investment management expenses and finance costs ⁽³⁾	6	12	8	2	3	1	11	2	45	
Total expense	997	1,354	931	405	577	782	636	44	5,726	
Share of profit/(loss) from associates	—	—	—	1	—	—	(8)	—	(8)	
Operating profit/(loss)	423	243	200	69	56	91	114	(62)	1,134	
Tax on operating profit	(23)	(73)	(41)	(17)	(17)	(22)	(25)	(12)	(230)	
Operating profit/(loss) after tax	400	170	159	52	39	69	89	(74)	904	
Operating profit/(loss) after tax attributable to:										
Shareholders of AIA Group Limited	399	170	159	52	39	69	87	(76)	899	
Non-controlling interests	1	—	—	—	—	—	2	2	5	
Key operating ratios:										
Expense ratio	6.2%	5.8%	7.0%	7.2%	15.8%	6.2%	12.8%	—	8.7%	
Operating margin	31.8%	19.9%	25.1%	17.7%	10.8%	9.2%	14.9%	—	18.8%	
Operating return on allocated equity ⁽⁴⁾	18.3%	11.1%	19.8%	21.3%	11.6%	10.9%	13.2%	—	13.2%	
Operating profit includes:										
Finance costs	2	1	3	—	—	—	1	(3)	4	
Depreciation and amortisation	1	5	5	3	18	7	6	—	45	
Strategic initiative expenses	6	2	5	1	1	2	5	12	34	
Note: (1) Excludes investment income related to investment-linked contracts										
Note: (2) Excludes corresponding changes in insurance and investment contract liabilities from investment-linked contracts and participating funds and investment income related to investment-linked contracts										
Note: (3) Excludes investment management expenses related to investment-linked contracts										
Note: (4) Operating return on allocated equity has been annualised to facilitate comparison with prior periods.										

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Operating profit may be reconciled to net profit/(loss) as follows:

	Key markets						Other Markets	Corporate and Other	Total
	Hong Kong	Thailand	Singapore	Malaysia	China	Korea			
31 May 2010									
Operating profit/(loss)	423	243	200	69	56	91	114	(62)	1,134
Non-operating items	12	247	103	20	(54)	8	1	(33)	304
Profit/(loss) before tax	435	490	303	89	2	99	115	(95)	1,438
Tax on operating profit	(23)	(73)	(41)	(17)	(17)	(22)	(25)	(12)	(230)
Policyholders' tax on operating profit	—	—	(49)	(6)	—	—	(2)	—	(57)
Tax on non-operating items	—	(74)	(18)	(6)	14	(2)	—	(3)	(89)
Tax expense	(23)	(147)	(109)	(29)	(3)	(24)	(27)	(15)	(376)
Net profit/(loss)	412	343	195	60	(1)	75	88	(110)	1,062
Net profit/(loss) attributable to:									
Shareholders of AIA Group Limited	411	343	195	60	(1)	75	86	(112)	1,057
Non-controlling interests	1	—	—	—	—	—	2	2	5

Allocated equity may be analysed as follows:

	Key markets						Other Markets	Corporate and Other	Total
	Hong Kong	Thailand	Singapore	Malaysia	China	Korea			
31 May 2010									
Assets before investments in associates	24,763	18,329	21,021	6,689	6,970	7,868	8,193	1,792	95,675
Investments in associates	—	2	7	5	—	—	49	—	63
Total assets	24,763	18,331	21,028	6,704	6,970	7,868	8,242	1,792	95,738
Total liabilities⁽⁴⁾	19,630	14,009	19,041	6,161	6,188	6,687	6,421	994	79,131
Total equity	5,153	4,322	1,987	543	782	1,201	1,821	798	16,607
Non-controlling interests	4	—	—	—	—	—	54	2	60
Amounts reflected in other comprehensive income:									
Fair value reserve	572	828	142	26	44	87	414	(21)	2,092
Foreign currency translation reserve	(1)	261	124	44	53	(168)	33	2	328
Allocated equity	4,576	3,233	1,721	473	685	1,302	1,320	815	14,127
Net capital in/(out) flows	3	(29)	—	(91)	26	—	(82)	172	(1)

Note: (4) Corporate and Other Markets adjusted for subordinated intercompany debt provided to Other Markets of US\$33m

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Segment information may be reconciled to the consolidated income statement as shown below:

	Segment information	Related changes in investment contract benefits				Third party interests in consolidated investment funds	Other non-operating items	Consolidated statement
		Investment income related linked contracts	Investment management expenses related linked contracts	Investment-linked contracts	Participating funds			
31 May 2010								
Total revenue	6,868	31						7,203
Of which:								
Net premiums, fee income and other operating revenue	5,150							Net premiums and fee income and other operating revenue
Investment return	1,718	31						5,150
Total expenses	5,728		7	(44)	119	(12)	(39)	5,757
Of which:								
Net insurance and investment contract benefits	4,496			(44)	119		(57)	Net insurance and investment contract benefits
Restructuring and separation costs							18	Restructuring and separation costs
Investment management expenses and finance costs	45		7					Investment management expenses and finance costs
Change in third party interests in consolidated investment funds						(12)		Change in third party interests in consolidated investment funds
Share of loss of associates	(6)							Share of loss of associates
Operating profit	1,134	31	(7)	44	(119)	12	39	Profit/(loss) before tax

Other non-operating items in 2010 consist of restructuring and separation costs of US\$18m (see Note 5).

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

8. Revenue

Investment return

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
			US\$m		
Interest income	2,560	2,958	2,913	1,418	1,586
Dividend income	184	203	147	71	129
Rental income	25	63	67	36	34
Investment income	2,769	3,224	3,127	1,525	1,749
Available for sale					
Net realised gains/(losses) from debt securities	1	(90)	(162)	(13)	54
Impairment of debt securities	—	(142)	(67)	(31)	(1)
Net gains/(losses) of available for sale financial assets reflected in the consolidated income statement	1	(232)	(229)	(44)	53
At fair value through profit or loss					
Net (losses)/gains of debt securities	(227)	(1,117)	635	88	210
Net gains/(losses) of equity securities	4,030	(8,968)	5,506	2,953	(3)
Net fair value movement on derivatives	100	(247)	273	120	97
Net gains/(losses) in respect of financial assets at fair value through profit or loss	3,903	(10,332)	6,414	3,161	304
Net foreign exchange (losses)/gains	(262)	300	(426)	(226)	(51)
Other realised (losses)/gains	(2)	42	(43)	(2)	(2)
Investment experience	3,640	(10,222)	5,716	2,889	304
Investment return	6,409	(6,998)	8,843	4,414	2,053

Other realised (losses)/gains for the year ended 30 November 2009 includes US\$9m of impairment loss relating to the disposal group held for sale (see Note 11 for further information) and US\$29m loss before tax relating to the disposal of PT. Asuransi AIA Indonesia.

Foreign currency movements resulted in the following (losses)/gains recognised in the income statement (other than gains and losses arising on items measured at fair value through profit or loss):

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
			US\$m		
Foreign exchange (loss)/gain	(225)	227	(140)	(100)	(53)

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Other operating revenue

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
			US\$m		
Gain on recapture of reinsurance from former parent company (see Note 5)	—	447	—	—	—
Other revenue	<u>77</u>	<u>79</u>	<u>71</u>	<u>26</u>	<u>37</u>
Total	<u>77</u>	<u>526</u>	<u>71</u>	<u>26</u>	<u>37</u>

The balance of other operating revenue largely consists of asset management fees.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

9. Expenses

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009	Six months ended 31 May 2010
			US\$m	unaudited	
Insurance contract benefits	4,555	5,402	5,375	2,626	2,820
Change in insurance contract liabilities	5,233	(1,898)	6,275	2,952	1,973
Investment contract benefits	1,228	(2,047)	2,164	1,004	(116)
Insurance and investment contract benefits	11,016	1,457	13,814	6,582	4,677
Insurance and investment contract benefits ceded	(653)	(248)	(251)	(115)	(163)
Insurance and investment contract benefits, net of ceded reinsurance	10,363	1,209	13,563	6,467	4,514
Commissions and other acquisition expenses incurred	2,282	2,269	1,855	798	933
Deferral and amortisation of acquisition costs	(1,335)	(706)	(207)	(67)	(273)
Commission and other acquisition expenses	947	1,563	1,648	731	660
Employee benefit expenses	585	639	610	280	337
Depreciation	45	61	57	36	40
Amortisation	7	3	9	3	5
Operating lease rentals	81	94	90	49	43
Other operating expenses	244	292	215	99	100
Operating expenses	962	1,089	981	467	525
Restructuring costs	—	8	11	7	1
Separation costs	—	2	78	18	17
Restructuring and separation costs	—	10	89	25	18
Investment management expenses	92	103	89	41	48
Finance costs	203	159	50	32	4
Change in third party interests in consolidated investment funds	80	(319)	164	132	(12)
Total	12,647	3,814	16,584	7,895	5,757

Other operating expenses include auditors' remuneration of US\$4m (for the year ended 30 November 2007: US\$8m; for the year ended 30 November 2008: US\$8m; for the year ended 30 November 2009: US\$8m; six months ended 31 May 2009 (unaudited): US\$4m). Operating expenses include strategic initiative expenses of US\$34m (for the year ended 30 November 2007: US\$nil; for the year ended 30 November 2008: US\$25m; for the year ended 30 November 2009: US\$62m; six months ended 31 May 2009 (unaudited): US\$20m). Strategic initiative expenses consist of expenses for enhancing distribution capability and operational efficiency and are approved by the Group's Strategic Initiative Office.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Investment management expenses may be analysed as:

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
	US\$m				
Investment management expenses including fees paid to related parties	88	101	87	40	48
Depreciation on investment property	4	2	2	1	—
Total	92	103	89	41	48

Finance costs may be analysed as:

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
	US\$m				
Securities lending and repurchase agreements (see Note 30 for details)	193	134	44	28	2
Bank and other loans	1	18	5	3	2
Related party borrowings (see Note 41)	9	7	1	1	—
Total	203	159	50	32	4

Interest expense includes US\$2m (for the year ended 30 November 2007: US\$10m; for the year ended 30 November 2008: US\$25m; for the year ended 30 November 2009: US\$5m; six months ended 31 May 2009 (unaudited): US\$2m) on bank loans, overdrafts and related party loans wholly repayable within five years.

Employee benefit expenses consist of:

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
	US\$m				
Wages and salaries	464	497	477	221	282
Share based compensation	11	19	8	4	5
Pension costs — defined contribution plans	20	27	30	15	16
Pension costs — defined benefit plans	12	12	14	5	7
Other employee benefit expenses ...	78	84	81	35	27
Total	585	639	610	280	337

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

10. Income tax

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
	US\$m				
Tax charged/(credited) in the consolidated income statement					
Current income tax — Hong Kong					
Profits Tax	39	37	34	13	17
Current income tax — overseas	425	364	287	121	279
Deferred income tax on temporary differences	187	(846)	333	171	80
Total	651	(445)	654	305	376

There are no current tax assets recoverable in more than one year.

The tax benefit or expense attributable to Singapore, Malaysia, Australia and New Zealand life insurance policyholder returns is included in the tax charge or credit and is analysed separately in the consolidated income statement in order to permit comparison of the underlying effective rate of tax attributable to shareholders from year to year. The tax attributable to policyholders' returns included above is US\$70m charge (for the year ended 30 November 2007: US\$70m charge; for the year ended 30 November 2008: US\$90m credit; for the year ended 30 November 2009: US\$137m charge; for the six months ended 31 May 2009 (unaudited): US\$46m charge).

The provision for Hong Kong Profits Tax is calculated at 16.5%, starting from the year of assessment 2008/09. In previous periods, the Profits Tax rate in Hong Kong was 17.5%. Taxation for overseas subsidiaries and branches is charged at the appropriate current rates of taxation ruling in the relevant jurisdictions of which the most significant jurisdictions are outlined below.

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009	Six months ended 31 May 2010
Thailand	30%	30%	30%	30%	30%
Singapore	18%	18%	17%	18%	17%
Korea	27.5%	27.5%	24.2%	24.2%	24.2%
Malaysia	27%	26%	25%	25%	25%
China	25%/33%	25%	25%	25%	25%
Hong Kong	17.5%	16.5%	16.5%	16.5%	16.5%
Other	20% - 35%	20% - 35%	20% - 30%	20% - 30%	20% - 30%

The table above reflects the principal rate of corporate income taxes, as at the end of each year/period. The rate changes reflect changes to the enacted or substantively enacted corporate tax rates throughout the period in each jurisdiction.

APPENDIX I	ACCOUNTANT'S REPORT				
	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
	US\$m				
Income tax reconciliation					
Profit/(loss) before income tax	2,579	(32)	2,411	1,268	1,438
Tax calculated at domestic tax rates applicable to profits/(losses) in the respective countries	610	5	549	292	333
Reduction in tax payable from:					
Release of provision for withholding tax	—	(275) ⁽²⁾	—	—	—
Life insurance tax ⁽¹⁾	—	(108)	—	—	(15)
Exempt investment income	(17)	(33)	(38)	(7)	(25)
Changes in tax rate and law	(24)	(44)	—	—	(2)
Release of provisions for uncertain tax positions	—	(10)	—	—	—
Amounts over provided in prior years	(10)	(3)	(4)	(2)	—
Unrecognised deferred tax assets	—	—	—	(2)	(37)
Other	—	(4)	—	—	—
	(51)	(477)	(42)	(11)	(79)
Increase in tax payable from:					
Life insurance tax ⁽¹⁾	19	—	70	6	—
Withholding taxes	37	—	12	4	18
Disallowed expenses	3	20	43	6	11
Changes in tax rate and law	—	—	—	—	32
Amounts under provided in prior years	—	—	—	—	6
Unrecognised deferred tax assets	13	7	4	—	—
Provisions for uncertain tax positions	3	—	3	—	42
Other	17	—	15	8	13
	92	27	147	24	122
Total income tax expense/(credit)	651	(445)	654	305	376

Note:(1) Life insurance tax refers to the permanent differences which arise where the tax regime specific to the life insurance business does not adopt net income as the basis for calculating taxable profit, for example Hong Kong, where life business taxable profit is derived from life premiums.

(2) Release of a provision for withholding tax of US\$275m following clarification of a tax treaty with Hong Kong.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

The movement in deferred tax liabilities in the period may be analysed as set out below:

	Net deferred tax asset/(liability) at 1 December	(Charged)/credited to the income statement	(Charged)/credited to other comprehensive income		Net deferred tax asset/(liability) at period/year end
			Fair value reserve	Foreign exchange	
30 November 2007					
Revaluation of financial instruments	(434)	(55)	181	(26)	(334)
Deferred acquisition costs	(1,484)	(98)	—	(38)	(1,620)
Insurance and investment contract liabilities	742	342	—	132	1,216
Withholding taxes	(256)	(34)	—	(14)	(304)
Provision for expenses	150	(42)	—	(16)	92
Losses available for offset against future taxable income	68	(45)	—	(17)	6
Life surplus ⁽¹⁾	(35)	(285)	—	(110)	(430)
Other	(94)	30	—	11	(53)
Total	(1,343)	(187)	181⁽²⁾	(78)	(1,427)
30 November 2008					
Revaluation of financial instruments	(334)	389	(12)	34	77
Deferred acquisition costs	(1,620)	346	—	30	(1,244)
Insurance and investment contract liabilities	1,216	(352)	—	(31)	833
Withholding taxes	(304)	261	—	(5)	(48)
Provision for expenses	92	(22)	—	(2)	68
Losses available for offset against future taxable income	6	(2)	—	—	4
Life surplus ⁽¹⁾	(430)	161	—	14	(255)
Other	(53)	65	—	6	18
Total	(1,427)	846	(12)⁽²⁾	46	(547)

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Net deferred tax asset/(liability) at 1 December	(Charged)/credited to the income statement	(Charged)/credited to other comprehensive income		Net deferred tax asset/(liability) at period/year end
			Fair value reserve	Foreign exchange	
US\$m					
30 November 2009					
Revaluation of financial instruments	77	(185)	(133)	(41)	(282)
Deferred acquisition costs	(1,244)	(187)	—	(41)	(1,472)
Insurance and investment contract liabilities	833	170	—	38	1,041
Withholding taxes	(48)	(12)	—	(3)	(63)
Provision for expenses	68	(7)	—	(2)	59
Losses available for offset against future taxable income	4	—	—	—	4
Life surplus ⁽¹⁾	(255)	(118)	—	(26)	(399)
Other	18	6	—	1	25
Total	(547)	(333)	(133)⁽²⁾	(74)	(1,087)
31 May 2010					
Revaluation of financial instruments	(282)	(127)	(210)	7	(612)
Deferred acquisition costs	(1,472)	(49)	—	3	(1,518)
Insurance and investment contract liabilities	1,041	246	—	(13)	1,274
Withholding taxes	(63)	(7)	—	—	(70)
Provision for expenses	59	(99)	—	5	(35)
Losses available for offset against future taxable income	4	(4)	—	—	—
Life surplus ⁽¹⁾	(399)	(17)	—	1	(415)
Other	25	(23)	—	1	3
Total	(1,087)	(80)	(210)⁽²⁾	4	(1,373)

Note:(1) Life surplus relates to the temporary difference which arises where the taxable profits are based on actual distributions from the long term fund. This primarily relates to Singapore and Malaysia.

(2) Of the fair value reserve deferred tax charge of US\$210m (30 November 2009: US\$133m; 30 November 2008: US\$12m; 30 November 2007: US\$(181)m) for 2010, US\$210m (30 November 2009: US\$139m; 30 November 2008: US\$22m; 30 November 2007: US\$(181)m) relates to fair value gains and losses on available for sale financial assets and US\$nil (30 November 2009: US\$6m; 30 November 2008: US\$(10)m; 30 November 2007: US\$nil) relates to fair value gains and losses on available for sale financial assets transferred to income on disposal and impairment.

Deferred tax assets are recognised to the extent that sufficient future taxable profits will be available for realisation. The Group has not recognised deferred tax assets on tax losses and the temporary difference on insurance and investment contract liabilities arising from different accounting and statutory/tax reserving methodology for certain branches and subsidiaries on the basis that they have histories of tax losses and there is insufficient evidence that future profits will be available.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Temporary differences not recognised in the consolidated statement of financial position are:

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
			US\$m		
Tax losses	144	148	148	154	72
Insurance and investment contract liabilities	117	69	52	93	62
Total	261	237	200	247	134

The Group has not provided deferred tax liabilities of US\$47.7m (30 November 2009: US\$47.7m; 30 November 2008: US\$3.7m; 30 November 2007: US\$29.7m) in respect of unremitted earnings of operations in one jurisdiction from which a withholding tax charge would be incurred upon distribution as the Group does not consider it probable that this portion of accumulated earnings will be remitted in the foreseeable future.

The Group has unused income tax losses carried forward in Hong Kong, Vietnam, Indonesia, the Philippines and Taiwan. The tax losses of Hong Kong can be carried forward indefinitely. The tax losses of Vietnam, Indonesia, the Philippines and Taiwan are due to expire within the periods ending 2012 (Vietnam), 2013 (Indonesia, the Philippines) and 2019 (Taiwan). The group previously had income tax losses arising in China, these were fully utilised in the period to 31 May 2010.

11. Disposal groups held for sale

On 28 August 2009, AIA-B agreed to sell AIA (Bermuda) Services Inc. and transfer a block of life insurance policies through a business transfer to ALICO for an aggregate consideration of US\$1.

As a result, the assets and liabilities have been presented as held for sale at 30 November 2009. Refer to Note 8 for additional information.

The following table shows the assets and liabilities of the disposal group classified as held for sale:

	30 November 2009 US\$m
Available for sale — debt securities	50
Other assets	5
Cash and cash equivalents	3
Total assets	58
Insurance contract liabilities	57
Other liabilities	1
Total liabilities	58

The sale of the disposal group was completed on 27 January 2010.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

12. Earnings per share

Basic

Basic earnings per share is calculated by dividing the net profit attributable to shareholders of AIA Group Limited by the weighted average number of ordinary shares in issue during the period.

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
Net profit attributable to shareholders of AIA Group Limited (US\$m)	1,914	408	1,754	966	1,057
Weighted average number of ordinary shares in issue (million)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,044
Basic earnings per share (US cents per share)	<u>16</u>	<u>3</u>	<u>15</u>	<u>8</u>	<u>9</u>

Diluted

Diluted earnings per share is calculated by adjusting the weighted average number of ordinary shares outstanding to assume conversion of all dilutive potential ordinary shares. As of 30 November 2009, the Group had potentially dilutive instruments which were the shares yet to be issued as described in note 34. The Group currently has no potential dilutive instruments in issue.

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
Net profit attributable to shareholders of AIA Group Limited (US\$m)	1,914	408	1,754	966	1,057
Weighted average number of ordinary shares for diluted earnings per share (million)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,044
Diluted earnings per share (US cents per share)	<u>16</u>	<u>3</u>	<u>15</u>	<u>8</u>	<u>9</u>

Operating profit per share

Operating profit (see Note 5) per share is calculated by dividing the operating profit after tax attributable to shareholders of AIA Group Limited by the weighted average number of ordinary shares in issue during the year. As of 30 November 2009, the Group had potentially dilutive instruments which were the shares yet to be issued as described in note 34. The Group currently has no potential dilutive instruments in issue.

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
Basic and fully diluted (US cents per share)	<u>14</u>	<u>16</u>	<u>15</u>	<u>8</u>	<u>9</u>

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

13. Dividends

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
			US\$m		
Ordinary dividends declared and charged to equity in the period	<u>261</u>	<u>346</u>	<u>25</u>	<u>—</u>	<u>—</u>

Dividends declared and charged to equity reflect dividends declared by the subsidiaries of the Group to their former parent companies.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

14. Intangible assets

	Goodwill	Computer software	Distribution and other rights	Total
Cost				
At 1 December 2006	144	81	5	230
Additions	—	22	—	22
Foreign exchange movements	1	—	—	1
At 30 November 2007	145	103	5	253
Additions	—	20	18	38
Disposals	—	(8)	—	(8)
Foreign exchange movements	(1)	(5)	—	(6)
At 1 December 2008	144	110	23	277
Additions	8	23	5	36
Acquisition of a subsidiary	—	—	15	15
Disposals	—	(4)	(18)	(22)
Disposal of a subsidiary	(23)	(1)	—	(24)
Foreign exchange movements	—	8	(1)	7
At 30 November 2009	129	136	24	289
Additions	—	7	2	9
Acquisition of a subsidiary	—	—	9	9
Disposals	—	(3)	—	(3)
Foreign exchange movements	(2)	(1)	1	(2)
At 31 May 2010	127	139	36	302
Accumulated amortisation				
At 1 December 2006	(6)	(39)	—	(45)
Amortisation charge for the year	—	(7)	—	(7)
Foreign exchange movements	—	(1)	—	(1)
At 30 November 2007	(6)	(47)	—	(53)
Amortisation charge for the year	—	(3)	—	(3)
Disposals	—	8	—	8
Foreign exchange rate movements	—	3	—	3
At 1 December 2008	(6)	(39)	—	(45)
Amortisation charge for the year	—	(8)	(1)	(9)
Disposal of a subsidiary	—	1	—	1
Foreign exchange rate movements	—	(3)	—	(3)
At 30 November 2009	(6)	(49)	(1)	(56)
Amortisation charge for the year	—	(5)	—	(5)
Disposal of a subsidiary	—	2	—	2
Foreign exchange rate movements	—	(1)	—	(1)
At 31 May 2010	(6)	(53)	(1)	(60)
Net book value				
At 30 November 2007	139	56	5	200
At 30 November 2008	138	71	23	232
At 30 November 2009	123	87	23	233
At 31 May 2010	121	86	35	242

Of the above, US\$233m (30 November 2007: US\$191m; 30 November 2008: US\$210m; 30 November 2009: US\$224m) is expected to be recovered more than 12 months after the end of the reporting period.

Goodwill arises primarily in respect of the Group's insurance businesses. Impairment testing is performed by comparing the carrying value of goodwill with the present value of expected future cash flows plus a multiple of the present value of the new business generated.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

15. Investments in associates

	Year ended	Year ended	Year ended	Six months
	30 November	30 November	30 November	ended
	2007	2008	2009	31 May
	US\$m			
Group				
At beginning of the financial period	267	63	47	53
Cash distributions (see Note 4 for details)	(190)	—	—	—
Additions	8	48	24	14
Disposals	(27)	(17)	(1)	—
Share of net (loss)/profit	—	(28)	(21)	(8)
Others	—	—	—	4
Foreign exchange movements	5	(19)	4	—
At end of the financial period	63	47	53	63

The Group's interest in its principal associates is as follows:

	Country of incorporation	Type of shares held	Principal activity	Percentage interest held			
				As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
AIG Card (Thailand) Company Limited	Thailand	Ordinary	Credit card business	39%	39%	—	—
AIG Consulting Services Company Limited	China	Ordinary	Consultancy service	50%	—	—	—
AIG Credit Card Co. (HK) Limited	Hong Kong	Ordinary	Credit card business	50%	—	—	—
Beacon Property Ventures, Inc	Philippines	Ordinary	Property management	40%	40%	40%	40%
Chelshire Investments Private Limited	Singapore	Ordinary	Property management	50%	50%	50%	50%
Chelville Investments Private Limited	Singapore	Ordinary	Property management	50%	50%	50%	50%
Deeptro Private Limited	Singapore	Ordinary	Property management	50%	50%	50%	50%
Grange Development Private Limited	Singapore	Ordinary	Property development	23.25%	—	—	—
ICCP Holdings Inc	Philippines	Ordinary	Investment holding	20%	20%	20%	20%
Manila Exposition Complex, Inc	Philippines	Ordinary	Hotel	10%	10%	10%	10%
NaiLert Park Hotel Co. Limited	Thailand	Ordinary	Property management	20%	20%	20%	20%
Panareno Sendrian Berhad	Malaysia	Ordinary and preference	Property management	35%	35%	35%	35%
Philam Realty	Philippines	Ordinary	Property management	40%	40%	40%	40%
Science Park of the Philippines	Philippines	Ordinary	Property management	17%	17%	17%	17%
Tata AIG Life Insurance Company Limited	India	Ordinary	Insurance	26%	26%	26%	26%
Winfame Investments Private Limited	Singapore	Ordinary	Property management	50%	50%	50%	50%
Winwave Investments Private Limited	Singapore	Ordinary	Property management	50%	50%	50%	50%

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

In 2008, AIG Consulting Services Company Limited in China became a subsidiary. All associates are unlisted.

Aggregated financial information of associates

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
			US\$m		
Share of income	142	65	146	111	49
Share of expenses	(142)	(93)	(167)	(124)	(57)
Share of loss	<u>—</u>	<u>(28)</u>	<u>(21)</u>	<u>(13)</u>	<u>(8)</u>
	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009		As at 31 May 2010
Share of current assets	265	221	425		410
Share of long term assets	161	195	186		312
Share of current liabilities	(239)	(73)	(30)		(22)
Share of long term liabilities	(124)	(296)	(528)		(637)
Share of net assets	<u>63</u>	<u>47</u>	<u>53</u>		<u>63</u>

Investments in associates are held for their long term contribution to the Group's performance and so all amounts are expected to be realised more than 12 months after the end of the reporting period.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

16. Property, plant and equipment

	Property held for use	Fixtures and fittings	Computer hardware	Total
	US\$m			
Cost				
At 1 December 2006	339	194	133	666
Additions	3	27	28	58
Disposals	—	(7)	(7)	(14)
Transfers from investment property	19	—	—	19
Foreign exchange movements	24	—	(1)	23
At 30 November 2007	385	214	153	752
Additions	4	45	18	67
Disposals	(10)	(8)	(8)	(24)
Transfers from investment property	4	—	—	4
Foreign exchange movements	(19)	(19)	(12)	(50)
At 30 November 2008	364	232	153	749
Additions	2	15	20	37
Disposals	—	(19)	(18)	(35)
Transfers to investment property	(10)	—	—	(10)
Acquisition of a subsidiary	7	—	1	8
Disposal of a subsidiary	(1)	(3)	(1)	(5)
Foreign exchange movements	23	15	9	47
At 30 November 2009	385	240	166	791
Additions	1	14	5	20
Disposals	(8)	(12)	(2)	(22)
Transfers to investment property	(1)	—	—	(1)
Foreign exchange movements	—	1	1	2
At 31 May 2010	377	243	170	790
Accumulated depreciation				
At 1 December 2006	(118)	(135)	(104)	(357)
Depreciation charge	(11)	(18)	(16)	(45)
Disposals	—	4	4	8
Foreign exchange movements	(7)	—	1	(6)
At 30 November 2007	(136)	(149)	(115)	(400)
Depreciation charge	(13)	(26)	(22)	(61)
Disposals	5	4	5	14
Transfers from investment property	(1)	—	—	(1)
Foreign exchange movements	6	12	11	31
At 30 November 2008	(137)	(159)	(121)	(417)
Depreciation charge	(11)	(23)	(23)	(57)
Disposals	—	14	15	29
Transfers to investment property	1	—	—	1
Disposal of a subsidiary	—	3	1	4
Foreign exchange movements	(9)	(9)	(7)	(25)
At 30 November 2009	(158)	(174)	(135)	(465)
Depreciation charge	(6)	(25)	(9)	(40)
Disposals	8	9	2	19
Foreign exchange movements	—	(1)	—	(1)
At 31 May 2010	(154)	(191)	(142)	(487)
Net book value				
At 30 November 2007	249	65	38	352
At 30 November 2008	227	73	32	332
At 30 November 2009	229	66	31	326
At 31 May 2010	223	52	28	303

The Group holds freehold land in the form of property, plant and equipment outside Hong Kong of US\$72m (30 November 2007: US\$71m; 30 November 2008: US\$68m; 30 November 2009: US\$73m).

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

The Group holds property, plant and equipment for its long term use and, accordingly, the annual depreciation charge approximates to the amount expected to be recovered through consumption within 12 months after the end of the reporting period.

17. Investment property

	Investment Property
	US\$m
Cost	
At 1 December 2006	136
Additions	111
Transfers to property, plant and equipment	(19)
Foreign exchange movements	13
At 30 November 2007	241
Additions	47
Disposals	(10)
Transfers to property, plant and equipment	(4)
Foreign exchange movements	(11)
At 1 December 2008	263
Additions	2
Disposals	(2)
Transfers from property, plant and equipment	10
Acquisition of a subsidiary	13
Foreign exchange movements	8
At 30 November 2009	294
Additions	—
Disposals	(1)
Transfers from property, plant and equipment	1
Foreign exchange movements	4
At 31 May 2010	<u>298</u>
Accumulated depreciation	
At 1 December 2006	(41)
Charge for the year	(4)
Foreign exchange movements	(6)
At 30 November 2007	(51)
Charge for the year	(2)
Disposals	4
Transfers to property, plant and equipment	1
Foreign exchange movements	2
At 1 December 2008	(46)
Charge for the year	(2)
Transfers from property, plant and equipment	(1)
Foreign exchange movements	(1)
At 30 November 2009	(50)
Charge for the period	—
Disposals	1
Foreign exchange movements	(2)
At 31 May 2010	<u>(51)</u>
Net book value	
At 30 November 2007	190
At 30 November 2008	217
At 30 November 2009	244
At 31 May 2010	247

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

The Group holds investment property for the long term, and so the annual amortisation charge approximates to the amount expected to be recovered within 12 months after the reporting period.

The Group leases out its investment property under operating leases. The leases typically run for an initial period of two to twelve years, with an option to renew the lease based on future negotiations. Lease payments are usually negotiated every two years to reflect market rentals. None of the leases include contingent rentals. Rental income generated from investment properties amounted to US\$34m (for the year ended 30 November 2007: US\$25m; for the year ended 30 November 2008: US\$63m; for the year ended 30 November 2009: US\$68m; six month period ended 31 May 2009 (unaudited): US\$36m). Direct operating expenses (including repair and maintenance) on investment property that generates rental income amounted to US\$5m (for the year ended 30 November 2007: US\$22m; for the year ended 30 November 2008: US\$25m; for the year ended 30 November 2009: US\$12m; six month period ended 31 May 2009 (unaudited): US\$8m).

The Group owns investment property in the form of freehold land outside Hong Kong of US\$57m (30 November 2007: US\$10m; 30 November 2008: US\$47m; 30 November 2009: US\$50m). The Group does not hold freehold land in Hong Kong.

The future minimum operating lease rental income under non-cancellable operating leases that the Group expects to receive in future periods may be analysed as follows:

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
	US\$m			
Leases of investment property				
Expiring no later than one year	42	47	56	49
Expiring later than one year and no less than five years	100	95	104	80
Expiring after five years or more	23	21	12	5
Total	165	163	172	134

18. Fair value of investment property and property held for use

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
	US\$m			
Carrying value⁽¹⁾				
Investment properties	190	217	244	247
Property held for use (classified as property, plant and equipment)	249	227	229	223
Leasehold land (classified as prepayments in other assets)	693	666	690	687
Total	1,132	1,130	1,163	1,157
Fair value⁽¹⁾				
Investment properties (including land)	1,445	1,407	1,593	1,587
Properties held for use (including land)	827	748	870	865
Total	2,272	2,155	2,463	2,452

Note: (1) Carrying and fair values are presented before non-controlling interests and, for assets held in participating funds, before allocation to policyholders.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

the fair value option for all Investment-linked Investments with corresponding change in insurance and investment contract liabilities for investment-linked contracts. Policyholder and Shareholder Investments include all financial investments other than Investment-linked Investments. The investment risk in respect of Policyholder and Shareholder Investments is partially or wholly borne by the Group.

Policyholder and Shareholder Investments are further categorised as Participating Funds and Other Policyholder and Shareholder. The Group has elected to separately analyse financial investments held by Participating Funds within Policyholder and Shareholder Investments as they are subject to local regulations that generally prescribe a minimum proportion of policyholder participation in declared dividends. The Group has elected the fair value option for debt and equity securities of Participating Funds. The Group's accounting policy is to record an insurance liability for the proportion of net assets of the Participating Fund that would be allocated to policyholders assuming all performance would be declared as a dividend based upon local regulations as at the date of the statement of financial position. As a result the Group's net profit for the year before tax is impacted by the proportion of investment return that would be allocated to shareholders as described in the previous sentence.

Other Policyholder and Shareholder Investments are distinct from Investment-linked Investments and Participating Funds as there is no direct contractual or regulatory requirement governing the amount, if any, for allocation to policyholders. The Group has elected to apply the fair value option for equity securities in this category and the available for sale classification in respect of the majority of debt securities in this category. The investment risk from investments in this category directly impacts the Group's financial statements. Although a proportion of investment return may be allocated to policyholders through policyholder dividends, the Group's accounting policy for insurance and investment contract liabilities utilises a net level premium methodology that includes best estimates as at the date of issue for non-guaranteed participation. To the extent investment return from these investments either is not allocated to participating contracts or varies from the best estimates, it will impact the Group's profit before tax.

In the following tables, "FVTPL" indicates financial investments designated at fair value through profit or loss and "AFS" indicates financial investments classified as available for sale.

Debt securities

In compiling the tables, external ratings have been used where available. Where external ratings are not readily available an internal rating methodology has been adopted. The following conventions have been adopted to conform the various ratings.

External ratings	Moody's	Internal ratings	Reported as
Standard and Poor's AAA	Aaa	+1/-1	AAA
AA+ to AA-	Aa1 to Aa3	+2/-2	AA
A+ to A-	A1 to A3	+3/-3	A
BBB+ to BBB-	Baa1 to Baa3	+4/-4	BBB
BB+ and below	Ba1 and below	+5 and below	Below investment grade

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Debt securities by type comprise the following:

	Rating	Policyholder and shareholder			Sub-total	Investment-linked FVTPL	Total
		Participating funds FVTPL	Other policyholder and shareholder FVTPL	AFS			
US\$m							
30 November 2007							
Government bonds – issued in local currency							
Singapore	AAA	1,374	–	472	1,846	51	1,897
Thailand	A	–	–	5,826	5,826	–	5,826
Philippines	BB	–	–	1,200	1,200	30	1,230
Malaysia	A	1,154	–	220	1,374	1	1,375
China	A	220	–	675	895	30	925
Indonesia	BB	–	–	514	514	86	600
Korea	A	–	–	1,399	1,399	16	1,415
Other ⁽¹⁾		36	33	244	313	–	313
Sub-total		2,784	33	10,550	13,367	214	13,581
Government bonds – foreign currency							
Mexico	BBB	1	15	152	168	–	168
South Africa	BBB	–	2	101	103	1	104
Philippines	BB	4	22	606	632	39	671
Malaysia	A	115	–	192	307	1	308
Indonesia	BB	63	9	288	360	17	377
Korea	A	101	–	264	365	1	366
China	A	9	–	44	53	1	54
Other ⁽¹⁾		86	173	197	456	12	468
Sub-total		379	221	1,844	2,444	72	2,516
Government agency bonds⁽²⁾							
AAA		898	–	438	1,336	31	1,367
AA		45	–	245	290	35	325
A		437	–	2,728	3,165	63	3,228
BBB		533	–	1,351	1,884	16	1,900
Below investment grade		7	2	76	85	3	88
Not rated		–	–	102	102	16	118
Sub-total		1,920	2	4,940	6,862	164	7,026
Corporate bonds							
AAA		72	–	229	301	59	360
AA		1,773	66	1,657	3,496	281	3,777
A		2,034	175	5,887	8,096	292	8,388
BBB		1,091	108	3,865	5,064	200	5,264
Below investment grade		319	227	625	1,171	151	1,322
Not rated		–	53	29	82	37	119
Sub-total		5,289	629	12,292	18,210	1,020	19,230

Note: (1) Of the total government bonds listed as 'Other' at 30 November 2007 70% is rated as investment grade and a further 21% is rated BB- and above. The balance is rated below BB- or unrated

Note: (2) Government agency bonds comprise bonds issued by government sponsored institutions such as state owned enterprises, provincial and municipal authorities and supranational financial institutions, such as the Asian Development Bank

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Policyholder and shareholder					Investment-linked FVTPL	Total
	Participating funds FVTPL	Other policyholder and shareholder		Sub-total			
		FVTPL	AFS				
30 November 2007							
Structured securities⁽³⁾							
AAA	32	79	887	998	—	998	
AA	115	120	33	268	—	268	
A	122	41	277	440	—	440	
BBB	133	—	87	220	3	223	
Below investment grade	22	14	35	71	15	86	
Not rated	17	9	10	36	—	36	
Sub-total	441	263	1,329	2,033	18	2,051	
Total	10,813	1,148	30,955	42,916	1,488	44,404	

Note: (3) Structured securities include CDOs, mortgage backed securities and other asset backed securities

	Rating	Policyholder and shareholder					Investment-linked FVTPL	Total
		Participating funds FVTPL	Other policyholder and shareholder		Sub-total			
			FVTPL	AFS				
30 November 2008								
Government bonds – issued in local currency								
Singapore	AAA	1,166	—	547	1,713	69	1,782	
Thailand	A	—	—	6,377	6,377	—	6,377	
Philippines	BB	—	—	862	862	12	874	
Malaysia	A	1,192	—	290	1,482	3	1,485	
China	A	244	—	723	967	70	1,037	
Indonesia	BB	—	—	315	315	59	374	
Korea	A	—	—	857	857	6	863	
Other ⁽¹⁾		11	2	231	244	—	244	
Sub-total		2,613	2	10,202	12,817	219	13,036	
Government bonds – foreign currency								
Mexico	BBB	15	11	141	167	3	170	
South Africa	BBB	—	1	115	116	2	118	
Philippines	BB	1	12	452	465	18	483	
Malaysia	A	80	—	186	266	2	268	
Indonesia	BB	39	7	206	252	5	257	
Korea	A	—	—	67	67	2	69	
China	A	10	—	49	59	2	61	
Other ⁽¹⁾		49	95	310	454	8	462	
Sub-total		194	126	1,526	1,846	42	1,888	

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Rating	Policyholder and shareholder			Sub-total	Investment-linked FVTPL	Total
	Participating funds FVTPL	Other policyholder and shareholder				
		FVTPL	AFS			
US\$m						
Government agency bonds⁽²⁾						
AAA	654	—	536	1,190	15	1,205
AA	17	—	378	395	65	460
A	610	—	2,459	3,069	100	3,169
BBB	509	—	1,868	2,377	6	2,383
Below investment grade	1	2	261	264	1	265
Not rated	—	—	—	—	33	33
Sub-total	1,791	2	5,502	7,295	220	7,515
Corporate bonds						
AAA	47	—	178	225	78	303
AA	1,630	55	1,586	3,271	298	3,569
A	2,113	150	5,718	7,981	292	8,273
BBB	1,227	132	4,038	5,397	211	5,608
Below investment grade	199	250	548	997	45	1,042
Not rated	19	65	1	85	47	132
Sub-total	5,235	652	12,069	17,956	971	18,927

Note: (1) Of the total government bonds listed as 'Other' at 30 November 2008, 83% is rated as investment grade and a further 16% is rated BB- and above. The balance is rated below BB- or unrated

Note: (2) Government agency bonds comprise bonds issued by government sponsored institutions such as state owned enterprises, provincial and municipal authorities and supranational financial institutions, such as the Asian Development Bank

Rating	Policyholder and shareholder			Sub-total	Investment-linked FVTPL	Total
	Participating funds FVTPL	Other policyholder and shareholder				
		FVTPL	AFS			
US\$m						
30 November 2008						
Structured securities⁽³⁾						
AAA	15	30	434	479	—	479
AA	35	37	—	72	—	72
A	22	2	54	78	—	78
BBB	141	—	77	218	1	219
Below investment grade	24	1	70	95	14	109
Sub-total	237	70	635	942	15	957
Total	10,070	852	29,934	40,856	1,467	42,323

Note: (3) Structured securities include CDOs, mortgage backed securities and other asset backed securities

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Rating	Policyholder and shareholder				Investment-linked FVTPL	Total
		Participating funds FVTPL	Other policyholder and shareholder		Sub-total		
			FVTPL	AFS			
US\$'m							
30 November 2009							
Government bonds – issued in local currency							
Singapore	AAA	1,496	—	759	2,255	70	2,325
Thailand	A	—	—	7,374	7,374	—	7,374
Philippines	BB	—	—	1,309	1,309	22	1,331
Malaysia	A	953	—	196	1,149	1	1,150
China	A	271	—	836	1,107	3	1,110
Indonesia	BB	—	—	494	494	115	609
Korea	A	—	—	1,539	1,539	4	1,543
Other ⁽¹⁾		1	4	312	317	—	317
Sub-total		2,721	4	12,819	15,544	215	15,759
Government bonds – foreign currency							
Mexico	BBB	9	15	135	159	2	161
South Africa	BBB	—	2	164	166	2	168
Philippines	BB	2	10	749	761	46	807
Malaysia	A	11	—	77	88	1	89
Indonesia	BB	48	10	210	268	—	268
Korea	A	16	1	205	222	2	224
China	A	—	—	46	46	2	48
Other ⁽¹⁾		53	92	291	436	10	446
Sub-total		139	130	1,877	2,146	65	2,211
Government agency bonds⁽²⁾							
AAA		542	—	694	1,236	64	1,300
AA		1	—	194	195	64	259
A		611	—	2,797	3,408	116	3,524
BBB		873	—	1,583	2,456	4	2,460
Below investment grade		—	—	346	346	—	346
Not rated		—	—	—	—	8	8
Sub-total		2,027	—	5,614	7,641	256	7,897
Corporate bonds							
AAA		237	—	296	533	34	567
AA		1,397	79	1,757	3,233	253	3,486
A		2,960	188	8,149	11,297	454	11,751
BBB		1,656	348	5,726	7,730	198	7,928
Below investment grade		198	32	876	1,106	41	1,147
Not rated		127	70	51	248	190	438
Sub-total		6,575	717	16,855	24,147	1,170	25,317

Note: (1) Of the total government bonds listed as 'Other' at 30 November 2009, 85% is rated as investment grade and a further 14% is rated BB- and above. The balance is rated below BB- or unrated

Note: (2) Government agency bonds comprise bonds issued by government sponsored institutions such as state owned enterprises, provincial and municipal authorities and supranational financial institutions, such as the Asian Development Bank

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Policyholder and shareholder				Investment-linked FVTPL	Total
	Participating funds FVTPL	Other policyholder and shareholder		Sub-total		
		FVTPL	AFS			
US\$'m						
30 November 2009						
Structured securities⁽³⁾						
AAA	7	22	—	29	—	29
AA	—	—	—	—	—	—
A	39	—	424	463	—	463
BBB	247	20	90	357	5	362
Below investment grade	51	51	41	143	15	158
Not rated	3	—	2	5	—	5
Sub-total	347	93	557	997	20	1,017
Total	11,809	944	37,722	50,475	1,726	52,201

Note: (3) Structured securities include CDOs, mortgage backed securities and other asset backed securities

	Rating	Policyholder and shareholder				Investment-linked FVTPL	Total
		Participating funds FVTPL	Other policyholder and shareholder		Sub-total		
			FVTPL	AFS			
US\$'m							
31 May 2010							
Government bonds – issued in local currency							
Singapore	AAA	1,474	—	831	2,305	77	2,382
Thailand	A	—	—	8,714	8,714	—	8,714
Philippines	BB	—	—	1,551	1,551	26	1,577
Malaysia	A	1,002	—	197	1,199	6	1,205
China	A	279	—	884	1,163	8	1,171
Indonesia	BB	—	—	571	571	121	692
Korea	A	—	—	1,873	1,873	6	1,879
Other ⁽¹⁾		—	2	283	285	—	285
Sub-total		2,755	2	14,904	17,661	244	17,905
Government bonds – foreign currency							
Mexico	BBB	9	19	134	162	2	164
South Africa	BBB	1	2	194	197	2	199
Philippines	BB	2	12	563	577	51	628
Malaysia	A	11	—	75	86	1	87
Indonesia	BB	50	9	217	276	2	278
Korea	A	17	1	239	257	4	261
China	A	—	—	31	31	2	33
Other ⁽¹⁾		62	94	339	495	10	505
Sub-total		152	137	1,792	2,081	74	2,155
Government agency bonds⁽²⁾							
AAA		531	—	708	1,239	56	1,295
AA		—	—	186	186	65	251
A		637	—	2,876	3,513	123	3,636
BBB		937	—	1,862	2,799	9	2,808
Below investment grade		—	—	195	195	—	195
Not rated		—	—	—	—	16	16
Sub-total		2,105	—	5,827	7,932	269	8,201

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Note: (1) Of the total government bonds listed as "Other" at 31 May 2010, 88% is rated as investment grade and a further 12% is rated BB- and above. The balance is rated below BB- or unrated

Note: (2) Government agency bonds comprise bonds issued by government sponsored institutions such as state owned enterprises, provincial and municipal authorities and supranational financial institutions, such as the Asian Development Bank

Rating	Policyholder and shareholder			Sub-total	Investment-linked FVTPL	Total
	Participating funds FVTPL	Other policyholder and shareholder				
	FVTPL	FVTPL	AFS			
	US\$m					
31 May 2010						
Corporate bonds						
AAA	372	—	540	912	41	953
AA	1,294	66	1,774	3,134	282	3,416
A	2,925	202	8,667	11,794	501	12,295
BBB	1,884	340	5,819	8,043	236	8,279
Below investment grade	287	31	936	1,254	50	1,304
Not rated	21	70	15	106	135	241
Sub-total	6,783	709	17,751	25,243	1,245	26,488
Structured securities⁽³⁾						
AAA	8	16	7	31	—	31
AA	—	—	—	—	—	—
A	15	—	427	442	—	442
BBB	262	6	89	357	6	363
Below investment grade	88	84	52	224	15	239
Not rated	6	—	4	10	—	10
Sub-total	379	106	579	1,064	21	1,085
Total	12,174	954	40,853	53,981	1,853	55,834

Note: (3) Structured securities include CDOs, mortgage backed securities and other asset backed securities

Equity securities

Equity securities by type comprise the following:

	Policyholder and shareholder			Sub-total	Investment-linked FVTPL	Total
	Participating funds FVTPL	Other policyholder and shareholder				
	FVTPL	FVTPL	AFS			
	US\$m					
30 November 2007						
Ordinary shares	1,629	2,817	—	4,446	2,268	6,714
Securities held by consolidated mutual funds managed by AIG	107	1,047	—	1,154	1,558	2,712
Interests in investment funds						
AIA managed	—	3	—	3	65	68
AIG managed	364	349	—	713	1,315	2,028
Third Party	221	42	—	263	5,834	6,097
	585	394	—	979	7,214	8,193
Shares in AIG	—	—	2,520	2,520	—	2,520
Total	2,321	4,258	2,520	9,099	11,040	20,139

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Policyholder and shareholder				Investment-linked FVTPL	Total
	Participating funds FVTPL	Other policyholder and shareholder		Subtotal		
		FVTPL	AFS			
US\$m						
30 November 2008						
Ordinary shares	705	1,000	—	1,705	1,211	2,916
Securities held by consolidated mutual funds managed by AIG	109	619	—	728	805	1,533
Interests in investment funds						
AIA managed	—	6	—	6	131	137
AIG managed	158	191	—	349	720	1,069
Third Party	151	39	—	190	2,815	3,005
	309	236	—	545	3,666	4,211
Shares in AIG	—	—	87	87	—	87
Total	1,123	1,855	87	3,065	5,682	8,747

	Policyholder and shareholder				Investment-linked FVTPL	Total
	Participating funds FVTPL	Other policyholder and shareholder		Subtotal		
		FVTPL	AFS			
US\$m						
30 November 2009						
Ordinary shares	1,685	2,008	—	3,693	2,738	6,431
Securities held by consolidated mutual funds managed by AIG	167	494	—	661	1,333	1,994
Interests in investment funds						
AIA managed	—	4	—	4	144	148
AIG managed	116	128	—	244	1,088	1,332
Third Party	241	193	—	434	5,777	6,211
	357	325	—	682	7,009	7,691
Shares in AIG	—	—	62	62	—	62
Total	2,209	2,827	62	5,098	11,080	16,178

	Policyholder and shareholder				Investment-linked FVTPL	Total
	Participating funds FVTPL	Other policyholder and shareholder		Subtotal		
		FVTPL	AFS			
US\$m						
31 May 2010						
Ordinary shares	1,940	2,477	—	4,417	2,914	7,331
Securities held by consolidated mutual funds	161	530	—	691	1,238	1,929
Interests in investment funds						
AIA managed	—	7	—	7	155	162
Third party	392	705	—	1,097	6,796	7,895
	392	712	—	1,104	6,953	8,057
Shares in AIG	—	—	77	77	—	77
Total	2,493	3,719	77	6,289	11,105	17,394

APPENDIX I **ACCOUNTANT'S REPORT**

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
	US\$m			
Debt securities				
Listed				
Hong Kong	377	421	394	442
Overseas	25,344	20,010	30,663	32,298
	25,721	20,431	31,057	32,740
Unlisted	18,683	21,892	21,144	23,094
Total	44,404	42,323	52,201	55,834
Equity securities				
Listed				
Hong Kong	238	47	399	416
Overseas	12,675	3,093	6,606	7,539
	12,913	3,140	7,005	7,955
Unlisted	7,226	5,607	9,173	9,439
Total	20,139	8,747	16,178	17,394

Loans and receivables

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
	US\$m			
Policy loans	1,327	1,437	1,644	1,670
Mortgage loans on residential real estate	609	587	527	476
Mortgage loans on commercial real estate	112	105	48	49
Intercompany loans to fellow subsidiaries of AIG (see Note 41)	1,589	29	87	—
Other loans	182	242	446	554
Allowance for loan losses	(15)	(7)	(12)	(24)
Loans	3,804	2,393	2,740	2,725
Due from insurance and investment contract holders	471	536	546	451
Due from agents, brokers and intermediaries	9	13	39	49
Insurance receivables	480	549	585	500
Related party receivables	95	33	1	4
Receivables from sales of investments	329	86	34	53
Other receivables	362	285	395	450
Receivables	1,266	953	1,016	1,007
Term deposits	595	656	892	832
Total⁽¹⁾	5,665	4,002	4,648	4,564

Note: (1) Of total loans and receivables, US\$28m of term deposits (30 November 2007: US\$38m; 30 November 2008: US\$48m; 30 November 2009: US\$33m), and US\$46m of other loans (30 November 2007: US\$62m; 30 November 2008: US\$60m; 30 November 2009: US\$75m) are held to back investment-linked contracts. The balance of loans and receivables consists of policyholder and shareholder. Of this, US\$1,144m relates to participating funds (30 November 2007: US\$1,136m; 30 November 2008: US\$986m; 30 November 2009: US\$942m).

Certain term deposits with financial institutions are restricted due to local regulatory requirements or other pledge restrictions. The restricted balance held within the term deposits classification is US\$107m (30 November 2007: US\$128m; 30 November 2008: US\$141m; 30 November 2009: US\$104m).

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

All insurance receivables are expected to be recovered within less than one year. Accordingly, no ageing analysis has been provided.

Receivables include receivables from reverse repurchase agreements under which the Group does not take physical possession of securities purchased under the agreements. Sales or transfers of securities are not permitted by the respective clearing house on which they are registered while the loan is outstanding. In the event of default by the counterparty to repay the loan, the Group has the right to the underlying securities held by the clearing house. At 31 May 2010 the carrying value of such receivables is US\$138m (30 November 2007: US\$67m; 30 November 2008: US\$54m; 30 November 2009: US\$69m).

22. Derivative financial instruments

The Group's non-hedge derivative exposure was as follows:

	Notional Amount	Fair value	
		⁽¹⁾ Assets	⁽¹⁾ Liabilities
		US\$m	
30 November 2007			
Foreign exchange contracts:			
Forwards	17	—	—
Cross currency swaps	6,492	415	(37)
Total foreign exchange contracts	6,509	415	(37)
Interest rate contracts			
Interest rate swaps	978	4	(10)
Other			
Commodity index swaps	2	3	—
Total	7,489	422	(47)
30 November 2008			
Foreign exchange contracts:			
Forwards	333	—	(4)
Cross currency swaps	7,423	228	(131)
Total foreign exchange contracts	7,756	228	(135)
Interest rate contracts			
Interest rate swaps	1,086	24	—
Other			
Commodity index swaps	20	—	(3)
Total	8,862	252	(138)
30 November 2009			
Foreign exchange contracts:			
Forwards	222	1	—
Cross currency swaps	8,390	439	(69)
Total foreign exchange contracts	8,612	440	(69)
Interest rate contracts			
Interest rate swaps	1,092	13	—
Other			
Commodity index swaps	20	—	(2)
Total	9,724	453	(71)

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Notional Amount	Fair value	
		(1)(2) Assets	(1) Liabilities
		US\$m	
31 May 2010			
Foreign exchange contracts:			
Forwards	30	—	(1)
Cross currency swaps	8,249	501	(39)
Total foreign exchange contracts	8,279	501	(40)
Interest rate contracts			
Interest rate swaps	1,093	19	—
Other			
Warrants	1	1	—
Total	9,373	521	(40)

Note: (1) Derivative assets and liabilities are classified as at fair value through profit or loss as they are held for trading.
(2) Of derivative assets, US\$220m are held to back participating funds (30 November 2007: US\$247m; 30 November 2008: US\$87m; 30 November 2009: US\$240m). The balance of derivative assets relate to other policyholder and shareholder amounts.
(3) The notional amount of derivative financial instruments with related parties amounted to US\$nil (30 November 2007: US\$43m; 30 November 2008: US\$58m; 30 November 2009: US\$58m)

For swap transactions, both legs of the transaction have been disclosed in the column 'notional amount'.

The Group only holds over the counter ('OTC') derivatives. OTC derivative contracts are individually negotiated between contracting parties and include forwards and swaps. Derivatives are subject to various risks including market, liquidity and credit risk, similar to those related to the underlying financial instruments.

Derivative assets and derivative liabilities are recognised in the consolidated statement of financial position as financial assets at fair value through profit or loss and derivative financial liabilities respectively. The Group's derivative risk management policies are outlined in Note 37. The Group does not employ hedge accounting, although most of its derivative holdings may have the effect of an economic hedge of other exposures. The notional or contractual amounts associated with derivative financial instruments are not recorded as assets or liabilities in the consolidated statement of financial position as they do not represent the fair value of these transactions. The notional amounts in the previous table reflect the aggregate of individual derivative positions on a gross basis and so give an indication of the overall scale of derivative transactions.

Foreign exchange contracts

Forward exchange contracts represent agreements to exchange the currency of one country for the currency of another country at an agreed price and settlement date. Currency swaps are contractual agreements that involve the exchange of both periodic and final amounts in two different currencies. Exposure to gain and loss on both types of swap contracts will increase or decrease over their respective lives as a function of maturity dates, interest and foreign exchange rates, and the timing of payments.

Interest rate swaps

Interest rate swaps are contractual agreements between two parties to exchange periodic payments in the same currency, each of which is computed on a different interest rate basis, on a specified notional amount. Most interest rate swaps involve the net exchange of payments calculated as the difference between the fixed and floating rate interest payments.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

23. Fair value of financial instruments

The Group classifies all financial assets as either at fair value through profit or loss, or as available for sale, which are carried at fair value, or as loans and receivables, which are carried at amortised cost. Financial liabilities are classified as either at fair value through profit or loss or at amortised cost, except for investment contracts with DPF which are accounted for under IFRS 4.

The following tables presents the estimated fair values of the Group's financial assets and financial liabilities.

	Notes	Fair value		Cost/ amortised cost	Total carrying value	Total fair value
		Fair value through profit or loss	Available for sale			
US\$m						
30 November 2007						
Financial investments	21	—	—	5,665	5,665	5,686
Loans and receivables		—	—	—	—	—
Debt securities		13,449	30,955	—	44,404	44,404
Equity securities		17,619	2,520	—	20,139	20,139
Derivative financial instruments	22	422	—	—	422	422
Reinsurance receivables	19	—	—	87	87	87
Cash and cash equivalents	25	—	—	2,583	2,583	2,583
Financial assets		31,490	33,475	8,335	73,300	73,321
US\$m						
Financial liabilities						
Investment contract liabilities	27	—	5,926	579	6,505	6,506
Borrowings	29	—	—	1,461	1,461	1,461
Obligations under securities lending and repurchase agreements	30	—	—	5,395	5,395	5,395
Derivative financial instruments	22	—	47	—	47	47
Other liabilities and current tax liabilities ⁽¹⁾		—	—	1,843	1,843	1,843
Financial liabilities		—	5,973	9,278	15,251	15,251

Note: (1) Excludes third party interests in consolidated investment funds

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Notes	Fair value		Cost/ amortised cost	Total carrying value	Total fair value
		Fair value through profit or loss	Available for sale			
30 November 2008						
Financial investments	21					
Loans and receivables		—	—	4,002	4,002	3,990
Debt securities		12,389	29,934	—	42,323	42,323
Equity securities		8,660	87	—	8,747	8,747
Derivative financial instruments	22	252	—	—	252	252
Reinsurance receivables	19	—	—	19	19	19
Cash and cash equivalents	25	—	—	4,164	4,164	4,164
Financial assets		21,301	30,021	8,185	59,507	59,495
Financial liabilities						
	Notes	Fair value through profit or loss		Cost/ amortised cost	Total carrying value	Total fair value
Financial liabilities						
Investment contract liabilities	27	4,226		672	4,898	4,898
Borrowings	29	—		661	661	661
Obligations under securities lending and repurchase agreements	30	—		2,718	2,718	2,718
Derivative financial instruments	22	138		—	138	138
Other liabilities and current tax liabilities ⁽¹⁾		—		1,407	1,407	1,407
Financial liabilities		4,364		5,458	9,822	9,822

Note: (1) Excludes third party interests in consolidated investment funds

	Notes	Fair value		Cost/ amortised cost	Total carrying value	Total fair value
		Fair value through profit or loss	Available for sale			
30 November 2009						
Financial investments:	21					
Loans and receivables		—	—	4,648	4,648	4,688
Debt securities		14,479	37,722	—	52,201	52,201
Equity securities		16,116	62	—	16,178	16,178
Derivative financial instruments	22	453	—	—	453	453
Reinsurance receivables	19	—	—	29	29	29
Cash and cash equivalents	25	—	—	3,405	3,405	3,405
Financial assets		31,048	37,784	8,082	76,914	76,954

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Notes	Fair value	Cost/	Total	Total
		through profit or loss	amortised cost	carrying value	fair value
US\$m					
Financial liabilities					
Investment contract liabilities	27	6,669	1,111	7,780	7,780
Borrowings	29	—	688	688	688
Obligations under securities lending and repurchase agreements	30	—	284	284	284
Derivative financial instruments	22	71	—	71	71
Other liabilities and current tax liabilities ⁽¹⁾		—	1,800	1,800	1,800
Financial liabilities		6,740	3,883	10,623	10,623

Note: (1) Excludes third party interests in consolidated investment funds

	Notes	Fair value		Cost/ amortised cost	Total carrying value	Total fair value
		Fair value through profit or loss	Available for sale			
US\$m						
31 May 2010						
Financial investments:	21			4,564	4,564	4,605
Loans and receivables		—	—	—	—	—
Debt securities		14,981	40,853	—	55,834	55,834
Equity securities		17,317	77	—	17,394	17,394
Derivative financial instruments	22	521	—	—	521	521
Reinsurance receivables	19	—	—	42	42	42
Cash and cash equivalents	25	—	—	3,222	3,222	3,222
Financial assets		32,819	40,930	7,828	81,577	81,618

	Notes	Fair value	Cost/	Total	Total
		through profit or loss	amortised cost	carrying value	fair value
Financial liabilities:					
Investment contract liabilities	27	6,809	1,203	8,012	8,012
Borrowings	29	—	682	682	682
Obligations under securities lending and repurchase agreements	30	—	670	670	670
Derivative financial instruments	22	40	—	40	40
Other liabilities and current tax liabilities ⁽¹⁾		—	1,945	1,945	1,945
Financial liabilities		6,849	4,500	11,349	11,349

Note: (1) Excludes third party interests in consolidated investment funds

The carrying amount of assets included in the above tables represents the maximum credit exposure.

Foreign currency exposure, including the net notional amount of foreign currency derivative positions, is shown in Note 37 for the Group's key foreign exchange exposures.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

The fair value of investment contract liabilities measured at amortised cost is not considered to be materially different from the amortised cost carrying value.

The carrying value of financial instruments expected to be settled within 12 months (after taking into account valuation allowances, where applicable) is not considered to be materially different from the fair value.

Fair value measurements on a recurring basis

The Group measures at fair value financial instruments designated at fair value through profit or loss, available for sale securities portfolios, derivative assets and liabilities, investments held by investment funds which are consolidated, investments in non-consolidated investment funds and certain investment contract liabilities on a recurring basis. The fair value of a financial instrument is the amount that would be received on sale of an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The degree of judgement used in measuring the fair value of financial instruments generally correlates with the level of pricing observability. Financial instruments with quoted prices in active markets generally have more pricing observability and less judgement is used in measuring fair value. Conversely, financial instruments traded in other than active markets or that do not have quoted prices have less observability and are measured at fair value using valuation models or other pricing techniques that require more judgement. An active market is one in which transactions for the asset or liability being valued occur with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis.

An other than active market is one in which there are few transactions, the prices are not current, price quotations vary substantially either over time or among market makers, or in which little information is released publicly for the asset or liability being valued. Pricing observability is affected by a number of factors, including the type of financial instrument, whether the financial instrument is new to the market and not yet established, the characteristics specific to the transaction and general market conditions.

The following methods and assumptions were used by the Group to estimate the fair value of financial instruments.

Financial assets and liabilities*Loans and receivables*

For loans and advances that are repriced frequently and have had no significant changes in credit risk, carrying amounts represent a reasonable estimate of fair values. The fair values of other loans are estimated by discounting expected future cash flows using interest rates offered for similar loans to borrowers with similar credit ratings.

The fair values of mortgage loans are estimated by discounting future cash flows using interest rates currently being offered in respect of similar loans to borrowers with similar credit ratings. The fair values of fixed rate policy loans are estimated by discounting cash flows at the interest rates charged on policy loans of similar policies currently being issued. Loans with similar characteristics are aggregated for purposes of the calculations. The carrying values of policy loans with variable rates approximate to their fair value.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Debt securities and equity securities

The fair values of equity securities are based on quoted market prices or, if unquoted, on estimated market values generally based on quoted prices for similar securities. Fair values for fixed interest securities are based on quoted market prices, where available. For those securities not actively traded, fair values are estimated using values obtained from private pricing services or by discounting expected future cash flows using a current market rate applicable to the yield, credit quality and maturity of the investment. For holdings in hedge funds and limited partnerships, fair values are determined based on the net asset values provided by the general partner or manager of each investment, the accounts of which are generally audited on an annual basis. The transaction price is used as the best estimate of fair value at inception.

Derivative financial instruments

The Group values its derivative financial assets and liabilities using market transactions and other market evidence whenever possible, including market based inputs to models, model calibration to market clearing transactions, broker or dealer quotations or alternative pricing sources with reasonable levels of price transparency. When models are used, the selection of a particular model to value a derivative depends on the contract terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability of pricing information in the market. The Group generally uses similar models to value similar instruments. Valuation models require a variety of inputs, including contractual terms, market prices and rates, yield curves, credit curves, measures of volatility, prepayment rates and correlations of such inputs. For derivatives that trade in liquid markets, such as generic forwards, swaps and options, model inputs can generally be verified and model selection does not involve significant management judgment. Examples of inputs that are generally observable include foreign exchange spot and forward rates, benchmark interest rate curves and volatilities for commonly traded option products. Examples of inputs that may be unobservable include volatilities for less commonly traded option products and correlations between market factors.

Cash and cash equivalents

The carrying amount of cash approximates its fair value.

Reinsurance receivables

The carrying amount of amounts receivable from reinsurers is not considered materially different to their fair value.

Fair value of securities lending invested collateral and securities lending payables

Securities lending collateral is recorded at fair value. The contract values of securities lending payables approximate fair value as these obligations are short term in nature.

Other assets

The carrying amount of other assets is not materially different to their fair value. The fair values of deposits with banks are generally based on quoted market prices or, if unquoted, on estimates based on discounting future cash flows using available market interest rates offered for receivables with similar characteristics.

Investment contract liabilities

For investment contract liabilities the fair values have been estimated using a discounted cash flow approach based on interest rates currently being offered for similar contracts with maturities

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

consistent with those remaining for the contracts being valued. For investment contracts where the investment risk is borne by the policyholder the fair value generally approximates to the fair value of the underlying assets.

Investment contracts with DPF enable the contract holder to receive additional benefits as a supplement to guaranteed benefits. These are referred to as participating business and are measured and classified according to the Group practice for insurance contract liabilities and hence are disclosed within Note 26. These are not measured at fair value as there is currently no agreed definition of fair value for investment and insurance contracts with DPF under IFRS. In the absence of any agreed methodology it is not possible to provide a range of estimates within which fair value is likely to fall. The IASB is expecting to address this issue in Phase II of its insurance contracts project.

Borrowings

The fair values of borrowings with stated maturities have been estimated based on discounting future cash flows using the interest rates currently applicable to deposits of similar maturities.

Other liabilities

The fair value of other unquoted liabilities is estimated by discounting expected future cash flows using current market rates applicable to their yield, credit quality and maturity, except for those with no stated maturity, where the carrying value approximates to fair value.

Fair value hierarchy

Beginning on 1 December 2007, assets and liabilities recorded at fair value in the consolidated statement of financial position are measured and classified in a hierarchy for disclosure purposes consisting of three 'levels' based on the observability of inputs available in the market place used to measure their fair values as discussed below:

- **Level 1:** Fair value measurements that are quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities that the Group has the ability to access as of the measurement date. Market price data is generally obtained from exchange or dealer markets. The Group does not adjust the quoted price for such instruments. Assets measured at fair value on a recurring basis and classified as Level 1 are actively traded listed equities. The Group considers that government debt securities issued by G7 countries (United States, Canada, France, Germany, Italy, Japan, the United Kingdom) and traded in a dealer market to be Level 1, until they no longer trade with sufficient frequency and volume to be considered actively traded.
- **Level 2:** Fair value measurements based on inputs other than quoted prices included in Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (as prices) or indirectly (derived from prices). Level 2 inputs include quoted prices for similar assets and liabilities in active markets, quoted prices for identical or similar assets or liabilities in markets that are not active and inputs other than quoted prices that are observable for the asset and liability, such as interest rates and yield curves that are observable at commonly quoted intervals. Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis and classified as Level 2 generally include government securities issued by non-G7 countries, most investment grade corporate bonds, hedge fund investments and derivative contracts.
- **Level 3:** Fair value measurements based on valuation techniques that use significant inputs that are unobservable. Unobservable inputs are only used to measure fair value to the extent that relevant observable inputs are not available, allowing for circumstances in which there is

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

little, if any, market activity for the asset or liability. Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis and classified as Level 3 include certain classes of structured securities, certain derivative contracts, private equity and real estate fund investments, and direct private equity investments.

In certain cases, the inputs used to measure fair value may fall into different levels of the fair value hierarchy. In such cases, the level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement in its entirety falls is determined based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. The Group's assessment of the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment. In making the assessment, the Group considers factors specific to the asset or liability.

A summary of investments carried at fair value according to fair value hierarchy is given below:

	Fair value hierarchy			Total
	Level 1	Level 2	Level 3	
	US\$m			
30 November 2008				
Financial assets				
Available for sale				
Debt securities	—	29,665	269	29,934
Equity securities—shares in ultimate parent	87	—	—	87
At fair value through profit or loss				
Debt securities				
Participating funds	—	9,835	235	10,070
Investment-linked	—	1,467	—	1,467
Other policyholder and shareholder	—	682	170	852
Equity securities				
Participating funds	895	97	131	1,123
Investment-linked	5,158	506	18	5,682
Other policyholder and shareholder	1,541	165	149	1,855
Derivative financial assets	—	238	14	252
Total	7,681	42,655	986	51,322
<i>Total %</i>	<i>15.0</i>	<i>83.1</i>	<i>1.9</i>	<i>100.0</i>
Financial liabilities				
Investment contract liabilities	—	—	4,226	4,226
Derivative financial instruments	—	132	6	138
Total	—	132	4,232	4,364
<i>Total %</i>	<i>—</i>	<i>3.0</i>	<i>97.0</i>	<i>100.0</i>

	Fair value hierarchy			Total
	Level 1	Level 2	Level 3	
	US\$m			
30 November 2009				
Financial assets				
Available for sale				
Debt securities	21	37,533	168	37,722
Equity securities—shares in ultimate parent	62	—	—	62
At fair value through profit or loss				
Debt securities				
Participating funds	—	11,605	204	11,809
Investment-linked	—	1,726	—	1,726
Other policyholder and shareholder	1	665	278	944
Equity securities				
Participating funds	2,088	15	106	2,209
Investment-linked	10,384	696	—	11,080
Other policyholder and shareholder	2,607	91	129	2,827
Derivative financial assets	—	453	—	453
Total	15,163	52,784	885	68,832
Total %	22.0	76.7	1.3	100.0
Financial liabilities				
Investment contract liabilities	—	—	6,669	6,669
Derivative financial instruments	—	69	2	71
Total	—	69	6,671	6,740
Total %	—	1.0	99.0	100.0
31 May 2010				
Financial assets				
Available for sale				
Debt securities	—	40,639	214	40,853
Equity securities—shares in ultimate parent	77	—	—	77
At fair value through profit or loss				
Debt securities				
Participating funds	—	11,969	205	12,174
Investment-linked	—	1,767	86	1,853
Other policyholder and shareholder	—	670	284	954
Equity securities				
Participating funds	2,351	35	106	2,492
Investment-linked	10,438	667	—	11,105
Other policyholder and shareholder	3,464	93	163	3,720
Derivative financial assets	—	521	—	521
Total	16,330	56,361	1,058	73,749
Total %	22.1	76.5	1.4	100.0
Financial liabilities				
Investment contract liabilities	—	—	8,012	8,012
Derivative financial instruments	—	37	3	40
Total	—	37	8,015	8,052
Total %	—	0.5	99.5	100.0

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

The tables below set out a summary of changes in the Group's Level 3 financial assets and liabilities for the year ended 30 November 2009 and period ended 31 May 2010. The tables reflect gains and losses, including gains and losses on financial assets and liabilities categorised as Level 3 as at 30 November 2008, 30 November 2009 and 31 May 2010 respectively. The tables do not present gains or losses for instruments that were sold or transferred out of Level 3 prior to 1 December 2007.

Level 3 financial assets and liabilities

	Debt securities	Equity securities	Derivative financial assets US\$m	Derivative financial liabilities	Investment contracts
At 1 December 2007	1,364	131	4	(12)	(5,926)
Realised gains/(losses)	(61)	(7)	5	14	—
Net movement on investment contract liabilities	—	—	—	—	1,700
Unrealised gains/(losses) relating to instruments held at the reporting date					
Reported in the consolidated income statement	(319)	(21)	—	—	—
Reported in the consolidated statement of comprehensive income	(174)	—	—	—	—
Purchases, issues and settlements	121	149	(1)	—	—
Transfers in to/(out of) Level 3	(257)	46	6	(8)	—
At 30 November 2008	674	298	14	(6)	(4,226)
At 1 December 2008	674	298	14	(6)	(4,226)
Realised gains/(losses)	(134)	(33)	(4)	(2)	—
Net movement on investment contract liabilities	—	—	—	—	(2,443)
Unrealised gains/(losses) relating to instruments still held at the reporting date					
Reported in the consolidated income statement	73	(23)	—	—	—
Reported in the consolidated statement of comprehensive income	245	—	—	—	—
Purchases, issues and settlements	(84)	5	—	—	—
Transfers in to/(out of) Level 3	(124)	(12)	(10)	6	—
At 30 November 2009	650	235	—	(2)	(6,669)
At 1 December 2009	650	235	—	(2)	(6,669)
Realised gains/(losses)	(13)	2	—	(1)	—
Net movement on investment contract liabilities	—	—	—	—	(1,343)
Unrealised gains/(losses) relating to instruments still held at the reporting date					
Reported in the consolidated income statement	42	12	—	—	—
Reported in the consolidated statement of comprehensive income	(5)	—	—	—	—
Purchases, issues and settlements	(26)	1	—	—	—
Transfers in to/(out of) Level 3	141	19	—	—	—
At 31 May 2010	789	269	—	(3)	(8,012)

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Realised gains and losses arising from the disposal of the Group's Level 3 financial assets and liabilities are presented in the consolidated income statement.

Movements in investment contract liabilities at fair value are offset by movements in the underlying portfolio of matching assets. Details of the movement in investment contract liabilities are provided in Note 27.

There are no differences between the fair values on initial recognition and the amounts determined using valuation techniques since the models adopted are calibrated using initial transaction prices.

Certain private equity investments are measured at cost because there is no quoted market price in an active market. The balance of such investments is US\$nil (30 November 2007: US\$1m; 30 November 2008: nil; 30 November 2009: nil).

24. Other assets

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
	US\$m			
Prepayments				
Operating leases of leasehold land	693	686	690	687
Other	44	44	51	47
Accrued investment income	725	766	854	923
Pension scheme assets				
Defined benefit pension scheme surpluses (Note 36)	—	3	5	6
Total	<u>1,462</u>	<u>1,499</u>	<u>1,600</u>	<u>1,663</u>

All amounts other than prepayments in respect of operating leases of leasehold land are expected to be recovered within 12 months after the end of the reporting period. Prepayments in respect of operating leases of land are expected to be recovered over the period of the leases shown below.

Included in 'Other Assets' are the following amounts which relate to the Group's interest in leasehold land and land use rights which are accounted for as prepayments of operating leases.

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
	US\$m			
Land held in Hong Kong				
Long-term leases (>50 years)	641	636	635	632
Medium-term leases (10 - 50 years)	—	—	—	—
Short-term leases (<10 years)	—	—	—	—
Land held outside Hong Kong				
Freehold	—	—	—	—
Long-term leases (>50 years)	50	48	53	53
Medium-term leases (10 - 50 years)	2	2	2	2
Short-term leases (<10 years)	—	—	—	—
Total	<u>693</u>	<u>686</u>	<u>690</u>	<u>687</u>

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

25. Cash and cash equivalents

Cash and deposits

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
	US\$m			
Cash	586	802	1,217	869
Cash equivalents	1,997	3,362	2,188	2,353
Total⁽¹⁾	2,583	4,164	3,405	3,222

Note: (1) Of cash and cash equivalents, US\$635m are held to back investment-linked contracts (30 November 2007: US\$614m; 30 November 2008: US\$1,116m; 30 November 2009: US\$764m). The balance of cash and cash equivalents consists of other policyholder and shareholder

Cash comprises cash at bank and cash in hand. Cash equivalents comprise bank deposits with maturities at acquisition of three months or less and money market funds. Accordingly, all such amounts are expected to be realised within 12 months after the reporting period.

26. Insurance contract liabilities

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2010
	US\$m			
At beginning of financial period	46,960	57,161	52,158	63,255
Valuation premiums	8,758	9,676	8,522	4,485
Liabilities released for death or other termination and related expenses	(4,161)	(6,180)	(4,639)	(2,643)
Fees deducted from account balances	(229)	(320)	(542)	(199)
Accretion of interest	1,871	1,948	2,080	1,176
Foreign exchange movements	2,171	(4,165)	4,005	5
Change in asset values attributable to policyholders	1,264	(3,762)	2,082	157
Transfer to liabilities of the disposal group classified as held for sale	—	—	(57)	—
Acquisition of subsidiary	—	—	281	—
Disposal of subsidiary	—	—	(657)	—
Other movements	527	(2,200)	22	(455)
At end of financial period	57,161	52,158	63,255	65,781

Insurance contract liabilities include amounts relating to investment-linked contracts of US\$6,930m (30 November 2007: US\$7,118m; 30 November 2008: US\$3,952m; 30 November 2009: US\$7,031m).

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Business description

The table below summarises the key variables on which insurance and investment contract cash flows depend.

Type of contract	Material terms and conditions	Nature of benefits and compensation for claims	Factors affecting contract cash flows	Key reportable segments
Traditional participating life assurance with DPF	Participating products combine protection with a savings element. The basic sum assured, payable on death or maturity, may be enhanced by dividends, the aggregate amount of which is determined by the performance of a distinct fund of assets and liabilities. The timing of dividend declarations is at the discretion of the insurer. Local regulations generally prescribe a minimum proportion of policyholder participation in declared dividends	Minimum guaranteed benefits may be enhanced based on investment experience and other considerations	<ul style="list-style-type: none"> Investment performance Expenses Mortality Surrenders 	Singapore, China, Malaysia
Other participating business	Participating products combine protection with a savings element. The basic sum assured, payable on death or maturity, may be enhanced by dividends the timing or amount of which is at the discretion of the insurer taking into account factors such as investment experience	Minimum guaranteed benefits may be enhanced based on investment experience and other considerations	<ul style="list-style-type: none"> Investment performance Expenses Mortality Surrenders 	Hong Kong, Thailand, Other Markets
Traditional non-participating life	Benefits paid on death, maturity, sickness or disability that are fixed and guaranteed and not at the discretion of the insurer	Benefits, defined in the insurance contract, are determined by the contract and are not affected by investment performance or the performance of the contract as a whole	<ul style="list-style-type: none"> Mortality Morbidity Lapses Expenses 	All ⁽¹⁾
Accident and health	These products provide morbidity or sickness benefits and include health, disability, critical illness and accident cover	Benefits, defined in the insurance contract are determined by the contract and are not affected investment performance or the performance of the contract as a whole	<ul style="list-style-type: none"> Mortality Morbidity Lapses Expenses 	All ⁽¹⁾
Investment-linked	Investment-linked contracts combine savings with protection, the cash value of the policy depending on the value of unutilised funds	Benefits are based on the value of the unutilised funds and death benefits	<ul style="list-style-type: none"> Investment performance Lapses Expenses Mortality 	All ⁽¹⁾
Universal life	The customer pays flexible premiums subject to specified limits accumulated in an account balance which are credited with interest at a rate set by the insurer, and a death benefit which may be varied by the customer	Benefits are based on the account balance and death benefit	<ul style="list-style-type: none"> Investment performance Crediting rates Lapses Expenses Mortality 	All ⁽¹⁾

Note: (1) Other than the Group's corporate and other segment

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Methodology and assumptions

The most significant items to which profit for the period and shareholders' equity are sensitive are market, insurance and lapse risks which are shown in the table below. Indirect exposure indicates that there is a second order impact. For example, whilst the profit for the period attributable to shareholders is not directly affected by investment income earned where the investment risk is borne by policyholders (for example, in respect of investment-linked contracts), there is a second order effect through the investment management fees which the Group earns by managing such investments. The distinction between direct and indirect exposure is not intended to indicate the relative sensitivity to each of these items. Where the direct exposure is shown as being 'net neutral' this is because the exposure to market and credit risk is offset by a corresponding movement in insurance contract liabilities.

Type of contract		Market and credit risk			Significant insurance and lapse risks
		Direct exposure		Indirect exposure	
		Insurance and investment contract liabilities	Risks associated with related investment portfolio		
Traditional participating life assurance with DPF	Participating funds	<ul style="list-style-type: none"> Net neutral except for the insurer's share of participating investment performance Guarantees 	<ul style="list-style-type: none"> Net neutral except for the insurer's share of participating investment performance Guarantees 	<ul style="list-style-type: none"> Investment performance subject to smoothing through dividend declarations 	<ul style="list-style-type: none"> Impact of persistency on future dividends Mortality
	Other participating business	<ul style="list-style-type: none"> Net neutral except for the insurer's share of participating investment performance Guarantees 	<ul style="list-style-type: none"> Net neutral except for the insurer's share of participating investment performance Guarantees 	<ul style="list-style-type: none"> Investment performance 	<ul style="list-style-type: none"> Impact of persistency on future dividends Mortality
Traditional non-participating life assurance		<ul style="list-style-type: none"> Investment performance Credit risk Asset liability mismatch risk 	<ul style="list-style-type: none"> Guarantees 	<ul style="list-style-type: none"> Not applicable 	<ul style="list-style-type: none"> Mortality Persistency Morbidity
Accident and health		<ul style="list-style-type: none"> Loss ratio Asset liability mismatch risk 	<ul style="list-style-type: none"> Investment performance Credit risk 	<ul style="list-style-type: none"> Not applicable 	<ul style="list-style-type: none"> Claims experience Morbidity Persistency
Pensions		<ul style="list-style-type: none"> Net neutral Asset liability mismatch risk 	<ul style="list-style-type: none"> Net neutral 	<ul style="list-style-type: none"> Performance related investment management fees 	<ul style="list-style-type: none"> Persistency
Investment-linked		<ul style="list-style-type: none"> Net neutral 	<ul style="list-style-type: none"> Net neutral 	<ul style="list-style-type: none"> Performance related investment management fees 	<ul style="list-style-type: none"> Persistency Mortality
Universal life		<ul style="list-style-type: none"> Guarantees Asset liability mismatch risk 	<ul style="list-style-type: none"> Investment performance Credit risk 	<ul style="list-style-type: none"> Spread between earned rate and crediting rate to policyholders 	<ul style="list-style-type: none"> Mortality Persistency Withdrawals

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

The Group is also exposed to currency risk in respect of its operations, and to interest rate risk, credit risk and equity price risk on assets representing net shareholders' equity, and to expense risk to the extent that actual expenses exceed those that can be charged to insurance and investment contract holders on non-participating business. Expense assumptions applied in the Group's actuarial valuation models assume a continuing level of business volumes.

Valuation interest rates

As at 31 May 2010, the range of applicable valuation interest rates for traditional insurance contracts which vary by territory, year of issuance and products, within the first 20 years are as follows:

Hong Kong	3.50% - 7.50%
Thailand	2.60% - 9.00%
Singapore	2.00% - 10.00%
Malaysia	3.70% - 8.90%
China	2.75% - 7.00%
Korea	3.33% - 6.50%
Philippines	4.40% - 9.20%
Indonesia	3.37% - 10.80%
Vietnam	5.07% - 12.25%
Australia	3.83% - 7.11%
New Zealand	3.83% - 5.75%
Taiwan	1.75% - 5.50%

27. Investment contract liabilities

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2010
	US\$m			
At beginning of financial period	3,482	6,505	4,898	7,780
Effect of foreign exchange translation	20	(33)	102	(17)
Investment contract benefits	1,228	(2,047)	2,164	(117)
Fees charged	(222)	(174)	(326)	(116)
Net deposits/(withdrawals) and other movements	1,997	647	942	482
At end of financial period	6,505	4,898	7,780	8,012

Investment contract liabilities include amounts relating to investment-linked liabilities of US\$6,810m (30 November 2007: US\$5,926m; 30 November 2008: US\$4,226m; 30 November 2009: US\$6,669m).

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

28. Effect of changes in assumptions and estimates

The table below sets out the sensitivities of the assumptions in respect of insurance and investment contracts with DPF to key variables. This disclosure only allows for the impact on liabilities and related assets, such as reinsurance, and deferred acquisition costs and does not allow for offsetting movements in the fair value of financial assets backing those liabilities.

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
	US\$m			
(Increase)/decrease in insurance contract liabilities, equity and profit before tax				
Interest rates +0.5%	7	7	4	5
Interest rates -0.5%	(8)	(7)	(4)	(5)
Expenses +10%	(1)	(3)	(2)	(1)
Mortality +10%	(5)	(8)	(10)	(11)
Lapse rates +5%	(19)	(21)	(12)	(18)

Future policy benefits for traditional life insurance policies (including investment contracts with DPF) are calculated using a net level premium valuation method with reference to best estimate assumptions set at policy inception date unless a deficiency arises on liability adequacy testing. There is no impact of the above assumption sensitivities on the carrying amount of traditional life insurance liabilities as the sensitivities presented would not have triggered a liability adequacy adjustment. During the periods presented there was no effect of changes in assumptions and estimates on the Group's traditional life products.

For interest sensitive insurance contracts, such as universal life products and investment-linked contracts, assumptions are made at each reporting date including mortality, persistency, expenses, future investment earnings and future crediting rates.

The impact of changes in assumptions on the valuation of insurance and investment contracts with DPF was US\$7m increase in profit (30 November 2007: US\$17m; 30 November 2008: US\$(11)m; 30 November 2009: US\$(86)m).

29. Borrowings

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
	US\$m			
Bank loans	546	548	549	495
Bank overdrafts	71	88	85	133
Loans from fellow subsidiaries of AIG	812	20	50	50
Other loans	32	5	4	4
Total	1,461	661	688	682

Properties with a book value of US\$757m at 31 May 2010 (30 November 2007: US\$755m; 30 November 2008: US\$751m; 30 November 2009: US\$758m) and a fair value of US\$1,309m at 31 May 2010 (30 November 2007: US\$1,101m; 30 November 2008: US\$1,107m; 30 November 2009: US\$1,315m) and cash and cash equivalents with a book value of US\$54m (30 November 2007: US\$26m; 30 November 2008: US\$41m; 30 November 2009: US\$75m) are pledged as security with respect to amounts disclosed as bank loans above. Interest on loans reflects market rates of interest with the exception of certain related party borrowings which are repayable on demand. Interest expense on borrowings is shown in Note 9. Further information relating to interest rates and the maturity profile of borrowings is presented in Note 37.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

30. Obligations under securities lending and repurchase agreements

The Group has entered into securities lending agreements whereby securities are loaned to both third parties and a related party. In addition, the Group has entered into repurchase agreements whereby securities are sold to third parties with a concurrent agreement to repurchase the securities at a specified date.

The securities related to these agreements are not derecognised from the Group's consolidated statement of financial position, but are retained within the appropriate financial asset classification. The following table specifies the amounts included within financial investments subject to securities lending or repurchase agreements at each period end:

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
	US\$m			
Debt securities:				
Repurchase agreements	1,620	831	315	1,019
Securities lending				
Related parties	1,231	578	—	—
Others	2,446	1,691	—	—
Total	5,297	3,100	315	1,019

Collateral

Generally, the Group received collateral in excess of 100% of the fair value of securities loaned from all borrowers, typically consisting of cash or debt securities. During 2009 and 2008, borrowers were not providing collateral to 100% of the fair value of the securities lent; however, the Group's ultimate parent company provided additional collateral to fully collateralise the arrangements.

Collateral received under securities lending or consideration received for repurchase agreements typically consists of cash or debt securities. Collateral received in the form of cash, which is not legally segregated from the Group, is recognised as an asset in the consolidated statement of financial position, with a corresponding liability for its repayment.

Non-cash collateral received is not recognised in the consolidated statement of financial position unless the Group either sells or repledges these assets in the absence of default, at which point the obligation to return this collateral is recognised as a liability.

The fair value of non-cash collateral received from securities lending agreements and the respective amount which the Group can sell or re-pledge in the absence of default is disclosed in the table below:

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
	US\$m			
Debt securities				
Related parties	—	390	—	—
Others	—	—	—	—
Total	—	390	—	—
Collateral available for pledge/sale	—	—	—	—

The value of collateral that was actually sold or re-pledged in the absence of default was nil for all periods.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Obligations under securities lending and repurchase agreements comprise the following:

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
	US\$m			
Securities lending				
Related parties	1,291	657	—	—
Others	2,523	1,306	—	—
Repurchase agreements	1,581	755	284	670
Total	5,395	2,718	284	670

On 10 November 2008, the Group entered into an agreement with AIG Funding, Inc. ("AIGF") whereby the Group can borrow from AIGF to return cash collateral to securities borrowers in connection with a portfolio of securities loans of which AIG Securities Lending (Ireland) Ltd ("AIGSL") is the agent.

The Group could only borrow under this facility if the collateral investment account maintained on behalf of the Group did not have sufficient cash at the time to satisfy the Group's obligations to repay the third party borrowers.

Under the terms of this agreement, interest accrued on the outstanding borrowings at three months US\$ LIBOR-BBA plus 1% per annum. Either party was allowed to terminate the agreement at any time upon 30 business days prior written notice to the other party.

The Group did not draw down on this agreement at any time. Effective 30 November 2009, the Group terminated AIGSL's ability to make additional loans on behalf of the Group. As there were no outstanding loans under the programme, the Group no longer had the ability to draw down under this agreement. Effective 5 March 2010 and 26 April 2010, the agreement was terminated by AIA and AIA-B respectively.

31. Impairment of financial assets

Impairment of financial assets

In accordance with the Group's accounting policies, impairment reviews were performed for available for sale securities and loans and receivables.

Available for sale debt securities

During the period to 31 May 2010, impairment losses of US\$1m (for the year ended 30 November 2007: nil; for the year ended 30 November 2008: US\$142m; for the year ended 30 November 2009: US\$67m; six month period ended 31 May 2009 (unaudited): US\$31m) were recognised in respect of available for sale debt securities.

The carrying amounts of available for sales debt securities that are individually determined to be impaired at 31 May 2010 was US\$66m (30 November 2009: US\$95m; 30 November 2008: US\$81m; 30 November 2007: US\$nil).

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Loans and receivables

The Group's primary potential credit risk exposure in respect of loans and receivables arises in respect of policy loans and a portfolio of mortgage loans on residential and commercial real estate (see Note 21 Financial investments for further details). The Group's credit exposure on policy loans is mitigated because, if and when the total indebtedness on any policy, including interest due and accrued, exceeds the cash surrender value, the policy terminates and becomes void. The Group has a first lien on all policies which are subject to policy loans.

The carrying amounts of loans and receivables that are individually determined to be impaired at 31 May 2010 was US\$30m (30 November 2009: US\$32m; 30 November 2008: US\$30m; 30 November 2007: US\$30m).

The Group has a portfolio of residential and commercial mortgage loans which it originates. To the extent that any such loans are past their due dates specific allowance is made, together with a collective allowance, based on historical delinquency. Insurance receivables are short term in nature and cover is not provided if consideration is not received. An ageing of accounts receivable is not provided as all amounts are due within 1 year and cover is cancelled if consideration is not received.

32. Provisions

	Employee benefits	Other	Total
	US\$m		
At 1 December 2006	50	85	135
Charged to the consolidated income statement	11	4	15
Exchange differences	1	1	2
Utilised during the year	(7)	(3)	(10)
At 30 November 2007	55	87	142
Charged to the consolidated income statement	11	31	42
Exchange differences	(10)	(3)	(13)
Utilised during the year	(3)	(2)	(5)
At 30 November 2008	53	113	166
Charged to the consolidated income statement ⁽¹⁾	16	131	147
Incurred in connection with acquisition of a subsidiary	—	30	30
Exchange differences	3	9	12
Contributions	(2)	—	(2)
Utilised during the year	—	(73)	(73)
At 30 November 2009	70	210	280
Charged to the consolidated income statement ⁽¹⁾	7	28	35
Exchange differences	1	(1)	—
Released during the period	—	(18)	(18)
Utilised during the period	(5)	(104)	(109)
At 31 May 2010	73	115	188

Note: (1) Of the provisions charged to the consolidated income statement as "Other" during the six month period ended 31 May 2010, US\$18m (for the year ended 30 November 2009: US\$69m; for the year ended 30 November 2008: US\$10m; six month period ended 31 May 2009 (unaudited): US\$25m) related to provision for restructuring and separation costs.

Further details of provisions for employee post retirement benefits are provided in Note 38.

Other provisions

Other provisions comprise provisions in respect of regulatory matters, litigation, reorganisation and restructuring. In view of the diverse nature of the matters provided for and the contingent nature of the matters to which they relate the Group is unable to provide an accurate assessment of the term over which provisions are expected to be utilised.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Reserves

Fair value reserve

The fair value reserve comprises the cumulative net change in the fair value of available for sale securities held at the end of the reporting period.

Foreign currency translation reserve

The foreign currency translation reserve comprises all foreign currency exchange differences arising from the translation of the financial statements of foreign operations.

Other reserves

Other reserves include the impact of merger accounting for business combinations under common control and share based compensation.

At 31 May 2010 the Company does not have any distributable reserves.

35. Non-controlling interests

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
	US\$m			
Equity shares in subsidiaries	6	6	51	52
Share of earnings	35	25	—	6
Share of other reserves	10	(21)	—	2
Total	51	10	51	60

36. Group capital structure

Objectives, policies and processes for managing capital

The Group's capital management objectives focus on maintaining a strong capital base to support the development of its business, satisfying regulatory capital requirements at all times, and supporting its credit rating targets. The Group recognises the impact on shareholder returns of the level of equity capital employed and seeks to maintain an appropriate balance.

The Group's capital management function oversees all capital related activities of the Group and assists senior management in making capital decisions. The capital management function participates in decisions concerning asset-liability management exposures, asset-liability proposals and strategic asset allocation. The capital management function also engages in ongoing active capital and solvency management, including maintaining active dialogue and relationships with our regulators and ratings agencies. The Group has also incorporated the capital management framework into its budgeting process to ensure capital and dividend policies and programmes are implemented within the guidelines set forth by the Group.

Externally imposed capital requirements

The Group is in compliance with the solvency and capital adequacy requirements of its regulators. The Group's primary insurance regulator at the AIA and AIA-B levels is the Hong Kong Office of the Commissioner of Insurance ('HK OCl'), which requires that AIA and AIA-B meet the

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

solvency margin requirements of the Hong Kong Insurance Companies Ordinance. The Hong Kong Insurance Companies Ordinance (among other matters) sets minimum solvency margin requirements that an insurer must meet in order to be authorised to carry on insurance business in or from Hong Kong. The HK OCI requires AIA and AIA-B to maintain an excess of assets over liabilities of not less than the required minimum solvency margin. The amount required under the Hong Kong Insurance Companies Ordinance as the minimum solvency margin can be determined and may be treated as 100% of that amount. The excess of assets over liabilities to be maintained by AIA and AIA-B required by the HK OCI is not less than 150% of that amount.

The Group's individual branches and subsidiaries are also subject to the supervision of government regulators in the jurisdictions in which those branches and subsidiaries are domiciled. The various regulators overseeing the Group actively monitor the solvency margin position of the Group. AIA and AIA-B submit annual filings to the HK OCI of their solvency margin position based on their annual audited accounts, and the Group's other operating units perform similar annual filings with their respective local regulators.

The ability of the Company to pay dividends and meet other obligations depends on dividends and other payments from its operating subsidiaries and branches, which are subject to contractual, regulatory and other limitations. The various regulators overseeing the individual branches and subsidiaries of the Group have the discretion to impose additional restrictions on the ability of those regulated subsidiaries and branches to make payment of dividends or other distributions and payments to AIA, including increasing the required margin of solvency that an operating unit must maintain.

The payment of dividends and other distributions and payments by the Company's subsidiaries and their branches is regulated by applicable insurance, foreign exchange and tax and other laws, rules and regulations. The amount and timing of certain dividends, distributions and other payments require regulatory approval. In particular, the payment of dividends, distributions and other payments to the Company from AIA is subject to the oversight of the Office of the Commissioner of Insurance of Hong Kong. In addition, surplus capital may not be remitted out of Thailand in particular, including by AIA Thailand Branch to its Head Office in Hong Kong, without the consent of the Office of the Insurance Commission in Thailand. More generally, regulators may prohibit the payment of dividends or other distributions and payments by our regulated subsidiaries and branches if they determine that such payment could be adverse to the interests of relevant policyholders or contract holders.

Capital and Regulatory Orders Specific to the Group

Following the AIG events as described in note 44, certain regulators of the Group imposed additional requirements or restrictions on certain of its branches and subsidiaries. These requirements and restrictions may be amended or revoked at the relevant regulator's discretion. As of the date hereof, the requirements and restrictions summarized below remain in effect.

Hong Kong Office of the Commissioner of Insurance

Letters dated 17 September 2008 were issued from the HK OCI to each of AIA and AIA-B ('Section 35 Orders') requiring each of AIA or AIA-B, including all of their branches, as appropriate:

- (1) to ensure that all insurance business and all transactions with any "specified person" (which includes but is not limited to its branches, directors, controllers, shareholders and associates or group companies) is on normal commercial terms;
- (2) to ensure that AIA or AIA-B not place any deposit with or transfer assets (except for normal insurance transactions) or provide financial assistance to any specified person without first obtaining written consent from the HK OCI; and

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

- (3) to inform the HK OCl as soon as practicable of any circumstances which may put the interest of policyholders or potential policyholders at risk.

Among other consequences, the Section 35 Orders place restrictions on the ability of AIA and AIA-B to engage in capital related transactions with specified persons. Accordingly, the Section 35 Orders restrict the ability of AIA and AIA-B to pay dividends to their parent companies, and limit their ability to engage in intercompany transactions with specified persons, such as payment of intercompany service fees without first obtaining written consent from the HK OCl.

By further letters dated 18 September 2008 to AIA and AIA-B, the Hong Kong Insurance Authority required that AIA and AIA-B not acquire a new controller who exercises 15% or more of the voting power at their general meetings or the general meetings of their parent companies without first obtaining written consent from the Hong Kong Insurance Authority.

The Insurance Authority has informed us by a letter dated 2010 that the Section 35 Orders will be rescinded on the first day of dealings in shares of AIA Group Limited on the Hong Kong Stock Exchange in consideration of the undertakings described below.

AIG has given the Insurance Authority an undertaking that, with effect from the date of the rescission of the Section 35 Orders and for so long as AIG directly or indirectly holds a legal or beneficial interest in AIA Group Limited in excess of 10% of the outstanding or issued share capital of AIA Group Limited (or AIG directly or indirectly is entitled to exercise, or control the exercise of, 10% or more of the voting power at any general meeting of AIA Group Limited), AIG will ensure that, except with the prior written consent of the Insurance Authority:

- (i) any AIG Group holder of AIG's interest in AIA Group Limited that is controlled by AIG will abstain from voting in any shareholder vote of AIA Group Limited for the approval of a dividend distribution to AIA Group Limited's shareholders; and
- (ii) AIG will not, either directly or indirectly or through a member of the AIG Group that AIG controls: (a) accept any deposit from any member of the AIA Group; (b) be the recipient of any assets transferred from any member of the AIA Group except for (x) normal insurance transactions or any arrangements on normal commercial terms in place as of the date of the undertaking (including renewals thereof), and (y) dividends distributed to shareholders of AIA Group Limited that have been approved by the other shareholders of AIA Group Limited; or (c) accept any financial assistance (i.e., the granting of credit, lending of money, providing of security for or the guaranteeing of a loan) from any member of the AIA Group.

AIA Group Limited has given to the Insurance Authority an undertaking that AIA Group Limited will:

- (i) ensure that (a) AIA and AIA-B will at all times maintain a solvency margin ratio of not less than 150%, both on an individual insurer basis and on an AIA/AIA-B consolidated basis; (b) it will not withdraw capital or transfer any funds or assets out of either AIA or AIA-B that will cause AIA's or AIA-B's solvency ratio to fall below 150%, except with, in either case, the prior written consent of the Insurance Authority; and (c) should the solvency ratio of either AIA or AIA-B fall below 150%, AIA Group Limited will take steps as soon as possible to restore it to at least 150% in a manner acceptable to the Insurance Authority;
- (ii) ensure that, for so long as AIG directly or indirectly holds a legal or beneficial interest in AIA Group Limited in excess of 10% of the outstanding or issued share capital of AIA Group Limited (or AIG directly or indirectly is entitled to exercise, or control the exercise of, 10% or more of the voting power at any general meeting of AIA Group Limited), AIA and AIA-B shall

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

not, without first obtaining written consent from the Insurance Authority: (a) place any deposit from any member of the AIA Group with AIG and/or any member of the AIG Group that AIG controls (excluding AIA Group Limited, its subsidiaries and their branches); (b) transfer any assets to AIG and/or any member of the AIG Group that AIG controls (excluding AIA Group Limited, its subsidiaries and their branches), except for normal insurance transactions or any arrangements on normal commercial terms in place as of the date of the undertaking (including renewals thereof); or (c) provide any financial assistance to AIG and/or any member of the AIG Group that AIG controls (excluding AIA Group Limited, its subsidiaries and their branches);

- (iii) comply with the guidance set out in a letter from the Insurance Authority to AIA Group Limited, dated as of 2010, which confirms that the AIA Group will be subject to the supervision of the Insurance Authority and AIA Group Limited will be required to continually comply with the Insurance Authority's guidance on the "fit and proper" standards of a controller pursuant to Section 8(2) of the ICO. These standards include the sufficiency of a holding company's financial resources; the viability of a holding company's business plan for its regulated insurers; the clarity of the group's legal, managerial and operational structures; the identities of any other holding companies or major regulated subsidiaries; whether the holding company, its directors or controllers is subject to receivership, administration, liquidation or other similar proceedings; the soundness of the group's corporate governance; the soundness of the group's risk management framework; the receipt of information from its regulated insurers to ensure that they are managed in compliance with applicable laws, rules and regulation; and its role in overseeing and managing the operations of its regulated insurers; and
- (iv) fulfil all enhancements or improvements to the guidance referred to in sub-paragraph (iii) above, as well as administrative measures issued from time to time by the Insurance Authority or requirements that may be prescribed by the Insurance Authority in accordance with the ICO, regulations under the ICO or Guidance Notes issued by the Insurance Authority from time to time.

Monetary Authority of Singapore

Since October 2008, the Monetary Authority of Singapore ("MAS") has issued certain directions to AIA Singapore Branch ("AIAS") specifying that it comply with increased capital adequacy requirements. In addition, the directions provide that prior MAS consent be sought in respect of certain transactions including transfers or disposals of certain assets (including land or buildings) and financing and guarantee arrangements. The directions also impose certain additional reporting requirements on AIAS. As a regulated entity, AIA has various discussions with the MAS. The discussions with the MAS in relation to the lifting of the directions after listing of AIA Group Limited shares on the Hong Kong Stock Exchange have been favourable as MAS takes further comfort that AIAS intends to become a locally incorporated subsidiary of AIA in the foreseeable future.

Bermuda Monetary Authority

On 2 August 2010, the BMA and AIA-B entered into a Letter Agreement. In the Letter Agreement, AIA-B agrees to:

- (1) seek prior approval from the BMA before entering into an Outpayment Transaction (a payment or transfer of assets out of AIA-B relating to a single transaction or matter) transactions outside the Normal Course of Business which is comprised of a single payment or series of multiple linked payments that, in the aggregate would equal or exceed US\$15,000,000;

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

- (2) notify the BMA before entering into an Outpayment Transaction below US\$15,000,000 which is outside the Normal Course of Business (the BMA may request additional information and shall provide a written objection within 72 hours of receipt of the additional information); and
- (3) a daily basis report to the BMA on: (i) transfers of more than US\$1,000,000 per transaction or an aggregate amount of greater than US\$1,000,000 per day from AIA-B to another jurisdiction other than where the fund originated (to include inter-jurisdictional transfers within AIA-B or branch of AIA-B); (ii) transactions of greater than US\$15,000,000 whether incoming or outgoing; (iii) all material issues having an impact threshold of equal to or greater than 10% of AIA-B's total statutory capital and surplus.

The obligations of AIA-B under the Letter Agreement shall be extinguished in the event that the majority ownership interest of AIA-B is sold, transferred or assigned to a third party purchaser. The Group is in discussions with the BMA in relation to the release of AIA-B from the obligations under the Letter Agreement in connection with the planned IPO of the Group.

China Insurance Regulatory Commission

Notices issued by the China Insurance Regulatory Commission ("CIRC") ordered AIA Shanghai Branch, Guangdong Branch, Jiangsu Branch, Beijing Branch, Shenzhen Branch, Suzhou Central Sub-Branch, Dongguan Sub-Branch and Jiangmen Sub-Branch to:

- (1) maintain sufficient funds to provide for possible cancellations and to prevent liquidity risks and monitor liquidity daily; and
- (2) enhance capital stability by: (a) not entering into any mortgage, guarantee or letter of credit or incurring any debt other than in the normal course of business; (b) not transferring any assets or funds outside of the PRC; and (c) obtaining approval from the CIRC on any affiliated transaction with AIG including reinsurance transactions (so as to prevent the flow of capital or assets out of the PRC).

The Group is in discussions with the CIRC to establish a mutually acceptable timetable for rescission of these orders as soon as practicable.

Other Orders

Correspondence has also been issued to the Group by the Mandatory Provident Fund Schemes Authority in Hong Kong and the regulators in Taiwan, Brunei and Vietnam. Pursuant to this correspondence, regular updates are to be provided to the regulators, and certain regulators must provide their consent before assets are transferred or transactions are entered into with connected parties.

Group capital position

The Group defines 'capital' as the amount of assets in excess of liabilities measured in accordance with the Hong Kong Insurance Companies Ordinance. The Group defines total available capital as the amount of assets in excess of liabilities measured in accordance with the Insurance Companies Ordinance and 'required capital' as the minimum required margin of solvency calculated in accordance with the Insurance Companies Ordinance. The solvency margin ratio is the ratio of total available capital to required capital. A number of transactions undertaken in 2008 and 2009 enhanced the solvency position of the Group. With effect from 28 February 2009, AIA-B and AIA Australia, among others, become subsidiaries of AIA, and on 3 November 2009, the Group acquired Philam.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

In January 2009, the HK OCI introduced temporary relief measures to all Hong Kong regulated long-term and composite insurers in response to the unprecedented level of volatility in global capital markets and low interest rate environment. These measures apply to financial years running from 2008 to 2010, after which a review will be conducted.

The capital positions of the Group's two principal operating companies as of 30 November 2007, 2008 and 2009 and 31 May 2010 are illustrated in the table:

	30 November 2007			30 November 2008			30 November 2009			31 May 2010		
	Total available capital	Required capital	Solvency margin ratio	Total available capital	Required capital	Solvency margin ratio	Total available capital	Required capital	Solvency margin ratio	Total available capital	Required capital	Solvency margin ratio
	US\$m											
AIA	2,551	1,357	188%	2,751	1,316	209%	4,811	1,547	311%	5,185	1,664	312%
AIA-B . .	2,519	648	389%	1,469	684	215%	2,742	911	301%	3,120	923	338%

37. Risk management**Risk management framework**

The managed acceptance of risk is fundamental to the Group's insurance business model. The Group's risk management framework seeks to effectively manage, rather than eliminate, the risks the Group faces.

The Group's central risk management framework requires all operations to establish processes for identifying, evaluating and managing the key risks faced by the organisation. This risk management framework has evolved in recent years and now encompasses an established risk governance structure with clear oversight and assignment of responsibility for monitoring and management of strategic, operational and financial risks.

Insurance and financial risk exposures

As an insurance group, the Group is exposed to a range of insurance and financial risks. The Group applies a consistent risk management philosophy that is embedded in management processes and controls such that both existing and emerging risks are considered and addressed.

The following section summarises the Group's key risk exposures and the primary policies and processes used by the Group to manage its exposures to these risks.

Insurance risk

The Group considers insurance risk to be a combination of the following component risks:

- inadequate or inappropriate product design;
- inappropriate underwriting or pricing of policies;
- lapse risk; and
- variability in claims experience.

Experience shows that the larger the portfolio of similar insurance contracts, the smaller the relative variability of the expected outcome. The Group has developed its insurance underwriting strategy to diversify the type of insurance risks accepted and to achieve a sufficiently large population of risks to reduce the variability of the expected outcome.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Product design risk

Product design risk refers to potential defects in product design and pricing. The Group manages product design risk by completing pre-launch reviews and approval of products by local and the Group functional departments such as actuarial and underwriting. These departments have significant experience and have developed proprietary expertise to identify potential flaws in product design.

There is a strong focus within the Group on actively managing each part of the actuarial control cycle to minimise risk in the in-force book as well as for new business acceptances. A significant component of the Group's long-term insurance business is participating in nature where the Group has the ability to adjust dividends to reflect market conditions. This reduces the Group's exposure to changes in circumstances, in particular investment returns, that may arise during the life of long-term insurance policies.

Pricing and underwriting risk

Pricing and underwriting risk refers to the possibility of product related income being inadequate to support future obligations arising from those contracts.

The Group manages pricing and underwriting risk by adhering to group wide underwriting guidelines. Each operating unit maintains a team of professional underwriters who review and select risks that are consistent with the underwriting strategy of the Group. A second layer of underwriting review is conducted by the Group for complex and large insurance risks. Any exceptions require specific approval and may be subject to separate risk management actions.

The Group makes use, in certain circumstances, of reinsurance to obtain product pricing expertise when entering new lines of business, products or territories. Reinsurance is also used, to a limited extent, to manage concentrations of insurance risk. However, the breadth of the Group's geographical spread and product portfolio creates natural diversification and reduces the extent to which concentrations of insurance risk arise.

Claims risk

Claims risk refers to the possibility that the frequency or severity of claims arising from insurance contracts exceeds the level anticipated at the time of underwriting. For insurance contracts where death and diagnosis of critical illness are the insured risk, the most significant factors that could increase the overall frequency of claims are epidemics (such as AIDS, SARS or other communicable conditions) or widespread changes in lifestyle resulting in earlier or more claims than expected. Other factors affecting the frequency and severity of claims include the following:

- insurance risk under disability contracts is dependent on economic conditions. Recession and unemployment tend to increase the number of claims for disability benefits as well as reduce the rate of recovery from disability;
- insurance risk under hospitalisation contracts is dependent on medical costs and medical technology; and
- insurance risk under accident contracts is more random and dependent on occupation.

The Group seeks to mitigate claims risk by conducting regular reviews of mortality and morbidity experience and considering the impact of these on reinsurance needs and product design and pricing. These reviews, alongside other experience studies, results and economic outlook data, are incorporated into new product design and in-force policy management which illustrates the benefit of the Group's scale, history and experience in achieving a coherent insurance risk management strategy.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

Mortality and morbidity risk in excess of the respective retention limits are ceded to reduce volatility in claims experience for the Group.

Lapse risk

Lapse risk refers to the possibility of financial loss due to early termination of contracts where the acquisition cost incurred may not be recoverable from future revenue.

The Group carries out regular studies of persistency experience. The results are assimilated into new and in-force business management. Target pay back periods that form part of the product pricing controls enable monitoring of the Group's exposure to lapse risk. Certain products include surrender charges that entitle the Company to additional fees on early termination by the policyholder, thereby reducing exposure to lapse risk.

Concentrations of insurance risk

Concentration of insurance risk refers to the possibility of significant financial losses arising from a lack of diversification, either geographical or by product type, of the Group's portfolio. Certain events, such as viral pandemics, may give rise to higher levels of mortality or morbidity experience and exhibit geographical concentrations.

The Group has a broad geographical footprint across Asia and its results are not substantially dependent upon any one of these individual markets. This breadth provides a natural diversification of geographic concentrations of insurance and other risks (such as political risks). However, given the Group's exposure to Asia, it may be relatively more exposed to pandemics localised in Asia than insurance groups with a world-wide presence.

Although long-term insurance and investment business are the Group's primary operations, the Group has a range of product offerings, such as term life, accident and health, participating, annuity and investment-linked, which vary in the extent and nature of risk coverage and thereby reduce exposures to concentrations of mortality or morbidity risk. For example, the insured risk for certain annuity products is survival of the annuitant, whereas the insured risk for a term life product is the death of the policyholder.

As a result of the Group's history and scale, a substantial volume of experience data has been accumulated which assists in evaluation and pricing of insurance risk. The Group's capital position combined with its profitable product portfolio and diversified geographical presence are factors in management's decision to retain (rather than reinsure) a high proportion of its written insurance risks.

Concentrations of risk are managed within each market through the monitoring of product sales and size of the in-force book by product group. Actuarial analyses are also performed to establish the impact of changes in mortality and morbidity experience for use in financial reporting, pricing and the Group's assessment of reinsurance needs.

Credit risk

Credit risk arises from the possibility of financial loss arising from default by borrowers and transactional counterparties and the loss of value in financial instruments due to deterioration in credit quality. The key areas where the Group is exposed to credit risk include repayment risk in respect of:

- cash and cash equivalents;
- investments in debt securities;

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

- loans and receivables (including insurance receivables); and
- reinsurance receivables.

The geographical concentration of the Group's government bonds is disclosed in note 21.

The Group has in place a credit analysis process that accounts for diverse factors, including market conditions, industry specific conditions, company cash flows and quality of collateral. The Group also has a monitoring programme in place whereby the Group's credit analysis teams review the status of the obligor on a regular basis to anticipate any credit issues.

Cross-border investment exposures are controlled through the assignment of individual country counterparty risk limits by the Credit Risk Management Committee.

The Group monitors its credit exposures to any single unrelated external reinsurer or group.

The maximum exposure to credit risk for loans and receivables, debt securities and cash and cash equivalents is the carrying value in the consolidated statement of financial position, net of allowances.

Market risk

Market risk arises from the possibility of financial loss caused by changes in financial instrument fair values or future cash flows due to fluctuations in key variables, including interest rates, equity market prices and foreign exchange rates.

The Group manages the risk of market-based fluctuations in the value of the Group's investments, as well as liabilities with exposure to market risk.

The Group uses various quantitative measures to assess market risk, including sensitivity analysis. The level of movements in market factors on which the sensitivity analysis is based were determined based on economic forecasts and historical experience of variations in these factors.

The Group routinely conducts sensitivity analyses of its fixed income portfolios to estimate its exposure to movements in interest rates. The Group's fixed income sensitivity analysis is primarily a duration-based approach.

Interest rate risk

The Group's exposure to interest rate risk predominantly arises from the Group's investments in long-term fixed income debt securities, which are exposed to fluctuations in interest rates.

Interest rate risk also arises from the Group's insurance and investment contracts with guaranteed and fixed terms, including settlement options available upon maturity, which carry the risk that interest income and capital redemptions from the financial assets backing the liabilities is insufficient to fund the guaranteed benefits payable as interest rates rise and fall. For other products, including those with participation or investment-linked features, interest rate risk is significantly reduced due to the non-guaranteed nature of additional policyholder benefits.

The Group manages its interest rate risk by generally investing in fixed income assets in the same currencies as those of its liabilities, as well as investing in financial instruments with tenors that broadly match the duration of its liabilities.

The Group also considers the effect of interest rate risk in its overall product strategy. Certain products such as investment-linked, universal life and participating business, inherently have lower interest rate risk as their design provides flexibility as to crediting rates and policyholder dividend scales.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Exposure to interest rate risk

The table below summarises the nature of the interest rate risk associated with financial assets, financial liabilities and insurance contract liabilities. In preparing this analysis, fixed rate interest bearing instruments that mature or re-price within 12 months of the reporting date have been disclosed as variable rate instruments. The contractual and estimated maturity dates of the liabilities are shown below.

	Variable interest rate	Fixed interest rate	Non-interest bearing	Total
	US\$m			
30 November 2007				
Financial assets				
Loans and receivables	2,009	1,543	2,113	5,665
Debt securities	4,578	39,826	—	44,404
Equity securities	—	—	20,139	20,139
Derivative financial instruments	—	—	422	422
Reinsurance receivables	—	—	87	87
Cash and cash equivalents	2,529	—	54	2,583
Total financial assets	9,116	41,369	22,815	73,300
Financial liabilities and insurance contracts				
Insurance contract liabilities (net of reinsurance)	—	—	54,580	54,580
Investment contract liabilities	—	—	6,505	6,505
Borrowings	543	846	72	1,461
Obligations under securities lending agreements	5,395	—	—	5,395
Derivative financial liabilities	—	—	47	47
Other financial liabilities including tax payable	—	785	1,058	1,843
Total financial liabilities and insurance contracts ..	5,938	1,631	62,262	69,831
Net financial assets, financial liabilities and insurance contracts	3,178	39,738	(39,447)	3,469

APPENDIX I	ACCOUNTANT'S REPORT
-------------------	----------------------------

	Variable interest rate	Fixed interest rate	Non-interest bearing	Total
	US\$m			
30 November 2008				
Financial assets				
Loans and receivables	1,423	1,563	1,016	4,002
Debt securities	3,723	38,600	—	42,323
Equity securities	—	—	8,747	8,747
Derivative financial instruments	—	—	252	252
Reinsurance receivables	—	—	19	19
Cash and cash equivalents	4,116	—	48	4,164
Total financial assets	9,262	40,163	10,082	59,507
Financial liabilities and insurance contracts				
Insurance contract liabilities (net of reinsurance)	—	—	52,030	52,030
Investment contract liabilities	—	—	4,898	4,898
Borrowings	546	26	89	661
Obligations under securities lending agreements	2,718	—	—	2,718
Derivative financial liabilities	—	—	138	138
Other financial liabilities including tax payable	—	—	1,407	1,407
Total financial liabilities and insurance contracts ..	3,264	26	58,562	61,852
Net financial assets, financial liabilities and insurance contracts	5,998	40,137	(48,480)	(2,345)
	Variable interest rate	Fixed interest rate	Non-interest bearing	Total
	US\$m			
30 November 2009				
Financial assets				
Loans and receivables	904	2,825	919	4,648
Debt securities	4,715	47,486	—	52,201
Equity securities	—	—	16,178	16,178
Reinsurance receivables	—	—	29	29
Derivative financial instruments	—	—	453	453
Cash and cash equivalents	3,144	—	261	3,405
Total financial assets	8,763	50,311	17,840	76,914
Financial liabilities and insurance contracts				
Insurance contract liabilities (net of reinsurance)	—	—	63,000	63,000
Investment contract liabilities	—	—	7,780	7,780
Borrowings	603	—	85	688
Obligations under securities lending and repurchase agreements	284	—	—	284
Derivative financial liabilities	—	—	71	71
Other financial liabilities including tax payable	—	—	1,800	1,800
Total financial liabilities and insurance contracts ..	887	—	72,736	73,623
Net financial assets, financial liabilities and insurance contracts	7,876	50,311	(54,896)	3,291

APPENDIX I	ACCOUNTANT'S REPORT
-------------------	----------------------------

	Variable interest rate	Fixed interest rate	Non-interest bearing	Total
	US\$m			
31 May 2010				
Financial assets				
Loans and receivables	987	2,684	893	4,564
Debt securities	4,973	50,861	—	55,834
Equity securities	—	—	17,394	17,394
Reinsurance receivables	—	—	42	42
Derivative financial instruments	—	—	521	521
Cash and cash equivalents	3,075	—	147	3,222
Total financial assets	9,035	53,545	18,997	81,577
Financial liabilities and insurance contracts				
Insurance contract liabilities (net of reinsurance)	—	—	65,365	65,365
Investment contract liabilities	—	—	8,012	8,012
Borrowings	549	—	133	682
Obligations under securities lending and repurchase agreements	670	—	—	670
Derivative financial liabilities	—	—	40	40
Other financial liabilities including tax payable	—	—	1,945	1,945
Total financial liabilities and insurance contracts ..	1,219	—	75,495	76,714
Net financial assets, financial liabilities and insurance contracts	7,816	53,545	(56,498)	4,863

Foreign exchange rate risk

Foreign exchange risk arises from the Group's operations in multiple jurisdictions in the Asia Pacific region. Foreign currency risk associated with assets and liabilities denominated in non-functional currencies results in gains and losses being recognised in the consolidated income statement. Foreign currency risk associated with the translation of the net assets of operations with non-US dollar functional currencies results in gains or losses being recorded directly in total equity.

The Group generally invests in assets denominated in currencies that match its liabilities to avoid currency mismatches. However, for yield enhancement and risk diversification purposes, the Group's business units also invest, in some instances, in instruments in currencies that are different from the originating liabilities. These activities expose the Group to gains and losses arising from foreign exchange rate movements. The Group's business units monitor foreign currency exposures and where these are not consistent with the risk appetite of the Group, positions may be closed or hedging instruments may be purchased.

The Group's net foreign currency exposures and the estimated impact of changes in foreign exchange rates are set out in the tables below after taking into account the effect of economic hedges of currency risk. Whilst providing economic hedges that reduce the Group's net exposure to foreign exchange risk, hedge accounting is not applied. Currencies for which net exposure is not significant are excluded from the analysis below. In compiling the table below the impact of a 5% strengthening of original currency is stated relative to the functional currency of the relevant operation of the Group. The impact of a 5% strengthening of the US dollar is also stated relative to functional currency. Currency exposure reflects the net notional amount of currency derivative positions as well as net equity by currency.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Net exposure

	United States Dollar	Hong Kong Dollar	Thai Baht	Singapore Dollar	Malaysian Ringgit	China Renminbi	Korean Won
	US\$m						
30 November 2007							
Equity analysed by original currency	11,387	(15)	2,141	(2,370)	318	355	831
Net notional amounts of currency derivative positions	(2,818)	—	686	2,728	—	—	—
Currency exposure	<u>8,569</u>	<u>(15)</u>	<u>2,827</u>	<u>358</u>	<u>318</u>	<u>355</u>	<u>831</u>
5% strengthening of original currency							
Impact on profit before tax	<u>128</u>	<u>(41)</u>	<u>(14)</u>	<u>8</u>	<u>2</u>	<u>8</u>	<u>8</u>
5% strengthening of the US dollar							
Impact on shareholders' equity	<u>(128)</u>	<u>(9)</u>	<u>(141)</u>	<u>(16)</u>	<u>(15)</u>	<u>(14)</u>	<u>(35)</u>
	US\$m						
30 November 2008							
Equity analysed by original currency	7,085	(502)	2,113	(1,887)	482	628	598
Net notional amounts of currency derivative positions	(3,316)	—	1,039	2,776	—	—	(96)
Currency exposure	<u>3,769</u>	<u>(502)</u>	<u>3,152</u>	<u>889</u>	<u>482</u>	<u>628</u>	<u>502</u>
5% strengthening of original currency							
Impact on profit before tax	<u>31</u>	<u>(66)</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>—</u>	<u>7</u>	<u>1</u>
5% strengthening of the US dollar							
Impact on shareholders' equity	<u>(31)</u>	<u>(5)</u>	<u>(156)</u>	<u>(42)</u>	<u>(24)</u>	<u>(28)</u>	<u>(25)</u>
	US\$m						
30 November 2009							
Equity analysed by original currency	11,824	(410)	2,448	(1,922)	563	704	924
Net notional amounts of currency derivative positions	(3,845)	—	1,256	3,031	—	—	100
Currency exposure	<u>7,979</u>	<u>(410)</u>	<u>3,704</u>	<u>1,109</u>	<u>563</u>	<u>704</u>	<u>1,024</u>
5% strengthening of original currency							
Impact on profit before tax	<u>103</u>	<u>(63)</u>	<u>1</u>	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>9</u>	<u>2</u>
5% strengthening of the US dollar							
Impact on shareholders' equity	<u>(103)</u>	<u>(9)</u>	<u>(184)</u>	<u>(54)</u>	<u>(28)</u>	<u>(30)</u>	<u>(50)</u>

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	United States Dollar	Hong Kong Dollar	Thai Baht	Singapore Dollar	Malaysian Ringgit	China Renminbi	Korean Won
	US\$m						
31 May 2010							
Equity analysed by original currency	11,845	(260)	3,185	(1,747)	546	777	1,214
Net notional amounts of currency derivative positions	(3,723)	—	1,277	2,964	—	—	—
Currency exposure	8,122	(260)	4,462	1,217	546	777	1,214
5% strengthening of original currency							
Impact on profit before tax	89	(59)	—	12	—	8	2
5% strengthening of the US dollar							
Impact on shareholders' equity	(69)	(12)	(223)	(60)	(27)	(34)	(59)

Equity market price risk

Equity market price risk arises from changes in the market value of equity securities and equity funds. With the exception of the Group's holding of shares in AIG, the majority of the Group's equity instruments are held to match investment-linked contracts, the investment risk in respect of which is wholly borne by policyholders, or in respect of participating business, where investment risks are shared between the Group and its policyholders. Equity securities form a relatively low proportion of the Group's overall non-linked investment portfolios (including participating funds).

Sensitivity analysis

Sensitivity analysis to the key variables affecting financial assets and liabilities is set out in the table below. Information relating to sensitivity of insurance and investment contracts with DPF is provided in Note 28. The carrying values of other financial assets are not subject to changes in response to movements in interest rates or equity prices. In calculating the sensitivity of debt and equity instruments to changes in interest rates and equity prices the Group has made assumptions about the corresponding impact of asset valuations on liabilities to policyholders. Assets held to support investment-linked contracts have been excluded on the basis that changes in fair value are wholly borne by policyholders. Sensitivity analysis for assets held in participating funds has been calculated after allocation of returns to policyholders using the applicable minimum policyholders' participation ratios described in Note 2. Information is presented to illustrate the estimated impact on profits and equity arising from a change in a single variable before taking into account the effects of taxation.

For the purpose of illustrating the sensitivity of profit and total equity to changes in interest rates and equity prices, the impact of possible impairments of financial investments classified as available for sale which may arise in times of economic stress has been ignored, since default events reflect the characteristics of individual issuers. Because the Group's accounting policies lock in interest rate assumptions on policy inception and the Group's assumptions incorporate a provision for adverse deviations, the level of movement illustrated in this sensitivity analysis does not result in loss recognition and so there is no corresponding effect on liabilities.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	30 November 2007		30 November 2008		30 November 2009		31 May 2010	
	Impact on profit before tax	Impact on net assets (before the effects of taxation)	Impact on profit before tax	Impact on net assets (before the effects of taxation)	Impact on profit before tax	Impact on net assets (before the effects of taxation)	Impact on profit before tax	Impact on net assets (before the effects of taxation)
US\$m								
Interest rate risk								
+ 50 basis points shift in yield curves	(45)	(1,130)	(53)	(1,096)	(64)	(1,492)	(73)	(1,643)
- 50 basis points shift in yield curves	45	1,130	53	1,096	64	1,492	73	1,643
Equity risk								
10 per cent increase in equity prices ...	464	716	204	214	308	314	402	409
10 per cent decrease in equity prices ...	(464)	(716)	(204)	(214)	(308)	(314)	(402)	(409)

Liquidity risk

Liquidity risk refers to the possibility that the Group is unable to meet its obligations to counterparties when falling due. This can arise when internal funds are insufficient to meet cash outflow obligations and where the Group is unable to obtain funding at market rates or liquidate assets at fair value resulting in the forced liquidation of assets at depressed prices. The Group is exposed to liquidity risk in respect of insurance and investment policies that permit surrender, withdrawal or other forms of early termination for a cash surrender value specified in the contractual terms and conditions.

The Group's liquidity position is monitored in compliance with regulatory and internal requirements in combination with maturity gap analyses. To manage liquidity risk, the Group has implemented a variety of measures, including emphasising flexible insurance product design so that it can retain the greatest flexibility to adjust contract pricing or crediting rates. The Group also seeks to match, to the extent possible and appropriate, the duration of its investment assets with the duration of insurance policies issued.

The maturity analysis presented in the tables below presents the estimated maturity of carrying amounts in the consolidated statement of financial position. The estimated maturity for insurance and investment contracts is proportionate to their carrying values based on projections of estimated undiscounted cash flows arising from insurance and investment contracts in force at that date. The Group has made significant assumptions to determine the estimated undiscounted cash flows of insurance benefits and claims and investment contract benefits, which include assumptions in respect of mortality, morbidity, future lapse rates, expenses, investment returns and interest crediting rates, offset by expected future deposits and premiums on in-force policies. The maturity profile of the Group's borrowings is presented on the presumption that the Group will continue to satisfy loan covenants which, if breached, would cause the borrowings to be repayable on demand. The Group regularly monitors its compliance with these covenants and was in compliance with them at the date of the consolidated statement of financial position and throughout each of the periods presented. Due to the significance of the assumptions used, the maturity profiles presented below could be materially different from actual payments.

A maturity analysis based on the earliest contractual repayment date would present the insurance and investment contract liabilities as falling due in the earliest period in the table because of the ability of policyholders to exercise surrender options. Financial assets and liabilities other than investment contract liabilities are presented based on their respective contractual maturities.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Total	No fixed maturity	Due in one year or less	Due after one year through five years	Due after five years through 10 years	Due after 10 years
30 November 2007						
Financial assets:						
Loans and receivables	5,665	204	4,165	392	427	477
Debt securities	44,404	—	1,925	8,983	15,168	18,328
Equity securities	20,139	20,139	—	—	—	—
Derivative financial instruments	422	—	14	107	301	—
Reinsurance receivables	87	—	87	—	—	—
Cash and cash equivalents	2,583	—	2,583	—	—	—
Total	73,300	20,343	8,774	9,482	15,896	18,805
Financial liabilities and insurance contracts:						
Insurance and investment contracts (net of reinsurance)	61,085	43	(1,316)	(929)	4,699	58,568
Borrowings	1,461	4	911	546 ⁽¹⁾	—	—
Obligations under securities lending and repurchase agreements	5,395	—	5,395	—	—	—
Derivative financial instruments	47	—	1	12	34	—
Other liabilities including tax payable	1,843	—	1,843	—	—	—
Total	69,831	47	6,834	(371)	4,733	58,568

Note: (1) Includes amounts of US\$488m (30 November 2007: US\$546m; 30 November 2008: US\$542m; 30 November 2009: US\$542m) falling due after 2 years through 5 years

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Total	No fixed maturity	Due in one year or less	Due after one year through five years US\$m	Due after five years through 10 years	Due after 10 years
30 November 2008						
Financial assets:						
Loans and receivables	4,002	232	2,220	736	637	177
Debt securities	42,323	—	1,842	9,568	13,661	17,252
Equity securities	8,747	8,747	—	—	—	—
Derivative financial instruments	252	—	2	160	90	—
Reinsurance receivables	19	—	19	—	—	—
Cash and cash equivalents	4,164	—	4,164	—	—	—
Total	59,507	8,979	8,247	10,464	14,388	17,429
Financial liabilities and insurance contracts:						
Insurance and investment contracts (net of reinsurance)	56,928	46	(1,304)	(1,824)	3,114	56,896
Borrowings	661	4	108	549 ⁽¹⁾	—	—
Obligations under securities lending and repurchase agreements	2,718	—	2,718	—	—	—
Derivative financial instruments	138	—	19	53	58	8
Other liabilities including tax payable	1,407	—	1,407	—	—	—
Total	61,852	50	2,948	(1,222)	3,172	56,904

Note: (1) Includes amounts of US\$488m (30 November 2007: US\$546m; 30 November 2008: US\$542m; 30 November 2009: US\$542m) falling due after 2 years through 5 years

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Total	No fixed maturity	Due in one year or less	Due after one year through five years	Due after five years through 10 years	Due after 10 years
30 November 2009						
Financial assets:						
Loans and receivables	4,648	1,814	1,508	209	626	491
Debt securities	52,201	—	1,624	11,825	14,806	23,946
Equity securities	16,178	16,178	—	—	—	—
Derivative financial instruments	453	—	12	308	133	—
Reinsurance receivables	29	—	29	—	—	—
Cash and cash equivalents	3,405	—	3,405	—	—	—
Total	76,914	17,992	6,578	12,342	15,565	24,437
Financial liabilities and insurance contracts:						
Insurance and investment contracts (net of reinsurance)	70,780	—	(687)	922	6,628	63,917
Borrowings	688	139	7	542 ¹	—	—
Obligations under securities lending and repurchase agreements	284	—	284	—	—	—
Derivative financial instruments	71	—	10	46	14	1
Other liabilities including tax payable	1,800	—	1,800	—	—	—
Total	73,623	139	1,414	1,510	6,642	63,918

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Total	No fixed maturity	Due in one year or less	Due after one year through five years	Due after five years through 10 years	Due after 10 years
US\$m						
31 May 2010						
Financial assets:						
Loans and receivables	4,564	2,078	1,217	390	393	486
Debt securities	55,834	—	1,930	11,969	15,987	25,948
Equity securities	17,394	17,394	—	—	—	—
Derivative financial instruments						
Reinsurance receivables	42	—	42	—	—	—
Cash and cash equivalents	3,222	—	3,222	—	—	—
Total	81,577	19,472	6,423	12,718	16,529	26,435
Financial liabilities and insurance contracts:						
Insurance and investment contracts (net of reinsurance)						
Borrowings	73,377	—	(532)	1,110	7,264	65,535
Obligations under securities lending and repurchase agreements	682	187	7	488 ⁽¹⁾	—	—
Derivative financial instruments	670	—	670	—	—	—
Other liabilities including tax payable	40	—	1	9	30	—
	1,945	—	1,945	—	—	—
Total	76,714	187	2,091	1,607	7,294	65,535

Note: (1) Includes amounts of US\$468m (30 November 2007: US\$546m; 30 November 2008: US\$542m; 30 November 2009: US\$542m) falling due after 2 years through 5 years

38. Employee benefits

Defined benefit plans

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
US\$m				
Present value of unfunded obligations	40	64	58	67
Present value of funded obligations	61	37	52	52
Total present value of obligations	101	101	110	119
Fair value of plan assets	(56)	(50)	(53)	(60)
Present value of net obligations	45	51	57	59
Unrecognised actuarial (losses)/gains	10	—	9	9
Unrecognised past service (cost)/benefit	—	(1)	(1)	(1)
Net recognised defined benefit obligations	55	50	65	67
Recognised defined benefit deficits	55	53	70	73
Recognised defined benefit surpluses	—	(3)	(5)	(6)

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

The Group operates funded and unfunded defined benefit plans that provide life and medical benefits for participating employees after retirement and a lump sum benefit on cessation of employment. The locations covered by these plans include Hong Kong, Singapore, Malaysia, Thailand, Taiwan, Indonesia, the Philippines and Korea.

Plan assets comprise:

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
		US\$m		
Equity securities	3	2	1	2
Debt securities	1	—	1	1
Real estate	40	38	39	38
Investment contracts issued by third party financial institutions	10	9	12	12
Bank deposits	2	1	—	7
Total	56	50	53	60

Movement in the present value of defined benefit obligations

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2010
		US\$m		
At beginning of financial period	86	101	101	110
Benefits paid by the plan	(3)	(6)	(6)	—
Current service costs and interest (see next page)	15	17	19	8
Actuarial losses/(gains)	(3)	2	(11)	—
Plan settlement, curtailment or amendment	—	1	(1)	1
Foreign exchange movements	6	(14)	8	—
At end of financial period	101	101	110	119

Movement in the fair value of plan assets

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2010
		US\$m		
At beginning of financial period	37	56	50	53
Contributions paid into the plan	6	7	4	5
Benefits paid by the plan	(3)	(6)	(7)	—
Expected return on plan assets	3	5	5	2
Actuarial gains/(losses)	7	(2)	(2)	—
Foreign exchange movements	6	(10)	4	—
Asset distributed on settlement	—	—	(1)	—
At end of financial period	56	50	53	60

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Expense recognised in consolidated income statement

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
			US\$m		
Current service costs	10	11	13	4	5
Interest on obligation	5	6	6	2	3
Expected return on plan assets	(3)	(5)	(5)	(3)	(2)
Settlement/curtailment (gains)/losses recognised	—	—	—	—	1
Total	12	12	14	3	7

The expense is recognised within the following line items in the consolidated income statement:

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
			US\$m		
Operating expenses	12	12	14	3	7

Actuarial assumptions

Principal actuarial assumptions at the reporting date are in the following ranges:

	As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010
Expected return on plan assets at the start of the reporting period	2.5 – 10.5%	2.75 – 9.75%	2.75 – 12.5%	2.75 – 12.5%
Future salary increases	3.0 – 9.0%	3.0 – 10.0%	3.0 – 10.0%	3.0 – 10.0%
Healthcare trend rate:				
Immediate trend rate	4.0 – 12.5%	4.0 – 12.5%	4.0 – 10.5%	4.0 – 10.5%
Ultimate trend rate	4.0 – 10.5%	4.0 – 10.5%	4.0 – 10.5%	4.0 – 10.5%
Year in which the ultimate trend rate is reached	2008 – 2013	2009 – 2013	2010 – 2013	2010 – 2013
Discount rate at the end of the reporting period	2.75 – 11.0%	1.5 – 15.0%	1.5 – 15.0%	1.5 – 15.0%

The overall expected long-term rate of return is based on the portfolios as a whole and not on the sum of the returns on individual asset categories. The return is based on historical returns without adjustment.

Assumptions regarding future mortality rates are based on published statistics and mortality tables. Average retirement ages and life expectancies are set out below for the principal locations with defined benefit employee benefit.

	Hong Kong	Singapore	Thailand	Malaysia	Philippines
Retirement age	65	62	60	55 – 60	65
Average life expectancy on retirement					
Males	18.5 years	21.5 years	18.1 years	19.2 -23.3 years	17.3 years
Females	20.4 years	24.1 years	21.2 years	25.5 -29.9 years	20.8 years

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Assumed healthcare cost trend rates affect the amounts recognised in profit or loss. A 1% change in assumed healthcare cost trend rates would have the following effects (expressed as weighted averages):

	1% increase				1% decrease			
	2007	2008	2009	2010	2007	2008	2009	2010
	US\$m							
Effect on the aggregate service and interest cost . . .	—	—	1	1	—	(1)	(1)	(1)
Effect on defined benefit obligation	1	7	4	4	(1)	(5)	(3)	(3)

Historical information

	As at	As at	As at	As at
	30 November 2007	30 November 2008	30 November 2009	31 May 2010
	US\$m			
Present value of the defined benefit obligation	101	101	110	119
Fair value of plan assets	(56)	(50)	(53)	(60)
Deficits of the plans	45	51	57	59
Experience gain/(loss) arising on plan liabilities	(2)	(14)	(7)	(7)
Experience gain/(loss) arising on plan assets	6	(2)	(2)	(2)

Contributions to funded and unfunded defined benefit plans during the year ended 30 November 2009 are not expected to be material.

Defined contribution plans

The Group operates a number of defined contribution pension plans. The total expense relating to these plans in the current period was US\$16m (for the year ended 30 November 2007: US\$20m; for the year ended 30 November 2008: US\$27m; for the year ended 30 November 2009: US\$30m; six months ended 31 May 2009 (unaudited): US\$15m).

The outstanding liability for defined contribution benefit plans is US\$1m (30 November 2007: nil; 30 November 2008: US\$1m; 30 November 2009: US\$1m).

39. Share based compensation

Stock compensation plans

The Group's employees have participated in seven different stock based compensation arrangements of AIG; the AIG 1999 Stock Option Plan, as amended ('the 1999 plan'), the AIG 1996 Employee Stock Purchase Plan, as amended ('the 1996 plan'), the 2002 and the 2007 AIG Stock Incentive Plans, as amended (collectively 'the AIG stock incentive plans'), various SICO Plans, the Deferred Compensation Profit Participation Plan ('DCPPP') and the Partners Plan.

Under IFRS, share based compensation is recognised and measured based on the fair value of the equity instruments granted measured at grant date. The Group is required to continue to recognise an expense in respect of share based compensation based on the fair value of the options at grant date.

On 30 June 2009, AIG completed a one-for-twenty reverse stock split. The comparative information presented for number of shares and option exercise prices reflects the reverse stock split. The reverse stock split did not result in any changes to the underlying terms or value of the share awards.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

The 1999 plan

Under the 1999 plan, options to purchase a certain number of shares of AIG's common stock have been granted to officers and other key employees of the Group and its subsidiaries at prices not less than the fair market value of those shares at the date of grant. The maximum number of options granted under the Plan in total is 2,250,000 and the maximum number of shares that may be granted to any employee in any one year is 45,000. Under this plan, 25% of the options become exercisable on the anniversary of the date of grant in each of the four years following that grant and expire 10 years from the date of grant. Each vesting tranche is accounted for as a separate grant for the purposes of recognising the expense over the vesting period.

	Year ended 30 November 2007		Year ended 30 November 2008		Year ended 30 November 2009		Six months ended 31 May 2010	
	Number of shares	Weighted average exercise price	Number of shares	Weighted average exercise price	Number of shares	Weighted average exercise price	Number of shares	Weighted average exercise price
Options								
Outstanding at beginning of financial period	47,622	\$1,222.63	46,769	\$1,240.01	47,539	\$1,232.40	41,519	\$1,232.47
Granted	3,800	\$1,413.45	3,750	\$1,132.66	—	—	—	—
Transfers in	6,795	\$1,221.91	2,325	\$1,237.60	1,264	\$1,237.04	1,304	\$1,214.86
Exercised	(1,047)	\$1,126.07	—	—	—	—	—	—
Transfers out	(8,605)	\$1,221.67	(3,451)	\$1,235.41	(2,411)	\$1,224.94	(1,468)	\$1,230.24
Forfeited or expired ...	(1,706)	\$1,238.86	(1,854)	\$1,223.14	(4,873)	\$1,139.50	(1,261)	\$1,311.35
Outstanding at end of financial period	46,769	\$1,239.78	47,539	\$1,232.42	41,519	\$1,232.47	40,074	\$1,229.81
Options exercisable at end of financial period	27,459	\$1,194.24	33,878	\$1,216.39	35,742	\$1,226.56	39,736	\$1,229.67
Weighted average fair value per share of options granted during the year		\$ 468.93		\$ 415.81		N/A		N/A

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Information about options outstanding and options exercisable by the Group's employees and directors as at the end of each reporting period are as follows:

Range of exercise prices	Options outstanding			Options exercisable		
	Number outstanding	Weighted average remaining contractual life (years)	Weighted average exercise price US\$	Number outstanding	Weighted average remaining contractual life (years)	Weighted average exercise price US\$
30 November 2007						
Range of exercise prices:						
Less than or equal to US\$1,000 ..	5,663	5.25	940.00	5,663	5.25	940.00
US\$1,000.01 - US\$1,100.00	12	4.67	1,058.00	12	4.67	1,058.00
US\$1,100.01 - US\$1,200.00	7,104	7.83	1,186.98	3,589	7.83	1,186.97
US\$1,200.01 - US\$1,300.00	21,301	6.19	1,268.20	15,522	5.97	1,261.51
US\$1,300.01 - US\$1,400.00	8,780	8.16	1,322.67	2,164	8.08	1,319.80
More than US\$1,400.01	3,909	8.59	1,429.55	509	5.74	1,492.73
Total	46,769	6.90	1,239.78	27,459	6.22	1,194.24
30 November 2008						
Range of exercise prices:						
Less than or equal to US\$1,000 ..	5,411	4.25	940.00	5,411	4.25	940.00
US\$1,000.01 - US\$1,100.00	237	8.96	1,029.96	12	3.67	1,058.00
US\$1,100.01 - US\$1,200.00	9,789	7.59	1,171.48	4,821	6.83	1,186.97
US\$1,200.01 - US\$1,300.00	19,938	5.18	1,268.01	17,954	5.09	1,265.70
US\$1,300.01 - US\$1,400.00	8,255	7.17	1,322.85	4,046	7.13	1,321.36
More than US\$1,400.01	3,909	7.59	1,429.55	1,434	6.74	1,446.05
Total	47,539	6.13	1,232.42	33,678	5.52	1,216.39
30 November 2009						
Range of exercise prices:						
Less than or equal to US\$1,000 ..	4,728	3.25	940.00	4,728	3.25	940.00
US\$1,000.01 - US\$1,100.00	224	8.25	1,028.39	56	8.25	1,028.39
US\$1,100.01 - US\$1,200.00	8,921	6.65	1,169.69	6,628	6.15	1,179.59
US\$1,200.01 - US\$1,300.00	16,838	4.17	1,267.57	16,838	4.17	1,267.57
US\$1,300.01 - US\$1,400.00	6,902	6.19	1,323.43	5,111	6.15	1,322.24
More than US\$1,400.01	3,906	6.59	1,429.49	2,381	6.28	1,435.57
Total	41,519	5.18	1,232.47	35,742	4.85	1,226.56
31 May 2010						
Range of exercise prices:						
Less than or equal to US\$1,000 ..	4,574	2.75	940.00	4,574	2.75	940.00
US\$1,000.01 - US\$1,100.00	224	7.75	1,028.39	112	7.75	1,028.39
US\$1,100.01 - US\$1,200.00	8,793	6.16	1,169.44	8,768	6.16	1,169.52
US\$1,200.01 - US\$1,300.00	16,455	3.68	1,267.77	16,455	3.68	1,267.77
US\$1,300.01 - US\$1,400.00	6,659	5.69	1,323.56	6,471	5.65	1,321.99
More than US\$1,400.01	3,369	6.48	1,423.53	3,356	6.48	1,423.54
Total	40,074	4.71	1,229.81	39,736	4.69	1,229.67

The 1996 plan

Under the 1996 plan, full time employees of AIG and its subsidiaries who have been employed for one or more years of service at the time of offering are eligible to purchase common stock of AIG at 85% of the fair market value as at the date of grant of the purchase right. Purchase rights of eligible employees are granted quarterly and are limited to the number of whole shares that can be purchased by an amount equal to 10% of their annual basic salary (excluding year end bonus) to a maximum of

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

US\$10,000 payable in 12 monthly instalments and may be cancelled at any time after commencement but before the last instalment date and receive a full return of contribution to date.

For the years ended 30 November 2008 and 2009, nil shares were purchased by employees of the Company (for the year ended 30 November 2007: 2,244 shares purchased at prices ranging from US\$1,142.80 to US\$1,190.60). 188 subscribed shares were cancelled during 2007. The weighted average fair value per share of the purchase rights granted in 2007 was US\$222.80.

The subscriptions were cancelled from October 2007 based on the market value of the common stock of AIG.

The AIG stock incentive plans

These plans provide equity based or equity related awards to employees of AIG and its subsidiaries.

Prior to March 2008, substantially all time-vested RSUs were scheduled to vest on the fourth anniversary of the date of grant. Effective March 2008, the vesting of the December 2005, 2006 and 2007 grants was accelerated to vest on the third anniversary of the date of grant.

The 2009 grant was made to one employee in March 2010, of which a portion is fully vested on grant and the remainder vests on the nine-month anniversary of the date of grant, and is transferable in three equal annual instalments beginning on the first anniversary of grant.

SICO plans

Starr International Company Inc ('SICO') provided compensation participation plans ('SICO plans') to certain Group employees. The SICO plans came into being in 1975 when the voting shareholders and the board of directors of SICO, a private holding company whose principal asset consisted of common stock in AIG, decided that a portion of the capital value of SICO should be used to provide an incentive plan for current and succeeding management of all companies in the wider group headed by AIG. Certain directors and employees of the Group participate in the SICO plans. Historically, SICO's board of directors could elect to pay participants cash in lieu of shares of common stock of AIG. On 9 December 2005, SICO notified participants that essentially all subsequent distributions would be made only in shares, and not cash.

DCPPP

Effective from 21 September 2005, AIG adopted the DCPPP, which provides equity based compensation to key employees of the wider group, including senior executive officers. The DCPPP was modelled on the SICO plans.

The DCPPP contingently allocated a fixed number of shares to each participant if AIG's cumulative adjusted earnings per share for 2005 and 2006 exceeded that for 2003 and 2004. This goal was met. At the end of the performance period, common shares are contingently allocated. The service period and related vesting consists of three pre-retirement tranches and a final retirement tranche at age 65. Due to a modification in March 2008 the vesting period was shortened to vest in three instalments, with the final instalment vesting in January 2012.

Partners Plan

On 26 June 2006, AIG's Compensation Committee approved two grants under the Partners Plan. The first grant has a performance period which runs from 1 January 2006 through 31 December 2007. The second grant has a performance period which runs from 1 January 2007 through 31 December 2008.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

In December 2007, the Compensation Committee approved a grant with a performance period from 1 January 2008 through 31 December 2009. The Compensation Committee approved the performance metrics for this grant in the first quarter of 2008. The first and the second grants vest 50% on the fourth and sixth anniversaries of the first day of the related performance period. The third grant vest 50% on the third and fourth anniversaries of the first day of the performance period.

Similar to the stock option plan, each vesting tranche is accounted for as a separate grant for the purpose of recognising the expense over the vesting period.

All grants were modified in March 2006. In 2007 and 2008 no compensation cost was recognised as the performance targets for these awards were not met, and the compensation cost recognised in 2006 was reversed as a result.

Valuation methodology

The Company utilises a binominal lattice model to calculate the fair value of AIG stock option grants. A more detailed description of the valuation methodology is provided below.

The following weighted average assumptions were used for stock options granted for the following periods:

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2010
Expected annual dividend yield	1.39%	3.77%	N/A	N/A
Expected volatility	32.82%	53.27%	N/A	N/A
Risk free interest rate	4.08%	4.43%	N/A	N/A
Expected term	7 years	4 years	N/A	N/A

The dividend yield is determined at the grant date. The expected volatility is the average of historical volatility (based on seven years of daily stock price changes) and the implied volatility of actively traded options on AIG's shares and the interest rate curves used in the valuation model were the US Treasury STRIP rates with terms from three months to 10 years. In 2008, the expected term is four years based on the average time to exercise which is derived from the output of the valuation model. In 2007 and 2006, the contractual term of the option is generally 10 years with an expected term of seven years calculated based on an analysis of historical employee exercise behaviour and employee turnover (post vesting terminations). The early exercise rate is a function of time elapsed since the grant. 15 years of historical data was used to estimate the early exercise rate.

The fair value of each award granted under the 1996, 1999 and AIG stock incentive plans, the DCP, the Partners Plan and the SICO Plans considers, as required, the above factors as well as the closing price of the former ultimate parent company's stock on the date of grant.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

A summary of shares relating to outstanding awards to the Group's employees and directors invested under the AIG stock incentive plans, SiCO plans, DCPPP and Partners Plan is presented below:

	Number of shares				Weighted average grant date fair value (US\$)			
	AIG stock incentive plans	SiCO	DCPPP	Partners Plan	AIG stock incentive plans	SiCO	DCPPP	Partners Plan
Year ended								
30 November 2007								
At 1 December	5,614	10,388	13,100	13,409	1,256.03	1,241.63	1,103.68	1,138.25
Granted	7,779	—	1,288	838	1,387.28	—	1,122.44	1,295.85
Transfers in	1,741	—	—	2,210	1,280.74	—	—	1,127.80
Issued/exercised	(282)	(1,775)	—	—	1,233.02	1,291.07	—	—
Transfers out	(645)	(2,361)	(1,901)	(2,865)	1,324.91	1,230.00	1,089.60	1,128.41
Forfeited	(1,272)	(150)	(180)	(428)	1,315.55	1,209.00	1,093.80	1,126.12
At 30 November	12,935	6,102	12,307	13,164	1,329.51	1,259.98	1,148.09	1,149.65
Year ended								
30 November 2008								
At 1 December	12,935	6,102	12,307	13,164	1,329.51	1,259.98	1,148.09	1,149.65
Granted	13,654	—	—	10,532	1,082.54	—	—	1,085.36
Transfers in	1,039	1,648	1,030	1,054	1,315.40	1,217.33	1,154.07	1,138.48
Issued/exercised	(390)	(1,325)	—	—	1,286.67	1,294.40	—	—
Transfers out	(1,084)	(345)	(360)	(878)	1,321.62	1,198.53	1,152.27	1,108.50
Forfeited	(3,378)	(520)	(760)	(2,624)	1,215.81	1,193.07	1,151.25	1,113.34
At 30 November	22,776	5,560	12,217	21,248	1,198.77	1,248.82	1,173.52	1,125.62
Year ended								
30 November 2009								
At 1 December	22,776	5,560	12,217	21,248	1,198.77	1,248.82	1,173.52	1,125.62
Granted	—	—	2,851	—	—	—	1,131.95	—
Transfers in	1,705	220	448	1,010	1,193.62	1,175.27	1,147.78	1,097.40
Issued/exercised	(4,054)	(750)	(8,310)	(395)	1,252.97	1,277.28	1,157.70	1,132.78
Transfers out	(1,948)	(400)	(647)	(1,645)	1,206.06	1,235.13	1,159.08	1,101.89
Forfeited	(3,520)	(1,240)	(1,779)	(9,134)	1,243.14	1,189.50	1,146.87	1,129.60
At 30 November	14,959	3,390	4,780	11,084	1,182.33	1,208.53	1,142.31	1,107.19
Six months ended								
31 May 2010								
At 1 December	14,959	3,390	4,780	11,084	1,182.33	1,208.53	1,142.31	1,107.19
Granted	118,605	—	—	—	34.45	—	—	—
Transfers in	343	80	200	225	1,126.78	1,192.02	1,142.32	1,083.85
Issued/exercised	(55,683)	—	(2,515)	(2,519)	156.80	—	1,147.60	1,131.60
Transfers out	(500)	(180)	(260)	(455)	1,143.05	1,228.65	1,137.53	1,087.15
Forfeited	(882)	—	—	(7,178)	1,117.68	—	—	1,069.51
At 31 May	76,842	3,290	2,205	1,157	154.19	1,207.03	1,136.84	1,131.60

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Recognised compensation cost

The total recognised compensation cost (net of expected forfeitures) related to share based compensation awards granted under the 1999 plan, the AIG stock incentive plans, the DCPPP, the Partners Plan and the SICO Plans are as follows:

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010
			US\$m		
1999 plan	3	2	1	—	—
AIG stock incentive plans	4	10	7	4	5
DCPPP	3	3	—	—	—
Partners Plan	—	4	—	—	—
SICO Plans	1	—	—	—	—
Total	11	19	8	4	5

Unrecognised compensation cost

The total unrecognised compensation costs (net of expected forfeitures) related to non-vested share based compensation awards granted under the 1999 and AIG stock incentive plans, the DCPPP, the Partners Plan and the SICO Plans are as follows:

	Remaining weighted average vesting period at 31 May 2010	Unrecognised compensation costs at 31 May 2010 US\$m
1999 plan	Within 1 year	—
AIG stock incentive plans	Within 1 year	5
DCPPP	Within 1 year	1
Partners Plan	Within 1 year	—
Total AIG plans		6
SICO plans	5 years	2
Total		8

Liability Awards

Following the AIG Events, the Office of Special Master for TARP Executive Compensation ("Special Master") must approve AIG's compensation payments for AIG's Chief Executive Officer, Chief Financial Officer, the three most highly compensated executive officers and next 20 most highly compensated employees of the AIG Group (including the AIA Group) (the "Top 25"). Additionally, the Special Master must approve the compensation structures developed for the next 75 most highly compensated employees and executive officers of the AIG Group (including AIA Group) (collectively with the Top 25, the "Top 100").

AIG has issued to the Top 100 highly compensated employees and executive officers various share-based grants requiring cash settlement, including restricted units. Cash settled awards are recorded as a liability until the final payout is made or the award is replaced with a share-settled award. At the end of each reporting period, any unsettled award or unvested restricted unit is remeasured based on the change in the fair value of the underlying asset and the liability and expense are adjusted accordingly.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

American International Group, Inc. Long-Term Performance Units Plan*Annual LTPU Salary*

Under the AIG Long-Term Performance Units Plan, AIG has awarded select employees periodic grants of Long-Term Performance Units, or LTPUs, at a specified annual dollar rate (Annual LTPU Salary). LTPUs granted in respect of Annual LTPU Salary vest immediately, but are not settled until the dates specified in an employee's award (generally one to three years from grant). The Annual LTPU Salary awards issued in May 2010 were effective from 1 January 2010, and an initial grant of LTPUs was made for that portion of the Annual LTPU Salary accrued from 1 January 2010. Subsequent grants are made semi-monthly.

LTPUs are units based on a basket of AIG common stock and debt securities designed to serve as a proxy for AIG's long-term value. At grant, each LTPU represents an 80/20 mix of AIG's 8.175% Series A-6 Junior Subordinated Debentures and AIG common stock. The LTPUs will be settled in cash based on the proportionate value of the underlying securities on the applicable settlement date. The debt securities are valued on the basis of the trailing ten-trading day volume-weighted average price as reported on the Financial Regulatory Authority's Trade Reporting and Compliance Engine system, and the common stock is valued on the basis of the closing price on the New York Stock Exchange.

LTPU Incentive

As part of their 2010 incentive compensation, select employees are eligible for awards of LTPUs under the AIG Long-Term Performance Units Plan based on the achievement of objective performance metrics during the performance period which runs from 1 January 2010 through 31 December 2010. The grants, which AIG expects to make to most eligible employees in the first quarter of year 2011, will be immediately vested and will be cash-settled three-years from the date of grant.

40. Remuneration of directors and key management personnel**Directors' remuneration**

The Executive Directors receive compensation in the form of salaries, bonuses, contributions to pension schemes, long term incentives, housing and other allowances, and benefits in kind subject to applicable laws, rules and regulations. Bonuses and long term incentives represent the variable components in the Executive Directors' compensation and are linked to the performance of the AIA Group and the individual Executive Directors. The share and share option awards presented relate to the AIG schemes described in note 39.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

The Group's remuneration of individuals that were directors of the Company at 30 November 2009 is included for years 2007 to 2009 presented in the tables below. There were no other directors of the Company between the date of its incorporation on 24 August 2009 and 30 November 2009.

	Salaries, allowances and benefits in kind		Bonuses ⁽¹⁾	Pension scheme contributions	Post employment benefits	Share based payments	Inducement fees	Termination fees	Total
	Directors' fees								
US\$									
30 November 2007									
Executive directors:									
Mark Wilson	—	1,009,373	300,000	27,480	5,412	126,035	—	—	1,468,300
Steve Roder ⁽¹⁾	—	417,335	840,000	18,381	4,274	—	—	—	1,279,990
Total	—	1,426,708	1,140,000	45,861	9,686	126,035	—	—	2,748,290

Note: (1) Mr. Roder joined the Group on 1 May 2007 and amounts presented relate to the period 1 May 2007 to 30 November 2007

	Salaries, allowances and benefits in kind		Bonuses	Pension scheme contributions	Post employment benefits	Share based payments	Inducement fees	Termination fees	Total
	Directors' fees								
US\$									
30 November 2008									
Executive directors:									
Mark Wilson	—	887,792	275,000	28,580	5,526	510,932	—	—	1,687,830
Steve Roder	—	548,115	200,000	31,500	7,481	181,242	—	—	968,338
Total	—	1,415,907	475,000	60,080	13,007	692,174	—	—	2,656,168

	Salaries, allowances and benefits in kind		Bonuses	Pension scheme contributions	Post employment benefits	Share based payments	Inducement fees	Termination fees	Total
	Directors' fees								
US\$									
30 November 2009									
Executive directors:									
Mark Wilson	—	1,647,180	1,594,000	28,680	5,665	489,569	—	—	3,765,094
Steve Roder	—	998,949	800,779	31,500	7,669	197,645	—	—	2,036,542
Total	—	2,646,129	2,394,779	60,180	13,334	687,214	—	—	5,801,636

	Salaries, allowances and benefits in kind		Bonuses ⁽¹⁾	Pension scheme contributions	Post employment benefits	Share based payments	Inducement fees	Termination fees	Total
	Directors' fees								
US\$									
31 May 2009 (unaudited)									
Executive directors:									
Mark Wilson	—	1,255,600	—	14,340	2,832	252,424	—	—	1,525,196
Steve Roder	—	712,582	—	15,750	3,834	98,659	—	—	831,025
Total	—	1,968,182	—	30,090	6,666	351,283	—	—	2,356,221

Note: (1) Bonus accruals for the six month period ended 31 May 2009 are not presented above.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

	Directors' fees	Salaries, allowances and benefits in kind		Pension scheme contributions	Post employment benefits	Share based payments	Inducement fees	Termination fees	Total
		Bonuses ⁽¹⁾							
US\$									
31 May 2010									
<i>Executive directors</i>									
Mark Wilson	—	1,752,226	2,916,517	14,340	2,876	230,603	—	—	4,916,562
Steve Roder ⁽²⁾	—	907,546	—	15,524	—	(378,820)	—	1,313,333	1,857,583
David Herzog ⁽³⁾	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Total	—	2,659,772	2,916,517	29,864	2,876	(148,217)	—	1,313,333	6,774,145

Note: (1) Mr. Steve Roder resigned as a director on 22 April 2010.

(2) Mr. David Herzog, who is an employee of AIG, was appointed a director of the Company on 7 April 2010. The services he provides to the Group are considered to occupy an insignificant amount of his time and he is not separately remunerated for such services. As such, no remuneration is presented.

(3) Bonus accruals for the six month period ended 31 May 2010 are not presented above.

Remuneration of five highest paid individuals

The aggregate remuneration of the five highest paid individuals employed by the Group in each of the three years ended 30 November 2009 and six month period ended 31 May 2010 is presented in the table below.

	Salaries, allowances and benefits in kind	Bonuses ⁽¹⁾	Pension scheme contributions	Post employment benefits	Share based payments	Inducement fees	Termination fees	Total
US\$								
31 May 2010	5,091,451	3,913,267	111,686	3,514	(82,068)	—	2,280,000	11,317,850
31 May 2009 (unaudited)	4,566,167	—	101,756	9,605	706,324	—	—	5,364,072
30 November 2009	6,321,054	3,882,357	161,385	19,609	1,323,618	—	—	11,828,223
30 November 2008	5,429,952	1,047,409	263,643	5,835	5,653,093	—	—	12,420,132
30 November 2007	5,230,631	6,820,925	209,162	10,172	2,068,216	—	—	14,359,106

Note: (1) Bonus accruals for the six month periods ended 31 May 2010 and 2009 are not presented above.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

The emoluments of the five individuals with the highest emoluments are within the following bands:

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Period ended 31 May 2009 unaudited	Period ended 31 May 2010
			HKS		
6,000,001 to 6,500,000	—	—	—	1	—
6,500,001 to 7,000,000	—	—	—	1	—
7,000,001 to 7,500,000	—	—	—	1	—
8,000,001 to 8,500,000	1	—	—	—	—
9,000,001 to 9,500,000	1	—	—	1	—
9,500,001 to 10,000,000	1	—	—	—	1
11,000,001 to 11,500,000	1	1	—	—	—
11,500,001 to 12,000,000	—	1	—	1	—
12,000,001 to 12,500,000	—	1	—	—	1
12,500,001 to 13,000,000	—	—	1	—	—
13,000,001 to 13,500,000	—	1	—	—	—
13,500,001 to 14,000,000	—	—	—	—	1
14,000,001 to 14,500,000	—	—	—	—	1
14,500,001 to 15,000,000	—	—	1	—	—
15,500,001 to 16,000,000	—	—	1	—	—
19,000,001 to 19,500,000	—	—	1	—	—
29,000,001 to 29,500,000	—	—	1	—	—
35,000,001 to 40,000,000	—	—	—	—	1
48,000,001 to 48,500,000	—	1	—	—	—
72,500,001 to 73,000,000	1	—	—	—	—

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Key management personnel remuneration

Key management personnel have been identified as the members of the AIA Group's Exco and members of the Company's Board. As the Group was formed on 30 November 2009 (see Note II.1), the key management personnel remuneration disclosures for the years ended 30 November 2007, 2008 and 2009 and the interim period ended 31 May 2010 reflect those individuals that were members of AIA Group's Exco or members of the Company's Board at 30 November 2009. The remuneration of these individual has been included for all periods presented.

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Period ended 31 May 2009 unaudited	Period ended 31 May 2010
	US\$				
Key management compensation and other expenses					
Salaries and other short term employee benefits ⁽¹⁾	7,108,733	7,793,734	14,900,774	7,146,777	7,856,498
Termination benefits	—	—	—	—	2,280,000
Post employment benefits — defined contribution	277,866	372,026	315,858	146,676	279,234
Post employment benefits — defined benefit	10,676	12,511	29,517	12,467	17,051
Post employment benefits — medical & life	30,100	38,981	40,159	20,079	14,405
Other long term benefits	—	—	2,586,969	—	6,082,141
Share based payment	626,551	1,993,218	1,418,414	728,637	(8,885)
Total	8,053,926	10,210,470	19,291,691	8,054,636	16,520,444

Note:(1) Bonus accruals for the six month period ended 31 May 2010 and 2009 are not included above.
(2) Mr. David Herzog, who is an employee of AIG, was appointed a director of the Company on 7 April 2010. The services he provides to the Group are considered to occupy an insignificant amount of his time and he is not separately remunerated for such services. As such, no remuneration is presented

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

41. Related party transactions

Transactions with related parties

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2009 unaudited	Six months ended 31 May 2010 unaudited
US\$m					
Transactions with related parties					
Reinsurance related parties					
(Income)/expense					
Premiums assumed	(9)	(64)	(63)	(47)	(3)
Premiums ceded to reinsurers	607	171	21	9	19
Claims recovered from reinsurers	(324)	(75)	(5)	(2)	(3)
Claims paid on inwards reinsurance	—	35	48	35	—
Recapture fee (see Note 5)	—	190	—	—	—
Commissions and fee income	(41)	(13)	—	—	(2)
	<u>233</u>	<u>244</u>	<u>1</u>	<u>(5)</u>	<u>11</u>
Non-insurance related party income					
Interest income	(36)	(30)	(3)	(2)	—
Income from services provided	(45)	(46)	(39)	(16)	(19)
	<u>(81)</u>	<u>(76)</u>	<u>(42)</u>	<u>(18)</u>	<u>(19)</u>
Non-insurance related party expenses					
Interest expense	9	7	1	1	—
Purchases of services	57	68	34	23	15
Corporate service fees	29	33	23	13	8
	<u>95</u>	<u>108</u>	<u>58</u>	<u>37</u>	<u>23</u>
Total	<u>247</u>	<u>276</u>	<u>17</u>	<u>14</u>	<u>15</u>
Term deposits held with related parties	<u>47</u>	<u>78</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Period ended 31 May 2010
Amounts due from related parties				
Insurance related amounts receivable	83	9	1	1
Loans receivable	1,589	29	87	—
Other amounts receivable	95	33	1	2
Total	<u>1,767</u>	<u>71</u>	<u>89</u>	<u>3</u>
Amounts due to related parties				
Insurance related amounts payable	76	7	3	10
Loans payable	812	20	50	50
Other amounts payable	12	29	51	16
Total	<u>900</u>	<u>56</u>	<u>104</u>	<u>76</u>

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Transactions with related parties are transactions with fellow subsidiaries of AIG with the exception of premiums assumed from associates of US\$nil (for the year ended 30 November 2007: US\$1m; for the year ended 30 November 2008: US\$1m; for the year ended 30 November 2009: US\$nil; six months ended 31 May 2009 (unaudited): US\$nil). Certain group companies receive amounts on behalf of and pay amounts on behalf of fellow subsidiaries. These amounts are included within other amounts receivable/payable. Refer to Note 1 for transactions relating to the Group reorganisation.

The recapture fee of US\$190m in 2008 relates to an amount paid by the Group to its then immediate parent, AIRCO, in full and final settlement of the recapture of the reinsurer's share of certain risks ceded. Refer to Note 5 for additional information.

The above amounts receivable from and due to related parties are all balances with fellow subsidiaries of AIG. Insurance related and other amounts due from/to related parties are unsecured, non-interest bearing balances which are expected to be settled within one year.

The Group entered into securities lending agreements with related parties. During 2009, the Group sold certain debt securities for proceeds of US\$864m to related parties, resulting in a recognised realised loss of US\$91m. These debt securities were purchased with collateral received from the securities lending programme. See Note 30 for further information.

Remuneration of directors and key management personnel is disclosed in Note 40.

Derivative financial instruments are disclosed in Note 22.

42. Commitments and contingencies

Commitments under operating leases

Total future aggregate minimum lease payments under non-cancellable operating leases are as follows:

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2010
	US\$m			
Properties and others expiring				
Not later than one year	64	69	76	89
Later than one and not later than five years	121	136	102	138
Later than five years	117	101	94	102
Total	<u>302</u>	<u>306</u>	<u>272</u>	<u>329</u>

The Group is the lessee in respect of a number of properties and items of office equipment held under operating leases. The leases typically run for an initial period of one to seven years, with an option to renew the lease when all terms are renegotiated. Lease payments are usually increased at the end of the lease term to reflect market rates. None of the leases include contingent rentals.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Investment commitments

	Year ended 30 November 2007	Year ended 30 November 2008	Year ended 30 November 2009	Six months ended 31 May 2010
			US\$m	
Not later than one year	—	107	90	134
Later than one and not later than five years	143	51	36	12
Later than five years	—	131	138	104
Total	143	289	264	250

Investment commitments consist of commitments to invest in private equity partnerships.

Contingencies

The Group is subject to regulation in each of the geographical markets in which it operates from insurance, securities, capital markets, pension, data privacy and other regulators and is exposed to the risk of regulatory actions in response to perceived or actual non-compliance with regulations relating to suitability, sales or underwriting practices, claims payments and procedures, product design, disclosure, administration, denial or delay of benefits and breaches of fiduciary or other duties. The Group believes that these matters have been adequately provided for in the Financial Information.

The Group is exposed to legal proceedings, complaints and other actions from its activities including those arising from commercial activities, sales practices, suitability of products, policies and claims. The Group believes these matters are adequately provided for in the Financial Information.

The Group is the reinsurer in a residential mortgage credit reinsurance agreement covering residential mortgages in Australia. Due to a change in law, further cessions under this contract ended in July 2008. This reinsurance is fully retroceded to a subsidiary of AIG. The Group is exposed to the risk of losses in the event of the failure of the counterparty retrocessionaire to honour its obligations. The principal balance outstanding of mortgage loans to which the reinsurance agreement relates were approximately US\$2,977m at 31 May 2010 (30 November 2007 US\$4,507m; 30 November 2008: US\$3,147m; 30 November 2009: US\$3,588m). The liabilities and related reinsurance assets, which totalled US\$15m (30 November 2007: US\$31m; 30 November 2008: US\$32m; 30 November 2009: US\$24m), respectively, arising from these agreements are reflected and presented on a gross basis in the Financial Information in accordance with the Group's accounting policies. The Group expects to fully recover amounts outstanding at the balance sheet date under the terms of this agreement from the retrocessionaire. In the event of a change in control of one party, the other party has the right to terminate the retrocession cover with the Group electing whether the termination is on a run-off basis or clean cut basis.

The Group provided reinsurance and retrocession of general insurance business which was primarily underwritten in the 1970s and 1980s. In the absence of any material claim notifications in the three years ended 30 November 2009 and up to 31 May 2010, the Group does not expect any further material liabilities to arise. At the time AIA-B was transferred to the AIA Group pursuant to the Reorganisation, AIRCO, the former owner of AIA-B, provided AIA with an uncapped indemnification for losses with respect to claims made before 1 November 2010 that result from the underwriting activities of the Bermuda office of AIA-B prior to 28 February 2009.

At 31 May 2010, the Group has issued capital guarantees and guarantees of indebtedness of approximately US\$1.8m and minimum guaranteed rates of return ranging from 0% to 5% to holders of units of pension funds that have an accumulation value of approximately US\$1,282m (30 November 2007: US\$1,272m; 30 November 2008: US\$1,232m; 30 November 2009: US\$1,260m). The Group has the ability to reduce the guaranteed rates of return, subject to obtaining approvals of applicable regulators.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

The status of the licences of the AIA Group is reviewed from time to time by the Group's regulators in light of a number of factors including the legal structure of the Group.

43. Subsidiaries

The principal subsidiary companies which materially contribute to the net income of the Group or hold a material element of its assets and liabilities are:

	Place of incorporation and operation	Principal activity	Issued share capital	Group's interest %				Auditors	Year of audit
				As at 30 November 2007	As at 30 November 2008	As at 30 November 2009	As at 31 May 2010		
American International Assurance Company, Limited ⁽¹⁾ ("AIA")	Hong Kong	Insurance	858,902,810 shares of US\$5 each	100%	100%	100%	100%	PricewaterhouseCoopers	2007 to 2010
American International Assurance Company (Bermuda) Limited ("AIA-B")	Bermuda	Insurance	2,000,000 shares of US\$1.20 each	100%	100%	100%	100%	PricewaterhouseCoopers	2007 to 2010
American International Assurance Company (Australia) Limited	Australia	Insurance	1,572,820 shares of AUD 1 each and 96,500 redeemable preference shares	100%	100%	100%	100%	PricewaterhouseCoopers	2007 to 2010
AIA Pension and Trustee Company Limited	British Virgin Islands	Trusteeship	1,300,000 ordinary shares of US\$1 each	100%	100%	100%	100%	PricewaterhouseCoopers	2007 to 2010
American International Assurance Earmad	Malaysia	Insurance	241,706,000 ordinary shares of RM1 each	—	100%	100%	100%	PricewaterhouseCoopers	2008 to 2010
PT AIA Financial (formerly known as PT AIG U.M)	Indonesia	Insurance	477,711,002 shares of Rp1,000 each	100%	100%	100%	100%	Ernst and Young PricewaterhouseCoopers	2007 2008 to 2010
PT Auransi AIA Indonesia ⁽²⁾	Indonesia	Insurance	450 shares of Rp10 million each	60%	60%	—	—	Ernst and Young PricewaterhouseCoopers	2007 2008
The Philippine American Life & General Insurance Company	Philippines	Insurance	200,000,000 shares of P\$10 each	99.79%	99.79%	99.79%	99.79%	Ernst and Young PricewaterhouseCoopers	2007, 2008 2009, 2010
AIA (Vietnam) Life Insurance Company Limited (formerly known as AIG Life Insurance (Vietnam) Company Limited)	Vietnam	Insurance	Contributed capital of VND 1,225,210,321,000	100%	100%	100%	100%	PricewaterhouseCoopers	2007 to 2010
Grand Design Development Limited	British Virgin Islands	Investment holding company	10,000 shares of HK\$100 each	100%	100%	100%	100%	KPMG PricewaterhouseCoopers	2007 2008 to 2010
Bayshore Development Group Limited	British Virgin Islands	Investment holding company	100 shares of US\$1 each	90%	90%	90%	90%	KPMG PricewaterhouseCoopers	2007 2008 to 2010
BFI-Phalan Life Assurance Corporation (formerly known as Aysla Life Assurance Inc.)	Philippines	Insurance	749,960,979 shares of PHP\$41 each	—	—	51%	51%	PricewaterhouseCoopers	2009 to 2010

Note: (1) The Company's subsidiary
(2) Deposited during 2009

All subsidiaries are unlisted.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

44. Immediate and ultimate controlling party

Prior to 30 November 2009, the immediate controlling party of AIA was AIRCO, a Bermuda company whose ultimate parent company was AIG, an insurance and financial services group in the United States of America.

In September 2008, AIG entered into a US\$85 billion revolving credit agreement (the 'Credit Agreement') and a guarantee and pledge agreement with the FRBNY. In conjunction with the Credit Agreement, AIG agreed to issue a series of convertible participating preferred stock ('the Series C Preferred Stock') to a trust to be established for the sole benefit of the United States Treasury (the 'AIG Credit Facility Trust'). The Series C Preferred Stock was issued to the AIG Credit Facility Trust on 4 March 2009. The Series C Preferred Stock is entitled to vote with the AIG common stock on all matters, and holds approximately 79.8% of the aggregate voting power of AIG shareholders entitled to vote, on an as converted basis. The AIG Credit Facility Trust has three independent trustees. Pursuant to the terms of the Trust Agreement, the trustees have absolute discretion and ultimate control over the preferred stock, subject to the terms of the Trust Agreement, and exercise all rights, powers and privileges of a shareholder of AIG.

The direct shareholders of AIA did not change as a result of the actions described above. However, a change of control occurred at the level of AIG, the ultimate parent of AIA. Through its ownership of the Series C Preferred Stock, the Trust owns an indirect interest in all domestic and international subsidiaries owned directly or indirectly by AIG, and is the ultimate controlling party of AIG.

On 2 March 2009, AIG and the FRBNY announced their intent to enter into certain transactions that would, amongst other things, reduce AIG's obligations under the Credit Agreement mentioned above. Accordingly, the FRBNY Agreement was entered into on 25 June 2009. The following transactions were effected in accordance with the FRBNY Agreement:

- on 11 August 2009, AIG Life Holdings (International) LLC ('AIG Life') formed a special purpose vehicle, AIA Aurora LLC;
- on 24 August 2009, AIA Aurora LLC formed AIA Group Limited;
- on 8 October 2009, AIG Life transferred AIA Aurora LLC to AIRCO;
- on 30 November 2009, AIRCO transferred AIA to AIA Group Limited;
- on 1 December 2009, AIRCO transferred to the FRBNY a preferred interest, with a US\$16 billion liquidation preference, in AIA Aurora LLC;
- AIG retained 100% of the common interest of AIA Aurora LLC (1% directly and 99% indirectly through AIRCO) as at 1 December 2009; and
- as consideration for the preferred interests in AIA Aurora LLC received by the FRBNY, the outstanding balance owed by AIG under the Credit Agreement was reduced by US\$16 billion.

Accordingly, with effect from 30 November 2009, AIA Group Limited became the immediate controlling party of AIA, after AIRCO, the former immediate parent company of AIA, transferred AIA to AIA Group Limited.

On 18 June 2010, AIRCO distributed 99% of the common interest of AIA Aurora LLC by way of a dividend in specie to its immediate shareholder, AIG Life. On the same date, AIG Life distributed the same to AIG. Following the distribution, AIRCO has ceased to hold any common interest in AIA

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Aurora LLC. The distributions have resulted in AIG holding 100% of the common interest of AIA Aurora LLC directly rather than 1% directly and 99% indirectly through AIRCO. The FRBNY has retained the preferred interest of AIA Aurora LLC.

45. Events after the reporting period

On 20 August 2010, the Group sold its AIG shares to AIG for approximately US\$81 million which will result in a realised gain of approximately US\$73 million.

On October 2010, the Group repaid the loan payable to AIG of US\$50 million.

III. FINANCIAL INFORMATION OF THE COMPANY

Statement of financial position

US\$m	Notes	30 November 2009	31 May 2010
Assets			
Investments in subsidiaries	2	13,994	13,994
Loans and receivables		—	1
Cash and cash equivalents	3	44	14
Total assets		14,038	14,009
Liabilities			
Borrowings	4	50	50
Provisions	5	30	1
Total liabilities		80	51
Equity			
issued share capital and shares yet to be issued	6	12,044	12,044
Share premium	6	1,914	1,914
Retained earnings		—	—
Total equity		13,958	13,958
Total liabilities and equity		14,038	14,009

Note: (1) Financial information for the Company for the period ended 30 November 2009 is presented for the period from initial formation on 24 August 2009 to 30 November 2009. The financial information of the Company should be read in conjunction with the Financial Information of the Group.

(2) Net profit of the Company for the periods ended 30 November 2009 and 31 May 2010 were US\$nil.

APPENDIX I

ACCOUNTANT'S REPORT

Notes to Financial Information of the Company

1. Accounting policies

Where applicable, the accounting policies of the Company are the same as for the Group as set out on pages 9 to 38.

2. Investments in subsidiaries

Movements in the Company's investments in its subsidiaries are as follows:

<u>US\$m</u>	
On formation	—
Acquisitions during the period ended 30 November 2009	<u>13,994</u>
At 30 November 2009 and 31 May 2010	<u>13,994</u>

See note 43 of the Group's consolidated financial information for further information of the Company's subsidiaries.

3. Cash and cash equivalents

The cash and cash equivalents balance consists of cash of US\$14m (30 November 2009: US\$44m) and cash equivalents of US\$nil (30 November 2009: US\$nil).

4. Borrowings

Borrowings represent a loan from AIG. The balance is non-interest bearing with no fixed maturity.

5. Provisions

In connection with the Company's acquisition of AIA a provision for expected transfer costs has been recognised.

6. Share capital and share premium

Details of share capital and share premium are presented in note 34 of the Group's consolidated financial information.

7. Risk management

Risk management in the context of the Group is discussed in note 37 of the Group's consolidated financial information.

The business of the Company is managing its investments in subsidiaries and associates operations. Its risks are considered to be the same as those described in the context of the consolidated group. Such investments are held by the Company at cost in accordance with accounting policy 2.4.

Financial assets, other than investments in subsidiaries and associates, largely consist of cash and cash equivalents.

Financial liabilities owed by the Company as at 30 November 2009 and 31 May 2010 consist of borrowings from AIG.

APPENDIX I**ACCOUNTANT'S REPORT**

8. Related party transactions

The Company receives dividend and interest income from subsidiaries and pays interest and expenses to those subsidiaries in the normal course of business.

Except as disclosed elsewhere in the Financial Information, there are no other material related party transactions.

IV. SUBSEQUENT FINANCIAL STATEMENTS

No audited financial statements have been prepared by the Company or any of its subsidiaries in respect of any period subsequent to 31 May 2010. No dividend has been declared, made or paid by the Company or any of its subsidiaries in respect of any period subsequent to 31 May 2010.

Yours faithfully,
[PricewaterhouseCoopers]
Certified Public Accountants
Hong Kong

2【主な資産・負債及び収支の内容】

「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」を参照のこと。

3【その他】

（1）後発事象

「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記45を参照のこと。

（2）訴訟

最新情報確認日において、AIAグループのメンバーはいかなる重大な訴訟、仲裁又は申立てにも関与していない。また、当社取締役は、AIAグループのメンバーに対する重大な訴訟、仲裁又は申立てが係属中であること又はそのおそれがあることは認識していない。

4【香港と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

添付の財務書類は、国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）及び香港公認会計士協会（以下「HKICPA」という。）が公表した香港財務報告基準に準拠して作成されたものであり、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本GAAP」という。）に従って作成されたものとは異なる。当グループの監査済財務書類の「重要な会計方針」のセクションに記載されている会計方針と日本GAAPとの間の主な相違点の要約は、以下の通りである。

（1）保険事業

（ ）商品の分類

IFRS及び香港財務報告基準に準拠した当グループの会計方針では、保険契約者との契約は、保険リスクのレベルに応じて保険契約又は投資契約のいずれかに分類される。保険契約は重要な保険リスクが移転する契約であり、投資契約は重要な保険リスクがない契約である。有配当型保険契約と呼ばれる一部の保険及び投資契約には裁量的な配当（以下「DPF」という。）が付されており、顧客は、保証された給付金を補完するものとして保険契約者配当金又はボーナスといった無保証の追加給付金を受け取る権利がある。当グループは、DPF付の投資契約から生じる債務の認識及び測定について、保険契約の場合と同じ会計方針を適用している。

DPFのない投資契約では、IAS第39号「金融商品：測定及び認識」及び、契約に投資運用要素が含まれている場合にはIAS第18号「収益認識」が適用される。IFRS第4号では、DPF付の保険及び投資契約について過年度に適用されていた会計方針の継続使用を認めているため、当グループは当該契約の会計処理にこの基準を適用している。

日本GAAPでは、保険会社が販売する商品は、保障商品、貯蓄商品、変額年金における資本保証、及び医療商品という4つの大きなカテゴリーのいずれかに分類される。金融庁の承認を受ける必要があるが、全ての商品は保険とみなされ、保険会社特有の会計処理がなされる。

（ ）保険料及び保険金の認識

IFRS及び香港財務報告基準に準拠した当グループの会計方針では、有配当型保険及び死亡保障付の年金保険を含む生命保険契約による保険料は、保険契約者からの支払期日到来時に収益認識される。給付金及び費用は、保険契約の予想契約期間にわたって利益を認識するように、収益に対応して計上される。有限払込契約についての保険料は支払期日到来時に損益に認識され、全ての超過利益は繰り延べられ、有効な保険の保険金額や年金契約の予想給付金支払額に対する一定の対応関係のもと損益認識される。

ユニバーサル生命保険等の、投資の性格を有しているが、保険契約とみなされるだけの十分な保険リスクのある保険契約及び一部の投資関連契約から保険料として回収した金額は、預り金として累積される。これらの契約による収益は、保険原価に関する保険契約手数料、管理料及び早期解約料からなる。前払手数料は、関連する契約の予想契約期間にわたり認識される。費用計上される保険契約給付金及び保険金には、関連する保険契約者の契約預り金及び保険契約者預り金の利息

を超える給付金・保険金の当期発生額が含まれている。

投資契約は、保険原価、費用及び早期解約料をカバーするためにチャージされる様々な手数料（保険契約手数料、取扱手数料、管理手数料及び解約手数料）から収益が構成される預り金負債として会計処理される。投資契約の契約者に対する負債の増加額は、保険契約給付金として損益計算書に反映される。

日本GAAPでは、保険商品からの保険料は回収日に収益として認識される。

（ ）繰延保険契約獲得費用及び繰延オリジネーション費用

IFRS及び香港財務報告基準に準拠した当グループの会計方針では、新規契約及び契約更新の獲得に応じて変化し、且つ直接関連する手数料、引受その他の保険証券発行費用を含む新規保険契約の獲得費用は、資産として繰延処理され、当該契約の予想契約期間にわたり償却される。各新規契約の発行に直接関連する手数料及びその他の費用の増分を含む、投資運用サービスを伴う投資契約の獲得費用は繰延処理され、投資運用サービスの提供される期間にわたって償却される。

日本GAAPでは、保険契約獲得費用に対応する費用は発生時に全て費用処理される。したがって、保険契約獲得費用（未経過保険料あるいは将来保険料に対応する部分）が繰延べられ予想保険期間にわたり償却されることはない。ただし、新規契約に係る純保険料責任準備金は、獲得費用の費用計上による資本への影響額を相殺するため、チルメル式調整により減額することができる。

（ ）負債の測定

IFRS及び香港財務報告基準に準拠した当グループの会計方針では、従来型の生命保険に関する保険契約負債は、平準純保険料方式による評価法を使用して算定される。この手法では、支払われる予想将来保険給付金の現在価値から、保険契約者から回収する予想将来保険料純額の現在価値を差し引いた金額で保険契約負債を表す。この手法では、契約開始日に設定された死亡率、疾病率、予想投資利回り、保険契約者配当率、解約率及び費用率の逆偏差のリスクに対する引当金について調整した、最善の見積りによる仮定を使用する。その後、これらの仮定は、負債十分性テストにおいて不足が生じない限りはそのまま固定される。ユニバーサル生命保険及び投資関連契約等の勘定残高が明確な契約の場合、保険契約負債は、保険料受取額及び投資収益受取額から死亡及び治療費用並びに諸費用に関する減額分を差し引いた累積価額である。有配当型ファンドにおいて締結されている有配当型保険契約に関しては、適用される規則に基づいて連結財政状態計算書日現在の該当する全ての投資利益が保険契約者配当金として宣言されたと仮定した場合に保険契約者に配分されるであろう有配当型ファンドの純資産の割合で、追加負債が設定される。

日本GAAPでは、ほとんどの商品について、規定の規制上の仮定を用いて純保険料が評価される。これらの仮定は通常、最善の見積りに関する仮定よりも保守的なものとなっている。また、この準備金に、徐々に金額を減らしながら最初の数年間の負債を減額するチルメル式調整を行うことも可能である。資本保証を伴う変額年金に係る負債は、明確な勘定残高と金融庁が規定する最低保証準備金を合算したものである。

（ ）負債十分性テスト

IFRS及び香港財務報告基準に準拠した当グループの会計方針では、保険契約負債の十分性は少なくとも年に一度評価される。負債の十分性は、当グループの保険契約の獲得、提供及び収益性の測定の方法に従って、契約ポートフォリオ毎に評価される。当グループは、当グループが営業活動を行っている各地域の市場について、負債十分性テストを個別に実施している。

日本GAAPでは、年に一度、負債十分性テストが実施されるが、最低保証給付金が設定されていない変額年金などの特定の契約は対象外である。このテストは、再保険キャッシュ・フローを

む、5年間の正味キャッシュ・フロー予測に基づき実施される。負債十分性テストで明らかになった不十分性は、損益又は持分を通じて表示される。

(2) 金融資産

() 指定及び測定

IFRS及び香港財務報告基準に準拠した当グループの会計方針では、金融商品は、損益を通じて公正価値で測定する金融商品、売却可能金融資産又は貸付金及び債権に分類される。

損益を通じて公正価値で測定する金融商品には、損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産とデリバティブ資産及び負債の2つのカテゴリーがある。経営陣は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定することで測定における矛盾がなくなる場合や、関連資産及び負債が積極的に公正価値ベースで管理されている場合に、金融資産をこれに指定している。

貸付金及び債権は、活発な市場における相場のない、固定又は確定可能な支払額を伴う非デリバティブ金融資産である。貸付金及び債権は、公正価値に取引費用を加えた価額で当初認識され、その後は実効金利法を用いて算定した償却原価より減損損失を控除した価額で計上される。貸付金及び債権からの受取利息は実効金利法を用いて連結損益計算書の投資収入に認識される。

損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産並びに貸付金及び債権は売却可能として分類される。保険及び投資契約負債並びに株主資本を裏付ける投資が公正価値ベースで管理されていない場合には、売却可能カテゴリーが使用される。売却可能金融資産は公正価値に取引費用を加えた価額で当初認識される。売却可能負債証券の取得原価と額面価額との差額は償却される。売却可能金融資産はその後は公正価値で測定される。売却可能として分類される負債証券からの受取利息は、連結損益計算書の投資収入に実効金利法を用いて認識される。売却可能として分類される有価証券に係る未実現損益の内訳は、為替換算差額とその他の公正価値の変動である。負債証券のような貨幣性の売却可能投資に係る為替換算差額は、連結損益計算書に投資実績として認識される。売却可能として分類される有価証券の公正価値の変動は、減損損失及び関連する為替差損益を除いて、資本の個別項目である公正価値準備金に認識される。

日本GAAPでは、金融商品を売買目的、満期保有目的、売却可能、並びに貸付金及び債権に分類している。この分類に応じて、金融商品は公正価値又は償却原価のいずれかで測定され、対応する未実現公正価値評価(損)益(該当する場合は為替差(損)益を含む。)が損益計算書又は純資産の部に計上される。非上場持分証券は、公正価値での測定が極めて困難である場合には取得原価で計上される(減損が生じている場合を除く。)

() 減損

IFRS及び香港財務報告基準に準拠した当グループの会計方針では、金融資産は定期的に減損評価が実施される。金融資産は、帳簿価額が見積回収可能価額を超過しており、金融資産の減損の客観的証拠がある場合に減損している。

日本GAAPでは、金融資産は公正価値が大幅に下落している場合に減損しているとされる。

(3) 外貨換算

IFRS及び香港財務報告基準に準拠した当グループの会計方針では、在外事業体の損益計算書及びキャッシュ・フローは、当該事業年度における平均為替レートで当グループの表示通貨に換算される(当該レートが取引日の実勢為替レートに近似しているため。)。在外事業体の財政状態計算書は期末為替レートで換算される。在外事業体に対する投資純額の換算により生じる為替換算差額は資本の為替換算準備金に計上される。外貨建て取引は取引日の実勢為替レートで会計処理される。当該取引の決済により生じる損益並びに外貨建ての貨幣性資産及び負債の機能通貨への換算により生じる損益は連結損益計算書で認識される。機能通貨とは、事業体が営業活動を行っている主たる経済環境の通貨である。

日本GAAPでは、機能通貨は法人組織(すなわち、海外子会社及び海外支店)に基づき決定される。海外子会社は現地通貨を機能通貨として使用し、海外支店は本社の通貨を機能通貨として使用する。

(4) その他の測定に係る差異及び類似点

() 不動産

IFRS及び香港財務報告基準に準拠した当グループの会計方針では、投資不動産及び自社保有不動産は、当該不動産の見積耐用年数にわたって定額法を用い、償却原価で測定される。リース保有の土地の原価が既知である場合、又はリースの開始時に信頼性をもって算定可能な場合には、当グループはリース保有の土地における持分と土地使用権を個別にオペレーティング・リースとして計上する。当該リースは取得原価で計上され、リース期間にわたって償却される。

日本GAAPでは、投資不動産及び自社保有不動産は償却累計額を控除した取得原価で測定される。減価償却は、取得原価に基づき見積耐用年数にわたって行われる。不動産の再評価は認められていない。

() グループ再編及び共通支配下における企業結合

IFRS及び香港財務報告基準に準拠した当グループの会計方針では、全表示期間を通じて共通支配下にある事業体の持分の譲渡によって生じたグループ再編及び企業結合は、本財務情報に表示されている最初の期間の期首現在で発生したものとして会計処理されている。取得した資産及び負債は、過年度のAIGの連結財務書類上で認識されていた帳簿価額をIFRSに基づく当グループの会計方針に合わせて適宜修正した金額で測定されている。被取得事業体の資本の構成要素は、その他の準備金の一部として認識される被取得事業体の株式資本を除き、資本内の同一構成要素に加算される。

日本GAAPでは、共通支配下における取引は譲渡前に測定された帳簿価額に基づき計上するよう要求されている。

第7【外国為替相場の推移】

当社の財務書類の表示に用いられた通貨（米ドル）と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているため、記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

以下は、当社普通株式に関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項の概要である。

（1）本邦における株式事務等の概要

株式の名義書換取扱場所及び名義書換代理人

本邦においては、当社普通株式の名義書換取扱場所又は名義書換代理人は存在しない。当社普通株式を取得する者（以下「実質株主」という。）と、その取得窓口となった金融商品取引業者（以下「窓口金融商品取引業者」という。）との間の外国証券取引口座に関する取決め（以下「外国証券取引口座約款」という。）により、実質株主の名義で外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）が開設される。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他当社普通株式の取引に関する事項は、全てこの取引口座を通じて処理される。各窓口金融商品取引業者は、取引口座を有する全ての実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を維持し、かかる明細表には各実質株主の名前及びそれら実質株主の各人の代わりに保有される当社普通株式の株数が記載される。

株主に対する特典

なし

株式の譲渡制限

当社普通株式に譲渡制限はない。

その他株式事務に関する事項

（ ）株券の保管

取引口座を通じて保有される当社普通株式は、窓口金融商品取引業者を代理する香港における保管機関（以下「香港保管機関」という。）又はその名義人の名義で登録され、香港保管機関により保管される。

（ ）実質株主明細表の基準日

当社は配当の支払又は新株引受権の付与のため基準日を定めることができる。かかる配当又は新株引受権を受領する資格を有する実質株主を決定するための実質株主明細表の基準日は、通常当該基準日と同一の暦日となる。

（ ）会計年度の終了

当社の会計年度は毎年11月30日に終了する。

（ ）公告

本邦においては、当社株式に関する公告は行わない。

（ ） 実質株主に対する株式事務に関する手数料

実質株主は、取引口座を開設するときに窓口金融商品取引業者の定めるところにより、外国証券取引口座約款に規定された手続き及び関連行為のための費用として、年間口座管理料を支払うほか、必要に応じて実費を支払う。

（２）本邦における実質株主の権利行使方法の概要

実質株主の議決権の行使に関する手続き

議決権の行使は、実質株主が窓口金融商品取引業者を通じて行う指示に基づき、香港保管機関又はその名義人が行う。実質株主が指示をしない場合、香港保管機関又はその名義人は、実質株主のために保有されている当社普通株式について議決権を行使しない。

余剰金の配当請求に関する手続き

（ ） 現金配当の交付手続き

外国証券取引口座約款に従い、現金配当は、窓口金融商品取引業者が香港保管機関又はその名義人からかかる配当金を一括受領することを条件として、取引口座を通じて実質株主に交付される。

（ ） 株式配当等の交付手続き

株式配当により割り当てられた当社普通株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口金融商品取引業者を代理する香港保管機関により香港で売却され、その純手取金は、窓口金融商品取引業者が香港保管機関又はその名義人からかかる手取金を一括受領することを条件として、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

株式分割の方法により発行される当社普通株式は、一般に、香港保管機関又はその名義人に対して交付される。

当社普通株式の譲渡に関する手続き

実質株主は、その持株の保管替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口金融商品取引業者との間の決済は、円貨又は窓口金融商品取引業者が応じ得る範囲内で実質株主が指定した外貨による。

新株引受権

当社普通株式について新株引受権が与えられた場合は、新株引受権は、原則として、窓口金融商品取引業者を代理する香港保管機関により香港で売却され、その純手取金は、窓口金融商品取引業者が香港保管機関又はその名義人からかかる手取金を一括受領することを条件として、その取引口座を通じて実質株主に支払われる。

本邦における配当等に関する課税上の取扱い

（イ）日本の居住者である個人である当社の実質株主（以下、本 において「個人株主」という。）が保有する当社普通株式についての配当及び売買損益に係る所得税・住民税並びに個人株主が保有する当社普通株式について相続が開始した場合における相続税、並びに（ロ）内国法人である当社の実質株主（以下、本 において「法人株主」という。）が保有する当社普通株式についての配当及び売買損益に係る所得税・法人税に関する本邦における課税上の取扱いの概要は、以下の通りである。但し、所得税・住民税に関する以下の記述は、当社普通株式が上場株式であることを前提とする。

なお、以下の記述は、本書の日現在施行されている日本の租税法令に基づくものであり、また、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであるに過ぎず、且つ例外規定の適用によって以下に記述されている内容とは異なる取扱いがなされる場合がある。また、以下の記述の内容は、適用ある諸法令の改正により変更されることがある。課税上の取扱いの詳細及び各投資家における具体的な課税上の取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認されたい。

（イ）個人株主

（Ａ）配当

個人株主が日本における支払の取扱者を通じて当社普通株式の配当の交付を受ける場合は、外国において当該配当の支払の際に徴収された外国源泉税の額（もしあれば）を外国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、一般的には平成23年12月31日以前は10%（所得税7%及び住民税3%）、平成24年1月1日以後は20%（所得税15%及び住民税5%）の税率で、源泉徴収（住民税については特別徴収）により課税される（この源泉徴収を「支払取扱者源泉徴収」という。）。

個人株主が受領した当社普通株式の配当については、日本で累進税率（所得税と住民税を合計した最高限界税率は50%）により総合課税の対象となる配当所得として確定申告を要する所得となる。但し、支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、かかる個人株主は、一般的には当該配当の金額については確定申告を要する所得に含めないことができ（これを「配当申告不要制度」という。）、かかる個人株主が当社普通株式について受領する配当に関しては支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

個人株主は、当社普通株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度（以下「配当申告分離課税」という。）を選択することができる。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記に記載した総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、当該配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算が適用ある法令に定める要件及び制限に従って認められる。他方、個人株主が、当社普通株式について受けた配当について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当と譲渡損失との損益通算は認められない。個人株主が、当社普通株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、一般的には平成23年12月31日以前は10%（所得税7%及び住民税3%）、平成24年1月1日以後は20%（所得税15%及び住民税5%）である。

なお、個人株主が累進税率による所得税の総合課税を受ける場合の確定申告及び配当申告分離課税を受ける場合の確定申告においては、上記に述べた当社普通株式の配当の支払の際に徴収された外国源泉税の額（もしあれば）は、適用ある法令に定める要件及び制限に従って外国税額控除の対象となり、また、上記で述べた当社普通株式の配当の交付を受ける際に支払の取扱者から源泉徴収された所得税額は、適用ある法令に定める要件及び制限に従って申告納付すべき所得税の額から控除される。

（B） 売買損益

個人株主による当社普通株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式の売買損益についての課税と原則として同様である。

（C） 相続税

日本に住所を有する個人、又は日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有する個人（当該個人又は相続若しくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。）が相続若しくは遺贈に係る相続の開始前5年以内のいずれかの時において日本に住所を有したことがある場合に限り。）が当社普通株式を相続するか又は当社普通株式の遺贈を受けた場合には、原則として日本の相続税法に基づき相続税が課されるが、一定の要件を満たしている場合には、外国で課された遺産税につき外国税額控除が認められる場合がある。

（口） 法人株主

（A） 配当

法人株主（公共法人等を除く。）が、日本における支払の取扱者を通じて当社普通株式の配当の交付を受ける場合は、外国において当該配当の支払の際に源泉徴収された外国源泉税の額（もしあれば）を外国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、平成23年12月31日以前は7%（所得税）、平成24年1月1日以後は15%（所得税）の税率で、源泉徴収により課税される。法人株主が受領した当社普通株式の配当は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金の額に算入される。但し、法人税の確定申告において、外国において当該配当の支払の際に徴収された外国源泉税の額（もしあれば）については外国税額控除を、日本における支払の取扱者から交付を受ける際に源泉徴収された所得税については所得税額控除を、それぞれ適用ある法令に定める要件及び制限に従って受けることができる。

（B） 売買損益

法人株主による当社普通株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式の売買損益についての課税と原則として同様であり、法人株主による当社普通株式の売却に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金又は損金の額に算入される。

実質株主に対する諸通知

当社による全ての通知は、株主名簿に記載されている者、及び、香港保管機関又はその名義人（場合による）に記載されている場合には当社株式に関して香港保管機関が維持する預託口座登録簿に預託者として記載されている者に対し、株主名簿又は預託口座登録簿（場合による）に記載されている該当者の登録住所宛てに送付される。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の発行する有価証券は金融商品取引法第24条第1項第1号及び第2号に該当しないため、該当事項はない。

2【その他の参考情報】

該当事項なし。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務書類】

該当事項なし。

第2【有価証券の様式】

発行日	券面番号	RUN / TFR番号	登録	株式数
-----	------	-------------	----	-----

[ロゴ]

AIAグループ・リミテッド
(香港において株式有限責任会社として設立)

株券
香港株主名簿

下記記載の者は、AIAグループ・リミテッド（以下「当社」という。）の発行済株式資本における全額払込済みの同社普通株式（1株当たりの額面金額1.00米ドル）の株主名簿上の株主として、当社の基本定款及び附属定款に服するものとして、下記に詳述する通り、登録されていることをここに証する。

┌	┐	コード:
└	┘	株式数:

上記発行日付において当社の証券専用印を押印の上交付された。

本株券と共に提出される場合でない限り、上記いずれかの株式の譲渡は登録することができない。

香港株式登録機関：コンピューターシェア香港インベスター・サービス・リミテッド

香港、ワンチャイ、クイーンズ・ロード・イースト 183、ホープウェル・センター 17階、1712号室～1716号室

第3【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。

『提出本文書の「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書を参照のこと。』